

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月17日
【事業年度】	自 2020年1月1日 至 2020年12月31日
【会社名】	ソシエテ・ジェネラル (Société Générale)
【代表者の役職氏名】	最高経営責任者 フレデリック・ウデア (Frédéric OUDEA : Chief Executive Officer)
【本店の所在の場所】	フランス共和国 パリ市9区 ブルバール オスマン 29 (29, boulevard Haussmann 75009, Paris, France)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 新 木 伸 一
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー 長島・大野・常松法律事務所
【電話番号】	03-6889-7000
【事務連絡者氏名】	弁護士 新 木 伸 一
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー 長島・大野・常松法律事務所
【電話番号】	03-6889-7000
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有する。

頭字語表

頭字語	定義	用語解説
ABS	資産担保証券	証券化を参照のこと。
CDS	クレジット デフォルト スワップ	証券化を参照のこと。
CDO	債務担保証券	証券化を参照のこと。
CLO	ローン担保証券	証券化を参照のこと。
CMBS	商業用不動産担保証券	証券化を参照のこと。
CRD	資本要求指令	
CVaR	信用バリュエ アット リスク	
EAD	デフォルト時エクスポージャー	
EL	期待損失	
ESG	環境、社会およびガバナンス	
G-SIB	グローバルなシステム上重要な銀行	SIFIを参照のこと。
LCR	流動性カバレッジ比率	
LGD	デフォルト時損失率	
NSFR	安定調達比率	
PD	デフォルト確率	
RMBS	住宅ローン担保証券	証券化を参照のこと。
RWA	リスクアセット	
SVaR	ストレス バリュエ アット リスク	
VaR	バリュエ アット リスク	

資産担保証券（ABS）

バーゼル1（合意）

証券化を参照のこと。

銀行の資本に対する国際的な最低値および基準値を設定することにより、国際的な銀行システムの自己資本および安定性を確保することを目的として、1988年にバーゼル委員会によって設定された健全性の枠組をいう。特に、最低自己資本比率（銀行により引き受けられた総リスクの割合を示す。）を8%として定めている。（出典：フランス銀行用語集（*Documents et Débats*）、第4号、2012年5月）

バーゼル2（合意）

銀行のリスクをより精緻に評価し、限定するために使用される健全性の枠組をいう。かかる枠組は、銀行の信用リスク、市場リスクおよびオペレーショナル リスクに焦点をあてている。（出典：フランス銀行用語集（*Documents et Débats*）、第4号、2012年5月）

バーゼル3（合意）	銀行の必要資本の質および量を向上させることによってバーゼル2合意を補完する、銀行の健全性基準の修正をいう。また、かかる合意は流動性リスク管理（量的比率）の観点から最低要件を実施し、金融システムのプロシクリカリティを制限するための方法（景気循環に従って変化する資本バッファ）を定義し、システム上重要な銀行に関する要件を強化している。（出典：フランス銀行用語集（ <i>Documents et Débats</i> ）、第4号、2012年5月）バーゼル3合意は、欧州で2014年1月1日より施行された指令2013/36/EU（CRD4）および規則第575/2013号（CRR）の下で実施されている。
債券	債券とは貸付の一部をいい、取引可能である有価証券の形で発行され、（所定の発行において）額面金額に応じて発行体に対する債権を付与する（発行体は法人、公共部門の事業体または政府である。）。
資金生成単位（CGU）	会計基準のIAS第36号に従い、その他の資産または資産のグループから生み出されるキャッシュインフローからは概ね独立したキャッシュインフローを生み出す識別可能な最小の資産のグループをいう。「IFRSの基準に従い、企業は資金生成単位（CGU）が構成する最大値を決定しなければならない。これらのCGUは、業務の観点において概ね独立していなければならない。企業はこれらのCGUのそれぞれに対して資産を割り当てなければならない。減損テストは、定期的に（価値が下がったと考える十分な理由がある場合）または毎年（のれんを含む場合）、CGUレベルで実施されなければならない。」（出典： <i>Les Echos.fr</i> , quoting <i>Vernimmen</i> ）
担保	借入人が支払義務を履行できない場合に貸付金の返済の担保として使用される、譲渡可能な資産または保証をいう。 （出典：フランス銀行用語集（ <i>Documents et Débats</i> ）、第4号、2012年5月）
債務担保証券（CDO）	証券化を参照のこと。
ローン担保証券（CLO）	証券化を参照のこと。
商業用不動産担保証券（CMBS）	証券化を参照のこと。
普通株式等Tier1資本	株式資本ならびに関連する資本剰余金および準備金を含み、健全性に関する控除が少ない資本をいう。

普通株式等Tier 1 比率	CRD 4／CRR規制に従って測定される、普通株式等Tier 1 資本とリスクアセットの比率をいう。普通株式等Tier 1 資本は、従前のCRD 3 指令（バーゼル 2）と比較するとより厳しい定義である。
包括的リスク測定（CRM）	追加的リスクに係る自己資本賦課（IRC）に加えて、特定の価格リスク（スプレッド、相関、回収等）の主要因となる、信用活動に相関のあるポートフォリオのキャピタルチャージをいう。CRMは、99.9%のリスク要因であり、0.1%の確率で生じる最悪な事態を排除した後の最も高いリスクである。
コアTier 1 比率	バーゼル 2 規制およびその変更であるバーゼル2.5に従って測定される、コアTier 1 資本とリスクアセットの比率をいう。
経費率	当行の営業費用を賄うために充てられている銀行業務純利益（NBI）の割合を示す比率をいう。かかる比率は、管理手数料をNBIで除すことにより算出される。
ベースス ポイント表示のリスク費用	ベースス ポイント表示のリスク費用は、期首における商業的純リスク費用と貸出残高の比率を使用することにより算出される。 純リスク費用は、バランスシートおよびオフバランスシート上のエクスポージャーのために計算されたリスク費用に対応する。すなわち、減価償却および（使用の有無にかかわらず）戻入額＋回収不能な債権に関する損失－償却済債権の回収金により算出される。訴訟引当金および訴訟引当金の戻入は、当該計算式からは除外される。
CRD 3	特に市場リスク（トレーディング勘定における資産（トランシェ資産および非トランシェ資産）の債務不履行リスクまたは格付変動リスクの組み込みの改善およびバリュアット リスク（定義を参照のこと。）のプロシクリカリティの軽減）の観点で知られている規制であるバーゼル 2 および2.5を組み込む資本要件についての欧州指令をいう。
CRD 4／CRR（資本要件規制）	バーゼル 3 を欧州において法制化する規制の集成を構成する指令2013／36／EU（CRD 4） および規則第575／2013号（CRR）をいう。したがって、これらは、自己資本比率、大口エクスポージャー、レバレッジ比率および流動性比率に関する欧州規則を定義しており、欧州銀行監督機構（EBA）の技術基準により補完されている。

信用リスクおよびカウンターパーティ リスク	当グループの顧客、発行体またはその他のカウンターパーティが財政的責任を果たせなくなることから生じる損失リスクをいう。信用リスクには、市場取引および証券化業務に関連するカウンターパーティ リスクが含まれる。
クレジット デフォルト スワップ (CDS)	信用リスクに対する双務的金融契約の形での保険メカニズムをいう。プロテクションの購入者が売却者に対して定期的に保証料を支払う代わりに、クレジット イベント（破産、支払不履行、支払猶予および人員削減）が発生した場合に、売却者が購入者に対して参照資産（国債、金融債または社債）に係る損失負担を保証する。（出典：フランス銀行用語集（ <i>Documents et Débats</i> ）、第4号、2012年5月）
信用バリュー アット リスク (CVaR)	想定される最悪の事態の上位1%を排除した上で発生しうる、個別のカウンターパーティのリスク限度額を設定するために使用する最大損失をいう。
デリバティブ	金融原資産（株式、債券、通貨等）または非金融原資産（農業またはその他のコモディティ等）の価値に基づき価値が変化する金融資産または金融契約をいう。状況に応じて、価値の変化にレバレッジの影響が伴う場合もある。デリバティブは、証券（ワラント、証書、EMTNプログラムに基づくストラクチャード債等）または契約（先物取引、オプション取引、スワップ取引等）の形をとることがある。上場デリバティブ契約は先物と呼ばれる。
回収懸念貸出金のカバレッジ比率	ポートフォリオの引当金および減価償却と回収懸念残高（顧客貸出金および債権、金融機関に対する貸出金および債権、ファイナンス リースおよびペーシック リース）の比率をいう。
期待損失 (EL)	取引構造の質および担保等のリスク軽減のためのあらゆる方策を勘案した上で発生する損失をいう。
デフォルト時エクスポージャー (EAD)	債務不履行が生じた場合のエクスポージャー、すなわち、カウンターパーティの債務不履行が生じた場合に金融機関が被るエクスポージャーをいう。EADは、バランスシート上およびオフバランスシート上の両方のエクスポージャーを含む。オフバランスシート上のエクスポージャーは、内部または規制上の換算率（予想ドローダウン）を用いてバランスシートにおける同等物に転換される。

公正価値	通常の市場状況下において、情報を得て同意した当事者間で、資産が交換されるまたは負債が決済される場合の金額をいう。
回収懸念残高総額の比率	回収懸念残高と帳簿貸出残高総額（顧客貸出金および債権、信用機関に対する貸出金および債権、ファイナンスリースならびにベーシック リース）の比率をいう。
ヘアカット	ストレス（カウンターパーティまたは市場ストレス リスク）下での証券の価値を反映することを目的とした、有価証券の市場価値の減少の割合をいう。減少の範囲は知覚リスクを反映している。
減損	資産に対する期待損失の計上をいう。（出典：フランス銀行用語集（ <i>Documents et Débats</i> ）、第4号、2012年5月）
追加的リスクに係る自己資本賦課（IRC）	トレーディング勘定における負債性金融商品（債券およびCDS）の1年間の対象期間内における格付変動リスクおよび発行体の債務不履行リスクにより発生した資本コストをいう。IRCは、99.9%のリスク要因、すなわち、0.1%の確率で生じる最悪の事態を排除した後の最も高いリスクである。
保険リスク	保険リスクは、資産／負債リスク管理（金利リスク、評価リスク、カウンターパーティ リスクおよび通貨リスク）の範囲を超える、保険引受リスク、死亡率リスクならびにパンデミック、事故および災害（地震、ハリケーン、産業災害またはテロもしくは戦争行為等）を含む生命保険および損害保険事業に係る構造的リスクを含むものをいう。
内部適正資本評価プロセス（ICAAP）	バーゼル合意の第2の柱に概説されたプロセスをいう。ICAAPによって、当グループは、発生するすべてのリスクに対する自己資本の適切性を検証している。
投資適格	外部格付機関によって付与される長期格付けをいい、カウンターパーティまたは原資産の発行に対して、AAA／AaaからBBB－／Baa 3の範囲で付与される。BB＋／Ba 1またはそれより低い格付けは、投機的格付商品であることを表す。
レバレッジ比率	レバレッジ比率は、銀行の貸借対照表の規模を制限する観点から定められた単比をいう。レバレッジ比率は、Tier 1資本を会計上のバランスシートおよびオフバランスシートと、特定の項目を再修正表示した後で比較する。CRRの適用に従い、新たなレバレッジ比率の定義の適用が開始された。

流動性	銀行に関しては、短期償還の債務をカバーする能力をいう。資産に関しては、本用語は資産を市場において即座に限定的な値引きで購入または売却できる見込みをいう。 (出典：フランス銀行用語集 (<i>Documents et Débats</i>)、第4号、2012年5月)
流動性カバレッジ比率 (LCR)	銀行の流動性リスク プロファイルの短期回復力の推進が意図されている比率をいう。LCRは、30日間のストレス期間、中央銀行の支援なしにインフローの純流出について要求された支払いを行うために、銀行に対し市場において容易に流動化できる無リスク資産を保持することを要求している。(出典：2010年12月バーゼル文書)
デフォルト時損失率 (LGD)	カウンターパーティのデフォルトに対するエクスポージャーにより被った損失と、デフォルト時におけるエクスポージャーの額の比率をいう。
市場リスク	市場パラメータの変動、かかるパラメータのボラティリティおよびパラメータ間の相関関係から生じる金融商品の価値の減少リスクをいう。これらのパラメータには、為替レート、金利ならびに有価証券(株式、債券)、コモディティ、デリバティブおよび不動産を含むその他の資産の価格が含まれるが、これらに限定されない。
市場ストレス テスト	内部のVaRおよびSVaRモデルと並んで、市場リスクを査定することを目的として行われるものをいう。当グループは、例外的な市況を勘案し、26のヒストリカル シナリオおよび8つの仮想シナリオに基づく市場ストレス テストシミュレーションを使用してエクスポージャーの監視を行っている。
メザニン	エクイティとデットの間のファイナンス形態をいう。順位の観点では、メザニン債はシニア債に劣後するが、株式より高い順位にある。
自己資本・適格債務に関する最低要件 (MREL)	欧州連合の銀行の再建・破綻処理指令(BRRD)は、「ベイルイン可能」債権(すなわち、銀行の破綻処理に使用されることができる債権)の最低比率を遵守することを要求している。MRELの要件は、銀行毎に個々の場合に応じて決定される。
モノライン保険会社	債券の信用格付けを向上させるため、信用補完取引に参加し、債券発行(例えば証券化取引)の保証を行う保険会社をいう。

1株当たり純利益	会社の純利益（資本性金融商品の下で記録されたハイブリッド証券に対する調整後）を発行済株式数の加重平均で除したものをいう。
安定調達比率（NSFR）	この比率は、銀行がより安定した資金源により自らの事業活動に資金を出す追加的なインセンティブを創出することにより、より長期間の回復力を強化することを目標とする。この構成比率は、対象期間が1年であり、資産および負債の持続可能な満期構造を提供するために開発された。 （出典：2010年12月パーゼル文書）
ネットティング契約	金融先物商品、有価証券貸付または再販契約に対して、特に不履行または解除時に、これらの契約により生じた遡及的な請求を正味残高にのみ基づく決済により相殺することに合意する二者間の契約をいう。マスター ネットティング契約は、マスター契約に基づく様々な契約の枠組に従い、かかるメカニズムを異なる種類の取引に拡大させることを可能にする。
オペレーショナル リスク（会計リスクおよび環境リスクを含む。）	特に手続および内部システムの不備、人的ミスまたは外部的事象等による、損失または制裁に関するリスクをいう。
自己株式	特に自己株式買戻プログラムの一部として、企業に保有される株式をいう。自己株式は、流動性契約の一部として保有される株式を除き、議決権から除外され、1株当たり利益の計算に含まれない。
人的コミットメント	保証金、自主的な保証または基本合意書により示されるものをいう。ある義務のために保証人となった者は、債務者がその義務を負わない場合に、債権者に対してかかる義務を負う旨、法的に拘束される。個別の保証は、保証人が、第三者による負債の対価として、最初の要求額または合意した条件に従う額のいずれかの合計を支払う旨、法的に拘束されるという保証である。基本合意書とは、行為するか、または行為しないことの保証であり、かかる基本合意書は、義務を負っている債務者に対して支援を提供することを目的とするものである。
物的担保	コモディティ、貴金属、現金、金融商品および保険契約を含む有形資産および無形資産ならびに有価証券を含む資産から構成される保証をいう。

プライム仲買業	ヘッジファンドの活動をより容易化および改善することに貢献する、ヘッジファンドに対する一連のサービスをいう。プライム仲買業者は、金融市場における基本的な仲買取引（顧客を代理しての売買）に加え、有価証券の貸付および借入サービスならびに特にヘッジファンドに合わせた金融サービスを提供する。
デフォルト確率（PD）	当行のカウンターパーティが1年以内に債務不履行に陥る可能性をいう。
格付け	発行体の金融的自己資本リスク（会社、政府またはその他公的機関）または取引（債券貸付、証券化、カバード ボンド）についての格付機関（ムーディーズ、フィッチ・レーティングス、スタンダード&プアーズ）による評価をいう。かかる格付けは、資金調達費用に直接的な影響を及ぼす。（出典：フランス銀行用語集（ <i>Documents et Débats</i> ）、第4号、2012年5月）
再証券化	すでに証券化されたエクスポージャーを証券化することをいい、裏付資産に関連するリスクがトランシェに分割されるため裏付資産のエクスポージャーの少なくとも1つが証券化されたエクスポージャーとなる。
住宅ローン担保証券（RMBS）	証券化を参照のこと。
自己資本利益率（ROE）	資本性金融商品として記録されたハイブリッド証券の利息を修正再表示された純利益と、修正再表示された帳簿上の資本（特に、ハイブリッド証券）との比率をいい、かかる比率により自己資本利益率の測定が可能となる。
リスクアペタイト	戦略的目標の観点から当グループが引き受ける準備をしている種類別および事業部門別のリスクの水準をいう。リスクアペタイトは、量および質の両方の基準を用いて導き出される。リスクアペタイトの使用は、当グループの意思決定機関が利用できる戦略的なステアリング ツールの1つである。
リスク加重	関連するリスクアセットを決定するために一定のエクスポージャーに適応されるエクスポージャーの加重割合をいう。
リスクアセット（RWA）	リスクにより加重された当行の資産またはエクスポージャーの価値をいう。

証券化	証券の発行を目的として、投資家が購入する取引可能な有価証券を発行する組織に、信用リスク（貸出残高）を移転する取引をいう。かかる取引は、残高の移転（物理的証券化）またはリスクのみの移転（クレジット デリバティブ）を含めることができる。適用ある場合、証券化取引は、証券の劣後化（トランシェ）を行うことが可能となる。
以下の商品は、証券化とみなされている。	
ABS	資産担保証券のこと。
CD0	債務担保証券のこと。資産ポートフォリオ（銀行ローン（住宅）または社債）を担保とした債務証券をいう。利息および元金の支払いは劣後されることがある（トランシェの作成）。
CLO	ローン担保証券のこと。銀行ローンの資産ポートフォリオを担保とするCD0をいう。
CMBS	商業用不動産担保証券のこと。抵当権付き法人不動産融資の資産ポートフォリオを担保とした債務証券をいう。
RMBS	住宅ローン担保証券のこと。住宅ローンの資産ポートフォリオを担保とする債務証券をいう。
株式	株式の形態で企業により発行された持分の出資をいい、保有比率を表し、所有者（株主）に対し、株主総会での議決権および利益または純資産の分配における持分割合に対する権利を付与するものである。
ストレス バリュエーション アット リスク（SVaR）	VaRのアプローチと同様に、「1日」のショックおよび99%の信頼区間を用いた「ヒストリカル シミュレーション」からなる算出方法である。対前年比の日々の変動の260のシナリオを使用するVaRと異なり、ストレスVaRは、重大な金融不安の観測期間に相当する固定の1年間を使用する。
構造的金利・通貨リスク	金利または為替レートにおける変動から生じる、当グループの資産における損失または評価損のリスクをいう。構造的金利・為替リスクは、商業的活動および自己の取引により被るものである。

ストラクチャード債またはストラクチャード商品	債券商品およびあらゆる種類の資産（株式、通貨、金利、コモディティ）に対するエクスポージャーを提供する商品（例えばオプション）を組み合わせた金融商品をいう。商品には、投下資本に対する全体的または部分的保証を含めることができる。ストラクチャード商品またはストラクチャード債という用語はまた、保有者が格付けのヒエラルキーに従う証券化取引による証券をいう。
システム上重要な金融機関（SIFI）	金融安定理事会（FSB）は、モラル ハザードおよびグローバルなシステム上重要な金融機関（G-SIFI）により揭示された世界的な金融システムに対するリスクを削減するための手段すべてを調整している。これらの銀行は、2011年11月にリストとして公表された「グローバルなシステム上重要な銀行に対する評価手法と追加的な損失吸収力の要件」というタイトルの文書に含まれる、バーゼル委員会規則により定義された基準を満たしている。かかるリストは、毎年11月にFSBにより更新されている。G-SIBに分類された銀行は、より厳格な資本要件の対象である。
Tier 1 資本	普通株式等Tier 1 資本およびその他Tier 1 資本から構成される。後者は、償還に対するインセンティブがなく、健全性に関する控除が少ない永久負債性金融商品に相当する。
Tier 2 資本	主に健全性に関する控除が少ない劣後債からなる補完的資本をいう。
Tier 1 比率	Tier 1 資本とリスクアセットとの比率をいう。
総自己資本比率または自己資本比率	総自己資本（Tier 1 およびTier 2）とリスクアセットとの比率をいう。
総損失吸収力（TLAC）	2014年11月10日、金融安定理事会（FSB）は、破綻時の損失吸収力について、「第1の柱」という要件を提案する最終条件を公開協議のために公表した。かかる新たな要件はG-SIB（グローバルなシステム上重要な銀行）のみに適用される。これは破綻時に「ペイルイン可能」と考えられる負債の比率であり、加重後のリスクまたはレバレッジ比率の分母について計算される。（出典：Revue de l'ACPR, No. 25）

転換リスク

異なる満期の資金を通して資産を調達する際に現れるリスク。満期の短い資金をより満期の長い資金に転換する従来の活動により、銀行は必然的に流動性リスクおよび金利リスクをもたらす転換リスクに直面する。転換は、資産が負債よりも満期が長い場合に生じる。逆転換は、より満期の長い資金を通して資産が調達される際に起こる。

自己株式

直接、間接にかかわらず、支配持分を保有している1つまたは複数の仲介会社を通じて、自己資本として会社により保有された株式をいう。自己株式は、議決権から除外され、また1株当たり利益の計算にも含まれない。

バリュー アット リスク (VaR)

当グループの日々の市場リスク エクスポージャー、特に、トレーディング活動（内部規制モデルに従った99%のVaR）を監視するために使用される複合的指標をいう。1年にわたり観察された最悪の出来事の上位1%を排除した上で計算された最大のリスクに相当する。上記の枠組では、これは算出された第2位および第3位の最大損失の平均に相当する。

第一部 【企業情報】

- (注) 1 本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有するものとする。
「発行会社」、「当行」、「親会社」または「SG」：ソシエテ・ジェネラル
「ソシエテ・ジェネラル・グループ」、「SGグループ」または「当グループ」：ソシエテ・ジェネラルならびにその連結子会社および関連会社
「フランス」：フランス共和国
- 2 本書において便宜上記載されているユーロの日本円への換算は、2021年3月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物相場の仲値（1ユーロ＝129.80円）による。
- 3 本書の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。
- 4 本文中「n/s」または「NM」とは重要でないことを示す。

第1 【本国における法制等の概要】

1 【会社制度等の概要】

(1) 【提出会社の属する国・州等における会社制度】

当行を規制する法的枠組は、フランス商法（*Code de commerce*）（その後の改正を含み、以下「会社法」という。）および同法施行規則である。

有限責任会社には主として株式会社（*Société Anonyme*）または有限会社（*Société à Responsabilité Limitée*）の形態がある。小規模の企業は一般に有限会社の形態をとっている。

以下は、当行を含む株式会社に適用がある会社法の主要規定の概略である。

株式会社が公募により設立される場合には定款（*by-laws*）を作成して、創立総会の承認を受けなければならない。公募によらない株式会社の設立の場合には、株主が定款に署名しなければならない。定款は株式会社が登録される商事裁判所（*Grefte du Tribunal de Commerce*）の書記官室に提出される必要がある。株式会社の法人格は、商事裁判所書記官から登録証が得られて初めて取得することができる。

定款は株式会社の根本規則を定めた文書である。定款には、会社の商号および形態、存続期間、登録事務所の所在地、その目的ならびに株式資本の額を記載しなければならない。

また定款には、とりわけ以下の事項を記載しなければならない。

- (a) 会社の設立時に発行する株式の数、種類および各種類に付された特定の権利の内容
- (b) 会社の株式の形式（記名式または無記名式）
- (c) 株式の譲渡性についての制限の有無
- (d) 会社の設立時に現物出資をする者の氏名、出資額およびかかる出資の対価として発行される株式数

株主

上場株式会社は7名以上のフランスまたは外国の個人または法人である株主を有することを要する。

株式資本

株式会社の最低株式資本は37,000ユーロである。1株当たりの額面金額について法律上の制約は存在しない。株式会社の株式資本は普通株式または優先株式で構成される。2004年6月24日付の会社法の改正以降、株式会社は、新しい「投資証券」(*certificats d'investissement*、以下「CI」という。)を同数の「議決権証書」(*certificats de droit de vote*)とともに発行することができない。

優先株式は、特定または不特定の期間における特定の権利とともに、一定期間停止される可能性のある議決権を付して、またはかかる議決権を付することなく発行される。議決権のない優先株式は上場会社の株式資本の4分の1を超えてはならず、非公開会社の株式資本の半分以上を超えることはできない。

フランスにおいて、無記名式または記名式株式の所有権はもはや株券によっては証明されず、記名式株式の場合、会社が保有する各株主の口座への記帳によって、また無記名式株式の場合、金融仲介機関における株主の個々の株式口座への記帳によって証明される。

株式を譲渡するためには、株主は会社または場合により金融仲介機関に譲渡指図を出さなければならない。

上場株式会社は、(a) 株式消却のため（資本がマイナスにならない減資が株主により承認された場合）または (b) 従業員持株制度のためにする場合、自己株式を取得することが認められている。上場株式会社は、定時株主総会の事前の承認を条件として、その株式資本の10%まで（その目的が会社の取得のための資金調達である場合には、5%まで）、自己株式の売買ができる。かかる取得は、特に、市場濫用に係る2014年4月16日付規則(EU)第596/2014号（その後の改正を含み、以下「MAR」という。）を理由に、困難となる可能性がある。しかしながら、MARはかかる取得が特定の目的（買戻プログラムおよび安定化措置）で行われた場合について、セーフハーバー条項による例外を設けている。取得株式の消却を行う場合、減資は特別株主総会によって承認または決議され、これを実行するためのすべての権限が取締役会(*Conseil d'administration*)に委任される。会社法は次のような株式の会社間の相互保有を禁止している。すなわち、株式会社は、自己の株式資本を10%を超えて所有する会社の株式を所有することができない。ある株式会社が他の会社を10%を超えて直接所有している場合は、当該他の会社は前者の会社の株式資本を1株たりとも所有することができない。

さらに、会社が直接にまたは子会社もしくはその支配する会社を通じて間接に自己株式の一部を保有している場合は、かかる株式はすべて議決権を剥奪され、定足数に算入されないものとする。

株主の責任は所有株式の額面金額を限度とする。

資本出資形態

資本出資は、金銭または現物出資のいずれかにより行われる。

払込金は、銀行、公証人または政府機関（*Caisse des Dépôts et Consignations*）に引受人の名簿とともに、その受領から8日以内に預託されなければならない。かかる預託金は、当該株式会社が登録番号を受領するまで引き出すことができない。

金銭を対価として引き受けられた株式は、最低でも額面金額の50%が払い込まれなければならない。残額は、取締役会の決定に基づき、会社の商業登記および会社登記（*Registre du Commerce et des Sociétés*）が有効になってから5年以内の時間的制約の下で、1回または複数回に分けて支払うことができる（事後の増資による株式については25%である。）。

現物出資（有形または無形資産）について、設立当初からの株主による全員一致の議決により、かかる議決が得られない場合には商事裁判所所長が1名または複数の独立鑑定人（*commissaires aux apports*）を選任する。かかる独立鑑定人は、現物出資の額について意見を出すものとする。鑑定意見は定款に添付される。

株式がプレミアム付で発行されるときは、かかるプレミアムは発行時に全額払い込まれることを要する。

社債の発行は、資本金が全額払い込まれるまで禁止される。ただし、一定の限られた場合について法律はかかる原則の例外を設けている。株主が2事業年度以上について財務諸表を承認していない会社の場合、一定の限られた場合（特に、株主が2事業年度以上について財務諸表を承認している会社の保証により利益を得る社債の発行を行う場合）を除き、社債の発行には財務状況の事前監査が必要となる。

増資および減資

会社の資本金は、金銭もしくは現物出資または特別株主総会の決議による利益剰余金の資本組入れにより増加することができる。特別株主総会は、一定の期間および金額の範囲内で、増資を決定する権限を取締役に委任するかまたは取締役会に決定を実行することを委任することができる。増資は新株式の発行または既存株式の額面金額の引上げにより行われる。株主はその資本出資を増加させる義務を負うものではない。

減資のためには、特別株主総会を開催し、株式を消却するかまたは額面金額を切り下げること決議する必要がある。特別株主総会において、減資を実行するためのすべての権限を取締役に委任することができる。

増資または減資は商事裁判所書記官に届け出ることを要し、また官報で公告しなければならない。

株式資本につながる証券の発行

特別株主総会は株式資本につながる証券の発行を決定し、またはその決定もしくは実行の権限を取締役に委任することができる。いかなる株式に関連する証券の保有者も、主として社債権者の「集合体」に関する規定と同じ規定が適用される「集合体」によって代表される。

管理および経営

会社法は会社の株主に2種類の運営制度について選択権を認めている。すなわち、取締役会および執行役員による運営または執行役会 (*Directoire*) および監督委員会 (*Conseil de surveillance*) による運営である。フランスにおいて適用のある取締役会および執行役員の組織概要は以下の通りである。

取締役会は3名以上18名以内の取締役からなる。合併の場合は取締役の数は暫定的に最高24名に増加することができる。取締役はフランスまたは外国の個人または法人になることができる。法人が任命された場合はその常任代表者として個人を指定しなければならない。2017年1月1日以降、各性別の取締役の数は、40%を下回ってはならない。かかる規定に違反し、取締役会の構成についての違反が是正されない場合、いかなる任命も無効となる。

取締役会は、その構成員の中から、取締役会の業務の組織化を担当する会長 (*Président du Conseil d'administration*) を選任する。

取締役は株主である必要はなく、6年を最長任期として定時株主総会において選任される。公募により設立されていない会社の最初の取締役会については、6年を最長任期として定款に取締役の氏名が掲げられる。取締役は株主により事前の通知、理由または補償なしに解任されることがある。

従業員により選任される取締役：株式会社の定款は、株主が選任する取締役に加えて、従業員が上場会社の場合は5名まで選任する旨規定することができる。ただし、かかる員数は他の取締役の3分の1を超えることはできない。上記のようにして2名以上の取締役が選任された場合、少なくとも1名が代表権を有することができる。従業員により選任された取締役は他の取締役と同一の権能および権限を有する。かかる取締役は最高6年間在職するものとし、任務の懈怠が立証された場合に、裁判所の命令によってのみ解任される。

取締役会は、会社の業務に係る社会問題および環境問題を考慮した上で、会社の利益に沿って、会社の方針を決定しその実施を確保する。株主総会に明示的に与えられた権限に服し、かつ会社の目的に規定された範囲内において、取締役会は会社の運営に関わるすべての事項を検討し、その決定により会社に関わる事項について決議し処理する。定款に特段の定めがない限り、取締役会の決議は出席取締役または委任により代理された取締役の多数決により決せられる。可否同数の場合は定款に別段の定めがない限り会長が決定権を有する。有効な決議の定足数は取締役会の総数の半数である（委任状による出席を除く。）。

経営権は最高経営責任者 (*Directeur Général*) にある。最高経営責任者は取締役会によって選任され、取締役会の構成員となることもできる（会長の地位も兼任することができる。）。最高経営責任者は第三者との関係で会社を代表し、経営について責任を負う。会社の目的の範囲内で、法律上株主総会および取締役会により、明示的に与えられた権限に従い、会社の名義で行為する広汎な権限を有している。定款上または取締役会が課した最高経営責任者に対する制限は会社内部では拘束力を有するものの、第三者に対してはこれを主張できない。また、会社の目的違反は、第三者がかかる違反を実際に知っていた旨が証明されない限り、第三者に対して主張できない。

最高経営責任者の主導により、取締役会は第三者との関係では最高経営責任者と同様の権限を持つとみなされる1名または複数のCEO代行 (*Directeur Général Délégué*) を、5名を上限として任命することができる。

取締役会会長、最高経営責任者およびCEO代行は個人でなければならない。

本「管理および経営」に記載の事項につき、以下の点に留意されたい。

- ソシエテ・ジェネラルは、従業員株主を代表する取締役の指名につき、免除を受けていた。
- 2019年5月22日付の法律により当該免除が撤廃されたため、ソシエテ・ジェネラルは、遅くとも2021年5月までに、従業員株主を代表する取締役を取締役会に入れなければならない。
- かかる要件を遵守するために、ソシエテ・ジェネラルの株主は、
 - 2020年5月の株主総会において、取締役会内に従業員株主を代表する取締役の代表を導入するために、ソシエテ・ジェネラルの定款を改正した。
 - 2021年5月の株主総会において、改正後の定款に規定の規則に従って、従業員株主を代表する取締役を指名する。

したがって、2021年株主総会の終結時において、取締役会は3種類の取締役、すなわち、(i) 株主により指名される取締役、(ii) 従業員により選任される従業員を代表する取締役、および(iii) 株主により指名される従業員株主を代表する取締役により構成されることとなる。

株式上の権利

(a) 株主総会

株主は株主総会を通じて会社に対する支配権を行使する。総会には通常および特別の2種類がある。

株主総会開催日の2営業日前のパリ時間深夜0時0分において株主たる地位を証明することのできる株主のみが株主総会に参加することができる。

株主は出席し、遠隔的に議決権を行使し、または議長もしくは配偶者、連帯市民協約(PACS)上の配偶者、その他の株主もしくは自ら選んだその他の個人もしくは法人に委任状を与えることができる。株主は、会社が定める投票用紙を提出し、かつ各議題の議案に対して賛否を明示することにより郵送(または法定の場合は電子的方法)によって議決権を行使することができる。かかる用紙は定款が定める期間内に会社に返送されなければならない。

株主総会開催日の2営業日前のパリ時間深夜0時に先立つ株式処分の場合、会社は事前の議決権行使または提出された委任状を適宜調整する。

少なくとも毎年1回、財務諸表を承認するために、事業年度末から6ヶ月以内に定時株主総会が開かれなければならない。法律によりまたは定款に従い株主の承認を要する会社の経営に関するいかなる事項(定款変更を除く。)についても必要に応じて他の定時株主総会を開くことができる。定時株主総会の第1回招集の場合の定足数は、少なくとも議決権付株式の5分の1を有する株主が出席または代理人により出席することにより満たされる。第2回招集については定足数の要件はない。可決のためには出席または代理人により出席する株主が有する議決権の過半数(50%超)を要する。

特別株主総会においてのみ定款を変更することができる。利益剰余金、準備金または株式発行プレミアム
の資本組入れは、定時株主総会に適用される定足数および多数決要件に従い特別株主総会で可決することが
できる。特別株主総会の他の決議については、定足数は、少なくとも第1回招集で議決権付株式の4分の
1、第2回招集で5分の1を有する株主が出席または代理出席することにより満たされる。可決のためには
出席または代理人により出席する株主が有する議決権の3分の2の多数を要する。

定款により数種の株式が定められている場合は、特別株主総会の承認がなければこれらの種類の株式の権
利内容に変更を加えることができない。さらに、関係する種類の株主の特別株主総会により当該決議が承認
されなければならない。株主の全員一致の承認がなければ、特別株主総会においても定時株主総会におい
ても既存株主の財政的責任を拡大することはできない。

(b) 議決権

議決権行使に関する契約は、一般に法的に強制することができない（ただし、会社の利益に反しない限
り、一定の条件の下で締結されることがある。）。原則として1株当たりの議決権の数は、所有する株式資
本の割合に比例しなければならない。1株は少なくとも1個の議決権を有しなければならない。これらの原
則には例外がある。株主1人当たりの議決権の数を制限することは可能であるが、かかる制限は種類にかか
わらず全株式に適用されなければならない。また、上述の議決権を有さない優先株式を発行することも可能
である。上場会社において、株主総会で反対の決議がなされない限り、同一の株主の名義により2年間登録
されていると判断されるすべての株式について2倍の議決権が与えられる。2年の保有期間の算定は、2014
年4月2日に開始する。

上場会社の株式資本または議決権の5%、10%、15%、20%、25%、30%、3分の1、50%、3分の2、
90%または95%の水準（報告主体が実際に保有する株式および議決権ならびに報告主体が実際に保有する株
式および議決権と同視される株式および議決権を考慮する。）を直接または間接に超え、または下回る株主
（または共同して行為する株主グループ）は、会社およびフランスの金融市場庁（*Autorité des Marchés
Financiers*、以下「AMF」という。）にその旨を通知しなければならない。この通知義務は、特に（i）信
用機関または投資会社の売買勘定によって保有される株式の場合で、株式またはそれに付随する議決権が
AMFの規制当局の規則によって決定された比率を超えず（本書提出日現在、5%を上限とする。）、また議
決権が発行体の経営に干渉するために行使その他使用されるものでない場合、および（ii）発行体の経営に
参加しておらず、発行体による関連株式の購入またはそれらの価格支援を促すための影響力を持たない者につ
いて、資本または議決権の5%の水準を超え、または下回る場合に限り、市場形成活動の枠組の中で行動
するマーケットメーカーの場合等、いくつかの場合に適用されないことがある。

投資家が上記水準を超え、または下回ると、株式資本または議決権を取得することができる有価証券についての従来の開示義務に加えて、別の開示義務が生じる。すなわち、(i) 未発行株式およびこれに付される議決権を取得することができる有価証券の数および(ii) フランス通貨金融法典 (*Code Monétaire et Financier*) において言及されている合意または金融商品の所有者が、かかる合意または金融商品の効力により取得することができ、かつ当初の開示義務の目的で同化されるわけではない発行済株式または議決権について開示義務が生じる。

当初の開示義務の目的で同化される株式または議決権に関する合意または金融商品の所有者が、前述の株式または議決権を取得し、結果として上述の報告水準の議決権または資本の1つを（個人または連帯した複数の株主で）超える場合、かかる超過につき、所有者は当該会社およびAMFに再度開示しなければならない。

かかる開示義務を怠った場合、正規に開示が行われかつかかる開示後2年間が経過するまでの間は、当該水準を超える株式については議決権を行使することができない。会社の会長、株主またはAMFのいずれかの請求により、通知を行わない株主が有する議決権の全部または一部は、その会社が登録されている場所の商事裁判所によって5年を超えない期間取り消されることがある。これらの制裁の如何にかかわらず、行政処分および刑事罰も科されることがある。10%、15%、20%および25%を超え、または下回る保有に関しては、追加で、AMFおよび会社に対し、次の半年間についての声明が必要となる。また上場会社の資本または議決権の0.5%以上の株式譲渡について優先的条件がある契約のすべての条項が、会社およびAMFに開示されなければならない。AMFが定める特例に従って、株主（または共同して行為する株主グループ）が上場会社の株式資本または議決権の30%超を取得しようとする場合は、会社の100%の株式資本および株式資本または議決権が付された証券の公開買付けを行わなければならない。

(c) 配当

配当および利益の分配は株主により承認されなければならない。定款に記載がなければ配当金の支払金額について制限はないが、準備金控除後の剰余利益を上回ることができない。さらに、各年、純利益の最低5%は、法定準備金が発行済株式資本の10%に達するまで同準備金に組み入れることを必要とする。定款により第1次配当を設けることができる。法定監査人が意見を述べた最終または中間貸借対照表において利益が、減価償却、準備金および必要な場合は繰越損失による調整後に中間配当の額以上である場合には、株式会社は中間配当を支払うことができる。取締役会（または執行役会）は、中間配当の分配、その金額および支払日について決定する。いずれの場合も、裁判所の決定により認可されない限り、配当の支払いは前事業年度末から9ヶ月経過後に行うことはできない。

(d) 清算

会社の清算の場合は、全負債および清算費用の支払い後の残存資金は株主およびCI所持人の間で、その持分に応じて比例分配される。

(2) 【提出会社の定款等に規定する制度】

以下は当行の2020年5月19日付定款（以下、本項において「当行定款」という。）および当行に適用される一定の法律に基づく当行の規定を要約したものである。

一般的事項

当行定款は、当行の株式が1株の額面金額1.25ユーロの全額払込済普通株式（当行のその時々発行済株式を以下「本株式」という。）により表章されることを規定する。

当行定款の規定に従い、当行の株式資本または議決権の1.5%または3%以上を表章する株式数を何らかの方法により直接的または間接的に有することとなった単独または共同の株主は、かかる基準値を超えてから4取引日以内に、基準値を超えた旨を当行に書面で報告しなければならない。また当該報告において、株式資本につながる証券の所有数を記載しなければならない。ミューチュアルファンドの管理会社は、管理するファンドが保有する当行の株式の総数に基づき、かかる情報を提供しなければならない。3%を超えた後も、追加で当行の株式資本または議決権の1%を超える度に、かかる事実を当行に通知しなければならない。株式資本または議決権数が上記各基準を下回ったときにも同様の情報を要求される。当行は、定款に基づき、ユーロクリアフランスを通じて、現在または将来における株主総会の議決権を有する有価証券の所持人の身元および同所持人が各自保有する当該有価証券の数を知ることができる。

なお、信用機関（金融機関としての当行を含む。）は、他の会社の場合よりもより厳格な規制に服す。かかる規制（現行のフランスの規制、特に2017年12月4日付行政命令（*Arrêté du 4 décembre 2017 relatif à l'agrément, aux modifications de situation et au retrait de l'agrément des établissements de crédit*）により定義される。）は次の通り規定する。株主または共同で行為する株主は、直接的もしくは間接的に、会社の持分を取得、増加もしくは減少させるか、または会社の持分の保有を終了することによりその持分が株式資本または議決権の10%、20%、3分の1または50%の水準を超え、または下回る場合、かかる取引の完了前に、場合に応じて、フランス健全性監督破綻処理当局（*Autorité de Contrôle Prudentiel et de Résolution*（ACPR））に対し通知するか、ACPRの指示に従い、最終決定のために欧州中央銀行（ECB）に送付される事前認可の依頼書を提出しなければならない。

株式の権利

当行の定款および会社法に基づく本株式の主な特徴を以下に記載する。

議決権

以下の2段落に記載する通り、株主は本株式1株当たり1議決権を有する。適用ある法規に従って、議決権行使基準日すなわち株主総会開催日の2営業日前において株主たる地位を証明することができる株主に限り、株主総会に参加することができる。さらに、定款に従って、投票用紙が勘定に入れられるためには、株主総会招集通知においてより短い期間が明記されない限り、株主総会が開催される少なくとも2暦日前に、当該投票用紙が会社によって受け付けられなければならない。

当行の定款に従い、1993年1月1日以降、保有株式の2倍の議決権は、それらが表章する株式資本の額に関連して、全額払込済みで同一の名義により2年以上記名されているすべての株式および準備金、利益またはかかる権利から利益を得る株式の利率のプレミアムの繰入により資本金が増額された場合には、株主に無償で割り当てられ新たに登録された株式に対しても、与えられる。

株主総会において株主1名により行使できる議決権の数は、個人の場合（間接的にまたは共同で株式を所有する場合を含む。）も代理人による場合も、株主総会の開催日において議決権総数の15%を超えることができない。この15%の制限は、個人または代理人の資格で有する議決権の総数に関連する議長またはその他の代理人に対しては適用されない。ただし、各代理人は、15%の制限に従うものとする。この制限は、公開の入札および／または交換により50.01%を超える会社の議決権を株主が直接的もしくは間接的または他の株主と共同で所有することとなった場合には適用されなくなる。

株主総会での定足数要件は、（定時株主総会の場合には）本株式の20%以上、（特別株主総会の場合には）本株式の25%以上に当たる所持人の本人または代理（代理人または郵送）による出席をもって充足されるものとする。定足数に満たない場合、株主総会は延期される。延会においては、定時株主総会の場合には定足数要件はないが、特別株主総会の場合には、本株式の20%以上に当たる所持人の本人または代理（郵送または代理人）による出席をもって充足されるものとする。もしこの後者の定足数も満たされない場合、株主総会は2ヶ月以内に再度行われる。

定時株主総会においては、決議は、本人または代理により出席した株主の過半数の賛成票による。一方、特別株主総会においては、本人または代理により出席した株主の3分の2の賛成票を必要とする。

利益、準備金または資本剰余金の資本組入れのために招集された特別株主総会については、定足数および過半数の要件は定時株主総会の場合と同様である。特別株主総会はまた、（現金または株式交換による）買収期間中のワラント債の発行についての定時株主総会の定足数および過半数の要件を決定する。

配当請求権

各事業年度の純収益から当行の間接費用その他の経費ならびに当行資産の減価償却費ならびに商業上および産業上のリスクの準備金を控除したものををもって純利益とする。このような純利益は、当期以前の損失を控除した後、取締役会の提案に基づき、下記の順序に従って定時株主総会で処分される。

- (a) 法律上に定める準備金の積立てとして、当該準備金が当行株式資本の10%に達するまでその5%を充当する。その後は、その積立ては強制ではなくなるが、かかる株式資本の10分の1を下回ることとなった場合には、積立てを再開しなければならない。
- (b) 積立て後の純収益に繰越収益（もしあれば）を加えた額から、普通、臨時または特別準備金の設定または繰入のために充当するのが適切であるとの取締役会の提案に基づき株主総会で決定された金額または株主総会で翌年に繰り越すことが決議された金額が差引かれる。

残額は、株主間で保有比率に応じて分配される。

株主総会はまた、利用可能な準備金から配当を行う旨決議することがある。

配当の支払方法は株主総会で決定するか、またはそのような決定がされなかった場合は、取締役会が決定する。裁判所の命令により別段の条件が認められた場合を除き、配当の支払いは各事業年度終了後9ヶ月以内に行われなくてはならない。

定款により、株主総会は配当または中間配当の全部または一部に関して、各株主が現金または当行発行の新株式による支払いを選択することができる旨認められている。発行価格は適用ある法律に従い定められる。株主は受領できる配当の全部に関して選択権を行使しなければならない。配当金額が整数の株式に対するものでない場合、株主は切り下げた数の株式および現金または差額を現金で支払った上で整数に切り上げた数の株式のいずれかを受け取ることを選択することができる。

法律上、未行使の配当請求権は支払可能日より5年で消滅する。

記名式の形で保有され、直接当行に登録されている本株式に関する配当については、当行はその保有者（フランスの非居住者である者も含む。）に直接通知する。保有（記名式によると無記名式によるとを問わない。）が承認仲介機関（*intermédiaire financier habilité*）、すなわちフランスの仲介業者、銀行、その他の公認金融機関に登録されている場合には、当行は、配当の支払いがユーロクリア フランスを通じて行われるよう然るべき措置をとり、ユーロクリア フランスはこれらについて承認仲介機関に通知する。当該承認仲介機関は当行から支払金を受領し、また当該本株式の実質的所有者に通知する責任を負う。

資本の増加および減少

資本は、権限のある株主総会の決定により増加または減少することができる。

当行の資本の増加は、既存株式とは異なる種類の株式を含む新株式の発行または既存株式の額面金額の引上げにより行われる。新株式に対する払込みは、現金、金銭債務の相殺、準備金、利益もしくは株式発行プレミアムの資本組入れ、現物出資または社債の転換のいずれかにより行われなければならない。

増資には、特別株主総会に本人または代理により出席した議決権を有する株主の3分の2以上に当たる賛成多数による承認を必要とする（ただし、準備金、利益または株式発行プレミアムの資本組入れによる増資の場合は過半数による承認で足り、また準備金、利益または株式発行プレミアムの資本組入れ以外の方法による額面金額の引上げによる増資の場合には、全員一致の承認を必要とする。）。3分の2以上の多数の賛成を要する決議案が提案される総会の定足数は、本株式の議決権の4分の1以上（または延会の場合には5分の1以上）を有する株主の出席を必要とし、単純な過半数の賛成を要する決議案が提案される総会の定足数は、本株式の議決権の5分の1以上を有する株主の出席を必要とするが、延会によって要する定足数はこれと異なる。株主は株主総会において、取締役会に対し、法律で定める期間内に、1回以上にわたって資本の増加を決定しまたは実施し、また発行価格（株主総会の決定に従ったもの）およびその支払条件、発行時期ならびに必要な定款の改正について決定するための必要な権限を委任することができる。

新株式の引受けが現金支払によるかまたは金銭債務の相殺による場合、既存株主は当該本株式および当行の株式資本を直接的に増加させる有価証券、またはかかる有価証券の引受権が付されたその他の有価証券の優先的引受権を所有割合に応じて有する。株主は、特別株主総会において、取締役会および当行法定監査人からの報告に基づいて、優先的引受権を放棄することができる。かかる放棄がなされた場合は、法律で定める期間内に発行を完了しなければならない、特別株主総会は、既存株主に対し、限定された期間中、譲渡不能の優先的引受権を提供することを決定し、または取締役会がかかる決定を行うことを委任することができる。優先的引受権は、放棄されない限り、譲渡または売却することができ、ユーロネクスト パリの規制市場（以下「ユーロネクスト パリ」という。）で取引される。

損失を理由とする資本の減少は、株主資本の持分比率に応じて株主が負担するものとする。

本株式の保有、形式および譲渡

本株式の保有

当行は本株式の譲渡を記録する各所持人の口座を管理する（記名株式の場合に限る。）。その結果、本株式については当行によりまたは当行を代理して株券が発行されることはない。

当行における本株式の所有者は、その有する本株式を「記名式」の形で保有し、当行の管理する口座に当該所有者の名義で登録するか、または「無記名式」の形で保有し、承認仲介機関の管理する口座に当該所有者の名義で登録するかを選択することができる。当該所有者は、自己の費用負担で、1つの保有形態から別の保有形態に変更することができる。かかる方式は双方とも、ユーロクリア フランスを通じて運営されている。ユーロクリア フランスは、フランスの上場会社の株式その他の有価証券口座を管理する機関であると同時に、承認仲介機関間でのフランスの上場会社の有価証券取引が記録される中央預託制度である。

記名式による本株式の場合には、当行はユーロクリア フランスに口座を設けている。記名式による本株式はその所有者の名義で直接当行に登録されるか、または当該所有者の請求により、同人の指定する承認仲介機関を通じて登録される。当行の口座には、所有者の氏名およびその持分ならびに承認仲介機関を通じて登録されている本株式の場合にはその旨が記載される。

当行は請求があった場合、当行の口座に登録されている本株式について、その登録名義人に登録証明書を発行する。ただし、かかる証明書は権原証書を構成するものではない。

無記名式による本株式の場合は、それぞれの所有者に代わって承認仲介機関がこれを保有し、当行の口座とは別に当該承認仲介機関がユーロクリア フランスに開設している口座に登録される。各承認仲介機関は、その保有されている本株式について記録を管理し、それらについて登録証明書を発行する。このような形で保有されている本株式は無記名式と称されるが、それらについて当行によりまたは当行のために無記名式の権原証書は発行されない。

当行は、現行の法令規則の規定に従いつても、株主総会における議決権を（直ちにまたは一定期間を通じて）付与する株式に関する情報、および当該株式の保有者に関する情報を提供するよう、証券決済機関に求めることができる。

本株式の譲渡

フランスの非居住者である当行の株主は、ユーロネクスト パリで本株式を取引することができる。多国間取引施設（ターコイズ、チャイエックス等）、組織化された取引施設またはOTC（システムティック インターナライザー、クロッシング ネットワーク等）においても株式の取引が可能になった。

ユーロネクスト パリでは、本株式の譲渡は主として無記名式で行われる。売買取引は、株主が当該仲介業者に対し自ら（または場合によってはその代理人を通じて）指図を出すことにより開始される。現物の交付はなされず、権原証書の交付も不要である。所有権の決済および移転は、通常、（フランス通貨金融法典（*Code monétaire et financier*）の第L.211-17条およびAMFの規則の第570-3条以下に従って）遅くとも取引が行われた日から2取引日目に行われる。

配当および株主割当発行

記名式の形で保有され、直接当行に登録されている本株式に関する配当および株主割当発行については、当行はその保有者（フランスの非居住者である者も含む。）に直接通知する。保有（記名式によると無記名式によるとを問わない。）が承認仲介機関に登録されている限り、当行は、配当の支払いまたは株主割当発行がユーロクリア フランスを通じて行われるよう然るべき措置をとり、ユーロクリア フランスはこれらについて承認仲介機関に通知する。

当該承認仲介機関は当行から支払金を受領し、また当該本株式の実質的所有者に通知する責任を負う。

財務諸表および株主に対するその他の通知

株主総会に関し、当行は株主から要求がある場合には当行の年次報告書および最近5事業年度の業績の概要を含む書類一式を提供しなければならない。当行の最近3事業年度についてのより詳細な情報は、当行の登録事務所において株主が常時閲覧することができる。

フランス商法（*Code de commerce*）第R.225-73-1条に従い、株主総会で提示される書類および情報は、当行のウェブサイト（www.societegenerale.com）において、株主総会の遅くとも21暦日前から株主に対して閲覧に供される。

株主総会

定時株主総会および特別株主総会は、全株主により構成される。

当行は株主総会の招集通知を、当行に直接登録している記名式株主のうち、かかる様式で1ヶ月以上本株式を保有している者に対して行う。当行はこの他にかかる通知を行わない。株主総会の招集は法律の定めるところにより（法定刊行物を通じて行う場合を含む。）公告される。

当行の経営

取締役会

当行は、2021年5月の定時株主総会の時点において、3種類の取締役（株主総会によって指名される取締役、従業員によって選任される取締役および定時株主総会によって選任される従業員株主を代表する取締役）で構成される取締役会により経営される。

（イ）定時株主総会により選任される取締役

かかる取締役は9名以上13名以内とする。取締役の任期は4年とし、充分な数の取締役が毎年選任されるように周期的方法により交替する。適用ある法令および規則の規定に従い、他の取締役の代わりに取締役が選任された場合には、かかる取締役は前任者の任期の残期間に限り在任する。

各取締役は、6ヶ月間の任期の後、少なくとも株式600株を保有しなければならない。また、取締役会の内部規則に従い、任期の1年後には少なくとも株式1,000株を保有しなければならない。

（ロ）給与の支払いを受ける従業員により選任される取締役

2名の取締役が選任されるものとし、1名は管理職を代表し、他方は当行の従業員全員を代表する。かかる取締役は、3年の任期で選任される。

いかなる手続をとる場合でも、その員数は定時株主総会が選任する取締役の3分の1を超えないものとする。

（ハ）定時株主総会により選任される従業員株主を代表する取締役

定時株主総会は、従業員株主により選任された2名の候補者の中から取締役を1名任命する。かかる取締役の任期は、定時株主総会により選任される他の取締役の任期と同一（4年）である。

選任手続にかかわらず取締役としての任期は、任期が満了する年度に開催される、前事業年度の財務諸表の承認のために招集される定時株主総会の終結時に終了する。

取締役は法律の規定（とりわけ年令制限）に合致する限り、随時再任されることができる。

取締役会の権限

取締役会は、会社の業務に係る社会問題および環境問題を考慮した上で、会社の利益に沿って、会社の方針を決定しその実施を確保する。株主総会に明示的に与えられた権限に服し、かつ会社の目的に規定された範囲内において、取締役会は会社の運営に関わるすべての事項を検討し、その決定により処理する。

会長の選任

取締役会は自然人である構成員の中から会長を選任し、その報酬を決定し、その任期を定める。ただし、その者の取締役としての任期を超えることができない。

70歳以上の年齢の構成員は会長として選任できないものとする。在任中の会長が70歳に達した場合、その任期は前事業年度の財務諸表の承認のために招集される次の定時株主総会の終結時に終了する。

報酬

取締役は、株主総会が総額を定め、取締役会が適切と思料して分配する金額の報酬を受領することができる。

経営

当行の経営執行部については、取締役会会長または取締役会により最高経営責任者として任命された者のいずれかが責任を負う。

2013年末現在、会長および最高経営責任者の役職の分離を求める資本要求指令4（CRD4）の採択により、取締役会は、2つの役職を統合したままにすることを要求するフランス健全性監督破綻処理当局（ACPR）に対する文書を承認した。ACPRは、フレデリック・ウデア氏の役職の任期が終了する（2015年）まで、かかる役職を統合したままにすることを決定した。

2015年1月に公表された通り、取締役会により決定された会長および最高経営責任者の役職の分離は、2015年5月19日の株主総会において効力が発生した。会長および最高経営責任者の役職は分離され、フレデリック・ウデア氏が引き続き最高経営責任者を務め、ロレンツォ・ビーニ・スマギ氏が取締役会会長に選任された。

最高経営責任者は、すべての事項について当行を代表して行為するための独占的な権限を付与されている。ただし、その権限の行使は、当行の目的の範囲内で、かつ法律により株主総会および取締役会に対して明示的に付与された権限に服することになる。最高経営責任者は、第三者に対して、会社を代表する。

取締役会は、最高経営責任者の推薦により、その補佐のため、5人までの者を任命することができ、それらの者はCEO代行の肩書きを有する。

取締役会は、最高経営責任者の同意の下に、CEO代行に付与される権限の範囲と任期を決定する。取締役会はCEO代行の報酬を決定する。

法定監査人

適用ある法令および規則に従い、法定監査人を任命し、また解任することができる。

2 【外国為替管理制度】

現行のフランスの為替管理制度の下では、当行が非居住者に対して送金できる現金支払額に関する制限はない。

3 【課税上の取扱い】

(1) 社債権者に関する課税

以下は、税法上の日本国居住者であって（i）EMTNプログラム下において発行された社債および（ii）当行により発行されたサムライ債（以下これらを総称して「本社債」という。）を保有する者（以下「本社債権者」という。）の本社債の保有に関連する特定のフランスの課税についての検討事項の要約である。

本要約は、現在効力を有し、課税当局により、適用されるすべての変更または異なる実施の対象となるフランスの課税法および規制に基づいている。本要約は、一般的な情報を示したものであり特定の保有者の特定の状況下において関係のあるすべてのフランスの課税の検討事項を対象とする趣旨ではない。

本社債の購入を検討する者は、フランスの課税の検討事項および本社債の購入、所有および売却に関連する二重課税の条約について自身の税務顧問に相談するべきである。加えて、非フランス居住者は、自身の居住国における租税法についても遵守しなければならない。

本社債を個人的な資産の一部として保有し、専門業務の一部としての為替取引に頻繁に参加していない個人

■ 発行会社による本社債に関する源泉徴収税の支払い

フランス一般租税法（*Code général des impôts*）（FTC）第125-A-III条に従い、発行会社による本社債に関する利息およびその他の同等な収益の支払いは、フランスにおける源泉徴収税の対象にならない。

しかしながら、「非協調国および非協調地域」（NCCT）とみなされるフランス国外の国または地域において利息およびその他の同等な収益の支払いが行われる場合、75%の一定の源泉徴収税が適用される^{(注1)(注2)}。

「フランス国外のNCCTにおける支払い」とは、（i）NCCTにおける銀行口座（かかる口座を所有する個人の税務上の居住地にかかわらず、またかかる個人がフランスまたはその他の協調国の管轄の居住者である場合も含む。）または（ii）NCCT（BOI INT DG 20 50 第920条）に居住する個人または設立された法人のいずれかに対する利息およびその他の同等な収益の支払いを意味する。その一方で、フランスの課税当局は、フランスに所在する銀行の口座への利息およびその他の同等な収益の支払いは、受益者がNCCTに居住する個人またはNCCTに設立された法人であるかの事実にかかわらず「フランス国外のNCCTにおける支払い」とみなされないことを確認した（BOI INT DG 20 50 第950条）。

NCCTはFTCの第238-0A条により、（i）透明性および情報交換に関してOECDによる公式な監査の対象となっている非欧州連合加盟国であり、（ii）税務事項における相互の管理補助に関する最低でも12の条約を批准しておらず（OECDの基準に従う。）、また（iii）フランスと税務事項における相互管理補助の条約を締結していない国または地域として定義付けられている。上記で言及された基準に基づいて、財務省は毎年NCCTのリストを策定している。

さらに、FTC第238-A条に従い、かかる社債における利息およびその他の同等な収益は、それらがNCCTに居住する個人または設立された法人に対しての支払いもしくは生じたものまたはそのようなNCCTに設立された金融機関の口座に対して支払われたものである場合、発行会社の税制上の収益からは控除されない。

特定の条件下において、かかる控除されない利息およびその他の同等な収益は、FTC第109条に従ってみなし配当として再分類されることがあり、またFTC第119-2-2条に記載された源泉徴収税の対象となる。その標準利率は、個人については12.8%、NCCTに所在もしくはNCCTにおいて設立された者に対して支払いがなされた場合またはNCCT内において支払いがなされた場合には75%である。ただし、関連する場合、これらは特例および適用ある二重課税の条約のより有利な条項に服する。

上記にかかわらず、社債の発行の主要な目的および効果が、NCCT（免責条項）における利息またはその他の同等な収益の支払いを認めるものではなかったことを発行会社が証明できる場合には、かかる社債の発行にはFTC第125-A-III条に基づいて定められる75%の源泉徴収税および控除対象からの除外のいずれも適用されないと規定されている。行政ガイドライン（*Bulletin Officiel des Finances Publiques-Impôts*）BOI-INT-DG-20-50-20140211 第550条および第990条、ならびにBOI-IR-DOMIC-10-20-20-60-20150320 第10条に基づき、負債性証券に関する免責条項の条件は以下の項目により満たされたとみなされる。

- (i) フランス通貨金融法典（*Code monétaire et financier*）第L.411-1条に定められる公募によって勧誘される場合またはNCCT以外の国において募集に相当するものによって勧誘される場合。本条において「募集に相当するもの」とは、外国の証券市場当局への発行書類の登録または提出が必要となる勧誘をいう。
- (ii) 規制市場またはフランスもしくは外国の多国間証券取引システムにおける取引が承認されており（ただし、かかる市場またはシステムがNCCTに所在していない場合に限る。）、かかる市場の運営が取引業者または投資サービス業者その他これに類似する外国の事業体によって行われている場合（ただし、かかる取引業者、投資サービス業者または事業体がNCCTに所在しない場合に限る。）
- (iii) その発行時において、フランス通貨金融法典（*Code monétaire et financier*）第L.561-2条に定められる中央預託機関もしくは証券の決済および受渡しならびに支払いのためのシステムの運営機関またはこれに類似する1もしくは複数の外国の預託機関もしくは運営機関の決済業務における取扱いが認められている場合（ただし、かかる預託機関または運営機関がNCCTに所在しない場合に限る。）

(注1) 2018年3月28日にフランス政府により公表された法案が、現在の形で採択された場合、フランス一般租税法第238-0A条に定義されるNCCTのリストは、欧州連合理事会が公表するブラックリストに載っている州および裁判管轄を含むよう拡大される可能性があり、またその結果としてブラックリストに含まれる特定の州および裁判管轄に対する本源泉徴収税の制度が拡大される可能性がある。

(注2) 2010年3月1日より前に発行された負債性金融商品（またはかかる日付よりも前に発行された類似の証書）については依然として前規定の対象であり、またかかる（2010年3月1日より前に発行された）負債性金融商品がFTC第131-4条に記載された条件を満たす場合、フランスにおけるいかなる源泉徴収税も課されない。

■ 本社債の売却／転換によるキャピタル ゲイン

適用する課税条項に従って、本社債の売却／転換におけるFTC第4B条に定義された非フランス居住者または事務所がフランス国外に登録された法人により実現されたキャピタル ゲインは、その本社債の所有権が、フランスにおける恒久的施設または固定的拠点に起因しない限り、フランスでの課税対象とならない。

■ 富裕税

2018年1月1日以降、フランスの年間富裕税 (*impôt de solidarité sur la fortune*) は、フランス不動産富裕税 (*impôt sur la fortune immobilière*) に置き換えられた。かかる新たな租税の課税範囲は、フランスの不動産に係る資産または権利を、1つもしくは複数の法的な事業体を通じて直接または間接的に所有する個人であって、その者の純課税財産が1,300,000ユーロ以上であるような個人に狭められた。

本社債に関して、非フランス居住者はフランス不動産富裕税が課されない。

■ 相続税および贈与税

現在フランスと日本の中で締結されている相続税および贈与税に関する条約はないため、フランスの国内法のみが適用される。

相続または贈与による本社債の取得がフランスにおける相続税および贈与税の範囲に相当する。非フランス居住者は自身の税務顧問に相続税および贈与税の観点からそれぞれの状況に適用される課税規制について指導を求めるべきである。

日本における課税の対象となる法的な事業体

■ 発行会社による本社債に関する源泉徴収税の支払い

フランス一般租税法 (FTC) 第125-A-III条に従い、発行会社による本社債に関する利息およびその他の同等な収益の支払いは、フランスにおける源泉徴収税の対象にならない。

しかしながら、FTC第238-0A条に定義される「非協調国および非協調地域」(NCCT) とみなされるフランス国外の国または地域において利息およびその他の同等な収益の支払いが行われる場合、75%の一定の源泉徴収税が適用される^(注3)。

「フランス国外のNCCTにおける支払い」とは、(i) NCCTにおける銀行口座（かかる口座を所有する個人の税務上の居住地にかかわらず、またかかる個人がフランスまたはその他の協調国の管轄の居住者である場合も含む。）または(ii) NCCT (BOI INT DG 20 50 第920条) に居住する個人または設立された法人のいずれかに対する利息の支払いおよびその他の同等な収益を意味する。その一方で、フランスの課税当局は、フランスに所在する銀行の口座への利息およびその他の同等な収益の支払いは、受益者がNCCTに居住する個人またはNCCTに設立された法人であるかの事実にかかわらず「フランス国外のNCCTにおける支払い」とみなされないことを確認した (BOI INT DG 20 50 第950条)。

NCCTはFTCの第238-0A条により、（i）透明性および情報交換に関してOECDによる公式な監査の対象となっている非欧州連合加盟国であり、（ii）税務事項における相互の管理補助に関する最低でも12の条約を批准しておらず（OECDの基準に従う。）、また（iii）フランスと税務事項における相互管理補助の条約を締結していない国または地域として定義付けられている。上記で言及された基準に基づいて、財務省は毎年NCCTのリストを策定している。

さらに、FTC第238-A条に従い、かかる社債における利息およびその他の同等な収益は、それらがNCCTに居住する個人または設立された法人に対しての支払いもしくは生じたものまたはそのようなNCCTに設立された金融機関の口座に対して支払われたものである場合、発行会社の税制上の収益からは控除されない。

- （a）特定の条件下において、かかる控除されない利息およびその他の同等な収益は、FTC第109条に従ってみなし配当として再分類されることがあり、またFTC第119-2-2条に記載された源泉徴収税の対象となる。その標準利率は、28%（2020年の財政法案に基づき、2020年1月1日以降開始する事業年度より適用）または、NCCTに所在もしくはNCCTにおいて設立された者に対して支払いがなされた場合またはNCCT内において支払いがなされた場合には、75%である。ただし、関連する場合、これらは特例および適用ある二重課税の条約のより有利な条項に服する。

上記にかかわらず、社債の発行の主要な目的および効果が、NCCT（免責条項）における利息またはその他の同等な収益の支払いを認めるものではなかったことを発行会社が証明できる場合には、かかる社債の発行にはFTC第125-A-III条に基づいて定められる75%の源泉徴収税および控除対象からの除外のいずれも適用されないと規定されている。行政ガイドライン（*Bulletin Officiel des Finances Publiques-Impôts*）BOI-INT-DG-20-50-20140211 第550条および第990条、ならびにBOI-IR-DOMIC-10-20-20-60-20150320 第10条に基づき、負債性証券に関する免責条項の条件は以下の項目により満たされたとみなされる。

- （i）フランス通貨金融法典（*Code monétaire et financier*）第L.411-1条に定められる公募によって勧誘される場合またはNCCT以外の国において募集に相当するものによって勧誘される場合。本条において「募集に相当するもの」とは、外国の証券市場当局への発行書類の登録または提出が必要となる勧誘をいう。
- （ii）規制市場またはフランスもしくは外国の多国間証券取引システムにおける取引が承認されており（ただし、かかる市場またはシステムがNCCTに所在していない場合に限る。）、かかる市場の運営が取引業者または投資サービス業者その他これに類似する外国の事業体によって行われている場合（ただし、かかる取引業者、投資サービス業者または事業体がNCCTに所在しない場合に限る。）
- （iii）その発行時において、フランス通貨金融法典（*Code monétaire et financier*）第L.561-2条に定められる中央預託機関もしくは証券の決済および受渡しならびに支払いのためのシステムの運営機関またはこれに類似する1もしくは複数の外国の預託機関もしくは運営機関の決済業務における取扱いが認められている場合（ただし、かかる預託機関または運営機関がNCCTに所在しない場合に限る。）

(注3) 2010年3月1日より前に発行された負債性金融商品（またはかかる日付よりも前に発行された類似の証書）については依然として前規定の対象であり、またかかる（2010年3月1日より前に発行された）負債性金融商品がFTC第131-4条に記載された条件を満たす場合、フランスにおけるいかなる源泉徴収税も課されない。

■ 本社債の売却／転換によるキャピタル ゲイン

適用する課税条項に従って、本社債の売却／転換における非フランス居住者または事務所がフランス国外に登録された法人により実現されたキャピタル ゲインは、その本社債の所有権が、フランスにおける恒久的施設または固定的拠点に起因しない限り、フランスでの課税対象とならない。

(2) 株主に対する課税

以下は、日本国居住者に限られた実質株主による当行の株式（以下「本株式」という。）保有に関するフランスの課税についての検討事項の要約である。

かかる要約は、フランスの税務当局に承認された適用あるフランスの税法および規制に基づいており、かかる税法および規制は、変更されるか異なる解釈をされる可能性がある。かかる要約は、一般的事項に係るものであり、状況を考慮した上で特定の保有者に関連する可能性のあるすべてのフランスの課税についての検討事項に対応するとはされていない。

本株式の購入を検討している者は、状況を考慮した上でフランスの課税の検討事項および本株式の購入、所有および処分に関連する二重課税契約について自身の税務顧問の指導を受けるものとする。加えて、非フランス居住者は、フランスおよび居住国の間のあらゆる租税関連条約の適用の影響を受ける自身の居住国における租税法についても遵守しなければならない。

個人の資産の一部として本株式を保有し、専門的な業務の一部としての株式交換取引を頻繁に行わない個人

■ 配当金の源泉徴収

国内法に従って個人の非居住者に支払われるフランスの配当には、12.8%のフランスの源泉徴収税が課される。

かかる支払いが国外のNCCTにおいて行われる場合、75%の源泉徴収税が課される（フランス一般租税法第187-2条）。NCCTの定義に関しては、上記（1）を参照のこと。

しかし、1995年3月3日にフランスおよび日本の間で締結された二重課税に関する条約（2007年1月11日改正）（以下「租税条約」という。）第10条に従って、受益者が日本に居住している個人の場合は、源泉徴収税は、配当金総額の10%を超えないものとする。

租税条約に基づき、当行が支払う配当の実質株主であり、租税条約の適用上日本国居住者である個人は、当該居住者に課される日本の租税に対して日本の税額控除を受ける権利を有している。かかる税額控除額は、当該所得に関して支払うべきフランスの租税と同じ金額である。しかし、当該税額控除の金額は、当該日本の租税のかかる所得に帰属する部分の金額を超えてはならない。

■ 譲渡所得税

国内法に従って、CGI第4B条の目的の範囲内でフランスに税務上の居住地を持たない個人により本株式が売却されることで生じる譲渡所得は、株主およびその家族グループは株式売却前の5年間のいずれかの時点において当行の配当権の25%超を直接的または間接的に保有してはならないという条件でフランスでは課税対象ではない（FTC第244-2-B条および第244-2-C条）。

株主（他の関係者が保有する本株式と合算されるものを含む。）およびその家族グループが株式売却前の5年間のいずれかの時点において当行の配当権の25%超を直接的または間接的に保有している場合、フランス国内では非居住者に係る実現所得税が28%課せられる。保有する権利の割合にかかわらず、利益がNCCTに設定された個人により実現される場合、課税率は75%まで増加する。

租税条約第13条に従って、日本の居住者によってフランスに居住する会社の本株式の譲渡から発生した所得は、譲渡人の居住地すなわち日本において課税対象となる。以下の場合、フランスにおいて課税される。

- （i）本株式の所有権が、投資家がフランスに有する恒久的施設または固定的施設に属する場合
- （ii）譲渡者が保有する本株式（他の関係者が保有する本株式と合算されるものを含む。）が、課税期間中のいずれかの時点において、当行の資本の25%以上である場合、また譲渡者およびその関係者が課税期間中において譲渡する株式総数が当行の資本の5%以上である場合

■ 富裕税

2018年1月1日以降、フランスの年間富裕税（*impôt de solidarité sur la fortune*）は、フランス不動産富裕税（*impôt sur la fortune immobilière*）に置き換えられた。かかる新たな租税の課税範囲は、フランスの不動産に係る資産または権利を、1つもしくは複数の法的な事業体を通じて直接または間接的に所有する個人であって、その者の純課税財産が1,300,000ユーロ以上であるような個人に狭められた。

非フランス居住者によるフランスの会社の株式保有に対しては、当該会社が事業活動に割り当てられない不動産を所有する限度でフランス富裕税が課せられ、これは財務的な権利の価値の一部がかかる不動産を象徴することによる。しかしながら、個人の株主により所有される本株式は、かかる株主が当行の財務的な権利および議決権の10%を超える株式を直接または間接的に保有しない場合に限り、新たな不動産富裕税の対象に含まれない。

■ 相続・贈与税

現在相続・贈与税に関するフランスおよび日本の間での租税の条約はないため、フランス国内法のみが適用される。

相続・贈与によるフランスの会社の株式取得は、フランス国内の相続・贈与税の範囲に含まれる。非フランス居住者は、相続・贈与税について個人の状況に適用される税制に関して自身の税務顧問の指導を受けるものとする。

■ 金融取引税

FTC第235-3-ZD条に従って、金融取引税（以下「金融取引税」という。）は、対価の取得に適用され、（フランスの本株式の）取得を行う年の前年の12月1日現在において時価総額が1十億ユーロを超えるフランスに所在する登録事務所を所有する会社によって証券が発行される場合に株式交換取引が認められるフランス通貨金融法典（*Code monétaire et financier*）の第L.212-1-A条の目的の範囲内における所有権および持分証券の譲渡が、またフランス通貨金融法典（*Code monétaire et financier*）の第L.211-41条の目的の範囲内における同一化持分証券の譲渡が行われる。

2018年1月1日現在、金融取引税率は証券の取得価値の0.3%である。

金融取引税による免除は多数存在し、投資家は免除を受けることができるかを自身の顧問に相談しなければならない。

金融取引税が株式の取得に適用される場合は、かかる取引は譲渡税を免除される。

日本で課税対象となる法人

■ 配当金の源泉徴収

フランス国内法に従って非居住者に支払われるフランスの配当は、以下に服す。

(a) 欧州連合諸国、アイスランド、ノルウェーまたはリヒテンシュタインに居住する非営利事業に支払われる場合は、15%のフランス源泉徴収税

(b) その他の場合は、28%^(注4)のフランス源泉徴収税

かかる支払いが国外のNCCTにおいて行われる場合、75%の源泉徴収税が課される（フランス一般租税法第187-2条）。NCCTの定義に関しては、上記（1）を参照のこと。

しかし、租税条約第10条に従って、実質株主が日本に居住している個人の場合は、源泉徴収税は、以下を超えないものとする。

- * 租税条約における日本国の居住者である配当を受ける実質株主が、配当の付与が決定する日までの6ヶ月間、配当支払会社であるフランスの課税上居住者である会社の資本の少なくとも10%を直接または間接に所有していた場合、源泉徴収税率は配当の総額の5%
- * その他のすべての場合において、配当金総額の10%
- * 上記にかかわらず、日本国の居住者である配当を受ける実質株主が、配当の付与が決定する日までの6ヶ月間、配当支払会社であるフランスの課税上居住者である会社の資本の少なくとも15%以上を直接または間接に所有していた場合、源泉徴収税は課されない。

租税条約に基づき、フランスの会社が支払う配当の実質株主であり、租税条約の適用上日本国居住者である会社は、当該居住者に課される日本の租税に対して日本の税額控除を受ける権利を有している。かかる税額控除額は、当該所得に関して支払うべきフランスの租税と同じ金額である。しかし、当該税額控除の金額は、当該日本の租税のかかる所得に帰属する部分の金額を超えてはならない。配当を受ける実質株主が租税条約の適用上日本国に所在する会社であり、配当を支払う当行の資本の少なくとも15%またはその議決権の15%を所有する場合、日本の税額控除については、かかる配当の支払いから得た所得に関して当行が支払うフランスの法人所得税が考慮される。

(注4) 2020年1月1日以降開始する事業年度より適用

■ 譲渡所得税

国内法に従って、登録事務所がフランス国外に所在し、かつ株式がその資産に含まれる恒久的施設または固定的施設をフランスに保有しない法人により本株式が売却されることで生じる譲渡所得は、株主は株式売却前の5年間のいずれかの時点において当行の配当権の25%超を直接的または間接的に保有してはならないという条件でフランスでは課税対象ではない（FTC第244-2-B条および第244-2-C条）。

株主（他の関係者が保有する本株式と合算されるものを含む。）が株式売却前の5年間のいずれかの時点において当行の配当権の25%超を保有していた場合、フランスでは、非居住者により実現された利益に対しては28%の税が課せられる。保有する権利の割合にかかわらず、利益がNCCTに設定された販売者により実現される場合、課税率は75%まで増加する。

租税条約第13条に従って、日本の居住者によってフランスに居住する会社の本株式の譲渡から発生した所得は、譲渡人の居住地すなわち日本において課税対象となる。以下の場合、フランスにおいて課税される。

- （i）本株式の所有権が、投資家がフランスに有する恒久的施設または固定的施設に属する場合
- （ii）譲渡者が保有する本株式（他の関係者が保有する本株式と合算されるものを含む。）が、課税期間中のいずれかの時点において、当行の資本の25%以上である場合、また譲渡者およびその関係者が課税期間中において譲渡する株式総数が当行の資本の少なくとも5%である場合

上記にかかわらず、会社が契約上の居住者であり、会社の再編の枠組の範囲内において株式の譲渡によって利益を獲得し、またかかる利益がかかる会社の再編の枠組の範囲内において国の税法に従って課税猶予により利益を得ることを証明する文書が所轄官庁により与えられる場合、かかる利益はその国内のみで課税対象となるものとする。しかし、かかる規定は、業務が主にかかる規定の利益の獲得のために実施された場合は適用されないものとする。

租税条約に基づき、キャピタル ゲインの実質所有者であり、租税条約の適用上日本国居住者である個人または法人は、当該居住者に課される日本の租税に対して日本の税額控除を受ける権利を有している。かかる税額控除額は、当該所得に関して支払うべきフランスの租税と同じ金額である。しかし、当該税額控除の金額は、当該日本の租税のかかるキャピタル ゲインに帰属する部分の金額を超えてはならない。

■ 金融取引税

FTC第235-3-ZD条に従って、金融取引税は、対価の取得に適用され、（フランスの本株式の）取得を行う年の前年の12月1日現在において時価総額が1十億ユーロを超えるフランスに所在する登録事務所を所有する会社によって証券が発行される場合に証券取引所での取引が認められるフランス通貨金融法典（*Code Monétaire et Financier*）の第L.212-1-A条の目的の範囲内における所有権および持分証券の譲渡が、またフランス通貨金融法典（*Code Monétaire et Financier*）の第L.211-41条の目的の範囲内における同一化持分の譲渡が行われる。

2018年1月1日現在、金融取引税率は証券の取得価値の0.3%である。

金融取引税による免除は多数存在し、投資家は免除を受けることができるかを自身の顧問に相談しなければならない。

金融取引税が株式の取得に適用される場合は、かかる取引は譲渡税を免除される。

4 【法律意見】

当行のグループ・ジェネラル・カウンセルであるドミニク・ブリネにより、下記の趣旨の法律意見書が作成されている。

- (1) 当行は、本書に記載される事業を遂行し、ならびに財産を保有しおよび運用する完全な権限を有するフランスの法律に基づき適式に設立され、有効に存在する会社である。
- (2) 当行を代理して行われる関東財務局長に対する本書の提出は、当行の権限の範囲内である。
- (3) 上記グループ・ジェネラル・カウンセルの知る限りにおいて、本書に記載されるフランスの法律に関する事項に関する記述は、すべての重要な点において真実かつ正確である。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

(単位：百万ユーロ)	2020年	2019年	2018年	2017年	2016年
年度末財政状態					
株式資本 ⁽¹⁾ (単位：百万ユーロ)	1,067	1,067	1,010	1,010	1,010
発行済株式数 ⁽¹⁾	853,371,494	853,371,494	807,917,739	807,917,739	807,713,534
事業からの総利益 (単位：百万ユーロ)					
税金を除く収益 ⁽²⁾	27,026	34,300	30,748	27,207	27,174
税、減価償却費、償却費、 引当金、従業員賞与および 銀行業務リスクのための	365	3,881	19	1,704	5,828
一般積立金控除前利益 ⁽⁴⁾					
従業員賞与	6	11	11	11	13
法人所得税	141	(581)	(616)	(109)	246
税、減価償却費、償却費 および引当金控除後利益	(1,568)	3,695	1,725	800	4,223
支払配当金 ⁽³⁾	0	1,777	1,777	1,777	1,777
調整後1株当たり利益 (単位：ユーロ)					
税引後、減価償却費、 償却費および引当金 控除前利益	0.24	5.16	0.72	2.20	6.96
純利益	(1.84)	4.33	2.14	0.99	5.23
1株当たり支払配当金	0.55	2.20	2.20	2.20	2.20
従業員					
従業員数	44,531	46,177	46,942	46,804	46,445
給与総額 (単位：百万ユーロ)	3,408	3,754	3,128	3,560	3,696
従業員福利厚生費 (社会保険その他) (単位：百万ユーロ)	1,475	1,554	1,525	1,475	1,468

(1) 2020年12月31日現在、ソシエテ・ジェネラルSAの払込済資本金は、1,066,714,367.59ユーロであり、これは額面1.25ユーロの株式、853,371,494株から構成されている。

(2) 収益は、受取利息、受取配当金、受取手数料、金融取引利益およびその他の営業利益から構成されている。

(3) ソシエテ・ジェネラルは、2020年3月27日に発布されたCOVID-19のパンデミック時における配当支払に関する欧州中央銀行の勧告に従い、2019事業年度に関して普通株式に対する配当を支払わなかった。

(4) 税、償却費、引当金、従業員賞与および銀行業務リスクのための一般積立金控除前利益の計算に税金調整の引当金を組み入れる手続の改訂を受けて、2019年12月31日に公表された、過去5年間のソシエテ・ジェネラルの財務成績から修正再表示された金額

(2) 最近5連結事業年度に係る主要な経営指標等の推移

	2020年	2019年	2018年	2017年	2016年
業績 (単位：百万ユーロ)					
銀行業務純利益	22,113	24,671	25,205	23,954	25,298
うちフランス国内リテール バンキング部門	7,315	7,746	7,860	8,131	8,403
うち国際リテール バンキ ング&金融サービス部門	7,524	8,373	8,317	8,070	7,572
うちグローバル バンキン グ&インベスター ソリューションズ部門	7,613	8,704	8,846	8,887	9,309
うちコーポレートセンター	(339)	(152)	182	(1,134)	14
営業総利益	5,399	6,944	7,274	6,116	8,481
経費率（自社の金融負債の 再評価およびDVAを除く。）	75.6%	71.9%	71.1%	74.3%	65.6%
営業利益	2,093	5,666	6,269	4,767	6,390
グループ当期純利益	(258)	3,248	3,864	2,806	3,874
株主資本 (単位：十億ユーロ)					
グループ株主資本	61.7	63.5	61.0	59.4	62.0
総連結資本	67.0	68.6	65.8	64.0	66.0
税引後ROE	-1.7%	5.0%	7.1%	4.9%	7.3%
自己資本比率 ⁽¹⁾	18.9%	18.3%	16.5%	17.0%	17.9%
貸出および預金 (単位：十億ユーロ)					
顧客貸出金	410	400	389	374	373
顧客預金	451	410	399	394	397

(1) CRR/CRD 4 規制に基づく数値（2020年についてはIFRS第9号の段階的導入を除く。）

(注1) それぞれの事業年度において公表された値である。定義および潜在的な調整については、「第3 事業の状況、3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析、(1) 業績等の概要一定義および手法、代替的業績指標」に示されている。

(注2) キャッシュ・フローの状況については、下記「第3 事業の状況、3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析、(3) 財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析、(ii) キャッシュ・フローの状況の分析」を参照のこと。

2 【沿革】

1864年5月4日、ソシエテ・ジェネラルの設立令がナポレオン三世により署名された。発展の理想に突き動かされる産業主義者および資本家のグループにより設立された当行は、常に「フランスにおける商工業の促進」を使命としてきた。

設立当初からソシエテ・ジェネラルは、金融改革の最前線にある多様化したバンクモデルを採用し、経済の近代化を目指した。支店のネットワークはフランス全域で急速に成長し、1870年から1940年の間には46の支店が1,500の支店にまで成長した。両大戦の間には、預金に関してフランスで有数の信用機関となった。

ソシエテ・ジェネラルは同時に、ラテン アメリカ、欧州および北アフリカの多くの国々の経済成長にとって不可欠であるインフラに対して融資を行い、国際事業の範囲を拡大させた。この事業拡大により、海外支店のネットワークが組成された。1871年、当行はロンドン支店を設立した。第1次世界大戦前夜に、ソシエテ・ジェネラルは14ヶ国（特にロシア）において直接または子会社の1つを通じて事業を行っていた。当行は、その後、ニューヨーク、ブエノスアイレス、アビジャンおよびダカルでの支店の開設ならびに中欧の金融機関の買収により、ネットワークを拡大した。

ソシエテ・ジェネラルは、1945年12月2日のフランス法により国営化され、フランスの復興の融資において積極的な役割を担った。当行は戦後数十年の好況期において繁栄し、企業に対して革新的な商品（当行が市場リーダーの立場を保持していた中期割引債およびリース ファイナンス契約を含む。）を販売することにより、銀行業務に関する技術の利用の増加に貢献した。

ソシエテ・ジェネラルは1966年から1967年において可決されたフランスのデブリ法に従った銀行改革を利用し、新たな環境に適応する能力を実証した。提携企業を支援すると同時に、個人顧客事業にも注力した。このように、ソシエテ・ジェネラルは家庭に提供する信用商品および預金商品を多様化することによって、消費社会の出現を支援した。

1987年6月、ソシエテ・ジェネラルは、株式市場参入に成功し、民営化され、当グループの従業員を対象に株式の募集が行われた。当グループは、顧客の世界的な発展を支援するため、とりわけコーポレート&インベストメント バンキング部門を通じてユニバーサル バンキング戦略を開発した。フランス国内では、1995年にフィマテクス（有数のオンライン バンクである後のブルソラマ）の設立、1997年にクレディ デュ ノールの買収によりネットワークを拡大した。チェコ共和国のコメルチニ バンカおよびルーマニアのBRDを通して中欧および東欧に、またロスバンクによりロシアに進出することにより、当グループのプレゼンスを世界的に拡大した。同時に、アフリカにおいて、モロッコ、コートジボワールおよびカメルーンならびに同大陸のその他の国々において成長を確固たるものにした。当グループには133,000人を超える従業員^(注)がおり、61ヶ国で事業を行っている。当グループは、チーム精神、革新、責任およびコミットメントという当グループの価値基準の中核に沿った持続可能な成長戦略を採用し、変革を推進している。顧客のプロジェクトを実現させることによって将来に力強く焦点をおき、ソシエテ・ジェネラルは、顧客および従業員のニーズを予測し、21世紀の銀行業を体現するために、デジタル時代の好機を積極的に受け入れてきた。150年を超える顧客へのサービスおよび実体経済の発展における専門知識に依拠して、2020年1月において、ソシエテ・ジェネラル・グループは、その目標を「**責任ある革新的な金融ソリューションを通じて、顧客とともにより良い、持続可能な未来を築く**」と定義した。

(注) 臨時従業員を除く、期末の従業員数である。

3 【事業の内容】

(1) 会社の目的

当行の定款第3条に当行の目的が記載されている。ソシエテ・ジェネラルの目的は、信用機関に適用される法令に定められる条件に基づき、フランス国内外において、個人または法人と以下の業務を行うことである。

- あらゆる銀行取引
- 銀行業務に関連するあらゆる取引（特に、フランス通貨金融法典第L.321-1条および第L.321-2条に基づく投資サービスおよび関連サービスを含む。）
- 他の会社のあらゆる持分の取得

ソシエテ・ジェネラルはまた、フランス銀行・金融規制委員会（*Comité de la réglementation bancaire et financière*）に定められた条件に定義されている通り、上記以外のあらゆる取引（特に保険仲介業務）を日常的に行うことができる。

一般的に、ソシエテ・ジェネラルは、自己のため、第三者の代理として、または共同して、直接または間接に上記の業務に関連して、または遂行を容易にする目的で、あらゆる金融・商業・工業・農業・証券・不動産の取引業務を行うことができる。

(2) 事業の内容

ソシエテ・ジェネラルは、欧州において有数の金融サービスを行うグループの1つである。多様かつ総合的なバンキング モデルを活かして、当グループは、財政力および革新についての実績のある専門知識と持続可能な成長戦略を統合させている。世界において生じる建設的な変革に取り組み、顧客にとって信頼できるパートナーとなることを、当行の目標としている。

150年超にわたり実体経済で活動し、欧州における確固たる地位および世界のその他の地域とのつながりを有し、ソシエテ・ジェネラルは61ヶ国に133,000人⁽¹⁾を超える従業員を擁し、世界中で30百万⁽²⁾の個人顧客、企業および機関投資家を日々支援している。当グループは、取引の安全確保、資産および貯蓄の保護および管理ならびに顧客の資金計画の支援のため幅広いアドバイザリー サービスおよび個々に合わせた財務ソリューションを提供している。ソシエテ・ジェネラルは顧客が求める革新的なサービスおよびソリューションを提供し、顧客をプライベートおよびビジネスの両面から守ることを目的としている。当グループのミッションは、将来に向けてポジティブな影響を与えたいと願う一人ひとりに力を与えていくことである。

(1) 臨時従業員を除く、期末の従業員数である。

(2) 当グループの保険会社を除く。

ソシエテ・ジェネラルは、責任ある成長戦略を用い、CSRへの取組みとすべての関係者（顧客、従業員、投資家、サプライヤー、規制当局、監督当局および市民の代表者）へのコミットメントを完全に統合している。当グループは、事業を行うすべての国における文化および環境の尊重に努めている。

当グループは、3つの補完関係にある主力事業部門で構成されている。

- ソシエテ・ジェネラル、クレディ デュ ノールおよびブルソラマのブランドを含む、フランス国内リテール バンキング部門。各ブランドは、あらゆる種類の金融サービスを、オムニチャネル商品とともにデジタル イノベーションの最前線で提供する。
- アフリカ、ロシア、中欧および東欧におけるネットワークならびに各市場を先導する専門事業を有する国際リテール バンキング部門、保険事業および法人向け金融サービス部門
- 広く認められている専門知識、重要な国際拠点および総合的なソリューションを提供するグローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門

革新およびシナジーを促進し、また顧客の進化する要求および行動に最大限応えるため、当グループは、16の事業ユニット（事業部門および地域）および9のサービス ユニット（サポートおよび統制担当部署）に基づく機動的な組織を整備している。

急激に業界が変化している欧州の銀行セクターにおいて、当グループは発展および変革の新たな段階に突入している。

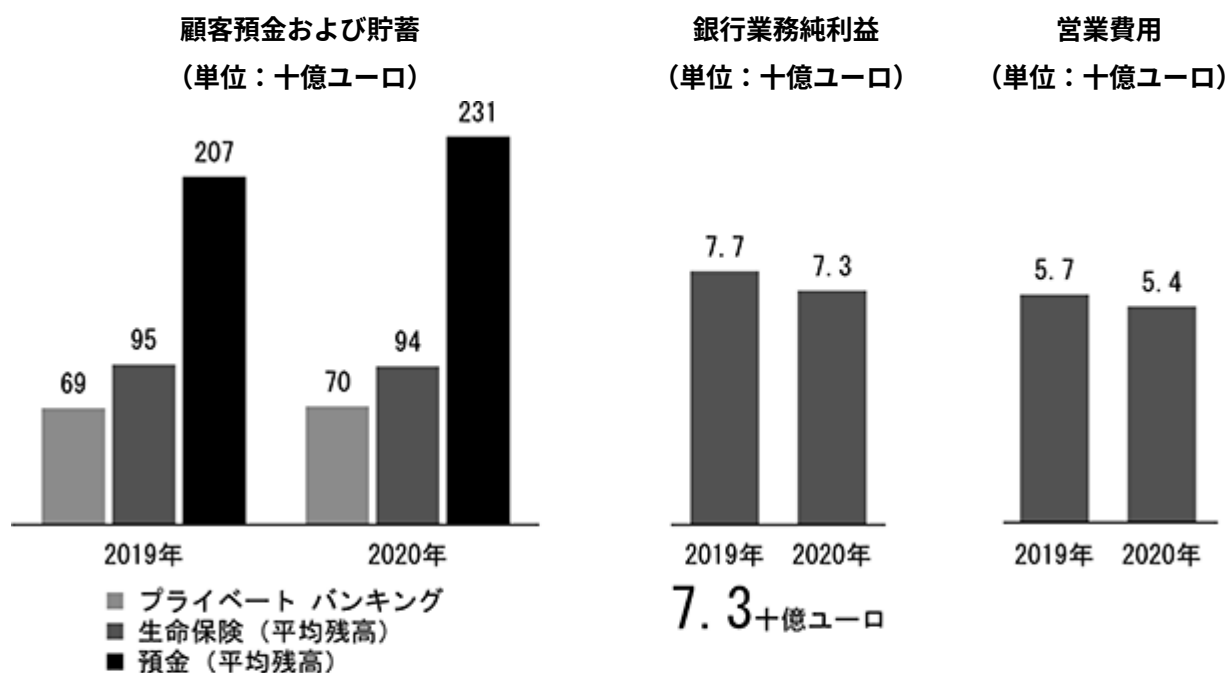
(3) 当グループの主力事業部門

主力事業部門の主要なデータ

	フランス国内 リテール バンキング部門			国際リテール バンキング & 金融サービス部門			グローバル バンキング & インベスター ソリューションズ 部門		
	2020年	2019年	2018年	2020年	2019年	2018年	2020年	2019年	2018年
従業員数（単位：千人） ⁽¹⁾	34.3	35.3	36.0	59.3	62.8	73.3	20.2	21.3	22.8
支店数	2,484	2,598	2,742	2,156	2,409	3,191	n/s	n/s	n/s
銀行業務純利益 （単位：百万ユーロ）	7,315	7,746	7,860	7,524	8,373	8,317	7,613	8,704	8,846
グループ純利益 （単位：百万ユーロ）	666	1,131	1,237	1,304	1,955	2,065	57	958	1,197
帳簿貸出残高総額 ⁽²⁾ （単位：十億ユーロ）	217.6	201.1	191.4	135.5	138.2	135.7	154.7	158.1	164.8
帳簿貸出残高純額 ⁽³⁾ （単位：十億ユーロ）	212.8	196.2	186.0	130.1	111.3	110.2	153.1	157.1	163.8
セグメント資産 ⁽⁴⁾ （単位：十億ユーロ）	256.2	232.6	222.1	331.9	333.7	320.2	725.4	674.4	660.8
平均配分資本（規制資本） ⁽⁵⁾ （単位：百万ユーロ）	11,427	11,263	11,201	10,499	11,075	11,390	14,302	15,201	15,424

- (1) 臨時従業員を除く、期末の従業員数である。
- (2) 顧客貸出金、預金および銀行貸出金、リース ファイナンスおよび類似契約ならびにオペレーティング リース。現先契約を除く。IFRS第5号に基づき再分類される事業体を除く。
- (3) オペレーティング リースを除く帳簿貸出残高純額
- (4) セグメント資産については、下記「第6 経理の状況、1 財務書類、1.1 連結財務諸表、(6) 連結財務諸表に対する注記」の注8.1に記載されている。
- (5) 平均配分資本は、リスクアセットの11%に基づいて計算される。
数値は、各事業年度に公表された通りである。

フランス国内リテール バンキング部門



⊕ 34,000
 名の従業員

€ 213 十億ユーロ
 の貸出残高

⊕ 0.7 十億ユーロ
 のグループ当期純利益への寄与
 (2019年は1.1十億ユーロ)

フランス国内リテール バンキング部門は、個人・専門家顧客、企業、非営利団体および地方自治体からなる多様な顧客基盤のニーズに合う広範囲の商品およびサービスを提供している。

チームの専門知識および効率的かつマルチチャネルな流通システム、成功事例の共有ならびにプロセスの最適化およびデジタル化を活かし、フランス国内リテール バンキング部門は補完関係にある3ブランド（名高い全国的な銀行であるソシエテ・ジェネラル、リージョナルバンク グループであるクレディ デュ ノールおよび大手オンライン バンクであるブルソラマ バンク）の力を結集させている。

リテール バンキング ネットワークは、関係性に注力した未来の銀行グループ構築のために革新を行っている。フランス国内リテール バンキング部門は以下の点において卓越している。

- 業界で認められた顧客向けサービス
- フランスのオンライン バンキングおよびモバイル バンキングにおける主導的地位
- 堅調な販売モメンタム
- 顧客の需要および期待に持続的に対応する能力

2020年12月7日、ソシエテ・ジェネラル・グループは、2025年に4.5百万の顧客達成を目指して、ソシエテ・ジェネラルとクレディ デュ ノールの銀行ネットワークを統合し（下記の枠内の記載を参照のこと。）、ブルソラマを新たな成熟段階に進めるための計画を開始すると発表した。

ビジョン2025プロジェクト

2020年12月7日、ソシエテ・ジェネラル・グループはフランス国内リテール バンキング部門における主要な戦略的イニシアティブ、すなわちクレディ デュ ノールおよびソシエテ・ジェネラルの統合計画（ビジョン2025プロジェクトと称される。）を発表した。ソシエテ・ジェネラルおよびクレディ デュ ノールの銀行ネットワークの統合により、10百万近い顧客（企業、専門家および個人）にサービスを提供する新たな事業体が設立される。その目標は、当グループの主要な顧客基盤における顧客満足度において主導者となり、より高い収益力を提案するバンキング モデルを策定することである。当グループは、現地でのプレゼンスの強みを活かし、ポジティブ インパクト ファイナンスのフロントランナーを目指す。

かかる統合により、当グループは、各顧客層（企業、専門家、富裕層および大衆市場）に対して、特に、それぞれのブランドの強みを活かしながら、より強固なバリュー プロポジションの提供が可能になる。かかる新たなモデルでは、人的専門知識と秀逸なデジタル処理力を最大限に融合した結果を提供する。当グループは、顧客の本来のニーズをより効率的に満たすため、デジタル処理力を強化し、個々の顧客に合った経験を提供する。支店勤務従業員は、顧客のために、特に専門的な評価およびアドバイザリー サービスに重点を置いて取り組むことが可能となる。

新しい事業体は、現地および地域レベルで、対象地域における確固とした地盤および高い意思決定能力に負うところが大きい。当グループは、支店数の縮小を行う一方で、対象地域でのプレゼンスを同程度に保つことを狙いとしており、これは、多くの市町村に所在する2つのブランドの支店が地理的に近接しているために可能である。この結果、このネットワークにおけるフルサービス支店数は2020年末の約2,100店から2025年末には約1,500店へと推移する予定である。

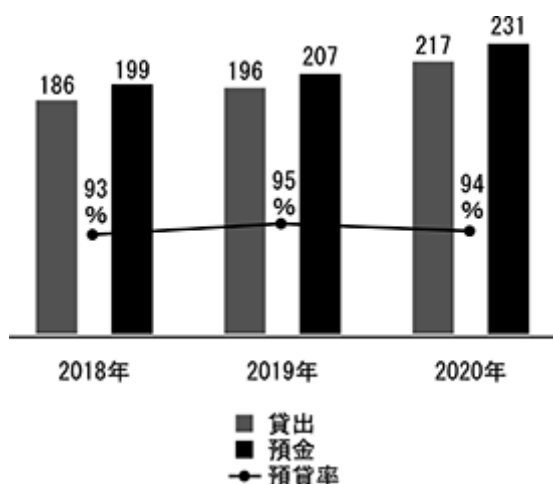
財務的観点からは、かかる統合は、特に2023年初頭を目途とした単一ITシステムの導入、ネットワークの最適化および当グループの機能の統合によって、大幅なコスト上のシナジーを創出する。当グループは、2025年には、2019年との比較において正味で約450百万ユーロの経費削減を、また、バーゼル3に基づく基準自己資本利益率は、2025年において11～11.5%程度（バーゼル4に基づく場合10%超に相当）となるものと見積もっている。

本プロジェクトは、社会的パートナーと協議し、権限ある当局より承認を得ることを前提とする。

フランス国内リテール バンキング部門は、すべてのセグメントにおける顧客満足度を向上させ、かつ、より多くの付加価値サービスを発展させ、フランス国内および国際的に事業の拡大を支援するべく努めている。同部門は、特に保険事業、プライベート バンキング、コーポレート&インベストメント バンキングといった専門的な事業部門とのシナジーを活用している。例えば、フランス国内リテール バンキング部門は、国際リテール バンキング&金融サービス部門内で運営されている子会社のソジェキャップおよびソジェシュールが開発した保険商品を販売している。

2020年末において、生命保険の残高は、2019年末の95.0十億ユーロに対して、93.6十億ユーロであった。

貸出および預金（単位：十億ユーロ）（*）



（*）四半期平均残高

ネットワークは、引き続き経済を支え、顧客がそのプロジェクトに対して資金を融通することを助け、平均貸出残高は、2019年における196十億ユーロから2020年には217十億ユーロへと増加した。同時に、熾烈な競争の中、預金獲得が着実に実施されたため、結果としては、2020年の預貸率は、2019年の業績からわずか1ポイントの減少で、93.8%となった。

ソシエテ・ジェネラルのネットワーク

ソシエテ・ジェネラルのネットワークは、個人顧客ならびにソシエテ・ジェネラルに事業を委託している440,000近くの専門家顧客、非営利団体および法人顧客のニーズに応じたソリューションを提供しており、かかるネットワークは、以下の3つの主要な強みを活用している。

- 国富の大部分が集中している都市部に主に位置するおよそ1,720の支店およびサイト（うち、1,411店がフルサービス支店）
- 貯蓄商品および資産運用ソリューションから企業金融および決済手段にわたる、包括的かつ多様な商品およびサービス
- 包括的かつ革新的でオムニチャネルなシステム（インターネット、携帯電話、電話およびサービス プラットフォーム）

5.6百万^(注) 近くの当座勘定の方が示す個人顧客基盤は、ソシエテ・ジェネラルのネットワークのポートフォリオの主要な要素となっている。

(注) 専門家顧客の個人口座を含む。

個人顧客預金は、2019年の96十億ユーロに対して2020年には101十億ユーロに達した。2020年における個人顧客への貸出残高は、2019年から3%増の83.6十億ユーロであり、当該合計額のうち、88.5%を住宅ローンが占めた。

2020年、ソシエテ・ジェネラルは、過去に例のないCOVID-19危機下にあって、すべての資源を動員し、対顧客および経済全般のいずれにおいても継続的な運営を確保した。法人顧客、専門家顧客および個人顧客は同様に、通常時のアドバイザーによる助言提供、個々に合わせた配慮および専門知識（概ね、最初のロックダウン期間中においては支店の80%が、必要なCOVID-19感染防止対策をすべて実施した上で営業していた。）ならびにソシエテ・ジェネラルの遠隔プラットフォーム、ウェブサイトおよびアプリを通して提供されるサービスの利用が可能であった。

当行は、特に厳しい状況に直面している個人顧客（一時解雇者等）に対して、消費者ローンおよび住宅ローンの返済を手数料無料で繰り延べる選択肢を提供し、柔軟な対応を取った。ソシエテ・ジェネラルは継続的に、毎日のリモートバンキングサービスに革新的な開発を施した。例えば、2020年には、月額わずか2ユーロで利用可能なフルバンキングサービス「Kapsul」およびティーンエイジャーを対象とした本人の小遣い管理支援ツール「Banksup」ならびにアプリの新バージョンを発売した。非接触型決済カードおよび即時送金は、パンデミックの影響を踏まえた決済手段として特に支持され、早期の成功を確かなものにした。

ソシエテ・ジェネラルは、顧客関係に関する戦略を踏まえて、フランス全土の優秀な800人の資産運用に関する専門家による新しいプライベートバンキング事業構想を導入し、新規の個人顧客を対象とするオンボーディングサービスに向けた基盤を築いた。

ソシエテ・ジェネラルはまた、法人顧客のためのビジネスセンターの創設ならびに個人顧客および専門家顧客のための地域販売部の設置を伴う、ネットワーク特化戦略を、2020年末までの完成を目途に継続している。

当行のアドバイザーは、2020年を通じて、パンデミックの影響を受けた企業および専門家を支援するために常時サービスの提供が可能な態勢にあり、政府保証融資、返済の繰延べ、オンライン決済ソリューション、ファクタリング等の新たな選択肢、ならびにOppensによるサイバーセキュリティソリューションを通じて、当該顧客が行うキャッシュフロー管理を支援している。

ソシエテ・ジェネラルは、245,000人の専門家顧客に密着したサポートを継続しており、当該各顧客には、現在、ビジネスライフ担当およびプライベートライフ担当の2名の専門アドバイザーが対応している。また、自営業者の顧客を対象とする専門アドバイザーを有する特定のシステムも展開されている。

また、2020年末までに専門家に特化した129箇所のコンセプトエリアを展開した。これらのコンセプトエリアには、専門家顧客が日々の問題を処理し、事業を発展させるために必要な専門家およびサービスが結集される。

加えて、顧客は、958箇所のオープンプラン コンセプト エリアの長い営業時間を利用し、小切手の預入れならびに現金の預入れおよび引出しをすることができる。

ソシエテ・ジェネラルは2020年にシャインを買収し、専門家および零細企業向けの完全にデジタル化されたサービスを拡大し、フィンテック エコシステムにおける当行の大きな役割および新興企業との連携手腕を示した。

法人市場においては、2020年、事業は、COVID-19危機に直面しながらも回復力を示し、堅調に推移した。2020年末現在、当行の法人顧客数は、94,000社弱であった。

経済支援に貢献する一環として、ソシエテ・ジェネラルのネットワークは、顧客の投資プロジェクトに対し資金提供を行っている。2020年において、法人顧客預金（専門家、法人、非営利団体および公共部門を対象とする。）は、総計61十億ユーロであり、貸出残高は73十億ユーロであった。2019年はそれぞれ52十億ユーロおよび63十億ユーロであった。ソシエテ・ジェネラルのネットワークおよびアドバイザーは、2020年の年間を通して、難局に取り組む顧客への支援として、政府保証融資を提供し、必要に応じて貸出金の返済を繰り延べ、また、通常のコミュニケーションを維持しながら、積極的に対応した。

当行の法人顧客とのさらに緊密で、強力な関係の構築を目指し、ソシエテ・ジェネラルは、市場に応じて特化されたネットワークの販売戦略を続行してきた。2020年末までに、法人顧客、公共部門の顧客、機関投資家および社会的経済顧客のためのリージョナル ビジネス センターが30近く創設された。

SGアントレプレナー プログラムは、事業主に対する戦略的アドバイスを、地域部門に分類されるリテールバンキング部門、コーポレート&インベストメント バンキング部門、プライベート バンキング部門および不動産融資部門の専門知識を活かし、顧客ニーズに応じたソリューションと融合させる。当行は、ソシエテ・ジェネラル アントレプレナーという包括的なパッケージを提供し、事業主にとって好ましいパートナーであることに尽力し、起業家としてのキャリア パスの至るところで、個人として、また資産運用の視点から、事業の発展およびそのための支援に専心する。

新経済における事業を支援するために、ソシエテ・ジェネラルは、新興企業を対象としたプログラムを2017年に立ち上げた。当該プログラムには、当行の2つのネットワーク間の関係強化を目的としたBPIフランスとの提携等の取組み、ならびにプライベート バンキング部門およびコーポレート&インベストメント バンキング部門の専門家より支援を受けたフランス国内の技術拠点の150名の新興企業専門アドバイザーが含まれる。

クレディ デュ ノールのネットワーク

クレディ デュ ノール グループは9行のリージョナル バンク（コルトワ、コルブ、レイデルニエ、ヌジェ、ローヌ - アルプ、ソシエテ マルセイエーズ ドゥ クレディ、タルノー、ソシエテ ドゥ バンク モナコおよびクレディ デュ ノール）および投資サービス提供者・仲買業者であるジルベール デュポンにより構成されている。

クレディ デュ ノールの事業体は、その事業活動の運営における高いレベルの自立性を特徴とし、これは特に、迅速な意思決定と顧客の要求への反応の早さに表れている。

クレディ デュ ノールは、その目的を再考した上で、このたび「常に国内の起業家に向けたサービスの提供に注力する」と定めたAgir3.0と称する抜本の変革プランを導入した。

同グループの各行の戦略は、以下の3つの要素で構成されている。

- フランス地域の起業家に対し、法人顧客、専門家顧客およびリテール顧客向け各市場においてかかる対象顧客に強力な存在感を有する銀行であること。
- 当グループにおけるネットワークの適応性を強化することができ、また、顧客との意思疎通の充足手法を十分に具備した顧客に寄り添う銀行であること。
- 機動的であり、運営上の効率性、責任および自立の強化を追求する組織形態であり、かつ健全な経営風土を踏襲し、分権化された組織において迅速な意思決定方法を実施する銀行であること。

クレディ デュ ノール グループの業績の質および堅調さは市場により認識されており、フィッチによる長期格付けにおいてA-を取得していることにより裏付けられる。

クレディ デュ ノールは、1.8百万人の個人顧客^(注)、216,000の専門家顧客および非営利団体ならびに46,000の法人顧客および機関投資家にサービスを提供している。2020年において、クレディ デュ ノールの平均預金残高は、2019年の45.1十億ユーロに対して、合計52.0十億ユーロであり、貸出残高は、2019年の43.9十億ユーロに対して、合計50.1十億ユーロであった。

(注) 取引のある顧客の人数

ブルソラマ

ブルソラマは、ソシエテ・ジェネラルの子会社であり、フランスにおいて、オンライン バンキング、オンライン仲買業ならびに経済および株式市場のニュースにおいて首位を占めるboursorama.comを通じたオンライン金融情報という同社の3つの主要な事業における草分けおよび主導者である。

ブルソラマ バンクは、13年連続でフランスにおいて最も価格競争力のある銀行として、2015年時点の顧客数を3.5倍増にした（現在、総数2.5百万超の登録顧客を有する。）。推奨率は引き続き90%と高位を占め、ネット プロモーター スコアは+48である。収益や金融資産の要件がなく、誰もがアクセスできるオンラインバンクであるブルソラマ バンクの誓約は、同行の開業以来同じであり、すなわち、顧客の購買力を高めるために、顧客の生活を最も競争力のある価格で簡素化し、最良のサービスを提供することである。

2020年、ブルソラマは、SRI対応に必要な3つの新規の施策として、連帯型貯蓄口座サービス（CSL Solidarité）およびそのためのバーチャル決済カードの開始、新たな予算指導サービス（Wicount Patrimoine）、ならびにAlabri住宅保険を提供し、また銀行セクター以外の提携先（The Corner）と共同で行う割引プログラムおよびUltim Metalカードを提供し、商品およびサービスの幅を拡大した。

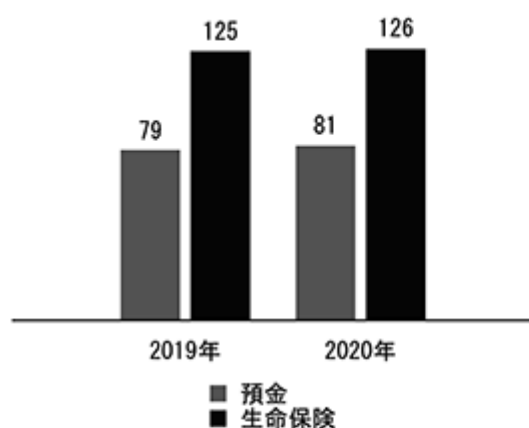
オンライン ポータルwww.boursorama.comは、20年超前にサービス提供を開始し、継続して金融経済ニュースサイトでは首位を占めており、月間50百万回のアクセスがある（出典：ACPM、2020年上半期月間平均）。

ブルソラマ バンクでは、セキュリティおよび低い手数料に加えて、顧客の変化する期待ならびに簡素さおよび効率性に的確に対応することで、フランスの主導的なバンキング事業者としての地位を毎年体系的に強化している。同行は、新たな目標として、2023年には4百万を上回る顧客の登録を、また、2025年には25%を上回る収益の確定を、設定している。

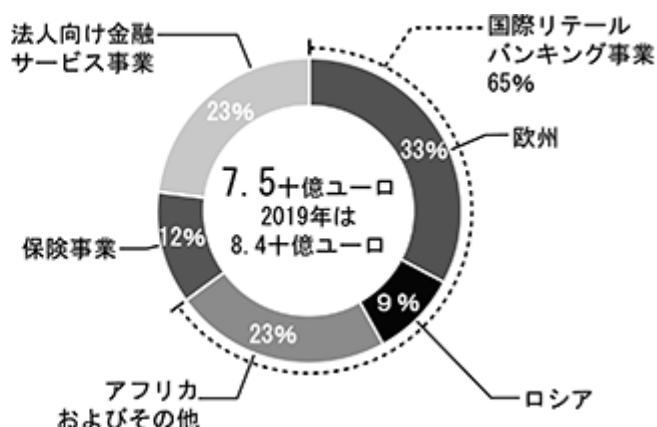
国際リテール バンキング&金融サービス部門（IBFS）

当行の顧客預金および貯蓄内訳

（単位：十億ユーロ）



銀行業務純利益内訳



59,000
 名の従業員

130+億ユーロ
 の貸出残高

1.3+億ユーロの
 グループ当期純利益への寄与
 （2019年は2.0+億ユーロ）

貸出残高内訳（単位：十億ユーロ）

18.5	-0.8%*	14.1
88.3	+2.5%*	85.9
22.1	+2.0%*	22.5
25.7	+4.6%*	26.1
6.5	-1.7%*	6.3
11.0	+2.7%*	8.7
23.0	+1.8%*	22.3

2019年12月

2020年12月

- 設備ファイナンス事業⁽¹⁾
- 国際リテール バンキング事業小計
- 西欧（消費者金融事業）
- チェコ共和国
- ルーマニア
- ロシア
- アフリカおよびその他

(*) 一定の範囲および為替レートを前提とした場合

(1) ファクタリングを除く。

預金残高内訳（単位：十億ユーロ）

1.1	-0.1%*	1.1
1.9	+8.8%*	79.6
	-6.2%*	
32.3	+8.9%*	34.1
9.6	+8.8%*	10.3
11.6	+13.7%*	10.1
22.6	+7.9%*	23.4

2019年12月

2020年12月

- 設備ファイナンス事業⁽¹⁾
- 国際リテール バンキング事業小計
- 西欧（消費者金融事業）
- チェコ共和国
- ルーマニア
- ロシア
- アフリカおよびその他

(*) 一定の範囲および為替レートを前提とした場合

(1) ファクタリングを除く。

国際リテール バンキング&金融サービス部門（IBFS）は以下を統合している。

- 欧州、ロシアおよびAFMO（アフリカ、地中海沿岸地域およびフランス海外領域）の3つの事業ユニットに分けられている国際リテール バンキング事業
- 3つの専門的な事業（保険事業、事業用車両リース・車両管理事業およびベンダー ファイナンス・設備ファイナンス事業）

かかる柱を活かし、当グループは経済的および社会的な環境変化に対応し、成長の速い領域でネットワークの力を活用することにより当グループの顧客の国際的成長を支援することで、すべての個人顧客および法人顧客により良いサービスを提供することを目指している。IBFSは、リスク管理および希少資源の配分の最適化を引き続き模索する一方、収益向上を目指し、関係性を重視するユニバーサル バンキング モデル、より幅広い商品を通じた顧客基盤の拡大ならびに専門知識の提供および共有を戦略の基本としている。約59,000人の従業員^(注)および61ヶ国における商業拠点を擁し、IBFSは、豊富な商品およびサービスを顧客（個人、専門家および法人）に提供することに専念している。IBFSは、補完的な範囲まで網羅した専門知識を誇り、様々な市場において強固で広く認められた地位を享受している。

(注) 臨時従業員を除く、期末の従業員数である。

国際リテール バンキング事業

国際リテール バンキング事業では、国際バンキング ネットワーク事業および消費者金融事業のサービスが統合されている。これらのネットワークは、その成長方針に沿って着実に前進しており、現在、欧州、ロシア、地中海沿岸地域およびサハラ以南のアフリカ等の事業を行う様々な地域において主要な地位を維持している。国際リテール バンキング事業は、発展が見込まれる様々な地域において当地の経済に対し資金を援助している。このように、当グループは、地理的に成長潜在性の高い地域を通じて、当グループの事業の発展を支援している。

欧州

当グループは、西欧（フランス、ドイツおよびイタリア）において、主に消費者金融および自動車ローンに関する事業を行っている。主に自動車ローン市場の堅調な成長を背景に、2020年における貸出残高は2%増加し、22.5十億ユーロとなった。

チェコ共和国において、**コメルチニ バンカ**（KB）は、貸借対照表の規模では第3位にランクしており、2020年12月時点で、26.1十億ユーロの貸出残高、242の支店および7,658人の従業員（正社員（FTE））を擁している。1990年に設立され、2001年にソシエテ・ジェネラルの子会社となったKBは、個人顧客向けのユニバーサル バンキング業務を発展させ、法人顧客および地方自治体において伝統的に持つ大きな存在感をさらに強めている。KBグループはまた、ESSOX（消費者ローンおよび自動車ローン）やモドラ ピラミダ（住宅ローン）により個人顧客向けの幅広い商品を提供しつつ、さらに、プライベート バンキング事業と連携して開発した分野の商品も提供している。

2020年、米国金融雑誌グローバル ファイナンスはふたたび、**コメルチニ バンカ**を中欧および東欧における**最も安全な銀行**としてランク付けた。

ルーマニアにおいて、BRDは、2020年11月現在、預金において約12%および貸出金において約11%の市場シェアを有し、貸借対照表の規模では第3位の銀行である。ソシエテ・ジェネラル・グループは、1999年にBRDの主要株主となった。BRDグループの事業は3つの主な事業部門、すなわち、リテール バンキング事業（個人・専門家顧客および中小企業）、コーポレート&インベストメント バンキング事業およびBRDファイナンスとの消費者金融事業から成り立っている。貸出残高および預金残高はそれぞれ合計6.3十億ユーロおよび合計10.3十億ユーロとなった。

2020年、BRDは、**ザ バンカー**誌より8度目の「ベストバンク イン ルーマニア2020」賞を受賞した。

ロシア

当グループは、ユニバーサル バンキング モデルを展開しており、貸借対照表の規模ではロシアにおける外国資本による銀行グループで第2位となった。2020年末現在の貸出残高および預金残高は、それぞれ8.7十億ユーロおよび10.1十億ユーロであった。ソシエテ・ジェネラルは、ロシアにおいて、法人顧客および個人顧客部門の様々な事業活動を行っており、2020年においては特に、住宅ローン事業が顕著に動的であった。

アフリカ、地中海沿岸地域およびフランス海外領域

ソシエテ・ジェネラルは、当該地理的地域において主導的地位を占めており、これは長い歴史と強力な戦略への取組みの成果である。

地中海沿岸地域において、当グループは、主に、モロッコ（1913年以降）、アルジェリア（1999年以降）およびチュニジア（2002年以降）において拠点を有している。全体としては、当該組織は、665の支店を擁しており、また、2百万超の顧客を有する。2020年12月31日現在、預金残高は10.5十億ユーロにのぼり、貸出残高は11.3十億ユーロであった。

サハラ以南のアフリカにおいて、当グループは、特に、コートジボワール（貸出および預金において主要銀行）、セネガル（貸出および預金で第2位）ならびにカメルーン（貸出で第1位および預金で第2位）に強固な地域基盤を有し、同地域内16ヶ国において由緒ある存在感を築き上げている。2020年、同地域の貸出残高は6.6十億ユーロ、預金残高は8.6十億ユーロとなった。ソシエテ・ジェネラルは、西アフリカ地域の主要な国際銀行である。

当グループは、人材、天然資源およびインフラ計画を備えた同大陸において、商品の購買層の開発および経済開発こそが今世紀の重要な課題であるとの1つの確信から同大陸の強みを導き出し、同大陸において、変革が公正に、環境に優しく、かつ包摂的に行われるよう支援している。ソシエテ・ジェネラルは、特に、当行の長期にわたる成果への取組みを示した「**アフリカとともに成長**」イニシアチブによって現地経済の支援を行っている。かかるイニシアチブは、国際的な専門家に加え、現地の対象地域および関係者と協力して実行される。かかるイニシアチブは、以下の4つの開発分野、すなわち、アフリカにおける中小企業の発展支援、インフラ融資への参加、金融包摂を促進するサービスの提供ならびに再生可能エネルギーおよびアグリビジネスを対象とする革新的な融資の開発に重点を置いている。

2020年、ソシエテ・ジェネラルは、EMEAファイナンス誌により「CSRにおけるアフリカのベストバンク」賞を受賞した。ソシエテ・ジェネラル・カメルーンおよびソシエテ・ジェネラル・コートジボワールは、6年間連続で当該国においてそれぞれ「ベストバンク」および「ベスト インベストメント バンク」賞を獲得した。同金融誌は、また、ソシエテ・ジェネラル・モロッコに対して「ベスト フォーリン バンク」賞および「ベスト インベストメント バンク」賞を授与した。さらに、同誌は、同行の常務取締役に対して「ベスト アフリカンCEO」賞を授与した。ソシエテ・ジェネラルは、アフリカ大陸において、COVID-19感染防止対策の取組みについて、業界誌であるユーロマネー誌より授与された「エクセレンス イン リーダーシップ」賞をはじめとして、アルジェリア、カメルーン、ギニアおよびセネガル（グローバル ファイナンス誌）においても、その他複数の賞を受賞した。

フランス海外領域では、当グループは40年超にわたり拠点を有するレユニオンおよびマヨット島、フランス領ポリネシアならびにニューカレドニアにおいてその地位を確立している。当該地域において、ソシエテ・ジェネラルは個人顧客および法人顧客等に対して本国フランスにおける個人顧客および法人顧客向けサービスと同一のサービスを提供している。

金融サービス

保険事業（ソシエテ・ジェネラル・アシュランス）

ソシエテ・ジェネラル・アシュランスは、ソシエテ・ジェネラル・グループのリテール バンキング、プライベート バンキングおよび金融サービスのすべての事業とのシナジー効果を享受しつつ、当グループの発展戦略の中核となっている。また、ソシエテ・ジェネラル・アシュランスでは、社外とのパートナーシップを構築することにより、流通モデルの増強を進めている。ソシエテ・ジェネラル・アシュランスは、生命保険関連貯蓄事業、退職関連貯蓄事業および個人保護保険事業において、個人顧客、専門家顧客および法人顧客の要望に対応するすべての範囲の商品およびサービスを提供している。ソシエテ・ジェネラル・アシュランスは、2,700名の従業員（FTE）の専門知識を活かし、顧客から信頼されるパートナーを目指し、財務上の強みと、力強いイノベーションおよび持続可能な発展戦略を融合する。公衆衛生危機を特徴とする環境下において、ソシエテ・ジェネラル・アシュランスはその回復力を発揮している。フランス国内外の市場で貯蓄生命保険事業が後退の傾向にありながら、ソシエテ・ジェネラル・アシュランスは商品構成面で商品の質に重点を置き、新たな流通の提携先とともに手がける多角化を強みとした。結果として、ユニット リンク商品（UL）の残高は44%に達し、生命保険の投資ソリューションの残高は126十億ユーロに達し、そのうちULの残高は32%に達した。個人保護保険事業および損害保険事業は、2019年と比較して1 %増の成長を維持している。

2020年、ソシエテ・ジェネラル・アシュランスは、絶えず顧客満足度を上げるために、革新的なモジュール商品（特に、自動車および住宅保険）ならびに完全デジタル版カスタマー ジャーニーの策定を優先し、銀行保険モデルのデジタル移行を加速させた。またソシエテ・ジェネラル・アシュランスは、新たな市場とサービスを評価するために、ALD（車両管理と関連した初の保険契約の発売）、ブルソラマ（完全オンラインによるカスタマイズされた住宅保険Alabriの発売）およびCGI等の当グループのその他の事業に加えて、外部のパートナーとの相乗効果により、ビジネスモデルの多様化に引き続き取り組んだ。

企業の社会的責任（CSR）は、ソシエテ・ジェネラル・アシュランスの戦略の重要な要素となっている。CSRは、責任ある保険業者、責任ある投資家、責任ある雇用者の3つの分野に分かれており、これらは実際の戦略的識別指標として機能する。かかる3つの側面からなる枠組の中で、パリ協定の目的およびソシエテ・ジェネラル・グループによる意欲的なコミットメントに従って、多数の活動が実施され、主要なプロジェクトが開始されている。

事業用車両リース・車両管理事業（ALDオートモーティブ）

ALDオートモーティブは、国内外双方の市場におけるあらゆる規模の事業に事業用車両リースおよび車両管理を中心としたモビリティ ソリューションを提供している。なお、個人顧客も提供の対象としている。当該事業は、オペレーショナル リースの金融上の利得と、メンテナンス、タイヤ管理、燃料消費、保険および車両交換等を完全に網羅した、第一級のサービスを統合している。ALDオートモーティブ グループは、6,100名超の従業員（FTE）を雇用している。

ALDオートモーティブは、リース会社として最大の地理的範囲（43ヶ国）を対象としており、1.76百万台超の車両を管理している。新興市場について独自の知識を有しており、北米のウィールズ、オーストラリアおよびニュージーランドのフリートパートナーズ、南アフリカのアブサ、アルゼンチンのオートコープならびに中米のアレンド リーシングと提携関係を構築している。2020年、かかる事業は、マルチブランドによる事業用車両リースおよび車両管理において欧州で第1位を、全世界で第2位を占める。

モビリティ ソリューションの草分けとして、ALDオートモーティブは、その顧客、車両管理者および運転者に対して、比類なきサポートを提供し、各取引先のニーズに対応するようカスタマイズされたサービスを提供するために、継続的に革新を行っている。

ALDは2017年6月よりユーロネクストに、その株式の20.18%を新株発行のうえ上場している。ソシエテ・ジェネラルは、ALDの支配株主であり、ALDオートモーティブは引き続き、当グループの資金調達能力の恩恵を享受する。

ベンダーファイナンス・設備ファイナンス事業（SGEF）

ソシエテ・ジェネラル・エクイップメント・ファイナンスは、ベンダーおよび専門設備ファイナンスを専門としている。当事業は、国際的なベンダー（専門設備製造業者および販売業者）とのパートナーシップ契約を通じて、また、現地の製造業者および販売業者との間で直接行われる。ソシエテ・ジェネラル・エクイップメント・ファイナンスは、輸送、工業設備、テクノロジーおよびヘルスケアならびにグリーン エネルギーの4つの主要な分野において専門知識を展開している。

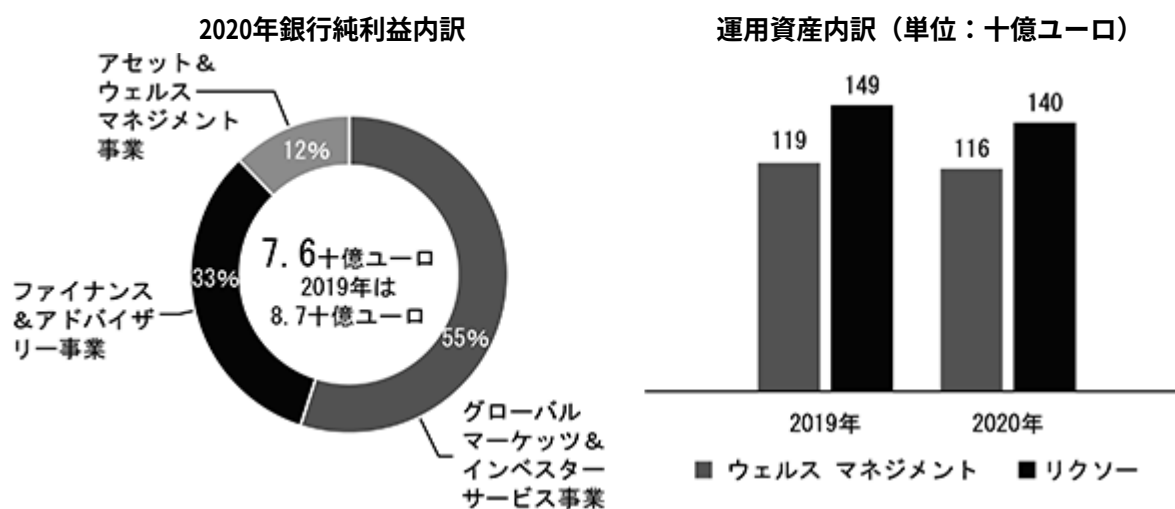
設備ファイナンスにおけるリーディング カンパニーとして、SGEFは、35ヶ国で事業を行っており、1,300名を超える従業員（FTE）を雇用し、21.8十億ユーロの残高^(注)のポートフォリオを管理している。SGEFは、国際的な大企業から中小企業にわたる様々な顧客基盤に対して、多岐にわたる商品（ファイナンス リース、ローン、レンタルおよび債権購入を含む。）およびマーケティング等のサービスを提供している。

(注) 2019年12月31日時点の、フランファイナンス、ソジェリースおよびスター リースを含む数字

業界で高い評価を得ているSGEFは、2020年、リーシング ライフ誌によりエディターズ アワードに選出され、また、2020年のアニュアル アセット ファイナンス ヨーロッパ50のランキングにおいて首位となった^(注)。

(注) SGEFおよびALDオートモーティブ

グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門 (GBIS)



20,000
 名の従業員

€155十億ユーロの貸出残高

57百万ユーロ
 のグループ当期純利益への寄与
 (2019年は1.0十億ユーロ)

4,315十億ユーロ
 のカストディ資産 (デリバティブに
 においてグローバルリーダー、欧州に
 において第2位のカストディアン)

グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門 (GBIS) は、グローバル マーケッツ&インベスター サービス事業、ファイナンス&アドバイザリー事業、アセット マネジメント事業およびプライベート バンキング事業を企業、金融機関、投資家、ウェルス マネジャーおよび個人事業主ならびに個人顧客といった選ばれた顧客基盤を対象に提供することをその業務としている。

発行体および投資家の間の経済フローの基軸として、GBISは、長期にわたって顧客をサポートし、個々のニーズに適応する多様なサービスおよび総合的なソリューションを提供している。

GBISは、39ヶ国において20,000人を上回る従業員を雇用し、65ヶ国を上回る国々に事業^(注)の拠点を配している。GBISは、欧州の広範囲を網羅し、中・東欧、中東、アフリカ、米州およびアジア太平洋地域に営業所を有している。

(注) ソシエテ・ジェネラル・グループのパートナーシップによる国内事業

GBISの専門家は、発行体である顧客（大企業、金融機関、政府機関および公共部門）に対して、各顧客の発展に関する戦略的アドバイスを提供し、さらに、各顧客の資金需要に対応し、そのリスクをヘッジするために資本市場へのアクセスを提供している。また、GBISの専門家は貯蓄を運用している投資家に対して、設定されたリスクとリターン目標に基づく投資サービスを提供している。

当行は、資産運用会社、年金基金、個人事業主、ヘッジファンド、ソブリンファンド、公共機関、民間銀行、保険会社および販売業者に対して、株式および債券、クレジットおよび為替への包括的なアクセスを、最高レベルの調査関連の専門知識に裏打ちされた独自のクロス アセット ソリューションおよびアドバイザーサービスとともに提供している。かかるサービスの提供は、幅広いインベスター サービスにより完成される。

当グループは、持続可能なポジティブ インパクト ファイナンスの先駆者として、また、再生可能エネルギー関連融資の世界的主導企業の1社として^(注)、顧客に助言を提供し、より公正で環境に優しい経済への転換を目指す具体的な融資・投資ソリューションを提供している。

(注) 再生可能エネルギー関連プロジェクト ファイナンスにおいて世界第2位(出典: IJ Global、2020年)

当グループの目標は、欧州またその他世界の国々のいずれにおいても顧客に最適で付加価値のある体験を提供することができる主要なパートナー銀行となることである。かかる目標への取組みとして、当グループは、SGマーケットツというツールの機能性を利用し、企業間の金融サービスのための比類なき先駆的な市場を築くことを目的としたプラットフォーム戦略を加速している。

グローバル マーケットツ&インベスター サービス事業

グローバル マーケットツ&インベスター サービス事業(GMIS)部門は、「債券・為替事業」、「エクイティ事業」および「証券サービス事業」の各部門を統合し、顧客のために総合的な資本市場サービスを開発し続けている。このように、かかる事業部門は、市場へのグローバルなアクセスを提供する主導的な金融機関としての強みと、その活動において市場の主導的地位に位置付けられる仲介業者の顧客本位のアプローチを統合させている。

顧客が、金融市場間の相互接続性が高い今日の状況をしっかりした足どりで進むための支援として、専門家(金融エンジニア、販売要員、トレーダーおよび専門アドバイザー)は、それぞれの顧客のニーズおよび特定のリスクに対応するよう策定されたカスタムメイドのソリューションを提供するため、特有の総合的なデジタル プラットフォームであるSGマーケットツを利用している。

同時に、ソシエテ・ジェネラルのクロス アセット リサーチ部では、重要な事象が資産別カテゴリーに及ぼす影響を評価し、各資産別カテゴリー間に存在する関係を比較評価し、全体像として、主要な情報について戦略上重要な概要を提供している。2020年1月以降、当行は、基礎的な財務分析に加えて、企業の環境、社会およびガバナンス(ESG)の側面を株式調査に体系的に反映している。

2020年、ソシエテ・ジェネラルはESGプロバイダー オブ ザ イヤー2020(アジア リスクアワード2020)、ベスト ハウス イン ヨーロッパ、ベストESGハウスおよびベスト インシュアランス プラットフォーム—SGマーケットツ(SRPヨーロッパ アワード2020)に選出された。

2020年、当グループはグローバル マーケットツ事業について戦略的な見直しを行い、これによりストラクチャード クレジット商品およびエクイティ商品業務のリスク プロファイルの低減が促され、よって、グローバル マーケットツ事業が生み出す利益の市場の混乱への感応度が抑えられた。さらに、2020年には経費削減計画が開始され、2022年から2023年までに正味で約450百万ユーロの経費削減を目標としている。

債券・為替事業

債券・為替（FIC）の業務は包括的な商品およびサービスをカバーしており、ソシエテ・ジェネラルの顧客の債券・クレジット・為替および新興市場に係る業務の流動性、価格設定およびリスクヘッジを確実なものとしている。

ロンドン、パリ、マドリッドおよびミラノに加えて米国およびアジア太平洋地域に各拠点を置くチームは、多岐にわたるフローおよびデリバティブ商品を提供している。徹底した調査、設計・策定、トレーディングおよび電子商取引に関する専門知識を基盤として、チームは、戦略的助言、フロー データおよび競争価格を提供している。

エクイティ事業

ソシエテ・ジェネラルは、世界の主要な発行・流通市場における歴史的なプレゼンスおよび長年の伝統である計画性を伴う革新性を活かし、現物株式、エクイティ ファイナンス、デリバティブ商品に基づくサービス、株式のストラクチャード商品、戦略的なエクイティ トランザクションおよびプライム サービスの全領域にわたる業務をカバーする様々なソリューションを一連のサービスとして包括的に備えている点において主導的地位にある。

当グループは、当該分野における30年を超える経験を活かし、デリバティブおよび投資ソリューション商品における主導的地位を強みとして常に革新的姿勢を維持しており、顧客のニーズに適う個別対応による助言および革新的なソリューションを提供している。当グループは、極めて複雑な商品を戦略的に見直しながらも、次世代の投資ソリューション商品を開発し、特にCSRにおいては、イノベーションの先駆者であり続けることにより、グローバルリーダーシップを維持することに成功している。

顧客は、当該事業部を、サービスおよび提供の質に関して、ドイツにおける上場商品の最高の発行体として選出した（ボールス オンライン調査、発行体サービス調査2020）。

証券サービス事業

ソシエテ・ジェネラル証券サービス（SGSS）の事業は、以下を含む包括的範囲の、確実かつ有効な証券サービスを提供している。

- 市場を主導するクリアリング サービス
- すべての資産クラスを対象としたカストディおよび預託銀行業務
- 複雑な金融商品の管理者向けのファンド管理サービス
- ストック オプション制度および従業員による株式保有の管理を含む発行体サービス
- 流動性管理サービス（現金および証券）
- サポートからファンド販売まで包括的な一連のサービスを提供する証券代行業務

2020年12月末現在のカストディ資産残高は4,315十億ユーロ（2019年12月31日現在は4,213十億ユーロ）で、SGSSは欧州の証券保管機関の中で第2位に位置付けられている。同社は3,325本を超えるミューチュアル ファンドにカストディ サービスを提供しており、4,182本を超えるミューチュアル ファンドに関して評価サービスを提供しており、欧州における運用資産残高総額は638十億ユーロである。

ファイナンス&アドバイザリー事業

ファイナンス&アドバイザリー事業は、当行の戦略的な顧客とのグローバルな関係をフォローし、発展させることを業務とする。当該事業部には以下が含まれる。

- **グローバル バンキング&アドバイザリーのプラットフォーム（GLBA）**。このプラットフォームは、現在、グローバル バンキング顧客向けに特化されたカバレッジ チームと、各事業チーム（M&A、アドバイザリー、その他の企業金融アドバイザリー サービスならびにコーポレート バンキングおよびインベストメント バンキング（発行体に対する資金調達（デットまたはエクイティ）、金融工学およびヘッジ ソリューション）に係る業務を担当する各事業チーム）を1つの事業ユニットとして統合している。

- **グローバル トランザクション&ペイメント サービスに係る業務**

GLBAプラットフォームは、フランス、欧州、CEEMEA地域、米州およびアジアに拠点を置く専門家チームの支援を得て世界的規模で機能している。顧客の事業は国際的であるため、国内、海外、および国境を越えた事業活動を行う際、当該専門家チームの顧客および現地の規制に関する知識が鍵となる。かかるグローバルな専門知識と事業別知識を活用して、当グループは、プロジェクト ファイナンス アドバイザリー部門で世界第1位にランク付けられており、再生可能エネルギー関連ファイナンス部門では世界第2位にある（出典：IJ Global、2020年）。

グローバル バンキング&アドバイザリー チームは発行体たる顧客に充実した一連の商品ならびに総合的なソリューション、商品およびアドバイザリーを提供しており、以下の3つの部門に分掌されている。

- **アセット ファイナンス部門**は、輸出金融、航空機ファイナンス、船舶ファイナンス、不動産ファイナンスおよびストラクチャード ソリューション&リースの5つの事業で構成されている。経験豊富な専門家は、幅広い商品を通じて、金融知識に加えて業界の知見を踏まえ、顧客、金融会社および公共機関向けにそれぞれに合ったソリューションを策定する。当グループは、不動産金融のシンジケートローン部門では、EMEAにおいて首位（出典：Deallogic、2020年）、また、輸出金融部門ではアフリカで第1位、世界で第2位（出典：TXF、2020年）である。

■ **天然資源・インフラストラクチャー部門**は、天然資源、エネルギーおよびインフラ分野において、顧客への金融ソリューションおよびアドバイザリー サービスの提供により、グローバル業務の拡張を担う。同部門の顧客は、生産者、事業者、製油所グループ、貿易業者、コモディティ サービス プロバイダー、コモディティおよび流通業者を対象とする物流会社、ならびに公共および民間の機関である。ソシエテ・ジェネラルは、エネルギー&コモディティ ファイナンス ハウス オブ ザ イヤーの称号を獲得した（エネルギー リスク アワード2020）。

■ GLBAの発行市場に関する専門知識を結集した**資産担保証券部門**は、証券化およびストラクチャリング業務における各分野のスキルを、流通市場における取引、販売チャネルおよび債券借換に係るノウハウと融合させ、これにより信用力を活かし、ABS型商品やストラクチャード ローンのシングル エントリーポイントとして、発行体たる顧客や投資家の発展の支援を可能にしている。当グループは、ユーロ建の世界的証券化部門で第1位にランク付けられている（出典：Dealogic、2020年）。

インベストメント バンキング チームは、部門別の掘り下げた知識および広く認められた実行力を活かし、顧客、企業、金融機関、公共部門に対して、総合的かつ包括的なそれぞれのニーズに適ったアプローチを提供している。かかる提供は、合併、買収および新規株式公開ストラクチャリングならびに株式の売出しをカバーする広範囲に及ぶ戦略的アドバイザリー サービスに拠るところが大きい。ソシエテ・ジェネラルは、株式資本市場において、また、企業および金融機関のユーロ建債券発行に関し、主導的地位を保持している。

ソシエテ・ジェネラル系列のインベストメント バンクは、2020年、複数の賞を獲得しており、かかる賞には、ECM バンク オブ ザ イヤー イン フランス アンド ベネルクス（グローバル キャピタル）およびTMT ファイナンス バンク オブ ザ イヤー イン EMEA（TMT M&Aアワード2020）が含まれる。

グローバル トランザクション&ペイメント サービス（GTPS）のチームは、事業者および金融業者、特に、フロー（バンキング、コマーシャルおよびコーポレート）の管理および／または支払管理における支援を求めている国内および海外の金融機関、多国籍で世界的な事業を有する中・大企業にターゲットを置いている。

40ヶ国超で事業を展開している当該事業部門は、トランザクション バンキングの事業部門の専門知識を活かし、完全かつ総合的なソリューションおよびサービスを提供している。GTPSは以下の5つの銀行取引事業を扱う。

- 現金管理
- 貿易金融
- 現金決済およびコルレス銀行業務
- サプライ チェーン金融
- グローバル マーケッツ事業との提携における当行の事業の支払いに関連する外国為替サービス

グローバル トランザクション バンキング チームは、業界より授与される賞の常連受賞者である。当グループは、グローバル ファイナンスより西欧および新興市場におけるベスト トレード ファイナンス プロバイダー、西欧およびCEEにおけるベスト バンク フォー キャッシュ マネジメント2021ならびにアフリカにおける支払・回収のベスト バンク2021の称号を受けている。

アセット&ウェルス マネジメント部門

当事業部門には、リクソー アセット マネジメントによるアセット マネジメント事業およびソシエテ・ジェネラル・プライベート・バンキングのブランドの下で業務を行うプライベート バンキング事業が含まれる。リクソーは、機関投資家向け商品にリテール分野を追加し、ソシエテ・ジェネラルの顧客のために他社にはない資産運用業務を提供している。ソシエテ・ジェネラル・プライベート・バンキングは、リクソーのプレゼンスを活かして、市場浸透度を高め、資産負債管理の専門知識を強化している。かかる提携により、特に責任ある金融セグメントにおいて、内部および外部顧客へのサービス提供が可能となっている。

ソシエテ・ジェネラル・プライベート・バンキング

ソシエテ・ジェネラル・プライベート・バンキングは、欧州に広い地盤を有しており、ストラクチャード商品、ヘッジファンド、ミューチュアルファンド、プライベート エクイティ ファンドおよび不動産投資ソリューションにおけるグローバルな専門知識に加えて、グローバルな金融工学およびウェルス マネジメントに係るソリューションを提供している。当該事業は、また、顧客に資本市場へのアクセスを提供している。

2014年1月以降、フランス国内リテール バンキング部門と連携して、ソシエテ・ジェネラル・プライベート・バンキングは、500,000ユーロを超える取引額によって個人顧客にサービスを提供し、フランスにおけるリレーションシップバンキングのモデルをさらに拡張・修正している。かかる顧客は80の地域に及ぶフランチャイズおよびプライベート バンキングの専門家チームのノウハウにより提供される身近なサービスを楽しむ。

ソシエテ・ジェネラル・プライベート・バンキングのサービスは、3つの主要拠点、すなわち、SGPBフランス、SGPBヨーロッパ（ルクセンブルク、モナコおよびスイス）ならびにクライノート ハンブロス（ロンドン、ジャージー、ガーンジーおよびジブラルタル）で利用可能である。プライベート バンキングの運用資産残高は、2020年末現在においては116十億ユーロであった。

ソシエテ・ジェネラル・プライベート・バンキングは、その専門知識に対して、業界からの称賛を定期的に受けている。2020年、プライベート バンキングは、ウェルス ブリーフィング アワード2020により、ベスト ヨーロピアン プライベート バンク・クレジット プロバイダーおよびプライベート バンク・ベスト UHNWチームに、また、プライベート バンカー インターナショナルにより、顧客関係、サービスおよび業務への取組みに極めて優れた西欧のプライベート バンクとして選出された。

リクソー アセット マネジメント

リクソー アセット マネジメント（リクソー）は、ソシエテ・ジェネラル・グループの完全子会社であり、1998年に設立され、各種の投資方法（アクティブ、パッシブまたはオルタナティブ）に関する専門知識を有する欧州の資産運用専門会社である。リクソーは、ETFからマルチマネジメントにわたり、持続可能な投資に係る課題に対応する革新的投資ソリューションを創出し、特に気候変動との闘いに注力する。リクソー・グループは、専門家のノウハウならびに踏襲された技術や研究を活かし、業績の追求とリスク管理を両立させる。

リクソーは、金融設計会社および資産運用会社として、オープン アーキテクチャー構造で、社内で開発されたもの、社外から選択されたものとの両者から、包括的な投資ユニバース内の配分に関する助言を提供する。信託サービスおよび投資プラットフォームは、機関投資家が事業効率を高めながら投資目的を達成することを支援する。

リクソーは、1998年に初の代替運用口座プラットフォームを創設し、資産運用業の先駆者となった。オルタナティブ投資のユニバースにある大手銘柄の中から適切な戦略を入念に選び抜く手腕により、リクソーは顧客および資産運用会社のいずれからも信頼されるパートナーとなった。

気候に優しいソリューションの先駆者であるリクソーは、2017年に、世界初のグリーンボンドを組み入れたETFであるグリーンボンドETFを商品化し、2020年には運用資産が500百万ユーロの水準を超えた。リクソーは、また、パリ協定に沿った商品の販売開始に向けて、初の気候変動テーマ型ETFエコシステムを開発した。

現在リクソーは7.9%の市場シェアを有する欧州において第3位の規模のETF運用会社である^(注)。2020年末において、リクソーの運用資産総額は140十億ユーロであった。

(注) 出典：ETFGI、2020年12月末現在の運用資産総額によるランキング

2020年、リクソーは、複数の賞に選出され、特に、ウェルス マネジメント事業者の一覧にETF運用会社として選出され、ヨーロピアンETFアワードのディベロップト エクイティETF部門でインベスター インスピレーション アワードを受賞した（ラジェフィ紙）。

(4) 政府の監督および規制

フランスにおける政府の当行に対する監督および規制

フランスの銀行制度

フランスの銀行システムは、主に民間所有の銀行および金融機関ならびに一定の国営の銀行および金融機関によって構成されており、そのすべてが共通の銀行法および銀行規制に従っている。

フランスの信用機関はすべて、フランス信用機関・投資会社協会（*Association Française des Etablissements de Crédit et des Entreprises d'Investissements*）を上部団体とする事業者団体または中央団体に所属しなければならない。同協会は、特に公的機関との交渉において金融機関、決済サービス事業者および投資会社の利益を代表し、助言を提供し、事業活動に関する指針を策定し、情報提供を行い、銀行および金融サービスの活動に関連する問題について調査および対策の提言を行う。ソシエテ・ジェネラルを含む大部分のフランスの銀行は、フランス信用機関・投資会社協会の傘下の団体であるフランス銀行連合（*Fédération Bancaire Française*）の会員である。

フランスの諮問機関および監督機関

フランス通貨金融法典 (*Code monétaire et financier*) は、銀行を含む信用機関の事業に関する規則を定めている。通貨金融法典 (*Code monétaire et financier*) に基づき、一定の行政機関が関連する監督および規制の権限を付与されている。

金融セクター諮問委員会 (*Comité consultatif du secteur financier*) は、金融機関（信用機関、電子マネー事業者、決済サービス事業者、投資会社、保険会社、保険仲介業者等）の代表者および顧客の代表者から構成される。かかる委員会は、金融機関とその顧客との関係を研究し、この分野において適切な措置を提案する諮問機関である。

金融立法および金融規制に関する諮問委員会 (*Comité consultatif de la législation et de la réglementation financières*) は、経済産業大臣の要求に応じて、法案または規制の草案に加え、AMFに関連し、またはAMFが管轄するもの以外の保険、銀行、決済サービスおよび投資サービスの分野に関連する欧州連合の指令および規制の草案についてレビューを行う。

2010年10月22日付の銀行と金融機関の規制に関する法律 (*Loi n° 2010-1249 de régulation bancaire et financière*) により、経済産業大臣ならびにフランス銀行および金融セクターの監督当局の代表者から構成される金融規制・システミック リスク規制評議会 (*Conseil de régulation financière et du risque systémique*) が設置された。この新たに設置された評議会は、欧州および世界的なレベルでリスク予防を改善し、フランスにおける規制措置をより円滑に協働させることを目的としている。銀行業務の分離および規制に関する2013年7月26日付の法律 (*loi de séparation et de régulation des activités bancaires*) (法第2013-672号) の制定に従って、かかる評議会は金融安定化高等評議会 (*Haut Conseil de stabilité financière*) と改名され、マクロな視点からの健全性の監督を担当する当局として指名されている。

フランス健全性監督破綻処理当局 (ACPR) は、金融機関および保険会社を監督し、消費者の保護および金融システムの安定の確保を担っている。ACPR (以前は、フランス健全性監督当局またはACPと呼ばれていた。) は、銀行の規制当局である (i) 信用機関・投資会社委員会 (*Comité des établissements de crédit et des entreprises d'investissement*) および (ii) 銀行委員会 (*Commission bancaire*) の2つを含むフランスの規制機関の統合によって2010年1月に設立され、フランス銀行 (*Banque de France*) の総裁が議長を務めている。2013年7月26日付の法律 (法第2013-672号) の施行の後、ACPRはフランスの破綻処理当局にも指定され、ACPRとなった。

ACPRは、認可を行う当局として独立した決定を行い、銀行業および投資会社の認可を付与し、また、適用ある銀行業の規則に規定される特定の免除の付与を行う。監督当局としては、特に信用機関、金融会社および投資会社（AMFの監督下のポートフォリオ運用会社を除く。）の監督を担当している。ACPRはかかる信用機関、金融会社および投資会社に適用される法律および規則の遵守状況を監督し、それらの財政状態を監督する。銀行は、その主要な事業分野についての定期的な（月毎、四半期毎または半年毎の）会計報告書をACPRへ提出することが要求されている。また、ACPRは、必要に応じて追加情報の要求および現地査察を行うことができる。ACPRは、これらの報告書および管理を通じ、各銀行の財政状態を綿密に監督することができ、また、すべての銀行の預金合計の算出およびその用途を把握することができる。規則の違反があった場合、ACPRは、警告、金融制裁および結果として銀行の解散へとつながる登録抹消を含む行政上の制裁を科すことができる。また、ACPRは、不適切に経営されていると判断した銀行について、一時的にその銀行を経営する臨時の管理者を指名する権限を有する。ACPRによるこれらの決定については、フランス最高行政裁判所（*Conseil d'Etat*）への上訴が認められている。銀行その他の信用機関、金融会社または投資会社に対する支払不能に関する手続は、ACPRによる事前の承認を経た上でのみ、開始される。

ユーロ圏およびオプトインした国に対する統一的な監督制度を創設する欧州連合の規則に従って、ECBは、2014年11月4日に、ソシエテ・ジェネラルを含む欧州の大規模な信用機関および銀行グループの監督当局となった。フランスにおいて、かかる監督は（特に報告書の収集および現地査察に関して）ACPRの緊密な協力の下、行われる予定である。ACPRは、マネーロンダリング防止や、事業活動に関するルール（消費者保護）等を管轄している。

ECBは、（i）承認の付与および取消しを行う、（ii）その他の信用機関における持分の取得および処分の査定を行う、（iii）一般的なEU銀行規則における健全性の条件に対するコンプライアンスを確保する、（iv）必要な場合には、EU法が定める条件に従って財務の安定性を保護するために特定の信用機関に対してより厳しい健全性の条件を設定する、（v）健全なコーポレート・ガバナンスの実施および内部の自己資本比率を課す等の権限を含む健全性の監督を独占的に管轄している。一方、ACPRは、消費者保護、マネーロンダリング、決済サービス、第三国の支店等、ECBに付与されていない監督事項について引き続き管轄する。

フランスの銀行業務システム

2013年7月26日付のフランス金融改革は、2015年7月1日以降、（例えばソシエテ・ジェネラルのような）大規模な信用機関が（i）金融商品の取引を自己勘定にて行うことおよび（ii）レバレッジが効いた集団投資スキーム（特にヘッジファンド）その他これに類似する投資ビークルとの間で自己勘定で無担保取引を行うことを禁止している。いくつかの例外はあり、その例外として、信用機関がマーケットメイキング活動、顧客への投資サービスの提供、金融商品の清算およびリスクヘッジを行うことができること、また、グループの財務の健全かつ慎重な管理およびそのグループのための（長期の）投資を行うことができることが挙げられる。

下記「第3 事業の状況、2 事業等のリスク、(1) リスク要因」の1.4項も併せて参照のこと。

4 【関係会社の状況】

(1) 親会社

2020年12月31日現在、当行に親会社はない。

(2) 子会社、関連会社およびその他の関係会社

下記「第6 経理の状況、1 財務書類、1.1 連結財務諸表、(6) 連結財務諸表に対する注記」の注2および注8.5を参照のこと。

5 【従業員の状況】

2020年末現在、ソシエテ・ジェネラルは44,531名の従業員、ソシエテ・ジェネラル・グループは133,251名の従業員（臨時従業員を除く。）を擁している。

上記「3 事業の内容、(3) 当グループの主力事業部門―主力事業部門の主要なデータ」も参照のこと。

労使関係

従業員代表者は、ソシエテ・ジェネラルとフランスにおけるグループ会社数社の取締役会のメンバーとなっている。

第3 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

本項において言及されるすべての将来の見通しに関する記述は、本書提出日現在の評価に基づくものである。

(1) 経営方針、経営戦略および経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

多角的かつ総合的なバンキング モデルに基づいたより堅固で収益性が高い持続可能な発展のための戦略

ソシエテ・ジェネラル・グループは、30百万の法人顧客、機関投資家および個人顧客のニーズに合わせ、強固かつ多角的なバンキング モデルを構築している。ソシエテ・ジェネラル・グループは、強固なマーケットポジションによる利益を享受している、下記の3つの相互補完的かつ、多角的な事業部門を中心として構成されている。

- フランス国内リテール バンキング部門
- 国際リテール バンキング&金融サービス部門
- グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門

リテール バンキング事業において、当グループは、成長性のある欧州の厳選された市場（フランス、チェコ共和国およびルーマニア）、ならびに当グループが歴史的なプレゼンスを有し、また市場に関する正確な理解と第一級の地位を有するロシアおよびアフリカにおける展開に重点を置いている。金融サービス事業において、ソシエテ・ジェネラルは、特に事業用車両リースおよび車両管理事業、ならびに設備ファイナンス事業において、世界的に主導的地位のある事業基盤に依拠している。グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ事業において、当グループは、EMEA地域、米国およびアジアにおける顧客に付加価値の高いソリューションを提供している。ソシエテ・ジェネラル・グループは、欧州以外の地域との接点を維持しつつ欧州に重点を置き、利害関係者のための価値を創出するために、主力事業間のシナジーによりもたらされる主導的地位を利用している。当グループは、法人顧客および専門家顧客、ならびに個人顧客のニーズに応えるために、多角的なモデルを活用している。

2020年は、前例のないパンデミックと非常に厳しい経済環境に支配され、2020年上半期の当グループの業績は多大な影響を受けた。ソシエテ・ジェネラルは、経済への比類のない打撃を管理するために、確固として顧客本位であり、信頼性があり、多角化され、かつデジタル化されたユニバーサル バンキング モデルを活用することにより、2020年下半期に回復力を発揮し、またその中で強靱性を証明した。この新たな状況において、当グループは特に以下を含む主要な戦略指針を発表した。

- フランスにおける2つの銀行ネットワークの統合（ビジョン2025）とデジタルバンクであるブルソラマの展開の加速化
- 長期車両リース事業（ALD）およびチェコ共和国におけるKBバンクの展開の加速化

- ストラクチャード クレジット商品およびエクイティ商品のリスク プロファイルを軽減して市場活動を適応させることで、グローバル・マーケット事業が生み出す利益の市場の混乱に対する感応度を低くすること。

当グループは、選択的な資源配分戦略と、顧客と当行の双方にとって最も相応しい地理的特徴、提供サービスおよび顧客の調和に再び焦点を当てる取組みにより、引き続き前進し、経費削減への強い信念を固めた。これまで行われてきた調整は、強固な商業基盤に恵まれた、成長性があり、利益率の高い事業を選定することを目的としている。

今後、当グループは、特に以下の3つの要素に基づいて2025年までの軌道を前進することに全力で取り組んでいく。

- 現在の危機において取組みの加速化が必要とされている、デジタル移行に関する課題
- 環境、社会およびガバナンスの分野におけるコミットメント
- 経費と希少資源の規律ある管理を継続し、リスク管理と組み合わせることで、当行の貸借対照表の健全性に貢献すること。

当グループの優先事項の1つは、顧客満足を確保すべく、サービスの質、付加価値およびイノベーションを重視することにより、事業展開を進めることである。当グループの目標は、特にそのデジタル能力に依拠して、責任ある革新的な金融ソリューションを顧客に提供することにより、顧客から信頼されるパートナーとなることである。

有機的な発展は、各事業部門の内部だけでなく、事業部門間での内部的なシナジーを引き出すことにより、引き続きもたらされるだろう。これは、プライベート バンキングとリテール バンキングのネットワーク間の協力の強化、インベスター サービスのチェーン全体における協力、保険事業とフランス国内および国際的なリテール バンキングのネットワーク間の連携、各地理的地域とグローバル トランザクション バンキング業務の間の協力を伴う。

当グループは、金融工学とイノベーションにおける専門知識を活かして、持続可能性の特質を金融ソリューションに統合し、この分野の顧客を支援し、かかる顧客を持続可能な開発へのコミットメントに関与させてきた。企業の社会的責任（CSR）は事業の中核的な優先事項であり、2019年から2023年の間のエネルギー転換への融資に120十億ユーロの拠出を予定している（2020年末までに67%達成された。）。また、当グループはパリ協定と業務を整合させることを念頭に、気候変動へのコミットメントを強化した。ソシエテ・ジェネラルは、EUおよびOECD諸国については2030年までに、また世界の他の地域については2040年までに、各地域の石炭セクターへの融資を終了する施策を開始した後、2020年には、石油およびガス セクターへのエクスポージャーを2020年から2025年までに10%削減する計画を発表した。当グループは、米国における陸上の石油・ガス採掘への融資を中止することも決定した。

2020年、ソシエテ・ジェネラルの環境、社会およびガバナンスの分野での進歩については、非財務格付機関であるヴィジオ・アイリスから最高の格付け（A1+）を付与された。より広範に見れば、当グループについて、銀行セクターにとって最も強力な非金融格付けの一部が引き上げられた。ソシエテ・ジェネラルは、ISSのESGランキングの上位10分の1（C+プライム）に入り、MSCIランキングでは上位14%（AA）に位置付けられ、ロベコサムでは2019年に環境部門で世界ランキング第1位になった後、上位10分の1（世界ランキング第25位）の地位を占めた。人的資本面でのソシエテ・ジェネラルの責任も認められ、当グループはヴィジオ・アイリスによる人事部門で世界ランキング第1位、サステイナリティスクとISSのESG部門で上位5%に入った。最後に、顧客との関係および倫理を分析するヴィジオ・アイリスは、企業行動に関して当グループを世界第2位に位置付けた。

当グループは、引き続きグループ全体の責任を重んじる文化を形成し、銀行業界における最高水準に適合するために、特にコンプライアンス部門において、内部統制システムを強化する。また、ソシエテ・ジェネラルは、文化・行動プログラムの開始を確定し、行動規範および強固な共有価値を当行全体に定着させた。

最後に、当グループは、厳格で規律のあるリスク管理（信用ポートフォリオの質の維持、オペレーショナルリスクの管理およびコンプライアンスに対する取組みの追求）および資本配分管理に係る措置を推し進めることを決定した。

当グループは、顧客のニーズに完全に答え、新たなより厳しい規制環境に応じる戦略に則り、希少資本および流動性資源の活用の最適化を継続し、コスト管理およびリスク管理について厳格なアプローチを維持することに最も重点を置いている。

展望

当グループは、2023年までに基礎営業費用を2020年の水準と比較して削減することを計画している。当グループは、経済情勢の好転を背景に、コストについては規律ある厳格な姿勢を維持しつつ、若干の経費増を背景に伸び率で収益が費用を上回る効果を目指している。

2021年のリスク費用は、2020年の水準と比較して減少すると予想される。

当グループは、バーゼル3の改正を完了する法律（2023年時点で39十億ユーロ⁽¹⁾、すなわち約115ベースポイント⁽²⁾の影響が見込まれる。）が施行された後を含め、規制要件を200ポイント超上回る普通株式等Tier 1比率での事業運営を目指している。

2021年の普通株式等Tier 1比率は、規制要件に200ベースポイントを加えた水準を大きく上回ると予想されている。2021年の配当方針について、取締役会は、COVID-19危機発生以前に設定された目標、すなわち、グループ基礎当期純利益の50%に相当する配当性向⁽³⁾（ただし、配当部分が現金で支払われることを念頭に、株式買戻し部分（上限10%）を含む場合がある。⁽⁴⁾）を確認した。

最後に、当グループは、グローバルバンキング&インベスターソリューションズ部門の市場戦略を2021年5月10日に、当グループのCSRへの取組みを当年下半期中に、それぞれ公開する。

- (1) リスクアセット額であり、信用リスク、FRTB（トレーディング勘定の抜本的見直し）およびオペレーショナル リスクを含み、欧州委員会の検討課題書（2020年12月公開）に呼応してEBAにより通達された主要なEU特有前提条件を考慮し、また、2027年／2028年以前においては拘束力のないアウトプット フロアを除外する。
- (2) 2023年の見込みベース
- (3) 超劣後債および永久劣後債に係る利息の控除後。
- (4) 定時株主総会および規制当局の承認を前提とする。

フランス国内リテール バンキング部門

ソシエテ・ジェネラルは、フランスにおいて第4位の規模を有するリテール銀行である。

フランス国内のリテール バンキング事業は、とりわけより高い緊密性、専門性およびカスタマイズ性を求める顧客の行動および期待の急速な変化を背景に、そのモデルを根本的に変化させてきた。

かかる変革のスピードは、クレディ デュ ノールとソシエテ・ジェネラルの合併およびブルソラマの成長拡大戦略という当グループによる2つの主要な戦略的イニシアティブの達成後、2020年において加速した。このように、当グループはデジタルと人的専門知識を組み合わせたネットワーク バンキング モデルと完全なデジタル バンキング モデルの補完的な性質に依拠することで、フランス市場でのさらなる突出を目指している。

クレディ デュ ノールとソシエテ・ジェネラルの銀行ネットワークの統合（ビジョン2025）により、およそ10百万にも及ぶ顧客（法人、専門家および個人）にサービスを提供する新たな事業体が誕生する。その目標は、当グループの中核顧客基盤により顧客満足度第1位を獲得し、収益性を高め、最も厳格な責任基準を備えたバンキング モデルを構築することである。財政的観点から見た場合、このイニシアティブは相当規模のコスト シナジーを引き出すものとされ、正味のコスト ベース削減目標は、2019年と比較して、2024年には350百万ユーロ超、2025年には約450百万ユーロとなると見られる。プロジェクト費用は700百万ユーロから800百万ユーロ（2021年に、その70%が含まれる。）と推定されている。バーゼル3に基づく基準自己資本利益率は、2025年には11%～11.5%程度になると予想されており、これはバーゼル4基準では10%超に相当する。

当グループはまた、ブルソラマが顧客基盤に関して新たな成熟段階に入るべきであると決定した。その目標は、2025年までに4.5百万の顧客を獲得し、競争力のあるサービス提供により高い収益性を実現することである。この点について、ブルソラマは、2023年までの新規顧客獲得の加速局面において、当該期間にわたり約230百万ユーロの累積損失を出した後、2024年に約100百万ユーロ、2025年に約200百万ユーロの純利益を目指しており、これは基準自己資本利益率25%超（バーゼル4基準）に相当する。

フランス国内リテール バンキング部門はまた、とりわけ以下を通じて、成長の原動力を活用し、強化することを目指している。

- フランスのネットワークにおける富裕層顧客の期待に応えるために、プライベート バンキング事業の専門知識を活用すること。
- 生命保険市場における変化を予測し、個人保護保険および損害保険に関する強固な顧客獲得能力を活用することで、総合的なバンカシュランス モデルの潜在能力を最大化すること。

- 戦略的な助言および包括的なソリューションを提供することにより法人顧客および専門家顧客に対する事業を拡大すること。

最後に、ソシエテ・ジェネラルは、その2つのネットワークにおけるすべての顧客に貯蓄ソリューションを提供するために、オープン アーキテクチャーにて業務を行う、フランスにおける最初にして唯一の大手銀行となる。資産運用会社6社との革新的な新契約によって、ソシエテ・ジェネラルのネットワークを利用する貯蓄者の社会的責任投資に対する需要の高まりに対応しながら、かかる貯蓄者がフランス内外における最高峰の投資専門知識を利用できるようになる。

国際リテール バンキング&金融サービス部門

国際リテール バンキング&金融サービス部門は、高い潜在性を有する市場における主導的地位、運営面での効率性およびデジタル化の施策、ならびに当グループの他の事業とのシナジーを発揮する能力により、当グループにおける収益性の高い成長の原動力となっている。これらの事業は、ポートフォリオの見直し、より最適化されたモデルの導入および基礎となるリスク プロファイルの改善を経て、過去数年間にわたり大きく変化してきた。

国際リテール バンキング事業は、主としてユーロ圏外において行われており、過去の継続的な成長曲線を鈍化させた健康・経済危機にもかかわらず、良好な長期成長基盤の恩恵を享受している。これにより当グループは、定評ある専門知識を有するリーダーとしての地位を確立している欧州、ロシアおよびアフリカにおいて、引き続き国際バンキング事業を発展させることを計画している。

- 欧州において、健康危機は潜在的な傾向を大きく増幅させ、目標とするリテール バンキング モデルの戦略的ビジョン、およびデジタル移行の強化に特に重点を置いて実施された変革計画の妥当性を確認するものであった。したがって、当グループは、特にKBチェンジ2025戦略計画を通じてチェコ共和国におけるオムニチャネル バンキング モデルに最終的な調整を加え、ルーマニアの主要銀行3行に事業基盤を集約し、収益性の高い顧客本位の成長を目指すことによりロシアにおける変革計画の遂行を迅速化することを意図している。
- アフリカにおいて、当グループは、アフリカで最大の事業拠点を有する国際銀行3行のうちの1行としての地位をもとに、同大陸の経済成長力および銀行口座の普及という高い将来性を活用する計画である。当グループは、コートジボワール、カメルーンおよびセネガルにおける有力な銀行である。国際的・地域的プレイヤーと協力して策定した「アフリカとともに成長」プログラムの一環として、ソシエテ・ジェネラルは、アフリカ大陸での積極的な変革を促進するために複数の持続可能な成長のための施策を発表した。したがって、当グループは、アフリカの中小企業を多面的にサポートし、インフラに資金を提供し、革新的な資金調達ソリューションを開発することに重点を置いている。

金融サービス事業および保険事業は、とりわけ力強い成長の可能性を有するALDおよび保険事業において、競争力のある地位と強固な収益性を享受している。2020年の経済危機において最も強い回復力を見せたこれらの事業は、そのすべてが事業モデルを革新し、変革するためのプログラムを展開する過程にもある。

- 当グループは、保険事業において、すべてのリテール バンキング市場およびすべてのセグメント（生命保険、個人保護保険および損害保険）全体にわたるバンカシュランス モデルの展開およびデジタル戦略の実施を加速させることを計画している。その目標は、具体的には、イノベーションおよびパートナーシップの戦略を通じて事業モデルおよび成長の原動力を多様化する一方で、統合オムニチャネルシステムにおける商品レンジおよび顧客体験を強化することである。かかる成長戦略は、SGアシュランスのより多くの責任ある財務コミットメントと連携している。
- 当グループは、車両リース事業および車両管理事業において、急激に変化している自動車産業セクターにおける新たな事業およびサービスを発展させることにより、主導的地位（キャプティブ保険会社およびファイナンス リース会社を除き、欧州で第1位かつ世界で第2位であり、その車両数は2020年12月末日現在で合計1.8百万台に上る。）を強化することを目的としている。ALDは、新たな「ムーブ2025」戦略計画の一環として、変化するモビリティ社会の中核に自らを位置付け、持続可能なモビリティ ソリューションにおける完全統合プレイヤー、かつ事業用車両リース業界における世界的リーダーとなるべく、マーケット リーダーとしての地位を主張している。かかる目的のため、ALDは、積極的なイノベーションとデジタル化戦略を推進した。
- 最後に、ベンダー ファイナンス・設備ファイナンス事業において、当グループが第1位の地位を占める市場で、収益を増加させ、収益性を向上させるために、欧州のリーダーとしての地位を基礎とすることを計画している。当グループは、高品質のサービス、イノベーション、商品の専門知識および専門チームを活用し、ベンダーおよび顧客にとっての主要な事業者であり続けることを目指している。事業の方向転換の取組みの一環として、当グループは、そのノルウェー、スウェーデン、デンマークの設備ファイナンス事業およびファクタリング事業であるSGフィナンスASの売却を完了した。

ソシエテ・ジェネラルはまた、貿易金融、資金管理、決済サービスおよびファクタリング等のコマーシャルバンキング サービスの発展を通じて、また、バンカシュランス モデルの発展を推し進めることにより、当部門内の事業間および当グループの他の事業（プライベート バンキング事業および地域のコーポレート&インベストメント バンキング プラットフォーム）とのシナジーを引き出す戦略を引き続き推進していく。

グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門

グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ事業は、EMEA地域、米国およびアジアにおいて、商品に関する高度な専門知識および国際的なネットワークを享受している。同事業は、広範かつ多様な顧客基盤（企業、金融機関、資産運用会社、公共部門の事業体および個人富裕層）の資金調達・投資ニーズに応じている。

2020年に良好な業績を示したファイナンス&アドバイザリー事業において、ソシエテ・ジェネラルは世界中に強固な顧客基盤を有し、ストラクチャード ファイナンスおよびアセット ファイナンスならびにインベストメント バンキングにおける著名な分野別専門家およびビジネス専門家に依拠している。ソシエテ・ジェネラルはまた、欧州において法人顧客に特化したインベストメント バンキングにおける確固たる地位を築いている。2020年に、ソシエテ・ジェネラルは、当グループの戦略的優先事項に沿って、再生可能エネルギーへの融資およびいくつかの画期的な業務を伴う持続可能かつ責任ある融資（第1回グリーン ボンド発行）において、主導的立場を強化した。ソシエテ・ジェネラルはまた、通信メディア技術セクターへの融資、ならびに世界規模のシンジケートローンおよびプロジェクト ファイナンスにおいても、欧州のトップクラスの地位を固めている。

2020年に、当グループはそのグローバル マーケッツ事業の戦略の見直しを行った。これにより、ストラクチャード クレジット商品およびエクイティ商品業務のリスク プロファイルが縮小し、グローバル マーケッツ事業が生み出す利益の市場の混乱に対する感応度が減少した。さらに、2020年には経費削減計画が開始され、2022年から2023年までに正味で約450百万ユーロの削減目標が期待されている。

最後に、当グループは、アセット&ウェルス マネジメント事業においてパートナーの専門知識に依拠している。2020年、ソシエテ・ジェネラルとアムンディは、投資ソリューションの提供と並行して、証券サービス事業における関係をさらに発展させることを目的とした新たなパートナーシップ契約に署名した。

最近の展開および将来の展望

COVID-19のパンデミックが引き金となり、世界的にかつてない規模の経済危機が発生した。ウィルスの蔓延を阻止するためのロックダウン政策が、2020年上半期における世界の経済活動を著しく減速させたことにより、2020年は、大半の国々においてGDPの急激な減少が見られ、世界全体では4%の減少となった。政府や中央銀行による緊急対応は、当初、多くの企業の倒産を防ぎ、ロックダウンを余儀なくされた世帯の所得を増強することによって、危機の社会経済的影響を緩和した。最も厳しい規制の撤廃や部分的ロックダウンへの移行により、2020年第2四半期以降、経済活動は緩やかに持ち直しつつあったが、2020年末および2021年初頭にはパンデミックのリバウンドが見られ、新たなロックダウンやその経済的帰結につながった。2021年初頭の産業活動および貿易は危機以前の水準近くまで回復したものの、一部のサービス セクター（旅客輸送、ホスピタリティおよび外食ならびに文化的活動）は、パンデミック封じ込め対策に対して敏感なため、より長期的に影響を受けている。

株式市場は、ワクチン対応の発表に伴い（ワクチン接種キャンペーンには時間を要するにもかかわらず）回復を見せ、2020年11月から2021年1月にかけて急騰した。米国株式は、2020年末の米国選挙に伴うリスクが緩和されたとの一般認識も手伝い、評価額が記録を更新するまでに至った。新興国通貨の対ドル相場は上昇したが、ユーロ圏周辺の信用スプレッドおよびソブリン スプレッドは縮小した。

この危機の規模、持続期間および帰結については、依然として不透明な部分が多い。2021年に予想される世界経済の回復と市場の見通しは、短期的なロックダウン政策によって回復のペースが左右される可能性があることから、ワクチン接種キャンペーンの展開率やソーシャル ディスタンス措置の緩和のスピードに強く影響される。企業の貸借対照表の弱体化は、投資能力を低下させる可能性があり、一方、労働市場の軟化は家計消費水準の重しとなると予想される。借入金の増加、成長ポテンシャルの低迷および不良債権率の上昇は、成長刺激メカニズムを阻害する可能性がある。

中期的には、対応を要する多くの課題が存在する。デジタル移行を加速し、グリーン経済を支援することを目的とした公共投資は、多くの政府の景気刺激策の優先項目である。しかしながら、労働力への必要な再訓練の実施には大きな課題が存在する。これらのプログラムに関連するインフラ プロジェクトには比較的長いリードタイムを要するため、政府は短期的な景気刺激策、特に既存のインフラの更改にも注力する必要がある。今回の危機はまた、パンデミックが既存の不平等を深刻化させたため、社会的・政治的緊張を悪化させる可能性もある。実際に、最も影響を受けたセクターは、一般的に、低技能労働者を多数雇用している。

国際的な協力は、危機後の社会において最も重要な課題となる。健康危機が長引いた場合、貿易政策や技術政策、また気候変動対策に対する優先度合いに関する政府間の既存の隔たりを悪化させる可能性がある。国際開発金融機関は緊急資金援助を約束し、IMFは融資規則を緩和し、またいくつかの二国間債権者は最も大きな打撃を受けた国々の借入金満期を凍結することに合意した。欧州の共同体当局は、ECBのパンデミック緊急購入プログラム（PEPP）および次世代EU（NGEU）協定に対し、それぞれ750十億ユーロにのぼる前例のない拠出を行った。かかるプログラムの目的は、多様な国家の対応能力を補完し、加盟国の復興を支援することである。かかるプログラムは、エネルギー転換とデジタル移行という、欧州の2大優先事項にかかわる投資を刺激することを目指している。市場から借り入れた750十億ユーロの返済は、超国家的な新たな資源（デジタル税、金融取引税および輸入炭素税）を生み出す欧州委員会の能力に左右される。

より長期的には、危機からの脱却の見通しは、引き続き、世界的な需要を押し上げるために承認された経済政策に強く影響されるだろう。過去の危機とは対照的に、公開討論の場においては、財政支援を強化するために政府債務を増やすことに賛成するコンセンサスが一定程度存在しているものと見られる。低金利の持続は、とりわけ成熟経済国において、公的債務の比率が歴史的水準に達している環境下の債務負担を緩和する助けとなる。かかる経済国における公的債務のGDPに占める割合は、2020年に20ポイント上昇して125%となり、平時に記録した前年比変動としては過去最大となった。公的債務比率は新興国ではより抑えられているが、危機の影響は長く続くことが見込まれ、甚大な歳入損失を伴うものと見られる。より具体的には、ユーロ圏において、これらの公的支援政策に賛成するコンセンサスは、中期的には問題が浮上する可能性がある。

以上を受け、当グループの中心的シナリオは、2021年に段階的に規制が撤廃されることを想定している。世界の経済成長率は2021年には5%（2021年を通して制限が続く場合は2.1%）に達すると予想されている。2020年にGDPがプラス成長を記録した数少ない経済国の1つである中国は、2021年も力強いモメンタムを維持し、新興国の回復の引き金となると見込まれている（中心的シナリオでは2021年のGDP成長率は5.4%となると予測されている。）。しかし、危機の影響は景気リバウンド後も続くものと見られ、成長率の鈍化が予想される。

規制の変更に関しては、2020年は、経済危機に対応した規制枠組を形作り、銀行がその活動を行う経済圏を活発化させるためのイニシアティブを十分に下支えできるようにすることを目的とした支援策の実施が優勢であった。欧州では、ユーロ圏加盟国は、鈍化した事業活動が財政均衡に与える影響を緩和するため、事業の資金調達を支援する支援パッケージを策定した。フランスでは、これらの支援策が政府保証融資の実施において反映され、10ヶ月の間に132十億ユーロ近くの融資が供与された。

信用リスクを管理するために実施され、資本および流動性ならびに先見的ヘッジに適用された規制上の変更は、以下の通りである。

- 健全性規制に定める自動是正措置（MDAメカニズムおよび資本保全計画の提示）の適用に従い実施する選択肢を備えた、カウンターシクリカル バッファの構築に関連する規制の緩和
- 最低流動性比率の非遵守の一時的な許容
- 既定の猶予期間を再分類するための基準およびIFRS第9号の適用による景気循環増幅効果を規制する勧告を適用する際の柔軟性の拡大
- とりわけフランスにおいて、特に初回の住宅購入者が、不動産ローンの融資基準の緩和の恩恵を享受した。

欧州委員会（EC）、欧州監督機関（ECB）、欧州銀行監督機構（EBA）および金融安定化高等評議会（HCSF）は、現行の健全性規制が提供する柔軟性を最大限に活用して、銀行の流動性および支払能力に対応し、銀行がその持続的な経済活動のために資金を調達し、景気回復を図ることができるよう保証してきた。また、監督当局は、現場の作業量を減らし、是正措置の期間を延長することに同意した。最後に、2020年は配当の支払いが制限された年でもあった。ECBは、配当および株式買戻しが、2019年および2020年の累積利益の15%未満、または普通株式等Tier1（CET1）比率の20ベシス ポイント以下のいずれか低い方を2021年9月末まで維持すると見込んでいる。

健康・経済危機の管理に関連する変更に加え、2021年には以下の分野においてさらなる動向が見られる可能性がある。

- バーゼル銀行監督委員会により承認されたバーゼル3（CRR3ドラフト版）の国内法制化の完了（特に欧州銀行セクターの具体的特性と現在の危機が銀行に及ぼす影響に焦点が当てられる。）
- 2020年に採択された持続可能な業務の分類、持続可能な投資報告書、および銀行の投資決定と戦略における持続可能性リスクの統合に関する規制に沿った持続可能な金融イニシアティブの継続

- 特に中央銀行デジタル通貨（CBDC）、欧州決済イニシアティブ（EPI）および欧州クラウド（Gaia-X）の導入に関する議論に代表されるデジタル移行
- 欧州の行動計画を通じた真の資本市場同盟（CMU）に向けた具体的な進展
- ブレグジット関連、特に、適切な規制の整合性および競争状況を確保するための対等性の課題に関する、さらなる進展

このような状況の中、当グループは、様々な事業の付加価値や競争力を強化することにより、今日の悪化した経済環境において、また、より長期的には顧客のエネルギー転換やデジタル移行の局面において、顧客を支援するという当グループの目標の達成に尽力している。特に、当グループは、予算および変革計画の規律ある展開、ならびに収益性の高い責任ある成長を生み出すことを目標とする2025年までの軌道の完了に重点を置いている。2021年の優先事項には、以下が含まれる。

- 商業的な側面における、また、主要な戦略的プロジェクト（フランスの2つのリテール バンキング ネットワークの統合（ビジョン2025）、ブルソラマの成長計画、KBとALDの成長計画を伴う国際的なリテール事業の目標）の実施における、プロジェクトの順調な実行
- 以下に関して発表済みの事業計画とその後に関する当グループの戦略的ロードマップの完成
 - － グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門：各事業の回復の確保
 - － CSR：この1年で大きな成功を収め、主要な功績、新たなコミットメントおよび大手非財務格付機関からの評価を盛り込んだ中期ロードマップを完成すること。
 - － イノベーション：商業的観点および業務的観点の双方から重要となるデジタル移行ガイドラインの完成

2021年5月時点における最新情報

COVID-19のパンデミック発生から1年が経過し、世界の経済環境は、引き続き前例のない現代の危機の影響を受けている。ワクチン接種キャンペーンのペースの加速やワクチンの有効性レベルの確認といった進歩にもかかわらず、不確実性のレベルは依然として高い。また、ウイルス蔓延の度合いは依然として高く、新たな変異株の出現も引き続き懸念材料となっている。それにもかかわらず、ワクチン接種の開始は、2021年中に経済を再開できるという期待をもたらすとともに、大規模な刺激策（特に米国における政策）および過剰貯蓄の再注入と相まって、早期再開の見通しを提供している。

2021年の初めには、予想を上回る速度で市場がリフレを割り引いたため、米国の長期債券利回りが予想外に急上昇した。コモディティ価格の回復、再開への要求を伴うサプライチェーンの混乱による摩擦、および様々な基本的影響によって、特に米国では、時間差で価格の急騰がもたらされると予想される。一方、急激なインフレは、労働市場に依然としてかなりの過剰能力があり、自律的な需要主導のインフレ過程が食い止められていることから、一時的なものとなる可能性が高い。中央銀行が短期的なインフレの行き過ぎに対してより寛大になれば、インフレに対する市場リスクプレミアムはより高くなる可能性がある。

当グループは、早期再開の可能性があるとしているが、危機の後遺症で回復は緩慢になる可能性が高い。当グループの中心的シナリオでは、世界経済は、2020年に3.6%縮小した後、2021年には5.5%回復すると予測している。回復の力強さは国によって大きく異なり、再開のスピードは米国で最も速くなる見込みである。また、中国やインドについても見通しが改善されており、ひいては新興アジアの成長を支えることになる。COVID-19のパンデミックは引き続き世界経済の短期的な見通しを左右する主な要因であり、健康危機が長期化して制約からの脱出が遅くなれば、回復は遅くなる。

世界の成長率は、2021年に回復した後、徐々に鈍化すると予想されている。2021年に予想される景気回復の後、COVID-19危機は、人的資本の喪失や多額の公的債務・企業債務により、世界経済に永続的なダメージを残す可能性が非常に高く、より確固たる構造改革がなければ、長期的な潜在トレンドの重荷となる。パンデミックからダメージを受けたセクターの収益力の低さも、成長の可能性を低下させている。こうした中、高い債務、成長可能性の低下、企業倒産の悪循環が発生し、中期的に経済のダイナミクスが大きく損なわれるリスクがある。COVID-19後の回復を持続させるためには、財政支援にとどまらず、既存のインフラ構造の改善や労働力の再教育等の政策が不可欠である。また、グリーン転換およびデジタル移行を加速させることも重要であろう。

国際的な協力は、危機後の社会において引き続き最も重要な課題となる。健康危機が長引いた場合、貿易政策や技術政策、また気候変動対策に対する優先度合いに関する国家間の既存の隔たりを悪化させる可能性がある。国際開発金融機関は緊急資金援助を約束し、IMFは融資規則を緩和し、またいくつかの二国間債権者は最も困難な状況にある国々の借入金満期を凍結することに合意した。EU当局は、ECBのパンデミック緊急購入プログラム（PEPP）に対して1,850十億ユーロ、欧州次世代EU（NGEU）協定に対して750十億ユーロにのぼる前例のない拠出を行った。これらのプログラムは、エネルギー転換とデジタル移行という、欧州の2大優先事項にかかわる投資を刺激することによって、やや不均一な国力を超えて、加盟国の回復を支援することを目指している。市場から借り入れた750十億ユーロの返済は、新たな独自の資源（デジタル税、金融取引税および輸入炭素税等）を生み出す加盟国の能力にかかっている。

規制の変更に関しては、2020年は、経済危機に対応した規制枠組を形作り、銀行がその活動を行う経済圏を活発化させるためのイニシアティブを十分に下支えできるようにすることを目的とした支援策の実施が優勢であった。欧州では、ユーロ圏加盟国は、鈍化した事業活動が財政均衡に与える影響を緩和するため、事業の資金調達を支援する支援パッケージを策定した。フランスでは、これらの支援策が政府保証融資の実施において反映され、12ヶ月の間に135十億ユーロ近くの融資が供与された。

信用リスクを管理するために実施され、資本および流動性ならびに先見的ヘッジに適用された規制上の変更は、以下の通りである。

- － 健全性規制に定める自動是正措置（MDAメカニズムおよび資本保全計画の提示）の適用に従い実施する選択肢を備えた、カウンターシクリカル バッファの構築に関連する規制の緩和

- － 最低流動性比率の非遵守の一時的な許容
- － 既定の猶予期間を再分類するための基準およびIFRS第9号の適用による景気循環増幅効果を規制する勧告を適用する際の柔軟性の拡大
- － とりわけフランスにおいて、特に初回の住宅購入者が、不動産ローンの融資基準の緩和の恩恵を享受した。

欧州委員会（EC）、欧州監督機関（ECB）、欧州銀行監督機構（EBA）および金融安定化高等評議会（HCSF）は、現行の健全性規制が提供する柔軟性を最大限に活用して、銀行の流動性および支払能力に対応し、銀行がその持続的な経済活動のために資金を調達し、景気回復を図ることができるよう保証してきた。また、監督当局は、現場の作業量を減らし、是正措置の期間を延長することに同意した。最後に、2020年は配当の支払いが制限された年でもあった。ECBは、配当および株式買戻しが、2019年および2020年の累積利益の15%未満、または普通株式等Tier1（CET1）比率の20ペーシス ポイント以下のいずれか低い方を2021年9月末まで維持すると見込んでいる。

健康・経済危機の管理に関連する変更に加え、2021年には以下の分野においてさらなる動向が見られる可能性がある。

- － バーゼル銀行監督委員会により承認されたバーゼル3（CRR3ドラフト版）の国内法制化の完了（特に欧州銀行セクターの具体的特性と現在の危機が銀行に及ぼす影響に焦点が当てられる。）
- － 2020年に採択された持続可能な業務の分類、持続可能な投資報告書、および銀行の投資決定と戦略における持続可能性リスクの統合に関する規制に沿った持続可能な金融イニシアティブの継続
- － 特に中央銀行デジタル通貨（CBDC）、欧州決済イニシアティブ（EPI）および欧州クラウド（Gaia-X）の導入に関する議論に代表されるデジタル移行
- － 欧州の行動計画を通じた真の資本市場同盟（CMU）に向けた具体的な進展
- － ブレグジット関連、特に、規制の相違を避けて、可能な限り最も公正な競争条件を確保するための対等性の課題に関する、さらなる進展

上記「第2 企業の概況、3 事業の内容、(3) 当グループの主力事業部門」も併せて参照のこと。

(2) 経営環境

上記「第2 企業の概況、3 事業の内容、(4) 政府の監督および規制」ならびに下記「2 事業等のリスク」および「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析、(3) 財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析」を参照のこと。

(3) 対処すべき課題

上記「(1) 経営方針、経営戦略および経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」を参照のこと。

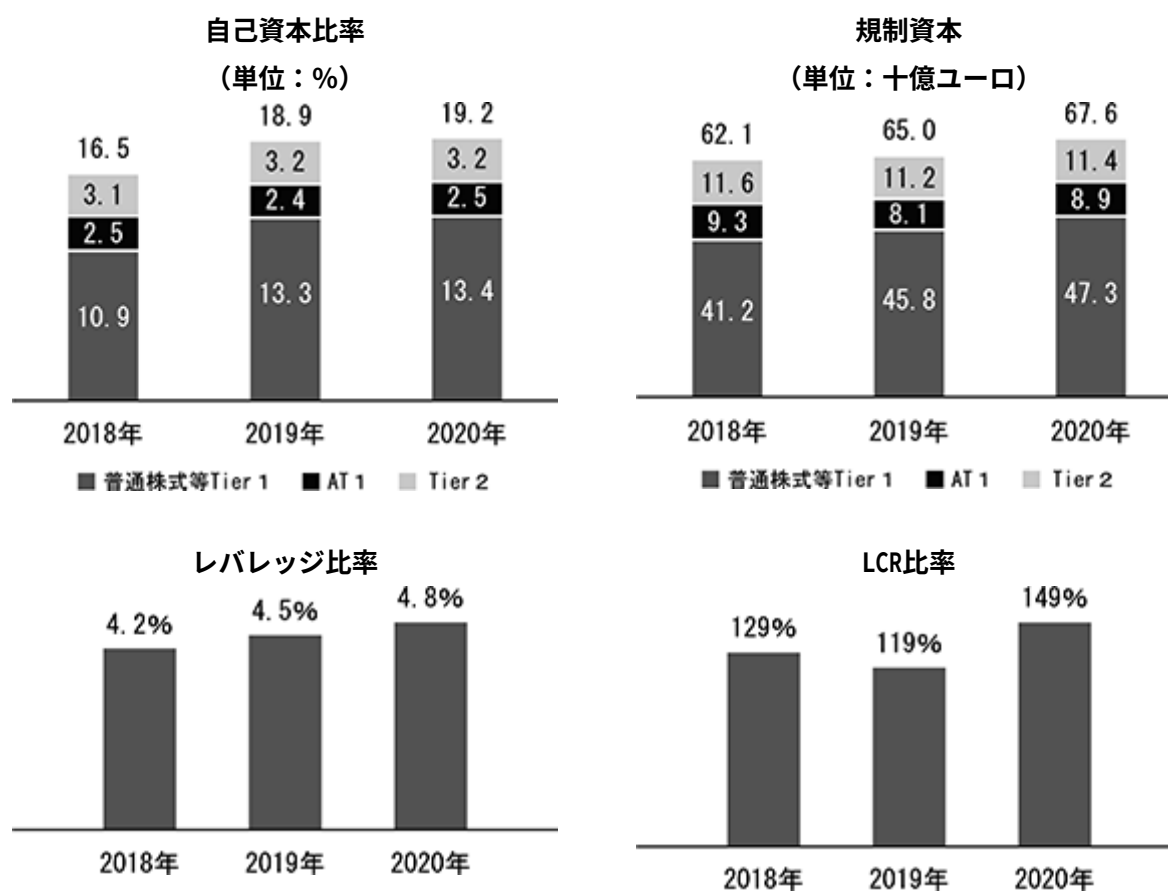
2 【事業等のリスク】

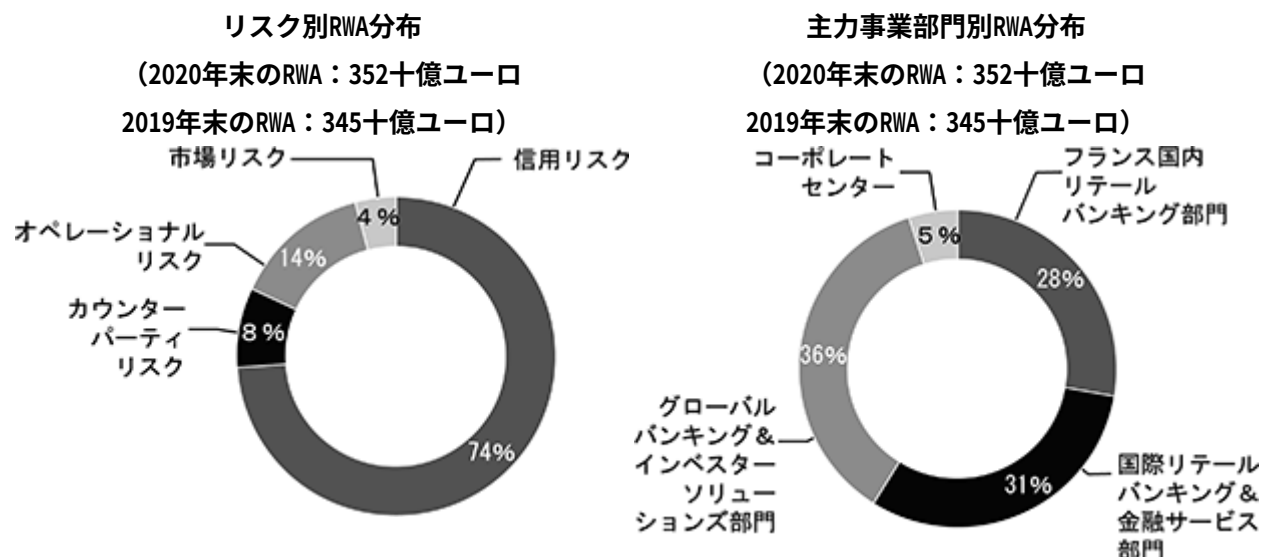
本項において言及されるすべての将来の見通しに関する記述は、本書提出日現在の評価に基づくものである。

主要な指標

自己資本比率およびレバレッジ比率についても、本書において記載された規制資本およびRWAの金額同様、以下の点が考慮されている。

- 2020年12月31日時点の数値については、IFRS第9号の段階的導入（段階的導入を除く普通株式等Tier 1比率は13.2%、段階的導入の影響は+28ベースス ポイント）
- 2019年12月31日時点の数値については、欧州当局により課された配当支払制限による2019年の配当支払中止に係る修正再表示





本項には、金融商品に関連するリスク管理の情報ならびに欧州連合が採用したIFRSにより義務付けられている資本管理および規制上の比率の遵守に関する情報が含まれている。

かかる情報の一部は、連結財務諸表に対する注記の不可欠な部分を構成しており、連結財務諸表において法定監査人の意見書の前提となっている。かかる監査済の情報には「監査済」の注記が付されている（▲の印は監査済の部分の終わりを示す。）。

ソシエテ・ジェネラル・グループは、監督当局による監視ならびに信用機関および投資会社に適用される資本要件の規制（2013年6月26日付規則（EU）第575／2013号）の対象である。

バーゼル合意の第3の柱をなす一部として、詳細および基準化された内容は「財務情報開示の改善を目的とするリスク報告書（Pillar 3 Report（第3の柱に関する報告書）およびクロス リファレンス表）」に含まれる。

Pillar 3 Report（第3の柱に関する報告書）および健全性に関する開示に関するすべての情報は、当グループのウェブサイト（www.societegenerale.com）で閲覧可能な「Universal Registration Document（フランス登録書類）」および「Pillar 3 report（第3の柱に関する報告書）」において開示されている。

リスクの種類

当グループのリスク管理の枠組には、以下の主要な種類のリスクが含まれる。

- **信用リスク**：当グループの顧客、発行体その他のカウンターパーティが財政的責任を果たせなくなることから生じる損失リスク。このリスクには、市場取引および証券化業務に関連するリスクが含まれ、個人のリスク、カントリー リスクおよびセクター集中リスクにより、さらに高まる場合がある。
- **カウンターパーティ信用リスク**：エクスポージャーの変動リスクを伴う市場取引におけるカウンターパーティの信用リスク
- **市場リスク**：市場パラメータの変動、かかるパラメータのボラティリティおよびパラメータ間の相関関係から生じる金融商品の価値に係る損失リスク。これらのパラメータには、為替レート、金利ならびに有価証券（株式、債券）、コモディティ、デリバティブおよびその他の資産の価格が含まれるが、これらに限定されない。
- **オペレーショナル リスク**：プロセス、人材もしくは情報システムの不備もしくは欠陥または外部的事象から生じる損失リスク。これには、以下のリスクが含まれる。
 - － **法令不遵守のリスク**：銀行業務に適用ある法令上の要件または職業上の、もしくは倫理的基準およびその実施の不遵守を理由とする裁判所の命令による制裁、行政処分もしくは懲戒処分
 - － **レピュテーション リスク**：当グループによる取引関係の維持または従事および資金調達源へのアクセスの保持に悪影響を及ぼす可能性のある顧客、カウンターパーティ、株主、投資家または規制当局の側の否定的な見解から生じるリスク
 - － **不祥事リスク**：当グループの行動規範に反する当行またはその従業員の作為（もしくは不作為）または振る舞いにより生じ、利害関係者に対し不利な結果をもたらすか、または当行の持続可能性もしくはレピュテーションを危険にさらす可能性があるリスク
 - － **ITおよび情報システム セキュリティ リスク**（サイバー犯罪、ITシステムの障害等）
- **構造的リスク**：金利、為替レートまたは信用スプレッドの変動によって、金利差益または銀行の帳簿価額に損失が生じるリスク。かかるリスクは当行の商業活動および自己勘定取引に関連しており、年金債務に関連する資産と負債との間の構造的差異のゆがみおよび将来の支払いに関する長期的なリスクが含まれている。
- **流動性リスクおよび資金調達リスク**：流動性リスクは、当グループがその金融債務（負債の返済、担保の提供等）を履行できないリスクと定義されている。資金調達リスクは、当グループが、その商業目的を達成可能なレベルで、かつ、競合企業に比して競争力のあるコストで、その事業の成長に必要な資金を調達することができないリスクと定義されている。
- **モデル リスク**：モデルの開発、実施または使用に誤りがあったことを要因として、かかる内部モデルによる結果に基づき下された決定により生じる損失リスク

- **保険事業に関連するリスク**：当グループは保険子会社を通じて、保険事業に関わる様々なリスクにもさらされている。これらのリスクには、貸借対照表管理リスク（金利リスク、評価リスク、カウンターパーティ リスクおよび為替リスク）に加えて、保険料率リスク、死亡率リスクおよび保険金請求が増大するリスクが含まれる。
- **戦略／事業リスク**：本項記載のリスクに該当しない理由により、当グループがその戦略および事業計画を遂行できない場合に生じるリスク。例えば、事業計画の構築に使用されたマクロ経済シナリオが発生しなかった場合または販売実績が予想を下回った場合等である。
- **プライベート エクイティ リスク**：当行の株式持分の価値の減少リスク
- **残存価値リスク**：当グループは、長期車両リース子会社を中心とする専門金融事業を通じて、残存価値リスク（リース契約終了時の資産の正味再販価値が期待価値を下回るリスク）にさらされている。

さらに、当グループの既存リスクを悪化させる可能性のある**気候変動関連リスク**として、物理的リスク（異常気象事象の頻発化）および移行リスク（新規の二酸化炭素排出規制）の双方が特定されている。

(1) リスク要因

本項では、当グループがその事業、収益性、支払能力または資金調達手段に重大な影響を及ぼす可能性があると予測する主なリスク要因を特定する。

当グループの事業に特有のリスクは、2017年6月14日付の「目論見書（Prospectus）3」規制2017／1129号において、2019年7月21日以降リスク要因に適用される第16条に定められた6つの主要なカテゴリーにおいて示された内容である。

- マクロ経済環境、市況および規制環境に関するリスク
- 信用リスクおよびカウンターパーティ信用リスク
- 市場リスクおよび構造的リスク
- オペレーショナル リスク（不適切な行為によるリスクを含む。）およびモデル リスク
- 流動性リスクおよび資金調達リスク
- 保険事業に関連するリスク

リスク要因は、その重大性のレベル評価に基づいて、（最大のリスクは、各カテゴリーの最初に示される。）示される。リスク要因に記載されたリスク エクスポージャーまたは測定数値は、当グループのエクスポージャー レベルに関する情報を提供するものではあるが、必ずしも今後の進展を示すものではない。

1 マクロ経済環境、市況および規制環境に関するリスク

1.1 コロナウイルス（COVID-19）のパンデミックおよびその経済的帰結は、当グループの事業および財政状態に悪影響を与える可能性がある。

2019年12月、新型のコロナウイルス（COVID-19）が中国で出現した。それ以来このウイルスは世界中の多数の国々に広がり、世界保健機関は2020年3月にパンデミックの発生を宣言した。

ウイルスの伝播およびこれに対して講じられた健康対策（国境封鎖、ロックダウン政策、一定の経済活動の制限等）は、世界の経済状況および金融市場に対して直接的、間接的に重大な影響を及ぼしており、かつ今後も及ぼし続ける可能性がある。COVID-19のパンデミックの持続とウイルスの新たな変異株の出現により、新たな移動制限措置（新たなロックダウンの開始や、地方のまたは全国的な夜間外出禁止令）が行われ、フランスでは3度目のロックダウンが開始された。産業および世界貿易の良好な業績にもかかわらず、依然として不確実性は高く、パンデミックは最も影響を受けやすいサービス セクターに引き続き打撃を与えている。ウイルスが引き続き活発であれば、制限措置がさらに数ヶ月間延長されまたは繰り返され、ひいては当グループの事業、財政状態および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。ワクチン接種プログラムの展開は好材料であるが、このプログラム全般の有効性に関してはリスクが残されている。物流上の困難、ワクチン製造の遅延、またはその有効性に対する疑念（特に新たな変異株に関して）により、不確実な状況が長引き、経済活動や金融市場に悪影響が及ぶ可能性がある。COVID-19危機は、人的資本の喪失（長引く不活動期間や訓練の質の低下等と結びついた技能の喪失等）および公的債務・企業債務の増大を通じて、世界経済に永続的なダメージを与える可能性が非常に高い。

影響の大きかった国々における急速な景気後退および世界貿易の減少は、世界的生産、投資、サプライチェーンおよび消費者需要への影響が続く限り、世界の経済環境に悪影響を与え続け、ひいては当グループの事業およびその顧客やカウンターパーティの事業に影響を及ぼす。

その他の制限措置もまた、リテール ネットワークでの開店の減少および顧客からの需要の減少により、当グループの商業活動および業績の低迷につながった。当グループが事業を行っている国々におけるロックダウン政策または夜間外出禁止令が新たな局面に入れば、当グループの財務成績がさらに大きな影響を受ける可能性がある。

当グループが事業を行っている多くの法域において、政府および中央銀行は、経済およびその主体を支援するため（融資保証制度、納税期限の繰延べ、短期労働への依頼促進、補償等）、または金融市場の流動性を改善するために（資産買入れ等）、異例の対策を講じ、または発表している。米国では、2021年3月に採決された1.9兆米ドルの支援計画に続いて、2050年までに実質排出ゼロの目標を達成するため、同国のインフラとエネルギー効率を改善する新たなプログラムが進められる。この計画は、議会ではまだ確認されていないが、今後8年間で約2,250十億米ドルを動員する。欧州では、欧州委員会が、750十億ユーロの回復メカニズムを欧州連合に提供し、より需要主導の回復を促すことで2020年7月21日に合意した。欧州基金の立ち上げは2021年夏に予定されており、ドイツ憲法裁判所における障害は克服されている。フランスでは、2020年に471十億ユーロの緊急措置を実施した後、政府は2021年および2022年の国家予算を受け、一部には欧州基金からの資金提供を受けた100十億ユーロの「フランス復興（*France Relance*）」計画を実施した。この計画は構造的性質のものとして意図され、また「エコロジーおよびエネルギー転換」、「事業競争力」および「地域の結束」の3つの柱で構築されている。当初の支援策では、危機の当面の影響には十分対応できたものの、現在実施されている措置では、回復を支えるには不十分である可能性がある。これらの計画が展開する中、ECBが量的緩和政策を遂行できるかどうかは、ユーロ圏の金融の安定を確保するうえで、引き続き極めて重要となる。

当グループは、最大300十億ユーロのフランス政府保証融資プログラム（*Prêts garantis par l'État*）の一環として、大量申請の処理に向けて自社の融資承認手続を適応させた。当グループは、顧客を経済的に支援し、COVID-19のパンデミックがその活動や所得に与える影響への対処を手助けするために、異例の措置を講じている。当グループは、公的・私的支払猶予や政府保証融資の枠組の中で、海外の顧客の支援も行っている。これらの方策により、当グループは資源を再配分し、また認定・管理手続を適応させることが必要となっている。こうした企業および個人双方に向けた支援策（支払猶予の延長、追加融資、株式資本の強化等）が一層強化された場合、当グループの事業および業績に引き続き影響が及ぶ可能性がある。

当グループが事業を行っている主要数ヶ国（2020年12月31日現在の当グループのEAD（デフォルト時エクスポージャー）の69%に相当する西欧諸国、うち47%はフランス）において行われている制限措置は、経済活動を著しく抑制しており、多くの国々を景気後退に直面させている。新たなロックダウン期間が設けられるリスク（特に新たなパンデミックの波が発生した場合）や需要の回復が緩慢となるリスクにより、かかる景気後退の規模と期間が拡大する可能性がある。これが公的および企業の高い債務水準と相まって、回復のブレーキとなったり、当グループのカウンターパーティの質や企業および個人双方への不良債権の水準に重大な悪影響を与えたりする可能性がある。

法人向けポートフォリオにおいて今日までに最も影響を受けたセクターは、自動車セクター（2020年12月31日現在の当グループの総エクスポージャーの0.9%）、ホテル、ケータリングおよびレジャー（当グループの総エクスポージャーの0.6%）、非食品小売（小売セクター全体で、当グループの総エクスポージャーの1.6%）、航空輸送および航空（当グループの総エクスポージャーの0.5%未満）ならびに海運輸送（当グループの総エクスポージャーの1%未満）である。石油およびガス セクターでは、COVID-19のパンデミックに関連する需要の減少や、供給側であるOPEC諸国やロシアといった一部の生産国が当初協調性のない対策を取ったことから非常に強い影響を受け、2020年には石油価格が急落した。2021年に入ってから1バレル当たり石油価格は急上昇し、パンデミック前のレベルに戻っているが、世界的な需要の回復は未だ不透明であり、この市場の不確実性は依然として高い。法人向けポートフォリオにおいて、同セクターは、2020年12月31日現在の当グループの総エクスポージャーの約1.9%に相当する。

2020年には、将来の債務不履行および2021年上半期の債務不履行の増加を想定してステージ1および2において健全性引当金を設定したことが主な要因となり、リスク費用は大幅に増加したが、2021年第1四半期には、債務不履行のレベルが低かったことから、また2020年に設定されたステージ1および2の引当金を将来の潜在的な債務不履行を見込んで維持することにより、リスク費用は再び減少した。当グループのリスク費用は、特に、当グループが（保証されていない残存エクスポージャーに関して）フランス政府が保証する融資プログラムに参加することにより影響を受ける可能性がある。2021年度のリスク費用は、30ベシス ポイントから35ベシス ポイントの間と予想されている。

COVID-19のパンデミックにより、当グループの業績および財政状態は、特に2020年3月および4月における世界金融市場の不利な動向（極端なボラティリティ、期間構造の混乱、株式市場における急落と急反発の繰り返し、信用スプレッドの拡大、配当金分配のかつてない減少等）から影響を受けた。かかる例外的な状況は、株式商品を基礎とするストラクチャード金融商品の運用に特に影響を及ぼした。これらの業務は、そのリスクプロファイルを改善すべくその後適応されており、今後も継続的に適応される。

各国政府が発表した刺激策や各国中央銀行の柔軟な政策、また民主党のジョー・バイデンが大統領に選出された後の米国の政情不安の後退を受け、金融市場の状況は2020年下半期には改善した。COVID-19のパンデミック下で講じられた対策は市場の流動性を守ってきたが、最終的には、金融の脆弱性（例えば、金融バブルの発生によるもの）にも影響を及ぼしうる。景気回復は各経済間で非同期的かつ一致しないものと予想され、大きな打撃を受けた借手の信用の質と収益性の悪化はリスクアペタイトを低下させる可能性が高い。外部資金需要の規模を考えると、いくつかの新興市場は困難に直面しており、米国金利の持続的な上昇は、財政状態逼迫のリスクをもたらす。同様に、依然として活発なウイルスの移動とそれに伴う不確実性は、ワクチン接種プログラムの展開が進行しているにもかかわらず、当グループの市場活動に新たな悪影響を与え、当グループの資本市場活動に対して、活動の縮小、ヘッジコストの増加、営業損失、市場リスク対応引当金の増加、一部市場における流動性の低下、資本市場活動に関するオペレーションに係る損失等といったさらなる悪影響を与える可能性がある。

参考までに、市場リスクに関連するリスクアセット（RWA）は、2020年末には2019年12月末現在の状況から6%増加して、15.3十億ユーロとなった。当グループの市場リスクが主に集中しているグローバル マーケッツ&インベスター サービス事業の銀行業務純利益は、2020年通年における当グループの総収益の19%に当たる4.2十億ユーロであった。

制限措置に伴い、当グループは、特に市場活動の大部分において、大規模な在宅勤務形態を実施している。危機への応急措置として展開されたこの体制下では、オペレーションに係るインシデントのリスクおよび当グループが直面するサイバー攻撃のリスクが増加する。さらに、すべての従業員は引き続き個別の健康リスクに直面している。在宅勤務が長引けば、心理社会的なリスクも増大し、またかかる個人の不在が長引けば、組織および事業の継続性に潜在的影響を及ぼす。

COVID-19のパンデミックに起因する前例のない環境は、特に、現在の危機と比較できない期間にわたって実施されたキャリブレーションや、妥当性を喪失した仮定によって、当グループ内で使用されるモデルのパフォーマンスを（特に、資産評価および信用リスクに対する自己資本要件の評価の観点から）変容させる可能性があり、モデルはその有効に機能する範囲を逸脱するおそれがある。一時的なパフォーマンスの低下およびこれらのモデルのリキャリブレーションは、当グループの業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

ECBは、2020年12月15日付のプレスリリースにおいて、監督下にあるすべての銀行の配当分配に関して、2021年9月30日まで有効な勧告を公表した。当グループの今後の配当政策は、同日以降かかる勧告が延長された場合に影響を受ける可能性がある。

COVID-19のパンデミックの持続期間および影響に関する不確実性により、パンデミックが世界経済に及ぼす影響を予測することは困難である。当グループへの影響は、パンデミックの持続期間、各国の政府および中央銀行の施策、ならびに衛生、経済、財政および社会の状況の推移に左右される。

1.2 世界の経済および金融情勢、ならびに当グループが事業を展開している市場の情勢は、当グループの業務、財政状態および経営成績に悪影響を与える可能性がある。

世界的金融機関として、当グループの業務は、主に欧州、米国および世界のその他の地域における金融市場および経済状況の変化によって影響を受ける。当グループはフランスでその事業の44%（2020年銀行業務純利益ベース）、欧州（フランスを除く。）で35%、米州で7%、その他の地域で14%を生み出している。当グループは、特に、資本市場もしくは信用市場に影響を及ぼす危機、流動性の制約、地域的もしくは世界的な不況、コモディティ価格（特に、石油）、為替レートもしくは金利の急激な変動、インフレーションもしくはデフレーション、格付けの引下げ、ソブリン債もしくはプライベート デットの条件変更もしくは債務不履行、または地政学的な有害事象（テロリズム行為および軍事紛争を含む。）から生じる市場および経済状況の著しい悪化に直面する可能性がある。こうした事象は急速に展開するため、予測およびヘッジできない可能性があり、短期間または長期間で当グループの事業環境に影響を及ぼし、当グループの財政状態、リスク費用および経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

COVID-19危機に関連する事態は、これらのリスクを悪化させる要因となっており、不確実性の主な原因となっている。詳細は、上記のリスク要因「1.1 コロナウイルス（COVID-19）のパンデミックおよびその経済的帰結は、当グループの事業および財政状態に悪影響を与える可能性がある。」に記載されている。

近年、金融市場は、特にユーロ圏の数ヶ国のソブリン債の軌跡に関する懸念、ブレグジットの状況（下記のリスク要因「1.5 ブレグジットおよびブレグジットが金融市場および経済環境に与える影響が当グループの事業および経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。」を参照のこと。）、（特に米中間の）商業的および政治的な緊張関係の持続、または中国における大幅な景気減速の懸念から、著しい混乱に陥っている。COVID-19のパンデミックに関連した危機は、全く前例のないものであり、金融市場への潜在的な影響は、まだ完全には判明していない。これらの要因は、数種の経済セクターを弱体化させ、ひいては関係者の信用の質を低下させ、当グループの事業および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。また、地政学的リスクも依然として高く、様々なリスクの蓄積は、金融市場のボラティリティを増大させる一方で、経済活動や信用需要の重しにもなりうる追加的な不安定要因である。

ユーロ圏および米国の低金利の期間が金融緩和政策により長引くことで、当グループの純金利差益（フランス国内リテール バンキング部門では2020年に3.9十億ユーロであった。）は影響を受けており、今後も影響を受ける可能性がある。パンデミック前からすでに多額であった非金融会社への融資額の増加は、2020年には、政府保証融資プログラム（フランスの*Prêt garanti par l'État*プログラム等）の実施により大幅に増加した。景気回復が遅すぎると、企業のバランスシートがすでに脆弱な状況では、不良債権額の増加を招き、投資動向が弱まる可能性がある。低金利環境の下では、銀行および金融システムの参加者のリスクアペタイトが増大し、過去の平均と比較したリスクプレミアムの低下および特定の資産の評価水準の上昇につながる可能性がある。こうした有利な市況は、高度に拡張的な中央銀行の政策が段階的に解除される中で、変化する可能性がある。金融市場の長期的なインフレ期待は依然として非常に低いが、相対価格変動が発生する可能性は高く、中期的なインフレ圧力のリスクを排除することはできない。

さらに、ユーロ圏および特にフランスにおける与信の増加の初期において流動性が過剰な環境であり、これがフランス政府保証融資プログラムの実施により増幅される場合、将来的には信用供与の制限または景気循環の低迷から銀行をさらに保護することを目的とする監督当局の追加的な規制措置につながる可能性がある。加えて、地政学的リスクまたは政治的リスクが引き続き存在することもまた、金融市場のボラティリティを増大させると同時に、緊張が高まった場合には、グローバルな経済活動および借入需要に影響を与える可能性がある不確実性の要因である。

当グループの業績は、当グループが事業を行っている主要市場における経済的、財政的および政治的な状況により重大な影響を受ける。

2020年12月31日現在、信用リスクおよびカウンターパーティ信用リスクに対する当グループのデフォルト時エクスポージャー（EAD）は、欧州および米国（合計で90%に相当する。）に集中しており、フランス（EADの47%に相当する。）に対するエクスポージャーが主となっている。その他のエクスポージャーは、フランスを除く西欧諸国（22%に相当する。）、北米（13%に相当する。）、EU加盟国である東欧諸国（6%に相当する。）およびEU加盟国を除く東欧諸国（2%に相当する。）に係るものであった。

当グループの主要市場であるフランスについては、2016年から2019年にかけて業績の成長が好調となり、低金利により住宅市場は上向きになった。かかる分野における事業活動が反転すれば、貸付需要が低下し、その結果不良債権の割合が増加することにより、当グループの資産価値および事業が重大な悪影響を受ける可能性がある。

当グループは、ロシア（2020年12月31日現在、当グループの信用リスクおよびカウンターパーティ信用リスクのエクスポージャーの2%）およびアフリカ・中東（当グループの信用エクスポージャーの4%）等の新興市場においても事業を行っている。これらの市場のマクロ経済的環境、衛生環境、政治的環境または金融環境の重大かつ不利な変化が、当グループの事業、業績および財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。これらの市場は、COVID-19の流行以降の原油価格の大幅な下落等、不確実性要因や特定のリスクによって悪影響を受ける可能性があり、この流行が数四半期を超えて持続すると、生産国の財務健全性が悪化すると考えられる。発生するマクロ経済的なまたは予算上の不均衡は、成長率および為替レートへの影響を伴いつつ、市場により補正される可能性がある。また、ロシア等一部の国に対する国際的な制裁の発動も不確実性要因となっている。長期的には、「低炭素経済」へのエネルギー転換は、化石エネルギー生産者、エネルギー集約型の業務分野およびそれに依存する国に悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、新興市場における資本市場（外国為替業務を含む。）および証券取引に関する活動は、先進国市場におけるかかる活動と比較してより不安定であり、政治不安および為替変動等の一定のリスクの影響に対しても脆弱である可能性がある。これらの要素が当グループの業務および経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

1.3 当グループが市場に開示した戦略計画および財務目標を達成できない場合、当グループの事業、経営成績および金融商品の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。

2021年2月11日の年次決算の公表時に、当グループは、当グループの営業費用、リスク費用および支払能力に関する新たな指針を発表した。当グループは2023年までに、2020年と比較して基礎経費を削減することを目指している。当グループは業績を生み出すことが期待される2022年以降の計画を数種立ち上げており、早ければ2022年から2023年に市場活動で約450百万ユーロのコストを削減する目標、2025年にフランス国内リテールバンキング部門で2019年比約450百万ユーロのコストを削減する目標（その約80%が2024年までに実現すると予想される。）、ならびに改善措置の完了および特定のプロセスの標準化とデジタル化によるその他のコスト削減を掲げている。当グループは、リスク費用は2020年よりも2021年の方が少なくなると予測している。当グループは2021年に、バーゼル4の環境を含め、常に最大分配可能額（MDA）を200ベーススポイント超上回る水準で、目標を上回る普通株式等Tier1比率を達成することを目指している。これらの予想は、衛生およびマクロ経済の状況に関連する多くの仮定に基づいている。衛生状況が悪化した場合には、世界のマクロ経済情勢が影響を受け、当グループの目的の達成が危うくなり、当グループの収益に悪影響が及ぶ可能性がある。なお、当グループが、財務通信の一環として、その財務集計値を定期的に報告していることに留意すべきである。

具体的には、ビジョン2025プロジェクトにおいて、ソシエテ・ジェネラルのフランス国内リテールバンキング部門のネットワークとクレディデュノールの統合が想定されている。このプロジェクトは統制のとれた展開を可能にする目的で行われるが、当グループの事業、財政状態および費用に短期的に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。システム調整に予期せぬ遅延が生じ、想定される統合効果の一部に遅延が生じる可能性がある。かかるプロジェクトの結果、多くの従業員が離職し、人員の入替えや新たな従業員教育に関する取組みが必要となる可能性があり、ひいては追加的なコストが発生する可能性がある。また、統合により当グループの一部の顧客が離れ、収益が失われる可能性もある。取引の法的小および規制的小側面によっては、遅延や追加コストが発生する可能性がある。

さらに、当グループは、とりわけ以下の施策を通じて、責任ある金融の分野で主導的な銀行となることを目指している。

- 2019年から2023年の間に、エネルギー転換のために120十億ユーロを調達するという新たなコミットメント（100十億ユーロのサステナブルボンドの発行、ならびに再生可能エネルギー分野に割り当てられるアドバイザーおよび融資という形式による20十億ユーロを含む。）
- 一般炭からの全面的撤退予定
- 責任銀行原則の共同創設者としての署名。かかる署名により、当グループは、その事業を国連が設定した持続可能な開発目標および気候変動に関するパリ協定に戦略的に整合させることを約束する。

これらの措置（または将来実施される可能性がある類似の措置）により、場合によっては、関連する分野における当グループの業績が悪影響を受ける可能性がある。

1.4 当グループは、事業を行うそれぞれの国における広範囲な監督および規制枠組の対象である。かかる規制枠組の改正は、当グループの事業、財政状態および費用に加えて当グループが事業を行う金融および経済の環境に悪影響を与える可能性がある。

当グループは、事業を行う法域の規制を適用している。当グループの国境を越えた業務を考慮すると、フランス、欧州および米国の規制、ならびにその他の現地規制がこれに該当する。現行の規制の適用や将来の規制の実施には、当グループの業績に影響を及ぼす可能性のある多大な資源が必要となる。また、規制を遵守しない場合には、罰金、当グループのレピュテーション被害、事業の強制的な停止または営業免許の取消しにつながる可能性がある。一例として、2020年12月31日現在、フランス、欧州連合加盟27ヶ国（フランスを含む。）および米国の信用リスクおよびカウンターパーティ信用リスクに対するエクスポージャー（EAD）は、それぞれ47%、67%および12%となっている。

当グループに大きな影響を与える最近の規制のうち、いくつかを以下に記載する。

- 2008年の金融危機以降、金融市場に関する業務のための法律上および規制上の枠組（欧州の規制および指令であるEMIR、MiFID IIおよびMiFIR、または米国のボルカールール等）により、特に透明性と報告の分野において、当グループの義務が増大しており、デリバティブ取引の一部を相殺する義務や関連する担保要件を増加させる義務も導入されている。今後2年間においても、以下の要因が市場活動のための環境を悪化させる可能性がある。（i）透明性規制や投資家保護措置（MiFID II／MiFIRの見直し）が強化される可能性、（ii）欧州の銀行に適用される要件を一方的に引き上げる可能性のある段階的なバーゼル3パッケージの実施（トレーディング勘定の抜本的見直し（FRTB）を含む。）、および（iii）欧州の関係者の競争力に影響を与える可能性のある、ユーロ建金利デリバティブに関連する清算業務の強制的な移転の可能性。
- 米国では、ドッド フランク法の施行はほぼ終了している。証券ベースのスワップ デイラーに関連する米国証券取引委員会（SEC）の新たな規制は2021年に適用されるが、これは、当グループの米国市場での業務にとって重要な一歩となる。
- 新たな欧州の措置は、特に不良債権（NPL）の積極的な管理を通じた銀行のバランスシートの健全化に向けたものであり、健全性要件の増大や当グループのNPL管理戦略の適合につながっている。より一般的に言えば、ローンの供与と監視のためのグッドプラクティスの枠組を規定する追加的な措置（欧州銀行監督機構の公表する融資組成方針等）も、当グループに影響を与える可能性がある。
- 単一監督メカニズム（SSM）における監督者の要件の（ベストプラクティスの採用を通じた）強化は、内部モデルの管理コストおよびリスク加重エクスポージャー水準に影響を与える可能性がある。
- 当グループのガバナンス規則および倫理行動規則、ならびに内部統制に関連する要件の強化により、費用が影響を受ける可能性がある。

- 2019年12月に欧州委員会により開始された「金融サービスのためのデジタル上のオペレーショナル レジリエンスの枠組」に関する協議に関連して、データ品質および保護要件が強化され、またサイバーレジリエンス要件が強化される可能性がある。
- 非財務情報の報告義務の拡大、環境問題および社会問題のリスク管理業務への追加の強化、ならびにかかるリスクの監督上の検討および評価の過程（監督上の検討・評価プロセス（SREP））への追加の可能性を伴う、欧州の持続可能な財政上の規制の枠組の実施
- 2014年5月15日の銀行の再建・破綻処理指令（BRRD）（その後の改正を含む。）で定められた危機の予防・破綻処理体制の強化により、欧州・単一破たん処理委員会（SRB）は、実質破綻時に処理を開始する権限を付与される。その状況においてSRBは、納税者の負担を制限するため、当グループの債権者および株主に優先的に損失を被るよう強制する可能性がある。この破綻処理メカニズムが発動された場合、当グループは、特に、その業務の一部の売却、負債性金融商品の金利の条件の変更、新たな負債性金融商品の発行、またはその負債性金融商品の償却もしくは持分証券への転換を余儀なくされる可能性がある。さらに、単一破綻処理基金（SRF）の年間資金調達額に対する当グループの拠出額は多額であり、その拠出額は、2024年を全額拠出の年として、2023年まで着実に増額することになっている。銀行破綻処理メカニズムへの拠出については、下記「第6 経理の状況、1 財務書類、1.1 連結財務諸表、(6) 連結財務諸表に対する注記」の注8.2に記載されている。

また、以下のような法令上の義務が将来当グループに課される可能性もある。

- リテール バンキングに影響を与える消費者志向の施策のフランスにおける継続的な実施（個人の銀行手数料の制限およびかかる施策の中小企業への拡大、被害を受けやすい顧客に対する保護措置、社会問題に関する顧客アドバイザーの広範な責任（男女平等、エネルギー転換に関する助言等））
- 第三者のサービス プロバイダーに対し、より多くの銀行口座（貯蓄口座、投資口座）を開設したり、顧客データをプールしたりするための（欧州レベルでの）潜在的な要件

当グループはまた、事業を行う国の複雑な税制の対象である。適用される税制の変更、かかる変更の解釈の不確実性またはかかる変更の影響は、当グループの事業、財政状態および費用に悪影響を及ぼす可能性がある。

加えて、当グループは、米国人との取引、米ドル建取引または米国の金融機関が関与する取引を取り扱う国際的な銀行であるため、とりわけ経済制裁、腐敗対策および市場濫用対策の遵守に関する米国の法律および規制の対象となっている。より一般的に言えば、米国およびフランス当局との協定により、当グループは専用のプログラムおよび専門の組織を通じて、指摘された瑕疵に対する是正措置の実施を行っており（かかる費用は多額となる。）、またその遵守プログラムの強化を行っている。関連する米国の法律および規制に係る不遵守が生じた場合または当グループがこれらの契約に基づくコミットメントに違反した場合、当グループは（i）罰金、米国市場への参入の停止、さらには銀行免許の取消しを含む行政処分リスク、（ii）刑事訴訟のリスクおよび（iii）レピュテーション被害を受けるリスクにさらされる可能性がある。

1.5 ブレグジットおよびブレグジットが金融市場および経済環境に与える影響が当グループの事業および経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

英国の欧州連合からの離脱に関する英国法が2020年2月1日に施行され、英国の欧州連合からの離脱は承認された。移行期間が終了する2020年12月31日の直前に、欧州連合と英国は、2020年12月24日付で欧州連合・英国貿易協力協定(TCA)を締結した。TCAは英国議会によって承認され、2020年欧州連合(将来関係)法によって英国法に法制化され、引き続き欧州議会による批准の対象となっている。TCAによって移行期間の終わりに「合意なき離脱」が回避されたとはいえ、EUと英国との将来関係にはある側面において不確実性が残り、当グループはその経済モデルを適応させる必要があった。TCAは、英国がEUの単一市場および関税同盟の一員として有していた市場アクセスを模倣するものではなく、今や当グループは、パスポート制度がEUの現行の外国銀行向けの一般的なアクセス制度に置き換えられることに頼らざるを得ないが、これは、一連の同等性評価により市場アクセスが付与されるかに大きく左右される。欧州委員会がさらに同等性評価を行うのか否か、また、行うとすればいつになるかは、まだ明らかではない。当グループは、2つの規制制度の遵守や、サービスの提供を規定する現地の規則を尊重する必要性を含め、英国とEUとの間の貿易障壁に引き続き直面するであろう。

移行期間の終わりには、当グループにおいては市場リスク、カウンターパーティリスクまたは信用リスクに関連した大きな混乱は発生しなかった。また、年末にかけて取引高の大幅な増加は見られず、ITシステムは正常に機能していた。2020年12月31日現在、当グループのデフォルト時エクスポージャーは英国で50十億ユーロ(当グループの信用エクスポージャーの5%)であった。貿易協定にもかかわらず、ブレグジットは、欧州および世界の経済および金融市場にさらなる混乱を生じさせ、ひいては当グループの業務および業績に影響を与える可能性がある。

1.6 銀行および非銀行系事業体との競争の激化は、フランス国内市場および国外市場の両方の市場における当グループの事業および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは、国際的に事業を行っており、したがって事業を行う世界市場および地域市場において激しい市場競争(銀行によるものかまたは非銀行系事業体によるものかを問わない。)にさらされている。そのため、当グループは様々な事業において市場シェアを維持または拡大することができないリスクにさらされている。かかる競争は、利幅の圧迫につながる可能性があり、当グループの事業の収益性に害が及ぶことがある。

フランス国内および当グループが事業を行うその他の主要な市場では、主要な国内の銀行および金融関係者の存在に加えて、新たな市場参加者（特にオンラインの銀行業務および金融サービスのプロバイダー）の存在が、当グループが提案するほぼすべての商品およびサービスに関して競争を激化させている（特に、2020年末時点で2,500,000超の顧客を有するブルソラマによる当グループのオンラインバンキング業務）。「フィンテック企業」等の新たな市場参加者によりけん引されて、自動化され、拡張性を有し、かつ新技術に基づく新たなサービス（ブロックチェーン等）が急速に発展しており、また伝統的なリテールバンクのネットワークの役割に加えて、顧客と金融サービスプロバイダーとの関係が根本的に変化している。こうした新たな事業体との競争は、中央銀行通貨の代替物（暗号通貨、デジタル中央銀行通貨等）の出現によっても、さらに激化する可能性がある。こうした状況下で、当グループが新たな革新的サービスを提供し、かかる新たな事業体と競争するためには、追加的な投資が必要となる可能性がある。

金融サービス業界における合併により、競合他社が、より豊富な資本、資源およびより広範囲の商品の提供力から利益を得る可能性がある。さらに、一部の例では、より柔軟で、とりわけ自己資本要件の要求が緩い規制枠組による恩恵を享受することがある、非銀行系事業体の台頭によっても競争が激化している。

これらの課題に対処するため、当グループは、特にデジタル技術の開発や、これらの新しい事業体（グリーン投資を提案するプラットフォームであるルーモ、専門家向けネオバンクであるシャイン等）との商業的または資本的なパートナーシップの構築に関する戦略を実施してきた。しかしながら、このような競争の激化は、フランス国内市場のみならず国際的にも、当グループの事業および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

1.7 発行会社が本社債に基づく債務を履行する能力に影響を及ぼす可能性がある要因

発行会社が債務不履行となりまたは破産した場合、本社債権者は、投資した金額の一部または全部を喪失する可能性がある。発行会社が法定のペイルイン制度（ペイルイン）に関連する規制に関する措置の対象となる場合、その負債は減額されてゼロとなる可能性、持分証券（株式）もしくは債務証券に転換される可能性、または満期が延長される可能性がある。本社債権者の投資は、いかなる保証または補償制度の対象ともならない。発行会社の信用格付けは、そのコミットメントを履行する能力の評価である。したがって、発行会社の格付けの実際のまたは予想される格下げは、本社債の市場価値に影響を及ぼす可能性がある。

1.8 金融機関の破綻処理に関するフランス法および欧州の法令により、発行会社が破綻処理の条件を満たしているとみなされた場合、本社債の減額もしくは株式への転換、またはその他の破綻処理措置が義務付けられる可能性がある。

信用機関および投資会社の再建および破綻処理に関する枠組を設定する2014年5月15日付の欧州議会および欧州連合理事会指令2014/59/EU（BRRD）が、2014年7月2日に施行された。

また、単一破綻処理メカニズム（以下「SRM」という。）および単一破綻処理基金の枠組の中で信用機関および一定の投資会社の破綻処理に関する統一的規則および統一的手続を確立するための欧州議会および欧州連合理事会の2014年7月15日付規則（EU）第806／2014号（以下「SRM規則」という。）は、各国の破綻処理当局との連携の下、欧州・単一破たん処理委員会（以下「SRB」という。）に付与される一元化された破綻処理の権限を設定している。

2014年11月以降、欧州中央銀行は、単一監督メカニズム（SSM）に基づくユーロ圏加盟国の重要な信用機関の健全性における監督を引き継いでいる。また、信用機関および一定の投資会社の破綻処理についてユーロ圏全体の一貫性を確保するため、SRMが導入されている。前述の通り、SRMはSRBによって運用されている。SRM規則第5条（1）に基づき、SRMは、欧州中央銀行の直接的な監督に服するこれらの信用機関および一定の投資会社について、BRRDに基づきEU加盟国の破綻処理当局に付与されているものと同等の責任および権限を付与されている。SRBは、2016年初頭より当該権限の行使が可能となった。

発行会社は、SSM内におけると各国の権限のある当局との、および各国の指定当局との連携に関する枠組を設定するための欧州中央銀行の2014年4月16日付規則（EU）第468／2014号（SSM規則）第49条（1）に定める重要な監督対象法人（a significant supervised entity）に指定されており、その結果、SSMにおける欧州中央銀行による直接の監督に服している。これはすなわち、発行会社が、2015年に有効となったSRMにも服していることを意味している。SRM規則はBRRDを踏襲し、また、その大部分においてBRRDを参照しており、これによりSRBは、各国の関連ある破綻処理当局が行使しうる権限と同一の権限を行使することが可能となっている。

BRRDおよびSRM規則は、信用機関および一定の投資会社の再建および破綻処理に関するEU全域にわたる枠組を設定することを目的に掲げている。BRRDが規定する制度は、特に、金融機関の破綻が経済および金融システムに与える影響（納税者の損失に対するエクスポージャーを含む。）を最小化しつつ、経営難に陥った、または破綻した金融機関に十分早期に、かつ迅速に介入することによって、かかる金融機関の重要な金融および経済に係る機能の継続性を維持するための信頼性のある措置を実施する権限を各EU加盟国が指定する破綻処理当局（以下「破綻処理当局」という。）に与えるために必要であるとされている。

SRM規則により、破綻処理の権限は一元化され、各国の破綻処理当局と連携するSRBに付与される。SRM規則の規定に従い、適用ある場合、SRBは、意思決定過程に関連するすべての点において、BRRDに基づき指定された各国の破綻処理当局を承継し、BRRDに基づき指定された各国の破綻処理当局は、SRBにより採択された破綻処理スキームの実施に関連する業務を継続する。金融機関の破綻処理計画の準備に関連するSRBと各国の破綻処理当局の間の連携に関する規定は、2015年1月1日から適用が開始され、2016年1月1日以降、SRMは全面的に運用されている。

SRBは、発行会社の破綻処理当局である。

BRRDおよびSRM規則により破綻処理当局に付与される権限には、資本（劣後債務を含む。）および適格債務（低順位の証券だけではすべての損失を吸収することができないことが判明した場合は、上位債等の高順位の債務を含む。）に、一定の優先順位に基づいて、破綻処理の対象となる発行者である金融機関の損失を吸収させる減額または転換を行う権限（以下「ペイルイン権限」という。）が含まれている。SRM規則によると、（i）金融機関が破綻しているか、または破綻する可能性が高いと破綻処理当局が判断し、（ii）破綻処理措置以外の措置では合理的な期間内に破綻を回避することができる合理的な見込みがなく、かつ（iii）破綻処理の目的（特に、重要な機能の継続性を維持すること、金融システムに対する重大な悪影響を回避すること、特別な公的財政支援への依存を最小化することにより公的資金を保護することならびに顧客の資金および資産を保護すること）を達成するために破綻処理措置が必要であり、かかる金融機関を通常の倒産手続で清算したのでは同程度にその破綻処理の目的を実現することができない場合、破綻処理の条件が成就したとみなされる。

破綻処理当局は、減額もしくは転換が行われない限り金融機関もしくはそのグループが存続し得ないと判断したとき、または金融機関が特別な公的財政支援を必要としているとき（SRM規則第10条に規定される方法で特別な公的財政支援が提供された場合を除く。）、破綻処理措置とは別に、またはこれと併せて、資本（劣後債務を含む。）のすべてまたは一部を減額し、または株式に転換することができる。本社債の要項には、破綻処理および実質破綻時における資本の減額または転換に関連するペイルイン権限の実行に関する規定が含まれている。

ペイルイン権限により、本社債は、完全に（つまりゼロまで）、もしくは部分的に減額され、もしくは普通株式その他の持分証券に転換され、または本社債の条件が変更される可能性がある（例えば、満期日および／もしくは利息が変更され、かつ／または一時的な支払いの停止が命じられる可能性がある。）。特別な公的財政支援は、破綻処理措置を可能な限り最大限に検討し、適用した後の最後の手段としてのみ行われるべきである。株主ならびに資本およびその他の適格債務の保有者が、減額または転換その他により、損失の吸収および自己資本を含む全債務の8%の資本再構築に充当するための最低額の拋出を行うまでは、かかる支援は行われない。

BRRDは、破綻処理当局に対し、ペイルイン権限に加えて、破綻処理の条件を満たした金融機関についてその他の破綻処理措置を実施するより広い権限を与えており、かかる権限には、金融機関の事業の売却、承継機関の創設、資産の分離、債務の債務者としての金融機関の地位の交代または代替、債務の要項の変更（満期日および／もしくは利息額の変更ならびに／または一時的な支払いの停止を含む。）、経営陣の解任、暫定的な管理人の選任ならびに金融商品の上場および取引許可の停止が含まれるが、これらに限定されない。

破綻処理当局は、破綻処理措置（ペイルイン権限の実行を含む。）を実施する前、または関連する資本の減額もしくは転換を行う権限を行使する前に、金融機関の資産および負債の公正、慎重かつ現実的な評価が、公的機関から独立した者により行われるようにしなければならない。

BRRDおよびSRM規則に基づく措置が発行会社もしくは当グループに適用され、またはかかる適用が示唆された場合、本社債権者の権利、本社債への投資の価格もしくは価値、および／または本社債に基づく債務を履行する発行会社の能力に重大な悪影響を及ぼす可能性があり、その結果、投資家はその投資全額を失う可能性がある。

また、発行会社の財政状況が悪化した場合、ベイルイン権限が存在すること、または破綻処理当局が発行会社もしくは当グループが存続不能であると判断したときに、破綻処理措置とは別に、もしくは破綻処理措置とともに減額もしくは転換を行う権限もしくはその他の破綻処理手法を行使することにより、本社債の市場価格または価値が、かかる権限が存在しなかった場合よりも急激に低下する可能性がある。

2016年1月1日以降、EUの信用機関（発行会社を含む。）および一定の投資会社は、SRM規則第12条に従って、自己資本・適格債務に関する最低要件（MREL）を常に満たす必要がある。MRELは、金融機関の全債務および自己資本に対する割合として表示されるものであり、破綻処理を円滑に進めるために、金融機関がベイルイン権限の実効性を妨げるような態様で負債を構成することを防止することを目的としている。

現行の制度はEUの立法が採用する変更を受けて今後発展していく。2019年6月7日、いわゆる「EU銀行パッケージ」の改正案の一環として、次の立法に関する文言が2019年5月14日付EU官報に公表されている。

- 信用機関および投資会社の損失吸収および資本再構築能力（TLAC）に関してBRRDを修正する2019年5月20日付の欧州議会および欧州連合理事会指令（EU）2019／879（以下「BRRD 2」という。）
- 信用機関および投資会社のTLACに関してSRM規則を修正する2019年5月20日付の欧州議会および欧州連合理事会規則（EU）第2019／877号（以下「SRM 2 規則」といい、BRRD 2と併せて以下「EU銀行パッケージ改革」と総称する。）

EU銀行パッケージ改革はとりわけ、銀行セクターのリスクを削減し、かつ、今後発生しうる危機への金融機関の耐性をさらに高めることにより銀行同盟を強化し、金融システムにおけるリスクを削減するという目標の下、特定のMRELに関する既存の制度等を採用することにより、金融安定理事会のTLACタームシート（以下「FSB TLACタームシート」という。）により実施されるTLACの基準を導入する。

TLACは、FSB TLACタームシートに従って導入される。FSB TLACタームシートによって、発行会社を含むグローバルなシステム上重要な銀行（以下「G-SIB」という。）には、その各々について個別に決定される最低TLAC水準が課される。かかる水準は、（i）2022年1月1日まではリスクアセットの16%に適用あるバッファを加算したもの、および2022年1月1日より後は18%に適用あるバッファを加算したもの、また、（ii）2022年1月1日まではバーゼル3レバレッジ比率分母の6%、および2022年1月1日より後は6.75%（これらは企業特有の追加要件により増額される可能性がある。）に等しい金額以上となる。

信用機関および投資会社の健全性要件に関する2013年6月26日付の欧州議会および欧州連合理事会規則（EU）第575／2013号（以下「CRR」という。）（レバレッジ比率、安定調達比率、自己資本および適格債務に係る要件、カウンターパーティ信用リスク、市場リスク、中央清算機関に対するエクスポージャー、集合投資会社に対するエクスポージャー、大口エクスポージャー、報告および開示要件につきCRRを改訂する2019年5月20日付の欧州議会および欧州連合理事会規則（EU）第2019／876号（以下「CRR 2」という。）により改訂されている。）に従い、ソシエテ・ジェネラル等のEUのG-SIBは、CRR 2の発効時から、MREL要件に加えて、TLAC要件を遵守しなければならない。そのため、ソシエテ・ジェネラル等のG-SIBは、TLAC要件およびMREL要件を同時に遵守しなければならないこととなる。

したがって、MREL適格債務の基準は、TLAC適格債務についてCRR（CRR 2による改訂後）により定められるものと密接に整合するであろうが、BRRD 2において導入される補足的な調整および要件に従う。特に、デリバティブ要素が組み込まれた一定の債務（一定のストラクチャード債等）は、一定の条件に従い、追加的な利益のみが当該デリバティブ要素に連動しており参照資産のパフォーマンスにより左右されるものの、事前に知られている満期時に弁済される元本金額が固定または増額である限り、MREL要件を満たすために適格となる。

MRELに基づき要求される資本および適格債務の水準は、SRBにより、ソシエテ・ジェネラルについて単体および／または連結ベースで、システム上の重要性を含む一定の基準に基づいて設定される。適格債務は、上位債または劣後債のいずれでもよいが、残存期間が1年以上であること等を条件とし、EU以外の法律に準拠する場合には、当該法律の下で減額または転換が可能でなければならない（契約上の規定による場合を含む。）。

MRELを満たすために使用される債務の範囲には、原則として、一般の無担保債権者から生じる債権に起因するすべての債務（非劣後債務）が含まれる。ただし、BRRD（BRRD 2による改訂後）に定める特定の適格性基準を満たさない場合はこの限りでない。ペイルイン・ツールの効果的な使用を通じて金融機関および事業体の破綻処理の実行可能性を向上させるため、SRBは、特にペイルイン債権者が通常の破産手続の下で負担する損失を上回る損失を破綻処理において負担する可能性が高い場合には、MRELを自己資本およびその他の劣後債務により満たすよう要求できるであろう。さらに、SRBは、ペイルイン・ツールの適用から除外される債務の金額が、MREL適格債務を含むある種類の債務における一定の閾値に達する場合には、金融機関および事業体に対してMRELを自己資本およびその他の劣後債務で満たすよう要求する必要性を評価するであろう。MRELのためにSRBが要請する債務のあらゆる劣後は、TLAC基準により認められる通り、CRR（CRR 2による改訂後）に従いTLAC要件を非劣後の債務で部分的に満たす可能性に影響を与えない。100十億ユーロを超える資産を有する破綻処理グループ（トップ・ティア銀行）に対しては、特定の要件が適用される。

発行会社または当グループによる破綻処理の実行可能性に障害が存在しうるとSRBが認定する場合、より高いMREL要件が課される可能性がある。発行会社および／または当グループがMRELを遵守することができない場合、発行会社の事業、財政状態および経営成績に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

2 信用リスクおよびカウンターパーティ信用リスク

2020年12月31日現在、信用リスクおよびカウンターパーティ信用リスクにさらされた加重資産（RWA）は287.3十億ユーロであった。

2.1 当グループは、信用リスク、カウンターパーティ リスクおよび集中リスクにさらされており、当グループの事業、経営成績および財政状態に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

当グループは、その財務活動および市場活動により、信用リスクおよびカウンターパーティ信用リスクにさらされている。したがって当グループは、1つまたは複数のカウンターパーティによる債務不履行が発生した場合、とりわけ、担保権の行使に関して法的な問題もしくはその他の問題が当グループに生じた場合または債務不履行が発生した際にかかる担保の価値がエクスポージャーを全額補填するには不十分な場合、損失を被る可能性がある。当グループは、信用ポートフォリオのエクスポージャーの集中効果を抑制するために努力を行っているものの、カウンターパーティの不履行は、これらのカウンターパーティの相互依存によって、世界中の同じ経済セクターや地域内で増幅される可能性がある。さらに、いくつかの経済セクターは、長期的には、特にエネルギー転換を促進するために実施される施策や、気候変動に関連する物理的なリスクの影響を受ける可能性がある。

したがって、1つまたは複数の当グループの重要なカウンターパーティが債務不履行に陥った場合、当グループのリスク費用、経営成績および財政状態に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

参考までに、2020年12月31日現在、当グループのデフォルト時エクスポージャー（EAD）（カウンターパーティ信用リスクを除く。）は877十億ユーロで、カウンターパーティの種類別内訳は、ソブリンが31%、企業が28%、リテール顧客が23%、信用機関等が7%となっている。信用リスクに対するリスクアセット（RWA）は総額262十億ユーロであった。

市場取引から生じるカウンターパーティ信用リスク（CVAを除く。）については、2020年12月末時点のエクスポージャー額（EAD）は126十億ユーロで、その内訳は主に、企業（44%）、信用機関等（34%）、および、それより程度は下回るものの、ソブリン事業体（19%）となっている。カウンターパーティ信用リスクに対するリスクアセット（RWA）は23十億ユーロであった。

当グループが法人向けポートフォリオにおいてエクスポージャーを有している主なセクターは、金融（エクスポージャーの18.1%に相当する。）、企業サービス（10.7%）、不動産（10.1%）、卸売業（7.6%）、輸送、郵便および流通セクター（7.2%）、石油およびガスセクター（5.6%）ならびに集合サービスセクター（6.3%）であった。

また、特にCOVID-19のパンデミックの影響を受けたセクターについては、上記のリスク要因「1.1 コロナウイルス（COVID-19）のパンデミックおよびその経済的帰結は、当グループの事業および財政状態に悪影響を与える可能性がある。」に記載されている。

地理的集中度では、2020年12月31日現在、当グループがエクスポージャーを有している主要な5ヶ国は、フランス（当グループのEAD合計の47%。主にリテール顧客およびソブリンに関連する。）、米国（当グループのEAD合計の12%。主に企業およびソブリンに関連する。）、英国（当グループのEAD合計の5%。主に企業およびソブリンに関連する。）、チェコ共和国（当グループのEAD合計の4%。主にリテール顧客、企業およびソブリンに関連する。）およびドイツ（当グループのEAD合計の4%。主に企業およびリテール顧客に関連する。）であった。

信用リスクおよびカウンターパーティ信用リスクの詳細については、下記「(5) 信用リスクー定量的情報」および「(6) カウンターパーティ信用リスクーカウンターパーティ信用リスクの測定」を参照のこと。

2.2 他の金融機関および市場参加者の財政上の健全性および行為は、当グループに悪影響を及ぼす可能性がある。

金融機関およびその他の市場関係者（商業銀行、投資銀行、ミューチュアル ファンド、オルタナティブ ファンド、機関投資家、清算機関、投資サービス提供者等）は、資本市場やインターバンク市場における当グループの重要なカウンターパーティである。金融サービス機関および金融関係者は、取引、決済、カウンターパーティおよび資金調達についての関係を有するため、密接な相互関係にある。加えて、ほとんどまたは全く規制を受けない関係者（例えばヘッジファンド）の金融市場への関与も増えている。結果として、1つもしくは複数の関係者の債務不履行または1つもしくは複数の関係者に影響する信頼の危機によって、市場全体の流動性不足または連鎖的な債務不履行が生じ、ひいては当グループに悪影響が及ぶ可能性がある。

当グループは、清算機関を通じた取引の増加のため、清算機関とその参加者に関するリスクにさらされている。このリスクの一部は、こうした清算取引のカウンターパーティによって標準化された店頭デリバティブ商品の強制決済を求める規制上の変更により生じている。参考までに、当グループの清算機関に対するエクスポージャーは、2020年12月31日現在28十億ユーロとなった。清算機関またはその参加者の1つが債務不履行に陥った場合、当グループに損失が発生し、当グループの事業および経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループはまた、信用またはデリバティブ商品の担保として保有する資産についてもエクスポージャーを有しており、カウンターパーティの破綻時に、これらの資産の一部が売却されない可能性、またはその処分価格が信用リスクおよびカウンターパーティ信用リスクのすべてのエクスポージャーをカバーしきれない可能性がある。これらの資産は、定期的な監視と具体的な管理の枠組の対象となる。

参考までに、2020年12月31日現在、当グループの金融機関に関する信用リスクおよびカウンターパーティ信用リスクへのエクスポージャー（EAD）は106十億ユーロであり、これは信用リスクに関する当グループのEADの11%に相当する。

2.3 当グループの経営成績および財政状態は、信用エクスポージャーに対する引当ての遅延または引当金の不足による悪影響を受ける可能性がある。

当グループは貸付事業に関連して、損失の発生を予測して、回収懸念貸出金に対する引当金を定期的に計上している。引当金の金額は、当該債務の回収可能性に関するその時点で最も正確な評価に基づき設定される。この評価は、担保権を考慮し、借手の現在および将来の状況の分析ならびに債務の価値および回収見込みに関する分析に基づいている。一定（個人顧客に対する貸付）の場合、引当方法に過去の損失および回収に係るデータの分析に基づく統計モデルの使用が要求されることがある。2018年1月1日以降、当グループはまた、IFRS第9号の会計基準に基づき正常債権に対する引当金を計上している。かかる評価は、債務不履行の可能性および債務不履行時の潜在的損失を評価する統計モデルに基づいており、マクロ経済シナリオに基づく将来の分析を考慮している。

IFRS第9号の会計基準の原則および引当モデルが、環境の急激かつ突然の悪化が生じた際に景気循環を増幅させる可能性がある。そのため、複数のシナリオによる経済的手法に基づき、将来の悪化を見越して2020年の純リスク費用が大幅に増加された。経営環境のかかる悪化により、リスク費用ひいては当グループの経営成績の重大な変動および／または完全に予測できない変動が生じる可能性がある。

2020年12月31日現在、残高に関連する引当金のストック（オンおよびオフバランスシート）は、正常資産に関して3.6十億ユーロ、債務不履行資産に関して9.3十億ユーロであった。債務不履行に陥った貸出残高（IFRS第9号のステージ3）は18.3十億ユーロで、その内訳はフランスが49%、アフリカ・中東が19%、西欧諸国（フランスを除く。）が16%であった。貸借対照表上の回収懸念貸出金総額の比率は3.3%で、回収懸念貸出金総額のカバレッジ比率は約52%であった。当グループのリスク費用は、2019年の25ベシス ポイントに対し、2020年は64ベシス ポイントであった。

3 市場リスクおよび構造的リスク

市場リスクは、市場パラメータの変化、かかるパラメータのボラティリティおよびパラメータ間の相関関係から生じる金融商品の減損リスクに相当する。関連するパラメータには、為替レート、金利ならびに有価証券（株式、債券）、コモディティ、デリバティブおよびその他の資産の価格が含まれる。

3.1 金融市場の変動およびボラティリティは、当グループの事業および市場活動の業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは、業務の過程で、債券、通貨、原材料および株式市場、ならびに非上場株式、不動産資産およびデリバティブを含むその他の種類の資産の取引ポジションを取っており、したがって「市場リスク」にさらされている。金融市場のボラティリティは、当グループの市場活動に、とりわけ以下の重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

- 長期間にわたる著しいボラティリティが当グループのリスクの高い金融資産（特に、最もリスクの高い資産）の補正および損失の発生につながる可能性がある。

- ボラティリティ水準およびその構造の突然の変化、またはその他の市場の短期間における急落および急反発により、一定のストラクチャード商品のヘッジが困難になるか、またはヘッジにより費用が掛かる可能性があり、これにより当グループの損失リスクが高まる可能性がある。

近年、市場において激しい混乱および大きなボラティリティが生じたこと、ならびに将来再び生じる可能性があることにより（COVID-19のパンデミックが直近の例である。詳細については、上記のリスク要因「1.1 コロナウイルス（COVID-19）のパンデミックおよびその経済的帰結は、当グループの事業および財政状態に悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。）、当グループの市場における活動は重大な損失を被る可能性がある。かかる損失はスワップ、先物契約および先渡契約、オプションならびにストラクチャード商品を含む、広範囲の取引商品およびヘッジ商品にまで及ぶ可能性がある。

市場に対する全般的な楽観論および／または規則的なボラティリティの売り手の存在を反映し、低ボラティリティの状況となり、特に主要な市場の参加者が一定の商品について同様のポジションを有する場合、補正のリスクの増大も進行する場合がある。かかる補正は当グループの市場活動に重大な損失をもたらす可能性がある。金融市場のボラティリティにより、市場傾向を予測して効果的な取引戦略を実施することが困難になり、また価格が下落した場合は、ロング ポジション（純額）による損失リスクが増大し、反対に価格が上昇した場合はショート ポジション（純額）による損失リスクが増大する。かかる損失は、当グループの経営成績および財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

同様に、COVID-19のパンデミックの際に経験したような株価の急落または配当の中止や、同一クラスの様々な資産間の相関関係の変化は、当グループの業績に影響を与え、多くの業務がこうしたリスクに敏感に反応する可能性がある。

金融市場の減速が長期化したり、金融市場の流動性が低下したりすると、資産の処分やポジションの操作を行うことがより難しくなり、大きな損失につながる可能性がある。当グループの多くの業務セグメントでは、金融市場、とりわけ資産価格の長期にわたる下落が、これらの市場における活動レベルやその流動性を低下させる可能性がある。こうした変動により、当グループが関係するポジションを迅速に解消できず、そのポジションのカバレッジを調整できず、担保として保有する資産を売却できず、または、その売却価格が債務不履行となった貸出金もしくはデリバティブに対する当グループのすべてのエクスポージャーをカバーできなくなる場合には、大きな損失につながる可能性がある。

当グループにおける市場リスクの評価および管理は、当グループのポジションに影響を与える市場パラメータの変動に関する様々なシナリオを定義することにより、様々な対象期間と所与の確率レベルにおいて発生する損失を評価することが可能となる、一連のリスク指標に基づいている。これらのシナリオは、過去の観測値に基づいているか、または理論的に定義されている。しかしながら、これらのリスク管理アプローチは、一連の仮定および推測に基づくものであり、かかる仮定および推測は、特定の設定または予期せぬ事象の際に不適切であることが判明し、その結果、リスクの過小評価および当グループの市場活動の業績に重大なマイナスの影響を及ぼす可能性のあるものである。

さらに、市況が悪化した場合には、当グループが顧客に代わって行う取引量が減少し、この業務から発生する収益、特に受取手数料が減少する可能性がある。

参考までに、当グループの市場リスクの大半を占めるグローバル マーケッツ&インベスター サービス事業は、2020年には銀行業務純利益の4.2十億ユーロを占め、当グループの総収益の19%を占めた。2020年12月31日現在、市場リスクにさらされたリスクアセット（RWA）は15.3十億ユーロであり、当グループのRWA合計の4%を占めていた。

3.2 金利の変動がリテール バンキング事業に悪影響を与える可能性がある。

当グループはその収益の大部分を純金利差益から得ており、そのため依然として（特にリテール バンキング事業において）金利の変動およびイールド カーブの変動に大きくさらされている。当グループの業績は、欧州および当グループが事業を行うその他の市場における金利の変動による影響を受ける。とりわけ欧州では、長期化する低金利またはマイナス金利環境が影響し、特にフランスにおいて、当グループのリテール バンキング事業からの収益が引き続き悪影響を受ける可能性がある。

参考までに、2020年のフランス国内リテール バンキング部門の銀行業務純利益（NBI）は7.3十億ユーロであった。

構造的金利リスクの詳細については、下記「(9) 構造的金利・為替リスク」および「第6 経理の状況、

1 財務書類、1.1 連結財務諸表、(6) 連結財務諸表に対する注記」の注8.1を参照のこと。

3.3 為替レートの変動は、当グループの業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは、業務を国際的に行い、また地理的に多くの国に拠点を有している結果として、収益および費用ならびに資産および負債が異なる通貨で計上されている点で、為替レートの変動にさらされている。

当グループは連結財務諸表を当グループが抱える大半の負債の通貨であるユーロで公表しているため、連結財務諸表の作成にあたっては、その他の通貨で計上された項目について換算リスクにもさらされている。これらの通貨のユーロに対する為替レートの変動は、当グループの連結の業績、財政状態およびキャッシュフローに対して悪影響を与える可能性がある。さらに為替レートの変動は、ユーロ圏外の子会社に対する当グループの投資価格（ユーロ建）にも悪影響を与える可能性がある。

参考までに、2020年12月31日現在、貸借対照表上の総資産1,258十億ユーロのうち、39%がユーロ、37%が米ドル、7%が日本円で計上されている。

下記「(7) 市場リスク・リスクアセットおよび資本要件」、「(9) 構造的金利・為替リスク・構造的為替リスク」および「第6 経理の状況、1 財務書類、1.2 個別財務諸表、(3) 親会社の財務諸表に対する注記」の注7.5を参照のこと。

4 オペレーショナル リスク（不適切な行為によるリスクを含む。）およびモデル リスク

2020年12月31日現在、オペレーショナル リスクにさらされたリスクアセットは49.2十億ユーロであり、当グループのRWA合計の14%を占めていた。かかるリスクアセットは、主にグローバル マーケッツ&インベスター サービス事業に関するものであった（オペレーショナル リスク合計の67%）。

2016年から2020年にかけて、当グループのオペレーショナル リスクは主に、期間内の当グループ全体のオペレーションに係る損失の93%を占める5つのリスク分類に集中しており、その内訳は、不正行為およびその他の犯罪行為（主に社外の不正行為で構成される。）（34%）、執行上の過失（23%）、当局との訴訟（16%）、価格設定またはリスク評価の過誤（モデル リスクを含む。）（12%）、営業上の訴訟（9%）となっている。当グループのその他の分類のオペレーショナル リスク（市場における不正行為、情報システムの障害および経営資源の喪失）は軽微に留まっており、2016年から2020年にかけての当グループの平均損失の7%に相当した。

オペレーションに係る損失の分布の詳細については、下記「(8) オペレーショナル リスク・オペレーショナル リスクの測定」を参照のこと。

4.1 当グループは、財政状態または経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある法的リスクにさらされている。

適用される法令を遵守していないと主張される場合、当グループならびにその元代表者および現代表者の一部は、民事、行政、税務、刑事および仲裁の手続を含む様々な種類の訴訟に関与する可能性がある。かかる法的手続の大多数は当グループの通常の業務の過程において発生する取引または出来事により生じる。近年、銀行および投資アドバイザー等の仲介人に対する顧客、預金者、債権者および投資家による訴訟および規制手続が増加しているが、かかる理由の1つとして厳しい市場環境が挙げられる。これは当グループの訴訟およびその他の法的手続による損失またはレピュテーション被害のリスクを増大させてきた。かかる法的手続または規制措置は、当グループの事業、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす民事上、行政上、税務上または刑事上の処罰につながる可能性がある。

当グループの財務諸表の作成にあたって、当グループは、当グループが関係する民事、行政、税務、刑事および仲裁の手の続の結果を予測し、かかる事項に関する損失が発生する可能性が高く、合理的に予測可能な場合は引当金を設定する。当グループの事業に関する訴訟および手続（特に様々なクラスの原告によるもの、不特定もしくは不確定の金額の損害賠償を請求するものまたは前例のない法的要求を含むもの）の結果を予測することは本質的に困難である。かかる予測が不正確であると判明した場合またはかかるリスクを補償するために当グループが設定した引当金が不十分であると判明した場合、当グループの財政状態または経営成績は悪影響を受ける可能性がある。

公権に関する紛争につき当グループの財務諸表に計上された引当金は、2020年12月31日現在で334百万ユーロであった。

最も重大な進行中の訴訟手続については、下記「(11) 訴訟」ならびに「第6 経理の状況、1 財務書類、1.1 連結財務諸表、(6) 連結財務諸表に対する注記」の注8.3.2および注9を参照のこと。

4.2 当グループが取引を行う機関に影響を及ぼす業務上の欠陥、停止もしくは能力の制約または情報技術システムにおける欠陥もしくは侵害（特にサイバー攻撃）は、当グループの事業に悪影響を及ぼす可能性があり、また当グループに損失およびレピュテーション被害をもたらす可能性がある。

当グループは業務の実施において、通信システムおよび情報システムに大きく依存しており、リモートバンキングの広範な利用によって、かかる依存度は高くなっている。これらのシステムの安全性における何らかの故障、欠陥、サービス障害または侵害は、短時間かつ一時的な場合でも、当グループの事業に重大な混乱をもたらす可能性がある。かかる事故は、情報検索および情報検証に関連する多額の費用の発生、収益の喪失、顧客の喪失、カウンターパーティまたは顧客との訴訟、市場操作および短期借換の管理の困難、ならびに最終的には当グループのレピュテーションの失墜につながりうる。

当グループは、当グループのシステム、ならびに当グループが現金決済または証券取引を容易に行うために利用する金融仲介機関（清算代理機関、清算機関および証券取引所等）ならびに顧客およびその他の市場参加者を含む第三者のシステムの運用上の欠陥または能力の制約に関するリスクにさらされている。

複数の金融機関と清算代理機関、清算機関および証券取引所との相互接続ならびにこれらの事業体の集中化の増大は、1つの機関または事業体での業務上の欠陥が、当グループの事業活動を行う能力に悪影響を及ぼし、これにより損失をもたらす可能性のある、業界全体の業務上の欠陥を引き起こすリスクを高める。大抵の場合は加速度的に異なる複雑なシステムの統合が必要とされることから、業界の集中化は、市場参加者の間であるか金融仲介機関の間であるかを問わず、これらのリスクを深刻化させる可能性がある。

当グループはまた、主に外部の不正行為のリスク、信用リスク、決済方法（小切手およびクレジット／デビットカード）に関するリスク、ならびに情報システムに不正に侵入しようとする攻撃によるサイバー犯罪に関連するリスクにさらされている。当グループは毎年、自社のシステム、またはその顧客、パートナーもしくはサプライヤーのシステムを通して、数多くのサイバー攻撃を受けている。当グループは、そのITネットワークに、標的化された高度な攻撃を受ける可能性があり、その結果として、機密データまたは顧客データの横領、喪失、盗難、または開示（特に、欧州一般データ保護規則（GDPR）に違反するもの）が発生する可能性がある。そうした行動はオペレーションに係る損失をもたらし、当グループの事業および業績に悪影響を及ぼす可能性が高い。

当グループはまた、銀行間金利に連動する契約の継続性を確保することを目的とする金利指標改革に引き続き従う。この改革には、現行の指数から新しい指数への移行の時期および正確な条件、ならびに現行の指数に連動する取引に適用されうる変更に関する不確実性が依然として存在する。その結果、契約の価値が変化し、金利の管理に関連して業務が中断し、取引の会計処理やその税務上または健全性の取扱いに影響し、またはITツールを更新する必要性が生じる等の可能性がある。したがってこの改革は、当グループの業務および業績に影響を及ぼす可能性がある。

オペレーショナル リスクに係る損失の内訳については、下記「(8) オペレーショナル リスク」の「オペレーショナル リスク管理の組織—情報セキュリティおよび情報通信技術に関連するリスク」、「オペレーショナル リスクの測定—定量的データ」および「リスクアセットおよび資本要件」を参照のこと。

COVID-19のパンデミックに特有のオペレーショナル リスクについては、上記のリスク要因「1.1 コロナウイルス（COVID-19）のパンデミックおよびその経済的帰結は、当グループの事業および財政状態に悪影響を与える可能性がある。」にも記載されている。

4.3 レピュテーション被害は当グループの競争上の地位、業務および財務状況に悪影響を与える可能性がある。

当グループの財政力および統合性のレピュテーションは、競争の激しい環境において、顧客およびその他のカウンターパーティの忠実性を育み、相互の関係を発展させるために不可欠である。いかなるレピュテーション被害も、顧客との活動の喪失または投資家側の信用失墜につながり、当グループの競争上の地位、事業および財務状況に影響を及ぼす可能性がある。

その結果、当グループに関する否定的なコメント（その正当性の如何にかかわらず）および当グループに起因するまたは起因しない可能性のある事象に関する否定的なコメントがなされた場合、当グループのレピュテーションが悪化し、当グループの競争上の地位に影響が及ぶ可能性がある。

当グループのレピュテーションは、オペレーショナル リスク、コンプライアンス リスク、信用リスクおよび市場リスクの監視および回避を目的とし、とりわけその従業員の不正行為（汚職、詐欺、市場濫用、脱税等）の監視に関連した内部統制措置の脆弱さによっても、悪影響を受ける可能性がある。このリスクは、行為そのものだけでなく、2018年に米国およびフランスの当局によって発出された制裁措置のように、効果的な管理態勢が不十分であることを罰する行政制裁や刑事制裁からも生じる可能性がある。

当行が規制やコミットメントを遵守せずに融資を行った場合、当グループのレピュテーションに影響を及ぼす可能性がある。顧客に十分な情報を提供しない商品やサービスの流通方法、通信（特に財務通信）の透明性の欠如、または規制上の義務もしくは当行のコミットメントを遵守しない社内管理規則（人事管理またはサプライヤーおよびサービスプロバイダーとの関係を含む。）は、当グループのレピュテーションに影響を与える可能性がある。また、外部の利害関係者の期待に対して、意欲が不十分であるとみなされる企業の社会的責任戦略（特に環境問題に関するもの）またはこの戦略を実行する上での困難も、当グループのレピュテーションに影響を与える可能性がある。

これらの事象の結果は、法的手続につながる可能性があるが、報道機関の取材範囲や全体的な背景状況によって変化する可能性があり、予測は依然として困難である。

レピュテーション リスクの詳細については、下記「第5 提出会社の状況、3 コーポレート・ガバナンスの状況等、(1) コーポレート・ガバナンスの概要—コンプライアンス リスク」を参照のこと。

4.4 当グループが有能な従業員を引きつけ、維持することができない場合、当グループの業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは61ヶ国で133,251人超を雇用している。当グループの人材は、当グループの重要な資産であり、そのビジネスモデルやバリュー プロポジションでもある。（統合、キャリアの展望や研修、または市場慣行に沿った報酬水準の観点における）キャリアやスキルの管理が不十分であった場合、当グループの銀行業務と金融業務の業績に影響を及ぼす可能性がある。当グループが従業員を引きつけ維持することができない場合、離職率の高さまたは重要な従業員の退職により、当グループはノウハウの損失および提供するサービスの質の低下にさらされる可能性があり、その場合には顧客満足度に悪影響が及ぶ。

さらに、銀行セクターが対象となっている報酬方針に関する監督（特定の種類の報酬（固定報酬、変動報酬、業績条件報酬、繰延支給等）に関する規則を含む。）が、より厳重となれば、有能な従業員を引きつけ、維持するための当グループの能力が制限される可能性がある。これは特に、2014年から欧州経済領域の銀行に適用され、したがって当グループにも適用されているCRD 4 指令、および2021年1月から適用されるCRD 5 指令について該当する。同指令には、関連ある職員の報酬の固定要素に照らして、報酬の変動要素に上限を設定する規定が含まれている。これにより当グループは、従業員を引きつけ、維持することが困難になる可能性がある。

4.5 戦略的意思決定やリスク管理システムにおいて用いられるモデル、特に当グループの内部モデルに不備があり、その展開が遅延し、またはかかるモデルが不適切であることが判明して、当グループに財務上の損失をもたらす可能性がある。

当グループ内で用いられる内部モデルは、オペレーショナル リスクに関連して、その概念、キャリブレーション、用途または経時的なパフォーマンスの監視の観点から不備であることが判明し、特に財務的な帰結に伴う誤った結果を生み出す可能性がある。

特に、

- 銀行間の店頭デリバティブ契約等の、規制市場またはその他の取引プラットフォームで取引されていない特定の金融商品の評価には、観察可能でないパラメータを組み込んだ内部モデルが用いられる。これらのパラメータの観察可能でない性質により、ポジションの評価の妥当性につきさらに不確実性が高まることとなる。関連する内部モデルが市況の変化に適さないことが判明した場合には、当グループが保有する商品の一部が誤って評価され、当グループが損失を被る可能性がある。例としては、レベル3に分類された貸借対照表上の公正価値で測定する金融資産および負債（観察されたデータに基づいた評価ではない。）は、2020年12月31日現在でそれぞれ12.6十億ユーロおよび46十億ユーロとなっていた（公正価値で測定する金融資産および負債については、下記「第6 経理の状況、1 財務書類、1.1 連結財務諸表、(6) 連結財務諸表に対する注記」の注3.4.1および注3.4.2を参照のこと。）。
- 顧客の支払能力ならびに当行の信用リスクおよびカウンターパーティ信用リスクへのエクスポージャーの評価は、一般的に、新しい経済状況に照らして不適切であることが判明する可能性のある、過去の仮定および観察に基づいており、不利となる経済状況または前例のない事象の発生を十分に予測していない可能性のある経済シナリオおよび予測に基づいている。こうした誤算により、とりわけリスクへの引当不足と資本要件の誤った評価が発生する可能性がある。
- 市場活動で用いられるヘッジ戦略は、過去のデータから部分的に推測される市場パラメータの推移とその相関に関する仮定を含むモデルに依存している。これらのモデルは、一定の市場環境（例えば、COVID-19の新たなパンデミックの波、米国と中国の間の貿易戦争の進展、またはブレグジットにより大きなボラティリティが生じた場合）においては不適切である可能性があり、効果のないヘッジ戦略に至り、予想外の損失を生じさせ、したがって、当グループの業績および財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。
- 投資ポートフォリオの金利リスク、およびすべてのオンバランスシート項目とオフバランスシート項目の流動性リスクの管理には、市況に依存する行動モデルを用いている。これらのモデルは、特に過去の観察に基づいており、前例のない事象が発生した場合には、これらのリスクのヘッジに影響を与える可能性がある。

また、当グループでは、内部信用リスク モデルのシステムの改善（プロジェクト「オスマン」）に着手した。この改善は、監督当局へのモデル提出の日程が遅延した場合、または監督当局による検証が遅延した場合、信用リスクおよびカウンターパーティ信用リスクに係るRWAの算定に重大な影響を与える可能性がある。

4.6 当グループは、健康危機、テロリストの攻撃または自然災害を含む不測のまたは壊滅的な事象により、損失を被る可能性がある。

当グループは、依然として自然および社会の環境に依存している。新たな疫病もしくはパンデミックの危機（COVID-19のパンデミック等）または自然環境の汚染に関連した危機が発生した場合、当グループの業務に重大な影響を与える可能性がある。また、テロリストの攻撃、自然災害（地震（ルーマニアにおける地震等）および洪水（パリのセヌ川における異例の洪水等）を含む。）、異常気象（熱波等）、または大きな社会不安（フランスにおける「黄色いベスト」運動等）は、当グループの業務を阻害する可能性がある。

かかる事象は、経済および金融の混乱をもたらし、または当グループの運営上の困難（影響を受けた従業員の移動制限または転勤を含む。）を招く可能性がある。

これらの事象は当グループの事業経営力を損なう可能性があり、またその保険事業を重大な損失および費用の増加（再保険料の増加等）にさらす可能性がある。こうした事象が発生した際には、当グループは損失を被る可能性がある。

5 流動性リスクおよび資金調達リスク

5.1 金融危機が再燃し、または経済状況が悪化した場合、当グループの資金調達手段および資金調達費用に悪影響を及ぼす可能性がある。

これまでの危機（2008年の金融危機、ユーロ圏のソブリン債務危機、または、より最近では、中央銀行の介入前のCOVID-19のパンデミックに関連した金融市場の緊張）において、欧州の銀行からの資金調達は、断続的に制限されていたか、または、不利な条件に置かれていた。

新たなシステミック危機または当グループに固有の危機が発生し、不利な債券市況が再び顕在化した場合、欧州の金融セクター全般および特に当グループの流動性への影響は極めて不利なものとなり、当グループの経営成績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

ここ数年間、中央銀行は、特に金利を歴史的な低水準に引き下げることにより、また、対象を定めた長期リファイナンスオペ（TLTRO）型の融資枠を設けることにより、金融機関の流動性の確保を促進させる措置を実施してきた。中央銀行がこうした臨時的措置を打ち切った場合、当グループの資金調達費用および流動性の確保は、不利な局面に陥る可能性がある。

さらに、当グループが十分な水準の顧客預金を維持できなかった場合、より費用の掛かる資金調達に頼らざるを得なくなり、その結果、当グループの業績とともに純金利差益も縮小してしまう可能性がある。

2020年12月31日現在の当グループの規制上の短期流動性カバレッジ比率（LCR）は149%であり、2020年12月31日現在の流動性準備金は243十億ユーロであった。

5.2 当グループの外部格付けまたはフランスのソブリン格付けの引下げが、当グループの資金調達費用および流動性確保に悪影響を及ぼす可能性がある。

適切に事業を行うため、当グループは資金調達手段およびその他の流動性の源泉に依拠している。市況もしくは当グループ固有の要素によって、当グループが許容できると考える条件で担保付のもしくは無担保の債券市場に参入することが困難となった場合、または顧客預金の大幅な減少を含む不測の現金もしくは担保の流出に直面した場合には、当グループの流動性は低下する可能性がある。さらに、当グループが顧客預金収集の十分な水準を維持できない場合、より費用の掛かる資金調達を強いられる可能性があり、これによって当グループの純金利差益および業績が低下する可能性がある。

当グループは、信用スプレッドの増加リスクにさらされている。当グループの中期および長期の資金調達費用は、市況全般に依存して変動する信用スプレッドの水準と直接連動している。かかるスプレッドは、格付機関によるフランスのソブリン債の格付けまたは当グループの外部格付けの不利な変更によっても影響を受ける可能性がある。

当グループは、現在、フィッチ・レーティングス、ムーディーズ、R&Iおよびスタンダード&プアーズという4社の金融格付機関により監視されている。これら格付機関またはその他の機関による当グループの信用格付けの引下げは、当グループの資金調達手段に重大な影響を及ぼし、資金調達費用を増加させ、また顧客との一定の種類の取引または事業を行う能力を低下させる可能性がある。またこれにより当グループが一定のカウンターパーティに対して追加の担保を提供する必要が生じ、ひいては当グループの事業、財政状態および経営成績に悪影響が及ぶ可能性がある。

健康危機後の経済環境の悪化、ならびに特に収益性およびリスク費用面における当グループへの影響により、外部格付けの引下げリスクが高まる可能性がある。当グループの格付けのアウトルックがネガティブとなり、または格付けが引き下げられる可能性がある。さらに、フランスのソブリン格付けも、債務および赤字の増大（COVID-19のパンデミックおよびフランス政府が講じた対応措置によってさらに増大している。）により引き下げられる可能性がある。これらの要素は、当グループの資金調達費用および流動性の確保にマイナスの影響を与える可能性がある。フィッチ・レーティングス、ムーディーズ、R&Iおよびスタンダード&プアーズによる当グループの格付けは、当グループのウェブサイト（<https://investors.societegenerale.com/en/financial-and-non-financial-information/ratings/credit-ratings>）に掲載されている。

資金調達手段および流動性の制約は、当グループの事業、財政状態、経営成績およびカウンターパーティに対する債務支払能力に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

2021年に関して、当グループは、上位優先債および担保付債券ならびに非上位優先債および劣後債の形式による、プレーンバニラ長期債約16十億ユーロの資金調達計画を策定している。

2020年12月31日現在、当グループは、上位ストラクチャード債の発行（18十億ユーロ）、劣後債の発行（2.6十億ユーロ）、プレーンバニラ非上位優先債の発行（9.8十億ユーロ）、無担保プレーンバニラ上位優先債の発行（2.6十億ユーロ）、および担保付債券の発行（1.3十億ユーロ）に関連する、親会社レベルで合計37.2十億ユーロの長期資金（親会社のために34.3十億ユーロ、子会社のために2.9十億ユーロ）を調達している。

6 保険事業に関連するリスク

6.1 市況の悪化、特に金利の大幅な増減は、当グループの保険事業の生命保険業務に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

2020年上半期において、当グループの保険事業の銀行業務純利益は0.9十億ユーロ（当グループの連結銀行業務純利益の4%）となった。当グループの保険事業部門は、主に生命保険事業に特化している。2020年12月31日現在、生命保険契約の登録済残高は126十億ユーロであり、これはユーロ建契約（68%）とユニットリンク契約（32%）に分類される。

当グループの保険事業は、生命保険契約におけるユーロ建ファンドの債券比率が高いことから、構造的金利リスクに大きくさらされている。金利の水準および変動は、一定の状況においては、この事業部門の業績および財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

低金利の見通しが長期化すると、ユーロ建契約の利回りに影響を与えるため、これらの商品の投資家にとっての魅力が低下し、生命保険事業部門における資金調達や利益に悪影響を与える可能性がある。

金利が急激に上昇した場合も、債券の未実現損失という不利な状況下において、（例えば、銀行貯蓄商品と比較して）ユーロ建の生命保険の競争力が低下し、顧客による大量の買戻しおよび裁定取引が誘発されうる。こうした状態は、生命保険事業の収益や収益性に影響を及ぼす可能性がある。

より一般的には、スプレッドの顕著な拡大および株式市場の下落も、当グループの生命保険事業の業績に著しい悪影響を及ぼす可能性がある。

市場パラメータが悪化した場合、当グループは、保険事業子会社が引き続き規制上の資本要件を充足できるよう、保険事業子会社の自己資本を強化することが求められる可能性がある。

(2) リスク管理組織

COVID-19に対するリスク管理システムの適応

すべての経済プレイヤーと同様に、ソシエテ・ジェネラル・グループもCOVID-19のパンデミックならびにその健康危機が経済、金融および社会にもたらした結果の影響を強く受けている。リスク管理組織は、当初から、当グループの従業員の保護に引き続き配慮しつつ、当グループの事業活動の継続的な監視および管理を確保するように適応してきた。当グループは、在宅勤務措置の大規模な展開の一環として、特に、オペレーショナル リスクの管理および情報システムのセキュリティに関する警戒を継続している。

また、当期中、危機管理ユニットを稼働させ、報告先が経営陣であるか取締役会であるか監督当局であるかを問わず、報告の頻度を増やすことにより、ガバナンスが強化された。かかる報告には、（その活動が影響を受けやすく、かつ／または経済危機により低迷するセクター、事業の継続性等を監視して）状況に適合された指標が含まれていた。

リスクアペタイト

リスクアペタイトは、当グループがその戦略的目標を達成するために引き受ける準備をしているリスクの水準と定義されている。

リスクアペタイトを規定する原則

当グループは、欧州に堅固な基盤を置き、高度な専門知識を有する厳選された分野において目標に沿ってグローバルな展開をしながら、バランスのとれた多角的バンキング モデルに基づき持続的な発展を推進することを目指している。また、当グループは、相応の相互信頼をもとに顧客との長期的な関係を維持し、かつすべての利害関係者の期待に応えたいと考えている。

このことは、以下のような成果に反映されている。

■ 地理的に異なる所在地の当グループの顧客に向けた様々な商品およびサービスを提供する16の事業ユニットを擁する組織

■ バランスの取れた各事業への資本配分

- フランス国内外のリテール バンキング業務の優位性（現在、当グループのリスクアセット（RWA）の約60%を占めている。）
- グローバル マーケッツ事業ユニットが当グループのRWAに占める比率の制限。当グループは、顧客重視の成長方針に従い、自己勘定取引業務の打ち切りも発表しており^(注)、提供する商品の簡素化を促進している。

(注) フランス銀行法に従い、顧客と関係がない当グループの数少ない残りの取引業務は、デカルト トレーディングという専門子会社に分離されていたが、デカルト トレーディングは2020年2月に閉鎖された。

- 銀行以外のサービス業務（特に保険事業）は、事業戦略に沿って行われ、規律あるリスク プロファイルを示し、よって、当グループの期待に応える収益性を挙げている。

■ 地理的にバランスのとれたモデル

- 当グループは、リテール バンキング部門において欧州およびアフリカでの展開に重点的に取り組み、歴史的に存在感を有しており、市場について広範な知識を蓄積し、最上位の地位を占めている。
- 当グループは、グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門において、欧州およびアフリカの域外で、国際的な専門知識を利用することができる活動を対象としている。

■ 既存の専門分野、健全な性質の事業資金、および多角的バンキング モデルにおけるシナジーの追求を優先する、的を絞った成長政策

■ 特に技術革命ならびに経済、社会および環境上の変革に関する、当グループの経済の転換に対する積極的な貢献。したがって、CSRへの配慮が、当グループの戦略および当グループの利害関係者との関係の中心である。

■ 守られるべき価値の高い資産であると当グループが考える、当グループのレピュテーションに関する強い警戒

強固な財務力の内容

当グループは、その多角的バンキング モデルに合致する強固な財務内容を強みとして、持続的な収益力の達成を目指し、以下の努力を行っている。

- 収益性が高く強靱な事業の発展を目標とする。
- 当グループの事業の発展および競争力の強化の状況に見合った費用で財務資源を活用できるように、目標とする格付けを維持する。
- 以下の各項目を確保するために、資本および負債性資本の目標値を調整する。
 - － 自己資本規制比率に関する最低規制要件を満たすこと。
 - － 利用できる普通株式等Tier 1 資本を用いて1年間「内部必要資本」を補償できること。
 - － 特に、格付けならびに普通株式等Tier 1 比率、TLAC（総損失吸収力）、MREL(自己資本・適格債務に関する最低要件) およびレバレッジ比率等の規制比率に関する当グループの目標に合致するハイブリッドである債券発行プログラムに整合する十分な水準の債権者保護を実現すること。
- 流動性ストレス比率のサバイバル ホライズン、LCR（流動性カバレッジ比率）およびNSFR（安定調達比率）の遵守ならびに短期の資金調達への依存度を考慮して調整される負債の回復力を確保する。
- 目標レバレッジ比率を通じてレバレッジ比率を管理する。

信用リスク（集中の効果を含む。）

信用リスクアペタイトは、信用方針、リスク限度および価格設定方針からなるシステムを通じて管理される。

当グループは、信用リスクを引き受けるに際し、中期および長期の顧客関係に重点を置き、当行との間に確立した信頼関係のある顧客、および、中期にわたり収益性ある事業を開拓できる見込みがある顧客の双方をターゲットとしている。

信用コミットメントの受諾は、顧客に関する深い知識と取引の目的に対する十分な理解に基づいている。

信用取引では、リスクの受容度は、まず、特に債務の返済を可能にするキャッシュ フローによる、債務者の返済能力に基づいている。中長期的業務においては、資金拠出期間は、融資対象資産の経済的耐用年数および債務者のキャッシュ フローの可視化期間との整合性を維持しなければならない。

カウンターパーティに債務不履行が生じた場合の損失リスクを軽減するために担保権の設定を図るが、特別な事情がある場合を除き、担保権の設定のみをリスク負担の正当な理由と判断することはない。担保権は、健全な価値のヘアカットを用い、実際の法的強制力に特別な注意を払って評価される。

複雑な取引または特定のリスク プロファイルを有する取引は、必要な技術と専門知識を備えた当グループ内の専門チームによって行われる。

当グループは、集中リスクを管理し、かつリスクを他の金融パートナー（銀行または保証人）と共有することにより、リスク配分方針を維持することにより、リスクの多様化を図っている。

カウンターパーティの格付けは、与信方針の主要な尺度であり、商業担当部署およびリスク管理担当部署の両方において用いられる与信の承認権限グリッドの基礎となっている。格付けの枠組は、内部モデルに依拠している。格付けを適時に更新することには、特に注意が払われる（いずれにせよ格付けは年次評価の対象である。）。

信用ポートフォリオのリスク測定は、主に、資本需要を調整するために用いられるバーゼルのパラメータに基づいている。そのため、当グループは、よりリスク感応度が高く、かつ、当行のポートフォリオ特有の特性により適合した、いわゆる先進的なバーゼルモデル（IRBA）を優先する。これらの測定は、ポートフォリオ全体のレベルまたはサブポートフォリオのレベルにおいて、リスク測定および格付けの遷移をマクロ経済変数と関連させる、ストレスの規模に応じた内部のリスク評価によって補完される。さらに、健全な残高の減損の水準を判定するために用いられるIFRS第9号の規定に基づく予想損失の算定により、ポートフォリオのリスク評価に対するさらなる洞察が得られる。

各事業において、リスク部門と相談の上、カウンターパーティおよび取引のリスクの水準に応じて異なる価格設定方針が実施される。取引の価格設定の目的は、当該取引のリスクの費用を考慮に入れた上で、当該事業または事業体の目標とするROE（自己資本利益率）に応じて許容可能な収益性を確保することである。しかしながら、取引の価格設定は、場合によっては、全体的な収益性および顧客関係の発展の可能性を考慮に入れるために調整されることがある。

カウンターパーティが倒産した場合に最終的な損失を被るリスクを抑制するためには、状態が悪化したカウンターパーティを積極的に管理することが重要である。そのため、当グループは、リスクプロファイルが悪化しているカウンターパーティを監視するための厳格な手続を実施している。さらに、各事業および事業体では、リスク部門と連携し、回収および訴訟を専門とする協力者を通じて、債務不履行が生じた場合に当行の利益を効果的に保護するための協力がなされている。

カウンターパーティ信用リスク

カウンターパーティ信用リスクの管理は、以下の数種類の指標の組合せに基づいて行われる。

■ 当グループのカウンターパーティに対するエクスポージャーを測定することを目的とする潜在的な将来のエクスポージャー（以下「潜在的将来エクスポージャー」または「PFE」という。）の指標

- 当グループは、一連のCVaR（信用バリューアットリスク）^(注)の限度額を通じて、特異的なカウンターパーティ信用リスクを管理している。CVaRは、当グループのカウンターパーティの1つが債務不履行に陥った場合の再構築リスクに関連する潜在的将来エクスポージャーを測定するものである。CVaRは、99%の信頼水準で、かつ1日からポートフォリオの満期までの様々な対象期間について算定される。

（注） CVaR経済指標は、RWAを算定するために用いられる規制上の実効的な正の期待エクスポージャー（EEPE）指標と同じモデリング上の仮定に基づいている。

- － CVA（信用評価調整）は、カウンターパーティが債務不履行に陥るリスクに加えて、当グループのカウンターパーティの信用の質を明らかにするために当グループのデリバティブおよび現先のポートフォリオの価値の調整を測定するものである。
- 上記の指標は、以下の通り、計測がより困難なリスクを捉えるために、ストレス テストまたは名目上の限度額の枠組によって補完される。
 - － 様々なレベルのストレス テストを通じて、より極端な相関リスク（誤方向のリスク、セクターレベルでのストレス監視、ならびに担保貸付業務および代理業務のリスク）が測定される。
 - － 特に当グループのカウンターパーティの信用スプレッドに関連する、典型的な市場シナリオを用いたストレス テストを通じて、CVAリスクが測定される。
- 清算機関（CCP）に対するエクスポージャーは、以下の通り、個別の監督を受ける。
 - － CCPの各セグメントに差し入れた担保の額：当グループが本人として行う業務および代理業務の両方についての当初差入証拠金、ならびにCCPのデフォルト基金への当グループの拠出金
 - － さらに、ストレス テストにより、CCPのメンバーの債務不履行に関連する影響が評価される。
- 市場活動に対するグローバル ストレス テストには、市場横断的なカウンターパーティ リスクが含まれる。このグローバル ストレス テストについては下記「市場リスク」により詳しく記載されている。

市場リスク

当グループの市場活動は、あらゆる種類の商品およびソリューションにより顧客のニーズを満たすことを主眼とする事業開発戦略の一環として行われる。

市場リスクは、ストレス テスト、バリュー アット リスク（VaR）およびストレス バリュー アット リスク（SVaR）、「感応度」および「名目」等のいくつかの指標について設定した限度を通じて管理されている。これらの指標は、協議に基づくプロセスの中で、事業部門によって提案され、リスク部門によって承認された一連の限度によって管理されている。

限度の選択および調整には、当グループの市場リスクアペタイトの設定が質的および量的に反映される。また、これらの枠組を定期的に見直すことにより、例えば、市況が悪化した場合に一時的に限度を軽減することにより、市況の変化に応じて厳格にリスクを管理することができる。さらに、発生しうる売り時の喪失を防止するために警告閾値も設定されている。

限度は、当グループの様々な下位レベルで設定され、それにより、組織内の業務上の観点からの当グループのリスクアペタイトにつながる。

これらの限度のうち、当グループの市場リスクアペタイトの決定上、市場活動に対するグローバル ストレス テストの限度およびマーケット ストレス テストの限度が重要な役割を果たしている。実際に、これらの指標は、すべての業務および主要な市場リスク要因ならびに深刻な市場危機に関連するリスクを網羅しており、リスクの総額を限定するとともに分散化効果を勘案する上で役立っている。

オペレーショナル リスク（レピュテーションおよびコンプライアンス リスクを含む。）

当グループは、その事業に固有の様々なオペレーショナル リスクを負っており、かかるリスクには執行上の過失、内部および外部の不正、ITシステムの故障、ITシステムに対する悪意のある行為、経営資源の喪失、営業上の訴訟、納税義務違反が挙げられるが、法令不遵守、不適切な行為、さらにはレピュテーションのリスクも負っている。

原則として、当グループは、オペレーショナル リスクおよび法令不遵守のリスクについてはアペタイトを設定していない。さらに、当グループは、当グループのイメージに深刻なダメージを与え、業績ならびに顧客および従業員の信頼を損ない、重要な事業の継続を妨げ、または当グループの戦略上の重点が問題となる可能性があるほど深刻なインシデントを一切容認しない方針を維持している。

当グループは、以下の事項に関するオペレーショナル リスクの許容度がゼロであるかまたは非常に低いことを強調している。

- 内部の不正行為：当グループは従業員による不正取引を容認しない。当グループの成長は、当グループと従業員との信頼と同じくらい高い従業員間の信頼を基盤にしている。このことは、忠誠心や誠実性を発揮する等、あらゆるレベルで当グループの原則が守られることを意味する。当グループの内部統制システムは、重大な不正行為を防止できるものでなければならない。
- サイバー セキュリティ：当グループでは、不正な侵入（特に顧客データの窃盗や業務上の大きな混乱に至るもの）は一切容認されない。当グループは、このリスクを防止し、検知するための効果的な手法を導入する予定である。当グループは、潜在的なインシデントに対処するために適切に組織化されている。
- 情報漏洩：当グループは、情報漏洩を防止し、検知し、是正するための必要な資源の配備と統制の実施に取り組んでいる。当グループは、最もセンシティブな情報（特に顧客データ）の漏洩を一切容認しない。
- 事業の継続性：当グループは業務を遂行するために情報システムに依存するところが大きく、そのため、最も本質的なサービスの継続性を確保するために情報システムの回復力を活用し、維持することに注力している。不可欠な機能を果たす情報システム（特に顧客が直接利用できるシステムや金融市場で取引を行うことを可能にするシステム）のダウンタイムのリスクに対する当グループの許容度は非常に低い。

- 外部委託したサービス：当グループは、外部のサービス提供者に委託した業務について高度に徹底された管理を行おうと努力している。そのため、当グループは、サービス提供者に関する厳格な審査方針を守っている。
- 経営の継続性：当グループは、戦略目標の達成が疑問視されるような長期間の管理職の不在が生じ、チームの結束が脅かされ、または当グループと利害関係者との関係が悪化しかねないリスクを回避するために、組織の経営の継続性を確保することを意図している。

構造的金利・為替リスクおよび従業員へのコミットメントに関するリスク

当グループは、構造的リスクを測定し、嚴重に管理している。金利リスク、外国為替リスクおよび年金または永年勤続債務に関するリスクの管理メカニズムは、多様な事業（事業体および事業部門）が個別に分析する感応度またはストレス限度に基づいている。

主なリスクには、金利水準リスク、カーブ リスク、（自動オプションおよび行動オプションから生じる）オプション リスク、および金利指標の相対的な変動の影響に関連するベシス リスクの4種類がある。当グループの構造的金利リスクの管理は、主に、複数の金利シナリオに従った金利の変動に対する固定金利の残余ポジション（超過または不足）の正味現在価値（NPV）の感応度に依拠している。限度は、財務委員会または取締役会が、事業ユニットまたはサービス ユニットのレベルおよびグループレベルで設定する。さらに、当グループは、様々な期間について純金利差益（NIM）の感応度を測定し、管理する。

当グループの方針は、オンバランスシートおよびオフバランスシートのポジションをすべて承認し、低い限度を設定することで残余エクスポージャーを管理することにより、事業体に対して為替変動に対するエクスポージャーをヘッジするよう要求することからなる。また、グループレベルにおけるヘッジ方針は、為替レートの変動に対する普通株式等Tier 1比率の感応度をできる限り小さくすることからなる。

当行の従業員に対する長期債務である年金および永年勤続債務に関するリスクについては、引当金の金額が特定のストレス テストおよび帰属する限度に基づいて監視されている。リスク管理方針には主な目的が2つあり、1つは確定給付制度から確定拠出制度に移行することによりリスクを軽減することであり、もう1つは規制上および税務上の制約により容認される場合に（ヘッジ資産とパフォーマンス資産間の）資産リスク配分を最適化することである。

流動性リスクおよび資金調達リスク

流動性リスクの管理は、主に、以下の事項に基づいて行われている。

- 予備的バッファーを有する、規制上の流動性比率（ストレス状況を反映するLCR（流動性カバレッジ比率）およびNSFR（安定調達比率））の遵守
- 内部経営陣にドル流動性リスクについて報告するために用いられる、上限を外れた米ドルLCRの超過分
- 転換ポジションと逆転換ポジション（価格リスク）の枠組

資金調達リスクの管理は、以下の事項に基づいて行われている。

- 当グループの規制上の制約（普通株式等Tier 1、総自己資本、レバレッジ、TLAC、NSFRおよびMREL）を満たすように負債構造を維持し、最低限の格付水準を確保するために格付機関の制約を遵守すること。
- 市場での資金調達および短期の現金資金調達の利用を制限すること。特に、ホールセール無担保資金調達市場における支配力は専用の測定基準によって管理される。

モデル リスク

当グループは、3つの独立した防衛ラインの構築、各モデルにおける固有のリスク水準に応じたデューデリジェンスの相当性、モデルのライフサイクル全体の考察、および当グループ内の手法の妥当性を含む重要な原則に基づき、モデル リスクを軽減するための内部基準の規定および整備に取り組んでいる。

保険事業に関連するリスク

当グループは、保険事業（貯蓄型生命保険、退職貯蓄型保険、損害保険等）を行っている。これらの事業は、当グループを主に以下の2種類のリスクにさらす。

- 価格設定および保険金請求率の変動に関連する保険引受リスク
- 金融市場（金利、貸付および株式）および資産負債管理に関連するリスク

プライベート エクイティ リスク

プライベート エクイティの自己勘定取引等の金融資産の保有に対する当グループの需要は限定的である。許容される投資は、主に、以下に関連するものである。

- MCIB、クレディ デュ ノールおよび特定の海外子会社の事業活動を通じたネットワークに対する商業的支援
- SGベンチャーズによる、直接的または投資ファンドを通じた、革新的会社に対する出資
- ユーロクリア、クレディ ロジューマン等の現地会社の株式の取得

リスクアペタイトー全般的な枠組

リスクアペタイトはグループレベルで決定され、各事業および各子会社に帰属する。リスクアペタイトの監視は、リスクアペタイト フレームワークのガバナンスおよび実施体制において説明される原則に従って行われる。以下はリスクアペタイト フレームワークのガバナンスおよび実施体制の要約である。

ガバナンス

当グループは、リスクアペタイトの監督の一環として、以下の組織に依拠している。

- 取締役会
 - － 取締役会は、毎年、当グループのリスクアペタイト報告書および当グループのリスクアペタイトフレームワークを承認する。

- － 取締役会は、リスクアペタイトが、当グループの戦略的財務目標ならびにマクロ経済環境および金融環境のリスクに関する見通しに対して適切であることを確保する。
- － 取締役会は、四半期毎に、提出を受けたリスクアペタイト ダッシュボードを精査し、リスクアペタイトの超過および是正行動計画についての報告を受ける。
- － 取締役会は、当行の役員の報酬を設定し、特に、その業務が当グループのリスク プロファイルに重大な影響を与えうる規制対象者について、当グループにおいて適用される報酬方針の原則を定め、当該原則がリスク管理の目的に合致するよう確保する。

取締役会は、主に、リスク委員会に依拠している。

■ 経営執行部

- － 経営執行部は、チーフ リスク オフィサーおよびジェネラル マネジャー代行、ファイナンス ヘッドの提案に基づいてリスクアペタイト報告書およびそのリスクアペタイト フレームワークを承認する。
- － 経営執行部は、リスクアペタイトが遵守されていることを定期的に確認する。
- － 経営執行部は、リスクアペタイト実施システムの有効性および完全性を確保する。
- － 経営執行部は、当グループの事業ユニットおよび子会社／支店に関するリスクアペタイトが当グループのリスクアペタイトに整合する枠組にまとめられ、反映されるよう確保する。
- － 経営執行部は、リスクアペタイトの内部伝達およびフランス登録書類における記載を確保する。

また、リスク部門の主な任務は、当グループのリスクアペタイトの策定ならびにリスクの管理、監視および統制システムの実施である。

財務部門は、財務委員会の責任下にある指標（収益性、支払能力、流動性リスクおよび構造的リスク）の枠組におけるリスクアペタイトの設定に寄与する。

また、コンプライアンス部門は、その責任範囲内の指標に関するリスクアペタイトの設定について指示する責任を負う。

リスクの特定

リスクの特定は、継続的にすべての事業ユニットを含み、重大でありまたは重大となりうるすべてのリスク(注)の特定を可能にする、当グループのリスク管理の枠組の要である。このアプローチは包括的かつ全体論的であり、すべての種類のリスクおよび当グループのすべてのエクスポージャーを対象とする。

(注) リスクは、当グループのリスク分類法に基づいて分類される。この分類法により、リスクの分類および（場合により）副分類が命名され、定義されている。

リスクの特定は、当グループが直面するすべての重要なリスクの最新の全体像を確認するために、リスクアペタイトとの関係における当グループのリスク分類法の毎年の見直しに加え、以下の2つの柱に基づいている。

- すべての種類のリスク（信用リスク、市場リスク、オペレーショナル リスク等）のリスク プロファイルの変化を監視することを可能にする、リスク管理のガバナンスおよび主要な委員会（グループレベルもしくは事業ユニットのレベルのCORISQまたは新商品委員会等）。適切に特定されたリスクの監視に加えて、このガバナンスより、リスクの専門家と上級経営陣との間に新たなリスクに関する議論が生じる可能性もある。かかる議論は、最新の市場関係ニュース、早期警報、内部の警戒態勢等によって活発になる。
- 例えば、マクロ経済またはセクターの状況、金融市場、規制による制約、競合他社または市場の圧力、ビジネス モデル（集中効果）の変化および金融機関における変化により生じる付加的なリスクを特定することを目的とする一連の作業。これらの追加的な特定作業も、リスクの種類別に構成されるが、異なるリスク間の影響（例えば、信用リスクと市場リスクの間または信用リスクとオペレーショナル リスクの間の影響）をある程度特定することを含む。これらの作業により、特定の種類のリスクについて、いくつかの軸（事業ユニット、事業、顧客、商品、地域等）に沿って当グループのエクスポージャーが分析され、区分される。当該リスクが重大であると評価された範囲について根本的なリスク要因の特定が行われる。

重大なリスクが特定された場合には、リスク管理システム（このシステムには量的なリスクアペタイト（リスクの上限または閾値）またはリスク方針が含まれることがある。）が実施される。

さらに、可能であれば、重大なリスクを引き起こすリスク要因が特定され、専用のシナリオに組み込まれた上で、ストレス テストによってそれに伴う損失が定量化される（下記「リスクの定量化およびストレス テスト システム」も参照のこと。）。

リスクの定量化およびストレス テスト システム

特定された重要なリスク毎に、当該リスクを測定するための指標が導入され、監視を確実にしている。残高（リスク加重であるか否かを問わない。）、1つまたは複数のリスク要因（金利等）の変化に対する感応度、シナリオに基づくストレス テストの影響等の測定がかかる指標の基準となる可能性がある。かかる指標は、比率で表示される場合があり、規制上のまたは公表上の要件の対象となることもある。

より具体的に、ストレス テスト、すなわち危機シミュレーションは、事業が悪化した状況においてポートフォリオ、事業、事業体または当グループがどのような行動をとるかについて評価する。

当グループ内において、ストレス テストはリスクの特定、測定および管理ならびに当グループのリスク プロファイルに照らした自己資本充実度および流動性の評価に寄与している。

そのため、ストレス テストは、以下の通りになっている。

- ストレス テストは、当グループ、その事業活動およびポートフォリオの回復力に関する情報を提供する優先的な手段であり、リスクアペタイトを形成するプロセスの不可欠な部分である。

- ストレス テストは、エコノミック&セクトラル スタディーズ部とともに策定した仮想経済シナリオまたはヒストリカル シナリオに基づいている。ストレス テストは、定量的手法と専門家の判断（リスク、財務または事業部門）を体系的に組み合わせて事業活動の対応能力を考慮することにより、かかるシナリオを分析して当グループの事業活動に対する影響を把握する。
- ストレス テストは、（単一要因または多重要因のリスクに対する）感応度分析に基づく場合もある。そのため、ストレス テスト システムは、以下のストレス テストによって構成されている。
- グローバル ストレス テスト。これは、不利なシナリオが発生した場合に当グループのリスク プロファイルが当グループの目的を達成することを確認するが、同時にかかるシナリオにおける事業ユニットの収益性の劣化を定量化するために予算編成（戦略的財務計画）に統合されている。このストレス テスト システムは、ICAAP（内部適正資本評価プロセス）の不可欠な部分である。
- リスクまたはポートフォリオの種類別のストレス テスト。これには、以下のものがある。
 - － 信用リスクに関するストレス テストは、より具体的なアプローチにより分析全体を補完することによって、1つのポートフォリオ、事業活動等におけるリスクアペタイトの設定を明確化する。また、かかるストレス テストは、信用リスクの特定、測定および業務における管理の高度化のためにも用いられる。
 - － 市場活動に対するストレス テストは、ヒストリカル シナリオおよび仮想シナリオに基づくもので、当グループ全体に適用される。これらを補完するのが、特定のリスク要因（金利、株式等）または特定の事業活動（新興市場等）に対する個別の感応度ストレス テストである。これらの異なるリスク測定に関して、ストレス テスト限度額が定められる。
 - － ストレス テストにより、構造的金利リスクの感応度が評価される。その実施においては、銀行ポートフォリオにおける資産および負債の経済的価値の変動ならびに当該資産および負債から生じる純金利差益の変動が重視される。当グループは、イールド カーブの移動および変形（急傾斜化および平準化）のシナリオにおいて、かかる感応度の限度額を設定している。
 - － 社会的コミットメントに対するストレス テストは、市場リスク要因（インフレ、金利等）の変化が当グループの正味ポジション（専用投資額から対応する社会的コミットメント額を差し引いたもの）に及ぼす影響のシミュレーションによって構成される。この指標に基づいて、ストレス テスト限度額が定められる。
 - － 流動性ストレス テスト
 - － ストレス下のオペレーショナル リスクの評価は、オペレーショナル リスクに関する当グループの所要資本を調整するためのシナリオ分析および損失モデリング作業を用いるもので、オペレーションに係る損失に対するエクスポージャー（過去に例のない希有かつ深刻な損失に対するエクスポージャーを含む。）を理解することを可能にする。

- － 保険事業のストレス テストは、保険事業ユニットのリスクアペタイトを定めるプロセスを支援するもので、中心的シナリオおよびストレス下のシナリオにおける最低収益性目標および支払能力目標に基づいている。また、保険事業ユニットはそのストレス テスト結果をヘッジ方針の策定、資産の分配および配当分配方針のために利用する。

- リスクアペタイトおよび再建計画の両方の一環であるリバース ストレス テスト。これらのストレス テストの影響は、通常は自己資本比率または流動性指標の限界点（かかる限界点は当行に対する重大な脅威となる。）によって明らかになる。その後、新たな弱点を特定するために、かかる限界点をもたらず仮想シナリオが作成される。

内部的なストレス テストの実施に加えて、当グループは、EBA（欧州銀行監督機構）およびECB（欧州中央銀行）が試験運用する大規模な国際的ストレス テスト プログラムに参加する欧州のサンプル銀行の1つである。

さらに、特に気候リスクに関して、当グループは、ACPR（フランス健全性監督破綻処理当局）および欧州銀行監督機構が2020年に企画した試験的気候ストレス実習にも自発的に参加している。

「中心的」経済シナリオおよび「ストレス下」の経済シナリオの定義

中心的シナリオ

中心的シナリオは、まず第一に、最近の経済情勢および経済政策の転換（予算、貨幣および為替に関する政策）等の一連の観察された要因に基づいている。これらの観察された要因をもとに、エコノミストは、経済および金融に関連する変数について求められる予測の対象期間に起こる可能性が最も高い軌跡を算定する。

ストレス下のシナリオ

ストレス下のシナリオの深刻度は、GDPの軌跡の中心的シナリオからの逸脱によって決まり、2008年から2009年の危機の規模を基準にし、現在の知識に基づくCOVID-19危機の健康上、経済上および財務上の影響を考慮に入れるために調整された。

グループレベルにおけるリスクアペタイトの設定および承認

当グループのリスクアペタイトは、以下の事項を定める文書（リスクアペタイト報告書）にまとめられる。

- 当グループの戦略プロファイル
- 当グループの収益性および財務の健全性のプロファイル
- 当グループの主要なリスクの管理に関する枠組（リスク方針による定性的な枠組および指標による定量的な枠組）

収益性および財務の健全性のプロファイルについては、毎年、予算編成手続の開始時に、財務部門が、経営執行部に対し、グループレベルの財務目標を提案する。かかる目標は、「交通信号」アプローチに従って警戒閾値および危機レベルによって補足され、以下の各項目を行うことを可能にする。

- できる限り新たな規制の実施を予測することにより、十分な安全マージンを持って、当グループが服する規制上の義務（特に、規制上の最低自己資本比率、レバレッジ比率および流動性比率）を遵守すること。
- 安全マージンにより、ストレス シナリオ（規制当局により標準化されたストレスまたは当グループの内部的なプロセスに従って定義されたストレス）への十分な耐性を確保すること。

リスク管理に関連する枠組は、段階的アプローチ（限度、警戒閾値等）にもなっており、各事業によって示されるニーズに対し、第2防衛ラインから独立した立場からの反対意見が突きつけられるプロセスの結果である。かかる反対意見は、以下の事項に基づく。

- リスク要因に関する独立した分析
- ストレス手法に基づく測定予想の使用
- 枠組の提案

主要なリスクについて、一連の枠組は、当グループの財務目標の達成を確固たるものにし、当グループの収益性プロファイルの方向付けを行うことを可能にする。

リスクアパタイトの組織内での配分

組織内でのリスクアパタイトの配分は、以下の通り、戦略的財務計画およびリスク管理システムに基づいて行われる。

- 財務部門が経営執行部に対して行う提言に基づいて、グループレベルで設定された財務目標は、予算および戦略的財務計画の一環として、各事業の予算配分目標に振り分けられる。
- 枠組およびリスク方針の振分けは、各事業のニーズと業績見通しに対する理解に基づいてなされ、事業ユニットおよび／または事業体の収益性および財務力に関する目標を考慮に入れる。

リスクの管理組織

監査済 | ソシエテ・ジェネラル・グループにとって、当グループが事業を行っているすべての業界、市場および地域における効果的かつ効率的なリスク管理体制の実践は、頑強なリスク意識とイノベーションの促進とのバランスを維持することと同様に不可欠である。当グループのリスク管理は上層部で監督されており、現行規制、特に銀行セクターの企業の内部統制ならびにフランス健全性監督破綻処理当局（ACPR）の規制を受ける決済サービスおよび投資サービスの内部統制に関する2014年11月3日付命令、ならびに欧州規制バーゼル3（CRR／CRD）に準拠している。▲（下記「第5 提出会社の状況、3 コーポレート・ガバナンスの状況等、(1) コーポレート・ガバナンスの概要－コーポレート・ガバナンスに関する取締役会報告－取締役会－取締役会の専門知識」を参照のこと。）

監査済 | 当グループのリスク管理戦略は、以下を主な目的とする。

- 財務部門および事業部門とともに当グループのリスクアペタイトを規定することにより、当グループの事業の展開および収益性に寄与すること。
- リスクの管理および監視のシステムを確立させることにより、当グループの持続可能性に寄与すること。
- 自らが開始した取引の責任を第一義的に負う主力事業部門と密接に協力して（各事業の）リスク管理システムの独立性を調整すること。▲

リスク管理のガバナンス

監査済 | 当グループのリスク管理は、取締役会および経営執行部という2つの上層主要機関により統制されている。

少なくとも年に1度、または必要に応じてより頻繁に、経営執行部は取締役会に対し、当グループのリスク管理戦略の重要な側面およびその顕著な変化について説明を行う。

取締役会の一部であるリスク委員会（下記「第5 提出会社の状況、3 コーポレート・ガバナンスの状況等、(1) コーポレート・ガバナンスの概要—コーポレート・ガバナンスに関する取締役会報告—取締役会—取締役会委員会—リスク委員会」に記載の「内部規則第11条」を参照のこと。）は、戦略全般ならびに現在および将来のあらゆる種類のリスクアペタイトに関して取締役会に助言し、取締役会が戦略が展開されていることを検証する際に取締役会を補佐する。

取締役会の監査・内部統制委員会（下記「第5 提出会社の状況、3 コーポレート・ガバナンスの状況等、(1) コーポレート・ガバナンスの概要—コーポレート・ガバナンスに関する取締役会報告—取締役会—取締役会委員会—監査・内部統制委員会」に記載の「内部規則第10条」を参照のこと。）は、リスク統制システムの効果的な運用を確保する。

経営執行部が議長を務め、内部統制およびリスク管理を監視する中心的な役割を担う専門委員会は、以下の通りである。

- **リスク委員会**（CORISQ）は、グループ戦略委員会の設定するリスクアペタイトおよび財務目標の枠組の範囲内で、当グループのリスク方針（信用リスク、カントリー リスク、市場リスクおよびオペレーショナル リスク）に関する主要な優先事項を定め、かかる優先事項が遵守されているか監視しており、2020年には22回の会議を開催した。リスク委員会は、取締役会に帰属する権能に従い、リスク部門からの提案に基づいて、様々なリスク（信用リスク、カントリー リスク、市場リスクおよびオペレーショナル リスク）の管理について主要な決定を行う。主要リスク委員会（*Comité Grands Risques*）は、リスク委員会とともに、大口顧客グループに関する商業戦略およびリスク負担の有効性を確認する特別な機関である。

- **財務委員会**（COFI）は、当グループの財務戦略を策定し、構造的リスクの配分および管理に沿って希少資源（資本、流動性、貸借対照表、担税力）を管理する責任を負う。財務委員会は、財務部門およびリスク部門からの提案に基づいて、当グループおよび当グループの重要な事業体について構造的リスクの監視および管理の枠組の有効性を確認し、そのようなリスクの変化（限度および消費状況）について検討する。同委員会は、定期的に希少資源の消費状況の評価を行う。同委員会は、財務の概観、ILAAPおよびICAAPに関する書類、ALMに関する進行中の問題、流動性、予防的な再建計画、コーポレートセンターの予算ならびに当グループ内のラインボイスについて検討する。最後に、同委員会は、当グループに係る課税（財務部門および会社秘書役が共同で管理する。）に関連する問題に対応する。
- **コンプライアンス委員会**（COMCO）は、法令不遵守のリスクおよび重大なコンプライアンスに係るインシデントを監視するために、四半期に1度会議を行う。同委員会は、コンプライアンス部門の責任下であり、経営執行部が議長を務める。
- **デジタル移行委員会**（DTCO）は、グループ戦略委員会の決定に従って、情報システムおよび関連する運用モデルの変更を開始し、監視する。かかる変更については、その事業横断的な性質または予想される移行の規模のため、経営執行部の承認を必要とする、
- **グループ内部統制調整委員会**（CCCIG）は、当グループの内部統制システムのアーキテクチャー全体、その効率性、一貫性および包括性の評価、修正措置を講じることならびにその実施の監視について責任を負う。
- **責任遂行委員会**（CORESP）は、CSRに関する当グループのコミットメントおよび規範的枠組（CSRの分野別の方針を含む。）に関連するテーマ、文化・行動、または当グループの責任に影響を与えるその他のテーマでまだ既存の委員会が担当していないテーマを扱う。

リスク監視担当部門

当グループのコーポレート部門は、主力事業部門から独立し、リスクの管理および内部統制に寄与する。

コーポレート部門は、当グループの経営執行部に対し、最高経営責任者の権限下で当グループの戦略を管理する役割を果たす上で必要なすべての情報を提供する。コーポレート部門は、経営執行部に直属する。

- **リスク部門**の主な役割は、財務部門、事業ユニットおよびサービス ユニットとともに当グループの（異なる事業部門間で配分される）リスクアペタイトを策定し、リスク管理・監視システムを第2防衛ラインとしての立場で確立することにより、当グループの業務および収益性の発展を支援することである。

リスク部門は、職務の執行にあたり、事業部門からの独立と、事業ユニット（各事業ユニットが、自らが開始した取引について最終的な責任を負う。）との密接な協力関係との調整を図る。

したがって、リスク部門は以下の責任を負う。

- － 当グループのリスク担当部署を階層的かつ機能的に監督する。
- － 財務部門と共同で、当グループのリスクアペタイトを経営執行部に提言された通りに設定する責任を負う。
- － 当グループのすべてのリスクを特定する。
- － これらのリスク（事業横断的なリスクを含む。）に対する統制・監視システムを実施し、経営執行部、取締役会および銀行監督当局に対し、リスクの性質および範囲に関する定期的な報告を行う。
- － 各事業の目的および関連するリスク問題を考慮し、リスク方針の策定を支援する。
- － リスクの分析、測定、承認および監視のために用いられる手法および手続の策定または認証を行う。
- － これらの手法および手続の正確な適用を確保するため、2次レベルの統制を実施する。
- － 各事業の管理職が提案する取引および限度額に対する評価および承認を行う。
- － リスクに関する中央情報システムのアーキテクチャーの策定または認証を行い、かかるシステムを業務上の要求に確実に適合させる。

■ **財務部門**は、以下の3つのレベルの指揮に従って組織され、いずれも1名のCFO代行に直属する。

- － フランス国内リテール バンキングおよび国際リテール バンキング&金融サービス部門
- － グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門
- － 財務部門にとって重要なあらゆる分野の専門知識を結集する事業横断機能

財務部門は、以下のような広範囲の会計および財務の管理を行う。

- － **グループ会計部**は、当グループの連結財務諸表を作成するために利用されるメカニズムを調整する責任を負う。
- － **測定および報告専門部**は、当グループの規制当局に対する報告書を作成する責任を負う。
- － **相互取引処理部**は、財務部門のパリのチームの支援ならびにブカレストおよびバンガロールの財務チームの監視の下、財務部門の共有サービスセンターを管理する。
- － **財務管理部**は、財務プロセスのすべてを対象とする2次レベルの恒常的な統制システムに責任を負う。
- － **資産負債管理部**は、当グループのALM機能、当グループの流動性リスクおよび為替リスクの管理、ならびにソシエテ・ジェネラル親会社（SGPM）に関するALMの業務管理を担当する。

その他の事業横断的部署は、特にグループ サービス ユニットの財務部門、グループ インベスター リレーションズ&財務コミュニケーション部門、人事部門および会社秘書役とともに財務部門のために様々な任務を遂行している。

- 各事業ユニットおよびサービス ユニットの財務部門は、階層的にはグループ財務部門に直属し、財務諸表が正確に作成されていることを地域レベルで確保し、財務報告（会計、経営管理、規制等）の情報の質を管理する。
- グループ コンプライアンス部門は、法令不遵守のリスクを防止し管理するためのシステムの定義および整合性確保を行い、かつ、当グループ全体にわたってレピュテーション リスクを防止、検知、評価および管理することを目的とするシステムを調整する責任を負う。
- 会社秘書役は、以下の部を束ねている。
 - － 適宜子会社および支店の法務サービスの支援を受けつつ、特に当グループの事業活動の安全性および合规性を確保するグループ法務部
 - － フランスおよび外国の税法の遵守を確保するグループ税務部
 - － 当グループ内の企業の社会的責任を優先する方針を明確にし、提案する責任を負う、企業の社会的責任部
 - － 情報システムのセキュリティに関して資源・デジタル移行部のサービス ユニットとともに当グループのセキュリティを監視するグループ セキュリティ部
 - － 当グループの中央の総務サービスを提供し、必要に応じて取締役会秘書役を支援する当グループの総務部
- 人事&コミュニケーション部門は、特に、報酬方針の実施を監視する。
- 経営資源&イノベーション部門は、特に、情報システムおよび情報システムのセキュリティに関して適用される方針の策定に責任を負う。
- グループ内部監査・総合検査部門は、内部監査を担当し、グループ内部監査ヘッドに直属する。▲
申告ベースで実施された最新の調査（2020年12月31日現在）によれば、常勤換算した従業員数（FTE）は、以下の通りである。
- グループ リスク部門は、以下を含む、約5,463FTEであった。
 - － 第2防衛ラインの4,620FTE（すなわち、グループ リスク部門自体における1,536FTEとリスク セクターのそれ以外のリスク管理担当部署における3,084FTE）
 - － オペレーショナル リスクの問題、危機管理および不正行為対策に関する第1防衛ラインの857FTE
- コンプライアンス部門は、約3,900FTEであった。
- 情報システム セキュリティ部は、合計約630FTEであった。

リスクの報告および評価のシステム

当グループのデータ集計システムは2段階で機能しており、その責任が明確に定められている。事業ユニット、サービス ユニットおよび事業体のチームが、各地域の要件および当グループ全体としての要件の両方に応じたデータ収集およびデータ品質管理機能を果たすとともに、必要な場合には1次レベルの集計を行う。財務部門およびリスク部門の事業横断チームが、これらのデータを集計し、当グループ全体のリスク指標および報告書を作成する。

2015年以降、当グループは、財務情報システムおよびリスク情報システムに関するアーキテクチャーの原則を定めている。TOMFIR（財務およびリスク目標運用モデル）の原則は、以下の目的を中心に展開している。

- リスク指標は、事業ユニットおよび認証事業体（ゴールドেনソース）からのデータ、契約の精度ならびに会計的特性に基づいて作成される。当該データは、毎日更新され、当該事業体の業務上のシステムにより提供される。
- グループレベルの情報システムは、事業ユニットおよび事業体のレベルにおける各地域の開発の増加を避けるために当グループ独自のデータ集計ルールを管理している。同システムは、事業ユニットおよび事業体のベンチマークによって決まる、当グループ全体のベンチマークに基づいている。
- ISアーキテクチャーは、各地域のニーズと当グループと共通のニーズを満たすための財務とリスクの用途に対応するものでなければならない。

これらのアーキテクチャーの原則は、以下の4つの主要な適用分野に適用される。

- 信用リスクおよびRWAの計算のための財務とリスクの合同情報システム
- 金利リスクおよび流動性リスクについての一連の計算
- 市場リスクについての一連の計算
- 市場業務に関するカウンターパーティ信用リスクについての一連の計算

財務およびリスクの情報システムの大幅な強化は、当初、当グループのデータ集計能力およびリスク管理能力の向上を目的としていた。2020年上半期における予定軌跡のいくつかのマイルストーンの遅延にもかかわらず、行動計画は、広範囲にわたって実施されており、以下の事項により、当グループが2020年末に新たな成熟段階に到達することを可能にした。

- バーゼル銀行監督委員会の「実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則」（BCBS239）により優先すべき事業体のすべてに関する契約レベルでのリテール顧客のコミットメントを当グループの信用リスク システムにフィードすること。
- 最も重要な範囲における危機的状況下でより迅速に流動性指標を作成することができること。
- 国際リテール バンキング&金融サービス部門の責任範囲内の重要な新規事業体にデータウェアハウスを配備すること。
- 当グループの月次金利リスク指標をより迅速に作成すること。

- NIM（純金利差益）を広範囲にわたり一元管理できること。
- 統制および警戒を一元化することにより、市場リスクの主要指標のほぼすべてを産業化し、当該指標の認証を強化すること。

金利指標改革

監査済 | 銀行間金利（いわゆるIBOR金利）の改革の一環として、当グループは、2021年末の重要な期限に向けて取組みを進めている。そのプロジェクト体制は、当グループにおいて経営執行部の指揮下に置かれ、二重の目的を追求している。かかる二重の目的とは、1つは当グループが「リスクフリーレート」を扱えるように準備することであり、もう1つは、2021年および2023年以降に順次満期の来るIBOR金利に連動する進行中の取引のストックの移行を準備することである。

2014年に、金融安定理事会は、その銀行間金利に関する報告において、IBOR金利とその廃止に関連する不確実性は、放置しておく、システム的な脆弱性とリスクを生むと考察した。

当グループは、自身の主なリスクについて、以下のように評価している

- 遅延および機会の喪失につながりうるガバナンスおよびプログラムの実行リスクは、正規の委員会および仲裁機関の一環として監視されている。
- 移行後の訴訟につながりうる法的ドキュメンテーションに係るリスクは、市場基準の存在に依拠する取引におけるフォールバック条項の導入および双務契約の再交渉における外部企業の支援によって管理されている。
- 様々な指標に関連する金利カーブ間に基本的なリスクの発生を伴う市場リスクは、厳重な監視および監督の対象となっている。
- 取引移行の実施におけるオペレーショナルリスクは、顧客の意向および準備状況、移行の対象となる取引の量および期間に応じて異なる。
- 公表されたLIBOR廃止に伴う「コンダクト」のリスクは、特に、具体的なグループ指針を通じて管理され、事業体毎に振り分けられている。関連するリスク、展開される可能性のある代替解決策、およびそれらがどのような影響を受ける可能性があるかについて、チーム研修および顧客とのコミュニケーション活動（特に、十分な情報を得にくい顧客との会議、イベントおよび双方向の窓口）が企画されている。▲

監査済 | 表1：金利指標改革の影響を受ける金融資産および負債ならびにデリバティブ

(単位：十億ユーロ)		2020年9月30日現在のエクスポージャー		
	現在の指標金利に取って代わる可能性のある新たなリスクフリーレート	帳簿価額		想定元本 ⁽¹⁾
		改革の影響を受ける金融資産 ⁽²⁾ (デリバティブを除く。)	改革の影響を受ける金融負債 ⁽³⁾ (デリバティブを除く。)	改革の影響を受けるデリバティブ ⁽⁴⁾
EURIBOR - 欧州銀行間取引金利		106	6	3,463
EONIA - ユーロ圏無担保翌日物平均金利	ユーロ短期金利 (€STR)	4	16	495
LIBOR - ロンドン銀行間取引金利 - 米ドル	担保付翌日物調達金利 (SOFR)	35	3	2,536
LIBOR - ロンドン銀行間取引金利 - 英ポンド	改定版ポンド翌日物平均金利 (SONIA)	4	0	568
LIBOR - ロンドン銀行間取引金利 - スイスフラン	スイス翌日物平均金利 (SARON)	0	0	63
LIBOR - ロンドン銀行間取引金利 - 日本円	無担保コールオーバーナイト物金利 (TONA)	0	1	641
LIBOR - ロンドン銀行間取引金利 - ユーロ	ユーロ短期金利 (€STR)	1	0	7
合計		150	26	7,774

(1) デリバティブ キャッシュ フローを算定するために基準金利と組み合わせて用いられる想定元本

(2) うち、未収金、貸出金、現先契約に基づき受領した有価証券、および変動利付債券

(3) うち、預金、借入金、現先契約に基づく有価証券の取引および変動利付有価証券の形で発行された債務

(4) うち、標準的な商品 (スワップおよび先物) および条件付商品

(3) 内部統制の枠組

内部統制

内部統制は、すべての金融機関に適用される厳格な規制枠組の一部である。

フランスでは、金融機関における内部統制の実行に係る条件は、2014年11月3日付命令に規定されている。この命令は、すべての信用機関および投資会社に適用され、対象企業の事業活動に内在する様々なリスクの評価および管理に関連する多数の個別要件ならびに監視機関が内部統制の実施状況を評価および検討するための手続とともに、内部統制の概念を規定している。

バーゼル委員会は、信用機関が内部統制を実施する際に基盤とする4つの原則（独立性、普遍性、公正性および十分な資源）を策定した。

取締役会は、ソシエテ・ジェネラルが以下の事項を保証する堅固なガバナンス体制および明瞭な組織を備えることを確保する。

■ 責任の明確な規定ならびに透明性および一貫性のある責任分担

■ 当行が負う可能性のあるリスクの検知、管理、監視および報告のための効果的な手続

取締役会は、この仕組みを実施するために当グループの戦略的指針を展開する任務を当グループの経営執行部に課している。

監査・内部統制委員会 (CACI) は、取締役会の委員会であり、とりわけ内部統制の監督に関する取締役会の決定の準備に関して責任を負う。

したがって、経営執行部は、当グループの内部統制に関して監査・内部統制委員会に報告書を提出する。同委員会は、リスク水準が正当化されるとみなす場合、是正計画の実施を監視する。

内部統制は、一連の基準および手続に基づいている。

ソシエテ・ジェネラル・グループの事業活動はいずれも、以下の事項を内容とするソシエテ・ジェネラル規約にまとめられた、「標準指針」と総称される一連の文書に規定されている規則および手続に準拠している。

- 当グループの従業員の活動および行為に関する規則を設定するもの
- 事業の構造ならびに役割および職務の分担を規定するもの
- 各事業および各業務に特有の管理規約および内部手続を規定するもの

ソシエテ・ジェネラル規約には、特に以下の標準指針がまとめられている。

- ソシエテ・ジェネラル・グループのガバナンス、事業ユニットおよびサービス ユニットの構造および職務ならびに事業横断的なシステムおよび手続の運営原則（行動規範、憲章等）を規定する指針
- 業務運営の枠組ならびに提供する商品およびサービスに適用される管理の原則および規則を定め、かつ内部手続を規定する指針

ソシエテ・ジェネラル規約は、当グループにおいて法的効力を有し、その責任者は、当グループの会社秘書役である。

ソシエテ・ジェネラル規約に加えて、当グループの各事業に特有の業務上の手続が適用される。現行の規則および手続は、以下のような内部統制の基本原則に準拠するよう規定されている。

- 機能の分離
- すべての取引の迅速かつ変更不可能な記録
- 発信源が多様に異なる情報の調整

リスクはその性質上、複合的でありかつ発展性があるため、事業のあらゆるプロセスにリスクが伴う。したがって、リスクの管理・統制システムは、当行がその目標を達成するための鍵となる。

内部統制システムは、遂行する事業ならびに実施する組織体制および手続が以下の各項目に準拠していることを確保するすべての方法に表れている。

- 法令の規定
- 専門的・倫理的慣行
- 当行の管理機関がその執行機能に関して規定する内部の規則および指針

内部統制システムは、特に以下の各項目を目標としている。

- 不具合の防止
- 関連するリスクの評価およびリスク管理を徹底させる十分な統制の実施
- 内部プロセス（特に資産保全を支援するもの）の妥当性および有効性の確保
- 不正行為の発見
- 財務および経営に関する情報の信憑性、整合性および有用性の保証
- 情報システムおよび通信システムの質の検証

内部統制システムは、以下の5つの**基本原則**に基づいている。

- あらゆる種類のリスクを網羅し、当グループに属するすべての事業体に適用される、包括的な範囲に及ぶ統制
- 各従業員および各管理職が、負担または監督するリスクの管理および担当または責任を負う業務の監督について負う個人的な責任
- 各部署が、その専門知識および独立性に応じて、規範的統制の規定について負い、また、そのうち3つの部署が、2次レベルの恒常的統制の実施について負う責任
- 統制と、関連するリスクの重要性との均整
- 内部監査の独立性

内部統制の枠組は、パーゼル委員会および欧州銀行監督機構の指針に従い、以下の通り、「**3つの防衛ライン**」のモデルに基づいている。

- **第1防衛ライン**は、事業ユニットおよびサービス ユニットの双方において、各々の担当業務に関して、当グループのすべての従業員および運営管理機関で構成される。

運営管理機関は、リスクについて、また特に1次レベルの恒常的統制措置の実施によるその防止および管理について責任を負い、統制その他の運営プロセスにより不備が判明した場合には、修正措置または是正措置を講じる責任を負う。

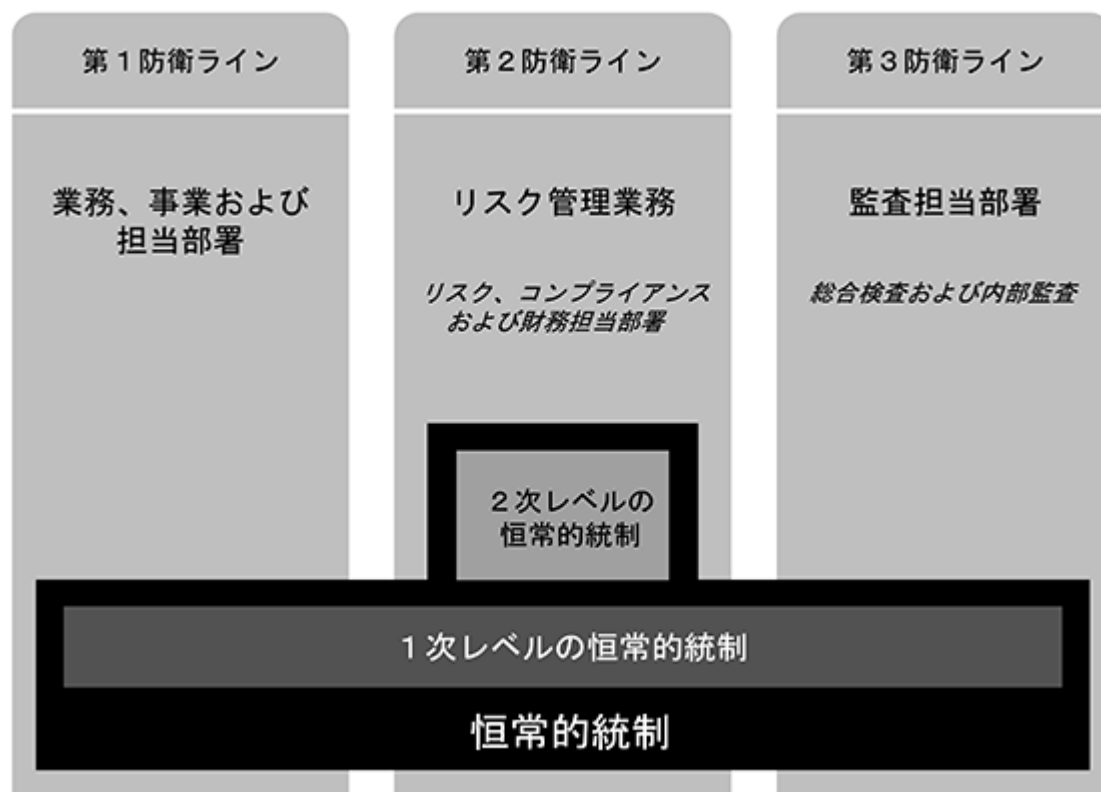
- **第2防衛ライン**は、コンプライアンス、財務およびリスクの担当部署で構成される。

内部統制の枠組内で、運営管理機関は、設定された基準、規定された手続および方法ならびに求められる統制の効率的な適用により、リスクの安全性および管理業務の担当部署の適切かつ継続的な運営を検証する任務を負う。

したがって、これらの部署は、各々の専門分野で、第1防衛ラインが実施すべき統制その他のリスク管理手法を規定し、それらの効果的な実施を確保するために必要な専門知識を伝えなければならず、当グループのすべてのリスクに対し、各部署は、適宜その他の専門部署（例えば、調達、法務、税務、人事、情報システム セキュリティ等）および各事業部門とともに確立した統制を活用し、2次レベルの恒常的統制を行う。

- **第3防衛ライン**は、総合検査および内部監査の担当部署を含む内部監査部門で構成される。同部門は、事業部門および恒常的統制の担当部署から厳密に独立した定期的な内部監査を行う。

- **内部統制の調整**は、CEO代行の責任下にあり、グループレベルでも行われ、個々の部門および主力事業部門で展開されている。



CEO代行は、内部統制システムの全般的な一貫性および有効性を確保する責任を負う。CEO代行は、チーフ リスク オフィサー、最高財務責任者、グループ チーフ コンプライアンス オフィサー、グループ チーフ インフォメーション オフィサー、グループ内部監査ヘッドおよび内部統制調整ヘッドで構成されるグループ内部統制調整委員会（グループICCC）の議長も務める。

グループ内部統制調整委員会は、2020年には12回の会議を開催した。また、同委員会は、以下の事項に取り組んだ。

- 各事業ユニット（BU）およびサービス ユニット（SU）における恒常的統制の有効性の検討
- 当グループの内部統制の枠組の有効性および一貫性に関する検討
- 当グループの監査・内部統制委員会（CACI）への伝達に先立つ、当グループの恒常的統制に関する四半期毎のダッシュボードの検討
- サイバーセキュリティおよびセキュリティのツールおよび資源に関する事業横断的検討

内部統制における様々な関与者の行為を調整するためにグループレベルで実施している体制は、各事業ユニット（BU）およびサービス ユニット（SU）で調整されている。当グループのすべてのBUおよびSUが内部管理調整委員会を設置している。これらの委員会は、事業ユニットまたはサービス ユニットのヘッドが議長を務め、対象の事業ユニットまたはサービス ユニットの内部監査および恒常的統制を管轄するヘッドならびにグループ内部統制調整部門のヘッドおよびグループレベルの統制担当部署の責任者によって編成されている。

恒常的な統制システム

当グループの恒常的な統制システムは、以下の各項目により構成される。

- **1次レベルの恒常的統制**は、当グループの恒常的な統制の基礎であり、事業部門によって行われる。その目的は、完了した取引の安全性、質、規則性および有効性を業務レベルで確保することである。
- **2次レベルの恒常的統制**は、事業部門から独立しており、3つの部門（すなわちコンプライアンス部門、リスク部門および財務部門）が関与する。

経営執行部は、2018年において、その直接の監督の下、当グループの恒常的な統制システムを転換するプログラムを推進した。このプログラムは、基準、手法、ツール、手続および研修等の分野を重視する一連の措置を通じて、統制の文化を強化することおよびリスク統制を最適化することに貢献することにより、当グループの顧客およびパートナーに提供されるサービスの質および信頼性の向上に寄与している。設定された期限はすべて守られ、当該プログラムの長期的業務は運用チームに移行されつつある。この移行は2021年に完了する予定である。

1次レベルの恒常的統制

1次レベルの恒常的統制は、BUおよびSUが行う業務について実施され、取引および業務の安全性と質を確保するものである。かかる統制は、実行される業務について合规性、有効性および安全性を業務レベルで確保するために恒常的に実施される一連の対策と定義されている。

1次レベルの恒常的統制の構成は、以下の通りである。

- **リスクが発生する可能性を制限し、または当行への影響を軽減させる可能性がある措置および／または方策の組合せ**：これらには、事業部門により、または取引の処理中に自動システムにより定期的かつ恒常的に実行される統制、自動化されたもしくは自動化されていないセキュリティの規則および管理で取引処理の一部となっているもの、または業務手続に組み込まれている統制が含まれる。また、組織配置（例えば、職務分掌）、組織ガバナンス、および特定のリスクの管理に直接寄与する場合の研修活動もこの部類に入る。
- **管理職による統制**：各階層の管理職は、担当する方策が適正に機能するよう管理する。そのため、各階層の管理職は、従業員が確実に規則および手続を遵守し、1次レベルの統制が有効に実現することを確保するために、定期的に正式な手続を適用する必要がある。

当グループの事業体によりその責任範囲内で規定される、1次レベルの統制には、業務処理に統合された（自動的なまたは非自動的な）統制、業務手続に組み込まれた近接統制、安全規則等が含まれる。かかる統制は、業務を直接実施する担当者またはその管理者によって日常業務の過程において実行される。これらの統制の目的は以下の通りである。

- プロセス、取引および／または会計に関連するすべてのリスクについて既存の手続および管理の適切な実施を確保すること。
- 異常または不具合が判明した場合に経営陣に注意喚起すること。

1次レベルの恒常的統制は、経営陣によって確立され、可能な限り自己評価の状況を回避する。かかる統制は手続として規定されており、システムにプログラムされた規則を遵守していない取引を却下する自動的な予防的統制等のように、必ずしも形式化されることなく追跡される必要がある。

各BUまたはSUは、オペレーショナル リスク管理システムと1次レベルの恒常的統制システムを連携させるために、CORO（統制&オペレーショナル リスク オフィス部）と称する特別な部を配置している。

2次レベルの恒常的統制

2次レベルの恒常的統制は、以下の通り、1次レベルの統制が適正に機能するよう確保する。

- 対象範囲には、すべての1次レベルの恒常的統制の検査（経営陣による監督検査および専任チームが実施する検査を含む。）が含まれる。
- かかる検討および監査は、（i）1次レベルの統制の有効性、（ii）その実施の質、（iii）その妥当性（リスクの予防の観点からの妥当性を含む。）、（iv）その運用法の規定、（v）異常の検知後に実施される是正計画の妥当性およびそのフォローアップの質について意見を提供することを目的とすることにより、1次レベルの統制の有効性の評価に寄与する。

統制の管理である、2次レベルの恒常的統制は、業務から独立したチームによって実行される。

これらの統制は、中央においてリスク サービス ユニット（RISQ／CTL）、コンプライアンス サービス ユニット（CPLE／CTL）および財務サービス ユニット（DFIN／CTL）の専任チームにより遂行され、各地域において2次レベルの統制チームによりBUもしくはSUまたは事業体の内部で遂行される。

内部監査

グループ検査・監査ヘッドに直属する検査・監査サービス ユニット（IGAD）は、当グループの第3防衛ラインである。

IGADサービス ユニットは、総合検査部（IGAD／INS）、内部監査部（IGAD／AUD）およびサポート部署（IGAD／COO）により構成される。当グループのIGADサービス ユニットは、その任務を遂行するために、質的にも量的にも十分な資源を有している。当グループの検査・監査サービス ユニットの従業員数は約1,100名である。

グループ検査・監査ヘッドは、グループ最高経営責任者に直属し、グループ最高経営責任者と定例会議を行う。グループ検査・監査ヘッドは、取締役会会長と定期的に面談する。監査・内部統制委員会およびリスク委員会は、グループ検査・監査ヘッドに対し、自発的にまたは同ヘッドの要請に応じていかなる用件についても照会する。グループ検査・監査ヘッドは、監査・内部統制委員会およびリスク委員会に参加する。さらに、グループ検査・監査ヘッドおよび両委員会の委員長は、必要に応じて二者間での会議も行う。

検査・監査サービス ユニット（IGAD）は、当グループの内部監査の枠組の一部である。IGADは、その使命を通じて内部監査の任務を遂行する。IGADは、その第3防衛ラインとしての職務において、当グループの事業ユニットおよび恒常的統制担当部署から厳密に独立している。

IIA（内部監査役協会）が定めた基準に従って、IGADの内部監査の任務は、当グループがいかに効果的に業務を統制しているかに関して当グループに保証を与え、改善について助言を提供し、付加価値の創出に寄与する独立した客観的業務と定義されている。かかる任務を遂行することにより、検査および内部監査は、当グループのリスク管理、統制およびコーポレート・ガバナンスのプロセスを体系的にかつ方法論に則って評価し、これらのプロセスの効率性を高めるための提言を行うことで当グループの目標達成に役立つ。

検査・監査サービス ユニットは、当グループのリスク管理の仕組みにおいて重要な役割を果たしており、その構成要素のいずれも評価することができる。

かかる任務の下、総合検査部および内部監査部は、（i）監査対象範囲内のリスク管理の質、（ii）恒常的統制の枠組は適切に構成され、かつ有効であるか、ならびに（iii）経営陣のリスク認識ならびに行動規範および期待される専門的実務慣行の遵守についての評価を行う。

監査部は内部監査に係る職務のみを遂行するが、総合検査部は、その内部監査に係る職務に加えて、あらゆる種類の分析または調査等の他の業務を引き受け、戦略的計画の評価に関与し、または経営執行部の要請する特定の案件に関与する任務を負っている。かかる業務は、投入される資源について制限を受け、内部監査役協会の基準に規定された倫理原則が遵守されるように確保する枠組の中で遂行される。

総合検査部はまた、検査・監査活動の範囲内のデータ分析構想の展開の監督を行う。かかる任務は、検査執行担当取締役（*Inspecteur principal*）の責任下にある専任のデータ研究室（INS/DAT）によって確保される。総合検査部はまた、サービス ユニットと規制当局との関係を監督し、調整する。

IGADは、当グループの組織構造に即した6つの異なる監査部を擁する。監査部は、内部監査ヘッドの監督下に配置され、それぞれが一定範囲の事業活動に関して責任を負う。マトリックス組織のため、グループレベルの主要な事業横断的課題に取り組むことが可能となっている。フランスにおいては、内部監査チームは、組織階層上、検査ユニットに属する。海外の支店または関連会社を本拠とする監査部ヘッドは、現地の事業体のヘッドに直属するが、その内部監査に係る職務においては、所属地域または事業体を担当する内部監査ヘッドに直属する。

検査チームおよび監査チームは、翌年の検査計画および監査計画の策定を目的として、協力して年1回のリスク評価に当たる。これらのIGADチームは、定期的に協力して共同業務を遂行している。同チームは、リスク管理において特定された問題を修正するための勧告を行い、業務およびリスク管理を全般的に改善する。IGADチームはその後、これらの勧告が効果的に実施されているかの監視を担当する。

財務管理情報の作成および公表に対する統制

関与者

財務データの作成には、以下の通り多数の者が関与する。

- **取締役会**、より具体的には**監査・内部統制委員会**は、取締役会に提出予定の財務諸表の草案を精査し、その作成状況を検証するとともに、適用した会計基準および手法の妥当性のみならず一貫性も確保する任務を有する。法定監査人の独立性ならびに会計プロセスおよび財務プロセスに関連するリスクの内部統制、測定、監督および管理システムの有効性を監視することも監査・内部統制委員会に付託された権限である。法定監査人は、その業務の過程において監査・内部統制委員会と会合を行う。
- **グループ財務部門**は、各子会社および各事業ユニットまたはサービス ユニットが一連の標準報告書にまとめた会計・経営データを集計する。同部門は、これらの情報を当グループの経営全般に使用し、第三者（監督機関、投資家等）に公表できるように、その統合および検証を行う。また、同部門には、当グループの規制当局に対する報告書の作成を担当するチームが設置されている。
同部門は、これらの使命の枠組において、以下の事項を担当する。
 - － 当グループの資本取引の財務的側面および当グループの財務構造を監視すること。
 - － 当グループの資産および負債を管理し、その結果として、当グループの財政状態および構造的リスクの定義、管理および統制を行うこと。
 - － 規制財務比率の遵守を確保すること。
 - － 当グループの会計の基準、枠組、原則および手続を策定し、それらの遵守を確保すること。
 - － 当グループが公表するすべての財務・会計データの正確性を検証すること。
- **各子会社および各事業ユニットまたはサービス ユニットの財務部門**は、バック オフィスが計上した会計データおよび会計項目ならびにフロント オフィスが提出した経営データの認証を行う。また、各地域レベルで義務付けられている財務諸表および規制情報について説明責任を負い、報告書（会計データ、財務統制、規制当局に対する報告書等）をグループ財務部門に提出する。これらの活動は、財務部門が自ら行うこともあるが、グループ財務部門の監督下にある財務の共通サービス センターに委託することもできる。
- **リスク部門**は、信用リスク、市場リスクおよびオペレーショナル リスクを統制するために、当グループの各事業ユニットまたはサービス ユニットおよび子会社から受領したリスク監視データを統合する。この情報は、当グループの運営組織および第三者に対する当グループの通信に使用される。さらに、リスク部門は、グループ財務部門と連携し、信用リスク、構造的流動性リスク、金利リスクおよび為替リスクの規模ならびに再建および破綻処理の問題に関する専門的役割ならびに一定のクロージング手続（とりわけ自己資本比率の算出）に責任を負う。

- バック オフィスは、フロント オフィスに対するすべてのサポート業務に責任を負い、契約上の決済および受渡しを確保する。バック オフィスは、その他の職務に加え、金融取引の経済的正当性を確認し、取引内容を記録し、支払方法を管理する。

会計基準および規制基準

各地域の財務諸表は、該当する地域の会計基準に準じて作成され、当グループの連結財務諸表は、欧州連合が採択したIFRSに基づき、グループ財務部門が定めた基準に従い作成されている。

バーゼル委員会により公表された自己資本および流動性についての適用ある基準は、指令（CRD 4）および規制（CRR）により欧州法に置き換えられ、2019年6月28日に発効した規制CRR 2および指令CRD 5により完成した。これらの文書は、複数の委任法および実施技術基準により補足されている。ソシエテ・ジェネラル・グループは「金融コングロマリット」に該当するため、追加的な監督措置の対象となる。

グループ財務部門には、適用される基準の監視と、会計枠組および規制枠組に変更があった場合の新たな内部基準の策定に専念するチームが設置されている。

財務・会計データの作成手続

当グループの連結範囲に属する各事業体は、各々の会計および経営に関する報告書を月次で作成する。この情報はその後、グループレベルで月毎に統合され、四半期毎に市場に公表される。報告されたデータは、財務部門が自ら、または同部門の責任下で活動する財務の共通サービス センターに委託して分析的評価および整合性の確認をした上で、グループ財務部門に提出される。グループ財務部門は、連結財務諸表、経営報告書および規制報告書を経営執行部および利害関係のある第三者に提出する。

商品および規制の複雑化に対応するため、実務手続の調整を行っている。また、必要に応じて、特定の適応行動計画を実行する場合もある。

財務・会計データの作成に対する内部統制手続

会計データは、各フロント オフィスおよび営業チームから独立して集計される。

会計・経営データの質および客観性は、営業担当部署とすべての営業処理および営業のフォローアップを担当する部署との分離により確保される。バック オフィスおよびミドル オフィスは、資源部門に統合され、営業成績報告書を作成するチームは財務部門に統合されている。これらのチームは、以下の通り、特に財務・会計データに関する当グループの手続に規定されている一連の統制を実行する。

- 報告されたすべての情報の経済的根拠の検証を行う。
- 特定の手続により、指定期限を遵守して、会計・経営データの調整を行う。
- 市場活動について、財務部門により作成された会計上の業績とリスク部門内の専任の専門家の部により作成された経済的な業績の調整を行う。

当グループの財務活動および組織が複雑化していることから、会計・経営データの作成および検証の有効性および信頼性を確保するために、従業員の研修およびITツールのアップグレードを定期的に行っている。

統制の範囲

実務上、当グループの事業部門において実施されている内部統制手続は、財務・会計情報の質を保証するとともに、特に以下を確保するよう策定されている。

- 当グループの決算に計上された取引の網羅性および正確性を確保する。
- 一定の取引に使用された評価手法を認証する。
- 適用ある会計規則に従い、取引が該当する会計期間に正しく計上されており、かつ当グループの財務諸表の作成に用いた集計が現行の規制に準拠していることを確保する。
- 当グループの規定に従い連結対象となるすべての事業体が含まれていることを確保する。
- ITシステムによる会計データの作成および送信に伴うオペレーショナル リスクが正しく統制されていること、必要な修正が正確に施されていること、会計・経営データの照合が十分に行われていること、および取引によって発生する現金支払およびその他の項目のフローが網羅的かつ適切であることを確認する。

財務部門による統制

各子会社の財務部門は、該当する会計の枠組（子会社に該当する地域の基準およびIFRSならびに支店に該当するフランスの基準）に照らして財務諸表の正確性および一貫性を確認する。また、開示情報の正確性を保証するための確認を行う。

連結決算のために各子会社から受領するデータは、各子会社の企業会計データをもとに、それらが当グループの会計方針に準拠するよう各子会社が事前に調整をする。

各子会社は、各社の財務諸表から連結決算方式で報告される財務諸表への移行処理に関し説明責任を負う。

各事業ユニットまたはサービス ユニットの財務部門は、財務の管理および統制を専門で行う部署を擁する。

財務の共通サービス センターによる統制

財務の共通サービス センターは、該当する地域の基準およびIFRSの基準に従い作成した財務諸表に記載される会計、税務および規制に関する情報の信頼性を確保するために必要な1次レベルの統制を実行する。かかる統制の内容には、特に、データの質および一貫性の確認（資本、有価証券、外国為替、貸借対照表および損益計算書に記載の財務情報、基準からの逸脱）、自らの責任下での財務諸表の正当性の確認および認証、会社間での財務諸表の照合、規制報告書の確認ならびに課税額および残高（当期、繰延および関税）を示す証拠の認証がある。

これらの統制は、経営陣による監督のプロセスおよび当グループの会計認証手続の一環として宣言されている。

これらの統制により、共通サービス センターは、作成された財務諸表の信頼性および一貫性を確保するために各事業ユニットまたはサービス ユニットの財務部門およびグループ財務・会計部門に対し、必要な情報をすべて提供することができる。

グループ財務部門による監督

各事業体が作成した財務諸表を当グループの基準に従い再表示した後、それらを中央データベースに集約して処理することにより、連結財務諸表を作成する。

グループ会計責任者部における連結財務諸表の作成を担当するサービスは、連結範囲が適用ある会計基準に準拠していることを確認し、連結決算のために受領したデータを複数回にわたって確認する。この確認には、以下の作業が含まれる。

- 収集したデータが適切に集計されているかの確認
- 連結上の経常項目および非経常項目の検証
- 連結決算手続における重要点の網羅的な処理
- 相互／会社間の勘定に発生する残差の処理

最後に、かかるサービスは、要約データを分析的に検討し、財務諸表の主な合計値に矛盾がないことを確認することにより、連結プロセス全体が適切に行われたことを確保する。当事業年度における株主資本の変動、のれん、引当金および繰延税金の連結についても分析を行う。

かかる部には、四半期ベースの1次レベルの統制を認証する（内部統制の認証）ために四半期毎の当グループの会計認証の枠組の管理および調整を担当するチームが置かれている。

グループ財務部門は、すべての財務プロセスに関する2次レベルの恒常的統制の確保および当グループ内における枠組の実施に責任を負う直属の専任チームも擁する。その任務は、1次レベルの統制の枠組の有効性、質および妥当性の確保であり、これは、プロセスまたは活動の精査、統制の点検および四半期毎の認証を通じたかかる枠組の評価によって行われる。このチームはまた、ソシエテ・ジェネラル・グループの恒常的&内部統制部門ヘッドにも直属する。

会計監査の枠組

会計・財務・経営データ作成業務に従事するすべての業務担当者による統制

業務担当者は、その直属する経営陣の責任下で、会計データおよび関連する会計処理について実施された統制の質を繰り返し検証する恒常的な監督手続を通じて、自らの業務を監視する。

内部監査部門の監査チームおよび専門監査チームによる統制

内部監査部および総合検査部は、リスクに基づく手法を用いてその監査および検査を規定し、年次作業プログラム（検査・監査計画スケジュール（*plan de tournée*））を策定する。チームは、業務の一環として、監査対象の事業体が作成した会計・経営データの質に寄与する統制環境の質を検証することがある。一定数の勘定項目を確認し、会計・経営データの照合および会計データの作成・管理に関する恒常的な監督手続の質を評価することもある。また、ITツールの性能および手動処理の正確性の評価も行う。

コーポレート部門の監査を担当するチームは、グループ財務部門の監査についても責任を負う。かかるチームは、該当する専門の事業に対して報告を行い、当グループ全体の会計事項および財務事項に関連するすべての監査を調整し、監視する。また、同チームは、当グループの主要な会計リスクを特定するための専門知識を提供し、当グループの会計情報の正確性を確保するために最も重要と判断される分野において、会計基準が十分適切に適用されていることを検証するための監査を実施する。さらに、会計リスクの監査に関する専門知識を共有するための講習会の企画および方法論の開発を行う。

それらの結果に基づき、これらのチームは、会計・財務・経営データの作成および管理に携わる関与者への提言を行い、特定の事業体または事業活動を対象とするより明確な取組みを通じて、この手続の改善を図る。

[次へ](#)

(4) 資本管理および適正性

規制枠組

監査済 | 2014年1月以降、ソシエテ・ジェネラルは、資本要求指令（CRD 4）および資本要件規制（CRR）を通じて欧州連合で導入されている新しいバーゼル3規制を適用している。

バーゼル3により定義された一般的な枠組は、以下の3つの柱を中心に構成されている。

- 第1の柱は、最低所要自己資本比率を設定し、銀行が標準的または先進的な方法に従い、リスクの測定および関連する資本要件の算出に使用しなければならない規則を制定する。
- 第2の柱は、権限のある当局が実施する裁量的な監督に関するものである。これにより、権限のある当局は、監督下の信用機関との継続的な対話に基づき、第1の柱に従い算出される自己資本の適切性を評価し、これらの機関がさらされるすべてのリスクを勘案して追加的な資本要件を調整することが可能になる。
- 第3の柱は、市場参加者が特定の機関の資本、リスク エクスポージャー、リスク評価手続および適正資本に関してよりの確な評価を行うことを可能にする、一連の定性的または定量的な開示義務を策定することによって、市場規律の実効性を向上させる。

2019年5月、欧州規制法規の一部改正（CRR 2／CRD 5）が採択された。新たな改正の一部はすでに施行されているが、新たな規定の大半は、2021年6月に効力が発生する予定である。

新しい規定には以下が含まれる。

- NSFR：この規定はNSFRに関する規制要件を導入する。2021年6月時点で100%の比率を満たさなければならない。
- レバレッジ比率：3%の最低要件に加えて、2023年からはシステム上重要な金融機関について50%の追加バッファが課される。
- カウンターパーティ デリバティブ リスク：バーゼル手法「SA-CCR」が、現行の「CEM」手法に代わり、標準的手法（SA）を用いた健全なデリバティブ エクスポージャーを算出する手法となる。
- 大口エクスポージャー：主要な変更点は、システム上重要な金融機関同士の取引の場合の制限（15%）の導入のほか、（総自己資本ではなく）Tier 1の規制上の制限（25%）の算定に関するものである。
- TLAC：G-SIBに関する比率要件がCRRに導入されている。バーゼル規定によれば、G-SIBは、2019年において、16%＋リスク加重資本バッファとレバレッジ エクスポージャーの6%との間の最大値に相当する金額の適格資本・債務を保有しなければならない。またこの比率は2022年には18%＋リスク加重資本バッファおよびレバレッジ エクスポージャーの6.75%まで引き上げられる。

バーゼル委員会は、市場リスクの見直し（FRTB）の実施に関し、2016年1月に最初に改正された基準に関する文書、2018年3月にこの見直しに係る協議に関する文書を公表した後、2019年1月に最終文書（BCBS457）を公表した。

2020年3月、バーゼル委員会は、FRTBの実施が1年遅れる旨発表した（2019年1月の文書ではもともと2022年1月1日に実施される予定だったが、2023年1月1日になった。）。

欧州におけるFRTBのスケジュールは以下の通りである。

■ 報告要件に関しては、

- － 2020年4月、EBAが標準的手法（SA）を2021年第1四半期から2021年第3四半期まで延期し、
- － 内部モデル アプローチ（IMA）については、2023年まで延期した。

■ その後、FRTBの資本要件は、早ければ2023年末または2024年に義務化される。

2017年12月、バーゼル委員会の監督機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ（GHOS）は、バーゼル3の完成を目的として規制改革を承認した。これらの新たな規則は、2022年から効力を生じることとなっていたが、全体的なアウトプット フロアとともに2023年1月まで延期された。リスクアセット（RWA）については標準的手法（信用、市場およびオペレーショナル）に対する一定の比率が下限として設定される。アウトプット フロアの水準は、2023年の50%から2028年には72.5%に段階的に引き上げられる予定である。しかし、これらの規則が当グループに適用されるためには、欧州法（CRR 3／CRD 6）に法制化されなければならない。▲

健康危機とその経済的・財務的帰結に直面し、監督・規制当局は数々の措置を講じてきた。例えば、ECBは、CRD 5の第104a条の即時施行を発表した。すなわち、（従前の100%の普通株式等Tier 1に代わり）56%の普通株式等Tier 1、19%のAT 1 および25%のTier 2 商品によりP2R要件を満たすことが可能となり、同時に資本保全バッファ、カウンターシクリカル バッファおよびシステミック リスク バッファ（フランスでは0%）が要件を下回っても事業を行うことができるというものである。

また、欧州議会および欧州連合理事会は、2020年6月30日に施行されたCRRの「緊急措置」規則により合意に達した。最も重要な要素は、普通株式等Tier 1からのソフトウェアの控除が免除される日の前倒しだが、中小企業と「インフラ融資」の割引係数の実施日の前倒しも重要である。レバレッジ比率については、バッファの実施（当グループについては0.5%）が、バーゼル4の適用日に合わせるために、2022年1月1日から2023年1月1日に延期された。2021年6月27日までは、中央銀行の準備金はエクスポージャーの評価から除外される（3%の要件は引き上げられない。）。

2019年末に、ECBは、2019年3月1日に発効した第2の柱に関する追加的な資本要件（P2Rまたは「第2の柱要件」という。）の水準を、2020年については1.75%とすることを確認した。

COVID-19に対するECBの具体的措置の一環として、2020年の第2の柱要件は2021年も同水準に維持される予定である。

G-SIB 要件の詳細およびその他の健全性に関する情報は、当グループのウェブサイト（www.societegenerale.com）で閲覧可能な「Universal Registration Document（フランス登録書類）」および「Pillar 3 report（第3の柱に関する報告書）」において公表されている。

2020年を通して、ソシエテ・ジェネラルは、その事業に適用される最低比率要件を遵守していた。

資本管理

監査済 | 自らの資本管理の一環として、当グループは（財務部門の監督下で）自らの支払能力の水準が常に以下の目的に適合していることを確認している。

- 財務上の健全性を維持し、リスクアペタイトの目標を遵守すること。
- 有機的な成長および買収による成長に係る資金を調達するための財務的な柔軟性を確保すること。
- 当グループの戦略的目標に沿って、各種の事業に資本を適切に配分すること。
- ストレス シナリオとなる事象が発生した場合における当グループの回復力を維持すること。
- 各種の利害関係者（監督当局、債券および株式への投資家、格付機関ならびに株主）の期待に応えること。

当グループは、上記の目的および規制による制限に従い、内部的な支払能力の目標値を設定する。

当グループは、将来の規制による制限を考慮して当グループの経時的な自己資本比率の改善を測定し、説明する、資本の適切性を評価するための内部プロセスを有している。▲

このプロセス（ICAAP）では、将来の規制変更に加えて、将来の対象範囲の変更（資産の処分および取得）も考慮に入れている。この適正性の評価は、普通株式等Tier 1、Tier 1、総自己資本比率等、リスクと資本の測定の観点から当グループに関連する主要な測定基準を選択して行われる。これらの規制上の指標は、利用可能な普通株式等Tier 1 資本による内部資金需要のカバレッジの評価によって補足され、ひいてはリスクアペタイトに設定された目標の妥当性を確認するものである。さらに、この評価では、格付け、MREL、TLAC、レバレッジ比率等、リスクアペタイトのその他の測定基準から生じる制約を考慮に入れている。

これらの指標はすべて、当年度の四半期ベースまたは月次ベースで、目標値に照らして将来を見越して評価される。また、財務計画の作成にあたっては、マクロ経済環境および金融環境が悪化した場合の当行のビジネスモデルの回復力を示すために、2つの異なるシナリオ、すなわち中心的なシナリオと不利なシナリオに基づき、5年間にわたって年次ベースで評価される。自己資本充実度は経営陣と取締役会によって、当グループのコーポレート ガバナンスのプロセスの一環として継続的に監視され、複数年財務計画の作成の中で詳細に検討される。そのため、当行は「最大分配可能額」（MDA）の閾値に対して+200ベーシス ポイントのバッファをもって常に財務目標を遵守することが確保されている。

さらに、当グループは、以下の3つの戦略的な主力事業部門に対して、バランスのとれた資本配分を維持している。

- フランス国内リテール バンキング部門
- 国際リテール バンキング&金融サービス部門
- グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門

当グループの主力事業部門はそれぞれ、リスクアセット（RWA）合計の約3分の1を占め、フランス国内リテール バンキング部門および国際リテール バンキング部門（全事業のRWA合計の62%）ならびに信用リスク（当グループのリスクアセット合計の82%）がその大部分を占める。

2020年12月31日現在の当グループのRWAは、2019年12月末の345十億ユーロから2%増加して352十億ユーロであった。

事業部門のRWAの改善は、当グループの資本の軌跡の運用管理の要であり、変動の軌道の詳細な理解に基づくものである。経営執行部は、必要に応じて、財務部門からの提案に基づき、例えば、疑似証券化、または正常もしくは不良なポートフォリオの処分の実行等により、事業部門の負担を増減させるための経営上の措置の実施を決定することができる。

適用範囲 - 健全性に関する対象範囲

当グループの健全性に関する報告対象範囲には、完全連結子会社のすべて（ただし、資本に関して別の監督対象となる保険子会社を除く。）が含まれる。

当グループのすべての規制対象子会社は、個別ベースの健全性コミットメントを遵守している。

健全性に関する連結対象外となる非規制対象子会社は、年に1度以上、定期的な審査を受ける。

以下の表は、会計上の対象範囲（連結グループ）と健全性に関する対象範囲（銀行業務規制要件）との主要な相違点を示している。

表2：会計上の対象範囲と健全性に関する報告対象範囲の相違

事業体の種類	会計上の取扱い	CRR／CRD 4における健全性に関する取扱い
財務活動を有する子会社	完全連結	完全連結
保険活動を有する子会社	完全連結	持分法
性質上財務活動を有する持分	持分法	持分法
性質上財務活動を有する合併事業	持分法	比例連結

以下の表は、連結貸借対照表および健全性に関する範囲における会計上の貸借対照表の調整を示している。
表中の数値は会計上のデータであり、RWA、EADまたは健全性資本の測定基準によるものではない。保険活動に従事しない子会社および持分の健全性に関する調整項目は、比率が低いため（0.2%未満）統合されている。

表3：連結貸借対照表と健全性に関する会計上の貸借対照表の調整

資産の部（2020年12月31日現在） （単位：百万ユーロ）	連結貸借対照表	保険に関連する健全性に係る修正再表示 ⁽¹⁾	連結手法に関連する健全性に係る修正再表示	健全性に関する範囲における会計上の貸借対照表
現金および中央銀行預け金	168,179	(0)	0	168,179
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	429,458	10,966	(0)	440,424
ヘッジ目的デリバティブ	20,667	22	-	20,689
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	52,060	(0)	-	52,060
償却原価で測定する有価証券	15,635	(0)	-	15,635
償却原価で測定する銀行預け金	53,380	0	214	53,594
うち、信用機関に対する劣後ローン	97	(0)	-	97
償却原価で測定する顧客貸出金	448,761	1,543	(5)	450,299
金利リスクをヘッジしたポートフォリオの再評価差額	378	-	-	378
保険事業の投資	166,854	(166,854)	-	-
税金資産	5,001	(88)	0	4,913
うち、将来の収益性に依存する繰延税金資産（一時差異から生じるものを除く。）	1,840	-	(613)	1,227
うち、一時差異から生じる繰延税金資産	2,267	-	436	2,703
その他の資産	67,341	(2,529)	50	64,862
うち、確定給付型年金基金資産	52	-	-	52
売却目的保有非流動資産	6	-	-	6
持分法適用投資	100	4,668	(76)	4,692
有形および無形固定資産	30,088	(166)	0	29,922
うち、貸付権を除く無形固定資産	2,485	-	(140)	2,345
のれん	4,044	(325)	-	3,719
資産の部合計	1,461,952	(152,763)	183	1,309,372

（1） 健全性に関する範囲から除外された子会社の修正再表示およびかかる子会社に関連するグループ内取引の調整

負債の部 (2020年12月31日現在) (単位:百万ユーロ)	連結貸借対照表	保険に関連する 健全性に係る 修正再表示 ⁽¹⁾	連結手法に関連 する健全性に 係る修正再表示	健全性に関する 範囲における 会計上の貸借対照表
中央銀行預り金	1,489	-	-	1,489
純損益を通じて公正価値で測定する 金融負債	390,247	2,031	-	392,278
ヘッジ目的デリバティブ	12,461	10	-	12,471
発行債券	138,957	823	-	139,780
銀行預り金	135,571	(2,710)	43	132,904
顧客預金	456,059	1,438	(58)	457,439
金利リスクをヘッジしたポートフォリオの 再評価差額	7,696	-	-	7,696
税金負債	1,223	(294)	0	929
その他の負債	84,937	(6,881)	198	78,254
売却目的保有非流動負債	-	-	-	-
保険契約関連負債	146,126	(146,126)	-	-
引当金	4,775	(20)	-	4,755
劣後債務	15,432	40	-	15,472
うち、償還可能な劣後債券（ヘッジ目的 項目における再評価差額を含む。）	15,001	40	-	15,041
負債合計	1,394,973	(151,690)	183	1,243,466
株主資本、グループ持分小計				
発行済普通株式、資本性金融商品および 資本準備金	31,628	0	-	31,628
利益剰余金	32,076	(202)	(0)	31,874
純利益	(258)	(0)	-	(258)
未実現・繰延損益	(1,761)	(0)	(0)	(1,762)
非支配持分	5,295	(871)	-	4,424
株主資本合計	66,979	(1,074)	(0)	65,905
負債の部合計	1,461,952	(152,763)	183	1,309,372

(1) 健全性に関する範囲から除外された子会社の修正再表示およびかかる子会社に関連するグループ内取引の調整

資産の部 (2019年12月31日現在) (単位:百万ユーロ)	連結貸借対照表	保険に関連する 健全性に係る 修正再表示 ⁽¹⁾	連結手法に関連 する健全性に 係る修正再表示	健全性に関する 範囲における 会計上の貸借対照表
現金および中央銀行預け金	102,311	-	-	102,311
純損益を通じて公正価値で測定する 金融資産	385,739	9,499	-	395,238
ヘッジ目的デリバティブ	16,837	36	-	16,873
その他の包括利益を通じて公正価値で測定 する金融資産	53,256	-	-	53,256
償却原価で測定する有価証券	12,489	-	-	12,489
償却原価で測定する銀行預け金	56,366	-	94	56,460
うち、信用機関に対する劣後ローン	88	-	-	88
償却原価で測定する顧客貸出金	450,244	1,556	(3)	451,797
金利リスクをヘッジしたポートフォリオの 再評価差額	401	-	-	401
保険事業の投資	164,938	(164,938)	-	-
税金資産	5,779	(135)	-	5,644
うち、将来の収益性に依存する繰延税金 資産 (一時差異から生じるものを除 く。)	2,659	-	(756)	1,903
うち、一時差異から生じる繰延税金資産	2,082	-	650	2,732
その他の資産	68,045	(2,614)	65	65,496
うち、確定給付型年金基金資産	120	-	-	120
売却目的保有非流動資産	4,507	-	-	4,507
持分法適用投資	112	4,501	(73)	4,540
有形および無形固定資産	30,652	(169)	-	30,483
うち、貸付権を除く無形固定資産	2,363	-	(138)	2,225
のれん	4,627	(325)	-	4,302
資産の部合計	1,356,303	(152,589)	83	1,203,797

(1) 健全性に関する範囲から除外された子会社の修正再表示およびかかる子会社に関連するグループ内取引の調整

負債の部 (2019年12月31日現在) (単位:百万ユーロ)	連結貸借対照表	保険に関連する 健全性に係る 修正再表示 ⁽¹⁾	連結手法に関連 する健全性に 係る修正再表示	健全性に関する 範囲における 会計上の貸借対照表
中央銀行預り金	4,097	-	-	4,097
純損益を通じて公正価値で測定する 金融負債	364,129	3,228	(59)	367,298
ヘッジ目的デリバティブ	10,212	3	-	10,215
発行債券	125,168	1,135	-	126,303
銀行預り金	107,929	(3,643)	61	104,347
顧客預金	418,612	1,517	(73)	420,056
金利リスクをヘッジしたポートフォリオの 再評価差額	6,671	-	-	6,671
税金負債	1,409	(396)	-	1,013
その他の負債	85,062	(9,204)	154	76,012
売却目的保有非流動負債	1,333	-	-	1,333
保険契約関連負債	144,259	(144,259)	-	-
引当金	4,387	(14)	-	4,373
劣後債務	14,465	40	-	14,505
うち、償還可能な劣後債券（ヘッジ目的 項目における再評価差額を含む。）	14,032	42	-	14,074
負債合計	1,287,733	(151,593)	83	1,136,223
株主資本、グループ持分小計	63,527	(203)	-	63,324
発行済普通株式、資本性金融商品および 資本準備金	31,102	-	-	31,102
利益剰余金	29,558	(203)	-	29,355
純利益	3,248	-	-	3,248
未実現・繰延損益	(381)	-	-	(381)
非支配持分	5,043	(793)	-	4,250
株主資本合計	68,570	(996)	-	67,574
負債の部合計	1,356,303	(152,589)	83	1,203,797

(1) 健全性に関する範囲から除外された子会社の修正再表示およびかかる子会社に関連するグループ内取引の調整

健全性に関する報告の対象外となる主要なグループ会社は、以下の通りである。

表４：健全性に関する範囲から除外された子会社

会社名	事業	国
Antarius	保険	フランス
ALD RE Designated Activity Company	保険	アイルランド
Catalyst RE International LTD	保険	バミューダ
Société Générale Strakhovanie Zhizni LLC	保険	ロシア
Sogelife	保険	ルクセンブルク
SG Strakhovanie LLC	保険	ロシア
Sogecap	保険	フランス
Komerčni Pojstovna A.S.	保険	チェコ共和国
La Marocaine Vie	保険	モロッコ
Oradea Vie	保険	フランス
Société Générale RE SA	保険	ルクセンブルク
Sogessur	保険	フランス
Société Générale Life Insurance Broker SA	保険	ルクセンブルク
Banque Pouyanne	銀行	フランス

一般的に、規制の対象となっている当グループの事業はすべて、各自の監督当局が規定する自己資本要件の対象となる。ソシエテ・ジェネラルの健全性に関する連結の対象外である規制対象の金融子会社および金融関連会社はすべて、当該会社の個別の自己資本要件を遵守している。一般的な原則として、すべての銀行は、単体ベースおよび連結ベースの二重の監督を受けなければならないが、CRRは、特定の条件の下で、権限のある当局が課す個別ベースの要件の免除を認めている。

監督当局は、当グループの事業体の一部が、個別ベースまたは（適用ある場合）下位連結ベースの健全性要件の対象とならない可能性があることについて容認している。監督当局が課す要件の免除の諸条件には、子会社の全般的な支払能力と流動性を確保するために当グループの支援を提供するという約束と、子会社が適用ある銀行規制に従って慎重に管理されることを確保するという約束が含まれる。

親会社の個別ベースでの監視の免除を適用するための条件は、支払能力および大口エクスポージャー比率に關してはCRRによって規定されており、以下の２つの条件を満たさなければならない旨定められている。

- 加盟国における親会社に対する株主資本の即時の移転または負債の迅速な返済について、法律上または事実上、現在または予想される重大な障害がないこと
- 連結ベースでの監督の目的上有益なリスクの評価、測定および管理手続が、加盟国における親会社を対象としていること

したがって、例えばソシエテ・ジェネラルSAは、個別ベースの健全性要件の対象外となっている。

親会社とその子会社との間の株式の移転または負債の返済は、現地において適用される資本および流動性に関する規制に準拠して実施される。

規制資本

国際財務報告基準（IFRS）に従い報告される通り、ソシエテ・ジェネラルの規制資本は以下の項目によって構成される。

普通株式等Tier 1 資本

適用される規制に従い、普通株式等Tier 1 資本は、主に以下の項目によって構成される。

- 普通株式（自己株式の買戻しおよび自己株式控除後）および関連する資本剰余金勘定
- 利益剰余金
- その他の包括利益の構成要素
- その他の準備金
- CRR／CRD 4により制限される少数株主持分

普通株式等Tier 1 資本からの控除には主として以下の項目が含まれる。

- 配当支払見込額
- のれんおよび関連繰延税金負債控除後の無形固定資産
- キャッシュ フロー ヘッジに係る未実現キャピタル ゲインおよびロス
- 当行の信用リスクに係る収益
- 繰越税金欠損金に係る繰延税金資産
- 閾値を超えた一時差異から生じる繰延税金資産
- 繰延税金資産を除く確定給付年金基金に係る資産
- 内部格付（IRB）手法で管理される顧客に対する貸出金および債権に関する期待損失と関連する評価調整および減損損失総額の合計額のプラスの差額
- 株式ポートフォリオ エクスポージャーに係る期待損失
- 健全性評価要件から生じる評価調整
- 1,250%加重される証券化エクスポージャー（かかるポジションがRWAの算出から除外される場合）

その他Tier 1 資本

CRR／CRD 4 規制に従い、その他Tier 1 資本は、当行が直接発行する超劣後債により構成され、以下の特徴を有する。

- これらの債券は永久債で、無担保かつ超劣後の債務を構成する。これらは当行のその他すべての債務（無期限および期限付の劣後債を含む。）に劣後し、普通株式の株主にのみ優先する。

- ソシエテ・ジェネラルは、これらの債券に係る利息およびクーポンの支払いの拒否を裁量的に選択することができる。かかる利息およびクーポンは分配可能な項目から支払われる。
- 利息およびクーポンのステップアップその他の償還に係るインセンティブを含まない。
- 損失を吸収する能力を有していなければならない。
- 破綻処理時において、または破綻処理措置とは無関係に、ヘアカットまたは転換される可能性がある。
- 欧州中央銀行による事前の承認を条件として、ソシエテ・ジェネラルはこれらの債券を一定の日付において償還することができるが、発行日から5年以内に償還することはできない。

その他Tier 1 資本の控除は主として下記の項目に適用される。

- AT 1 ハイブリッド自己株式
- 金融セクターの事業体により発行されたAT 1 ハイブリッド株式の保有
- 関連する事業体に対するT 1 最低要件を超える少数株主持分

Tier 2 資本

Tier 2 資本には以下の項目が含まれる。

- 永久超劣後債^(注)
 (注) 永久超劣後債に係る支払いは、連結の健全性規制のために、分配可能利益よりなされる。
- 期限付劣後債
- IRB手法で管理される顧客に対する貸出金および債権のエクスポージャーに関する評価調整および減損損失の合計額と、期待損失（IRB手法による信用リスクアセット合計の0.6%を上限とする。）のプラスの差額
- 標準的手法で管理される顧客に対する貸出金および債権のエクスポージャーに関する集会的な減損損失に関連する信用リスクに対する評価調整（信用リスクアセット合計の1.25%を上限とする。）

Tier 2 資本の控除は主として下記の項目に適用される。

- Tier 2 ハイブリッド自己株式
- 金融セクターの事業体により発行されたTier 2 資本ハイブリッド株式の保有
- 関連する事業体において最低資本要件額を超過した少数株主持分

すべての資本性証券およびその特徴は当グループのウェブサイト（www.societegenerale.com）で閲覧可能な「Universal Registration Document（フランス登録書類）」に詳述されている。

表 5：自己資本要件適格負債性金融商品の変動

(単位：百万ユーロ)	2019年 12月31日 現在	発行	償還	健全性の監 督による評 価に関する ヘアカット	その他	2020年 12月31日 現在
Tier 1 適格負債性金融商品	8,165	1,222	-	-	(557)	8,830
Tier 2 適格負債性金融商品	13,032	1,427	(266)	(1,088)	(518)	12,587
適格負債性金融商品合計	21,197	2,649	(266)	(1,088)	(1,075)	21,417

自己資本比率

自己資本比率は、当グループの資本（普通株式等Tier 1（CET 1）、Tier 1（T 1）または総自己資本（TC））と、リスク加重信用エクスポージャーならびに市場リスクおよびオペレーショナル リスクに係る資本要件に12.5を掛けたものの合計額とを比較することにより設定されている。これらは、RWAの割合として、自己資本の区分（普通株式等Tier 1（CET 1）、Tier 1（T 1）または総自己資本（TC））に従い表示される。

かかる比率は、決算処理後、四半期毎に計算され、規制要件と照らし合わされる。

第1の柱による規制上の最低資本要件は、CET 1は4.5%、T 1は6%、TCは8%と設定されている。この最低要件は、長期にわたり維持される。

第2の柱の最低要件（P2R）は、監督上の検証・評価プロセス（SREP）を経て、監督当局により設定されており、2019年3月1日以降は1.75%となっている。

これらの要件に加えて、以下の合計からなる全体のバッファ要件が設定されている。

■ それぞれの国における関連する信用リスク エクスポージャーにより加重された各国のカウンターシクリカル バッファ比率の平均。2021年1月1日現在、ソシエテ・ジェネラルのカウンターシクリカル バッファは、0.04%である。

■ 2016年1月1日現在有効な資本保全バッファ。2019年1月1日以降、最高水準は2.50%に設定されている。

■ 金融安定理事会（FSB）により課される当グループのG-SIBバッファは1%である。

規制上のバッファを総合して考慮した場合、最大分配可能額（MDA）に係るメカニズムを発動させる段階的に導入される普通株式等Tier 1比率は、2021年1月1日現在、9.02%である。

表6：ソシエテ・ジェネラルの健全性に関する資本要件の内訳

	2021年1月1日現在	2020年1月1日現在
第1の柱の最低要件	4.50%	4.50%
第2の柱の最低要件（P2R） ^{（1）}	0.98%	1.75%
カウンターシクリカル バッファの最低要件	0.04%	0.28%
資本保全バッファの最低要件	2.50%	2.50%
システミック バッファの最低要件	1.00%	1.00%
普通株式等Tier 1比率の最低要件	9.02%	10.03%

（1） ECBは、CRD 5指令の第104a条の規定を前倒しで施行することを決定した。かかる規定は、P2Rは（従前の100%の普通株式等Tier 1資本に代わり）最低56%の普通株式等Tier 1資本と75%のTier 1資本によって満たさなければならない旨定めている。

表 7：規制資本およびCRR／CRD 4 規制の自己資本比率⁽¹⁾

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日	2019年12月31日
株主資本（IFRS）（グループ持分）	61,684	63,527
超劣後債	(8,830)	(9,500)
永久劣後債	(264)	(283)
超劣後債および永久劣後債控除後のグループ連結株主資本	52,590	53,744
非支配持分	4,378	3,928
無形固定資産	(1,647)	(2,214)
のれん	(3,710)	(4,302)
（定時株主総会に対する）提案配当額ならびに超劣後債および永久劣後債に係る支払利息	(557)	(102)
控除および規制上の調整	(3,764)	(5,290)
普通株式等Tier 1 資本	47,290	45,764
超劣後債および優先株式	8,830	8,165
その他のその他Tier 1 資本	195	100
その他Tier 1 の控除項目	(136)	(137)
Tier 1 資本合計	56,179	53,892
Tier 2 商品	12,587	13,032
その他のTier 2 資本	240	37
Tier 2 の控除項目	(1,422)	(1,915)
規制自己資本合計	67,584	65,046
リスクアセット合計	351,852	345,010
信用リスクおよびカウンターパーティ信用リスクアセット	287,324	282,536
市場リスクアセット	15,340	14,513
オペレーショナル リスクアセット	49,188	47,961
自己資本比率		
普通株式等Tier 1 比率	13.4%	13.3%
Tier 1 比率	16.0%	15.6%
総自己資本比率	19.2%	18.9%

(1) 2020年12月の比率では、IFRS第9号の段階的導入が考慮されている（段階的導入を除く普通株式等Tier 1 比率は13.2%、段階的導入の影響は+28ベーシス ポイント）。2019年12月の数値には、欧州当局により課された配当支払制限による2019年の配当支払中止に係る修正再表示が反映されている。

2020年12月31日現在、自己資本比率は、普通株式等Tier 1 が13.4%（2019年12月31日現在は13.3%）およびTier 1 が16.0%（2019年12月31日現在は15.6%）であり、全体では19.2%（2019年12月31日現在は18.9%）であった。

2020年12月31日現在のグループ株主資本の総額は61.7十億ユーロであった（2019年12月31日現在は63.5十億ユーロ）。

2020年12月31日現在、非支配持分および規制上の調整の勘案後の普通株式等Tier 1 規制資本は47.3十億ユーロであった（2019年12月31日現在は45.8十億ユーロ）。その他Tier 1 の控除項目は主として、銀行および保険会社からの劣後借入のほか、自己保有その他Tier 1 資本性証券の買戻しの許可に関するものである。

表 8：CRR／CRD 4 規制下での普通株式等Tier 1 に係る規制上の控除および調整

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日	2019年12月31日
未認識少数株主持分	(2,507)	(2,094)
繰延税金資産	(1,226)	(1,903)
健全性評価調整	(884)	(935)
自己負債の価値の変動に関連する調整	289	217
その他	564	(575)
普通株式等Tier 1 に係る規制上の控除および調整の合計	(3,764)	(5,290)

「その他」に含まれるCRR／CRD 4 規制下での健全性に関する控除項目および修正再表示項目には、主として以下が含まれる。

- 内部格付（IRB）手法で管理される顧客に対する貸出金および債権に関する期待損失と関連する評価調整および減損損失の合計額のプラスの差額
- 株式ポートフォリオ エクスポージャーに係る期待損失
- キャッシュ フロー ヘッジに係る未実現損益
- 繰延税金資産を除く確定給付年金基金に係る資産
- 1,250%加重される証券化エクスポージャー（かかるポジションがRWAの算出から除外される場合）

リスクアセットおよび資本要件

バーゼル 3 合意では、銀行がさらされるリスクをより正確に評価するために、最低資本要件額の算出方法に係る規則が定められている。かかる算出においては、RWAを決定するための 2 つの手法、すなわち標準的手法およびカウンターパーティのリスク プロファイルモデリングした内部方式に基づく先進的手法に基づいて取引のリスク プロファイルを勘案する。

本項で取り上げるRWA総額（351.9十億ユーロ）は、2020年第 4 四半期および2020年通年に関するソシエテ・ジェネラル・グループの2021年 2 月10日の財務通信を通じて公表された金額と比較すると、0.5十億ユーロの差がある。この相違は、規制に基づき開示されている現在の情報において、IFRS第 9 号の経過規定の段階的導入が考慮されていることによるものである。

リスクアセットおよび資本要件の変動

表9：当グループの資本要件およびリスクアセット

(単位：百万ユーロ)	RWA		最低資本要件額	
	2020年12月31日	2019年12月31日	2020年12月31日	2019年12月31日
信用リスク（カウンターパーティ信用リスクを除く。）	247,423	251,113	19,794	20,089
うち標準的手法	86,000	93,302	6,880	7,464
うち基礎的IRB（F-IRB）手法	4,417	4,725	353	378
うち先進的IRB（A-IRB）手法	136,302	133,026	10,904	10,642
うち簡易リスク加重手法またはIMAに基づくエクイティIRB	20,704	20,061	1,656	1,605
カウンターパーティ信用リスク	26,330	19,567	2,106	1,565
うちCCPの清算基金への拠出に係るリスク エクスポージャー	986	1,077	79	86
うちCVA	3,131	2,586	250	207
決済リスク	77	41	6	3
銀行勘定における証券化エクスポージャー（上限適用後） ^{（1）}	5,486	3,762	439	301
うちSEC-ERBA（IAAを含む。）	2,951	1,836	236	147
うちSEC-IRBA	2,233	1,860	179	149
うちSEC-SA	301	66	24	5
うち1,250%／控除	-	-	-	-
市場リスク	15,340	14,513	1,227	1,161
うち標準的手法	1,728	1,373	138	110
うちIMA	13,612	13,140	1,089	1,051
大口エクスポージャー	-	-	-	-
オペレーショナル リスク	49,188	47,961	3,935	3,837
うち基礎的指標手法	-	-	-	-
うち標準的手法	2,250	2,470	180	198
うち先進的測定手法	46,938	45,491	3,755	3,639
控除基準を下回る金額（250%のリスク加重対象）	8,008	8,052	641	644
フロア調整	-	-	-	-
合計	351,852	345,010	28,148	27,601

（1） 2019年12月31日現在の銀行勘定における証券化に関連するRWAおよび資本要件の金額は、健全性手法による新たな分類に従って記載されている。

表10：主力事業部門およびリスクの種類別のリスクアセット（RWA）

(単位：十億ユーロ)	信用および カウンターパーティ 信用	市場	オペレーショナル	2020年合計	2019年合計
フランス国内リテール バンキング部門	94.4	0.1	4.4	98.9	97.8
国際リテール バンキング &金融サービス部門	102.3	0.1	5.6	108.0	115.3
グローバル バンキング& インベスター ソリュー ションズ部門	79.0	15.0	31.9	125.9	117.7
コーポレートセンター	11.6	0.2	7.3	19.1	14.1
グループ全体	287.3	15.3	49.2	351.9	345.0

2020年12月31日現在のRWA（351.9十億ユーロ）の内訳は以下の通りである。

- 信用リスクおよびカウンターパーティ信用リスクは、RWAの82%を占めている（うち36%が国際リテール バンキング&金融サービス部門）。
- 市場リスクは、RWAの4%を占めている（うち98%がグローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門）。
- オペレーショナル リスクは、RWAの14%を占めている（うち65%がグローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門）。

TLAC比率およびMREL比率

ソシエテ・ジェネラルに適用される総損失吸収力（TLAC）要件は、2022年1月1日まではRWAの16%、それ以降はRWAの18%となっており、これには2.5%の資本保全バッファ、1%のG-SIBバッファおよびカウンタークリシカル バッファを上乗せしなければならない。したがって、2020年12月31日現在、全体のTLAC要件は当グループのRWAの19.54%であった。

TLAC規則では、2022年1月からレバレッジ エクスポーチャーの6.75%が最低比率となるが、その前に、2019年以降6%の最低比率を達成することも規定されている。

2020年12月31日現在、ソシエテ・ジェネラルのTLAC比率は、RWAの28.6%、レバレッジ エクスポーチャーの9.2%に達している。

自己資本・適格債務に関する最低要件（MREL）は、2016年以降、欧州連合の信用機関および投資会社に適用されている。

TLAC比率と異なり、MRELは各機関に合わせて調整され、破綻処理当局によって定期的に改訂される。

2020年を通じて、ソシエテ・ジェネラルは、破綻処理当局である欧州・単一破たん処理委員会が要求する通り、総自己資本および適格債務の比率8%（5月まで）および8.51%（5月以降）を満たした。

レバレッジ比率

当グループは、2014年10月10日の委任法により改正されたCRRレバレッジ比率規則に従ってレバレッジの影響を計算し、また2021年6月から適用されるCRR 2による変更に従ってこれを管理している（ただし、2023年1月から適用される予定のG-SIBに関するものを除く。）。

レバレッジ比率の管理とは、当グループが自身について設定した目標としての比率の水準を達成するために行うものであり、Tier 1 資本（比率の分子）の金額の算定および当グループのレバレッジ エクスポージャー（比率の分母）の管理の両方を意味する。かかる目的のために、様々な事業のレバレッジ エクスポージャーが、財務部門の管理下に置かれる。

当グループは、パーゼル委員会の勧告において設定された3.5%の下限よりも大幅に高い連結レバレッジ比率を維持することを目標としている。当該勧告は、当グループに適用されるシステミック バッファの比率を含め、CRR 2により欧州において法制化されている。

2020年12月31日現在、ソシエテ・ジェネラルのレバレッジ比率は4.8%であった。これは、1,179十億ユーロのレバレッジ エクスポージャーに対して56.2十億ユーロのTier 1 資本を考慮したものである。（2019年12月31日現在のレバレッジ比率は4.5%で、レバレッジ エクスポージャーおよびTier 1 資本はそれぞれ1,200十億ユーロおよび53.9十億ユーロであった。）

表11：レバレッジ比率の概要および健全性に関する貸借対照表からレバレッジ エクスポージャーのへの移行
(1)

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日	2019年12月31日
Tier 1 資本 ⁽²⁾	56,179	53,892
健全性に関する貸借対照表における合計資産 ⁽³⁾	1,309,372	1,203,797
貸借対照表において認識されているが、レバレッジ比率エクスポージャーからは除かれる信託資産の調整	-	-
デリバティブ金融商品に対する調整	(118,705)	(80,869)
証券金融取引に対する調整 ⁽⁴⁾	5,988	(3,037)
オフバランスシートのエクスポージャー（貸付および保証コミットメント）	104,034	103,856
技術的調整および健全性に関する調整 （Tier 1 資本に係る健全性に関する控除）	(6,866)	(10,217)
技術的調整および健全性に関する調整（規制貯蓄の免除）	(17,087)	(13,268)
技術的調整および健全性に関する調整（中央銀行の免除）	(98,192)	-
レバレッジ比率エクスポージャー	1,178,543	1,200,262
レバレッジ比率	4.8%	4.5%

- (1) 2020年12月の比率では、IFRS第9号の段階的導入が考慮されている（段階的導入を除くレバレッジ比率は4.7%、段階導入の影響は+8 ベーシス ポイント）。2019年12月の数値には、欧州当局により課された配当支払制限による2019年の配当支払中止に係る修正再表示が反映されている。
- (2) 資本の概要については上記表7を参照のこと。
- (3) 連結貸借対照表と健全性に関する範囲における会計上の貸借対照表の調整については上記表3を参照のこと。
- (4) 証券金融取引とは、現先取引、有価証券貸付または借入取引その他これらに類似する取引をいう。

大口エクスポージャー比率

CRRは大口エクスポージャーを規制する条項を盛り込んでいる。したがって、ソシエテ・ジェネラルは、単一の受益者について当グループの自己資本の25%を超えるエクスポージャーを保有することを禁じられている。

大口エクスポージャー比率を算出するために使用される適格資本は、規制資本の総額であるが、Tier 2 資本の額については制限が存在する。Tier 2 資本はTier 1 資本の3分の1を超えてはならない。

大口エクスポージャーに関するバーゼル委員会の最終規則は、欧州においてCRR 2を通じて法制化されており、2021年6月から適用される。CRRからの主要な変更点は、今後、規制上の制限（25%）の算定を（Tier 1 およびTier 2 の累積に代わって）Tier 1 の割合として表示されるものにする、およびシステム上重要な金融機関同士の取引に対する制限（15%）の導入である。

金融コングロマリット比率

「金融コングロマリット」としても指定されるソシエテ・ジェネラル・グループは、ECBによる追加的な監督措置の対象である。

2020年12月31日現在、ソシエテ・ジェネラルの金融コングロマリット エクイティは銀行業務および保険業務の双方の自己資本要件を満たしている。

2020年6月30日現在の金融コングロマリット比率は、分子（「金融コングロマリットの自己資本」）を71.3十億ユーロ、分母（「金融コングロマリットの規制要件」）を50.0十億ユーロとする143%に修正された。

2019年12月31日現在の金融コングロマリット比率は145%であり、分子（「金融コングロマリットの自己資本」）は70.0十億ユーロ、分母（「金融コングロマリットの規制要件」）は48.4十億ユーロであった。

(5) 信用リスク

監査済 | 信用リスクとは、当グループの顧客、発行体またはその他のカウンターパーティが財政的責任を果たせなくなることから生じる損失リスクをいう。このリスクには、証券化業務に関連するリスクが含まれ、個人のリスク、カントリー リスクおよびセクター集中リスクにより、さらに高まる場合がある。▲

信用リスクの監視・監督システム

リスク負担に適用される一般原則

監査済 | リスクの承認手続は、以下の主要な原則に基づくものである。

- 顧客の事業監視部門およびリスク管理担当部署内の専任のリスク ユニットがそれぞれ独立して責任を負う書類の分析および検証。この事業監視部門およびリスク ユニットは、当グループのリスク負担が一貫したアプローチで行われることを確保するため、特定の顧客または顧客カテゴリーに関連するあらゆる承認要請を検証する。当該事業監視部門およびリスク ユニットは、互いに独立していなければならない。
- カウンターパーティの内部格付けは、承認方針の重要な基準である。これらの格付けは、事業監視部門により提案され、専任のリスク ユニットによって検証される。
- リテール顧客に関する承認プロセスは、リスク ユニットが管理するリスク分析ツール（スコア）に基づいている。与信の決定は、与信方針において予め規定された承認基準を遵守しなければならない。与信方針の有効性は定期的に評価される。
- 権限の委任システムは、主にカウンターパーティの内部格付けに基づいており、一方ではリスク ユニットに、他方では事業監視部門に、意思決定能力を付与する。

事業部門は、その与信決定に関する引当金および損失の負担を第1防衛ラインとして引き受ける。リスク部門は、集中リスクの高い国、地理的地域、セクター、商品または顧客の種類に関する信用ポートフォリオの限度額とともに、承認方針の改善についてCORISQに提言する。

リスク部門がCORISQに提示する月次リスク監視報告書は、特に当グループの信用ポートフォリオの改善について意見を述べ、ガイドラインの遵守を確保する。信用ポートフォリオの変化、CORISQによって検証された与信方針の変更、および当グループのリスクアペタイトに関する事項は、少なくとも四半期毎に取締役会のリスク委員会に提示される。▲

個別の集中度の監視

ソシエテ・ジェネラルは、大口エクスポージャーを制御する規制（リスク エクスポージャーの主要な規制上の限度額は、資本の25%）に従っている。さらに、当グループは、連結株主資本の10%というより厳しい内部限度額を設定しており、これは顧客グループに対するあらゆる集中エクスポージャーに適用される。2018年7月1日以降、金融安定化高等評議会は、フランス国内で設立された最も負債の多い企業に、適格資本の5%を上限とするエクスポージャー限度額を課している。

特に承認における個々の集中リスクを特定、管理するため、内部システムが実施される。例えば、内部格付けに基づく集中の基準値は、CORISQによって設定され、個々の集中に対する限度額の検証の管理を規定している。当グループが重大であると考えられる顧客グループに対するエクスポージャーは、経営執行部が議長を務める大口エクスポージャー委員会によって検討される。リスク特定の一環として、当グループは、顧客の種類および当グループが有する可能性のある典型的な個別の重大なエクスポージャー毎に、損失シミュレーションも実施する。

当グループは、過度に大きいと考えられる特定のエクスポージャーを縮小させるために、クレジット デリバティブを使用している。さらに、当グループは、大規模企業の融資プールにおける過剰なシェアの維持を回避することにより、その他の銀行パートナーとのリスクの相互負担を組織的に追求している。

カントリー リスクの監視

カントリー リスクは、エクスポージャー（貸出金、証券、保証またはデリバティブ）が規制的、政治的、経済的、社会的および財政的な状況の変化による悪影響を受けやすい場合に生じる。

カントリー リスクは、大きく2種類に分類される。

- 政治的な非移転リスクは、地方政府当局による行為または措置（債務者による債務履行を禁ずる決定、国営化、没収、非兌換性等）、国内事由（暴動、内戦等）または国外事由（戦争、テロリズム等）に由来する不払いリスクを対象とする。
- 各カウンターパーティの個別の財務状況とは無関係に、対象国の経済または金融危機に起因して、対象国のすべてのカウンターパーティの信用力が悪化する場合に、商業リスクが生じる。これは、マクロ経済ショック（事業活動の急激な後退、銀行システムの危機等）、通貨の下落またはその他の債務不履行を引き起こす可能性のある、対外債務に関する国家債務不履行となる可能性がある。

国々に対する全体的な限度額および／またはエクスポージャーの監視は、当該国の内部格付けおよび統治指標に基づき確立されている。かかる監督は、当該国のリスク水準に応じて強化される。

国に対する限度額は、リスク部門（または、特定の状況下では経営執行部）によって毎年承認される。かかる限度額は、当該国の状況が悪化するか、または悪化が予想される場合、随時下方修正される可能性がある。

当グループのすべてのエクスポージャー（証券、デリバティブ、貸出金および保証）は、こうした監視を通じて検討される。カントリー リスク手法では、リスクの当初所在国および最終所在国（保証に関連する効果の勘案後）を決定し、各カウンターパーティについて、国に対する限度額を用いて監視する。

特定の国のカントリー リスクの悪化またはそのような悪化が予想される場合、当該国の要注意リストへの登録手続が開始される。2020年中、数ヶ国が困難に直面したために要注意リストに登録された。

セクター別の監視

当グループは、事業セクター別の分析を通じて、その信用ポートフォリオ全体を定期的に見直している。この見直しは、業界調査（セクター別リスクの1年間の予想を含む。）およびセクター別集中度分析に依拠して行っている。

さらに、当グループは、CORISQの枠組の中で、特定のリスク プロファイルを示すポートフォリオ セグメントへのエクスポージャーをグループレベルまたは事業ユニット レベルで定期的に見直している。このように特定されたセクターまたはサブポートフォリオは、適切な場合は、ポートフォリオ限度額および特定の承認基準を通して、特定の監督に服する。限度額は、ポートフォリオの重要性およびリスク水準に応じて、経営執行部レベルまたは事業ユニット管理レベルのいずれかで監視されている。

この補完として、目下の問題に応じて、よりの絞ったセクター別調査および事業ポートフォリオ分析が、経営執行部、リスク部門または事業部門により実施される場合がある。

当グループのCORISQの特別な監視を受けるポートフォリオは、特に、以下の通りである。

- 一方ではフランス大都市圏、他方では欧州の国際リテール バンキング事業における個人および専門家の信用ポートフォリオ（リテール）。その他のリテール顧客は、事業ユニットのCORISQによりカバーされている。当グループは、特に、個人に供与される不動産ローンでクレディ ロジユマンの保証の対象となる最低比率について、リスクアペタイトの目標値を規定している。
- 石油およびガス セクターについては、当グループは、セクタープレイヤーの様々な種類の活動に適した与信方針を規定している。かかる方針は、石油埋蔵量により保証された資金調達、プロジェクトファイナンス、短期貿易金融取引を区別し、また地域的特性を考慮している。
- 商業用不動産セクターについては、当グループは、様々な種類の資金調達、地理的地域および／または業務に応じた組成ならびにエクスポージャーおよび限度額の監視のための枠組を規定している。
- レバレッジド ファイナンスにおいて、当グループは、対象範囲および管理手法におけるECBの定義（「レバレッジ取引に関するガイダンス」）を適用している。当グループは引き続き、レバレッジド バイアウト（LBO）のサブポートフォリオに特に注意を払っている。
- ヘッジ ファンドのエクスポージャーに対しては、特別な注意が払われる。当グループは、デリバティブ取引およびそのファンドの持分を担保とする財務活動を通じてヘッジ ファンドのリスクを負う。ヘッジ ファンドに関連するリスクは、個別の限度額ならびに市場リスクおよび誤方向リスクの全体的な限度額により統制される。
- シャドー バンキングに対するエクスポージャーは、2015年に公表されたEBAのガイドラインに沿って管理、監視される。このガイドラインは、リスクの特定、統制および特定されたリスクの管理における内部枠組に関する期待事項を特定したものである。CORISQは、シャドー バンキングに対するグローバルエクスポージャーの基準値を設定している。

信用ストレス テスト

信用リスクの特定、監視および管理を目的として、リスク部門は事業部門と協働して、国、子会社または事業活動に関連する一連の個別のストレス テストを実施している。これらの個別のストレス テストは、構造的にリスクを伴うとみなされるポートフォリオに対して実施される定期的なストレス テストと、新たなリスクを認識するための特別なストレス テストを組み合わせている。これらのストレス テストの一部はリスク委員会に提示され、該当する事業活動の構成方法に関する決定に活用されている。

信用リスクのストレス テストは、包括的な分析をより細かい手法で補完し、集中を含むリスクの特定、評価、運営管理の微調整を可能にする。またこれにより、債務不履行となったエクスポージャーと債務不履行となっていないエクスポージャーの双方について、IFRS第9号の手法に沿って、予想信用損失を予測している。対象範囲には、必要に応じて、市場活動に関するカウンターパーティ信用リスクが含まれる場合がある。

信用リスクのヘッジ

監査済 | 保証および担保

当グループは、市場銀行業務および商業銀行業務の双方に関して、信用リスクを低減させるための手法を使用している。これらの手法によって、債務者の支払不能リスクに対する部分的または完全な保護策が講じられる。

主要な分類は、以下の2つである。

- 人的保証は、主債務者の債務不履行時に第三者が当該主債務者に代わるために負う責務である。かかる保証は、銀行および同様の信用機関、住宅ローン保証機関（例えば、フランスのクレディ ロジュマン等）、モノラインまたはマルチラインの保険会社、輸出信用機関といった専門機関が提供する補償約定および補償制度を含む。広義には、信用保険およびクレジット デリバティブ（プロテクションの購入）もこの分類に属する。
- 担保は、不動産、コモディティまたは貴金属の形態の物的資産ならびに現金、高品質な投資、有価証券および保険証券といった金融商品で構成される。

適切なヘアカットは、担保の質および流動性を反映して、担保価値に適用される。

当グループは、そのリスク負担を軽減するために、特に証券を多様化（物的担保、人的保証およびその他（CDSを含む。））することによって、積極的にその証券を管理することを追求している。

与信承認手続において、保証および担保の価値、それらの法的強制力および保証人の債務支払能力の査定が実施される。かかる手続によって、担保または保証が資本要求指令（CRD）において規定される基準を満たすことが確認される。

保証人は、少なくとも年1回更新される内部格付けの対象となる。担保については、資産の時価および割引額から構成される予想処分価額に基づき、定期的に再評価を行っている。時価は、正常な競争条件の下で、評価日において当該商品と交換される価額に相当する。それは、比較可能な資産に基づいて算定されることが望ましいが、それがない場合は、妥当と認められるその他の方法（例えば、使用価値）によって算出される。この価額は、担保の質および流動性の状況によってヘアカットされる。

欧州規則第575/2013号（CRR）の要件に従い、当グループは、供与されたコミットメントに関連して保有されるすべての担保（金融担保、商業用不動産、住宅不動産、その他の担保権、リース保証）に対して、最低担保化頻度を適用する。

関連する市場における重大な変化、カウンターパーティの債務不履行や訴訟、またはリスク管理担当部署の要請が生じた場合には、より精緻な評価を行わなければならない。

さらに、LGDの一部として、信用リスクヘッジ方針の有効性が監視される。

担保（保証および担保）の定期的な評価のため、自動的評価が専門家の意見を問わず、また新規の競争のための与信決定においてか信用ファイルの年次更新においてかを問わず、事業部門毎に設けられた運用手順を検証することは、リスク管理担当部署の責務である。

保証および担保の額は、引当金を差し引いた貸出残高の額が上限であり、2020年12月31日現在は319十億ユーロ（2019年12月31日現在は302十億ユーロ）であり、そのうちの156十億ユーロがリテール顧客、163十億ユーロがその他のカウンターパーティであった（2019年12月31日現在はそれぞれ139十億ユーロおよび163十億ユーロ）。

当該保証および担保によりカバーされる貸出残高は、主に償却原価で測定する貸出金および債権に対するものであり、2020年12月31日現在は258十億ユーロであり、オフバランスシートのコミットメントに対しては51十億ユーロであった（2019年12月31日現在はそれぞれ238十億ユーロおよび57十億ユーロ）。

支払期限が到来している未回収の正常債権（ステージ1）および正常以下の債権（ステージ2）に係る保証および担保の額は、2020年12月31日現在は4.3十億ユーロ（2019年12月31日現在は4.5十億ユーロ）であり、そのうち1.7十億ユーロがリテール顧客、2.6十億ユーロがその他のカウンターパーティであった（2019年12月31日現在はそれぞれ1.5十億ユーロおよび3.0十億ユーロ）。

未回収の不良債権に係る保証および担保の総額は、2020年12月31日現在は4.5十億ユーロ（2019年12月31日現在は3.9十億ユーロ）であり、そのうちリテール顧客に対しては1.8十億ユーロ、その他のカウンターパーティに対しては2.7十億ユーロ（2019年12月31日現在はそれぞれ1.9十億ユーロおよび2.0十億ユーロ）であった。かかる額は、貸出残高の額が上限である。

法人集中リスクを管理するクレジット デリバティブの利用

当グループは、法人向けクレジット ポートフォリオの管理において、主として、特定の貸出先、セクターおよび地域への集中を抑制し、積極的なリスク・資本管理手法を実行するために、クレジット デリバティブを利用する場合がある。

コーポレート&インベストメント バンキング部門において、業績&希少資源管理（PSR）チームは、リスク部門および事業部門と緊密に連携して、ポートフォリオの過度な集中を抑制し、特定のカウンターパーティの信用力の低下に迅速に対応し、資本配分の改善策を提案する。PSRは、信用および貸出ポートフォリオにおける業績監視および希少資源管理の定義および効果的配置を担当する部署の一部である。

法人向けクレジット デリバティブを通じたプロテクションの総購入残高は変わりなく、2020年12月末現在の名目価値は2.5十億ユーロ、これに対応する2020年12月末現在の公正価値は7.3百万ユーロであった（2019年12月末現在の名目価値は2.5十億ユーロ、これに対応する公正価値はマイナス16百万ユーロ）。新たな業務は、主に資本配分の承認（1.9十億ユーロ増）、および、それより程度は下回るものの、集中リスク低減（0.6十億ユーロ）を目的として行われている。

2020年において、欧州の投資適格債の発行に係るクレジット デフォルト スワップ（CDS）の спреッド（iTraxx index）は変動が激しく、3月末には最高値の151ベースス ポイントとなった後、下降傾向（当該指数は2020年12月末には50ベースス ポイントに達した。）をたどった。プロテクションの平均満期期間の短縮により、ポートフォリオの全体的な感応度（ベースス ポイントの価額）は下降している。

プロテクションの大部分（2020年12月31日現在の残高のうち98%）は、欧州の清算機関から購入され、すべて、「投資適格」の格付け（BBB－以上）を有するカウンターパーティについて行われている。

さらに、資産計上額（2019年12月31日現在の2.4十億ユーロに対し、2020年12月31日現在は1.3十億ユーロ）および負債計上額（2019年12月31日現在の2.0十億ユーロに対し、2020年12月31日現在は1.4十億ユーロ）は、主に取引目的で保有されているクレジット デリバティブの公正価値に相当する。

信用保険

当グループは、融資の一部について商業的および政治的な不払いリスクに対するヘッジを行うために、最近数年間にわたり民間保険会社との関係を発展させている。

かかる業務は、当グループの経営執行部により承認されるリスク枠組および監視システムにおいて実施される。かかるシステムは、業務に関する全体的な限度額（満期毎の下位の限度額を伴う。）およびさらに厳密な適格基準を満たさなければならないカウンターパーティである保険会社毎の個別の限度額に基づいている。非投資適格国における付保された取引についても限度額が存在する。▲

表12：信用リスクの軽減措置－概要

	2020年12月31日			
(単位：百万ユーロ)	保証されていない エクスポージャー －簿価	保証された エクスポージャー －簿価	担保により 保証された エクスポージャー	財務保証により 保証された エクスポージャー
貸出金総額	442,980	262,058	104,775	157,282
債券総額	62,035	5,590	5,486	104
エクスポージャー総額	505,014	267,648	110,262	157,386

2019年12月31日現在の表は、以下の通り修正されている。

	2019年12月31日			
(単位：百万ユーロ)	保証されていない エクスポージャー －簿価	保証された エクスポージャー －簿価	担保により 保証された エクスポージャー	財務保証により 保証された エクスポージャー
貸出金総額	391,647	250,974	116,495	134,479
債券総額	63,907	3,225	3,225	
エクスポージャー総額	455,555	254,200	119,720	134,479

債務不履行の新たな定義

監査済 | 欧州銀行監督機構（EBA）は、2021年1月1日から適用される、規則（EU）第575／2013号第178条に基づく債務不履行の定義の適用に関するガイドラインを公表し、また欧州中央銀行（ECB）は、遅くとも2020年12月31日に適用される、期日経過債権の重要性評価基準に関する規則（EU）第2018／1845号を公表した。当該ガイドラインおよびECB規則の目的は、欧州連合全域における債務不履行の定義を一致させ、EUの銀行が自行の資本ポジションに規制要件を適用する方法の一貫性の向上に寄与することである。

これらは、特に、非不履行状態への復帰条件（猶予期間の導入）、条件緩和したローンの債務不履行への分類に関する明確な基準、および期日経過支払を債務不履行として特定するための重要性基準（絶対額および相対額）の導入を含む、債務不履行の定義の適用に関するあらゆる側面を明確にしている。

2020年7月6日以降、当グループは、内部格付手法を用いて資本要件を決定する事業体について、債務不履行エクスポージャーの特定のためにこれらの新規定を適用している。

標準的手法に基づくその他の事業体は、2021年1月1日以降これらの新規定を実施しており、予想損失の算定に用いる内部パラメータは、当グループ全体において同日付で調整される。

当グループの予備的評価によれば、債務不履行貸出金の特定に関して規定された分類は、予想信用損失（ECL）の認識に関するIFRS第9号の規定に従ってステージ3のエクスポージャーが回収懸念であるかを評価するために用いる基準に依然として一致している。当グループは、これらの新しい規制上の債務不履行条項の実施に起因する変更は、当グループの連結財務諸表に重大な影響を与えないと考えている。▲

減損

監査済 | 減損には、正常債権（ステージ1およびステージ2）の減損および不良債権（ステージ3）の減損が含まれる。

各ステージに分類されたエクスポージャー

分類方法については、下記「第6 経理の状況、1 財務書類、1.1 連結財務諸表、(6) 連結財務諸表に対する注記」の注3.8の会計方針およびCOVID-19の危機に関する特定の項に記載されている。これらの方法は、COVID-19に伴う健康・経済危機の状況を考慮して、2020年に調整された。

予想信用損失の推計

ステージ1および2の予想信用損失の算出方法は、計算入力値（A-IRB手法およびF-IRB手法に基づくエクスポージャーのデフォルト確率およびデフォルト時損失率、ならびに標準的手法に基づくエクスポージャーの引当率）の設定方法の判断の基礎となるバーゼルの枠組に基づくものである。

当グループのポートフォリオは、リスク特性の一貫性や、グローバルおよび地域のマクロ経済変数とのより適切な相関を確保する目的で区分されている。この区分により、当グループのあらゆる特殊事情への対処が可能となっている。この区分は、債務不履行および信用損失の一意性を保証するためにバーゼルの枠組において定義されているものと一致または類似している。

正常債権（ステージ1およびステージ2）の減損

減損は、12ヶ月の予想信用損失（一般的な場合）または全期間の予想信用損失（貸出が実行されてから信用リスクが悪化した契約）の推計に基づいて正常債権について計上される。

かかる減損は、デフォルト率およびデフォルト時損失に関する仮定を用いて算出される。これには、マクロ経済予測、または事業セクターもしくは国に特有の予測が考慮される。当該仮定は、各グループの特徴、その経済環境に対する感応度および過去データに基づき、同種グループの資産によって調整される。当該仮定は、リスク部門によって定期的に見直されている。▲

予想信用損失は、当グループのすべての事業体について、当グループのエコノミストが設定した3つのマクロ経済シナリオの平均確率に従って、2019年12月31日付で算出した。基準シナリオおよびストレス シナリオは、当グループが予算計画および自社のストレス テストの実施で用いるものに対応している。2020年12月31日現在、当該シナリオは更新され、現状を反映している。また、不確実性の高まりを考慮して、ストレスほど深刻ではなく、中心的シナリオと比べてやや低い感応度を反映する第4のシナリオを規定した。

IFRS第9号の実施以降に用いられ、債務不履行と経済変数との間の過去の相関に基づいて調整されたモデルは、現在の危機の2つの特殊性、すなわちGDPの落込みの大きさと例外的な支援策のために、もはや適切ではなくなった。その結果、モデルの入力値は、2020年から2022年にかけて予想される債務不履行の増加に対応するように調整されている。

2019年12月31日付で使用した確率は、基準シナリオと実際のシナリオの結果の差異（プラスの差異およびマイナスの差異）の25年間にわたる過去の観測値に基づいており、2019年12月31日現在、中心的シナリオについては74%、ストレス シナリオについては16%、楽観シナリオについては10%に相当する。2020年12月31日現在、ストレス シナリオおよび楽観シナリオの加重率は、ほぼ変わっていない（ストレス シナリオでは15%、楽観シナリオでは10%）。中心的シナリオの以前の加重率（75%）は、中心的シナリオ（65%）と「拡張シナリオ」と呼ばれる第4のシナリオ（10%）に分割されている。

この方式は、特定の景気循環セクターにおける債務不履行や回収をより適切に予測するために、セクター調整（予想信用損失を増減させる。）によって補完される。これらのセクター調整は四半期毎に見直され、更新される。これらの調整は、過去に債務不履行のピークを迎えているか、または特に現在の危機へのエクスポージャーが高く、また当グループのエクスポージャーが毎年リスク部門により決定され、見直される基準を超えている、景気循環的経済セクターに関して行われる。最後に、モデル化できない将来のリスク（主に法律や規制の変更）および債務不履行と経済変数との間の相関がモデル化されていない簡便な手法に基づくポートフォリオのリスクの高まりを考慮に入れるために、専門家の意見（予想信用損失を増減させる。）に基づく損失引当金が維持および増額されている。これらのデータは四半期毎に更新される。

不良債権（ステージ3）の減損

監査済 | 減損は、債務不履行の客観的根拠が認められる場合に、関連するカウンターパーティについて計上される。減損額は、債権額の回収可能性によって影響される。予想されるキャッシュ フローは、カウンターパーティの財政状態、経済的な見通しおよび要求されるかまたは要求される可能性のある保証に基づいて予測されている。

信用損失の推計方法は、COVID-19に伴う健康・経済危機の状況を考慮に入れて、2020年に改訂された。下記「第6 経理の状況、1 財務書類、1.1 連結財務諸表、(6) 連結財務諸表に対する注記」の注1では、使用したマクロ経済シナリオの特徴について、また注3.8のCOVID-19の危機に関する特定の項ではモデル調整について記載している。▲

変数および区分について、次の表に記載する。

	範囲	マクロ経済変数
リテール	フランス	フランスの成長率
		フランスのインフレ率
		フランスの失業率
		フランスの10年利回り
リテール以外	ルーマニア	ルーマニアの成長率
		ユーロ／ルーマニア・レウ為替レート
		ルーマニアの失業率
	イタリア	イタリアの失業率
	金融機関	EURIBOR - EONIA 3ヶ月スワップの спреッド
		米国の成長率
		ブラジルの成長率
		インドの成長率
		中国の成長率
		ロシアの成長率
		日本の成長率
		米国の成長率
		ユーロ圏の成長率
	フランスのミドルマーケット企業	フランス企業の利益マージン
		フランスの成長率
	地域社会	フランスの成長率
	フランスの中小企業	フランス企業の利益マージン
		フランスの成長率
	中小企業（フランスを除く。）	ルーマニアの成長率
		ルーマニアの失業率
		ユーロ圏の成長率

リスク測定および内部格付け

2007年以降、ソシエテ・ジェネラルは、エクスポージャーの大部分に対し、信用リスクに関する資本要件を算出するために内部手法（内部格付けに基づくIRB手法）を適用することを監督当局から認可されている。

格付モデルの監視システムは、規制要件に従って運営され、本項「リスク測定および内部格付け」で詳細に説明されている。

当グループは、「IRBリペア」プログラムの一部としてEBAが公表した規定に従い、またECBが行う審査の任務（TRIM（内部モデルのターゲット審査））を踏まえて、内部信用リスクモデルのシステムを整備し、これらの新しい要件を厳格に遵守していく計画である。当グループ内でこの方向性を有するプログラム（「オスマン」）が開始され、以下のような側面を扱っている。

- モデルのアーキテクチャーの簡素化および監査能力の向上：新デフォルト定義（NDoD）に基づく新モデルをゼロから開発し、またEBAおよびECBの期待値を自然に統合することにより、または一定の現行モデルを標準化することによる。
- チェーン全体のデータの品質向上およびトレーサビリティの強化

- 特にシステムの構造および監視（「バックテスト」）に関するチームの役割および責務の検討
- 一定のITアプリケーションの見直しとその合理化
- より完全な規範的基盤および監督当局とのより緊密な監視関係の確立
- 監督当局との協議に基づく、IRB手法の導入計画および標準的手法の維持（恒久的部分適用（PPU））

標準的手法の対象となるエクスポージャーは、主に国際リテール バンキング部門におけるリテール顧客およびSME（中小企業）のポートフォリオに関するものである。当グループは、標準的手法に基づいて処理されるリテール バンキングを除くエクスポージャーについては、主にスタンダード&プアーズ、ムーディーズおよびフィッチの各格付機関ならびにフランス銀行からの外部格付けを使用する。ある第三者についていくつかの格付けが入手可能な場合は、上から2番目の格付けが用いられる。

内部手法の全般的な枠組

監査済 | IRB手法で資本要件を算出するために、ソシエテ・ジェネラルはそのリスクアセット（RWA）および取引の性質、カウンターパーティの質（内部格付けによる）およびリスク軽減のために講じられるすべての措置を勘案した上で被る可能性のある期待損失（EL）を推計する。

RWAの算出は、ソシエテ・ジェネラルの内部リスク測定システムによって推計するバーゼル対応のパラメータに基づいて行う。

- デフォルト時エクスポージャー（EAD）の価値は、カウンターパーティが債務不履行に陥った場合の当グループのエクスポージャーと定義される。EADには、オンバランスシートのエクスポージャー（貸出金、売掛金、未収収益および市場取引等）ならびに内部または規制上の信用換算率（CCF）を使用して算出されるオフバランスシートのエクスポージャーの割合が含まれる。
- デフォルト確率（PD）：当行のカウンターパーティが1年以内に債務不履行に陥る可能性
- デフォルト時損失率（LGD）：カウンターパーティが債務不履行に陥った場合にエクスポージャーに対して被る損失と、デフォルト時におけるエクスポージャーの額の比率

これらのパラメータの推計は、専門家や経営判断によって補完されることもある定量的な評価システムに基づいて行われる。

さらに、格付け（対象範囲、見直しの頻度、格付承認手続等）ならびに監督、バックテストの実施およびモデルの検証に関する規定について一連の手続が定められている。とりわけ、この一連の手続は、これらのポートフォリオのモデルに不可欠な補完物である批判的に吟味する人的な判断を支えている。

ソシエテ・ジェネラル・グループは、以下の事項も勘案する。

- 保証者のリスク加重が債務者のそれよりも有利な場合、保証者のPD、LGDおよびリスク加重の算定を債務者のものと代用する（エクスポージャーが保証者に対する直接のエクスポージャーとしてみなされる。）ことによる保証およびクレジット デリバティブの影響
- 保証としての担保（物的または金銭）。かかる影響は、LGDのレベルで考慮される。▲

極めて限られた範囲ではあるものの、ソシエテ・ジェネラルは、基礎的IRB手法（当行は債務不履行の可能性のみを予測し、LGDおよびCCFパラメータは監督当局が直接定める。）を、子会社であるフランファイナンスエンタープライズ、ソジェリースおよびスター リースに付与されるものを含む特定の貸出金エクスポージャーのポートフォリオに対しても適用している。

さらに、当グループは、ABCP（資産担保コマーシャル ペーパー）の証券化のための規制上の資本要件を算出するための手法として、IAA（内部評価手法）の使用認可を規制当局から受けている。

IRBA手法による資本要件の算定目的以外にも、当グループの信用リスク測定モデルは、当グループの業務活動の管理に寄与している。かかるモデルは、取引の組成、価格形成および承認をするためのツールを構成しながら、事業部門およびリスク担当部署に対して与えられる認可決定の上限設定に寄与する。

表13：バーゼル手法別のEAD⁽¹⁾の内訳

	2020年12月31日	2019年12月31日
IRB手法	83%	81%
標準的手法	17%	19%
合計	100%	100%

(1) 信用リスクおよびカウンターパーティ信用リスク

表14：当グループにおけるIRB手法および標準的手法の適用範囲

	IRB手法	標準的手法
フランス国内リテール バンキング部門	ポートフォリオの大半	子会社のソジェリースを含む一部のリテール顧客のポートフォリオ
国際リテール バンキング&金融サービス部門	子会社のKB（チェコ共和国）、CGI、フィディタリア、GEFA、SGリーシング SPA、フレール リーシング SPA、SGEFイタリア	その他の子会社
グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門	コーポレート&インベストメントバンキング部門のポートフォリオの大半 プライベート バンキング事業、証券サービス事業および仲買業に関しては、主に以下の子会社のリテールポートフォリオ：SGBTルクセンブルク、SGBTモナコ、SGプライベートバンキング スイス	プライベート バンキング事業、証券サービス事業および仲買業に関しては、銀行および企業、SGハンブロスに付与されるエクスポージャー
コーポレートセンター	ポートフォリオの大半	—

法人顧客の信用リスク測定

当グループは、法人（専門金融を含む。）、銀行およびソブリンのポートフォリオについては、以下のシステムを実施している。

格付システムおよびこれに関連するデフォルト確率

格付システムは、内部の尺度に従って（各等級は過去20年超にわたってスタンダード＆プアーズが観測してきた過去の級数を用いて判断される債務不履行の可能性を示す。）、各カウンターパーティに対して格付けを行う。

次の表は、主要な外部信用評価機関の尺度（参考値）およびこれに対応する平均デフォルト確率ならびに当グループの内部格付けの尺度を示す。

カウンターパーティに対する格付けは、概して1つのモデルに基づいて提案され、信用アナリストにより調整される可能性があり、その後検証のためにリスク管理部に提出される。

カウンターパーティの格付モデルは、とりわけ、カウンターパーティの種類（法人、金融機関および公共事業体等）、法人の置かれている地理的地域および規模（通常は年間収益により査定される。）に基づいて構築される。

法人の格付モデルは、顧客の債務不履行の場合の統計モデル（回帰手法）により実証されている。かかるモデルは、法人の持続可能性および支払能力を評価する財務データに基づく定量的なパラメータならびに経済的側面および戦略的側面を評価する定性的パラメータを組み合わせる。

表15：ソシエテ・ジェネラルの内部格付けの尺度およびこれに対応する格付機関の尺度（参考値）

デフォルト確率の幅	カウンターパーティの内部格付け	これに相当するスタンダード＆プアーズの格付け（参考値）	これに相当するフィッチの格付け（参考値）	これに相当するムーディーズの格付け（参考値）	内部のデフォルト確率（1年間）
0.00 ～ <0.25	1	AAA	AAA	Aaa	0.009%
	2+	AA+	AA+	Aa1	0.014%
	2	AA	AA	Aa2	0.020%
	2-	AA-	AA-	Aa3	0.026%
	3+	A+	A+	A1	0.032%
	3	A	A	A2	0.036%
	3-	A-	A-	A3	0.061%
	4+	BBB+	BBB+	Baa1	0.130%
0.25 ～ <0.50	4	BBB	BBB	Baa2	0.257%
0.50 ～ <0.75	4-	BBB-	BBB-	Baa3	0.501%
0.75 ～ <2.50	5+	BB+	BB+	Ba1	1.100%
	5	BB	BB	Ba2	2.125%
2.50 ～ <10.00	5-	BB-	BB-	Ba3	3.260%
	6+	B+	B+	B1	4.612%
	6	B	B	B2	7.761%
10.00 ～ <100	6-	B-	B-	B3	11.420%
	7+	CCC+	CCC+	Caa1	14.328%
	7	CCC	CCC	Caa2	20.441%
	7-	C/CC/CCC-	CCC-	Caa3	27.247%

LGDモデル

デフォルト時損失率（LGD）は、取引に関するあらゆるパラメータおよびカウンターパーティが債務不履行に陥った場合の債権の回収に際して発生する費用も考慮に入れて算出される経済的損失である。

リテール顧客を除いたデフォルト時損失率（LGD）を推計するために使用されるモデルは、担保が差し入れられたか否か、またかかる担保が適格なものであるか否か（該当する場合）に応じて、規制上のサブポートフォリオ、資産の種類、取引またはカウンターパーティの規模および地域毎に適用される。これにより特に回収、手続および法的環境における同種のリスク プールの特定が可能になる。

債務不履行に陥っている債権の数が十分足りている場合、かかる推計は、統計を基にする。このような状況下では、かかる推計は、長期間にわたって観測された回収データに基づいて決定される。債務不履行の数が不十分な場合には、推計は専門家により修正または決定される。

信用換算率（CCF）モデル

オフバランスシートのエクスポージャーについて、当グループは、「引出期間が定まっている期限付貸出金」商品および回転信用枠に対して内部手法を使用する権限が与えられている。

表16：モデルおよび手法の主要な特徴－法人顧客

モデル化された パラメータ	バーゼル資産の ポートフォリオ およびカテゴリー	手法、モデルの数	手法 債務不履行／損失の年数
デフォルト確率 (PD)	法人顧客		計量経済学的手法
	ソブリン	1 手法	低いデフォルト率のポートフォリオ
	公共部門の事業体	地理的地域に従う 4 モデル	格付プロセス（財務比率および定性的なアンケートの組合せに基づく。）に統計（回帰）／専門家の手法を用いる
	金融機関	カウンターパーティの種類（銀行、保険、ファンド、金融仲介機関、ファンドオブ ファンズ）に従う11モデル	低いデフォルト率のポートフォリオ 定性的なアンケートに基づく専門家モデル
	専門金融	取引の種類に従う 3 モデル	低いデフォルト率のポートフォリオ
	大企業	地理的地域に従う 9 モデル	格付プロセス（財務比率および定性的なアンケートの組合せに基づく。）に主に統計モデル（回帰手法）を用いる
	中小企業	企業の規模および地理的地域に従う19モデル	債務不履行は、8 年から10年の期間観測 格付プロセス（財務比率、定性的なアンケートおよび行動スコアの組合せに基づく。）に主に統計モデル（回帰手法）を用いる
			債務不履行は、8 年から10年の期間観測

モデル化された パラメータ	バーゼル資産の ポートフォリオ およびカテゴリー	手法、モデルの数	手法 債務不履行／損失の年数
デフォルト時 損失率 (LGD)	公共部門の事業体 —サブリン	カウンターパーティの種類 に従う6モデル	過去のデータおよび専門家判断に従って調整 損失は10年超にわたって観測
	大企業一定額手法	24モデル（担保の種類に従 う定額手法）	専門家判断によって修正された過去のデー タに従って調整 損失は10年超にわたって観測
	大企業一割引手法	16モデル（回収可能な担保 の種類に従う割引手法）	専門家判断によって修正された過去の市場 データに従った統計の調整 損失は10年超にわたって観測
	中小企業	15モデル（担保または無担 保の種類に従う定額手法）	専門家判断によって修正された過去のデー タに従った統計の調整 損失は10年超にわたって観測
	プロジェクト ファイナンス	9モデル（プロジェクトの 種類に従う定額手法）	専門家判断によって修正された過去のデー タに従った統計の調整 損失は10年超にわたって観測
	金融機関	5モデル（カウンターパー ティの種類（銀行、保険、 ファンド等）および担保の 種類に従う定額手法）	専門家判断によって修正された過去のデー タに従った統計の調整 損失は10年超にわたって観測
	その他の特定 ポートフォリオ	6モデル（ファクタリン グ、買取するオプション付 きのリースおよび他の特定 の事例）	専門家判断によって修正された過去のデー タに従った統計の調整 損失は10年超にわたって観測
信用換算率 (CCF)	大企業	5モデル（引出期間が定 まっている期限付貸出金、 回転信用、チェコの企業）	セグメント毎に調整されたモデル 債務不履行は10年超にわたって観測
期待損失（EL）	不動産取引	スロットティングにより2モ デル	専門家判断および定性的なアンケートに基 づく統計モデル 低いデフォルト率のポートフォリオ

内部モデルのパフォーマンスの監視

法人顧客の信用システム全体のパフォーマンス レベルは、ポートフォリオ毎にPD、LGDおよびCCFの推定値と実際の結果を比較する定期的なバックテストにより測定される。かかる測定により、IRB手法において使用されたリスク パラメータの健全性を測定することが可能となっている。

バックテストの結果および是正計画は、審議および承認のため専門家の委員会に提出される（下記「信用リスク モデルのガバナンス」を参照のこと。）。かかるシステムに慎重さが足りないと思なされた場合、バックテストの結果により、是正計画の履行を正当化することができる。

上記の結果は、当グループのポートフォリオ全体を対象としている。バックテストでは、デフォルト確率の推定値（債務者別の加重算術平均）と観測結果（過去の年間デフォルト率）を比較する。過去のデフォルト率は、2007年から2019年までの期間の正常債権に基づいて算出された。

過去のデフォルト率は、すべてのバーゼル ポートフォリオにおいて引き続き安定していた。デフォルト確率の推定値は、すべてのバーゼル ポートフォリオおよびほとんどの格付けにおける過去のデフォルト率よりも高くなっている。また、新たな規制要件を遵守し、既存モデルにおいて特定された弱点に対処するため、最も規模の大きいポートフォリオについて、新たな内部モデルが開発されていることに留意すべきである。

表17：リスク パラメータの比較：PDの推定および実際の価値—法人顧客

2020年12月31日							
バーゼル ポートフォリオ	加重平均 PD	算術平均 PD	債務者数				過去の 年間平均 債務 不履行率
			前年度末	当年度末	当年度において 債務不履行で あった債務者数	うち当年度にお いて新たに債務 不履行となった 債務者数	
ソブリン	0.1%	1.0%	729	621	-	-	0.2%
機関	0.2%	0.9%	5,582	4,166	10	1	0.3%
専門金融	1.4%	2.6%	2,289	2,339	28	4	2.1%
大企業	1.1%	3.5%	37,285	36,592	493	57	1.5%
中小企業	3.3%	5.3%	97,833	97,695	2,752	420	3.3%

2019年12月31日							
バーゼル ポートフォリオ	加重平均 PD	算術平均 PD	債務者数				過去の 年間平均 デフォ ルト率
			前年度末	当年度末	当年度において 債務不履行で あった債務者数	うち当年度にお いて新たに債務 不履行となった 債務者数	
ソブリン	0.1%	0.6%	645	729	1	-	0.2%
機関	0.2%	0.7%	4,230	5,582	6	-	0.3%
専門金融	1.3%	2.3%	2,234	2,289	14	2	2.2%
大企業	1.0%	3.1%	36,637	37,285	407	35	1.6%
中小企業	3.1%	5.5%	99,378	97,833	2,609	404	3.2%

表18：リスク パラメータの比較：LGDの推定および実際の価値—法人顧客

バーゼル ポートフォリオ	2020年12月31日	
	A-IRB LGD ⁽¹⁾	健全性マージンを除いた予想損失
大企業	38% ⁽²⁾	33%
中小企業	39%	25%

(1) 無担保の上位LGD

(2) 大企業の内部モデルのターゲット審査 (TRIM) を受けた大企業の無担保LGDの調整

「観測されたEAD/A-IRB EAD」比率の計算方法は改訂されている。

バーゼル ポートフォリオ	2019年12月31日	
	A-IRB LGD ⁽¹⁾	健全性マージンを除いた予想損失
大企業	34%	33%
中小企業	39%	27%

(1) 無担保の上位LGD

リテール顧客の信用リスク測定

当グループは、個人顧客、SCI（不動産投資会社（*Sociétés civiles immobilières*））および専門家顧客で構成されるリテール ポートフォリオについて、以下のシステムを実施している。

格付システムおよびこれに関連するデフォルト確率

リテール顧客のカウンターパーティのデフォルト確率のモデリングは、IRBA手法によりエクスポージャーを記録する当グループの各事業部門により具体的に実施されている。かかるモデルは、カウンターのパーティの支払実績のデータを組み込む。顧客の種類により分けられ、リテール顧客、専門家顧客、零細事業および不動産投資会社（*Sociétés civiles immobilières*）で分類される。

各セグメントのカウンターパーティは、それぞれ債務不履行の可能性を負っており、統計的モデルを用いて、同種のリスク プールに自動的に分類される。かかる推計は、スルー ザ サイクル (TTC) 手法を用いて可能な限り完璧な債務不履行のサイクルを推計するように安全マージンにより調整される。

LGDモデル

リテール顧客のデフォルト時損失率 (LGD) を推計するためのモデルは、事業部門のポートフォリオ毎に、また担保の有無次第で商品毎に適用される。

業務上の回収プロセスと一貫して、一般的に推計手法は、まず融資の解除時に債務不履行に陥っている融資の割合の推計を行い、その後かかる融資の解除が行われた場合に発生する損失の推計を行う 2 段階のモデリング プロセスに基づいている。

期待損失は、債務不履行に陥ったエクスポージャーの内部での長期にわたる過去の回収データを用いて推計される。かかる推計は、下降により起こりうる影響を反映するため安全マージンにより調整される。

CCFモデル

オフバランスシートのエクスポージャーについて、ソシエテ・ジェネラルは、回転融資ならびにリテール顧客および専門家顧客が保有する当座預金口座における当座貸越の推計を適用する。

表19：用いられているモデルおよび手法の主要な特徴－リテール顧客

モデル化された パラメータ	バーゼル資産の ポートフォリオ およびカテゴリー	モデルの数	手法 債務不履行／損失の年数
デフォルト確率 (PD)	リテール顧客		
	住宅不動産	事業体、保証の種類（証券、住宅ローン）、カウンターパーティの種類（個人または専門家、VSB、不動産投資会社（SCI））に従う 8 モデル	統計モデル（回帰手法）、行動スコア 5 年超にわたって観測された債務不履行
	個人顧客へのその他貸出金	事業体ならびに貸出金の性質および目的に従う 15 モデル：個人融資、消費者融資、自動車ローン等	統計モデル（回帰手法）、行動スコア 5 年超にわたって観測された債務不履行
	更新エクスポージャー	事業体および貸出金の性質（当座預金口座における当座貸越、回転信用、または消費者融資）に従う 5 モデル	統計モデル（回帰手法）、行動スコア 5 年超にわたって観測された債務不履行
	専門家および零細事業（VSB）	事業体および貸出金の性質（中期および長期の投資用貸出金、短期貸出金、自動車ローン）、およびカウンターパーティの種類（個人または不動産投資会社（SCI））に従う 10 モデル	統計モデル（回帰または分割手法）、行動スコア 5 年超にわたって観測された債務不履行

モデル化された パラメータ	バーゼル資産の ポートフォリオ およびカテゴリー	モデルの数	手法 債務不履行／損失の年数
デフォルト時 損失率 (LGD)	住宅不動産	事業体、保証の種類（証券、住宅ローン）およびカウンターパーティの種類（個人または専門家、VSB、不動産投資会社（SCI））に従う 8 モデル	現在のフローに基づく期待回収可能フローの統計モデル
			必要に応じて専門家意見によって修正されたモデル
	個人顧客へのその他貸出金	事業体ならびに貸出金の性質および目的に従う17モデル：個人融資、消費者融資、自動車ローン等	損失および回収可能フローは10年超にわたって観測
			現在のフローに基づく期待回収可能フローの統計モデル
	更新エクスポージャー	事業体および貸出金の性質（当座預金口座における当座貸越、回転信用、または消費者融資）に従う 7 モデル	必要に応じて専門家意見によって修正されたモデル
			損失および回収可能フローは10年超にわたって観測
信用換算率 (CCF)	専門家および零細事業	事業体および貸出金の性質（中期および長期の投資用貸出金、短期貸出金、自動車ローン）、ならびにカウンターパーティの種類（個人または不動産投資会社（SCI））に従う12モデル	現在のフローに基づく期待回収可能フローの統計モデル
			必要に応じて専門家意見によって修正されたモデル
信用換算率 (CCF)	更新エクスポージャー	回転信用商品および個人当座貸越のための事業体毎の12の調整	損失および回収可能フローは10年超にわたって観測
			5年超にわたって観測された債務不履行をセグメント毎に調整したモデル

内部モデルのパフォーマンスの監視

リテール顧客の信用システム全体のパフォーマンス レベルは、PD、LGD、CCFモデルのパフォーマンスを観測し、推計数値と実際の数値を比較する定期的なバックテストにより測定される。

毎年、同種の各リスク プールに関して観測される長期の平均デフォルト率は、PDと比較される。必要に応じて、十分な安全マージンを保つためにPDの調整が行われる。モデルの識別レベルおよびポートフォリオにおける構成の変化もまた、測定される。

上記の結果は、当グループのポートフォリオ全体を対象としている。バックテストでは、デフォルト確率の推定値（債務者別の加重算術平均）と観測結果（過去の年間デフォルト率）を比較する。過去のデフォルト率は、2010年から2019年までの期間の正常債権に基づいて算出された。信用顧客は、EBAが2016年12月14日に公表した改訂ガイドライン（EBA/GL/2016/11）に沿って算入されている。

過去のデフォルト率は、すべてのバーゼル リテール ポートフォリオにおいて比較的安定しているが、デフォルト確率は低下している。実際、特にCOVID-19の影響下でとられた政府の施策により、カウンターパーティの質は人為的に改善されている（最良のリスク クラスへの移動）。リスク スコアは、主に不払日数および現金残高に基づくため、（i）不払日数の凍結および（ii）政府保証融資の支払いによる人為的な現金残高の増加の影響を受ける。

表20：推定リスク パラメータの比較：PDの推定および実際の価値—リテール顧客⁽¹⁾

2020年12月31日						
バーゼル ポートフォリオ	加重平均 PD	算術平均 PD	債務者数			過去の年間 デフォルト率
			前年度末	当年度末	当年度において 債務不履行であった 債務者数	
個人顧客への その他貸出金	2.3%	3.3%	2,251,637	2,244,161	28,691	3.5%
不動産融資	1.0%	1.0%	879,422	886,357	4,090	1.1%
回転信用	4.4%	2.2%	7,886,771	7,403,642	145,516	2.1%
VSBおよび専門家	2.8%	2.7%	823,464	811,861	19,762	3.8%

2019年12月31日						
バーゼル ポートフォリオ	加重平均 PD	算術平均 PD	債務者数			過去の年間 デフォルト率
			前年度末	当年度末	当年度において 債務不履行であった 債務者数	
個人顧客への その他貸出金	2.4%	3.6%	2,244,707	2,251,637	47,721	3.4%
不動産融資	1.2%	1.1%	850,310	879,422	7,461	1.1%
回転信用	5.0%	2.3%	7,552,793	7,886,771	154,816	2.1%
VSBおよび専門家	3.9%	4.0%	828,042	823,464	37,021	3.8%

（1） 2020年9月30日現在入手可能な最新の数値に基づくデータ

表21：リスク パラメータの比較：LGDおよびEADの推定および実際の価値－リテール顧客

2020年12月31日

バーゼル ポートフォリオ	A-IRB LGD	健全性マージンを除いた予想損失	観測されたEAD／A-IRB EAD
不動産融資（保証付き エクスポージャーを除く。）	18%	11%	—
回転信用	46%	41%	74%
個人顧客へのその他貸出金	28%	24%	—
VSBおよび専門家	28%	22%	79%
当グループ リテール顧客合計	25%	20%	75%

「個人顧客へのその他貸出金」ポートフォリオにおける変動は、対象範囲の変更によるものである。

2019年12月31日

バーゼル ポートフォリオ	A-IRB LGD	健全性マージンを除いた予想損失	観測されたEAD／A-IRB EAD
不動産融資（保証付き エクスポージャーを除く。）	18%	12%	—
回転信用	45%	39%	73%
個人顧客へのその他貸出金	26%	21%	—
VSBおよび専門家	28%	22%	76%
当グループ リテール顧客合計	25%	19%	74%

信用リスク モデルのガバナンス

信用自己資本の推計モデルは、グローバルなモデル リスク管理の枠組に従わなければならない（下記「(12) モデル リスク」を参照のこと。）。

第1防衛ラインは、モデルのライフサイクルを通して、モデル リスク管理に関するガバナンス規則に従って、モデルの設計、生産、使用および監視に責任を負う。これには、開発、実施段階における信用リスク内部モデルのトレーサビリティや、毎年のバックテストが含まれる。各モデル ファミリーの特殊性、特に規制環境に応じて、第2防衛ラインは、モデル ファミリーのバックテストの実施を決定する可能性がある。このような場合、第2防衛ラインは、当該モデル ファミリー専用の基準を定義し、（モデルの所有者を初めとして）第1防衛ラインにバックテストの結果を通知する責任がある。

リスク部門に直属するモデル リスク部は、すべての信用リスク モデルに関する第2 防衛ラインの役割を果たす。独立したモデル レビュー チームは、その任務の遂行のために、モデルの理論的な頑健性（設計と開発の質の評価）の管理の指針、実施と用途の適合性、モデルの妥当性に関する継続的なフォローアップに依拠する。独立したレビュー プロセスは、（i）レビューの範囲、実施されたテスト、レビューの結果、結論または提言を概説した報告書、および（ii）レビューおよび承認委員会（信用リスク モデルの場合は、それぞれ「モデル委員会」および「専門家委員会」）で締めくくられる。モデルの管理システムにより、様々な機関およびプロセス（グループ モデル リスク管理委員会、リスクアペタイト報告書／リスクアペタイト フレームワーク、提案の監視等）の枠組内で、リスク部門に対しては繰り返し、また経営執行部（CORISQ）に対しては毎年、報告が行われる。モデル リスク部門は、特に、新たなモデル、バックテストの結果、および信用自己資本の推計モデルの変更について検討する。自己資本の算出に使用する内部モデルのフォローアップに関する2014年5月20日付委任規則（EU）第529／2014号に従い、当グループの信用リスク測定システムのモデルが変更された場合は、同規則が以下の通り定める当該変更の重要性に応じて、権限のある監督当局に対して2種類の通知を行わなければならない。

- 導入の前に承認を求めなければならない重要な変更
- 権限のある当局に通知しなければならないその他の変更：（i）導入前、規則により定義される基準に基づき、重要でない変更は、監督当局に通知される（事前通知）。否定的な反応がなければ、2ヶ月以内にかかる変更を導入することができる。（ii）導入後、これらの変更は、少なくとも年に1回は詳細な報告書にて権限のある当局に報告される（事後通知）。

内部監査部門は、第3 防衛ラインとして、モデル リスク管理の枠組の全般的な有効性（モデル リスク ガバナンスの妥当性および第2 防衛ラインの活動の効率性）を定期的に評価し、独立したモデル監査を実施する責任を負う。

気候リスク — 移行リスクに対する感応度の測定

監査済 | 移行リスクがソシエテ・ジェネラルの法人顧客の信用リスクに与える影響は、当グループの主な気候変動関連リスクとして特定されている。

この影響を測定するために、当グループは、最もエクスポージャーの高いカウンターパーティの信用分析を強化することを目的とした脆弱性指標を、段階的に導入している。▲

定量的情報

監査済 | 本項において信用エクスポージャーに使用される測定法は、EAD（デフォルト時エクスポージャー）（オンバランスシートおよびオフバランスシート）である。EADは、標準的手法に基づき、担保および引当金の控除後で計算される。▲

EADは、（別段の記載がない限り）置換効果の影響を考慮に入れた後に、保証人の特徴に応じて分類される。

昨年から導入されたデータの表示は、2016年12月に欧州銀行監督機構（EBA）が公表した健全性に関する開示要件のガイドライン（文書番号EBA/GL/2016/11）に沿ったものである。

かかる表示は、第3の柱に対するEBAの要件に関連して、COREPの規制上の財務諸表のポートフォリオにおいて記載されるエクスポージャーの種類を特徴としている。

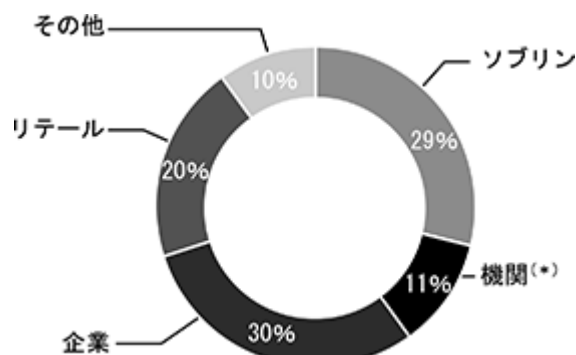
詳細については、当グループのウェブサイト（www.societegenerale.com）で閲覧可能な「Risk Report Pillar 3（リスク報告書（第3の柱））」の「6.6 Quantitative information（定量的情報）」および「6.7 Additional quantitative information on credit risk（信用リスクに係る追加の定量的情報）」に記載されている。

監査済 | 信用リスク エクスポージャー（カウンターパーティ信用リスクを含む。）

2020年12月31日現在、当グループのデフォルト時エクスポージャー（EAD）は、1,004十億ユーロであった。

当グループのリスク エクスポージャー（EAD）の種類別構成比（2020年12月31日現在）

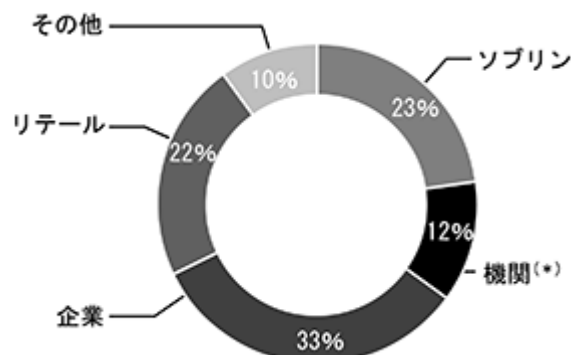
オンバランスシートおよびオフバランスシートのエクスポージャー（EADの額は1,004十億ユーロ）



(*) 機関：バーゼルの分類による銀行および公共部門のポートフォリオ

当グループのリスク エクスポージャー（EAD）の種類別構成比（2019年12月31日現在）

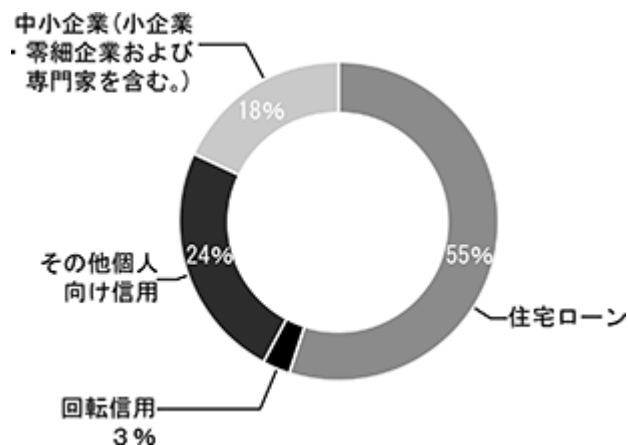
オンバランスシートおよびオフバランスシートのエクスポージャー（EADの額は918十億ユーロ）



(*) 機関：バーゼルの分類による銀行および公共部門のポートフォリオ

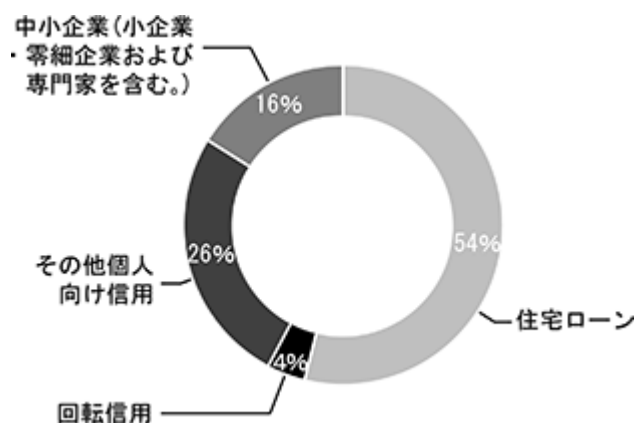
当グループのリテール向けリスク エクスポージャー（EAD）の種類別構成比（2020年12月31日現在）

オンバランスシートおよびオフバランスシートのエクスポージャー（EADの額は202十億ユーロ）

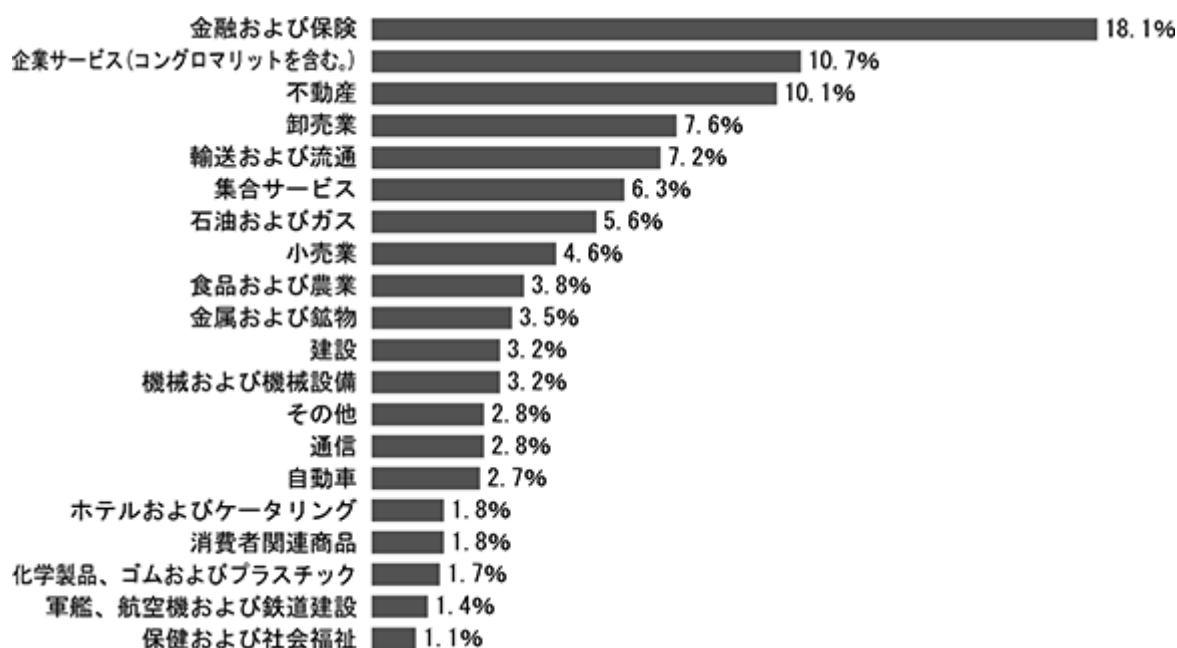


当グループのリテール向けリスク エクスポージャー（EAD）の種類別構成比（2019年12月31日現在）

オンバランスシートおよびオフバランスシートのエクスポージャー（EADの額は203十億ユーロ）



当グループの法人向けエクスポージャーのセクター別構成比（バーゼル ポートフォリオ）



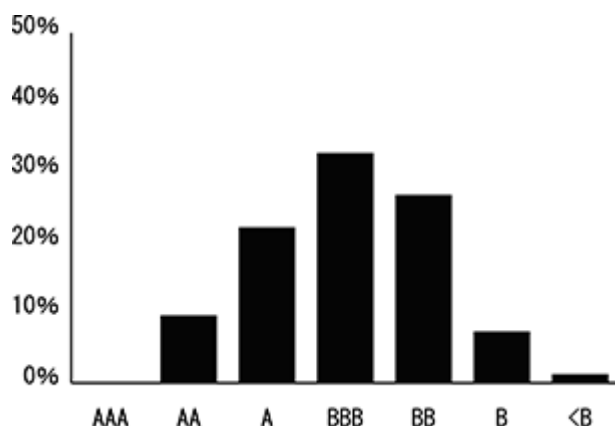
法人向けポートフォリオのEADは、債務者の特徴に基づき、置換効果の影響（信用リスクの対象範囲：債務者リスク、発行体リスクおよび再構築リスク）を考慮に入れる前に、バーゼルの規則に従って表示されている（保険会社、ファンドおよびヘッジ ファンドを含む大企業、中小企業、専門金融ならびにファクタリング事業）。

2020年12月31日現在、法人向けポートフォリオは339十億ユーロであった（EADで計測されるオンバランスシートおよびオフバランスシートのエクスポージャー）。3つのセクターは、それぞれポートフォリオの10%超を占めた（金融および保険、企業サービス、不動産）。上位10社のカウンターパーティに対する当グループのエクスポージャーは、このポートフォリオの6%に相当する。

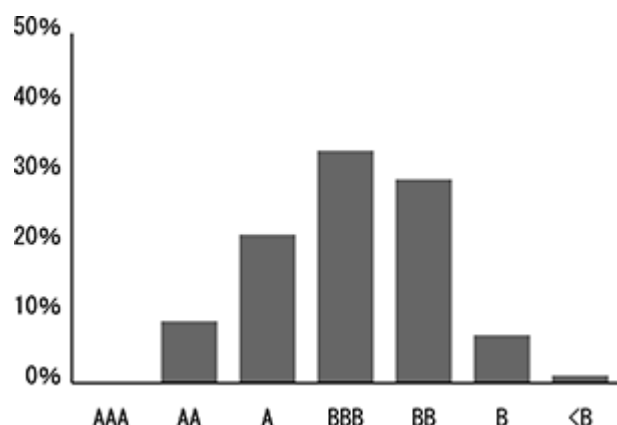
法人顧客および銀行顧客に対するエクスポージャー

法人顧客に対する内部格付別リスク構成比（2020年12月31日現在）

（EADの額に対する比率）



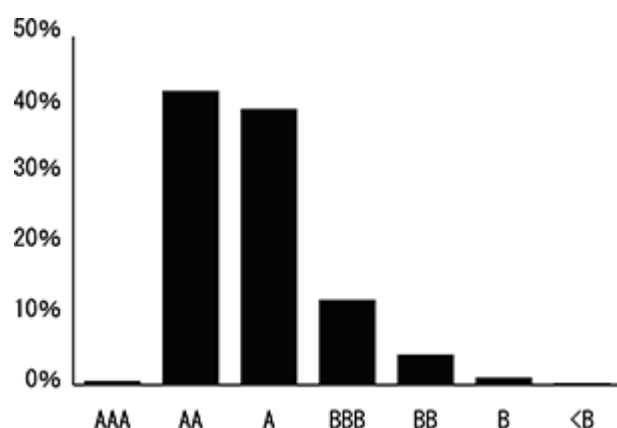
法人顧客に対する内部格付別リスク構成比（2019年12月31日現在）
（EADの額に対する比率）



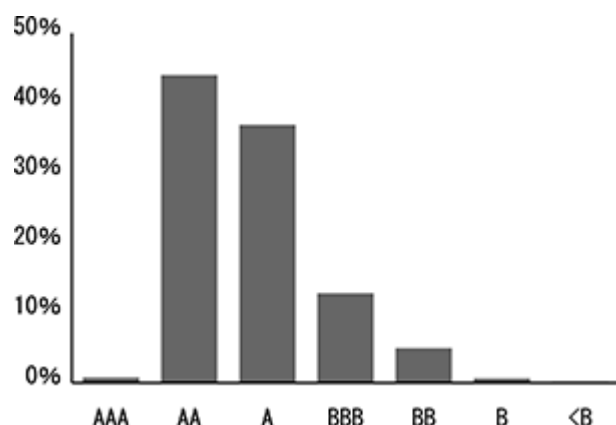
法人顧客の対象範囲は、IRB手法（専門金融の加重による健全性の分類基準は除く。）に基づいて計上された、あらゆる部門のすべての法人顧客ポートフォリオの正常債権で構成されており、そのEADは264十億ユーロとなっている（標準的手法を含めた法人向けバーゼル ポートフォリオの合計EADは296十億ユーロ）。ソシエテ・ジェネラル・グループの法人カウンターパーティに対するエクスポージャーの格付別構成比は、ポートフォリオの質が健全であることを示している。これは内部カウンターパーティ格付システムに基づいており、上記のスタンダード&プアーズの格付相当で表示されている。

2020年12月31日現在、ポートフォリオの大半は投資適格、すなわち、スタンダード&プアーズの格付相当でBBB一超の内部格付けを有するカウンターパーティであった（法人顧客の65%）。投資不適格とされたカウンターパーティとの取引は、非常に多くの場合、伴うリスクを低減させるため、保証および担保により裏付けられていた。

銀行顧客に対する内部格付別リスク構成比（2020年12月31日現在）
（EADの額に対する比率）



銀行顧客に対する内部格付別リスク構成比（2019年12月31日現在）
（EADの額に対する比率）



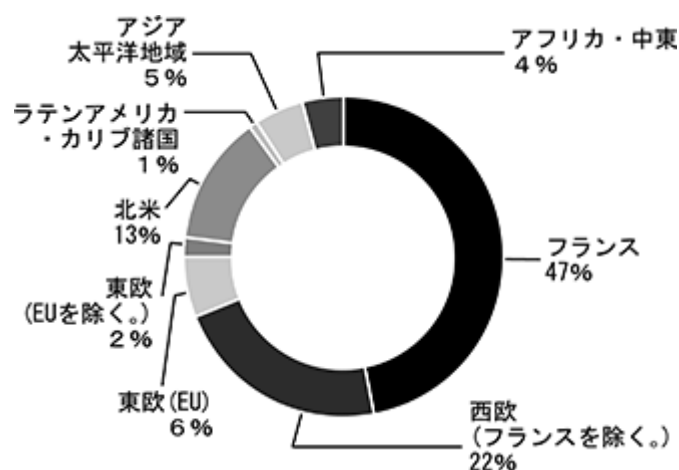
銀行顧客の対象範囲は、IRB手法に基づいて計上された、あらゆる部門のすべての銀行顧客ポートフォリオの正常債権で構成されており、そのEADは62十億ユーロとなっている（標準的手法を含めた銀行向けバーゼルポートフォリオの合計EADは106十億ユーロ）。ソシエテ・ジェネラル・グループの銀行カウンターパーティに対するエクスポージャーの格付別構成比は、ポートフォリオの質が健全であることを示している。これは内部カウンターパーティ格付システムに基づいており、上記のスタンダード&プアーズの格付相当で表示されている。

2020年12月31日現在、銀行顧客に対するエクスポージャーは投資適格のカウンターパーティ（エクスポージャーの95%）および先進国（90%）に集中している。

当グループのエクスポージャーの地域別構成比

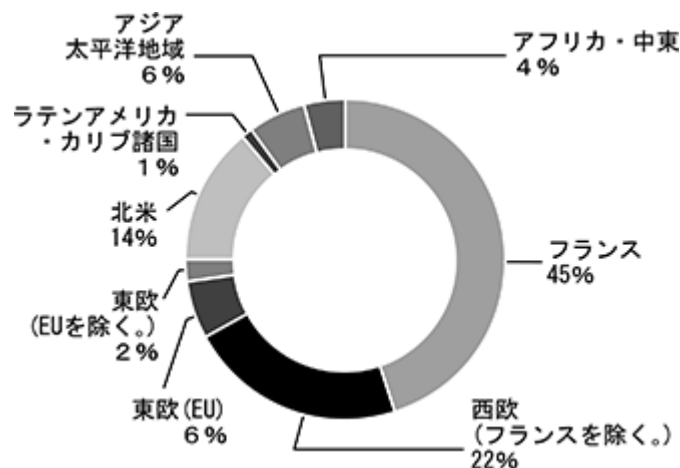
当グループのリスク エクスポージャーの地域別構成比（2020年12月31日現在）

（すべての種類の顧客を含む。）：1,004十億ユーロ



当グループのリスク エキスポージャーの地域別構成比（2019年12月31日現在）

（すべての種類の顧客を含む。）：918十億ユーロ

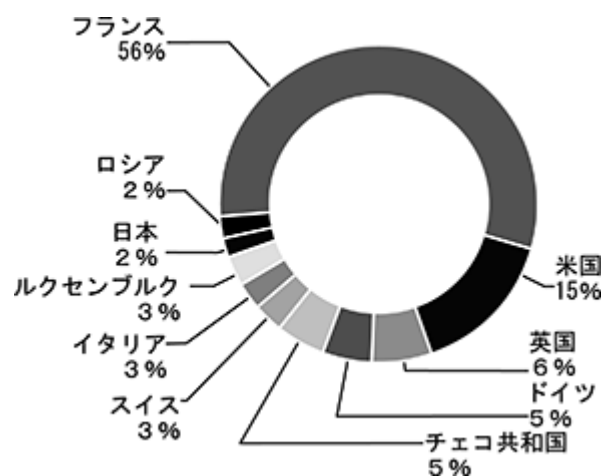


2020年12月31日現在、当グループのオンバランスシートおよびオフバランスシートのエクスポージャーのうち、90%が先進国^(注)に集中していた。貸出残高全体の半分相当がフランス国内の顧客向け（32%が非リテール ポートフォリオ、15%がリテール ポートフォリオに対するエクスポージャー）であった。▲

（注） IMFの2020年10月付世界経済見通し書類の定義による。

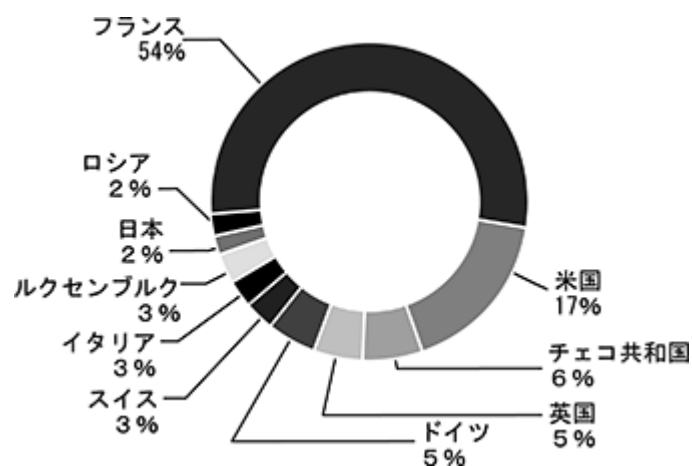
当グループのリスク エキスポージャーの地域別構成比（上位10ヶ国）

（2020年12月31日現在）：844十億ユーロ



当グループのリスク エクスポージャーの地域別構成比（上位10ヶ国）

（2019年12月31日現在）：761十億ユーロ



2020年12月31日現在、当グループの全体のエクスポージャーの84%（すなわち844十億ユーロのEAD）を上位10ヶ国が占めた（2019年12月31日現在は83%および761十億ユーロのEAD）。

表22：上位5ヶ国におけるエクスポージャー（信用リスクおよびカウンターパーティ信用リスク）の種類別構成比（単位：%）

	フランス		米国		英国		ドイツ		チェコ共和国	
	2020年	2019年	2020年	2019年	2020年	2019年	2020年	2019年	2020年	2019年
ソブリン	29%	19%	31%	33%	32%	14%	19%	17%	31%	29%
機関	9%	9%	16%	16%	18%	27%	16%	18%	4%	4%
企業	22%	27%	40%	38%	33%	37%	25%	27%	29%	30%
リテール	32%	37%	0%	0%	4%	10%	21%	22%	34%	35%
その他	8%	8%	13%	13%	13%	12%	19%	16%	2%	2%

信用リスクおよびカウンターパーティ信用リスクにおけるリスクアセット（RWA）および資本要件の変動

表23：手法別リスクアセット（RWA）の変動（信用リスクおよびカウンターパーティ信用リスク）

（単位：百万ユーロ）	RWA IRB手法	RWA 標準的手法	RWA 合計	資本要件 IRB手法	資本要件 標準的手法	資本要件 合計
前報告期間終了日現在のRWA （2019年12月31日）	175,359	104,549	279,908	14,029	8,364	22,393
資産規模	3,542	(4,118)	(577)	283	(329)	(46)
資産内容	3,985	700	4,685	319	56	375
モデル アップデート	13,605	200	13,805	1,088	16	1,104
手法および方針	(3,830)	1,382	(2,448)	(306)	111	(196)
買収および売却	(1,613)	(1,518)	(3,130)	(129)	(121)	(250)
外国為替の変動	(3,273)	(3,508)	(6,782)	(262)	(281)	(543)
その他	(367)	(979)	(1,346)	(29)	(78)	(108)
報告期間終了日現在のRWA （2020年12月31日）	187,407	96,708	284,115	14,993	7,737	22,729

上記の表の数値には、CVA（信用評価調整）は含まれない。

2020年におけるRWA（CVAを除く。）の4.2十億ユーロの増加は、下記の主要な要因によるものである。

- TRIM（内部モデルのターゲット審査）による10十億ユーロの増加を含む、モデル効果の13.8十億ユーロの増加
- 2020年に行った様々な事業売却（SGバンク・オ・ザンティル（0.4十億ユーロの減少）およびSGフィナンス（2.5十億ユーロの減少）を含む。）に関連した健全性に関する対象範囲の変更（3.1十億ユーロの減少）
- 主にユーロに対する米ドルの下落（2.8十億ユーロの減少）、ユーロに対するロシア・ルーブルの下落（1.8十億ユーロの減少）、ユーロに対するチェコ・コルナの下落（0.5十億ユーロの減少）およびユーロに対する英ポンドの下落（0.4十億ユーロの減少）に関連する外国為替による影響（6.8十億ユーロの減少）

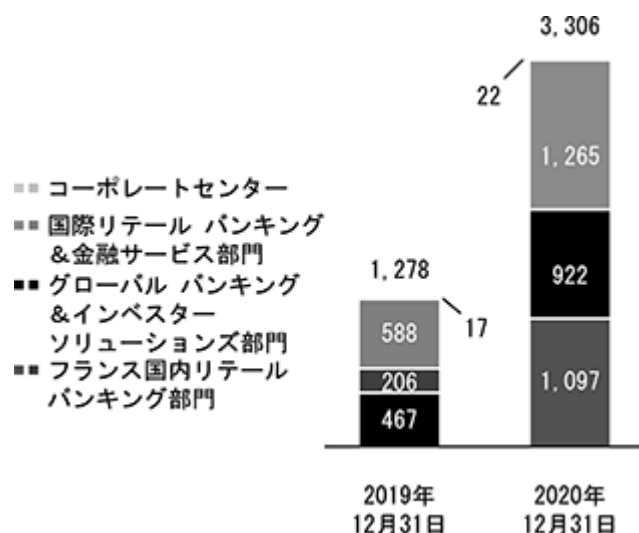
かかる影響は、下記の通り定義される。

- 資産規模：帳簿記載の金額および構成（新規事業部門および支払期日の到来した貸出金を含む。）への根本的な変更を指すが、事業体の買収および売却による変更は含まれない。
- 資産内容：格付けの遷移または同種の影響といった借入人リスクの変更に起因する当行の資産価値の変化
- モデル アップデート：モデルの適用、モデルの範囲の変更、またはモデルの弱点に対処する一切の変更に起因する変化

- 手法および方針：既存の規制の改訂および新規の規制の双方を含む規制の変更による、算出手法の変更
 に起因する変化
- 買収および売却：事業体の買収および売却に起因する帳簿記載の金額の変化
- 外国為替の変動：外国通貨の為替変動等の市場の不安定性から生じる変化
- その他：上記の項目に当てはまらない変化を記録するための項目

純リスク費用

当グループの純リスク費用の推移（単位：百万ユーロ）



2020年の当グループの純リスク費用は、2019年比159%増の3,306百万ユーロであった。経済見通しの悪化に伴うステージ1／ステージ2のリスクの上昇や、それより程度は少ないものの、主に上半期に発生した債務不履行によるステージ3のリスクの上昇から、リスク費用は2019年に比べて急増した。

したがって、リスク費用（決算前4四半期の開始時点における平均残高（オペレーティング リースを含む。）のベースス ポイントで表示される。）は、2019年の25ベースス ポイントに対し、2020年は64ベースス ポイントであった。

- フランス国内リテール バンキング部門において、2020年の商業的リスク費用は、将来の不振を予想したステージ1／ステージ2に関する30ベースス ポイントを含み、2019年の24ベースス ポイントから52ベースス ポイントに増加した。
- 国際リテール バンキング&金融サービス部門の2020年のリスク費用は96ベースス ポイント（2019年は43ベースス ポイント）まで増加した。これは主に上半期の債務不履行によるものであり、29ベースス ポイントはステージ1／ステージ2のリスク費用によるものであった。
- グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門のリスク費用は57ベースス ポイントであった（2019年は13ベースス ポイント）。このリスク費用にはステージ1／ステージ2のリスク費用19ベースス ポイントが含まれている。

監査済 | 残高総額および信用リスクの引当金の分析

以下の表は、減損および引当金の対象となる残高（バランスシートおよびオフバランスシート）の詳細を表している。

これらの表は、以下の範囲を含む。

- 有価証券（買戻条件付で受け取った有価証券を除く。）、顧客および信用機関に対する貸出金ならびに償却原価または持分による公正価値で測定する同等物
- 中央銀行への預け金
- オペレーティング リースおよびファイナンス リース
- 融資コミットメントおよび保証コミットメント
- 清算機関への保証預け金

2020年以降、引当金計上可能な残高には、以下の項目が含まれている。

- 連結貸借対照表のその他の資産に計上される清算機関への保証預け金。2020年12月31日現在、9十億ユーロである。
- フランス国外における仲買業（旧ニューウェッジ）に関する残高。これらの残高は、2020年12月31日現在、51十億ユーロである。

信用リスク エクスポージャーは、主に以下の項目により、840十億ユーロから158十億ユーロ増加して、998十億ユーロとなった。

- 特にフランスの中央銀行への預け金の増加に関連するソブリンに対するエクスポージャーの増加（68十億ユーロ増）
- 旧ニューウェッジの仲買業（51十億ユーロ増）および清算機関への保証預け金（9十億ユーロ増）の残高を統合したことによる、特に西欧、アジア・太平洋地域および北米の銀行に対するエクスポージャーの増加（66十億ユーロ増）
- 特に政府保証融資（19十億ユーロ増）による、法人に対するエクスポージャーの増加（15十億ユーロ増）。健康危機の影響により、被害を受けやすいセクターへのエクスポージャーをステージ1からステージ2に移行したことも留意すべきである。

減損および引当金は、11.6十億ユーロから1.3十億ユーロ増加し、12.9十億ユーロとなった。減損および引当金の変動については、下記「第6 経理の状況、1 財務書類、1.1 連結財務諸表、(6) 連結財務諸表に対する注記」の注3.8に記載されている。▲

監査済 | 表24：引当金計上可能な残高および引当金のバーゼル ポートフォリオ別内訳

2020年12月31日								
(単位:百万ユーロ)	残高				減損および引当金			
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計
ソブリン	232,976	483	121	233,580	4	1	69	74
機関	113,467	969	69	114,505	10	71	17	98
企業	313,623	54,819	9,943	378,385	590	1,517	5,082	7,189
リテール	204,820	19,536	8,052	232,408	573	738	4,103	5,414
その他	36,964	2,297	121	39,382	65	55	4	124
合計	901,850	78,104	18,306	998,260	1,242	2,382	9,275	12,899

2019年12月31日								
(単位:百万ユーロ)	残高				減損および引当金			
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計
ソブリン	165,237	183	109	165,529	5	6	67	78
機関	48,200	506	36	48,742	9	42	12	63
企業	342,066	12,536	8,683	363,285	542	626	4,717	5,885
リテール	204,232	16,673	8,558	229,463	465	549	4,560	5,574
その他	32,880	247	5	33,132	18	4	3	25
合計	792,615	30,145	17,391	840,151	1,039	1,227	9,359	11,625

監査済 | 表25：引当金計上可能な残高および引当金の地域別内訳

2020年12月31日								
(単位:百万ユーロ)	残高				減損および引当金			
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計
フランス	427,788	36,432	8,884	473,104	542	1,307	4,147	5,996
西欧諸国 (フランスを 除く。)	188,997	13,681	2,861	205,539	228	311	999	1,538
東欧諸国 (EU)	48,635	4,923	1,144	54,702	110	353	681	1,144
東欧諸国 (EUを除く。)	20,046	3,163	425	23,634	110	40	355	505
北米	113,578	9,606	444	123,628	35	125	125	285
ラテンアメリカ・ カリブ諸国	8,518	1,902	262	10,682	10	23	80	113
アジア太平洋	54,112	3,097	734	57,943	20	19	367	406
アフリカ・中東	40,176	5,300	3,552	49,028	187	204	2,521	2,912
合計	901,850	78,104	18,306	998,260	1,242	2,382	9,275	12,899

2019年12月31日								
(単位:百万ユーロ)	残高				減損および引当金			
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計
フランス	358,931	19,606	9,927	388,464	421	703	4,834	5,958
西欧諸国 (フランスを 除く。)	153,418	3,680	1,911	159,009	186	119	821	1,126
東欧諸国 (EU)	48,747	3,358	1,012	53,117	93	184	639	916
東欧諸国 (EUを除く。)	25,879	518	516	26,913	85	25	437	547
北米	108,578	411	348	109,337	37	28	49	114
ラテンアメリカ・ カリブ諸国	10,198	344	206	10,748	9	5	103	117
アジア太平洋	43,174	391	230	43,795	16	5	191	212
アフリカ・中東	43,690	1,837	3,241	48,768	192	158	2,285	2,635
合計	792,615	30,145	17,391	840,151	1,039	1,227	9,359	11,625

監査済 | 表26：引当金計上可能な残高およびの引当金のカウンターパーティの格付別内訳

2020年12月31日								
(単位:百万ユーロ)	残高				減損および引当金			
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計
1	75,967	-	-	75,967	-	-	-	-
2	175,096	2,172	-	177,268	1	1	-	2
3	81,909	5,634	-	87,543	9	8	-	17
4	120,509	10,280	-	130,789	61	36	-	97
5	91,511	16,012	-	107,523	200	275	-	475
6	20,084	15,877	-	35,961	143	667	-	810
7	1,692	4,327	-	6,019	30	267	-	297
債務不履行 (8、9、10)	-	-	9,655	9,655	-	-	4,694	4,694
その他の手法	335,082	23,802	8,651	367,535	798	1,128	4,581	6,507
合計	901,850	78,104	18,306	998,260	1,242	2,382	9,275	12,899

2019年12月31日								
(単位:百万ユーロ)	残高				減損および引当金			
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計
1	68,702	-	-	68,702	-	-	-	-
2	106,537	1	-	106,538	1	-	-	1
3	75,750	8	-	75,758	5	-	-	5
4	127,321	372	-	127,693	34	2	-	36
5	105,472	2,252	-	107,724	153	59	-	212
6	22,731	5,503	-	28,234	146	221	-	367
7	812	2,174	-	2,986	7	137	-	144
債務不履行 (8、9、10)	-	-	8,133	8,133	-	-	4,316	4,316
その他の手法	285,290	19,835	9,258	314,383	693	808	5,043	6,544
合計	792,615	30,145	17,391	840,151	1,039	1,227	9,359	11,625

監査済 | 表27：会計上の残高と引当金計上可能な残高との間の調整

(単位：百万ユーロ)		2020年12月31日
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品	注3.3	51,801
償却原価で測定する有価証券	注3.5	15,635
償却原価で測定する銀行預け金	注3.5	53,380
中央銀行預け金 ⁽¹⁾		165,837
償却原価で測定する顧客貸出金	注3.5	448,761
その他の資産 ⁽²⁾		51,533
会計上の残高の純価額（貸借対照表）		786,947
償却原価で測定する貸出金の減損	注3.8	11,861
会計上の残高の総価額（貸借対照表）		798,808
引当金計上可能な残高の範囲に含まれるその他の項目		237,438
融資コミットメントおよび保証コミットメント（オフバランスシート）		237,438
引当金計上可能な残高の範囲から除外される項目 ⁽³⁾		(37,986)
会計上の残高の総価額（修正再表示後）		998,260
引当金計上可能な残高の総価額		998,260

(1) 「現金および中央銀行預け金」の欄に含まれる。

(2) これは主に51,896百万ユーロの保証預け金および914百万ユーロのオペレーティング リース支払額である（下記「第6 経理の状況、1 財務書類、1.1 連結財務諸表、(6) 連結財務諸表に対する注記」の注4.4を参照のこと。）。

(3) 信用リスクが小さいかゼロの資産は除外されている。これは基本的に、現先契約に基づいて借り入れた有価証券およびデリバティブの地位の喪失に関連して支払った保証預け金である。

回収懸念貸出金の引当金

表28：回収懸念貸出金の引当金

(単位：十億ユーロ)	2020年12月31日	2019年12月31日
ステージ1 帳簿貸出残高 ^(*)	447.3	481.2
ステージ2 帳簿貸出残高 ^(*)	49.2	25.9
回収懸念貸出金（ステージ3） ^(*)	17.0	16.1
帳簿貸出残高総額 ^(*)	513.6	523.2
当グループの不良債権総額の比率	3.3%	3.1%
ステージ1の引当金	1.1	0.9
ステージ2の引当金	1.9	1.1
ステージ3の引当金	8.8	9.0
当グループの回収懸念貸出金総額のカバレッジ比率 （ステージ3の引当金／回収懸念貸出金）	52%	56%

(*) 財務報告（FINREP）に関する委員会実施規則（EU）第680／2014号を改正する実施技術基準EBA／ITS／2019／02に従い、顧客貸出金、銀行預け金および銀行への貸出金、ファイナンス リース（売却目的保有に分類される貸出金を除く。）、中央銀行の現金残高およびその他要求払預金で構成される。NPL（不良債権）比率の計算は、分母のエクスポージャー総額からオペレーティング リース向け有形資産の純会計価値を除外するために修正された。過去のデータは修正再表示されている。2019年12月31日現在のデータは、4.2十億ユーロの帳簿残高をステージ2からステージ1へ再配分したために修正再表示された。

条件緩和した債務

監査済 | ソシエテ・ジェネラル・グループにとって「条件緩和」した債務とは、その金額、期日あるいは財務条件について、借手の支払不能（すでに支払不能が発生したか、あるいは条件緩和しなければ必然的に発生すると予想される。）により契約の修正が行われた貸出金を意味する。ソシエテ・ジェネラルの条件緩和したローンの定義はEBAの定義と合致している。

条件緩和した債務には、有効な与信承認規則に従って、また元本金額および未収利息のいずれも放棄せず、ビジネス上の関係を維持もしくは発展させるために当行が債務の再交渉に同意した顧客が関わる商業上の再交渉は含まれない。

債務の条件緩和に至るようないかなる状況も、考慮対象となる顧客をバーゼルの債務不履行の区分に分類すること、および損失額が当初債務の1%を超える場合にその貸出金自体を減損していると分類することを伴う。貸出金が条件緩和された顧客は、当該顧客が将来の義務を果たす能力に関して当行が不確実と判断している限り、また最低1年間は、債務不履行の区分に置かれる。その他の場合では、顧客の状況を分析することによって、当該顧客が新しいスケジュールに従って返済する能力を見積もることができる。そうでなければ、やはり顧客はバーゼルの債務不履行の区分に移行する。

2020年12月31日現在、条件緩和した債務は、合計3.6十億ユーロである。▲

表29：条件緩和した債務

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日	2019年12月31日
条件緩和した不良債務	2,470	3,092
条件緩和した正常債務	1,223	815
条件緩和した債務合計 ⁽¹⁾	3,692	3,907

(1) 2020年12月31日現在の貸借対照表に計上されている3.6十億ユーロを含む。

条件緩和した不良債権の減少は、主に、多額の条件緩和したローンが正常債権に復帰したことによるものである。信用イベントなしに2年間の猶予期間が終了した正常債権が条件緩和したローンから除外されたことにも留意されたい。

(6) カウンターパーティ信用リスク

監査済 | カウンターパーティ信用リスクとは、当グループのカウンターパーティが財政的責任を果たせなくなることから生じる、市場業務における損失リスクである。カウンターパーティに対するエクスポージャーの価値および信用の質は不確実であり、時間とともに変化しやすく、また市場パラメータの変化に影響を受ける。

カウンターパーティ信用リスクは、当グループのカウンターパーティのうちの1社が債務不履行となった場合の再構築リスク、当グループのポートフォリオの価値調整に関するCVA（信用評価調整）のリスク、および市場取引の清算に伴う中央清算機関（CCP）に関するリスクを対象としている。

カウンターパーティ信用リスクは、逆の相関性を有する場合（誤方向リスク）、すなわちあるカウンターパーティに対する当グループのエクスポージャーが、当該カウンターパーティの信用の質の悪化と同時に（すなわち、そのデフォルト確率が上昇する時に）増加する場合に、増加する可能性がある。

カウンターパーティ信用リスクを伴う取引には、本人として行うか、市場業務の中で第三者に代わって行う（代理人業務または顧客清算）かを問わず、現先契約、有価証券貸付および借入ならびにデリバティブ契約が含まれる。▲

限度額の設定および監視の枠組

主要原則

監査済 | カウンターパーティ信用リスクは、当グループのリスクアベタイトを反映する一連の限度額を通して規定されている。リスクの承認プロセスは、以下の通り、信用リスクの場合と同じ基本原則に従う。

- 権限の委任システムは、主にカウンターパーティの内部格付けに基づいており、一方ではリスク ユニットに、他方では顧客監視部門に、意思決定能力を付与する。
- 事業監視部門とこのリスク ユニットは、互いに独立していなければならない。

- 各カウンターパーティについて設定された限度額および内部格付けは、顧客監視部門によって提案され、当該種類のカウンターパーティを担当する専任のリスク ユニットによって検証される。個々の限度額は、計測がより困難な特定のリスク要因の影響を捉えるために、ストレス テストまたは名目上の枠組によって補完される。

これらの限度額は、ニーズや市場環境の変化に基づき、毎年または臨時の見直しを受ける。

リスク部門の専任チームは、リスクの測定基準の作成、報告および管理、すなわち以下の事項を担当している。

- 取引処理部から送られるすべての取引を考慮に入れて、リスク算定の完全性および信頼性を確保すること。
- 毎日の認証を行い、リスク指標分析に関する報告書を作成すること。
- 規定の限度額の遵守を、測定基準の算定と同じ頻度、多くの場合日次で統制すること。

さらに、最も感応度の高いカウンターパーティまたは最も複雑なカテゴリーの金融商品については、特定の監視・承認プロセスが実施される。

ガバナンス

CORISQや取締役会のリスク委員会の代わりではないが（上記「(2) リスク管理組織」を参照のこと。）、カウンターパーティ信用リスク委員会（CCRC）は、カウンターパーティ信用リスクを注意深く監視し、具体的な分析（注目）を通じて新たに発生するリスク領域を識別する。リスク部門が議長を務める同委員会には、市場業務部およびグローバル バンキング&アドバイザリー事業ユニットだけでなく、市場取引に関するカウンターパーティ信用リスクおよび信用リスクの監視を担当するリスク管理担当部署内の部署の代表者がまとめられている。CCRCは、その権限の範囲内で、当該枠組の変更に関しても意見を述べる。

再構築リスク

当グループは、以下のような限度額によって、再構築リスクを監督している。

- カウンターパーティ毎に設定された限度額
- カウンターパーティについて承認されたあらゆる種類の商品にわたって統合された限度額
- 当グループ内でCVaRとしても知られる潜在的将来エクスポージャー（PFE）測定を用いて、将来のエクスポージャーを抑制するために、残存期間毎に設定された限度額
- カウンターパーティの信用の質および性質、検討対象の金融商品の性質／満期（外国為替証拠金取引、現先取引、有価証券貸付取引、デリバティブ等）、ならびに経済理解、合意された契約上の法的枠組およびその他のリスク軽減手段に従って調整された限度額

当グループは、再構築コスト リスクをさらに抑制するために、その他の対策も考えており、市場パラメータに影響を与える極端なショックがあった場合に、すべてのカウンターパーティと締結している取引の公正価値の変化から生じるエクスポージャーを計算するために用いる一連のストレス テスト シナリオを開発した（下記「不利な相関のリスク（誤方向リスク）」を参照のこと。）。

CVA（信用評価調整）

再構築リスクに加えて、CVA（信用評価調整）は、当グループのカウンターパーティの信用の質を考慮するための当グループのデリバティブおよび現先ポートフォリオの価値の調整を測定するものである（下記「カウンターパーティ信用リスクの測定」を参照のこと。）。

CVAのボラティリティをヘッジするためにとられたポジション（信用、金利または資本性金融商品）は、以下の項目を通じて監視される。

■ 感応度の限度額

■ ストレス テストの限度額：CVAのストレス テストの実施には、CVAに影響を与える市場リスク（信用スプレッド、金利および為替レート）を代表するシナリオが適用される。

純額（CVAエクスポージャーとデスクで取引されるヘッジの合計）については、異なる指標およびストレステストで監視されている。

これらの限度額の調整および監視は、下記「(7) 市場リスク」に記載したものと同一規則に従う。

中央清算機関に関するリスク

中央清算機関（CCP）とのデリバティブおよび現先契約の清算に起因するカウンターパーティ信用リスクは、銀行・顧客勘定の業務（顧客清算）に関する当初証拠金およびCCPのデフォルト基金への当グループの拠出金（保証預け金）に関する特定の限度額によって規定されている。

さらに、CCPの主要メンバーが債務不履行となるシナリオの影響を把握するため、ストレス テストの限度額も設定されている。

欧州のEMIR（欧州市場インフラ規則）および米国のDFA（ドッド フランク法）は、最も標準化された店頭取引が、当局の承認を受けた清算機関を通じて清算され、健全性規制に従うよう義務付けている。▲

詳細については、下記「定量的情報」の表32を参照のこと。

市場取引に関するカウンターパーティ信用リスクの軽減

監査済 | 当グループは、このリスクを減らすために、以下の通り、様々な手法を用いている。

■ 店頭（OTC）取引に関する可能な限り最も広範囲に及ぶクローズアウト ネットティング契約の締結

■ 適格商品（上場商品および特定のOTC商品）について清算機関を通じて行うか、またはカレント エクスポージャー（変動証拠金）と将来のエクスポージャー（当初証拠金）の双方を対象とする二者間の証拠金授受メカニズムを通じて行う市場業務に関する担保権設定

クローズアウト ネットティング契約

ソシエテ・ジェネラルでは、クローズアウト ネットティングの規定を含む基本契約を締結することを基本方針としている。

これらの規定は、一方では当事者の一方が債務不履行に陥った場合に、これらの契約により規定されるすべての取引関係を即時終了（クローズ アウト）することを可能にし、また一方では相互の債権債務を相殺した後、ポートフォリオの総価値に相当する純額を決済することを可能にする。この残高は、保証または担保権設定の対象となる可能性がある。

当グループは、文書化に関連する法的リスクを軽減し、また主要な国際基準を遵守するために、これらの契約を、国際スワップデリバティブ協会（ISDA）、国際資本市場協会（ICMA）、国際証券貸付協会（ISLA）、フランス銀行連合（FBF）等の国内外の専門家団体が公表する主要な国際基準に基づいて文書化することを選択している。

これらの契約は、基準として一般的に認識される一連の契約条件を確立し、また最終契約において当事者間でより具体的な個別規定を修正または追加することを可能にする。この標準化により、実施の回数が減少し、運用が安全になる。カウンターパーティ信用リスクの軽減手法について詳述した規定は、その適用可能性を確保するため、当行の法務部署により検討、分析される。

担保権の設定

店頭取引の大半については担保権が設定されている。担保の授受には以下の2種類がある。

- 当初証拠金（IM）：潜在的な将来のエクスポージャー、すなわち、証拠金の最終回収時からカウンターパーティの債務不履行に伴うポジションの清算までの間に生じる、ポジションの時価評価によるマイナスの変動をカバーすることを目的とする当初担保額。この当初預託金は、カウンターパーティが債務不履行となった場合でも直ちに利用できるように、第三者によって保持される^(注)。

(注) 現先取引および清算業務を除く。

- 変動証拠金（VM）：時価評価による変動から生じるカレント エクスポージャーをカバーするために回収される担保。カウンターパーティの一方の債務不履行から生じる実際の損失に対する近似値として利用される。

当グループは、契約の市場価値をカバーする部分（VM）と、カウンターパーティが債務不履行となった場合に生じるポジションの時価評価によるマイナスの変動のリスクをカバーする部分（IM）の双方について、受領・付与された担保を監視することを確保している。付与・受領された担保は「ヘアカット」の対象となり、これは担保契約の締結時に交渉される。ヘアカットとは、各種の担保に適用される評価比率であり、主に、通常の市況とストレス下の市況における原資産の流動性および価格のボラティリティに基づいている。

主な担保の種類は、現金、または、例えば優良もしくは高格付けのソブリン債といった、高品質で流動性の高い資産である。

二者間の担保の授受

当初証拠金は、過去においてはヘッジファンドを除いて極めてまれであったが、EMIRおよびドッド フランク法の規則によって一般化された。現在、当グループは、多数のカウンターパーティ（金融のカウンターパーティおよび一定の基準を上回る非金融のカウンターパーティ）との間で、非清算OTCデリバティブ取引に係る当初証拠金（IM）および変動証拠金（VM）の授受を義務付けられている。

清算機関

EMIRおよびドッド フランク法の規則は、最も標準的な店頭デリバティブ取引を、清算機関を介して清算することも求めている。そこで当グループは、銀行勘定（本人）取引の清算だけでなく、カウンターパーティ信用リスクを軽減するために、システムティックな追証の対象となる顧客の清算業務（代理人業務）も行っている（顧客は、日々の変動証拠金および当初証拠金をソシエテ・ジェネラルに送金してカレント エクスポージャーおよび将来のエクスポージャーをカバーする。）。▲

詳細については、下記「定量的情報」の表33を参照のこと。

カウンターパーティ信用リスクの測定

再構築リスク

監査済 | 再構築リスクの測定は、当グループのエクスポージャー特性を判断する内部モデルに基づいて行われる。▲

モデルの原則

各カウンターパーティとの市場取引の将来の公正価値は、市場リスク要因の履歴分析に基づくモンテカルロモデルにより予測される。

当該モデルの原則は、当行のポートフォリオの感応度が高い主なリスク要因の変化をシミュレートすることによって、将来起こりうる金融市場の状況を想定することである。かかるシミュレーションに関して、当該モデルは、検討対象であるリスク要因固有の特性を説明するために様々な拡散モデルを使用し、また10年間の履歴を用いてその調整を行う。

次に、様々なカウンターパーティとの取引は、かかる様々なシナリオに従い、合意された契約上の法的枠組において定義される条件、特にネットティングおよび担保権設定について考慮した上で、取引の満期までの様々な将来の日付で再評価される。

カウンターパーティのエクスポージャーの分布をこのように把握することにより、カウンターパーティ信用リスクに対する規制資本を計算し、ポジションを経済的に監視することが可能になる。

グループレベルでのモデル リスク管理を担当するリスク部門は、理論的な頑健性（設計と開発の質のレビュー）、実施の適合性およびモデルの用途の妥当性を評価する。この独立したレビュー プロセスは、（i）レビューの範囲、実施されたテスト、レビューの結果、結論または提言を記載した報告書、および（ii）レビューおよび承認委員会で締めくくられる。このプロセスは、適切な機関に報告される。

規制指標

監査済 | カウンターパーティ信用リスクの資本要件の算出に関して、ECBは、内部モデルのターゲット審査に従い、実効的な正の期待エクスポージャー（EEPE）指標を決定するために、前述の内部モデルを使用する承認を更新した。

内部モデルの対象とならない商品および内部モデルの使用を監督当局から承認されていないソシエテ・ジェネラル・グループの事業体において、当グループは、デリバティブについては時価評価法^(注)を、証券金融取引（SFT）については金融担保一括清算法を使用している。

（注） この手法では、当行のカウンターパーティ信用リスクに関連するEAD（デフォルト時エクスポージャー）は、全取引のプラスの市場価格（再構築原価）を合計し、その合計にアドオンを追加して決定する。

補償契約および担保権設定による影響は、内部モデルのシミュレーションにより、または時価評価法もしくは金融担保法により定義されるルール適用により、担保価値を差し引いて考慮される。

次に、これらのエクスポージャーは、カウンターパーティの信用の質に応じて加重され、リスクアセット（RWA）が算出される。これらの加重率は、標準的手法または先進的手法（IRBA）によって決定することができる。▲

各手法によるRWAの内訳は、下記「定量的情報」の表31に記載されている。

経済指標

ポジションを経済的に監視するため、ソシエテ・ジェネラルは主にモンテカルロ シミュレーションによって決定される最大エクスポージャーの指標に依拠している。かかる指標は社内において信用バリュー アット リスク（CVaR）またはPFE（潜在的将来エクスポージャー）と呼ばれている。これは、最も不利な結果の1％を除去した後に発生しうる最大の損失である。この指標は、将来の様々な日付で計算され、その後分類されて、それぞれに限度額が設定される。

当グループはまた、市場パラメータに影響を与える非常に衝撃的な事象が生じた場合に、すべてのカウンターパーティとの間で締結された取引の公正価値の変動から生じるエクスポージャーを決定するために、一連のストレス テスト シナリオを策定している。

信用評価調整

主要原則

CVA（信用評価調整）とは、当グループが直面する各カウンターパーティのカウンターパーティ信用リスクを評価において勘案するために、デリバティブおよび現先ポートフォリオの時価評価に対して行う調整である。この調整は、クレジット デフォルト スワップ（CDS）市場におけるカウンターパーティ信用リスクのヘッジコストに相当する。

特定のカウンターパーティについては、以下に基づいてCVAを決定する。

- カウンターパーティに対する正の期待エクスポージャー、すなわち、ある取引または取引グループに対する正の仮想将来エクスポージャーの価値の平均である。これは主に、デリバティブ取引の評価に影響を与える可能性のあるリスク要因に関するリスク中立的なモンテカルロ シミュレーションによって決定される。取引は、様々なシナリオに従い、合意された契約上の法的枠組において定義される条件（特にネットティングおよび担保権設定の観点から）を考慮に入れて、経時的に再評価される（すなわち、適切な信用リスク軽減措置を伴う取引は、信用リスク軽減措置のない取引に比べて、期待エクスポージャーが減少することとなる。）。
- カウンターパーティのデフォルト確率。CDSスプレッドの水準に連動する。
- デフォルト時の損失額（LGD（デフォルト時損失率）。回収率を考慮した額である。）

当グループは、日々の証拠金請求の対象となっていない、または担保がエクスポージャーを部分的にしかカバーしていないすべてのカウンターパーティについて、この調整額を計算する。

CVAリスクの資本要件

金融機関は、10日間を超える変動を対象として、CVAに基づく資本要件を計算しなくてはならない。カウンターパーティの範囲は、EMIR（欧州市場インフラ規則）で定義される金融カウンターパーティまたは特定の閾値を越えてヘッジ以外の目的でデリバティブを使用する特定の企業まで縮小された。

CVAチャージは、以下の通り、主に先進的手法を用いて当グループにより算出される。

- カウンターパーティに対する正の期待エクスポージャーは、主に上記「カウンターパーティ信用リスクの測定―再構築リスク」で述べた内部モデルを用いて決定され、これにより、カウンターパーティの信用リスク軽減措置を考慮した上で、当該カウンターパーティに対する将来のエクスポージャー特性を予測することができる。
- キャピタル チャージは、2つの要素、すなわちCVAのVaRとCVAのストレスVaRの合計である。選択された方法は、市場VaRの計算のために開発されたものと同様である（下記「(7) 市場リスク」を参照のこと。）。この方法は、99%の信頼区間を有し、カウンターパーティの信用スプレッドにおいて観測される変動によるCVAの変化の過去のシミュレーションから構成されている。1年間の回転期間にわたって観測される信用スプレッドの変動（CVAのVaR）および信用スプレッドにとって最も重要な緊張期間に相当する固定した1年のヒストリカル ウィンドウ（CVAのストレスVaR）に対して計算が行われる。関連するキャピタル チャージは、この2つの数値の合計に規制当局が設定する係数（各銀行固有）を掛けたものと等しい。

先進的手法において考慮されないポジションは、CRR（資本要件規制）で定義された規則に従って計算された満期までの期間毎に、EAD（デフォルト時エクスポージャー）の値に標準的な加重係数を適用することによって、標準的手法を通して決定されたキャピタル チャージの対象となる。CVA関連のリスクアセット（RWA）の先進的手法と標準的手法への分割については、下記「定量的情報」の表34を参照のこと。

CVAリスクの管理

かかるエクスポージャーおよびかかる規制キャピタル チャージの管理のため、当行は、大規模な信用機関から、特定の識別されたカウンターパーティについて、または識別可能なカウンターパーティからなる指標について、クレジット デフォルト スワップ（CDS）等のヘッジ商品を購入した。これにより、信用リスクの削減だけでなく、カウンターパーティの信用スプレッドの変動によるCVAおよび関連する資本の変動を抑制することができる。

不利な相関のリスク（誤方向リスク）

誤方向リスクとは、カウンターパーティによる債務不履行の可能性の上昇に合わせて、当グループのカウンターパーティに対するエクスポージャーが同時に急上昇するリスクである。

これには2つの場合がある。

- 特定の市場環境とカウンターパーティの信用力に相関性がある、一般的な誤方向リスク
- エクスポージャーの額がカウンターパーティの信用力に直接的に関連する、特定の誤方向リスク

特定の誤方向リスクは、資本要件を計算する際に適用されるアドオンを用いた専門の資本要件規制の対象となる。特定の誤方向リスクに直面していると特定された取引に係るEEPE指標は、カウンターパーティが債務不履行に陥るという仮定に基づき再査定される。このプロセスにより、当該取引におけるカウンターパーティ信用リスクに関する資本要件は厳格化される。また、リスク制限の枠組には変更がないため、これらの特定のリスクの状況において算定されたPFE（潜在的将来エクスポージャー）も高まり、それによって当該取引におけるエクスポージャーは制限される。

一般的な誤方向リスクは、市場のストレ ス テストに共通するシナリオに基づいて、特定のカウンターパーティとの取引に適用される一連のストレ ス テスト（1つまたは複数の要因に基づくストレ ス テスト）を通して抑制される。この仕組みは以下に基づいている。

- すべてのカウンターパーティ（金融機関、企業、ソブリン、ヘッジ ファンドおよび自己勘定取引グループ）について行うストレ ス テストの四半期毎の分析。カウンターパーティおよび関連するポジションの質の共同劣化に関する最も不利なシナリオの理解を可能にする。
- すべてのカウンターパーティについて行う複数の要因に基づくストレ ス テストの監視。これらのカウンターパーティの債務不履行の波を引き起こす可能性がある市場の変動後の、市場活動の潜在的な損失を全体的に定量化することを可能にする。
- ヘッジ ファンドであるカウンターパーティおよび自己勘定取引グループについて、カウンターパーティ毎の上限に従って行う、1つの要因に基づく専用のストレ ス テストの毎週の監視。この枠組は、この種類のカウンターパーティにとって債務不履行の波を引き起こすのに十分な激しい市場変化が生じた場合に、本人勘定取引および代理業務（顧客清算）において生じうる潜在的損失を定量化するための、不利なストレ ス テストにより補足される。

定量的情報

表30：カウンターパーティ信用リスク、EADおよびRWAの手法ならびにエクスポージャーの種類別構成比
カウンターパーティ信用リスクは以下の通り分類される。

2020年12月31日									
(単位： 百万ユーロ)	IRB手法			標準的手法			合計		
エクスポ ージャーの種類	エク スポー ジャー	EAD	RWA	エク スポー ジャー	EAD	RWA	エク スポー ジャー	EAD	RWA
ソブリン	23,472	23,560	382	170	170	-	23,642	23,730	382
機関	19,536	19,673	3,387	23,628	23,928	1,403	43,164	43,601	4,789
企業	54,370	54,145	15,786	1,697	1,398	1,246	56,067	55,543	17,032
リテール	121	121	8	2	2	2	122	122	10
その他	1	1	-	3,499	3,499	986	3,500	3,500	987
合計	97,500	97,500	19,563	28,996	28,996	3,636	126,496	126,496	23,199

2019年12月31日現在の表は、中央清算機関のデフォルト基金への拠出金に関連するリスク エクスポージャー（2019年12月31日現在のリスクアセット（RWA）1.1十億ユーロ）を算入して、以下の通り修正されている。

2019年12月31日									
(単位： 百万ユーロ)	IRB手法			標準的手法			合計		
エクスポ ージャーの種類	エク スポー ジャー	EAD	RWA	エク スポー ジャー	EAD	RWA	エク スポー ジャー	EAD	RWA
ソブリン	22,843	22,954	302	3	3	-	22,845	22,956	302
機関	20,006	20,005	2,901	29,209	29,209	1,035	49,215	49,215	3,936
企業	44,030	43,919	10,639	1,042	1,042	826	45,072	44,961	11,465
リテール	189	189	9	1	1	1	190	190	11
その他	9	9	-	3,960	3,960	1,267	3,970	3,970	1,267
合計	87,077	87,077	13,852	34,215	34,215	3,129	121,292	121,292	16,981

上記の表には、2020年12月31日現在3.1十億ユーロ（2019年12月31日現在は2.6十億ユーロ）に相当するCVA（信用評価調整）を除いた金額が記載されている。

表31：カウンターパーティ信用リスク（CCR）エクスポージャーの手法別分析

監督当局の承認を前提として、内部モデル手法（IMM）では、実効的な正の期待エクスポージャー（EEPE）の計算において、規則（EU）第575／2013号第284-4条で定義されている「アルファ」と呼ばれる規制上の係数を乗じて、内部モデルを使用することができる。ソシエテ・ジェネラル・グループの場合、当該係数は1.85である。この内部モデルの目的は、エクスポージャー特性を判定することである。

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日					
	想定金額	再構築コスト／ 現在市場価値	潜在的な将来 の信用エク スポージャー	EEPE	乗数	CRM後 EAD RWA
時価評価法		21,626	29,694			26,586 5,677
オリジナルエクスポージャー方式						
標準的手法						
IMM（デリバティブおよびSFT関連）				36,449	1.85	67,431 15,767
うち証券金融取引				15,500	1.85	28,676 2,270
うちデリバティブおよび 長期決済取引				20,949	1.85	38,756 13,497
うちクロスプロダクト ネットティング 契約によるもの						
金融担保簡易手法（SFT関連）						
金融担保包括的手法（SFT関連）						9,937 383
VaR（SFT関連）						
合計						21,827

2019年12月31日現在の表は、以下の通り修正されている。

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日					
	想定金額	再構築コスト／ 現在市場価値	潜在的な将来 の信用エク スポージャー	EEPE	乗数	CRM後 EAD RWA
時価評価法		6,802	31,535			26,443 4,481
オリジナルエクスポージャー方式						
標準的手法						
IMM（デリバティブおよびSFT関連）				43,569	1.5	65,354 11,698
うち証券金融取引				20,159	1.5	30,239 1,514
うちデリバティブおよび 長期決済取引				23,410	1.5	35,115 10,184
うちクロスプロダクト ネットティング 契約によるもの						
金融担保簡易手法（SFT関連）						
金融担保包括的手法（SFT関連）						3,433 418
VaR（SFT関連）						
合計						16,597

表32：中央清算機関（CCP）に対するEADおよびRWA

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日		2019年12月31日	
	EAD	RWA	EAD	RWA
QCCPに対するエクスポージャー	28,248	1,228	32,252	1,454
QCCPでの取引に対するエクスポージャー (当初証拠金およびデフォルト基金拠出金を除く。)	10,038	201	16,225	326
うちOTCデリバティブ	1,003	20	1,108	23
うち上場デリバティブ	7,243	145	13,793	277
うち証券金融取引	1,791	36	1,323	26
うちクロス プロダクト ネットティングが承認されて いる場合のネットティング設定	-	-	-	-
分別管理された当初証拠金	12,701	-	9,731	-
分別管理されていない当初証拠金	2,036	41	2,525	51
デフォルト基金拠出金の事前積立	3,474	986	3,771	1,077
エクスポージャーに関する自己資本要件の代替的計算	-	-	-	-
非QCCPに対するエクスポージャー	61	35	-	-
非QCCPでの取引に対するエクスポージャー (当初証拠金およびデフォルト基金拠出金を除く。)	-	-	-	-
うちOTCデリバティブ	-	-	-	-
うち上場デリバティブ	-	-	-	-
うち証券金融取引	-	-	-	-
うちクロス プロダクト ネットティングが承認されて いる場合のネットティング設定	-	-	-	-
分別管理された当初証拠金	35	35	-	-
分別管理されていない当初証拠金	-	-	-	-
事前積立済みのデフォルト基金拠出金	25	-	-	-
未積立のデフォルト基金拠出金	-	-	-	-

表33：カウンターパーティ リスクに関する担保の内訳

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日			
	デリバティブ取引に用いた担保		SFTに用いた担保	
	受領した担保の 公正価値	差し入れられた 担保の公正価値	受領した担保の 公正価値	差し入れられた 担保の公正価値
現金	110,446	25,241	23,251	33,134
銀行／証券会社	119	383	91,651	96,638
中央清算機関	20	12,098	9,241	4,145
政府出資事業体／政府機関	-	-	-	-
ヘッジ ファンド	0	-	17	111
保険・金融保証会社	18	-	825	3,279
ミューチュアル ファンド	63	-	1,399	3,034
非金融企業	1,088	36	22,697	72,315
年金プラン	-	-	-	-
中央政府	16,771	3,621	258,657	292,114
SPV、SPC、SPE	-	-	-	-
国際機関	64	-	2,228	951
その他	-	-	4	272

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日			
	デリバティブ取引に用いた担保		SFTに用いた担保	
	受領した担保の 公正価値	差し入れられた 担保の公正価値	受領した担保の 公正価値	差し入れられた 担保の公正価値
現金	24,186	22,125	14,418	22,569
銀行／証券会社	27	576	58,188	64,052
中央清算機関	-	8,238	8,262	5,620
政府出資事業体／政府機関	-	-	-	-
ヘッジ ファンド	0	-	3	107
保険・金融保証会社	4	10	864	2,647
ミューチュアル ファンド	179	-	823	2,444
非金融企業	464	1,437	25,488	60,671
年金プラン	0	-	2	-
中央政府	4,391	2,393	230,186	241,977
SPV、SPC、SPE	-	-	-	186
国際機関	-	-	1,561	1,557

表34：信用評価調整（CVA）に関するエクスポージャーおよびRWA

	2020年12月31日		2019年12月31日	
	エクスポージャー の価値	RWA	エクスポージャー の価値	RWA
(単位：百万ユーロ)				
先進的手法の対象となるポートフォリオの合計	37,471	2,783	33,457	2,276
（i）VaR要素（乗数3を含む。）	-	740	-	318
（ii）ストレス下のVaR要素 （乗数3を含む。）	-	2,043	-	1,959
標準的手法の対象となるポートフォリオの合計	5,349	347	5,611	310
オリジナルエクスポージャー方式に基づくもの	-	-	-	-
CVAキャピタル チャージの対象（合計）	42,821	3,131	39,068	2,586

[次へ](#)

(7) 市場リスク

監査済 | 市場リスクとは、市場パラメータの変動、かかるパラメータのボラティリティおよびパラメータ間の相関関係から生じる金融商品の価値の損失リスクをいう。これらのパラメータには、為替レート、金利ならびに有価証券（株式または債券）、コモディティ、デリバティブおよびその他の資産の価格が含まれるが、これらに限定されない。▲

市場リスク管理の組織

主な機能

監査済 | リスク エクスポーチャーの管理は主にフロント オフィスのマネジャーが担当するが、監督システムは、事業から独立しているリスク部門の市場リスク部の下に置かれている。

同部の役割は以下の通りである。

- 適切な限度額に基づく市場リスクの効果的な監視枠組の整備状況を確認する。
- 各事業部門から要請を受けた限度額について、取締役会および経営執行部が承認した全体的な限度額の枠内で、各事業部門の限度額の使用状況に基づき、評価を行う。
- グループ リスク委員会に対し、当グループの事業活動別の市場リスクに関する適切な限度額を提案する。
- 市場リスクを監視するために用いる指標を規定する。
- 正式かつ安全な手続に基づく市場リスク指標および市場における事業活動から生じる損益の日次での計算および認証ならびにその後のかかる指標の報告および分析
- 事業活動毎に設定されている限度額の日次での監視

市場リスク部はまた、その職務を遂行するため、市場取引に関するリスクおよび損益の指標の創出に用いる情報システムの構造および機能を規定し、このシステムにより様々な事業のニーズおよび市場リスク部のニーズへの対応を確保する。▲

市場リスク部は、すべての商品およびデスクに適用される警戒レベルに基づいた監視メカニズム（ポジションの額面価値の総額に関するもの等）を通じて、不正の疑いがあるトレーディング業務の発見に寄与している。

ガバナンス

ガバナンスの観点からは、市場リスク部内で、バリュー チェーンにより組織された委員会において、主な機能上の、また横断的なテーマ（市場リスク、損益等）を扱う。当該委員会は意思決定機関であり、関連する各部のチームおよび地域の上級代表で構成されている。市場リスクの監視は、以下の通り、当グループの様々なレベルにおいて、各種の委員会により行われる。

- 取締役会のリスク委員会は、当グループの主な市場リスクについて説明を受ける。加えて同委員会は、（予めCORISQが承認した）市場リスクの測定および枠組に関する最も重要な変更の提案について、提言を作成する。その後、この提言は取締役会の決定に委ねられる。

- グループ最高経営責任者が議長を務めるリスク委員会（CORISQ）は、グループレベルの市場リスクについて、定期的に説明を受ける。さらに、同委員会は、市場リスク部からの提案を受けて、市場リスクの測定に関する主な選択肢の有効性を確認するとともに、グループレベルにおける市場リスクの枠組の構造および実施の主な展開についても確認する。
- グローバル マーケッツ部門に関連する市場リスクは、市場リスク部の指揮下にあり、リスク部門およびグローバル マーケッツ部門が連名で議長を務める市場リスク委員会（MRC）の場で検討される。この委員会は、主要なリスク指標に係るリスクのレベルおよび市場または事業のいずれが発生要因であるかに応じて指摘される特定の活動に係るリスクのレベルに関する情報を提供する。また、同委員会は、リスク部門およびグローバル マーケッツ部門の責任範囲内の市場リスクの枠組の変化について、意見書の提出を行う。

以上の委員会のほかに、当グループの様々なレベルまたは地理的地域に関連する市場リスク報告書の詳細版および要約版が日次、週次、月次または四半期毎に作成され、関連する事業部門およびリスク担当部署のマネジャーに送付される。▲

市場リスクの監視プロセス

市場リスクアペタイト

監査済 | 当グループの市場活動のための事業展開戦略は主として、広範な商品およびソリューションによる顧客ニーズの満足に重点を置いている。これらの市場活動に起因するリスクは、複数の指標の一連の制限により、厳格に管理されている。

- バリュエ アット リスク（VaR）およびストレステスト下のバリュエ アット リスク（sVaR）：トレーディング業務の範囲において、RWAに係る市場リスクの算定および当グループが被る市場リスクの日次モニタリングのために使用されるグローバルな指標である。
- 10年間ショック型指標に基づくストレステスト測定。これにより、システミック リスクおよび例外的な市場ショックに対する当グループのエクスポージャーの抑制が可能となる。かかる測定は、特定の市場における過度のリスクを考慮するための活動もしくはリスク要因により、（ヒストリカル シナリオまたは仮想シナリオに基づく）グローバルかつ多数のリスク要因となりえ、または特定の状況を一時的に監視するためにイベント駆動型となりえる。
- ポジションの規模を管理するために利用される感応度および名目指標
- 感応度は、所与の種類のポジション（例えば原資産の変化に対するオプションの感応度）に関して現地で生じるリスクを監視するために利用される。
- これに対して、名目指標は、リスクに関して重要なポジションのために利用される。
- 集中リスクまたは保有期間、最長満期等の追加的指標▲

市場リスク部は、様々な事業部門が提示した制限要求の評価および検証の責任を負う。これらの制限は、当グループが経営執行部からの提案に基づき取締役会が承認した市場リスクアペタイトを遵守することを確実なものとしている^(注)。

(注) リスクアペタイトのガバナンスおよび実施、ならびにリスク部門がリスクアペタイトの定義において果たす役割の詳細については、上記「(2) リスク管理組織—リスクアペタイト」を参照のこと。

制限の決定および監視

これらの制限の選択および補正により、当グループはその組織内で市場リスクアペタイトを運用上転換することが確実にできるようになる。

- かかる制限は、当グループの構造の様々なレベルで、かつ／またはリスク要因により、配分される。
- その補正は、運用されるポートフォリオに関連するリスクの詳細な分析を用いて決定される。この分析は、市況、特に流動性、ポジション操作性、リスクおよびリターンに関する分析等の様々な要素を含む可能性がある。
- 定期的な検査により、支配的な市況に応じてリスクを管理することが可能となる。
- 当グループがリスクアペタイトをほとんどまたは全く有さないリスクを管理するために、特定の制限、または禁止さえもが導入される可能性がある。

デスク マンデートおよび当グループの方針において、トレーダーはポジションを健全かつ慎重に管理し、規定された制限枠を遵守しなければならないと規定されている。各活動について設定された制限は、市場リスク部により毎日監視される。かかる市場リスク プロファイルの継続的監視は、リスクチームおよび事業チームの定期的な議論の対象であり、さらに、定められた制限内に留めるために、フロント オフィスは、これに対して様々なリスクヘッジまたはリスク軽減のイニシアチブをとる可能性がある。リスクの枠組に違反した場合、フロント オフィスは、その理由を詳述し、定められた制限に戻すために必要な措置を講じるか、または顧客が要求し、市場環境よりかかる行動方針が容認される場合、一時的または恒久的な措置として、制限の拡大を請求しなければならない。

リスク機能の様々な部および事業部門間に設置されているガバナンス構造の他に、顧客に提供された商品／ソリューションおよび値付け業務による制限利用の監視も、当グループがさらされる市場リスクが適切に管理および把握されることに寄与している。

市場リスクの主要な測定法

ストレス テストによる評価

監査済 | ソシエテ・ジェネラルでは、例外的な市場の混乱を勘案するためにストレス テストのシミュレーションを使ったエクスポージャーの監視を行う。

ストレス テストでは、影響を受けるポジションの清算またはヘッジに必要とされる時間に相当する期間における、市場パラメータの大幅な変化により生じる損失を予測する。

以下の2つの主要な測定基準が定められ、用いられている。

- 深刻でありつつも現実に起こりうる連鎖的危機が発生した場合に、同時に生じる可能性のある、市場リスク、市場／カウンターパーティのクロス リスクならびに特殊な業務に係る混乱リスクおよび保有リスクに関連する損失を予測する、市場活動に対するグローバル ストレス テスト。このストレス テストは、5つのシナリオをモデルとしている。
- グローバル ストレス テストと同一のシナリオおよび様々な市況に相当する追加シナリオを用いて、専ら市場リスクに重点を置いた市場ストレス テスト

これらのストレス テストのための様々なシナリオは、リスク部門により定期的に見直しが行われている。市場リスク部が議長を務め、エコノミストおよびソシエテ・ジェネラルのトレーディング業務の代表者が出席する年2回開催の専門委員会の会議において、これらの見直しは発表される。この委員会では、シナリオの変更（導入、除去、ショックの見直し）、リスク要因がシナリオにより適切に網羅されているか、算定の際に出された予測値の見直しおよびプロセス全体での正しいドキュメンテーションが議題として取り上げられる。ストレス テストのシナリオの変更を有効にするために必要な権限のレベルは、かかる変更により予想される影響による。

ストレス テストは、当行による市場活動のすべてに適用される。ストレス テストの限度額は、まずソシエテ・ジェネラル全体の事業について、（次いで、市場ストレス テストのために当グループの様々な事業部門について）設定される。ストレス テストのリスク評価は、VaRモデルと並んでリスク管理枠組の主要な柱の1つである。

市場活動に対するグローバル ストレス テスト

市場活動に対するグローバル ストレス テストは、かかる範囲に用いられている主要なリスク指標であり、深刻でありつつも現実には起こりうる市場危機が発生した場合に、同時に生じる可能性のあるあらゆる市場活動に係るリスクを網羅している。影響度は、10年に1度の予想発生率をもって短期間について測定される。グローバル ストレス テストは5つの市場シナリオを用い、3つの要素を有している。同一のシナリオ内での一貫性を保つため、これらの各要素は5つのシナリオそれぞれにおいて検討される。

- 市場リスク
- 集中の効果およびクラウドディッド トレードに関連する特殊な業務に係る混乱リスクおよび保有リスク
- 信用力の弱いカウンターパーティ（ヘッジ ファンドおよび自己勘定取引グループ）との取引において生じる市場／カウンターパーティのクロス リスク

グローバル ストレス テストは、5つのシナリオおよびそれらの各要素から生じる最も好ましくない結果に相当する。

市場リスク要素

当該リスクは、以下に相当するものである。

- 市場ポジションにおける混乱の影響および信用力の弱いカウンターパーティの債務不履行を引き起こす可能性のあるシナリオに限定された市場ストレス テストの結果^(注)。これらすべてのシナリオにおいて、混乱の影響を生じうる株式市場の急落および信用スプレッドの拡大のシミュレーションが行われる。2020年末に行われたシナリオの直近の見直しの後、ストレス テストの計算のために、3つの仮想シナリオ（全般的な危機を対象とするもの（すなわち、金融危機シナリオ）、ユーロ圏危機、リスク資産の全般的な下落）ならびに2008年10月初旬および2020年3月初旬の期間にそれぞれ焦点をあてた2つのヒストリカル シナリオを使用することが決定された。

（注） すべてのリスク要因に対してショックが発生した場合の正味のバンキング商品への影響の測定（下記を参照のこと。）

- CVA（信用評価調整）およびFVA（資金調達評価調整）に係る引当金に対するストレス テスト シナリオの影響。これは、これらの変動が取引の結果に影響を及ぼすためである。

混乱リスクおよび保有リスクの要素

市場ストレス テストにおいて評価される追加の市場リスクは、1名以上の参加者（一般的にはストラクチャード商品の売り手）が集中する市況またはクラウドディッド トレードにおいて発生する可能性がある。ダイナミック リスク ヘッジ戦略により、市場ストレス テストにおいて測定されたものよりも大規模な市場の混乱が生じる可能性があり、かかる混乱は供給と需要の不均衡により、用いられたショックの期間を超過して長期化する場合がある。

株式、信用、債券、通貨およびコモディティのトレーディング業務は、これらのリスク領域を特定し、各活動およびポジションの特定の性質を考慮したシナリオを定めるために、定期的に見直される。特定されたリスク領域と関連する各シナリオは、問題となっている市場シナリオと一致する場合にのみ、市場リスク要素に追加される。

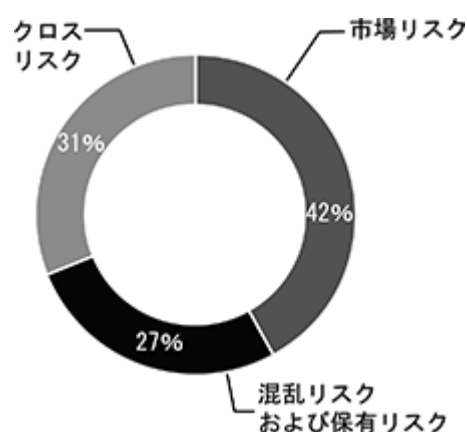
信用力の弱いカウンターパーティに係る市場／カウンターパーティのクロス リスク要素

一部のカウンターパーティは、金融市場における大規模な危機によって著しい影響を受け、債務不履行の可能性が増大する場合がある。このため、グローバル ストレス テストの3つ目の要素は、一定の種類の信用力の弱いカウンターパーティ（ヘッジ ファンドおよび自己勘定取引グループ）に係るこのような増大リスクを考慮することを目指す。

以下の2つの測定方法が用いられる。

- **担保貸付に対するストレス テスト**：このストレス テストは、担保貸付活動、より厳密には信用力の弱いカウンターパーティに焦点をあてている。このストレス テストでは流動性が極度に逼迫した状況を想定し、いくつかの資産クラスに混乱ショックを適用する。これに付随して、差入担保との密接性を考慮しながら、担保およびカウンターパーティの債務不履行率にストレスをかける。
- **ヘッジ ファンドおよび自己勘定取引グループ（PTG）に対する逆ストレス テスト**：このストレス テストは、この種のカウンターパーティに係る再構築リスクの対象となるあらゆる市場取引について、2つのストレス シナリオを適用する。カウンターパーティの格付けに基づきストレスをかけた債務不履行率が考慮される。▲

2020年の市場活動に対するグローバル ストレス テストにおける各要素の平均割合



市場ストレス テスト

監査済 | この測定基準は、市場リスクに焦点をあて、一連のリスク要因に対するショックから生じる損失を予測する。このストレス テストは、11のシナリオ^(注)（4つのヒストリカル シナリオおよび7つの仮想シナリオ）に基づいている。主な原則は、以下の通りである。

(注) 市場活動に関するグローバル ストレス テストにおいて用いられたシナリオを含む。

- 市場ストレス テストにおいて想定されるシナリオは、かかる定められた様々なシナリオのうち最悪のものとする。
- 適用されるショックは、各リスク要因に応じた対象期間で調整される（対象期間は、最も流動性の高いリスク要因については5日間から、最も流動性が低いリスク要因については3ヶ月に及ぶ。）。
- ヒストリカル シナリオおよび仮想シナリオの各々を用いて、当行の各市場活動についてリスクを毎日算出する（全商品の合計）。

ヒストリカル シナリオ

この手法は、金融市場に影響を与えている主な経済危機の分析を基礎とするものである。それぞれの経済危機の間の金融資産（株式、金利、為替レート、信用スプレッド等）の価格変動を、当行のトレーディング ポジションに当てはめた場合に大きな損失を生じうるこれらの主なリスク要因の変動可能性に関するシナリオを策定するために分析する。そのため、かかる手法により、ストレス テストの算定に用いられるヒストリカル シナリオを決定することが可能となる。かかる一連のシナリオは、定期的に見直される。2020年において、COVID-19危機に関連して新たに2つのヒストリカル シナリオ、すなわち、危機シナリオ（株式指標の下落および信用スプレッドの拡大を特徴とするもの）ならびにリバウンド シナリオ（株式指標の上昇および信用スプレッドの減少を特徴とするもの）が加えられた。ソシエテ・ジェネラルは、現在、2008年の10月から12月にかけての期間および2020年3月を対象期間とするストレス テストの算定において4つのヒストリカル シナリオを用いている。

仮想シナリオ

仮想シナリオは当グループのエコノミストと協働して策定され、金融市場の重大な危機につながりうる事由の連鎖（大規模なテロ攻撃、主要産油国における政情不安等）を特定することを目的とする。当グループの目標は、すべての国際市場に大きな影響を与えると見られる極端でありつつも発生しうる事象を選択することである。この結果、ソシエテ・ジェネラルでは、7つの仮想シナリオを策定している。▲

規制上の指数

99%バリュアット リスク (VaR)

手法

監査済 | 内部のVaRモデルは1996年末に導入されており、資本要件規制の範囲内においてフランス規制当局から承認されている。

バリュアット リスク (VaR) は、特定の対象期間および特定の信頼区間（ソシエテ・ジェネラルは99%）におけるポジションの潜在的な損失を査定する。使用される手法は、様々な市場におけるリスク要因の相関関係ならびに一般的リスクおよび特定のリスクを默示的に勘案する「ヒストリカル シミュレーション」という手法であり、以下の原則に基づいている。

- ソシエテ・ジェネラルのポジション（金利、株価、為替レート、コモディティ価格、ボラティリティ、信用スプレッド等）を示すリスク要因を含むデータベースの構築。定期的な統制を実施することにより、当グループのトレーディング ポートフォリオの主要なリスク要因がすべて内部VaRモデルによって検討されている点を確認する。
- 継続する1年間におけるこれらの市場パラメータの1日偏差に対応した260のシナリオの策定：これらのシナリオは、新たなシナリオの組入れおよび最も古いシナリオの削除により、毎日更新される。シナリオのモデリングには、共存する3つの手法（相対的ショック、絶対的ショックおよびハイブリッドショック）が存在する。所与のリスク要因に関するこれらの手法間の選択は、その性質および過去の傾向により決定される。
- かかる260のシナリオのその日の市場パラメータへの適用
- 260通りの調整された日次市場パラメータの組合せに基づくポジションの再評価：ほとんどの場合、この計算には完全な金利改定が伴う。それにもかかわらず、特定のリスク要因に対して、感応度に基づくアプローチが利用される可能性がある。

主なリスク要因	内容
金利	金利の変動ならびに債券および金利スワップ等金利感応的な金融商品の価値に係るボラティリティの変動の結果として生じるリスク
株価	株式の価格およびボラティリティの変動、株主資本指数の変動ならびに配当水準の変動等によるリスク
為替レート	通貨間の為替レートの変動およびそのボラティリティの変動から生じるリスク
コモディティ価格	コモディティの価格およびボラティリティの変動ならびにコモディティ指数の変動の結果として生じるリスク
信用スプレッド	債券およびクレジット デリバティブ（例えば、クレジット デフォルト スワップ）のようなリスク要因に敏感な金融商品の価値に基づき発行体の信用度を高め、または低下させる結果により生じるリスク

上述した枠組では、260のシナリオに従って算出された1日99%VaRは、当該シナリオへの加重を考慮せず算出された第2位および第3位の最大損失の平均に相当する。

毎日算定される1日VaRにより、様々な粒度で市場リスクの日次経過観察は行われる。ただし、資本要件規制においては、10日間を対象期間としたVaRを考慮することが求められる。したがって、当行は、グループレベルで総計された1日VaRに10の平方根を乗じて得られる10日間VaRも算出している。この手法は規制要件を満たし、規制当局の審査を受け、認証されている。

VaR評価の基礎となっているモデルおよび一定数の従来型の前提には、主に以下のような限界がある。

- 当然のことながら、99%の信頼区間の利用は、このポイントを超えて生じる損失を考慮していない。そのため、VaRは通常の市況下での損失のリスクの指標であり、例外的に大きな変動については考慮していない。
- VaRは、終値を使用して計算されるため、日中の変動は考慮されない。
- ヒストリカル モデルの利用は、過去の事象は将来の事象の典型であり、すべての潜在的な事象を捉えていない可能性があるという前提に基づく。

VaRモデルの限界について、市場リスク部は、ストレス テストおよびその他の追加の測定を実施することで対処する。

同一のモデルが、グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門のほぼすべての活動（最も複雑な金融商品に関連するものを含む。）ならびにリテール バンキング事業およびプライベート バンキング事業の主要な市場活動のVaRの計算に用いられている。一部少数の活動に関しては、技術的理由または出資金が少額すぎることからVaR法が使用されず、ストレス テストを用いて監視されており、キャピタル チャージについては標準的手法を用いるかまたは代替的な内部手法を通じて算出される。内部モデルで扱われていない主な市場リスクは、銀行勘定における為替リスクであり、定義した通り、日々の再評価の対象とならないため、VaRの計算の対象として考慮されない。

バックテスト

VaRを超過する負の結果が生じた日数が99%の信頼区間に適合しているかどうかを検証するために継続的にバックテストを実施し、モデルの妥当性は体系的に評価される。バックテストの結果は、内部モデルの検証を担当するリスク部門が監査を行うが、第2防衛ラインとして、（設計および開発上の観点からの）理論的な頑健性、実施の正確性、モデルの運用の適切性についても評価している。かかる独立した検討プロセスは、（i）担当委員会による検討および承認を経て、（ii）当該検討の対象、実施されたテストおよびその結果、提案事項ならびに当該検討の結論が詳述された監査報告書としてまとめられ、終了する。モデルによる統制体制の下、関係当局への報告が促される。

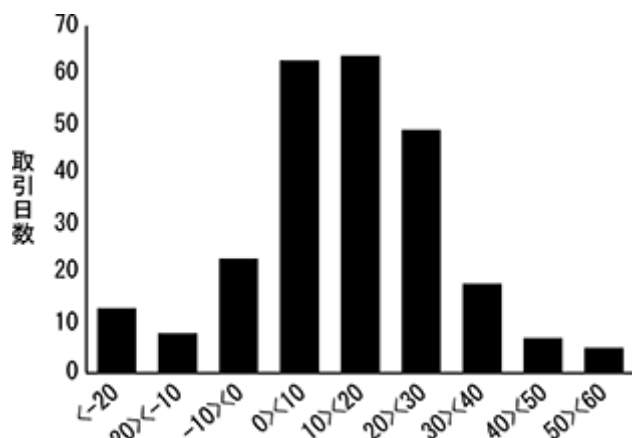
規制を遵守して、バックテストは、ポートフォリオの価値における（i）実際の変動および（ii）仮想の変動に対するVaRを比較する。

- 第1の場合（「実損益」に対するバックテスト）、日次損益^(注)は、帳簿価額の変動、新規取引および1日で変更される取引による影響（これらの取引手数料を含む。）、リファイナンス費用、様々な関連手数料（仲買費用、保管費用等）ならびに市場リスクに関する引当金およびパラメータの調整を含む。
（注） 以下、合意による「実損益」をいう。

- 第2の場合（「仮想損益」に対するバックテスト）、日次損益^(注)は、市場パラメータの変動に関連する帳簿価額の変動のみを含み、その他すべての要素を除外する。▲
（注） 以下、合意による「仮想損益」をいう。

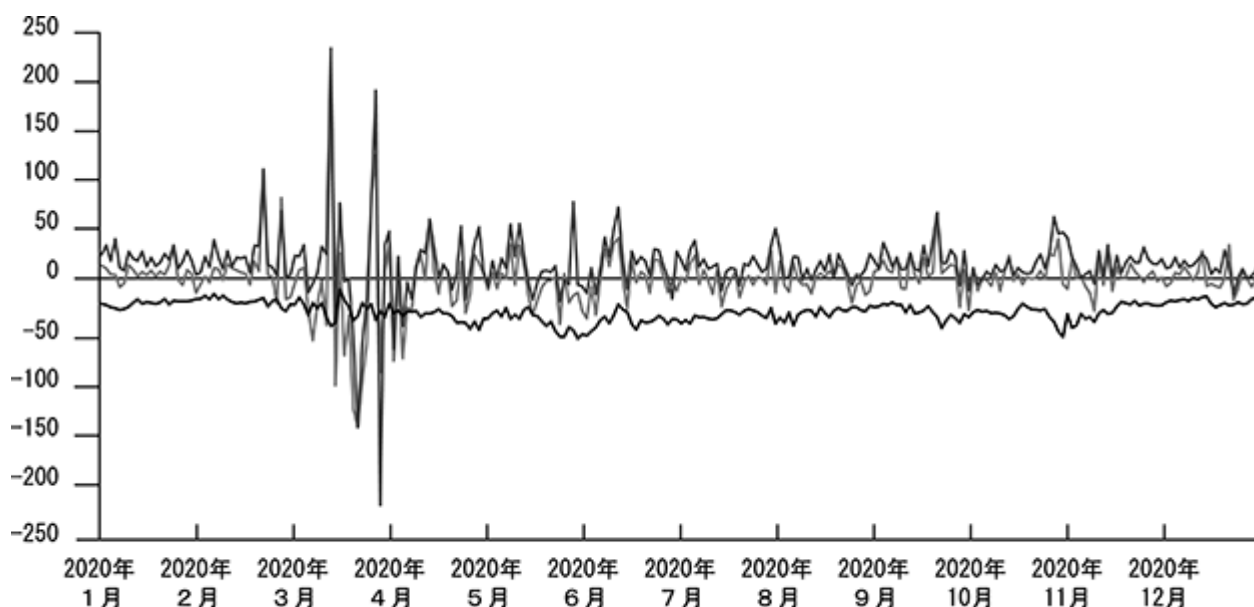
COVID-19危機に起因して、特に2020年上半期に、市場は、すべての資産クラスにわたり、ボラティリティの上昇の影響を受けた。市場活動の日次損失は44回計上された。13日間、ソシエテ・ジェネラル・グループのレベルでVaRのバックテストの違反が観察された。2020年1月1日から2021年12月31日までの期間に発生した内部モデルに起因しないバックテスト事象の除外を承認するとの欧州議会の決定に従い、権限のある当局は、市場リスクに係るソシエテ・ジェネラルのリスクアセットの算定から、当該事象を除外することを認可した。VaRのバックテストの違反3件は、仮想実績に対して、特に、株式配当の公表後の変動を考慮しないVaRモデルの結果として、グループレベルで最終的に維持された。

日次損益^(注)内訳（市場活動）（2020年、単位：百万ユーロ）



(注) 実損益

トレーディングVaR（1日、99%）、日次実損益⁽¹⁾および日次仮想損益⁽²⁾内訳（トレーディング ポートフォリオ）（2020年、単位：百万ユーロ）



— VaR — 実損益 — 仮想損益

- (1) 上記「99%バリュアット リスク (VaR)」に定義される、実損益に対するVaRのバックテストに用いられる日次損益
- (2) 上記「99%バリュアット リスク (VaR)」に定義される、仮想損益に対するVaRのバックテストに用いられる日次損益

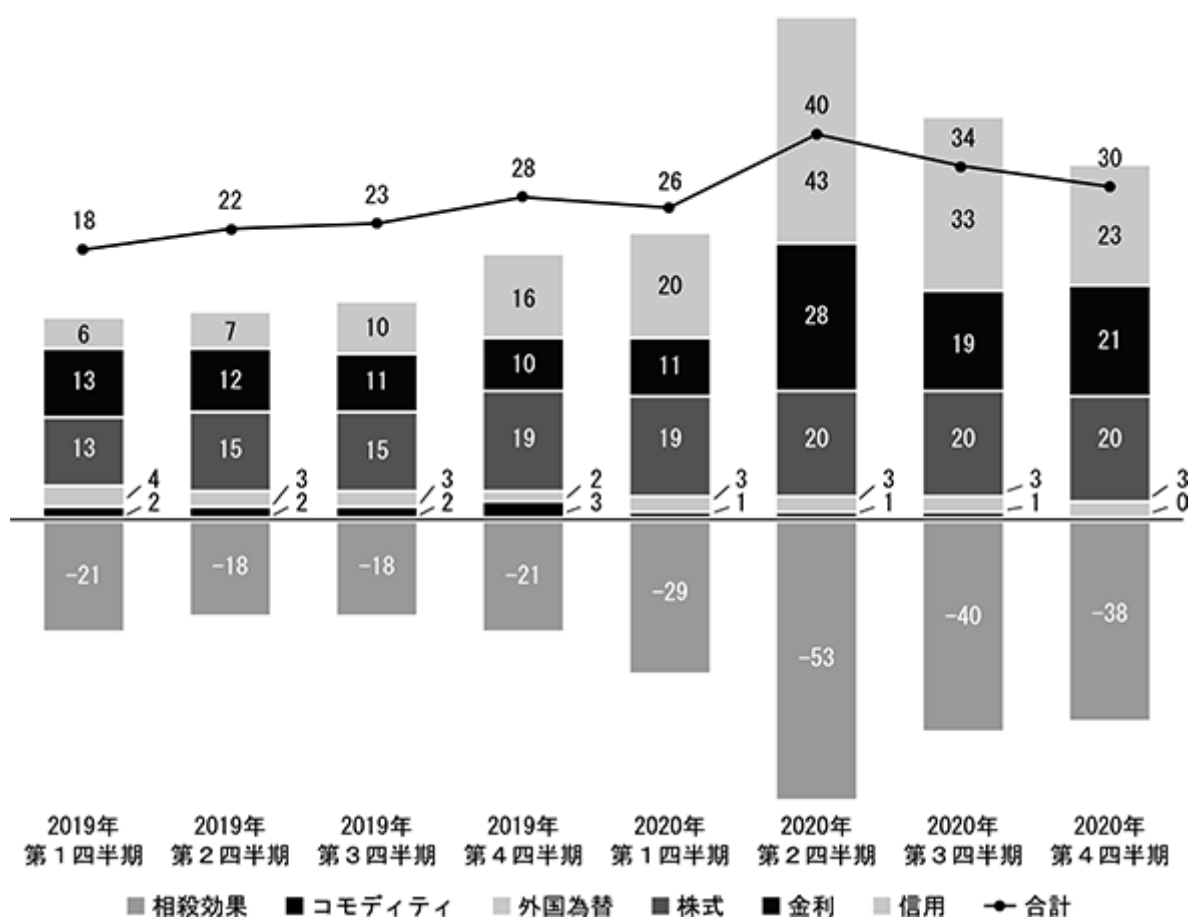
VaR変動

表35：規制上の10日間99%VaRおよび1日99%VaR

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日		2019年12月31日	
	VaR (10日、99%) ⁽¹⁾	VaR (1日、99%) ⁽¹⁾	VaR (10日、99%) ⁽¹⁾	VaR (1日、99%) ⁽¹⁾
期首	93	29	49	16
最大値	188	60	113	36
平均値	103	33	71	23
最低値	35	11	40	13
期末	67	21	85	27

(1) 内部モデルにより査定される資本要件を対象としている。

監査済 | トレーディングVaR (1日、99%) のリスク要因別構成比の四半期平均の推移 (2019年度～2020年度) (単位：百万ユーロ)



監査済 | 2020年のVaRは、以下の対照的な傾向を示しつつも、平均するとリスク値が前年を上回った（2019年の23百万ユーロに対して、33百万ユーロ）。

- 当年の年初2ヶ月間にわたり、VaRは、2019年末のレベルからほぼ横ばいであった。
- 2月末より第2四半期にわたり、VaRは、COVID-19の流行に起因した金融危機による高レベルの変動性を伴い、急激に上昇した。かかる上昇は、金利および信用の範囲、ならびに株主資本の範囲、とりわけ、特殊な商品を扱う業務が、ボラティリティの主たる要因であることに、大きく起因している。
- その後、VaRは徐々に低下し、年末には再び危機前の数値に至り、動的だった。▲

ストレスVaR (SVaR)

監査済 | 2011年末、内部モデル方式におけるストレス バリュアット リスク (SVaR) が導入され、VaRと同一の範囲を対象とした規制資本要件の範囲内において、規制当局による承認を受けた。

1日99%SVaRに使用される算出方法は、VaRの算出方法と同一である。この方法において、1日ショックおよび99%の信頼区間によりヒストリカル シミュレーションを実行する。継続した1年間を通して1日の変動に260のシナリオを使用するVaRとは対照的に、SVaRは重大な金融不安の観測時期に相当する過去1年の固定期間を使用する。

規制当局によって承認された、過去の固定ストレス ウィンドウの決定に係る手法^(注)は、ソシエテ・ジェネラルのポートフォリオを代表するリスク要因（株式、債券、外国為替、信用およびコモディティ リスクに関連するもの）に対する過去のショックの検討に基づいている。過去のショックは、ポートフォリオ全体に対する最大ストレスの期間を決定するために合計される。各リスク要因には、資産クラスにおける各リスク要因の重要性および当グループのVaRにおける当該資産クラスの重要性に応じて加重が割り当てられる。利用される過去のウィンドウは、年次評価の対象となっている。2020年、当該ウィンドウは2008年9月から2009年9月であった。

(注) 2018年第2四半期に、補完的手法が承認を得るために規制当局に対して提出された。これは、ポートフォリオを代表する同一のリスク要因についての近似したVaRを計算することにより、過去のショックへの加重に基づく手法に従って得られる期間の妥当性を確保することを目的とするものである。

規制資本の算出に使用される10日間SVaRは、VaR同様、1日SVaRに10の平方根を乗じて算出される。

VaRモデルに基づき継続的に実施されるバックテストは、当然のことながら、現状の市場環境に対する感応度が低いので、これをそのままSVaRモデルに再現することはできない。しかし、VaRモデルとSVaRモデルは同じ手法に依拠しているため、同様の利点と制限を有する。

SVaRの妥当性は、内部モデルの検証を担当するリスク部門によって、第2防衛ラインとして定期的に監視、検討される。かかる独立した検討プロセスは、(i) 担当委員会による検討および承認を経て、(ii) 当該検討の対象、実施されたテストおよびその結果、提案事項ならびに当該検討の結論が詳述された監査報告書としてまとめられ、終了する。モデルによる統制体制の下、関係当局への随時の報告が促される。

SVaRは、2020年において平均して増加した（2019年の38百万ユーロに対して50百万ユーロ）。当年のかかる改善は、以下の3つの主要な段階に特徴づけられた。

- SVaRは、2019年に引き続き、当年の年初2ヶ月においても低水準で推移した。
- 3月において、SVaRは、COVID-19の流行に起因した金融危機による高レベルの変動性を伴い、大幅に上昇した。かかる上昇は、当初については、主に、株主資本の範囲によるものであったが、その後は、主に、債券業務に起因するものであった。
- その後、SVaRは徐々に低下し、7月には危機前の数値まで回復し、動的だった。▲

表36：規制上の10日間99%SVaRおよび1日99%SVaR

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日		2019年12月31日	
	ストレスVaR (10日、99%) ⁽¹⁾	ストレスVaR (1日、99%) ⁽¹⁾	ストレスVaR (10日、99%) ⁽¹⁾	ストレスVaR (1日、99%) ⁽¹⁾
期首	105	33	108	34
最大値	343	109	213	67
平均値	158	50	119	38
最低値	73	23	49	15
期末	131	41	112	35

(1) 内部モデルにより査定される資本要件を対象としている。

IRCおよびCRM

2011年末、ソシエテ・ジェネラルは、VaRと同一の範囲を対象として、IRC（追加的リスクに係る自己資本賦課）およびCRM（包括的リスク測定）を含めることにより、内部の市場リスクのモデリング システムを拡大することを規制当局から承認されている。

IRCおよびCRMにより、格付けの変動および発行体の債務不履行リスクに関連した負債性金融商品に係るキャピタル チャージが予測される。これらのキャピタル チャージは徐々に増加するものであり、VaRおよびSVaRに基づき算出される費用に追加される。

範囲については、以下の通り規制上の要件に従う。

- IRCは負債性金融商品（証券化されたものおよび与信相関のあるポートフォリオを除く。）に適用される。特に、これには債券、CDSおよび関連デリバティブが含まれる。
- CRMは、相関のあるポートフォリオ、すなわち、CDOトランシェおよびファースト トゥ デフォルト商品ならびにCDSおよび指標を使用するそれらのヘッジのみを対象とする。

ソシエテ・ジェネラルは、内部モデル^(注)を用いてこれらのキャピタル チャージを推定する。かかるモデルは、算定日の翌年における格付けの変更または発行体の債務不履行に関する特に不利なシナリオによって発生する損失を、ポジションの経過を考慮せずに決定する。IRCおよびCRMは、99.9%の信頼区間により算定されるが、これは0.1%の確率で生じる最悪のシナリオを排除した後の最も高い損失リスクである。

(注) IRCの計算を要するすべてのポートフォリオにつき、同じ内部モデルが用いられる。CRMが計算されるポートフォリオについても同様である。ただし、内部モデル（IRCおよびCRM）の対象範囲は、VaRの範囲に含まれる。なお、内部モデルによるVaR計算の使用が認められた事業体に限り、IRCおよびCRM計算のために内部モデルを使用することができる。

IRC内部モデルは、1年間の対象期間にわたり^(注)、ポートフォリオの各発行体の格付けの遷移（債務不履行を含む。）をシミュレートする。発行体は、米国を拠点とする会社、欧州の会社、その他の地域の会社、金融機関およびサブリンの5つのカテゴリーに分類される。各カテゴリーにおける発行体の事業活動は、当該カテゴリー特有のシステミック要因により、相互に相関関係を有している。さらに、かかる5つの各システミック要因の相関関係がモデルに統合される。これらの相関関係は、格付けの遷移の可能性とともに、景気循環の過程全体を通じて測定された過去のデータからキャリブレーションされる。発行体の格付けに変更が生じる場合、その財務健全性の悪化または改善は、信用スプレッドのショックによってモデル化される。すなわち、格付けが改善した場合にはマイナス、逆の場合にはプラスとなる。各IRCシナリオに伴う価格変動は、デルタ、ガンマに加え、ポジション毎の市場回収率で計算された債務不履行事由において被る損失水準（ジャンプ トゥ デフォルト）を用いて感応度を評価する手法により、各ポジションが再評価された後に決定される。

(注) 1年間の継続的な流動性ホライズンが使用されるが、これは、IRCおよびCRMを計算するためのポジションに適用されるショックが1年間の瞬間的なショックであることを意味する。この仮説は、より短い流動性ホライズンと比較しても、モデルおよび資本の観点からも最も慎重な選択肢である。

CRMモデルは、IRC内部モデルと同様に発行体の格付けの遷移をシミュレートする。さらに、当該モデルでは、以下のようなリスク要因の普及が考慮されている：

- 信用スプレッド
- ベーシスの相関性
- 債務不履行を除く回収率（発行体が債務不履行に陥っていない場合、かかる回収率の数値については不透明）
- 債務不履行事由に陥っている場合の回収率（発行体が債務不履行に陥っている場合、かかる回収率の数値については不透明）
- ファースト トゥ デフォルト評価の相関性（ファースト トゥ デフォルト群の評価に使用した債務不履行の回数との相関関係）

これらの普及モデルは、過去のデータから最長10年間にわたってキャリブレーションされる。各CRMシナリオに伴う価格変動は、ポジションについて完全に金利改定された結果、決定される。また、CRMモデルで計算される自己資本賦課は、証券化ポジションの標準的な方法で決定される自己資本賦課の値の最低値8%を下回ることではないものとする。

内部IRCおよびCRMモデルは、具体的には以下の第1の柱の規制要件を満たすその他の内部モデルと同様の管理の対象となる。

- 継続的な監視により、IRCモデルおよびCRMモデル、ならびにそのキャリブレーションの妥当性を継続的に把握することができる。かかる監視は、少なくとも毎年検討されるモデリング仮説に基づいている。これらの測定基準は、1年間で99.9%の分位点を通して推定されているため、違反の頻度が低いということは、VaRモデルに対して行われたようなバックテストが不可能であることを意味する。特に、かかる検討には以下が含まれる。
 - IRCモデルとCRMモデルに用いられる格付遷移行列の構成の妥当性の確認
 - かかる2つのモデルに用いられる債務不履行の可能性のバックテスト
 - CRM計算に用いられる回収率普及、スプレッド普及およびベーシスの相関性普及に係るモデルの妥当性についての確認

これらの測定基準の正確性の確認については：

- － 各商品の、デルタ、ガンマといった感応度に加えて、市場回収率で計算された債務不履行事由により被る損失の水準（ジャンプ トゥ デフォルト）に基づいてIRCを算出する場合、この手法の正確性は半年毎に行われる完全な金利改定を勘案し、確認される。
- － CRMに対する確認は、その算定が完全に金利改定された後に行われるため不要である。
- かかる測定基準は、規制当局によって定められた規範的なストレス テストと比較される。特に、IRCの測定基準については、EBAのストレス テストとリスクアペタイトの使用が定期的に行われている。これらのストレス テストは、発行体への不利な格付けの遷移、信用スプレッドへのショック、格付遷移行列へのショックを適用することで構成されている。発行体と格付遷移行列上の仮説を正当化するために、その他のストレス テストも特別に実施されることがある。
- かかる測定基準に対する分析は、市場リスクの測定基準の作成および認証チームによって毎週実施される。
- 手法およびその導入は、初めにフランス健全性監督破綻処理当局（ACPR）による検証を受けている。その後、内部モデルの検証を担当するリスク部門が、第2防衛ラインとして、IRCおよびCRMの検討を定期的実施する。かかる独立した検討プロセスは、（i）担当委員会による検討および承認を経て、（ii）当該検討の対象、実施されたテストおよびその結果、提案事項ならびに当該検討の結論が詳述された監査報告書としてまとめられ、終了する。モデルによる統制体制の下、関係当局への随時の報告が促される。

さらに、対象範囲の完全性およびポジションを示すデータの質につき、業務上の定期的な確認がなされる。

表37：IRC（99.9％）およびCRM（99.9％）

（単位：百万ユーロ）	2020年12月31日	2019年12月31日
追加的リスクに係る自己資本賦課（IRC）（99.9％）		
期首	93	317
最大値	172	352
平均値	103	192
最低値	53	58
期末	112	83
包括的リスク測定（CRM）（99.9％）		
期首	95	164
最大値	462	211
平均値	116	144
最低値	51	73
期末	70	95

リスクアセットおよび資本要件

トレーディング勘定におけるエクスポージャーの配分

オンバランスシートおよびオフバランスシート項目は、健全性規則が定める2つのポートフォリオのうちの1つである銀行勘定またはトレーディング勘定のいずれかに配分されなければならない。

銀行勘定は除外を特徴とし、トレーディング勘定に含まれないオンバランスシートおよびオフバランスシート項目はデフォルトですべて銀行勘定に含まれる。

トレーディング勘定は、取引目的であるかトレーディング勘定内の他のポジションのヘッジ目的であるかを問わず、機関が保有する金融商品およびコモディティのすべてのポジションにより構成される。取引の利益は、トレーダーの勘定の一部として記録される。

金融商品およびポジションの健全性の分類は、以下の通り行われる。

- 財務部門の健全性規則に関する専門家が、規則を手続へと変換させること、また保有期間および流動性に係る手続につきリスク部門と共同で責任を負う。かかる専門家は、具体的な事例および例外についても分析を行い、これらの手続を事業部門と共有する。
- 事業部門はかかる手続に従い、特にトレーダーによるポジションの取引利益を記録する。
- 財務部門およびリスク部門が統制の枠組を管理する。

健全性の分類に従って活動を管理することを確実とするため、以下の統制が導入されている。

- 新商品手続：すべての新商品または活動は、検証の対象となる取引の健全性の分類および規制資本の取扱いに関する承認手続を経なければならない。
- 保有期間：市場リスク部が、一部の金融商品の保有期間に関する統制の枠組を設定した。
- 流動性：市場リスク部が、個々の場合にまたは必要に応じて、一定の基準（譲渡性、売買規模および市場規模等）に基づく流動性管理を行う。
- 事業部門ならびに財務部門およびリスク部門が関与する、健全性の分類の変更に係る厳密な手続
- 内部監査：内部監査は、各種の定期的な業務を通じて、健全性の分類が方針／手続に合致していることおよび健全性の取扱いが現行の規則に合致していることについて確認し、または疑義を呈する。

定量的情報

市場リスクに関連するソシエテ・ジェネラルの資本要件のほぼ90%が内部モデル手法を用いて算定されている。標準的手法は、主にトレーディング勘定の一部をなさない外国為替リスクを表するポジションおよび内部的に開発された主要ITツールにアクセス権のない当グループの子会社のために用いられる。主に関係する企業は、ロスバンク、SGマロック、クレディ デュ ノール、BRDおよびSGアルジェリア等のいくつかの国際リテールバンキング&金融サービス部門の企業である。

市場リスクに関連する資本要件の増加は、以下の複数の要素において広範囲に及ぶ、かつ中等度の上昇に起因するものである。

- 第1四半期末より第2四半期にかけて、大幅に上昇した後、年度末においてはCOVID-19の流行前とほぼ同じレベルにまで回復したVaRが、主として債券業務によって、またそれより程度は少ないものの、クレジットパラメータによって増加したこと。
- 複数の異なる分類の発行体（米国企業および欧州政府）に係る負債性金融商品によって上昇しつつあるIRC
- 標準的手法に基づき、新たな証券化ポジションおよび利率関連項目における増加を反映して算定されたRWA

表38：リスク要因別の市場リスクに係る資本要件およびRWA

(単位：百万ユーロ)	リスクアセット			資本要件		
	2020年 12月31日	2019年 12月31日	変動	2020年 12月31日	2019年 12月31日	変動
VaR	4,117	3,881	236	329	310	19
ストレスVaR	6,671	6,678	(7)	534	534	(1)
追加的リスクに係る自己資本賦課（IRC）	1,758	1,361	398	141	109	32
相関ポートフォリオ（CRM）	1,066	1,220	(154)	85	98	(12)
内部モデルにより評価された市場リスク合計	13,612	13,140	472	1,089	1,051	38
トレーディング ポートフォリオにおける証券化ポジションに係る特定リスク	534	277	257	43	22	21
通貨ポジションに係るリスク	219	865	(646)	17	69	(52)
金利（証券化を除く。）に係るリスク	975	231	745	78	18	60
所有ポジションに係るリスク	-	-	-	-	-	-
コモディティに係るリスク	0	0	0	0	0	0
標準的手法により評価された市場リスク合計	1,728	1,373	355	138	110	28
合計	15,340	14,513	827	1,227	1,161	66

表39：リスクの種類別の市場リスクに係る資本要件およびRWA

(単位：百万ユーロ)	リスクアセット		資本要件	
	2020年 12月31日	2019年 12月31日	2020年 12月31日	2019年 12月31日
通貨ポジションに係るリスク	462	1,173	37	94
信用係るリスク（控除を除く。）	5,943	4,768	475	381
コモディティに係るリスク	43	792	3	63
所有ポジションに係るリスク	4,133	3,904	331	312
金利に係るリスク	4,760	3,876	381	310
合計	15,340	14,513	1,227	1,161

金融商品の評価

金融商品の評価に係る管理リスクは、財務部門およびリスク部門内に置かれた2つの独立した部署に加えて、グローバル マーケッツ部門が第1防衛ラインとして担当している。

ガバナンス

会計評価に関するトピックスに係るガバナンスは、グローバル マーケッツ部門、市場リスク部および財務部門の代表者がそのいずれにも出席する2つの評価委員会により実施される。

■ グローバル評価委員会は、必要があればいつでも招集され、少なくとも四半期毎には金融商品の評価方法（モデルの改良、準備金計算方法等）を検討し承認するために集まる。財務部門が議長を務め、その評価の専門家のチーム（評価グループ）から構成されるかかる委員会は、市場活動における金融商品に関する評価方針の承認について、世界的な規模での説明責任がある。

■ 財務部門が議長を務めるグローバル評価検査委員会は、四半期毎に、準備金、評価調整値および関連する会計上の影響の変化を評価する。この分析評価は評価グループにより行われる。

健全性評価に係るトピックは、四半期毎に招集され、財務部門がいずれもその議長を務め、グローバル マーケッツ部門および市場リスク部の代表者がそのいずれにも出席する計測方法委員会と検証委員会において取り扱われる。

最後に、評価方針には、評価の枠組およびその管理について記載され、利害関係者間での責任の所在が詳述されている。

評価の原則およびその管理

評価の観点からは、市場商品は、当該市場価格が存在する場合には時価評価される。時価評価されない場合には、市場商品はパラメータを基準としたモデルを使用して評価される。

一方、フロント オフィスが設計する各モデルは、特にモデルの理論的側面（仮説の妥当性、分析計算および数値的方法）、パフォーマンス（例えば、ストレス条件下）、システムにおける実施状況をチェックする第2防衛ラインとして、市場リスク部による独立した検証に委ねられる。かかる審査に続いて、当該モデルの検証の状況、その用途の範囲、対処すべき提言が報告書にまとめられる。

他方では、評価モデルに使用されているパラメータは、観測可能なデータに基づくか否かにかかわらず、市場リスク部および財務部門によって管理される（独自の価格認証）。

必要であれば、評価は、フロント オフィスと協議のうえ策定され、グローバル評価委員会において市場リスク部および財務部門による承認を要する計算方法を用いた準備金または調整金（ビッド アスクのスプレッドまたは流動性等）によって補完される。

規制要件

さらに、健全性構成要素に関して、追加的評価調整（AVA）は、欧州銀行監督機構（EBA）により公表された規制技術基準（RTS）に従い、公正価値資産に基づいて計算される。EBAは、CRD（資本要求指令）においてすでに規定されている原則とは別に、健全性評価に関する要件を規定している。これらの規制技術基準は、健全性評価において考慮する必要がある様々な不確実性要素を規定しており、また、到達すべき信頼水準の目標値を設定している。

この枠組の範囲内で、想定される評価と比較して、追加のイグジット コストを発生させうる様々な要因（モデル リスク、集中リスク、清算費用、市場価格の不確実性等）を考慮するために、各エクスポージャーにつき健全性評価調整（PVA）が、市場リスク部が設計した手法に基づき計算される。追加的評価調整（AVA）は、到達すべき信頼水準の目標値（信頼区間が90%に相当すること。）を遵守するために、得られた健全性評価と、ポジションの会計上の公正価値との差異であると定義されている。AVAに係るこれらの金額は、普通株式等Tier 1 資本から差し引かれる。

(8) オペレーショナル リスク

オペレーショナル リスクとは、プロセス、人材もしくは情報システムの不備もしくは欠陥または外部的事象から生じる損失リスクである。

ソシエテ・ジェネラルのオペレーショナル リスクは、以下の8の事由分類に区分されている。

- 営業上の訴訟
- 当局との訴訟
- 価格設定またはリスク評価の過誤（モデル リスクを含む。）
- 執行上の過失
- 不正行為およびその他の犯罪行為
- 不正取引
- 経営資源の喪失
- ITシステム障害

かかる区分は、当グループのリスクのモデリングの基盤である58のリスク分類に細分化され、よって、システム全体で一貫性が確保され、当グループ全体での事業横断的な分析が可能となる（下記「オペレーショナル リスクの監視プロセス」を参照のこと。）。対象リスクには主に以下のものが含まれる。

- 情報通信技術およびセキュリティに関するリスク（サイバー犯罪、ITシステムの障害等）
- サービスの外部委託および事業継続に関するリスク
- 顧客向けの新しい商品、サービス、業務の開始に関するリスク
- 法令不遵守のリスク（法的リスクおよび税務リスクを含む。）：当グループの業務を規制する規定の不遵守を理由とする裁判所の命令による制裁、行政処分もしくは懲戒処分のリスクまたは重大な財務損失のリスク
- レピュテーション リスク：当グループによる取引関係の維持または従事および資金調達源へのアクセスの保持に悪影響を及ぼす可能性のある顧客、カウンターパーティ、株主、投資家または規制当局の側の否定的な見解から生じるリスク
- 不祥事リスク：当グループの行動規範に反する当行またはその従業員の作為（もしくは不作為）または振る舞いにより生じ、利害関係者に対し不利な結果をもたらすか、または当行の持続可能性もしくはレピュテーションを危険にさらす可能性があるリスク

法令不遵守のリスク、レピュテーション リスクおよび不適切な行為によるリスクに関する枠組は、下記「第5 提出会社の状況、3 コーポレート・ガバナンスの状況等、(1) コーポレート・ガバナンスの概要－コンプライアンス リスク」に詳述されている。

オペレーショナル リスク管理の組織

当グループのオペレーショナル リスク管理の枠組（下記「第5 提出会社の状況、3 コーポレート・ガバナンスの状況等、(1) コーポレート・ガバナンスの概要－コンプライアンス リスク」に詳述されている法令不遵守のリスクを除く。）は、以下の参加者による2段階のシステムを中心に構成されている。

- リスクが確実に特定、分析、測定、監視、管理、報告され、当グループが定めたリスクアペタイトの限度内に収まるために、枠組を適用し統制体制を整備する責任を負う各主力事業ユニットおよびサービスユニットにおける第1防衛ライン
- グループ リスク部門内のオペレーショナル リスク部による第2防衛ライン
オペレーショナル リスク部は、特に以下の事項を担当する。
- オペレーショナル リスク（不正行為のリスク、情報システムおよび情報セキュリティに関連するリスク、ならびに事業継続および危機管理に関連するリスクを含む。）のBUまたはSUによる管理に対する批判的検査の実施
- オペレーショナル リスクの体系に関する規程および手続の制定ならびにグループ横断的分析の提示
- オペレーショナル リスクの枠組に関するリスク指標および監視指標の提示

オペレーショナル リスク部は、当グループ全体をカバーするために、地域ハブによる支援を受けた中核チームを擁する。地域ハブは折り返し中核チームに報告を行い、内部監督の目的および規制当局に対する報告の目的の双方のために、当行のリスク プロファイルの総体的、予測的かつ妥当な統合的概観を得るのに必要なあらゆる情報を提供する。

地域ハブは、それぞれの地域の規制当局による要求に従って、オペレーショナル リスク部の任務を実行する責任を負う。

オペレーショナル リスク部は、各事業ユニットまたはサービス ユニットのオペレーショナル リスクの通信担当者のネットワークを通じて、第1防衛ラインとやりとりする。

特に事業継続、危機管理および情報セキュリティに関連するリスクについては、オペレーショナル リスク部は、グループ セキュリティ部に関連するかかるリスクの管理について批判的検討を行っている。特に、IT リスクについては、オペレーショナル リスク部は、経営資源・デジタル移行部門に関連するかかるリスクの管理について批判的検討を行っている。

2次レベルの統制

2次レベルの統制は、1次レベルの統制の規定および実績の検証、特に、1次レベルの統制の結果を量的側面および質的側面に関して（とりわけ達成率、変則レベル等に関して）検査することからなる。この検討により、統制の必要性およびリスクの種類に基づく統制の展開ならびに改善行動計画の有効性および妥当性も確保される。

内部統制システムに従って、2次レベルの恒常的統制リスクチームは、様々な事業に固有のリスク（信用リスクや市場リスクに関連するオペレーショナル リスクを含む。）に加え、購買、通信、不動産、人材および情報システムに関連するリスクも網羅するオペレーショナル リスクに関してこの任務を遂行する。

財産および人員のセキュリティに関連するリスク

グループ セキュリティ部（SEGL／DSG）は、脅威の評価と弱信号の識別を可能にし、事前の警告をし、また、人員、当グループの有形資産および無形資産を保護するセキュリティに関する将来を見越した構想の策定を担当する。また、グループ セキュリティ部は、いかなる状況でも当行の重要な事業活動を維持する行動計画を調整し、必要に応じて危機管理を支援する。SEGL／DSGは、セキュリティの問題に関して第1 防衛ライン（第1 防衛ラインの専門家）として行動する。

かかる目的の達成に向けた同部の主な任務は、以下の通りである。

- セキュリティの問題に関するグループレベルの構想の策定
- 当グループが直面する既存または将来のセキュリティ上の脅威およびリスクならびにそれらに直面した場合の当グループの脆弱性の特定
- 当グループの活動に対する保護を高め、セキュリティの危機に確実に耐えられるようにするための当グループのメカニズムおよび方針の開発および伝達
- 当グループのセキュリティ監視メカニズムの実施
- 当グループの危機管理体制の整備
- セキュリティの問題に関する国内の、欧州のおよび国際的な治安当局との関係の調整
- 経済上の情報収集活動の展開および調整
- 不正行為への対抗の支援
- 当グループにおけるセキュリティ文化の強化（研修、広報活動等）

以上すべてのリスクの管理は、オペレーショナル リスク システムに基づいており、第2 防衛ラインはオペレーショナル リスク部により提供されている。

情報セキュリティおよび情報通信技術に関連するリスク

当グループの情報システムおよびそれが伝達するデータの当グループにとっての重要性、ならびにサイバー犯罪の脅威の継続的な増大を考慮すると、情報通信技術およびセキュリティ（ICT）に関連するリスクは、ソシエテ・ジェネラルにとって大きなものである。その監督は、全般的なオペレーショナル リスク管理システムに統合されており、第1 防衛ラインとして関連分野の専門知識（情報および情報システム セキュリティ（ISS））によって指揮され、第2 防衛ラインはリスク部門によって提供される。当グループのガバナンスに特化した委員会（リスク委員会、CORISQ、CCIG、DTCO）や、情報通信技術リスクの8つの主要テーマに関するリスクの現状と行動計画を示す四半期毎のダッシュボードにより、経営組織による具体的な監視を実施している。

事務局内に設置されているグループ セキュリティ部は、情報保護の役割を担っている。当部は特に以下の事項を確保する。

- 人的および技術的側面の双方を網羅する新たなグループ情報セキュリティ方針の公表
- 「電子通信憲章」の「情報とIT資源の保護のための憲章」への改定
- 従業員にオフィス文書を分類し保護する手段を提供することを目的とする、データ保護プログラムのRESGとの共同構築
- フランス国内外の当グループのすべての従業員を対象とした、情報セキュリティに関する新たなEラーニングの配信

情報通信技術（ICT）および情報システムのセキュリティに関するリスクの責任者は、経営資源・デジタル移行部門に配置されている。グループ セキュリティ担当取締役は、その職務権限に基づき、電子情報を保護する戦略を提案し、ITセキュリティ部を指揮する。ITセキュリティの枠組は、市場の標準規格（NIST、ISO第27002号）と整合するよう整備され、各BUまたはSUで実行されている。

サイバー犯罪に関するリスク管理は、3年毎の情報システム セキュリティ（ISS）基本計画によって行われる。

特にランサムウェアに関する脅威の進化を考慮するために、当グループの戦略に沿って、2021年から2023年までの期間にわたり650百万ユーロの予算が投じられるISS 2021年－2023年基本計画が策定されており、これは2023年までの行動を導く以下の2つの柱を中心に据えている。

- 脅威、規制当局の要件、およびデジタル移行やそれに付随する利用の改善に関して事業ユニットとサービス ユニットの支援する必要性を統合することにより、当グループの顧客のデータと銀行業務を遂行する当グループの能力を保護する。リスクに基づく手法では、上述したセキュリティ部の業務に関連して、最も重要な要素とデータに当グループの取組みを集中することができる。当グループでは、特に検知能力、パートナーや子会社とのIT連携の統制能力、および情報システムの再構築力の向上により、重大なサイバー危機を管理するための準備を進めている。
- 全体の一貫性を確保し、保護と対応能力を高めることで、当グループの業務効率を高める。これは、特に、サイバー セキュリティ部の管理を発展させることにより、また、新たな保護措置を一定の費用で展開できるように当グループのプロセスとツールを最適化することにより行われる。最後に、特に専門知識に係るスキルとネットワークの形成に関して、関連部署の人材管理に取り組むことにより、行われる。

業務レベルでは、当グループは、事故の管理、セキュリティに関する監視およびサイバー犯罪への対策を担当するCERT（コンピューター緊急対応チーム）部署に依拠している。このチームは、グループ内外の多様な情報源および監視資源を利用している。また、2018年からは、配備しているセキュリティ システムの有効性の評価や、実際の攻撃を想定した演習での防衛チーム（ブルー チーム）の検知・対応能力のテストを主な業務とする社内レッド チームを設置し、この部署を強化している。レッド チームの活動により、当グループは、ソシエテ・ジェネラル情報システムのセキュリティ上の脆弱性についての理解を深め、世界的な改善戦略の実施を支援するとともに、サイバー セキュリティ防衛チームの育成を行うことができる。CERTは、セキュリティ事象の検知と処理を担当するセキュリティ オペレーション センター（SOC）と緊密に連携している。

経営資源・デジタル移行部門には、オペレーショナル リスク管理システムの実施の一貫性およびかかるシステムのITプロセスへの統合を担当するチームがある。当該チームの主な任務は以下の通りである。

- 当行がそのITリスクをより深く理解し、極端なリスク シナリオに対する備えを強化し、自らのITリスクとより見合った投資を行うことを可能にするために、極端なリスク シナリオ（例えば、サイバー攻撃、プロバイダーの障害等）を含む当グループの主要なITリスクを定義し、評価すること。

- 経営組織と情報システム担当取締役のために、ITリスクの監視ダッシュボードにフィードする指標を作成すること。これらは、ISおよびISS戦略ならびにこれらの目的との整合性を保つために、第2防衛ラインにより定期的に見直される。
- より一般的には、ITオペレーショナル リスクに対処するすべてのデバイスの質および信頼性を確保すること。かかるITリスクの恒常的統制システムには特に注意が払われ、これらは規範的なITおよびセキュリティ管理の定義ならびにITオペレーショナル リスクに関して経営上の監督を配置する当グループのサポートに基づく。恒常的統制を変換する「PCT」プログラムの一環として、規範的管理、すなわちIS／ISSの対象に関する約30の管理が見直された。IT部は、かかる管理の当グループ全体への展開を監視し、その進展は当グループが設定した目標と整合性が保たれている。

意識面では、情報セキュリティに関する多言語のオンライン研修モジュールが、当グループ内のすべての従業員および当グループの情報システムを利用し、またはこれにアクセスするすべてのサービス プロバイダーに義務付けられている。これは、新たなグループ情報セキュリティ方針の変更を織り込むために、2020年初頭に更新された。2020年11月末時点で、研修モジュールの通知を受けたソシエテ・ジェネラル・グループの従業員の92%がこれを受講した。

オペレーショナル リスクの監視プロセス

当グループのオペレーショナル リスクを管理する主要な枠組は、以下の通りである。

- 内部損失・重大事故の収集および外部損失の分析
- リスク・管理の自己評価
- リスク指標の監視
- シナリオ分析の開発
- 新商品の枠組
- 外部委託したサービスの管理
- 危機管理および事業継続
- 情報通信技術に関連するリスクの管理

内部損失・重大事故データの収集

内部損失データは2003年以降、また重大事故データは2019年以降、当グループ全体において蓄積されている。手順は以下の通りである。

- 適切な是正措置の策定および実施
- リスク分野に関するより深い理解の達成
- 当グループにおけるオペレーショナル リスクに関する意識および注意の強化

当グループの計上の対象となる最低損失（または利益もしくは概ねの損失）金額は10,000ユーロ（ただし、グローバル事業活動に関しては20,000ユーロ）となっている。

財務上の影響を伴わない事故は、特に契約上のコミットメント、レピュテーション、日常業務、リスクアペタイトまたは当グループの規制遵守の水準への影響度合いに応じて重大とみなされる場合にも報告される。

外部損失の分析

外部損失は、外部プロバイダーが管理するデータベースおよびコンソーシアムの一部として銀行業界から共有されているデータから提供された、銀行セクターおよび金融セクターが被ったオペレーションに係る損失のデータに相応する。

かかるデータは、当グループのオペレーショナル リスクに対するエクスポージャーの特定および評価を強化するために使用される。

リスク管理自己評価

リスク管理自己評価（RCSA）に基づいて、各マネジャーは対象範囲内の各事業体が業務を通じてさらされているオペレーショナル リスクのエクスポージャーを評価し、管理の改善を図っている。

当グループが定めた方法は、グループ全体の業績の一貫性を担保するために、オペレーショナル リスクおよび当該リスクを管理する枠組を特定および評価する一貫した手法をとることである。これは、特に業務のレジストリに基づいている。

以下を目標に掲げる。

- 各事業活動がさらされている主要なオペレーショナル リスク（内在するリスク、すなわち、予防・管理システムは勘案されていない事業活動の性質に固有のリスク）（潜在的損失の金額と頻度の平均値による。）の特定および評価。必要に応じて、機能別に設定されたリスク マッピング（例えばコンプライアンス、情報システムのセキュリティ等）が内在するリスクの評価に提供される。
- 主要なリスク予防・低減策の質の評価
- リスク予防・低減策を考慮した後に各事業活動に残存するリスク エクスポージャー（「残存リスク」）の測定。ただし、保険による補償は勘案されない。
- 是正措置計画の実施および主要リスク指標の定義による予防・管理システムの欠陥の是正。行動計画が存在しない場合、必要であれば、リスクの許容は適切な階層レベルにより形式に則って検証される。
- 必要に応じたリスク保険戦略の適応

主要リスク指標

主要リスク指標（KRI）は、事業リスク プロファイルの変化に関するダイナミックな見解（警告システム）を提供することにより、全体的なオペレーショナル リスク管理システムを補完する。

かかる指標のフォローアップは、事業体の責任者に対し、リスクおよび予防・管理環境における改善または悪化に関する定期的な測定を提供する。

グループレベルでの横断的なKRIおよび損失の分析は、特定のダッシュボードを用いてグループ執行委員会に四半期毎に報告される。

シナリオ分析

シナリオ分析は、潜在的に重大なリスク分野の当グループへの通知およびオペレーショナル リスクを補償するための自己資本の算出への寄与という2つの目的を果たしている。

これらの分析は、各リスク分野の損失分布における専門的見解を構築することを可能とし、それにより非常に深刻なシナリオにおける潜在的損失に対するエクスポージャーの測定（健全性資本要件の計算も含まれることがある。）を可能とする。

実際には、様々なシナリオが専門家により精査され、かかる専門家は内部および外部損失データならびに内部枠組（管理・予防システム）および外部環境（規制、事業活動等）を考慮することにより、当グループに対する潜在的な影響の深刻度および発生頻度を測定する。

ガバナンスは、特に以下の事項を行うために確立されている。

- リスク委員会（CORISQ）が毎年のシナリオのアップデート プログラムを承認することに対する許可
- 関与する部の内部統制調整委員会または特別な会議を通じて事業部門およびコーポレート部門の上級経営陣がシナリオを承認することに対する許可
- CORISQを通じた、当グループのリスク階層およびシナリオの適切性に関する全体的な審査の実施

新商品委員会

各部門は、その新商品案（商業商品に限る。）を、新商品委員会に提出する。

リスク部門および関連する事業部門と連携する当該委員会は、顧客向けの新商品の創出およびマーケティング条件を決定する意思決定機関である。

当該委員会は、新商品の発売前に誘発されるあらゆる種類のリスク（信用リスク、市場リスク、流動性リスクおよびリファイナンス リスク、カントリー リスク、オペレーショナル リスク、法的リスク、会計リスク、税務リスク、金融リスク、情報システム リスクならびにコンプライアンス リスク、レピュテーションリスク、個人情報保護リスクおよび企業の社会的責任リスク等）を確実に特定、査定し、また必要に応じて、残存リスクを許容する軽減措置の対象とすることを目的とする。

「新商品」の定義には、新商品または新サービスの創出から、既存商品または既存サービスの開発が異なるリスクをもたらすか、リスクを高める可能性が生じた時点で当該開発までが含まれる。当該開発は、新しい規制環境等の事項、新規分野のマーケティング、または新しいタイプの顧客に関連している可能性がある。

サービスの外部委託

銀行サービスの中には、当グループ外や当グループ内（例えば、当グループの共通サービス センター内）に外部委託されているものもある。この2つの下請けチャネルは、リスクに適応した形で監督されている。

基準と手法を備えた枠組は、外部委託に関連するオペレーショナル リスクの管理、および当グループの承認により設定された条件の尊重を確実に実行する一助となる。

当該枠組は、関連する業務とBU/SUを特定することで当グループの外部委託を把握し、リスクの知識を持って適切に監督することにより外部委託を制御する一助となる。

調査段階では、事業部門が、当グループによって定められた基準の枠組内でサービスを外部委託する決定をしている。外部委託プロジェクトは、プロジェクト マネジャーが主導し、専門家の意見に基づいたリスク分析を経て、残存リスク レベルを許容するスポンサーにより承認される。これにより、評価の一貫性と当グループ全体の意思決定の一貫性が確保される。

かかる分析には、少なくとも、オペレーショナル リスク（不正行為のリスク、執行上のリスク等が含まれる。）、法的リスク、税務リスク、法令不遵守のリスク、レピュテーション リスク、サプライヤー リスク、人材リスク、社会のおよび環境責任リスク、事業継続リスク、データ品質に関するリスク、情報セキュリティおよびデータ保護に関するリスクが含まれる。

法律専門家は、不可欠なサービスの外部委託の定義につき、2014年11月3日付命令の定義と同じ定義を適用する。

これにより、外部委託されたサービスはすべて、そのリスク レベル毎に定められた頻度で監視される。

当グループ全体のサービスは強化された監視の対象となり、極めて規則的な契約上の監視がなされる。これらのサービスは、「主力事業活動」としての概念、財務的影響およびレピュテーション リスクといった基準を用いて特定され、オペレーショナル リスク部門が議長を務める専属の委員会により承認される。

最終段階で、サービスの流出が管理される。

危機管理および事業継続

危機管理および事業継続システムは、潜在的な事故による顧客、従業員、業務およびインフラストラクチャーへの影響を可能な限り軽減することで、当グループのレピュテーション、ブランド イメージおよび財政回復力の保護を目指す。かかるシステムはまた、規制要件を満たしている。

当グループの各事業体の事業継続システムの運用および追跡に適用される手法は、国際的基準を満たす方法論に基づく。

オペレーショナル リスクの測定

ソシエテ・ジェネラルは、2004年以降、オペレーショナル リスクを測定するため資本要求指令により許可された先進的計測手法（AMA）を使用してきた。当グループの主要な事業体で展開されるこの手法により、以下のことが可能となる。

- 最大のリスク エクスポージャーを有する事業の特定
- 当グループのリスク プロファイルおよび全体的な資本要件に最大の影響をもたらすリスクの種類の特定
- 当グループのオペレーショナル リスクの管理の強化

オペレーショナル リスクのモデリング

当グループがオペレーショナル リスクのモデリングに使用する統計的手法は、AMAの内部モデルに関する損失分布手法（LDA）に基づいている。

この手法に基づき、オペレーショナル リスクは、それぞれがリスクの種類および当グループの主力事業部門を示すセグメントを用いて、モデリングされている。過去の内部損失、外部損失、内部環境および外部環境ならびにシナリオ分析に基づいてオペレーショナル リスクの発生頻度および深刻度が予測され、年間損失分布はセグメント毎に算出される。かかる手法は、サイバー犯罪およびセヌ川の洪水といった主力事業部門に関する事業間リスクを測定する事業横断的なシナリオ分析によって補完される。

各セグメントまたは事業横断シナリオ分析に関連する個別リスクに加えて、かかるモデルには様々な種類のリスクおよび主力事業部門間の多様性ならびに当グループが採用する保険の方針による効果が考慮される。規制（委任規則（EU）第2018/959号）を遵守するため、当グループは2020年に2つの方法論の変更を行った。すなわち、AMAモデルで使用されるコピュラを修正し、AMAによる計算において、極端な事象間の依存関係を考慮し、機会費用は考慮しないようにした。

オペレーショナル リスクに関する当グループの資本要件規制は、AMAの内部モデルの対象範囲において、当グループの年間損失分布の99.9%と規定されている。

当グループの一部の事業体、特に海外のリテール バンキング事業においては、標準的手法が適用されており、資本要件の算出は、プロダクト ネット バンキングに基づく財務情報の最近3年間の平均値に、規制当局が定め、かつ、各事業区分に対応する要素を乗じたものと定義されている。算出にあたっては、当グループのすべての事業部門を8の規制上の業務に分割している。

ソシエテ・ジェネラルのオペレーショナル リスクに関する資本要件総額は、2020年末現在で3.9十億ユーロ、リスクアセットは49.0十億ユーロであった。かかる評価は、AMAおよび標準的な範囲の資本要件を含む。

リスクのモデリングにおける保険の補償

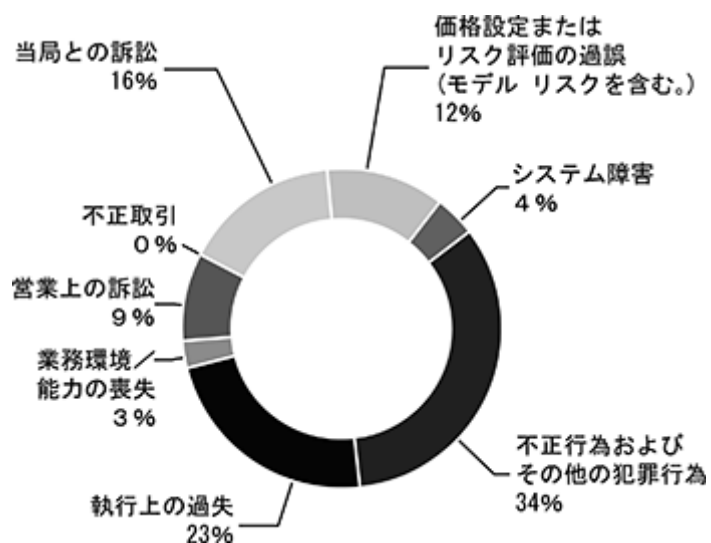
ソシエテ・ジェネラルは、オペレーショナル リスクに関する規制上の自己資本の算出において、規定に従い、かかる必要資本要件の20%を上限として、保険契約によるリスクの補償を統合する。これらの保険契約は、例えば民事上の責任、不正行為、火災および窃盗等の当グループの主要なリスクの一部に加えてシステム障害を補償する。

保険契約によるリスク軽減により、オペレーショナル リスクの必要資本要件総額は3.5%減少した。

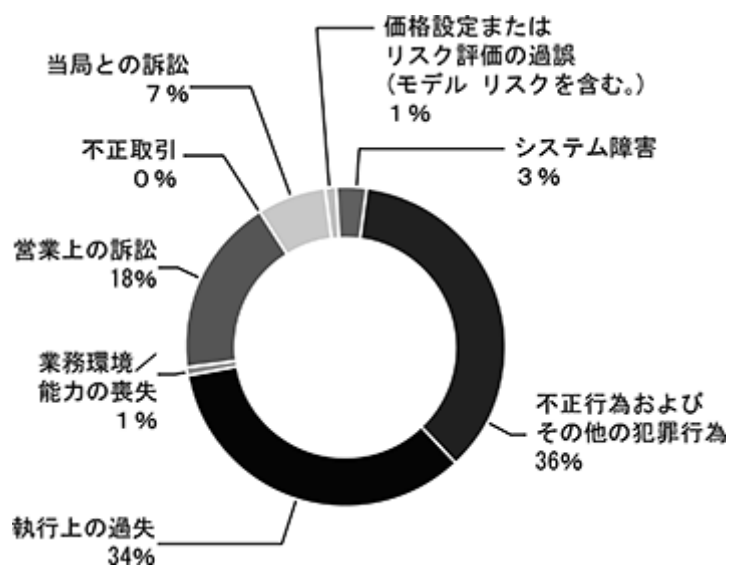
定量的データ

以下の図は、2016年から2020年までの期間のオペレーションに係る損失の内訳をリスク分類別に示している。

ソシエテ・ジェネラル リスク事象分類別オペレーショナル リスクに係る損失（金額）



ソシエテ・ジェネラル リスク事象分類別オペレーショナル リスクに係る損失（件数）



過去5年間、ソシエテ・ジェネラルのオペレーショナル リスクは、平均して、当グループのオペレーションに係る損失総額の97%を占める6つのリスク分類に集中している。

- 不正行為およびその他の犯罪行為は、当期のオペレーションに係る損失総額の34%を占めた。これらは、金融書類に関する外部の不正行為（顧客により改ざんされた財務諸表、担保／保証の盗難または横領等）、手動による決済手段（現金、振込、小切手）に関する不正行為、および出資済み設備に関するサプライヤーの不正行為で主に構成されている。
- 執行上の過失は、オペレーションに係る損失総額の23%を占め、当グループの2番目に大きな損失要因となっている。このカテゴリーの損失額は過去2年間増加傾向にあり、平均を上回る金額である。
- 当局との訴訟は、当期における当グループのオペレーションに係る損失総額の16%を占め、3番目に大きなカテゴリーとなった。このカテゴリーの損失額は、2018年に当グループの主な訴訟が解決した後、過去2年間に大きく減少した。
- 価格設定またはリスク評価の過誤（モデル リスクを含む。）は、オペレーションに係る損失総額の12%を占めた。これは主に価格設定およびALMモデルに関するものである。
- 営業上の訴訟は、当グループのオペレーションに係る損失総額の14%を占めた。対象期間中において、このカテゴリーは減少傾向にある。
- 情報システム障害は、当グループのオペレーションに係る損失総額の4%を占めた。対象期間中において、このカテゴリーは増加傾向にある。

当グループのオペレーショナル リスクのその他のカテゴリー（不正取引、業務環境／能力の喪失）による影響力は依然として相対的に低く、平均して2016年から2020年までの期間における当グループの損失のわずか3%に相当する。

リスクアセットおよび資本要件

オペレーショナル リスクに関するソシエテ・ジェネラルの資本要件は、主として内部モデルによる先進的計測手法（AMA）を用いて測定される（2020年は95%）。

AMAの範囲におけるRWAの金額は、2020年に増加した（1.4十億ユーロ増、すなわち+3.2%増）。この増加は、一部の規制の進展の適用（委任規則（EU）第2018／959号が2020年第3四半期に最終適用日を迎えた。）に関連しており、特に、統計モデリングの変更に起因するRWAを増加させる影響によるものだが、かかる増加は、オペレーショナル リスクに関する資本要件の算出用のいくつかのシナリオから生じた数種類の損失が除外されたことにより、一部緩和された。

以下の表は、2020年12月31日現在の当グループのリスクアセットおよび対応する資本要件の内訳である。

表40：オペレーショナル リスクに関するリスクアセットおよび資本要件

	2020年12月31日				2019年12月31日			
	標準的手法 に基づく RWA	先進的計測 手法 (AMA) に基づく RWA	RWA合計	資本要件	標準的手法 に基づく RWA	先進的計測 手法 (AMA) に基づく RWA	RWA合計	資本要件
	(単位：百万ユーロ)							
グローバル バンキン グ&インベスター ソリューションズ部門	185	31,696	31,881	2,550	189	32,007	32,196	2,576
コーポレートセンター	260	7,046	7,306	584	364	3,141	3,505	280
国際リテール バンキン グ&金融サービス部門	1,681	3,922	5,603	448	1,884	5,029	6,913	553
フランス国内リテール バンキング部門	124	4,275	4,398	352	33	5,313	5,346	428
合計	2,250	46,938	49,188	3,935	2,470	45,491	47,961	3,837

オペレーショナル リスクの保険

一般的な方針

1993年以降、ソシエテ・ジェネラルは、保険を通じて当グループのオペレーショナル リスクをヘッジする、グローバルな方針を実施している。

これには、発生したリスクに関する、最も広範囲の保証を受けることができる市場を探すことおよび可能な限りすべての事業体がかかる保証から恩恵を受けることができるようにすることが含まれる。保険契約は大手保険会社と締結されている。現地の法律により要求される場合には、現地の保険に加入し、その後グローバルプログラムに加入している保険会社による再保険に加入する。

また、特定の事業活動を遂行している事業体は、特別な保険契約を結ぶ場合がある。

事業体間の多発的で低水準のリスクをプールするために、当グループの内部再保険会社は複数の保険契約に介在する。この取組みは、当グループのリスクに関する認識および管理の改善に寄与している。

一般的なリスクの主な補償内容

建物および備品（IT機器を含む。）は、再取得価額で保険に加入している。国外でのテロ行為を保証範囲とする保険が更新されている。

専門職賠償責任以外の損害賠償責任（事業活動、最高経営責任者および取締役等に関連するもの）は補償されている。保険金額は、営業上の必要額に合わせて、各国で異なる。

事業活動から生じる主なリスクの内容

保険は、あくまで当グループの事業活動に内在するリスクの影響を相殺するための手段の1つであり、当グループのリスク管理方針を補完するものである。

窃盗・不正行為

これらのリスクは、世界各地の当グループの金融活動をカバーする金融機関包括補償保険に含まれている。

不当な個人的利益の取得を目的とするかまたは当グループに対する損害を意図している内部の不正行為（従業員または従業員とともに行動する第三者によるもの）および外部の不正行為（第三者単独によるもの）は、保険により補償されている。

専門職賠償責任

当グループの専門的行為における従業員または管理職のいかなる法的行為の帰結も、グローバル保険契約に含まれている。

サイバー攻撃

銀行セクターに限らず、主にデータ窃盗またはコンピューター システムへの侵害もしくは破壊等の新たな形態の犯罪が急速に発展している環境において、サイバー リスク保険契約への加入がなされた。

(9) 構造的金利・為替リスク

監査済 | 金利・為替リスクに対する構造的エクスポージャーは、商業取引、関連するヘッジ取引およびコーポレートセンターの取引から生じる。

トレーディング勘定活動に関わる金利・為替リスクは、市場リスクのカテゴリーに属するため、構造的リスク測定の対象範囲から除外されている。構造的エクスポージャーおよび市場エクスポージャーは、当グループの全般的な金利・為替エクスポージャーを構成する。

連結事業体における構造的金利・為替リスクを可能な限り低減させることが一般的な原則である。従って、当該事業体間において、商業およびコーポレートセンター業務は、可能な限り、金利および為替に関して調和しなければならない。連結ベースでは、為替変動に対する当グループの普通株式等Tier 1（CET 1）比率の感応度への影響を最小限に抑えるために、構造的外国為替ポジションが保持される。

構造的金利・為替リスクの管理組織

これらのリスクを管理する原則および基準は、グループレベルで規定されている。これらのリスクの管理については、各事業体が第一義的責任を負う。グループ財務部門内の資産負債管理（以下「ALM」という。）部が、管理の枠組を補完する。

経営執行部の組織であるグループ財務委員会

グループ財務委員会の目的は、以下の事項を行うことである。

- 構造的リスクの監視・管理・監督システムの適正の認証および確認
- 総括的報告を通じた当グループの構造的リスクの変動の検証
- グループ財務部門が提案する措置の検証および認証

グループ財務部門内のALM部

ALM（資産負債管理）部は、以下の事項に責任を負う。

- 構造的リスクに関する当グループの政策の策定および構造的リスクに関するリスクアペタイトの形式化
- 様々な種類の構造的リスクの操作指標および全体的なストレス テスト シナリオの策定ならびに事業部門、事業体、事業ユニット（BU）およびサービス ユニット（SU）の主要な限度額の設定
- 当グループの構造的リスク エクスポージャーの分析およびヘッジ戦略の策定
- 構造的リスクに関する規制環境の監視
- 当グループのALM方針の策定
- 構造的リスクの測定基準の標準的環境の策定、手法のモデリングおよび立案
- 当グループの各事業体が構造的リスクに関して使用するモデルの策定
- 当グループの構造的リスクの特定、集約および報告
- 構造的リスク限度額の遵守の監視

リスク部門内のALMリスク管理部

当グループ内で使用されているALMモデルおよび関連する枠組の2次レベルの監督は、ALMリスク管理部内の専門サービスにより提供される。かかる部は、以下の事項を行う。

- 計測方法の原則、供給パラメータおよびALMモデルのバックテストの認証
- リスク指標定義、ストレス テスト シナリオおよび構造的リスクの枠組に関するグループ財務部門からの提案を要求し、分析すること。
- 2次レベルにおいて、事業体の枠組、ならびにBU／SUおよび当グループの枠組が遵守されていることを確保し、また1次レベルの統制チームと協力して、定期的な見直しを行うこと。

最後に、ALMリスク管理部は、当グループのモデル検証委員会および当グループのALM基準検証委員会を設置し、その議長を務める。

各事業体およびBU／SUはALMリスクの管理責任を負う

各事業体および各BU／SUは、構造的リスクにおける1次レベルの統制を実行し、発生したリスクの定期的な評価に責任を負う。リスク報告書の作成ならびにヘッジング オプションの開発および実施を行う。各事業体および各BU／SUは、当グループの基準に従い、また、与えられた限度額を遵守することが求められる。

そのため、事業体およびBU/SUは、グループレベルで策定された基準を適用し、財務部門の中心的なモデリング チームの支援を得てモデルを開発する。

財務部門に報告を行う各事業体のALMマネジャーは、これらのリスクを監視（1次レベル統制）する責任を負う。当該マネジャーは、ALMのリスクをグループ財務部門に報告する責任を負う。すべての事業体はALM委員会を設置しており、認証されたモデルの適用、金利・為替リスクに対するエクスポージャーの管理ならびに当グループの規定した原則および財務委員会およびBU/SUのALM委員会が認証した限度額に従ったヘッジ計画の実施を任務としている。

構造的金利リスク

構造的金利リスクは、商業取引およびそのヘッジ取引、ならびに、各連結事業体に特化した経営活動により発生する。

金利リスクは、主として将来満期となる残存固定金利ポジションから生じる。

当グループの目的

構造的金利リスクを管理する目的は、当グループの各事業体のエクスポージャーの度合いを可能な限り減少させることである。

そのため、取締役会、財務委員会、ALM委員会は、当グループ、BU/SU、および事業体それぞれに、感応度の上限（価値および利益について）を設定している。

構造的金利リスクの測定および監視

ソシエテ・ジェネラルは、当グループ全体の金利リスクの計測のためにいくつかの指標を利用している。

そのうち最も重要なものが以下の3つである。

- 金利ミスマッチのリスクに対する正味現在価値（NPV）の感応度。これは、金利の変動に対する静的貸借対照表の正味現在価値の感応度として測定される。この測定は、当グループがエクスポージャーを有するすべての通貨について計算される。
- 多様な金利シナリオにおける金利の変動に対する金利差益の感応度。これには、将来3年間にわたる商業生産によって生み出される感応度が考慮され、動的基準で計算される。
- ベーシス リスクに対するNPVの感応度（異なる変動金利指標間の非相関に伴うリスク）

これらの指標の上限は、当グループ、BU/SU、および様々な事業体に適用される。

資産および負債は、利用目的に対する資源の事前割当なしに分析される。残高の満期は、顧客行動モデルの結果（特に要求払預金、貯蓄、および貸出金の早期返済）および、特に株主資本の項目については、一定数の処分契約を調整の上、取引の契約上の特性を考慮し決定される。

可能な場合、ヘッジ取引は、会計の観点から文書化されている。これは、ミクロ ヘッジ（商業取引の個別ヘッジ）として、またはIAS第39号「適用除外」の取決めに基づくマクロ ヘッジ（資金部内の類似商業取引のポートフォリオの包括的な支援。マクロ ヘッジは、本質的にはフランス国内のリテール ネットワークの事業体と関係している。）として実行することができる。

マクロ ヘッジ デリバティブは、本質的には、ネットワークの純資産額や業績感応度を、適用された仮説を考慮した上限枠内に維持するための、金利スワップである。マクロ ヘッジの文書化において、ヘッジ対象は、商業顧客またはインターバンク業務のポートフォリオの識別された部分である。ヘッジ関係を文書化するにあたり注意すべき条件は、下記「第6 経理の状況、1 財務書類、1.1 連結財務諸表、(6) 連結財務諸表に対する注記」の注3.2に記載されている。

マクロ ヘッジ デリバティブは、会計帳簿において固定利付資産または負債のどちらをヘッジするために使用されているかによって、異なるポートフォリオに配分される。負債要素に配分されるヘッジ手段ポートフォリオの場合、正味固定金利受取人／変動金利支払人であり、一方、資産要素に配分されるヘッジ手段ポートフォリオの場合は、正味固定金利支払人／変動金利受取人である。

オーバーヘッジでないことのテストおよびヘッジ対象が消失していないことのテストは、貸借対照表上で利用可能な資産または負債の残高と、ヘッジ指定された資産および負債の残高の総額の間に関連をもたらす。スワップの正味残高が各満期帯および各測定日において、公正価値ヘッジに適格となる項目の決定残高よりも低い場合には、将来のオーバーヘッジでないことのテストを充足する。推定残高は、ALM試算の結果としての残高と定義することができる場合がある。オーバーヘッジでないことの事後テストは、2段階で行われる。第1段階は事前テストと同じであるが、決算日に公正価値ヘッジに適格となる残高について、新規生産分を除いている。第2段階は、ヘッジ対象の非消失テストと呼ばれ、ヘッジ可能なポジションが、当初ヘッジされていた最大ポジションと少なくとも同等の重要性を常に有していることを検証することからなる。

ヘッジの有効性は、その後ドル相殺手法を使用して決定される。非有効性の原因は、ヘッジ手段であるスワップの変動レグの最新の修正、ヘッジ手段を担保化したバイカーブ価格決定、キャッシュ フロー支払日の不一致の可能性およびヘッジ手段の価格決定におけるカウンターパーティ リスクによるものである。

当グループの金利変動に対する感応度は、2020年12月31日現在、345百万ユーロ（金利0.1%の即時かつ平行的な増加）であった。▲

監査済 | 表41：10ベシス ポイントの金利変動に対する当グループの価値の感応度

(単位：百万ユーロ)	合計
感応度の金額 (2020年12月31日)	345
感応度の金額 (2019年12月31日)	(54)

当グループは、市場金利変動に対する純金利差益の感応度を、一定の貸借対照表および将来の貸借対照表の仮定に基づく当グループの純金利差益に対するストレス テストを通じて分析している。

当グループは、異なるイールド カーブ構造における3年間にに対する純金利差益の感応度の測定を、重要な事業体の周囲における金利リスクを監視するために使用している。

動的手法における貸借対照表は、株式の償却および決算日において計上された残高を基準とした事業の更改により展開する。

来る3年間全体の当グループの純金利差益感応度は低い。イールド カーブが10ベーシス ポイント平行して上昇した場合、感応度はプラスであり、銀行業務純利益の2%未満となる。

純金利差益の感応度は主に以下への影響によるものである。

■ 顧客預金：一般的に、低金利または無利息で、金利変動の影響を部分的にしか受けない顧客レートを伴い、その差益は置換率による業績が主体である。

■ 新信用貸付商品

顧客取引の残高に対するマージン感応度は、預金差替えの満期トランシェの更新および金利変動に対する貸借対照表の残余感応度の更新に起因する。

フランス国内および国外のリテール バンキングの事業は、当初3年間の金利が上昇したことにより高い利率で預金を差替えることが可能となり、株式の貸出マージンは安定的である。しかし、このマージンの増加は、借換費用の増加により一部相殺される。

リテール バンキング事業は、金利が下落すると低い利率で預金の差替えが行われ、早期返済により株式の貸出マージンは下落するので、金利の下落により不利な影響を受ける。このマージンの減少は、借換費用の減少により一部相殺される。

計算は、当グループの連結事業体の12月31日における見積総額を基にしている。

表42：当グループの金利差益感応度

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日	2019年12月31日
10ベーシス ポイントの金利の平行上昇		
1年目	62	9
2年目	107	48
3年目	184	115
10ベーシス ポイントの金利の平行下落		
1年目	(74)	(15)
2年目	(124)	(56)
3年目	(201)	(122)

構造的為替リスク

監査済 | トレーディング勘定に属さないすべての取引から生じるとみなされる構造的為替リスクは、以下の要因から生じる。

- 外貨建純海外投資（すなわち、子会社および支店に対して）に関するエクスポージャー。不完全なヘッジにより生じる外国為替のポジションは、その他の包括利益を通じて評価される。
- 報告通貨ではない通貨での事業体による活動に関するエクスポージャー

当グループの方針は、普通株式等Tier1比率がユーロに対する為替レートの変動の影響を受けないようにすることである。

- そのため、当グループの事業体は、報告通貨以外の通貨による活動に関連する業績を個別にヘッジすることを求められている。
- 外貨建純海外投資およびそれに伴う純業績に関連するエクスポージャーは中核レベルにおいて部分的にヘッジされる。RWAが生じる各外貨建ポジションは、財務部門によって意図的に当グループの普通株式等Tier1比率の目標レベルでオープンポジションとして維持される。ヘッジは、子会社の現地通貨での現金の貸付および借入、先渡およびスワップ商品を用いて実現され、純投資ヘッジとして計上される（下記「第6 経理の状況、1 財務書類、1.1 連結財務諸表、(6) 連結財務諸表に対する注記」の注3.2.2を参照のこと。）。

それぞれの通貨について、実際のエクスポージャーと目標エクスポージャーの差異は、財務委員会と取締役会によって検証された限度額によって管理される。▲

表43：10%の通貨変動に対する当グループの普通株式等Tier1比率の感応度

（単位：ベシス ポイント）

通貨	普通株式等Tier1比率への 10%の通貨下落の影響		普通株式等Tier1比率への 10%の通貨上昇の影響	
	2020年12月31日	2019年12月31日	2020年12月31日	2019年12月31日
ギニア・フラン	(0.1)	(0.1)	0.1	0.1
日本円	0.1	(0.2)	(0.1)	0.2
大韓民国ウォン	0.2	(0.1)	(0.2)	0.1
モロッコ・ディルハム	0.2	0.2	(0.2)	(0.2)
CFPフラン	0.3	0.0	(0.3)	(0.0)
ロシア・ルーブル	0.3	0.0	(0.3)	0.0
英国ポンド	0.7	(0.1)	(0.7)	0.1
中央アフリカCFAフラン	0.7	0.4	(0.7)	(0.4)
米ドル	0.8	(0.2)	(0.8)	0.2
その他の通貨	0.5	(0.9)	(0.5)	0.9

(10) 流動性リスク

監査済 | 流動性リスクは、当グループが合理的な費用でその金融債務を履行できないリスクと定義されている。資金調達リスクは、当グループがその商業目的に則して、かつ競争力のあるコストで、その業務の展開に必要な資金を調達することができないリスクと定義されている。

目標および指針

ソシエテ・ジェネラルにおける流動性および資金調達の管理体制は、当グループが、（i）通常の業務過程において、または継続的にストレスの高い財務状況下で、常にその支払義務を遅滞なく履行できること（流動性リスクの管理）、（ii）同業他社と比べて競争力のあるコストで、持続可能な方法により資金調達を行えること（資金調達リスクの管理）を確保することを目的としている。そうすることで、流動性および資金調達の管理体制は、規制要件および当グループが設定するリスクアペタイトの両方を満たすことを確保する。

これらの目標を達成するため、ソシエテ・ジェネラルは、以下の指針を採用している。

- 主に親会社（ソシエテ・ジェネラルSA）の名においてコーポレートセンターのレベルで流動性および資金調達の管理を一元化することにより、資源をプールし、コストを最適化し、一貫したリスク管理を確保する。そのために、事業ユニットは、実行可能な転換ポジションに関して厳しい制約を抱えており、したがって、資金移転価格メカニズムに沿って、コーポレートセンターと取引することにより、資産と負債を合わせる必要がある。契約上の満期が定められていない資産または負債（例えば、要求払預金）は、それらの満期について、財務部門および事業ユニットによって提案された定量モデルまたは取決めに沿って評価され、リスク部門によって検証される（下記を参照のこと。）。
- 事業展開の目標と取締役会が設定したリスクアペタイトの両方を考慮した資金調達を計画する。下記「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析、(3) 財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析、(i) 財政状態および経営成績の分析—財務方針」を参照のこと。
- 通貨、投資家プール、満期バケット、負債形式（例えば、様々な優先順位レベルに分割したベンチマーク債の発行、ストラクチャード債の形式での発行、無担保および担保付債券の形式での発行）に関して、資金調達源を適切に分散することにより資金調達リスクを軽減することを確保する。資金調達費用を最適化するために、債券発行の大部分は親会社の名義で行われる。しかしながら、一部の子会社が親会社の資金調達を補完する方法で資金を調達する能力を活用することにより、すなわち、現地通貨建て、現地の投資家から資金を調達することにより、一定の分散化を追及している。

- ソシエテ・ジェネラルが、取締役会の設定したストレス状況下でのサバイバル ホライズンに見合うだけの流動性準備金を維持していることを確保する。流動性準備金は、中央銀行に保有される現金と流動性の高い有価証券の形で、銀行勘定（グループ資金部の直接保有）またはトレーディング勘定（グループ資金部の恒常的統制の下で、主にグローバル マーケッツ部門内）に分割して維持される。
- ソシエテ・ジェネラルが、ストレスの兆候を早期に察知し、危機管理体制を予め定めておくことを目的とした緊急時対応計画により、潜在的なストレス状況に直面した場合に直ちに利用できる是正オプションを備えていることを確保する。

当グループの流動性リスク管理の原則および手法

流動性および資金調達管理の主要な運用ステップは以下の通りである。

- リスクの特定は、流動性リスクのマッピングの作成を担当するリスク部門によって定められ、文書化されたプロセスである。当該プロセスは、毎年、各事業ユニットとグループ資金部内で実施されるもので、重要なリスクの洗い出し、それらの適切な測定の確認および管理体制の把握を目的としている。また、通常のストレス テスト測定基準で使用されるよりもさらに厳しい仮定のもとで、流動性プロファイルを最も圧迫する可能性のあるリスク ドライバーを特定し、定量化することを目的としている、リバース ストレス テストのプロセスが存在する。
- 所定の契約上の満期を持たない資産および負債のデュレーションを評価し、ストレス下の流動性プロファイルを評価するために用いられる流動性モデルおよび取決めの定義、実施および定期的な見直し。流動性モデルは、グループ リスク部門によって制御されているその他のリスク要因（市場、信用、オペレーショナル）にも適用される全体的なモデル リスク管理のガバナンスに沿って管理されている。
- 流動性リスクおよび資金調達リスクのリスクアペタイトを毎年定める。これに従って、取締役会は主要な測定基準および関連するアラート閾値の目標を設定する。その後、かかるリスクアペタイトの目標は、各事業ユニットに転送される。リスクアペタイトは、以下の測定基準に沿って定められる。
 - － 主な規制指標（LCR（特に米ドル建のLCRを重視する。）およびNSFR）
 - － 短期ホールセール資金調達市場における当グループの業績

- － 厳しい市場およびシステム上のショックならびに特異的ショックを組み合わせた不利なストレスシナリオ下におけるサバイバル ホライズン。ソシエテ・ジェネラルは、主要な不利なシナリオに加え、極端なストレス シナリオの下でもそのサバイバル ホライズンを確認する。両シナリオにおいて、特異的ショックとは、かかるショックの主要な結果の1つによって、ソシエテ・ジェネラルの長期格付けが即時に3ノッチ引き下げられるものとみなされる。このような不利または極端なシナリオでは、預金流出、ソシエテ・ジェネラルが提供する設定済みの融資枠の顧客による引出し、デリバティブ ポートフォリオに関連したマージンコールの増額等、シナリオの負の影響を考慮しながら、当グループの流動性ポジションを経時的に評価する。サバイバル ホライズンは、当該仮定の下での純流動性ポジションが負になった時点である。
 - － 当グループの全体的な転換ポジション（最長5年の保有期間で、資産と負債を適切に合わせる）
 - － 緊急時に中央銀行の資金に直ちにアクセスできる無担保の金額（LCRの分子には寄与しない担保（すなわち、非HQLA担保）のみを考慮する。）。ベースラインおよびストレス シナリオ下における将来の財務の軌跡が、取締役会が設定したリスクアペタイトの目標を達成することを確保すること、また、その結果、資金調達計画を調整することを目的とした年次予算編成。予算のベースライン シナリオは、マクロ経済環境と当グループの事業戦略に関する中央的な前提を反映したものである一方、ストレス シナリオは、マクロ経済環境の悪化と特異的な問題の両方を考慮している。
- 資金調達計画は、プレーンバニラ債やストラクチャード債の発行を立案する長期資金調達計画と金融市場での短期資金調達計画の両方から成る。
 - グループ資金部が資金移転価格の枠組を維持する。これは、事業ユニットが転換ポジションの限度額内で業務に資金を供給できるように、流動性剰余金を還元し、または現金を借り入れるためにコーポレートセンターと取引するために、資金調達網をいつでも利用できるようにすることを目的としている。
 - 専任の中核作成チームが運営する中央データ リポジトリの大部分を活用して、様々な頻度（日次指標、週次指標、月次指標）で定期的な流動性報告を作成し、放送する。（特異的、市場およびシステム上の要素を考慮する）総合ストレス シナリオ下における正味流動性ポジションは週次で再評価され、（商品別、事業ユニット別、通貨別、法人別）多軸で分析されることもある。主要測定基準（LCR、NSFR、転換ポジション、複合ストレス下の正味流動性ポジション）は、グループ財務部門およびリスク部門により、毎月正式に見直される。予測は、戦略的財務運営部によって週次で立てられ、修正され、また、グループ資金部ヘッドが議長を務める週次流動性委員会で見直される。当該週次流動性委員会は、流動性リスク プロファイルおよび資金調達リスク プロファイルを永続的に調整する目的で、財務目標の範囲内で、かつ事業要件と市況を考慮することを考慮して、事業ユニットに戦術的指示を出す。

- 緊急時資金調達計画を作成する。これは毎年更新され、（i）一連の早期警戒指標（例えば、市場パラメータまたは内部指標）、（ii）危機管理モードの発動時に採用される運用モデルおよびガバナンス（また、とりわけ再建管理等、その他の体制との相互作用）、（iii）危機管理の一環として考慮すべき主な是正措置を規定する。

これらの様々な運用ステップは、ソシエテ・ジェネラルのILAAP（内部適正流動性評価プロセス）の枠組全体を形成している。

毎年、ソシエテ・ジェネラルは、その監督当局であるECB向けに、流動性リスクの枠組の自己評価を行っており、かかる自己評価では、主要な流動性リスクおよび資金調達リスクが特定、定量化され、また週及的および複数年にわたる先見的な視点の両方で分析される。また、適正自己評価では、リスクの管理体制（方法、プロセス、資源等）を定性的な面でも評価し、当グループの流動性に係る適正評価によって補足される。

ガバナンス

上記の指針および運用体制を踏まえ、流動性リスクおよび資金調達リスクの管理には、以下の機関が関与している。

- 取締役会は、以下の業務を行う。
 - － 毎年、当グループのリスクアペタイトの一環として、流動性リスク許容度を設定する。これは、内部の測定基準と規制上の測定基準の両方を含む一連の主要測定基準、特に、当グループがストレス状況下で事業を行うことができる期間（「サバイバル ホライズン」）に基づいている。
 - － 流動性の使用法や資金調達（資金調達計画の定義）等、希少資源に関連する目標を含む予算目標を承認する。
 - － 当グループの流動性および資金調達の状況、主要な流動性測定基準（資金調達計画の実行速度や関連する資金調達費用を含む。）を少なくとも四半期毎に見直す
- 経営執行部は、以下の業務を行う。
 - － グループ財務部門の提案に基づき、流動性目標および資金調達目標を様々な事業ユニットおよびグループ資金部に配分する。
 - － 財務部門およびリスク部門ならびに事業ユニットからのインプットに基づき、流動性リスクおよび資金調達リスクに係る戦略を定義し、実施する。特に、経営執行部が議長を務める財務委員会は、6週間毎に開催され、財務部門およびリスク部門ならびに事業ユニットの代表者が出席し、構造的リスクの監視と希少資源の管理を担っている。
 - ・ 流動性リスクを含む構造的リスクの一連の限度額の検証および監視
 - ・ 予算から乖離した場合の予算目標と決定の監視
 - ・ 流動性リスク管理に係る原則および手法の定義（例えば、ストレス シナリオの定義）
 - ・ 規制の変更とその影響の評価

- 第1防衛ラインとして流動性リスクおよび資金調達リスクについて責任を負うグループ財務部門は、事業ユニットと緊密に連携する。グループ財務部門内では、上記の機関による決定の準備および実施において、それぞれ3つの主要な部が関与している。
 - － 戦略的財務運営部は、当グループのリスクアペタイトおよび予算目標の中で、流動性を含む当グループの希少資源の管理を立案し、監視することに責任を負う。
 - － 当グループ資金部は、流動性ポジションの管理、資金調達計画の実行、財務担当部署の監督・調整、目標設定における業務専門知識の提供、資金調達取引に使用される流動性準備金および担保の管理、コーポレート センターの管理を含む、当グループ全体の流動性および資金調達に係る運用管理のあらゆる側面を担当している。
 - － 資産負債管理部は、銀行勘定の金利リスクや為替リスクとともに、流動性リスクを含む構造的リスクのモデリングと管理を担当している。
- また、グループ財務部門と並んで、測定基準作成部は、当グループ全体の流動性リスクおよび資金調達リスクに関する管理情報システムを運用している。流動性測定基準については、当グループは、すべての事業ユニットが中央データ レポジトリにフィードするようにして、一元化されたシステム構築に頼っており、そこから、規制上の測定基準（例えば、LCRやNSFR）または内部運営に使用される測定基準（例えば、ストレス テスト指標）のいずれも、すべての測定基準が作成される。
- リスクの特定プロセスを主導するALMリスク部は、流動性リスクおよび資金調達リスクの管理の枠組について、その構造およびキャリブレーションを設計し、関連する閾値や限度額の遵守状況を監視する。また、流動性モデルおよび取決めの検証も行っている。

流動性準備金

当グループの流動性準備金は、中央銀行の現金およびストレス シナリオ下での流動資産の流出を補完するために利用することができる資産を含む。かかる準備資産は利用可能なものであり、すなわち取引の保証または担保に用いられていない資産である。これらは、ストレス下での予測価値を反映したヘアカット適用後に、準備金に計上される。当グループの流動性準備金には、当グループ内での自由な移転が可能であるか、または危機の際に子会社の流動資産の流出の補完に利用できる資産が含まれる。子会社の移転不可の超過現金（規制比率の定義に従う。）は、当グループの流動性準備金には含まれない。

流動性準備金には以下が含まれる。

- 強制準備金を除く中央銀行預金
- 市場での売却または現先取引にて迅速に収益化可能な証券である、質の高い流動資産（HQLA）：国債、社債および主要な指標の構成銘柄株式（ヘアカット後）を含む。規制当局により発表された直近の基準によると、これらのHQLAは、LCRの適格要件を満たす。HQLA証券に適用されるヘアカットは、LCRの分子の決定に関する直近の規定に従う。
- 当グループ保有の債権ならびにカバード ボンドおよび証券化された債権を含むHQLAに所属しない当グループの中央銀行適格資産

流動性準備金の構成は、財務部門、リスク部門およびMARKの事業ユニット管理部門から構成される特別委員会により定期的に検証され、財務委員会の承認により調整される。

表44：流動性準備金

(単位：十億ユーロ)	2020年12月31日	2019年12月31日
中央銀行預金（強制準備金を除く。）	154	88
市場にて取得および譲渡可能なHQLA証券（ヘアカット後）	82	81
その他の取得可能な中央銀行適格資産（ヘアカット後）	7	21
合計	243	190

規制比率

バーゼル委員会は、銀行の流動性リスク プロファイルを規制するために調和のとれたパラメータを用いる2つの標準化された比率の国際的な実施を勧告した。

- 流動性カバレッジ比率（LCR）は、市場危機および特定の危機を組み合わせた1ヶ月間にわたる重大なストレス シナリオにおいて、銀行が存続できる十分な流動資産または現金の保有を確保することを目標とする。
- 安定調達比率（NSFR）は、変換比率であり、1年間にわたる資金需要と安定的な資金源を比較している。

CRD 4 およびCRR 1 の下、バーゼル3の欧州連合法への法制化は、2013年6月27日に公表された。フランスにおける法制化は、フランス官報（*Journal Officiel*）において2014年11月5日に公表された。

2014年10月10日に公布されたLCRの規制は、その後2020年4月30日に発効した委任法により、更新されている。対応する最低要件は、2018年1月1日から100%に設定された。

NSFR要件は、2019年6月に公表されたCRR 2に含まれている。CRR 2は2021年6月に発効する。要求される水準は100%となる。

ソシエテ・ジェネラルは、欧州の健全性に係る法規制（または欧州における法制化が完了していない場合には、バーゼル文書）の国内法制化およびそれらを当グループ内の管理基準に置き換える活動を積極的に継続している。

2015年10月の欧州規制のLCR要件の実施以降、ソシエテ・ジェネラルのLCRは、一貫して100%を上回る水準である。2020年末において、LCRは149%（対して、2019年末は119%）であった。

貸借対照表スケジュール

当グループの金融負債および資産の主要な項目は、下記「第6 経理の状況、1 財務書類、1.1 連結財務諸表、(6) 連結財務諸表に対する注記」の注3.13に示されている。

表45：貸借対照表スケジュール

金融負債

(単位：百万ユーロ)	連結財務諸表 に対する注記	2020年12月31日				合計
		3ヶ月未満	3ヶ月-1年	1年-5年	5年超	
中央銀行預り金		1,489	-	-	-	1,489
純損益を通じて公正価値で 測定する金融負債 (デリバティブを除く。)		164,209	17,529	20,520	28,813	231,071
銀行預り金	3.6	57,383	9,140	67,830	1,218	135,571
顧客預金	3.6	422,319	14,489	13,328	5,923	456,059
証券形態の債務	3.6	36,665	34,317	44,998	22,977	138,957
劣後債務	3.9	7	2	6,029	9,394	15,432

(注) これらの負債に関するスケジューリング予測は、下記「第6 経理の状況、1 財務書類、1.1 連結財務諸表、(6) 連結財務諸表に対する注記」の注3.13に示されている。とりわけ、このデータは、予定金利およびデリバティブを除外して示されている。

(単位：百万ユーロ)	連結財務諸表 に対する注記	2019年12月31日				合計
		3ヶ月未満	3ヶ月-1年	1年-5年	5年超	
中央銀行預り金		4,097	-	-	-	4,097
純損益を通じて公正価値で 測定する金融負債 (デリバティブを除く。)		155,032	17,815	23,584	29,578	226,009
銀行預り金	3.6	69,155	20,306	17,268	1,200	107,929
顧客預金	3.6	372,574	20,385	16,318	9,335	418,612
証券形態の債務	3.6	28,143	24,947	56,099	15,979	125,168
劣後債務	3.9	5	2	2,746	11,712	14,465

(注) これらの負債に関するスケジューリング予測は、下記「第6 経理の状況、1 財務書類、1.1 連結財務諸表、(6) 連結財務諸表に対する注記」の注3.13に示されている。とりわけ、このデータは、予定金利およびデリバティブを除外して示されている。

金融資産

2020年12月31日						
(単位：百万ユーロ)	連結財務諸表 に対する注記	3ヶ月未満	3ヶ月-1年	1年-5年	5年超	合計
現金および中央銀行預け金		164,724	900	1,611	944	168,179
純損益を通じて公正価値で 測定する金融資産 (デリバティブを除く。)	3.4	240,288	9,371	-	-	249,659
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資産	3.4	51,090	708	-	262	52,060
償却原価で測定する証券	3.5	13,941	146	1,337	211	15,635
償却原価で測定する銀行預け金	3.5	46,790	1,664	4,071	855	53,380
償却原価で測定する顧客貸出金	3.5	70,518	75,862	163,365	109,820	419,565
リース債権および類似の債権 ^(*)	3.5	2,582	6,036	16,167	4,411	29,196

(*) 金額は、減損の純額で表示されている。

2019年12月31日						
(単位：百万ユーロ)	連結財務諸表 に対する注記	3ヶ月未満	3ヶ月-1年	1年-5年	5年超	合計
現金および中央銀行預け金		98,967	735	1,609	1,000	102,311
純損益を通じて公正価値で 測定する金融資産 (デリバティブを除く。)	3.4	242,879	7,011	-	-	249,890
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資産	3.4	51,730	1,282	-	244	53,256
償却原価で測定する証券	3.5	11,012	200	973	304	12,489
償却原価で測定する銀行預け金	3.5	47,260	1,957	6,257	892	56,366
償却原価で測定する顧客貸出金	3.5	87,877	58,318	162,795	111,234	420,224
リース債権および類似の債権 ^(*)	3.5	2,487	6,050	16,727	4,756	30,020

(*) 金額は、減損の純額で表示されている。

ソシエテ・ジェネラルは、その活動の性質上、残余契約満期が事業活動またはリスクを表章していないデリバティブ商品および証券を保有する。

慣例により、以下の残余満期が金融資産の分類に利用される。

1. デリバティブを除く、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（顧客関連取引資産）

活発な市場の相場価格で測定するポジション（L1会計分類）：3ヶ月未満の残余満期

相場価格以外の観察可能なデータで測定するポジション（L2会計分類）：3ヶ月未満の残余満期

観察不可能な市場データで主に測定するポジション（L3会計分類）：3ヶ月以上1年未満の残余満期

2. その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

活発な市場の相場価格で測定する売却可能金融資産：3ヶ月未満の残余満期

相場価格以外の観察可能なデータで測定する債券（L2会計分類）：3ヶ月以上1年未満の残余満期

最後に、その他証券（特に長期保有株式）：5年超の残余満期

貸借対照表を構成するその他の項目に関して、その他の資産および負債ならびにそれらに関連する協定の内訳は、以下の通りである。

その他の負債

	2020年12月31日						
	連結財務諸表に対する注記	未定	3ヶ月未満	3ヶ月-1年	1年-5年	5年超	合計
(単位：百万ユーロ)							
税金負債	6.3	-	-	815	-	408	1,223
金利リスクをヘッジした ポートフォリオの再評価差額		7,696	-	-	-	-	7,696
その他の負債	4.4	-	76,148	2,218	4,549	2,022	84,937
売却目的保有非流動負債		-	-	-	-	-	-
保険契約関連負債	4.3	-	16,593	9,475	38,011	82,047	146,126
引当金	8.3	4,775	-	-	-	-	4,775
株主資本		66,979	-	-	-	-	66,979

	2019年12月31日						
	連結財務諸表に対する注記	未定	3ヶ月未満	3ヶ月-1年	1年-5年	5年超	合計
(単位：百万ユーロ)							
税金負債	6.3	-	-	939	-	470	1,409
金利リスクをヘッジした ポートフォリオの再評価差額		6,671	-	-	-	-	6,671
その他の負債	4.4	-	85,062	-	-	-	85,062
売却目的保有非流動負債	2.5	-	-	1,333	-	-	1,333
保険契約関連負債	4.3	-	19,392	9,291	37,018	78,558	144,259
引当金	8.3	4,387	-	-	-	-	4,387
株主資本		68,570	-	-	-	-	68,570

その他の資産

2020年12月31日							
(単位：百万ユーロ)	連結財務諸表に対する注記	未定	3ヶ月未満	3ヶ月-1年	1年-5年	5年超	合計
金利リスクをヘッジしたポートフォリオの再評価差額		378	-	-	-	-	378
その他の資産	4.4	-	67,341	-	-	-	67,341
税金資産	6	5,001	-	-	-	-	5,001
持分法適用投資		-	-	-	-	100	100
有形および無形固定資産	8.4	-	-	-	-	30,088	30,088
のれん	2.2	-	-	-	-	4,044	4,044
売却目的保有非流動資産		-	1	1	2	2	6
保険事業の投資		-	44,087	7,569	34,097	81,101	166,854

2019年12月31日							
(単位：百万ユーロ)	連結財務諸表に対する注記	未定	3ヶ月未満	3ヶ月-1年	1年-5年	5年超	合計
金利リスクをヘッジしたポートフォリオの再評価差額		401	-	-	-	-	401
その他の資産	4.4	-	68,045	-	-	-	68,045
税金資産	6	5,779	-	-	-	-	5,779
持分法適用投資		-	-	-	-	112	112
有形および無形固定資産	8.4	-	-	-	-	30,652	30,652
のれん	2.2	-	-	-	-	4,627	4,627
売却目的保有非流動資産	2.5	-	6	4,501	-	-	4,507
保険事業の投資	4.3	-	39,514	8,289	33,193	83,942	164,938

1. 金利リスクをヘッジしたポートフォリオの再評価差額は、当該ポートフォリオに裏付けられる取引を含むため、未定の箇所に記載される。同様に、収益フローの早期開示につながる税金資産のスケジュールは、公表されない。
2. その他の資産およびその他の負債（保証預け金、決済勘定およびその他債権）は、流動資産および流動負債とみなされる。
3. デリバティブ商品に係るコミットメントの想定満期日は、下記「第6 経理の状況、1 財務書類、1.1 連結財務諸表、(6) 連結財務諸表に対する注記」の注3.13に示されている。
4. 子会社および持分法適用会社への投資ならびに有形および無形固定資産の残余満期は5年超である。
5. 引当金および株主資本は表に記載されない。

(11) 訴訟

リスクおよび訴訟に係る情報は、下記「第6 経理の状況」の「1 財務書類、1.1 連結財務諸表、(6) 連結財務諸表に対する注記」の注9および「3 その他、(2) 訴訟」に含まれている。

2021年5月時点における最新情報

当グループは、重大なリスクのある係争について四半期毎に詳細なレビューを行っている。これらの係争により、当グループが最低限同等の価値を交換に受け取ることなく第三者の便益のために資源の流出を生じさせる可能性が高いか確実である場合、引当金を計上することになる。これらの訴訟引当金は、貸借対照表の負債の「引当金」に含まれる「その他の引当金」の中に分類されている。

本項において記載された係争の1つ1つについて、それを開示することが問題の係争の結果に深刻な不利益を与える可能性がある場合には、個別の引当金の計上あるいはその金額に関する詳細な情報を開示することはできない。

2009年8月、ソシエテ・ジェネラル プライベート バンキング（スイス）（以下「SGPBS」という。）は、その他の複数の金融機関とともに、最終的にはテキサス州北部地区連邦地方裁判所に移送された暫定集団訴訟の被告となった。原告は、スタンフォード インターナショナル バンク リミテッド（SIBL）に預金を有する顧客および／またはSIBLが発行した2009年2月16日付の譲渡性預金証書の所持人である個人の集団を代表していた。原告は、SIBLおよびスタンフォード フィナンシャル グループまたはそれらの関連事業体における不正行為によって損害を被っており、被告がこうした損害に対して責任を負うと主張していた。原告はさらに、SIBLまたは関連事業体を代理する被告を通してまたは被告に対して行われた支払いが不正な財産移転であったとして、かかる支払いの回収を求めている。オフィシャル スタンフォード インベスターズ委員会（OSIC）は、訴訟参加を許可され、SGPBSおよびその他の被告に対して同様の救済を求めて訴状を提出した。訴え却下の申立ての後、2015年4月に、裁判所は請求の実質的に大多数を続行することを認めた。

2017年11月7日、地方裁判所は原告の集団訴訟に関する申立てを却下した。2019年5月3日、数百人の個人の原告が、スタンフォードへの投資に係る損失の個人としての最大限の回収を求めて、係属中のOSICへの訴訟参加を申し立てた。2019年9月18日付命令により、裁判所は、当該訴訟参加の申立てを却下した。ある原告グループはこの却下に対して控訴し、控訴裁判所は2021年2月3日にこれを棄却した。また残りの原告グループは2019年11月にヒューストンのテキサス州裁判所で別の訴訟を開始し、現在はテキサス州南部地区において係属中である。

2021年2月12日、訴訟のすべての当事者は、略式判決を求める申立てを提出した。SGPBSは係属中のすべての請求の却下を求め、OSICは、略式判決を求めて行われ、不成功となった先の申立てを更新し、2008年にSGPBSに移転された95百万米ドルを返還することを求めている。SGPBSに関しては、今後開示手続きが完了する予定である。

2019年1月15日から、ソシエテ・ジェネラルおよびSGアメリカス セキュリティーズ LLCは、他の金融機関とともに、マンハッタンの連邦地方裁判所において3件の暫定集団訴訟（その後統合されている。）の被告とされている。原告は、USD ICE Liborのパネル銀行が、USD ICE Liborと連動するデリバティブのトレーディングで利益をあげるために、ベンチマークを人為的に低く提案する共謀を行ったと主張している。原告は、被告とUSD ICE Liborと連動する変動金利負債性金融商品または金利スワップの取引をし、その商品の購入時期にかかわらず、2014年2月1日から現在までの間に支払いを受けた米国居住者（個人および企業）から構成される集団を認定することを求めている。2020年3月26日付命令により、地方裁判所は訴えを却下した。原告は当該決定に対して控訴した。2021年4月6日、第2巡回控訴裁判所は、新たに提案されたクラス代表者に対して原告として控訴に参加することを許可し、また当初提案されたクラス代表者が明らかに訴訟から脱退しているとの理由で、控訴の棄却を求める被告の申立てを却下した。

ソシエテ・ジェネラルは、その他の複数の金融機関とともに、外国為替スポット取引およびデリバティブ取引に関して、米国反トラスト法およびCEAの違反を理由として、暫定集団訴訟の被告となっている。かかる訴訟は、店頭および証券取引所で売買される外国為替商品に関する一定の取引を行った個人または事業体により提起されている。ソシエテ・ジェネラルは、18百万米ドルで和解に達し、2018年8月6日に裁判所により承認された。間接購入者の暫定集団を代理する別の暫定集団訴訟も提起された。SGは、当該訴訟の解決のために975,000米ドルで和解に達した。和解は2020年11月19日、最終的に裁判所の承認を受けた。2018年11月7日に、主たる集団訴訟の和解に参加しないことを選択した個別の事業体のグループが、SG、SG アメリカス セキュリティーズLLCおよびいくつかの他の金融機関を提訴した。SGアメリカス セキュリティーズ LLCは2020年5月28日付命令により却下された。SGおよびその他残りの被告については、開示手続きが進行中である。2020年11月11日、ソシエテ・ジェネラルは、その他複数の銀行とともに、外為金融商品市場において共謀があったと主張する英国の訴訟の被告となった。ソシエテ・ジェネラルは、請求の詳細を待っており、訴訟を防御していく予定である。

2019年7月10日、ソシエテ・ジェネラルは、1960年にキューバ政府が行ったバンコ・ヌネズ（原告は同行の持分を所有していたと主張している。）の収用に起因する損失について、1996年キューバの自由および民主主義連帯法（Libertad）（ヘルムズ・バートン法として知られている。）に基づく補償を求める原告がマイアミの連邦地方裁判所に提起した訴訟の被告となった。原告はこの法律の条項に基づいてソシエテ・ジェネラルに損害賠償を請求している。原告は、他の銀行3行を被告に加え、ソシエテ・ジェネラルについてはいくつかの新しい事実上の申立てを加えた修正訴状を2019年9月24日に提出した。ソシエテ・ジェネラルは、却下の申立てを提出し、2020年1月10日現在この申立ては十分に説明されている。棄却申立ての係属中、原告は、2020年1月29日、マンハッタンの連邦裁判所への案件移送に反対しない申立てを行い、裁判所は2020年1月30日にこれを認めた。原告は、2020年9月11日に第2次修正訴状を提出し、その中で、他の銀行3行を被告から取り下げ、別の1行を被告に加え、またバンコ・ヌネズの創業者の相続人であるとする者を原告に加えた。訴え却下の申立てが提出されている。

2020年11月9日、ソシエテ・ジェネラルは、他の銀行1行とともに、バンコ・プジョル（1960年にキューバ政府により没収されたと主張するキューバの銀行）の前所有者の相続人であると主張する者および相続人または前所有者の遺産の管理人がマンハッタンの連邦地方裁判所に提起した類似のヘルムズ・バートン訴訟（プジョルⅠ）において被告となった。2021年1月27日、ソシエテ・ジェネラルは訴え却下の申立てを行った。これに対し、原告は、裁判官規則により認められる通り、修正訴状の提出を選択し、2021年2月26日に提出した。ソシエテ・ジェネラルは、2021年3月19日、修正訴状の却下の申立てを行った。2021年3月16日、ソシエテ・ジェネラルは、他の銀行1行とともに、プジョルⅠの原告でもあるバンコ・プジョルの相続人を主張する者のうちの1名の遺産管理人がマンハッタンの連邦地方裁判所に提起したほぼ同一のヘルムズ・バートン訴訟（プジョルⅡ）において、被告となった。プジョルⅡにおける被告の訴答期限は、プジョルⅠにおける訴え却下の申立てに対する裁判所の決定日（当日を含む。）まで停止されている。

(12) モデル リスク

当グループ内で行われる多くの選択は、定量的決定支援ツール（モデル）に基づいている。モデルリスクは、モデルの開発、実施または使用に誤りがあったことを要因として、かかる内部モデルによる結果に基づき下された決定により生じる損失リスクと定義される。モデル リスクは、モデル管理プロセスの実施において、モデルの不確実性またはエラーという形で生じることがある。

モデル リスクの監視

当グループは、使用されているモデルの識別、設計、実施、修正の監視プロセス、独立したレビューおよび承認の効率性および信頼性を確保するために、モデル リスク管理の観点から揺るぎないガバナンス体制を維持することに全力で取り組んでいる。2017年には、リスク部門内にモデル リスク管理を担当するMRM（「モデル リスク管理」）部が設立された。その後、モデル リスク管理の枠組が統合、構築され、今日では以下の仕組みに基づいている。

行為者および責任

モデル リスク管理システムは、3つの独立した防衛ラインによって実施される。かかる防衛ラインはリスク管理における事業部門の責任、システムのレビューならびに独立した監督および評価に対応し、かつ、利益相反を回避するために分離され、独立したものである。

この仕組みは、以下によって構成されている。

- 第1防衛ライン。当グループ内の多様なスキルを持つ複数のチームを結集し、モデル リスク管理システムに従い、モデルの開発、実施、使用およびその妥当性の経時的な監視に責任を有する。かかるチームは各事業部またはそのサポート部に属する。
- 第2防衛ライン。ガバナンス チームおよび独立したモデル レビュー チームで構成され、リスク部門内の「モデル リスク」部の監督下に置かれる。

- 第3防衛ライン。モデル リスク管理システムの全般的な有効性（モデル リスクに対するガバナンスの妥当性および第2防衛ラインの業務の効率性）の評価、およびモデルの独立した監査に責任を有し、内部監査部門に属する。

ガバナンス、運営および監視

リスク担当取締役が議長を務めるMRM委員会は、当グループ全体での管理システムの実施およびモデルに係るリスクの監視を確実に行うために、3ヶ月に1回以上開催される。第2防衛ラインおよび「モデル リスク」部内において、ガバナンス チームが当グループ全体のモデル リスク管理システムの設計および管理を担当する。

その結果、

- 当グループのすべてのモデルに適用される規範的枠組が定義され、モデルの主要なファミリーに必要な応じて適用され、具体的な内容を規定するとともに、システムの一貫性および均一性、当該枠組の完全性および規制条項への準拠を確保しながら維持される。この枠組では、特に、第1防衛ラインに関する期待の定義、モデル リスク評価手法の原則、ならびにモデルの独立したレビューおよび承認のための指針の定義が規定される。
- 当グループ内のすべてのモデル（開発中または最近撤退したモデルを含む。）の情報の識別、記録および更新は、所定のプロセスに従ってモデル一覧表において実行され、第2防衛ラインが管理する。
- 当グループが上級経営陣に関して負うモデル リスクに係る監視および報告のシステムが整備されている。また、モデル リスクに対するアペタイトは、戦略的目標の達成という観点から当グループが引き受ける準備をしているモデル リスクの水準に対応しており、警戒の限度および閾値に関連する具体的な指標に基づき換算された、リスク許容度に関する報告書の形にもまとめられている。

モデルのライフサイクルならびにレビューおよび承認のプロセス

各モデルに関して、リスク管理は第1防衛ラインの各プレイヤーが当グループ全体を対象として規定した規則および基準に準拠して行われており、これは、第2防衛ラインからの効果的な指摘および一律の承認プロセスにより保証されている。

モデルの検査を行う必要性は、モデル リスクの水準、そのモデル ファミリーおよび適用される規制要件に従って判断される。第2防衛ラインによる独立したレビューは、特に新しいモデル、定期的なモデルのレビュー、モデル変更の提案および提言に応じた横断的なレビューに対して行われる。

- かかる独立したレビューは、第1防衛ラインにより実施される業務および管理に基づき、モデルの機能および用途と、そのモデルが設計された目的および適用される規制との適合性を検証することを目的としたすべてのプロセスおよび業務に対応している。

- かかる独立したレビューは、モデルの理論的な頑健性（モデルの設計と開発の質の評価）、実施と用途の適合性、およびモデルの監視の妥当性を検証することを目的とした一定の原則に基づいている。
- かかる独立したレビューにより、レビューの範囲、実施されたテスト、レビューの結果、結論または提言を記述した独立レビュー報告書が発行される。

承認プロセスは、すべてのモデルについて同じ承認スキームに従って行われ、ガバナンス組織の構成は、モデル リスクの水準、モデル ファミリー、適用される規制要件、およびモデルが適用される事業ユニット／サービス ユニットに応じて変えることができる。第2防衛ラインの責任の下で、承認プロセスは2つの連続した段階で構成されている。

- レビューチームによって特定された結論を独立レビュー報告書の中で提示し、第1防衛ラインと第2防衛ラインの間での相反する議論を許容しながら、協議することを目的としたレビュー機関。かかる協議に基づき、第2防衛ラインは、レビュー報告書の結論（所見および提言が含まれるが、これらに限定されない。）を、確認または修正する。
- モデル使用、既存モデルへの変更、またはレビュー機関の独立レビュー報告書および議事録に基づき第1防衛ラインにより提案されたモデルの妥当性の経時的かつ継続的監視を、（懸念事項の有無にかかわらず）承認または拒否する権限を有する承認機関

(13) 保険事業に関連するリスク

当グループは保険子会社を通じて、保険事業に関わる様々なリスクにもさらされている。これらのリスクには、貸借対照表管理リスク（金利リスク、評価リスク、カウンターパーティ リスクおよび為替リスク）に加えて、保険料率リスク、死亡率リスクおよび保険金請求が増大するリスクが含まれる。

保険リスクの管理

保険リスクには主に2つのタイプのリスクが存在する。

- 保険引受リスク、特に生命保険、個人補償および損害保険に関連するリスク。このリスクは生体的なものであり、障害、寿命、死亡率、あるいは保険契約者の行動に関連するものである（償還のリスク）。保険事業部門は、程度は大きくないが、生命以外の健康上のリスクにもさらされている。そのようなリスクは、価格設定、選択、保険請求の管理あるいは災害リスクから生じる。
- 金融市場とALMに関連したリスク：保険事業部門は、主にフランス市場の生命保険を通じて、保険契約者の行動によって悪化する可能性のある金融市場の不安定性（金利の変動および株式市場の変動）にさらされている。

こうしたリスクを管理することは、保険事業部門の業務にとって鍵となる。リスク管理は、資格を有し、経験のあるチームが、大幅にカスタマイズされたIT資源を使用して実行している。リスクは監視され、定期的に報告されており、各社の取締役会によって検証されたリスク方針において定義されている。

リスク管理技術は、以下に基づいている。

- 価格設定表が保険契約者のリスク プロファイルおよび提供される保証に適合することを保証する目的に基づいた、リスク許容プロセスに対するセキュリティの強化
- 必要であれば、価格または保証のレベルのような商品パラメータの調整を目的とした、保険商品の請求率に関する指数の定期的な監視
- 事業部門を重大かつ連続的な請求から守るための再保険計画の実行
- リスク、引当および再保険に関する方針の適用

金融市場およびALMに連動したリスク管理は、長期業績目標として、投資戦略の不可欠な一部分である。この2つの要素の最適化は、資産・負債の残高によって重要な影響を受ける。負債のコミットメント（顧客に提供される保証、契約の満期）は、貸借対照表の主要な項目（株主資本、収益、引当金、準備金等）に計上される金額と同様に、保険事業部門の財務およびリスク部によって分析されている。

金融市場（金利、信用および株式）およびALMに関連するリスク管理は、以下に基づいている。

- 短期および長期キャッシュ フローの監視（負債の継続期間と資産の継続期間とのマッチング、流動性リスク管理）
- 保険契約者の行動（償還）の特定の監視
- 金融市場の緊密な監視
- （市場の上昇あるいは下落の事象における）為替リスクのヘッジ
- カウンターパーティ、発行体の格付けおよび資産の種類毎の限度の設定
- ストレス テスト。その結果は、ORSA（自身のリスクおよび支払能力の評価）レポートの一部として毎年事業体の取締役会で提示され、取締役会の承認後にACPRに送られる。
- ALMおよび投資リスクに関連する方針の適用

保険リスクのモデリング

モデルは、保険リスク部によりレビューされる。保険リスク部はモデル リスク管理の観点では第2防衛ラインである。レビュー業務は、モデルの理論的な頑健性（設計と開発の質の評価）、モデルの使用、実施の適合性、およびモデルの妥当性の経時的かつ継続的監視に関連するものである。独立したレビューのプロセスは、（i）レビューの範囲、実施されたテスト、レビューの結果、結論または提言を記述した独立レビュー報告書、および（ii）検証委員会によって完了する。モデルによる統制体制の下、適切な組織への随時の報告が促される。

(14) その他のリスク

株式リスク

投資戦略および投資目的

ソシエテ・ジェネラル・グループの非トレーディング株式ポートフォリオのエクスポージャーは、いくつかの当行の業務および戦略に関係している。これには、株式、資本性金融商品、株式に投資されるミューチュアル ファンドのユニットならびに自己資本比率の計算の目的で株主資本から控除されない当グループの子会社および関連会社の保有分が含まれる。一般的に、規制資本の下では、これらに対して不利な扱いがなされるため、当グループは、これらの投資を制限することを将来的な方針としている。

- まず、当グループは製造業持株会社のポートフォリオを有しているが、これは主として、これらの会社との歴史的または戦略的な関係を反映している。
- 当グループはまた、特定の銀行の少数持分を戦略的な目的、すなわちこれらの銀行との協力関係を発展させるために有している。
- さらに、トレーディング勘定の一部ではない持分証券は、連結の対象範囲に含まれず、かつフランス国内外において事業を行う小規模な子会社におけるグループ持分を含む。かかるグループ持分は、当グループの主要な銀行業務、特にフランス国内リテール バンキング、コーポレート&インベストメント バンキングおよびセキュリティーズ サービス（銀行ネットワーク、株式市場の組織、仲買等と密接に関係するフランスにおけるプライベート エクイティ事業）に付随する様々な投資および保有を含む。
- 最後に、ソシエテ・ジェネラルおよびいくつかの子会社は、フランス国内外における自身の資産運用事業に関連する株式投資（とりわけ、ソシエテ・ジェネラルにより促進されているミューチュアル ファンドの元手資金）を行う可能性がある。

銀行勘定の株式投資および保有の監視

非戦略事業部門の売却に加えて、近年、製造業持株会社のポートフォリオは著しく減少した。現在かかるポートフォリオには限られた数の投資のみが含まれている。かかるポートフォリオは、グループ財務部門により1ヶ月毎に監視されており、必要に応じて、当グループの引当方針に従って、四半期毎に評価調整が認識される。

当グループの銀行業務に付随する保有は、グループ財務部門により四半期毎に監視され、必要に応じて当グループの引当方針に従って、四半期毎に評価調整が認識される。フランスにおけるプライベート エクイティ事業は、当グループの経営執行部が定期的に精査する予算内で、特定のガバナンスおよび監視の対象となっている。投資または売却の決定に際しては、財務上の側面および当グループの事業に対する寄与（展開中の事業における顧客支援、フロー活動におけるクロスセリング、コーポレート&インベストメント バンキング、プライベート バンキング等）を考慮する。

銀行勘定における持分証券の評価

会計上の観点では、ソシエテ・ジェネラルのトレーディング勘定の一部ではない株式投資に対するエクスポージャーは、純利益を通じて公正価値で測定する金融資産か、オプションを使用する場合には、その他の包括利益を通じて測定する金融資産（下記「第6 経理の状況、1 財務書類、1.1 連結財務諸表、(6) 連結財務諸表に対する注記」の注3を参照のこと。）の下に分類される。

ソシエテ・ジェネラル・グループのトレーディング勘定の一部ではない株式投資に対するエクスポージャーは、時価または理論値に基づき測定する公正価値を表す帳簿価格に相当する。

下記の表は、会計上の対象範囲および規制上の対象範囲の両方についての2020年12月末および2019年12月末現在のエクスポージャーを示している。具体的には、当グループの保険子会社による顧客を代理して保有される株式投資が規制上の対象範囲から除外されているため、規制上のデータは、連結財務諸表のデータと調整することができない。

表46：銀行勘定における株式および持分

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日	2019年12月31日
銀行勘定における株式および持分—法定の範囲	16,913	18,796
うち、純損益を通じて公正価値で測定する株式およびその他の持分証券	2,561	2,492
うち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する株式およびその他の持分証券	14,351	16,304
銀行勘定における株式および持分—健全性に関する範囲（デフォルト時エクスポージャー）	7,253	7,156
うち純損益を通じて公正価値で測定する株式およびその他の持分証券	6,994	6,917
うちその他の包括利益を通じて公正価値で測定する株式およびその他の持分証券	259	239

前年度末からの公正価値の変動に関連する未実現損益は、以下において認識される。

- 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類される株式投資については、損益計算書の「金融取引に係る純損益」において認識される。
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類される株式投資については、その他の包括利益の「損益計算書にリサイクルしない未実現損益」において認識される。

上場株式の投資について、公正価値は、クロージング日の株価に基づいて概算されている。非上場株式の投資について、公正価値は、以下の手法のうち1つまたは複数の手法に基づいて概算されている。

- 割引キャッシュフロー法（DCF）、配当割引モデル（DDM）等の定量的手法
- 事業体の純資産の比例配分
- 事業体の株式が関係する最近の取引（第三者により取得された持分、専門家による評価）
- 同セクターの事業体が関係する最近の取引（利益またはNAV乗数等）

株式投資からの受取配当金は、損益計算書の「金融取引に係る純損益」において認識される。

売却の場合、前年度末からの公正価値の変動により生じる損益は、以下において認識される。

- 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類される株式投資については、損益計算書の「金融取引に係る純損益」において認識される。
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類される株式投資については、その他の包括利益の「損益計算書にリサイクルしない未実現損益」において認識される。なお、株式投資の売却損益は、売却の翌会計年度の準備金に振り替えられる。

表47：銀行勘定における株式および保有に係る純損益

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日	2019年12月31日
株式および持分の売却に係る損益	155	388
銀行勘定における純損益	49	33

自己資本規制

バーゼル3基準でリスクアセットを算出するために、当グループは非トレーディング株式ポートフォリオの大部分に対し、簡易的なリスク加重の手法を適用している。プライベート エクイティ企業の株式には190%のリスク加重係数、上場企業の株式には290%の係数、非上場企業の株式（当行の保険事業の子会社の持分を含む。）には370%の係数が割り当てられる。

さらに、自己資本から控除されない場合において、金融会社の資本への重大な投資には250%の加重係数が割り当てられる。

2020年12月31日、当グループの非トレーディング株式ポートフォリオに関連のあるリスクアセットおよび対応する資本要件は以下の通りであった。

表48：銀行勘定の株式および保有に関連のある資本要件⁽¹⁾

(単位：百万ユーロ)			2020年12月31日			2019年12月31日		
株式および保有	手法	加重	デフォルト 時エク ス ポージャー	リスク アセット	資本要件	デフォルト 時エク ス ポージャー	リスク アセット	資本要件
プライベート エクイティ	標準的	150%	-	-	-	-	-	-
プライベート エクイティ	先進的手法 (IRB)	190%	351	668	53	185	352	28
金融証券	先進的手法 (IRB)	250%	517	1,292	103	-	-	-
金融証券	標準的	250%	10	26	2	503	1,257	101
上場株式	先進的手法 (IRB)	290%	25	74	6	38	111	9
非上場株式および保険	先進的手法 (IRB)	370%	5,381	19,908	1,593	5,297	19,599	1,568
合計			6,285	21,968	1,757	6,023	21,318	1,705

(1) 現金投資は除く。

残存価値リスク

当グループは、長期車両リース子会社を中心とする専門金融サービス部門を通じて、残存価値リスク（リース契約終了時の資産の正味再販価値が期待価値を下回るリスク）にさらされている。

リスクの特定

ソシエテ・ジェネラル・グループは、貸借対照表上、ALDA事業ユニット（車両リース事業）内に車両を保有しており、かかる車両の処分時点での残存価値に関連するリスクを有する。この残存価値リスクはALDオートモーティブ（ALDA）が管理している。

当グループは、（i）中古車再販価格がその正味簿価を下回る報告期間中にリース車両の再販が完了すること、および（ii）車両の期待残存価値が契約上の残存価値を下回った場合、リース期間中に追加の減価償却費が計上されることにより、一定の報告期間において潜在的な損失にさらされる。将来の販売業績および推定損失は、マクロ経済、政府の政策、環境および税務上の規制、消費者の嗜好、新車の価格設定等の外部要因の影響を受ける。

車両販売に由来するALDAの営業総利益は、2019年12月31日現在75百万ユーロであったのに対し、2020年12月31日現在では61.1百万ユーロであった。

リスク管理

残存価値の設定手順では、車両リースの見積りを作成するための根拠としてALDAが使用する残存価値の決定に関わるプロセス、役割および責任が規定されている。

残存価値検討委員会は、ALDAの各事業体内で年2回以上開催される。この委員会は現地の市場の特殊性を考慮し、そのアプローチを文書化し、明確な監査証跡が確実に存在するようにして、残存価値について討議し、決定する。

ALDAの専門的な中核チームは、提案された残存価値が事業体に通知され、現地の見積システムで更新される前に、かかる残存価値を制御し検証する。このチームは、意見の相違が生じた場合、ALDのグループ財務担当取締役およびリスク マネジャーに通知する。

さらに、車両の再評価のプロセスにより、ポートフォリオ全体の損失が確認された国における追加の減価償却費が決定される。このプロセスは、5,000台超の車両を保有する事業体を対象に、中核チームの監督の下、共通のツールおよび手法を用いて、年2回（小規模な事業体は年1回）現地で実施される。この減価償却費は、会計基準に従って計上される。

戦略リスク

戦略リスクは、特定の事業戦略を選択することに伴うリスクまたは当グループがその戦略を遂行できない場合に生じるリスクと定義される。これらのリスクは、当グループの戦略的方向性を承認し、少なくとも毎年1回はその見直しを行う取締役会が監視する。さらに、戦略的投資および当グループの業績、すなわち貸借対照表またはリスク プロファイルの構成に重大な影響を与える可能性のあるいかなる取引（特に売却および取得）についても取締役会が承認をしている。

戦略の指揮は、経営執行部の権限の下で、経営執行委員会（例外なく、毎週会合を行う。）、グループ戦略委員会（2ヶ月毎に会合を行う。）ならびに事業ユニットおよびサービス ユニットの戦略監視委員会（25のユニットのそれぞれについて、年1回以上会合を行う。）が執る。これら様々な組織の構成は、下記「第5 提出会社の状況、3 コーポレート・ガバナンスの状況等」における「(1) コーポレート・ガバナンスの概要」および「(2) 役員の状況」に記載されている。会合開催のための手続については取締役会の内部規則に記載されている。

コンダクト リスク

当グループは、すべての主力事業を通じてコンダクト リスクにもさらされている。当グループは、コンダクト リスクを当グループの行動規範に反する当行またはその従業員の作為（もしくは不作為）または振る舞いにより生じ、利害関係者に対し不利な結果をもたらすか、または当行の持続可能性もしくはレピュテーションを危険にさらす可能性があるリスクと定義している。

利害関係者には、とりわけ当行の顧客、従業員、投資家、株主、サプライヤー、当行が事業を行っている環境、市場および国が含まれる。

[前へ](#)

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績等の概要

下記「(3) 財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析」も併せて参照のこと。

使用されている定義および手法についての詳細は、下記「定義および手法、代替的業績指標」に記載されている。

アスタリスク(*)のついている情報は、グループ編成の変更および為替レートの変動による影響の修正再表示を示す。

報告データおよび基礎データの調整は、下記「基礎指標」に記載されている。

連結損益計算書の分析

(単位：百万ユーロ)	2020年	2019年	変動	
銀行業務純利益	22,113	24,671	-10.4%	-7.6% ^(*)
営業費用	(16,714)	(17,727)	-5.7%	-3.4% ^(*)
営業総利益	5,399	6,944	-22.2%	-18.8% ^(*)
純リスク費用	(3,306)	(1,278)	x2.6	x2.7 ^(*)
営業利益	2,093	5,666	-63.1%	-61.6% ^(*)
持分法適用投資純利益	3	(129)	-	-
その他の資産からの純損益	(12)	(327)	-	-
のれんの減損損失	(684)	0	-	-
法人所得税	(1,204)	(1,264)	-4.8%	9.2% ^(*)
当期純利益	196	3,946	-95.0%	-95.3% ^(*)
うち非支配持分損益	454	698	-35.0%	-33.6% ^(*)
グループ当期純利益	(258)	3,248	n/s	n/s
経費率	75.6%	71.9%		
平均配分資本	52,088	50,586		
ROTE	-0.4%	6.2%		

銀行業務純利益

2020年は世界的なパンデミックによる影響を受け、グループ銀行業務純利益は2019年比7.6%減の22,113百万ユーロとなった。COVID-19危機や事業の混乱の影響を受けた上半期の後、当年下半期は不透明な環境が続く中、業績は大幅に改善した。

- 下半期のフランス国内リテール バンキング部門の銀行業務純利益（PEL／CEL引当金を除く。）は、当年上半期比で2%増となった。通年の収益は2019年比で6.1%減となっている。
- 国際リテール バンキング&金融サービス部門の当年下半期の収益でも大幅な回復となった（2020年上半期比2.6%増^(*)）。通年の収益は2.9%減^(*)となった。
- グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門の銀行業務純利益も、市況の正常化に伴い上半期比で17%増の大幅回復となった。通年では、当該事業部門の収益は12.5%減（11.8%減^(*)）となった。

営業費用

当年の基礎営業費用は、年間目標に沿って大幅に減少し、16,504百万ユーロ（2019年比5.2%減（2.8%減^(*)））となった。

営業費用には、第4四半期に計上された210百万ユーロのリストラクチャリング費用が含まれ、実績は2019年比5.7%減（3.4%減^(*)）の16,714百万ユーロとなった。これには2019年に計上されたリストラクチャリング引当金316百万ユーロが含まれている。

当グループの3つのすべての事業部門が営業費用の減少に寄与した。フランス国内リテール バンキング部門の経費は2019年比で4.9%減となり、国際リテール バンキング&金融サービス部門の経費は当年中に9.6%減少し、グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門の営業費用は8.7%減少した。

当グループは、2023年の基礎営業費用を2020年比で減少させることに尽力している。すでに実施されている複数の取組みが経費削減の傾向に拍車をかけることになるだろう。その効果は早ければ2022年には現れるものと見込まれている。グローバル マーケッツ事業のコストベースは2020年から2023年までに約450百万ユーロ減少すると予測されているが、フランス国内リテール バンキング部門でも2025年までに約450百万ユーロ減少すると予測されており、うち80%が2024年までに達成される可能性が高い。また、特に是正努力の最終化やプロセスの産業化努力による追加的な経費削減も見込まれている。

2021年、当グループは規律ある経費管理を推し進め、経費は微増となるが、伸び率で収益が経費を上回る効果を目指している。

リスク費用

当グループの商業的リスク費用は、2020年は64ベーシス ポイントとなり、純リスク費用は2019年の1,278百万ユーロに対して3,306百万ユーロとなった。この指標の上昇は、主に正常債権（ステージ1に分類）と正常以下の債権（ステージ2に分類）に対する引当金の引上げ（総額1,367百万ユーロ）が要因で、これにはマクロ経済シナリオの見直しによる1,010百万ユーロの影響も含まれている。

回収懸念残高総額の比率は2020年を通して低水準で推移し、2020年12月31日時点で3.3%⁽¹⁾（2019年12月末時点では3.1%）であった。2020年12月31日時点の当グループの回収懸念貸出金総額のカバレッジ比率は52%⁽²⁾（2019年12月31日時点では56%）であった。

（1） 不良債権比率はEBAの新手法に従い算出されている。

（2） 回収懸念貸出金残高引当金と実際の回収懸念貸出金残高の比率

2020年9月末に認められた、欧州銀行監督機構の定義内における返済猶予の債権総額は約35十億ユーロで、2020年12月31日時点でそのうちの5十億ユーロの返済が猶予されていた。2020年12月31日時点で返済猶予が適用されていた全債権のうち、2.2%がステージ3（回収懸念貸出金）として分類されている。

当グループはまた、事業を展開する全地域において19十億ユーロの政府保証融資（PGE）を提供しており、そのうちの18十億ユーロがフランス国内向けであった。当グループのフランスにおける政府保証融資への正味エクスポージャーは約2十億ユーロとなっている。2020年12月31日時点で、政府保証融資の2.3%がステージ3（回収懸念貸出金）として分類されている。

当グループは、2021年の商業的リスク費用につき2020年の水準を下回ることを目標としている。

営業利益

帳簿上の営業利益は、2019年の5,666百万ユーロに対して2020年は合計2,093百万ユーロとなった。基礎営業利益は、2019年の6,000百万ユーロに対して2,323百万ユーロであった。

その他の資産からの純損益

2020年のその他の資産からの純損益は、12百万ユーロの損失であった。

持分法適用投資純利益

持分法適用投資純利益には、SG ドゥ バンク オ リバンに対する当グループの全少数株主持分（16.8%）による損失に相当する158百万ユーロの減損が含まれる。

のれんの減損損失

グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門の財務の軌道の見直しにより、当グループは2020年に2つの例外的な非現金項目、すなわちグローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門CGUののれんの減損に関連する684百万ユーロの費用および減価償却された繰延税金資産に関する650百万ユーロの費用を計上した。

当期純利益

(単位：百万ユーロ)	2020年	2019年
グループ報告当期純利益	(258)	3,248
グループ基礎当期純利益 ⁽¹⁾	1,435	4,061

(単位：%)	2020年	2019年
ROTE（報告）	-0.4%	6.2%
基礎ROTE ⁽¹⁾	1.7%	7.6%

(1) 特別項目の調整後。

主力事業部門別損益計算書

(単位：百万ユーロ)	フランス国内リテール バンキング部門		国際リテール バンキング& 金融サービス部門		グローバル バンキン グ&インベスター ソリューションズ部門		コーポレートセンター		当グループ	
	2020年	2019年	2020年	2019年	2020年	2019年	2020年	2019年	2020年	2019年
銀行業務純利益	7,315	7,746	7,524	8,373	7,613	8,704	(339)	(152)	22,113	24,671
営業費用	(5,418)	(5,700)	(4,142)	(4,581)	(6,713)	(7,352)	(441)	(94)	(16,714)	(17,727)
営業総利益	1,897	2,046	3,382	3,792	900	1,352	(780)	(246)	5,399	6,944
純リスク費用	(1,097)	(467)	(1,265)	(588)	(922)	(206)	(22)	(17)	(3,306)	(1,278)
営業利益	800	1,579	2,117	3,204	(22)	1,146	(802)	(263)	2,093	5,666
持分法適用投資純利益	(1)	8	0	12	4	3	0	(152)	3	(129)
その他の資産からの 純損益	158	58	15	3	0	6	(185)	(394)	(12)	(327)
のれんの減損損失	-	-	-	-	-	-	(684)	-	(684)	-
法人所得税	(291)	(514)	(531)	(760)	100	(174)	(482)	184	(1,204)	(1,264)
当期純利益	666	1,131	1,601	2,459	82	981	(2,153)	(625)	196	3,946
うち非支配持分損益	-	-	297	504	25	23	132	171	454	698
グループ当期純利益	666	1,131	1,304	1,955	57	958	(2,285)	(796)	(258)	3,248
経費率	74.1%	73.6%	55.1%	54.7%	88.2%	84.5%			75.6%	71.9%
平均配分資本	11,427	11,263	10,499	11,075	14,302	15,201	15,860	13,047	52,088	50,586
RONE（事業）／ROTE （グループ）	5.8%	10.0%	12.4%	17.7%	0.4%	6.3%			-0.4%	6.2%

フランス国内リテール バンキング部門

(単位：百万ユーロ)	2020年	2019年	変動
銀行業務純利益	7,315	7,746	-5.6%
営業費用	(5,418)	(5,700)	-4.9%
営業総利益	1,897	2,046	-7.3%
純リスク費用	(1,097)	(467)	x2.3
営業利益	800	1,579	-49.3%
持分法適用投資純利益	(1)	8	n/s
その他の資産からの純損益	158	58	x2.7
のれんの減損損失	-	-	-
法人所得税	(291)	(514)	-43.4%
当期純利益	666	1,131	-41.1%
うち非支配持分損益	-	-	-
グループ当期純利益	666	1,131	-41.1%
経費率	74.1%	73.6%	
平均配分資本	11,427	11,263	

事業および銀行業務純利益

フランス国内リテール バンキング部門は、年初の事業活動がロックダウンによる甚大な影響を受けたが、第4四半期の業績は改善した。

各ブランドはその主力事業部門における活動を引き続き拡大した。

フランス国内リテール バンキング部門は引き続き個人顧客、法人顧客および専門家顧客に寄り添い、経済を支えた。

法人顧客および専門家顧客セグメントでは、主に政府保証融資（PGE）を通じてフランス国内の顧客を支え、政府保証融資は98,200件超の申請を受け付け、総額18十億ユーロを支払った。

保険事業では、損害保険の受取保険料と保護保険の業績は堅調で、受取保険料は2019年比3.9%増加した。個人保護保険の件数は2019年比で5.3%増加した。

2020年のプライベート バンキング事業の純インフローは2.5十億ユーロと好調を維持した。

ブルソラマは、2020年12月末の顧客の登録数が2.6百万件を超え、フランス国内有数のオンラインバンクとしての地位を固めた。ブルソラマの新規顧客獲得件数は記録的水準に達し、2020年の新規顧客登録数は約590,000件となった。さらに、株式市場の注文数は2019年から3倍増となった。

平均投資金融残高（リースを含む。）は、2019年比25.0%増の88.9十億ユーロであった（政府保証融資を除くと2.3%増）。個人向け平均貸出残高は、2019年第4四半期比で3.5%増加した住宅ローンに支えられ、2.8%増の123.2十億ユーロとなった。プライベート バンキング事業の運用資産は2020年12月末で70.4十億ユーロであった。

貸借対照表上の平均預金残高^(注)は2019年第4四半期比15.1%増の242.6十億ユーロとなり、引き続き要求払預金の伸び（2019年第4四半期比18.7%増）に支えられた。その結果、2020年第4四半期の平均預貸率は、2019年第4四半期の96%に対して92%となった。

(注) BMTN（譲渡性ミディアムターム ノート）を含む。

収益（PEL／CEL控除後）は、COVID-19の影響と低金利環境を背景に2019年比6.1%減の7,381百万ユーロとなった。純受取利息（PEL／CEL控除後）は3.6%^(注)減、手数料収入も5.7%^(注)減少した。

(注) 2020年第4四半期の会計処理変更に伴い、試算ベースの収益を再配分

営業費用

営業費用は5,418百万ユーロに減少した（2019年比4.9%減、ブルソラマを除くと5.5%減）。経費率（PEL／CEL引当金の修正再表示後）は73.4%であった。

リスク費用

商業的リスク費用は1,097百万ユーロ、すなわち52ベーシス ポイントと、2019年（467百万ユーロ、すなわち24ベーシス ポイント）から増加した。リスク費用の内訳はステージ1とステージ2の引当金が646百万ユーロ、ステージ3の不良債権の引当金が451百万ユーロであった。

グループ当期純利益への寄与

グループ当期純利益への寄与は666百万ユーロ（2019年比41.1%減）であった。2020年のRONE（PEL／CEL引当金の修正再表示後）は6.2%であった。

国際リテール バンキング&金融サービス部門

(単位：百万ユーロ)	2020年	2019年	変動	
銀行業務純利益	7,524	8,373	-10.1%	-2.9% ^(*)
営業費用	(4,142)	(4,581)	-9.6%	-1.6% ^(*)
営業総利益	3,382	3,792	-10.8%	-4.5% ^(*)
純リスク費用	(1,265)	(588)	x2.2	x2.3 ^(*)
営業利益	2,117	3,204	-33.9%	-29.2% ^(*)
持分法適用投資純利益	0	12	-100%	-100% ^(*)
その他の資産からの純損益	15	3	x5.0	x5.5 ^(*)
のれんの減損損失	0	0	-	-
法人所得税	(531)	(760)	-30.1%	-25.4% ^(*)
当期純利益	1,601	2,459	-34.9%	-29.9% ^(*)
うち非支配持分損益	297	504	-41.1%	-39.7% ^(*)
グループ当期純利益	1,304	1,955	-33.3%	-27.1% ^(*)
経費率	55.1%	54.7%		
平均配分資本	10,499	11,075		

(*) グループ編成の変更および為替レートの変動による影響の修正再表示後。

2020年の収益は、2019年比2.9%減^(*)（10.1%減）の7,524百万ユーロであった。

営業費用は、2019年比1.6%減少^(*)（9.6%減少）した。本社の簡素化に関連するリストラクチャリング費用（2019年に34百万ユーロ）、ルーマニアの金融資産に係る税金（2019年に16百万ユーロ）、および地中海沿岸地域でのCOVID保証基金への拠出金（2020年に15百万ユーロ）を修正再表示すると、営業費用は2019年比0.8%減^(*)となる。2020年の経費率は55.1%であった。

リスク費用は、2019年の43ベーシス ポイントに対して2020年は96ベーシス ポイント（1,265百万ユーロ）であった。ステージ1およびステージ2の予想信用損失は概算で389百万ユーロとなった。

2020年のグループ当期純利益への寄与は1,304百万ユーロ（2019年比27.1%減^(*)、33.3%減）であり、基礎RONEは高水準で、2019年の17.9%に対して2020年は12.4%となった。

国際リテール バンキング部門

(単位：百万ユーロ)	2020年	2019年	変動	
銀行業務純利益	4,902	5,592	-12.3%	-3.4% ^(*)
営業費用	(2,870)	(3,218)	-10.8%	-1.4% ^(*)
営業総利益	2,032	2,374	-14.4%	-6.0% ^(*)
純リスク費用	(1,080)	(504)	x2.1 ^(*)	x2.3 ^(*)
営業利益	952	1,870	-49.1%	-43.6% ^(*)
持分法適用投資純利益	0	11	-100%	-100% ^(*)
その他の資産からの純損益	4	3	33.3%	29.2% ^(*)
のれんの減損損失	0	0	-	-
法人所得税	(227)	(421)	-46.1%	-40.7% ^(*)
当期純利益	729	1,463	-50.2%	-44.3% ^(*)
うち非支配持分損益	198	394	-49.7%	-48.4% ^(*)
グループ当期純利益	531	1,069	-50.3%	-42.5% ^(*)
経費率	58.5%	57.5%		
平均配分資本	5,882	6,661		

(*) グループ編成の変更および為替レートの変動による影響の修正再表示後。

国際リテール バンキング事業は、第4四半期に再びロックダウンが実施されたにもかかわらず、下半期に見られた新規貸出および新規預金の回復傾向がさらに強まった。貸出残高は総額85.9十億ユーロとなった。これは2019年12月末比では2.5%の増加^(*)（現在のグループ編成および為替レート、特にソシエテ・ジェネラル・ドゥ・バンク・オ・ザンティルの売却とロシアでの為替の影響を踏まえると2.8%減）となった。預金残高は、2019年12月比8.8%増^(*)（現在のグループ編成および為替レートでは2.0%増）の79.6十億ユーロであった。

欧州では、貸出残高は2019年12月比2.8%増^(*)の54.9十億ユーロ（現在のグループ編成および為替レートでは1.0%増）となり、チェコ共和国（4.6%増^(*)、1.2%増）と、それより程度は少ないものの西欧（2.0%増）がけん引した。預金残高は、チェコ共和国（8.9%増^(*)、5.4%増）の健全なモメンタムを背景に8.2%増加^(*)（現在のグループ編成および為替レートでは5.3%増加）した。

ロシアでは、貸出残高が、為替レートの変動の影響を除くと2.7%増加^(*)（現在の為替レートでは21.5%減少）した一方、預金残高は13.7%増加^(*)（現在の為替レートでは13.0%減少）した。

アフリカ、地中海沿岸地域およびフランス海外領域では、貸出残高は2019年12月比で1.8%増加^(*)（2.7%減少）した。預金残高は7.9%増^(*)（3.4%増）と旺盛なモメンタムを記録した。

国際リテールバンキング事業の2020年の銀行業務純利益は、2019年比3.4%減^(*)（12.3%減）の4,902百万ユーロであった。特にロックダウンによる事業活動の減少と、金利低下に関連するチェコ共和国とルーマニアの純受取利息の落込みが響いた。

国際リテールバンキング事業の営業費用は2019年比で1.4%減（10.8%減）であった。

保険事業

（単位：百万ユーロ）	2020年	2019年	変動	
銀行業務純利益	887	909	-2.4%	-2.1% ^(*)
営業費用	(356)	(349)	2.0%	2.5% ^(*)
営業総利益	531	560	-5.2%	-5.0% ^(*)
純リスク費用	0	0	-	-
営業利益	531	560	-5.2%	-5.0% ^(*)
持分法適用投資純利益	0	0	-	-
その他の資産からの純損益	0	0	-	-
のれんの減損損失	0	0	-	-
法人所得税	(165)	(174)	-5.2%	-5.0% ^(*)
当期純利益	366	386	-5.2%	-5.0% ^(*)
うち非支配持分損益	3	3	0.0%	2.4% ^(*)
グループ当期純利益	363	383	-5.2%	-5.0% ^(*)
経費率	40.1%	38.4%		
平均配分資本	1,865	1,506		

(*) グループ編成の変更および為替レートの変動による影響の修正再表示後。

保険事業では、貯蓄型生命保険事業が2019年12月比で0.5%の残高増加^(*)となった。生命保険の総インフローは、健全なインフロー構成に支えられ、直近四半期に回復が確認されている。保護保険は2019年比1.6%増^(*)となった。この伸びは、損害保険の受取保険料が2019年比で9.9%増加^(*)したことが一因であった。

保険事業では、銀行業務純利益が2019年比で2.1%減少^(*)し、887百万ユーロとなった。フランスでの連帯基金の拠出金を調整すると、銀行業務純利益は、2019年比0.9%減^(*)となり、強靱な財務業績を示している。2020年の総インフローは健全で、ユニットリンク商品のシェアは44%を占めた。

当事業の営業費用は、コスト管理努力を背景に、2019年比2.5%増^(*)（2.0%増）の356百万ユーロとなった。

法人向け金融サービス事業

(単位：百万ユーロ)	2020年	2019年	変動	
銀行業務純利益	1,735	1,872	-7.3%	-2.1% ^(*)
営業費用	(916)	(980)	-6.5%	-0.3% ^(*)
営業総利益	819	892	-8.2%	-4.0% ^(*)
純リスク費用	(185)	(84)	x2.2	x2.2 ^(*)
営業利益	634	808	-21.5%	-17.4% ^(*)
持分法適用投資純利益	0	1	-100%	-100% ^(*)
その他の資産からの純損益	11	0	-	-
のれんの減損損失	0	0	-	-
法人所得税	(139)	(176)	-21.0%	-16.0% ^(*)
当期純利益	506	633	-20.1%	-16.0% ^(*)
うち非支配持分損益	96	107	-10.3%	-9.3% ^(*)
グループ当期純利益	410	526	-22.1%	-17.5% ^(*)
経費率	52.8%	52.4%		
平均配分資本	2,730	2,870		

(*) グループ編成の変更および為替レートの変動による影響の修正再表示後。

法人向け金融サービス事業は、強靱な実績を残した。事業用車両リースおよび車両管理事業に係る契約数は、2019年12月末から横ばいで、2020年12月末現在1.76百万件であった。設備ファイナンス事業の貸出残高は14.1十億ユーロと、2019年12月末比微減（0.8%減^(*)）であった（ファクタリングを除く。）。

法人向け金融サービス事業の2020年の銀行業務純利益は、2.1%減^(*)（7.3%減）の1,735百万ユーロであった。しかし、2020年はALDの中古車販売実績（1台当たり201ユーロ）が会社予想を上回ったほか、設備ファイナンス事業の利益率も上昇した。

法人向け金融サービス事業では、営業費用は2019年比0.3%減^(*)（6.5%減）であった。

グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門

(単位：百万ユーロ)	2020年	2019年	変動	
銀行業務純利益	7,613	8,704	-12.5%	-11.8% ^(*)
営業費用	(6,713)	(7,352)	-8.7%	-7.9% ^(*)
営業総利益	900	1,352	-33.4%	-33.0% ^(*)
純リスク費用	(922)	(206)	x4.5	x4.5 ^(*)
営業利益	(22)	1,146	n/s	n/s
持分法適用投資純利益	4	3	-	-
その他の資産からの純損益	0	6	-	-
のれんの減損損失	0	-	-	-
法人所得税	100	(174)	n/s	n/s
当期純利益	82	981	-91.6%	-91.6% ^(*)
うち非支配持分損益	25	23	-	-
グループ当期純利益	57	958	-94.1%	-94.0%
経費率	88.2%	84.5%		
平均配分資本	14,302	15,201		

(*) グループ編成の変更および為替レートの変動による影響の修正再表示後。

グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門の収益は2019年比で12.5%減少した。2019年のグローバル マーケッツ事業のリストラクチャリングとSIX（スイス証券取引所）の証券再評価（66百万ユーロのプラス効果）による影響を修正再表示した収益は10.0%減^(*)であった。

2020年に実施された当グループによるグローバル マーケッツ事業の戦略の見直しは、市場の混乱に対するグローバル マーケッツ事業収益の感応度を軽減させるエクイティおよびクレジットのストラクチャード商品のリスク プロファイルを低減させた。2020年には、2022年から2023年までに正味で約450百万ユーロの経費削減を想定する経費削減計画も打ち出された。

基礎営業費用（2019年第2四半期に計上されたリストラクチャリング引当金227百万ユーロと、2022年から2023年までの450百万ユーロの新経費削減計画に関連する2020年第4四半期に計上されたリストラクチャリング費用157百万ユーロの影響の修正再表示後）は2019年比で大幅な減少（7.2%減^(*)）となった。こうした減少は2018年にグローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門で実施された経費削減計画（500百万ユーロ）の成功を反映している。報告ベースでは7.9%減^(*)であった。

リスク費用は、2019年の13ベシス ポイントに対し57ベシス ポイント（すなわち922百万ユーロ）となった。リスク費用にはステージ1とステージ2の引当金310百万ユーロとステージ3（不良債権）の引当金612百万ユーロが含まれる。

グループ当期純利益への基礎となる寄与（2020年のリストラクチャリング費用と2019年のリストラクチャリング引当金による影響の修正再表示後）は183百万ユーロとなった。

2020年の基礎RONEは2019年の7.4%に対して1.3%であった。

グローバル マーケッツ&インベスター サービス事業

(単位：百万ユーロ)	2020年	2019年	変動	
銀行業務純利益	4,164	5,210	-20.1%	-19.3% ^(*)
営業費用	(4,337)	(4,788)	-9.4%	-8.7% ^(*)
営業総利益	(173)	422	n/s	n/s
純リスク費用	(24)	(13)	84.6%	83.0% ^(*)
営業利益	(197)	409	n/s	n/s
持分法適用投資純利益	4	4	-	-
その他の資産からの純損益	11	4	-	-
のれんの減損損失	0	0	-	-
法人所得税	40	(89)	n/s	n/s
当期純利益	(142)	328	n/s	n/s
うち非支配持分損益	23	20	15.0%	17.7% ^(*)
グループ当期純利益	(165)	308	n/s	n/s
経費率	104.2%	91.9%		
平均配分資本	7,960	8,454		

(*) グループ編成の変更および為替レートの変動による影響の修正再表示後。

グローバル マーケッツ&インベスター サービス事業の2020年の収益は、COVIDのパンデミックが打撃となった上半期を経て、2019年比20.1%減（19.3%減^(*)）の4,164百万ユーロとなった。2019年のグローバル マーケッツ事業のリストラクチャリングとSIXの証券再評価による影響を修正再表示した収益は16.9%減^(*)であった。

2020年の債券・為替事業の業績は2019年比14.9%増（2019年に中止した事業による影響の修正再表示後は21.3%増）となった。収益は2,292百万ユーロに上ったが、これは健全な商業的モメンタムとすべての地域において上半期に特に好調だった市況が追い風となった。2020年下半期は事業の正常化が進んだ。

2020年のエクイティ事業の銀行業務純利益は、ストラクチャード商品が上半期の市場の混乱から大きな打撃を受け、2019年比49.0%減少し、1,275百万ユーロとなった。上場商品と株式フロー商品の収益拡大が損失を軽減させた。市況が正常化に進む中、下半期の収益は回復した。EMC事業の統合は2020年第1四半期に成功裏に完了した。

証券サービス事業のカストディ資産は、2020年12月末時点で4,315十億ユーロとなり、年間で102百万ユーロ増加した一方で、管理資産は1.4%減の638十億ユーロとなった。

2020年の部門別収益は597百万ユーロとなり、（SIXの証券再評価による影響の修正再表示後で）2019年比12.2%減（報告ベースでは16.4%減）となった。

ファイナンス&アドバイザー事業

(単位：百万ユーロ)	2020年	2019年	変動	
銀行業務純利益	2,546	2,547	0.0%	0.6%
営業費用	(1,563)	(1,676)	-6.7%	-5.9%
営業総利益	983	871	12.9%	12.9% ^(*)
純リスク費用	(861)	(195)	x4.4	x4.5 ^(*)
営業利益	122	676	-82.0%	-82.0% ^(*)
持分法適用投資純利益	0	(1)	-	-
その他の資産からの純損益	(3)	0	-	-
のれんの減損損失	0	0	-	-
法人所得税	69	(70)	n/s	n/s
当期純利益	188	605	-68.9%	-69.1% ^(*)
うち非支配持分損益	0	0	n/s	n/s
グループ当期純利益	188	605	-68.9%	-69.1% ^(*)
経費率	61.4%	65.8%		
平均配分資本	5,445	5,732		

(*) グループ編成の変更および為替レートの変動による影響の修正再表示後。

ファイナンス&アドバイザー事業の2020年の収益は、2019年比0.6%増^(*)（現在のグループ編成および為替レートでは横ばい）の2,546百万ユーロとなった。こうした厳しい年の中でも事業基盤業務は強化され、顧客は継続的なサポートを受けた。

債券市場と株式資本市場における高水準の発行件数と好調な買収ファイナンス業務が追い風となり、インベストメント バンキング業務の業績は特に好調に推移した。

アセット&ウェルス マネジメント事業

(単位：百万ユーロ)	2020年	2019年	変動	
銀行業務純利益	903	947	-4.6%	-4.3% ^(*)
営業費用	(813)	(888)	-8.4%	-7.6% ^(*)
営業総利益	90	59	52.5%	41.3% ^(*)
純リスク費用	(37)	2	n/s	n/s
営業利益	53	61	-13.1%	-19.3% ^(*)
持分法適用投資純利益	0	0	-	-
その他の資産からの純損益	(8)	2	-	-
のれんの減損損失	0	0	-	-
法人所得税	(9)	(15)	-40.0%	-43.5% ^(*)
当期純利益	36	48	-25.0%	-30.4% ^(*)
うち非支配持分損益	2	3	-33.3%	-31.6% ^(*)
グループ当期純利益	34	45	-24.4%	-30.4% ^(*)
経費率	90.0%	93.8%		
平均配分資本	892	1,015		

(*) グループ編成の変更および為替レートの変動による影響の修正再表示後。

アセット&ウェルス マネジメント事業の2020年の銀行業務純利益は2019年比4.6%減（SIXの証券再評価による影響の修正再表示後で1.3%減）の903百万ユーロであった。

2020年のリクソーの銀行業務純利益は、高水準の運用報酬がけん引し、2019年比3.5%増の207百万ユーロに膨らんだ。2020年、リクソーはグリーンボンド セグメントにおいて主導的地位を実証し、ESG関連のETFの募集を増加した。2020年12月末時点のリクソーの運用資産は140十億ユーロに上った。

2020年において、ウェルス マネジメント事業は、2019年比で業績が低迷し（SIXの証券再評価による影響の修正再表示後で2.4%減）、銀行業務純利益は678百万ユーロにとどまった。安定的な商業的収益にもかかわらず、利ざやの圧迫が収益に影響を与えた。運用資産は116十億ユーロとなった。フランスがけん引役となり、2020年の純インフローは1.7十億ユーロに上った。

コーポレートセンター

(単位：百万ユーロ)	2020年	2019年	変動
銀行業務純利益	(339)	(152)	n/s
営業費用	(441)	(94)	x4.7
営業総利益	(780)	(246)	n/s
純リスク費用	(22)	(17)	29.4%
営業利益	(802)	(263)	n/s
持分法適用投資純利益	0	(152)	100%
その他の資産からの純損益	(185)	(394)	53.0%
のれんの減損損失	(684)	-	n/s
法人所得税	(482)	184	n/s
当期純利益	(2,153)	(625)	n/s
うち非支配持分損益	132	171	-22.8%
グループ当期純利益	(2,285)	(796)	n/s

コーポレートセンターには以下の項目が含まれる。

- 当グループ本社の不動産管理
- 当グループの株式ポートフォリオ
- 当グループの財務機能
- 部門横断的なプロジェクトに関連する特定の費用および事業部門にラインボイスされない当グループの特定の費用

コーポレートセンターの銀行業務純利益は、2019年のマイナス152百万ユーロに対し、2020年はマイナス339百万ユーロとなった。2020年の銀行業務純利益には、特に、IFRSのヘッジ会計基準を満たさない、金融債務に対する経済的影響のヘッジに対応する金融商品の公正価値の変動が含まれる。

2020年の営業費用は2019年の94百万ユーロ（事業税の調整241百万ユーロが含まれる。）に対し441百万ユーロに上った。2020年の営業費用には2020年第4四半期に計上した53百万ユーロのリストラクチャリング費用が含まれる。

2020年の営業総利益は2019年のマイナス246百万ユーロに対しマイナス780百万ユーロとなった。

2020年のその他の資産からの純損益は2019年の394百万ユーロの損失に対し185百万ユーロの損失となったが、これは当グループの方向転換プランの実施の一環としてのIFRS第5号の適用に関連するものである（2020年の損失にはSGフィナンスの売却に関連する101百万ユーロの損失とソシエテ・ジェネラル・ドゥ・バンク・オ・ザンティルの売却完了に伴う69百万ユーロの損失が含まれる。）。

2020年の持分法適用投資純利益はゼロであった。2019年の持分法適用投資純利益には、SG ドゥ バンク オリバンに対する当グループの全少数株主持分（16.8%）による損失に相当する158百万ユーロの減損が含まれる。

2020年にグローバル マーケッツ&インベスター サービス事業の財務の軌跡が見直され、当事業に関連するのれんの減損となる684百万ユーロの損失と繰延税金資産に係る650百万ユーロの損失が計上された。

コーポレートセンターのグループ当期純利益への寄与は、2019年のマイナス796百万ユーロに対して、2020年はマイナス2,285百万ユーロとなった。

定義および手法、代替的業績指標

枠組

2020年12月31日に終了した事業年度に関する財務情報は、2021年2月9日に取締役会で精査され、欧州連合が採択し、当該情報の日付において適用あるIFRSに従って作成された。

資本配分

2020年において、資本消費に基づく事業部門への基準資本の配分がCRRの規則に従って決定された（すなわち非支配持分および保険事業における資本消費の調整を考慮に入れた後、各事業部門に課される普通株式等Tier 1 資本の消費が加味された、リスクアセットの11%）。したがって、この資本配分基準は、当グループの3つの柱（フランス国内リテール バンキング部門、国際リテール バンキング&金融サービス部門およびグローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門）に適用され、各事業の資本消費および収益性の事業別の算出を独立した統一的な基準で当グループの規制上の制約を考慮に入れて行うことを可能とする。

銀行業務純利益

各事業部門の銀行業務純利益（NBI）は以下により構成される。

- 当該事業から発生する収益
- 通貨毎の長期金利を用いて計算された、事業部門に配分される基準資本の利回り。これに対して、当グループの異なる事業部門間の業績を比較するために、帳簿上の資本はコーポレートセンターに同率で再配分される。

さらに、事業部門の非連結事業体の株式売却によるキャピタル ゲインおよびキャピタル ロス、ならびに当グループの事業会社および銀行の株式ポートフォリオの運用益は、これらの証券が売却可能金融資産に分類されるため、NBIに計上される。

営業費用

事業部門の営業費用は、当グループの2020年12月31日現在の連結財務諸表の注記8.1に記載の情報（下記「第6 経理の状況、1 財務書類、1.1 連結財務諸表、(6) 連結財務諸表に対する注記」の注8.1を参照のこと。）に対応するものであり、またかかる営業費用には、当該部門の直接経費および経営に係る間接経費、ならびに本社の経費で事業部門の間で原則としてほぼ全額再配分される当該事業部門の負担分が含まれる。コーポレートセンターはその業務に関連する費用のみを、一定の技術的調整と合わせて計上する。

経費率

経費率は、ある事業に関する営業費用の当該事業の銀行業務純利益に対する割合を示している。この指標は、システムの有効性についての評価基準を提供する（本書冒頭の用語を参照のこと。）。

IFRIC第21号による調整

IFRIC第21号による調整は、当四半期のみに関係する部分（すなわち全額の4分の1）を認識するために、賦課金について、支払期限が到来した（債務発生事象）時点の結果を財務諸表全体において修正するものである。かかる調整は、精査対象期間中の事業活動に実際に帰属する費用をより信頼性が高く経済的に把握できるようにするため、当該事業年度中に認識された賦課金をならすことにより行われる。IFRIC第21号による調整を適用することにより、これまで、債務発生事象が一定期間にわたって発生するならば漸進的に認識された費用は、全額を一括して計上されることになった。

基礎指標

当グループは、実際の業績を明確に理解するため、基礎指標を提示することを求められる場合がある。

基礎データは、特別項目およびIFRIC第21号による調整を考慮した報告データを修正再表示することにより得られる。

さらに、当グループは、フランス国内リテールバンキング部門の収益と利益に対するPEL／CEL引当金の繰入額または戻入額を修正再表示する。かかる調整は、規制貯蓄へのコミットメントに関連する変動項目を除外することによって、収益と利益をより明確にしている。

報告データから取得した基礎データの調整を以下の表に示している。

(単位：百万ユーロ)	2020年	2019年	変動
営業費用 ⁽¹⁾	(16,714)	(17,727)	-5.7%
(-) リストラクチャリング費用	(210)		注(2)参照
(-) リストラクチャリング引当金		(316)	注(3)参照
基礎営業費用	(16,504)	(17,411)	-5.2%
純リスク費用	(3,306)	(1,278)	x2.6
(-) 当グループの方向転換プラン ^(*)	(20)	(18)	コーポレートセンター
基礎純リスク費用	(3,286)	(1,260)	x2.6
その他の資産からの純損益	(12)	(327)	+96.3%
(-) 当グループの方向転換プラン ^(*)	(178)	(386)	コーポレートセンター
その他の基礎資産純損益	166	59	x2.8
持分法適用投資純利益	3	(129)	n/s
(-) SG ドゥ バンク オ リバンに対する グループ少数株主持分の減損 ^(*)	-	(158)	コーポレートセンター
基礎持分法適用投資純利益	3	29	n/s
のれんの減損損失	(684)	0	n/s
(-) のれんの減損	(684)	-	コーポレートセンター
基礎となるのれんの減損損失	0	0	n/s
法人所得税	(1,204)	(1,264)	-4.8%
(-) 当グループの方向転換プラン ^(*)	(14)	(18)	
(-) リストラクチャリング費用 ^(*)	63	-	注(2)参照
(-) リストラクチャリング引当金 ^(*)	-	83	注(3)参照
(-) 繰延税金資産の減損 ^(*)	(650)	-	
基礎法人所得税	(603)	(1,329)	-54.6%
グループ当期純利益	(258)	3,248	n/s
上記項目のグループ当期純利益における影響	(1,693)	(813)	
基礎グループ当期純利益	1,435	4,061	-64.7%

(*) 特別項目

- (1) 財務諸表における以下の項目の合計を反映する：人件費＋その他の営業費用＋有形・無形固定資産の償却費、減価償却費および減損
- (2) グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門（マイナス157百万ユーロ）、コーポレートセンター（マイナス53百万ユーロ）
- (3) フランス国内リテール バンキング部門（マイナス55百万ユーロ）、国際リテール バンキング&金融サービス部門（マイナス34百万ユーロ）、グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門（マイナス227百万ユーロ）

リスク費用

純リスク費用は、各事業部門の各事業年度における事業活動に内在するリスク費用を反映させるように当該各事業部門に割り当てられる。当グループ全体の減損損失および減損引当金はコーポレートセンターに計上される。

ソシエテ・ジェネラルの商業的純リスク費用はベースス ポイントで表示される。これは商業的リスクに対する引当金の純年間配分額を、決算日以前における4つの四半期末時点での平均貸出残高で除して計算される。この指標は、各中核部門が負担するリスクの水準を、貸借対照表上のローン コミットメント（オペレーティング リースを含む。）のパーセンテージで表示する。この計算に用いられる主要項目を以下の表に示している。

		2020年	2019年
フランス国内リテール バンキング部門	純リスク費用（百万ユーロ）	1,097	467
	貸出残高総額（百万ユーロ）	212,185	194,359
	ベースス ポイント表示のリスク費用	52	24
国際リテール バンキング&金融サービス部門	純リスク費用（百万ユーロ）	1,265	588
	貸出残高総額（百万ユーロ）	132,082	136,303
	ベースス ポイント表示のリスク費用	96	43
グローバル バンキング&インベスターソリューションズ部門	純リスク費用（百万ユーロ）	922	206
	貸出残高総額（百万ユーロ）	160,918	161,865
	ベースス ポイント表示のリスク費用	57	13
ソシエテ・ジェネラル・グループ	純リスク費用（百万ユーロ）	3,306	1,278
	貸出残高総額（百万ユーロ）	516,797	501,929
	ベースス ポイント表示のリスク費用	64	25

回収懸念残高総額のカバレッジ比率

回収懸念残高とは、規則上、債務不履行に陥っている貸出残高である。

回収懸念残高総額の比率は、貸借対照表に認識された回収懸念残高の貸出残高総額に対する割合を測定するものである。

回収懸念残高総額のカバレッジ比率は、いずれの保証も考慮に入れず、規則上、債務不履行に陥っていると特定された残高総額に対して、その信用リスクに基づいて認識される引当金の比率として算出される。カバレッジ比率は、債務不履行に陥っている（言い換えれば「回収が懸念される」）貸出残高について、最大残存リスクを測定する。

その他の資産からの純損益

その他の資産からの純損益は、主として営業固定資産、または当グループが連結子会社を支配しなくなる場合には、これに加えて当グループが事業体の支配権を握り、かつ、年度内に完全連結会社となった事業体において以前に当グループが保有していた持分を再計算すると同時に評価減されたのれんに係るキャピタル ゲインおよびキャピタル ロスにより構成されている。

法人所得税

当グループの税務は、一元管理されている。

法人所得税は、各事業部門が事業を行っている国の現地の税率および収益の性質を勘案した基準税率に基づき、当該各事業部門に課される。当グループの連結会社に課された法人所得税と戦略の中核部門の基準税率の合計の間の差異は、コーポレートセンターに計上される。

ROE、ROTE

グループROEおよびROTEは、IFRSによるグループ株主資本の平均に基づき算出されている。

グループROEおよびROTEの算出において、以下は除外される。

- 株主資本の部に直接計上された未実現または繰延キャピタル ゲインまたはキャピタル ロス（転換準備金を除く。）
- 超劣後債
- 株主資本の部に修正再表示された永久劣後債

また、以下は控除される。

- 超劣後債および修正再表示された永久劣後債の保有者に支払われる利息
- 株主に支払われる配当金に関する引当金

ROTEについては、以下の項目も除外される。

- 資産における平均のれん純額、および持分法適用会社の株式保有に係る平均基礎のれん
- 無形資産の純額平均

ROEの算出に使用される当期純利益は、超劣後債の保有者に支払われた当期分の利息、ならびに2006年以降は、修正再表示された超劣後債および永久劣後債の保有者に支払われた利息を調整したグループ当期純利益に基づくものである。

ROTEの算出に使用される当期純利益は、超劣後債に係る当期分の利息（第三者への当期分の支払済発行手数料および超劣後債の発行時プレミアムに係るディスカウント費用を含む。）を戻したのれんの減損損失および永久劣後債に係る利息（第三者への当期分の支払済発行手数料および永久劣後債の発行時プレミアムに係るディスカウント費用を含む。）を除外したグループ当期純利益に基づくものである。

RONE

RONE（基準自己資本利益率）は、当グループの事業部門に配分される平均基準資本の利益率を特定する（上記「資本配分」を参照のこと。）。2016年1月1日以降に適用された配分原則は、各事業部門のリスクアセットの11%に相当する基準資本を各事業部門へ配分することにより実施される。

上記計算に用いられる主要項目を、以下の表に示している。

(単位：百万ユーロ、期末)	2020年	2019年
株主資本、グループ持分	61,684	63,527
超劣後債	(8,830)	(9,501)
永久劣後債	(264)	(283)
超劣後債および永久劣後債の保有者に支払われる税引後の利息、超劣後債および永久劣後債の保有者に支払われた利息、発行時プレミアムの償却費	19	4
転換準備金を除くOCI	(942)	(575)
配当準備金	(467)	(1,869)
期末ROE資本	51,201	51,303
平均ROE資本	52,088	50,586
のれん平均	(4,172)	(4,586)
平均無形資産	(2,432)	(2,243)
平均ROTE資本	45,484	43,757
グループ当期純利益(a)	(258)	3,248
グループ基礎当期純利益(b)	1,435	4,061
超劣後債および永久劣後債に係る利息(c)	(611)	(715)
のれんの減損の取消し(d)	684	200
調整後グループ当期純利益(e)=(a)+(c)+(d)	(185)	2,733
調整後グループ基礎当期純利益(f)=(b)+(c)	824	3,346
平均ROTE資本(g)	45,484	43,757
ROTE(e/g)	-0.4%	6.2%
平均ROTE資本（基礎）(h)	47,177	43,983
基礎ROTE(f/h)	1.7%	7.6%

RONEの算出：主力事業部門への平均配分資本

(単位：百万ユーロ)	2020年	2019年
フランス国内リテール バンキング部門	11,427	11,263
国際リテール バンキング&金融サービス部門	10,499	11,075
グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門	14,302	15,201

1 株当たり利益

IAS第33号に従って1株当たり利益を算出するにあたり、当期分の「グループ当期純利益」は、資本性金融商品および当該商品の支払利息に係る費用（資本の部に分類された発行済の有価証券の部分的な買戻しに係るキャピタル ゲイン／ロス）の金額（税控除後）により調整される。

したがって、1株当たり利益は修正後のグループ当期純利益の発行済普通株式の平均株数に対する割合として算出される。かかる平均株数は、当行株式および自己株式を除くが、以下は含まれる。

- a) 当グループが保有するトレーディング目的の当行株式
- b) 流動性契約に基づき保有する当行株式

当グループは、1株当たり基礎利益、すなわち特別項目およびIFRIC第21号による調整を修正したものの報告している。

	2020年	2019年
発行済株式（平均数、単位：千株）	853,371	834,062
控除（単位：千株）		
従業員に与えられたストックオプションおよび無償株式を補填するために配分された株式（平均、単位：千株）	2,987	4,011
その他の当行株式および自己株式		149
EPSの算出に用いられた株数 ⁽¹⁾	850,385	829,902
グループ当期純利益（単位：百万ユーロ）	(258)	3,248
超劣後債および永久劣後債に係る利息（単位：百万ユーロ）	(611)	(715)
部分的な買戻しに係る税引後のキャピタル ゲイン（単位：百万ユーロ）	0	0
調整後グループ当期純利益（単位：百万ユーロ）	(869)	2,533
EPS（単位：ユーロ）	(1.02)	3.05
基礎EPS ⁽²⁾ （単位：ユーロ）	0.97	4.03

（1）算出に用いられる株数は、12月31日現在の発行済普通株式数であり、当グループが保有する当行株式および自己株式を含まないが、トレーディング目的の当行株式は含む。

（2）特別項目の調整後。

純資産、有形純資産額

純資産は、以下を除外し、グループ株主資本から構成される。

- 超劣後債および以前は債務として認識されていた永久劣後債
- 超劣後債および永久劣後債の保有者に支払われる利息。ただし、当グループが保有するトレーディング目的の当行株式および流動性契約に基づき保有する当行株式の帳簿価額は元に戻して算出される。

有形純資産は、資産ののれん純額、持分法に基づくのれんおよび無形資産額に修正される。

1株当たり純資産額または1株当たり有形純資産額を計算する際、1株当たりの帳簿価額の算出に用いられる株数は、期末の発行済株式数から、当行株式および自己株式を除くが、以下は含まれる。

- 当グループが保有するトレーディング目的の当行株式
- 流動性契約に基づき保有する当行株式

	2020年	2019年
株主資本、グループ持分（単位：百万ユーロ）	61,684	63,527
超劣後債（単位：百万ユーロ）	(8,830)	(9,501)
永久劣後債（単位：百万ユーロ）	(264)	(283)
超劣後債および永久劣後債の保有者に支払われる税引後の利息、超劣後債および永久劣後債の保有者に支払われた利息、発行時プレミアムの償却費（単位：百万ユーロ）	19	4
トレーディング ポートフォリオ上で当グループが保有する当行株式の帳簿価額（単位：百万ユーロ）	301	375
純資産額（単位：百万ユーロ）	52,910	54,122
のれん（単位：百万ユーロ）	(3,928)	(4,510)
無形資産額（単位：百万ユーロ）	(2,484)	(2,362)
有形純資産額（単位：百万ユーロ）	46,498	47,250
NAPSの算出に用いられる株数 ⁽¹⁾	848,859	849,665
1株当たり純資産額（単位：ユーロ）	62.3	63.7
1株当たり有形純資産額（単位：ユーロ）	54.8	55.6

（1）千株単位。算出に用いられる株数は、12月31日現在の発行済普通株式数であり、当グループが保有する当行株式および自己株式を含まないが、トレーディング目的の当行株式は含む。IAS第33号に基づき、優先引受権に係る権利落ち日前の過去の1株当たりのデータは、取引の調整係数により修正再表示されている。

健全性資本比率および自己資本比率

ソシエテ・ジェネラル・グループの普通株式等Tier 1 資本は、適用あるCRR/CRD 4 規制に従い算出されている。

完全実施後の自己資本比率は、特に明記しない限り当事業年度における当期利益（配当控除後）に対する試算ベースの値である。

段階的な比率として記載されている場合には、特に明記しない限り、自己資本比率は当事業年度における利益を含む。

レバレッジ比率は、2014年10月の委任法の規定を含む、適用あるCRR/CRD 4 規制に従って計算されている。

主要な投資および売却

当グループは、主力事業部門および希少資源の管理に重点を置いた戦略を踏まえ、目標とした買収および売却の方針を維持した。

事業部門	投資の内容
2020年	
国際リテール バンキング&金融サービス部門	個人向け中古車のオンライン販売を専門としたフランスのプラットフォームであるレエゾキャールを取得
フランス国内リテールバンキング部門	専門家およびSMEのセグメントを専門としたネオバンクであるシャインを取得
国際リテール バンキング&金融サービス部門	ニューカレドニアの消費者金融業を専門とした事業体であるソカルフィを取得
フランス国内リテールバンキング部門	フランファイナンスが環境、製造およびヘルスケア分野を専門とした設備リース会社であるITLを取得
2019年	
国際リテール バンキング&金融サービス部門	ALDによるスターンリース（オランダの車両リース会社）の買収
グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門	コメルツバンクのエクイティ キャピタル マーケッツ&コモディティ事業を買収
フランス国内リテールバンキング部門	フランスにおいてバンキング・アズ・ア・サービスのパイオニア プラットフォームであるツリーゾルを取得
2018年	
国際リテール バンキング&金融サービス部門	個人向けの中古車販売を専門とするフランスのスタートアップ企業であるレエゾキャールの持分株式をCGIが取得
国際リテール バンキング&金融サービス部門	リフレックス（スペインのフレキシブル車両レンタル）の買収
グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門	ルーモ（再生可能エネルギーのクラウド ファンディング プラットフォームのパイオニア）の買収

事業部門	売却の内容
2020年	
国際リテール バンキング&金融サービス部門	ノルウェー、スウェーデンおよびデンマークで事業を行う設備ファイナンスおよびファクタリング会社であるSGフィナンスASを売却
国際リテール バンキング&金融サービス部門	ソシエテ・ジェネラル・ドゥ・バンク・オ・ザンティルを売却
国際リテール バンキング&金融サービス部門	中国のALDフォーチュンの持分株式すべて（50%）をALDが売却
グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門	南アフリカにおけるカストディ、預託および清算業務を売却
2019年	
国際リテール バンキング&金融サービス部門	スロベニアのSKBバンカを売却
国際リテール バンキング&金融サービス部門	トラックおよびトレーラーのレンタル会社であるドイツのペマGmbHを売却
国際リテール バンキング&金融サービス部門	マケドニアのオフリドスカ バンカSGの持分株式の過半数を売却
国際リテール バンキング&金融サービス部門	セルビアのSGセルビアを売却
国際リテール バンキング&金融サービス部門	SGモンテネグロを売却
国際リテール バンキング&金融サービス部門	モルドバのモビアスバンカを売却
国際リテール バンキング&金融サービス部門	アイルランドのイノラ ライフを売却
国際リテール バンキング&金融サービス部門	ポーランドのユーロバンクを売却
グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門	ベルギーのSGプライベート バンキングを売却
フランス国内リテールバンキング部門	スペインのセルフ トレード バンクS.A.U.を売却
フランス国内リテールバンキング部門	ラ バンク ポスタル フィナンスマンの持分株式すべて（35%）を売却
国際リテール バンキング&金融サービス部門	ブルガリアのSGエクスプレス バンクを売却
国際リテール バンキング&金融サービス部門	SGアルバニアを売却
2018年	
コーポレートセンター	ユーロクリアの2.05%の持分株式を売却

(2) 生産、受注および販売の状況

該当事項なし。

(3) 財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析

本項において言及されるすべての将来の見通しに関する記述は、本書提出日現在の評価に基づくものである。

上記「(1) 業績等の概要」も併せて参照のこと。

(i) 財政状態および経営成績の分析

連結貸借対照表の分析

資産の部

(単位：十億ユーロ)	2020年12月31日現在	2019年12月31日現在
現金および中央銀行預け金	168.1	102.3
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	429.5	385.7
ヘッジ目的デリバティブ	20.7	16.8
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	52.1	53.3
償却原価で測定する有価証券	15.6	12.5
償却原価で測定する銀行預け金	53.4	56.4
償却原価で測定する顧客貸出金	448.8	450.2
金利リスクをヘッジしたポートフォリオの再評価差額	0.4	0.4
保険事業の投資	166.9	164.9
税金資産	5.0	5.8
その他の資産	67.3	68.0
売却目的保有非流動資産	0	4.5
持分法適用投資	0.1	0.1
有形および無形固定資産	30.1	30.8
のれん	4.0	4.6
合計	1,462.0	1,356.5

負債の部

(単位：十億ユーロ)	2020年12月31日現在	2019年12月31日現在
中央銀行預り金	1.5	4.1
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	390.2	364.1
ヘッジ目的デリバティブ	12.5	10.2
銀行預り金	135.6	107.9
顧客預金	456.1	418.6
発行債券	139.0	125.2
金利リスクをヘッジしたポートフォリオの再評価差額	7.7	6.7
税金負債	1.2	1.4
その他の負債	84.9	85.1
売却目的保有非流動負債	-	1.3
保険契約関連負債	146.1	144.3
引当金	4.8	4.4
劣後債務	15.4	14.5
株主資本	61.7	63.5
非支配持分	5.3	5.0
合計	1,462.0	1,356.5

連結範囲の主な変更

2019年12月31日の決算日現在該当する範囲と比較して、2020年12月31日現在の連結範囲の主要な変更は、以下の通りである。

ソシエテ・ジェネラル・ドゥ・バンク・オ・ザンティル (SGBA)

2020年3月2日、当グループは、グアドループ島、マルティニーク島および仏領ギアナにおいて事業を行う子会社に対する持分を全額プロモントリアMMBに売却した。この売却により当グループの貸借対照表合計は0.4十億ユーロ減少した（「売却目的保有非流動資産」および「売却目的保有非流動負債」）。

SGフィナンスAS

2020年10月1日、当グループは、ノルウェー、スウェーデンおよびデンマークの設備ファイナンスおよびファクタリング会社であるSGフィナンスASに対する持分を全額売却した。この売却により、主に、2019年12月31日現在「売却目的保有非流動資産」および「売却目的保有非流動負債」にそれぞれ計上されていた「顧客貸出金」が4十億ユーロおよび「銀行預り金」が0.9十億ユーロ減少したことにより、当グループの貸借対照表合計は4十億ユーロ減少した。

「その他の資産からの純損益」に計上されたこれら2件の売却実績は、2020事業年度にマイナス169百万ユーロである。

連結貸借対照表の主要項目の変動

現金および中央銀行預け金は、主に欧州中央銀行が大量の流動性を市場に投入したことにより、2019年12月31日時点と比較して65.9十億ユーロ増加した（64.4%増）。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、2019年12月31日時点と比較して、43.8十億ユーロ増加した（11.3%増）。この増加は、主に株式およびその他の持分証券の14.8十億ユーロの増加ならびにトレーディング目的デリバティブの15.7十億ユーロの増加に起因する。

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債は、2019年12月31日時点と比較して、26.1十億ユーロ増加した（7.2%増）。純損益を通じて公正価値で測定する金融負債の増加は、主にトレーディング目的デリバティブの21.1十億ユーロの増加および借入金、買戻条件付売渡有価証券の23十億ユーロの増加（公正価値オプションを使用して純損益を通じて公正価値で測定する金融商品の12.4十億ユーロの減少により一部相殺された。）に起因する。

発行債券は、主にEMTNに基づく発行の15.2十億ユーロの増加により、2019年12月31日時点と比較して13.8十億ユーロ増加した（11.0%増）。

償却原価で測定する顧客貸出金は、2019年12月31日時点と比較して1.4十億ユーロ減少した（0.3%減）。これは、主に売戻条件付買入有価証券の11.1十億ユーロの減少および当座貸越の2.8十億ユーロの減少（とりわけ新しい政府保証融資を含む顧客貸出金の13.4十億ユーロの増加により一部相殺された。）に起因すると思われる。

顧客預金は、主にその他の要求払預金の38.8十億ユーロの増加（対顧客買戻条件付売渡有価証券の減少により一部相殺された。）により、2019年12月31日時点と比較して37.5十億ユーロ増加した（8.9%増）。

償却原価で測定する銀行預け金は、売戻条件付買入有価証券および長期貸出金の減少（当座勘定の増加により一部相殺された。）により、2019年12月31日時点と比較して3.0十億ユーロ減少した。

銀行預り金は、主に定期預金の34.6十億ユーロの増加（買戻条件付売渡有価証券の6.3十億ユーロの減少により一部相殺された。）により、2019年12月31日時点と比較して27.7十億ユーロ増加した（25.6%増）。

売却目的保有非流動資産および負債は、ソシエテ・ジェネラル・ドゥ・バンク・オ・ザンティル（SGBA）およびSGフィナンスASの売却により、2019年12月31日時点と比較して、それぞれ4.5十億ユーロ減少（99.9%減）および1.3十億ユーロ減少した（100%減）。

グループ株主資本は、2019年12月31日現在の63.5十億ユーロと比較して、2020年12月31日現在では合計61.7十億ユーロであった。この変動は、主に以下に起因するものであった。

- 2020年12月31日までの事業年度におけるグループ当期純利益：マイナス0.3十億ユーロ
- 資本性金融商品の発行および償還：合計0.2十億ユーロ

- 資本性金融商品の配当：0.6十億ユーロ
- 自己株式の変動：0.3十億ユーロの増加
- 未実現・繰延キャピタル損益：1.4十億ユーロの損失

5.3十億ユーロの非支配持分を計上した後のグループ株主資本は、2020年12月31日現在で67.0十億ユーロとなった。

財務方針

当グループの財務方針は、ソシエテ・ジェネラルおよび当グループの目標格付けを取り巻く市場環境に合致した水準の自己資本比率（普通株式等Tier 1 比率、Tier 1 比率および総自己資本比率）を維持しながら、株主への短期・長期リターンの最大化を図るために、株主資本の利用を最適化することを目的としている。

2020年において、当グループは、資本を強化し、希少な資源（資本および流動性）の厳格な管理および新たなバーゼル 3 規制の実施に関連した規制の変更を適用するための積極的なリスクの管理に注力する大規模な再編プログラムを実施した。

当グループの株主資本

2020年12月31日現在の当グループの株主資本は合計61.7十億ユーロとなった。1株当たり純資産額は62.3ユーロ、1株当たり有形純資産額は上記「(1) 業績等の概要—純資産、有形純資産額」において開示される新たな手法を用いて54.8ユーロとなった。帳簿上の資本には、超劣後債の8.8十億ユーロおよび永久劣後債の0.3十億ユーロが含まれる。

2020年12月31日現在、ソシエテ・ジェネラルは、直接的または間接的に、4.5百万株のソシエテ・ジェネラルの株式を保有しており、これは資本の0.53%に相当する（トレーディング目的で保有する株式を除く。）。2020年、当グループは、2011年8月22日に外部の投資サービス提供者と締結した流動性契約に基づき、0.2百万株のソシエテ・ジェネラルの株式を取得した。当期において、ソシエテ・ジェネラルは、流動性契約を通じて0.2百万株のソシエテ・ジェネラルの株式の譲渡も行った。

自己資本比率

資本管理の一環として、当グループは自らの自己資本の水準が常に戦略的目標および規制上の義務に対応していることを確認する。

また当グループは、総自己資本比率（普通株式等Tier 1 + その他Tier 1 およびTier 2 として認識されるハイブリッド証券）が、無担保優先債務の貸手に十分な安全性に関するバッファを提供することを確認する。

普通株式等Tier 1 比率は、2019年12月31日現在12.7%であったのに対し、2020年12月31日現在は13.4%⁽¹⁾であった。

CRR／CRD 4 規制（2014年10月の委任法は統合されているが、IFRS第9号の段階的導入は除く。）に従って算出されたレバレッジ比率は、2019年12月31日現在では4.3%であったのに対し、2020年12月31日現在は4.7%に増加した。したがって、普通株式等Tier 1 比率は予想動向および目標範囲である4%から4.5%に沿うものであった。

2020年末現在、Tier 1 比率は15.7%⁽²⁾、総自己資本比率は18.9%であり、規制要件を上回っている。

2020年末現在のRWA比のTLAC（総損失吸収力）比率は30.6%⁽²⁾であり、TLACレバレッジ比率は9.2%であった。2020年12月31日現在、当グループは総負債および自己資本（TLOF）も8.51%とMRELの要件を上回っており（2017年12月時点ではRWAの24.4%）、欧州・単一破たん処理委員会（SRB）の参考指標としての機能を果たした。

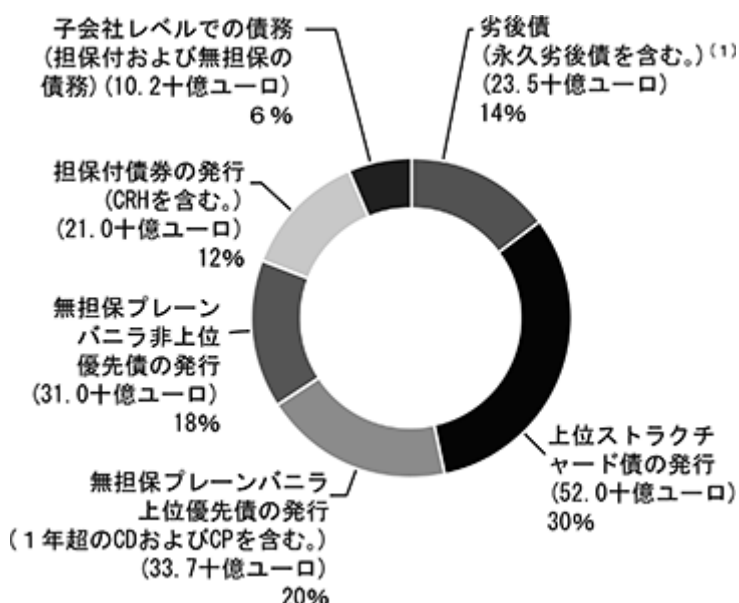
- (1) IFRS第9号の段階的導入に伴う+28ベースス ポイントの影響を含む。この影響を除いた普通株式等Tier 1 比率は13.2%であった。
- (2) IFRS第9号の段階的導入を除く。

当グループの債務に関する方針

当グループの債務に関する方針は、2つの原則に基づく。

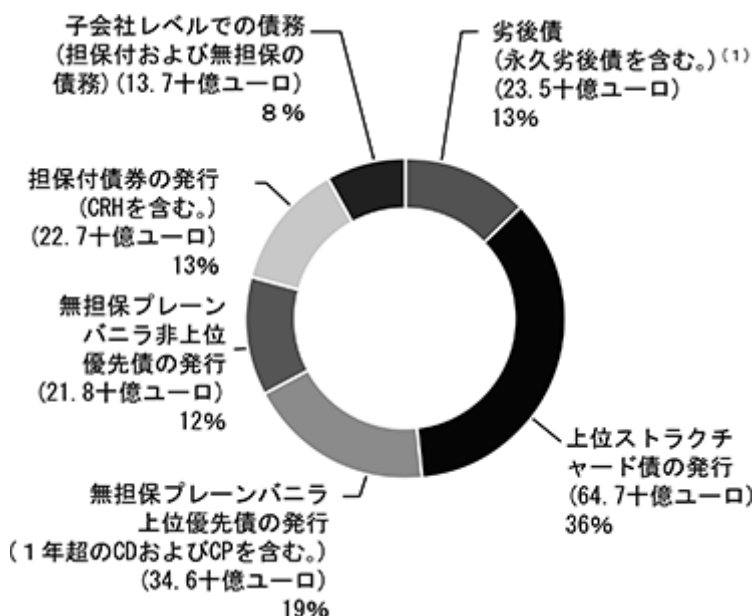
- 安定性を保証するための、ソシエテ・ジェネラル・グループのリファイナンス手段を分散化する積極的な方針を維持すること。
- 資産および負債の満期の一貫性を確保する当グループのリファイナンス構造を採用すること。

2020年12月31日現在の当グループの長期債務：171.3十億ユーロ^(*)



- (*) 2020年12月31日現在、当グループの短期債務は合計51.4十億ユーロであり、うち10.1十億ユーロはコンデュイットによる発行であった。
- (1) うち9.3十億ユーロは「その他の資本性金融商品」として計上された（下記「第6 経理の状況、1 財務書類、1.1 連結財務諸表、(4) 連結株主持分変動計算書」を参照のこと。）。

2019年12月31日現在の当グループの長期債務：181.0十億ユーロ^(*)



(*) 2019年12月31日現在、当グループの短期債務は合計43.4十億ユーロであり、うち10.6十億ユーロはコンデューイトによる発行であった。

(1) うち9.8十億ユーロは「その他の資本性金融商品」として計上された（下記「第6 経理の状況、1 財務書類、1.1 連結財務諸表、(4) 連結株主持分変動計算書」を参照のこと。）。

かかる資金調達源にはまた、以下が含まれている。

■ 純損益を通じて公正価値で測定する有価証券貸付および借入取引ならびに買戻条件付売渡有価証券（2019年12月31日現在136.8十億ユーロであったのに対し、2020年12月31日現在では152.9十億ユーロ）（下記「第6 経理の状況、1 財務書類、1.1 連結財務諸表、(6) 連結財務諸表に対する注記」の注3.1を参照のこと。）による資金調達（このグラフには含まれていない。）。ソシエテ・ジェネラル・グループの債務に関する方針は、事業の商業活動の成長および債務更新のための資金の確保のみならず、当グループの市場へのアクセス能力および将来的な成長に対応した返済スケジュールを維持することも目的としている。

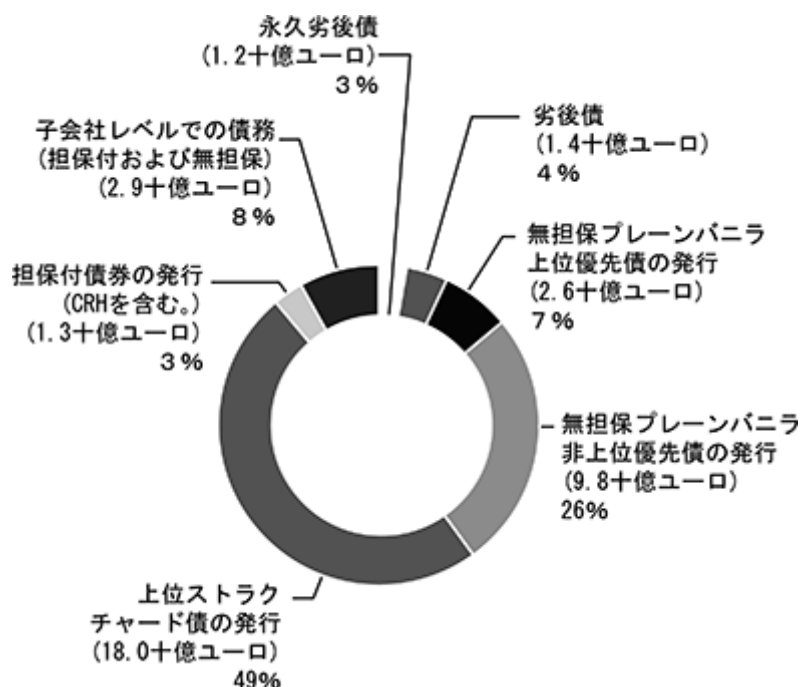
■ 証券化およびその他担保付債券の発行（2020年末現在3.1十億ユーロ、2019年末現在2.7十億ユーロ）

したがって、日和見的でない発行方針に基づき、当年度中に段階的にかつ調整された方法で実施された当グループの長期資金調達計画は、中長期にわたり余剰流動性ポジションを維持するように策定されている。

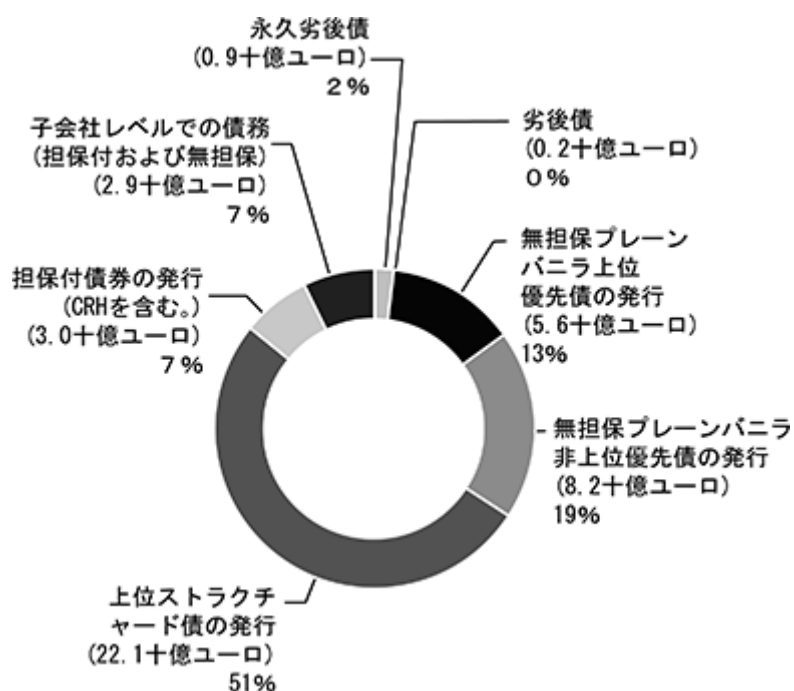
2020年末現在、2020年資金調達計画に基づき調達された流動性は、上位債および劣後債で37.2十億ユーロであった。親会社のレベルで調達された流動性は、2020年12月31日現在、34.3十億ユーロであった。

リファイナンス手段の内訳は、9.8十億ユーロが無担保ブレンバニラ非上位優先債、2.6十億ユーロが無担保ブレンバニラ上位優先債、18十億ユーロが上位ストラクチャード債、1.3十億ユーロが担保付債券（SGSFHおよびCRH）、1.4十億ユーロがTier2 劣後債および1.2十億ユーロが永久劣後債である。子会社レベルでは、2020年12月31日現在、合計2.9十億ユーロが調達された。

2020年資金調達計画：37.2十億ユーロ



2019年資金調達計画：43.0十億ユーロ



長期格付け、短期格付け、カウンターパーティ格付けおよび当事業年度における変更

以下の表は、2020年12月31日現在のソシエテ・ジェネラルのカウンターパーティ格付けならびに長期シニアおよび短期シニアの格付けを要約したものである。

	フィッチ・レーティングス	ムーディーズ	R&I	スタンダード&プアーズ
長期／短期カウンターパーティ評価	A(dcr)／F1	A1(CR)／P-1(CR)	該当なし	A／A-1
長期シニア優先格付け	A (安定的)	A1 (安定的)	A (安定的)	A (ネガティブ)
短期シニア格付け	F1	P-1	該当なし	A-1

2020事業年度中、スタンダード&プアーズは当グループの長期格付けの見通しをネガティブに引き下げ、2020年5月15日にA／A-1の格付けを確認した。かかる格付アクションにより、当グループの保険子会社であるソジェキャップの信用格付けが1ノッチ引き下げられ、また、非上位優先ペーパーを含む当グループのハイブリッド金融商品および劣後負債性金融商品の格付けにも影響を及ぼした。さらにフィッチは、2020年5月28日に当グループの上位優先債の格付けをAに引き下げたほか、ハイブリッド金融商品および劣後負債性金融商品も格下げした。

(ii) キャッシュ・フローの状況の分析

(単位：百万ユーロ)	2020年	2019年
営業活動に関連する純キャッシュインフロー（アウトフロー）(A) (*)	80,791	10,404
投資活動に関連する純キャッシュインフロー（アウトフロー）(B)	(6,863)	(6,976)
財務活動に関連する純キャッシュインフロー（アウトフロー）(C)	2,133	2,010
外国為替相場の変動が現金および現金同等物に与える影響額(D)	(2,596)	1,386
現金および現金同等物の純インフロー（アウトフロー）(A) + (B) + (C) + (D)	73,465	6,824

(*) IFRS第16号に関する2019年11月26日のIFRS解釈委員会（IFRS IC）の決定に伴い、2019年12月31日に終了した事業年度の公表済み財務諸表に対してその金額を修正再表示している（下記「第6 経理の状況、1 財務書類、1.1 連結財務諸表、(6) 連結財務諸表に対する注記」の注1.2を参照のこと。）。

(iii) 重要な会計上の見積りおよび当該見積りに用いた仮定

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積りおよび当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、下記「第6 経理の状況、1 財務書類、1.1 連結財務諸表、(6) 連結財務諸表に対する注記」の注1.4に記載されている。

4 【経営上の重要な契約等】

ソシエテ・ジェネラルおよび株主間の既存の契約

2000年7月24日、ソシエテ・ジェネラルは、サンタンデール セントラル ヒスパノ（現バンコ サンタンデール）との間で両社の持合株式の管理に関する契約を締結した。当該契約は、ソシエテ・ジェネラルおよびサンタンデール セントラル ヒスパノが直接または子会社を通じて保有する相手方当事者の株式資本について、相手方当事者に優先買取権を相互に与える旨を内容とするが、いずれかの当事者の株式について第三者により公開買付が開始された場合、当該権利は適用されない。

当該契約は、締結日から3年の当初期間が終了したが、その後は2年間の期間で更新が可能である。

かかる優先買取条項は、フランス金融市場評議会（*Conseil des Marchés Financiers*）により2001年11月30日付決定第201C1417号において公表された。当該契約は2020年12月31日に依然として有効であった。しかし、本書提出日現在、バンコ サンタンデールはソシエテ・ジェネラルの株式を保有しておらず、ソシエテ・ジェネラルもバンコ サンタンデールの株式を保有していない。

審理中の取得および主要な契約

継続中の主要な投資の資金調達

現在継続中の投資は、当グループの通常の資金源を用いて資金調達される。

審理中の取得および売却

審理中の事業・会社等の取得および売却で重要なものはない。

5 【研究開発活動】

上記「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」および「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析、(1) 業績等の概要」を参照のこと。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

ソシエテ・ジェネラル・グループの2020年12月31日現在の営業用の有形固定資産の簿価の総額は、42.9十億ユーロであった。構成項目は、土地・建物（5.4十億ユーロ）、使用権（2.8十億ユーロ）、専門金融会社が貸し出している資産（28.8十億ユーロ）およびその他有形資産（5.9十億ユーロ）であった。

2020年12月31日現在の営業用の有形資産および投資不動産の正味簿価は27.6十億ユーロで、連結貸借対照表のわずか1.9%である。

したがって、ソシエテ・ジェネラルの業務活動の性質からすると、不動産および設備はグループレベルでは重要なものではない。

2 【主要な設備の状況】

上記「第2 企業の概況、3 事業の内容、(3) 当グループの主力事業部門－主力事業部門の主要なデータ」および「1 設備投資等の概要」を参照のこと。

3 【設備の新設、除却等の計画】

上記「1 設備投資等の概要」を参照のこと。

第5 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

授權株数（株）	発行済株式総数（株）	未発行株式数（株）
(注)	額面1.25ユーロ普通株式 853,371,494株（2020年12月31日現在）	—

(注) フランスでは日本で用いられているような意味での授權株式の概念は存在しないが、株主総会は、取締役に対して新株または持分証券の発行を、その金額と期間について一定の範囲内で授權することができる。

② 【発行済株式】

記名・無記名の別 および 額面・無額面の別	種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名 または登録認可金融商品 取引業協会名	内容
記名式または 無記名式 額面（1.25ユーロ）	普通株式	853,371,494株 （2020年12月31日現在）	ユーロネクスト パリ （繰延決済市場） 米国預託証券市場（ADR）	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 株式である。当行の定 款上、日本の会社法に基 づく単元株式数の定めは ない。
計	—	853,371,494株 （2020年12月31日現在）	—	—

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

下記「(3) 発行済株式総数及び資本金の推移」を参照のこと。

(3) 【発行済株式総数及び資本金の推移】

活動	記録日または 完了日	変動	株式数 (株)	資本金（ユーロ）	資本金（円）	活動による 資本金の変動 (%)
2015年1月1日から2015年12月31日までのストック オプ ションの行使	2016年1月8日 記録	+139,651	806,239,713	1,007,799,641.25	130,812,393,434	+0.01
従業員への株式の無償付与	2016年3月31日 記録	+1,264,296	807,504,009	1,009,380,011.25	131,017,525,460	+0.15
2016年1月1日から2016年12月31日までのストック オプ ションの行使	2017年1月9日 記録	+209,525	807,713,534	1,009,641,917.50	131,051,520,892	+0.02
2017年1月1日から2017年3月8日までのストック オプ ションの行使	2017年12月11日 記録	+204,205	807,917,739	1,009,897,173.75	131,084,653,153	+0.02
株式配当の選択権の行使を通 じた増資	2019年6月12日 記録	+39,814,909	847,732,648	1,059,665,810.00	137,544,622,138	+4.93
2019年社内貯蓄制度を通じた 増資	2019年8月1日 記録	+5,638,846	853,371,494	1,066,714,367.50	138,459,524,902	+0.67

(注) 2020年12月31日現在の発行済株式総数は853,371,494株であった。

下記「第6 経理の状況、1 財務書類、1.1 連結財務諸表、(4) 連結株主持分変動計算書」も参照のこと。

(4) 【所有者別状況】

本株式は株主の選択により、記名式または無記名式のいずれかの形をとる。本株式が記名式でない限り、当行は株主の氏名およびその所有に係る株式の数を知りえない。当行の定款の規定によれば、株主は、当行の資本または議決権の保有割合が0.5%増える毎に、その日から15日間以内に当行に報告をしなければならない。しかし、かかる場合、当行は、株主の株式所有が当行の資本または議決権の5%、10%、20%、33.33%、50%または3分の2のレベルで変化し、当該株主がフランス商法（*Code de commerce*）により当該事実を当行、AMFおよびACPRに対して通知をする義務を負い、その結果当行が必要に応じて関連情報を開示することができる場合を除き、本報告書に記載されていない当該株主の身元および株式所有を公表することはできない。

(2020年12月31日現在)

区分	所有株式数の発行済株式総数に占める割合
外国機関投資家	} 合計 23.27% ^(*)
フランス機関投資家	
フランス事業法人	
外国事業法人	
自己株式取得	0.53%
自己株式	0.00%
従業員	6.87%
個人投資家その他	69.32%
総計	100.00%

(*) 2020年12月31日現在、欧州株主の所有株式は、株主資本の47%と推定される。

(5) 【大株主の状況】

(2020年12月31日現在)

氏名または名称	所在地	所有株式数(株)	株式資本に占める割合 ⁽²⁾ (議決権に占める割合) ⁽¹⁾⁽²⁾ (3)
ソシエテ・ジェネラル従業員持株会	75009 パリ市 ブルバール オスマン 29	58,613,941	6.87% (11.18%)
ブラックロック インク	ニューヨーク州 イースト フィフティ セカンド ストリート 55	70,013,241	8.20% (7.62%)
キャピタル グループ カンパニーズ インク	ロサンゼルス S.ホープ ストリート333 53階	61,449,710	7.20% (6.69%)
アムンディ	75015 パリ市 ブルバール パスツール 3Z91-93	43,075,072	5.05% (4.69%)
預金供託金庫	75356 パリ市 ルー ドゥ リーユ 56	20,599,627	2.41% (2.86%)

- (1) 議決権に占める割合の計算には、二重議決権を含む(当行定款第14条)。
 (2) 株式資本および議決権に占める割合の基準(2020年12月31日現在)
 株式数: 853,371,494
 議決権数: 918,877,571
 (3) AMF一般規則第223-11条に従い、議決権総数の計算には自己株式取得および自己株式に関連する議決権が含まれる。これらの株式には、年次株主総会における議決権は付与されていない。

2 【配当政策】

		2020年 ^(*)	2019年	2018年	2017年	2016年
純配当額	ユーロ	0.55	0.00	2.20	2.20	2.20
	円	71	0	286	286	286
配当性向(%) ⁽¹⁾		(*)	-	51.8	75.3	51.6
純イールド(%) ⁽²⁾		(*)	-	7.9	5.1	4.7

- (*) 2021年5月18日開催の年次株主総会において取締役会が提案する配当。普通株式1株当たり配当額および配当性向は、欧州中央銀行の勧告に従い、普通株式等Tier1比率に影響を及ぼさない項目について修正再表示された2019年および2020年の業績に基づいて確定された。かかる前提における配当性向は14.2%である。
 (1) 配当性向は純配当額を希薄化後普通株式1株当たり利益(下記「第6 経理の状況、1 財務書類、1.1 連結財務諸表、(6) 連結財務諸表に対する注記」の注7.2を参照のこと。)で除した数値である。
 (2) 純イールドは純配当額を12月末現在の終値で除した数値である。

3 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する取締役会報告

ガバナンス

目的

取締役会は、企業の成長・変革のための行動計画である2019年5月22日付のフランス法第2019-486号（以下「パクト法」という。）の導入を受けて、2019年、当行の目的について検討し、「責任ある革新的な金融ソリューションを通じて、顧客とともにより良い、持続可能な未来を築く」と定義した。取締役会は、形式的には会社の目的を定款に規定しないことを決定した。一方、ソシエテ・ジェネラルは、2020年の臨時株主総会において、取締役会が環境および社会的責任を考慮して当行の事業活動の手法を決定し、その企業利益に沿って当該手法を確実に実施するよう定款を改定した。

ガバナンス機構

2015年1月15日、取締役会は、2015年5月19日の株主総会以降、会長および最高経営責任者の役職を分離することを決定した。この日をもって、ロレンツォ・ビーニ・スマギが取締役会会長に就任し、フレデリック・ウデアは引き続き最高経営責任者を務めることとなった。2019年5月21日、取締役会は、2019年5月21日の株主総会におけるフレデリック・ウデアの取締役としての任期の更新を受けて、同氏の最高経営責任者としての任期を4年間更新することを決定した。

2018年5月23日、ロレンツォ・ビーニ・スマギは取締役会会長に再任された。

2021年1月1日以降、フレデリック・ウデアは、2名のCEO代行の補佐を受けている。2019年5月21日、この2名の任期はフレデリック・ウデアの任期満了時まで更新された。最高経営責任者および2名のCEO代行は、3名のジェネラル マネジャー代行（当行の役員ではない。）の補佐を受けている。

コーポレート・ガバナンス体制に関する報告

ソシエテ・ジェネラルは、上場会社に関するAFEP-MEDEFのコーポレート・ガバナンス規約（2018年6月に改正され、2020年1月に更新されたもの。以下「AFEP-MEDEF規約」という。当該文書はwww.hcge.frで閲覧可能である。）に準拠している。「ルールを遵守せよ、さもなければ説明せよ。」の原則に従い、ソシエテ・ジェネラルは、AFEP-MEDEF規約の勧告をすべて適用することを表明している。

取締役会および各委員会の機能は、一連の内部規則（以下「内部規則」という。）に準拠している。内部規則は2020年4月15日に改訂された。当行の内部規則および定款は、フランス登録書類に含まれている。

取締役会

取締役会の概要

(2021年1月1日現在)

14

取締役の人数
(従業員から選出された
2名の取締役を含む。)

>92%

独立取締役の割合

43%

女性代表の割合⁽¹⁾

9

国籍の数⁽²⁾

59歳

平均年齢

6年

取締役会での平均任期

18

2020年に開催された取締役会の回数

97%

2020年の平均出席率

(1) 2011年1月27日付の法律の規定に従い従業員を代表する取締役2名を計算から除いた場合は42%

(2) 一部の取締役の二重国籍考慮後。

2021年1月1日現在、取締役会は、株主総会で選任された取締役12名および従業員を代表する取締役2名で構成されている。社会・経済委員会の代表者は、取締役会に出席するが、議決権を有しない。

企業の成長・変革に関する2019年5月22日付の法律第2019-486号（いわゆる「パクト法」）に従い、2020年5月19日の定時株主総会において、従業員株主を代表する新たな取締役を導入する定款変更が行われた。この新取締役の選出は、2021年5月18日の株主総会において行われ、取締役の人数は現在の14名から、当該総会の終了時には15名となる。

2018年3月20日に従業員により選出された2名の取締役であるフランス・ウサイ（初回の選出は2009年）およびダヴィッド・ルルー（2018年に選出）に代わり、当行の従業員であり従業員により選出された2名の取締役が、2021年5月18日の株主総会の終了時に就任する予定である。

株主総会で選任された取締役の任期は4年である。各取締役の任期満了はずらして設定され、毎年2名から4名の取締役を選任することができるよう設定されている。

2017年から独立取締役を務め、2017年からリスク委員会委員長および指名・コーポレート・ガバナンス委員会の委員であるウィリアム・コネリーについては、2回目の任期が提案される予定である。フランス国籍を有する元銀行幹部のコネリーは、銀行業務（特に投資銀行業務および資産運用領域）に関する広く認められた専門知識を取締役会にもたらす。同氏はエイゴンN.V.の監督委員会委員長である。

2017年から独立取締役を務め、2020年から指名・コーポレート・ガバナンス委員会の委員であるルボミーラ・ロシェについては、2回目の任期が提案される予定である。ロシェはフランス国籍およびベルギー国籍を有し、デジタルに関する専門知識を取締役会にもたらす。同氏はロレアルの執行委員会の委員である。

2013年から独立取締役を務め、2017年から監査・内部統制委員会委員長、2014年からリスク委員会の委員であるアレクサンドラ・スハープベルトについては、3回目の任期が提案される予定である。オランダ国籍のスハープベルトは、銀行業務および金融に関する専門知識を取締役会にもたらす。

2009年から独立取締役を務め、報酬委員会委員長および指名・コーポレート・ガバナンス委員会の委員であるジャン・ベルナル・レヴィは、コーポレート・ガバナンスのベストプラクティスに従い、4回目の任期を求めている。

2019年末に、指名・コーポレート・ガバナンス委員会は、以下の基準に基づき、外部の会社の支援を得て、同氏の後継者を探す手続を開始した。

■ 候補者は大手の国際的グループのCEOでなければならない。

外部の会社が実施した作業の結果選定され、最終選考に残ったすべての候補者は、指名・コーポレート・ガバナンス委員会の各委員からインタビューを受けた。予備的な選定手続は、欧州銀行監督機構および欧州中央銀行が定める適格性評価に関するガイドラインに沿って行われた。同委員会は最終的にアルストムCEOのアンリ・プパール・ラファルグを選定した。同氏は取締役としての必要条件をすべて満たしており、独立取締役として採用される予定である。

2021年1月1日現在、11名の取締役は、1つまたは複数の取締役会の委員会に所属していた。

取締役会の概要

取締役会の構成

2020年5月、ジュアン・マリア・ニン・ジェノヴァが取締役に再任され、アネット・メッセマーはナタリー・ラチョウと交代する新任取締役に選任された。

取締役	性別	年齢 ⁽¹⁾	国籍	就任 年度	任期満了 年度 (株主総会)	取締役 在職 年数 ⁽²⁾	独立 取締役	所属する 取締役会の 委員会	上場 会社における 役職数	所有 株式数
ロレンツォ・ ビーニ・スマギ 取締役会会長	男	64	イタリア	2014	2022	7	○	-	1	2,174
フレデリック・ ウデア 最高経営責任者	男	57	フランス	2009	2023	12	×	-	2	229,760 2,414 ⁽⁷⁾
ウィリアム・コネリー	男	62	フランス	2017	2021	4	○	CR ⁽³⁾ (委員長) CONOM ⁽⁴⁾	3	2,173
ジェローム・ コンタミーヌ	男	63	フランス	2018	2022	3	○	COREM ⁽⁶⁾ CACI ⁽⁵⁾	2	1,069
ディアヌ・コート	女	57	カナダ	2018	2022	3	○	CACI ⁽⁵⁾	2	1,000
キラ・ハゾ	女	64	英国／米国	2011	2023	10	○	CACI ⁽⁵⁾ CR ⁽³⁾	1	1,086
フランス・ウサイ ⁽⁸⁾	女	53	フランス	2009	2021	12	×	COREM ⁽⁶⁾	1	
ダヴィッド・ルルー ⁽⁸⁾	男	42	フランス	2018	2021	3	×	-	1	
ジャン・ ベルナル・レヴィ	男	65	フランス	2009	2021	12	○	COREM ⁽⁶⁾ (委員長) CONOM ⁽⁴⁾	3	1,000
アネット・メッセマー	女	56	ドイツ	2020	2024	1	○	CR ⁽³⁾ CACI ⁽⁵⁾	4	1,000
ジェラルド・ メストラレ	男	71	フランス	2015	2023	6	○	CONOM ⁽⁴⁾ (委員長) COREM ⁽⁶⁾	1	1,200
ジュアン・マリア・ ニン・ジェノヴァ	男	67	スペイン	2016	2024	5	○	CR ⁽³⁾ COREM ⁽⁶⁾	1	1,629
ルボミーラ・ロシェ	女	43	フランス／ ブルガリア	2017	2021	4	○	CONOM ⁽⁴⁾	1	1,000
アレクサンドラ・ スハーペルト	女	62	オランダ	2013	2021	8	○	CACI ⁽⁵⁾ (委員長) CR ⁽³⁾	3	1,069

- (1) 2021年1月1日現在の年齢
(2) 2021年5月18日に開催される次回の株主総会の日付現在
(3) リスク委員会
(4) 指名・コーポレート・ガバナンス委員会
(5) 監査・内部統制委員会
(6) 報酬委員会
(7) 「ソシエテ・ジェネラル株式保有（ファンドE）」を通じて所有
(8) 従業員を代表する取締役

株主総会で選任された取締役の任期満了年度の概要⁽¹⁾

取締役	2021年株主総会	2022年株主総会	2023年株主総会	2024年株主総会
ロレンツォ・ビーニ・スマギ		○		
フレデリック・ウデア			○	
ウィリアム・コネリー	○			
ジェローム・コンタミーヌ		○		
ディアヌ・コート		○		
キラ・ハゾ			○	
ジャン・ベルナル・レヴィ	○			
アネット・メッセマー				○
ジェラルド・メストラレ			○	
ジュアン・マリア・ニン・ジェノヴァ				○
ルボミーラ・ロシェ	○			
アレクサンドラ・スハーブベルト	○			

(1) 従業員に選任された取締役の任期は、2021年の株主総会終了時に満了する。

2020年の取締役会および各委員会のメンバーの変更

取締役会			
取締役	退任	選任	再選
ナタリー・ラチョウ	2020年5月19日		
アネット・メッセマー		2020年5月19日	
ジュアン・マリア・ニン・ジェノヴァ			2020年5月19日

監査・内部統制委員会			
取締役	退任	選任	再選
アネット・メッセマー		2020年5月20日	

指名・コーポレート・ガバナンス委員会			
取締役	退任	選任	再選
ナタリー・ラチョウ	2020年5月19日		
ルボミーラ・ロシェ		2020年5月20日	

報酬委員会			
取締役	退任	選任	再選
ジュアン・マリア・ニン・ジェノヴァ			2020年5月19日
ジェローム・コンタミーヌ		2020年5月20日	

リスク委員会

取締役	退任	選任	再選
アネット・メッセマー		2020年5月20日	
ジュアン・マリア・ニン・ジェノヴァ			2020年5月19日

取締役会メンバーの多様性および相互補完性

取締役会は、経験、専門知識および独立性において均衡を達成し、また取締役会の地位においてジェンダーバランスおよび多様性を確保した構成とすることが企図されている。

採用手続の一環として、取締役会は、各取締役が技能を有し、活動的であり、会議に出席し、熱心であることを確保するために、必要な研修プログラムを整え、評価を行う。

取締役会は、欧州銀行監督機構および欧州中央銀行が定める適切な手続に関するガイドラインの厳格な遵守に努めている。

特に、取締役会における年齢ならびに専門分野および国際経験の均衡が確保されている。指名・コーポレート・ガバナンス委員会は、年次評価に基づいてこれらの目標を毎年見直している。年次評価の結果は下記「取締役会およびそのメンバーの評価」に記載されている。また、取締役会は、メンバーを定期的に変更し、メンバーの独立性に関するAFEP-MEDEF規約の勧告を厳密に遵守している。

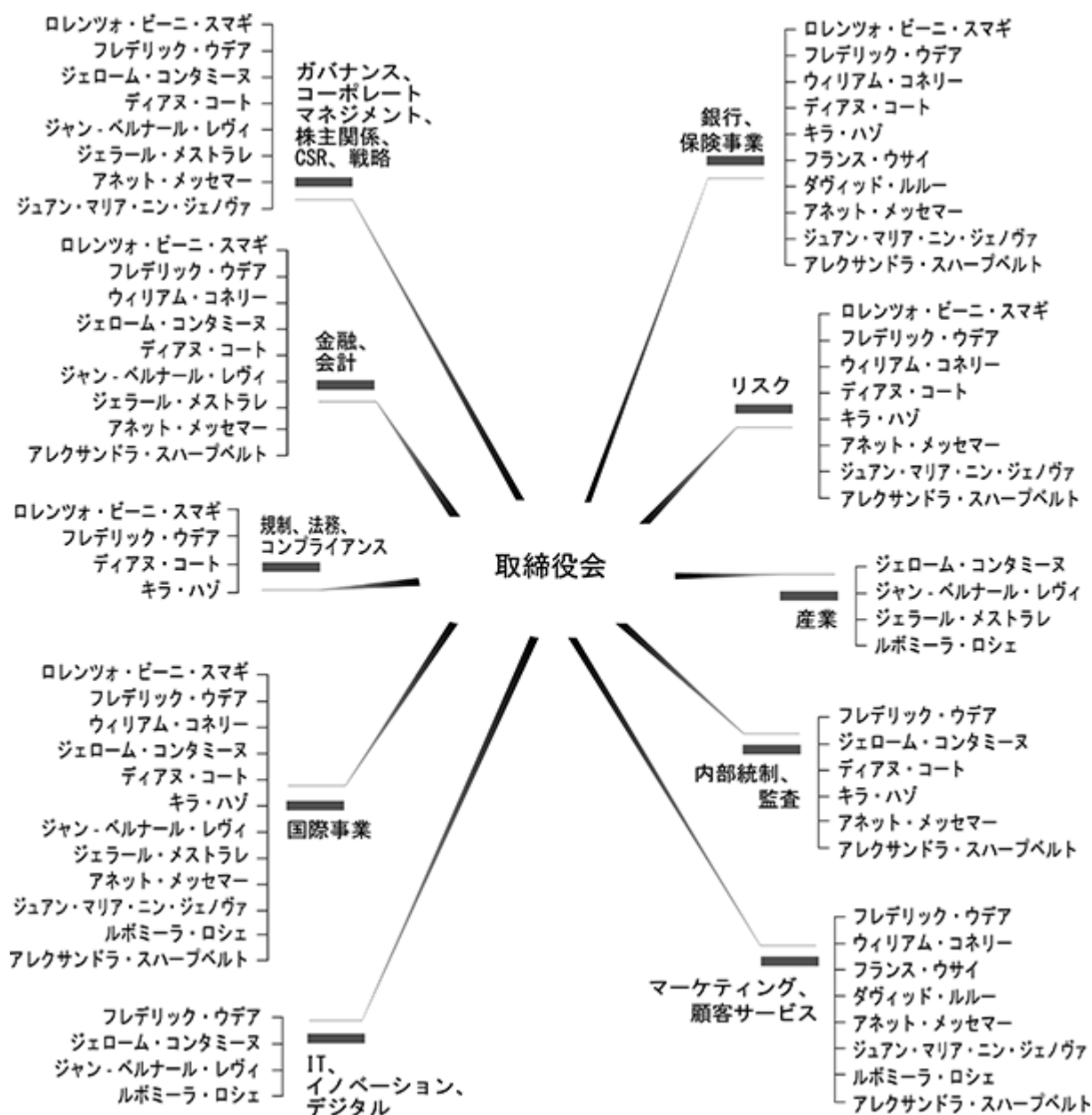
経験豊富かつ相互補完的な取締役

金融業界および国際的な大企業の経営に関する専門知識および経験は、取締役選定の基礎をなす基準である。さらに、取締役会は、メンバーのうち何人かが技術およびデジタル移行分野の専門知識を有するよう確保する。指名・コーポレート・ガバナンス委員会は毎年、取締役会の構成上、かかる均衡が取れているかを検討する。取締役の専門知識を分析すると、取締役の多様な経歴が当行の事業およびかかる事業に伴うリスクの範囲に全体的に対応しており、相互補完性があることが明らかである。

取締役の専門知識

下表は、取締役が専門知識および経験を有する主な分野を分析したものである。取締役の経歴は下記「(2) 役員の状況、(i) 取締役の略歴とその所有株式数」に記載されている。

少なくとも2名の取締役が、取締役会の10の各主要分野に関する専門知識を有している。



取締役会における男女比の均衡

2021年1月1日現在、取締役会は女性6名および男性8名で構成されており、女性比率は43%（2011年1月27日付のフランス法の規定に従い、従業員を代表する2名の取締役を除いた場合の女性比率は42%）であった。

取締役会は、株主総会で選任される12名のメンバーの男女比の均衡を確保している。2020年、株主総会において新たな取締役1名の選任が決定された。2020年5月19日の株主総会において、アネット・メッセマーが、ナタリー・ラチョウと交代する独立取締役に選任された。ジュアン・マリア・ニン・ジェノヴァの任期も同株主総会において更新された。

取締役会は、委員会のメンバーに関しても男女比の均衡を確保している。2021年1月1日現在、各委員会にはジェンダーの異なるメンバーが含まれている。

監査・内部統制委員会の委員長は女性であり、同委員会は主に女性で構成されている。

取締役の年齢および在職期間の健全な均衡

2021年1月1日現在、取締役の平均年齢は59歳である。

- 2名の取締役が、50歳未満である。
- 4名の取締役が、50歳以上60歳以下である。
- 6名の取締役が、60歳以上65歳以下である。
- 1名の取締役が、66歳以上70歳以下である。
- 1名の取締役が、70歳を超えている。

かかる均衡の取れた内訳は、メンバーが取締役会の業務を遂行するための経験と意欲の双方を有することを確保している。その目的は、取締役メンバーにおける年齢層の均衡の維持である。

次回の株主総会の日における取締役の平均在職期間は、6年となる予定である。かかる平均在職期間は、取締役の4年の任期および独立性を考慮する取締役会の慣行（独立取締役の任期更新については、12年を超えて取締役であることはできない。）に照らして評価しなければならない。

当グループの国際的側面に適した構成

取締役会は、二重国籍者2名を含む9つの異なる国籍者により構成されている。

すべての取締役が、当行により雇用されている取締役を除き、その経歴においてフランス国外で職務を遂行したことまたは非フランス企業で1つもしくは複数の役職に就いたことを理由として、国際経験を有している。

取締役会の目的は、株主総会で選任される取締役の3分の1以上が非フランス人であることを確保し、特に当グループのヨーロッパにおける展開を体現する国籍者を含めることである。2021年1月1日現在、取締役12名のうち6名が非フランス国籍者であった。

2021年1月1日現在、取締役の90%超は独立取締役

取締役会は、AFEP-MEDEF規約に従い、かつ指名・コーポレート・ガバナンス委員会による報告書に基づき、同規約に定められた独立性基準について、2021年1月1日現在の各取締役の状況を検討した。

取締役会は、取締役または取締役が経営に携わっている企業とソシエテ・ジェネラルまたはその子会社との間にある事業上の関係の状況を検討した。この検討は、顧客としての関係およびサプライヤーとしての関係の双方に及んでいる。

取締役会は、特に、当グループと取締役が執行役員を務める企業との間の銀行取引およびアドバイザリー業務の関心に焦点を置き、これらの関係の性質および範囲が、当該取締役の判断の独立性に影響を及ぼす可能性があるかを評価した。かかる検討は、複数のパラメータ（当該企業の全体的な負債および流動性、負債総額に対する銀行負債の比率、ソシエテ・ジェネラルの与信枠の金額およびこれらの与信枠が銀行負債総額に占める重要性、顧問としての委任その他の商業的な関係）を総合した複数の基準を用いた検証に基づいている。

かかる検討は、主にEDFの会長兼最高経営責任者であるジャン・ベルナル・レヴィ、アフアルの執行社長であるジェラル・メストラレ、エイゴンN.V.の監督委員会の委員長であるウィリアム・コネリーならびにPromociones HabitatおよびItinere Infraestructurasの取締役会会長であるジュアン・マリア・ニン・ジェノヴァに関して実施された。

かかる4人について、委員会は、同取締役、同取締役が経営に関与するかまたは会長を務めるグループとソシエテ・ジェネラルとの間の経済、財務その他の関係の性質はいずれも、2020年初めに実施された独立性に関する検討の結果を変更するものではないと判断した。かかるグループの負債への融資に占めるソシエテ・ジェネラルの役割は、委員会の評価基準（銀行借入および非銀行借入の5%未満）に適合していると判断された。したがって、これらの取締役は独立性を有していると認められる。

これらの報告に照らして、フレデリック・ウデアおよび従業員を代表する2名の取締役の3名の取締役のみが独立性を有していないと認められる。

2021年1月1日現在、従業員代表の取締役2名を計算から除くAFEP-MEDEF規約の計算基準を用いた場合、14名の取締役中11名、すなわち取締役の92%が独立性を有していた。

この比率は、AFEP-MEDEF規約が勧告する独立取締役比率の最低基準（50%）を遵守するという取締役会の目標を十分に上回っている。

取締役会はまた、株主総会での議決を条件にジャン・ベルナル・レヴィと交代する予定のアンリ・プパール・ラファルグの地位を検討した。アンリ・プパール・ラファルグは独立取締役とみなされる予定である。

株主総会が取締役会の構成に関する決議を受け入れた場合、

- 取締役会の女性比率は引き続き41%となり、AFEP-MEDEF規約の規則に従って従業員を代表する3名の取締役を計算から除外すると、独立取締役の比率は90%超（12名のうち11名）となる。

■ フランス以外の国籍を有する取締役の人数は15名中6名となる。すなわち、外国人メンバーの比率は、従業員を代表する取締役を含めると40%、除外すると12名中6名、すなわち50%となる。

その結果、取締役会は、適切に機能するために、またソシエテ・ジェネラル・グループの戦略を明確にし、その実施を検討するための任務を遂行するために必要なすべてのスキルを備えられることが確かになった。

AFEP-MEDEF規約の独立性基準を考慮した取締役の地位

	過去5年間に当行 従業員、執行役員 または取締役 ⁽²⁾ であった	取締役の 相互派遣の有無	重要な取引関係 の有無	当行の役員との 近しい親族関係 の有無	過去5年間に当行の 法定監査人を 務めていない	12年超 当行の取締役に 就任していない	主要株主の 代理人
ロレンツォ・ ビーニ・スマギ ⁽¹⁾	○	○	○	○	○	○	○
フレデリック・ウデア	×	○	○	○	○	○	○
ウィリアム・コネリー	○	○	○	○	○	○	○
ジェローム・ コンタミース	○	○	○	○	○	○	○
ディアヌ・コート	○	○	○	○	○	○	○
キラ・ハゾ	○	○	○	○	○	○	○
フランス・ウサイ	×	○	○	○	○	○	○
ダヴィッド・ルルー	×	○	○	○	○	○	○
ジャン・ ベルナル・レヴィ	○	○	○	○	○	○	○
アネット・メッセマー	○	○	○	○	○	○	○
ジェラルド・ メストラレ	○	○	○	○	○	○	○
ジュアン・マリア・ ニン・ジェノヴァ	○	○	○	○	○	○	○
ルボミラ・ロシェ	○	○	○	○	○	○	○
アレクサンドラ・ スハープベルト	○	○	○	○	○	○	○

(注) ○は独立性基準が満たされていることを、×は独立性基準が満たされていないことを示す。

- (1) 会長は変動報酬、出席報酬／取締役としての任期に対する報酬、有価証券またはソシエテ・ジェネラルもしくは当グループの業績を条件とする報酬のいずれも受領しない。
- (2) 当行の連結会社、当行の親会社または当行の親会社の連結会社における地位

取締役の精勤

2020年には、ロレンツォ・ビーニ・スマギがすべての取締役会の議長を務めた。

取締役の取締役会および各委員会への出席率は、非常に高い。平均出席率は、以下の通りであった。

- 取締役会について97% (2019年は94%)
- 監査・内部統制委員会 (CACI) について100% (2019年は98%)
- リスク委員会 (CR) について97% (2019年は92%)
- 指名・コーポレート・ガバナンス委員会 (CONOM) について100% (2019年は100%)
- 報酬委員会 (COREM) について98% (2019年は92%)

2020年の出席状況	取締役会		CACI		CR		CONOM		COREM	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率	出席回数	出席率	出席回数	出席率	出席回数	出席率
ロレンツォ・ビーニ・スマギ	18	100%								
フレデリック・ウデア	18	100%								
ウィリアム・コネリー	18	100%			12	100%	7	100%		
ジェローム・コンタミーヌ	17	94%	13	100%					4	100%
ディアヌ・コート	18	100%	13	100%						
キラ・ハゾ	18	100%	13	100%	12	100%				
フランス・ウサイ	18	100%							9	100%
ダヴィッド・ルルー	18	100%								
ジャン・ベルナール・レヴィ	18	100%					7	100%	9	100%
アネット・メッセマー	9	100%	5	100%	6	100%				
ジェラルド・メストラレ	18	100%					7	100%	8	89%
ジュアン・マリア・ニン・ジェノヴァ	18	100%			12	100%			9	100%
ナタリー・ラチョウ	6	67%			4	67%	3	100%		
ルボミーラ・ロシェ	16	89%					4	100%		
アレクサンドラ・スハープベルト	18	100%	13	100%	12	100%				
2020年の開催回数	18		13		12		7		9	
平均出席率 (%)	97%		100%		97%		100%		98%	

取締役の厳格な倫理規則上の義務

各取締役は、内部規則に定める、とりわけ下記に関する倫理規則を遵守することを要求される。

インサイダー取引に関する規制

内部規則第4条からの抜粋

第4条第3項 — 取締役は、ソシエテ・ジェネラルの四半期、半期および年次の決算発表前の30暦日ならびにかかる発表日当日には、ソシエテ・ジェネラルの金融商品の市場への介入を控えるものとする。

取締役は、ソシエテ・ジェネラルまたは（フランス商法第L.233-3条の規定にいう）ソシエテ・ジェネラルが直接的または間接的に支配している上場会社の金融商品に係る投機的な取引またはレバレッジ取引を控えるものとする。

取締役は、上記規定を実施する上で困難がありうる場合、取締役会秘書役に通知するものとする。

利益相反の管理

内部規則第14条

第14条第1項 — 取締役は、自らが直接または間接に関係する利益相反（潜在的なものを含む。）が存する場合、これを取締役会秘書役に通知するものとする。当該取締役は、関連事項に関する議論および意思決定に参加しないものとする。

第14条第2項 — 会長は、取締役の利益相反状態について、これを管理する責任を負う。会長は、必要に応じて、かかる事由を指名・コーポレート・ガバナンス委員会に報告する。会長自身に影響する利益相反について、会長は指名・コーポレート・ガバナンス委員会の委員長に報告を行う。必要がある場合、委員長は、利益の相反する取締役に審議への不参加を求めることができる。

第14条第3項 — 取締役は、自らが執行役員を務める上場会社と同じグループに属さない上場会社において新たな任務を受任しようとする場合（委員会への参加を含む。）、取締役会が委員会の提案に基づき当該選任がソシエテ・ジェネラルの取締役としての地位と相容れないと必要に応じて判断することを可能にするため、会長および指名・コーポレート・ガバナンス委員会の委員長にかかる旨を通知するものとする。

第14条第4項 — 取締役は、自らに対して宣告された不正行為に関する有罪判決、訴追および／または公的制裁、管理または運営の禁止ならびに自らに関係する可能性のある破産、仮差押または清算手続を取締役会会長に通知するものとする。

第14条第5項 — 各取締役は、（i）職務を再開するとき、（ii）フランス登録書類の作成にあたり取締役会秘書役の求めに応じて毎年、（iii）取締役会秘書役の求めに応じて随時、（iv）過去の宣誓内容の全部または一部が不正確となるような事由が発生した後10営業日以内に、第14条第1項および第14条第3項に記載の事由の存在または不存在につき宣誓を行うものとする。

2020年において、取締役が会議への不参加を要請されるような利益相反状態はなかった。さらに、ジェラル・メストラレはCVCの顧問であるため、同社に関係する可能性のある議論には参加しないことが記録された。最後に、ナタリー・ラチョウは、2020年4月29日にUBSの取締役に選出された後、取締役会または各委員会の業務に一切参加しなかった。

取締役によるソシエテ・ジェネラル株式の大量保有義務

株主総会で選任された取締役は、内部規則第16条の規定に従い、就任の6ヶ月後には600株以上、就任の1年後には1,000株以上の株式を保有しなければならない。2021年1月1日現在、すべての取締役はこの規則を遵守していた。取締役会会長は、2,174株のソシエテ・ジェネラル株式を保有している。各取締役は、保有する株式を対象とするヘッジ取引を行ってはならない。従業員を代表する取締役は、株式保有に関するいかなる義務も負わない。

取締役会会長および最高経営責任者は特定の義務を負う。（下記「ソシエテ・ジェネラルの株式の保有および株式保有義務」を参照のこと。）

取締役会会長

取締役会会長の職務

取締役会は、2015年5月19日に取締役会会長と最高経営責任者の役職が分離されたことを受けて、ロレンツォ・ビーニ・スマギを取締役会会長に選任した。2018年5月23日の合同株主総会において、ロレンツォ・ビーニ・スマギの取締役としての任期が更新され、当該総会の終了時に取締役会は全会一致で同氏の取締役会会長としての地位を更新した。

会長の職務は、内部規則第5条に規定されている。

内部規則第5条

第5条第1項 — 会長は、取締役会の会議を招集し、議長を務める。会議の日程および議事の決定は、会長が行う。会長は、取締役会の任務の整理および管理ならびに株主総会に対する取締役会の活動報告を行う。会長は株主総会の議長を務める。

第5条第2項 — 会長は、当行の諸機関の適正な機能および最良のコーポレート・ガバナンス態勢（特に、取締役会の内部に設置された委員会に関するもの。会長はこれらの委員会に出席することができるが、議決権を有しない。）の実施を確保する。会長は、かかる委員会による検討のための諮問を行うことができる。

第5条第3項 — 会長は、その職務に関するあらゆる情報を受領する。会長は、当グループの活動に関連する重要な事象について、最高経営責任者から定期的に、また必要に応じてCEO代行から報告を受ける。会長は、取締役会への情報伝達のためにあらゆる情報または文書の開示を求めることができる。同様の目的のため、法定監査人の意見を聴取することができ、また最高経営責任者に通知した上で、当グループの上級役職員からも意見を聴取することができる。

第5条第4項 — 会長は、取締役がその職務を遂行できる立場にあること、および取締役に対して適切な情報提供が行われていることを確保する。

第5条第5項 — 会長のみが取締役会を代表して発言する権限を有する。ただし、例外的な状況の場合、または他の取締役に委任された特定の任務については、この限りではない。

第5条第6項 — 会長は、いかなる場合にも当行の価値およびイメージを向上させるため最大限の努力を行う。経営執行部と協議の上で、会長は、高レベルでの関係、特に国内外の主要な顧客、規制当局、大株主および公的機関との関係において当グループを代表することができる。

第5条第7項 — 会長は、その任務を果たすために必要な重要な資源を有する。

第5条第8項 — 会長は業務執行上の責任を負わず、かかる責任は経営執行部が履行し、経営執行部は法定の限度内で、かつ取締役会が定めるコーポレート・ガバナンスの規則および指針に沿って当行の戦略を立案し、実行する。

2020年の取締役会会長の活動に関する報告

2020年には、取締役会会長は毎週3日間以上、当グループの業務に専念した。会長は、取締役会のすべての会議およびエグゼクティブ セッションにおいて議長を務めた。また、ほぼすべての委員会の会議に出席した。会長は、指名・コーポレート・ガバナンス委員会の委員長とともに、取締役会メンバーの全体および個別の評価を監督した。また、特に取締役の個別評価に関連して、取締役と個別に面談した。会長は、指名・コーポレート・ガバナンス委員会の委員長とともに、新任取締役の採用手続の監督を行った。会長はブリュッセルで開催された欧州委員会の資本市場同盟に関するフォーラムに参加し、欧州議会のメンバーと面会した。会長はECBおよび米国の金融当局との会議を開催した。会長はさらに、金融およびマクロ経済に関する数回の会議に参加した。モスクワを訪問した際はロシア当局と面会した。会長は、メディアでも数回にわたって話し、顧客、投資家および株主との面談も行った。また、株主総会に備えて、主要な株主および代理人との会議を開催した。最後に、会長はロードショーに参加し、当グループのガバナンス体制について投資家向けのプレゼンテーションを行った。現在の状況を考えて、3月以降、大部分の活動はテレビ会議で行われた。

取締役会の専門知識

ソシエテ・ジェネラルの取締役会の内部規則は、ソシエテ・ジェネラルの組織および業務上の手続について規定している。これらは、2020年4月15日に改訂された。

取締役会は、法律上および規制上の権限に含まれる事項について慎重に検討し、十分な時間をかけて任務を遂行しなければならない。

取締役会に付託された検討事項の範囲には、特に以下の分野が含まれる。

- **戦略の焦点および実施**：取締役会は、当グループの戦略の焦点を承認し、その確実な実行を図るとともに、年1回以上その見直しを行う。かかる焦点には、基本的に、当グループの価値および行動規範ならびに社会および環境に対する責任、人的資源、情報システムおよび組織システムに関する方針の要点が含まれる。また、取締役会は、当グループの利益、貸借対照表の構造およびリスク プロファイルに重要な影響を及ぼす可能性のある戦略的な業務（特に事業の取得および処分）に関する計画を承認する。
- **財務諸表および財務通信**：取締役会は、年次財務諸表および年次連結財務諸表の正確性および真実性ならびに株主および市場に提供される情報の質を確保する。取締役会は、経営報告書を承認し、公表・通信のプロセスならびに公表・通信される情報の質および信頼性を管理する。
- **リスク管理**：取締役会は、グローバルな戦略およびあらゆる性質のリスクアペタイトを承認し、これに対応する実施を監督する。このため、取締役会は、ソシエテ・ジェネラルが直面するリスクまたは直面する可能性があるリスク（経済環境が引き起こすリスクを含む。）の負担、管理、監視および緩和に関する戦略および方針を承認し、かつ定期的にその見直しを行う。特に、リスク管理体制の適切性および有効性を確保し、当グループの事業活動から生じるリスクへのエクスポージャーを監視し、全体的なリスク限度額を承認する。

- **ガバナンス**：取締役会は、会長、最高経営責任者、また最高経営責任者の提案に基づきCEO代行を選任し、最高経営責任者およびCEO代行の権限に関して課されうる制限を定める。取締役会は、ガバナンス体制の見直しを行い、定期的にその有効性を評価し、不十分な点があればそれに対処するための是正措置が実行されることを確保する。特に、内部統制に関する銀行業務規制の遵守を確保する。また、取締役会は、組織の効率的かつ健全な経営を確保し、特に利益相反を回避するために、ガイドラインを決定し、実働の上級役員による監督制度の実行を管理する。取締役会は、実施に先立ち、当グループの経営構造の変更について慎重に検討し、かかる組織の主な変更に関して報告を受ける。取締役会は、年1回以上、取締役会およびその委員会の運営状況およびそのメンバーの能力、適性および業務への関与の度合いならびにその定期的な評価の結果について審議する。取締役会は年1回、取締役会会長および最高経営責任者の後継者育成計画について見直しを行う。取締役会は、必要に応じて、リスク委員会および指名・コーポレート・ガバナンス委員会との協議を経て、チーフ リスク オフィサーの免職に関して事前に同意を与える。取締役会は、コーポレート・ガバナンスに関する報告書を作成する。
- **報酬および賃金に関する方針**：取締役会は、取締役の報酬総額の配分を行い、当グループの報酬方針の原則、特に規制対象者の報酬方針の原則を定める。取締役会会長および最高経営責任者の報酬額を決定し、株主総会による承認に従って業績連動株式の割当てについて決定する。取締役会は年1回、男女間の職種および賃金の平等に関する当行の方針について慎重に検討する。
- **予防的な再建計画**：取締役会は、予防的な再建計画を策定し、欧州中央銀行にその届出をし、外国の監督当局から要求があれば同様の計画について協議する。

取締役会の機能

内部規則は、取締役会の機能について規定している。取締役会は、会長により（レター、ファクシミリ、Eメールまたはその他の方法で）または取締役の3分の1の要請により招集される。取締役会は、特に年次財務諸表および連結財務諸表の承認のため、毎年8回以上開催されている。

各取締役は、毎回の取締役会の事前準備に必要な情報等、自身の職務の遂行上必要な情報の提供を受ける。さらに、当行にとっての重要な事項に関するあらゆる有用な情報（極めて重大な情報も含む。）の提供を受ける。各取締役は、自身の職務の遂行上必要な研修に参加する。

取締役会の活動報告

2020年には取締役会は18回開催され、その平均開催時間は3.5時間であった。各取締役会の取締役の出席率は、平均97%であった（2019年は94%）。これらの会議に加え、取締役会は、その時点の出来事に関する電話会議も数回行った。

経営執行部のチーム、後継者育成計画、当行の組織、最高幹部の報酬および戦略的焦点の検討を目的として、エグゼクティブ セッションも2回開催された。

2020年12月16日の取締役会会議にはECBとACPRの代表者も出席し、銀行および特にソシエテ・ジェネラルの監督に関するガイドラインを提示し、取締役会メンバーと議論した。

2020年はCOVID-19危機一色となり、当行および取締役会の日常の機能に影響を与えた。これにより、会議の数が増え（2019年の14回に対し18回）、1日がかりの戦略セミナーが1月と9月の2回開催され、またコスト管理計画の監視強化に加えて、当行の業務およびリスク管理に対するコロナウイルス危機の影響に関して月次報告書が作成される等、活動の密度が高まった。

取締役会はまた、リスク委員会の支援を受けて、数回の特別セッションにおいてグローバル マーケッツ事業の徹底的な戦略の見直しを行い、当年上半期末には同事業の将来に関する構造上の決定を下した。リテールネットワークについて数ヶ月にわたって実施した作業に加え、取締役会は、数回の作業セッションを費やして、2020年12月にはソシエテ・ジェネラルとクレディ デュ ノールのネットワークの結合およびブルソラマに関する決定の発表に至った。

毎年行っている通り、取締役会は、年次、中間および四半期の財務諸表を承認し、予算の検討を行った。また、取締役会は、2020年に実施した事業の処分および買収について審議した。

2020年中、取締役会は、規制要件に照らして、当グループの流動性プロファイルおよび資本の軌跡の監視を継続した。同様に、取締役会は会議の都度、米国の規制当局、フランス金融検察局（*Parquet National Financier*）およびフランスの贈賄防止機関との間で締結された合意に基づく是正計画の進展を監視した。これらの是正措置は、特に、腐敗防止に関するイニシアチブ、制裁および禁輸ならびにマネーロンダリング防止計画およびベンチマーク管理に対処するものである。

取締役会は、2回にわたる1日がかりのセミナー（1回は1月にモスクワで、もう1回は9月にフランスで開催した。）において、当グループの戦略、主要事業および競争環境に関する見直しを行った。

経営執行部の提案により、取締役会は、2020年11月4日の会議において、統治機関の多様性目標を定めた。経営執行部は取締役会に対し、これらの目標を実行するための方策を、行動計画とそれを展開するための時間枠とともに提示した。取締役会はその実施を統括することとなる（この多様性政策は下記「ソシエテ・ジェネラルの多様性に関する方針」に記載されている。）。

2020年、取締役会は、以下に示す主な事項に取り組んだ。

- 年度戦略計画の遂行
- 予算
- 情報システムおよびITセキュリティ（特にサイバーセキュリティ）
- デジタルイノベーション
- 人的資源
- 当グループのイメージ
- 破綻処理計画および再建計画
- 顧客満足度
- コンプライアンス
- 是正計画（特に汚職との闘い、制裁措置および禁輸措置）
- 税務政策
- 当グループにおける文化・行動プログラムの進展（特に内部通報制度の配備）
- CSR（企業の社会的責任）戦略
- 現代奴隷法
- リスクマッピングおよびリスクアペタイト
- フランス登録書類および非財務業績声明
- 株主総会
- 規制対象契約
- 法定限度を超える大口保有
- 株主従業員を代表する取締役職への候補者の選出に関する選出手続
- グローバル マーケッツ事業、市場活動
- フランスのネットワーク（BDDFおよびクレディ デュ ノール）の変革
- ALD
- ブルソラマ
- グローバル トランザクション&ペイメント サービス
- 保険事業
- 米国での業務

取締役会は、規制の変更ならびにそれらが当グループの組織および事業に及ぼす影響について情報提供を受けた。取締役会は、当グループのリスクの状態を定期的に見直し、当グループのリスクアペタイトについて承認した。また、ICAAPおよびILAAPならびに当グループの市場リスクの全体的な限度額を承認した。取締役会は、内部統制に関してフランス健全性監督破綻処理当局（ACPR）に提出した年次報告書ならびにACPRおよびECBの検査を受けて発行された通達文書に対する回答書について検討した。さらに、米国の規制当局による勧告に応じて実施した措置についても検討した。

取締役会は、最高経営責任者の実績を評価し、その報酬および会長の報酬を決定した。取締役会は、業績連動株式制度について決定した。

また、取締役会は、職場におけるジェンダーの平等および賃金の平等に関して実施されている方針についても審議した。

最後に、取締役会は、取締役に対する報酬の配分について検討した（下記「当行の取締役の出席報酬」を参照のこと。）。

取締役会は、年次株主総会に提出される議案、特に任期が満了する取締役の再任に関する議案の決定および作成を行った。

取締役会は、評価という方法で、その機能の見直しを毎年行っている。当該評価は外部のコンサルタント会社が3年毎に行い、その他の年については、指名・コーポレート・ガバナンス委員会が実施するインタビューおよび調査に基づいて行う。昨年（2019年）は外部の会社による評価を実施した。したがって2020年は内部の評価が実施された。2020年の見直しの結果については、下記「取締役会およびそのメンバーの評価」を参照のこと。

同様に、取締役会は、経営執行部の後継者育成計画について例年どおりに審議した。かかる後継者育成計画は、任期終了時の承継と不測の承継とを区別する。後継者育成計画は、指名・コーポレート・ガバナンス委員会によって策定される。

取締役会は、ロレンツォ・ビーニ・スマギが議長を務めた2020年8月3日の会議において、最高経営責任者のフレデリック・ウデアが提示した当行の経営組織の改善に関する提案を承認した。

フィリップ・ヘイムの退任に伴い、実働の上級役職員の人数が削減された。退職を決めた後、セヴラン・カバンヌは2021年1月1日付でCEO代行としての職務を停止した。

取締役会は、ヘイムおよびカバンヌの退職に関する報酬条件を承認した。報酬委員会の提案を受けて、取締役会は、2020年9月23日の会議において、当グループの経営執行部の新しい組織を考慮に入れるため、最高経営責任者の量的・質的目標の構造を修正した。ただし基準に変更はない。

2020年には、必要に応じて経営執行部からのプレゼンテーションを受けて、戦略的または事業横断的な議論の集計を担当する取締役の利用を体系化することにより、取締役会内の作業方法を改善した。この方法は、実施された作業の実質を高め、取締役の個別の参加をさらに強化した。

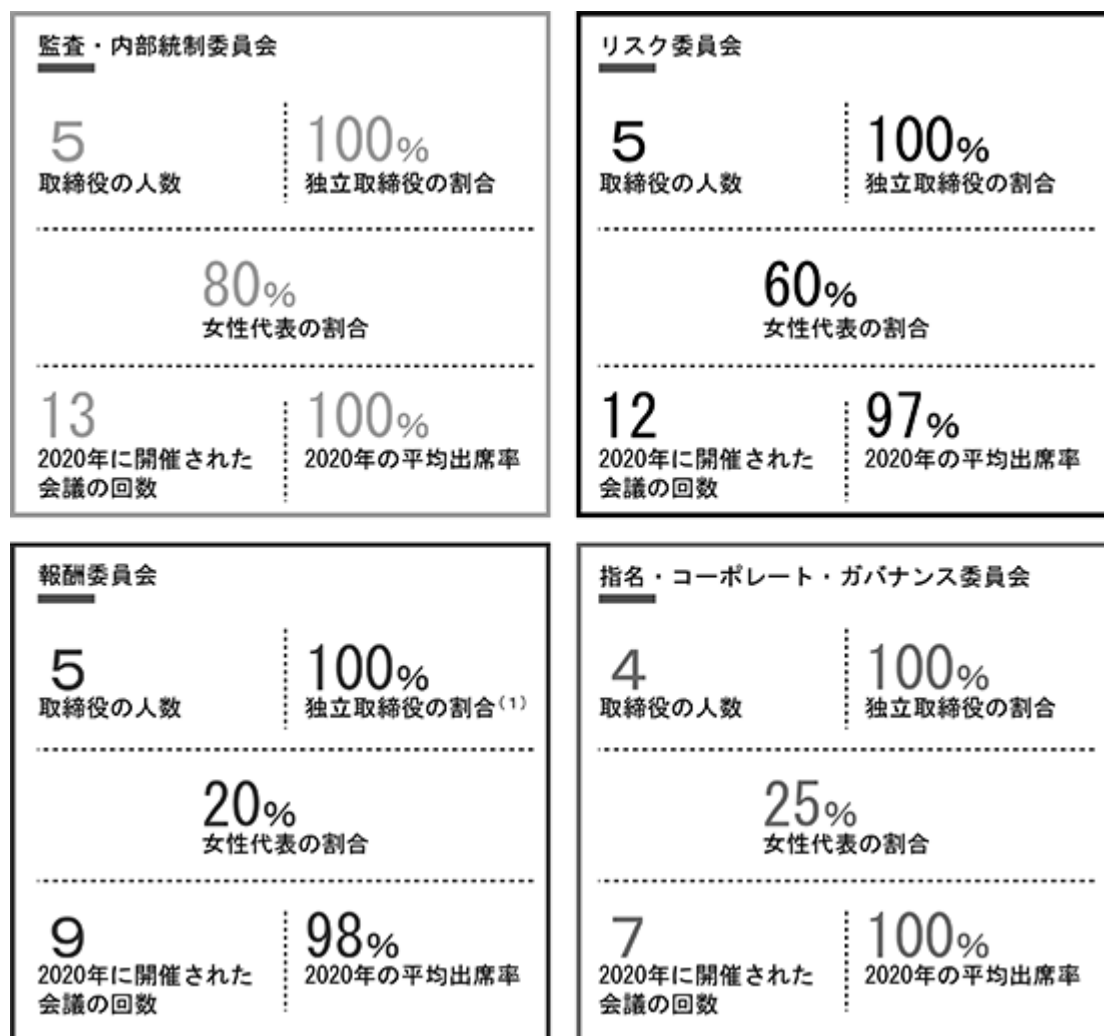
2020年12月31日に終了した事業年度には、当行のいずれかの役員またはある会社の10%超の議決権を保有する株主を一方の当事者とし、かかる当事者にフランス商法第L.233-3条に従って支配されているその他の会社を他方当事者として、直接またはいずれかの仲介者を通じて締結された新たな契約はなかった。ただし、通常の条件下で日常的取引に関して締結された契約はこの評価から除く。

取締役会委員会

2020年において、取締役会は以下の4つの委員会の補佐を受けた。

- 監査・内部統制委員会
- リスク委員会（およびその拡張である米国リスク委員会）
- 報酬委員会
- 指名・コーポレート・ガバナンス委員会

取締役会はこれら4つの委員会に加えて、1つ以上の特別委員会を創設することもできる。



(1) AFEP-MEDEF規約に従い、従業員を代表する取締役は計算から除外した。

各委員会はそれぞれ4名以上の委員で構成されている。2つを超える委員会に所属している取締役はいない。また、各委員会には男女が各1名以上所属している。

報酬委員会には、従業員を代表する取締役1名が所属している。また、取締役1名がリスク委員会および報酬委員会の両方に所属している。

2018年以降、リスク委員会が米国リスク委員会の役職を務める場合、監査・内部統制委員会の委員を加えて、リスク委員会が拡張された。米国リスク委員会の構成は以下の通りである。ウィリアム・コネリー（委員長）、キラ・ハズ、アネット・メッセマー、アレクサンドラ・スハープベルト、ジェローム・コンタミースおよびジュアン・マリア・ニン・ジェノヴァ。取締役会は、内部規則第11条に従い、ディアヌ・コートの出席を免除した。

リスク委員会および監査・内部統制委員会の委員長は、年1回以上、ECBおよび米国連邦準備制度理事会と会談し、これらの委員会の活動の概要を報告する。

取締役会の4つの委員会の任務は、内部規則の第10条から第13条に規定されている。

監査・内部統制委員会

2021年1月1日現在、監査・内部統制委員会は、ディアヌ・コート、キラ・ハズ、アネット・メッセマー、アレクサンドラ・スハープベルトおよびジェローム・コンタミースの4名の独立取締役で構成されていた。委員長はアレクサンドラ・スハープベルトが務めている。

同委員会の委員はいずれも、現在または過去に銀行員としての地位に就いており、または銀行の最高財務責任者、監査役または最高法務責任者の経験があることから、金融・会計分野および内部統制システムの評価において高い技能を有している。

内部規則第10条

第10条第1項 — 監査・内部統制委員会の使命は、会計・財務情報の作成および管理ならびに内部統制、リスクの計測、モニタリングおよび管理のシステムの有効性に関する問題を監視することである。

第10条第2項 — 監査・内部統制委員会は、特に以下の事項を担当する。

- a) 財務情報の作成プロセスの監視（特に既存のシステムの質および信頼性の検討）が行われるよう確保し、改善案を提示し、手続が正常に機能していない場合は是正措置が実施されるよう確保すること。必要に応じて、その完全性を確保するための勧告を行う。
- b) 提供された情報の明確性の検証、年次財務諸表および年次連結財務諸表の作成に用いられた会計手法の適切性および一貫性の評価等を行うために、取締役会に提出される財務諸表の原案を分析すること。
- c) 法定監査人の選任または再任および報酬に関して、2014年4月16日付規則（EU）第537／2014号第16条の規定に従って制定された、法定監査人の選定および取締役会に対する勧告の手続を実施すること。
- d) 現行の規制に従い、法定監査人の独立性を確保すること。
- e) フランス商法第L.823-19条および取締役会が採用した方針に従い、法定監査人の独立性に関わるリスクおよび法定監査人が実施する予防措置を分析した上で、フランス商法第L.822-11-2条で言及される財務諸表の監査証明以外の役務が提供されることを承認すること。
- f) 法定監査人の業務計画を検討し、より一般には、現行の規制に従い、法定監査人による会計管理の監視を行うこと。

g) 財務諸表および財務情報の作成・加工の手續に関し、内部統制、リスク管理および内部監査制度の有効性の監視が行われるよう確保すること。この目的を達成するため、同委員会は特に以下の事項について責任を負う。

- 当グループの恒常的統制に関する四半期毎のダッシュボードの検証
- 事業セグメント、事業部門および主要子会社の内部統制およびリスク管理の検証
- 当グループの定期モニタリング計画の検討ならびに内部統制部の組織および機能に関する意見の表明
- 銀行および市場に係る監督当局から受領した通達文書の検討およびかかる文書に対する回答案に対する意見の提示

h) 内部統制に関する規制を遵守するために作成された報告書の検討

第10条第3項 — 監査・内部統制委員会は、その使命の遂行状況（財務諸表の監査証明という使命の遂行結果、その使命が財務情報の完全性にどのように寄与したか、およびこのプロセスにおける同委員会の役割を含む。）について定期的に取締役会に報告する。また、同委員会が困難に直面した場合には、遅滞なく取締役会に報告する。

第10条第4項 — 法定監査人は、監査・内部統制委員会が別段の決定をしない限り、同委員会の会議への出席を求められる。また、同委員会の会議の場以外でも、法定監査人は助言を求められることがある。

第10条第5項 — 監査・内部統制委員会またはその委員長は、内部統制の担当部署（リスク、コンプライアンス、内部監査）の責任者および最高財務責任者、また必要に応じて財務諸表の作成、内部統制、リスク管理、コンプライアンス管理および定期管理の担当責任者を含む。

第10条第6項 — 監査・内部統制委員会は、取締役会が選任する3名以上の取締役によって構成され、かかる取締役はいずれも必要な財務、会計または法定監査に関する専門知識を有する。同委員会の委員の3分の2以上は、AFEP-MEDEFのコーポレート・ガバナンス規約に定義する独立取締役とする。

監査・内部統制委員会の2020年の活動報告

監査・内部統制委員会は2020年に12回会議を開催し、出席率は100%であった（2019年は98%）。COVID-19危機とその影響により、前年度（10回）に比べ活動が増加した。パンデミックとその後遺症が、その業務の大部分を占めた（特に会計上の影響）。

監査・内部統制委員会は、年次、中間および四半期の各連結財務諸表案を取締役に提示する前に検討し、これらの財務諸表案に対する意見を取締役に提出した。同委員会は、対応する財務通信を承認した。

同委員会は、各決算期に、財務部門による財務諸表の説明への参加に先立ち、経営陣を除外して法定監査人と面談を行った。年度初期に、法定監査人は重要監査事項の詳細を提示した。当行の役員のうち1名が各決算について審議する会議に出席し、当該四半期における重要事項に関し同委員会と協議した。

内部統制の担当部署（監査、リスクおよびコンプライアンス）の責任者および最高財務責任者は、会議の都度、監査・内部統制委員会に報告する。

同委員会は、内部統制に関する年次報告書を検討した。

同委員会は、内部統制問題および監督当局（米国連邦準備制度理事会、金融行動監視機構、欧州中央銀行およびフランスの銀行・保険部門の監督当局（ACPR）を含む。）による調査を受けて策定された是正計画の監視に関する議案をいくつか取り上げた。また、恒常的統制を要求される水準まで引き上げるために行われた活動を四半期毎に見直した。監査・内部統制委員会は、総合検査・監査部の活動を定期的に評価した。同委員会は、コンプライアンス状況に関する重大事項について報告を受けた。

監査・内部統制委員会の委員（ディアヌ・コートを除く。）は、リスク委員会として機能し、米国事業の監査を監督する米国リスク委員会が行う活動に参加した。

監査・内部統制委員会は、総合検査部および監査チームの活動予定表ならびに監査勧告に関する確認手続を検討した。また同委員会は、当グループの規則に基づく主要子会社の監査委員会の活動について、報告を受けた。

監査・内部統制委員会は、ACPRから受領した通達文書に対する当グループの回答案およびECBまたは海外の規制当局に対する回答について検討した。同委員会は、ECBからの勧告の実施状況を定期的に監督する義務を負う。

監査・内部統制委員会は、当年度を通して以下の問題に取り組んだ。

- 2019年に実施した事業売却および買収ならびにのれんの変化の見直し
- 外部委託業務の管理
- 財務諸表の監査証明以外の役務の取りまとめ
- 2024年の監査人の募集
- フランス登録書類および非財務業績声明
- ボルカー規制の遵守
- グローバル マーケッツ事業のチェック
- 当グループの金融保証制度（特に、マネーロンダリングおよびテロ資金供与との闘い）に関する社会的および総合的な報告
- 会計、ガバナンスおよびALM管理
- 財務の軌跡
- 禁輸措置および制裁措置
- 市場の完全性（自己勘定銀行業務の分離、デリバティブ、相場操縦、指数およびベンチマーク、従業員による最良執行・取引に関する欧米の規制）
- 顧客保護（仲裁者の報告書／苦情処理）
- ソシエテ・ジェネラルの財務担当部署（付託された権限／組織／課題）
- 税務政策

同委員会はモスクワを訪問し、統制担当部署の責任者およびロシアの様々な事業部門の責任者と面会した。

同委員会は、監査計画および法定監査人の報酬に関する2020年の予算について審議した。監査・内部統制委員会は、法定監査人により提供される財務諸表の監査証明以外の役務の承認に関する新たな規則を制定し、施行した。また、2024年に任命される2名の法定監査人の選定のための応募者の募集を独立して主導し、すべての候補者にインタビューを行った。同委員会は、取締役会に提言を行った。

リスク委員会

2021年1月1日現在、リスク委員会は、キラ・ハズ、アネット・メッセマー、アレクサンドラ・スハープベルト、ウィリアム・コネリーおよびジュアン・マリア・ニン・ジェノヴァの5名の独立取締役で構成されている。委員長はウィリアム・コネリーが務めている。

同委員会の委員はいずれも、現在または過去に銀行員としての地位に就いており、または銀行の最高財務責任者、監査役または最高法務責任者の経験があることから、全員が金融・会計分野およびリスクの評価において高い技能を有している。

内部規則第11条

第11条第1項 — リスク委員会は、戦略全般ならびに現在および将来のあらゆる種類のリスクのアペタイトに関し取締役会に助言し、取締役会によるかかる戦略の実行の管理を補佐する。

第11条第2項 — リスク委員会は、特に以下の事項を担当する。

- a) リスクアペタイトに関連する書類に関する取締役会の討議の準備
- b) リスク統制手続の検討およびリスク総量の上限の設定についての助言
- c) 流動性リスクの検知、管理および監視に用いる戦略、方針、手続およびシステムの定期的な検証ならびにその結論の取締役会への報告
- d) 当グループのグローバルな引当方針および多額の個別引当金に関する意見の提示
- e) リスクに関する銀行業務規制の遵守のために作成される報告書の検討
- f) リスク管理およびオフバランスシートのコミットメントの監視に関する方針の検討（特に、この目的のために財務部門、リスク部門および法定監査人が作成した覚書の観点からの検討）
- g) 任務の一環として、フランス通貨金融法典第Ⅱ巻および第Ⅲ巻に記載され、かつ顧客に提供される商品およびサービスの価格が当行のリスク戦略に適合しているか否かの検討。これらの価格がリスクを正しく反映していない場合、取締役会に適宜報告し、状況を改善するための行動計画について意見を述べる。
- h) 報酬委員会に付託された権限を害しない範囲における、報酬の方針および慣行に規定されるインセンティブが当行の直面するリスクの状況、当行の資本および流動性ならびに期待される利益を実現できる可能性およびその時期と適合するか否かの検討
- i) 当グループの社会的責任および環境に関する責任におけるガイドラインの導入に伴うリスクならびに「文化・行動」プログラムの一環としての行動に関する指標の検討

j) 米国連邦準備制度理事会が定める健全性強化基準の要件および監督当局が公表するガイドラインに従って行う、米国における当行の事業に関連する企業リスク管理の検討。米国リスク委員会として活動する場合、リスク委員会は、本条の不可分の一部であり、本条を補完する同委員会専用の憲章に従って活動する。リスク委員会の委員長は、米国リスク委員会が遂行する活動を取締役に報告し、取締役会はこれを認証する。

第11条第3項 — リスク委員会は、当行のリスクの状況に関するすべての情報を有する。同委員会は、チーフ リスク オフィサーまたは外部専門家の役務を要求することができる。

第11条第4項 — 法定監査人は、リスク委員会が別段の決定をしない限り、同委員会の会議への出席を求められる。また、同委員会の会議の場以外でも、法定監査人は助言を求められることがある。

リスク委員会またはその委員長は、内部統制の担当部署（リスク、コンプライアンスおよび内部監査）の責任者および最高財務責任者、また必要に応じて財務諸表の作成、内部統制、リスク管理、コンプライアンス管理および定期管理を担当する責任者も含む。

第11条第5項 — リスク委員会は、取締役会が選任する3名以上の取締役によって構成され、かかる取締役はいずれもリスク分野における適切な知識、技能および専門知識を有する。同委員会の委員の3分の2以上は、AFEP-MEDEFのコーポレート・ガバナンス規約に定義する独立取締役とする。

リスク委員会の2020年の活動報告

リスク委員会は、当年度中11回会議を開催した。委員の出席率は97%であった（2019年は92%）。

オペレーショナル リスク、市場リスクおよびカウンターパーティ リスクに対するCOVID-19危機およびその影響は、2020年のリスク委員会の業務の焦点となった。同委員会は各会議において、健全性と会計の2つの観点からこれらのリスクとその影響について詳細な検討を行った。

2020年上半期中、リスク委員会はグローバル マーケッツ事業に伴うリスクについて詳細な検討を行った。リスク委員会および各事業の運営責任者の提言に基づき、グローバル マーケッツ事業がもたらすリスクの低減計画が取締役に提出され、承認された。

チーフ リスク オフィサーは、各回の会議において、リスク委員会に対し、リスク環境の変化および重要事項について報告する。リスク委員会は、リスクアペタイトに関連する書類（リスクアペタイト報告書およびリスクアペタイト フレームワーク）を検討し、ICAAPおよびILAAPに関する決定の準備を行う。同委員会は、オペレーショナル リスクに加えて、レピュテーション リスクおよび遵守リスクを含むあらゆる種類のリスクダッシュボードを定期的に受領する。同委員会は特に以下の事項について検討した。

- リスク限度額（市場リスクを含む。）
- 当グループの再建計画
- 当グループの破綻処理計画
- COVID-19危機（情報技術、購買、不動産、オフショアセンターおよびサイバーセキュリティ チームの役割）

- 流動性リスク
- 信用リスク
- 市場リスク
- オペレーショナル リスク
- 訴訟リスク
- 商品やサービスの価格設定へのリスクの反映
- 報酬方針へのリスクの反映
- 新商品
- GDPR（一般データ保護規則）
- マネーロンダリング防止－KYC
- ブレグジット
- 経営執行部の新組織
- グローバル マーケッツ事業の統制
- コンプライアンス、監査およびリスクの各担当部署の実績と評価
- 税務管理

2020年において、リスク委員会は、ITセキュリティおよび情報システムに関する事項をいくつか議案として取り上げた。同委員会は、主な紛争（税務紛争を含む。）について説明を受けた。同委員会は、リスク部門の組織体制を見直した。同委員会はまた、コンプライアンス部門の検討も行った。同委員会のメンバーは、規制に関連するプロジェクトに特有のリスク分野を精査した。また、取締役会が再建・破綻処理計画に取り組むための準備も行った。同委員会は、規制対象従業員（市場の専門家等）の報酬に関するリスクに関し、報酬委員会に意見を提示した。

リスク委員会はモスクワを訪問し、統制担当部署の責任者およびロシアの様々な事業部門の責任者と面会した。

リスク委員会は、米国リスク委員会として、米国における事業のリスクアベタイトを検証するため、四半期毎に会議を行った。また、米国の規制により要求されるその他の任務（流動性リスクの監督、リスク戦略の検証等）も遂行した。同委員会は、米国連邦準備制度理事会により要求されたリスク監視における是正計画の見直しを行った。同委員会は、米国における事業の発展および米国リスク委員会の活動に影響を与える規制の変更に関する研修を受けた。同委員会は、当年度中に合計で9回の会議を行った。米国リスク委員会憲章は、取締役会の内部規則に付属している。

報酬委員会

2021年1月1日現在、報酬委員会は、4名の独立取締役（ジャン-ベルナール・レヴィ、ジェラルド・メストラレ、ジェローム・コンタミヌおよびジュアン・マリア・ニン・ジェノヴァ）ならびに従業員を代表する取締役（フランス・ウサイ）からなる5名の取締役により構成されていた。報酬委員会の委員長は、独立取締役であるジャン-ベルナール・レヴィが務めている。

同委員会の委員は、当グループのリスク管理に関する技能を含む、報酬の方針および慣行を評価するために必要な技能を有する。

内部規則第12条

第12条第1項 — 報酬委員会は、報酬に関して取締役会が採択する決定（特に最高経営責任者（*dirigeants mandataires sociaux*）に関するものならびに当行のリスクおよびリスク管理に影響を及ぼすもの）の準備を行う。

第12条第2項 — 報酬委員会は、年1回、以下の事項の見直しを行う。

- a) 当行の報酬方針に関する原則
- b) 当行の役員（*mandataires sociaux*）および役員とは別に実働の上級役職員がいる場合は当該実働上級役職員に係る報酬、手当その他の給付
- c) 銀行業務規制にいう規制対象従業員に関する報酬方針

第12条第3項 — 報酬委員会は、チーフ リスク オフィサーおよびチーフ コンプライアンス オフィサーの報酬を管理する。

第12条第4項 — 報酬委員会は、任務を遂行するために必要なすべての情報、特に欧州中央銀行に送付される年次報告書を受領する。

第12条第5項 — 報酬委員会は、内部統制業務または外部専門家による補佐を受けることができる。

第12条第6項 — 報酬委員会は、特に以下の事項を担当する。

- a) 取締役会に対し、信用機関に適用のある規制、AFEP-MEDEFのコーポレート・ガバナンス規約に規定される原則および専門的基準に基づき、最高経営責任者（*dirigeants mandataires sociaux*）の報酬方針の原則（特に、手当、現物給付、保険または年金給付ならびに当グループのすべての企業から受領するあらゆる種類の報酬を含む報酬の決定基準、構成および金額）を提案し、それが適用されるよう確保する。
- b) 最高経営責任者（*dirigeants mandataires sociaux*）の年次の実績評価を作成する。
- c) 業績連動株式に係る方針に関し取締役会に提言する。
- d) 従業員貯蓄制度に関する取締役会の決議の準備を行う。

第12条第7項 — 報酬委員会は、3名以上の取締役により構成され、従業員によって選出された取締役1名を含む。同委員会の委員の3分の2以上は、AFEP-MEDEF規約に定義する独立取締役とする^(注)。報酬委員会は、その構成により、当行のリスク管理、株主資本および流動性の観点から、報酬の方針および慣行についての確かつ独立の判断を行うことができる。

(注) AFEP-MEDEF規約により、委員に占める独立取締役の比率の計算上、従業員は勘案しない。

報酬委員会の2020年の活動報告

報酬委員会は、当年度中9回会議を開催した。委員の出席率は98%であった（2019年は92%）。

最高経営責任者は、同氏が直接関係していた場合を除き、報酬委員会の活動に携わった。

報酬委員会は、フィリップ・ヘイムの退職に関する諸条件およびセヴラン・カバヌの任期終了に関する取締役会の決定を作成した。

同委員会は、年度を通じて以下の問題に取り組んだ。

- 報酬方針に関するガイダンス
- GBIS（グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門）の報酬方針
- 規制対象者に適用される報酬方針
- 補助的インセンティブの支払い
- 報酬方針の遵守
- 繰延報酬の仕組み
- 新任最高経営責任者の雇用条件
- 取締役会会長および最高経営責任者の2020年度の定量的および定性的な目標
- コーポレート・ガバナンスに関する報告書および報酬方針に関する年次報告書における報酬の章
- 業績連動株式の割当て
- 経営執行部のメンバーの株式保有および保有義務の監視
- 取締役会会長および最高経営責任者の長期インセンティブ制度に適用される相対的株主総利回り（TSR）の業績条件の過去における達成状況の提示

報酬委員会はその会議において、取締役会会長および最高経営責任者の立場および報酬に関する取締役会の決定の準備を行った。また、長い期間を対象とする報酬または繰延報酬の監視に関する決定の準備を行った。特に、取締役会会長、最高経営責任者およびCEO代行の報酬に関する決定の準備を行った。

同委員会は、報酬問題に関する2020年～2021年の報酬委員会および取締役会の会議の日程に留意した。

同委員会は、報酬に関する株主総会決議を承認した。

同委員会は、自己資本比率を分析、検討し、CAC 40グループおよびソシエテ・ジェネラルと同等の特徴を有する欧州の銀行11行からなる比較対象群に関して、当行の役員の報酬に関するベンチマーキングを実施した。

同委員会は、当グループのチーフ リスク オフィサーおよびチーフ コンプライアンス オフィサーの報酬について検討した。

同委員会は、取締役会会長および最高経営責任者の評価の準備を行い、取締役会に最高経営責任者の年次目標に関する提言をした。

CRD 4 指令およびそれがフランス法に法制化されたものに基づき、報酬委員会は、当グループの報酬方針が規制を遵守し、またリスク管理戦略および株主資本目標に合致していることを確認した。

同委員会は、現在有効な新たな規制に従い、当グループ内で適用される報酬方針に関する原則（特に、当グループのリスク プロファイルに重大な影響を及ぼす活動をしている従業員に関するもの）を検討した。同委員会は、数回の会議においてこの問題を検討し、また規制対象従業員に関して提案されている枠組が現在有効な新たな規則と適合していることを確認した。同委員会は特に、報酬方針が事業により生じるリスクを十分に勘案していることおよび従業員がリスク管理方針および専門的基準を遵守していることを確認した。リスク委員会はこの問題について意見を提示した。委員のうち1名（ジュアン・マリア・ニン・ジェノヴァ）は双方の委員会に在籍している。同委員会はまた、内外の管理機関による業務に依拠した。同委員会は報酬に関する年次報告書を検討した。報酬方針については、下記「当グループの上級経営陣の報酬」に詳述されている。

同委員会は、株式の割当計画について取締役会に提言した。

最後に、同委員会は、当行における職場のジェンダー平等に関する取締役会の業務の準備を行った。

指名・コーポレート・ガバナンス委員会

2021年1月1日現在、指名・コーポレート・ガバナンス委員会は、ルボミーラ・ロシェ、ウィリアム・コネリー、ジャン-ベルナール・レヴィおよびジェラルド・メストラレの4名の独立取締役により構成されていた。同委員会の委員長はジェラルド・メストラレが務める。

同委員会の委員は、指名およびコーポレート・ガバナンスに関する方針および慣行を評価するために必要な技能を有している。

内部規則第13条

第13条第1項 — 指名・コーポレート・ガバナンス委員会は、以下の職務を行う。

- a) 取締役会に対し、取締役および委員会の委員の選任ならびに当行の役員の後任の選任（特に、予期せぬ欠員が生じた場合）について、必要な調査を行った上で提言する義務を負う。
この目的を果たすため、同委員会は、取締役会に提示する選定基準を作成し、取締役会における男女比の均衡に関して達成すべき目標について取締役会に提言し、この目標を達成するための方針を起草する^(注)。
- b) 取締役会の業務の体制、規模、構成および有効性を定期的に検討し、取締役会に対し、取締役会およびそのメンバーの年次評価の実行に関連する勧告を行う。
- c) 実働の上級役職員、CEO代行ならびにリスク、コンプライアンス、監査および財務の各担当部署の責任者の選定および選任に関する取締役会の方針を定期的に見直し、これらの件に関する勧告を行う。

d) リスク、コンプライアンス、監査および財務の各担当部署の責任者の選任に関し、事前に報告を受ける。事業ユニットまたはサービス ユニットの責任者の選任に関しても報告を受ける。これらの上級役職員（*dirigeants*）を対象とする後継者育成計画についても報告を受ける。

e) コーポレート・ガバナンスに関する事項についての取締役会の検討および企業文化に関する事項に関する取締役会の業務について準備を行う。また、取締役会に対し、フランス登録書類における取締役会に関する記載（特に、独立取締役のリスト）について提言する。

第13条第2項 — 指名・コーポレート・ガバナンス委員会は、3名以上の取締役ににより構成される。同委員会の委員の3分の2以上は、AFEP-MEDEFのコーポレート・ガバナンス規約に定義する独立取締役とする。最高経営責任者は、必要に応じて同委員会の業務に関与する。

(注) 信用機関の目標および方針ならびにその実施条件は、2013年6月26日付規則（EU）第575/2013号第435条第2項(c)の規定に従い公表されている。

指名・コーポレート・ガバナンス委員会の2020年の活動報告

指名・コーポレート・ガバナンス委員会は、2020年度中に7回会議を開催し、出席率は100%であった（2019年は100%）。

2020年度中、最高経営責任者は、後継者育成計画に関する活動を含めた指名・コーポレート・ガバナンス委員会の活動に携わった。取締役会会長もすべての会議に参加した。

同委員会は、経営執行部の組織について議論し、フィリップ・ヘイムおよびセヴラン・カバヌの退職の影響に備えた。

また、リスク担当取締役およびコンプライアンス担当取締役の選任に関してECBが勧告する手続の遵守を確保した。

同委員会は、株主総会に提出されるべき決議案を作成した。また、取締役会の内部規則の改訂案を精査した。2021年の取締役の再任を視野に入れ、外部のコンサルタントの協力を得て選定手続を確立し、ジャン・ベルナル・レヴィの再任に備えた。大企業の会長および最高経営責任者という定義に該当する候補者数名がインタビューを受けた。同委員会は、株主従業員を代表する取締役の選出手続を承認し、2名の従業員（当該候補者は2021年の株主総会で票決に付される。）を指名する選出手続を反映して、取締役会の決定を作成した。また、取締役会の男女比の均衡を引き続き確保した。

指名・コーポレート・ガバナンス委員会は、経営執行部の後継者育成計画を作成するため、最高経営責任者が内部的に行う業務および（必要に応じて）外部のコンサルタントが行う業務に依拠している。これらの計画は、不測の承継の場合と中長期に予測された承継とを区別する。これらの計画は経営執行部の最近の変更を受けて更新された。

同委員会の委員長は、取締役会会長とともに、取締役会の内部評価の手続（下記「取締役会およびそのメンバーの評価」を参照のこと。）を監督した。

指名・コーポレート・ガバナンス委員会は、取締役に対する報酬の配分条件を立案した。

同委員会は、コーポレート・ガバナンスに関する現在の報告書、特に取締役の独立性についての見直しに関する取締役会による検討に関する準備を行った。

同委員会は、当グループの主要子会社の取締役会または監督委員会による自己評価に関する報告書について説明を受けた。

当グループの統治機関における多様性目標に関する取締役会の決議を作成し、取締役会に提出した。

また、2020年の株主総会の円滑な運営に留意した。

取締役会およびそのメンバーの評価

取締役会は毎年、外部の専門コンサルタントが3年毎に実施する評価に基づき、またその実施がない年は指名・コーポレート・ガバナンス委員会が行う面談および調査に基づき、取締役会の機能に関する議論に会議の一部を充てている。

いずれの場合も、匿名で行われる回答が要約され、取締役会の審議の基礎資料に記載される。

2020年には、指名・コーポレート・ガバナンス委員会によって承認された質問票ならびに取締役会会長および指名・コーポレート・ガバナンス委員会委員長との個別のインタビューに基づいて、評価が行われた。

この評価は、取締役会の集团的機能および各取締役の個別評価に重点を置いている。評価結果は委員長が作成し、その後、指名・コーポレート・ガバナンス委員会および取締役会によって議論された。

評価手続は、2020年9月から2021年1月の間に実施された。現在の状況に照らして、インタビューは電話またはテレビ会議で実施された。

取締役会では、会長の業績を除き、個人業績は議論されなかった。会長は、各メンバーに評価結果を通知する。

取締役会メンバーの意見は非常に肯定的である。特に取締役会は、とりわけセミナーにおける戦略議論や後継者育成計画の発表における進展を評価した。

取締役会は、議論をより効果的なものとするために、作業ファイルの提示について多くの改善を希望した。特に、取締役会は、委員会ファイルにおいて要約を増やし、付属書類を減らすよう要請した。また、セミナーおよびエグゼクティブ セッションを高く評価した。

議論の準備にあたっては、最重要スピーカーを務める取締役によるプレゼンテーションや、取締役間の特別作業グループの構成といった戦略が非常に効果的であった。とはいえ、作業グループの会議は例外的なものではない。遠隔会議（テレビ会議による。）は、取締役会の効率性に悪影響を与えなかった。

取締役は、より深く検討すべきいくつかの分野として、以下の項目を特定した。

- サイバーセキュリティおよび人工知能を含む技術およびデジタルの進化
- 資源に関する問題（IT、人事）
- CSR
- 顧客満足度

各委員会は十分に機能しているが、監査・内部統制委員会とリスク委員会の間の専門知識の区別については疑問が残り、その結果合同で会議が開催されている。

一方、ファイルに含まれる情報は過多であることが多く、また議題の量が増えて、会議が長引き、頻度が高くなる結果を招いているとの指摘がなされている。

研修は非常に高く評価された。取り上げられたテーマは、ブロックチェーン、人工知能、サイバーセキュリティ、商品およびサービス等であった。

研修

2020年度中、11回の研修会が企画された。各新任取締役については、特別な研修プログラムが体系的に準備されている。

2020年、取締役会メンバーは、以下の事項について追加研修を受けた。

- 特に米国における規制面（収賄、マネーロンダリング防止およびKYC手続を重視）
- 技術的な課題（人工知能、ブロックチェーンおよび暗号資産）
- 市場リスクおよびオペレーショナル リスク
- ガバナンスおよび内部組織

研修プログラムは、取締役会の評価手続の結果に基づいて、2021年にはさらに拡大される予定である。

さらに、取締役会は、特に当行の組織体制についての知識に関連して、新任取締役に対する研修プログラムの内容を改善することを決定した。

年1回のセミナーおよび取締役会における一定のテーマに関する議論も、（特に、規制および競争の環境について）追加的な研修の機会となる。

当行の取締役の出席報酬

2020年5月19日の株主総会において、出席報酬に配分される金額は年間1,700,000ユーロに設定された。この全額が2020年に使用された。

取締役に対する出席報酬の配分に関する規則は、取締役会の内部規則第15条に規定されている。

2018年以降、割り当てられた出席報酬の金額は、200,000ユーロ減額され、リスク委員会および監査・内部統制委員会からなる米国リスク委員会の委員の間で分配された。監査・内部統制委員会の委員であるディアヌ・コートは、米国リスク委員会の業務への参加を免除されており、したがってこれに対応する報酬を受けていない。かかる金額は、リスク委員会の委員長が2単位を受け取ることを除き、均等の単位で分配される。その残額は、監査・内部統制委員会の委員長とリスク委員会の委員長の間で分配される130,000ユーロの一時払い金の分、減額される。

その残額は、定額部分と変動額部分とに50%ずつ二分される。各取締役割り当てられる定額部分は6単位ずつである。

その他の定額部分は、以下の通り配分される。

- 監査・内部統制委員会またはリスク委員会の委員長：4単位
- 指名・コーポレート・ガバナンス委員会または報酬委員会の委員長：3単位
- 指名・コーポレート・ガバナンス委員会または報酬委員会の委員：1／2単位
- 監査・内部統制委員会またはリスク委員会の委員：1単位

固定額の追加額は、当年度中の出席が80%未満であった場合、実際の出席に比例して減額されることがある。

出席報酬の変動額部分は、取締役会および委員会の会議または作業部に各取締役が出席した回数に応じて、年度末に比例配分される。

取締役会会長および最高経営責任者は、出席報酬を受領しない。

経営執行部

(2021年1月1日現在)

経営執行部の組織

経営執行部は当行を監督し、第三者に対する当行の代表としての役割を果たす。経営執行部は最高経営責任者であるフレデリック・ウデアおよび同氏を補佐する以下2名のCEO代行で構成されている。

- ディオニー・レボ — 2018年5月14日から在任し、特に当グループのリスクおよびコンプライアンス、金融サービス部門（ALDおよびSGEF）ならびに保険業務を監督する責任を負う。
- フィリップ・エムリッシュ — 2018年5月14日から在任し、特にフランス国内リテール バンキング部門および関連するイノベーション、テクノロジー&ITサービス ユニットならびに国際リテール バンキング部門の活動を監督する責任を負う。

最高経営責任者および2名のCEO代行は、当行の役員ではない3名のジェネラル マネジャー代行によって補佐されている。

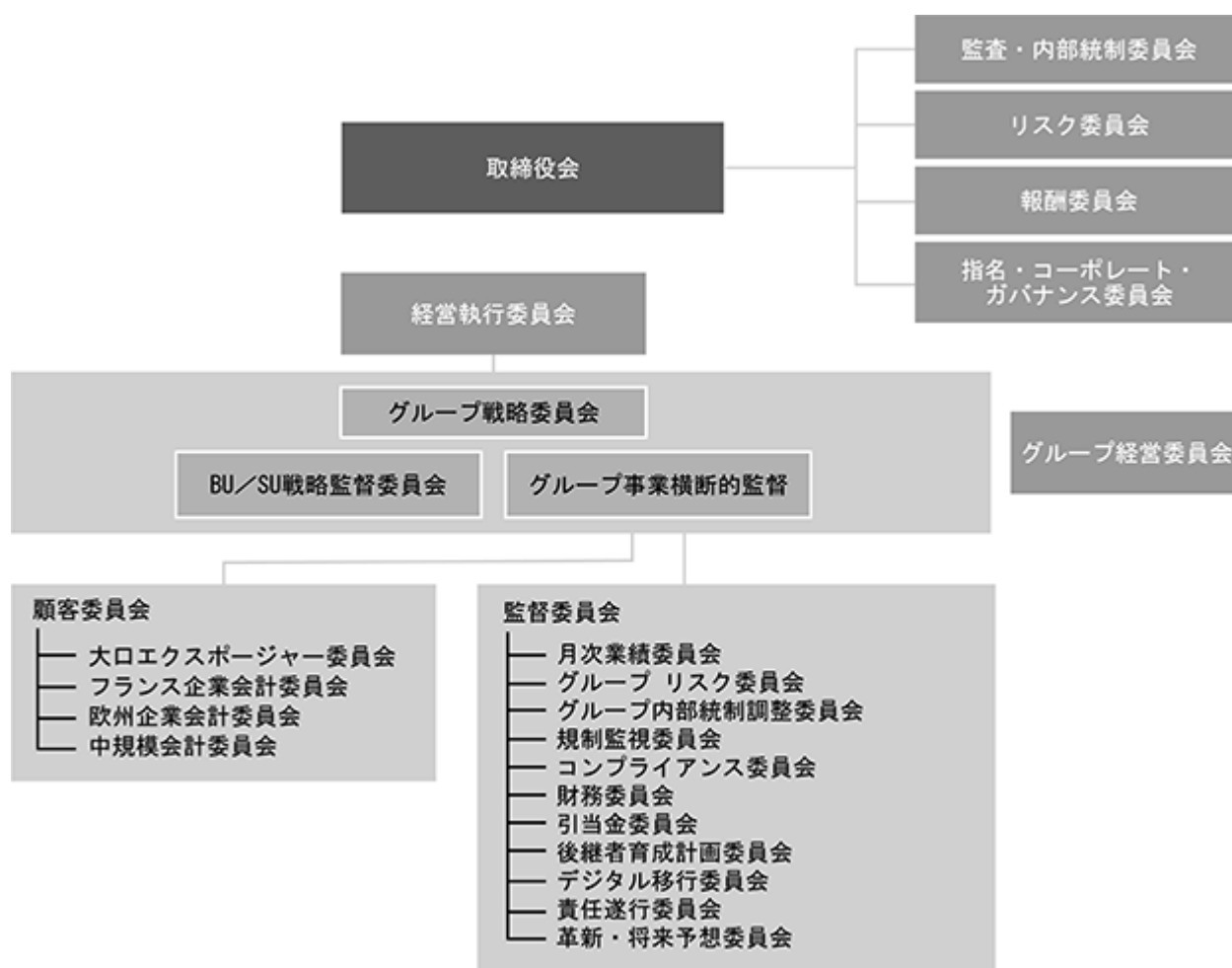
この新しい経営執行部の組織は、2020年8月3日に取締役会によって決定された。

最高経営責任者およびCEO代行の権限の制限

当行の定款および取締役会は、最高経営責任者およびCEO代行の権限にいかなる特別な制限も課していない。これらの者は、適用法令、当行の定款、内部規則および取締役会が承認するガイドラインに従って自らの権限を行使する。

内部規則第1条は、取締役会の事前承認を要する事例（例えば、特定の金額を超える戦略的投資プロジェクトの場合等）を規定している。

統治機関



経営執行委員会

グループ経営執行委員会は、最高経営責任者およびCEO代行で構成され、毎週会合を行う。議題に関連のある事業ユニットおよびサービス ユニットのヘッドならびに問題になっているテーマに直接責任を負う者を、同委員会の参加者として招くことができる。

同委員会は最高経営責任者に直属し、取締役会に当グループの全体的な戦略を提出し、その実施を監督する。

グループ戦略委員会

グループ戦略委員会は、最高経営責任者、CEO代行ならびに事業ユニットおよびサービス ユニットのヘッドで構成され、隔月で会合を行う。

同委員会は最高経営責任者に直属し、当グループの戦略の実施に責任を負う。

グループ経営委員会

(2021年1月15日現在)

グループ経営委員会は、最高経営責任者が選任する上級役員59名で構成され、サービスユニットおよび事業ユニットに属し、四半期に1回以上会合を行う。

グループ経営委員会は、当グループの全般的利益に関する戦略および課題について、伝達および議論を行う。

ソシエテ・ジェネラルの多様性に関する方針

経営執行部は、多様性に関する方針を毎年取締役会に提出している。この方針は、能力のあるすべての者を、その信条、年齢、障害、親としての地位、民族的出自、国籍、性自認、性的指向、政治組織・宗教組織・労働組合・マイノリティ組織への加入、または差別の対象となりうるその他の特徴に関わりなく、評価し、昇進させる当グループの決定を反映している。当グループは、特に男女間の差別禁止に関する様々な憲章に署名してきた。取締役会は、毎年、これらの諸問題に関するフランス内外の経過報告（これはソシエテ・ジェネラルのウェブサイトに掲載される。）を調査している。

当グループは、女性の登用および国際性について目標を設定している。取締役会について、ソシエテ・ジェネラルは、40%のジェンダー多様性比率を尊重することを約束している。さらに、取締役会は、各委員会に男女が含まれ、かつ委員長が男女に割り振られるよう確保している。2021年1月1日以降、経営執行部は女性1名および非フランス国籍者1名を含む6名で構成されている。

多様性に関する方針は、2023年度までに、当グループの経営組織に女性が少なくとも30%含まれなければならないと定めており、その目標は事業部門と担当部署の両方で達成されなければならない。この目標は、当グループの経営組織と上級職従業員に2段階で適用される。まず、経営執行部と事業ユニットおよびサービスユニットのヘッド（管理職約30名）を含むグループ戦略委員会、次に当グループの最高幹部（グループキーパーソン）150名を対象とする。当グループはまた、国際的な経歴を有する管理職の数を増やすための積極的な方針を実施している。

2020年12月31日現在、グループ戦略委員会の地位の24%、グループキーパーソンの地位の20%が女性によって占められている。経営組織における女性の比率を30%にするという目標を達成し、当グループの経営組織において国際的な（フランス以外の）経歴を持つ者の数を増やすための行動計画が導入されている。当該計画には以下が含まれる。

- 潜在能力が非常に高い女性や国際的な経歴を持つ者を対象として昇進や職能開発の支援に重点を置いた人材管理戦略の強化
- すべての従業員が利用可能であり、管理職および将来の管理職に義務付けられる、ジェンダーバイアスやステレオタイプ化に関する認識を高める講習
- 経営組織における多様性を高めるための、管理職の選任に関するより集団的なアプローチ
- 2021年に開始する、多様性目標に基づく執行役会の各メンバーの評価

経営執行部は毎年、上記の調査結果を取締役に通知する。これには、潜在能力が高い将来の管理職層、「グループキーパーソン」の地位および規定の後継者計画における女性や国際的経歴を持つ者の比率、ならびにこれらの者の特定の育成プログラムへの参加、これらの者の昇進や潜在的な賃金格差の監視、および当行の経営組織の関心をこれらの女性や国際的経歴を持つ者の一部に向けるためのイニシアチブが含まれる。

これらの結果は、必要であれば目標が達成されなかった理由およびその是正措置を含め、コーポレート・ガバナンスに関する年次報告書で開示する。

当グループの上級経営陣の報酬

株主総会の承認を条件とする取締役会会長および最高経営責任者の報酬方針

下記のとおり取締役会会長および最高経営責任者の報酬方針は、報酬委員会の勧告を受けて2021年2月9日に取締役会が承認したものである。

その主な特徴は2020年度の方針に適用されたものと同一である。

主な違いは、最高経営責任者の年間変動報酬の定量的基準におけるグループ指標および事業指標それぞれの加重率（2020年8月に発表された当グループの経営執行部の新たな体制を考慮して調整された。）に係るものである。また、定性的基準の全体的指標と個別指標の相対的な加重率も調整され、個別の業績がより重視されるようになった。

現在、この方針には、当行の最善の利益となり、また当行の実現性または長期的な存続を確保するために必要となしに、取締役会が、（フランス商法第L.22-10-8条（III）第2項に従い、）例外的な状況において、承認された条件から逸脱することができる方法の詳細も含まれている。

フランス商法第L.22-10-8条に従い、以下に詳述する報酬方針は、株主総会の承認を条件とする。これが否決された場合は、2020年5月19日の株主総会で承認された報酬方針が引き続き効力を有する。

株主総会は、報酬の変動要素（年間変動報酬および長期インセンティブ）または例外的要素の支払いに先立って、その承認を行わなければならない。

取締役会は、フランス商法第L.22-10-8条（III）第2項に従い、一定の例外的な状況において、承認された報酬方針から逸脱する権利を留保する。ただし、そのような行為が一時的であり、当行の最善の利益となり、また当行の実現性または長期的な存続を確保するために必要な場合に限る。このような逸脱は、特に、当グループの業務や業務分野の1つ、または当行を取り巻く経済情勢に影響を与えるような大事件によって、必要となる可能性がある。取締役会は、そのような例外的な状況に照らして行うべき報酬方針の調整を、報酬委員会の勧告に基づき、また必要に応じて独立コンサルタント会社の助言に基づいて決定する。例えば、取締役会は、変動報酬の計算または支払いを規定する基準または条件を調整または修正することができる。そのような調整は一時的なものとなる。

取締役会会長および最高経営責任者の報酬に関するガバナンス

取締役会会長および最高経営責任者の報酬に関するガバナンスの枠組と意思決定プロセスは、その報酬が株主の利益と当グループの戦略の両方に合致することが確保されるように設計されている。

取締役会会長および最高経営責任者の報酬方針を定義、検討、実施するプロセスは、一方で、利益相反を避けるように設計されている。これは特に、以下の通り、報酬委員会の構成、独立した委託企業による調査、内部・外部監査および多段階にわたる承認手続によって達成される。

- **報酬委員会の構成および運営**：委員会は、従業員により選任された1名を含む3名以上の取締役で構成される。委員の3分の2以上は、AFEP-MEDEF規約に従って独立していなければならない^(注)。この構成により、当行のリスク、株主資本および流動性の管理という観点から報酬方針および慣行が適切かを判断するに当たって、報酬委員会が独立かつ適任であることが確保される。最高経営責任者は、自らの報酬に直接関係する場合、報酬委員会の審議から除外される。

(注) AFEP-MEDEF規約では、独立した委員の割合を計算する際に従業員は考慮しない。

- **独立した評価**：報酬委員会は、独立企業であるウイリス タワーズ ワトソンの調査に依拠して業務を行う。これらの調査はCAC 40指数にリストアップされた企業およびベンチマークとなる比較可能な欧州の諸銀行の情報に基づいている。かかる調査は、以下の評価を行うものである。

- 同業他社と比較した取締役会会長および最高経営責任者の報酬全体の競争力
- 最高経営責任者の実績を評価するために当グループが策定した基準と比較したソシエテ・ジェネラルの業績
- 最高経営責任者の実績とその報酬の間の相関性

- **内部・外部監査**：取締役会会長および最高経営責任者の報酬の決定の基礎となる情報は、内部監査部門または外部監査人のいずれかによって定期的に監査される。

- **多段階承認**：報酬委員会は、承認を求めて取締役会に提案を提出する。その後、取締役会の決定は、株主総会の拘束力のある年次決議の対象となる。

当グループの従業員の報酬や就業状況も、取締役会会長および最高経営責任者に適用される方針を規定し、実施する際の意志決定プロセスの一部として考慮される。

報酬委員会は、当行の報酬方針および規制対象従業員（銀行業務規制に基づく定義の通り）の報酬方針を毎年見直している。

報酬委員会は、チーフ リスク オフィサーおよびチーフ コンプライアンス オフィサーの報酬を監視する。報酬委員会は、かかる目的のために必要なすべての情報、特に欧州中央銀行に送られる年次報告書を受領する。また、業績連動株式の付与に関する方針案を取締役に提出し、従業員貯蓄制度に関する取締役会の決定を作成する。

したがって、従業員報酬の方針および条件の変更は、当行の役員を対象とする方針の変更と同時に取締役会に通知され、その承認を受ける。このことによって、取締役会は、当グループの従業員の報酬条件を考慮に入れて、役員に影響を与える決定を行うことができる。

2020年度の報酬委員会の活動の詳細については、上記「報酬委員会の2020年の活動報告」に詳述されている。

取締役会会長および最高経営責任者の地位

ロレンツォ・ビーニ・スマギは2015年5月19日に取締役会会長に選任された。同氏の任期は、2018年5月23日付で、取締役としての任期と同じ期間（4年間）更新された。同氏は雇用契約を締結していない。

フレデリック・ウデアは、2008年5月に最高経営責任者に、次いで2009年に会長兼最高経営責任者に、2015年5月19日に再度最高経営責任者に選任された。同氏の任期は2019年5月21日に更新された。同氏は、企業の役員は同時に複数の職務を負ってはならないとするAFEP-MEDEF規約の勧告に従い、2009年に会長兼最高経営責任者に選任された時点で雇用契約を終了した。

フィリップ・エムリッシュおよびディオニー・レボは、2018年5月14日にCEO代行に選任され、両者の任期は2019年5月21日に更新された。フィリップ・エムリッシュおよびディオニー・レボが保有する雇用契約は、各自の任期の存続期間中、停止されている。フランスの銀行セクターの団体交渉協約は、両者の雇用契約の終了および特に必要な通知期間について規定している。

セヴラン・カバンヌは2008年5月にCEO代行に選任された。その任期は2019年5月21日に更新された。同氏は2021年に退任を決定し、2020年12月31日にCEO代行を退任した。

フィリップ・ヘイムは2018年5月14日にCEO代行に選任された。その任期は2019年5月21日に更新された。同氏は当グループの経営執行部の構成の再編に伴い、2020年8月3日に退任した。

取締役会会長および最高経営責任者は4年を任期として選任され、いつでも解任することができる。

両者はいかなる役務提供契約によっても当グループに拘束されない。

取締役会会長および最高経営責任者の地位については、下記「AMFの勧告に基づく標準表」の表11に追加情報が記載されている。当グループを退職した場合に取締役会会長および最高経営責任者に適用される給付および条件については、下記「退職後給付：年金、退職金および競業禁止条項」に詳述されている。

報酬に関する原則

取締役会会長および最高経営責任者の報酬方針の目的は、当グループの行動規範によって定められた原則に従い、適切なコンプライアンスおよびリスク管理を確保しながらも、最も有望な候補者にとって当行の最高レベルの地位が魅力的なものとなることを確保し、また、継続的に意欲および忠誠心を育てることである。

この方針は、最高経営責任者の報酬全体が対象となるように、報酬の全要素および付与されるその他あらゆる給付を考慮する。この方針は、当グループの全般的利益において、これらの様々な要素の間の適切な均衡を確保する。

一定の業績基準に基づく変動報酬は、当グループの戦略の存在を認識し、また株主、顧客および従業員の同様の利益に沿ってその持続可能性が推進されることを目的としている。

業績評価は、ソシエテ・ジェネラル固有の業績と、市場および競合他社と比較した業績の両方を考慮に入れて、単年度および複数年度ベースで行われる。

変動報酬および長期インセンティブの算定に際しては、「実績に対して支払う」という原則に従い、財務上の業績基準の他に、財務以外の要素も考慮される。かかる財務以外の要素には、特に企業の社会的責任および当グループのリーダーシップモデルの遵守の問題が含まれる。

さらに、取締役会会長および最高経営責任者の報酬は、以下を遵守している。

■ 2019年5月20日付の資本要件指令（CRD 5）。これは実効的なリスク管理と合致する報酬方針および慣行を確保することを目的としている。CRD 5は国内法化されており、その報酬に関する原則は、2021年1月1日から有効となっている。

■ フランス商法

■ AFEP-MEDEF規約の勧告

最後に、最高経営責任者は、株式または株式同等物の形で報酬を受領する場合は、権利確定期間および保有期間を通してヘッジ取引または保険戦略を行うことを禁止されている。

非執行会長の報酬

ロレンツォ・ビーニ・スマギの年間報酬は、2018年2月7日の取締役会で承認され、2018年5月23日の年次株主総会で承認された通り、同氏の任期中は925,000ユーロに設定されている。

同氏は取締役としての出席報酬を受領していない。

任務遂行における全面的な独立を確保するため、同氏は変動報酬、有価証券およびソシエテ・ジェネラルまたは当グループの業績を条件とする報酬のいずれも受領しない。

同氏には、パリで職務を遂行するために、社宅が提供されている。

経営執行部の報酬

様々な利害関係者の期待を考慮した、均衡のとれた報酬

最高経営責任者の報酬は3つの要素に分類される。

■ 固定報酬（FR）は、経験および職務に対する報酬であり、市場慣行を考慮している。これは報酬全体のうちかなりの部分を占め、年間変動報酬および長期インセンティブの最大比率を計算する基礎となる。

■ 年間変動報酬（AVR）は、当年度における財務業績と非財務業績の両方に加え、ソシエテ・ジェネラル・グループの成功に対する最高経営責任者の貢献に対する報酬であり、最高経営責任者については年間固定報酬の135%、CEO代行については年間固定報酬の115%までに制限されている。

■ **長期インセンティブ（LTI）**は、最高経営責任者の注意を株主の利益に向けさせ、最高経営責任者に対して長期的な業績の実現に向けたインセンティブを与えることを目的としている。LTIの権利の確定は、継続在職条件に従い、また、内部と外部双方の基準に照らして測定される当グループの財務・非財務業績に基づく。付与額は、最高経営責任者については年間固定報酬の135%、CEO代行については115%までに制限されている（IFRS価額に準拠）。

CRD 5に従い、また2014年5月の株主総会により承認された通り、変動報酬要素の総額（すなわち年間変動報酬に長期インセンティブを加えたもの）は、固定報酬の200%を上限としている^{（注）}。

（注） フランス通貨金融法典第L.511-79条に従い（適用される場合）、5年以上繰り延べられる金融商品の形で付与された変動報酬に対する割引率の適用後。

固定報酬

AFEP-MEDEF規約の勧告に沿って、固定報酬は、比較的長い間隔でしか見直しが行われない。

フレデリック・ウデアが当グループの補助的年金制度に基づく年金受給権を喪失する代わりに、最高経営責任者としての同氏の固定報酬を300,000ユーロ引き上げることとした2014年7月31日付の取締役会の決定以降、同氏の年間固定報酬は、1,300,000ユーロとなっている。同氏の固定報酬のそれ以前の見直しは、2011年1月1日付で行われた。

2018年5月3日にCEO代行に選任され、2018年5月14日に就任したフィリップ・エムリッシュおよびディオニー・レボは、その時点で有効であった当行の報酬方針に従って2018年5月3日に取締役会により決定された通り、それぞれ800,000ユーロの年間固定報酬を受領している。両者の年間固定報酬はそれ以来変更されていない。

各最高経営責任者の上記の固定報酬は、2020年5月19日の年次株主総会で承認された。

報酬委員会からの勧告に従い、取締役会は、2021年2月9日、すべての最高経営責任者の固定報酬額を維持することを決定した。取締役会が承認した上記の役員固定報酬を変更する場合は、発効前に株主総会の承認を要する。

年間変動報酬

一般原則

取締役会は、毎年の年初に、当該事業年度に関する最高経営責任者の年間変動報酬の計算に用いる評価基準を策定している。

年間変動報酬は、60%が定量的な基準、40%が定性的な基準に基づいており、これによって当グループの戦略およびリーダーシップ モデルに沿って、当グループの財務実績の評価と経営能力の評価とが組み合されている。

定量的基準：60%	定性的基準：40%
定量的基準は、年間の財務実績に基づくものである。主として当グループおよび各最高経営責任者の監督下にある事業の予算の目標に基づき、予め取締役会によって指標および目標達成の水準が設定される。	定性的基準は、基本的に当グループの戦略、運営の効率性およびリスク管理ならびに企業の社会的責任（CSR）に係る方針に関する重要な目標の達成度に基づくものである。

定量的部分

定量的部分は、当グループまたは各事業の財務実績の目標の達成度に基づき計算される。

2020年度には、最高経営責任者の基準は当グループの業績のみに基づいており、CEO代行の基準は当グループの目標と個別の担当分野の目標との間で均等に分けられていた。

2020年8月以降の経営執行部の新たな体制を踏まえ、報酬委員会は、2021年2月9日の会議において、最高経営責任者およびCEO代行について以下の加重率を用いるよう勧告した。

■ 60%は当グループの業績指標

■ 40%は最高経営責任者および各CEO代行の個別の担当分野に関する指標

2021年1月1日以降、フレデリック・ウデアはGBISの監督を担当している。

さらに、2020年9月1日に経営執行部の新体制が導入されて以降、ディオニー・レボは、特にリスクおよびコンプライアンス担当部署、金融サービス業務（ALDおよびSGEF）、ならびに当グループの保険事業部門（ASSU）の監督を担当している。一方、フィリップ・エムリッシュは、フランス国内リテールバンキング部門、イノベーション、テクノロジー、ITおよび国際リテールバンキング事業の監督を担当している。したがって、同氏の特別な責任範囲に関する指標は、同氏の監督下にある2つの業務の間で均等に加重されている。

使用する財務指標は、以下の通り、変更されていない。

■ 当グループの定量的基準は有形自己資本利益率（ROTE）、コアTier1（普通株式等Tier1）比率および経費率（C/I）であり、各指標は均等に加重される。

■ 特別な責任を含む担当分野の定量的基準は、CEOおよび各CEO代行の個別の監督権限の営業総利益、基準自己資本利益率（RONE）および経費率であり、各指標は均等に加重される。

これらの指標は、財務的側面と経営的側面の両方を対象とし、当グループの戦略と直接的に結びついており、また、事前に決定された予算に合致している。取締役会は、例外的要素を計算から除外する。

予算目標の遵守は、定量的部分の最大値の達成率80%に相当する。定量的部分は、年間変動報酬の最大値の60%に制限されており、これは最高経営責任者の年間固定報酬の135%、CEO代行の年間固定報酬の115%に相当する。

定性的部分

毎年、取締役会は、翌事業年度の定性的な目標を設定する。これらの目標の多くは経営執行部に不可欠なチームスピリットを反映した総合的な目標であるが、取締役会は各最高経営責任者については、各自の担当分野に基づいて、各自に固有の目標も設定する。

取締役会は、2021年2月9日の会議において、翌年度の定性的な目標を設定した。定性的業績の全体および個別の基準の加重率も調整され、個別の目標がより重視されるようになった。

2021年度については、現在、定性的な目標の55%（2020年度は70%）が3名の全最高経営責任者の間で共有されており、残りの45%（2020年度は30%）が各個人の責任範囲に固有のものとなっている。

3名の最高経営責任者の全体的目標は、以下に重点を置いたものである。

- 市場におけるソシエテ・ジェネラル・グループの認知度を高めること。
- 顧客体験、ネット プロモーター スコアおよび顧客満足度を継続的に進歩させること。
- 当グループの企業の社会的責任（CSR）目標を達成し、非財務評価においてその位置付けを得ること。
- 業務効率を改善し、デジタル移行を加速し、デジタル投資における価値管理を強化すること。
- 規制の遵守（顧客確認、内部統制、是正計画、監督当局からの勧告の適切な統合）を確保すること。

個別の担当分野に固有の目標（各最高経営責任者につき3つ）は、特に以下に重点を置いたものである。

- 当グループの戦略を展開し、特に当グループの企業目標が戦略決定にどのように反映されているかを示すことによって2025年度に向けたエクイティ ストーリーを明確化すること。
- GBIS事業の戦略の軌道を確定すること。
- 良好な人事管理を実施し、特に多様性目標に沿った人材管理方針を強化すること。
- ALDA戦略の実施を成功させ、特に当グループ内での相乗効果を促すこと。
- バンカシュランス モデルのダイナミックな成長を確保するために、リテール バンキング事業のネットワークと連携すること。
- データ活用ツールを開発し、また当グループの統制担当部署におけるデータおよび人工知能の活用に関する取組みを加速すること。
- フランス国内リテール バンキング部門の戦略を展開し、特に「ビジョン2025」の初年度の成功を確保し、またブルソラマの新戦略を実施すること。
- 国際リテール バンキング事業および消費者金融事業の戦略的ガイドラインを実行し、特にそのデジタルフットプリントを拡大し、また顧客満足度を向上させること。
- 中核的なリテール バンキング事業における相乗効果および資源プーリングの機会を構築すること。

これらの目標は、取締役会によって予め設定された一定の重要な質問事項に基づいて評価され、可能であれば数値によって裏付けられる。達成率は定性的部分の上限内で0%から100%までいずれの数値にもなりうる。各目標の加重率も同様に予め定義される。定性的部分は、年間変動報酬の上限額の40%までに制限されており、これは最高経営責任者の年間固定報酬の135%、CEO代行の年間固定報酬の115%に相当する。

取締役会は、毎年、定量的・定性的な業績基準の見直しを行う。

年間変動報酬に関する基準の概要

			指標	加重率	
定量的目標	60%	当グループ	60%	有形自己資本利益率（ROTE）	20%
				コアTier 1（CET 1）比率	20%
				経費率	20%
		個別の担当分野	40%	営業総利益（GOI）	13.3%
				経費率	13.3%
				基準自己資本利益率（RONE）	13.3%
定性的目標	40%	全体的		22%	
		個別の担当分野に固有のもの		18%	
合計					100%

年間変動報酬の権利確定および支払い

報酬と当グループのリスクアペタイトの目標との相関性を強化し、それらを株主の利益と合致させるとの観点から、年間変動報酬の付与の60%以上は、3年間にわたって比例按分により繰り延べられる。これは、当グループの収益性および株主資本に関する長期的な目標の達成を条件とする現金による支払いおよび株式または株式同等物の付与の両方に関係するものであり、付与された金額は、目標が達成できなかった場合には減額される。取締役会は、繰延変動報酬の最終的な権利確定に先立ち、目標達成率の見直しを行う。各最終的権利確定日の後に6ヶ月の保有期間が適用される。

株式または株式同等物で付与される変動額部分の価額は、毎年3月に取締役会により設定され、当該取締役会会議の直前20取引日の貿易加重平均に相当する株価に基づき計算される。年間変動報酬のうち株式同等物として付与される部分は、受益者に対し、強制的な保有期間の間に行われた配当支払に相当する額の支払いを受ける権利を与える。権利確定期間中は、配当は支払われない。

さらに、最高経営責任者の下した決定が当行の業績またはイメージに特に重大な影響を及ぼしたと取締役会がみなした場合には、取締役会は、繰り延べられた年間変動報酬の全部または一部の支払いの見直しを行うことができる（マルス条項）だけでなく、各付与について、過去5年間に於いてすでに分配された総額の全部または一部を返還させることもできる（クローバック条項）。

最後に、繰り延べられた年間変動報酬の権利の確定は、最高経営責任者が現在の任期にわたり在職するという条件にも服する。ただし、この条件は、退任、死亡、就業不能、職務遂行不能または取締役会との戦略上の相違による解任の場合には、適用されない。現在の任期が満了した時点で、この在職条件は非適用となる。しかしながら、執行役員が離職した時点で、同人の任期中に行った決定が当行の業績またはイメージに特に重大な影響を及ぼしたと取締役会がみなした場合には、取締役会は、マルス条項またはクローバック条項の適用を決定することができる。

上限

年間変動報酬は、最高経営責任者については年間固定報酬の135%、CEO代行については年間固定報酬の115%までに制限されている。

長期インセンティブ

一般原則

最高経営責任者を当行の長期的な成長に関与させ、最高経営責任者の利益と株主の利益を合致させるために、2012年、最高経営責任者は、株式または株式同等物で構成される長期インセンティブの付与を受けることが決定された。

AFEP-MEDEF規約の勧告を遵守するため、取締役会は毎年、前年度の財務諸表を承認するために開催される会議において、ソシエテ・ジェネラルの株式または株式同等物を最高経営責任者に付与するかについて決定する。当該付与の付与時点における公正価値はその他の報酬の要素に比例し、過年度の慣行に沿って設定される。かかる公正価値は、当該取締役会会議の前日の株式の終値に基づいて設定される。取締役会は、最高経営責任者の退任時には、長期インセンティブを付与することができない。

長期インセンティブの権利確定および支払い

過年度と同様、取締役会は、2021年2月9日の会議において、報酬委員会の提案を受け入れ、長期インセンティブ（LTI）制度の主な特徴を維持することを決定した。

LTI制度の特徴は以下の通りである。

- 株式または株式同等物を2回に分けて付与する。権利確定期間は4年および6年とし、その後1年間の保有期間を設けることにより、インデックス期間はそれぞれ5年および7年に延長される。
- 権利確定期間を通じた在職条件および業績条件に従い、最終的に権利が確定する。

権利の確定は、以下の業績条件に服する。

- LTI付与の80%については、全権利確定期間における株主総利回り（TSR）の増加を比較可能な欧州の銀行11行^(注)のTSRと比較して測定される、ソシエテ・ジェネラルの株式の相対的な業績に応じる。したがって、ソシエテ・ジェネラルのTSRが比較対象群の上位4分の1に入っている場合のみ、株式または株式同等物の全数の権利が確定する。TSRが中央値をわずかに超える場合、権利確定率は付与された株式または株式同等物の総数の50%となる。TSRの業績が中央値を下回る場合には株式または株式同等物の権利は確定しない（完全な権利確定表は下記に示す通りである。）。

（注） 比較対象群は、付与を決定する取締役会の開催日に選定される。例えば、2020年度のLTI制度における比較対象群は、パークレイズ、BBVA、BNPパリバ、クレディ・アグリコルSA、クレディ・スイス、ドイツ銀行、インテサ、ノルディア、サントアンデル、UBSおよびウニクレディトである。

- LTI付与の20%については、当グループの相対的なCSR業績に応じる。この2分の1（10%）はエネルギー転換融資に関する当グループのコミットメントの遵守、残り2分の1（10%）は主要な非財務格付け（S&P グローバル コーポレート サステナビリティ評価^(注)、サステナリティクスおよびMSCI）における当グループの位置付けを条件としている。

（注） 旧ロベコサム

2021年度、取締役会は、エネルギー構成融資に関連する当グループのCSRに関する方針および取組みの観点から、2022年度のエネルギー転換への資金提供基準に関する目標を設定する予定である。

外部の非財務格付けに基づく部分については、権利確定率は以下の通りとなる。

- 付与が行われた年から3年間にわたって3つすべての目標格付け（すなわち、2021年度に関して2022年度に行われる付与については、2023年度、2024年度および2025年度の格付け）が達成された場合、100%の権利が確定する。
- 付与が行われた年から3年間にわたって平均して2つ以上の目標格付けが達成された場合、3分の2の権利が確定する。
- 付与が行われた年から3年間にわたって平均して1つ以上の目標格付けが達成された場合、3分の1の権利が確定する。

考慮の対象とする非財務格付け機関3社の目標格付けは、以下の通りである。

- S&P グローバルCSA：上位4分の1に位置付けられている。
- サステナリティクス：上位4分の1に位置付けられている。
- MSCI：格付けがBBB以上である。

当年度中に格付けが修正された場合は、適用される格付けは、年次見直しの際に割り当てられるものとなる。非財務格付けセクターの推移に照らして妥当である場合、考慮対象とする格付けの比較対象群は変更される可能性がある。

- 長期インセンティブの最終的な権利確定の前年に当グループの収益性が低かった場合は、ソシエテ・ジェネラルの株式の業績および当グループのCSR業績にかかわらず、支払いは行われない。

- 取締役会は、長期インセンティブの最終的な権利確定の前に、業績条件の充足について検討する。

権利の最終的な確定は、権利確定期間を通して在職するという条件に従う。

任期満了前に退職する最高経営責任者に対しては、LTI制度に基づく支払いは行われない。ただし、支配権または体制もしくは組織の変更により、または死亡、就業不能もしくは行為能力の喪失の場合に当グループを退任または離職する場合は、以下の通りとなる。

- 死亡、就業不能または行為能力の喪失の場合は、LTI制度に基づく株式付与および支払いは、全体として影響を受けない。
- 支配権の変更による退任または離職の場合は、取締役会によって業績が評価、考慮されることを条件に、株式は維持され、支払いは完全に行われる。
- 体制または組織の変更により当グループから離職した場合は、全権利確定期間と比較した在任期間に応じて、また取締役会により業績が評価、考慮された後に、比例ベースで支払いが行われる。

最後に、長期インセンティブの受益者についてはマルス条項も適用される。したがって、最高経営責任者の下した決定が当行の業績またはイメージに特に重大な影響を及ぼしたと取締役会がみなした場合には、取締役会は、長期インセンティブの支払いの全部または一部の再考を決定することができる。

ソシエテ・ジェネラルの株式の相対的実績に基づく完全な権利確定表は以下の通りである。

ソシエテ・ジェネラルの順位	第1位 ^(*) ～第3位	第4位	第5位	第6位	第7位～第12位
最大付与数に対する割合	100%	83.3%	66.7%	50%	0%

(*) 比較対象群の中で最も高い順位

上限

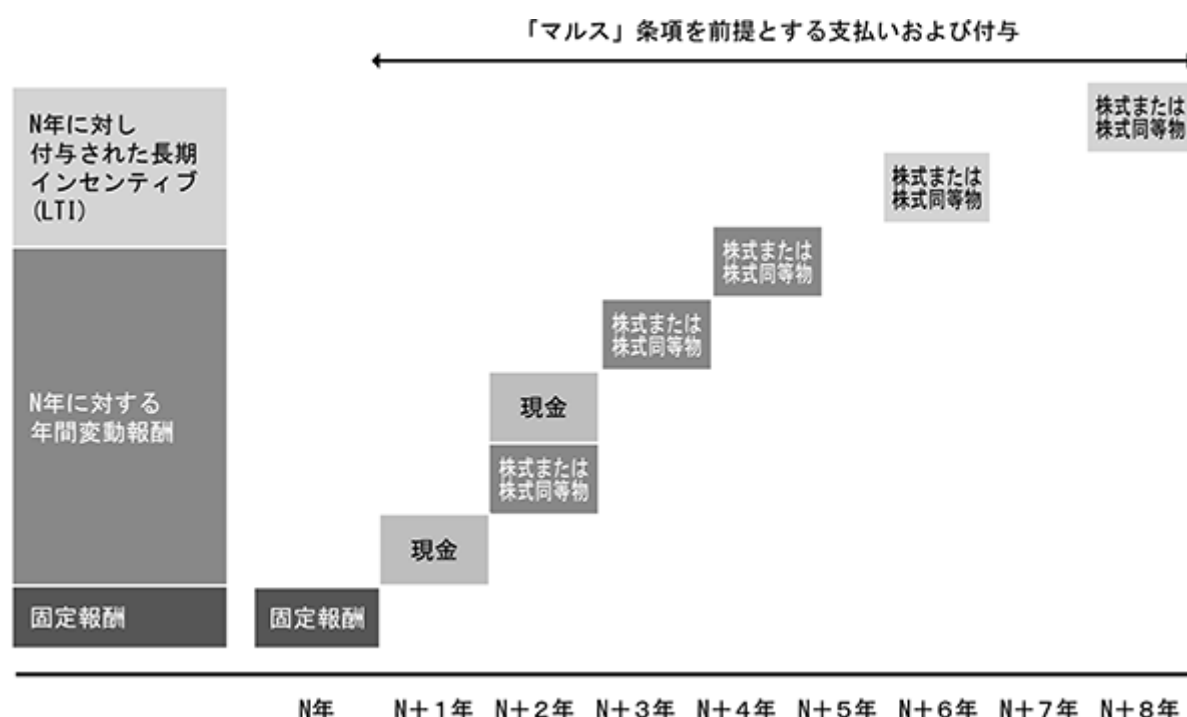
2021年2月9日に、取締役会は、AFEP-MEDEF規約に従い、LTI付与総額（IFRS価額による）の上限を、年間変動報酬と同水準に維持することを決定した。したがって、LTIは、フレデリック・ウデアについては年間固定報酬の135%、各CEO代行については115%が上限となる。

この上限は、最終的に権利が確定した株式の価値または株式同等物の支払いの価値の上限に追加して適用される。

当該価値は、LTIの付与の対象となる年度の12月31日現在のソシエテ・ジェネラル・グループ株式の1株当たり純資産額の倍数に応じて上限が設けられている。

現行の規制に従い、変動要素の総額（すなわち、年間変動報酬と長期インセンティブの合計）は、いかなる場合でも固定要素の200%までに制限されている。

報酬総額 — 支払いの時期



退職後給付：年金、退職金および競業禁止条項

年金

フレデリック・ウデアは、2009年に会長兼最高経営責任者に選任された時点で辞職により雇用契約を解除した。したがって、同氏はソシエテ・ジェネラルの補助的年金の受給権を喪失した。

補助的「第82条」年金

当行は、CEO代行を含む経営委員会の委員に関して、補助的確定拠出型「第82条」年金制度を設定した。同制度は2019年1月1日付で発効した。

この制度に基づき、当行は、適格受益者の名義で開設された第82条に基づく個人の年金口座に、年間拠出金を支払う。当該拠出額は、受益者の固定報酬がフランスの社会保障の年間上限額の4倍を超える部分に基づいて算出される。累積された受給権は、最も早い場合で、受益者によるフランス国家年金の受給日に支払われる。

当行の拠出率は8%に設定されている。

法律の定めに従い、各年の拠出金は、以下の業績条件に服する。すなわち、当該年度の変動報酬に係る業績条件の80%以上が充足された場合のみ、年間拠出金の全額が支払われる。業績水準が50%以下である場合、拠出金の支払いは行われない。また、当該水準が80%から50%の間である場合、当該年度について支払われる拠出金は定額法で計算される。

VALMY年金貯蓄制度（IHIP VALMY制度）

フィリップ・エムリッシュおよびディオニー・レボは、最高経営責任者となる前に従業員として拠出していた補助的確定拠出型年金制度の受給権を現在も保持している。

この確定拠出型制度（*Épargne Retraite Valmy*、すなわちVALMY年金貯蓄制度）は、フランス一般租税法第83条に従って1995年に設定され、2018年1月1日付で改正された。当行で6ヶ月を超える在職期間を有するすべての従業員はこの制度に強制的に加入しており、これにより、退職後に備えて貯蓄を行うことができる。貯蓄は退職時に終身年金に転換される。拠出金総額は、フランスの社会保障の年間上限額の4倍を上限として、当該従業員の報酬額の2.25%に相当する。このうち1.75%（すなわち、2020年のフランスの社会保障の年間上限額に基づく2,880ユーロ）は当行が支払う。同制度はソジェキャップにより保証されている。

上級経営陣の補助的年金

2019年12月31日より後は、新たな権利は一切付与されていない。

2019年12月31日まで、フィリップ・エムリッシュおよびディオニー・レボ^(注)は、最高経営責任者に選任される前に従業員として受給していた上級経営陣のための補助的年金制度の受給権を保持していた。

(注) 2019年5月21日の株主総会で承認されたフィリップ・エムリッシュおよびディオニー・レボとの関連当事者コミットメント

法律で義務付けられる通り、補助的年金給付の年次増加は、業績条件に従っていた。

1991年に導入され、フランス社会保障法第L.137-11条の要件を充足するこの補助的制度は、同日より後に選任された最高経営幹部に適用された。

2019年1月17日に改訂^(注)されたこの制度は、企業の補助的年金制度に関する2019年7月3日付命令第2019-697号に基づいて、2019年7月4日付で永久に停止され、2019年12月31日より後は、新たな受給権は付与されていない。当該命令は、定年時における受益者の当行への勤続を年金受給権の条件とする制度への新しい受益者の加入、および2019年より後の勤続期間に関してかかる条件付年金受給権を既存の受益者に付与することを禁止した。

(注) すべてのCEO代行について修正された修正年金関連当事者コミットメントは、2019年5月21日の株主総会においても承認された。

このため、既存の受益者による年金の受給時における受給権の累計総額は、2018年12月31日に凍結された受給権と、2019年1月1日から2019年12月31日までの間に構築された最小受給権の合計となる。当該受給権は、2019年12月31日から受益者が年金を受給する日までの間のAGIRCポイントの価値の変動に応じて再評価される。かかる受給権は、受益者が定年時にソシエテ・ジェネラルにおいて勤続していることを条件としている。かかる受給権は、保険会社に積み立てられている。

当グループ退職時に支払われる金額

最高経営責任者またはCEO代行の当グループからの離職について規定する条件は、市場慣行に沿って策定され、AFEP-MEDEF規約に適合している。

競業禁止条項

最高経営責任者（フレデリック・ウデア、フィリップ・エムリッシュおよびディオニー・レボ^(注)）は全員、金融機関の標準的な慣行に従い、ソシエテ・ジェネラルの利益のために、各自の退任日から6ヶ月間有効な競業禁止条項に署名している。この条項によって、同氏らは欧州（英国を含めた欧州経済領域として定義される。）の上場信用機関または上場、非上場を問わずフランスのいずれかの信用機関において同じレベルの役職に就任することが禁じられる。その見返りとして、同氏らは引き続き当該6ヶ月間にわたり、それぞれの固定給与総額を受領することができる。

(注) 2017年5月23日の株主総会で承認され、2019年5月21日の株主総会において修正付で更新されたフレデリック・ウデアとの関連当事者契約。2019年5月21日の株主総会において承認され、修正付で更新されたフィリップ・エムリッシュおよびディオニー・レボとの関連当事者契約。

対象となる最高経営責任者の退任日から15日以内であれば、取締役会のみがかかる条項を放棄することができる。その場合、退任する役員はいかなる義務にも拘束されなくなり、同人に対しては、これに関するいかなる支払いも行われない。

退任する役員は、競業禁止に違反した場合、直ちに6ヶ月分の固定報酬に相当する金額を支払わなければならない。ソシエテ・ジェネラルは、かかる場合、いかなる金銭的対価をも支払う義務を免除され、さらに、当該違反以降すでに支払われた対価の返還を要求することができる。

AFEP-MEDEF規約第23.4条に従い、最高経営責任者が年金の受給後6ヶ月以内に、または65歳を超えて当行を離職する場合は、競業禁止に基づく支払いは行わない。

退職金

AFEP-MEDEF規約の勧告に従い、フレデリック・ウデアは2009年に会長兼最高経営責任者に選任された時点で雇用契約を終了した。したがって、同氏は、そうでなければ15年近くにわたり勤務した従業員として享受できた給付および保障を受ける権利を失った。

最高経営責任者（フレデリック・ウデア、フィリップ・エムリッシュおよびディオニー・レボ^(注)）は全員、それぞれの最高経営責任者としての地位に係る退職金の受給権を有している。

(注) 2017年5月23日の株主総会で承認され、2019年5月21日の株主総会において修正付で更新されたフレデリック・ウデアとの関連当事者契約。2019年5月21日の株主総会において承認され、修正付で更新されたフィリップ・エムリッシュおよびディオニー・レボとの関連当事者契約。

同氏らの退職金の条件は以下の通りである。

- 当グループからの離職が自発的なものではなく、取締役会がそのように認めた場合にのみ、退職金の支払いが行われる。重大な違法行為、辞任または何らかの理由による最高経営責任者の任期の非更新の場合は、退職金の支払いは行わない。
- 退職金の支払いは、年間変動報酬に関する目標の総合的な達成率が最高経営責任者の離職に先立つ3年間にわたって（任期が3年に満たない場合は、その任期にわたって）平均して60%以上であることを条件とする。
- 支払われる金額は、AFEP-MEDEF規約の勧告（すなわち2年分の固定報酬および変動報酬）に従い、固定報酬の2年分に相当する。
- フランス国家年金の受給から6ヶ月以内に最高経営責任者およびCEO代行が退任した場合、または離職時に（AFEP-MEDEF規約第24.5.1条に従い）国家年金の全額の受給権を有する場合、退職金は支払われない。
- AFEP-MEDEF規約第24.5.1条に従い、取締役会は、退職金に関する決定に先立ち、当行または最高経営責任者のいずれも不履行の状態にないことを確認するため、当行の状況および各最高経営責任者の業績を見直す。

いかなる場合も、退職金と競業禁止条項の合計額は、AFEP-MEDEF規約の勧告に基づく上限（すなわち、2年分の固定報酬および年間変動報酬に、場合により、雇用契約に基づいて規定されるその他の退職金—特に契約に基づく解雇手当—を含む。）を超えてはならない。この上限は、退職前の2年間に付与された固定報酬および年間変動報酬に基づいて計算される。

最高経営責任者に対するその他の給付

最高経営責任者はそれぞれが社用車の提供を受け、これを私用にも使用することができ、また、従業員と同じ保障を提供する医療および死亡・就業不能保険も提供されている。

例外的な変動報酬

ソシエテ・ジェネラルは、通常、最高経営責任者に対して例外的な変動報酬を支払うことはない。しかし、報酬方針のあらゆる面について事前の承認を義務付ける法制に鑑みて、取締役会は、それが正当化される一定の極めて特別な状況において、例えば、それに付随する当行への影響またはコミットメントの水準および対応すべき課題により、追加的に変動報酬を支払う権利を留保している。かかる報酬の支払いには理由が必要であり、当該報酬はフランス金融市場庁（*Autorité des marchés financier*（AMF））の勧告のみならずAFEP-MEDEF規約の報酬に関する一般原則に従って設定される。

その支払いは、年間変動報酬と同じ条件、すなわち、その一部が3年間繰り延べられ、また権利の付与に関して同じ条件に服する。

現行の規制に従い、変動要素の総額（すなわち、年間変動報酬、長期インセンティブおよび例外的な変動報酬）は、いかなる場合でも固定要素の200%を上限とする。

新たな取締役会会長または最高経営責任者の選任

原則として、この報酬方針に記載された報酬の構成要素および構造は、この方針が有効である間は、新たに選任される取締役会会長または最高経営責任者に対しても、同人の担当分野および経験に応じて適用される。取締役会会長または最高経営責任者に付与されるその他のすべての給付（例えば補助的年金、医療・就業不能保険等）にも同じ原則が適用される。

したがって、取締役会は、これらの条件を考慮し、また在任中の会長および最高経営責任者に付与される報酬および比較可能な欧州の金融機関の慣行に沿って、新たに選任される取締役会会長または最高経営責任者の固定報酬を決定する責任を負う。

最後に、新たに選任される取締役会会長または最高経営責任者がソシエテ・ジェネラル・グループ以外から選任される場合は、前職を退任することにより失った報酬を補填するものとして設計された着任賞与が支払われることがある。この賞与の権利確定は一定期間繰り延べられ、最高経営責任者の繰延変動報酬に適用されるものと類似の業績条件が充足されることを条件として行われる。

取締役の報酬

取締役に付与される報酬総額は株主総会で承認される。取締役に付与される報酬総額は、2018年以降、1,700,000ユーロに設定されているが、従業員を代表する新たな取締役が選任された時点で取締役の人数が12名から13名に増加することに留意すべきである。

取締役会はこの総額を固定報酬と変動報酬に分割する。米国リスク委員会の委員ならびにリスク委員会および監査・内部統制委員会の委員長には特定の固定額が支払われる。その後、固定報酬に配分された金額の残りは、取締役会および各委員会における各自の責任に基づき、取締役間で分配される。年間の会議への出席率が80%を下回った場合は、出席率に比例して減額されることがある。

変動報酬に配分される金額は、各取締役が出席した取締役会・委員会の会議および作業部会の回数に応じて分割される。

取締役会会長および最高経営責任者は、取締役会メンバーとしての報酬を一切受領しない。

この報酬および取締役間の配分を規定する規則は、取締役会の内部規則第15条に定義され、上記「当行の取締役の出席報酬」に詳述されている。

2020年度に支払われた、または2020年度に関して付与された取締役会会長および最高経営責任者の報酬および給付の総額

フランス商法第L.22-10-34条（I）に基づいて、株主の承認のために提出される報告書

取締役会会長および最高経営責任者の2020年度の報酬は、2020年5月19日の株主総会で承認された報酬方針を遵守している。

報酬方針、年間変動報酬の設定に用いる業績基準および長期インセンティブの帰属条件は、すべて上記「当グループの上級経営陣の報酬」の冒頭で述べた原則に従い規定されている。2020年度の報酬に関する勧告は、この方針の枠組を遵守している。

世界的な健康危機に端を発する前例のない現在の状況によって経済と金融市場が同様に落ち込んだにもかかわらず、取締役会は、最高経営責任者の定量的業績を評価する現行の報酬方針を変更せず、2020年2月5日（すなわち、コロナウイルスのパンデミック発生前）に取締役会が承認した2020年の基礎的予算をベンチマークとなる予算目標として維持することとした。3月には、COVID-19危機に対する健全な運営管理に関する最高経営責任者の共有目標が、定性的な業績基準に統合された。

さらに、最高経営責任者は、2020年5月19日の年次株主総会において、2021年2月9日に行われた取締役会の評価に従い、2020年度の理論上の年間変動報酬の50%を見送り、当該金額をソシエテ・ジェネラルが設定した世界的な連帯融資プログラムに寄付することを希望する旨表明した。このプログラムの目的は、健康上の緊急事態に対処する第一線の団体を支援し、様々な政府が導入する市民主導のイニシアチブを支援することである。

2020年5月19日の株主総会において可決された決議

2020年5月19日の株主総会において、取締役会会長および最高経営責任者に今後数年間適用される報酬方針に関する第5号および第6号決議が、96.46%（取締役会会長に関する決議）および97.30%（最高経営責任者に関する決議）の多数で採択された。

2019年度に関して支払われまたは付与された取締役会会長および最高経営責任者の報酬に関する第9号から第14号までの決議は、96%超の多数で採択された。最後に、2019年度の報酬方針の適用に関する第8号決議（特に新たな規制上のペイ レシオを含む。）は、96.60%の多数で採択された。

非執行会長の報酬

ロレンツォ・ビーニ・スマギの任期中の年間報酬は、2018年2月7日の取締役会により設定され、2018年5月23日の年次株主総会において承認された通り、925,000ユーロである。

同氏は、変動報酬、出席報酬、有価証券またはソシエテ・ジェネラルもしくは当グループの業績に連動する報酬のいずれも受領していない。

同氏には、パリで職務を履行するために、社宅が提供されている。

2020年度に支払われた金額は、下記「AMFの勧告に基づく標準表」の表3に示されている。

経営執行部の報酬

最高経営責任者の報酬方針は、様々な利害関係者の期待を考慮した、均衡のとれた報酬の支払いを確保している。

2020年度に関する固定報酬

最高経営責任者の固定報酬は、2020年度には変更がなかった。最高経営責任者については1,300,000ユーロであり、各CEO代行については800,000ユーロであった。

2020年度に関する年間変動報酬

2020年度に関する業績基準および評価

取締役会は、2020年2月5日および2020年3月12日の会議において、取締役会会長および最高経営責任者の2020年度に関する年間変動報酬の評価基準を策定した。

2020年8月4日に発表された経営執行部の組織再編に加えて、取締役会は2020年9月23日に、2020年9月1日から実施される新しい経営体制を反映するために、最高経営責任者の報酬の定量的および定性的目標を調整するとの報酬委員会の勧告を承認した。

2020年9月1日から、ディオニー・レボの監督権限は、リスクおよびコンプライアンス担当部署に加え、当グループの金融サービス（ALDおよびSGEF）ならびに保険業務（ASSU）まで拡大された。フィリップ・エムリッシュの監督権限は、フランス国内リテール バンキング部門、イノベーション、テクノロジーおよびIT業務に加え、すべての国際リテール バンキング事業まで拡大された。

基準は変更されていない。

2020年5月19日の株主総会で承認された報酬方針に従ったこれらの基準には、以下のものが含まれる。

定量的部分

フレデリック・ウデアの定量的部分は、有形自己資本利益率（ROTE）、コアTier1（CET1）比率および経費率に関する当グループの目標の達成度に基づき評価され、各指標は、同じ加重率で評価される。

フィリップ・エムリッシュおよびセヴラン・カバンヌに関する経済的な基準は、当グループ全体（ROTE、コアTier1比率および経費率の観点から）および個別の担当分野（各自の担当分野に属する業務の営業総利益、自己資本利益率（RONE）および経費率の観点から）の両方に関連している。

ディオニー・レボに関する経済的な基準は、2020年9月1日までの期間については当グループの業績（ROTE、コアTier1比率および経費率の観点から）について適用され、また2020年9月1日からの期間については当グループ全体と同氏固有の担当分野（同氏の担当分野に属する業務の営業総利益、RONEおよび経費率の観点から）の両方に適用される。

これらの指標は、各分野における業務の効率性およびリスク管理ならびに株主のための価値の創出に関する目標を反映したものである。これらの指標は、財務と経営の両面を対象としており、当グループの戦略と直接的に関係し、また、事前に決定された予算を遵守するものである。取締役会が例外的であるとみなした要素はその計算から除外される。

予算目標は、達成率80%で遵守されたとみなされる。定量的部分は、年間変動報酬の上限額の60%までに制限されており、これは最高経営責任者については年間固定報酬の135%、CEO代行については年間固定報酬の115%に相当する。

2020年度における定量的目標の達成度

2020年の世界的な健康危機により、当グループの銀行業務純利益は（2019年から一定の範囲および為替レートを前提として）7.6%減少した。危機と市場の混乱が当年上半期に影響を及ぼした後、当グループの主力3事業部門の業績は、不透明な状況が続く中、下半期には顕著に改善した。基礎営業費用は（2019年から一定の範囲および為替レートを前提として）2.8%減となり、当年度の目標に沿ったものとなった。この商業的リスク費用は2020年度には64ベースポイントに達し、慎重な引当金の積み増しと信用ポートフォリオの好調を反映して、3,306百万ユーロの純リスク費用（2019年度は1,278百万ユーロ）となった。通年では、グループ基礎当期純利益は総額1,435百万ユーロとなり、グループ報告当期純利益はマイナス258百万ユーロであった。基礎ROTEは1.7%、報告ROTEはマイナス0.4%であった。さらに、当グループは当年度中に財務力を強化し、普通株式等Tier1資本比率は13.4%となって、規制要件を約440ベースポイント上回った。

当グループの業績は、COVID-19危機の発生以前に作成された2020年度予算予測で提示されたものとは大きく異なっている。この結果、当グループに関する財務指標については、普通株式等Tier1資本比率の目標が完全に達成されたことを除き、定量的目標の達成率は0となった。3名のCEO代行それぞれの経営指標の達成率は、セヴラン・カバンヌ（グローバルバンキング）は0、ディオニー・レボ（当年度の最終4ヶ月間の企業金融サービス）とフィリップ・エムリッシュ（フランス国内および国際リテールバンキング事業）はともに低かった。

これらの業績は、下記「2020年度の年間変動報酬の目標達成率」の表に要約されている。

定性的部分

取締役会は、2020年3月12日の会議において、COVID-19危機に対する健全な運営管理に関する特定の基準を含む2020年度の定性的目標を設定した。取締役会は2020年9月23日の会議において、2020年9月1日から経営執行部の新たな体制が発足することに鑑み、これらの目標を更新した。

設定された目標の70%は4名の最高経営責任者全員の間で共有され、残りの30%は個別の担当分野に固有のものである。

これらの目標は、取締役会が予め定めた一定の重要な質問事項に基づいて評価される。達成率は、0%から100%の間のどの数値にもなりうる。定量的部分は、年間変動報酬の上限額の40%までに制限されており、これは最高経営責任者については年間固定報酬の135%、CEO代行については115%に相当する。

2020年度における定性的目標の達成度

報酬委員会の勧告を受けて、取締役会は、定性的目標の評価に際して以下の事項の達成度を考慮に入れた。

■ 取締役会による最高経営責任者の全体的目標の評価

取締役会は、**当グループの戦略を定義し実施する**という目標は、ほぼ達成されたと認めた。当グループは、すべての事業部門について、2021年―2025年戦略計画の優先事項（顧客重視、責任および効率）を設定していた。これらの優先事項はすべて、当グループの企業目的に合致している。当グループは、ソシエテ・ジェネラルとクレディ デュ ノールのリテール バンキングのネットワークの統合、ブルソラマ、ALDおよびKBの開発強化、ならびに2020年度を通じた当グループの企業の社会的責任への取組みの強化を発表して、フランス国内のネットワークを含む主要な事業部門のいくつかに戦略計画を適用していた。

取締役会は、収益性が高く、成長を促進する業務を優先し、また規制の影響に先手を打つことを目的とした**希少資源の適切な管理**について、危機の影響にもかかわらず、RWAの変動は十分に管理されてきたと指摘した。有機的な成長の機会への資源の配分も、高い成長可能性がある当グループの収益性の高い業務に有利に働いた。

当グループは、新たな技術を基礎とし、また**当グループの業務効率の改善**、主要プロセスの強化および効率性による利益の創出を目的とした、数多くのイニシアチブを、年間を通して展開し続けた。危機の発生を要因とする大幅な節減を含め、当年度に関して設定したコスト目標は、完全に達成された。最後に、相乗効果を引き出し、資源をプールする機会に集中することで、IT担当部署の組織とガバナンスが強化された。

当グループのデジタルフットプリントの順調な進展は年間を通して継続し、2020年度にはデータと人工知能を利用した、財務的影響の大きい多くのプロジェクトが成果を上げた。

取締役会は、一定の事業、地域、顧客セグメントの間でばらつきはあるものの、**顧客満足度**は全体として安定を保ったと指摘した。すべての市場で顧客満足度を向上させるという当初の目標は、部分的にしか達成されなかった。当グループは、すべての市場および顧客セグメントにおいて加速する利用形態の変化に対応するため、2020年度にデジタルオフリングを強化した。顧客確認プロセスの観点から見た当グループの取組みの主要な効果は、すでに顧客の認知度スコアに現れた。

取締役会は、当グループが**企業の社会的責任（CSR）**目標を達成していたと認めた。当グループは、非財務格付機関における目標順位を上回り、また期限の2020年より1年早く、エネルギー転換融資において100十億ユーロを調達するという約束を果たした。CSRの優先事項は事業の戦略的ロードマップに統合され、初期の影響を測定するための調査が実施されている。当グループは、信用ポートフォリオの調整に関して、具体的なコミットメントを策定中である。

当年度に経験した大規模な健康・経済危機を考慮すると、従業員コミットメント率はわずかに低下した。それにもかかわらず、当グループは、従業員コミットメント率を回復するため、社内の広報活動に資源を投下した。したがって、結局、当初の目標は部分的にしか達成されなかった。

取締役会は、当行の役員は**コンプライアンスおよび是正**に関する目標を概ね達成していたと認めた。2020年度の顧客確認の遵守に関する目標は達成された。年間を通して、またパンデミックに伴う制約にもかかわらず、世界的なリスクアペタイト低減の取組みは、すべての関連事業において再び実行された。恒常的統制および是正に関する2020年度中の期限は達成された。最後に、フランスの金融検察当局（*Parquet national financier*）は、2020年末に、ソシエテ・ジェネラルに対する訴訟手続の終了通知を発行した。

取締役会は、当グループの**COVID-19危機に対する運営管理**は優れたものであったと認めた。当グループは、採用した予防的な管理策により、事業継続を確保し、また世界中の顧客を支援するために必要な資源を迅速に動員、確保し、公的機関が提案した例外的な支援策を展開し、また当行のスムーズな運営を継続することができた。

当グループが事業を行うすべての地域のチームは、当行の顧客に対するサービスの提供に非常に熱心に取り組んできた。政府保証融資制度が導入されたフランスでは、その取組みが特に顕著であった。フランス国内における当該融資は、全世界の総額19十億ユーロのうち18十億ユーロを占めた。

当グループはまた、従業員および利害関係者を効果的に保護するための措置を以下の通り実施した。当グループではCOVID-19のクラスターは1つも特定されず、フランスの労働監督局は、実施されている保護措置に何ら欠陥を認めなかった。世界中のすべての拠点が、地元での調達か本社からの供給かを問わず、マスクおよび衛生製品を適時に受け取った。

当グループは、効果的なガバナンスと、定期的な連絡、カウンセリング部署、コーチング、給与の保全といった一連のその他の措置を通じて、従業員を支援することができた。

当グループの熟達した経営陣は、その統制下のリスクに対する危機の影響を軽減した。業務はできる限り維持され、オペレーションに係る損失は限定的であった。当グループは、医療面か、経済的、財政的な影響かを問わず、すべての面においてCOVID-19危機を管理するために、適切な社内の態勢を整えた。

■ 取締役会が行う各最高経営責任者の個別の担当分野に関する目標の評価

取締役会は、当グループの**人材管理**は、当グループが変革の目標を追求すると同時に、危機の影響とそれに伴う労働慣行の変化に対処するための特別な技能をはっきりと示すことを可能にしたと認めた。1年を通して行われたオープンで建設的な労使の対話により、2020年度中、多数の合意が協議、署名される結果となった。すなわち、4月と6月の危機管理合意、ならびにフランスのネットワーク、GBIS、コーポレート部門、および人事管理・労働慣行といった側面（在宅勤務）の変革に関する合意である。

最高経営責任者は、取締役会と緊密に連携しながら、経営執行部チームの刷新プロセス、特に3名のジェネラル マネジャー代行の選任を満足 of のいく形で完了した。人材管理イニシアチブは、当グループの人材プールを強化し、多様性を高めた。

米国における是正計画は継続され、目標に従って実施された。

2020年度には、コーポレート部門の**運用モデルの改善**が継続された。年度末には、コンプライアンスおよびリスク担当部署を再編する勧告が提出された。当該勧告は、その他のプロジェクトと連携して、業務の効率化と現在のコスト構造の削減を目指すとともに、当グループの主要な是正計画と規制遵守プロジェクトを追求するものである。合理化イニシアチブにより、当グループは2023年度の純費用削減目標を達成することが可能となるはずである。

GBISの運用モデルの改善に関しては、過去2年間に実施された措置により、2020年度には2018年度の水準と比較して部門別の間接費が9.6%削減された。

当グループは、デジタル ツールのプールおよび一定の管理・監督ツールの組合せに重点を置いた様々なプロジェクトによって、引き続き、ITシステムの運用実績（セキュリティ、サービスの質およびコスト）を強化し、新たな事業課題に適應させた。資源の最適化は、2020年度に発表されたコストの軌道を維持するのに重要な役割を果たした。

フランス国内リテール バンキング部門では、ソシエテ・ジェネラル（BDDF）とクレディ デュ ノールのネットワークの提携に関する協議が2020年6月下旬に開始され、2020年12月初めに取締役会の承認に至った。さらに、フランス国内リテール バンキング部門の2017年度～2020年度の変革計画の最終段階が広く展開された。クレディ デュ ノールは、COVID-19危機にもかかわらず、独自の変革計画の2020年度の期限を守ることができた。ブルソラマは、顧客開発計画の目標を達成しただけでなく、目標を上回り（2.6百万の顧客数を達成し、当初目標の2百万を大幅に上回った。）、取締役会は2025年度までのオンライン バンクの新たな戦略的優先事項を承認した。

AFMO地域では、アフリカにおける資源と組織モデルの合理化（パリ、地域、事業体レベルで分けられた。）が継続した。特に注目すべきは、パリ本社のリストラクチャリングとバックオフィス プーリングに向けた最初の作業であった。一般的に言えば、COVID-19危機はアフリカの開発計画をある程度混乱させたことは疑いないが、進展を完全に止めることはなかった。「アフリカとともに成長」と題したイニシアチブは、中小企業、インフラストラクチャー、金融包摂、革新的融資という4つの主要分野すべてにおいて成果を上げつつある。

ユーロ地域における欧州リテール バンキングのプラットフォームの変革計画は、予想通りに実施された。当グループはまた、Reezocar（個人向けの中古車販売に特化したフランスのオンライン プラットフォーム）の過半数の株式を取得した。ソシエテ・ジェネラルのチェコとルーマニアの事業体は、顧客体験および商品とサービスの普及を改善するために、デジタルオフリングの強化の取組みを一層進めた。最後に、KBは2025年度までの戦略計画を最終決定し、発表した。

SGロシアは、2020年度に向けた目標に沿って、変革プログラムを展開した。デジタル販売と顧客獲得は力強い伸びを示し、現在では百万の顧客がデジタル ツールを利用し、個人顧客セグメントにおけるデジタル販売は30%を上回った。閉鎖支店数はプログラムの当初目標を上回り、残りの間接費削減にも多大な努力が尽くされた。ロスバンクは、リテール バンキング業務の選別を進め、より安全で収益性の高い商品に集中することを目的とした数々のイニシアチブを2020年度に開始した。

車両管理事業では、ALDの新たな経営執行部チームへの引き継ぎが円滑に行われた。ALDは主導的地位を維持し、危機に対応した具体的な適応計画を実施することで、要求の変化に合わせて戦略と内部構造をうまく適応させた。また、ALDは2020年11月12日に新戦略計画（ムーブ2025）を正式に発表した。ALDは今後も当グループの成長の原動力として、フルサービスのリース業務の開発、広範なパートナーのネットワーク、新たなモビリティ ソリューションおよびデジタル技術への集中投資を通じて、モビリティ セクターにおける主要なプレイヤーとなることを目指していく。

2020年度には、ASSU保険事業の運用モデルの変革は、オルレアンとカサブランカの拠点の増強および非戦略的管理業務の専門家パートナーへの委任の拡大によってペースを上げた。国際的には、現在、世界のすべての主要地域（モロッコ、チェコ共和国、ルーマニア等）でバンカシュランス開発プログラムが開始されている。チュニジアではUIBと提携して新子会社を設立した。外部パートナーとの事業開発は、生命保険、貯蓄、企業年金の各業務において同様に目標を上回った。

SGEFについては、SGフィナンスの取引は予定通り完了し、新たなIT構造が展開された。

以上を踏まえ、2021年2月9日の会議において取締役会により承認された通り、また上記に基づいて、各目標の達成率は、下表の通り設定された。

この結果、取締役会の評価に基づく各自の年間変動報酬の50%（総額1.2百万ユーロに相当する。）を見送るとの最高経営責任者の決定を考慮して、2020年度に関して付与された年間変動報酬は、以下の通りとなった。

- フレデリック・ウデアについては、定量的業績33.3%および取締役会の評価による定性的業績87.0%に対応する480,695ユーロ。同氏が見送りに同意した金額（50%）は480,695ユーロ。
- フィリップ・エムリッシュについては、定量的業績24.8%および取締役会の評価による定性的業績87.5%に対応する229,448ユーロ。同氏が見送りに同意した金額（50%）は229,448ユーロ。
- セヴァン・カバンヌについては、定量的業績16.7%および取締役会の評価による定性的業績87.0%に対応する206,172ユーロ。同氏が見送りに同意した金額（50%）は206,172ユーロ。
- ディオニー・レボについては、定量的業績33.9%および取締役会の評価による定性的業績87.1%に対応する253,828ユーロ。同氏が見送りに同意した金額（50%）は253,828ユーロ。

経営執行部の組織再編に伴って2020年8月3日に退任したフィリップ・ヘイムは、2020年度に関する変動報酬を受領しない。

各最高経営責任者の年間変動報酬の金額は、年間変動報酬の許容される上限額（最高経営責任者については固定報酬の135%、CEO代行については115%）に、全体的な目標の達成率を乗じ、各自が2020年度の年間変動報酬の一部を見送るとの決定を受けて50%減額されたものである。

2020年度の年間変動報酬の目標達成率

		F.ウデア		P.エムリッシュ ⁽¹⁾				S.カバンヌ		D.レボ ⁽²⁾			
				2020年9月 1日まで		2020年9月 1日以降				2020年9月 1日まで		2020年9月 1日以降	
				加重	達成率	加重	達成率			加重	達成率	加重	達成率
定量的目標：60%													
当グループ	ROTE	20%	0.0%	10%	0.0%	10%	0.0%	10%	0.0%	20%	0.0%	15%	0.0%
	CET1比率	20%	20.0%	10%	10.0%	10%	10.0%	10%	10.0%	20%	20.0%	15%	15.0%
	C/I比率	20%	0.0%	10%	0.0%	10%	0.0%	10%	0.0%	20%	0.0%	15%	0.0%
各CEO代行 の担当分野	GOI			10%	0.0%	10%	0.0%	10%	0.0%			5%	2.5%
	C/I比率			10%	4.7%	10%	5.3%	10%	0.0%			5%	3.6%
	RONE			10%	0.0%	10%	0.0%	10%	0.0%			5%	0.0%
定量的目標の合計		60%	20.0%	60%	14.7%	60%	15.3%	60%	10%	60%	20.0%	60%	21.1%
定量的達成率 (最大で60%)		20.0%		14.9%				10%		20.3%			
定量的目標の達成率		33.3%		24.8%				16.7%		33.9%			
定性的目標：40%													
全体		28%	24.2%			28%	24.2%	28%	24.2%			28%	24.2%
個別の担当分野		12%	10.6%			12%	10.8%	12%	10.6%			12%	10.7%
定性的達成率 (最大で40%)		34.8%		35.0%				34.8%		34.9%			
定性的目標の達成率		87.0%		87.5%				87.0%		87.1%			
2020年度の全体的目標 達成率		54.8%		49.9%				44.8%		55.2%			

(注) 上記の表において、%の値は四捨五入されている。

ROTE：有形自己資本利益率

CET1比率：コアTier1比率

C/I比率：経費率

GOI：営業総利益

RONE：基準自己資本利益率

(1) 2020年9月1日から、フィリップ・エムリッシュの監督権限は、フランス国内リテールバンキング部門の業務に加え、すべての国際リテールバンキング事業および消費者金融事業まで拡大された。したがって、同氏の2020年9月1日までの達成率は、当グループに加えて同氏の1つの個別担当分野に関して評価され、その後は当グループに加えて同氏の2つの個別担当分野に関して評価された。上記の表に示した達成率は、この加重を反映している。

(2) 2020年9月1日から、ディオニー・レボの監督権限は、リスク、コンプライアンスおよび内部統制の各担当部署ならびに同氏の当グループのCSRスポンサーとしての役割に加え、当グループの保険および金融サービス業務まで拡大された。したがって、同氏の2020年9月1日までの達成率は、当グループの基準のみに基づいて評価され、その後は同氏の個別担当分野に加えて、当グループに関して評価された。上記の表に示した達成率は、この加重を反映している。

2020年度の年間変動報酬ならびに過年度において最高経営責任者に付与された固定報酬および年間変動報酬の
記録

(単位：ユーロ)	2018年における固定報酬および 年間変動報酬（備忘目的）			2019年における固定報酬および 年間変動報酬（備忘目的）			2020年における固定報酬および 年間変動報酬			
	固定報酬	年間変動 報酬	固定+年間 変動報酬	固定報酬	年間変動 報酬	固定+年間 変動報酬	固定報酬	年間変動 報酬	固定報酬 に占める 割合	固定+年間 変動報酬
ウデア	1,300,000	1,251,151 (1)	2,551,151	1,300,000	1,387,152	2,687,152	1,300,000	480,695	37%	1,780,695
エムリッシュ ⁽²⁾	504,000	423,105	927,105	800,000	755,136	1,555,136	800,000	229,448	29%	1,029,448
カバンヌ	800,000	524,924 ⁽¹⁾	1,324,924	800,000	580,520	1,380,520	800,000	206,172	26%	1,006,172
ヘイム ⁽³⁾	504,000	437,300	941,300	800,000	305,072	1,105,072	473,333	0	該当なし	473,333
レボ ⁽²⁾	504,000	393,030	897,030	800,000	727,904	1,527,904	800,000	253,828	32%	1,053,828

(注) 付与日現在で計算されたユーロ建の報酬総額

- (1) 2018年度の年間変動報酬額は、米国当局との合意に基づき、フレデリック・ウデアおよびセヴラン・カバンヌが変動報酬の一部を見送ることを決定する以前の額であり、当該決定後の変動報酬は、フレデリック・ウデアについては1,063,478ユーロ、セヴラン・カバンヌについては485,555ユーロであった。
- (2) フィリップ・エムリッシュおよびディオニー・レボは2018年5月14日にCEO代行に選任された。
- (3) フィリップ・ヘイムは2018年5月14日にCEO代行に選任され、経営執行部の組織再編に伴い2020年8月3日に退任した。同氏の年間変動報酬は在職条件に服するため、同氏は、2019年度については、付与のうちすでに権利が確定している部分のみを維持する。株主総会で承認された方針に従い、在職条件は2019年度に関する同氏の変動報酬には適用されなくなる。フィリップ・ヘイムは2019年に退任したため、付与が確定した（適用されるその他すべての条件に従う。）。

2020年度に関する変動報酬の権利確定および支払い

取締役会は、銀行の上級経営陣に適用される基準（CRD 4 指令）に従い、年間変動報酬について、以下の権利確定条件および支払条件を定めている。

■ 付与された総額の40%は2021年3月に権利が確定する（ただし、2021年5月18日の株主総会で承認されることを条件とする。）。このうち半分は株式同等物に転換され、1年間の保有期間に服する。

■ 付与された総額の60%は引き続き権利が未確定であり、均等に3分割されてその後3年間にわたり毎年支払われる。この部分の3分の2は株式として付与され、2つの業績条件（当グループの収益性およびコアTier 1の水準）に服する。それぞれの最終的権利確定日の後は、6ヶ月の保有期間が適用される。

株式または株式同等物で付与される変動報酬額は、毎年3月に取締役会により確定され、当該取締役会会議の直前20取引日の貿易加重平均に相当する株価に基づき転換される。

さらに、最高経営責任者の下した決定が当行の業績またはイメージに特に重大な影響を及ぼしたと取締役会がみなした場合には、取締役会は、繰り延べられた年間変動報酬の全部または一部の支払いの見直しを行うことができる（マルス条項）だけでなく、各付与に関して、過去5年間にわたりすでに分配された総額の全部または一部を返還させることもできる（クローバック条項）。

最後に、繰り延べられた年間変動報酬の権利の確定は、最高経営責任者が現在の任期にわたり在職するという条件にも服する。ただし、この条件は、退任、死亡、就業不能、職務遂行不能または取締役会との戦略上の相違による解任の場合には、適用されない。

最高経営責任者の現在の任期が満了した時点で、この在職条件は非適用となる。しかしながら、最高経営責任者の離職後、同人の任期中に行った決定が当行の業績またはイメージに特に重大な影響を及ぼしたと取締役会がみなした場合には、取締役会は、マルス条項またはクローバック条項の適用を決定することができる。

年間変動報酬のうち株式同等物として付与される部分は、受益者に対し、強制的な保有期間の間に行われた配当支払に相当する額の支払いを受ける権利を与える。権利確定期間中は、配当は支払われない。

CEO代行が当グループの企業の取締役としての職務に関して受領する報酬は、変動報酬から控除される。最高経営責任者は取締役職に対する報酬を受領しない。

2020事業年度に支払われた年間変動報酬

2020年度において、最高経営責任者は、以前、2017年5月23日（第11号および第12号決議）、2018年5月23日（第8号および第9号決議）、2019年5月21日（第17号から第21号決議）、2020年5月19日（第10号から第14号決議）の株主総会においてそれぞれ承認された通り、2016年、2017年、2018年、2019年の各事業年度に関する年間変動報酬を受領した。業績条件に従い繰り延べられた支払いについて、取締役会は、2020年2月5日の会議において、当該条件の見直しを行い、その充足を確認した。総額および個別支払額の詳細は、下記「2020年度に関して取締役会会長および最高経営責任者に支払われまたは付与され、承認を得るために株主に提出される、報酬および給付の総額」の表および下記「AMFの勧告に基づく標準表」の表2に記載されている。

2020事業年度の長期インセンティブ

2020事業年度の長期インセンティブ

2020年5月19日の株主総会で承認された報酬方針に従い、2012年以降最高経営責任者に支給されてきた長期インセンティブ制度の金額および原則は更新された。この制度の目的は、最高経営責任者を当行の長期的な成長に関与させ、その利益を株主の利益と連動させることである。

付与された長期インセンティブの総額（IFRSに基づいて評価される通り。）は、年間変動報酬と同じ水準までに制限されている。したがって、フレデリック・ウデアの長期インセンティブは、同氏の年間固定報酬の135%までに制限されている。またCEO代行については、年間固定報酬の115%までに制限されている。

現行の規制に従い、変動要素の総額（すなわち、年間変動報酬と長期インセンティブの合計）は、いかなる場合でも固定要素の200%までに制限されている^(注)。

(注) フランス通貨金融法典第L.511-79条の規定に従った、金融商品による変動報酬に関する5年以上の繰延べに係る割引率の適用後。

この基準に基づいて、過年度と同様に、取締役会は、2021年2月9日の会議において（フランス商法第L.22-10-34条（II）に従い、2021年5月18日の株主総会で承認されることを条件に）、2020事業年度におけるインセンティブ制度を以下の通り実施することを決定した。

- 付与の価値は、期間を通じて変更しない（IFRSに基づく。）。対応する株式数は、2021年2月8日のソシエテ・ジェネラルの株式の帳簿価額を基準として算定された。
- 株式は2回に分けて付与し、権利確定期間は4年および6年とする。その後1年間の保有期間を設けることにより、合計のインデックス期間はそれぞれ5年および7年に延長される。
- 権利確定期間を通じた在職条件および業績条件に従い、最終的な権利が確定する。

したがって、長期インセンティブの権利の確定は以下の通り決定される。

- LTI付与の80%については、全権利確定期間における株主総利回り（TSR）の増加を比較可能な欧州の銀行11行のTSRと比較して測定される、ソシエテ・ジェネラルの株式の相対的な業績に応じる。したがって、ソシエテ・ジェネラルのTSRが比較対象群の上位4分の1に入っている場合のみ、株式または株式同等物の全数の権利が確定する。TSRが中央値をわずかに超える場合、権利確定率は付与された株式または株式同等物の総数の50%となる。TSRの業績が中央値を下回る場合には株式または株式同等物の権利は確定しない（完全な権利確定表は下記に示す通りである。）。
- LTI付与の20%については、当グループの相対的なCSR業績に応じる。この2分の1（10%）はエネルギー転換融資に関する当グループのコミットメントの遵守、残り2分の1（10%）は主要な非財務格付け（S&P グローバル・コーポレート・サステナビリティ評価^(注)、サステイナリティクスおよびMSCI）における当グループの位置付けを条件としている。

（注） 旧ロベコサム

融資対象のエネルギー構成に関するエネルギー転換融資の基準の観点から、2020年度のLTI制度に基づく目標は、以下の事項に関係している。

- 50%は、当グループの石油およびガス採掘業務の調整に対するコミットメント：2019年12月31日から2024年12月31日までの間に、石油およびガス採掘セクターへの全エクスポージャーを少なくとも10%削減する。

この目標が達成されれば、権利確定率は100%となる。目標が達成されなければ、権利確定率は0%である。

- 50%は、2019年12月31日から2024年12月31日までの間に、エネルギー転換のために、以下のいずれかを通じて130十億ユーロを調達するとの当グループのコミットメント

- サステナブルボンドの発行、または
- アドバイザリーまたは融資を通じた再生可能エネルギー セクターにおける取引

この目標が達成された場合、権利確定率は100%となる。合計額が110十億ユーロに達すれば、権利確定率は75%となる。110十億ユーロを下回った場合、権利確定率は0%である。

外部の非財務格付けに基づく部分については、権利確定率は以下の通りとなる。

- 付与が行われた年から3年間にわたって3つすべての目標格付け（すなわち、2022年、2023年、2024年の格付け／順位）が達成された場合、100%の権利が確定する。

- 付与が行われた年から3年間にわたって平均して2つ以上の目標格付けが達成された場合、3分の2の権利が確定する。
- 付与が行われた年から3年間にわたって平均して1つ以上の目標格付けが達成された場合、3分の1の権利が確定する。

非財務格付機関3社において以下の実績が達成された場合、基準が確認される。

- S&P グローバル CSA：上位4分の1に位置付けられている。
- サステナリティクス：上位4分の1に位置付けられている。
- MSCI：格付けがBBB以上である。

当年度中に格付けが修正された場合は、適用される格付けは、年次見直しの際に割り当てられるものとなる。非財務格付セクターの推移に照らして妥当である場合、考慮対象とする格付けの比較対象群は変更される可能性がある。

長期インセンティブの最終的な権利確定の前年に当グループの収益性が低かった場合、ソシエテ・ジェネラルの株式の実績および当グループのCSRの業績にかかわらず、支払いは行われない。

ソシエテ・ジェネラルの株式の相対的実績に基づく完全な権利確定表は以下の通りである。

ソシエテ・ジェネラルの順位	第1位 ^(*) ～第3位	第4位	第5位	第6位	第7位～第12位
最大付与数に対する割合	100%	83.3%	66.7%	50%	0%

(*) 比較対象群の中で最も高い順位

2021年に比較対象となる同業他社は、パークレイズ、BBVA、BNPパリバ、クレディ・アグリコル、クレディ・スイス、ドイツ銀行、インテサ サンパオロ、ノルディア、サンタンデール、UBSおよびユニクレディットの各金融機関である。

株式に対する最終的な支払価額は、1株当たり75ユーロ、すなわち2020年12月31日現在のソシエテ・ジェネラル・グループの1株当たり純資産額の約1.2倍までに制限される。

権利の確定は、全権利確定期間を通して在職するという条件に従う。早期退職の場合、支払計画は取り消される。ただし、最高経営責任者が、支配権の変更または当グループの体制もしくは組織の変更に関する理由により、また死亡、就業不能もしくは行為能力の喪失の場合に当グループを退任または離職する場合は、以下の通りとなる。

- 死亡、就業不能または行為能力の喪失の場合は、株式は維持され、支払いは完全に行われる。
- 受益者が支配権の変更により退任または離職する場合は、取締役会によって業績が評価、考慮されることを条件に、株式は維持され、支払いは完全に行われる。
- 受益者が体制または組織の変更により当グループから離職した場合、全権利確定期間と比較した在任期間に応じて、また取締役会により業績が評価、考慮された後に、比例ベースで支払いが行われる。

最後に、受益者の長期インセンティブには、「マルス」条項も適用される。したがって、特に当グループの行動規範等で規定されるソシエテ・ジェネラルの期待を満たさない行動もしくは行為またはソシエテ・ジェネラルが容認する水準を超過したリスク負担があったと取締役会がみなした場合には、取締役会は、長期インセンティブの全部または一部の支払いの留保を決定することができる。

次の表は、各最高経営責任者に対し、2021年2月9日の会議において取締役会により2020年度に関して付与された、長期インセンティブの帳簿価額および最大数の株式数を示している。

	帳簿価額 (IFRS) ⁽¹⁾	付与された最大株式数 ⁽²⁾
フレデリック・ウデア	850,000ユーロ	84,367
フィリップ・エムリッシュ	570,000ユーロ	56,576
ディオニー・レボ	570,000ユーロ	56,576

(1) LTIが付与された2021年2月9日の取締役会の会議前日の株価に基づく。

(2) 付与株式数は、当該付与のIFRSに基づく総額を、IFRSに基づくSGの株価（2021年2月9日の取締役会の会議前日の株価に基づく。）で除した値である。

取締役会は、2020年5月19日の年次株主総会（第24号決議）で付与された権限に基づき、2021年3月11日の会議において、業績連動株式の割当てについて決定する。かかる付与は株式資本の0.02%に相当する。

フィリップ・ヘイムは2020年8月3日に、またセヴラン・カバンヌは2020年12月31日にCEO代行を辞職したため、いずれも2020年度に関する長期インセンティブを付与されなかった。

2020年度に支払われた長期インセンティブ

2020事業年度に、フレデリック・ウデアおよびセヴラン・カバンヌは、2015年度および2016年度に付与された長期インセンティブに相当する支払いをそれぞれ受領した。これらの付与は、2015年5月19日（第5号および第6号決議）ならびに2016年5月18日（第6号および第7号決議）の株主総会によりそれぞれ承認された。取締役会は2020年2月5日の会議において業績条件の見直しを行い、その充足を確認した。個別の受領金額は、下記「AMFの勧告に基づく標準表」の表7および下記「2020年度に関して取締役会会長および最高経営責任者に支払われまたは付与され、承認を得るために株主に提出される、報酬および給付の総額」の表に示されている。

退職後給付：年金、退職金および競業禁止に対する報酬**年金**

フレデリック・ウデアは、2009年に会長兼最高経営責任者に選任された時点で辞職により雇用契約を解除した。したがって、同氏はソシエテ・ジェネラルの補助的年金の受給権を喪失した。

CEO代行に関する年金制度については、上記「退職後給付：年金、退職金および競業禁止条項」に詳述されている^(注)。

(注) 2018年5月3日および2019年2月6日に取締役会により承認されたフィリップ・エムリッシュおよびディオニー・レボの年金関連当事者コミットメントは、2019年5月21日の株主総会で承認され、その後修正、更新された（第11号および第13号決議）。2009年5月19日の株主総会により承認されたセヴラン・カバンヌの年金関連当事者コミットメントは、2019年2月6日の取締役会による承認の後に、2019年5月21日の株主総会において修正、更新された（第10号決議）。

フランス法に基づき、第82条の補助的確定拠出型制度への拠出は、業績条件に服する。

次の表は、2020年度の年間変動報酬について考慮された、全体的な業績達成率に基づく年金給付の権利確定率を示したものであり、2021年2月9日に取締役会が確認している。

	2020年度の全体的目標達成率	第82条年金制度の拠出額の権利確定率
フィリップ・エムリッシュ	49.9%	0%
セヴラン・カバンヌ	44.8%	0%
ディオニー・レボ	55.2%	17%

2020年1月1日以降、CEO代行がそれまで受給してきた上級経営陣の補助的年金制度からの新たな拠出は停止されている。2020年1月1日より前に獲得された年金受給権は、受益者が定年時にソシエテ・ジェネラルに勤続していることを条件としている。

各CEO代行の拠出額に関する情報は、下記「2020年度に関して取締役会会長および最高経営責任者に支払われまたは付与され、承認を得るために株主に提出される、報酬および給付の総額」に掲載されている。

2020年8月3日に退任し、したがって2020年度に関して年間変動報酬の付与を受けなかったフィリップ・ヘイムは、2020年度に関する第82条の補助的確定拠出型制度からの拠出を受ける資格はない。同氏は、退任時におけるソシエテ・ジェネラルでの勤続という補助的年金制度の受益者の要件をもはや満たしていないため、これに関する資格を失った。

当グループ退職時に支払われる金額

最高経営責任者は、各自の地位に関して、退職金および競業禁止条項に対する権利を有する^(注)。

(注) 2017年5月23日の株主総会で承認され、2019年2月6日の取締役会による承認（第9号および第10号決議）の後に、2019年5月21日の株主総会において修正付で更新されたフレデリック・ウデアおよびセヴラン・カバンヌとの関連当事者コミットメント。2018年5月3日および2019年2月6日の取締役会による承認（第11号から第13号決議）の後に、2019年5月21日の株主総会において承認され、修正付で更新されたフィリップ・エムリッシュ、フィリップ・ヘイムおよびディオニー・レボとの関連当事者コミットメント。

これらの給付の条件については、上記「株主総会の承認を条件とする取締役会会長および最高経営責任者の報酬方針—当グループ退職時に支払われる金額」に詳述されている。

フレデリック・ウデア、フィリップ・エムリッシュおよびディオニー・レボについては、2020年度においてかかる給付に関する支払いは行われなかった。

フィリップ・ヘイムに関しては、取締役会は、2020年8月3日の会議において、また指名・コーポレート・ガバナンス委員会および報酬委員会の勧告に従い、当グループの経営執行部の組織再編の決定に伴う同氏の退任に際して、同氏に適用される給付について検討した。

特に当グループの上半期の業績に注目し、またECBのガイドラインに従い、取締役会は、フィリップ・ヘイムの事例では退職金の条件が満たされていないと判断した。

取締役会はまた、フィリップ・ヘイムの明確な将来のキャリアプランに照らして、競業禁止条項で認められている15日間のうちに、この条項を放棄することを決定した。かかるキャリアプランは、同氏が競業禁止義務からの免除を求めて退任後に取締役会に提出した要請書に詳述されている。取締役会は、同氏の要請を受け入れることが当行の基本的利益を害するものではないと判断した。

セヴラン・カバンヌについては、取締役会は、2020年12月16日の会議において、また報酬委員会の勧告に従い、同氏が2021年に退任することを決意し、2020年12月31日にCEO代行職を退任することを考慮して、同氏の退任後に適用される給付について検討した。セヴラン・カバンヌのCEO代行としての地位は、同氏が退任を決意した結果として終了したため、同氏は退職金や競業禁止に対する報酬を受け取ることはない。

最高経営責任者に対するその他の給付

最高経営責任者は各自、公私にわたって利用可能な社用車のほか、従業員と同じ医療および死亡・就業不能給付による保障を提供する保険を保有している。当事業年度に関して付与され、当事業年度中に支払われた給付の詳細は、下記「2020年度に関して取締役会会長および最高経営責任者に支払われまたは付与され、承認を得るために株主に提出される、報酬および給付の総額」に記載されている。

ペイ レシオおよび報酬の変動

フランス商法第L.22-10-9条に従い、以下の報告は、過去5事業年度における当グループの業績と比較して、取締役会会長および最高経営責任者に支払われた報酬と、当行従業員の報酬の平均値および中央値との比率の変動に関する情報を示したものである。

これらの計算のためのパラメータは、AFEP-MEDEFガイドライン（2021年2月に更新された。）に従って定義されている。

従業員報酬の平均値および中央値の算出には、以下の範囲を用いた。

- 「上場会社」（フランス商法第L.22-10-9条（I）第6項）：外国支店を含むソシエテ・ジェネラルSA
- 正規契約の従業員で、当該年度の12月31日時点で在勤1年以上の者

また、以下の報酬総額の要素（雇用主のすべての負担金および拠出金を除く。）を考慮対象とした。

- 従業員については、当該年度の基本給、賞与および福祉手当、当該年度に関して付与された年間変動報酬および長期インセンティブ（連結財務諸表作成時に用いられた手法に従う、付与時のIFRS価額による。）ならびに当該年度に付与された利益分配
- 取締役会会長および最高経営責任者については、当該年度に受領した基本給、現物給付、当該年度に関して付与された年間変動報酬および長期インセンティブ（連結財務諸表作成時に用いられた手法に従う、付与時のIFRS価額による。）（注）

（注） 同氏らの報酬の完全な詳細については、下記「AMFの勧告に基づく標準表」の表1および表2、ならびに「2020年度に関して取締役会会長および最高経営責任者に支払われまたは付与され、承認を得るために株主に提出される、報酬および給付の総額」の表に記載されている。

2019年度の従業員報酬の計算には、2019年度に関して2020年度に付与されたすべての変動要素（年間変動報酬、長期インセンティブおよび利益分配）に加え、2019年度の基本給、賞与および福祉手当が含まれている。なお、本書では、これらの要素は前事業年度に付与された総額に基づいて推計されている。

2020年度の従業員報酬の計算には、前事業年度に付与された総額に基づいて推計され、推定変動係数を用いて調整された、すべての変動要素（年間変動報酬、長期インセンティブおよび利益分配）に加え、2020年度の基本給、賞与および福祉手当が含まれている。

過去5年間における従業員報酬の変動

（単位：千ユーロ）	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2016年から 2020年の変動
従業員報酬の平均値	73.5	74.2	75.3	76.0	73.9	
変動率	+0.9%	+0.9%	+1.5%	+1.0%	-2.8%	+0.5%
従業員報酬の中央値	50.5	52.3	54.4	54.4	54.8	
変動率	+3.1%	+3.6%	+3.9%	+0.0%	+0.7%	+8.5%

過去5年間における取締役会会長および最高経営責任者の報酬およびペイ レシオの変動

(単位:千ユーロ)	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2016年から 2020年の変動
取締役会会長						
ロレンツォ・ビーニ・スマギ						
報酬	902.8	903.4	948.7	979.4	979.5	
変動率	+1.0%	+0.1%	+5.0%	+3.2%	+0.0%	+8.5%
従業員報酬の平均値との比率	12 : 1	12 : 1	13 : 1	13:1	13:1	
変動率	+0.1%	-0.8%	+3.5%	+2.2%	+2.9%	+8.3%
従業員報酬の中央値との比率	18 : 1	17 : 1	17 : 1	18:1	18:1	
変動率	-2.0%	-3.4%	+1.1%	+3.2%	-0.7%	
最高経営責任者						
フレデリック・ウデア⁽¹⁾						
報酬	3,606.2	3,461.6	3,193.2	3,542.3	2,635.9	
変動率	-0.7%	-4.0%	-7.8%	+10.9%	-25.6%	-26.9%
従業員報酬の平均値に対する比率	49 : 1	47 : 1	42 : 1	47:1	36:1	
変動率	-1.6%	-4.9%	-9.1%	+9.9%	-23.4%	-26.5%
従業員報酬の中央値に対する比率	71 : 1	66 : 1	59 : 1	65:1	48:1	
変動率	-3.7%	-7.3%	-11.2%	+10.9%	-26.1%	-32.4%
CEO代行						
フィリップ・エムリッシュ⁽²⁾						
報酬	—	—	1,903.0	2,125.1	1,599.4	
変動率				+11.7%	-24.7%	-16.0%
従業員報酬の平均値に対する比率	—	—	25 : 1	28:1	22:1	
変動率				+10.6%	-22.6%	-12.0%
従業員報酬の中央値に対する比率	—	—	35 : 1	39:1	29:1	
変動率				+11.7%	-25.3%	-17.1%
CEO代行セヴラン・カバンヌ⁽¹⁾						
(2020年12月31日まで)						
報酬	2,121.0	2,049.4	1,807.3	1,955.7	1,011.3	
変動率	+1.7%	-3.4%	-11.8%	+8.2%	-48.3%	-52.3%
従業員報酬の平均値に対する比率	29 : 1	28 : 1	24 : 1	26:1	14:1	
変動率	+0.8%	-4.2%	-13.1%	+7.2%	-46.8%	-51.7%
従業員報酬の中央値に対する比率	42 : 1	39 : 1	33 : 1	36:1	18:1	
変動率	-1.4%	-6.7%	-15.1%	+8.2%	-48.7%	-57.1%

(単位：千ユーロ)	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2016年から 2020年の変動
CEO代行						
フィリップ・ヘイム⁽²⁾⁽³⁾						
(2020年8月3日まで)						
報酬	—	—	1,915.5	2,135.7	804.5	
変動率				+11.5%	-62.3%	-58.0%
従業員報酬の平均値に対する比率	—	—	25 : 1	28 : 1	11 : 1	
変動率				+10.4%	-61.2%	-56.0%
従業員報酬の中央値に対する比率	—	—	35 : 1	39 : 1	15 : 1	
変動率				+11.5%	-62.6%	-57.1%
CEO代行						
ディオニー・レボ⁽²⁾						
報酬	—	—	1,872.6	2,103.8	1,629.8	
変動率				+12.4%	-22.5%	-13.0%
従業員報酬の平均値に対する比率	—	—	25 : 1	28 : 1	22 : 1	
変動率				+11.3%	-20.3%	-12.0%
従業員報酬の中央値に対する比率	—	—	34 : 1	39 : 1	30 : 1	
変動率				+12.3%	-23.1%	-11.8%

- (1) フレデリック・ウデアおよびセヴラン・カバンヌについては、2018年度の計算には、米国当局との合意に基づいて一部の権利を放棄するとの決定を下す前の2018年度の年間変動報酬額が含まれている。
- (2) フィリップ・エムリッシュ、フィリップ・ヘイムおよびディオニー・レボは、2018年5月14日にCEO代行に選任された。同氏らの2018年度の報酬は、比較のために年換算されている。
- (3) フィリップ・ヘイムは、当グループの経営執行部の組織再編が決定されたことに伴い、2020年8月3日に退任した。表示された金額は、2020年度に関する同氏の最高経営責任者としての報酬を、比較のために年換算したものである。フィリップ・ヘイムの任期中停止されていた同氏の雇用契約は、CEO代行を退任した時点で自動的に再開された。したがって、同氏は2020年度に雇用契約に基づく報酬を受け取った。下記「AMFの勧告に基づく標準表」の表11に追加情報が記載されている。

過去5年間のグループ業績⁽¹⁾

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2016年から 2020年の変動
完全施行ベースの 普通株式等Tier 1	11.5%	11.4%	10.9%	12.7%	13.2%	
変動率	+0.6ポイント	-0.1ポイント	-0.5ポイント	+1.8ポイント	+0.5ポイント	+1.7ポイント
基礎C/I	68.1%	68.8%	69.8%	70.6%	74.6%	
変動率	+0.7ポイント	+0.7ポイント	+1.0ポイント	+0.8ポイント	+4.0ポイント	+6.5ポイント
基礎ROTE	9.0%	9.2%	9.7%	7.6%	1.7%	
変動率	-0.5ポイント	+0.2ポイント	+0.5ポイント	-2.1ポイント	-5.9ポイント	-7.3ポイント
1株当たり有形純資産額	55.6ユーロ	54.4ユーロ	55.8ユーロ	55.6ユーロ	54.8ユーロ	
変動率	+3.2%	-2.2%	+2.6%	-0.4%	-1.5%	-1.5%

- (1) 連結ベース

[次へ](#)

取締役の報酬

取締役の間で分配される年間報酬総額の内訳を定めた規則は、内部規則第15条に基づいて策定され、上記「当行の取締役の出席報酬」に記載されている。

2018年5月23日の株主総会は、取締役の年間報酬として総額1,700,000ユーロを配分した。2020年度については、この全額が取締役に支払われた。

2020年度に関する支払総額の内訳は下記「AMFの勧告に基づく標準表」の表2の通りである。

2020年度に関して取締役会会長および最高経営責任者に支払われまたは付与され、承認を得るために株主に提出される、報酬および給付の総額

フランス商法第L.22-10-34条（II）に従い、2020年度の報酬の変動要素（すなわち、年間変動報酬および長期インセンティブ）または例外的な要素は、2021年5月18日に開催される株主総会で承認されるまで支払うことはできない。

表1

ロレンツォ・ビーニ・スマギ（取締役会会長） 2020年5月19日の株主総会で承認された方針を遵守した報酬			
投票に付される報酬要素	2020年度に関して付与された金額	詳細	2020年度に支払われた金額
固定報酬	925,000ユーロ	2020年度に支払われた固定報酬の総額である。ロレンツォ・ビーニ・スマギの年間報酬総額は、2018年5月に925,000ユーロに設定されており、同氏の任期中はこの金額が維持される。	925,000ユーロ
年間変動報酬	該当なし	ロレンツォ・ビーニ・スマギは変動報酬を受領していない。	該当なし
出席報酬	該当なし	ロレンツォ・ビーニ・スマギは出席報酬を受領していない。	該当なし
現物給付の価額	54,488ユーロ	同氏は、パリにおいて職務を遂行するために社宅を提供されている。	54,488ユーロ

表 2

フレデリック・ウデア（最高経営責任者） 2020年5月19日の株主総会で承認された方針を遵守した報酬			
投票に付される報酬要素	2020年度に関して付与された金額	詳細	2020年度に支払われた金額
固定報酬	1,300,000 ユーロ	2020年度に支払われた固定報酬の総額であり、2014年7月31日の取締役会の決定以降、変わっていない（かかる報酬は、2015年5月に取締役会会長および最高経営責任者の役割が分離された際に確定された。）。	1,300,000 ユーロ
年間変動報酬		フレデリック・ウデアは、2つの下位要素に分割される年間変動報酬から利益を受けている。すなわち、財務目標に基づく60%および定性的目標に基づく40%である。これらの要素については、上記「2020年度に関する年間変動報酬」に詳述されている。 同氏の年間変動報酬は、固定報酬の135%までに制限されている。	

うち2021年度に支払われる年間変動報酬	96,139ユーロ (額面価額)	2020年度の業績評価—2020年2月5日および3月12日の取締役会により定義された定量的および定性的基準ならびに2020事業年度に観測された達成率を考慮して、フレデリック・ウデアは、480,695ユーロ(注)の年間変動報酬を付与された。これは総合的な目標達成率54.8%に相当し、同氏の最高年間変動報酬に基づいて計算されている(上記「2020年度における定性的目標の達成度」を参照のこと。) (注) 2021年2月9日に取締役会が決定した額面価額	2020年5月19日の株主総会(第10号決議)により承認された2019年度に関する年間変動報酬: 227,430ユーロ 年間変動報酬の計算と支払いに用いた基準については、取締役会会長および最高経営責任者の報酬に関する項に詳述されている。権利が確定した年間変動報酬の50%は支払いを繰り延べる。 - 繰り延べられた年間変動報酬(下記「AMFの勧告に基づく標準表」の表2を参照のこと。): 2016年度については104,561ユーロ 2017年度については89,919ユーロ 2018年度については212,695ユーロおよび268,811ユーロ 上記の変動報酬は、2017年5月23日(第11号決議)、2018年5月23日(第8号決議)および2019年5月21日(第17号決議)の株主総会によりそれぞれ承認された。 - 業績条件に従う繰延支払額について、取締役会は2020年2月5日の会議において当該条件を見直し、その充足を確認した。
うち今後数年間において支払われる年間変動報酬	384,556ユーロ (額面価額)	2020年度に関する年間変動報酬総額の支払いは、2021年5月18日に開催される株主総会での承認を条件としている。 - 当該年間変動報酬の40%は、2021年5月18日の株主総会により承認された時点で権利が確定する。この部分の半分(20%)は、1年間の保有期間の後に支払われるソシエテ・ジェネラルの株式同等物に変換される。 - 当該年間変動報酬の60%は、2021年、2022年および2023年の事業年度にわたって評価される、当グループの収益性および自己資本に関する目標の達成を条件とする。この部分の3分の2はソシエテ・ジェネラルの株式に変換され、うち半分は2年6ヶ月経過後に、残り半分は3年6ヶ月経過後に譲渡可能となる。 - この繰延報酬の権利確定および支払いの条件については、上記「2020年度に関する変動報酬の権利確定および支払い」に詳述されている。	
複数年変動報酬	該当なし	フレデリック・ウデアは複数年変動報酬を受領していない。	該当なし
例外的報酬	該当なし	フレデリック・ウデアは例外的報酬を受領しなかった。	該当なし
当事業年度中に付与されたオプションの価値	該当なし	フレデリック・ウデアは、2009年度以降ストック オプションを付与されていない。	該当なし

長期インセンティブ制度に基づき当事業年度に関して付与された株式または株式同等物の価値	850,000ユーロ（2021年2月8日現在のIFRS第2号に基づく価値）この金額は、84,367株の付与に相当する。	2012年度以降、最高経営責任者は、株式または株式同等物の付与を伴う長期インセンティブ制度における受給資格を有している。その目的は、同人らを当行の長期的発展に関与させ、またその利益を株主の利益に連動させることである。 取締役会が2020年度に関して2021年2月9日の会議において承認した制度の詳細は、以下の通りである。 ・年間変動報酬と同じ水準を上限とする付与 ・84,367株の2回の分割による付与。権利確定期間は4年および6年とし、権利確定後1年間の保有期間を設けることにより、インデックス期間は5年および7年に延長される。 ・2020年度に関する長期インセンティブの付与は、2021年5月18日に開催される株主総会での承認を条件とする。 ・最終的な権利の確定は、上記「2020事業年度の長期インセンティブ」に詳述されている通り、在職および業績条件に従う。 ・この付与は、2020年5月19日の株主総会の第24号決議（業績連動株式の付与に関する2021年3月11日の取締役会の決定）に基づいて承認されたものであり、株式資本の0.01%に相当する。	2014年度に関して2015年度に付与された長期インセンティブの一部として支払われた株式同等物：489,364ユーロ 2015年度に関して2016年度に付与された長期インセンティブの一部として権利が確定した株式：11,247株 これらの付与は、2015年5月19日（第5号決議）および2016年5月18日（第6号決議）の株主総会によりそれぞれ承認された。取締役会は、2020年2月5日の会議において、業績条件を見直し、その充足を確認した（上記「2020年度に支払われた長期インセンティブ」および下記「AMFの勧告に基づく標準表」の表7を参照のこと。）。
出席報酬	該当なし	該当なし	該当なし
現物給付の価額	5,161ユーロ	フレデリック・ウデアは、社用車を支給されている。	5,161ユーロ
退職金	当事業年度に関して支払うべき金額はない。	最高経営責任者に関する退職金の特徴については、上記「退職金」に詳述されている。	当事業年度に関して支払われた金額はない。
競業禁止に対する報酬	当事業年度に関して支払うべき金額はない。	最高経営責任者に関する競業禁止に対する報酬の特徴については、上記「競業禁止条項」に詳述されている。	当事業年度に関して支払われた金額はない。
補助的年金制度	該当なし	フレデリック・ウデアは補助的年金制度から利益を受けていない。	該当なし
死亡・就業不能保険		フレデリック・ウデアは、死亡・就業不能保険の保障対象となっている。その受給額および拠出率は従業員のものと連動している。	死亡・就業不能保険に対する拠出額：10,193ユーロ

表 3

フィリップ・エムリッシュ（CEO代行） 2020年5月19日の株主総会で承認された方針を遵守した報酬			
投票に付される報酬要素	2020年度に関して付与された金額	詳細	2020年度に支払われた金額
固定報酬	800,000ユーロ	フィリップ・エムリッシュのCEO代行選任（2018年5月14日付）に際して2018年5月3日の取締役会により設定された同氏の年間固定報酬総額は、800,000ユーロである。	800,000ユーロ
年間変動報酬		フィリップ・エムリッシュは、2つの下位要素に分割される年間変動報酬から利益を受けている。すなわち、財務目標に基づく60%および定性的目標に基づく40%である。これらの要素については、上記「2020年度に関する年間変動報酬」に詳述されている。同氏の年間変動報酬は、固定報酬の115%までに制限されている。	2020年5月19日の株主総会（第11号決議）により承認された2019年度に関する年間変動報酬：151,027ユーロ - 年間変動報酬の計算と支払いに用いた基準については、取締役会会長および最高経営責任者の報酬に関する部分に詳述されている。権利が確定した年間変動報酬の50%は支払いを繰り延べる。 - 繰り延べられた年間変動報酬（下記「AMFの勧告に基づく標準表」の表2を参照のこと。）：
うち2021年度に支払われる年間変動報酬	45,889ユーロ（額面価額）	2020年度の業績評価 —2020年2月5日および3月12日の取締役会により定義された定量的および定性的基準ならびに2020年度に観測された達成率を考慮して、フィリップ・エムリッシュは、229,448ユーロ（注）の年間変動報酬を付与された。これは総合的な目標達成率49.9%に相当し、同氏の最高年間変動報酬に基づいて計算されている（上記「2020年度における定性的目標の達成度」を参照のこと。）。 （注）2021年2月9日に取締役会が決定した額面価額	2018年度については84,621ユーロおよび106,918ユーロ - 上記の変動報酬は、2019年5月21日の株主総会（第18号決議）により承認された。 - 業績条件に従う繰延支払額について、取締役会は2020年2月5日の会議において当該条件を見直し、その充足を確認した。
うち今後数年間において支払われる年間変動報酬	183,559ユーロ（額面価額）	2020年度に関する年間変動報酬総額の支払いは、2021年5月18日に開催される株主総会での承認を条件としている。 - 当該年間変動報酬の40%は、2021年5月18日の株主総会により承認された時点で権利が確定する。この部分の半分（20%）は、1年間の保有期間の後に支払われるソシエテ・ジェネラルの株式同等物に変換される。 - 当該年間変動報酬の60%は、2021年、2022年および2023年の事業年度にわたって評価される、当グループの収益性および自己資本に関する目標の達成を条件とする。この部分の3分の2はソシエテ・ジェネラルの株式に変換され、うち半分は2年6ヶ月経過後に、残り半分は3年6ヶ月経過後に譲渡可能となる。 - この繰延報酬の権利確定および支払いの条件については、上記「2020年度に関する変動報酬の権利確定および支払い」に詳述されている。	
複数年変動報酬	該当なし	フィリップ・エムリッシュは複数年変動報酬を受領していない。	該当なし
例外的報酬	該当なし	フィリップ・エムリッシュは例外的報酬を受領しなかった。	該当なし
当事業年度中に付与されたオプションの価値	該当なし	フィリップ・エムリッシュは、ストック オプションを付与されていない。	該当なし

長期インセンティブ制度に基づき当事業年度に関して付与された株式または株式同等物の価値	570,000ユーロ (2021年2月8日現在のIFRS第2号に基づく価値) この金額は、56,576株の付与に相当する。	2012年度以降、最高経営責任者は、株式または株式同等物の付与を伴う長期インセンティブ制度における受給資格を有している。その目的は、同人らを当行の長期的発展に関与させ、またその利益を株主の利益に連動させることである。 取締役会が2020年度に関して2021年2月9日の会議において承認した制度の詳細は、以下の通りである。 ・年間変動報酬と同じ水準を上限とする付与 ・56,576株の2回の分割による付与。権利確定期間は4年および6年とし、権利確定後1年間の保有期間を設けることにより、インデックス期間は5年および7年に延長される。 ・2020年度に関する長期インセンティブの付与は、2021年5月18日に開催される株主総会での承認を条件とする。 ・最終的な権利の確定は、上記「2020事業年度の長期インセンティブ」に詳述されている通り、在職および業績条件に従う。 ・この付与は、2020年5月19日の株主総会の第24号決議（業績連動株式の付与に関する2021年3月11日の取締役会の決定）に基づいて承認されたものであり、株式資本の0.01%未満に相当する。	該当なし
出席報酬	該当なし	フィリップ・エムリッシュは2020年度に出席報酬を受領しなかった。	該当なし
現物給付の価額	該当なし	当事業年度中、フィリップ・エムリッシュは、社用車を支給されなかった。	該当なし
退職金	当事業年度に関して支払うべき金額はない。	最高経営責任者に関する退職金の特徴については、上記「退職金」に詳述されている。	当事業年度に関して支払われた金額はない。
競業禁止に対する報酬	当事業年度に関して支払うべき金額はない。	最高経営責任者に関する競業禁止に対する報酬の特徴については、上記「競業禁止条項」に詳述されている。	当事業年度に関して支払われた金額はない。
補助的年金制度	補助的第82条年金制度への拠出額：0ユーロ	CEO代行に関する年金制度の詳細な説明は、上記「退職後給付：年金、退職金および競業禁止条項一年金」に記載されている。 ・上級経営陣の補助的年金制度 (新たな拠出が2019年12月31日以降停止された制度であり、既存の年金受給権は引き続き、受益者が退任までソシエテ・ジェネラルに勤続することを条件とする。) 例えば、仮定上62歳での退職および現在の年間固定報酬に基づけば、2019年12月31日現在、フィリップ・エムリッシュに対する潜在的年金受給権の分配額は、在職条件が充足されているかにかかわらず、139,000ユーロ（すなわちAFEP-MEDEF規約により定義される同氏のベンチマーク報酬の13.5%）に相当する。 ・補助的第82条年金制度 2020事業年度については、フィリップ・エムリッシュの総合的業績スコアが49.9%であったことを考慮して、2020年度についてはこの制度への拠出は行われない（拠出金の権利確定率：0%）。 ・Valmy年金貯蓄制度 当行が支払った年間拠出額：2,674ユーロ	2020年5月19日の株主総会（第11号決議）により承認された、補助的第82条年金制度への2019年度に関する拠出額：51,032ユーロ Valmy年金貯蓄制度への拠出額：2,674ユーロ

死亡・就業不能保険	フィリップ・エムリッシュは、死亡・就業不能保険の保障対象となっている。その受給額および拠出率は従業員のものと同様である。	死亡・就業不能保険に対する拠出額：5,660ユーロ

表 4

ディオニー・レボ（CEO代行） 2020年5月19日の株主総会で承認された方針を遵守した報酬			
投票に付される報酬要素	2020年度に関して付与された金額	詳細	2020年度に支払われた金額
固定報酬	800,000ユーロ	ディオニー・レボのCEO代行選任（2018年5月14日付）に際して2018年5月3日の取締役会により設定された同氏の年間固定報酬総額は、800,000ユーロである。	800,000ユーロ
年間変動報酬		ディオニー・レボは、2つの下位要素に分割される年間変動報酬から利益を受けている。すなわち、財務目標に基づく60%および定性的目標に基づく40%である。これらの要素については、上記「2020年度に関する年間変動報酬」に詳述されている。同氏の年間変動報酬は、固定報酬の115%までに制限されている。	・ 2020年5月19日の株主総会（第14号決議）により承認された2019年度に関する年間変動報酬：145,581ユーロ 年間変動報酬の計算と支払いに用いた基準については、取締役会会長および最高経営責任者の報酬に関する部分に詳述されている。権利が確定した年間変動報酬の50%は支払いを繰り延べる。 ・ 繰り延べられた年間変動報酬（下記「AMFの勧告に基づく標準表」の表2を参照のこと。）： ・ 2018年度については78,606ユーロおよび99,321ユーロ 上記の変動報酬は、2019年5月21日の株主総会（第21号決議）により承認された。 ・ 業績条件に従う繰延支払額について、取締役会は2020年2月5日の会議において当該条件を見直し、その充足を確認した。
うち2021年度に支払われる年間変動報酬	50,765ユーロ（額面価額）	2020年度の業績評価—2020年2月5日および3月12日の取締役会により定義された定量的および定性的基準ならびに2020事業年度に観測された達成率を考慮して、ディオニー・レボは、253,828ユーロ^(注)の年間変動報酬を付与された。これは総合的な目標達成率55.2%に相当し、同氏の最高年間変動報酬に基づいて計算されている（上記「2020年度における定性的目標の達成度」を参照のこと。）。 (注) 2021年2月9日に取締役会が決定した額面価額	
うち今後数年間において支払われる年間変動報酬	203,063ユーロ（額面価額）	・ 2020年度に関する年間変動報酬総額の支払いは、2021年5月18日に開催される株主総会での承認を条件としている。 ・ 当該年間変動報酬の40%は、2021年5月18日の株主総会により承認された時点で権利が確定する。この部分の半分（20%）は、1年間の保有期間の後に支払われるソシエテ・ジェネラルの株式同等物に変換される。 ・ 当該年間変動報酬の60%は、2021年、2022年および2023年の事業年度にわたって評価される、当グループの収益性および自己資本に関する目標の達成を条件とする。この部分の3分の2はソシエテ・ジェネラルの株式に変換され、うち半分は2年6ヶ月経過後に、残り半分は3年6ヶ月経過後に譲渡可能となる。 ・ この繰延報酬の権利確定および支払いの条件については、上記「2020年度に関する変動報酬の権利確定および支払い」に詳述されている。	
複数年変動報酬	該当なし	ディオニー・レボは複数年変動報酬を受領していない。	該当なし
例外的報酬	該当なし	ディオニー・レボは例外的報酬を受領しなかった。	該当なし
当事業年度中に付与されたオプションの価値	該当なし	ディオニー・レボは、ストック オプションを付与されていない。	該当なし

長期インセンティブ制度に基づき当事業年度に関して付与された株式または株式同等物の価値	570,000ユーロ (2021年2月8日現在のIFRS第2号に基づく価値) この金額は、56,576株の付与に相当する。	2012年度以降、最高経営責任者は、株式または株式同等物の付与を伴う長期インセンティブ制度における受給資格を有している。その目的は、同人らを当行の長期的発展に関与させ、またその利益を株主の利益に連動させることである。 取締役会が2020年度に関して2021年2月9日の会議において承認した制度の詳細は、以下の通りである。 ・年間変動報酬と同じ水準を上限とする付与 ・56,576株の2回の分割による付与。権利確定期間は4年および6年とし、権利確定後1年間の保有期間を設けることにより、インデックス期間は5年および7年に延長される。 ・2020年度に関する長期インセンティブの付与は、2021年5月18日に開催される株主総会での承認を条件とする。 ・最終的な権利の確定は、上記「2020事業年度の長期インセンティブ」に詳述されている通り、在職および業績条件に従う。 ・この付与は、2020年5月19日の株主総会の第24号決議（業績連動株式の付与に関する2021年3月11日の取締役会の決定）に基づいて承認されたものであり、株式資本の0.01%未満に相当する。	該当なし
出席報酬	該当なし	ディオニー・レボは2020年度に出席報酬を受領しなかった。	該当なし
現物給付の価額	5,945ユーロ	ディオニー・レボは、社用車を支給されている。	5,945ユーロ
退職金	当事業年度に関して支払うべき金額はない。	最高経営責任者に関する退職金の特徴については、上記「退職金」に詳述されている。	当事業年度に関して支払われた金額はない。
競業禁止に対する報酬	当事業年度に関して支払うべき金額はない。	最高経営責任者に関する競業禁止に対する報酬の特徴については、上記「競業禁止条項」に詳述されている。	当事業年度に関して支払われた金額はない。
補助的年金制度	補助的第82条年金制度への拠出額：8,812ユーロ	CEO代行に関する年金制度の詳細な説明は、上記「退職後給付：年金、退職金および競業禁止条項一年金」に記載されている。 ・上級経営陣の補助的年金制度 (新たな拠出が2019年12月31日以降停止された制度であり、既存の年金受給権は引き続き、受益者が退任までソシエテ・ジェネラルに勤続することを条件とする。) 例えば、仮定上62歳での退職および現在の年間固定報酬に基づけば、2019年12月31日現在、ディオニー・レボに対する潜在的年金受給権の分配額は、在職条件が充足されているかにかかわらず、167,000ユーロ（すなわちAFEP-MEDEF規約により定義される同氏のベンチマーク報酬の15.8%）に相当する。 ・補助的第82条年金制度 2020事業年度については、ディオニー・レボの総合的業績スコアが55.2%であったことを考慮して、この制度への拠出額は8,812ユーロ（拠出金の権利確定率：17%）であった。 ・Valmy年金貯蓄制度 当行が支払った年間拠出額：2,674ユーロ	2020年5月19日の株主総会（第14号決議）により承認された、補助的第82条年金制度への2019年度に関する拠出額：49,501ユーロ Valmy年金貯蓄制度への拠出額：2,674ユーロ

死亡・就業不能保険	ディオニー・レボは、死亡・就業不能保険の保障対象となっている。その受給額および拠出率は従業員のものと同様である。	死亡・就業不能保険に対する拠出額：5,810ユーロ

表 5

セヴラン・カバンヌ（CEO代行）（2020年12月31日まで） 2020年5月19日の株主総会で承認された方針を遵守した報酬			
投票に付される報酬要素	2020年度に関して付与された金額	詳細	2020年度に支払われた金額
固定報酬	800,000ユーロ	2019年度に支払われた年間固定報酬総額は、2014年7月31日の取締役会の決定以来変更されていない。	800,000ユーロ
年間変動報酬		セヴラン・カバンヌは、2つの下位要素に分割される年間変動報酬から利益を受けている。すなわち、財務目標に基づく60%および定性的目標に基づく40%である。これらの要素については、上記「2020年度に関する年間変動報酬」に詳述されている。同氏の年間変動報酬は、固定報酬の115%までに制限されている。	・ 2020年5月19日の株主総会（第12号決議）により承認された2019年度に関する年間変動報酬：116,104ユーロ 年間変動報酬の計算と支払いに用いた基準については、取締役会会長および最高経営責任者の報酬に関する部分に詳述されている。権利が確定した年間変動報酬の50%は支払いを繰り延べる。 ・ 繰り延べられた年間変動報酬（下記「AMFの勧告に基づく標準表」の表2を参照のこと。）： ・ 2016年度については53,688ユーロ ・ 2017年度については46,343ユーロ ・ 2018年度については97,111ユーロおよび122,700ユーロ 上記の変動報酬は、2017年5月23日（第12号決議）、2018年5月23日（第9号決議）および2019年5月21日（第19号決議）の株主総会により承認された。 ・ 業績条件に従う繰延支払額について、取締役会は2020年2月5日の会議において当該条件を見直し、その充足を確認した。
うち2021年度に支払われる年間変動報酬	41,234ユーロ （額面価額）	2020年度の業績評価—2020年2月5日および3月12日の取締役会により定義された定量的および定性的基準ならびに2020事業年度に観測された達成率を考慮して、セヴラン・カバンヌは、206,172ユーロ^(注)の年間変動報酬を付与された。これは総合的な目標達成率44.8%に相当し、同氏の最高年間変動報酬に基づいて計算されている（上記「2020年度における定性的目標の達成度」を参照のこと。）。 (注) 2021年2月9日に取締役会が決定した額面価額	
うち今後数年間において支払われる年間変動報酬	164,938ユーロ （額面価額）	・ 2020年度に関する年間変動報酬総額の支払いは、2021年5月18日に開催される株主総会での承認を条件としている。 ・ 当該年間変動報酬の40%は、2021年5月18日の株主総会により承認された時点で権利が確定する。この部分の半分（20%）は、1年間の保有期間の後に支払われるソシエテ・ジェネラルの株式同等物に変換される。 ・ 当該年間変動報酬の60%は、2021年、2022年および2023年の事業年度にわたって評価される、当グループの収益性および自己資本に関する目標の達成を条件とする。この部分の3分の2はソシエテ・ジェネラルの株式に変換され、うち半分は2年6ヶ月経過後に、残り半分は3年6ヶ月経過後に譲渡可能となる。 ・ この繰延報酬の権利確定および支払いの条件については、上記「2020年度に関する変動報酬の権利確定および支払い」に詳述されている。	
複数年変動報酬	該当なし	セヴラン・カバンヌは複数年変動報酬を受領していない。	該当なし
例外的報酬	該当なし	セヴラン・カバンヌは例外的報酬を受領しなかった。	該当なし

当事業年度中に付与されたオプションの価値	該当なし	セヴラン・カバンヌは、2009年度以降、ストック オプションを付与されていない。	該当なし
長期インセンティブ制度に基づき当事業年度に関して付与された株式または株式同等物の価値	該当なし	セヴラン・カバンヌは、当事業年度に関して、長期インセンティブを付与されなかった。	2014年度に関して2015年度に付与された長期インセンティブの一部として支払われた株式同等物：300,147ユーロ 2015年度に関して2016年度に付与された長期インセンティブの一部として権利が確定した株式：7,498株 これらの付与は、2015年5月19日（第6号決議）および2016年5月18日（第7号決議）の株主総会によりそれぞれ承認された。取締役会は、2020年2月5日の会議において、業績条件を見直し、その充足を確認した（上記「2020事業年度に支払われた長期インセンティブ」および下記「AMFの勧告に基づく標準表」の表7を参照のこと。）。
出席報酬	該当なし	セヴラン・カバンヌは2020年度に出席報酬を受領しなかった。	該当なし
現物給付の価額	5,161ユーロ	セヴラン・カバンヌは、社用車を支給されている。	5,161ユーロ
退職金	当事業年度に関して支払うべき金額はない。	最高経営責任者に関する退職金の特徴については、上記「退職金」に詳述されている。	当事業年度に関して支払われた金額はない。
競業禁止に対する報酬	当事業年度に関して支払うべき金額はない。	最高経営責任者に関する競業禁止に対する報酬の特徴については、上記「競業禁止条項」に詳述されている。	当事業年度に関して支払われた金額はない。

補助的年金制度	補助的第82条年金制度への 拠出額：0 ユーロ	CEO代行に関する年金制度の詳細な説明は、上記「退職後給付：年金、退職金および競業禁止条項一年金」に記載されている。 ・ 上級経営陣の補助的年金制度 （新たな拠出が2019年12月31日以降停止された制度であり、既存の年金受給権は引き続き、受益者が退任までソシエテ・ジェネラルに勤続することを条件とする。） 例えば、仮定上62歳での退職および現在の年間固定報酬に基づけば、2019年12月31日現在、セヴラン・カバンヌに対する潜在的年金受給権の分配額は、在職条件が充足されているかにかかわらず、150,000ユーロ（すなわちAFEP-MEDEF規約により定義される同氏のベンチマーク報酬の14.9%）に相当する。 ・ 補助的第82条年金制度 2020事業年度については、セヴラン・カバンヌの総合的業績スコアが44.8%であったことを考慮して、2020年度に関して、この制度への拠出は行われない（拠出金の権利確定率：0%）。 ・ Valmy年金貯蓄制度 当行が支払った年間拠出額：2,674ユーロ	2020年5月19日の株主総会（第12号決議）により承認された、補助的第82条年金制度への2019年度に関する拠出額：22,284ユーロ Valmy年金貯蓄制度への拠出額：2,674ユーロ
死亡・就業不能保険		セヴラン・カバンヌは、死亡・就業不能保険の保障対象となっている。その受給額および拠出率は従業員のものと連動している。	死亡・就業不能保険に対する拠出額：6,031ユーロ

表 6

フィリップ・ヘイム（CEO代行）（2020年8月3日まで） 2020年5月19日の株主総会で承認された方針を遵守した報酬			
投票に付される報酬要素	2020年度に関して付与された金額	詳細	2020年度に支払われた金額
固定報酬	473,333ユーロ	フィリップ・ヘイムのCEO代行選任（2018年5月14日付）に際して2018年5月3日の取締役会により設定された同氏の年間固定報酬総額は、800,000ユーロである。表示された金額は、同氏が経営執行部の組織再編に伴って退職した2020年8月3日までの期間に比例して2020年度に支払われた、同氏の年間固定報酬総額に相当する。	473,333ユーロ
年間変動報酬	該当なし	フィリップ・ヘイムは当事業年度に関して年間変動報酬を付与されなかった。	2020年5月19日の株主総会（第13号決議）により承認された2019年度に関する年間変動報酬：152,536ユーロ - 年間変動報酬の計算と支払いに用いた基準については、取締役会会長および最高経営責任者の報酬に関する部分に詳述されている。権利が確定した年間変動報酬の50%は支払いを繰り延べる。 - 繰り延べられた年間変動報酬（下記「AMFの勧告に基づく標準表」の表2を参照のこと。）： 2018年度については87,460ユーロおよび110,505ユーロ - 上記の変動報酬は、2019年5月21日の株主総会（第20号決議）により承認された。 - 業績条件に従う繰延支払額について、取締役会は2020年2月5日の会議において当該条件を見直し、その充足を確認した。
うち2021年度に支払われる年間変動報酬	該当なし		
うち今後数年間において支払われる年間変動報酬	該当なし		
複数年変動報酬	該当なし	フィリップ・ヘイムは複数年変動報酬を受領していない。	該当なし
例外的報酬	該当なし	フィリップ・ヘイムは例外的報酬を受領しなかった。	該当なし
当事業年度中に付与されたオプションの価値	該当なし	フィリップ・ヘイムは、ストック オプションを付与されていない。	該当なし

長期インセンティブ制度に基づき当事業年度に関して付与された株式または株式同等物の価値	該当なし	フィリップ・ヘイムは当事業年度に関して長期インセンティブを付与されなかった。	該当なし
出席報酬	該当なし	フィリップ・ヘイムは2020年度に出席報酬を受領しなかった。	該当なし
現物給付の価額	2,600ユーロ	フィリップ・ヘイムは、社用車を支給されている。	2,600ユーロ
退職金	当事業年度に関して支払うべき金額はない。	最高経営責任者に関する退職金の特徴については、上記「退職金」に詳述されている。	当事業年度に関して支払われた金額はない。
競業禁止に対する報酬	当事業年度に関して支払うべき金額はない。	最高経営責任者に関する競業禁止に対する報酬の特徴については、上記「競業禁止条項」に詳述されている。	当事業年度に関して支払われた金額はない。
補助的年金制度	補助的第82条年金制度への拠出額：該当なし	CEO代行に関する年金制度の詳細な説明は、上記「退職後給付：年金、退職金および競業禁止条項一年金」に記載されている。 ・ 上級経営陣の補助的年金制度 （新たな拠出が2019年12月31日以降停止された制度であり、既存の年金受給権は引き続き、受益者が退任までソシエテ・ジェネラルに勤続することを条件とする。） ・ 補助的第82条年金制度 2020年度に関しては変動報酬がなかったため、当事業年度については、この制度への拠出は行われな い。2019年度に関して2020年度に支払われた拠出額 は権利が最終的に確定した。 ・ Valmy年金貯蓄制度 当行が支払った年間拠出額：1,474ユーロ	2020年5月19日の株主総会（第13号決議）により承認された、補助的第82条年金制度への2019年度に関する拠出額：51,032ユーロ Valmy年金貯蓄制度への拠出額：1,474ユーロ
死亡・就業不能保険		フィリップ・ヘイムは、死亡・就業不能保険の保障対象となっていた。その受給額および拠出率は従業員のものと連動している。	死亡・就業不能保険に対する拠出額：3,822ユーロ

AMFの勧告に基づく標準表

表 1

取締役会会長および各最高経営責任者に付与された報酬ならびにストック オプション、株式および株式同等物の概要⁽¹⁾

(単位：ユーロ)	2019事業年度	2020事業年度
ロレンツォ・ビーニ・スマギ、取締役会会長		
各事業年度を支払期限とする報酬（表 2 参照）	979,378	979,488
各事業年度中に付与されたオプションの価値（表 4 参照）	0	0
各事業年度中に長期インセンティブ制度に基づき付与された株式または株式同等物の価値	0	0
合計	979,378	979,488
フレデリック・ウデア、最高経営責任者		
各事業年度を支払期限とする報酬（表 2 参照）	2,692,299	1,785,856
各事業年度中に付与されたオプションの価値（表 4 参照）	0	0
各事業年度中に長期インセンティブ制度に基づき付与された株式または株式同等物の価値 ⁽²⁾	850,000	850,000
合計	3,542,299	2,635,856
フィリップ・エムリッシュ、CEO代行		
各事業年度を支払期限とする報酬（表 2 参照）	1,555,136	1,029,448
各事業年度中に付与されたオプションの価値（表 4 参照）	0	0
各事業年度中に長期インセンティブ制度に基づき付与された株式または株式同等物の価値 ⁽²⁾	570,000	570,000
合計	2,125,136	1,599,448
セヴラン・カバンヌ、CEO代行、2020年12月31日まで⁽³⁾		
各事業年度を支払期限とする報酬（表 2 参照）	1,385,667	1,011,333
各事業年度中に付与されたオプションの価値（表 4 参照）	0	0
各事業年度中に長期インセンティブ制度に基づき付与された株式または株式同等物の価値 ⁽²⁾	570,000	0
合計	1,955,667	1,011,333
フィリップ・ヘイム、CEO代行、2020年8月3日まで⁽⁴⁾		
各事業年度を支払期限とする報酬（表 2 参照）	1,565,744	475,933
各事業年度中に付与されたオプションの価値（表 4 参照）	0	0
各事業年度中に長期インセンティブ制度に基づき付与された株式または株式同等物の価値 ⁽²⁾	570,000	0
合計	2,135,744	475,933

(単位：ユーロ)	2019事業年度	2020事業年度
ディオニー・レボ、CEO代行		
各事業年度を支払期限とする報酬（表2参照）	1,533,844	1,059,773
各事業年度中に付与されたオプションの価値（表4参照）	0	0
各事業年度中に長期インセンティブ制度に基づき付与された株式または株式同等物の価値 ⁽²⁾	570,000	570,000
合計	2,103,844	1,629,773

(1) 報酬はユーロによる総額（税引前）で表示した。

(2) この制度については、上記「2020事業年度の長期インセンティブ」に詳述されている。

(3) セヴラン・カバンヌは、2021年度に退任することを自ら決定し、2020年12月31日にCEO代行を退任した。

(4) フィリップ・ヘイムは、経営執行部の組織再編に伴い、2020年8月3日にCEO代行を退任した。

表2

取締役会会長および各最高経営責任者の報酬の概要⁽¹⁾

(単位：ユーロ)	2019事業年度		2020事業年度	
	支払額	当該事業年度の支払予定額	支払額	当該事業年度の支払予定額
ロレンツォ・ビーニ・スマギ、取締役会会長				
■固定報酬	925,000	925,000	925,000	925,000
■非繰延年間変動報酬	0	0	0	0
■繰延年間変動報酬	0	0	0	0
■例外的報酬	0	0	0	0
■出席報酬	0	0	0	0
■現物給付 ⁽²⁾	54,378	54,378	54,488	54,488
合計	979,378	979,378	979,488	979,488
フレデリック・ウデア、最高経営責任者				
■固定報酬	1,300,000	1,300,000	1,300,000	1,300,000
■非繰延年間変動報酬 ⁽³⁾	212,696	277,430	277,430	96,139
■繰延年間変動報酬 ⁽³⁾	825,693	1,109,722	675,986 ⁽⁵⁾	384,556
■例外的報酬	0	0	0	0
■出席報酬	0	0	0	0
■現物給付 ⁽⁴⁾	5,147	5,147	5,161	5,161
合計	2,343,536	2,692,299	2,258,577	1,785,856

(単位：ユーロ)	2019事業年度		2020事業年度	
	支払額	当該事業年度の 支払予定額	支払額	当該事業年度の 支払予定額
フィリップ・エムリッシュ、CEO代行				
■固定報酬	800,000	800,000	800,000	800,000
■非繰延年間変動報酬 ⁽³⁾	84,621	151,027	151,027	45,889
■繰延年間変動報酬 ⁽³⁾	0	604,109	191,539 ⁽⁵⁾	183,559
■その他の報酬 ⁽⁶⁾	261,458	0	124,621	0
■例外的報酬	0	0	0	0
■出席報酬	0	0	0	0
■現物給付 ⁽⁴⁾	0	0	0	0
合計	1,146,079	1,555,136	1,267,187	1,029,448
セヴラン・カバンヌ、CEO代行、2020年12月 31日まで⁽⁷⁾				
■固定報酬	800,000	800,000	800,000	800,000
■非繰延年間変動報酬 ⁽³⁾	97,111	116,104	116,105	41,234
■繰延年間変動報酬 ⁽³⁾	417,764	464,416	319,842 ⁽⁵⁾	164,938
■例外的報酬	0	0	0	0
■出席報酬	0	0	0	0
■現物給付 ⁽⁴⁾	5,147	5,147	5,161	5,161
合計	1,320,022	1,385,667	1,241,108	1,011,333
フィリップ・ヘイム、CEO代行、2020年8月 3日まで⁽⁸⁾				
■固定報酬	800,000	800,000	473,333	473,333
■非繰延年間変動報酬 ⁽³⁾	87,460	152,536	152,536	0
■繰延年間変動報酬 ⁽³⁾	0	610,144	197,965 ⁽⁵⁾	0
■その他の報酬 ⁽⁶⁾	323,180	0	0	0
■例外的報酬	0	0	0	0
■出席報酬	0	0	0	0
■現物給付 ⁽⁴⁾	3,064	3,064	2,600	2,600
合計	1,213,704	1,565,744	826,434	475,933
ディオニー・レボ、CEO代行				
■固定報酬	800,000	800,000	800,000	800,000
■非繰延年間変動報酬 ⁽³⁾	78,606	145,581	145,581	50,765
■繰延年間変動報酬 ⁽³⁾	0	582,323	177,927 ⁽⁵⁾	203,063
■その他の報酬 ⁽⁶⁾	390,031	0	215,754	0
■例外的報酬	0	0	0	0
■出席報酬	0	0	0	0
■現物給付 ⁽⁴⁾	5,940	5,940	5,945	5,945
合計	1,274,577	1,533,844	1,345,207	1,059,773

- (1) 報酬はユーロによる総額（税引前）で表示した。最高経営責任者に支払われた長期インセンティブの詳細については、表1および表7を参照のこと。
- (2) 社宅の支給
- (3) 年間変動報酬の計算と支払いに用いた基準については、取締役会会長および最高経営責任者の報酬に関する項に詳述されている。権利が確定した年間変動報酬の50%は支払いを繰り延べる。
- (4) 社用車の支給
- (5) 支払額の内訳に関する詳細は、下記の表を参照のこと。
- (6) フィリップ・エムリッシュ、フィリップ・ヘイムおよびディオニー・レボは2018年5月14日にCEO代行に選任された。
「その他の報酬」の計上額は、前職務に関して付与された固定および変動報酬に相当する。
- (7) セヴァン・カバンヌは、2021年度に退任することを自ら決定し、2020年12月31日にCEO代行を退任した。
- (8) フィリップ・ヘイムは、経営執行部の組織再編に伴い、2020年8月3日にCEO代行を退任した。

各最高経営責任者に対して2020年度に支払われた繰延年間変動報酬の内訳

(単位:ユーロ)	2016年 ⁽¹⁾	2017年 ⁽²⁾	2018年 ⁽³⁾	2018年 ⁽⁴⁾	その他の繰延年間 変動報酬 ⁽⁵⁾	2020年 合計支払額
F. ウデア	104,561	89,919	212,695	268,811	該当なし	675,986
P. エムリッシュ	該当なし	該当なし	84,621	106,918	124,621	316,160
S. カバンヌ	53,688	46,349	97,111	122,700	該当なし	319,842
P. ヘイム ⁽⁶⁾	該当なし	該当なし	87,460	110,505	該当なし	197,965
D. レボ	該当なし	該当なし	78,606	99,321	215,754	393,681

- (1) 2020年3月に権利が確定した株式の価値であり、2016事業年度に関する年間変動報酬（その権利の確定は、2019年度に関するグループ当期純利益および普通株式等Tier 1の目標達成を条件としていた。）の権利未確定部分の3回目の分割払いに相当する。
- (2) 2020年3月に権利が確定した株式の価値であり、2017事業年度に関する年間変動報酬（その権利の確定は、2019年度に関するグループ当期純利益および普通株式等Tier 1の目標達成を条件としていた。）の権利未確定部分の2回目の分割払いに相当する。
- (3) 2018事業年度に関する年間変動報酬の権利未確定部分の分割払いの初回分であり、現金で支払われ、株価に連動しない（その権利の確定は、2019年度に関するグループ当期純利益および普通株式等Tier 1の目標達成を条件としていた。）。
- (4) 2018年度に関する年間変動報酬の権利確定部分であり、ソシエテ・ジェネラルの株価に連動する。
- (5) フィリップ・エムリッシュおよびディオニー・レボは2018年5月14日にCEO代行に選任された。
「その他の繰延年間変動報酬」の欄に表示された金額は、前職務に関して2020年度に支払われた報酬に相当する。
- (6) フィリップ・ヘイムは2018年5月14日にCEO代行に選任され、経営執行部の組織再編に伴って2020年8月3日に退任した。

表 3

当行の非執行役員に支払われた報酬

(単位：ユーロ)	2019年度に 支払われた報酬		2020年度に 支払われた報酬		報酬	
当行の役員 (執行役員を除く。)	2018事業 年度の残高	2019事業 年度の中間 支払額	2019事業 年度の残高	2020事業 年度の中間 支払額	2019事業 年度分	2020事業 年度分 ^(*)
ロレンツォ・ビーニ・スマギ						
出席報酬	-	-	-	-	-	-
その他の報酬	-	-	-	-	-	-
ロベール・カステーニュ						
出席報酬	10,399	-	-	-	-	-
その他の報酬						
ウィリアム・コネリー						
出席報酬	86,428	56,842	89,670	55,904	146,511	217,333
その他の報酬						
ジェローム・コンタミーヌ						
出席報酬	72,172	49,550	81,896	53,175	131,446	139,908
その他の報酬						
ディアヌ・コート						
出席報酬	52,365	39,991	65,182	42,217	105,174	103,905
その他の報酬						
キラ・ハゾ						
出席報酬	100,386	62,655	101,221	63,994	163,875	160,550
その他の報酬						
フランス・ウサイ						
出席報酬 ⁽¹⁾	59,091	35,656	58,256	36,807	93,912	93,363
ソシエテ・ジェネラルの給与					52,500	54,032
ベアトリス・ルパニョール						
出席報酬 ⁽²⁾	5,154	-	-	-	-	-
ソシエテ・ジェネラルの給与						-
ダヴィッド・ルルー						
出席報酬 ⁽¹⁾	40,721	25,408	45,038	28,717	70,446	74,083
ソシエテ・ジェネラルの給与					37,077	40,133
ジャン・ベルナル・レヴィ						
出席報酬	78,298	51,317	80,910	49,155	132,227	126,909
その他の報酬						
アナ・マリア・ロピス・ リヴァス						
出席報酬	1,396	-	-	-	-	-
その他の報酬						

(単位：ユーロ)	2019年度に 支払われた報酬		2020年度に 支払われた報酬		報酬	
	2018事業 年度の残高	2019事業 年度の間 支払額	2019事業 年度の残高	2020事業 年度の間 支払額	2019事業 年度分	2020事業 年度分 ^(*)
当行の役員 (執行役員を除く。)						
アネット・メッセマー						
出席報酬	-	-	-	-	-	87,599
その他の報酬						
ジェラルム・メストラレ						
出席報酬	78,298	49,839	82,389	49,155	132,227	125,162
その他の報酬						
ジュアン・マリア・ ニン・ジェノヴァ						
出席報酬	92,607	61,276	87,534	58,585	148,810	150,008
その他の報酬						
ナタリー・ラチョウ						
出席報酬	163,280	101,258	162,555	89,718	263,813	94,547
その他の報酬						
ルボミーラ・ロシェ						
出席報酬	41,943	26,887	43,559	27,377	70,446	79,768
その他の報酬						
アレクサンドラ・ スハープベルト						
出席報酬	151,436	96,033	145,078	97,252	241,112	246,865
その他の報酬						
合計（出席報酬）					1,700,000	1,700,000

(*) 取締役会のメンバーは、2020年度に関する出席報酬の残高を、2021年1月末に受領した。

(1) ソシエテ・ジェネラルの労働組合であるSNBに対して支払われた。

(2) ソシエテ・ジェネラルの労働組合であるCFDTに対して支払われた。

表 4

当事業年度中に発行会社およびグループ会社によって取締役会会長および各最高経営責任者に付与された株式の購入または予約オプション

2020年度において、取締役会はいかなるオプションも付与しなかった。

表 5

当事業年度中に取締役会会長および各最高経営責任者によって行使された株式の購入または予約オプション
前回のオプション制度は、2017年度に失効した。

表 6

取締役会会長および各最高経営責任者に付与された株式

当事業年度中に発行会社およびグループ会社によって取締役会会長および各最高経営責任者に付与されたソシエテ・ジェネラルの業績連動株式

(単位:ユーロ)	付与日	付与の理由 ⁽¹⁾	当年度中に 付与された 株式数	連結財務諸表 で用いられた 方法に基づく 株式の価値	業績条件の 評価日	入手可能日	業績 条件 ⁽²⁾
L. ビーニ・スマギ	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
E. ウデア	2020年 3月12日	2019事業年度に關して支払うべき年間変動報酬の支払い	10,340	120,151	2022年3月31日	2022年10月1日	あり
			10,340	111,258	2023年3月31日	2023年10月1日	あり
		2019事業年度に關して支払うべき長期インセンティブ	25,930	163,359	2024年3月31日	2025年4月1日	あり
			25,931	152,993	2026年3月31日	2027年4月1日	あり
P. エムリッシュ	2020年 3月12日	2019事業年度に關して支払うべき年間変動報酬の支払い	5,629	65,409	2022年3月31日	2022年10月1日	あり
			5,629	60,568	2023年3月31日	2023年10月1日	あり
		2019事業年度に關して支払うべき長期インセンティブ	17,388	109,544	2024年3月31日	2025年4月1日	あり
			17,389	102,595	2026年3月31日	2027年4月1日	あり
S. カバンヌ	2020年 3月12日	2019事業年度に關して支払うべき年間変動報酬の支払い	4,327	50,280	2022年3月31日	2022年10月1日	あり
			4,327	46,559	2023年3月31日	2023年10月1日	あり
		2019事業年度に關して支払うべき長期インセンティブ	17,388	109,544	2024年3月31日	2025年4月1日	あり
			17,389	102,595	2026年3月31日	2027年4月1日	あり
P. ヘイム ⁽³⁾	2020年 3月12日	2019事業年度に關して支払うべき年間変動報酬の支払い	5,685 ⁽³⁾	66,060	2022年3月31日	2022年10月1日	あり
			5,685 ⁽³⁾	61,171	2023年3月31日	2023年10月1日	あり
		2019事業年度に關して支払うべき長期インセンティブ	17,388 ⁽³⁾	109,544	2024年3月31日	2025年4月1日	あり
			17,389 ⁽³⁾	102,595	2026年3月31日	2027年4月1日	あり
D. レボ	2020年 3月12日	2019事業年度に關して支払うべき年間変動報酬の支払い	5,426	63,050	2022年3月31日	2022年10月1日	あり
			5,426	58,384	2023年3月31日	2023年10月1日	あり
		2019事業年度に關して支払うべき長期インセンティブ	17,388	109,544	2024年3月31日	2025年4月1日	あり
			17,389	102,595	2026年3月31日	2027年4月1日	あり

- (1) 変動報酬および長期インセンティブの金額は、2020年2月5日の取締役会で設定された。対応する業績連動株式は、2020年3月12日の取締役会で付与された。
- (2) 年間変動報酬の権利の確定は、グループ当期純利益およびコアTier1比率という2つの条件に服する。長期インセンティブの権利の確定は、同業他社と比較したTSRの条件ならびにCSRおよび収益性という条件に服する。業績条件のさらなる詳細については、上記「退職後給付：年金、退職金および競業禁止に対する報酬」、「最高経営責任者に対するその他の給付」および「ペイ レシオおよび報酬の変動」を参照のこと。
- (3) フィリップ・ヘイムは、経営執行部の組織再編に伴い2020年8月3日にCEO代行を退任した。年間変動報酬および長期インセンティブの権利確定は勤続を条件とするため、2019年度に同氏のCEO代行としての任務に關して付与された年間変動報酬または長期インセンティブのうち権利未確定のものについては、支払いは行われない。表中で同氏に帰属するすべての株式は、同氏が当グループから退職した時点で表から除外された。

表 7

当事業年度中に取締役会会長および各最高経営責任者が受領した株式

	付与日	当事業年度中に受領した株式数
L. ビーニ・スマギ	該当なし	該当なし
	2018年3月14日	5,656 ⁽¹⁾
F. ウデア	2017年3月15日	6,577 ⁽²⁾
	2016年5月18日	11,247 ⁽³⁾
P. エムリッシュ	2017年3月15日	1,428 ⁽⁴⁾
	2018年3月14日	2,915 ⁽¹⁾
S. カバンヌ	2017年3月15日	3,377 ⁽²⁾
	2016年5月18日	7,498 ⁽³⁾
P. ヘイム ⁽⁵⁾	該当なし	該当なし
D. レボ	2017年3月15日	1,995 ⁽⁴⁾

- (1) 2017事業年度に関して2018年度に付与された繰延年間変動報酬（上記表2に示される。）の権利の確定は、2019年度におけるグループ当期純利益および普通株式等Tier 1の目標の充足を条件としていた。
- (2) 2016事業年度に関して2017年度に付与された繰延年間変動報酬（上記表2に示される。）の権利の確定は、2019年度におけるグループ当期純利益および普通株式等Tier 1の目標の充足を条件としていた。
- (3) 2016年度に付与された長期インセンティブ制度の分割払いの初回分であり、その権利の確定は、同業他社と比較したソシエテ・ジェネラルの株式の業績を条件としていた。2020年度初めに行われた株式の業績評価によると、ソシエテ・ジェネラルは比較対象群の中で第6位であった（付与された株式の最大数のうち50%の権利確定に相当する。）。
- (4) フィリップ・エムリッシュおよびディオニー・レボは2018年5月14日にCEO代行に選任された。計上された株式は、前職務に関して付与された報酬に相当する。
- (5) フィリップ・ヘイムは2018年5月14日にCEO代行に選任され、経営執行部の組織再編に伴い2020年8月3日に退任した。2020年度において、フィリップ・ヘイムは、CEO代行に就任する前の有給職に関して2017年3月15日に付与された1,741株を受領した。
- (注) 買戻プログラムにおける株式

当事業年度中に取締役会会長および各最高経営責任者が受領した株式同等物

	付与日	当事業年度中に 権利が確定した株式同等物	支払額 (単位：ユーロ)
L. ビーニ・スマギ	該当なし	該当なし	該当なし
F. ウデア	2019年3月31日	8,244 ⁽¹⁾	268,811
	2015年3月31日	15,008 ⁽²⁾	489,364
P. エムリッシュ	2019年3月31日	3,279 ⁽¹⁾	106,918
	2015年3月31日	1,683 ⁽³⁾	22,039
S. カバンヌ	2019年3月31日	3,763 ⁽¹⁾	122,700
	2015年3月31日	9,205 ⁽²⁾	300,147
P. ヘイム ⁽⁴⁾	2019年3月31日	3,389 ⁽¹⁾	110,505
D. レボ	2019年3月31日	3,046 ⁽¹⁾	99,321
	2015年3月31日	2,251 ⁽³⁾	29,477

- (1) 2018事業年度に関して2019年度に付与された繰延年間変動報酬として受領された株式同等物（上記表2に示される。）
- (2) 2015年度に付与された長期インセンティブ制度の分割払いの初回分として、1年間の保有期間の後に受領された株式同等物であり、2019年3月における権利の確定は、当グループの収益性および同業他社と比較したソシエテ・ジェネラルの株式の業績の観点から見た目標を条件としていた。2019年度初めに行われた株式の業績評価によると、ソシエテ・ジェネラルは比較対象群の中で第5位であった（付与された株式同等物の最大数のうち66.7%の権利確定に相当する。）。
- (3) フィリップ・エムリッシュおよびディオニー・レボは2018年5月14日にCEO代行に選任された。表示された金額は、前職務に関して付与された報酬に相当する。
- (4) フィリップ・ヘイムは2018年5月14日にCEO代行に選任され、経営執行部の組織再編に伴い2020年8月3日に退任した。2020年度において、フィリップ・ヘイムは、CEO代行に就任する前の有給職に関して2015年3月31日に付与された、3,602株の株式同等物に相当する47,168ユーロの支払いを受けた。

表8

付与された株式の予約または購入オプションの記録

予約または購入オプションに関する情報

前回のオプション制度は、2017年度に失効した。

表9

上位10名の（当行の役員以外の）従業員に付与および行使された株式の予約または購入オプション

ソシエテ・ジェネラルは、2020年度中、オプション制度を実施しなかった。

前回のオプション制度は、2017年度に失効した。

監査済 | 表10

付与された業績連動株式の記録

付与された業績連動株式に関する情報

株主総会の決議日	2018年 5月23日	2018年 5月23日	2016年 5月18日	2016年 5月18日	2016年 5月18日
取締役会の決議日	2020年 3月12日	2019年 3月13日	2018年 3月14日	2017年 3月15日	2016年 5月18日
付与株式総数	2,545,414	2,834,045	1,677,279	1,796,759	2,478,926
うち、当行の役員に付与された 株式数 ⁽¹⁾	253,783	265,413	75,880	74,565	101,544
フレデリック・ウデア	72,541	86,705	46,472	45,871	62,900
ディオニー・レボ	45,629	41,795	7,277	5,986	4,860
フィリップ・エムリッシュ	46,035	37,889	2,815	2,857	3,626
セヴラン・カバンヌ	43,431	60,139	29,408	28,694	38,644
フィリップ・ヘイム ⁽⁴⁾	46,147 ⁽⁴⁾	38,885 ⁽⁴⁾	4,990 ⁽⁴⁾	5,224 ⁽⁴⁾	7,290 ⁽⁴⁾
受益者の総数	4,652	5,747	6,016	6,710	6,495
権利確定日	下表参照	下表参照	下表参照	下表参照	下表参照
保有期間の終了日	下表参照	下表参照	下表参照	下表参照	下表参照
業績条件 ⁽²⁾	あり	あり	あり	あり	あり
公正価値（単位：ユーロ） ⁽³⁾	下表参照	下表参照	下表参照	下表参照	下表参照
2020年12月31日現在の 権利確定株式数	372	0	301,008	1,480,174	2,088,474
取消しまたは 失効となった株式総数	61,725	152,608	165,226	167,033	238,459
年度末現在の 業績連動株式残高	2,483,317	2,681,437	1,211,045	149,552	151,993

(1) 取締役会会長および最高経営責任者については、上記表6および表7を参照のこと。

(2) 適用される業績条件については、当行のウェブサイト (societegenerale.com.) で閲覧可能な「Performance and Compensation Report（業績および報酬報告書）」に詳述されている。

(3) 業績連動株式は、譲渡不可による割引を考慮に入れた市場価値で評価される。

(4) フィリップ・ヘイムは、経営執行部の組織再編に伴い2020年8月3日にCEO代行を退任した。株式の権利確定は勤続を条件とするため、同氏に付与された株式は、次の通り、表から除外された。すなわち、2020年制度については46,147株、2019年制度については32,106株、2018年制度については4,990株、2017年制度については3,483株、2016年制度については4,860株が表から除外された。

2016年度における業績連動株式制度の概要⁽¹⁾

株主総会の決議日	2016年 5月18日			
取締役会の決議日	2016年 5月18日			
付与株式総数	2,478,926			
権利確定日	2018年 3月29日 (分割払い 1 回目)	2019年 3月29日	2020年 3月31日 (分割払い 1 回目)	2021年 3月31日
	2019年 3月29日 (分割払い 2 回目)		2022年 3月31日 (分割払い 2 回目)	
保有期間の最終日	2018年 9月30日	該当なし	2021年 4月 1日	2021年10月 2日
	2019年 9月30日		2023年 4月 1日	
公正価値 (単位：ユーロ) ⁽²⁾	30.18 (分割払い 1 回目)	29.55	22.07 (分割払い 1 回目)	32.76
	28.92 (分割払い 2 回目)		21.17 (分割払い 2 回目)	

(1) 年間従業員LTI制度および銀行業務規制で定義される規制対象者（当行の役員を含む。）に適用される特定の忠誠心および報酬方針に基づく付与に基づく。

(2) 業績連動株式は、譲渡不可による割引を考慮に入れた市場価値で評価される。

2017年度における業績連動株式制度の概要⁽¹⁾

株主総会の決議日	2016年 5月18日			
取締役会の決議日	2017年 3月15日			
付与株式総数	1,796,759			
権利確定日	2019年 3月29日 (分割払い 1 回目)	2020年 3月31日	2021年 3月31日 (分割払い 1 回目)	2022年 3月31日
	2020年 3月31日 (分割払い 2 回目)		2023年 3月31日 (分割払い 2 回目)	
保有期間の最終日	2019年 9月30日	該当なし	2022年 4月 1日	2022年10月 2日
	2020年10月 2日		2024年 4月 1日	
公正価値 (単位：ユーロ) ⁽²⁾	42.17 (分割払い 1 回目)	41.05	27.22 (分割払い 1 回目)	43.75
	40.33 (分割払い 2 回目)		26.34 (分割払い 2 回目)	

(1) 年間従業員LTI制度および銀行業務規制で定義される規制対象者（当行の役員を含む。）に適用される特定の忠誠心および報酬方針に基づく付与に基づく。

(2) 業績連動株式は、譲渡不可による割引を考慮に入れた市場価値で評価される。

2018年度における業績連動株式制度の概要⁽¹⁾

株主総会の決議日	2016年 5月18日			
取締役会の決議日	2018年 3月14日			
付与株式総数	1,677,279			
権利確定日	2020年 3月31日 (分割払い 1 回目)	2021年 3月31日	2022年 3月31日 (分割払い 1 回目)	2023年 3月31日
	2021年 3月31日 (分割払い 2 回目)		2024年 3月29日 (分割払い 2 回目)	
保有期間の最終日	2020年10月 1 日	該当なし	2023年 4月 1 日	2023年10月 1 日
	2021年10月 1 日		2025年 3月31日	
公正価値 (単位：ユーロ) ⁽²⁾	40.39 (分割払い 1 回目)	39.18	26.40 (分割払い 1 回目)	39.17
	38.59 (分割払い 2 回目)		24.43 (分割払い 2 回目)	

(1) 年間従業員LTI制度および銀行業務規制で定義される規制対象者（当行の役員を含む。）に適用される特定の忠誠心および報酬方針に基づく付与に基づく。

(2) 業績連動株式は、譲渡不可による割引を考慮に入れた市場価値で評価される。

2019年度における業績連動株式制度の概要⁽¹⁾

株主総会の決議日	2018年 5月23日			
取締役会の決議日	2019年 3月13日			
付与株式総数	2,834,045			
権利確定日	2021年 3月31日 (分割払い 1 回目)	2022年 3月31日	2023年 3月31日 (分割払い 1 回目)	2023年 3月31日 (分割払い 1 回目)
	2022年 3月31日 (分割払い 2 回目)		2025年 3月31日 (分割払い 2 回目)	2024年 3月29日 (分割払い 2 回目)
保有期間の最終日	2021年10月 1 日	該当なし	2024年 4月 1 日	2023年10月 1 日
	2022年10月 1 日		2026年 4月 1 日	2024年10月 1 日
公正価値 (単位：ユーロ) ⁽²⁾	22.32 (分割払い 1 回目)	21.4	8.53 (分割払い 1 回目)	10.86 (分割払い 1 回目)
	20.93 (分割払い 2 回目)		9.45 (分割払い 2 回目)	11.35 (分割払い 2 回目)

(1) 年間従業員LTI制度および銀行業務規制で定義される規制対象者（当行の役員を含む。）に適用される特定の忠誠心および報酬方針に基づく付与に基づく。

(2) 業績連動株式は、譲渡不可による割引を考慮に入れた市場価値で評価される。

2020年度における業績連動株式制度の概要⁽¹⁾

株主総会の決議日	2018年 5月23日			
取締役会の決議日	2020年 3月12日			
付与株式総数	2,545,414			
権利確定日	2022年 3月31日 (分割払い 1 回目)	2023年 3月31日	2024年 3月31日 (分割払い 1 回目)	2024年 3月31日 (分割払い 1 回目)
	2023年 3月31日 (分割払い 2 回目)		2026年 3月31日 (分割払い 2 回目)	2025年 3月31日 (分割払い 2 回目)
保有期間の最終日	2022年10月 1 日	該当なし	2025年 4月 1 日	2024年10月 1 日
	2023年10月 1 日		2027年 4月 1 日	2025年10月 1 日
公正価値 (単位：ユーロ) ⁽²⁾	11.62 (分割払い 1 回目)	11.26	6.3 (分割払い 1 回目)	9.2 (分割払い 1 回目)
	10.76 (分割払い 2 回目)		5.9 (分割払い 2 回目)	8.8 (分割払い 2 回目)

(1) 年間従業員LTI制度および銀行業務規制で定義される規制対象者(当行の役員を含む。)に適用される特定の忠誠心および報酬方針に基づく付与に基づく。

(2) 業績連動株式は、譲渡不可による割引を考慮に入れた市場価値で評価される。

表11

2020年度における取締役会会長および最高経営責任者の地位

	任期		雇用契約 ⁽¹⁾⁽⁵⁾		補助的年金制度 ⁽²⁾		退職または役職変更の結果として支払うべき(またはそうなる可能性が高い)報酬または給付 ⁽³⁾		競争禁止条項に基づいて支払われる報酬 ⁽⁴⁾	
	開始	終了	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし
ロレンツォ・ビーニ・スマギ 取締役会会長	2015年 ⁽⁶⁾	2022年		○		○		○		○
フレデリック・ウデア 最高経営責任者	2008年 ⁽⁷⁾	2023年		○		○	○		○	
フィリップ・エムリッシュ CEO代行	2018年 ⁽⁸⁾	2023年	○		○		○		○	
ディオニー・レボ CEO代行	2018年 ⁽⁸⁾	2023年	○		○		○		○	
セザラン・カバンヌ CEO代行 ⁽⁹⁾	2008年	2020年	○		○ ⁽⁹⁾		○ ⁽⁹⁾		○ ⁽⁹⁾	
フィリップ・ヘイム CEO代行 ⁽¹⁰⁾	2018年	2020年	○		○ ⁽¹⁰⁾		○ ⁽¹⁰⁾		○ ⁽¹⁰⁾	

- (1) AFEP-MEDEF規約の勧告に従い、以下の者のみ、在任している間は雇用契約を保持することができない：取締役会長、会長兼最高経営責任者および取締役会を有する会社の最高経営責任者
- (2) 補助的年金制度の詳細については、上記「退職後給付：年金、退職金および競業禁止条項一年金」を参照のこと。
- (3) 退職または役職変更の結果として支払うべき（またはそうなる可能性が高い）最高経営責任者に対する報酬または給付の詳細については、上記「退職後給付：年金、退職金および競業禁止条項」を参照のこと。
- (4) 取締役会会長および最高経営責任者に対する競業禁止に対する報酬の詳細については、上記「競業禁止条項」を参照のこと。
- (5) フィリップ・エムリッシュ、セヴラン・カバンヌ、フィリップ・ヘイムおよびディオニー・レボの雇用契約は、それぞれの任期中は停止している。
- (6) ロレンツォ・ビーニ・スマギは2015年5月19日に取締役会会長に選任された。同氏の任期は、2018年5月23日に更新された。
- (7) フレデリック・ウデアは2008年5月に最高経営責任者に、その後2009年5月に会長兼最高経営責任者に、2015年5月19日には再び最高経営責任者に選任された。同氏の任期は、2019年5月21日に更新された。
- (8) フィリップ・エムリッシュおよびディオニー・レボは、2018年5月14日付でデュピュティCEOに選任された。同氏らの任期は、2019年5月21日に更新された。
- (9) セヴラン・カバンヌは、2021年に退任することを自ら決定し、2020年12月31日にCEO代行を退任した。取締役会は、2020年12月16日の会議において、セヴラン・カバンヌの退任に際して適用される給付について検討した。同氏は自ら退任のためにCEO代行の地位を離れたため、同氏は退職金や競業禁止に対する報酬を受け取らなかった。
- (10) フィリップ・ヘイムは、経営執行部の組織再編に伴い2020年8月3日にCEO代行を退任した。取締役会は、2020年8月3日の会議において、また指名・コーポレート・ガバナンス委員会および報酬委員会の勧告に従い、当グループの経営執行部の組織再編の決定に伴うフィリップ・ヘイムの退任に際して、同氏に適用される給付について検討した。特に当グループの上半期の業績に注目し、またECBのガイドラインに従い、取締役会は、フィリップ・ヘイムの事例では退職金の条件が満たされていないと判断した。取締役会はまた、フィリップ・ヘイムの明確な将来のキャリアプランに照らして、競業禁止条項で認められている15日間のうちに、この条項を放棄することを決定した。かかるキャリアプランは、同氏が競業禁止義務からの免除を求めて取締役会に提出した要請書に詳述されている。取締役会は、同氏の要請を受け入れることが当行の基本的利益を害するものではないと判断した。
フィリップ・ヘイムの任期中停止されていた同氏の雇用契約は、CEO代行を退任した時点で自動的に再開された。同氏は2020年8月15日をもって当グループにおける職務の執行を停止した。2020年度において、フィリップ・ヘイムは、雇用契約に基づいて合計595,616ユーロの報酬の支払いを受けた。このうち177,886ユーロはCEO代行に就任する前の有給職に関して付与された変動報酬であった。同氏は、CEO代行退任後の期間に関する雇用契約に基づく固定報酬277,730ユーロおよび法定退職金140,000ユーロを受領した。ソシエテ・ジェネラルがフィリップ・ヘイムに付与した退職金総額は、AFEP-MEDEF規約が勧告する2年間の固定および変動年間報酬の上限を遵守している。

ソシエテ・ジェネラルの株式の保有および株式保有義務

AMFの勧告に沿って、また、最高経営責任者の利益を当行の利益と連動させるために、2002年度以来、最高経営責任者は、最低数以上のソシエテ・ジェネラルの株式を保有しなければならない。したがって、取締役会は、2019年3月13日の会議において、以下の要件を設定した。

- 最高経営責任者は120,000株を保有しなければならない。
- CEO代行セヴラン・カバンヌは60,000株を保有しなければならない。
- CEO代行45,000株を保有しなければならない。

以前は従業員であった最高経営責任者は、当行の従業員貯蓄制度を通して直接的または間接的に株式を保有することができる。

フレデリック・ウデアおよびセヴラン・カバンヌは、すでに十分な株式を保有している。フィリップ・エムリッシュおよびディオニー・レボは、4年間の任期の終了時（2023年度）までに必要数の株式を取得しなければならない。必要数の株式を保有するまでの間、最高経営責任者は、ソシエテ・ジェネラルの株式制度に基づいて付与され、権利が確定した株式の50%、およびストック オプションの行使により取得した株式からかかるオプションの行使の費用ならびにそれに関連する社会保障費および税金を控除した後の株式のすべてを保持しなければならない。

取締役会は、最高経営責任者の再選が提案された場合、最低保有要件を再検討する。

さらに、法律に従い、最高経営責任者は、ソシエテ・ジェネラルの株式制度に基づいて付与され、またはストック オプションの行使の結果として取得し、権利が確定した株式の一定比率を、任期終了時まで登録口座において保有することが求められる。株式制度に基づいて付与された株式に関して、取締役会は、2017年3月15日の会議において、この比率を、2017年度に関する付与以降、権利が確定した株式の5%に設定した。この比率は、変動報酬の大部分を株式の形式で付与するとの規制要件および最低保有要件を考慮して決定された。ストック オプションの行使により取得する株式に関しては、取締役会は、この比率を、オプションの行使により実現したキャピタル ゲインから、税金その他の義務的な額を控除した後でかつこれらの株式の取得資金に充当したキャピタル ゲインを差し引いた後の金額の40%に設定した。

このため、最高経営責任者は相当数の株式を保有する必要がある。権利確定期間および保有期間を通して、株式またはオプションのヘッジ行為は禁止されている。

最高経営責任者は、これらの義務が遵守されていることを取締役会が検証できるよう、すべての情報を、毎年、取締役会に提出しなければならない。

取締役会に対する文書の中で、最高経営責任者は、ソシエテ・ジェネラルの株式およびソシエテ・ジェネラル・アクションリア（ファンドE）の株式のヘッジ取引は行っておらず、将来的にも行わないことを約束した。

経営委員会のその他の委員（最高経営責任者を除く。）の報酬

当グループの新たな組織構成の一環として、2018年に執行委員会が廃止された。当グループは、現在、25の事業ユニットおよびサービス ユニットから編成されている。最高経営責任者により選任された60名程度の上級役職員からなる、事業ユニット（主力となる事業部門、地域）およびのサービス ユニット（支援および監査機能）の24名のマネジャーを含む経営委員会が設置された。事業ユニットおよびサービス ユニットのヘッドは、最高経営責任者の権限の下に当グループの戦略の実施を確保する、グループ戦略委員会の一員である。

経営委員会のメンバーの報酬は、CRD 5に従って決定される。かかる報酬は経営執行部により設定され、以下の2つの要素により構成される。

- 固定報酬：各委員の職責に応じて設定され、市場慣行に従う。
- 年間変動報酬：予め規定された総合的目標と個別目標の充足を条件とする。総合的目標は、経営委員会のすべてのメンバーに適用され、年間変動報酬の総額の大部分を占める。総合的目標は当グループの総合的業績を反映するものであり、最高経営責任者に関して設定された目標に沿って規定される。

追加情報

株主総会への株主の参加に関連する特別条件

COVID-19のパンデミックを考慮して、現行の規則の適用を制限する特定の措置が適用される場合がある。これら特定の措置は、2020年12月2日付の法令第2020-1497号（COVID-19のパンデミックを受けた会議に関する規則の修正、ならびに法人および民法上法人格のない事業体の会議および運営機関の審議に関する、2020年3月25日付の法令第2021-321号の延長・修正に関するもの）により、また2020年12月18日付の法令第2021-1614号（COVID-19のパンデミックによって生じた状況における一定の審議機関の機能を適応させるための、2020年4月10日付の法令第2020-148号および2020年5月25日付の法令第2020-629号の延長・修正に関するもの）により規定される。

株主総会への株主の参加条件は、定款に規定されている。

当行の定款第14条に基づき、株主総会は現行の法律および規則に定める通り招集され、審議される。株主総会は当行の本社または株主総会招集通知に記載のフランス本土のその他の場所で開催される。かかる株主総会は取締役会会長が議長を務めるものとし、取締役会会長が不在のときは取締役会会長がそのために選任する取締役が議長を務める。

法令により定められる条件および日付において登録された株式を保有するすべての株主は、その保有株式数にかかわらず、本人であることおよび株主としての地位を証明することにより、株主総会に参加する権利を有する。かかる株主は、現行の法律および規則に定める通り、自ら株主総会に出席し、遠隔地で議決権を行使し、または、代理人を選任することができる。代理人は、現行の法律および規則に定める通り、株主を代理して株主総会に参加することができる。

招集通知に別途記載される場合または現行の規則により要求される場合を除き、投票は、それが有効に算入されるためには、少なくとも株主総会開催の2日前に、当行により受領されなければならない。

株主は、招集通知に記載されている場合には、当該招集通知に定められる条件に従い、テレビ会議またはその他の通信手段により、株主総会に参加することができる。

株主総会は、取締役会の承認を条件に、かつ、その定める条件に従い、これを電氣的通信手段によって、一般公衆向けに放送することができる。この場合、予備的招集通知および／または招集通知により通知がなされる。

すべての株主総会において、議決権が受益権を伴う株式による場合には、議決権は受益権者によって行使される。

株主は、フランス法定公告（*Bulletin des Annonces Légales Obligatoires*）に公示される招集通知に記載の条件に基づき、インターネットを通じて株主総会に参加することができる。

最高経営責任者、CEO代行および取締役会のメンバーに関する追加情報

利益相反の不存在

取締役会の知る限り、

- 最高経営責任者、CEO代行および取締役会メンバーがソシエテ・ジェネラルを代理して履行する義務と、その他の義務または私的利益との間には、いかなる潜在的な利益相反も存在しない。必要な場合は、取締役会の内部規則第14条が取締役に關する利益相反に適用される。
- 株主、顧客、サプライヤーまたはその他の当事者との間には、上記の者のいずれかが選定される取決めまたは契約は締結されていない。
- 上記の者の間には、家族関係は存在しない。
- 上記の者はいずれも、ソシエテ・ジェネラルの株式資本における持分の処分に関して、法定の制限以外の制限を受け入れることはできない。

有罪判決の不存在

取締役会の知る限り、

- 最高経営責任者、CEO代行、取締役会の現任メンバーはいずれも、過去5年間に於いて、詐欺の有罪判決を受けていない。
- 最高経営責任者、CEO代行、取締役会の現任メンバーはいずれも、（取締役会、執行役会または監督委員会のメンバーとして、またはマネジャーとして）過去5年間に於いて、破産、管財、清算の手續または会社の破産申請に關与したことはない。
- 最高経営責任者、CEO代行、取締役会の現任メンバーはいずれも、法定機関または規制当局（特定の専門機関を含む。）からの公的有罪判定および／または制裁の対象となっていない。
- 最高経営責任者、CEO代行、取締役会の現任メンバーはいずれも、過去5年間に於いて、発行体の事務、管理、監督機関のメンバーとして行動すること、または発行体の管理者として行動しもしくはその事業や業務の実行に携わることについて、裁判所から資格を剥奪されていない。

通常契約および規制対象契約

通常契約

2019年12月12日の会議の終了時、取締役会は、フランス商法第L.22-10-12条の規定に従い、日常的業務に關して通常条件に基づいて締結された契約がこれらの条件に誠実に従っているかどうかを定期的に評価するために、指名・コーポレート・ガバナンス委員会によって審査された手續を実施した。

当該手續については、当行のウェブサイトの「取締役会」タブに掲載している。

この手続を実施した結果、事業ユニット（BU）およびサービス ユニット（SU）から受け取った情報に基づいて評価報告書が作成される。当該報告書は、適切な場合には、通常の条件に基づいて締結された通常契約としての法的適格性に関する疑義を除去するために、BUまたはSUが取締役会の秘書役または経営執行部の支援を求めた契約を特定する。これらの契約のいずれかに直接的または間接的な利害関係を有する者は、利害関係を有する契約の評価に参加しない。2020事業年度については、評価報告書はそのような契約を特定していない。2021年1月12日、指名・コーポレート・ガバナンス委員会は、当該報告書を調査した。取締役会はその後、2021年1月14日の会議において、指名・コーポレート・ガバナンス委員会がそれまでに調査した評価報告書に基づき、導入された評価手続が正しく実施され、かつ効果的であることを確認した。

規制対象契約

フランス商法第L.22-10-13条において成文化されたパクト法の規定に従い、フランス商法第L.225-38条に記載されている契約に関する情報は、遅くとも当該契約の締結時には当行のウェブサイトの「取締役会」タブに、また「フランス登録書類」に掲載される。

ソシエテ・ジェネラル株式について当行の役員が実施した取引

AMF一般規制の第223-26条に準拠し発行された要約報告書

(単位：ユーロ)	取引種類	年月日	額
フィリップ・エムリッシュ CEO代行 3件の取引を実行	ソシエテ・ジェネラルの株式を2,500株取得	2020年3月10日	47,121
	エムリッシュ（女性）が ソシエテ・ジェネラルの株式を2,100株取得	2020年3月11日	39,461
	ソシエテ・ジェネラルの株式を1,428株取得	2020年3月31日	-
セヴラン・カバンヌ CEO代行 1件の取引を実行	ソシエテ・ジェネラルの株式を13,790株取得	2020年3月31日	-
フィリップ・ヘイム CEO代行 1件の取引を実行	ソシエテ・ジェネラルの株式を1,741株取得	2020年3月31日	-
ディオニー・レボ CEO代行 3件の取引を実行	ソシエテ・ジェネラルの株式を3,000株取得	2020年3月3日	75,875
	ソシエテ・ジェネラルの株式を3,000株取得	2020年3月23日	41,618
	ソシエテ・ジェネラルの株式を1,995株取得	2020年3月31日	-
フレデリック・ウデア 最高経営責任者 1件の取引を実行	ソシエテ・ジェネラルの株式を23,480株取得	2020年3月31日	-

関連当事者契約に関する法定監査人の報告書

アーンスト・アンド・ヤング・エ・オートル
Tour First
TSA 1444492037
Paris-La Défense Cedex
S.A.S. 可変資本
438 476 913 R.C.S. ナンテール

デロイト・アンド・アソシエ
6, place de la Pyramide
92908 Paris-La Défense Cedex
S.A.S. 資本金2,188,160ユーロ
572 028 041 R.C.S. ナンテール

ソシエテ・ジェネラル
株式会社
17, cours Valmy
92972 Paris-La Défense

2020年12月31日に終了した年度の財務諸表を承認するために開催される年次株主総会

これは、フランス語で発行された関連当事者契約に関する法定監査人の報告書を日本語に翻訳したものであり、日本語圏読者の便宜のためにのみ提供するものである。

この関連当事者契約に関する報告書は、フランス法およびフランスにおいて適用される専門的監査基準に準拠して解釈されるものとする。留意点として、この報告書は、フランス商法に規定のある契約のみを報告するものであり、国際会計基準（IAS）第24号またはこれに相当するその他の会計基準に定める関連当事者取引は対象外とする。

ソシエテ・ジェネラルの年次株主総会宛

私どもは、ソシエテ・ジェネラルの法定監査人として、株主に対し、関連当事者契約について報告する。

私どもは、その雇用条件に基づき、私どもに対して通知されまたは私どもがその監査過程で発見したかかる契約の主要条件、ならびにそれらがソシエテ・ジェネラルにとって利益となる根拠について、それらの有用性および妥当性に関する意見を表明することなく、またその他のかかる契約（もしあっても）を特定することなしに、私どもに提供された情報に基づいて、株主に伝達することを求められている。フランス商法（*Code de Commerce*）第R.225-31条に従い、かかる契約の承認を得る目的のため、それらの関連性を評価するのは株主の責任である。

年次株主総会がすでに承認した契約の2020年12月31日に終了した年度における実施状況に関して、フランス商法（*Code de Commerce*）第R.225-31条で規定されている情報を株主に提供することも、私どもの役割である。

私どもは、この監査業務に関してフランス会計監査人全国協会（*Compagnie Nationale des Commissaires aux Comptes*）の専門的ガイドラインに従い、必要であると私どもがみなした手続を実施した。

年次株主総会の承認を得るために提出される契約

私どもは、フランス商法（*Code de commerce*）第L.225-38条に従って年次株主総会の承認を得るために提出されるべきいかなる契約も、2020年12月31日に終了した年度において承認、締結されたとの通知を受けていないことを、本書をもって株主に通知する。

年次株主総会によりすでに承認された契約

私どもは、年次株主総会によりすでに承認され、2020年12月31日に終了した年度において引き続き実施されているいかなる契約についても通知を受けていないことを、本書をもって株主に通知する。

パリ - ラ デファンス、2021年3月17日

法定監査人

フランス語の原本に署名

アーンスト・アンド・ヤング・エ・オートル

ミシャ ミサキアン

デロイト・アンド・アソシエ

ジャン - マルク ミケラー

コンプライアンス リスク

コンプライアンスとは、当行の事業に適用される外部のおよび内部的な規則を理解し、遵守することである。これらの規則は、当行とそのすべての利害関係者との間に透明性があり、かつバランスのとれた関係を維持することを目的としている。コンプライアンスは、当行、当行の顧客、監督当局および従業員の間の信頼の基盤である。

規則を遵守することは、日常的にコンプライアンスおよび誠実性を実践しなくてはならない当グループの全従業員の使命である。規則を明確に示し、従業員の正確な理解のために、従業員に対する周知および／または研修が行われている。

コンプライアンス リスクの予防システムは、事業を行う事業体とグループ コンプライアンス部門との責任の共有が基本となる。

- 事業を行う事業体（BUまたはSU）は、法令、専門家の最良慣行の規則および当グループの内部規則の遵守を日々の業務に組み込まなければならない。
- コンプライアンス部門は、当グループのコンプライアンス リスク予防システムを管理している。また、システムの一貫性および効率性を確保するとともに、銀行監督当局および規制当局との適切な関係を構築している。この独立した部門は経営執行部の直属である。

コンプライアンス部門は、事業を支援し、システムを監督するために、以下のように組織されている。

- コンプライアンスに係るすべての問題について各事業と連絡を取り合い、最も機密性の高い取引を除いて、取引フローの大半を担当する各事業部門の専門チーム
- 監督、基準および統制の定義、ならびに研修およびデジタル移行等の重要な事業横断的業務に専念する中核チーム

コンプライアンス部門は、2つの大きな分類に区分される9つの主要なコンプライアンス リスクに対応すべく組織されている。

- 顧客確認（KYC）プロセス、国際的な制裁措置および禁輸措置に関する規則の遵守、ならびにマネーロンダリング防止およびテロ資金供与対策に係る規制を含む金融保証
- 顧客保護、市場の完全性、国際的な税規則の遵守、反贈収賄および腐敗防止、倫理および行動、企業の社会的責任ならびに個人データ保護を対象とする規制リスク

金融保証			規制リスク					
KYC	AML	制裁および禁輸措置	顧客保護	市場の完全性	税務の透明性	腐敗防止、行動および倫理	企業の社会的責任	データ
顧客確認	マネーロンダリング防止およびテロ資金供与対策		MiFID II / MIFIR PRIIP等	EMIR / DFA、ボルカー、FBL、MAD / MAR、ベンチマーク等	FATCA CRS、QI等	ABC、Sapin II等	CSR、ESG等	GDPR、データ保存等

コンプライアンス

金融保証

顧客確認（KYC）

2018年において、（基準の簡素化、資源のプールの拡大、ツールおよび手続の最適化を通じて）業務の効率性を高め、顧客体験を向上させることを目的として、当グループは、KYC機能を修正するためのプログラムを開始した。この4年にわたるプログラムは、コンプライアンス部門の責任の下に置かれており、当行の最上位レベルでの入念かつ定期的な監視が行われる。KYC分析に対応する機器の提供およびプロセスの産業化に関しては、すでにかかなりの進展が見られた。

マネーロンダリング防止およびテロ資金供与対策（AML/CTF）

当グループは、マネーロンダリング防止およびテロ資金供与対策に係る第4次指令ならびに支払情報の質に係るEU規則第2015/847号に関連するすべての措置を実施した。第5次欧州指令（2020年2月12日付の法令によりフランス国内法化されている。）の内部基準への転換は、近年の業界全体での協議および四半期毎のソシエテ・ジェネラル規約の更新を通じて進んでおり、2021年初期に完了する予定である。

疑わしい取引や異常な取引を検出するシステムは、最も洗練された監視ツールの展開、使用されるシナリオの最適化および新技術の活用により、2020年も引き続き強化された。

金融に係る禁輸措置および制裁措置

2020年の国際情勢は、米国の中国に対する制裁措置の強化により影響を受けたが、かかる制裁措置の実施に係る複雑さが増大していることから、金融機関に多大なオペレーショナル リスクを及ぼす可能性がある。さらに広く見れば、ソシエテ・ジェネラル・グループは、イランとの取引活動を抑制し、厳格な枠組の中でロシアとの取引を維持する方針を確認した。

当グループは、フランス当局および米国当局との合意に基づき、特に第三者および取引の審査、従業員の研修ならびにこのリスクの管理に関わるすべてのプロセスの産業化という観点から、確立された是正プログラムの下で禁輸措置／制裁措置に関する体制を引き続き強化した（下記「フランスおよび米国の当局と締結した合意を受けたコンプライアンス是正計画」を参照のこと。）。

規制リスク

顧客保護

顧客保護は、顧客の利益の尊重および保護を約束するソシエテ・ジェネラル・グループの主要な課題である。

欧州の顧客保護規制（MIF 2および保険販売業務指令（DDA））によって導入された義務に対処する制度は、現在、商品の管理およびコンサルティングの観点からも、また情報要件の遵守についても、確立されている。COVID危機の一環として、ネットワークは、電話によるコンサルティング手続を開発することで、マーケティング手法（情報および遠隔販売）を一時的に適応させた。

健康・社会危機を特徴とする環境下、銀行手数料の上限制度が2019年2月から運用され、引き続き強化されている。かかる状況下で、当グループは体制を改善するために以下の点で重要な措置を講じている。

- 顧客保護の重要な側面（マーケティング規則、顧客からの苦情、利益相反、商品の管理、顧客資産の保護、従業員の報酬および適格性）に関する内部規則の強化
- 具体的な研修および従業員の意識の向上。当グループがこの問題に重点を置いていることは、当グループの行動規範においても大きく取り上げられている。
- 既存のツールを、必要に応じて新たな規制要件に適合させること。

苦情および調停

苦情処理は顧客満足度に影響を与える商業活動である。したがって、この点は、行動規範で大きく取り上げられている。

当グループの「顧客苦情処理」に関する指示には、欧州レベルでの顧客保護対策の強化に対応して、国内の監督当局（フランス健全性監督破綻処理当局）の勧告および規制要件（MIF 2、DDAおよび決済サービス指令（DSP））が盛り込まれている。当行の事業は、個別のガバナンス、組織、人材およびアプリケーション、制度化された手続ならびに定量的および定性的なモニタリング指標を有している。調停サービスも内部手続の一環である。

利益相反

当グループは、利益相反の防止および管理のために設けられた明確な規範的枠組を有している。この枠組は、実施されている原則および仕組みを定めている。最もエクスポージャーの高い従業員のリスク マッピング、登録および宣言は、2020年に強化され、現在では潜在的な利益相反の状況を特定する義務に従うためにさらに徹底されている。この制度は、現在、3種類の潜在的な利益相反を対象としている。すなわち、当グループとその顧客との間で、または当グループの顧客の間で生じうる利益相反、当グループとその従業員との間で生じうる利益相反（特に従業員の個人的な利益および職務上の義務を伴う活動に関するもの）、ならびに当グループとそのサプライヤーとの間で生じうる利益相反である。

商品の管理

商品の管理に係る義務は、マーケティングおよび顧客情報に関する規制の遵守にまで拡大されている。商品の設計段階から対象となる市場を特定し、その基準が顧客の状況と合致することを検証することが義務付けられているため、ソシエテ・ジェネラル・グループは、商品のライフサイクルの間、商品の追跡調査を行うべく、マーケティング段階の開始時における体系的な商品評価および商品の製造業者と販売業者の間の連絡の双方を行う。

被害を受けやすい顧客

ソシエテ・ジェネラルは、被害を受けやすい顧客（特に経済的に被害を受けやすい顧客のための特定の提案から利益を得る顧客）に対する法令を遵守するための実務および手法を確立している。経済的に困難な状況にあるフランス国民の購買力を高める国家的な取組みに貢献するため、当グループは、2019年2月、特に（i）銀行手数料の凍結、（ii）被害を受けやすい顧客向けの銀行介入手数料について25ユーロの上限を設けること、（iii）最近の事象を受けて困難に直面する顧客の状況に合わせたフォローアップおよび支援を体系化することといった追加的な措置を導入し、実務に追加している。これらの措置は注意深く監視されている。

市場の完全性

市場の完全性に関する主な規制リスクには、以下のものが含まれる。

- ベンチマーク（ベンチマーク規制／BMR）
- 市場濫用および従業員の倫理的行動（MAR）
- デリバティブ業務（ドッド フランク法およびEMIR）
- 自己勘定取引業務の分離（米国のボルカールールおよびフランスのSRAB法）

課題は、以下の3つの部分からなる。

- 当グループが事業を行う世界の様々な市場における規制の変化に対応するために、コンプライアンスシステムを常に適応させること、およびそのためにプロジェクト管理の研修を受けた専門家を維持すること。
- 各事業および各地域の特性を踏まえた堅固なコンプライアンス リスク評価手続を管理すること。
- プロジェクトおよび是正プログラムの進捗状況を監視し、規範的枠組が最新のものに保たれるよう確保し、コンプライアンス上のインシデントならびに経営執行部、取締役会および規制当局への効果的な報告を監視できる、確固たるガバナンスをグループレベルで保持すること。

市場濫用

コンプライアンス部門は、自らのシステムのコンプライアンスを継続的に改善した。これらの統制を担当するコンプライアンス部門の従業員の研修に加えて、特に自動検知・分析ツールの最新化に重点が置かれている。

「市場濫用」に係る指示は2020年に改定された。かかる指示は特に、（i）インサイダー取引（秘密情報の伝達および使用）、（ii）市場操作（価格操作および虚偽情報の流布）といった金融市場の完全性の脅威となりうる市場濫用行為を防止し、または検出するために実施される措置を規定するものである。

市場指数について、当グループは、**市場操作**リスクを抑制するための行動計画を実施している。この計画は現在順調に進行中であり、ベンチマークへの寄与を監督し、その管理を当グループ全体で展開することを可能にした。**ベンチマーク指標**への寄与および指標の管理に加え、指標の使用は、2020年1月以降、規制の対象となっている。

この制度の管理は、指示および研修を通じて展開されている。

銀行業務の分離

2013年12月に公表されたボルカールールは、ソシエテ・ジェネラル・グループ等の金融サービス セクターにおける一定の機関が、自己勘定取引を行い、カバードファンド^(注)を自己勘定で購入または保有することを原則禁止することを定めたものであり、2019年および2020年に2つの大きな改正が行われた。すなわち、取引に関するボルカー2.0改正およびファンドに関するボルカー2.1改正である。これらの改正は、ソシエテ・ジェネラル・グループの規制上の義務を緩和するものであった。当グループのボルカー／FBL制度は、2021年1月1日付でこれらの改正に準拠したものとなった。

(注) ボルカールールはカバードファンドの明確な定義を提示していないが、ヘッジ ファンドおよびプライベート エクイティ ファンドの取扱いを原則禁止するとともに、商品および／またはファンドの戦略に基づく除外基準の一覧表を示しており、この分類は除外することができる。例えば、年金基金、外国公募ファンド、資産買収ビークルおよび証券化ファンドは、カバードファンドの分類に該当しない。

デリバティブ

デリバティブ市場活動に関連する規制リスクは、欧州の規制（EMIR）および米国の規制（ドッド フランク 法タイトルVII、SEC規則）の対象となっている。これらの規制は2019年に変更され（SEC規則およびEMIT）、当グループは、特に制度管理に必要な指示および研修を更新することで、これらに準拠している。

コンプライアンス／税務の透明性

ソシエテ・ジェネラル・グループの租税回避対策の原則は、税務行動規範に規定されている。同規範は2017年3月に更新され、執行委員会の審査を経て取締役会により承認された。これは公的な文書であり、当行の機関投資家向けポータルで閲覧可能である。

行動規範の5つの主な原則は、以下の通りである。

- ソシエテ・ジェネラルは、国際条約および国内法に従い、自らの事業に適用される租税規則が、当グループが事業を行っているすべての国において遵守されることを確保する。
- 顧客との関係において、ソシエテ・ジェネラルは、当グループとの間で行われる取引に関連する顧客の納税義務が顧客に報告されること、および、当グループが帳簿管理者として、またはその他の方法で当グループに適用される報告義務を遵守することを確保する。
- 税務当局との関係において、ソシエテ・ジェネラルは、税務手続を厳格に尊重することを確約し、レピュテーションを維持するために開かれた透明性のある関係を保つことを確保する。

- ソシエテ・ジェネラルは、自社、その子会社、または顧客に対して租税回避を奨励または促進しない。
- ソシエテ・ジェネラルは、持続可能な収益性という戦略に沿った税務政策を有しており、それが法律の意図と合致する場合を除き、自らの勘定であれ、顧客のためであれ、租税動機を主たる目的または効果とするいかなる事業にも従事しない。

取締役会は毎年、同規範の適用、ならびに当グループ内で実施されている手続およびシステムを見直し、新商品および新しい事業体が当グループの税務原則を遵守していることを確保する。

立法者および税法政策立案者との関係は、公的機関および代表的機関に関する責任あるアドボカシーに関する憲章により定められている。

当グループは租税回避地について厳格な方針を堅持している。フランスのETNCの公式リスト（フランス語では「*États et territoires non coopératifs*」（非協調国および非協調地域））^(注)に記載されている国または地域において当グループの事業体は認められておらず、また、より多くの国または地域が含まれるリストを監視するために、2003年以降、社内規則が策定されている。

(注) 欧州のブラックリストを含む。

当グループは経済協力開発機構（OECD）の移転価格基準に従っている。しかしながら、現地の制約によりOECDの定める方法からの逸脱を必要とする可能性があり、その場合、かかる現地の制約は文書化されなければならない。

当グループは、国毎に事業体および業務に関する情報を毎年公表しており、多数の国において当グループが所在しているのは、商業目的のみに基づくものであり、特別な税規定の恩恵を受けるためではないことを確認している。当グループはまた、自己勘定の税務の透明性に関する規則にも準拠している。（国別報告書（CbCR））

当グループは、顧客勘定（特にFATCAおよび共通報告基準（CRS））の税務の透明性を確保することを目的とした規制の実施に全力を尽くしている。

税規制の中には、税務の透明性の要件を規定しているものもある。FATCA（外国口座税務コンプライアンス法）、CRS（共通報告基準）、QI（適格仲介人）およびDAC 6（行政協力指令6）の諸規制は、顧客による詐欺および租税回避に対抗することを共通の目標としている。金融機関が負うリスクは、財務、商業、レピュテーションといった性質のものである。当グループの主な課題は、年々厳しさを増している規制の動向に適応し、統制システムを強化することである。

ソシエテ・ジェネラルは、税務の透明性に関する基準を遵守している。共通報告基準（CRS）により、税務当局は、管轄する法域における税務上の居住者が海外で受け取った収益についても、関連する口座が資産管理に係る仕組みにおいて保有されている場合も含めて、体系的に報告を受けることができる。さらに、ソシエテ・ジェネラルは、米国の納税者が保有する海外の口座または事業体を利用した租税回避に対抗することを目的とした米国のFATCA（外国口座税務コンプライアンス法）の規制を遵守している。そのため、非米国の金融仲介機関は、米国の納税者が直接的または間接的に受け取った収益について米国の税務当局に対して申告するために、その顧客情報の中から米国の納税者を特定する責任を負っており、これにより当該納税者個人の納税申告書との自動的な照合が可能となる。税務の透明性の目的は、国家レベルで提出される税務に関する報告書の作成ならびに既存の二国間の租税条約および政府間協定（IGA）に基づく提携国との間の税務情報の共有によって達成されている。

最後に、当グループは、仲介人の間の透明性に関する新しい欧州指令（DAC 6 と称され、国境を越える税務上の取決めにに関する報告を義務付けるものとなる。）を実施している。グループ コンプライアンス部門はDAC 6 の実施についてグループ税務部を支援している。より具体的には、CRS回避のための企ておよび実質所有者の不透明なつながりを含む企てに関する規制指標Dである。最初の報告書は2021年1月31日より後に提出される予定である。

重要な点は、プライベート バンキング事業部門の会計管理を担当する事業体は、G20加盟国およびOECDが課している最も厳格な税務の透明性に関する規則を有する国々によりのみ設立されていることである。これらは、租税に関する相互行政支援に関する条約を批准し、金融口座に関する自動的情報交換を導入し（CRS）、OECD加盟国による相互審査の一環として、「ほぼ準拠」および「準拠」の格付けを取得した国々である。プライベート バンキング事業の勘定に預け入れられた資産については、かかる資産が税法に準拠していることを確保するために、包括的なデュー デリジェンス手続を用いて、より厳格な精査が行われる。

規制要件に従い、ソシエテ・ジェネラルは、マネーロンダリング防止手続に税金詐欺も盛り込んでいる。

腐敗防止対策

ソシエテ・ジェネラルは、腐敗対策に全面的に取り組んでおり、ウォルフスバーグ グループおよびグローバル コンパクトに参加することにより、この点において明確な取組みを行ってきた。

当グループは、行動規範および「腐敗・地位濫用防止規範」に記載されている厳格な原則を適用している。

ソシエテ・ジェネラルの腐敗防止プログラムは、以下の主題に沿って策定されている。

- 行動規範
- 年次のリスク マッピング
- あらゆるレベル（上級経営陣、対外的な関係を有する者、全従業員）における適切な研修
- 統制システム

- 会計手続
- 第三者による評価
- 懲戒制度
- 内部通報権

このような状況の中、当グループ内の腐敗防止慣行に専念する従業員を配置し、腐敗リスクを軽減するための会計・運営管理を含む監視指標および新たな管理方法を創出することにより、プロセスおよびツールの強化が継続されている。

当グループの腐敗防止に関する指示は大幅に拡充された。その結果、腐敗・地位濫用防止規範は更新、補完された。さらに、当年度において、いくつかの指示および手続が公表または更新され、それによって徹底的かつ最新の指示体系が構成されている。

一定の指示の実施に伴い、贈答および招待の申告ツール（GEMS）、内部通報管理ツール（WhistleB、現在は当グループ全体で利用可能）ならびに年次利益相反申告ツール（DACI）等の当グループのツールが確立された。

特に、腐敗のリスクへのエクスポージャーが最も高い人々、会計統制者ならびに経営執行部および取締役会のメンバーに対する研修が強化された。

第三者の知識に関する手続は改善され、特に仲介人に重点が置かれたほか、寄付または後援イニシアチブの恩恵を受けているサプライヤーおよび団体を対象とするデューディリジェンスが導入された。現在、ABC（腐敗防止）担当部署は、当行のグローバルバンキング事業におけるKYC（顧客確認）プロセスの開発に積極的な役割を果たしている。

従業員の警戒感を高めるために、包括的な研修プログラムが展開されている。このプログラムは2020年に当グループ全体で強化され、以下の結果につながった。

- 全従業員を対象としたEラーニング：2020年7月、本研修プログラムの拡充版がオンライン化された（修了率99%）。
- 腐敗リスクへのエクスポージャーが最も高い従業員に特化した研修（修了率98%）ならびに会計担当および会計・財務管理担当従業員（418名がwebexで研修を受けた。）に特化した研修
- 腐敗防止の専門家およびABCネットワークのメンバーは、ディプロマコース（ACAMS）を修了した。

企業の社会的責任

当グループの戦略的野心に従い、現在、コンプライアンス部門の専任チームが第2防衛ラインとして企業の社会的責任を担当している。特に、同部門は、持続可能な投資の促進および顧客に提供するESG^(注)投資商品・サービスの透明性強化のためのESG指令の遵守を目的としたプロジェクトを統括している。

(注) 環境、社会およびガバナンス

2021年には、除外・識別リストを体系的にチェックするとともに、オンボーディングおよびカスタマーレビューのプロセスにおいて部門別の方針を考慮することにより、当行の社会的・環境的コミットメントの業務における実施に向けた取組みを行う。最後に、影響を受ける従業員区分に対して適切な研修コースを開発する計画がある。

データ保護

顧客から信頼されるパートナーとして、ソシエテ・ジェネラルは特に個人情報の保護に対して注意を払っている。

2018年5月の新たなEU一般データ保護規則（GDPR）の施行により、データの保護に関する当行の義務が厳格化され、また、これらの義務に違反した場合の罰則の水準が（収益の4%以下に）引き上げられ、これによって、当グループおよびその子会社がそのコンプライアンス体制をさらに強化する機会がもたらされた。

現地および欧州の規制に沿った内部規則およびこれに関連する手続は、顧客および従業員に関する情報の保護およびセキュリティを確保するために当グループの全事業体にわたって適用すべき規則および措置について定めている。顧客が特に専用のデジタルプラットフォームによりデータ保護の権利を行使できるよう、データ情報および処理の手段が整っている。当グループは、個人情報のセキュリティに関する方針を、特にサイバーセキュリティの点について、当グループ全体のセキュリティに関する戦略と合致する形で策定している。また、GDPRの導入に合わせて、専門的な研修プログラムにより従業員の意識を高めるための特別な取組みが行われている。このため、関連ある事業体の従業員を対象に、Eラーニング モジュールが導入された。2020年末現在、98.5%の従業員がかかる研修コースを受講している。

最後に、ソシエテ・ジェネラル・グループは、グループ コンプライアンス ヘッドに直属し、フランス個人情報保護当局（*Commission Nationale de l'Informatique et des Libertés*（CNIL））向けの主要な窓口となるデータ プロテクション オフィサー（DPO）を選任した。DPOの任務は、個人情報の保護に関して当グループが十分なコンプライアンスを実施することを確保することである。DPOは、現地のDPOおよび当グループの事業体全体における担当者のネットワークと協力して、セキュリティに関する問題および個人情報の利用についてかかる現地のDPOおよび担当者を補佐している。DPOはその任務の一環として、特にGDPRに基づく権利の行使を求める者からの請求の数および性質、内部研修の修了率ならびに2018年末に開始された現地のDPO認証プログラム等、多くの指標を定期的に検証している。

その他の規制リスク

調停

当グループは顧客に対し、様々な手段を用いて、代替的紛争解決手段の1つである調停について通知している。口座明細書の裏にその旨が永続的に記載されていることはこれに含まれる。関与するすべての事業体は、独立した調停人の決定に従う義務がある。

リスクおよび報酬方針

2010年末以降、欧州指令CRD 3が規定する規制枠組に沿って、ソシエテ・ジェネラルは、変動報酬を決定するための特定のガバナンスを実施している。この指令によって導入された規則は、金融市場の専門家のみならず、雇用先機関のリスク プロファイルに重要な影響を及ぼす可能性のある事業活動に従事しているすべての者（統制業務に携わる者を含む。）に適用される。

欧州指令CRD 4が規定する規制枠組は、2014年1月1日から適用されている。当該枠組は、当グループのリスク プロファイルに影響を及ぼす可能性のある事業活動に従事している者および統制業務に携わる従業員の変動報酬の決定に関する規則を変更するものではない。したがって、上記の原則およびガバナンスは、当グループにおいて引き続き適用される。

報酬委員会の提案に基づき取締役会が承認した原則に従い、確認された人員の報酬の体系およびプロセスは、担当取引による財務的な実績のみならず、その実績の発生経緯、すなわちすべてのリスクの制御および管理ならびにコンプライアンス規則の尊重も考慮する。統制業務に携わる従業員に支払われる報酬は、かかる従業員が統制する取引の実績とは無関係であり、その業務に特有の基準に従って支払われる。

変動報酬には、非繰延部分および繰延部分が含まれる。変動報酬の繰延部分の取得には、最低勤続年数、当行および／または事業活動の最低水準の財務的な業績、リスクおよびコンプライアンスの適切な管理（マルス条項およびクローバック条項）という3つの条件が適用される。規制対象人員のすべての繰延変動報酬には、許容不可能と判断される過度のリスク負担またはリスク行動を制裁する非支払条項が適用される。クローバック条項により、ソシエテ・ジェネラルは、適用される規制に従い、保有期間終了後、かつ配分された繰延変動報酬が2020年の当グループの繰延変動報酬計画に組み入れられた後5年間、その一部または全部の返還を要請することができる。

この報酬の少なくとも50%は、株式または同順位証券で支払われる。このような支払方法は、報酬を当行の実績およびリスク ホライズンに見合ったものとするを目的としている。

リスク部門およびコンプライアンス部門は、この方針の策定および実施を支援している。特に、毎年、ホールセール バンキング部門、ならびにフランス国内および国際リテール バンキング部門の主要業務、ならびに主なリスク負担者を、銀行業務の分離および規制に関する法律ならびにボルカールールの対象となるデスク マネジャーとともに、リスク管理およびコンプライアンスに関連して独立的に評価する。かかる評価は経営執行部が審査し、変動報酬の金額を決定する際に考慮される。

さらに、ソシエテ・ジェネラルは、銀行業務の分離および規制に関する2013年7月26日付の法律およびボルカールールの要件を報酬方針が誠実に織り込むことを確保するために、トレーディング マンデートを保有する人員を対象とした特定の制度およびガバナンスを整備している。

当行の歴史的アプローチを踏まえて、かつ欧州銀行監督委員会の勧告に従い、その取得が在職条件、当グループおよび事業活動の最低限の実績、ならびにリスクおよびコンプライアンスの適切な管理に左右される繰延報酬部分に関するいくつかの規制原則は、特にホールセール バンキング事業全体にわたり、変動報酬の水準に応じて、規制対象人員よりも広い層に適用される。

また、当グループでは、毎年実施している従業員評価ツールに2018年から「行動およびコンプライアンス」の項目を設けており、これにより、リスク管理、サービスの質、顧客利益の尊重に関して、管理職が従業員の法令不遵守行為を考慮することができるようになっている。管理職は、行動およびコンプライアンスに係る規則の遵守を怠った従業員に対して、当該従業員を支援するための専用の行動計画を立案し、実行しなければならない。かかる特定の評価基準に基づく結果は、従業員のキャリアパスおよび報酬を決定する上で極めて重要である。

報酬方針において検討されたリスクに関する事項は、毎年リスク委員会に上程するとともに、リスク委員会のメンバーである取締役が報酬委員会のメンバーも務めている。

レピュテーション リスクの管理

レピュテーション リスクの管理は、ソシエテ・ジェネラル・グループの最高経営責任者が署名した内部指令に準拠している。この管理システムは、このリスクの予防、特定、評価および管理を目的とするものである。レピュテーション リスクの管理を統括するのはコンプライアンス部門であり、コンプライアンス部門は、以下の業務を行っている。

- レピュテーション リスクの予防、特定、評価および管理に関する戦略について、当グループの従業員（より具体的には、各事業部門のコンプライアンス統制担当責任者）をサポートすること。
- レピュテーション リスクに対する意識の向上のための研修プログラムを提供し、更新すること。
- レピュテーション リスクのダッシュボードを作成し、各事業部門／事業ユニットおよびサポート部署／サービス ユニット（特に人事部、コミュニケーション部、法務部、企業の社会的責任部およびデータ保護部）からの情報に基づき、四半期毎に取締役会のリスク委員会に報告すること。

さらに、事業ユニットを担当するチーフ コンプライアンス オフィサーは、新しい種類の取引、商品、計画または顧客を承認するために編成された様々な組織（新商品委員会、臨時委員会等）のメンバーであり、計画された取組みに関わるリスク（特にレピュテーション リスク）の水準を評価した意見書を作成する。

コンプライアンス担当部署の改革プログラム

コンプライアンス担当部署の改革プログラムは、事業部門、サポート担当者およびその他のユニットを含むすべての利害関係者の警戒感および意識を高めることによりコンプライアンス リスクの管理を強化し、関連する手続の業務効率を改善し、長期間にわたり監督当局および規制当局の要請に応えることを目的としている。

かかるプログラムには、ガバナンスを更新し、採用、研修または専用の情報システムの最新化およびデジタル化のいずれの点においても、コンプライアンス担当部署により多くの資源を配分することが含まれている。このプログラムはまた、強化されたリスク評価の枠組および強固な管理システムに依拠するものである。このプログラムには、2018年に米国およびフランスの当局との間で署名した合意に関連した是正事項に関する具体的な要素が含まれている。

この最新プログラムの行動計画は2019年に実施され、2021年も引き続き実施される予定である。

フランスおよび米国の当局と締結した合意を受けたコンプライアンス是正計画

2018年6月、ソシエテ・ジェネラルは、IBORの提示に関する捜査の解決を図る米国司法省（DOJ）および米国商品先物取引委員会（CFTC）との合意、ならびにリビアの関係者が関与する一定の取引に関する捜査の解決を図るDOJおよびフランス金融検察局（PNF）との合意に達した。

2018年11月、ソシエテ・ジェネラルは、米国当局と、米国の経済制裁の対象となっている国々、人々または事業体に関する一定の米ドル取引に関する捜査の解決を図る合意を行った。

これらの合意の一環として当行は、腐敗防止および贈収賄、市場操作ならびに米国の経済制裁に関する規制の違反、ならびにニューヨーク州法の違反を防止し、発見するために、コンプライアンス体制の強化に取り組んでいる。当行は、経済制裁関連の規制に係るコンプライアンス プログラムについての企業レベルでの監督の強化にも取り組んでいる。当行は、上記の合意の規定を遵守すれば訴追を受けないこととされており、ソシエテ・ジェネラルはその遵守に全力で取り組んでいる。

当行は、米国連邦準備制度理事会との間で、コンプライアンス プログラム強化措置の実施に関する当行の進捗状況を評価する外部のコンサルタントを雇用することにも合意した。

かかる合意の一環としてソシエテ・ジェネラルが行った確約を達成するために、当行は、関連する分野においてかかる確約を履行し、コンプライアンス体制を強化するためのプログラムを策定している。このプログラムは、グループ コンプライアンス ヘッドの直接の監督下に置かれている。さらに、このプログラムの運営委員会は、当行の経営執行部のメンバーがその議長を務め、このプログラムの進捗報告書が毎月取締役会に提示されている。

2020年には、内部のガバナンス組織および是正措置の進捗状況について定期的に報告を受ける各当局に提出されたスケジュールに従い、このプログラムが展開された。また、合意に定められた外部監査はすでに行われているか、進行中である。

2020年12月14日、ソシエテ・ジェネラルは、リビアの関係者との特定の取引に関連して、フランス共和国財務検察官（*Procureur de la République Française*（PRF））が発行した手続終了通知を受領した。

米国のコンプライアンス是正計画

2018年11月19日、ソシエテ・ジェネラル・グループおよびそのニューヨーク支店（SGNY）は、SGNYのマネーロンダリング防止コンプライアンス プログラムに関して、ニューヨーク州金融サービス局との間で合意（実施計画）を締結した。この合意は、（i）強化されたマネーロンダリング防止プログラムの提出、（ii）マネーロンダリングを防止するガバナンス計画、および（iii）2020年に外部監査を実施することを求めるものである。

なお、背景情報として、2017年12月14日に、ソシエテ・ジェネラルおよびSGNYを一方当事者、連邦準備制度理事会を他方当事者として、銀行秘密保護法およびマネーロンダリング防止（AML）に係る義務を履行するためのSGNYのコンプライアンス プログラムならびに顧客確認プログラムのいくつかの点に関する排除措置命令に合意している。

2017年12月14日に米国連邦準備制度理事会との間で署名されたこの排除措置命令は、ソシエテ・ジェネラル・グループおよびSGNYを一方当事者、米国連邦準備制度理事会およびニューヨーク州金融サービス局を他方当事者として2009年に締結された書面による合意に代わるものである。

(2) 【役員の状況】

(2021年6月17日現在)

男性役員の数	女性役員の数	役員に占める女性の割合
10	7	41.18%

(i) 取締役の略歴とその所有株式数

以下は、所有株式数を除き、すべて2021年6月17日現在の情報である。所有株式数は、別段の記載がある場合を除き、2020年12月31日現在で表示している。

ロレンツォ・ビーニ・スマギ	
役職： 取締役会会長 独立取締役 生年月日： 1956年11月29日生 任期： 2014年～2022年 所有株式数： 2,174	略歴： ロレンツォ・ビーニ・スマギは、イタリア国籍を有し、ルーヴァン・カトリック大学（ベルギー）において経済科学の学位およびシカゴ大学において経済科学の博士号を取得している。同氏は、1983年からイタリア銀行の調査部門においてエコノミストとしてキャリアをスタートした。1994年に、同氏は欧州通貨機関の政策部門のヘッドに選任された。また1998年10月に、同氏はイタリア財務省の国際金融関係の長官となった。2001年から2005年まで、同氏はSACEの会長を務めた。2005年6月から2011年12月まで、同氏は欧州中央銀行の執行委員会の一員であった。2012年から2016年まで、同氏はSNAM（イタリア）の取締役会会長であった。2016年から2019年まで、同氏はイタルガス（イタリア）の取締役会会長であった。同氏は、2015年からソシエテ・ジェネラルの取締役会会長を務めている。 ソシエテ・ジェネラル・グループ外において、役員職には就いていない。

フレデリック・ウデア	
役職： 最高経営責任者 生年月日： 1963年7月3日生 任期： 2009年～2023年 所有株式数： 229,760（直接保有株式） 2,414（「ソシエテ・ジェネラル株式保有（ファンドE）」による。）	略歴： フレデリック・ウデアは、フランスの理工科学校（École polytechnique）および国立行政学院（École nationale d'administration）の卒業生である。1987年から1995年にかけて、財務監督局、経済・財務省、予算省および財政・通信相の諮問機関等、フランスの官公庁における多数の上級職に就任していた。同氏は、1995年にソシエテ・ジェネラルに入行し、ロンドンでコーポレートバンキング部門のヘッド代行、その後ヘッドと続けて就任した。1998年において、同氏はグローバルスーパービジョン&資本開発部門のヘッドに選任された。同氏は、2002年5月にCFO代行、またその後2003年1月に最高財務責任者となった。2008年には、同氏はグループ最高経営責任者に選任された。同氏は、2009年5月から2015年5月まで、ソシエテ・ジェネラルの会長と最高経営責任者を兼任していた。同氏は、2015年5月に取締役会会長と最高経営責任者の機能が分離されて以降、最高経営責任者を務めている。 他のフランス上場企業における役員職： 取締役：キャップ ジェミニ（2018年以降）

ウィリアム・コネリー	
役職：取締役 独立取締役、リスク委員会委員長および指名・コーポレート・ガバナンス委員会委員 生年月日：1958年2月3日生 任期：2017年～2025年 所有株式数：2,173	略歴： ウィリアム・コネリーは、ワシントン（米国）に所在するジョージタウン大学の卒業生である。1980年から1990年に、同氏は、米国、スペインおよび英国におけるチェース マンハッタン銀行の銀行員であった。1990年から1999年に、同氏はスペインのベアリングスで、またその後INGベアリングスで合併および買収ヘッドとして務め、その後、西欧に関する企業金融ヘッドに選任された。1999年から2016年に、同氏はINGバンクN.V.（オランダ）のインベストメント バンキング部門において様々な役職の責任者を務めた。同氏の直近の役職は、コーポレートおよびインベストメント バンキング グローバル ヘッド、執行委員会の委員およびINGリアル エステートB.V.（INGバンク子会社）の最高経営責任者である。 他の海外上場企業における役員職： 監督委員会委員長：エイゴンN.V.（オランダ）（2017年以降メンバー、2018年以降委員長） 取締役：アマデウスITグループ（スペイン）（2019年6月以降）（2020年5月13日以降副会長兼任） 他の海外非上場企業における役員職： 取締役：セルフ トレード バンクSA（スペイン）（2019年以降）

ジェローム・コンタミース	
役職：取締役 独立取締役、報酬委員会委員長および監査・内部統制委員会委員 生年月日：1957年11月23日生 任期：2018年～2022年 所有株式数：1,069	略歴： ジェローム・コンタミースは、フランスの理工科学学校（École polytechnique）、ENSAE および 国立行政学院（École nationale d'administration）の卒業生である。会計検査院（Cour des Comptes）（フランスの公的資金の利用状況を監査する最高機関）の監査役として4年勤務した後、同氏は、トタルの様々なオペレーティング部門の役職を務めた。同氏は、2000年から2009年までヴェオリアエンバイロメントの最高財務責任者であった。2006年から2017年までは、同氏はヴァレオの取締役を務めていた。同氏は2009年にサノフィの最高財務責任者となり、2018年まで同役職に就いていた。 他のフランス上場企業における役員職： 取締役兼監査委員会委員：トタル（2020年5月29日以降） 他のフランス非上場企業における役員職： 会長：Sigatéo（2018年以降）

ディアヌ・コート	
役職：ロンドン証券取引所チーフ リスク オフィサー兼執行委員会委員（2021年2月1日まで） 独立取締役、監査・内部統制委員会委員 生年月日：1963年12月28日生 任期：2018年～2022年 所有株式数：1,000	略歴： ディアヌ・コートはオタワ大学の卒業生であり、財務および会計を専攻していた。1992年から2012年まで、同氏はカナダおよび英国の様々な保険会社（プルデンシャル、スタンダードライフ、アヴィヴァ）において監査、リスクおよび財務部門における重要な役職を務めた。2012年から2021年2月1日まで、同氏はロンドン証券取引所（LSEG）のチーフ リスク オフィサーおよび執行委員会の委員を務めていた。 他のフランス非上場企業における役員職： 取締役：LCH SA（2019年6月から2021年2月1日まで）

キラ・ハゾ	
役職： 取締役 独立取締役、監査・内部統制委員会およびリスク委員会委員 生年月日： 1956年12月13日生 任期： 2011年～2023年 所有株式数： 1,086	略歴： キラ・ハゾは、ワシントン（米国）のジョージタウン大学で法学博士号を取得して卒業した。ロンドンおよびニューヨークで弁護士として務めた後、同氏は1985年から2000年までソロモン スミス バーニー／シティバンクの常務取締役およびリージョナル ジェネラル カウンセルに選任された。その後、2001年から2007年まで、同氏はロンドンの金融サービス機構の非執行取締役ならびに監査委員会およびリスク委員会の委員を務めた。 ソシエテ・ジェネラル・グループ外において、役員職には就いていない。

フランス・ウサイ	
役職： 従業員により選出された取締役 ルーアン 地域商業部門外部事業機会ヘッド 報酬委員会委員 生年月日： 1967年7月27日生 任期： 2009年～2025年 所有株式数： 0	略歴： 1989年からソシエテ・ジェネラルの従業員である。 ソシエテ・ジェネラル・グループ外において、役員職には就いていない。

アネット・メッセマー	
役職： 独立取締役 監査・内部統制委員会およびリスク委員会委員 生年月日： 1964年8月14日生 任期： 2020年～2024年 所有株式数： 1,000	略歴： アネット・メッセマーはドイツ国籍を有し、ボン大学（ドイツ）において政治学の博士号、タフツ大学（米国）のフレッチャースクールにおいて国際経済学の修士号、パリ政治学院（Sciences Po Paris）において学位を取得している。同氏は、1994年にニューヨークのJPモルガンにおける投資銀行業務においてキャリアをスタートし、その後フランクフルトとロンドンへと移った。同氏はシニアバンカーであった2006年にJPモルガンを退社し、メリルリンチに常務取締役およびドイツ子会社の執行委員会委員として入社した。2010年、同氏はドイツ財務省によるWestLBの監督委員会への指名を受諾した。その後、同氏は2013年にコメルツバンクに入社し、2018年6月までグループ執行役員／法人顧客部門の部門取締役を務めた。 他のフランス上場企業における役員職： 取締役：エシロール ルックスオティカ（2018年10月以降）、サヴェンシア S.A.（2020年4月23日以降）、アメリスS.A.（2020年5月4日以降）

ジェラルール・メストラレ	
役職： 独立取締役、指名・コーポレート・ガバナンス委員会委員長および報酬委員会委員 生年月日： 1949年4月1日生 任期： 2015年～2023年 所有株式数： 1,200	略歴： ジェラルール・メストラレは、フランスの理工科学校（École polytechnique）および国立行政学院（École nationale d'administration）の卒業生である。同氏は、フランスの行政機関の様々な役職に就いた後、1984年に会長の特別顧問としてカンパーニュ フィナンシエール ドゥ スエズに加わり、その後産業を担当する上級執行副会長となった。1991年2月、同氏はソシエテ・ジェネラル・ドゥ・ベルギーの執行取締役を選任された。1995年7月に、カンパーニュ ドゥ スエズの会長兼最高経営責任者を務め、1997年6月にはスエズ リヨネーズ デソーの執行役会の会長を務め、最終的に2001年にスエズの会長兼最高経営責任者となった。2008年7月から2016年5月まで、同氏はENGIE（IHGDF SUEZ）の会長兼最高経営責任者であった。会長と最高経営責任者の機能が分離されたことに伴い、2016年5月から2018年5月までは、同氏が取締役会会長であった。 他のフランス上場企業における役員職： 名誉会長：ENGIE & SUEZ 他のフランス非上場企業における役員職： エグゼクティブ・プレジデント：フランス アル ウラー開発庁（2018年以降）

ジュアン・マリア・ニン・ジェノヴァ	
役職： 取締役 独立取締役、リスク委員会および報酬委員会委員 生年月日： 1953年3月10日生 任期： 2016年～2024年 所有株式数： 1,629	略歴： ジュアン・マリア・ニン・ジェノヴァは、デウスト大学（スペイン）およびロンドン スクール オブ エコノミクス アンド ポリティカル サイエンス（英国）の卒業生である。同氏は弁護士兼エコノミストであり、そのキャリアを、スペインの欧州共同体関係の省庁におけるプログラム マネジャーとして開始した。同氏は後に、1980年から2002年までサンタンデール セントラル イスパノのジェネラル マネジャーを務め、その後バンコ サバデルのアドバイザー代行を2007年まで務めた。2007年6月、同氏はラ カイシャの最高経営責任者に選任された。2011年7月には、同氏はカイシャ バンクの会長代行およびアドバイザー代行に選任され、2014年までかかる役職を務めた。 他の海外非上場企業における役員職： 取締役会会長：Promociones Habitat（スペイン）（2018年以降）、Itinere Infraestructuras（スペイン）（2019年以降） 取締役：アゾラ キャピタルS.L.(*)（スペイン）（2014年以降） (*)グループ ドゥ エムプレサス アズビーS.L.

アンリ・プパール-ラファルグ	
役職： 独立取締役 アルストム会長兼最高経営責任者 指名・コーポレート・ガバナンス委員会委員 生年月日： 1969年4月10日生 任期： 2021年～2025年 所有株式数： (注)	略歴： アンリ・プパール-ラファルグは、理工科学校 (École polytechnique)、国立土木学校 (École nationale des ponts et chaussées) およびマサチューセッツ工科大学 (MIT) の卒業生である。同氏は、1992年にワシントンD.C.の世界銀行でキャリアを開始し、その後1994年にフランス経済・財務省に入省した。アンリ・プパール-ラファルグは、1998年にインベスターリレーションズ ヘッド兼経営管理ヘッドとしてアルストムに入社した。2000年、同氏はアルストムの送配電部門の財務担当シニア バイス-プレジデントに就任した (同部門は2004年に売却されている。)。アンリ・プパール-ラファルグは、2004年から2010年までアルストム グループの最高財務責任者、2010年から2011年までアルストムのグリッド部門のプレジデント、また2011年7月4日以降、アルストムの会長兼最高経営責任者に選任されるまでの間、アルストムの輸送部門のプレジデントを務めた。アンリ・プパール-ラファルグは、2016年2月1日以降、アルストムの会長兼最高経営責任者を務めている。 他のフランス上場企業における役員職： 会長兼最高経営責任者：アルストム

ヨハン・ブラウド	
役職： 従業員により選出された取締役 顧客アドバイザー 生年月日： 1985年11月9日生 任期： 2021年～2024年 所有株式数： (注)	略歴： 2005年からソシエテ・ジェネラルの従業員である。

ルボミーラ・ロシェ	
役職： ロリアルグループ チーフ デジタル オフィサー 独立取締役 指名・コーポレート・ガバナンス委員会委員 生年月日： 1977年5月8日生 任期： 2017年～2025年 所有株式数： 1,000	略歴： ルボミーラ・ロシェは、フランスの高等師範学校 (École normale supérieure) およびパリ政治学院 (Sciences Po)、ならびにベルギー、ブリュージュの欧州大学院大学の卒業生である。2003年から2007年まで、同氏はソジェティ (キャップジェミニ) の戦略ヘッドに就任した。2008年から2010年までは、同氏はフランスにおけるマイクロソフトのイノベーションおよびスタートアップス ヘッドであった。同氏は2010年にバルテックへ加わり、2012年に最高経営責任者に選任された。2014年以降、同氏はロリアルの最高デジタル責任者および執行委員会の委員を務めている。 他の海外非上場企業における役員職： 取締役：ファウンダーズ ファクトリー リミテッド(*) (英国) (2016年以降) (*)ロリアル グループ

アレクサンドラ・スハープベルト	
役職：取締役 独立取締役 監査・内部統制委員会委員 員長およびリスク委員会委員 生年月日：1958年9月5日生 任期：2013年～2025年 所有株式数：3,069（2021年3月12日現在）	略歴： アレクサンドラ・スハープベルトは、オックスフォード大学（英国）における政治学、哲学および経済学の学位を有し、またエラスムス大学ロッテルダム（オランダ）における開発経済学の修士号を取得している。同氏は、オランダのABN AMROグループでキャリアを開始し、1984年から2007年までの間、インベストメント バンキング部門において様々な役職に就任した（特に、銀行の主要な法人顧客との関係におけるヘッドでもあった。）。2008年には、同氏はロイヤル バンク オブ スコットランド グループのインベスト バンキングの西欧担当のヘッドに選任された。 他の海外上場企業における役員職： 監督委員会委員：プミ アルマダ ベルハッド（マレーシア）（2011年以降） 取締役会メンバー：スリー アイ ピーエルシー（英国）（2020年1月以降）

セバスチャン・ウェッター	
役職：従業員株主により選出された取締役 生年月日：1971年7月10日生 任期：2021年～2025年 所有株式数：(注)	略歴： セバスチャン・ウェッターは基礎物理学の修士号を修めており、リヨン経営学大学院（EMリヨン）を卒業している。同氏は、1997年にソシエテ・ジェネラルのリテール バンクの戦略&マーケティング部門において、ソシエテ・ジェネラルでのキャリアを開始した。2002年以降、当グループの組織コンサルティング部の一環として、同氏はコーポレート&インベストメント バンキング業務における様々な職務を指揮し、当グループ全体の参加型イノベーション プログラムの導入に貢献した。2005年末、同氏は全権を有する最高執行責任者としてコモディティ市場部に配属され、その後2008年に事業開発ヘッドとなった。2010年から2014年まで、同氏は当グループの総合検査・監査部の事務局長であった。2014年、同氏はコーポレート&インベストメント バンクのカバレッジ部門に配属され、主要なフランス国内および国際的顧客を担当する顧客管理ユニット ヘッド、また2016年には金融機関カバレッジ チームのグローバル最高執行責任者等、同部門における様々な役職を務めた。2020年初頭以降、同氏は銀行員として、ソシエテ・ジェネラルの国際的金融機関との関係を管理している。

(注) 2021年定時株主総会において選任された取締役は、株式の取得に6ヶ月の猶予を与えられているため、本書提出日現在、当該取締役の所有株式数について開示できる情報はない。

(ii) 経営執行部

(2021年6月17日現在)

氏名	役職
フレデリック・ウデア	最高経営責任者
ディオニー・レボ	CEO代行
フィリップ・エムリッシュ	CEO代行

(iii) グループ経営委員会

グループ経営委員会は、最高経営責任者が選任する上級役員59名で構成され、サービス ユニットおよび事業ユニットに属し、四半期に1回以上会合を行う。

グループ経営委員会は、当グループの全般的利益に関する戦略課題について、伝達および議論を行う。

(2021年6月17日現在)

氏名	役職
経営執行部	
フレデリック・ウデア	最高経営責任者
ディオニー・レボ	CEO代行
フィリップ・エムリッシュ	CEO代行
ウィリアム・カドーシュ - シャサン ⁽¹⁾ (2)	ジェネラル マネジャー代行、ファイナンス ヘッド
スラヴミール・クルパ ⁽¹⁾	ジェネラル マネジャー代行、グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ ヘッド
セバスチャン・プロト ⁽¹⁾	ジェネラル マネジャー代行、ソシエテ・ジェネラル、クレディデュ ノール、プライベート バンキング ネットワークおよびイノベーション、テクノロジー&ITサービス ユニット ヘッド
グループ戦略委員会のメンバー（経営執行部を除く。）	
ダヴィッド・アビトボル ⁽²⁾	ソシエテ・ジェネラル セキュリティーズ サービス グローバルヘッド
ステファン・アボ ⁽²⁾	ソシエテ・ジェネラル アメリカス最高経営責任者
ティム・アルバートセン ⁽²⁾	ALDオートモーティブ最高経営責任者
パスカル・オージュ ⁽²⁾	検査・監査部門ヘッド
セシル・パーティニエフ ⁽²⁾	グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門最高執行責任者
ジル・ブリアタ ⁽²⁾	グループ秘書役
ブルーノ・ドゥラス ⁽²⁾	ITIMヘッド
マリー - クリスティン・デュショレ ⁽²⁾	ソシエテ・ジェネラル フランス国内リテール バンキング部門ヘッド
パトリック・フォレア ⁽²⁾	ソシエテ・ジェネラル プライベート バンキング部門ヘッド兼リスク監督者
ローラン・グッター ⁽²⁾	国際リテール バンキング部門アフリカ／地中海沿岸地域&海外領域担当ヘッド
ジャン - フランソワ・グレゴワール ⁽²⁾	グローバル マーケッツ ヘッド
ブノワ・グリゾニ ⁽²⁾	ブルソラマ最高経営責任者
カロリン・ギオミン ⁽²⁾	グループ人事部門ヘッド&グループ コミュニケーション ヘッド
ヨヘン・イエームリッヒ ⁽²⁾	設備ファイナンス事業ヘッドおよびGEFA銀行最高経営責任者
クリストフ・ルブラン ⁽²⁾	グループ経営資源&デジタル移行 ヘッド
アレクサンドレ・メイマ ⁽²⁾	グローバル トランザクション&ペイメント サービス ヘッド
フランソワーズ・メルカダル - ダラサレス ⁽²⁾	クレディ デュ ノール最高経営責任者
ゲール・オリヴィエ ⁽²⁾	ソシエテ・ジェネラル アジア太平洋地域担当最高経営責任者
ピエール・パルミエリ ⁽²⁾	グローバル バンキング&アドバイザー ヘッド
フィリップ・ベレ ⁽²⁾	保険事業ヘッド

氏名	役職
サディア・リッケ ⁽²⁾	リスク管理チーム アドバイザー
グレゴワール・シモン・バルブー ⁽²⁾	グループ コンプライアンス ヘッド
ジョヴァンニ・ルカ・ソーマ ⁽²⁾	国際リテール バンキング部門欧州担当ヘッド兼ロシア担当グループ カントリー ヘッド
グループ経営委員会のメンバー（グループ戦略委員会のメンバーを除く。）	
フィリップ・アムストイ	フランス ネットワーク取締役
エルベ・オードレン・ド・ケードレル	グループ コンプライアンス ヘッド代行
フランソワ・ブロッホ	BRD最高経営責任者
クレール・カルメジャヌ	グループ チーフ イノベーション オフィサー
アントワヌ・クリュ	セキュリティ最高責任者
ジェフロイ・ダルマーニュ	恒常的統制・内部統制調整グローバル ヘッド
ティエリー・ダルジャン	グローバル バンキング&アドバイザリー ヘッド代行
オディール・ド・セーヴル	ソシエテ・ジェネラル・エクイップメント・ファイナンスCEO代行
ジャン・フランソワ・デシュプー	リスク ヘッド代行
クレール・デュマ	グループCFO代行
デルフィーヌ・ガルサン-ムニエ	グループ戦略ヘッド
カルロス・ゴンサルヴェス	グローバル テクノロジー サービス ヘッド
ドナト・ゴンザレス・サンチェス	コーポレート&インベストメント バンキング、プライベート バン キング、アセット マネジメント、セキュリティーズ サービス部門 ヘッド兼スペイン&ポルトガル担当グループ カントリー ヘッド
エリック・グローヴェン	フランス国内リテール バンキング不動産部門ヘッド
アルヴァロ・フート	グローバル バンキング&アドバイザリー ヘッド代行
アルノ・ジャックマン	ルクセンブルク担当グループ カントリー ヘッド兼ソシエテ・ジェ ネラル ルクセンブルク最高経営責任者
ヤン・ユヘルカ	コメルチニ バンカ取締役会会長兼最高経営責任者およびチェコ共和 国&スロバキア担当グループ カントリー ヘッド
ジャン・ルイ・クライン	クレディ デュ ノールCEO代行
ステファン・ランドン	リスク ヘッド代行
ヴェロニク・ロクティン	フランス国内カバレッジ 共同ヘッド
シャビエル・ロフィシエル	グループCFO代行
ミカラ・マークセン	グループ チーフ エコノミストおよびエコノミック&セクトラル リ サーチ ヘッド
アンヌ・マリオン・ブシャクール	スイス担当グループ カントリー ヘッド兼SGチューリッヒ最高経営 責任者
レティシア・モーレル	グループ コミュニケーション ヘッド代行

氏名	役職
イリヤ・ボルヤコフ	ロスバンク最高経営責任者
シルヴィー・ブレア	企業の社会的責任担当取締役
シルヴィー・ルモン	リスク部門アドバイザー
ジョン・サフレット	ALDオートモーティブCEO代行
マチュー・ヴェドレーヌ	ソシエテ・ジェネラル プライベート バンキング フランス ヘッド
グイド・ゾエラー	ドイツ担当グループ カントリー ヘッド兼ソシエテ・ジェネラル ドイツ国内コーポレート&インベストメント バンキング事業ヘッド

- (1) CEO代行は執行役員ではない。
 (2) 事業ユニットまたはサービス ユニットのマネジャー

当グループの経営陣の報酬の総額については、上記「(1) コーポレート・ガバナンスの概要—コーポレート・ガバナンスに関する取締役会報告—当グループの上級経営陣の報酬」および下記「第6 経理の状況、1 財務書類、1.1 連結財務諸表、(6) 連結財務諸表に対する注記」の注5.1.2を参照のこと。

(3) 【監査の状況】

(i) 監査・内部統制委員会による監査の状況

上記「(1) コーポレート・ガバナンスの概要—コーポレート・ガバナンスに関する取締役会報告—取締役会—取締役会委員会—監査・内部統制委員会」を参照のこと。

(ii) 内部監査の状況

上記「第3 事業の状況、2 事業等のリスク、(3) 内部統制の枠組—内部統制—内部監査」を参照のこと。

(iii) 会計監査の状況

(A) 監査法人

監査法人の名称	提出会社に対する継続監査期間	業務を執行した公認会計士の氏名
アーンスト・アンド・ヤング・エ・オートル	9年	ミシャ ミサキアン
デロイト・アンド・アソシエ	18年	ジャン-マルク ミケラー

監査業務に係る補助者の構成

アーンスト・アンド・ヤング・エ・オートルにおいては、上記1名のほか、当行の2020年の監査業務には30名を超える公認会計士およびその他の専門家が関与した。

デロイト・アンド・アソシエにおいては、上記1名のほか、当行の2020年の監査業務には30名を超える公認会計士およびその他の専門家が関与した。

(B) 外国監査公認会計士等の選定方針、理由および評価

監査・内部統制委員会は、法定監査人の業績、有効性および独立性について、年次ベースで評価する。この評価は、上級経営陣に対するインタビューおよび当グループ全体の利害関係者からの調査フィードバックに基づいている。評価基準には、サービス提供の質、監査チームの質および能力、監査の一環として付加される価値、洞察力、ならびに法定監査人との関係性全般が含まれる。監査・内部統制委員会は、自己分析および評価結果に基づき、アーンスト・アンド・ヤング・エ・オートルおよびデロイト・アンド・アソシエの監査は有効であったと結論づけた。

上記「(1) コーポレート・ガバナンスの概要—コーポレート・ガバナンスに関する取締役会報告—取締役会—取締役会委員会—監査・内部統制委員会」および下記「第6 経理の状況、1 財務書類、1.1 連結財務諸表、(6) 連結財務諸表に対する注記」の注8.6も参照のこと。

(C) 外国監査公認会計士等の異動

該当事項なし。

(D) 監査報酬の内容等

① 外国監査公認会計士等に対する報酬の内容等

下記「第6 経理の状況、1 財務書類、1.1 連結財務諸表、(6) 連結財務諸表に対する注記」の注8.6を参照のこと。

② 外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

下記「第6 経理の状況、1 財務書類、1.1 連結財務諸表、(6) 連結財務諸表に対する注記」の注8.6を参照のこと。

③ その他重要な報酬の内容

該当事項なし。

④ 監査報酬の決定方針

上記「(1) コーポレート・ガバナンスの概要—コーポレート・ガバナンスに関する取締役会報告—取締役会—取締役会委員会—監査・内部統制委員会」を参照のこと。

(4) 【役員の報酬等】

上記「(1) コーポレート・ガバナンスの概要—コーポレート・ガバナンスに関する取締役会報告—当グループの上級経営陣の報酬」を参照のこと。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項なし。

第6 【経理の状況】

- a 本書記載のソシエテ・ジェネラルの原文の財務書類(連結財務諸表および個別財務諸表)は、フランスにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則および銀行業に適用される会計基準に準拠して作成されたものである。本書記載の邦文の財務書類(連結財務諸表および個別財務諸表)は、原文の財務書類を翻訳したものである。当行の財務書類の日本における開示については、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第131条第1項の規定が適用されている。

連結財務諸表については、フランスにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則として欧州連合が採択したIFRS(国際財務報告基準)が適用されているが、個別財務諸表については、IFRSは適用しておらず、従来通りフランス銀行業規制委員会の規則およびフランスの銀行業で一般に公正妥当と認められる会計原則に基づいて作成されている。

なお、日本とフランスとの会計処理の原則および手続ならびに表示方法の主要な差異については、第6の「4 フランスと日本における会計原則および会計慣行の相違」に記載されている。

- b 本書記載の原文の財務書類は、フランスにおける法定監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・エ・オートルおよびデロイト・アンド・アソシエの監査を受けており、その監査報告書の原文および訳文は、本有価証券報告書に含まれている。

なお、当行の財務書類には、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号)第35条の規定に基づき「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」(昭和32年大蔵省令第12号)第1条の2の規定が適用されるため、日本の公認会計士または監査法人による監査は必要とされていない。

- c 本書記載の邦文の財務書類には、原文の財務書類中のユーロ表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には、2021年3月31日の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値、1ユーロ=129.80円の為替レートが使用されており、百万円未満の端数は四捨五入して表示している。
- d 日本円および第6の2から4までの事項は、当該事項における原文の財務書類への参照事項を除き、原文の財務書類には記載されておらず、上記bの監査の対象になっていない。

1 【財務書類】

1.1 連結財務諸表

(1) 連結貸借対照表

資産		2020年12月31日		2019年12月31日	
		百万ユーロ	百万円	百万ユーロ	百万円
現金および中央銀行預け金		168,179	21,829,634	102,311	13,279,968
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	注3.1, 3.2 および3.4	429,458	55,743,648	385,739	50,068,922
ヘッジ目的デリバティブ	注3.2 および3.4	20,667	2,682,577	16,837	2,185,443
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	注3.3 および3.4	52,060	6,757,388	53,256	6,912,629
償却原価で測定する有価証券	注3.5, 3.8 および3.9	15,635	2,029,423	12,489	1,621,072
償却原価で測定する銀行預け金	注3.5, 3.8 および3.9	53,380	6,928,724	56,366	7,316,307
償却原価で測定する顧客貸出金	注3.5, 3.8 および3.9	448,761	58,249,178	450,244	58,441,671
金利リスクをヘッジしたポートフォリオの再評価差額		378	49,064	401	52,050
保険事業の投資	注4.3	166,854	21,657,649	164,938	21,408,952
税金資産	注6	5,001	649,130	5,779	750,114
その他の資産	注4.4	67,341	8,740,862	68,045	8,832,241
売却目的保有非流動資産		6	779	4,507	585,009
持分法適用投資		100	12,980	112	14,538
有形および無形固定資産*	注8.4	30,088	3,905,422	30,844	4,003,551
のれん	注2.2	4,044	524,911	4,627	600,584
合計		1,461,952	189,761,369	1,356,495	176,073,051

* IFRS第16号に関する2019年11月26日のIFRS解釈委員会 (IFRS IC) の決定に伴い、2019年12月31日に終了した事業年度の公表済み財務諸表に対してその金額を修正再表示している (注1.2参照)。

負債

		2020年12月31日		2019年12月31日	
		百万ユーロ	百万円	百万ユーロ	百万円
中央銀行預金		1,489	193,272	4,097	531,791
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	注3.1, 3.2 および3.4	390,247	50,654,061	364,129	47,263,944
ヘッジ目的デリバティブ	注3.2 および3.4	12,461	1,617,438	10,212	1,325,518
発行債券	注3.6 および3.9	138,957	18,036,619	125,168	16,246,806
銀行預金	注3.6 および3.9	135,571	17,597,116	107,929	14,009,184
顧客預金	注3.6 および3.9	456,059	59,196,458	418,612	54,335,838
金利リスクをヘッジしたポートフォリオの再評価差額		7,696	998,941	6,671	865,896
税金債務	注6	1,223	158,745	1,409	182,888
その他の負債*	注4.4	84,937	11,024,822	85,254	11,065,969
売却目的保有非流動負債		—	—	1,333	173,023
保険契約関連負債	注4.3	146,126	18,967,155	144,259	18,724,818
引当金	注8.3	4,775	619,795	4,387	569,433
劣後債務	注3.9	15,432	2,003,073	14,465	1,877,557
負債合計		1,394,973	181,067,495	1,287,925	167,172,665
株主資本					
株主資本、グループ持分					
発行済普通株式および資本準備金		22,333	2,898,824	21,969	2,851,576
その他の資本性金融商品		9,295	1,206,491	9,133	1,185,464
利益剰余金		32,076	4,163,465	29,558	3,836,629
純利益		(258)	(33,489)	3,248	421,590
小計		63,446	8,235,291	63,908	8,295,259
未実現・繰延損益	注7.3	(1,762)	(228,708)	(381)	(49,454)
資本、グループ持分小計		61,684	8,006,583	63,527	8,245,805
非支配持分		5,295	687,291	5,043	654,581
株主資本合計		66,979	8,693,874	68,570	8,900,386
合計		1,461,952	189,761,369	1,356,495	176,073,051

* IFRS第16号に関する2019年11月26日のIFRS解釈委員会 (IFRS IC) の決定に伴い、2019年12月31日に終了した事業年度の公表済み財務諸表に対してその金額を修正再表示している (注1.2参照)。

(2) 連結損益計算書

		2020年		2019年	
		百万ユーロ	百万円	百万ユーロ	百万円
受取利息および類似収益	注3.7	20,721	2,689,586	23,712	3,077,818
支払利息および類似費用	注3.7	(10,248)	(1,330,190)	(12,527)	(1,626,005)
受取手数料	注4.1	8,529	1,107,064	9,068	1,177,027
支払手数料	注4.1	(3,612)	(468,838)	(3,811)	(494,668)
金融取引に係る純損益		2,851	370,059	4,460	578,908
内、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益	注3.1	2,785	361,493	4,343	563,722
内、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益		69	8,956	119	15,446
内、償却原価で測定する金融資産の認識中止による純損益		(3)	(390)	(2)	(260)
保険事業の純利益	注4.3	2,124	275,695	1,925	249,865
その他の活動からの収益	注4.2	11,471	1,488,936	11,629	1,509,444
その他の活動からの費用	注4.2	(9,723)	(1,262,045)	(9,785)	(1,270,093)
銀行業務純利益		22,113	2,870,267	24,671	3,202,296
人件費	注5	(9,289)	(1,205,712)	(9,955)	(1,292,159)
その他の営業費用 [*]	注8.2	(5,821)	(755,566)	(6,240)	(809,952)
有形・無形固定資産の償却費、減価償却費および減損 [*]	注8.4	(1,604)	(208,199)	(1,532)	(198,854)
営業総利益		5,399	700,790	6,944	901,331
リスク費用	注3.8	(3,306)	(429,119)	(1,278)	(165,884)
営業利益		2,093	271,671	5,666	735,447
持分法適用投資純利益		3	390	(129)	(16,744)
その他の資産からの純損益		(12)	(1,558)	(327)	(42,445)
のれんの評価調整	注2.2	(684)	(88,783)	—	—
税引前利益		1,400	181,720	5,210	676,258
法人所得税	注6	(1,204)	(156,280)	(1,264)	(164,067)
連結純利益		196	25,440	3,946	512,191
非支配持分損益		454	58,929	698	90,601
グループ純利益		(258)	(33,489)	3,248	421,590
普通株式1株当たり利益(ユーロ、円)	注7.2	(1.02)	(132)	3.05	396
普通株式1株当たり希薄化後利益(ユーロ、円)	注7.2	(1.02)	(132)	3.05	396

^{*} IFRS第16号に関する2019年11月26日のIFRS解釈委員会(IFRS IC)の決定に伴い、2019年12月31日に終了した事業年度の公表済み財務諸表に対してその金額を修正再表示している(注1.2参照)。

(3) 純利益および未実現・繰延損益計算書

	2020年		2019年	
	百万ユーロ	百万円	百万ユーロ	百万円
連結純利益	196	25,440	3,946	512,191
後に純利益への組替可能性のある未実現・繰延損益	(1,353)	(175,619)	844	109,551
為替換算差額	(1,776)	(230,525)	563	73,077
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品の再評価	247	32,061	(28)	(3,634)
当期の再評価差額	317	41,147	48	6,231
純利益への組替	(70)	(9,086)	(76)	(9,865)
売却可能金融資産の再評価	117	15,187	188	24,402
当期の再評価差額	123	15,966	190	24,662
純利益への組替	(6)	(779)	(2)	(260)
ヘッジ目的デリバティブの再評価	154	19,989	153	19,859
当期の再評価差額	138	17,912	195	25,311
純利益への組替	16	2,077	(42)	(5,452)
持分法適用会社の未実現損益	—	—	1	130
関連税金	(95)	(12,331)	(33)	(4,283)
後に純利益に組替えられない未実現・繰延損益	(79)	(10,254)	(160)	(20,768)
確定給付制度に係る数理損益	(53)	(6,880)	(32)	(4,154)
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債の自社信用リスクの再評価	(79)	(10,254)	(121)	(15,706)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品の再評価	16	2,077	(48)	(6,230)
持分法適用会社の未実現損益	—	—	3	390
関連税金	37	4,803	38	4,932
未実現・繰延損益合計	(1,432)	(185,873)	684	88,783
純利益および未実現・繰延損益	(1,236)	(160,433)	4,630	600,974
内、グループ持分	(1,640)	(212,872)	3,903	506,609
内、非支配持分損益	404	52,439	727	94,365

(4) 連結株主持分変動計算書

	株主資本グループ持分							連結株主 資本 合計
	発行済 普通株式 および 資本準備金	その他の 資本性 金融商品	利益剰余金	純利益 グループ 持分	未実現・ 繰延損益	合計	非支配持分	
(単位：百万ユーロ)								
2019年1月1日現在株主資本	20,746	9,110	32,199	—	(1,029)	61,026	4,783	65,809
普通株式の増加および資本性金融商品の発行/償還/配当	1,011	23	(731)	—	—	303	(33)	270
自己株式の消却	152	—	(77)	—	—	75	—	75
株式報酬制度の資本部分(注5.3参照)	60	—	—	—	—	60	—	60
2019年度支払配当金(注7.2参照)	—	—	(1,770)	—	—	(1,770)	(379)	(2,149)
連結範囲の変更の影響額	—	—	(10)	—	—	(10)	(56)	(66)
株主関係に関連した変動小計	1,223	23	(2,588)	—	—	(1,342)	(468)	(1,810)
2019年度純利益	—	—	—	3,248	—	3,248	698	3,946
未実現・繰延損益の変動	—	—	—	—	648	648	31	679
その他の増減	—	—	(53)	—	—	(53)	(1)	(54)
小計	—	—	(53)	3,248	648	3,843	728	4,571
2019年12月31日現在株主資本	21,969	9,133	29,558	3,248	(381)	63,527	5,043	68,570
利益剰余金への振替	6	—	3,229	(3,248)	13	—	—	—
2020年1月1日現在株主資本	21,975	9,133	32,787	—	(368)	63,527	5,043	68,570
普通株式の増加および資本性金融商品の発行/償還/配当 (注7.1参照)	—	162	(628)	—	—	(466)	(33)	(499)
自己株式の消却(注7.1参照)	316	—	(57)	—	—	259	—	259
株式報酬制度の資本部分(注5.3参照)	42	—	—	—	—	42	—	42
2020年度支払配当金(注7.2参照)	—	—	—	—	—	—	(91)	(91)
連結範囲の変更の影響額(注7.1参照)	—	—	80	—	—	80	(21)	59
株主関係に関連した変動小計	358	162	(605)	—	—	(85)	(145)	(230)
2020年度純利益	—	—	—	(258)	—	(258)	454	196
未実現・繰延損益の変動	—	—	—	—	(1,394)	(1,394)	(57)	(1,451)
その他の増減	—	—	(106)	—	—	(106)	—	(106)
小計	—	—	(106)	(258)	(1,394)	(1,758)	397	(1,361)
2020年12月31日現在株主資本	22,333	9,295	32,076	(258)	(1,762)	61,684	5,295	66,979

(単位：百万円)	株主資本グループ持分							
	発行済 普通株式 および 資本準備金	その他の 資本性 金融商品	利益剰余金	純利益 グループ 持分	未実現・ 繰延損益	合計	非支配持分	連結株主 資本 合計
2019年1月1日現在株主資本	2,692,831	1,182,478	4,179,430	—	(133,564)	7,921,175	620,834	8,542,009
普通株式の増加および資本性金融商品の発行/償還/配当	131,228	2,986	(94,884)	—	—	39,330	(4,284)	35,046
自己株式の消却	19,729	—	(9,994)	—	—	9,735	—	9,735
株式報酬制度の資本部分(注5.3参照)	7,788	—	—	—	—	7,788	—	7,788
2019年度支払配当金(注7.2参照)	—	—	(229,746)	—	—	(229,746)	(49,194)	(278,940)
連結範囲の変更の影響額	—	—	(1,298)	—	—	(1,298)	(7,269)	(8,567)
株主関係に関連した変動小計	158,745	2,986	(335,922)	—	—	(174,191)	(60,747)	(234,938)
2019年度純利益	—	—	—	421,590	—	421,590	90,600	512,190
未実現・繰延損益の変動	—	—	—	—	84,110	84,110	4,024	88,134
その他の増減	—	—	(6,879)	—	—	(6,879)	(130)	(7,009)
小計	—	—	(6,879)	421,590	84,110	498,821	94,494	593,315
2019年12月31日現在株主資本	2,851,576	1,185,464	3,836,629	421,590	(49,454)	8,245,805	654,581	8,900,386
利益剰余金への振替	779	—	419,124	(421,590)	1,687	—	—	—
2020年1月1日現在株主資本	2,852,355	1,185,464	4,255,753	—	(47,767)	8,245,805	654,581	8,900,386
普通株式の増加および資本性金融商品の発行/償還/配当(注7.1参照)	—	21,027	(81,514)	—	—	(60,487)	(4,283)	(64,770)
自己株式の消却(注7.1参照)	41,017	—	(7,399)	—	—	33,618	—	33,618
株式報酬制度の資本部分(注5.3参照)	5,452	—	—	—	—	5,452	—	5,452
2020年度支払配当金(注7.2参照)	—	—	—	—	—	—	(11,812)	(11,812)
連結範囲の変更の影響額(注7.1参照)	—	—	10,384	—	—	10,384	(2,726)	7,658
株主関係に関連した変動小計	46,469	21,027	(78,529)	—	—	(11,033)	(18,821)	(29,854)
2020年度純利益	—	—	—	(33,489)	—	(33,489)	58,929	25,440
未実現・繰延損益の変動	—	—	—	—	(180,941)	(180,941)	(7,398)	(188,339)
その他の増減	—	—	(13,759)	—	—	(13,759)	—	(13,759)
小計	—	—	(13,759)	(33,489)	(180,941)	(228,189)	51,531	(176,658)
2020年12月31日現在株主資本	2,898,824	1,206,491	4,163,465	(33,489)	(228,708)	8,006,583	687,291	8,693,874

(5) 連結キャッシュフロー計算書

	2020年		2019年	
	百万ユーロ	百万円	百万ユーロ	百万円
連結純利益(I)	196	25,441	3,946	512,191
有形および無形固定資産の償却費（オペレーティング・リースを含む）*	5,263	683,137	5,218	677,296
減価償却及び引当金純繰入額	1,937	251,423	(3,284)	(426,263)
持分法適用投資純損益	(3)	(389)	129	16,744
繰延税金の増減	496	64,381	295	38,291
長期資産及び子会社株式の売却益	(74)	(9,605)	(84)	(10,903)
その他の増減*	(757)	(98,259)	1,258	163,288
純利益（純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益を除く）およびその他の調整に含まれる非資金項目(II)	6,862	890,688	3,532	458,453
純損益を通じて公正価値で測定された金融商品に係る利益	6,077	788,795	5,267	683,657
銀行間取引	42,149	5,470,940	14,554	1,889,109
顧客との取引	43,790	5,683,942	5,429	704,684
その他金融資産・負債関連取引	(21,347)	(2,770,841)	(36,748)	(4,769,890)
その他の非金融資産・負債関連取引	3,064	397,707	14,424	1,872,235
営業用資産・負債関連現金の純増減(III)	73,733	9,570,543	2,926	379,795
営業活動に関連する純キャッシュインフロー（アウトフロー）(A)=(I)+(II)+(III)	80,791	10,486,672	10,404	1,350,439
金融資産および長期投資の取得および処分に 関連する純キャッシュインフロー（アウトフロー）	(1,275)	(165,495)	234	30,373
有形・無形固定資産に関連する純キャッシュインフロー（アウトフロー）	(5,588)	(725,322)	(7,210)	(935,858)
投資活動に関連する純キャッシュインフロー（アウトフロー）(B)	(6,863)	(890,817)	(6,976)	(905,485)
株主からの又は株主に対するキャッシュフロー	24	3,115	(1,219)	(158,226)
財務活動から生じるその他の純キャッシュフロー	2,109	273,748	3,229	419,124
財務活動に関連する純キャッシュインフロー（アウトフロー）(C)	2,133	276,863	2,010	260,898
外国為替相場の変動が現金および現金同等物に与える影響額 (D)	(2,596)	(336,961)	1,386	179,903
現金および現金同等物の純インフロー（アウトフロー）(A)+(B)+(C)+(D)	73,465	9,535,757	6,824	885,755
現金勘定および中央銀行預け金（資産）	102,311	13,279,968	96,585	12,536,733
中央銀行預金（負債）	(4,097)	(531,791)	(5,721)	(742,586)
銀行当座勘定（注3.5および4.3参照）	21,843	2,835,222	24,667	3,201,777
要求払預金および銀行当座勘定（注3.6参照）	(11,577)	(1,502,695)	(13,875)	(1,800,975)
期首現金および現金同等物	108,480	14,080,704	101,656	13,194,949
現金勘定および中央銀行預け金（資産）	168,179	21,829,634	102,311	13,279,968
中央銀行預金（負債）	(1,489)	(193,272)	(4,097)	(531,791)
銀行当座勘定（注3.5および4.3参照）	26,609	3,453,848	21,843	2,835,221
要求払預金および銀行当座勘定（注3.6参照）	(11,354)	(1,473,749)	(11,577)	(1,502,694)
期末現金および現金同等物	181,945	23,616,461	108,480	14,080,704
現金および現金同等物の純インフロー（アウトフロー）	73,465	9,535,757	6,824	885,755

* IFRS第16号に関する2019年11月26日のIFRS解釈委員会（IFRS IC）の決定に伴い、2019年12月31日に終了した事業年度の公表済み財務諸表に対してその金額を修正再表示している（注1.2参照）。

[次へ](#)

(6) 連結財務諸表に対する注記

連結財務諸表は、2021年2月9日に開催された取締役会により承認された。

注1 重要な会計方針

注1.1 序論

会計基準

国際会計基準の適用に関する2002年7月19日の欧州規則1606/2002に従って、ソシエテ・ジェネラル グループ(以下「当グループ」)は、欧州連合(EU)により採択された2020年12月31日時点で効力を有する国際財務報告基準(以下「IFRS」)に準拠して2020年12月31日に終了した事業年度の連結財務諸表を作成した。当グループには親会社であるソシエテ・ジェネラル(ソシエテ・ジェネラルの海外支店を含む。)およびソシエテ・ジェネラルが直接的あるいは間接的に支配(子会社および共同支配の取決め)、または重要な影響力を行使するフランス国内外のすべての事業体(関連会社)が含まれる。

これらの基準は、欧州委員会のウェブサイトで入手可能である。

IFRS第9号に規定された移行措置に従って、当グループは、マクロ公正価値ヘッジ会計に関連する措置(IAS第39号「カーブ・アウト」)を含め、EUが採択したIAS第39号に基づいてヘッジ取引を認識することを選択した。

財務諸表の表示

IFRSの会計フレームワークは、標準モデルを特定していないため、事業年度のデータを表示するために使用されている主要な財務諸表の様式は、フランスの会計基準設定主体であるANCにより2017年6月2日の勧告2017-02号に基づいて提案されている財務諸表の様式と整合性のとれたものである。

連結財務諸表に対する注記において提供された開示は、ソシエテ・ジェネラル・グループの財務諸表に対して適切かつ重要な情報、その事業活動および当グループがその期間に事業を行った環境、特にCovid-19の危機による影響に焦点をあてている。

当グループは、委任規則2020/1989により修正された欧州委任規則2019/815で定義された欧州単一電子様式(ESEF)を使用して年次財務報告2020を発刊することを選択した。

表示通貨

連結財務諸表の表示通貨は、ユーロである。

財務諸表およびその注記において表示されている数値は、特に明示されていない限り、百万ユーロで記載されている。四捨五入の影響によって財務諸表で表示されている数値とその注記で表示されている数値との間に差異が生じている可能性がある。

注1.2 2020年1月1日現在、当グループが採用した新しい会計基準

金利指標改革(IBOR改革)の枠組みの中でIFRS第9号、IAS第39号、IFRS第7号、IFRS第4号およびIFRS第16号の修正 IFRS第3号「企業結合」の修正 IAS第1号およびIAS第8号の「『重要性がある』の定義」の修正 IFRS第16号「リース」Covid-19関連の賃料減免の修正

IFRS第9号「金融商品」、IAS第39号「金融商品：認識と測定」、IFRS第7号「金融商品：開示」、IFRS第4号「保険契約」、IFRS第16号「リース」

現在実施されている金利改革(上記「第3 事業の状況、2 事業等のリスク」参照)-またはIBOR改革-を背景として、適用される会計基準がIASBによって修正された。

当グループが2019年12月31日以降実施した最初の修正の目的は、今後の予定に関する不確実性および現在の金利指標から新たな指標への移行に関する詳細にかかわらずヘッジ会計の取扱いの継続的な適用を可能にすることであり、現在の参照金利で指標化した金融商品の変更にかかわらずヘッジ会計を継続することが目的である。これらの修正により、主に次の要件を遵守することに関連する例外を採用している。

- ヘッジ対象キャッシュ・フローの可能性が高くなければならない。
- ヘッジの有効性が高くなければならない。
- ヘッジ対象リスクが識別可能でなければならない。

これらの修正は、不確実性が解消されるまでは適用される。関連するヘッジ手段の金融商品に関する具体的情報は、注記に開示されている（注3.2.2参照）。

金融商品契約の変更の取扱いに関して、IBOR改革の枠組みの中に補足的修正がIASBにより導入された。欧州連合は2021年1月14日に採択し、当グループは、2020年12月31日現在の財務諸表に早期適用した。

これらの補足的修正は、以下の取扱いの適用を規定している。

- 契約上のキャッシュ・フローを決定する際にIBOR改革によってもたらされた変化は、経済的に同等のベースで行われている場合、償却原価で金融資産および負債を測定するとき、その他の包括利益を通じて公正価値で金融資産を測定するとき、ならびにリース負債を測定するときには、変動金利の改定として計上しなければならない（注3「金融商品」および注3.7の「受取利息および支払利息」を参照）。
- IBOR改革の枠組みの中でヘッジ対象項目および/またはヘッジ手段について変更が行われた場合、ヘッジ関係は継続され、ヘッジの新たな文書化を行うことになる（注3.2.2「金融商品-ヘッジ目的デリバティブ」を参照）。

2020年に、IBOR改革の実施により、関連する担保預金の利息と同様清算機関（LCH,CME）を通じて清算されたデリバティブ金融商品契約の評価が変化した。金融商品の契約に関して割引率の変更から生じる価値の変化は、当グループの損益計算書に影響を与えることなく現金で補われた。

IFRS第3号「企業結合」の修正

これらの修正は、実施指針を明確にし、会計処理が異なる事業の取得と資産グループの取得との区分を容易にするものである。

この修正は、当グループの連結財務諸表には影響がなかった。

IAS第1号およびIAS第8号「『重要性がある』の定義」の修正

これらの修正は、財務諸表作成過程において、特に注記に開示する情報を選ぶ際に、判断の行使を容易にするために「『重要性がある』の定義」を明確にするためのものである。

この修正は、当グループの連結財務諸表には影響がなかった。

IFRS第16号「リース」の修正 -Covid-19関連の賃料減免

この修正は、Covid-19のパンデミックを背景にして賃料救済を受ける賃借人が、認められた減免をリースの変更として会計処理すべきかどうか（認められた便益の影響を契約期間にわたって損益計算書に繰延べることを意味する）を分析するのではなく、これらの救済を負の変動リースとして会計処理する選択（損益計算書において直ちに利益を計上する）を可能にすることを意図したものである。

2020年に、当グループはCovid-19の危機に伴う賃料の救済は受けていない。

IFRS第16号に関連する2019年11月26日のIFRS解釈委員会（IFRS IC）の決定のフォローアップ

2019年11月26日の会議において、IFRS ICは、IFRS第16号の原則の適用について二つの大きなポイントを明示した。

- 契約の強制力を評価し、強制力のある期間内にリース期間を決定するために、契約条件（例えば、解約ペナルティ）だけではなく、契約の経済的側面、すべての当事者の意思と能力を考慮しなければならない。
- リース期間を決定するために使用する仮定およびリースに関連するレイアウトの減価償却期間を決定するために使用する仮定を調整しなければならない。

ANCは、IFRS ICにより示された説明を考慮してフランスの商業リース（いわゆる3/6/9リース）の結論に関する新しい声明を発表した。

2020年に、当グループは、フランス国内の支店網の商業リースに対し選択されるべき強制力のある期間およびリース期間についてレビューを行った。これらのリースのうちいくつかは、毎年自動更新されるため、2019年1月1日現在では、リース負債または使用权資産を認識するには至らなかった。

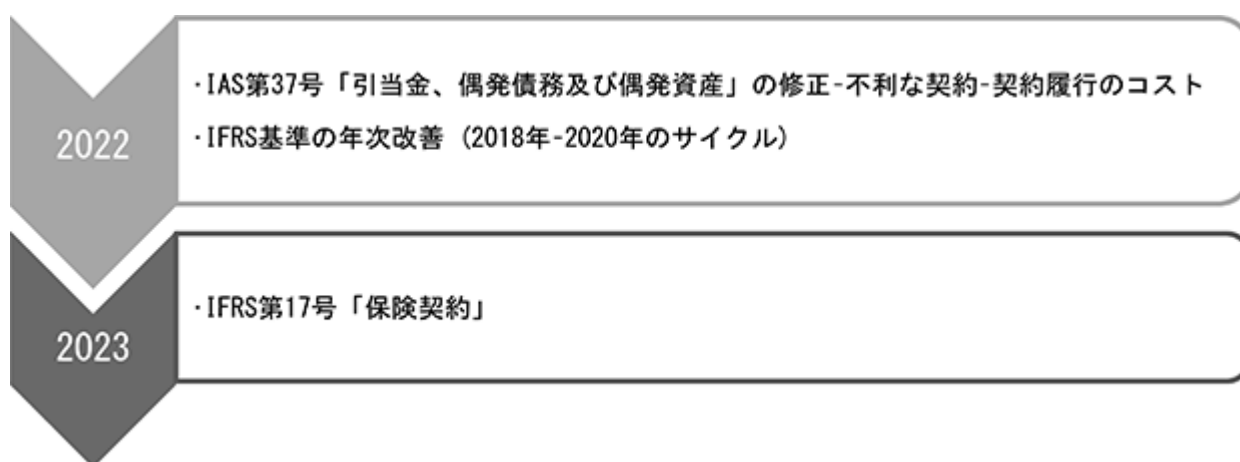
このリース期間の改定は、2019年12月31日現在、192百万ユーロの補足的リース負債および使用权を2019年1月1日以降認識することにより連結財務諸表に反映されている。

減価償却費の代替およびリース負債の支払利息がリース費用に関する2019年の利益に与える影響は、45百万ユーロである。

注1.3 今後当グループが適用する会計基準、修正あるいは解釈指針

IASBは、会計基準および修正を公表しているが、そのうちいくつかについては、2020年12月31日現在、欧州連合は採択していない。これらの適用が要求されるのは、早くても2021年1月1日に開始する事業年度、もしくは欧州連合が採択した日以降となる。

そのため2020年12月31日現在当グループが採用していない会計基準および修正ならびにその実施スケジュールは、以下の通りである。



IAS第37号「引当金、偶発債務及び偶発資産」の修正-不利な契約-契約履行のコスト

2020年5月14日にIASBが公表

この修正は、不利な契約を分析する際に、契約履行のコストの決定において留保すべき費用を明確にするものである。

IFRS基準の年次改善（2018年-2020年のサイクル）

2020年5月14日にIASBが公表

国際財務報告基準（IFRS）の年次改善の一環として、IASBは、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」、IFRS第9号「金融商品」、IAS第41号「農業」およびIFRS第16号「リース」の比較的重要でない修正を公表した。

IFRS第17号「保険契約」

2017年5月18日にIASBが公表

この新しい基準は、2004年に公表され、現在保険契約の認識に関する各国の会計規則を適用することを認めているIFRS第4号「保険契約」を置き換えるものである。

IFRS第17号は、その適用範囲に属する保険契約（発行した保険契約、保有する再保険契約および発行した裁量権付有配当投資契約）の認識、測定、表示および開示に関する新たなルールを規定している。

貸借対照表の負債に現在計上されている責任準備金は、保険契約の現在価値の評価によって置き換えられる。

2020年6月25日に、IASBは、その適用を円滑にするためにIFRS第17号「保険契約」の修正を公表した。

IFRS第17号のこれらの修正には、当初設定された適用開始日2021年1月1日を2023年1月1日まで延期することが含まれる。同時に、IFRS第4号の修正も公表され、その主たる事業が保険である企業に対しIFRS第9号の適用の延期を可能にするように2023年1月1日まで延長された。2020年12月15日現在、欧州委員会は、指令2002/87/ECの範囲に該当する金融コングロマリットが保険部門に属する企業によるIFRS第9号の実施を2023年1月1日まで延期することを認める規則（EU）2020/2097を公表した。

2018年に、当グループは保険事業部門に対する利害関係や影響を決定するためにIFRS第17号の基準を適用するプロジェクトの範囲決定を完了した。

2019年中に、当グループの財務部および保険事業部門の共同管理のもとでプロジェクト体制が設定された。

2019年および2020年において、各種の契約のレビュー、IFRS第17号に基づく会計処理の分析および連結財務諸表での開示、そして最後に情報システムおよびプロセスの検討と選択に作業の焦点が当てられた。

注1.4 見積りと判断の使用

当グループの連結財務諸表を作成する目的で以下の注記において開示した会計方針を適用する際に、経営者は、損益計算書に計上された数値、貸借対照表の資産と負債の評価に関する未認識・繰延損益ならびに連結財務諸表の注記に開示された情報に影響を与える仮定と見積りを行っている。

仮定と見積りを行うために、経営者は連結財務諸表の作成時点で入手可能な情報を利用して判断を行っている。本来、見積りに基づく評価には、将来の事象に関連するリスクと不確実性が含まれている。そのため、実際の結果は、これらの見積りとは異なる可能性があり、また財務諸表に重要な影響を与える可能性がある。

これらの連結財務諸表の作成に際して行った仮定および見積りは、Covid-19のパンデミックにより生じた経済的危機の結果、継続期間および大きさに関する現時点での不確実性を反映するために前期の年度決算以降変更されてきている。使用した仮定および見積りにこの危機が与える影響は、この注1.5に詳述している。

見積りおよび判断の使用は、主に以下の会計上の課題に関するものである。

- 損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債、ヘッジ目的デリバティブ、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、あるいは保険会社の投資（注3.1、3.2、3.3、3.4および4.3に記載）として分類されるような活発な市場での取引相場のない金融商品の貸借対照表の公正価値および財務諸表の注記にこの情報を開示しなければならない償却原価で測定する商品の公正価値（注3.9参照）。
- 償却原価またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、供与されたローン・コミットメントおよび過去、現在および予測データ（注3.8参照）に基づくモデルまたは内部仮定をもって測定する保証コミットメントに関連する信用リスクに対する減損および引当金の金額。見積りおよび判断の使用は、特に金融資産の当初認識以降観察される信用リスクの劣化の評価およびこれらの同じ金融資産に係る予想信用損失の金額の測定に関連している。
- 構造的金利リスクを測定し、モニターし、関連する公正価値のマクロヘッジ会計を文書化する目的で金融資産および負債の満期日を決定するために使用される仮定と償却の慣習（注3.2参照）。
- のれんの減損の金額（注2.2参照）。
- 負債に計上された引当金、保険会社の責任準備金および繰延利益配分（注4.3、5.2および8.3参照）。
- 貸借対照表に計上された繰延税金資産および負債の金額（注6参照）。
- 金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性の分析（注3参照）。
- 連結会社の範囲、特に組成された事業体の範囲を決定するための支配の評価（注2参照）。
- 使用権資産およびリース負債を決定する際に適用されるリース期間の決定（注8.4参照）。

ブレグジット

英国は、2016年6月23日に国民投票を行い、英国国民の過半数が欧州連合から離脱することに投票した（ブレグジット）。数回にわたる延期の後、英国の離脱協定が2020年12月31日に終了する移行期間とともに、2020年1月31日に発効した。欧州連合の法律は、2021年1月1日以降英国に対する適用が中止される。

健康衛生および政治的環境の逆風にもかかわらず、英国と欧州連合との間で行われた交渉は、金融サービスを除いて通商協力に関する合意について2020年12月24日に決着した。現在のところ、2021年1月1日から18ヶ月間清算機関の使用については欧州と同等である。

当グループは、このような困難を予期しており、その顧客に対するサービスの継続性を提供するために2020年1月31日からすでに実施されている対策を続けている（特に、パリとロンドンの二つのプラットフォームの間の顧客口座の再編および移管）。さらに、当グループは現地の規制基準に従うことを条件として、2年間ロンドンにおける事業を継続する移行承認を受けている。

このように一方においては同等性を獲得するための金融サービスおよび取引条件に関して、ならびに他方においては現地の規則と欧州の規則との間の相違の潜在的増加に関して不確実な領域が残っている。

当グループはこれらの交渉を引き続きフォローし、連結決算を作成するために選択した仮定および見積りにおいてブレグジットの短期/中期/長期的帰結を考慮している。

注1.5 COVID-19

Covid-19のパンデミックは、歴史的な健康危機と経済的ショックをもたらしている。ウイルスの拡大を阻止するために多くの政府が課した封じ込め対策は、2020年にグローバルな活動の崩壊に導いた。この危機は、封じ込め対策による物品およびサービスの供給と企業および家計の収入の下落による需要の両方に影響を与えている。

政府および中央銀行は、経済に対し流動性と信用保証の点で重要な支援を提供することによりこのショックの影響を緩和するために大規模な介入を行った。

この危機の帰結、重大性および継続期間について高い不確実性が残っている。

このような背景の中で、当グループは、第2四半期にマルチ・シナリオのアプローチをとることを決定した。これは、中間連結財務諸表の作成時に当グループが使用した仮定と見積りを考慮するために当グループの事業に与える影響を分析するのに役立った。これらのシナリオは年次連結財務諸表の作成のために2020年末に更新された。

規制当局およびIASBの多くの発表と関連して、当グループは方法論にいくつかの調整を行い、また予想信用損失を測定するための原則の適用に政府当局が決定した支援策を考慮に入れた。実際、この危機により弱体化した会社に対しキャッシュ・フローの支援を提供するフランス当局が実施する経済緊急計画の一環として、当グループはモラトリアム（多くの場合利息の免除はせずに支払期日の繰延）という形式での融資の調整を顧客の一部に提案し、政府保証融資(PGE)の大規模な供与プロセスに積極的に貢献している。当グループが事業を行っている様々な国でも同様の対策が実施されている。

Covid-19の危機の結果生じるこれらの様々な要素は、この危機が与える財務上の影響および連結財務諸表の作成時における検討事項に光をあてるために以下に詳述している。

新しいマクロ経済シナリオの定義

財務諸表の作成のために、当グループは、将来予測データを含む予想信用損失測定モデルにマクロ経済シナリオを使用している（注3.8）。

これらのシナリオは、すべてのグループの事業体についてソシエテ・ジェネラルの経済およびセクター・スタディ部門により開発されている。各シナリオに対し加重係数が割当てられ、モデルからのアウトプットはこれらのシナリオの加重平均に対応するものである。

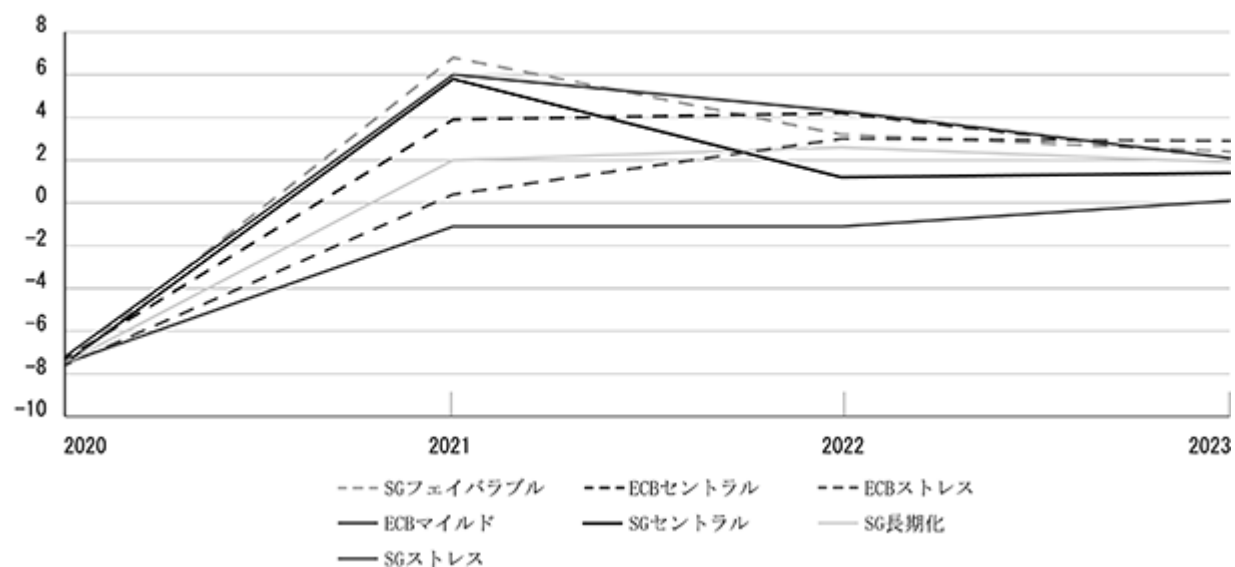
2020年第2四半期に、当グループはCovid-19の危機により生じる影響と不確実性をよりよく反映するために四つの新たなマクロ経済シナリオを開発した。

2020年12月31日、依然として高い水準の不確実性により四つのシナリオの共存を維持し、同日時点の予測を反映するためにそのシナリオを調整した。

- 中央シナリオ（SGセントラル）では、当グループが2020年に事業を行っている国でGDPが急激に落ち込んだ後、旅行制限策は、2022年初めまでに解除されることを考慮して、2021年から漸進的なリバウンドを予想している。
- 健康危機の長期化シナリオ（SG長期化）では、旅行制限策は2023年初めまでに解除されると予想している。
- 最後に、これら二つのシナリオを補うものとして、二つの極端なシナリオ、楽観（フェイバラブル）シナリオとストレス・シナリオがある。これら最後の二つのシナリオは、支援策を強化することにより、不確実な環境が緩和されているため2020年6月30日現在においてはそれほど厳しくはない。

下記の図は、2020年12月にECBが提供した予想を含む各シナリオについて当グループが使用したユーロ地域におけるGDPの予想を比較している。2021年末までに当グループが採用したシナリオは、ECBのシナリオの範囲内である。

シナリオ別GDP予想（％）



各シナリオに使用した主な変数（当グループが事業を行っている主要な国のGDPの成長率およびフランスの会社の利益率）についての詳細は、以下の通りである（単位：パーセンテージ）：

SG フェイバラブル・シナリオ	2021	2022	2023	2024	2025
フランス GDP	7.5	3.0	2.5	2.8	1.9
フランスの会社の利益率	33.6	32.4	32.7	32.8	32.3
ユーロ地域 GDP	6.8	3.2	2.4	2.7	1.8
米国 GDP	4.7	4.8	3.4	3.2	2.2
中国 GDP	8.2	6.8	5.6	5.5	4.4
チェコ共和国 GDP	6.8	3.5	3.0	3.5	2.5
ルーマニア GDP	6.7	3.6	3.0	4.0	3.0

SG セントラル・シナリオ	2021	2022	2023	2024	2025
フランス GDP	6.5	1.0	1.5	1.8	1.9
フランスの会社の利益率	33.0	32.2	32.2	32.2	32.3
ユーロ地域 GDP	5.8	1.2	1.4	1.7	1.8
米国 GDP	3.7	2.8	2.4	2.2	2.2
中国 GDP	7.2	4.8	4.6	4.5	4.4
チェコ共和国 GDP	5.8	1.5	2.0	2.5	2.5
ルーマニア GDP	5.7	1.6	2.0	3.0	3.0

SG エクステンデッド・シナリオ	2021	2022	2023	2024	2025
フランス GDP	2.0	3.0	2.5	1.8	1.9
フランスの会社の利益率	30.5	31.4	32.0	32.0	31.9
ユーロ地域 GDP	2.0	2.6	1.9	1.7	1.8
米国 GDP	0.4	3.3	2.4	2.2	2.2
中国 GDP	3.8	5.2	4.8	4.5	4.4
チェコ共和国 GDP	2.0	0.3	1.3	2.2	2.3
ルーマニア GDP	2.0	1.8	2.0	3.0	3.0

SG ストレス・シナリオ	2021	2022	2023	2024	2025
フランス GDP	(0.8)	(1.0)	0.5	1.3	1.9
フランスの会社の利益率	29.7	29.4	30.0	30.0	31.9
ユーロ地域 GDP	(1.1)	(1.1)	0.1	1.2	1.8
米国 GDP	(3.0)	0.1	0.9	1.7	2.2
中国 GDP	0.5	2.0	3.2	4.0	4.4
チェコ共和国 GDP	(1.1)	(2.1)	0.2	1.9	2.5
ルーマニア GDP	(1.2)	(1.3)	0.5	2.5	3.0

マクロ経済シナリオの加重

2020年12月31日、SGセントラル・シナリオは、「マクロ経済変数の定義」の項に詳述した通り更新されている。最初のロックダウンの結果および提案された政府の支援策の分析により、当グループは、年間予算のプロセスの一環として、SGセントラル・シナリオを見直すことができた。このため、SGセントラル・シナリオは、Covid-19の危機とその将来の結果の不確実性をより細かく考慮している。

加重の変化の開示

	2019年12月31日	2020年 6 月30日	2020年12月31日
SG セントラル	74%	65%	65%
SG エクステンデッド	-	25%	10%
SG ストレス	16%	5%	15%
SG フェイバラブル	10%	5%	10%

予想信用損失の計算

当年度の主要な進展：

- 上記の新しいマクロ経済シナリオの影響を考慮するために予想信用損失のモデルの更新
- シナリオが予想信用損失に与える影響をより適切に反映するためにモデルの調整
- セクター調整および発展モデルを使用しない事業体の範囲に関する調整の更新
- 政府当局と連携して危機によって弱体化した顧客に対する支援策の包含

予想信用損失の評価および会計処理の変更の影響は、注3.8に開示している。

上記のシナリオおよび加重に基づき、方法論の調整および支援策を考慮に入れた結果、予想信用損失の計算により、当グループは、2020年度のリスク費用は、3,306百万ユーロの正味費用になり、これは2019年度に比較して2,028百万ユーロ（159%）の増加である。

SGセントラルのシナリオに10%、SGエクステンデッドのシナリオに65%、SGファイバラブルのシナリオに10%およびSGストレスのシナリオに15%の加重を使用した場合、その影響はさらに131百万ユーロの追加配分となるであろう。

Covid-19支援策

モラトリアムの条件は、国によって異なる。多くの場合、一括スキーム(すなわち個別の付与条件はなく、すべての会社向けローン残高に広く適用)に含まれている。

フランスでは、モラトリアムは法人および自営業者に付与されたローンにかかわる支払い（元本および利息）を6ヶ月猶予するという形式をとり、元本のみを延滞利息の対象とするものである。フランス国内リテール バンキング部門については、これらのモラトリアムは、23.1十億ユーロであり、その内の過半数は、現在満了しており、無事に返済したほとんどの顧客については再開している。

海外では、モラトリアムの持続期間やその条件（延滞に対する利息を請求するか否か）の双方について、様々なケースが見られる。

会計上の見地からは、これらのモラトリアムは、適用対象のローンの契約上のキャッシュ・フローの実質的な条件変更とはみなされないため、これらのローンの認識の中止という結果にはならない。金融資産の条件変更に関連するIFRS第9号の規定の適用（利息の喪失を表す損益に費用を計上するキャッチアップ法）は、当グループの財務諸表に重要な影響はなかった。

健全性監視当局による勧告および2020年3月27日のプレス・リリースにおいてIASBが繰返し勧告している通り、Covid-19の発生により生じたキャッシュ・フローの困難に直接関連するモラトリアムの付与は、これらの貸出残高をステージ2（正常以下の資産）にも、ステージ3（信用減損資産）にも自動的に移行することにはつながらなかった。最も重要なエクスポージャー、および危機管理のバーゼルのスコアリングによって特にリスクが増大したエクスポージャーにケースバイケースの分析を行った。2020年12月末現在、7.5十億ユーロの残高がステージ2に分類され、730百万ユーロがステージ3に格下げされている。

フランスでは、モラトリアムに加えて、当グループの事業体は、政府保証融資の検討および供与を通じて当局が決定した支援策の実施に貢献している。

このように、当グループは、2021年6月まで危機の影響を受ける顧客（自営業者および法人顧客）に2020年フランス修正金融法の枠内で2020年3月23日の省令により設定された条件で政府保証融資（PGE）の割当てを提供している。これらの資金調達は、原価で提供され、フランス政府により90%まで保証されている（保証期間が開始する支出月末後2ヶ月の待機期間がある）。融資の金額は、一般に借手の税引前売上高の3ヶ月分に相当する金額を最高限度として、これらの融資は、1年間の返済免除がつけられている。今年末において顧客はこの融資を返済するか、1年から5年にわたって徐々に返済することができ、1年間資本の利用権を延長する可能性もある。保証料の条件は政府によって設定され、フランスのすべての金融機関に適用される。銀行は、負担するリスクに見合う部分および政府が保証していない融資の部分（借入企業の規模によって10%から30%の間）に相当する部分について、借手が支払う保証料（金額は、借入企業の規模および融資の期日によって変わる）の一部のみを受け取る。

政府保証融資の契約上の特性は、基本的な融資の特性（SPPI要件）であり、これらの融資は、満期までの契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的とするビジネス・モデルの一部として当グループが保有している。その結果、これらの融資は、連結貸借対照表の顧客貸出金に償却原価で計上されている。

2020年12月31日現在、当グループが供与した政府保証融資は、約18.6十億ユーロ（その内、3.4十億ユーロは、ステージ2に分類され、433百万ユーロはステージ3に分類されている。）の与信残高を表している。フランス国内リテールバンキング部門が供与した政府保証融資は、16.7十億ユーロ（その内、3.3十億ユーロはステージ2に分類され、390百万ユーロはステージ3に分類されている。）であり、新たな政府保証融資は、2021年6月30日に政府が設定する供与の締切日まで供与される予定である。

当初認識時に、額面金額がその公正価値を表していると当グループがみなしているため、これらの融資は、額面金額で計上されている。1年で債務不履行になる可能性に基づく予想信用損失に対する減損は、それが融資の不可欠の一部である限り、保証の影響を考慮して計上されている。予想信用損失を計算するモデルは、保証の執行の待機期間とともに、延長オプションの行使の可能性、政府保証のない融資の金額も考慮に入れている。

政府保証融資のすべてについて2020年12月31日現在計上されている予想信用損失の金額は、約80百万ユーロであり、その内、65百万ユーロは、フランス国内リテールバンキングによるものである。

[次へ](#)

注2 連結

 要旨	フランス国内外におけるソシエテ・ジェネラル・グループの様々な活動は、親会社であるソシエテ・ジェネラル（ソシエテ・ジェネラルの海外支店を含む）および直接的あるいは間接的に支配するすべての企業（子会社および共同支配の取決め）あるいは重要な影響力を行使する企業（関連会社）によって行われている。これらの企業すべてが当グループの連結範囲を構成している。 連結は、標準化された会計手続を使って親会社であるソシエテ・ジェネラルおよびその子会社、共同支配の取決めおよび関連会社の勘定を集約して単一の企業であるかのように表示するものである。 そのために当グループを構成する企業の個別の勘定は、連結財務諸表において首尾一貫した情報を表示するために、欧州連合が採択したIFRSに準拠するように修正再表示されている。 さらに、グループ企業間の取引によって生じた勘定残高（資産、負債、収益および費用）は、連結財務諸表が当グループ外の第三者と行った取引および結果だけを表示するように連結手続を通じて消去されている。

会計方針

ソシエテ・ジェネラルの連結財務諸表は、親会社および当グループが支配力を行使する主要なフランス国内外の会社および海外支店ならびに当グループが共同支配力あるいは重要な影響力を行使する会社の財務諸表の一部を含んでいる。

連結された事業体

子会社

子会社は、当グループが排他的支配力を有する事業体である。当グループは、以下の条件を満たす限り事業体を支配している。

- 当グループが、議決権あるいはその他の権利の所有を通じて事業体に対するパワー（関連性のある活動、すなわち事業体のリターンに重要な影響を与える活動を直接指図する能力）を有している。
- 当グループが、その事業体に関与することから生じる変動リターンに対するエクスポージャーあるいは権利を有している。
- 当グループが、当グループのリターンの金額に影響を及ぼすためにその事業体に対するパワーを行使する能力を有している。

パワー

当グループがその事業体に及ぼす支配力の程度および適切な連結方法を決定する目的で議決権を決定する際、評価時点において、あるいは遅くとも関連性のある活動の指図を行う必要があるときに、潜在的な議決権を自由に行使することが可能な場合は、その潜在的な議決権も考慮される。潜在的な議決権とは、市場に存在する発行済の普通株式に係るコール・オプションあるいは社債を新しい普通株式に転換する権利のようなものである。当グループがある事業体を支配しているかどうかを判定するのに議決権が適切でない場合には、この支配の評価は、単一もしくは複数の契約上の取決めの存在を含め、すべての事実と状況を考慮しなければならない。投資先に対するパワーは、投資者が支障なく適切な活動を指図する現在の能力を与える実質的な権利を有している場合のみ存在する。

いくつかの権利は、当該権利が関係する投資先に対するパワーを与えることなく当該権利の保有者の利益を保護するように設計されている（防御的な権利）。

複数の投資者が各々異なる関連性のある活動を指図する一方的な能力を与える実質的な権利を有している場合には、投資先の変動リターンにもっとも重要な影響を及ぼす活動を指図する現在の能力を有する投資者が投資先に対するパワーを有していると推定される。

変動リターンに対するエクスポージャー

当グループが、事業体に対する投資あるいは関与により生じる変動リターンに対する重要なエクスポージャーを有している場合のみ支配は存在する。これらのリターンは、配当、利息、報酬等の形態があり、正の値のみ、負の値のみ、または正と負の値の両方の場合がありうる。

パワーと変動リターンの間の関係

パワーと変動リターンの間の関係を評価するために、もし当グループが、第三者（本人）のために行使する意思決定権を委ねられていれば、これらの本人に対する代理人として行動することが假定されており、そのためその意思決定権限を行使しても支配していることにはならない。資産運用事業においては、純資産を運用するときにアセットマネジャーが代理人または本人として行動しているかどうかを決定するために分析を行わなければならない。アセットマネジャーが本人であるとみなされれば、そのファンドはアセットマネジャーが支配していると推定される。

組成された事業体の特殊なケース

組成された事業体とは、誰がその事業体を支配しているかを決定する場合に議決権あるいは類似の権利が決定的な要因とならないように設計された事業体である。例えば、関連性のある活動が契約上の取決めにによって指図される場合が該当する。

組成された事業体は、往々にして制限された事業活動、特定の慎重に定義された目的、あるいは劣後的な財政支援がなければ活動資金を調達するのには不十分な資本といった特徴を表している。

組成された事業体は、株式会社、パートナーシップ、証券化ビークル、ミューチュアル・ファンド、法人格のない事業体等いろいろな法形態をとることがある。

組成された事業体に対する支配の存在を評価するときに、すべての事実と状況を考慮しなければならないが、特に以下の点を考慮しなければならない。

- その事業体の目的と設計
- 事業体の構成
- その設計に伴って発生するリスクおよび当グループのこれらのリスクに対するエクスポージャー
- 当グループにとっての潜在的なリターンとベネフィット

非連結の組成された事業体は、当グループによる排他的支配が及ばない事業体である。

共同支配の取決め

関連性のある活動の指図に関する決定が事業体を集団で支配する当事者の全員一致の合意を必要とするなら、共同支配の取決め（共同支配事業あるいは共同支配企業）を通じて、当グループはその事業体に対する共同支配を行行使する。共同支配を評価することは、すべての当事者の権利と義務の分析を必要とする。共同支配事業の場合には、その取決めに係る当事者は、資産に対する権利と負債に対する義務を有している。

共同支配企業の場合には、当事者はその事業体の純資産に対する権利を有している。

関連会社

関連会社は、当グループが重要な影響力を行使する会社であり、当グループの連結財務諸表において持分法を適用して会計処理されている。重要な影響力とは、支配力を行使することなく当該事業体の財務上・営業上の方針の決定に参加するパワーである。重要な影響力があるとされる場合は、特に取締役会あるいは監督委員会へのソシエテ・ジェネラルの出席、戦略的意思決定への関与、重要な会社間取引の存在、経営スタッフの交換、あるいは技術的な面でソシエテ・ジェネラルへの依存がある場合である。当グループが、その事業体の議決権の20%以上を直接または間接に所有しているときに、当該事業体の財務上・営業上の方針に重要な影響力を与えているとされる。

連結方針および方法

本連結財務諸表は、連結の範囲に含まれている事業体の財務諸表から構成されている。ソシエテ・ジェネラルの決算日と3ヶ月を超えて決算日が異なる会社については12月31日に終了する12ヶ月間の仮決算を行っている。グループ会社間の重要な残高、利益および取引はすべて消去されている。

新規に取得した子会社の経営成績は、買収の効力発生日より連結財務諸表に含まれており、事業年度中に売却した子会社の経営成績は、当グループが支配力を喪失した日まで連結財務諸表に含まれている。

連結方法

子会社は、当グループが排他的支配力を有する組成された事業体を含め、全部連結される。

連結貸借対照表において、全部連結は、当グループが保有する子会社の持分証券の価値を、当グループが事業体の支配力を獲得したときに認識されたのれんに加えて、子会社の資産および負債の各々と置き換えることにある(注2.2参照)。

損益計算書および純利益および未実現・繰延損益計算書において、子会社の費用・収益項目は、当グループの当該項目と合算されている。

子会社の非支配持分の割合は、連結貸借対照表と連結損益計算書において区分表示されている。しかし、当グループが支配する組成された事業体を連結する際に、当グループが所有していない当該事業体の持分割合は、貸借対照表において負債として認識される。

共同支配事業の場合には、当グループは関連する収益および費用に対するその持分割合とともに資産および負債に対するその持分割合を連結財務諸表で明確に認識する。関連会社および共同支配企業は、当グループの連結財務諸表において持分法を使用して会計処理される。持分法に基づいて、当初認識において関連会社に対する投資は、のれんを含め、「持分法適用投資」に当グループの共同支配企業あるいは関連会社に対する投資の原価で計上される。取得日以降その帳簿価額は、投資先の純資産価額に対する投資家の持分割合の変動を認識するために増減する。

これらの投資は、減損の客観的証拠があるかどうか減損についてテストされる。投資の回収可能価額（使用価値または公正価値から販売費を控除した金額のいずれか高い方）がその帳簿価額より低い場合は、回収可能価額との差額が減損損失として計上される。減損引当金繰入および戻入は、「持分法適用投資純利益」に計上される。

事業体の純利益および未実現・繰延損益に対する当グループの持分割合は、連結損益計算書ならびに純利益および未実現・繰延損益計算書に区分した行に表示されている。持分法を使用して連結された事業体の損失に対する当グループの持分がその会社に対する所有持分より大きい場合、法律上あるいは暗黙の義務により、そうすることが求められていない限り（そうすることが求められている場合は、その損失について引当金を計上する）、当グループはそれ以降の損失に対するグループの持分の認識を中止する。持分法適用会社の売却により生じたキャピタルゲインおよびロスは、「その他の資産からの純損益」に計上される。

国外会社の財務諸表の換算

連結会社の外貨建貸借対照表項目は、期末日の公定為替レートによってユーロに換算されている。また損益計算書項目については月末平均為替レートでユーロに換算されている。資本金、準備金、利益剰余金および損益の換算によって生じる換算差損益は、株主資本の部の「未実現・繰延損益—為替換算差額」に計上されている。グループ銀行の海外支店への拠出資本の換算に伴う損益も連結株主資本の増減に同勘定で計上されている。

当グループは、IFRS第1号で容認されている選択適用規定に従って、2004年1月1日現在の国外会社の財務諸表の換算から生じた差額をすべて連結準備金に配分している。この結果、当該会社が売却された場合、売却による収入には、2004年1月1日以降生じた為替換算差額の戻入のみが含まれることになる。

連結された事業体に対する当グループの所有持分の変動

当グループがすでに支配力を行使している子会社に対するグループの所有持分が増加した場合、追加持分の取得に際して支払った価格とその日に取得した純資産の持分相当部分の公正価値の評価額との差額は、当グループの「利益剰余金、グループ持分」に計上される。

これらの取引関連コストは、資本に直接計上される。

当グループが連結子会社の支配力を喪失すると、従来の子会社に対し計上されている残存投資は、純損益を通じて公正価値で再測定されると同時に、キャピタルゲインあるいはロスが連結損益計算書の「その他の資産からの純損益」に計上される。売却損益には、その子会社が属する資金生成単位に以前配分されたのれんの持分が含まれる。この持分の決定は、売却される子会社および保持される資金生成単位の一部に配分された規制資本に基づいている。

全部連結子会社の少数株主からの買取りコミットメント

いくつかの全部連結子会社において、当グループは全部連結子会社の少数株主に対しその持分を買取るコミットメントを付与している。当グループにとっては、このような買取りコミットメントは、プット・オプションの売りとなる(オプションの行使前の所有持分に関連するリスクおよび利益を移転しないプット・オプション)。このようなオプションの行使価格は、その会社の将来の業績を考慮した子会社の株式取得時の合意された算式に基づくか、あるいは、オプションの行使日におけるこれらの株式の公正価値として設定することが可能である。

コミットメントは、以下のように計上されている。

- IAS第32号に従って、当グループが支配力を行使している子会社の少数株主に付与したプット・オプションについて金融負債を計上している。この負債は、プット・オプションの見積り行使価格の現在価値で「その他の負債」に当初認識されている。
- プット・オプションが行使されていないにもかかわらず負債を認識する義務は、当グループが非支配持分に係る取引も同じ会計処理を首尾一貫して行う必要があることを意味する。その結果、この負債の相手勘定は、そのオプションの対象である非支配持分の価値の減少であり、残額は、当グループの「利益剰余金、グループ持分」から控除される。
- (オプションの見積り行使価格と「非支配持分」の帳簿価額の増減に関連した)この負債のその後の変動は、当グループの「利益剰余金、グループ持分」に全額計上される。
- 買取りが行われるとその負債は、子会社の非支配持分の取得に関係した現金支払によって決済される。しかし、コミットメントがその期限が到来しても買取りが行われなかった場合、その負債はそれぞれの部分について「非支配持分」と「利益剰余金、グループ持分」に対し、取消される。
- オプションが行使されない限り、プット・オプションを有する「非支配持分」に関連した業績は、当グループの連結損益計算書の「非支配持分損益」に計上される。

注2.1 連結の範囲

連結の範囲には、当グループの排他的支配下にある子会社と組成事業体、共同支配の取決め（共同支配企業と共同支配事業）および当グループの連結財務諸表と比較し、特にグループの連結総資産および営業総利益に関して、重要性のある関連会社が含まれている。

2019年12月31日の決算日現在該当する範囲と比較して、2020年12月31日現在の連結範囲の主要な変更は、以下の通りである。

ソシエテ・ジェネラル・ドゥ・バンク・オ・ザンティル（SGBA）

2020年3月2日、当グループは、グアドループ島、マルティニーク島および仏領ギアナに所在する子会社であるソシエテ・ジェネラル・ドゥ・バンク・オ・ザンティルの持分全額をプロモントリアMMBに売却した。この売却により当グループの貸借対照表は0.4十億ユーロ減少した（「売却目的保有非流動資産」および「売却目的保有非流動負債」）。

SGフィナンスAS

2020年10月1日、当グループは、ノルウェー、スウェーデンおよびデンマークの設備ファイナンスおよびファクタリング会社であるSGフィナンスASに対する参加持分を全額ノルデア・フィナンスに売却した。この売却により、主に、2019年12月31日現在「売却目的保有非流動資産」および「売却目的保有非流動負債」にそれぞれ計上されていた「顧客貸出金」が4十億ユーロおよび「銀行預り金」が0.9十億ユーロ減少したことにより、当グループの貸借対照表は4十億ユーロ減少した。

「その他の資産からの純損益」に計上されたこれら2件の売却実績は、2020年度に-169百万ユーロである。

注2.2 のれん

	当グループが会社を取得すると、新しい子会社の資産および負債のすべてを公正価値で連結貸借対照表に統合する。
要旨	しかし、会社の取得価格は、その資産と負債の正味再評価額より高いのが一般的である。超過金額は、のれんと呼ばれるが、その全体的価値あるいは当グループが新しい子会社を現在の活動に統合することによって発展させたいと考えている将来のシナジーの価値に貢献する会社の無形資本（評判、人材の質、市場占有率等）の一部を表すものである。 連結貸借対照表において、のれんは無形資産として認識され、その耐用年数は無期限と想定されている。償却されることはなく、そのため当グループの今後の業績において每期費用を発生させるものではない。 しかし、毎年当グループは、のれんの価値が減損しているかどうか評価している。もし減損していれば、戻入できない費用が当グループの業績に直ちに認識され、取得した事業体の無形資本の収益性が当初の期待より低いか、あるいは期待したシナジーが実現していないことを示すものである。

会計方針

当グループは、その企業結合を認識するためにIFRS第3号「企業結合」に従って取得法を使用している。

取得日に、取得原価は、被買収事業体の支配と引換えに譲渡された資産、発生または承継した負債および発行した資本性金融商品すべての公正価値合計として計算される。企業結合に直接関連したコストは、資本性または負債性金融商品の発行関連コストを除いて当期の損益に認識される。

条件付対価は、たとえその発生が潜在的なものでも取得日現在の公正価値で取得原価に含まれている。この条件付対価は、決済方法によって貸借対照表の資本あるいは負債に認識される。負債として認識されれば、それ以降の調整は、IFRS第9号に従って金融負債に関する損益に計上され、その他の負債については適切な基準の範囲内に含まれる。資本性金融商品として認識されると、このような事後的な調整は計上されない。

取得日に、IFRS第3号により要求されているように、この新しい子会社のすべての資産、負債、オフバランスシート項目および偶発債務（結合前に認識されていなくても）は、その目的にかかわらず、取得日において公正価値で個別に測定される。同時に非支配持分は、被買収事業体の識別可能な資産および負債の公正価値のその持分割合に従って評価される。しかしそれぞれの企業結合について当グループは、非支配持分を最初にその公正価値で測定することを選択することができ、その場合にはのれんの部分が配分される。

取得した純資産部分の公正価値評価額を超える支払価額の超過額は、連結貸借対照表の資産の部の「のれん」に計上される。不足額は、損益に即時認識される。

取得日に、当グループがすでに保有しているその事業体に対する持分は、純損益を通じて公正価値で再測定される。そのため段階取得の場合、のれんは取得日の公正価値を参照して算定される。

この当初評価に要求される分析および専門家の鑑定は、取得日から12ヶ月以内に実行しなければならないが、取得日現在存在する事実と環境に関連する新しい情報に基づく価値に訂正をしなければならない。当初計上されたのれんおよび非支配持分は、最終的に調整される。

のれんの各項目は、取得日に、その買収から利益を得ると期待される1つ以上の資金生成単位に配分される。当グループは、1つ以上の資金生成単位の構成要素を変更するような方法でその報告体制の組織変更を行うとき、その変更後の単位に以前に配分されたのれんは、影響を受ける（新旧の）単位に再配分しなければならない。この再配分は、通常、影響を受ける資金生成単位毎の規制資本要件に基づく相対的なアプローチを使用して実施される。

のれんは、当グループによって定期的にレビューされ、価値の下落の兆候があった場合にはいつでも、また最低年に一回は減損テストが行われる。のれんの減損は、関連する資金生成単位の回収可能価額に基づいて計算される。

資金生成単位の回収可能価額がその帳簿価額より低い場合、戻入不能な減損が、当該期間の連結損益計算書の「のれんの評価調整」勘定に計上される。

2020年12月31日現在、のれんは、以下の11の資金生成単位(CGU)に分割される。

中核事業	活動
フランス国内リテール バンキング部門	
ソシエテ・ジェネラルのネットワーク	ソシエテ・ジェネラルのリテール バンキング ネットワーク、ブルソラマ・オンライン バンキング事業、フランス国内の消費者および設備ファイナンス事業
クレディ デュ ノール	クレディ デュ ノールおよびその7つの地域銀行のリテール バンキング ネットワーク
国際リテール バンキング&金融サービス部門	
欧州	リテール バンキングおよび消費者金融サービス、欧州特にドイツ (Hanseatic Bank, BDK)、イタリア (フィディタリア)、フランス(CGL)、チェコ共和国 (KB、エソックス)、ルーマニア (BRD)
ロシア	ロスバンクおよびその子会社を含むバンキング グループ
アフリカ、地中海沿岸地域および海外	アフリカ、地中海沿岸地域および海外におけるリテール バンキングおよび消費者金融、モロッコ (SGMA)、アルジェリア (SGA)、チュニジア (UIB)、カメルーン (SGBC)、コートジボワール (SGBCI) およびセネガル (SGBS) を含む。
保険	フランス国内外の生命保険および生命保険以外の保険事業 (ソジェキャップ、ソジェシュール、Oradéa Vieおよびアンタリウス)
設備・ベンダーファイナンス	ソシエテ・ジェネラル・エクイップメント・ファイナンスによる販売および専門的設備ファイナンス
自動車リース金融サービス	車両オペレーショナル リースおよび車両管理サービス (ALDオートモーティブ)
グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門	
グローバル マーケッツ&インベスター サービス	事業、金融機関、公共部門、ファミリー・オフィスおよびすべての有価証券サービス、清算サービス、取引の執行、プライムブローカーおよびカストディに対するマーケット ソリューション
ファイナンス&アドバイザリー	事業、金融機関、公共部門ならびに取引および支払管理サービスに対するアドバイザリーおよび金融サービス
アセット&ウエルスマネジメント	フランス国内外におけるアセット&ウエルスマネジメント ソリューション

下記の表は、CGUののれんの価値の2020年度中の増減を表している。

(単位：百万ユーロ)	2019年 12月31日現在 正味帳簿価額	取得および その他の増加	処分および その他の減少	減損損失	2020年 12月31日現在 正味帳簿価額
フランス国内リテール バンキング部門	797	-	-	-	797
ソシエテ・ジェネラルのネットワーク	286	-	-	-	286
クレディ デュ ノール	511	-	-	-	511
国際リテール バンキング&金融サービス部門	2,729	2	(1)	-	2,730
欧州	1,361	-	-	-	1,361
ロシア	-	-	-	-	-
アフリカ、地中海沿岸地域および海外	228	-	-	-	228
保険	335	-	-	-	335
設備・ベンダー ファイナンス	228	-	-	-	228
自動車リース金融サービス	577	2	(1)	-	578
グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門	1,101	101	(1)	(684)	517
グローバル マーケッツ&インベスター サービス	584	101	(1)	(684)	-
ファイナンス&アドバイザリー	57	-	-	-	57
アセット&ウエルスマネジメント	460	-	-	-	460
合計	4,627	103	(2)	(684)	4,044

コメルツバンクの「エクイティ・マーケット・アンド・コモディティーズ」事業の買収の完了

2018年11月8日、当グループはソシエテ・ジェネラルがコメルツバンクの「エクイティ・マーケット・アンド・コモディティーズ」（EMC）事業の買収にコミットする契約に署名した。この事業は、資産運用事業（「アセット・マネジメント」事業）とともに、フローの生成およびマーケット・メイク（「フロー事業」）および仕組商品（「エキゾチック、バニラおよびファンダ」事業）から構成されている。

運営上の理由により、EMC事業のスタッフ、トレーディング・ポジションおよびインフラの統合プロセスは、2019年上半年から2020年上半年の間に完了した。

2019年に、当グループは「エキゾチック、バニラおよびファンダ」（EVF）事業およびアセット・マネジメント事業の支配を引継ぎ、EVF事業（「グローバル・マーケット&インベスター・サービス」のCGUに含まれる）に関する83百万ユーロののれんおよびアセット・マネジメント事業（「アセット&ウエルス・マネジメント」のCGUに含まれる）に関する49百万ユーロののれんを認識した。

2020年上半年中に、統合プロセスは、「フロー」事業の買収とともに完了し、グローバル・マーケット&インベスター・サービスのCGUに配分された101百万ユーロののれんを認識することとなった。

CGUの年次減損テスト

当グループは、のれんが配分された各CGUについて2020年12月31日に年次減損テストを実施した。

CGUは、当グループの他の資産または資産グループからのキャッシュ・インフローからは概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の識別可能な資産グループと定義されている。減損テストは、それぞれのCGUの回収可能価額を評価し、それを帳簿価額と比較することから構成されている。戻入れできない減損損失は、のれんを含め、CGUの帳簿価額が回収可能価額を上回れば損益計算書に計上される。この損失は、「のれんの評価調整」に計上される。

CGUの回収可能価額は、CGU全体に適用される割引キャッシュ・フロー（DCF）法を使用して計算される。

2020年6月30日現在、当グループは、予算プロセス外で実行された演習の中で、またCovid-19の危機の初期の強い不確実性の中で、より適切な二つのマクロ経済シナリオを統合するアプローチに着手し、配当還元方式の実施様式を調整した。

2020年12月31日、ロックダウンの結果および政府により提案された支援策の分析により、当グループは、年次予算プロセスの一環としてCovid-19の危機に関係する不確実性および今後の成行きに関して丁寧に検討することによりセントラル・シナリオを改定することが可能になった。この改定により、CGUの回収可能価額を評価するために通常年次テストにおいて採用されているアプローチを再適用することが可能になったが、その主要な原則は、以下の通りである。

- 各CGUについて、将来の分配可能利益の見積りは、2026年まで推定した5ヶ年予算の軌跡（2021年-2025年）を基礎に6年間にわたって決定されている。最後の年度は、ターミナル・バリュを計算するために使用されている。
- これらの見積りは、各CGUに配分される資本目標を考慮し、2019年12月31日と比較して変わっていない（目標がリスク加重資産の10.5%で設定されているクレディ・デュ・ノールCGUを除いて、各CGUのリスク加重資産の11%）。
- ターミナル・バリュを計算するために使用する成長率は、持続可能な長期の経済成長およびインフレに関する予測を使用して計算される。これらの率は、二つの主要なソース、すなわち国際通貨基金および2025年までの予想を提供するSGクロス・アセット・リサーチにより作成された経済分析を使用して見積もられている。
- 予想配当は、CGUの基礎となる活動に基づくリスク・プレミアムによってグロスアップされたリスク・フリーの利率に等しい利率を基礎に割引かれている。このリスク・プレミアムは、各活動に特有なもので、SGクロス・アセット・リサーチにより公表された一連の資本リスク・プレミアムおよびその固有の見積りボラティリティ（ベータ）から計算されている。適当な場合には、いくつかの国をカバーするCGUについてリスク加重資産に比例して、リスク・フリー・レートは、通貨割当ての地域で有用なリスク・フリー・レートと流動性の高い長期財務省証券（主に米ドル圏またはユーロ圏）の金利の間の差を表すソブリン・リスク・プレミアムによってもグロスアップされている。2020年12月31日現在更新された割引率は、下記に詳述している。

下記の表は、当グループの三つの中核事業のCGUに固有の割引率および長期成長率を表している：

2020年12月31日現在の仮定	割引率	長期成長率
フランス国内リテール バンキング部門		
ソシエテ・ジェネラルのネットワークおよびクレディ デュ ノール	8.1%	1.5%
国際リテール バンキング&金融サービス部門		
リテール バンキングおよび消費者金融	10.1%-13.7%	2%-3%
保険	9.5%	2.5%
設備・ベンダーファイナンスおよび自動車リース金融サービス	9.3%	2%
グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門		
グローバル マーケッツ&インベスター サービス	12.1%	2%
ファイナンス&アドバイザリー	9.8%	2%
アセット&ウエルス マネジメント	9.5%	2%

予算見通しは、以下の主要な事業およびマクロ経済の仮定に基づいている。

フランス国内リテール バンキング部門	
ソシエテ・ジェネラルのネットワークおよびクレディ デュ ノール	・ 厳しい環境（規制、低インフレ、歴史的な低金利）においてソシエテ・ジェネラルおよびクレディ デュ ノールにおいて業務とリレーションシップ バンキングのデジタル・モデルへ移行する努力 ・ ブルソラマの顧客獲得計画の確認
国際リテール バンキング&金融サービス部門	
欧州	・ 地域の潜在的成長を確保し、当グループの業務の競争力のあるポジションを統合するための当グループのモデルの継続的な適合 ・ 営業費用およびリスク費用の正常化に対し適用される厳格な規律
ロシア	・ 経済環境の安定化においてロシアにおける事業活動の継続的回復 ・ 営業費用およびリスク費用に適用される厳格な規律
アフリカ、地中海沿岸地域および海外	・ ソシエテ・ジェネラルの販売ネットワークの継続的な開拓およびモバイル・バンキングの提供を通じたサービスの拡大 ・ 営業効率に対する継続的な注力
保険	・ リテール バンキング ネットワーク、プライベート バンキングおよび事業会社への金融サービスとのシナジーによって、統合された銀行の保険事業モデルの強化およびフランス国内外におけるダイナミックな継続的成長 ⁽¹⁾
設備・ベンダーファイナンス	・ 法人金融事業部門におけるリーダーシップの統合 ・ 最善のリスク対収益性のよい事業に焦点を当て続けることによる収益性の統合 ・ 営業費用に適用される厳格な方針
自動車リース金融サービス	・ 機動力の解決に関連してALDの指導力の強化および戦略的パートナーおよびリテール顧客に対する長期リースの継続的成長 ・ 営業効率に対する継続的重視
グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門	
グローバル マーケッツ&インベスター サービス	・ Covid-19危機に連動した収益の重大な落ち込み、特にインベスター ソリューションズ事業において、プレッシャーおよび継続事業と投資規制のもとでの競争環境への市場活動の適合 ・ 市場指導的なフランチャイズ(株式)の統合、上場商品の収益の増加とともに特にコメルツバンクの資本市場およびコモディティ活動の統合を通じた統合 ・ 継続的な最適化対策および情報システムへの投資
ファイナンス&アドバイザリー	・ 金融業務の創作力の継続 ・ コモディティおよび仕組金融における市場指導的なフランチャイズの統合 ・ 厳しい経済環境にかかわらずリスク費用の段階的な正常化
アセット&ウエルス マネジメント	・ 制約条件のある環境においてウエルス マネジメントにおける商業・運営効率の統合ならびにリテールバンキング ネットワークとのシナジーの継続的開拓 ・ コメルツバンクのアセット マネジメント活動の統合

(1) 新しいIFRS第17号の基準の影響は、その方法論のオプションが安定していないため、保険CGUに反映されていない。

2020年上半期において、実施されたテストによって、グローバル マーケッツ&インベスター サービスのCGUに配分されたすべてののれんの減損が、684百万ユーロの金額で損益計算書ののれんの評価調整の欄に表示されることになった。

他のCGUについては、2020年12月31日に実施されたテストによれば、回収可能価額は帳簿価額よりも高く維持されている。

感応度テストは、各CGUの回収可能価額について割引率および長期の成長率の変化の影響を測定するために実行された。このテストの結果、以下の内容が明らかになっている。

- 上記の表に示されたすべてのCGUの割引率に適用される50ベシス・ポイントの増加の結果、CGUの追加の減損を必要としないで合計7.3%の回収可能価額の減少となった。
- 長期的成長率の50ベシス・ポイントの減少の結果、CGUの追加の償却を必要としないで合計1%の回収可能価額の減少となった。
- これら二つの感応度のケースを合わせることで、回収可能価額合計は、CGUの追加の償却を必要としないで合計回収可能価額は、9.2%の減少となる。

注2.3 連結会社および持分法適用投資に関する追加的開示

この注記では、連結範囲に含まれている事業体の追加的開示を提供している。

これらの開示は、当グループの連結財務諸表に重要な影響を与えていることを条件として、ソシエテ・ジェネラルが排他的な支配、共同支配あるいは重要な影響力を行使する事業体に関するものである。特に当グループの連結総資産および営業総利益に関してその影響の重要性を考慮している。

注2.3.1 連結対象の組成された事業体

連結対象の組成された事業体には以下のものが含まれる。

- 当グループのアセット マネジメントの子会社が運用するSICAV（オープンエンド型投資ファンド）およびミューチュアル・ファンドのような投資ビークル
- 投資家が引受け可能で、かつ、単独のエクスポージャーあるいはトランシェに分解できるエクスポージャーのバスケットに固有の信用リスクを生じる金融商品を発行する証券化ファンドおよび導管
- 資産金融ビークル（航空機、鉄道、船舶・不動産融資ファシリティ）

当グループは、信用リスク、市場リスクあるいは流動性リスクに対するエクスポージャーに伴いこれらの事業に対する金融支援につながる契約上の取決めに一部の連結対象の組成された事業体と行っている。

2020年に、当グループは、契約上の取決めに除いてこれらの事業体に対していかなる金融支援も提供しておらず、2020年12月31日現在、それらに対して金融上の支援をする意図はない。

仕組債券ビークルが発行した有価証券は、期日における支払いを保証するためにソシエテ・ジェネラルが付与した無条件かつ取消不能な保証によってカバーされている。これらの発行ビークルは、支払義務を満たすことができるようにソシエテ・ジェネラルとのヘッジ取引も行っている。2020年12月31日現在、残存保証金額は、63.2十億ユーロである。

顧客および投資家のために証券化取引の一部として、ソシエテ・ジェネラルは、2020年12月31日現在、ABCPの導管（資産担保コマーシャルペーパー）に合計19.5十億ユーロの二つの流動性ファシリティを提供している。

注2.3.2 非支配持分

「非支配持分」とは、直接であれ間接であれ、当グループに帰属しない全部連結子会社に対する持分所有を指す。その中にはこれらの子会社が発行し、当グループが保有していない資本性金融商品ならびにこれらの商品の保有者に帰属する利益および累積準備金および未実現・繰延損益の割合が含まれる。

2020年12月31日現在、「非支配持分」は5,295百万ユーロ（2019年12月31日現在5,043百万ユーロ）であり、2020年12月31日現在のグループの株主資本の8%（2019年12月31日現在7%）を占めていた。

非支配持分の株主資本に関する情報

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日	2019年12月31日
資本金および準備金	4,594	4,291
子会社が発行するその他の資本性金融商品(注7参照)	800	800
未実現・繰延損益	(99)	(48)
合計	5,295	5,043

当グループの連結貸借対照表の株主資本合計への貢献という点で重要な金額の「非支配持分」は、以下に関連している。

■ 上場子会社であるコメルチニ バンカ A.S、BRD-グループ ソシエテ・ジェネラルSAおよびSGマロケーヌ ドゥ バンク

■ ALD SA ここに表示されているデータは、ALDグループのデータに相当するものである。

■ 100%子会社であるソジェキャップが2014年12月に発行した劣後債

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日				
	グループの 議決権 持分比率	グループの 所有持分比率	非支配持分 に帰属する 純利益	非支配持分 合計	非支配持分 株主に対して 支払われた 配当金
コメルチニ バンカ A.S	60.73%	60.73%	117	1,609	-
BRD-グループ ソシエテ・ジェネラルSA	60.17%	60.17%	80	774	0
グループALD	79.82%	79.82%	111	873	(58)
SG マロケーヌ ドゥ バンク	57.62%	57.62%	25	465	0
ソジェキャップ	100.00%	100.00%	33	829	(33)
その他の企業	-	-	88	745	(33)
合計	-	-	454	5,295	(124)

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日				
	グループの 議決権 持分比率	グループの 所有持分比率	非支配持分 に帰属する 純利益	非支配持分 合計	非支配持分 株主に対して 支払われた 配当金
コメルチニ バンカ A.S	60.73%	60.73%	221	1,540	(134)
BRD-グループ ソシエテ・ジェネラルSA	60.17%	60.17%	125	654	(93)
グループALD	79.82%	79.82%	122	840	(52)
SG マロケーヌ ドゥ バンク	57.58%	57.58%	41	447	(11)
ソジェキャップ	100.00%	100.00%	33	829	(33)
その他の企業	-	-	156	733	(89)
合計	-	-	698	5,043	(412)

主要な非支配持分に関する要約財務情報

以下の情報は、グループ内取引の100%かつ消去前の企業あるいはサブグループ（ソジェキャップを除く）のデータである。

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日			
	銀行業務 純利益	純利益	純利益および未実現・ 繰延損益	貸借対照表合計
コメルチニ バンカ A.S	1,056	297	607	43,597
BRD-グループ ソシエテ・ジェネラル SA	605	197	24	12,684
グループALD	1,491	696	498	46,546
SG マロケーヌ ドゥ バンク	427	59	90	9,512

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日			
	銀行業務 純利益	純利益	純利益および未実現・ 繰延損益	貸借対照表合計
コメルチニ バンカ A.S	1,240	595	1,024	41,605
BRD-グループ ソシエテ・ジェネラル SA	658	322	50	11,684
グループALD	1,349	567	446	47,214
SG マロケーヌ ドゥ バンク	432	105	148	9,424

注2.3.3 持分法適用投資（関連会社および共同支配企業）

共同支配企業および関連会社の要約財務情報

(単位：百万ユーロ)	共同支配企業		関連会社		持分法適用投資合計	
	2020年	2019年	2020年	2019年	2020年	2019年
グループの持分：						
純利益 ⁽¹⁾	5	5	(2)	(134)	3	(129)
未実現・繰延損益（税引後）	-	-	-	3	-	3
純利益および未実現・繰延損益	5	5	(2)	(131)	3	(126)

(1) 2019年の純利益は、当グループのSG de Banque au Libanに対する投資の158百万ユーロの減損を含む。

関連当事者に対するコミットメント

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日	2019年12月31日
供与したローンコミットメント	—	—
供与した保証コミットメント	—	45
先渡金融商品のコミットメント	—	—

注2.3.4 当グループの資産へのアクセスまたは使用する能力に関する重要な制限

法律上、規制上、法定あるいは契約上の制限または要求は、当グループ内の事業体間の資産の自由な移転をする当グループの能力を制限することがある。

当グループ内の企業に配当を分配し、ローンおよび前渡金を供与または返済する連結事業体の能力は、とりわけ、所在国の規制要件、法定準備金および財務・営業成績に依存している。所在国の規制要件は、規制資本、為替管理または現地通貨の交換停止（西アフリカ経済通貨連合または中央アフリカの経済通貨共同体に属する国の場合）、流動性比率（米国）あるいは当グループに関係する事業体のエクスポージャーにキャップをかけることを目的とするエクスポージャー比率（東欧・中欧、マダガスカルおよびサハラ以南のアフリカの多くの国で満たすべき規制要件）に関係するものである。

当グループが資産を使用する能力は、また以下の場合に制限される可能性がある。

- 負債について保証として担保に入れた資産、特に中央銀行に提供された保証、または金融商品の取引の保証として担保に入れた資産、主に清算機関への保証金
- 買戻条件付きで売却した有価証券、または貸出有価証券
- 生命保険契約者に対するユニット・リンク負債の代理として保険子会社が保有する資産
- 事業体が発行した手形または有価証券を購入した第三者の投資家のために連結対象の組成された事業体が保有する資産
- 中央銀行に対する強制預金

注2.4 非連結の組成された事業体

以下の情報は、当グループが組成したが、支配していない事業体に関するものである。この情報は、ファイナンス活動、アセット マネジメントおよびその他（証券化および発行ビークルを含む）のような主要なタイプの類似の事業体別にグルーピングされている。

アセットファイナンスには航空機、鉄道、船舶あるいは不動産ファイナンス・ファシリティを提供するリース・ファイナンス・パートナーシップおよび類似のビークルが含まれる。

アセット マネジメントには、当グループの資産運用子会社が運用するミューチュアル・ファンドを含む。

証券化には、投資家が引受け、トランシェに分解できるエクスポージャーあるいはエクスポージャーのバスケットに固有な信用リスクを生じる金融商品を発行する証券化ファンドあるいは類似のビークルが含まれる。

第三者によって組成された非連結事業体に対する当グループの持分は、その性質によって連結貸借対照表の金融商品に分類される。

注2.4.1 非連結の組成された事業体に対する持分

非連結の組成された事業体に対する当グループの持分は、当グループをこの組成された事業体の業績からのリターンの変動性にさらず契約上および契約以外の関与に関係するものである。

そのような持分は、次の事項によって立証できる。

- 資本性あるいは負債性金融商品の保有（劣後順位にかかわらず）
- その他のファンディング（貸出金、キャッシュ ファシリティーズ、ローン コミットメント、流動性ファシリティ等）
- 信用補完（保証、劣後商品、クレジット デリバティブ等）
- 保証の発行（保証コミットメント）
- クレジット デフォルト スワップ（CDS）および当グループが購入するオプションを除いて、組成された事業体のリターンの変動性リスクのすべてあるいは一部を吸収するデリバティブ
- 組成された事業体の業績を指標とする報酬契約

■ 連結納税協定

	アセット ファイナンス		アセット マネジメント	
	2020年 12月31日	2019年 12月31日	2020年 12月31日	2019年 12月31日
(単位：百万ユーロ)				
事業体の貸借対照表合計 ⁽¹⁾	6,777	7,436	118,781	135,564
非連結の組成された事業体に対するグループの 持分の簿価純額：				
資産：	3,021	2,011	6,284	13,139
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	311	446	5,763	12,652
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融 資産	-	-	-	-
償却原価で測定する金融資産	2,706	1,553	354	361
その他	4	12	167	126
負債：	1,478	1,851	4,597	12,241
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	129	218	2,845	8,927
銀行預り金および顧客預金	1,332	1,621	1,636	1,625
その他	17	12	116	1,689

	その他	
	2020年 12月31日	2019年 12月31日
(単位：百万ユーロ)		
事業体の貸借対照表合計 ⁽¹⁾	21,105	31,038
非連結の組成された事業体に対するグループの持分の簿価純額：		
資産：	6,714	8,950
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	839	3,801
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	53	55
償却原価で測定する金融資産	5,822	5,094
その他	-	-
負債：	1,707	4,261
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	871	3,438
銀行預り金および顧客預金	836	823
その他	-	-

(1) アセット マネジメントについては、ファンドのNAV(純資産価値)

2020年に当グループは、拘束力のある契約上の取決め以外にこれらの事業体にはいかなる金融支援も提供しておらず、2020年12月31日現在、そのような金融支援を提供する意思はない。

非連結の組成された事業体に対する持分に関連した最大損失エクスポージャーは、次の通り測定される。

	アセット ファイナンス		アセット マネジメント	
	2020年 12月31日	2019年 12月31日	2020年 12月31日	2019年 12月31日
(単位：百万ユーロ)				
組成された事業体と契約したデリバティブ以外の金融資産の償却原価または公正価値(金融商品の測定による)	2,521	3,029	4,618	5,097
貸借対照表で認識されたデリバティブ金融資産の公正価値	244	327	3,585	9,885
売却したCDSの想定元本(最大支払金額)	—	—	—	—
ローン コミットメントあるいは供与した保証コミットメントの想定元本	474	534	478	978
最大損失エクスポージャー	3,239	3,890	8,681	15,960

	その他	
	2020年 12月31日	2019年 12月31日
(単位：百万ユーロ)		
組成された事業体と契約したデリバティブ以外の金融資産の償却原価または公正価値(金融商品の測定による)	2,223	2,333
貸借対照表で認識されたデリバティブ金融資産の公正価値	522	2,885
売却したCDSの想定元本(最大支払金額)	—	—
ローン コミットメントあるいは供与した保証コミットメントの想定元本	1,080	1,848
最大損失エクスポージャー	3,825	7,066

最大損失エクスポージャーの金額は、次のものによって軽減される。

- 受取った保証コミットメントの想定元本
- 受取った担保の公正価値
- 受取った担保預金の簿価

これらの軽減された金額は、実現可能金額または回収可能価額の法的あるいは契約上の制限がある場合は上限を設定しなければならない。その金額は、1,865百万ユーロで主にアセット ファイナンス事業に関するものである。

注2.4.2 当グループが支援する非連結の組成された事業体に関する情報

当グループは組成された事業体に対する所有持分を有していないが、以下としての行為を行う、あるいは行った場合はこの組成された事業体の支援者とみなされる。

- 組成者
- 潜在的投資家に対するオリジネーター
- アセットマネジャー
- 事業体の業績の暗黙のあるいは明白な保証人（特にミューチュアル・ファンドのユニット保有者に付与された資本あるいはリターンの保証を経由して）

組成された事業体はまたその名前に当グループの名前あるいは当グループの子会社の1つの名前が含まれていれば、当グループにより支援されているとみなされる。

逆に、一人以上の顧客あるいは投資家により表明された特定のニーズによって当グループにより組成された事業体は、当該顧客あるいは投資家により支援されているとみなされる。

2020年12月31日現在、当グループが支援し、当グループが持分を有していないこれらの非連結の組成された事業体の貸借対照表の合計金額は、3,629百万ユーロである。

2020年においては、これらの組成された事業体については重要な収益は、認識されなかった。

[前へ](#) [次へ](#)

注3 金融商品

 要旨	金融商品は、現金またはその他の金融資産を受取るか支払う契約上の権利あるいは義務を表している。当グループの銀行業務は、一般的にローン、投資ポートフォリオ（株式、債券等）、預金、規制貯蓄勘定、発行債券およびデリバティブ商品（スワップ、オプション、先渡/先物契約、クレジットデリバティブ等）のような幅広い資産および負債をカバーする金融商品の形態をとる。 財務諸表において、金融資産および負債の分類および測定は、その契約上の特性とその企業がそれらの金融商品を管理する方法によって決まる。 しかし、この区別は、その目的（市場活動またはヘッジ取引）の如何にかかわらず、常に貸借対照表上、公正価値で測定するデリバティブ商品には適用されない。

会計方針

金融資産の分類

当初認識時に、金融商品は、当グループの貸借対照表上でその会計処理およびその後の測定方法を決定する三つのカテゴリー（償却原価、純損益を通じて公正価値で測定およびその他の包括利益を通じて公正価値で測定）の1つに分類される。この分類は、その金融商品の契約上のキャッシュ・フローの特性とその金融資産を管理するための企業の事業モデルに基づいている。

キャッシュ・フローの 特性	+	事業モデル	=	会計上の分類
SPPI (元本および利息の 支払のみ) ・基本的負債性 金融資産 		 契約上のキャッシュ・ フローの回収		償却原価
		 契約上のキャッシュ・ フローの回収および売却		OCIを通じて公正価値で測定 その後損益計算書に組替
		 トレーディング目的 ポートフォリオ		純損益を通じて 公正価値で測定
		+ 公正価値オプション (会計上のミスマッチを排除または削減するため)		純損益を通じて 公正価値で測定
SPPI以外 ・複雑な負債性金融 資産 ・資本性金融資産 ・デリバティブ 		 事業モデルに拘わらず		純損益を通じて 公正価値で測定
		+ OCIオプションを通じて公正価値で測定 その後損益計算書に組替しない (トレーディング目的以外の資本性金融資産)		OCIを通じて公正価値で測定 その後損益計算書に組替しない

金融資産を分類する会計方針は、企業がその金融商品によって生み出される契約上のキャッシュ・フローを分析し、その金融商品を管理するための事業モデルを分析するように要求している。

契約上のキャッシュ・フローの特性に係る分析

契約上のキャッシュ・フローの特性に係る分析の目的は、その特性が基本的融資契約に類似している金融商品、すなわちそのキャッシュ・フローが極めて予想可能性が高いことを意味している金融商品だけに実効金利法を使用して金融資産からの収益の認識する選択を限定することである。これらの特性を有しないその他の金融商品はそれらを管理するために使用される事業モデルにかかわらず、純損益を通じて公正価値で測定される。

元本および元本残高に係る利息の支払いのみ（SPPI）を表す契約上のキャッシュ・フローは、基本的融資契約と整合性がとれている。

基本的な融資の取決めにおいては、利息は主に貨幣の時間価値に対する対価および信用リスクに対する対価から構成されている。また、利息には、流動性リスクへの対価、管理コストへの対価および営業上の利益マージンも含まれる。負の利息はこの定義と矛盾するものではない。

基本的なものではないすべての金融資産は、それらの資産を管理するための事業モデルにかかわらず、強制的に純損益を通じて公正価値により測定される。

会計目的上、ヘッジ手段として適格性のあるデリバティブは、貸借対照表において別の項目で計上される（注3.2参照）。

当グループは、トレーディング目的で保有していない資本性金融商品（株式およびその他の持分有価証券）に対する投資をその他の包括利益を通じて公正価値で分類および測定するために、有価証券毎に取消不能の選択をすることができる。その後、その他の包括利益に累積された損益は、損益に組替えられることはない（これらの投資からの受取配当金のみが収益として認識される）。

事業モデルの分析

事業モデルは、金融商品がどのようにしてキャッシュ・フローおよび収入を生み出すように管理されるかを表すものである。

当グループは、異なる事業活動を実施する過程において、いくつかの事業モデルを利用している。事業モデルについては、金融商品グループが特定の事業目的を達成するためにどのように一括して管理されているか評価している。事業モデルは、商品毎に評価されるのではなく、以下のような関連証拠を考慮してポートフォリオ・レベルで評価される。

- ポートフォリオの実績はどのように評価され、当グループの経営陣に報告されているか、
- 事業モデルの中で金融商品に関連するリスクがどのように管理されているか、
- 事業の管理者の報酬はどのように決められているか、
- また、実現または予定されている資産の売却（価値、頻度、目的）

金融商品の分類および測定を決定するために、三つの異なる事業モデルが識別されなければならない。

- その目的が契約上のキャッシュ・フローを回収することである事業モデル（「回収」事業モデル）

- その目的が契約上のキャッシュ・フローを回収し、金融資産を売却することにより達成される事業モデル（「回収と売却」事業モデル）
- 契約上のキャッシュ・フローを回収することが付随的なものに過ぎない場合、特にトレーディング目的で保有する金融資産のように他の金融資産のための別の事業モデル

公正価値オプション

トレーディング目的で保有していないSPPI金融資産は、関連する金融資産および負債の会計処理における不一致（会計上のミスマッチ）を排除し、あるいは大きく減らす場合には、当初認識時点で純損益を通じて公正価値で測定するように指定できる。

金融負債の分類

金融負債は、以下の二つのカテゴリーの1つに分類される。

- 「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債」：これらはトレーディング目的で保有される金融負債で、デフォルトではヘッジ手段として適格ではないデリバティブ金融負債および当初認識時点で公正価値オプションを使用して純損益を通じて公正価値で測定するように当グループが指定したデリバティブ以外の金融負債を含む。
- 「債務」：この中にはその他のデリバティブ以外の金融負債が含まれ、償却原価で測定される。

ヘッジ手段として適格なデリバティブ金融資産および負債は、貸借対照表の別の行に表示される（注3.2参照）

金融資産の分類変更

金融資産の分類変更は、当グループがこれらの資産を管理するために使用する事業モデルを変更するという例外的な場合にのみ要求される。

公正価値

公正価値とは、測定日において市場参加者間の秩序ある取引において資産を売却したときに受取るあるいは負債を譲渡するために支払う価格である。当グループが金融商品の公正価値を確定するために使用する評価方法は、注3.4に詳述している。

当初認識

金融資産は、貸借対照表に以下の時点で認識される。

- 有価証券については決済/受渡日
- デリバティブについては取引日
- 貸出金については支出日

公正価値で測定する金融商品については、取引日と決済日の間の公正価値の変動は、該当する金融資産の会計上の分類に従って損益計算書に計上されるか、その他の包括利益に計上される。取引日とは、契約上のコミットメントが当グループにとって拘束力のある、取消不能になる日である。

当初認識時に金融資産および負債は、コストが損益計算書に直接計上されるような純損益を通じて公正価値で認識する金融商品を除いて、その取得あるいは発行に直接帰属する取引コストを含め、公正価値で測定される。

当初の公正価値が観察可能な市場データに基づいていれば、公正価値と取引価格との差額、すなわち販売マージンは、損益に即時認識される。しかし、評価のインプットの1つが観察可能でなく、あるいは使用する評価モデルが市場で認識されていないければ、販売マージンの認識は、損益において一般的に繰延される。

いくつかの商品については、その複雑性によって、このマージンは満期時あるいは期日前繰上売却の際の処分時に認識される。評価インプットが観察可能になったとき、未計上の販売マージン相当分は損益に認識される（注3.4.7参照）。

金融資産および負債の認識中止

当グループは、資産のキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効したか、資産のキャッシュ・フローおよび資産の所有に伴うリスクと経済価値を受取る契約上の権利のほとんどすべてを移転した場合、金融資産(あるいは同種資産のグループ)のすべてあるいは一部の認識を中止する。

当グループは、また関連するキャッシュ・フローに対する契約上の権利を保有しているが、第三者にこの同じキャッシュ・フローをパススルーする契約上の義務があり、リスクと経済価値のほとんどすべてを移転するような金融資産の認識を中止する。

当グループが金融資産のキャッシュ・フローを移転したが、その所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを移転も保持もしておらず、また金融資産の支配も有効に保持していない場合、当グループはその認識を中止し、必要な場合、資産の移転の結果創出または保持した権利および義務をカバーするために、別個に資産または負債として認識する。当グループが資産の支配を保持している場合には、その資産に継続的に関与する程度に基づき、貸借対照表に継続して認識する。

金融資産が全体として認識中止される場合、資産の帳簿価額と受領した支払額の差額に等しい金額が、必要な場合には、以前直接資本に計上された未実現損益およびサービス資産あるいはサービス負債の価値の調整後、損益計算書に売却損益として計上される。ローンの期限前返済後借手に請求する補償金は、期限前返済時に損益計算書の「受取利息および類似収益」に計上される。

当グループは、金融負債が消滅した場合、つまり契約で特定された債務が免責、取消または失効となった場合にのみ、金融負債の全部あるいは一部を認識中止する。

契約条件を実質的に変更した場合、あるいはその契約条件が実質的に異なる商品について貸手との交換がされた場合、金融負債も認識を中止する可能性がある。

外国為替取引

外貨建の貨幣性資産および負債は、貸借対照表日現在の直物為替相場でその事業体の機能通貨に換算される。実現・未実現の為替差損益は、「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」に認識される。

先物為替予約は、残存満期日について先物為替相場に基づく公正価値で認識される。直物為替のポジションは、その期末の公的直物相場を用いて評価される。未実現損益は、損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」に認識される（注3.1参照）が、ヘッジ会計がキャッシュ・フロー・ヘッジ取引または在外営業活動体に対する純投資のヘッジに適用されている場合は除く（注3.2参照）。

公正価値で測定される外貨建の非貨幣性資産および負債（特に、株式およびその他の資本性金融商品）は、貸借対照表日現在の直物為替相場でその事業体の機能通貨に換算される。為替差損益は、これらの資産/負債に関連する損益の会計処理によって、「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」における純損益または「その他の包括利益」（未実現・繰延損益）に認識される。

貸借対照表日現在、取得時の相場で測定する外貨建非貨幣性資産および負債は、当初認識時における取得時為替相場でその事業体の機能通貨に換算されている。

金融資産および負債の契約上のキャッシュ・フローを決定するための基礎の変更の取り扱い-IBOR改革

金融資産または負債の契約上のキャッシュ・フローを決定するための基礎は、以下の事項により修正される：

- 金融商品の当初認識時に設定された契約上の取引条件を修正するか（例：契約を再交渉するときに、当初の参照金利を代替参照金利により置換えるように契約上の取引条件が修正される。）、
- 契約上の条件を変更することなく適切な外部の配置を適用するか（例：参照金利を決定する方法が契約上の取引条件を変更することなく修正される（例えば、2019年10月以降、EONIAはユーロスター+8.5bpに参照することにより相場がつけられている。）、
- 既存の契約上の取引条件の発動の結果として（例：契約レートの置換規定の適用、すなわち「フォールバック」）

金利指標改革（IBOR改革）の背景の中で、償却原価で測定する金融資産または負債、あるいはその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の契約上のキャッシュ・フローを決定するための基礎に変更があれば、契約上のキャッシュ・フローの再評価は将来の受取利息または支払利息を決定するために適用される実効金利の修正とみなされ、損益計算書に損益を発生させることはない。

この取り扱いは、以下の条件を満たすかどうかにかかっている。

- 契約上のキャッシュ・フローを決定するための基礎の変更が要求され、IBOR改革に直接的に起因するものであり、
- 契約上のキャッシュ・フローを決定するための新しい基礎が、変更前に使用されていた前の基礎と経済的に同等である。

経済的に以前の基礎と同等と考えられる契約上のキャッシュ・フローを決定するための新しい基礎を生じる場合とは、例えば、

- 金融資産または負債の契約上のキャッシュ・フローを決定するために使用する既存の参照金利を以下によって置換える場合：
 - 代替的金利指標（または当該金利指標を決定するために使用する方法を変更することにより）および、
 - 既存の金利指標と代替金利指標とのあいだの基礎の差異を補うのに必要な固定スプレッドの追加
- 新しい金利指標を使用することから生じる利息の金額の決定の変更（金利改定手続、金利支払日との間の日数等々）；および
- 上記の変更の実施を許容するために金融資産または負債の契約上の取引条件にフォールバック条項を追加すること（金利の置換え；金利の決定の変更）

IBOR改革の適用から直接的に派生する変更に加えて、金融資産または負債の変更は、それが実質的であれば損益計算書に影響がある商品に対する変更として扱われる。

金融資産の契約上のキャッシュ・フローの分析手法

当グループは、金融資産が当初認識時点でSPPIテストに合格しているかどうかを決めるための手続を確立した（ローンの供与、有価証券の取得等）。

すべての契約条項は分析されなければならない。特に、契約上のキャッシュ・フローのタイミングあるいは金額を変更するような条項についてはそうである。借手あるいは貸手に対し期限前償還あるいは満期前に負債性金融商品を発行者に返還することを認める契約条件はSPPIのキャッシュ・フローとは矛盾しない。ただし、期限前償還金額が、満期到来している元本と、契約上発生している未払利息を主に表している場合に限る。その金額には合理的な補償を含めていることもありうる。そのような補償は、正の金額である場合もあれば負の金額になる場合もありうるという事実は、キャッシュ・フローのSPPIの性格とは矛盾しない。

期限前償還の補償は、特に以下の場合には合理的なものと考えられる。

- その金額が、貸出金の残存金額のパーセンテージで計算されており、規則によって限度が設定されているか（例えばフランスでは、個人によるモーゲッジ・ローンの期限前償還に対する補償は、6ヶ月分の利息あるいは残存元本の3%に等しい金額で法的に制限されている）、競争的市場慣行によって制限されている。
- その金額が、ローンの満期まで受取っていたはずの契約上の利息と、該当する参照金利を反映する利率で当該金額の再投資によって獲得されるであろう利息との差額に等しい。

ローンによっては現在の公正価値で期限前償還が可能なものがあるが、他のローンでは関連するヘッジ目的のスワップを終了するための公正価値コストを含む金額で期限前償還ができるものもある。該当する参照金利の変動の影響を反映している限り、期限前償還金額をSPPIとみなすことが可能である。

基本的金融資産（SPPI）は、主に以下のものを含む負債性金融商品である。

- 固定金利ローン
- キャップまたはフロアーを含む変動金利ローン
- 固定または変動金利負債性有価証券（公債または社債、その他の譲渡可能負債性有価証券）
- 売戻条件付買入有価証券（リバースレポ）
- 保証預け金
- 売掛債権

基本的な融資の取決めに無関係なリスクあるいは契約上のキャッシュ・フローの変動性に対するエクスポージャーを生じるかもしれないような契約条件（例えば株式価格、株式指数の変動に対するエクスポージャーあるいはレバレッジの特性のようなもの）は、SPPI要件を充足する金融資産であるとはみなされない。ただし、契約上のキャッシュ・フローに対する影響が最小限にとどまる場合は除く。

非基本的金融資産（SPPI以外）は、主に以下のものを含む。

- デリバティブ金融商品
- 企業が保有する株式およびその他の資本性金融商品
- ミューチュアル・ファンドが発行する資本性金融商品
- 決められた株式数に転換可能あるいは償還されるその他の金融資産（転換社債、株式連動有価証券等）

利息の時間価値の要素が、その金融商品の契約条項に従って調整できる場合に、契約上のキャッシュ・フローをベンチマークの金融商品から生じるキャッシュ・フローと比較する必要があるかもしれない。これは、例えば、金利が定期的に改定されるが、その改定の頻度が金利の趣旨と一致しない（金利が毎月1年金利に改定されるような場合）、あるいは金利が短期および長期の金利の平均に従って定期的に改定されているような場合である。

割引前の契約上のキャッシュ・フローと割引前のベンチマークのキャッシュ・フローとの間の差が重要であるか、あるいは重要なものになりうるなら、その商品は基本的金融資産とはみなされない。

契約条項に従って、ベンチマークのキャッシュ・フローとの比較を定性的評価により行うことができる。しかし、場合によっては定量的テストが要求される。契約上のキャッシュ・フローとベンチマークのキャッシュ・フローの間の差は、報告期間毎、およびその金融商品の存続期間にわたって累積的に検討しなければならない。このベンチマークのテストを実行する場合に、企業は、契約上の割引前将来キャッシュ・フローに影響を与えるような要素を検討しなければならない。当初の評価日現在のイールド・カーブを使用することは十分ではなく、企業はそのカーブが合理的な可能性のあるシナリオに従って金融商品の存続期間にわたって変化するかどうかを検討しなければならない。

当グループの中で、ベンチマーク・テストに関連する金融商品には、例えば、その金利が改定までの2ヶ月間にわたって観察される12ヶ月Euriborの平均に基づいて毎年改定される変動金利住宅ローンが含まれる。別の例としては、その金利が改定までの3ヶ月間にわたって観察される1ヶ月Euriborの平均に基づいて四半期毎に改定される不動産専門業者に供与されるローンがある。当グループが行うベンチマークの分析の結果、これらのローンは基本的金融資産であると結論付けている。

さらに、金融資産が信用リスクの集中を生み出すような複数の契約上リンクした金融商品（トランシェ）を使用して保有者の支払いに優先順位を付ける、証券化ビークルあるいは類似の事業体が発行する金融商品である場合には、契約上のキャッシュ・フローの明確な分析が要求される。契約上のキャッシュ・フローがSPPIであるかどうかを評価する際に、企業はトランシェ毎の信用リスクおよび原金融商品プールにおける信用リスクに対するエクスポージャーと同様に契約条項も分析しなければならない。そのため、企業はキャッシュ・フローを生み出している原金融商品を識別するために「ルック・スルー・アプローチ」を採用しなければならない。

注3に記載したデータからは、保険子会社の金融商品が除かれている。保険子会社のデータは注4.3に記載している。

リスクの種類、金融商品の関連したリスク管理に関する情報ならびに欧州連合が採択したIFRSにより要求されている資金管理および規制比率の順守に関する情報は、上記「第3 事業の状況、2 事業等のリスク」に開示されている。

注3.1 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債

概要

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日		2019年12月31日	
	資産	負債	資産	負債
トレーディング・ポートフォリオ	404,338	319,812	358,033	281,246
強制的に純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	23,630		24,977	
公正価値オプションを使用して純損益を通じて測定する金融商品	1,490	70,435	2,729	82,883
合計	429,458	390,247	385,739	364,129
内、売戻/買戻契約に基づいて購入/売却した有価証券	119,374	120,697	111,818	97,895

注3.1.1 トレーディング・ポートフォリオ

会計方針

トレーディング勘定には、キャピタル・マーケットの事業のために保有、または発生する金融資産および負債が含まれる。

このポートフォリオには、「その他のトレーディング資産」の中で当グループが、コモディティ デリバティブ商品のマーケット・メイカーの活動の一環として保有する現物コモディティも含んでいる。

デフォルトでは、デリバティブ金融商品は、ヘッジ手段としての要件を満たしていなければ、トレーディング・ポートフォリオに分類されている（注3.2参照）。

トレーディング・ポートフォリオに計上された金融商品は、期末日に公正価値で測定され、貸借対照表の「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債」に計上されている。公正価値の変動およびその商品に関連する収益は、「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」に損益計上されている。

トレーディング活動

トレーディング目的で保有する金融資産は、

- 短期間に売却または再購入する意図をもって取得したもの、あるいは
- マーケット・メイキングの目的で保有するもの、あるいは
- デリバティブ金融商品、まとめて管理され、最近における実際の短期的な利益獲得のパターンの証拠がある有価証券または金融商品を含め、トレーディング・ポートフォリオの専門的な運用目的で取得したものがある。

グローバル・マーケット活動

トレーディングの事業モデルは、そのグローバル・マーケットの事業を管理するためにグローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門により適用されている。

それはまた、シンジケート・ローン・コミットメントおよび当グループが組成・転売活動を通じて組成したローンおよびすぐに売却する予定のローンと同様に、当グループが保有する意図がなく、初めから流通市場で短期間（6ヶ月から12ヶ月以内）に売却するように確認されているローンに対しても適用されている。

ラン・オフ ポートフォリオに保有されている金融資産も、その公正価値に基づいてモニターされている。これらのポートフォリオはマーケット活動には関連していないが、そのような資産は、トレーディング・ポートフォリオに表示されており、純損益を通じて公正価値で測定されている。

トレーディング・ポートフォリオには、その契約上のキャッシュ・フローの特性にかかわらずトレーディング目的で保有しているすべての金融資産が含まれる。トレーディング目的で保有しているものではないSPPI以外の金融資産だけが、「強制的に純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」に分類されている（下記の3.1.2項参照）。

資産

(単位：百万ユーロ)

	2020年12月31日	2019年12月31日
公社債およびその他の債券	30,322	26,080
株式およびその他の持分証券	92,780	77,966
貸出金、債権および売戻条件付買入有価証券	129,700	117,956
トレーディング目的デリバティブ ⁽¹⁾	151,536	135,849
その他のトレーディング資産	—	182
合計	404,338	358,033
内、貸出有価証券	11,066	13,681

(1) 注3.2デリバティブ商品参照

負債

(単位：百万ユーロ)

	2020年12月31日	2019年12月31日
借入有価証券に係る未払金	32,165	38,950
売建公社債およびその他の負債性金融商品	5,385	3,518
売建株式およびその他の資本性金融商品	1,253	1,466
借入金および買戻条件付売渡有価証券	120,755	97,820
トレーディング目的デリバティブ ⁽¹⁾	159,176	138,120
その他のトレーディング負債	1,078	1,372
合計	319,812	281,246

(1) 注3.2デリバティブ商品参照

注3.1.2 強制的に純損益を通じて公正価値で測定する金融商品

会計方針

「強制的に純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」には次のが含まれる。

- トレーディング目的で保有しているものではなく、SPPIテスト（ベーシック以外またはSPPI以外の金融商品）に合格していないローン、公社債および債券同等物
- 他のサブ・カテゴリーにも分類されない株式および株式同等物：純損益を通じて公正価値で測定するトレーディング勘定、後に純損益に組替えられることのないその他の包括利益を通じて公正価値で測定することを当グループが指定する金融商品

このような資産は、貸借対照表の「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」に公正価値で計上され、これらの金融商品の公正価値の変動は（受取利息を除く）、損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」に計上される。

(単位：百万ユーロ)

	2020年12月31日	2019年12月31日
公社債およびその他の債券	190	177
株式およびその他の持分証券	2,561	2,492
貸出金、債権および売戻条件付買入有価証券	20,879	22,308
合計	23,630	24,977

貸出金、債権および売戻条件付買入有価証券の内訳

(単位：百万ユーロ)

	2020年12月31日	2019年12月31日
短期貸出金	1,997	2,029
設備貸出金	17,248	18,152
その他の貸出金	1,634	2,127
合計	20,879	22,308

貸借対照表の「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」に計上された貸出金、債権および売戻条件付買入有価証券は、主に

- ベンチマークの金利の変動の影響を反映しない補償付き期限前償還要素を含む貸出金；
- ベーシックな貸出金(SPPI)として認識することを認めない指数化条項を含む貸出金

注3.1.3 公正価値オプションを使用して純損益を通じて公正価値で測定する金融商品

会計方針

トレーディング目的で保有する金融資産および負債ならびに強制的に純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に加えて、財務諸表の同じ項目には、当グループが純損益を通じて公正価値で計上するように指定した、デリバティブ以外の金融資産および負債も含まれる。これらの金融商品の公正価値の変動（利息を含む）は、「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」に損益計上される。ただし、「未実現・繰延損益」に計上されている金融負債に係る当グループの自社の信用リスクに関連する部分を除く。

さらに、公正価値オプションを使用して純損益を通じて公正価値で測定する金融負債を契約上の満期日前に認識中止する場合には、当グループの自社の信用リスクに関連する損益は、もしあれば「未実現・繰延損益」に計上され、次年度の開始時点で「利益剰余金」に分類変更される。

金融資産に関しては、このオプションは一部の金融資産および負債に異なる会計処理を適用することから生じるような会計上のミスマッチを除去するか大幅に減少させるためにのみ使用される。

金融負債に関しては、このオプションは以下の場合にのみ適用される。

- 特定の金融資産および負債の会計処理におけるミスマッチを除去するか、減少させるとき
- 他の場合であれば分離処理の対象になる1つ以上の組込デリバティブを含む複合金融商品に適用するとき
- 金融資産/負債がグループで管理され、その業績が公正価値で測定されるとき

当グループは、ソシエテ・ジェネラルのコーポレート&インベストメント・バンキング事業が発行したいくつかの仕組債について、純損益を通じて公正価値で認識している。これらの銘柄は純粋に商業目的であり、関連リスクは、トレーディング・ポートフォリオにおいて運用している金融商品を使用して、市場でヘッジされている。公正価値オプションを使用することによって、当グループは、これらの債券の会計処理と、公正価値で計上しなければならない関連市場リスクをヘッジするデリバティブの会計処理との間の整合性を確保することができる。

資産

(単位：百万ユーロ)

	2020年12月31日	2019年12月31日
公社債およびその他の債券	29	1,458
貸出金、債権および売戻条件付買入有価証券	158	145
従業員給付制度のための分別資産 ⁽¹⁾	1,303	1,126
合計	1,490	2,729

(1) 2020年12月31日現在、2019年12月31日現在の963百万ユーロと比較して、確定退職後給付のための分離資産1,150百万ユーロを含む（注5.2参照）。

負債

公正価値オプションに従って純損益を通じて公正価値で測定する金融負債は、主にソシエテ・ジェネラル・グループが発行した仕組債から構成されている。

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日		2019年12月31日	
	公正価値	期日に償還される金額	公正価値	期日に償還される金額
公正価値オプションを使用して純損益を通じて測定する金融商品	70,435	70,941	82,883	83,249

当グループの発行者の信用リスクに起因する再評価差額は、ソシエテ・ジェネラル・グループの市場における直近の調達条件と関連債務の残存契約期間を考慮して評価モデルを使用して決定される。

自社の信用リスクに起因する公正価値の変動により2020年中に79百万ユーロの損失が生じた。この日までの自社の信用リスクに起因する損失合計は、資本に計上した396百万ユーロになった。

注3.1.4 純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益

(単位：百万ユーロ)	2020年	2019年
トレーディング・ポートフォリオに係る純損益（デリバティブを除く）	(1,790)	5,754
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益 ⁽¹⁾	2,746	3,661
公正価値オプションを使用して測定する金融商品に係る純損益	(2,285)	(15,028)
デリバティブ商品に係る純損益	4,645	9,712
ヘッジ手段に係る純損益 ⁽²⁾	92	100
公正価値ヘッジ目的デリバティブに係る純損益	801	1,155
ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の再評価 ⁽³⁾	(709)	(1,055)
外国為替取引に係る純損益	(623)	144
合計	2,785	4,343
この内、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る利益	55	84

(1) 正味受取利息に計上される金利を代表する負債性金融商品の利益構成部分を例外として、この項目は負債性および資本性金融商品に係る実現・未実現損益を含む（注3.7参照）。

(2) この項目は、金融商品に関連するヘッジ取引に係る純損益だけを含む。非金融資産および負債に関連するヘッジ取引については、ヘッジ取引に係る純損益は、ヘッジ対象項目の損益勘定に含まれる。

(3) この項目は、金利リスクに対しヘッジされたポートフォリオの再評価差額の変動を含め、公正価値のヘッジ対象の再評価を含む。

損益計算書に計上される収益および費用が目的別ではなく商品の種類別に分類される限り、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る活動から生じる純利益は、全体として評価しなければならない。ここに示された利益には、受取利息・支払利息の中を含めて表示されているこれらの金融商品の借換コストが含まれていないことに注意する必要がある。

注3.2 デリバティブ商品

 要旨	デリバティブ商品は、原資産項目の価値に応じてその価値が変動する金融商品であり、レバレッジ効果を伴いうる。これらの商品の基礎となる項目は、その形態（先渡/先物契約、スワップ、コールおよびプット等）と同様、様々（金利、為替レート、株式、指数、商品、信用格付け等）である。 当グループは、顧客のリスク管理あるいは収益最適化のニーズを満たすためのソリューションをその顧客に提供するために、市場活動のためのデリバティブ商品を使用する。その場合にはトレーディング目的デリバティブとして会計処理される。 当グループは、自社のリスクを管理し、ヘッジするためにデリバティブ商品を使用することもある。そのような場合、ヘッジ目的デリバティブとして適格とされる。ヘッジ取引は、個別の項目あるいは取引（マイクロヘッジ関係）あるいは構造的金利リスクを生じするような金融資産および負債のポートフォリオ（マクロヘッジ関係）に影響する可能性がある。 他の金融商品と異なり、デリバティブ商品は、その目的（市場活動またはヘッジ取引）にかかわらず、常に貸借対照表上、公正価値で測定される。トレーディング目的のデリバティブの公正価値の調整は、損益計算書に直接認識される。しかし、ヘッジ取引に適用される会計処理は、そのヘッジが有効である限り、ヘッジ目的デリバティブの再評価の影響を損益計算書で相殺することを目的とする。

会計方針

デリバティブは、次の三つの基準を満たす金融商品である。

- 特定の金利、外国為替相場、株価、価格指数、コモディティ価格、信用格付け等の変動に対応してその価値が変動する。
- 当初の投資はほとんどまたはまったく必要としない。
- 将来のある日に決済される。

デリバティブ商品は、すべて貸借対照表に金融資産または金融負債として公正価値で認識される。会計目的上ヘッジ手段として指定されない限り、デフォルトではトレーディング目的デリバティブとみなされる。

特殊なケース-ソシエテ・ジェネラルの株式を原資産として有するデリバティブ

原資産の商品としてソシエテ・ジェネラルの株式あるいはグループの子会社の株式を有し、その決済において、ソシエテ・ジェネラルの株式（デリバティブ以外）の一定数に対して現金（または別の金融資産）による確定金額の支払いを伴うデリバティブ商品は、資本性金融商品である。これらの商品および関連する支払/受取プレミアムは、資本に直接認識され、これらのデリバティブの公正価値のいかなる変動も計上されない。ソシエテ・ジェネラルの株式に係るプット・オプションの売却およびソシエテ・ジェネラルの株式の先物の購入については、資本の相手勘定として、想定金額で負債が認識される。

ソシエテ・ジェネラルの株式をその原資産として有するその他のデリバティブ商品は、その他の原資産を有するデリバティブと同じ方法で貸借対照表上、公正価値で計上される。

組込デリバティブ

組込デリバティブは、デリバティブ以外の主契約をも含むハイブリッド商品の一構成要素である。

主契約が金融資産である場合、その契約上のキャッシュ・フローがSPPIテストに合格しないため、ハイブリッド契約全体が純損益を通じて公正価値で測定される。

主契約が金融負債で、純損益を通じて公正価値で測定するものではない場合、組込デリバティブは、次の条件を満たせば主契約から分離される。

- 取得時において組込デリバティブの経済的特徴およびリスクが主契約の経済的特徴およびリスクと密接に関連しておらず、かつ
- デリバティブの定義を独立して満たす

分離されたデリバティブは、上記の条件に基づいて、貸借対照表上の「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産または負債」に認識される。主契約は、償却原価で測定する金融負債の1つとして分類される。

注3.2.1 トレーディング目的デリバティブ**会計方針**

トレーディング目的デリバティブは、貸借対照表上の「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産または負債」に計上される。公正価値の変動は、損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」に計上される。

後日デフォルトとなった取引相手関係するデリバティブ商品の公正価値の変動は、これらの商品の終了日まで「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」に計上されている。当該終了日にこれらの取引先に対する債権・債務は、貸借対照表上、公正価値で認識される。これらの債権に係るさらなる減損は、損益計算書の「リスク費用」に計上される。

公正価値

	2020年12月31日		2019年12月31日	
	資産	負債	資産	負債
(単位：百万ユーロ)				
金利商品	99,873	98,406	91,146	88,501
外国為替商品	18,698	19,795	18,036	18,354
株式および指数商品	31,224	37,978	22,318	26,141
コモディティ商品	413	392	1,860	2,201
クレジット デリバティブ	1,297	1,434	2,415	2,037
その他の先渡/先物金融商品	31	1,171	74	886
合計	151,536	159,176	135,849	138,120

当グループは、全社的な信用ポートフォリオの管理において、個々のカウンターパーティ、セクターおよび地理的集中度の削減、積極的なリスクと資本の管理アプローチの実施を主たる目的として、クレジット デリバティブを利用している。すべてのクレジット デリバティブは、その目的にかかわらず、純損益を通じて公正価値で測定され、会計上ヘッジ手段としての適格性を有しない。従って、それはトレーディング目的デリバティブとして公正価値で認識される。

コミットメント（想定金額）

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日	2019年12月31日
金利商品	9,731,256	11,988,127
確定商品	8,090,893	9,959,001
スワップ	6,849,353	8,324,621
FRA	1,241,540	1,634,380
オプション	1,640,363	2,029,126
外国為替商品	3,155,455	3,192,776
確定商品	2,349,313	2,475,393
オプション	806,142	717,383
株式および指数商品	869,679	1,124,549
確定商品	128,941	186,691
オプション	740,738	937,858
コモディティ商品	20,078	96,900
確定商品	19,194	83,509
オプション	884	13,391
クレジット デリバティブ	202,994	246,006
その他の先渡/先物金融商品	28,603	38,428
合計	14,008,065	16,686,786

注3.2.2 ヘッジ目的デリバティブ

IFRS第9号の移行規定に従って、当グループはヘッジ会計に関連するIAS第39号の規定を維持することを選択した。その結果、資本性金融商品はその会計上のカテゴリーにかかわらずヘッジ会計の適格性を有しない。

Covid-19の危機の中で、当グループは、ヘッジ関係の終了にいたるようなヘッジ対象項目の非有効性または消滅を観察していない。

会計方針

当グループは、特定の市場リスクをヘッジするためにヘッジ目的デリバティブを設定している。会計上の観点から、当グループは、そのリスクとヘッジ対象商品によって、ヘッジ取引を公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジあるいは在外営業活動体に対する純投資のヘッジとして指定している。

当グループは、金融商品をヘッジ目的デリバティブとして指定するためには、ヘッジ開始から、ヘッジ関係を詳細に文書化している。この文書化によって、ヘッジ対象の資産、負債または予定取引を特定し、ヘッジ対象リスクならびに関連するリスク管理戦略、使用する金融デリバティブの種類およびヘッジの有効性を測定するために使用する評価方法を特定する。

ヘッジ手段として指定されたデリバティブは、ヘッジ対象リスクから発生する公正価値またはキャッシュ・フローの変動の相殺において高い有効性がなければならない。この有効性は、ヘッジ対象商品の公正価値またはキャッシュ・フローの変動が、ヘッジ手段の公正価値またはキャッシュ・フローの変動によりほとんど全額相殺されるときに立証される。この場合、両者の変動の期待比率は、80%から125%までの範囲である。有効性は、ヘッジが最初に設定された時点およびその存続期間中の両方において評価しなければならない。有効性は、四半期毎に将来（将来の期間にわたって期待される有効性）および遡及的（過去の期間に測定された有効性）に測定される。有効性が上記の範囲外にある場合、ヘッジ会計は中止される。

ヘッジ目的デリバティブは、貸借対照表の「ヘッジ目的デリバティブ」に認識されている。

公正価値ヘッジ

これらのヘッジの目的は、その商品が貸借対照表から認識中止される場合に損益に影響しうる、商品の公正価値の不利な変動から当グループを保護することである。

ヘッジ目的デリバティブの公正価値の変動は、損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」に計上される。しかし、金利デリバティブに関連して発生した受取利息および支払利息は、損益計算書の「受取利息および支払利息－ヘッジ目的デリバティブ」にヘッジ対象項目に関連する発生受取利息および支払利息と同時に計上される。

貸借対照表上、ヘッジ対象項目の帳簿価額は、ヘッジ対象リスクに起因する損益について調整され、当該損益は損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」に計上される。ヘッジ取引の有効性が高い場合、ヘッジ対象項目の公正価値の変動およびヘッジ目的デリバティブの公正価値の変動は、損益を通じて正確に相殺され、非有効部分に相当する差額が損益に計上される。

将来の有効性は、予想市場トレンドに基づくセンシティビティ分析、あるいはヘッジ対象項目とヘッジ手段の構成要素の間の統計的関係（相関性）の回帰分析を通じて評価される。遡及的有效性は、ヘッジ手段の公正価値の変動をヘッジ対象項目の公正価値と比較することによって評価される。

デリバティブがヘッジ会計の有効性要件を満たさないことが明らかになった場合、あるいはデリバティブが終了もしくは売却されることになった場合、ヘッジ会計は将来に向かって中止される。その後、ヘッジ対象資産または負債の帳簿価額は、ヘッジ対象リスクに起因する公正価値の変動について調整が中止され、ヘッジ会計の下で過去に計上された累積的調整額は、残存期間にわたり償却される。ヘッジ対象項目が満期前に売却、あるいは早期償還される場合もヘッジ会計は中止され、その時点で価値調整額は損益計算書に直ちに認識される。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

金利キャッシュ・フロー・ヘッジの目的は、貸借対照表上の金融商品（貸出金、有価証券あるいは変動金利手形）あるいは発生する可能性が高い予定取引（先物固定金利、先物為替、先物価格等）と関連する将来のキャッシュ・フローの変動から保護することである。これらのヘッジの目的は、損益に影響しうる商品あるいは取引の将来キャッシュ・フローの不利な変動から当グループを保護することである。

ヘッジ目的デリバティブの公正価値の変動の有効な部分は、「未実現・繰延損益」に計上され、非有効部分は損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」に計上される。金利デリバティブに関連する発生受取利息および支払利息は、損益計算書の「受取利息および支払利息－ヘッジ目的デリバティブ」にヘッジ対象項目に関連する発生受取利息および支払利息と同時に計上される。

ヘッジの将来の有効性は、可能性の高い市場インプット傾向に基づく感応度分析、またはヘッジ対象項目とヘッジ目的商品の構成要素との間の統計的関係（相関関係）の回帰分析を通じて評価される。ヘッジの有効性は、仮想デリバティブ法を使用して評価される。仮想デリバティブ法は、i)ヘッジされている商品と全く同じ特性（想定上の金額、金利更改日、金利、為替相場等の点で）を有するが、反対方向に動き、その公正価値がヘッジ設定時にゼロであるような、想定上のデリバティブを創出し、ii) 想定上のデリバティブの公正価値の予想変動をヘッジ手段のそれと比較する（感応度分析）か、もしくはヘッジの将来の有効性に関する回帰分析を行う。

デリバティブ金融商品が満了したとき、ヘッジ目的デリバティブの公正価値の変動の有効な部分は、「未実現・繰延損益」に計上され、非有効部分は、損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」に認識される。資本に計上された損益は、後日、ヘッジされたキャッシュ・フローと同時に損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」に計上される。金利デリバティブについては、デリバティブに発生した受取利息および支払利息は、ヘッジ対象項目に関する未収利息および未払利息の相手勘定として、損益計算書の「受取利息/支払利息-ヘッジ目的デリバティブ」に計上される。

ヘッジ目的デリバティブが、ヘッジ会計の有効性要件を満たさなくなった場合、あるいはヘッジ目的デリバティブが終了または売却された場合、ヘッジ会計は将来に向かって中止される。過去に資本に直接認識された金額は、ヘッジ対象項目から発生するキャッシュ・フローにより、受取利息が影響を受ける期間にわたり、損益計算書上の「受取利息および支払利息」に分類変更される。ヘッジ対象項目が予定より早期に売却、あるいは償還された場合、またはヘッジ対象の予定取引の中止の可能性が高くなった場合、資本に認識された未実現損益は、直ちに損益計算書に振替えられる。

在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

在外営業活動体に対する純投資のヘッジの目的は、為替リスクに備えることである。

ヘッジ対象項目は、当グループの機能通貨と異なる通貨の国に対する投資である。そのためヘッジは、事業体の機能通貨に関連した為替リスクから在外子会社あるいは支店の正味ポジションを保護するのに有用である。

在外営業活動体に対する純投資のヘッジは、キャッシュ・フロー・ヘッジ関係と同じ会計方針に従って処理される。会計目的上純投資のヘッジとして指定されたヘッジ目的デリバティブの公正価値の変動の有効部分は、資本の部の「未実現・繰延損益」に認識され、非有効部分は損益計算書に認識される。

ポートフォリオ・ヘッジ（マクロヘッジ）

このような種類のヘッジにおいて、金利デリバティブは、主にリテールバンキング活動から発生する構造的な金利リスクをグローバルにヘッジするために使用される。

これらの取引を会計処理する場合に、グループ企業によって、公正価値ヘッジか、またはキャッシュ・フロー・ヘッジのいずれかとして文書化されている。

グループ企業は、固定金利の資産および負債のポートフォリオのマクロ公正価値ヘッジを文書化し、欧州連合が採択したIAS第39号「カーブ・アウト」の基準を適用している。これは、以下を推奨するものである。

- ヘッジ対象固定金利ポジションの顧客要求払預金を含む、資産負債の管理に使用されるマクロヘッジに対する公正価値ヘッジ会計の適用。
- 欧州連合が採択したIAS第39号によって要求される有効性テストの実施。

マクロ公正価値ヘッジとして指定されたデリバティブ商品の会計処理は、他の公正価値ヘッジ手段のそれに類似したものである。合成商品のモデルに基づいて測定されるマクロヘッジされた商品のポートフォリオの公正価値の変動は、損益を通じて貸借対照表の「金利リスクをヘッジしたポートフォリオに係る再評価差額」に区分計上される。

グループ企業は、マクロ・キャッシュ・フロー・ヘッジを文書化し、キャッシュ・フロー・ヘッジについて先述したものと同一会計方針を適用している。このためマクロヘッジされた資産または負債のポートフォリオは、ヘッジされたリスクに対して公正価値で測定されない。

マクロ・キャッシュ・フロー・ヘッジの場合、ヘッジされるポートフォリオは、変動金利の資産または負債を含む。

最後に、これらのマクロヘッジに使用される文書化にかかわらず、その関係の有効性を測定するために三つのテストの実施が要求される。

- カバーされるポートフォリオの想定金額が、それぞれの今後の満期帯およびそれぞれのレートの発生についてヘッジ手段の想定金額より高いことを確認するために、将来および過去について、オーバーヘッジになっていないかどうかのテスト
- ヘッジ対象が消失していないかどうかのテスト、このテストは、カバー実績の最大のポジションが、それぞれの今後の満期帯およびレートのそれぞれの発生に対するみなしクロージング日にヘッジ手段の想定金額より少ないことを、将来およびまた過去について確認することから構成されている。

- 合成商品のモデルの公正価値の変動が、ヘッジ手段の公正価値の変動を相殺していることを遡及的に確認するための定量的テスト

当グループで実施されたマクロヘッジの非有効性の原因は、ヘッジ目的スワップの変動レグの最新の固定化、有担保ヘッジ手段の2本のイールドカーブによる評価、ヘッジ対象項目とヘッジ手段の間の金利ミスマッチおよびヘッジ手段に係るカウンターパーティリスクの検討に起因している。

ヘッジ関係の構成要素の契約上のキャッシュ・フローを決定するために使用する基礎の変更の取り扱い-IBOR改革

ヘッジ関係の非中止

既存のヘッジ関係の文書化は、ヘッジ構成部分の契約上のキャッシュ・フローを決定するための基礎について金利指標改革（IBOR改革）によってもたらされた変更を反映するように更新されなければならない。

IBOR改革を起因とするこれらの更新は、その更新の目的が以下のためだけであるならば、ヘッジ関係の中止も新たな会計ヘッジの指定ももたらさない。

- 代替参照金利（契約上または非契約上特定された）をヘッジされたリスクとして指定すること；
- 公正価値またはキャッシュ・フローのヘッジ部分の記述を含め、ヘッジ対象項目の記述を更新すること；
- ヘッジ手段の記述を更新すること；
- ヘッジの有効性を評価するために使用する方法の記述を更新すること。

これらの更新は、ヘッジ対象項目またはヘッジ手段に対して変更が生じたときに実行される；会計上のヘッジは数回続けて更新され得る。

IBOR改革の適用からは直接的には生じないものの、ヘッジ関係構成要素の契約上のキャッシュ・フローを決定するために使用される基礎またはヘッジの文書化に影響を与える変更は、ヘッジ会計の適格要件の充足を確認するためにあらかじめ分析される。

個別の会計処理

公正価値ヘッジおよびキャッシュ・フロー・ヘッジに関して、適用される会計上の要件は、上記の変更を考慮しても、ヘッジ対象の構成部分およびヘッジ手段の再評価から生じる損益の認識について変わらない。

有効性の遡及的な評価をするために、公正価値変動の累積額は、修正されたそれぞれのヘッジ関係についてケース・バイ・ケースでゼロまでリセットすることが認められている。

ヘッジされた将来のキャッシュ・フローのための基礎として使用される金利指標の変更以降、将来に向かって中止されたキャッシュ・フロー・ヘッジについて、資本に認識された損益の金額（未実現・繰延損益）は、ヘッジされたキャッシュ・フローが損益計算書に計上されるまで資本に計上される。

契約以外で定められたリスク要素として使用される代替参照金利（例えば、ローンの固定金利を決定し、当グループが価値の変動をヘッジすることを意図するために使用される3ヶ月の代替参照金利）は、24ヶ月以内に独立して識別可能になる（すなわち、十分に流動性のある市場で相場がある。）と合理的に予想される場合に限り、使用され得る。

公正価値

	2020年12月31日		2019年12月31日	
	資産	負債	資産	負債
(単位：百万ユーロ)				
公正価値ヘッジ	19,982	12,161	16,617	9,981
金利商品	19,950	12,161	16,616	9,981
外国為替商品	32	-	1	-
キャッシュ・フロー・ヘッジ	298	163	181	124
金利商品	288	58	169	65
外国為替商品	10	34	10	46
株式および指数商品	—	71	2	13
純投資ヘッジ	387	137	39	107
外国為替商品	387	137	39	107
合計	20,667	12,461	16,837	10,212

当グループは、固定金利金融資産および負債（主に貸出金/借入金、発行有価証券および固定金利有価証券）を長期金利の変動から保護するために、会計目的上公正価値ヘッジとして認識されるヘッジ関係を設定している。使用されるヘッジ手段は、主に金利スワップから構成されている。

さらに、コーポレート&インベストメント バンキングのいくつかの事業を通じて、当グループは、短期および中期の資金調達の要求における、将来のキャッシュ・フローの変動にさらされており、会計目的上キャッシュ・フロー・ヘッジとして認識されたヘッジ関係を設定している。

発生する可能性が高い資金調達の要求は、各事業について設定された過去のデータと、貸借対照表残高の代表的項目を使用して決定されている。これらのデータは、管理手法の変更に伴って増減する。

最後に、構造的金利および為替リスクの管理の一環として、当グループの事業体は、キャッシュ・フロー・ヘッジおよび為替リスクに対する純投資ヘッジと同様に金利リスクに対して資産または負債のポートフォリオに公正価値ヘッジを設定している。

コミットメント（想定金額）

	2020年12月31日	2019年12月31日
(単位：百万ユーロ)		
金利商品	970,144	757,099
確定商品	969,391	755,847
スワップ [*]	779,359	711,985
FRA [*]	190,032	43,862
オプション	753	1,252
外国為替商品	8,604	11,314
確定商品	8,604	11,314
株式および指数商品	169	90
オプション	169	90
合計	978,917	768,503

^{*} 2019年度の公表済み財務諸表に対して修正再表示された金額。2019年下半年以降、正味利息マージンをヘッジするために引受けたスワップの満期日を延長するために3ヶ月物金利先渡契約および先物契約が、当グループによって現在締結されている。ヘッジ管理の変更は、この種の契約に係るコミットメントの増加を機械的に発生させるが、金利リスク・エクスポージャーの増加につながるものではない。

IAS第39号の修正により影響されるヘッジ手段の想定金額は、以下の通りである。なお、IAS第39号の修正は、金利改革を背景に導入され、ヘッジ会計に関して要求される一定の要件を満たすために、改革に関連する不確実性を考慮しないことを意図したものである。

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日	
	公正価値ヘッジ	キャッシュ・フロー・ヘッジ
Eonia	31,396	1,975
Euribor	554,246	4,702
Libor	23,006	550
内：Libor USD	16,808	320
内：Libor GBP	582	230
合計	608,648	7,227

ヘッジ目的金融デリバティブの満期日（想定金額）

これらの項目は、金融商品の契約上の満期日で表示されている。

(単位：百万ユーロ)	3ヶ月未満	3ヶ月－1年	1年－5年	5年超	2020年12月31日
金利商品	66,139	301,608	376,800	225,597	970,144
外国為替商品	272	5,788	2,314	230	8,604
株式および指数商品	34	49	86	-	169
合計	66,445	307,445	379,200	225,827	978,917

公正価値ヘッジ：ヘッジ対象項目の内訳

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日		
	ヘッジ対象項目の簿価	ヘッジ対象項目の公正価値の累積的変動 ⁽²⁾	期中に計上されたヘッジ対象項目の公正価値の変動 ⁽²⁾
金利リスクのヘッジ	253,429	13,542	(709)
ヘッジ対象資産	65,138	3,269	1,031
償却原価で測定する銀行預け金	1,455	41	12
償却原価で測定する顧客貸出金	4,694	429	51
償却原価で測定する有価証券	932	43	28
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	37,521	2,379	1,049
顧客貸出金（マクロヘッジ） ⁽¹⁾	20,536	377	(109)
ヘッジ対象負債	188,291	10,273	(1,740)
発行債券	40,823	1,283	(354)
銀行預り金	12,798	440	(131)
顧客預金	1,615	169	26
劣後債務	14,933	684	(298)
顧客預金（マクロヘッジ） ⁽¹⁾	118,122	7,697	(983)
通貨リスクのヘッジ	393	31	(38)
ヘッジ対象負債	393	31	(38)
劣後債務	393	31	(38)
資本リスクのヘッジ	1	(0)	1
ヘッジ対象負債	1	(0)	1
その他の負債	1	(0)	1
合計	253,823	13,573	(746)

2019年12月31日

(単位：百万ユーロ)	ヘッジ対象項目の簿価	ヘッジ対象項目の 公正価値の 累積的変動 ⁽²⁾	期中に計上された ヘッジ対象項目の 公正価値の変動 ⁽²⁾
金利リスクのヘッジ	254,747	11,741	(1,067)
ヘッジ対象資産	62,966	2,796	1,242
償却原価で測定する銀行預け金	1,331	30	12
償却原価で測定する顧客貸出金	4,680	384	44
償却原価で測定する有価証券	748	19	(0)
その他の包括利益を通じて公正価値 で測定する金融資産	39,135	1,531	1,016
顧客貸出金（マクロヘッジ） ^{*(1)}	17,072	832	170
ヘッジ対象負債	191,781	8,945	(2,309)
発行債券	33,424	948	(234)
銀行預り金	14,389	308	(183)
顧客預金	2,506	196	24
劣後債務	11,985	391	(395)
顧客預金（マクロヘッジ） ^{*(1)}	129,477	7,102	(1,521)
通貨リスクのヘッジ	605	3	12
ヘッジ対象負債	605	3	12
銀行預り金	605	3	12
資本リスクのヘッジ	1	(0)	(0)
ヘッジ対象負債	1	(0)	(0)
その他の負債	1	(0)	(0)
合計	255,353	11,744	(1,055)

* 2019年12月31日に終了した年度の公表済み連結財務諸表に対し修正再表示した金額

(1) マクロヘッジ対象項目の簿価は、ヘッジ対象残高の総額および金利リスクに対しヘッジしているポートフォリオの再評価差額を表している。

(2) ヘッジ対象リスクだけに起因し、ヘッジ手段の公正価値の非有効部分を決定するために使用される公正価値の変動。この変動は金利リスクに対するヘッジ対象項目に係る未収利息を除いている。

2020年12月31日現在、169百万ユーロの公正価値の累積的変動は、ヘッジ対象項目が消滅したためまだ償却を続けている。この金額は、主に金利リスクに対するヘッジに関連している。

公正価値ヘッジ：ヘッジ手段の内訳

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日				
	コミットメント (想定金額)	公正価値 ⁽²⁾		期中に 計上された 公正価値 の変動	期中に 認識された 非有効部分
		資産	負債		
金利リスクのヘッジ	241,509	19,854	12,198	801	92
確定商品-スワップ	240,756	19,854	12,198	799	92
ヘッジ対象資産	41,944	35	3,256	(1,150)	(10)
ヘッジ対象ポートフォリオ資産（マクロヘッジ） ⁽¹⁾	17,614	290	563	120	13
ヘッジ対象負債	67,933	3,004	149	795	38
ヘッジ対象ポートフォリオ負債（マクロヘッジ） ⁽¹⁾	113,265	16,525	8,230	1,034	51
オプション	753	0	-	2	0
ヘッジ対象ポートフォリオ資産（マクロヘッジ） ⁽¹⁾	753	0	-	2	0
通貨リスクのヘッジ	384	32	0	38	-
確定商品	384	32	0	38	-
ヘッジ対象負債	384	32	0	38	-
資本リスクのヘッジ	2	-	1	(1)	0
オプション	2	-	1	(1)	0
ヘッジ対象負債	2	-	1	(1)	0
合計	241,895	19,886	12,199	838	92

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日				
	コミットメント (想定金額)	公正価値 ⁽²⁾		期中に 計上された 公正価値 の変動	期中に 認識された 非有効部分
		資産	負債		
金利リスクのヘッジ	247,030	16,619	9,979	1,167	100
確定商品-スワップ	245,778	16,615	9,979	1,165	100
ヘッジ対象資産	43,831	155	2,415	(1,086)	(14)
ヘッジ対象ポートフォリオ資産（マクロヘッジ） ^{*(1)}	16,660	55	553	(180)	(8)
ヘッジ対象負債	61,370	2,279	226	866	78
ヘッジ対象ポートフォリオ負債（マクロヘッジ） ^{*(1)}	123,917	14,126	6,785	1,565	44
オプション	1,252	4	-	2	0
ヘッジ対象ポートフォリオ資産（マクロヘッジ） ⁽¹⁾	1,252	4	-	2	0
通貨リスクのヘッジ	828	11	7	(12)	0
確定商品	828	11	7	(12)	0
ヘッジ対象負債	828	11	7	(12)	0
資本リスクのヘッジ	2	-	0	0	(0)
オプション	2	-	0	0	(0)
ヘッジ対象負債	2	-	0	0	(0)
合計	247,860	16,630	9,986	1,155	100

* 2019年12月31日に終了した年度の公表済み連結財務諸表に対し修正再表示した金額

(1) マクロ公正価値取引について、上記のコミットメントは、これらの商品からの経済的エクスポージャーを表すために正味ヘッジ目的デリバティブのポジションに等しい。このポジションは、ヘッジ対象エクスポージャーを表すヘッジ対象項目の簿価と連動している。

(2) 金利ヘッジ目的のデリバティブの公正価値は、未収利息を含み、マージン・コールは除く。

キャッシュ・フロー・ヘッジ:ヘッジ対象項目の内訳

下記の表は、当期中のヘッジの非有効部分を計上するために使用されているヘッジ対象項目の公正価値の変動を記載している。キャッシュ・フロー・ヘッジに関して、ヘッジ対象項目の公正価値の変動は、上記の会計方針に記載している仮想デリバティブ法を使用して評価している。

	2020年12月31日	2019年12月31日
	公正価値の変動	公正価値の変動
(単位:百万ユーロ)		
金利リスクのヘッジ	(206)	(181)
ヘッジ対象資産	(13)	1
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	(3)	(1)
顧客貸出金 (マクロヘッジ)	(10)	2
ヘッジ対象負債	(193)	(182)
発行債券	1	(1)
銀行預り金	(11)	(25)
顧客預金 (マクロヘッジ)	(183)	(156)
通貨リスクのヘッジ	6	(0)
ヘッジ対象負債	(3)	(0)
劣後債務	(3)	-
予定取引	9	-
資本リスクのヘッジ	40	(26)
予定取引	40	(26)
合計	(160)	(207)

キャッシュ・フロー・ヘッジ:ヘッジ手段の内訳

	2020年12月31日					
	コミットメント (想定金額)	公正価値		期中に計上された 公正価値の変動		未実現・ 繰延損益に 計上された 公正価値の 累積的変動
		資産	負債	未実現・ 繰延損益に 計上された 部分	純損益に 計上された 非有効部分	
(単位:百万ユーロ)						
金利リスクのヘッジ	11,329	288	58	203	(1)	213
確定商品-スワップ	11,297	288	58	203	(1)	213
ヘッジ対象資産	1,711	0	9	3	(1)	(8)
ヘッジ対象ポートフォリオ資産 (マクロヘッジ) ⁽¹⁾	2,175	1	26	11	(0)	(18)
ヘッジ対象負債	3,682	25	16	7	(0)	(14)
ヘッジ対象ポートフォリオ負債 (マクロヘッジ) ⁽¹⁾	3,729	262	7	182	-	253
確定商品-FRA	32	-	-	0	0	0
ヘッジ対象負債 ⁾	32	-	-	0	0	0
通貨リスクのヘッジ	1,661	10	34	(6)	1	(13)
確定商品	1,661	9	33	(6)	1	(13)
ヘッジ対象資産	652	7	21	-	-	-
ヘッジ対象負債	246	1	4	3	0	(1)
ヘッジ対象先物取引	763	1	8	(9)	1	(12)
デリバティブ以外の金融商品	-	1	1	(0)	-	(0)
ヘッジ対象先物取引	-	1	1	(0)	-	(0)
資本リスクのヘッジ	167	-	71	(36)	(4)	(15)
オプション	167	-	71	(36)	(4)	(15)
ヘッジ対象先物取引	167	-	71	(36)	(4)	(15)
合計	13,157	298	163	161	(4)	185

2019年12月31日

(単位：百万ユーロ)	コミットメント (想定金額)	公正価値		期中に計上された 公正価値の変動		未実現・ 繰延損益に 計上された 公正価値の 累積的変動
		資産	負債	未実現・ 繰延損益に 計上された 部分	純損益に 計上された 非有効部分	
金利リスクのヘッジ	13,538	169	64	180	0	34
確定商品-スワップ	13,466	169	64	179	0	35
ヘッジ対象資産	2,222	3	10	1	-	(9)
ヘッジ対象ポートフォリオ資産 (マクロヘッジ) ⁽¹⁾	3,129	2	39	(2)	0	(26)
ヘッジ対象負債	3,874	63	6	25	0	(19)
ヘッジ対象ポートフォリオ負債 (マクロヘッジ) ⁽¹⁾	4,241	101	9	155	-	89
確定商品-FRA	72	-	-	1	0	(1)
ヘッジ対象負債)	72	-	-	1	0	(1)
通貨リスクのヘッジ	3,489	15	47	0	-	(0)
確定商品	3,489	10	46	-	-	-
ヘッジ対象資産	707	9	36	(0)	0	(0)
ヘッジ対象負債	2,782	1	10	0	(0)	0
デリバティブ以外の金融商品	-	5	1	0	-	(0)
ヘッジ対象先物取引	-	5	1	0	-	(0)
資本リスクのヘッジ	88	2	13	25	4	(2)
オプション	88	2	13	25	4	(2)
ヘッジ対象先物取引	88	2	13	25	4	(2)
合計	17,115	186	124	205	4	32

(1) マクロヘッジ取引について、上記のコミットメントは、これらの商品からの経済的エクスポージャーを表すために正味ヘッジ目的デリバティブのポジションに等しい。

2020年に、-16百万ユーロの未実現・繰延損益は、損益計算書のヘッジ対象のキャッシュ・フロー・ヘッジの会計処理に伴い、純利益に振り替えられた。

純投資ヘッジ：ヘッジ対象項目の内訳

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日	2019年12月31日
	期中のヘッジ 対象項目の 公正価値の変動 ⁽¹⁾	ヘッジ対象項目に関連する 累積的為替換算差額
通貨リスクのヘッジ	843	2,029
GBPのヘッジ対象純投資	179	484
CZKのヘッジ対象純投資	58	(115)
RUBのヘッジ対象純投資	330	1,288
RONのヘッジ対象純投資	16	36
USDのヘッジ対象純投資	80	40
ヘッジ対象純投資（その他の通貨）	180	296

(1) ヘッジ対象リスクだけに起因し、ヘッジ手段の公正価値の非有効部分を決定するために使用される公正価値の変動。

純投資ヘッジ:ヘッジ手段の内訳

2020年12月31日						
(単位:百万ユーロ)	コミットメント (想定金額)	簿価 ⁽¹⁾		期中に計上された 公正価値の変動		未実現・ 繰延損益に 計上された 公正価値の 累積的変動
		資産	負債	未実現・ 繰延損益に 計上された 部分	純損益に 計上された非 有効部分	
通貨リスクのヘッジ	7,129	387	2,204	(843)	1	(2,029)
確定商品	7,129	387	137	(571)	1	(634)
GBPのヘッジ対象純投資	1,373	29	18	(70)	(13)	23
CZKのヘッジ対象純投資	1,297	14	30	(31)	2	(25)
RUBのヘッジ対象純投資	870	145	10	(237)	11	(336)
RONのヘッジ対象純投資	933	6	5	(15)	(8)	(23)
USDのヘッジ対象純投資	396	98	43	(63)	1	(53)
ヘッジ対象純投資 (その他の通貨)	2,260	95	31	(155)	8	(220)
デリバティブ以外の商品	-	-	2,067	(272)	-	(1,395)
GBPのヘッジ対象純投資	-	-	453	(109)	-	(507)
CZKのヘッジ対象純投資	-	-	823	(27)	-	140
RUBのヘッジ対象純投資	-	-	303	(93)	-	(953)
RONのヘッジ対象純投資	-	-	43	(1)	-	(14)
USDのヘッジ対象純投資	-	-	187	(17)	-	14
ヘッジ対象純投資 (その他の通貨)	-	-	258	(25)	-	(75)

2019年12月31日						
(単位:百万ユーロ)	コミットメント (想定金額)	簿価 ⁽¹⁾		期中に計上された 価値の変動		未実現・ 繰延損益に 計上された 価値の 累積的変動
		資産	負債	未実現・ 繰延損益に 計上された 部分	期中に 計上された 無効性	
通貨リスクのヘッジ	6,934	39	2,349	355	(50)	(839)
確定商品	6,934	39	107	171	(50)	103
GBPのヘッジ対象純投資	1,218	14	60	67	(12)	155
CZKのヘッジ対象純投資	1,231	(6)	6	16	(10)	23
RUBのヘッジ対象純投資	857	1	36	113	(22)	14
RONのヘッジ対象純投資	805	0	(6)	(16)	(2)	(24)
USDのヘッジ対象純投資	552	10	2	(5)	(3)	4
ヘッジ対象純投資 (その他の通貨)	2,271	20	9	(4)	(1)	(69)
デリバティブ以外の商品	-	-	2,242	184	-	(942)
GBPのヘッジ対象純投資	-	-	478	98	-	(300)
CZKのヘッジ対象純投資	-	-	850	10	-	177
RUBのヘッジ対象純投資	-	-	396	48	-	(811)
RONのヘッジ対象純投資	-	-	43	(1)	-	(14)
USDのヘッジ対象純投資	-	-	203	4	-	35
ヘッジ対象純投資 (その他の通貨)	-	-	272	25	-	(29)

(1) デリバティブ商品の場合、簿価は公正価値に等しく、外貨建貸出金および借入金の場合、簿価は期末日に換算した償却原価に等しい。

[前へ](#)
[次へ](#)

注3.3 その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

概要

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日	2019年12月31日
負債性金融商品	51,801	53,012
公社債およびその他の債券	51,721	52,991
貸出金および債権ならびに売戻条件付買入有価証券	80	21
株式およびその他の持分証券	259	244
合計	52,060	53,256
内、貸出有価証券	173	146

注3.3.1 負債性金融商品

会計方針

負債性金融商品（貸出金および債権、公社債および債券同等物）は、そのキャッシュ・フローが基本的な融資の収め（SPPI）と整合性があり、回収および売却の事業モデルに基づいて管理されている場合、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」として分類される。

負債性金融商品に係る発生したあるいは獲得した利息は、実効金利に基づいて「受取利息および類似収益」に損益計上される。

報告日現在、これらの金融商品は、公正価値で測定され、公正価値の変動は、収益として計上されたものと、損益に計上される現地通貨建のマネーマーケット商品に係る為替差額を除いて「未実現・繰延損益」に計上される。さらに、これらの金融資産は信用リスクの減損の対象になるため、予想信用損失の変動は「未実現・繰延損益」に反対仕訳を行うとともに「リスク費用」に損益計上される。この該当する減損ルールは、注3.8に記載されている。

「回収・売却目的保有」の事業モデル

この事業モデルの目的は、契約上の支払いの回収と金融資産の売却の両方を行うことによってキャッシュ・フローを実現することである。この種の事業モデルでは、金融資産の売却は、偶発的あるいは例外的なものではなく、事業の目的を達成することに不可欠のものである。

キャッシュ・マネジメント

当グループの中で、保険事業を除いて、「回収・売却目的保有」の事業モデルは、主に流動性準備に含まれるHQLAとなる有価証券（適格流動資産）を管理するための資金管理活動に適用される。少数の子会社だけが、そのHQLAとなる有価証券を管理するために、「回収目的保有」の事業モデルを適用している。

当期の変動

(単位：百万ユーロ)	2020年
1月1日現在残高	53,012
取得/支払	38,191
処分/償還	(37,193)
別の会計カテゴリーへ（からの）振替	(563)
範囲その他の変動	(265)
当期中の公正価値の変動	1,258
関連債権の変動	52
為替換算差額	(2,691)
12月31日現在残高	51,801

直接資本に認識された未実現損益

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日	2019年12月31日
未実現利益	714	391
未実現損失	(262)	(186)
合計	452	205

注3.3.2 資本性金融商品**会計方針**

トレーディング以外の目的で保有する資本性金融商品（株式および株式同等物）は、当初認識時に当グループがその他の包括利益を通じて公正価値で測定するように指定することができる。この選択は、商品毎に行い、取消不能である。

これらの資本性金融商品は、その後公正価値で測定され、公正価値の変動は、後に純損益に組替えられることなく「未実現・繰延損益」に認識される。この金融商品が売却されると、実現損益は、翌期の期首に「利益剰余金」に組替えられる。配当収益だけは、それが投資のリターンとみなされれば、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純損益」に損益計上される。

当グループは、ごく限られた場合にのみ、資本性金融商品をその他の包括利益を通じて公正価値で測定するように指定することを選択した。

注3.4 公正価値で測定する金融商品の公正価値**要旨**

当グループの貸借対照表で認識された金融資産および負債は、公正価値あるいは償却原価で測定される。後者の場合、商品の公正価値は注記に開示されている（注3.9参照）。活発な市場で商品の相場が立てば、その公正価値は市場価格に等しい。しかし、多くの金融商品は、上場されていない（例えば、大部分の顧客貸出金および預金、銀行間債務および請求額等）か、流動性のない市場あるいは店頭市場でのみ譲渡可能である（多くのデリバティブ商品の場合のように）。そのような状況において、商品の公正価値は、測定手法あるいは評価モデルを使用して計算される。市場変数は、これらのモデルに含まれ、観察可能でなければならない。さもなければ見積りに基づいて決定される。使用されるモデルと変数は、第三者の検証と内部統制の対象である。

会計方針

公正価値の定義

公正価値とは、測定日において市場参加者間の秩序ある取引において資産を売却した時に受取るあるいは負債を譲渡するために支払う価格である。

同一の金融資産または負債について観察可能な価格がない場合、金融商品の公正価値は、市場の運営者が当該商品の価格を設定するために使用する仮定に基づいて、観察可能な市場インプットの使用を最大化する他の測定手法を使用して決定される。

公正価値ヒエラルキー

情報目的で、連結財務諸表の注記においては、金融商品の公正価値は、使用されるインプットの観察可能性を反映する公正価値ヒエラルキーを使用して、以下の通り、分類される。

レベル1（L1）：同一の資産・負債について活発な市場の（無調整の）相場価格に基づいて評価される商品。

貸借対照表に公正価値で計上されているレベル1の商品には、特に、活発な市場に上場されている株式、外部のブローカー/ディーラーが直接値付けしている国債あるいは社債、整備された市場で取引されるデリバティブ（先物、オプション）およびその純資産が貸借対照表日において入手可能なファンドのユニット（UCITSを含む）が含まれる。

金融商品は、相場価格が、取引所、ディーラー、ブローカー、業界団体、値付け業者あるいは規制官庁からいつでも定期的に入手可能で、第三者間価格による実際の通常の市場取引を反映していれば、活発な市場の相場があるとみなされる。

市場が活発ではないかどうかを決めるには、市場における取引量と活動量の急激な減少、長期にわたる上記のいろいろな市場参加者間の価格の急激な不均衡、あるいは第三者間価格で行われた最近の取引がそれほど直近の取引ではなかったという事実のような指標を使うことが求められる。

金融商品が、当グループが直ちにアクセスできるいくつかの市場で取引されている場合、その公正価値は、取引量と活動量が対象商品にとって最も多い市場価格で表される。

強制的な清算あるいは投げ売りによる取引は、通常、市場価格を決定するにあたって、考慮されない。

レベル2（L2）：資産あるいは負債について直接的（例えば、価格）あるいは間接的（例えば、価格からの調整）に観察可能なレベル1に含まれる相場価格以外のインプットを使用して評価される商品。

これらは、観察可能な市場インプットに基づく財務モデルを用いて測定される金融商品である。使用されるインプットは、活発な市場で観察可能なものでなければならない。観察可能でないインプットを使用することは、その商品の公正価値に与える影響が小さい場合に限り可能である。外部ソースが公表する価格は、類似の商品の評価額から算出されるものであり、価格から算出されたデータとみなされる。

レベル2の商品は、特に貸借対照表に公正価値で計上されているが、直接的な相場がない、あるいは十分に活発な市場での相場がないデリバティブ以外の金融商品（例えば、社債、レボ現先取引、モーゲージ担保証券、ファンド・ユニット）および店頭で取引されているデリバティブおよびオプション（金利スワップ、キャップ、フロアー、スワップション、株式オプション、指数オプション、為替オプション、コモディティオプションおよびクレジットデリバティブ）が含まれる。これらの商品の満期日は、市場で一般的に取引されている期間とリンクしている。また、商品自体は単純であるか、あるいは複雑な報酬プロフィール（例えば、バリア・オプション、複数の裏付資産を有する商品）を、限られてはいるがその複雑性を残したまま、提供することができる。このカテゴリーで使用される評価手法は、主要な市場参加者によって共有されている共通の方法に基づいている。

また、このカテゴリーには、貸出金および債権の公正価値のうち、クレジットデフォルトスワップにより信用リスクの相場がある相手方に対する貸出金および債権で、償却原価で測定されるものを含む（注3.9参照）。

レベル3（L3）：その内重要な部分が観察可能な市場データに基づかないインプット（観察可能でないインプット）を使用して評価される商品。

貸借対照表に公正価値で計上されるレベル3の商品は、観察可能ではない市場インプットまたは十分には活発ではない市場において観察可能市場インプットに基づき、金融モデルを用いて評価されており、全体として金融商品の公正価値に重要な影響を与えている。

従って、レベル3の金融商品には、通常取引されるものよりも期日が長いデリバティブや現先取引、また、特別に調整された利回りを有するデリバティブおよび現先取引、観察可能でないインプットを使用する方法に基づいて評価される組込デリバティブあるいは企業価値評価法に基づいて評価される長期の持分投資を含む仕組債が含まれる。これらは、非上場会社あるいは流動性の不十分な市場に上場されている会社の場合である。

L3の複雑なデリバティブのうち、主要なものは、以下の通りである。

- **株式デリバティブ**：期日が長く、注文仕様のリターンメカニズムを組込んだオプション。このような商品は、市場インプット（ボラティリティ、配当率、相関関係等）に対し感応度が高い。市場に深みがなく、定期的に観察される価格によって可能となる客観的なアプローチも存在しない場合、その評価は、属性法（例えば、観察可能データからの推定、過去の実績の分析）に基づく。ハイブリッドな株式商品（少なくとも一つ以上の裏付資産が株式以外であるもの）も、異なる裏付資産の間に、一般的には相関関係が観察されないため、L3に分類される。
- **金利デリバティブ**：長期、かつ、またはエキゾティックなオプション、異なる金利間、異なる為替間、金利と為替間の相関関係に連動するクオント商品（原商品の通貨と異なる通貨で決済される商品）商品。これらは、相関関係にあるペアの流動性および取引の残存期間により、評価インプットが観察可能でないため（例えば、為替相場の相関関係は米ドル/日本円について観察可能でないとみなされる）、L3に分類される。
- **クレジットデリバティブ**：L3のクレジットデリバティブには、主に時間とデフォルトの相関関係にさらされている商品バスケット（ヘッジの買手が、バスケットを構成する債券の信用の質およびその相関関係にさらされているN番目のデフォルト時点で補償されるような「N to default」商品、あるいは投資家グループのために組成され、そのニーズによって構築された債務担保証券）、ならびにクレジット・スプレッド・ボラティリティに影響される商品が含まれる。
- **コモディティ・デリバティブ**：このカテゴリーには、観察可能でないボラティリティあるいは相関関係のインプットを含む商品（例えば、コモディティ・スワップに係るオプション、裏付商品のバスケットを基礎とする商品）が含まれる。

注3.4.1 公正価値で測定する金融資産

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日				2019年12月31日			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
トレーディング・ポートフォリオ（デリバティブを除く）	109,734	138,699	4,369	252,802	89,037	129,130	4,017	222,184
公社債およびその他債券	26,420	3,108	794	30,322	22,645	2,976	459	26,080
株式およびその他持分証券	83,314	9,465	1	92,780	66,392	11,465	109	77,966
貸出金、債権および売戻条件付買入有価証券	-	126,126	3,574	129,700	-	114,507	3,449	117,956
その他のトレーディング資産	-	-	-	-	-	182	-	182
トレーディング目的デリバティブ	49	147,417	4,070	151,536	191	132,572	3,086	135,849
金利商品	4	97,189	2,680	99,873	6	88,868	2,272	91,146
外国為替商品	38	18,484	176	18,698	182	17,717	137	18,036
株式・指数商品	-	30,730	494	31,224	-	21,938	380	22,318
コモディティ商品	-	410	3	413	-	1,784	76	1,860
クレジットデリバティブ	-	580	717	1,297	-	2,195	220	2,415
その他の先渡金融商品	7	24	-	31	3	70	1	74
強制的に純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	183	19,517	3,930	23,630	350	21,746	2,881	24,977
公社債およびその他債券	18	43	129	190	11	44	122	177
株式およびその他持分証券	165	359	2,037	2,561	339	185	1,968	2,492
貸出金、債権および売戻条件付買入有価証券	-	19,115	1,764	20,879	-	21,517	791	22,308
公正価値オプションを使用して純損益を通じて測定する金融資産	13	1,461	16	1,490	1,296	1,320	113	2,729
公社債およびその他債券	13	-	16	29	1,296	162	-	1,458
貸出金、債権および売戻条件付買入有価証券	-	158	-	158	-	32	113	145
その他の金融資産	-	-	-	-	-	-	-	-
従業員給付制度のための分別資産	-	1,303	-	1,303	-	1,126	-	1,126
ヘッジ目的デリバティブ	-	20,667	-	20,667	-	16,837	-	16,837
金利商品	-	20,238	-	20,238	-	16,785	-	16,785
外国為替商品	-	429	-	429	-	50	-	50
株式・指数商品	-	-	-	-	-	2	-	2
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	51,090	708	262	52,060	51,730	1,282	244	53,256
公社債およびその他債券	51,090	628	3	51,721	51,730	1,261	-	52,991
株式およびその他持分証券	-	-	259	259	-	-	244	244
貸出金および債権	-	80	-	80	-	21	-	21
合計	161,069	328,469	12,647	502,185	142,604	302,887	10,341	455,832

注3.4.2 公正価値で測定する金融負債

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日				2019年12月31日			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
トレーディング・ポートフォリオ（デリバティブを除く）	6,666	152,939	1,031	160,636	5,001	136,800	1,325	143,126
借入有価証券未払金	28	32,031	106	32,165	71	38,743	136	38,950
売建公社債およびその他負債性金融商品	5,385	-	-	5,385	3,464	54	-	3,518
売建株式およびその他資本性金融商品	1,253	-	-	1,253	1,466	-	-	1,466
借入金および買戻条件付売渡有価証券	-	119,831	924	120,755	-	96,631	1,189	97,820
その他のトレーディング負債	-	1,077	1	1,078	-	1,372	-	1,372
トレーディング目的デリバティブ	46	153,807	5,323	159,176	216	132,371	5,533	138,120
金利商品	5	95,704	2,697	98,406	31	85,177	3,293	88,501
外国為替商品	40	19,599	156	19,795	175	18,064	115	18,354
株式・指数商品	-	36,000	1,978	37,978	-	24,529	1,612	26,141
コモディティ商品	-	392	-	392	-	2,131	70	2,201
クレジットデリバティブ	-	942	492	1,434	-	1,594	443	2,037
その他の先渡金融商品	1	1,170	-	1,171	10	876	-	886
公正価値オプションを使用して純損益を通じて測定する金融負債	-	30,784	39,651	70,435	-	38,160	44,723	82,883
ヘッジ目的デリバティブ	-	12,461	-	12,461	-	10,212	-	10,212
金利商品	-	12,219	-	12,219	-	10,045	-	10,045
外国為替商品	-	171	-	171	-	154	-	154
株式・指数商品	-	71	-	71	-	13	-	13
合計	6,712	349,991	46,005	402,708	5,217	317,543	51,581	374,341

注3.4.3 レベル3の金融商品の増減

金融資産

(単位：百万ユーロ)	2019年 12月31日 現在残高	取得	売却/償還	レベル2 への振替	レベル2 からの振替	損益	為替換算 差額	範囲その他 の変動	2020年 12月31日 現在残高
トレーディング・ポートフォリオ（デリバティブを除く）	4,017	3,252	(1,551)	(1,391)	214	(24)	(151)	3	4,369
公社債およびその他債券	459	1,505	(978)	(319)	214	(60)	(30)	3	794
株式およびその他持分証券	109	1	-	(86)	-	(23)	-	-	1
貸出金、債権および売戻条件付買入有価証券	3,449	1,746	(573)	(986)	-	59	(121)	-	3,574
トレーディング目的デリバティブ	3,086	195	(88)	(862)	1,153	533	53	-	4,070
金利商品	2,272	-	-	(766)	724	350	100	-	2,680
外国為替商品	137	-	(1)	(13)	4	65	(16)	-	176
株式・指数商品	380	192	(87)	(74)	218	(115)	(20)	-	494
コモディティ商品	76	3	-	-	-	(75)	(1)	-	3
クレジットデリバティブ	220	-	-	(9)	207	309	(10)	-	717
その他の先渡金融商品	1	-	-	-	-	(1)	-	-	-
強制的に純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	2,881	711	(273)	-	1,047	(405)	(72)	41	3,930
公社債およびその他債券	122	25	(10)	-	-	(8)	-	-	129
株式およびその他持分証券	1,968	502	(263)	-	-	(197)	(22)	49	2,037
貸出金、債権および売戻条件付買入有価証券	791	184	-	-	1,047	(200)	(50)	(8)	1,764
公正価値オプションを使用して純損益を通じて測定する金融資産	113	1	(1)	(100)	-	16	-	(13)	16
公社債およびその他債券	-	1	(1)	-	-	16	-	-	16
貸出金、債権および売戻条件付買入有価証券*	113	-	-	(100)	-	-	-	(13)	-
公正価値オプションを使用してその他の包括利益を通じて測定する金融資産	244	-	-	-	-	18	-	-	262
負債性金融商品	-	-	-	-	-	-	-	3	3
資本性金融商品	244	-	-	-	-	18	-	(3)	259
合計	10,341	4,159	(1,913)	(2,353)	2,414	138	(170)	31	12,647

金融負債

(単位：百万ユーロ)	2019年 12月31日 現在残高	発行	償還	レベル2 への振替	レベル2 からの振替	損益	為替換算 差額	範囲 その他の変動	2020年 12月31日 現在残高
トレーディング・ポートフォリオ（デリバティブを除く）	1,325	438	(654)	(196)	-	131	(13)	-	1,031
発行債券	-	-	-	-	-	-	-	-	-
借入有価証券未払金	136	-	-	(143)	-	119	(6)	-	106
借入金および買戻条件付売渡有価証券	1,189	438	(654)	(53)	-	11	(7)	-	924
その他のトレーディング負債	-	-	-	-	-	1	-	-	1
トレーディング目的デリバティブ	5,533	726	(156)	(1,346)	1,267	(147)	(545)	(9)	5,323
金利商品	3,293	-	-	(1,218)	797	260	(426)	(9)	2,697
外国為替商品	115	-	-	(24)	-	71	(6)	-	156
株式・指数商品	1,612	726	(156)	(46)	364	(418)	(104)	-	1,978
コモディティ商品	70	-	-	-	-	(69)	(1)	-	-
クレジットデリバティブ	443	-	-	(58)	106	9	(8)	-	492
公正価値オプションを使用して純損益を通じて測定する金融資産	44,723	20,695	(20,890)	(6,871)	4,794	(1,413)	(1,375)	(12)	39,651
公正価値で測定する金融負債合計	51,581	21,859	(21,700)	(8,413)	6,061	(1,429)	(1,933)	(21)	46,005

2020年上半期に、当グループは、金融商品の公正価値の計算に使用する市場インプットの観察可能性を決定するための方法を変更した。

■ 観察可能性は、従来は同質の特徴を有するインプットにより評価されていたが、現在、より精細なレベルで、分析に用いられるより多くのパラメーターを考慮して評価される。この変更のために、より精細なレベルで観察可能性を測定することによりシステムを拡大し、改善することを目的とし、公正価値で測定する一部の金融商品をレベル2からレベル3へ分類変更することになった。

■ 公正価値のレベル2およびレベル3の間の分類ルールは、またIFRS第13号「公正価値測定」に従って、配分の重要性の概念を考慮するために改定された。レベル3に分類される金融商品は、現在は観察可能ではないか、十分には活発ではない市場でしか観察ができない、商品全体としての公正価値に与える影響力が重要であるような市場インプットに基づく金融モデルを用いて評価されるものである。2019年12月31日現在、同日時点で強制力のある規準によれば、観察可能でないと考えられる取引は、当該インプットの重要性にかかわらず、その商品がレベル3に分類されることになった。この第二の変更によりいくつかの金融商品がレベル3からレベル2に分類変更されることになった。

注3.4.4 貸借対照表に公正価値で計上される金融商品の評価方法

貸借対照表に公正価値で認識される金融商品については、公正価値は、基本的には活発に取引が行われている市場の相場価格に基づいて決定されている。貸借対照表日に相場価格が入手不可能な場合、あるいは決済価値が取引価格を反映していない場合にはこれらの価格を調整することができる。

しかし、当グループが扱っている多くの金融商品については、金融市場の店頭で取引される金融商品の様々な特性のために市場の相場価格は存在しない。

このような商品については、公正価値は、市場参加者が金融商品を測定するために一般に使用する評価手法（スワップについては割引将来キャッシュ・フローあるいはオプションについてはブラック・ショールズ・モデル等）に基づくモデルを使用し、および貸借対照表日現在の市況を反映する評価変数を使用して決定する。これらの評価モデルは、当グループのリスク部門の市場リスク部の専門家によって第三者の立場から検証される。

さらに、この評価モデルで使用されるインプットは、観察可能な市場データから導き出されるか否かにかかわらず、市場リスク部が定義する方法に従って、マーケット・アクティビティーズの財務部門によってチェックされている。

必要であれば、これらの評価は、利用可能な情報を分析した後、合理的にまた適切に算定された追加的条件（買いと売りのスプレッドおよび流動性）によって補完される。

デリバティブと有価証券金融取引は、信用評価調整（CVA）または負債評価調整（DVA）の影響を受ける。当グループは、すべての顧客および清算機関をこの調整に含めており、各相手先に対して存在する相殺契約も反映している。

CVAは、当グループ企業の相手先に対する正の期待エクスポージャー、相手先の倒産確率およびデフォルト時の損失率に基づいて決定される。DVAは、負の期待エクスポージャーに基づいて対称的に決定される。この計算は、適切で観察可能な市場データの使用に焦点を絞って潜在的なエクスポージャーの残存期間にわたって行われる。

同様に、これらの取引の資金調達に関連した費用あるいは利益を考慮するための調整（FVA、「資金調達評価調整」）も行われる。

観察可能なデータは、独立したもので、入手可能で、公表されたもので、厳密なコンセンサスに基づいたもので、取引価格の裏付けがあるものでなければならない。

例えば、外部の取引相手が提供するコンセンサス・データは、対象市場に流動性があり、価格が実際の取引により確認される場合は観察可能と看做される。満期までの期間が長いものについては、これらのコンセンサス・データは、観察可能ではない。5年超の満期の株式オプションの評価に使用されるインプライド・ボラティリティはこれに該当する。しかし、残存期間が5年未満になれば、公正価値は観察可能なインプットに対して反応するようになる。

ある金融商品を測定するために使用する通常の参照データがないような、市場が特に切迫した状態にある場合、リスク部門は、他の市場参加者が使用する方法に類似した、適切な入手可能なデータに従った新しいモデルを実施することも可能である。

株式およびその他持分証券

上場株式については、公正価値は、貸借対照表日の相場価格と考えられる。非上場株式については、公正価値は、金融商品の種類により以下の方法の一つを使用して算定される。

- 発行会社に関連する最近の取引に基づく評価(第三者による発行会社への資本参加、価値評価専門機関による鑑定等)
- 発行会社と同じ業種の最近の取引に基づく評価(利益乗数、資産乗数等)
- 保有純資産価値の割合

当グループが主要な持分を有する会社の非上場有価証券について、上記の方法に基づく評価は、事業計画に基づく割引将来キャッシュ・フローあるいは類似会社の評価乗数によって補完される。

ポートフォリオで保有する負債性金融商品、公正価値で測定する仕組証券の発行およびデリバティブ商品

これらの金融商品の公正価値は、貸借対照表日現在の相場価格あるいは入手可能であれば同日現在のブローカーが提示する価格に基づいて決定される。非上場の金融商品については、公正価値は、評価手法を使用して決定される。公正価値で評価される負債に関しては、オンバランスの金額に当グループの発行体としての信用リスクの変動が含まれる。

その他の債務

上場金融商品については、公正価値は、貸借対照表日現在の最終相場価格とされる。非上場金融商品については、公正価値は、将来のキャッシュ・フローを市場金利で現在価値に割引くことによって決定される（カウンターパーティ・リスク、債務不履行リスクおよび流動性リスクを含む）。

顧客貸出金

貸出金および債権の公正価値は、これらの貸出金について積極的に取引される市場がない場合、広く類似の条件と満期日の貸出金について報告日現在の市場で広く行き渡っている金利に基づく割引率で予想キャッシュ・フローを現在価値に割引くことにより計算している。これらの割引率は、借手の信用リスクに対して調整される。

注3.4.5 主要な観察可能でないインプットの見積り

下記の表は、主な商品毎に、貸借対照表のレベル3商品の評価および主要な商品種類別の最も重要な観察可能でないインプットの値の範囲を表している。

現物商品とデリバティブ ⁽¹⁾	貸借対照表価額 (単位：百万ユーロ)		主な商品	使用した評価手法	重要な観察可能でないインプット	インプットの 最低と最高の範囲
	資産	負債				
株式/ファンド	925	29,198	単純な商品および複雑な商品、ファンド、株式または株式バスケットに係るデリバティブ	ファンド、株式または株式バスケットに関する様々なオプション・モデル	株式ボラティリティ	1.6%;347.5%
					株式配当	0%;35.8%
					相関関係	-99.6%;100%
					ヘッジ・ファンド・ボラティリティ	7.6%;20%
					ミューチュアル・ファンド・ボラティリティ	2.1%;26.1%
金利および為替	9,133	16,314	ハイブリッド為替/金利または信用/金利デリバティブ	ハイブリッド為替金利または信用金利オプション価格モデル	相関関係	-46.2%;90%
			為替デリバティブ	為替オプション価格モデル	為替ボラティリティ	0%;27.5%
			想定元本が欧州担保プールの期限前償還実績に基づいて指数化されている金利デリバティブ	期限前償還モデル	期限前返済率	0%;20%
			インフレ商品およびデリバティブ	インフレ価格モデル	相関関係	55%;88.9%
クレジット	718	493	債務担保証券および指数トランシェ	回収およびベース相関関係予測モデル	時間とデフォルトの相関関係	0%;100%
			その他のクレジットデリバティブ	クレジットデフォルト・モデル	単一名称基礎商品に係る回収率変動	0%;100%
					時間とデフォルトの相関関係	0%;100%
					クオント相関関係	-50%;40%
					信用スプレッド	0 bps;1,000bps
コモディティ	3	0	コモディティ・バスケットに係るデリバティブ	コモディティに係るオプション・モデル	コモディティ相関関係	該当なし
長期株式投資	1,868	-	戦略目的保有有価証券	正味帳簿価額/最近の取引	該当なし	-
合計	12,647	46,005				

(1) ハイブリッド商品は、主要な観察可能でないインプットによって分類されている。

注3.4.6 レベル3の商品に関する公正価値の感応度

観察可能でないインプットは、とりわけこの絶えず不確実な経済環境および市場の中で慎重に評価されている。しかし、その性格のために観察可能でないインプットは、レベル3の商品の評価において一定の不確実性を含んでいる。

これを定量化するために、2020年12月31日現在の公正価値の感応度を、その評価に観察可能でないインプットを必要とする商品について見積もっている。この見積りは、正味ポジションについてインプット毎に算定された観察可能でないインプットの「標準化された」変動量、あるいは対象金融商品に対する追加の評価調整方針に従った仮定に基づいて行われた。

「標準化された」変動量とは、

■ それでも観察可能でないといみなされるようなインプットを測定するために使用される合意価格（TOTEM等）の標準偏差、

■ もしくは、インプットを測定するために使用される過去の実績データの標準偏差

観察可能でないインプットの合理的な変動に対するレベル3の公正価値の感応度

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日		2019年12月31日	
	負の影響	正の影響	負の影響	正の影響
株式およびその他の資本性金融商品ならびにデリバティブ	(49)	150	(9)	79
株式ボラティリティ	0	27	0	19
配当	(18)	46	(1)	13
相関関係	(31)	69	(8)	43
ヘッジ・ファンド・ボラティリティ	0	0	0	0
ミューチュアル・ファンド・ボラティリティ	0	8	0	4
金利および為替商品ならびにデリバティブ	(6)	27	(6)	43
為替相場および/または金利間の相関関係	(4)	26	(4)	41
為替ボラティリティ	(1)	1	(1)	2
期限前返済率	0	0	0	0
インフレ/インフレ相関関係	(1)	0	(1)	0
クレジット商品およびデリバティブ	0	12	(3)	13
時間とデフォルトの相関関係	0	1	(3)	7
単一名称基礎商品に係る回収率変動	0	0	0	0
クオント相関関係	0	8	0	5
クレジット・スプレッド	0	3	0	1
コモディティ デリバティブ	該当なし	該当なし	0	1
コモディティ相関関係	該当なし	該当なし	0	1
長期有価証券	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

評価水準がすでに保守的であることから、この感応度は、結果に対し不利な影響に対するものよりも有利な影響に対するほうが高いことに注意すべきである。さらに上記の金額は、インプットの合理的な変動を基礎に計算日現在の評価の不確実性を示している。公正価値の将来の変動は、これらの見積りから推定できず、予想もできない。

注3.4.7 主な観察可能でないインプットに関連する繰延マージン

当初認識において、金融資産および負債は、公正価値、すなわち、測定日において市場参加者間の秩序ある取引において資産を売却するために受取る価格、あるいは負債を譲渡するために支払われる価格で測定される。

この公正価値が取引価格と異なり、商品の評価手法が1つ以上の観察可能でないインプットを使用する場合、商業上のマージンを表すこの差額は、商品の満期日、売却または譲渡の時点で、時の経過とともに、あるいはインプットが観察可能になったときに損益計算書に計上されるまで繰延べられる。

以下の表は、この差額から、その商品の当初認識後に損益計算書に計上された金額を差し引いた金額により、損益計算書に計上される残額を示している。

(単位：百万ユーロ)	2020年	2019年
1月1日現在繰延マージン	1,151	1,237
期中の新しい取引に係る繰延マージン	949	693
期中に損益計算書に計上されたマージン	(943)	(779)
内、償却費	(614)	(473)
内、観察可能なインプットに変更	(24)	(16)
内、売却、消滅または終了	(305)	(290)
12月31日現在繰延マージン	1,157	1,151

2020年に、観察可能でないパラメータから評価される金融商品に係る繰延マージンを識別し、償却するためのルールに二つの調整が行われた。

- 市場慣行の進化に伴って、観察可能性は、2019年末までは同質の特徴を有するパラメーターにより評価されていたが、現在ではより精細なレベルで決定されている。
- 同時に、時間の経過とともにマージンを認識する方法は、現在では、商品の公正価値の測定に観察可能でない変数の重要性を考慮に入れている。

注3.5 償却原価で測定する貸出金、債権および有価証券

概要

	2020年12月31日		2019年12月31日	
	簿価	内、減損	簿価	内、減損
(単位：百万ユーロ)				
銀行預け金	53,380	(31)	56,366	(24)
顧客貸出金	448,761	(11,601)	450,244	(10,727)
有価証券	15,635	(42)	12,489	(10)
合計	517,776	(11,674)	519,099	(10,761)

会計方針

貸出金、債権および債券は、その契約上のキャッシュ・フローが基本的な融資契約と整合性がとれており（SPPI）、「回収目的保有」の事業モデルに基づいて運用されている場合、償却原価で測定される。

当初認識以降、実効金利法を使用して償却原価で測定され、発生あるいは獲得した収益は、「受取利息および類似収益」に損益計上される。さらに、これらの金融資産は信用リスクの減損の対象であるため、予想信用損失の変動は、貸借対照表資産の資産側に償却原価の相応する減損とともに「リスク費用」に損益計上される。該当する減損ルールは、注3.8に記載している。貸出金または債権が減損に関しステージ3（回収懸念債権）に分類されると、減損前の金融資産の簿価に増加したその後の発生利息は、損益に認識される利息に限定される。そのような利息の金額は、その後で金融資産の正味簿価に実効金利を適用することにより計算される（注3.7参照）。

当グループが供与するローンは、借入顧客が財務上の困難あるいは支払不能状態になっていなくても商業上の理由で再交渉の対象になる。当グループが有効な与信承認手続に従って元本あるいは発生利息を放棄することなく、事業関係を維持し発展させるために債務を見直すことに同意する顧客に対してはそのような努力が行われる。再交渉による修正が重要であるとはみなされないような特定の場合を除いて、再交渉された貸出金は、再交渉時点で認識を中止し、再交渉後の条件に基づいて契約される新しい貸出金が、同日に貸借対照表の以前の貸出金から置き換えられる。新しい貸出金は、貸借対照表でどのように分類するかを決定するためにSPPIテストを受ける。もし貸出金が基本的な融資契約（SPPI）として適格であれば、受取再交渉手数料は新しい商品の実効金利に含まれる。

「償却原価で測定する顧客貸出金」には、ファイナンス・リースとして分類されるようなリース債権が含まれる。当グループが供与したリースはリース資産の所有に付随したリスクと経済価値のほとんどすべてを借手に移転するのであればファイナンス・リースとして分類される。それ以外の場合には、オペレーティング・リースとして分類される（注4.2参照）。

このようなファイナンス・リース債権は、当グループのリースに対する純投資を表しており、借手から受取る最低支払金額に無保証の残存価額を加えた金額をリースの計算利率で割り引いた現在価値として計算される。ファイナンス・リースに対する貸手の投資を計算するために使用された見積り無保証の残存価額がその後減少した場合に、この減少分の現在価値は、損益計算書の「その他の活動からの費用」に損失として認識され、貸借対照表の資産側のファイナンス・リース債権の減少として認識される。

「回収目的保有」の事業モデル

このモデルでは、金融資産は、商品の存続期間にわたって契約上の支払金額を回収することによりキャッシュ・フローを獲得できるように運用される。

この事業モデルの目的を達成するためには事業体が商品すべてを満期まで保有する必要はない。資産を売っても以下の場合にはその目的が契約上のキャッシュ・フローを回収することである事業モデルとの整合性は維持される。

- 金融資産は資産の信用リスクが増加すれば売却される；あるいは
- 金融資産の売却が満期日近くに発生し、その売却金額が契約上の残りのキャッシュ・フローから回収される金額に近い。

それ以外の売却であっても、当該売却が稀である（例えば金額が多額であっても）、または価額が国庫にも合計でも多額ではない場合（たとえ頻繁であっても）には同様に契約上のキャッシュ・フローを回収する目的とは整合性がある場合がありうる。そのようなケースとしては信用集中リスクを管理するために（資産の信用リスクの増加がなくても）行われる売却が含まれる。当グループは、発生した売却を定期的にレビューするとともに契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有する金融資産のすべての重要な販売見通しを報告し、分析するための手続を確立している。

ファイナンス活動

当グループ内部において、「回収目的保有」の事業モデルは、売却することを予定しているシンジケート・ローンの一部を除いて、フランス国内リテールバンキング、国際リテールバンキング&金融サービスにより、またグローバルバンキング&インベスターソリューションズにより管理されているファイナンス活動により適用されている。

注3.5.1 銀行預け金

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日	2019年12月31日
当座勘定	25,712	20,717
預け金および貸出金	16,000	17,269
売戻条件付買入有価証券	11,264	18,168
劣後債権および参加型貸出金	97	88
関連債権	297	118
減損前銀行預け金⁽¹⁾	53,370	56,360
信用損失減損	(31)	(24)
ヘッジ対象項目の再評価	41	30
合計	53,380	56,366

(1) 2020年12月31日現在、レベル3の減損(信用減損)として分類される銀行預け金の金額は、2019年12月31日現在の38百万ユーロに対し、36百万ユーロである。この金額に含まれる未収利息は、実効金利を金融資産の簿価に適用することにより純利益に認識される金利に限定される(注3.7参照)。

注3.5.2 顧客貸出金

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日	2019年12月31日
当座貸越	16,381	19,181
その他の顧客貸出金	401,589	388,167
ファイナンス・リース契約	30,086	30,761
売戻条件付買入有価証券	8,439	19,541
関連債権	3,438	2,937
減損前顧客貸出金⁽¹⁾	459,933	460,587
信用損失減損	(11,601)	(10,727)
ヘッジ対象項目の再評価	429	384
合計	448,761	450,244

(1) 2020年12月31日現在、ステージ3の減損(信用減損)として分類される顧客貸出金の金額は、2019年12月31日現在の15,976百万ユーロに対し、16,807百万ユーロである。この金額に含まれる未収利息は、実効金利を金融資産の簿価に適用することにより純利益に認識される金利に限定される(注3.7参照)。

その他の顧客貸出金の内訳

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日	2019年12月31日
商業手形	8,491	9,700
短期貸出金	133,502	123,452
輸出ローン	11,078	11,582
設備資金ローン	62,324	58,683
住宅ローン	142,247	136,333
手形および有価証券担保貸出金	83	98
その他ローン	43,864	48,319
合計	401,589	388,167

ファイナンス・リースおよび類似契約に関する追加情報

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日	2019年12月31日
投資総額	32,077	33,517
翌期以降 5 年未満	26,786	27,595
1 年未満	9,111	
1 年以上 2 年未満	6,690	
2 年以上 3 年未満	5,460	
3 年以上 4 年未満	3,402	
4 年以上 5 年未満	2,123	
5 年以上	5,291	5,922
最低受取リース料の現在価値	28,444	29,110
翌期以降 5 年未満	24,321	24,985
1 年未満	8,465	
1 年以上 2 年未満	6,099	
2 年以上 3 年未満	4,945	
3 年以上 4 年未満	3,010	
4 年以上 5 年未満	1,802	
5 年以上のリース債権	4,123	4,125
前受金融収益	1,991	2,754
貸手による無保証残存価値	1,642	1,652

2020年に、当グループは、ファイナンス・リース資産に係る最低受取リース料に関する情報の収集を改良した。2019年度の5年未満の支払いに関する比較データは、入手できない。

注3.5.3 有価証券

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日	2019年12月31日
国債	7,143	6,005
譲渡可能証書、公社債およびその他の債券	8,390	6,390
関連債券	101	85
減損前有価証券	15,634	12,480
減損	(42)	(10)
ヘッジ対象項目の再評価	43	19
合計	15,635	12,489

注3.6 借入債務

会計方針

借入債務には、純損益を通じて公正価値で測定されないデリバティブ以外の金融負債が含まれる。

それらは金融商品の種類および取引相手によって貸借対照表の「銀行預り金」、「顧客預金」、「発行債券」および「劣後債務」に計上される。

劣後債務は、この項目には債券の形態の有無にかかわらず、期限付きまたは無期限の借入金であり、借手会社の清算時には他のすべての債権者に対する返済が終了した後償還することができる。

借入債務は、当初取得原価、すなわち取引手数料控除後の借入金額の公正価値で測定される。これらの負債は期末に実効金利法を使って報告日に償却原価で測定される。結果として社債の発行あるいは償還プレミアムは当該商品の存続期間にわたって償却される。発生した、あるいは支払った費用は、「支払利息および類似費用」に損益計上される。

モーゲージ貯蓄勘定および制度から生じる当グループの義務は、「顧客預金－規制貯蓄勘定」に計上される。そのような抵当貯蓄商品については引当金が計上される（注8.3参照）。

注3.6.1 銀行預り金

(単位：百万ユーロ)

	2020年12月31日	2019年12月31日
要求払預金および当座預金	11,354	11,577
オーバーナイト預金・借入金その他	3,221	3,680
定期預金 ⁽¹⁾	117,460	82,893
関連債務	61	186
ヘッジ対象項目の再評価	440	308
買戻条件付売渡有価証券	3,035	9,285
合計	135,571	107,929

(1) 政府および中央銀行に関連する定期預金、特にECBにより設定された長期の資金供給（長期リファイナンスオペ-TLTRO）を含む。

2019年に欧州中央銀行（ECB）は、ユーロ圏の有利な与信条件を維持する目的で長期リファイナンスオペ（TLTRO）の第3回シリーズを開始した。前2回のシステムと同様に、借入銀行は、その家計（不動産ローンを除く）および事業顧客（金融機関を除く）に対する融資実績に応じて低金利の恩典を受けることができる。これらのTLTROIIIオペレーションは、それぞれ3年満期で2019年9月から2021年3月までの間に四半期毎に実行される。一部の取引条件、特に融資の目的、金利条件および引出限度額は、Covid-19の危機の緊急事態に直面して融資の供与をさらに支援するために2020年3月に修正された。

ソシエテ・ジェネラル・グループの事業体は、2019年12月から2020年12月までの間躊躇していたが、四半期毎の引出によるTLTROIIIのローンを引受けることに同意した。決算日現在、合計残高は、62.6十億ユーロである。

2020年のローンの供与および2021年第1四半期の今後の成果の見積りに基づいて、当グループは、2020年3月1日から2021年3月31日までの間の適格ローン残高の安定性の目標に到達し、その結果優遇借入金利から恩典を受ける合理的な確証があると考えている。この優遇金利は、主なユーロシステムの資金供給オペレーションに対する条件より有利であり、各オペレーションの存続期間にわたる預金機能の平均金利と等しく、2020年6月24日から2021年6月23日までの期間にわたって追加の臨時免税により補われている（-1%に設定された下限金利のある預金機能の平均金利において50ベース・ポイントの割引）。

これらの取引に関して2020年に計上された受取利息は、「受取利息および類似収益」に表示されている。その金額は、このオペレーションの存続期間にわたって計算された加重金利を基礎に、臨時の追加優遇を考慮して決定されている。

注3.6.2 顧客預金

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日	2019年12月31日
規制貯蓄勘定	100,204	96,642
要求払	74,617	70,610
定期	25,587	26,032
その他要求払預金 ⁽¹⁾	268,556	229,756
その他定期預金 ⁽¹⁾	81,295	82,817
関連債務	299	441
ヘッジ対象項目の再評価	169	196
顧客預金合計	450,523	409,852
対顧客買戻条件付売渡有価証券	5,536	8,760
合計	456,059	418,612

(1) 政府および中央銀行に関連する定期預金を含む。

顧客タイプ別のその他要求払預金の内訳

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日	2019年12月31日
専門家および法人	124,987	111,079
個人顧客	84,364	76,135
金融顧客	43,558	29,093
その他 ⁽¹⁾	15,647	13,449
合計	268,556	229,756

(1) 政府および中央銀行に関連する定期預金を含む。

注3.6.3 発行債券

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日	2019年12月31日
定期貯蓄預金証書	312	510
社債	22,434	23,847
銀行間証書および譲渡可能債務証書	114,276	99,107
関連債務	672	776
ヘッジ対象項目の再評価	1,263	928
合計	138,957	125,168
内、変動金利有価証券	59,475	49,343

注3.7 受取利息および支払利息

	利息は、合意された期間借手に対し一定の金額の現金を用立てる貸手による金融サービスに対する補償である。そのような補償のある金融の取決めは、貸出金、預金あるいは有価証券（債券、譲渡可能債券等）である。
要旨	この補償は、貨幣の時間価値に加えて金融に関する契約期間中に貸手がすべて負担する信用リスク、流動性リスクおよび管理コストに対する対価である。利息はまた、自身の支払能力を保証するために供与した融資額に関係して健全性規制によって発行するように要求される資本性金融商品（普通株式のような）の報酬として貸手の銀行に認められるマージンを含む。 利息は、残存元本金額に比例して、供与または受け取った金融サービスの存続期間にわたって費用または収益として認識される。

会計方針

利息は、実効金利法を使用して測定されたすべての金融商品（償却原価で測定する金融商品およびその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品）ならびに強制的に純損益を通じて公正価値で測定するすべての金融商品および実効金利を表す収益または費用の部分に対し金利リスクをヘッジするデリバティブに関して、損益計算書の「受取利息および類似収益」および「支払利息および類似費用」に計上されている。金融資産に係る負の受取利息は、「支払利息および類似費用」に計上される。金融負債に係る負の支払利息は、「受取利息および類似収益」に計上される。

実効金利は、金融資産または負債の帳簿価額を決定するために商品の予想存続期間にわたる将来のキャッシュ・インフローおよびキャッシュ・アウトフローを割引くために使用する金利として設定される。当グループは、実効金利を計算する際、将来の貸倒損失の可能性を考慮せず、金融商品の契約条項に基づいて見積もられる将来キャッシュ・フローを検討し、この利率の計算には、利息と同一視可能な当事者間の支払手数料もしくは受取手数料、直接関連した取引費用およびすべての種類のプレミアムおよびディスカウントが含まれている。

金融資産が減損についてステージ3に分類される場合、その後の受取利息は、減損前の金融資産残高に対して、相当する減額を行うことで、金融資産の純額での帳簿価額に実効金利を適用することによって損益に認識される。

さらに、貸借対照表上、負債として計上される引当金は、従業員給付に関連するものを除いて、この割引の効果が重大であると直ちに、資源の予想流出額を割引くために使用された場合と同じリスク・フリーの金利を使用して計算される支払利息が生じる。

代替参照金利による参照金利の置換に関連する特定の取扱い（金融補償を含む。）-金利指標改革

代替参照金利による参照金利の置換（ベース・ポイントまたは現金金額で表示されたマージン調整の形で金融補償を含む。）は、金融資産または負債の契約上のキャッシュ・フローの算定の基礎（すなわち、そのリターンを計算する方法）を変更することがある。

実効金利は、その後現在の参照金利から代替参照金利への変更を将来に向かって反映するように修正される。これは、ベース・ポイントで表示された新しいマージンに調整され、必要があれば、契約の残存期間にわたって修正時に支払われた現金金額を償却するために調整される。

(単位：百万ユーロ)	2020年			2019年		
	受取利息	支払利息	純額	受取利息	支払利息	純額
償却原価で測定する金融商品	12,193	(5,449)	6,744	14,907	(7,850)	7,057
中央銀行	110	(153)	(43)	427	(181)	246
公社債およびその他の債券	470	(1,660)	(1,190)	318	(2,096)	(1,778)
銀行預け金/銀行預り金	943	(819)	124	1,010	(1,632)	(622)
顧客貸出金および預け金	10,257	(2,109)	8,148	12,053	(3,123)	8,930
劣後債務	-	(503)	(503)	-	(516)	(516)
貸出/借入有価証券	6	(4)	2	10	(6)	4
レポ取引	407	(201)	206	1,089	(296)	793
ヘッジ目的デリバティブ	6,550	(4,753)	1,797	6,433	(4,632)	1,801
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品	526	(2)	524	752	(1)	751
リース契約	991	(44)	947	1,178	(44)	1,134
不動産リース契約	179	(43)	136	189	(43)	146
不動産以外のリース契約	812	(1)	811	989	(1)	988
実効金利法を使用した金融商品に係る受取/支払利息小計	20,260	(10,248)	10,012	23,270	(12,527)	10,743
強制的に純損益を通じて公正価値で測定する金融商品	461	-	461	442	-	442
受取利息および支払利息合計	20,721	(10,248)	10,473	23,712	(12,527)	11,185
その内、減損金融資産からの受取利息	268	-	268	280	-	280

これらの支払利息には、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品の借換コストが含まれているが、これらの金融商品の成果は、これらの金融商品に係る純損益に分類されている（注3.1参照）。損益計算書に計上される受取利息および支払利息が、目的別ではなく商品のタイプ別に分類されている限り、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品の取引によって生じた純利益は、全体として評価しなければならない。

償却原価で測定する顧客貸出金の収益の内訳

(単位：百万ユーロ)	2020年	2019年
受取手形	342	511
その他の顧客貸出金	8,992	10,361
短期貸出金	3,840	4,572
輸出ローン	255	375
設備ローン	1,410	1,529
住宅ローン	2,884	2,985
その他の顧客貸出金	603	900
当座貸越	662	909
不良債権（ステージ3）	261	272
合計	10,257	12,053

[前へ](#)

[次へ](#)

注3.8 減損および引当金

	いくつかの金融資産（ローン、債券）は、信用リスクを伴っており、当グループは借手、相手先あるいは有価証券発行体はその金融上のコミットメントを順守することができなくなれば潜在的損失にさらされる。
要旨	銀行は、これらの資産について受け取る契約上の利息の一部によってこのリスクを負担することに対する補償を受取る。これは、信用マージンとして知られている。 この潜在的損失、すなわち予想信用損失は、特定の相手先についてデフォルトの発生を待たずに損益計算書に認識される。 償却原価またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定される貸出金、債権および債券については、予想信用損失は、当グループが評価する通り、受取利息とともに損益に認識される。貸借対照表上、この損失は、償却原価で測定する資産の簿価を減らす減損として認識される。減損は、後に信用リスクが減少した場合、戻し入れられる。 損益計算書に認識された潜在的損失は、当初、翌年にわたって当グループが予想する信用損失を表す。その後、リスクが著しく増大した場合、金融商品の満期日の予想損失だけその金額は増加する。 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産（グローバル・マーケットの事業により保有される金融商品を含む）については、その公正価値は、金融商品の存続期間にわたって市場参加者が評価する通りの予想信用損失をすでに含んでいる。

会計方針

予想信用損失の認識

償却原価で測定する金融資産またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産として分類された負債性金融商品は、オペレーティング・リース債権、顧客債権および「その他の資産」に含まれる受取るべき収益ならびにローン・コミットメントおよび供与された保証コミットメントは、体系的に減損または予想信用損失に対する引当金の対象となる。これらの減損および引当金は、ローンを供与し、コミットメントを引受け、または債券を購入した時に、減損の客観的証拠の発生を待たずに認識される。

毎報告日に計上される減損または引当金の金額を決定するために、このようなエクスポージャーは当初認識以降観察された信用リスクの増大に基づいて3つのカテゴリーの1つに分類される。減損または引当金は、以下の通り各カテゴリーのエクスポージャーに対して認識される。

金融資産の当初認識以降 観察された信用リスクの低下			
信用リスク カテゴリー	ステージ1 正常資産	ステージ2 正常以下または 格下げされた資産	ステージ3 信用減損した資産または デフォルトした資産
振替基準	ステージ1の商品の当初認識 ⇒ 信用リスクが著しく増加していなければ維持	信用リスクが当初認識以降著しく増加している/30日期日経過	商品が信用減損しているという証拠/90日期日経過
信用リスクの測定	12ヶ月の予想信用損失	全期間の予想信用損失	全期間の予想信用損失
金利収益認識ベース	減損前資産の総額での帳簿価額	減損前資産の総額での帳簿価額	減損後資産の純額での帳簿価額

ステージ1に分類されたエクスポージャー

当初認識日時点で、エクスポージャーは、購入または組成された信用減損の商品ではない限り、体系的にステージ1に分類される。

ステージ2に分類されたエクスポージャー

ステージ2のエクスポージャーを識別するために、当グループは入手可能なすべての過去および将来の予想データ（行動スコア、ローン・トゥ・バリュエ指数、マクロ経済予想シナリオ等）を使って当初認識日と比べた信用リスクの著しい増大を評価する。

信用リスクの著しい変化を評価するために使用される3つの基準は、以下に詳述している。これら3つの基準の内一つでも合致すれば、該当する残高がステージ1からステージ2に移行され、それに応じて関連する減損または引当金は調整される。

基準1：「要注意」の相手方の分類

「要注意」（ウォッチリストの概念）の相手方の分類を決定するために、当グループは、以下の事項を分析している。

- 相手方の信用格付け（それが内部分析の対象である場合）および
- 信用リスクが悪化している兆候であるような営業セクターやマクロ経済状況の変動、相手方の行動の変化

見直し後、相手方が「要注意」（ウォッチリストの概念）とみなされれば、当グループとこの相手方との間のすべての既存の契約はステージ2に移行し（それぞれの金融商品に係る当初認識以降の信用リスクの変動の分析と比較して、このアプローチによりひずみが起きない範囲で）、関連する減損および引当金は、存続期間の予想信用損失にまで増加する。

一旦相手方がウォッチリストに記載されると、その相手方と組成される新規取引はすべてステージ1に記録される。

基準2：相手方の信用格付けの当初認識以降の変化の大きさ

この大きさは、契約毎に、その当初認識日から貸借対照表日まで評価される。

当初認識日から貸借対照表日までの間に信用格付けの低下もしくは改善が、減損ステージの変更を促すだけの重要性があるかどうかを決定するために、閾値はリスク部門によって年一回設定される。ステージ1とステージ2の間の移行に係る閾値は、それぞれの同種の契約ポートフォリオ（顧客類型および信用の質に基づくリスク・セグメントの概念）について決定され、それらの特定のデフォルト確率のカーブに基づいて計算される（このように、閾値は、例えばそれが国債のポートフォリオか、大企業向けのポートフォリオかによって異なる）。これらの閾値は、デフォルト確率の絶対的または相対的增加として表現されることがある。

基準3：30日超の期日経過した支払いの存在

資産に係る支払いが30日超経過している場合、信用リスクが著しく悪化しているという(反証可能な)推定がなされる。

3つの基準は、対称的なものである。そのため、要注意の相手方をウォッチリストから除外するか、債務者の信用格付けにおいて十分な改善があるか、または30日以上遅延の支払いが決済されとかすれば、ステージ2の猶予期間なしにステージ1に復帰するという結果になる。

信用格付けのないエクスポージャーの特定のケース

信用格付けが入手できない相手先（リテール顧客および「中小企業」セグメントの限定的部分）に対するエクスポージャーについて、ステージ2への移行は、以下に基づいている。

■ バーゼルの行動スコアまたはリテール顧客の30日超の期日経過した支払いの存在

■ ウォッチリストへの分類および企業の30日超の期日経過した支払いの存在

ステージ3に分類されるエクスポージャー

ステージ3のエクスポージャー（回収懸念エクスポージャー）を識別するために、当グループは、2020年7月以降、欧州銀行監督機構（EBA）が公表した指針に詳述されているデフォルトの新しい定義をほとんどすべての事業体に適用している。この定義により以下の基準に従ってステージ3に分類される結果となっている。

■ リテールについては、90日間連続してその顧客の合計エクスポージャーの最低1%に相当する100ユーロ（リテール以外は500ユーロ）超の未払が一回以上あること。この未払金額については、回収手続を伴うこともあれば伴わないこともある（2年間の猶予期間中に最初の未払いから30日間の期日経過時にステージ3に再移行されたステージ1または2に分類された条件緩和したローンを除く）。さらに、営業上の訴訟、特定の契約上の特性あるいはITの障害に関連する不払いだけであれば、90日後のステージ3への自動的な移行は避けられることがある。

■ 支払不履行がない場合でもカウンターパーティがそのすべての金融上の義務を果たす可能性が低いということを示す他の基準が特定されている。

- カウンターパーティの財務状況が著しく悪化していると、当該カウンターパーティがそのコミットメントすべてを満たすことができない蓋然性が高まり、当グループにとって損失リスクを意味する。
- 他の状況では認められなかったようなローン契約の条項に譲歩が認められ（条件緩和したローン）、その当初価値の1%以上のキャッシュ・フローの現在価値が減少する結果となっている。
- 信用リスクの蓋然性または法的手続（アドホック マンデート、会社更正法、裁判上の和解もしくは強制清算、または現地の管轄におけるその他同様の手続）の存在

当グループは、デフォルトが生じているカウンターパーティのエクスポージャーのすべてに減損波及の原則を適用している。債務者が1つのグループに属するとき、減損波及の原則をそのグループのエクスポージャーすべてに対しても適用できる。

ステージ3の分類は、上記のデフォルトの指標がすべて消滅した後3ヶ月間の猶予期間中維持される。ステージ3の猶予期間は、ステージ3に移行された条件緩和したローンに対しては1年間延長される。

ステージ2に復帰する場合、そのエクスポージャーは、ステージ1に移行するかどうかを評価する前の猶予期間中はステージ2にとどめられる。ステージ2における猶予期間は、そのエクスポージャーが属するリスクポートフォリオの性質によって6ヶ月から2年間である。

新しいデフォルトの定義を導入しない事業体について、主要な差異は、ステージ3への分類の基準に関するものである。

■ 重要性の閾値なしに90日超期日経過した支払いの存在

■ ステージ3の条件に最早合致しなくなった場合でもステージ1または2に分類変更するまでの猶予期間がない（ステージ3に最低1年間とどまる条件緩和したローンを除く）

■ 条件緩和したローンすべてのステージ3への分類

新しいデフォルトの定義の導入ルールは、2021年1月1日からこれらの事業体によって実行される予定である。

償却および引当金の測定

ステージ1のエクスポージャーは、過去のデータおよび現在の状況に基づいて、当グループが12ヶ月以内に発生すると予想する信用損失（12ヶ月予想信用損失）の金額について減損している。従って、減損金額は、資産の総額での帳簿価額と、徴求されたか徴求される可能性のある担保の影響と今後12ヶ月以内に発生するデフォルト事象の可能性を考慮した回収可能とみなされる将来キャッシュ・フローの現在価値との差額である。

ステージ2および3のエクスポージャーは、過去のデータ、現在の状況および将来の経済状況の変化および満期までの適切なマクロ経済要素を考慮に入れて、エクスポージャーの存続期間にわたって生じると予想している信用損失の金額（存続期間の予想信用損失）について減損が生じている。従って、減損金額は、資産の総額での帳簿価額と、徴求されたか徴求される可能性のある担保の影響と商品の満期までに生じるデフォルトの可能性を考慮した回収可能とみなされる将来キャッシュ・フローの現在価値との差額である。

金融保証は、関連するローンの契約上の特性の不可欠の一部であり、別個に認識されるものではない場合、回収可能なキャッシュ・フローの見積りの際に考慮に入れている。

金融保証がこれらの基準に合わず、結果としてその影響を減損の計算上考慮に入れることができれば(例えば、一定のローンのポートフォリオについて被った最初の損失を補填することを目的とした金融保証)、別の資産が貸借対照表の「その他の資産」に計上される。この資産の帳簿価額は、予想信用損失を表しており、資産の減損の範囲内で貸借対照表に計上され、それに対して当グループは補填をほぼ確実に受取ることができる。この資産の簿価の変動は、損益計算書の「リスク費用」に計上される。

信用損失を測定するために使用される計算方法は、上記「第3 事業の状況、2 事業等のリスク」に開示されている。

エクスポージャーが分類されるステージにかかわらず、キャッシュ・フローは、その金融資産の当初の実効金利で割り引かれる。減損金額は、信用減損金融資産の正味の帳簿価額に含まれる。減損に関する繰入/戻入は「リスク費用」に損益計上される。

オペレーティング・リースおよび売上債権について、当グループは、取引相手の信用リスクがその後どのように変化したとしても、減損を当初認識時点の全期間の予想信用損失として計算する「単純化した」アプローチを使用している。償却の評価は、主にデフォルト率およびデフォルトの場合の発生損失に係る実績データに基づいている。経済状況およびマクロ経済要素に関する将来見通しの情報を考慮するための調整は、専門家によって決められている。

条件緩和したローン

当グループが供与または取得したローンは、財政的困難によって貸出条件を緩和することがある。これはローンの当初条件に係る契約変更という形式（例えば、金利の低減、支払期限の延長、債務の一部減免または追加の担保）をとる。この契約条件の調整は、借手が財政的困難あるいは、（借手がすでに支払不能の状態にあるか、ローンの再構成をしなければ支払不能になることが確かであるかにかかわらず）支払不能と密接に関連している。

SPPIテストに合格している場合、条件緩和したローンは引続き貸借対照表に計上され、信用リスク引当金の償却原価は、条件緩和損失を表す減価分を調整される。この割引は、条件緩和に起因する新しい契約上のキャッシュ・フローの現在価値と信用リスク引当金の償却原価から債務の一部減免を控除した金額との負の差額に等しく、その差額は損益計算書の「リスク費用」に計上される。その結果、後で収益に認識される金利収益の金額は、引続きローンの当初の実効金利を使用して、条件緩和後少なくとも最初の年に減損後の資産の正味の簿価に基づいて計算されている。

条件緩和の後、これらの金融資産は、修正後のキャッシュ・フローの現在価値が条件緩和前の金融商品の帳簿価額と比較して1%超減少しているか、あるいは相手先が当グループにとって損失リスクを伴うすべてのコミットメントを満足することができない可能性が高い場合、ステージ3（信用減損のエクスポージャー）に分類される。これら二つのケースでは、金融資産の条件緩和は、デフォルトにつながる。ステージ3の分類は、少なくとも1年間、あるいは借手がそのコミットメントを満たすことができるかどうか不確かな場合はより長期間維持される。ローンがステージ3に分類されなくなるか、現在価値が1%超減少しないローンであればすぐに、猶予期間中（条件緩和後最初の2年間、貸出金は支払いが30日超期日経過した時点でステージ3に移行される）の特定の条件とともにこの注記の先述のステージ1および2に移行のルールを適用して、クロージング日の金融商品の特性と条件緩和前のローンの当初認識日の特性を比較することによって信用リスクが著しく増大したかどうかの評価が行われる。

条件緩和したローンについてステージ1に戻す基準は、最低1年のステージ3の猶予期間後、すべてのその他のエクスポージャーの基準と類似している。

条件緩和から生じる新しい契約条件により、もはやSPPIテストに合格しない場合、条件緩和したローンは認識中止され、条件緩和後の契約条件で認識された新しいローンによって置換えられる。これらの新しいローンは、その後「強制的に純損益を通じて公正価値で測定される金融資産」に分類される。

条件緩和したローンは、顧客への貸出金であって商業上の再交渉の対象となる貸出金および債権を含まない。当グループは、そのような顧客に対する貸出金に関し、有効な与信承認手続に従い、かつ元本または未収利息を放棄することなく、営業関係を維持または発展させる目的で債務の再交渉を行うことに同意している。

COVID-19危機

このセクションは、Covid-19危機に関連する主な進展を要約している。

2020年は、パンデミックによって引き起こされた経済危機の例外的な特質のために、前例のない政府の支援策と相まって、今後のデフォルトに関する当グループの予想に基づく予想損失をもっとよく反映するために減損および信用リスク引当金を計算するために使用されるモデルを調整することが必要になった。2020年12月31日現在、支払い猶予を実施した結果、デフォルトの状況は、観察される限り落ち着いたものとなった。しかし、2021年および2022年は、デフォルトの増加が予想され、早ければ2020年には、ステージ1の正常債権およびステージ2の正常以下の債権に対する引当金に反映されるべきものである。

従って、

- 予想信用損失を見積もるために使用されるモデルおよび変数は、注1.5に記載した経済的シナリオに基づいて見直しが行われた。
- 使用したモデルを補足するために行われた調整は、更新された（セクターごとの調整および単純化されたモデルを使用する場合の調整）。
- 正常以下の債権のステージ2に分類変更する債権のための新たな基準が確立された。

予想信用損失を見積もるために使用されるモデルおよび変数の更新

今後のデフォルト率を決定するために適用する場合、予想信用損失を見積もるために使用されるモデルは、現在の危機に由来する経済的不確実性を正確には反映していない。

そのため、当グループは、経済シナリオが予想信用損失に与える影響をよりよく反映するためにモデルの調整をいくつか行った。

GDPの調整

政府が行ったロックダウンの施策に起因する経済活動の急激な落ち込みは、当グループが事業を行っている国の2021年度および2022年度の予想において四半期毎のGDPの成長率（年次）の高い変動性をもたらした。

さらに、当局は突然の活動低下に対応するのを支援するために家計および事業に対する金融支援策を採用した。そのため、ポートフォリオの信用の質の劣化と活動の質の悪化との間に、第2回目に関して第1回目が遅れたため、タイムラグが表れるであろうと思われる。

このタイムラグを考慮するために、当グループは、そのモデルを改訂し、2020年から2022年までの各四半期の間、2019年を100として比較して過去8回の四半期にわたるGDPの変化の平均（対数）を据え置く。

この調整は、予想信用損失をモデル化するために使用されるGDPシリーズに関する四つのシナリオ（SGファイバラブル、SGセントラル、SGエクステンデッドおよびSGストレス）それぞれに適用されている（注1.5参照）。

調整後の四つのシナリオの組み合わせから生じる下記の表は、予想信用損失を見積もるために適用されるモデルに使用される調整後のGDPの成長率を示している（単位：パーセンテージ）。

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
ユーロ圏	(2.8)	(5.8)	(3.8)	1.4	1.7
フランス	(3.3)	(7.1)	(5.3)	1.6	1.8
米国	(2.3)	(3.5)	(1.5)	2.3	2.2
中国	(2.3)	1.8	4.6	4.5	4.5

フランス企業のマージン率の調整

フランスでは、パンデミックの経済的打撃は、企業の利益率の低下につながった。当グループのエコノミストによれば、このマージン率の低下は、企業の財務上の困難を減らすための政府の支援策、特にPGEのメカニズムを通じた支援策を十分に考慮したものではない。これらの対策の影響をよりよく反映するために、2019年の付加価値の2.4ポイントに等しい追加は、フランス企業のマージン率に関する2020年および2021年の上半期のシナリオすべてに含まれている。しかし、予想信用損失について、残りの予測期間には追加は適用されていない。

2020年の第2四半期に実施された支援策の一部を政府が終了させようとするれば、当グループは、フランス企業のマージン率に対する追加を縮小しなければならないだろう。

2020年12月31日現在、このようにマクロ経済変数および倒産確率の調整により、当グループは、信用リスクに対する減損および引当金の金額を496百万ユーロ増加させるに至った。

モデルの適用に加えて行われる調整

セクターごとの調整

予想信用損失を見積もるために使用する様々なモデルは、予想信用損失の金額を増加または減少させるセクターごとの調整により補完することがある。これらの調整は、特定の循環セクターにおけるデフォルトまたは回収をよりよく予想することを可能にする。これらの調整は、特にCovid-19危機により影響を受けたセクターに対する固有のリスクを考慮するために見直され、補完されている。

セクターごとの調整の合計金額は、2020年12月31日現在、406百万ユーロとなっている（2019年12月31日現在、244百万ユーロ）。

単純化モデルを背景にした調整

マクロ経済変数と倒産確率との間の相関関係を見積もるために開発されたモデルのない事業体にとって、この悪化が貸出金残高の細かい分析によって測定することができない場合、いくつかのポートフォリオに関する信用リスクの悪化を反映するためにも調整が行われている。

これらの調整の金額は、2020年12月31日現在、424百万ユーロとなっている（2019年12月31日現在、78百万ユーロ）。

ステージ2への移行の追加基準

悪化した債権をステージ2の正常以下の債権として分類するために個別のレベルで適用される基準に加えて、供与以降に信用リスクの著しい増大が観察されたローンのポートフォリオに対し追加の分析が行われた。この分析の結果、特にCovid-19の影響を受けたセクターに供与されたローンの内、ステージ2の正常以下の債権への追加的移行がされた。

これらの調整の金額は、2020年12月31日現在、122百万ユーロとなっている。

概要

この表は、保険子会社の金融商品に関連するIAS第39号の減損を説明するものではない。この減損は、注4.3に開示されている。

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日	2019年12月31日
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の減損	9	9
償却原価で測定する金融資産の減損	11,962	10,976
償却原価で測定する銀行預け金	31	24
償却原価で測定する顧客貸出金	11,601	10,728
償却原価で測定する有価証券	42	9
償却原価で測定するその他の資産 ⁽¹⁾	288	215
金融資産の減損合計	11,971	10,985
融資コミットメントに関わる引当金	433	244
保証コミットメントに関わる引当金	495	396
信用リスク引当金合計	928	640

(1)注4.4参照

注3.8.1 金融資産の減損

内訳

(単位：百万ユーロ)	2019年 12月31日 現在の金額	繰入額	利用可能な 戻入額	正味 減損損失	使用した 戻入額	通貨および 範囲の影響	2020年 12月31日 現在の金額
その他の包括利益を通じて公正価値 で測定する金融資産							
正常債権残高に関わる減損 (ステージ1)	1	1	(1)	-	-	-	1
正常以下の債権残高に関わる減損 (ステージ2)	-	-	-	-	-	-	-
回収懸念残高に関わる減損 (ステージ3)	8	1	(1)	-	-	-	8
合計	9	2	(2)	-	-	-	9
償却原価で測定する金融資産							
正常債権残高に関わる減損 (ステージ1)	902	774	(560)	214	-	(38)	1,078
正常以下の債権残高に関わる減損 (ステージ2)	1,042	1,912	(968)	944	-	(35)	1,951
回収懸念残高に関わる減損 (ステージ3)	9,032	4,516	(2,723)	1,793	(1,691)	(201)	8,933
合計	10,976	7,202	(4,251)	2,951	(1,691)	(274)	11,962
内、リース債権および類似契約	742	404	(158)	246	(80)	(20)	888
正常債権残高に関わる減損 (ステージ1)	90	60	(34)	26	-	(3)	113
正常以下の債権残高に関わる減損 (ステージ2)	91	159	(35)	124	-	(5)	210
回収懸念残高に関わる減損 (ステージ3)	561	185	(89)	96	(80)	(12)	565

金融資産の帳簿価額の変動による償却の変化

金融資産の減損												
その他の包括利益を通じて公正価値で測定					償却原価で測定							合計
(単位：百万ユーロ)	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計	内、 ステージ1	内、 リース債権	内、 ステージ2	内、 リース債権	内、 ステージ3	内、 リース債権	合計	
2019年12月31日現在の金額	1	-	8	9	902	90	1,042	91	9,032	561	10,976	10,985
組成および取得 ⁽¹⁾				-	329	31	119	12	161	6	609	609
認識の中止 ⁽²⁾				-	(146)	(6)	(112)	(2)	(1,380)	(46)	(1,638)	(1,638)
ステージ1からステージ2への振替 ⁽³⁾				-	(95)	(9)	878	89			783	783
ステージ2からステージ1への振替 ⁽³⁾				-	13	1	(171)	(13)			(158)	(158)
ステージ3への振替 ⁽³⁾				-	(9)	(1)	(114)	(7)	1,186	48	1,063	1,063
ステージ3からの振替 ⁽³⁾				-			24	2	(87)	(4)	(63)	(63)
ステージの振替のない繰入および戻入 ⁽³⁾				-	113	8	306	39	187	9	606	606
通貨の影響				-	(28)	(1)	(19)	(1)	(199)	(9)	(246)	(246)
範囲の影響				-							-	-
その他の変動				-	(1)		(2)		33		30	30
2020年12月31日現在の金額	1	-	8	9	1,078	113	1,951	210	8,933	565	11,962	11,971

(1) ステージ2/ステージ3の組成および取得の欄に表示された減損金額は、期間中ステージ2/ステージ3に分類変更されたステージ1で組成された契約を含む。

(2) 返済、処分および債務免除を含む。

(3) 振替に表示された金額は、償却による変動を含む。ステージ3への振替は、期中に直接ステージ3または、ステージ2の後ステージ3に格下げされたステージ1として当初分類された残高に相当するものである。

注3.8.2 信用リスク引当金

内訳

(単位：百万ユーロ)	2019年 12月31日 現在残高	繰入額	利用可能な 戻入額	正味 減損損失	通貨および 範囲の影響	2020年 12月31日 現在残高
金融コミットメント						
正常債権残高に関わる引当金 (ステージ1)	102	113	(93)	20	(3)	119
正常以下の債権残高に関わる引当金 (ステージ2)	105	255	(77)	178	(4)	279
回収懸念債権残高に関わる引当金 (ステージ3)	37	124	(173)	(49)	47	35
合計	244	492	(343)	149	40	433
保証コミットメント						
正常債権残高に関わる減損 (ステージ1)	34	37	(25)	12	(2)	44
正常以下の債権残高に関わる減損 (ステージ2)	80	103	(29)	74	(2)	152
回収懸念残高に関わる減損 (ステージ3)	282	160	(90)	70	(53)	299
合計	396	300	(144)	156	(57)	495

金融および保証コミットメントの金額の変化による引当金の変動

(単位：百万ユーロ)	引当金							
	金融コミットメント				保証コミットメント			
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計
2019年12月31日現在の金額	102	105	37	244	34	80	282	396
生成および取得 ⁽¹⁾	48	29	7	84	15	12	18	45
認識中止 ⁽²⁾	(40)	(6)	(25)	(71)	(9)	(6)	(39)	(54)
ステージ1からステージ2への振替 ⁽³⁾	(14)	143		129	(5)	40		35
ステージ2からステージ1への振替 ⁽³⁾	1	(10)		(9)		(2)		(2)
ステージ3への振替 ⁽³⁾	(1)	(1)	6	4		(6)	26	20
ステージ3からの振替 ⁽³⁾			(1)	(1)			(3)	(3)
ステージの振替のない繰入および 戻入 ⁽³⁾	25	22	11	58	10	35	22	67
通貨の影響	(2)	(3)		(5)	(1)	(1)	(8)	(10)
範囲の影響				-				-
その他の変動				-			1	1
2020年12月31日現在の金額	119	279	35	433	44	152	299	495

- (1) ステージ2/ステージ3の組成および取得の欄に表示された減損金額は、期間中ステージ2/ステージ3に分類変更されたステージ1で組成された契約を含む。
- (2) 返済、処分および債務免除を含む。
- (3) 振替に表示された金額は、償却による変動を含む。ステージ3への振替は、期中に直接ステージ3または、ステージ2の後ステージ3に格下げされたステージ1として当初分類された残高に相当するものである。

2020年の信用リスクの減損および引当金の増加は、主に以下の事項と関連している。

- 格下げによるステージ3へのローンの振替（4.9十億ユーロ）は、1.1十億ユーロの減損費用および引当金の増加の原因となっている（自動車セクターの26%およびリテール事業の30%を含む）。
 - － 残高2.9十億ユーロ、その内関連する償却および引当金は、2020年12月31日現在804百万ユーロである。これらの契約は、2019年12月31日現在ステージ1に分類されていた。
 - － 残高2十億ユーロ、その内関連する償却および引当金は、2020年12月31日現在414百万ユーロである。これらの契約は、2019年12月31日現在ステージ2に分類されていた。
- 経済環境の悪化および上記の信用リスクに対する減損および引当金を計算するためのモデルの調整によって格下げされたことによるステージ2へのローンの振替（56.3十億ユーロ）。この振替により、減損費用および引当金が947百万ユーロ（コーポレート・ポートフォリオの79%）増加した。
- リテール・バンキング周辺のステージ3のローンの処分（539百万ユーロ）。これにより減損費用および引当金が428百万ユーロ減少した。
- 政府保証融資の供与（18.6十億ユーロ）。これにより減損費用および引当金が80百万ユーロ増加した。

注3.8.3 引当金を計上できる残高

会計上の金額と残高の間の調整は、上記「第3 事業の状況、2 事業等のリスク」に記載している。

(単位：百万ユーロ)		2020年12月31日現在
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産		51,801
ステージ1		51,792
ステージ2		-
ステージ3		9
償却原価で測定する金融資産⁽¹⁾		709,020
ステージ1		642,131
ステージ2		49,740
ステージ3		17,149
内、リース債権		30,151
ステージ1		24,214
ステージ2		4,490
ステージ3		1,447
融資コミットメント		183,588
ステージ1		161,757
ステージ2		21,488
ステージ3		343
保証コミットメント		53,851
ステージ1		46,169
ステージ2		6,876
ステージ3		806
帳簿金額合計		998,260

(1) 2020年12月31日現在、中央銀行に対する165,837百万ユーロを含む。

注3.8.4 リスク費用

会計方針

「リスク費用」には、信用リスクに対する減損および損失引当金の純戻入、回収不能な貸出金に関わる損失および償却債権に関わる回収金額のみが含まれている。

当グループは、債務免除あるいは今後回収の見込みがない場合、不良債権に係る損失を認識することによって償却し、また「リスク費用」の減損の戻入を進めている。今後回収の見込みのないということは、関連当局がその債権が回収不能であるという証拠としての証明書を発行するとき、あるいは強力な状況証拠（デフォルトになっている年数、100%の引当金、直近の回収不足、事例の特異性）が確認されるときに文書化される。

しかし、取引相手による現金回収行為は、特に後者の財産が改善する場合には続けられるため、会計上の償却は、法的な債権放棄を意味するものではない。以前に償却済みのエクスポージャーに関わる回収の場合には、そのような回収は、回収した年に「回収不能な債権に関わる回収金額」として認識される。

(単位：百万ユーロ)	2020年	2019年
減損損失純繰入額	(2,951)	(1,202)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	-	2
償却原価で測定する金融資産	(2,951)	(1,204)
引当金純繰入額	(305)	12
融資コミットメント	(149)	47
保証コミットメント	(156)	(35)
不良債権に関わる回収不能損失	(251)	(292)
不良債権に関わる回収金額	114	184
減損の計算を考慮しない保証からの収益	87	20
合計	(3,306)	(1,278)

注3.9 償却原価で測定する金融商品の公正価値

会計方針

公正価値の定義

公正価値とは、測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格である。

同一の資産または負債について観察可能な価格がない場合、金融商品の公正価値は、市場参加者が当該商品の価格を設定するために使用する仮定に基づく観察可能な市場インプットの使用を最大限とする他の測定技法を使用して決定される。

貸借対照表に公正価値で認識されない金融商品について、この注記に開示し、注3.4に記載した公正価値のヒエラルキーに従って区分された数値は、そのような金融商品すべてが直ちに決済される場合に実現する金額の見積りと考えられるべきではない。

金融商品の公正価値には、該当する場合には未収・未払利息も含まれる。

注3.9.1 償却原価で測定する金融資産

2020年12月31日					
(単位：百万ユーロ)	簿価	公正価値	レベル1	レベル2	レベル3
銀行預け金	53,380	53,394	-	38,373	15,021
顧客貸出金	448,761	450,923	-	153,933	296,990
有価証券	15,635	15,767	4,807	9,022	1,938
合計	517,776	520,084	4,807	201,328	313,949

2019年12月31日					
(単位：百万ユーロ)	簿価	公正価値	レベル1	レベル2	レベル3
銀行預け金	56,366	56,370	-	41,233	15,137
顧客貸出金	450,244	451,398	-	179,364	272,034
有価証券	12,489	12,705	4,156	7,095	1,454
合計	519,099	520,473	4,156	227,692	288,625

注3.9.2 償却原価で測定する金融負債

2020年12月31日					
(単位：百万ユーロ)	簿価	公正価値	レベル1	レベル2	レベル3
銀行預り金	135,571	135,608	239	132,513	2,856
顧客預金	456,059	456,119	-	446,520	9,599
発行債券	138,957	138,985	20,920	117,809	256
劣後債務	15,432	15,435	-	15,435	-
合計	746,019	746,147	21,159	712,277	12,711

2019年12月31日					
(単位：百万ユーロ)	簿価	公正価値	レベル1	レベル2	レベル3
銀行預り金	107,929	107,976	356	104,028	3,592
顧客預金	418,612	418,705	-	408,597	10,108
発行債券	125,168	125,686	20,856	104,462	368
劣後債務	14,465	14,467	-	14,467	-
合計	666,174	666,834	21,212	631,554	14,068

注3.9.3 償却原価で測定する金融商品の評価方法

貸出金、債権およびリース・ファイナンス契約

大企業および銀行向け貸出金、債権およびリース・ファイナンス取引の公正価値は、これらの貸出金の活発な取引市場がない場合に、ほぼ類似した条件と満期日の貸出金に対する貸借対照表日の市場金利（フランス銀行が公表する標準満期イールドおよびゼロ・クーポン・イールド）に基づいて、予想キャッシュ・フローを現在価値に割引くことによって算定される。この割引率は借手の信用リスクに対して調整される。

リテールバンキングの顧客、主として個人顧客や中小企業向けの貸出金、債権およびリース・ファイナンス取引の公正価値は、これらの貸出金の活発な取引市場がない場合に、同様のタイプと満期日の貸出金に対する貸借対照表日の市場金利に基づいて、関連する予想キャッシュ・フローを現在価値に割引くことによって算定される。

すべての変動金利貸出金、債権とリース・ファイナンス取引ならびに当初の満期日が1年以内の固定金利貸出金について、貸借対照表に計上されて以降に、該当取引先に係るクレジット・スプレッドに重要な変動がないと仮定してその公正価値は減損控除後の帳簿価額と同額とみなされる。

債務

債務の公正価値は、これらの負債の活発な取引市場がない場合に、貸借対照表日現在の市場金利で予想キャッシュ・フローを割引いた現在価値に相当する。

債務が上場有価証券であるときは、公正価値はその市場価格である。

変動金利預金、要求払預金および当初の満期日が1年以内の借入金については、公正価値は、帳簿価額と同額とみなされる。同様に、要求払預金勘定の個別の公正価値は、その帳簿価額に等しい。

有価証券

有価証券が、活発な市場で取引されている商品であれば、その公正価値は市場価格と同じである。

もし活発な市場が存在しなければ、その有価証券の公正価値は、その予想キャッシュ・フローを貸借対照表日における市場の利率で割引くことによって計算される。変動金利の有価証券および約定満期が1年以内である固定金利の有価証券に関する公正価値は、貸借対照表に計上されてから関係する相手方を含むクレジット・スプレッドの重要な変動がなければ、その帳簿価額から減損を控除した金額とされる。

注3.10 コミットメントならびに担保として提供した資産および受取った資産

会計方針

ローン・コミットメント

デリバティブとみなされないローン・コミットメントあるいはトレーディング目的で純損益を通じて公正価値で測定されないローン・コミットメントは、当初公正価値で認識される。その後、減損および引当金の会計方針に従って、必要に応じて引当計上される(注3.8参照)。

保証コミットメント

当グループが供与した金融保証がデリバティブ以外の金融商品としてみなされると、最初に貸借対照表に公正価値で計上される。その後、保証債務の金額と、当初計上した金額から、該当する場合には保証料の償却累計額を控除した金額のいずれかの金額（高い方の金額）で測定される。減損について客観的証拠がある場合には、供与した金融保証に対する引当金は貸借対照表の負債に計上される（注3.8参照）。

有価証券コミットメント

購入・売却した有価証券は、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」および「償却原価で測定する金融資産」に計上され、決済-受渡日に貸借対照表に認識される。取引日と決済-受渡日との間に、受取可能有価証券または受渡可能有価証券は貸借対照表に認識されることはない。純損益を通じて公正価値で測定された有価証券およびその他の包括利益を通じて公正価値で測定する有価証券の公正価値の取引日と決済-受渡日との間の変動は、当該有価証券の会計上の分類によって損益あるいは資本に計上される。

注3.10.1 コミットメント

供与したコミットメント

(単位：百万ユーロ)

	2020年12月31日	2019年12月31日
ローン・コミットメント		
対銀行	45,707	50,589
対顧客	194,890	184,305
発行ファシリティ	83	83
確認信用枠	185,061	166,168
その他 ⁽¹⁾	9,746	18,054
保証コミットメント		
対銀行	4,541	10,572
対顧客 ⁽²⁾	59,297	42,248
有価証券コミットメント		
引渡有価証券	26,387	31,121

(1) この欄には、2020年12月31日から、保険事業によって供与されたプライベート・エクイティ・ファンドに対する投資コミットメントを2,271百万ユーロを含む。

(2) 当グループの事業体によって運営されているUCITSの保有者に供与された資本および業績保証を含む。

供与されたコミットメント

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日	2019年12月31日
ローン・コミットメント		
対銀行	78,577	84,990
保証コミットメント		
対銀行	114,035	110,395
その他のコミットメント ⁽¹⁾	139,289	125,771
有価証券コミットメント		
受取有価証券	28,148	30,874

(1) これらのコミットメントは、2020年12月31日現在、政府保証融資に関連してフランス政府が供与した保証を含む（注1.5参照）。

注3.10.2 担保として提供した金融資産および受取った金融資産

担保として提供した金融資産

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日	2019年12月31日
負債について担保として提供した資産の簿価 ^{*(1)}	330,730	311,597
金融商品取引について担保として提供した資産の簿価 ⁽²⁾	62,308	56,891
オフバランスシートのコミットメントについて担保として提供した資産の簿価	2,106	2,195
合計	395,144	370,683

* 2019年に負債について担保として提供した資産の価値として表示した391,820百万ユーロは、ソシエテ・ジェネラルの代理人が利用可能であった有価証券について誤って計上した記帳を考慮するために80,223百万ユーロ訂正している。

(1) 負債について担保として提供した資産には、主として負債について保証（特に中央銀行に提供した保証）として提供したローンが含まれている。

(2) 金融商品取引について提供した担保資産は、主に保証預金を含むものである。

担保として受取り、利用可能な金融資産

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日	2019年12月31日
売戻条件付買入有価証券の公正価値	119,374	111,818

当グループは、一般に通常の市場取引条件で売戻条件付有価証券を購入している。その有価証券あるいは同等の有価証券を売戻契約の相手先にその満期に返却するという条件で、それを無条件に売却、買戻条件付でそれを売却するあるいは担保として提供することにより、売戻条件付で受け取った有価証券を再利用することができる。売戻条件付で買入れた有価証券は、貸借対照表には計上されない。上記の通りその公正価値は、売却した有価証券または担保として提供した有価証券を含む。

注3.11 譲渡した金融資産

会計方針

認識を中止していない譲渡した金融資産には、連結された証券化ビークルに譲渡された特定の貸出金だけでなく有価証券貸付取引および現先契約も含まれる。

下記の表は、貸借対照表の資産側の記載科目に計上された有価証券に関する有価証券貸付および現先契約を表している。

現先契約あるいは有価証券貸付取引に係る有価証券は、当グループの貸借対照表の資産側に当初のポジションで保有される。現先契約については、預託金額を返還する義務は、「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債」に計上されるトレーディング取引により始められた取引を除いて、貸借対照表の負債側に「負債」として計上される。

逆現先契約あるいは有価証券借入取引に係る有価証券は、当グループの貸借対照表には計上されない。逆現先契約で受け取った有価証券については、当グループが引渡した金額を回復する権利が、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」に計上されるトレーディング取引で始められた取引を除いて、貸借対照表の資産側の「顧客貸出金および債権」または「銀行預け金」に計上される。借入有価証券が後日売却される場合、これらの有価証券の貸手への返還を表す債務は、当グループの貸借対照表の負債側の「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債」に計上される。

現金と完全に見合った有価証券貸付および借入取引は、現先契約および逆現先契約に類似しており、貸借対照表にそのようなものとして計上される。

有価証券貸付および現先契約について、当グループは発行者のデフォルト（信用リスク）および有価証券の価格の上昇・下落（市場リスク）にさらされている。対象有価証券は他の取引の担保として同時に使用することはできない。

注3.11.1 認識を中止していない譲渡した金融資産

現先契約

	2020年12月31日		2019年12月31日	
	譲渡した 資産の簿価	関連債務の 簿価	譲渡した 資産の簿価	関連債務の 簿価
(単位：百万ユーロ)				
純損益を通じて公正価値で測定する有価証券	23,375	18,827	23,691	20,486
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する有価証券	12,410	9,913	13,057	10,476
合計	35,785	28,740	36,748	30,962

有価証券貸付

	2020年12月31日		2019年12月31日	
	譲渡した 資産の簿価	関連債務の 簿価	譲渡した 資産の簿価	関連債務の 簿価
(単位：百万ユーロ)				
純損益を通じて公正価値で測定する有価証券	11,067	-	13,297	54
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する有価証券	170	-	132	-
合計	11,237	-	13,429	54

関連債務の取引相手が譲渡した資産にのみ遡及権を有する証券化資産

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日	2019年12月31日 [*]
顧客貸出金		
譲渡した資産の簿価	3,658	3,039
関連債務の簿価	3,248	2,627
譲渡した資産の公正価値(A)	3,724	3,098
関連債務の公正価値(B)	3,263	2,637
正味ポジション(A)-(B)	461	461

* 2020年12月31日現在、当グループは、2019年に表示されていなかった証券化取引を含めるために前期の顧客貸出金を修正再表示している。この変更の影響により譲渡した資産の簿価が1,410百万ユーロ増加し、関連債務の簿価が1,082百万ユーロ増加した。譲渡した資産の公正価値は、1,459百万ユーロ増加し、関連債務の公正価値は、1,082百万ユーロ増加した。

当グループはこれらの債権に関連するリスクおよび経済価値の過半にさらされている。さらにこれらの債権は、他の取引において担保にも使えないし完全に売却することもできない。

注3.11.2 一部あるいは完全に認識を中止した譲渡した金融資産

2020年12月31日現在、当グループは、当該資産に当グループの継続的な関与が残されている金融資産について一部あるいは完全に認識を中止することになるような重要な取引は行っていない。

注3.12 金融資産と金融負債の相殺

会計方針

当グループが認識した金額を相殺できる法的に強制可能な権利を有しており、正味ベースで資産と負債を決済し、あるいは同時に資産を実現し負債を決済する意図を有しているときに、金融資産と金融負債を相殺し、貸借対照表に正味金額で表示する。認識した金額を相殺するための法的権利は、通常の事業過程においても当事者の一方のデフォルトがある場合においてもすべての状況において強制執行可能でなければならない。この点で当グループは、日々の現金マージン取引のプロセスを通じて正味決済を行うか、総額決済システムが信用リスクおよび流動性リスクを除去するかあるいは重要性の小さいものしか残さず、かつ、単一の決済プロセスあるいはサイクルにおいて債権・債務を処理する特徴を有している場合、清算機構と取引されるデリバティブ金融商品の正味金額を貸借対照表に認識している。

以下の表は、当グループの連結貸借対照表で相殺された金融資産と金融負債の金額を表している。これらの金融資産と金融負債の残高総額は、これらの様々な商品について貸借対照表で相殺される金額（相殺金額）を示し、マスター・ネットティング・アグリーメントおよび類似の契約の対象にもなっていないその他の金融資産と金融負債の金額（相殺の対象にならない資産と負債の金額）と合算した後、貸借対照表に表示された連結残高（貸借対照表純額）と釣り合っている。

これらの表は、マスター・ネットティング・アグリーメントあるいは類似の契約の対象となっているために相殺することが可能であるが、その特性によりIFRSに基づく連結財務諸表で相殺適状にはない金額も示している。この情報は米国会計基準に基づき適用される会計処理と比較して提供されている。これは、特に現金あるいは有価証券担保によって担保された金融商品と同様に、相手先の一社がデフォルト、支払不能あるいは破産した場合にだけ相殺できる金融商品に影響を与える。この中には、主に店頭取引の金利オプション、金利スワップおよび売戻/買戻条件付買入/売渡有価証券が含まれる。

これらの様々な相殺から生じる正味のポジションは、カウンターパーティ・リスク管理が相殺および担保契約に加えて他のリスク軽減戦略を利用する限り、これらの金融商品を通じたカウンターパーティ・リスクに対する当グループの実際のエクスポージャーを表すことを意図するものではない。

注3.12.1 2020年12月31日現在

資産	相殺の対象 とならない 資産の金額	相殺が貸借対照表に 与える影響		マスター・ネットティング・ アグリーメント (MNA) および 類似契約の影響 ⁽¹⁾				正味金額
		総額	相殺金額	貸借対照表 に表示され た正味金額	貸借対照表 で認識され た金融商品	受取った 現金担保	担保として 受取った 金融商品	
(単位：百万ユーロ)								
デリバティブ金融商品（注3.1および3.2参照）	40,978	286,686	(155,461)	172,203	(95,803)	(18,599)	-	57,801
貸付有価証券（注3.1および3.3参照）	7,496	3,746	-	11,242	(1,677)	(2)	(91)	9,472
売戻条件付買入有価証券（注3.1および3.5参照）	47,044	172,751	(80,718)	139,077	(6,350)	(183)	(46,057)	86,487
担保保証預け金（注4.4参照）	36,530	15,366	-	51,896	-	(15,366)	-	36,530
相殺の対象にならないその他の資産	1,087,534	-	-	1,087,534	-	-	-	1,087,534
合計	1,219,582	478,549	(236,179)	1,461,952	(103,830)	(34,150)	(46,148)	1,277,824

負債	相殺の対象 とならない 負債の金額	相殺が貸借対照表に 与える影響		マスター・ネットティング・ アグリーメント (MNA) および 類似契約の影響 ⁽¹⁾				正味金額
		総額	相殺金額	貸借対照表 に表示され た正味金額	貸借対照表 で認識され た金融商品	提供した 現金担保	担保として 提供した 金融商品	
(単位：百万ユーロ)								
デリバティブ金融商品（注3.1および3.2参照）	45,260	281,838	(155,461)	171,637	(95,803)	(15,366)	-	60,468
借入有価証券に係る未払金（注3.1参照）	23,038	9,127	-	32,165	(1,677)	-	-	30,488
買戻条件付売渡有価証券（注3.1および3.6参照）	55,652	154,334	(80,718)	129,268	(6,350)	-	(38,886)	84,032
担保保証預り金（注4.4参照）	36,955	18,784	-	55,739	-	(18,784)	-	36,955
相殺の対象にならないその他の負債	1,006,164	-	-	1,006,164	-	-	-	1,006,164
合計	1,167,069	464,083	(236,179)	1,394,973	(103,830)	(34,150)	(38,886)	1,218,107

(1) 金融商品および担保の公正価値は、過剰担保の影響を避けるために貸借対照表のエクスポージャーの正味帳簿価額に抑えられている。

注3.12.2 2019年12月31日現在

資産	相殺の対象 とならない 資産の金額	相殺が貸借対照表に 与える影響		マスター・ネットティング・ アグリーメント (MNA) および 類似契約の影響 ⁽¹⁾				正味金額
		総額	相殺金額	貸借対照表 に表示され た正味金額	貸借対照表 で認識され た金融商品	受取った 現金担保	担保として 受取った 金融商品	
(単位：百万ユーロ)								
デリバティブ金融商品（注3.1および3.2参照）	28,345	210,193	(85,852)	152,686	(100,225)	(16,360)	-	36,101
貸付有価証券（注3.1および3.3参照）	8,275	5,552	-	13,827	(2,171)	(5)	(487)	11,164
売戻条件付買入有価証券（注3.1および3.5参照）	44,054	196,583	(91,110)	149,527	(14,459)	(112)	(40,544)	94,412
担保保証預け金（注4.4参照）	32,118	16,512	-	48,630	-	(16,512)	-	32,118
相殺の対象にならないその他の資産*	991,825	-	-	991,825	-	-	-	991,825
合計	1,104,617	428,840	(176,962)	1,356,495	(116,855)	(32,989)	(41,031)	1,165,620

負債	相殺の対象 とならない 負債の金額	相殺が貸借対照表に 与える影響		マスター・ネットティング・ アグリーメント (MNA) および 類似契約の影響 ⁽¹⁾				正味金額
		総額	相殺金額	貸借対照表 に表示され た正味金額	貸借対照表 で認識され た金融商品	提供した 現金担保	担保として 提供した 金融商品	
(単位：百万ユーロ)								
デリバティブ金融商品（注3.1および3.2参照）	27,848	206,337	(85,852)	148,333	(100,225)	(16,512)	-	31,596
借入有価証券に係る未払金（注3.1参照）	28,000	10,950	-	38,950	(2,171)	-	-	36,779
買戻条件付売渡有価証券（注3.1および3.6参照）	55,793	151,257	(91,110)	115,940	(14,459)	-	(35,880)	65,601
担保保証預り金（注4.4参照）	32,844	16,477	-	49,321	-	(16,477)	-	32,844
相殺の対象にならないその他の負債*	935,381	-	-	935,381	-	-	-	935,381
合計	1,079,866	385,021	(176,962)	1,287,925	(116,855)	(32,989)	(35,880)	1,102,201

* IFRS第16号に関する2019年11月26日のIFRS解釈指針委員会 (IFRS IC) の決定に伴い、2019年12月31日に終了した事業年度の公表済み財務諸表と比較して修正再表示している（注1.2参照）。

(1) 金融商品および担保の公正価値は、過剰担保の影響を避けるために貸借対照表のエクスポージャーの正味帳簿価額に抑えられている。

注3.13 金融負債の契約上の満期

(単位：百万ユーロ)	3ヶ月未満	3ヶ月 －1年	1年 －5年	5年超	2020年 12月31日
中央銀行預り金	1,489	-	-	-	1,489
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	277,326	29,605	34,655	48,661	390,247
銀行預り金	57,384	9,140	67,829	1,218	135,571
顧客預金	422,319	14,489	13,328	5,923	456,059
発行債券	36,665	34,317	44,998	22,977	138,957
劣後債務	7	2	6,029	9,394	15,432
その他の負債	76,148	2,218	4,549	2,022	84,937
負債合計	871,338	89,771	171,388	90,195	1,222,692
供与したローン・コミットメント	101,327	31,814	93,488	13,968	240,597
供与した保証コミットメント	27,091	13,753	9,536	13,458	63,838
供与したコミットメント合計	128,418	45,567	103,024	27,426	304,435

この注記に開示されたフローは、契約上の満期に基づいている。しかし、貸借対照表の一部の要素については仮定を適用している。

トレーディング金融商品（例、デリバティブ）と同様、契約期間がない場合、満期日は最初の欄（3ヶ月未満）に表示している。

供与した保証コミットメントは、処分の最善の見積りを基礎にスケジューリングしている。それが利用できない場合には最初の欄（3ヶ月未満）に表示している。

[前へ](#)
[次へ](#)

注4 その他の活動

注4.1 受取手数料および支払手数料

会計方針

受取手数料および支払手数料は、コミットメントに係る手数料と同様、利息には含まれない提供したサービスおよび受領したサービスに係る手数料を合わせたものである。利息に含まれる手数料は、関連する金融商品に係る実効金利に統合され、「受取利息および類似収益」および「支払利息および類似費用」に計上される（注3.7参照）。

顧客との取引には、当グループの銀行業務に係るリテール顧客からの手数料（特に、クレジット・カード手数料、口座管理手数料または実効金利が適用されないその他の手数料）が含まれている。

提供した諸サービスには、その他のグループ業務に係る顧客からの手数料（特に、交換手数料、資金管理手数料またはネットワーク内で販売した保険商品に係る手数料）が含まれている。

当グループは、提供したサービスおよびこれらのサービスの進捗に応じた報酬に等しい金額で、受取手数料および支払手数料を計上している。

- 支払サービス、保管料またはウェブ サービス申込料等、継続的なサービスに係る手数料は、サービスの提供期間にわたり収益に計上している。
- 資金移動、受取斡旋手数料、仲介手数料あるいは支払いに付随する事象に関する違約金等、1回限りの手数料は、サービスが提供された時に収益として計上している。

提供したサービスに対する報酬に相当する金額は、現物または現金で支払われるかにかかわらず、固定および変動の契約報酬から顧客に支払われる金額（例えば、販売促進費）を控除した金額から構成されている。変動報酬（例えば、一定期間に提供したサービス量に基づく割引または業績目標達成を条件とした支払手数料）は、この報酬がその後著しく削減されない可能性が高い場合にのみ、提供サービスに対する報酬に相当する金額に含まれる。

提供されるサービスの支払日とサービスの提供日との間の潜在的なミスマッチは、契約の種類およびミスマッチの種類によって、資産および負債を生じさせるが、これらは「その他の資産」および「その他の負債」にて認識される（注4.4参照）。

- 顧客との契約は、売掛金、未収収益または前受収益を生む。
- 仕入先との契約は、買掛金、未払費用または前払費用を生む。

シンジケート取引においては、当グループの貸借対照表に計上されている起債の分担部分の実効金利は、引受手数料および参加手数料の分担を含むシンジケートのその他の加入者に適用されるものと同等である。提供されたサービスに対する手数料の残高は、シンジケート期間の終了時に「受取手数料」に計上される。アレンジメント・フィーは、法律上販売が完了した時点で損益に計上される。

	2020年			2019年		
(単位：百万ユーロ)	受取手数料	支払手数料	純額	受取手数料	支払手数料	純額
銀行間取引	159	(108)	51	157	(149)	8
顧客との取引	2,820	-	2,820	3,072	-	3,072
金融商品取引	2,208	(2,215)	(7)	2,261	(2,351)	(90)
有価証券取引	503	(1,042)	(539)	523	(1,019)	(496)
発行市場取引	203	-	203	126	-	126
外国為替取引およびデリバティブ商品	1,502	(1,173)	329	1,612	(1,332)	280
ローンおよび保証コミットメント	795	(271)	524	772	(213)	559
諸サービス	2,547	(1,018)	1,529	2,806	(1,098)	1,708
資産管理手数料	613	-	613	610	-	610
支払手段手数料	795	-	795	914	-	914
保険商品手数料	260	-	260	241	-	241
UCITS引受手数料	77	-	77	80	-	80
その他手数料	802	(1,018)	(216)	961	(1,098)	(137)
合計	8,529	(3,612)	4,917	9,068	(3,811)	5,257

注4.2 その他の活動からの収益および費用

会計方針

リース事業

当グループが供与したリースのうち、リースの所有権に関連するすべてのリスクとベネフィットを事実上借手に移転しないリースは、オペレーティング・リースとして分類される。

オペレーティング・リースに基づいて保有する資産は、投資用資産を含めて、取得原価から償却費および減損を控除して貸借対照表の「有形および無形固定資産」に計上される（注8.4参照）。

リース資産は、残存価額を除いて、リース期間にわたって減価償却される。リース期間は、借手がオプションを行使することが合理的に確実であるという契約を延長するオプション、および借手がオプションを行使しないということが合理的に確実であるという早期解約オプションについて調整した解約不能リース期間に相当するものである（注8.4参照）。リース料は、リース期間にわたって定額法で収益に計上される。一方、オペレーティング・リース事業に関連するメンテナンス・サービスに関して請求する収益の会計処理の目的は、サービス契約の期間にわたって、当該収益とサービス提供時に発生する費用との間の一定のマージンを反映することである。

投資用資産およびリース資産に係る収益および費用、ならびにキャピタル損益は、オペレーティング・リース事業に関連するメンテナンス・サービスに係る収益および費用と同様に、不動産リースおよび設備リース事業に係る「その他の活動からの収益および費用」に計上される。

これらの項目には、ファイナンス・リース取引の無保証残存価値が下落したときに発生する損失および一旦リース・ファイナンス契約が終了するとリースされない資産の売却に係るキャピタル損益を含む。

当グループの企業が供与したリースには、リースされた機械装置に対するメンテナンス・サービスを含むことがある。この場合、メンテナンス・サービスに対応するリース料は、サービスの継続期間（一般的にはリース契約期間）にわたって配分され、必要な場合、サービスの提供が直線的でない時には、提供されるサービスの進捗を考慮する。

不動産開発事業

（住宅、事務所設備、小売店舗等）不動産のオフプランの売却は継続サービスであるため、この業務のマージンは、顧客への引渡日まで建設計画の持続期間にわたって段階的に認識される。このマージンが正の場合は利益に、このマージンが負となる場合は費用として認識される。

各期末日において認識されたマージンは、計画の見積りマージン予想と期末日時点の完成の段階を反映するが、後者はマーケティングおよびプロジェクトの進捗に依存している。

	2020年			2019年		
(単位：百万ユーロ)	収益	費用	純額	収益	費用	純額
不動産開発	65	(1)	64	96	-	96
不動産リース	37	(23)	14	48	(34)	14
設備リース ^{*(1)}	10,933	(9,248)	1,685	10,889	(9,177)	1,712
その他の事業 [*]	436	(451)	(15)	596	(574)	22
合計	11,471	(9,723)	1,748	11,629	(9,785)	1,844

* 車両リース事業に関連する維持サービス関連の費用を「その他の事業」から「設備リース」へ分類変更したことにより修正再表示した2019年12月31日現在の金額

(1) この項目に計上された金額は、主に長期リースおよび車両管理事業に関連する収益および費用による。当グループの長期リース契約の多くは36ヶ月から48ヶ月のリースである。

注4.3 保険事業

	保険事業（生命保険および損害保険）は、グループの顧客に提供される銀行業サービスに含まれる商品レンジに加えられている。
要旨	これらの事業は、特定の子会社によって実施されており、保険分野に固有の規制を受けている。 保険契約に関するリスクの測定および会計処理のルールは、保険分野に特有のものである。

保険子会社によるIFRS第9号の適用延期

欧州委員会が2020年12月15日に公表した規則（EU）2020/2097とともに、2020年6月25日にIASBが公表したIFRS第17号およびIFRS第4号の修正により、指令第2002/87/ECの範囲内に属する金融コングロマリットに対して、その主たる事業として保険を有する事業体についてIFRS第9号の適用実施を2023年1月1日まで延期することが認められている。

従って、当グループは、そのすべての保険子会社がIFRS第9号の適用日を延期し、欧州連合が採択したIAS第39号を引続き適用する決定を維持した。当グループはグループ内の保険セクターとそれ以外のセクターとの間での金融商品のすべての移動を禁止する必要な取決めを維持した。そのような移動は、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品について関係する両方のセクターが行う移動を除いて、売手による金融商品の認識中止となるものである。

国際会計基準とともに銀行業の連結財務諸表に関連する2017年6月2日のANCの勧告に準拠して、明確化する目的で連結財務諸表に区分表示されるのは、貸借対照表の資産側に「保険事業の投資」、貸借対照表の負債側に「保険契約関連負債」および損益計算書の「銀行業務純利益」の中に「保険事業の純利益」である。

関係する主な子会社は、Sogécap, Antarius, Sogelife, Oradea Vie, Komerčni Pojistovna A.S.およびSogessurである。

注4.3.1 保険契約関連負債

会計方針

保険会社の責任準備金

責任準備金は、保険契約者および保険契約の受益者に対する保険会社のコミットメントである。保険契約に関するIFRS第4号に従い、生命保険および損害保険の責任準備金は、現地の同じ規制に基づき引続き測定されている。ただし、解約されたり（流動性リスク引当金）、経済的に再計算されるような（主に全体的な経営引当金）特定の健全性引当金は除く。

損害保険の契約によってカバーされるリスクは、主として住宅、自動車および傷害の保証に関連したものである。責任準備金は、前受保険料（翌年度以降分の保険料収益）と未払保険金に対する準備金から構成されている。

生命保険契約によってカバーされるリスクは、主に死亡、傷病および就労不能である。生命保険の責任準備金は、主に保険数理上の準備金（保険者に係るコミットメントと被保険者に係るコミットメントの現在価値の差額に相当）および発生済未決済保険金に対する準備金から構成される。

貯蓄生命保険の商品において、

- 利益配分条項のあるユーロ建の契約に投資された貯蓄生命保険契約の責任準備金は主に、計算上の準備金及び利益配分に係る準備金から構成される。
- ユニットリンク型の契約に投資された貯蓄生命保険契約、あるいは重要な約款（死亡、疾病等）のある貯蓄生命保険契約の責任準備金は、これらの契約の基礎になっている資産の実現価値に従って評価日に測定される。

IFRS第4号に規定された原則に基づき、それに適用される現地の規則に準拠して、裁量権のある利益配分の約款のある生命保険契約は、「ミラー・アカウンティング」の対象であり、それによって潜在的に保険契約者に影響を与える可能性のある金融資産の価値の変動が「繰延利益配分」に計上される。この準備金は、公正価値で測定する金融商品の未実現利益に対する保険契約者の潜在的な権利、または未実現損失の潜在的分担を反映するように計算されている。

未実現損失が生じた場合の繰延利益配分資産の回収可能性を示すために、不利な経済環境に起因する流動性の要件により資産を売却する必要があることを示す、二つのアプローチが当グループによって検証されている。

- 第1のアプローチは、決定論的ストレス シナリオ（「標準」もしくは極限）を試算することから構成されている。これはこれらのシナリオにおいてテストしたシナリオについて貸借対照表日に存在する資産に重要な損失は生じないことを示すために使用される。
- 第2のアプローチの目的は、中長期に流動性のニーズを満たすために資産を売却しても重要な損失は生じないことを確かめることである。このアプローチは、極端なシナリオに基づく見積りに対して検証される。

さらに負債十分性テスト(LAT)もまた、保険事業を行うそれぞれの連結対象企業のレベルで四半期毎に実施されている。このテストは、将来のキャッシュ・フローの確率モデルを使って、保険負債の簿価を平均的経済価値と比較することを含む。このテストは、契約に関連する給付、管理費用、保険契約のオプションと保証を含め、保険契約からの将来のキャッシュ・フローをすべて考慮している。このテストによって帳簿価額が不十分であることがわかれば、保険負債の価値が調整され、見合いの金額は、損益計算書へ記帳される。

金融負債の分類

当初認識時点で、当グループの保険事業から生じる金融負債は、次の会計上のカテゴリーに分類される。

- 純損益を通じて公正価値で測定される金融負債：これはデリバティブの金融負債である。
- 公正価値オプションを使用して純損益を通じて測定する金融負債：これは、当グループが純損益を通じて公正価値で測定するよう（オプションを使用して）当初指定したデリバティブ以外の金融負債である。これらの金融負債には、裁量権のある利益配分条項も保険要素のいずれもない投資契約が含まれるが、当該投資契約はIFRS第4号の保険契約の定義を満たさず（ユニットリンク保険契約のみ）、IAS第39号の適用対象になる。

内訳

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日	2019年12月31日
保険会社の責任準備金	142,106	140,155
保険事業の金融負債	4,020	4,104
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	583	834
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債(公正価値オプション)	3,437	3,270
合計	146,126	144,259

保険会社の責任準備金

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日	2019年12月31日
ユニットリンク保険契約の生命保険責任準備金	35,794	32,611
その他の生命保険契約の責任準備金	92,620	94,714
損害保険の責任準備金	1,834	1,556
負債に計上した繰延利益配分	11,858	11,274
合計	142,106	140,155
再保険会社出再部分	(749)	(750)
再保険会社出再部分控除後保険責任準備金 (繰延利益配分準備金を含む)	141,357	139,405

繰延利益配分を除く責任準備金変動表

(単位：百万ユーロ)	ユニット リンク 保険契約の 生命保険責任準備金	その他の生命保 険契約 の責任準備金	損害保険契約の 責任準備金
2020年1月1日現在準備金	32,611	94,714	1,556
保険準備金に配分	1,695	(2,009)	140
ユニットリンク保険契約の再評価	653	-	-
ユニットリンク保険契約から控除した費用	(210)	-	-
振替と配分調整	859	(859)	-
新規顧客	-	-	-
利益配分	179	972	-
その他	7	(198)	138
2020年12月31日現在準備金	35,794	92,620	1,834

IFRS第4号および当グループの会計基準に従って、2020年12月31日現在で負債十分性テスト（LAT）を実施した。このテストは、保険契約に基づく将来キャッシュ・フローの現在の見積りを使用して、認識された保険負債が十分かどうかを評価するものである。2020年12月31日現在のテストの結果、保険負債の不足を示すものは何もない。

残存満期日別保険会社の責任準備金

(単位：百万ユーロ)	3ヶ月未満	3ヶ月 －1年	1年 －5年	5年超	2020年 12月31日
保険会社の責任準備金	15,920	9,221	36,948	80,017	142,106

注4.3.2 保険事業の投資

会計方針

金融商品の分類

当グループの保険事業からの金融資産は、当初認識時に以下のカテゴリーの1つに分類される。

- 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産：これらはトレーディング目的で保有する金融資産であり(注3.1の定義参照)、デフォルトでは、ヘッジ手段としての適格性がないデリバティブ金融資産および純損益を通じて公正価値で計上するように保険会社により当初認識時に(オプションを使用して)指定されたデリバティブ以外の金融資産を含む。特に保険会社は、重要な影響力が存在するUCITSに対する持分とともに、関連する保険負債と会計上のミスマッチを除去するため、ユニットリンク契約を表す金融資産についてはオプションを使用して公正価値で測定している。
- 売却可能金融資産：これらは、保険会社がいつでも売却可能で、不定期間保有するデリバティブ以外の金融資産である。デフォルトでは、それは他のカテゴリーのいずれにも当てはまらない資産である。これらの商品は公正価値で測定され、公正価値の変動額は「未実現・繰延損益」で認識される。資本性有価証券に係る受取配当が損益計算書の「売却可能金融資産に係る純損益」に計上されるのに対し、負債性有価証券について発生または支払われる利息は、実効金利法を使用して損益計算書に認識される。個別的に客観的な証拠があれば、株主資本に從來計上されていた累積未実現損失合計は、損益計算書の「保険事業からの純利益」に組替えられる。
- 貸出金および債権：これらは、支払金額が固定されているかまたは算定可能な、デリバティブ以外の金融資産であり、活発な市場における相場がなく、トレーディング目的で保有されるものでもなく、組成時あるいは取得時から売却目的で保有しているものでもなく、当初認識時点で純損益を通じて公正価値で計上するように(公正価値オプションに従って)指定されていないものが含まれる。それらは償却原価で測定され、減損は個別に算定され、必要に応じて計上される。
- 満期保有金融資産：これらは、満期が確定していて、支払金額が固定されているかまたは算定可能な、デリバティブ以外の金融資産で、活発な市場における相場があり、当グループが満期まで保有する意思と能力を有している金融資産である。それらは償却原価で測定され、客観的な減損の証拠が個別に存在するかどうかにかかわらず必要に応じて減損の対象となる。

これらすべてのカテゴリーは、保険会社の貸借対照表の「保険会社の投資」に表示されるが、これには注8.4および注3.2にそれぞれ記載した会計方針に従って評価される、保険会社が保有する投資用資産およびヘッジ目的デリバティブも含まれている。

金融資産の分類変更

当初認識後、金融資産は、後日「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」に分類変更されることはない。当初認識時に「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」にトレーディング目的で保有する資産として認識されたデリバティブ以外の金融資産は、IAS第39号で規定される特定の条件に基づいて当該カテゴリーから分類変更される可能性がある。

保険事業に対する投資の減損

償却原価で測定する金融資産の減損

純利益を通じて公正価値で測定しない負債性金融商品については、保険会社が減損の客観的証拠を個別に評価するために用いる基準には、以下のような条件が含まれる。

- 取引先の財政状態の重大な悪化により、当該取引先がそのコミットメント全体を履行できない可能性が高くなり、保険会社にとっての損失のリスクが示唆される（この悪化の評価は、発行体の格付けの動きまたはこれらの市場で観察される信用スプレッドの変化の変動に基づいて行われる。）。
- クーボンの支払遅延の発生およびより一般的には90日以上延滞
- 支払期日超過が記録されるかどうかにかかわらず、客観的な減損の証拠があるか、法的手続が開始されている（破産、法的清算、強制清算）。

貸出金またはその他の債権、または満期保有金融資産として分類される金融資産が減損しているという客観的証拠があれば、簿価と将来回収可能な見積りキャッシュ・フロー（保証考慮後）の現在価値との差額として、減損を認識する。割引計算は、金融資産の当初実効金利を使用して行われる。減損の金額は、減損した金融資産の簿価から控除される。

減損の繰入および戻入は、「保険事業からの純利益」の投資からの純利益に計上される。減損した貸出金または債権は、会計上現在価値への割引の期間にわたって戻入により回復し、「保険事業からの純利益」の受取利息に計上される。

売却可能金融資産の減損

この資産の当初認識後発生した1つ以上の事象の結果として減損の客観的証拠があれば、売却可能金融資産は減損処理される。

上場資本性金融商品については、取得原価を下回る重要なまたは長期的な価格の下落は、減損の客観的な証拠を構成する。この目的のために、保険会社は、貸借対照表日前少なくとも24ヶ月間の各営業日の相場が取得価格を下回っているような上場株式と同様に、貸借対照表日に取得価格の50%以上の未実現損失があれば減損上場株式とみなしている。発行体の財務状況またはその今後の予測のようなさらなる要素により、保険会社は、上記の基準を満たしていなくてもその投資原価を回収できないと考えることがある。その場合、貸借対照表日の有価証券の最終の相場価格とその取得価格との差額に等しい減損損失を純利益を通じて計上している。

非上場資本性金融商品については、減損の証拠を評価するために使用される基準は、上記の基準と同じである。

貸借対照表日のこれらの金融商品の価額は、注3.4に記載した評価方法を使用して算定される。

負債性金融商品の減損の基準は、償却原価で測定する金融資産の減損の基準と類似している。

売却可能金融資産の公正価値の下落が、株主資本の「未実現・繰延損益」に直接認識されており、その後減損の客観的証拠が明らかになる場合、保険会社は、過去に株主資本に直接計上されていた累積未実現損失合計を資本性金融商品については損益計算書の「保険事業からの純利益」の投資からの純利益に、負債性金融商品については「リスク費用」に認識する。

この累積損失は、（元本の返還金額および償却費を控除後の）取得原価と現在価値との差額から、すでに純損益を通じて計上された金融資産の減損を控除した金額として測定される。

売却可能として分類された資本性金融商品について、純損益を通じて認識された減損損失は、その商品が売却されたときにのみ純損益を通じて戻入される。資本性金融商品について一旦減損が認識されると、さらなる価値の損失は追加の減損損失として計上される。しかし、負債性金融商品については、減損損失は発行体の信用リスクの改善に伴ってその後価値が回復すれば、純損益を通じて戻入される。

その他の会計方針

公正価値、金融商品の当初認識、金融商品の認識中止、デリバティブ金融商品、受取利息および支払利息、譲渡された金融資産および金融商品の相殺に関連する会計方針は、注3、「金融商品」に記載した会計方針に類似している。

概要

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日	2019年12月31日
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（トレーディング・ポートフォリオ）	291	268
株式およびその他の資本性金融商品	51	37
トレーディング目的デリバティブ	240	231
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（公正価値オプション）	70,422	65,718
公社債およびその他の債券	32,178	31,719
株式およびその他の資本性金融商品	37,942	33,694
貸出金、債権および現先取引	302	305
ヘッジ手段のデリバティブ	438	438
売却可能金融資産	89,755	91,899
負債性金融商品	75,662	75,839
資本性金融商品	14,093	16,060
銀行預け金 ⁽²⁾	5,301	5,867
顧客貸出金	76	92
満期保有金融資産	32	80
不動産投資	539	576
保険事業の投資合計⁽¹⁾⁽²⁾	166,854	164,938

(1) ユニットリンク保険の負債形式で行われている他のグループ会社に対する投資は、重要な影響を与えることなく当グループの連結貸借対照表に計上されている。

(2) その内、2020年12月31日現在、897百万ユーロの当座勘定（関係会社間取引消去後）、2019年12月31日現在1,126百万ユーロ

その契約上の特性に依存する金融資産の分析

以下の表は、「保険事業の投資」に含まれる金融資産の簿価を示しており、契約条件が、定められた日に、元本と利息の支払いのみである（基本的商品）キャッシュ・フローを生むものである。

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日					
	簿価			公正価値		
	基本的商品	その他の商品	合計	基本的商品	その他の商品	合計
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	-	70,713	70,713	-	70,713	70,713
ヘッジ手段のデリバティブ	-	438	438	-	438	438
売却可能金融資産	72,253	17,502	89,755	72,253	17,502	89,755
銀行預け金	2,398	2,903	5,301	2,602	2,997	5,599
顧客貸出金	76	-	76	76	-	76
満期保有金融資産	32	-	32	32	-	32
金融投資合計	74,759	91,556	166,315	74,963	91,650	166,613

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日					
	簿価			公正価値		
	基本的商品	その他の商品	合計	基本的商品	その他の商品	合計
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	-	65,986	65,986	-	65,986	65,986
ヘッジ手段のデリバティブ	-	438	438	-	438	438
売却可能金融資産	72,349	19,550	91,899	72,349	19,550	91,899
銀行預け金	2,805	3,062	5,867	3,012	3,178	6,190
顧客貸出金	92	-	92	90	-	90
満期保有金融資産	-	80	80	-	80	80
金融投資合計	75,246	89,116	164,362	75,451	89,232	164,683

公正価値で測定する金融商品の公正価値

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（トレーディング・ポートフォリオ）	51	237	3	291
公正価値オプションを使用して純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	60,997	9,064	361	70,422
ヘッジ手段のデリバティブ	-	438	-	438
売却可能金融資産	80,693	4,934	4,128	89,755
合計	141,741	14,673	4,492	160,906

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（トレーディング・ポートフォリオ）	37	190	41	268
公正価値オプションを使用して純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	58,874	6,483	361	65,718
ヘッジ手段のデリバティブ	-	438	-	438
売却可能金融資産*	84,435	3,844	3,620	91,899
合計	143,346	10,955	4,022	158,323

* プライベート・エクイティ・ファンドに保有する資産を公正価値ヒエラルキーのレベル2からレベル3へ分類変更したのに伴い、2019年度の公表済み財務諸表に対して修正再表示した金額

売却可能金融資産の変動

(単位：百万ユーロ)	2020年
1月1日現在残高	91,899
取得	9,342
処分/償還	(8,866)
満期保有目的金融資産への振替	(8)
範囲およびその他の変更 ⁽¹⁾	(3,211)
期中に直接資本に認識した公正価値の変動に係る損益	1,036
純損益に計上した負債性金融商品に係る減損の純増減	(2)
純損益に計上した資本性金融商品に係る減損損失	(277)
為替換算差額	(158)
12月31日現在残高	89,755

(1) 「諸未払金-保険」に計上されたプライベート・エクイティ・ファンドの投資コミットメントは、供与されたコミットメントに含めて表示するために振戻されている（注3.10参照）。

Covid-19の衛生上の危機により、経済危機がもたらされ、当グループは、2020年度に277百万ユーロにのぼる売却可能資本性金融商品に損失を認識することになった。損益計算書の「保険事業の純利益」に認識されたこれらの減損は、主として未実現キャピタル損失が長期化した状況にあるUCITSの持分および株式に影響を与えている。さらに、当グループは、2020年度に2百万ユーロの売却可能負債性金融商品に係る減損を損益計算書の「リスク費用」に認識した。

これらの減損の大部分は、損益計算書において2020年12月31日現在の繰延利益配分に対する引当金の戻入によって相殺されている。

その他の包括利益に認識された売却可能金融資産に係る未実現損益

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日		
	キャピタル・ゲイン	キャピタル・ロス	再評価純額
保険会社の未実現損益	665	(22)	643
売却可能資本性金融商品	1,968	(97)	1,871
売却可能負債性金融商品および貸出金および債権に分類変更された資産	8,505	(163)	8,342
繰延利益配分	(9,808)	238	(9,570)

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日		
	キャピタル・ゲイン	キャピタル・ロス	再評価純額
保険会社の未実現損益	556	(30)	526
売却可能資本性金融商品	2,047	(75)	1,972
売却可能負債性金融商品および貸出金および債権に分類変更された資産	7,921	(240)	7,681
繰延利益配分	(9,412)	285	(9,127)

担保として受取り、利用可能な金融資産

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日	2019年12月31日
売戻条件付買入有価証券の公正価値	6	7

当グループは、通常の市場条件に基づいて売戻条件付有価証券を一般に購入している。売戻条件付買入有価証券は、直物での売却、買戻条件付売却、または担保提供により、再使用することができる。ただし、期日には、同一または同等の有価証券を売戻条件契約の相手方に返却する。

売戻条件付買入有価証券は、貸借対照表には計上されない。上記の通り、その公正価値は、売却した有価証券または担保として提供した有価証券を含む。

注4.3.3 保険事業の純利益

会計方針

保険契約に関連する収益および費用

グループの保険会社が発行した保険契約に関連する収益および費用、関連する手数料収益および手数料費用ならびに保険会社の投資に関連する収益および費用は、損益計算書の「保険事業の純利益」に計上される。

その他の収益および費用は、適切な項目に計上される。

繰延分配利益に対する引当金の増減は、損益計算書の「保険事業の純利益」または当該原資産に対する適切な項目の「未実現・繰延損益」に計上される。

以下の表は、（関係会社間取引を消去後の）内訳を表している。

- 「銀行業務純利益」の区分した行に計上した保険事業および関連投資からの損益：「保険事業の純利益」
- 「支払利息および類似の費用」に計上した保険事業の資金調達コスト
- 「リスク費用」に計上した保険事業の負債性金融商品の減損および繰延利益配分

(単位：百万ユーロ)	2020年	2019年
正味保険料	10,970	14,188
投資純利益	2,808	3,655
給付費用（準備金の増減を含む） ⁽¹⁾	(11,377)	(15,736)
その他の純引受収益（費用）	(277)	(182)
保険事業の純利益	2,124	1,925
積立コスト	(7)	(5)
リスク費用	-	-
内、負債性金融商品の減損	(2)	-
内、繰延利益配分	2	-

(1) 内、-2,592百万ユーロは、2020年12月31日現在の繰延利益配分に関するもの

投資からの純利益

(単位：百万ユーロ)	2020年	2019年
資本性金融商品に係る配当利益	671	719
受取利息	1,790	1,912
売却可能金融資産	1,566	1,675
貸出金および債権	179	194
その他純受取利息	45	43
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益	308	764
売却可能金融商品に係る純損益	14	237
負債性金融商品の売却に係るキャピタル損益	34	141
資本性金融商品の売却に係るキャピタル損益	257	187
資本性金融商品に係る減損金額	(277)	(91)
不動産投資に係る純損益	25	23
合計	2,808	3,655

注4.3.4 保険リスクの管理

当グループは、広範囲な生命保険、死亡保障・健康保険および損害保険契約の販売および再保険引受を通じて保険事業を実行している。生命保険事業が当グループの保険事業においてフランス市場で優位にあるため、責任準備金に関して金融資産の市場リスクがもっとも重要なエクスポージャーを構成している。市場リスクの中で、保険事業部門は、金利、株式市場および信用スプレッドにおけるショックに対して敏感である。生命保険貯蓄事業と関係して、払戻しリスクも重要である。

これらのリスク管理は、保険事業の中核部分である。リスク管理は、資格を有し、経験のあるチームが、大幅にカスタマイズされたIT資源を使用して実行している。リスクは定期的にモニタリングされ、関係する企業および事業部門の経営陣に報告されている。

リスク管理技術は、以下に基づいている。

- 価格スケジュールが保険契約者のリスク特性および提供される保証に適合していることを保証することを目的として、リスク許容プロセスに対するセキュリティの強化。
- 必要であれば、価格または保証のレベルのような商品パラメータの調整を目的とした、保険商品の請求率に関する指数の定期的なモニタリング。
- 事業部門を高額かつ連続的な請求から守るための再保険計画の実行
- リスク、引当および再保険に関する方針の適用

金融市場およびALMに連動したリスク管理は、長期業績目標のように投資戦略の不可欠な一部分である。この二つの要素の最適化は、資産・負債の残高によって重要な影響を受ける。負債のコミットメント（顧客に提供される保証、契約の満期）は、貸借対照表の主要な項目（株主資本、収益、引当金、準備金等）に計上される金額と同様に、保険事業の財務投資およびリスク部門によって分析されている。

金融市場（金利、信用および株式）およびALMに関連するリスク管理は、以下に基づいている。

- 短期および長期キャッシュ・フローのモニタリング（負債の継続期間と資産の継続期間とのマッチング、流動性リスク管理）
- 保険契約者の行動の特定のモニタリング（償還）
- 金融市場の緊密なモニタリング
- 為替リスクのヘッジ（市場の上昇あるいは下落の事象における）
- カウンターパーティ、発行体の格付けおよび資産の種類毎の限度の設定
- ストレス・テスト。その結果は、ORSA（自身のリスクおよび支払能力の評価）レポートの一部として毎年事業体の取締役会で提示され、取締役会の承認後にフランス健全性監督・破綻処理当局（ACPR）に送られる。
- ALMおよび投資リスクに関連する方針の適用

基本的金融商品の格付け別純投資の内訳

以下の表は、会社間取引を消去した後の簿価を示している。

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日				
	売却可能 金融資産	銀行預け金	顧客貸出金	満期保有 金融資産	合計
AAA	4,025	207	-	-	4,232
AA+/AA/AA-	37,567	764	-	-	38,331
A+/A/A-	14,819	499	-	-	15,318
BBB+/BBB/BBB-	14,418	171	-	32	14,621
BB+/BB/BB-	921	52	-	-	973
B+/B/B-	30	-	-	-	30
CCC+/CCC/CCC-	-	-	-	-	-
CC+/CC/CC-	6	-	-	-	6
CC-以下	-	-	-	-	-
格付けなし	467	705	76	-	1,248
減損前合計	72,253	2,398	76	32	74,759
減損	-	-	-	-	-
帳簿価額	72,253	2,398	76	32	74,759

格付け尺度は、ソルベンシー2の目的のために使用され、格付け機関（スタンダード&プアーズ、ムーディーズ・インベスター・サービスおよびフィッチ・レイティング）が使用することを決定した2番目に高い格付けを要求する。当該格付けは銘柄に適用されるが、それが利用可能でない場合は、発行体に適用される。

注4.4 その他の資産および負債

注4.4.1 その他の資産

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日	2019年12月31日
保証預け金 ⁽¹⁾	51,896	48,630
有価証券取引決済勘定	3,876	6,915
前払費用	1,019	1,084
その他未収金 ⁽²⁾	9,193	10,065
その他未収金-保険	1,752	1,653
総額	67,736	68,347
減損	(395)	(302)
オペレーティング・リース債権に係る信用リスク	(187)	(145)
裁判によって取得した資産に係る信用リスク	(101)	(70)
その他のリスク	(107)	(87)
純額	67,341	68,045

(1) 主に金融商品について支払った保証預け金に関連するものであり、その公正価値は、発生した信用リスクに係る減損後の簿価純額と同じとみなされる。

(2) その他未収金には、主に売掛金、手数料収入およびその他の事業からの収益が含まれる。2020年12月31日現在のオペレーティング・リース債権は、914百万ユーロである。

注4.4.2 その他の負債

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日	2019年12月31日
預り保証金 ⁽¹⁾	55,739	49,321
有価証券取引決済勘定	4,166	7,356
従業員給付に係る未払費用	2,022	2,364
リース負債 [*]	2,207	2,443
前受収益	1,527	1,596
その他未払金 ⁽²⁾	12,690	13,194
その他未払金-保険	6,586	8,980
合計	84,937	85,254

^{*} IFRS第16号に関連する2019年11月26日のIFRS解釈指針委員会 (IFRS IC) の決議に伴い、2019年12月31日に終了した事業年度の公表済み財務諸表に
対し、その金額を修正再表示している (注1.2参照)

(1) 主に金融商品について受取った預り保証金に関連するものであり、その公正価値は、簿価と同じとみなされる。

(3) その他未払金には主に買掛金、支払手数料およびその他の事業からの費用が含まれている。

[前へ](#) [次へ](#)

注5 人件費および従業員給付

 要旨	従業員給付は、年度報告期間に行った労働の対価として当グループがその従業員に与えた報酬に相当するものである。 提供された労働の報酬の形態はすべて費用に計上される。 ■ 従業員に支払われるか、外部の社会保障機関に支払われるかにかかわらず、 ■ 年度報告期間中に支払われるか、当グループが従業員に対する資格として将来支払われるかにかかわらず（年金制度、退職給付等）、 ■ 現金で支払われるか、ソシエテ・ジェネラルの株式で支払われるかにかかわらず（無償株式制度、ストック・オプション）

会計方針

従業員給付は、4つのカテゴリーに分けられる。

- 固定・変動報酬、年間休暇、税金および社会保障負担金、利益分配および強制的雇用主拠出金のような、従業員が関連サービスを提供する年度報告期間の期末後12ヶ月以内に全額決定されると期待される従業員給付である短期の従業員給付
- 年金制度および退職給付のような確定拠出制度および確定給付制度を含む退職後給付
- 現金で支払われ、ソシエテ・ジェネラルの株式には連動していない確定変動報酬、永年勤続報酬および時間貯蓄勘定のような、12ヶ月以内には全額決済することが期待できない従業員給付である長期の従業員給付
- 解雇給付

当グループの従業員数に関する情報は、フランス登録書類の第5章（企業の社会的責任）に記載している。

注5.1 人件費および関連当事者取引

会計方針

人件費には、ソシエテ・ジェネラルの株式に基づく従業員給付および支払いに関連する費用を含む人事関連費用がすべて含まれる。

短期の従業員給付は、従業員に提供されたサービスによって当年度の「人件費」に計上される。

退職後給付およびその他の長期給付に関する会計方針は、注5.2に記載している。

人件費は、IAS第24号での意味している関連当事者取引を含む。

当グループの関連当事者には、取締役会のメンバー、執行役員（議長、最高経営責任者および4名の代理最高経営責任者）、それぞれの配偶者およびその家庭で同居する子供、当グループにより単独または共同で支配されている子会社およびソシエテ・ジェネラルが重要な影響力を行使する会社が含まれる。

注5.1.1 人件費

(単位：百万ユーロ)	2020年	2019年
従業員給料	(6,715)	(7,240)
社会保険および給与諸税	(1,594)	(1,660)
正味年金費用－確定拠出制度	(728)	(759)
正味年金費用－確定給付制度	(76)	(10)
従業員利益分配およびインセンティブ	(176)	(286)
合計	(9,289)	(9,955)
株式報酬の支払いによる正味費用を含む	(150)	(171)

注5.1.2 関連当事者取引

当グループのマネジャーの報酬

ここには当グループが報酬(雇用主負担金を含む)およびその他の給付として取締役およびコーポレート・オフィサーに実質的に支払った金額が含まれており、以下に記載した通りである。

(単位：百万ユーロ)	2020年	2019年
短期の給付	14.0	13.6
退職後給付	0.6	0.7
長期の給付	—	—
解雇給付	—	—
株式による報酬	2.5	3.0
合計	17.1	17.4

関連当事者取引

この注記における取締役会のメンバー、最高経営責任者およびその家族との取引は、2020年12月31日現在合計1.6百万ユーロの貸出金と保証から構成されている。これらの個人とのその他の取引はすべて重要性がない。

年金およびその他の給付の支払いについてソシエテ・ジェネラル・グループが引当または計上した合計金額

ソシエテ・ジェネラルの最高経営責任者(レボ氏およびアイメリッチ氏、キャバネス氏および従業員が選任した2名の取締役)に対する年金とその他の給付の支払いについて、2020年12月31日にソシエテ・ジェネラル・グループが引当または計上した金額合計は、12.7百万ユーロである。

注5.2 従業員給付

フランス国内外のグループ会社は、その従業員に報奨金を与えることがある。

■ 年金制度または定年後退職給付のような退職後給付

■ その他の長期給付：これらの給付には、現金で決済され、ソシエテ・ジェネラルの株式にスライドしない繰延報酬プログラム、長期繰延変動報酬、時間貯蓄勘定（CET）の柔軟な労働引当、あるいは永年勤続表彰が含まれる。

■ 解雇給付

従業員給付引当金の詳細

(単位：百万ユーロ)	2019年 12月31日 現在引当金	繰入額	利用可能な 戻入額	正味 繰入額	使用した 戻入額	年金数理 損益	通貨および 範囲の影響	2020年 12月31日 現在引当金
退職後給付	1,620	83	(41)	42	(63)	125	37	1,761
その他の長期給付	440	91	(35)	56	(43)	-	(11)	442
退職給付	356	191	(44)	147	(114)	-	(11)	378
合計	2,416	365	(120)	245	(220)	125	15	2,581

2020年11月9日、ソシエテ・ジェネラルは、その事業および機能の徹底した適応および当グループ運営効率および組織の収益性の改善に貢献するためにいくつかの組織変革プロジェクトを発表した。

第1のプロジェクトは、ストラクチャード信用および資本性商品を含む活動のリスク・プロファイルを低下させ、市場活動および関連支援機能に影響を与えることを目的として2020年8月3日に開示された調整を扱うものである。

第2のプロジェクトは、有価証券事業およびいくつかの当グループの中心的機能に影響を与え、それらの運営効率を改善し、その活動の個々の挑戦を経験するような組織変革を含んでいる。

これら二つのプロジェクトは、「人件費」に計上した166百万ユーロおよび「その他の営業費用」に計上した9百万ユーロを含む175百万ユーロのリストラクチャリング引当金を必要としている。

会計方針

退職後給付

退職後給付は、確定拠出年金制度または確定給付年金制度の二つのカテゴリーに分けることができる。

確定拠出制度

確定拠出制度において、当グループの債務は、制度に対して支払われた拠出額に限定されるが、当グループは将来の給付額の一定水準に対しては責任を負わない。支払われた拠出金は、当年度の費用として計上される。

確定給付制度

確定給付制度は、正式にあるいは解釈上、当グループが将来の給付の一定金額あるいは水準まで支払う責任を有しており、従って関連する中長期的なリスクを負っている。

引当金は、これらの退職債務の全体をカバーするため貸借対照表の負債の「引当金」に計上されている。このような引当金は、予測単位積増方式を使用して、独立した年金数理士によって定期的に評価されている。この評価手法は、人口統計、早期退職、昇給および割引率ならびにインフレ率に関する仮定を組込んだものである。

当グループは長期従業員給付基金、または保険契約の資格を得ることにより保有する資産毎に確定給付制度に資金を積み立てることを選ぶことができる。

基金資産は、基金または保険契約により積み立てられ、資産が法的に報告事業体と分離された事業体（基金）によって保有され、従業員給付を支払うためにだけ使用されるものであれば、制度資産として分類される。

これらの制度が制度資産に分類された外部基金から拠出される場合、当該基金の公正価値は、債務をカバーする引当金から控除されている。

これらの制度が制度資産と分類されない基金から資金が供給される場合、これらの基金は、分離資産として分類され、貸借対照表の資産に「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」として区分表示される。

計算上の仮定の変動、または（早期退職、割引率等）運用実績から生じる差額は、数理差異として計上される。数理差異は、正味確定給付債務（資産）に係る純利息およびアセット・シーリングの効果の変動として費用処理した金額を除き、制度資産の収益と同様に、正味確定給付債務（資産）を再測定するために使用される構成要素である。これらの要素は、株主資本の「未実現・繰延損益」に即時かつ全額認識され、次年度以降利益に組替えることはできない。

当グループの連結財務諸表において、次年度以降利益に組替えることのできない項目は、純利益および未実現・繰延損益計算書に区分して表示されるが、株主持分変動計算書において「利益剰余金」に振替えられ、連結貸借対照表の負債側の「利益剰余金」に直接表示される。

新規または改定された制度が施行されるときに、過去勤務費用は損益に即時認識される。

確定給付型制度の年間費用は以下の項目から構成され、「人件費」に計上される。

- 各従業員について権利確定した追加受給額(当期勤務費用)
- 制度の改正または縮小による過去勤務費用
- 割引率に起因する財務費用および制度資産に係る利息収益（正味確定給付債務または資産に係る純利息）
- 制度の清算

その他の長期給付

その他の長期従業員給付は、関連サービスを提供した年度末以降12ヶ月以上後に従業員に支払われる退職後給付および解雇給付以外の給付である。

その他の長期給付は、退職後給付と同じ方法で測定され、認識される。ただし、数理計算上の差異は純損益に即時認識される。

確定拠出制度

当グループの従業員に提供される主な確定拠出制度は、フランス、英国および米国にある。

フランスでは、この確定拠出制度に年間拠出金（PERCO）を支払う義務だけがある特定のグループ企業が制定している年金スキームと同様にARRCOおよびAGIRCのような国民年金制度およびその他の国家年金制度が含まれる。

英国では、雇用主は従業員の年齢によって拠出金を支払い（給与の2.5%から10%）、任意の追加的従業員拠出金に対して4.5%まで特別拠出をすることができる。

米国では、雇用主は、10,000米ドルの限度内で従業員拠出金の最初の8%を完全にマッチさせている。

退職後確定給付制度

退職後年金制度には、年金支払制度、退職時補償金制度および混合制度（キャッシュバランス）が含まれる。年金で支払われる給付は、必須基本制度により支払われる年金を補完するものである。

主たる確定給付制度は、フランス、スイス、英国および米国にある。

フランスでは、1991年に設定されたエグゼクティブマネジャーに対する補完的年金制度は、上記「第5 提出会社の状況、3 コーポレート・ガバナンスの状況等、(1) コーポレート・ガバナンスの概要」で記載した通り、ソシエテ・ジェネラルによってカバーされている受益者に年間手当を配分するものである。この手当は、特にソシエテ・ジェネラルの社内における勤続年数によって決まる。法令の適用においていわゆる「ランダム・ライツ」と呼ばれる確定給付年金制度を終了する条例の公布日である2019年7月4日以降、この制度は新規の従業員に対しては停止し、受益者の権利は2019年12月31日付けで凍結された。

スイスでは、雇用主と従業員代表から構成される個人保護保険協会（基金）によって制度が運用されている。雇用主とその従業員は、その基金に拠出金を支払う。年金給付は、保証された利回りで再評価され、そしてまた保証された転換率（キャッシュバランス・スキーム）で年金（または一時金）に転換されている。この最低保証利回りのため、この制度は確定給付制度に類似していると考えられる。

近年、ソシエテ・ジェネラル・グループは、積極的に確定給付制度を確定拠出制度に変換する政策を実施してきた。

英国では、新規の従業員に対して20年近く確定給付制度を停止し、最終の受給者の給付は2015年に凍結された。この制度は、第三者機関（受託機関）によって管理されている。

同様に、米国では、確定給付制度は、新規の従業員に対して2015年に停止され、新規給付の権利確定は凍結されている。

貸借対照表に計上された資産と負債の調整

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日				
	フランス	英国	米国	その他	合計
A-確定給付債務の現在価値	1,246	949	303	864	3,362
B-制度資産の公正価値	76	999	299	281	1,655
C-分離資産の公正価値	1,147	-	-	3	1,150
D-アセット・シーリングの増減	-	-	-	-	-
A-B-C+D=正味残高	23	(50)	4	580	557
貸借対照表の負債側	1,170	-	4	587	1,761
貸借対照表の資産側 ⁽¹⁾	1,147	50	-	6	1,204

(1) その内、1,150百万ユーロは、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」に計上された分離資産勘定で53百万ユーロは、「その他の資産」に計上された余剰資産関連である。

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日				
	フランス	英国	米国	その他	合計
A-確定給付債務の現在価値	1,226	891	300	805	3,221
B-制度資産の公正価値	188	976	280	279	1,723
C-分離資産の公正価値	963	-	-	-	963
D-アセット・シーリングの増減	-	-	-	-	-
A-B-C+D=正味残高	75	(85)	20	526	535
貸借対照表の負債側	1,070	-	20	529	1,619
貸借対照表の資産側 ⁽¹⁾	995	85	-	3	1,084

(1) その内、963百万ユーロは、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」に計上された分離資産勘定で121百万ユーロは、「その他の資産」に計上された余剰資産関連である。

確定給付の費用の構成要素

(単位：百万ユーロ)	2020年	2019年
社会保険料を含む現在勤務費用	81	79
従業員拠出金	(5)	(5)
過去勤務費用/縮小	(12)	(80)
費用経由での振替	-	-
正味利息	4	8
A-損益計算書に認識された構成要素	68	2
資産に係る数理計算上の差異	(206)	(257)
人口統計上の仮定の変動による数理計算上の差異	(15)	(2)
経済的財務的仮定の変動による数理計算上の差異	259	295
実績による数理計算上の差異	17	(32)
アセット シーリングの変動	-	-
B-未実現・繰延損益に認識された構成要素	55	4
C=A+B 確定給付の費用の構成要素合計	123	6

確定給付債務の現在価値の増減

(単位：百万ユーロ)	2020年	2019年
1月1日現在	3,221	3,029
社会保険料を含む現在勤務費用	81	79
過去勤務費用/縮小	(12)	(80)
清算	-	-
正味利息	42	57
人口統計上の仮定の変動による数理計算上の差異	(15)	(2)
経済的財務的仮定の変動による数理計算上の差異	259	295
実績による数理計算上の差異	17	(32)
為替の調整	(82)	58
給付の支払い	(157)	(149)
連結範囲の変更	1	(29)
振替その他	7	(6)
12月31日現在	3,362	3,221

積立資産の公正価値の増減

(単位：百万ユーロ)	制度資産		分離資産	
	2020年	2019年	2020年	2019年
1月1日現在	1,723	1,534	963	902
資産に係る予想収益	29	37	8	12
資産に係る数理計算上の差異	134	164	72	93
為替の調整	(80)	58	-	-
従業員による拠出	5	5	-	-
制度資産への雇用主による拠出	32	23	-	-
給付の支払い	(81)	(76)	-	(45)
連結範囲の変更	-	(21)	-	-
振替その他	(107)	-	107	-
アセット・シーリングの変動	-	-	-	-
12月31日現在	1,655	1,723	1,150	963

積立資産に関する一般情報（すべての給付と将来の拠出金について）

積立資産は制度資産および分離資産勘定を含む。

積立資産は、国によって異なる割合でグループの義務の約82%を占めている。

従って、英国の確定給付制度の義務は、全額ヘッジされ、米国およびフランスの義務は96%ヘッジされているが、一方ドイツでは積立されていない。

制度資産の公正価値の内訳は、以下の通りである。債券75%、株式12%およびその他の投資13%。ソシエテ・ジェネラルが直接保有している金融商品には、重要性はない。

積立資産の超過額は、191百万ユーロである。

2021年の退職後確定給付制度に支払われる事業主の拠出金は、16百万ユーロと見積もられている。

制度のヘッジ戦略は、各会社の財務および人事部門と連携して各社ごとに決定され、必要に応じ特別の機関（受託者、基金、共同組織等）によって決定されている。さらに、負債投資あるいはファイナンス戦略は、グローバルなガバナンス・システムを通じてグループ・レベルでモニターされている。委員会の会議は、人事部、財務部およびリスク部門の代表幹部が出席して、当グループの従業員給付、投資と運用に関する指針を定義し、決定を確認し、また、当グループにとって関連するリスクをフォローするために運営されている。

各制度の存続期間および各国の規則に従って、積立資産は、保証の如何に係らず株式あるいは固定金利商品に投資されている。

制度資産および分離資産勘定の利回り実績の内訳は、以下の通りである。

(単位：百万ユーロ)	2020年	2019年
制度資産	164	201
分離資産勘定	80	106

地域別の主要な仮定

	2020年12月31日	2019年12月31日
割引率		
フランス	0.36%	0.82%
英国	1.24%	2.00%
米国	2.55%	3.19%
その他	0.44%	0.73%
長期インフレ率		
フランス	1.22%	1.28%
英国	3.01%	2.92%
米国	N/A	N/A
その他	1.20%	1.22%
今後の昇給率		
フランス	1.47%	0.82%
英国	N/A	N/A
米国	N/A	N/A
その他	1.23%	1.20%
従業員平均残存勤務年数		
フランス	8.45	9.24
英国	4.17	5.17
米国	7.85	7.87
その他	9.97	9.97
残存年数		
フランス	13.94	13.79
英国	16.84	16.28
米国	16.17	15.28
その他	15.13	14.69

地域別の仮定は、確定給付債務(DB0)の加重平均によるものである。

使用した割引イールドカーブは、米ドル、英ポンドおよびユーロについて観察された10月末のAAの社債のイールドカーブ（メリルリンチ情報）で、割引率の変動が重要な影響を与える場合には12月末に修正されている。

ユーロおよび英ポンド通貨圏について使用したインフレ率は、10月末に観察された市場レートであり、その変動が重要な影響を与える場合には12月末に修正されている。その他の通貨圏について使用されたインフレ率は中央銀行の長期目標である。

従業員平均残存勤務年数は、転職率の仮定を考慮して計算されている。

上記の仮定は、退職後給付制度に適用されている。

主な仮定の変動に対する確定給付債務の感応度

(測定項目の%)	2020年12月31日	2019年12月31日
割引率の変動	+0.5%	+0.5%
N年12月31日現在の確定給付債務の現在価値に対する影響	-7%	-7%
長期インフレの変動	+0.5%	+0.5%
N年12月31日現在の確定給付債務の現在価値に対する影響	5%	5%
今後の昇給率の変動	+0.5%	+0.5%
N年12月31日現在の確定給付債務の現在価値に対する影響	1%	2%

開示した感応度は、確定給付債務の現在価値によって加重平均された額である。

今後の給付の支払いの内訳

(単位：百万ユーロ)	2020年	2019年
N+1	169	160
N+2	140	148
N+3	150	154
N+4	156	163
N+5	164	169
N+6～N+10	798	851

注5.3 株式に基づく報酬制度**会計方針**

ソシエテ・ジェネラルおよびその子会社の株式に基づく報酬には以下のものが含まれている。

■ 資本性金融商品による支払い

■ 資本性金融商品の価値の変動に基づく現金支払

株式に基づく報酬は、従業員に付与された株式に基づく報酬の公正価値の金額で、その決済条件によって定期的に「人件費」として営業費用を生じさせるものである。

持分決済型株式に基づく報酬（無償株式、株式購入または引受オプション）については、これらの公正価値は、権利確定日に測定され、権利確定期間にわたり、株主資本の「発行済普通株式および資本準備金」に計上される。各決算日において、これら商品の数は、業績とサービスの条件を考慮し、当初決定された制度の総費用を調整するために見直される。制度の開始以降「人件費」に計上されていた費用も調整される。

現金決済型株式に基づく報酬(非上場会社により付与されたストック・オプションあるいはソシエテ・ジェネラルまたは、その子会社の1つの株式を指標とした報酬)については、その支払金額の公正価値は、オプションの権利確定期間にわたり費用として計上され、相手勘定として貸借対照表の「その他の負債－未払従業員給付費」に負債計上している。この支払債務項目は、基礎となる株式の価値の変動はもちろんのこと、業績と存在条件を考慮するために再測定される。費用が資本性のデリバティブ商品によってヘッジされるとき、ヘッジ目的のデリバティブの公正価値の増減の有効部分は、同様に損益計算書の「人件費」に計上される。

当グループは、一部の従業員に株式購入または引受オプション、無償株式あるいはソシエテ・ジェネラル、またはその子会社の1つの株価に連動して将来の現金支払を受ける権利を付与することが可能である。

オプションは、報奨を生じさせる条件あるいは受益者のオプションの行使を待たずに、従業員に最初のオプションが通知された時に、その公正価値で測定される。

当グループのストック・オプション制度は、当グループがオプション受益者の行動を考慮するのに適切な統計値を保有している場合、2項モデルを使用して評価している。そのようなデータが利用不可能な場合には、ブラック・ショールズ・モデルまたはモンテカルロ・モデルを使用する。評価は独立した年金数理士によって行なわれる。

損益計算書に計上した費用

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日			2019年12月31日		
	現金決済制度	持分決済制度	制度合計	現金決済制度	持分決済制度	制度合計
株式購入制度、ストック・オプションおよび無償株式制度による費用純額	108	42	150	111	60	171

ソシエテ・ジェネラルのストック・オプション制度および無償株式制度の説明は、この注記を補完するものであり、上記「第5 提出会社の状況、3 コーポレート・ガバナンスの状況等、(1) コーポレート・ガバナンスの概要」に記載されている。

[前へ](#)

[次へ](#)

注6 法人所得税

 要旨	法人所得税は、「その他の営業費用」に分類されているその他の税金とは区別して表示されている。法人所得税は、それぞれの連結事業体が所在する国において適用される税率と税制によって計算されている。 損益計算書に表示されている法人所得税には、当期税金と繰延税金が含まれている。 ■ 当期税金は、報告期間の課税所得によって計算される納税額（または還付税金）に相当する。 ■ 繰延税金は、過去の取引に起因し、将来の報告期間に支払われる（または還付される）税額に相当する。

会計方針

当期税金

当期税金は、連結納税主体毎の課税所得に基づいており、地方課税当局が設定した規則に従って算定され、それにより法人税が支払われる。この税金費用はまた、法人所得税に適用される税金調整に対する正味引当金を含んでいる。

貸出金受取利息および有価証券利息に関して生じる税額控除は、当該事業年度の法人所得税の清算で適用されるため、関連する利息勘定に含まれる。関連する税金費用は連結損益計算書上「法人所得税」に含まれる。

繰延税金

当グループは、貸借対照表の資産および負債の会計上の簿価と税務上の簿価との間に将来の税金支払に影響を及ぼす一時差異を識別した場合、繰延税金を認識している。

繰延税金資産および負債は、連結納税主体毎に、法人所得税が支払われる現地の課税当局が設定した規則に従って測定される。この金額は、その繰延税金資産が実現され、あるいは負債が決済されるときに適用されると予想される制定もしくは実質的に制定されている税率に基づいている。これらの繰延税金は、税率が変更された場合には調整される。この金額は、現在価値に割引かれない。

繰延税金資産は、将来減算一時差異または繰越欠損金から生じる。これらの繰延税金資産は、関係する企業が一定期間内にこれらの資産を回収する可能性が高い場合にのみ計上される。これらの一時差異または税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得に対して使用することが可能である。

税務上の繰越欠損金は、それぞれの関連する企業に適用される税制とその税金収益・費用に関する現実的な予想を考慮して毎年見直されている。以前に認識されていなかった繰延税金資産は、将来の課税所得によって繰延税金資産が回収可能となる可能性が高くなった範囲内で貸借対照表に計上される。しかし、すでに貸借対照表に認識された繰延税金資産の帳簿価額は、全部もしくは一部回収できないリスクが生じたときには減額される。

当期税金および繰延税金は、連結損益計算書の「法人所得税」に認識されている。しかし「未実現・繰延損益」に認識された損益に関連する繰延税金は、株主資本の同じ科目に認識されている。

税金の不確実性

当グループが適用している税務上の処理については不確実性がある。税務当局がいくつかの税務処理を認めなければ、これらの不確実性は税金負債に含まれる税金調整引当金を相手勘定として税金費用/利益に計上される。

関連するリスクの性質および金額に関する情報は、開示することによって、当該引当金に関する他の当事者との係争における当グループの立場を著しく損なうと考えられる場合には開示しない。

注6.1 法人所得税

(単位：百万ユーロ)	2020年	2019年
当期税金	(708)	(968)
繰延税金	(496)	(296)
合計	(1,204)	(1,264)

グループの標準税率と実効税率との差異の調整

(単位：百万ユーロ)	2020年		2019年	
	%	百万ユーロ	%	百万ユーロ
持分法投資損益およびのれんの減損損失控除前税引前利益		2,081		5,339
グループの実効税率	57.87%		23.67%	
永久差異	1.70%	35	2.51%	134
免税または軽減税率適用の有価証券に係る差異	-1.49%	(31)	-2.74%	(146)
フランス国外で課税される利益に係る税率差異	13.21%	275	9.13%	486
繰延税金資産/負債の測定の増減 ⁽¹⁾	-39.27%	(817)	1.86%	100
フランスの会社に適用される標準税率 (3.3%の社会保障拠出金を含む)	32.02%		34.43%	

(1) 2020年のこの金額には、フランスの納税グループの繰延税金資産の650百万ユーロの削減が含まれる。

普通法人税率を定めているフランスの税務条項に従って売上高が250百万ユーロ以上の会社に対する税率は、以下の軌跡に従って段階的に引き下げられ、2022年に25%になる予定である（フランス税法第219条）。

- 2020年1月1日から2020年12月31日までの間に開始する事業年度については、通常税率31%プラス既存の3.3%の社会保障拠出金（CSB）
- 2021年1月1日から2021年12月31日までの間に開始する事業年度については、通常税率27.5%プラス既存の3.3%の社会保障拠出金（CSB）

フランスの会社に係る繰延税金は、一時差異の戻入に適用される税率によって測定される。2022年までのフランス税率の段階的引下げに関しては（CSB含む）、以下の通りである。

- 通常税率で課税される所得の税率は、2020年は32.02%、2021年は28.41%、2022年以降は25.83%
- 免税される長期所得については、手数料および費用に相当する12%部分を除き、税率は、2020年は3.84%、2021年は3.41%、2022年以降は3.10%

株式投資に係る長期キャピタル・ゲインは、課税が免除されているが、手数料および費用に相当する部分については通常の法定税率での課税対象となる。手数料および費用に相当する部分はキャピタル・ゲイン総額の12%となっており、会社が正味の長期キャピタル・ゲインを実現した場合にのみ適用される。

さらに親子体制のもとでは、ソシエテ・ジェネラルの持分が5%以上ある会社からの配当金は、課税が免除されるが、手数料および費用に相当する1%または5%部分は通常の法定税率により課税される。

注6.2 税金資産および負債

税金資産

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日	2019年12月31日
当期税金資産	895	1,038
繰延税金資産	4,106	4,741
内、繰越欠損金に係る繰延税金資産	1,840	2,659
内、一時差異に係る繰延税金資産	2,266	2,082
合計	5,001	5,779

税金負債

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日	2019年12月31日
当期税金負債	440	602
税金調整引当金	90	101
繰延税金負債	693	706
合計	1,223	1,409

関連する各納税事業体に適用される税制およびその税金計算の現実的な予想を考慮に入れて、当グループは毎年、税務上の繰越欠損金を利用できる可能性についてのレビューを行っている。この目的のために税金計算は、2021年から2025年までの事業成果の予想に基づいて決定される。税金計算には、関係事業体および司法管轄に適用される会計上および税務上の調整（一時差異に係る繰延税金資産および負債の戻入）が含まれる。これらの調整は、過去の税務実績および当グループの税務の専門知識に基づいて決定される。各税金事業体の中で実行されている活動の性質に従って2026年から合理的な期間にわたって推定が行われる。

本来、選択したマクロ経済要素の評価および税金計算を決定するために使用した内部の見積りは、損失負担の先行きに対する実現性に係るリスクと不確実性を含んでいる。これらのリスクおよび不確実性は、特に、適用される税務規則の変更の可能性（税務上の繰越欠損金の配分のルールとともに税金計算）または選択した仮定の実現性に関係するものである。これらの不確実性は、予算上および戦略的仮定に係るストレス・テストによって緩和されている。

2020年6月30日現在、税金計算の予測にCovid-19の危機によって生じる結果および不確実性を含め、税務上の繰越欠損金の具体的なレビューを実施した。その結果、フランスの納税グループにおいて潜在的な回収不能リスクが識別された。従い、繰延税金資産の650百万ユーロは6月末にはもはや認識されていない。

2020年12月31日現在まで更新された将来予想に基づき、将来の課税所得に対して税務上の繰越欠損金を使用することができることを確認している。

注6.3 繰越欠損金について認識された繰延税金資産

2020年12月31日現在、各事業体の税制およびその現実的な税金収益の予測に基づいた繰延税金資産の回収予想期間は下記の表の通りである。

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日	法定繰越可能期間	予想回収期間
税務上の繰越欠損金に関連する繰延税金資産合計	1,840	-	-
内、フランスの税金グループ	1,505	無期限 ⁽¹⁾	9年
内、米国の税金グループ	285	20年 ⁽²⁾	7年
その他	50	-	-

(1) 2013年フランス財政法に従い、前期欠損金の控除は百万ユーロに、この限度を超過する事業年度の課税所得の端数の50%を加算した額に限定されている。欠損金の控除不能部分は無期限に同じ条件で翌期以降に繰越できる場合がある。

(2) 2011年12月31日以前に生じた税務上の欠損金

2020年12月31日現在、主な未認識繰延税金資産は、合計1,126百万ユーロ（2019年12月31日現在の467百万ユーロに比較して）である。大部分は、フランスの納税グループの650百万ユーロ（2019年12月31日現在のゼロに比較して）、米国の納税グループの305百万ユーロ（2019年12月31日現在の413百万ユーロに比較して）、SGシンガポールの70百万ユーロ（2019年12月31日現在35百万ユーロに比較して）およびSG de Banques en Guinée équatorialeの40百万ユーロ（内、9百万ユーロは、税務上の繰越欠損金関連するものおよび31百万ユーロは、一時差異に関連するもの）に関連するものである。これらの繰延税金資産は、将来の課税所得によって回収できる可能性に応じて貸借対照表に計上できる。

ジェローム・ケルビエルに対する訴訟に起因する損失の税務上の取り扱いに関して、ソシエテ・ジェネラルは、2016年9月23日のベルサイユ控訴院の判決が、フランス最高行政裁判所（*Conseil d'État*）の2011年の意見書およびこの点に関して最近再確認された判例に照らしてその効力を問題にする可能性は高くないと考えている。従って、ソシエテ・ジェネラルは、相当する繰延税金資産は将来の課税所得に対して回収可能であると考えている。

しかし、2016年9月に経済・財務相が示唆したように、税務当局はこの帳簿上の損失の税務上の影響を調査し、ジェローム・ケルビエルの訴訟によって生じる4.9十億ユーロの金額の損金算入を問題にしようとしていることを最近確認した。この税務上の修正案は直ちに影響することではなく、ソシエテ・ジェネラルが当該損失から生じる繰越欠損金を課税所得から控除するポジションにあるときに税務当局から送付される更正通知によって確かめなければならないであろう。そのような状況は銀行の予想によれば数年間は起こらないと思われる。当局が適当な時に彼らのポジションを確認することを決めた場合には、当然に、ソシエテ・ジェネラル・グループは管轄裁判所に対してその権利を主張することになるであろう。

[前へ](#) [次へ](#)

注7 株主資本

 要旨	資本は、分配されていない累積剰余金（利益剰余金）と同様に外部の株主が資本として当グループに拠出した資源である。その中には金融商品が発行されたときに受取る資源も含まれ、これについて発行体は、これらの金融商品（特定の永久劣後債のような）の保有者に現金を引渡す契約上の義務はない。 資本は、契約上の満期はなく、株主あるいはその他の資本性金融商品の保有者に報酬が支払われるとき、損益計算書に影響することはない、資本の部の利益剰余金を直接減額する。 「株主持分変動」計算書は、報告期間の資本の構成要素に影響を与える様々な変動を表している。

注7.1 自己株式および当グループが発行した株主資本

会計方針 自己株式 当グループが保有するソシエテ・ジェネラル株式は、保有目的に関係なく連結資本から控除されている。当該株式に係る利益は、利益剰余金に認識されている。 当グループが購入もしくは売却した当グループの子会社が発行した株式の認識は、注2に記載している。 当グループが発行した株主資本 当グループが発行した金融商品は、全体としてまたは一部が契約上、発行者に有価証券の保有者に現金を引き渡す義務を課すか否かによって負債または資本に計上される。 資本として分類されると、ソシエテ・ジェネラルが発行した有価証券は、「その他の資本性金融商品」に計上される。グループの子会社によって発行された場合には、これらの有価証券は、「非支配持分」に計上される。資本性金融商品の発行に関連した外部費用は、その税引後金額で資本から直接控除される。 負債性金融商品として分類されると、当グループが発行した有価証券は、その性質により「発行債券」あるいは「劣後債務」に計上される。それらは、償却原価で測定されたその他の金融負債と同じ方法で会計処理される（注3.6参照）。

注7.1.1 普通株式および資本準備金

(百万ユーロ)	2020年12月31日	2019年12月31日
発行済み資本金	1,067	1,067
発行済みプレミアムおよび資本準備金	21,465	21,417
自己株式の消去	(199)	(515)
合計	22,333	21,969

ソシエテ・ジェネラルS.A.が発行した普通株式

(株式数)	2020年12月31日	2019年12月31日
普通株式	853,371,494	853,371,494
— 議決権のある自己株式を含む ⁽¹⁾	4,512,000	3,706,880
— 従業員保有株式を含む	69,033,084	57,369,330

(1) トレーディング目的あるいは流動性契約に関連して保有するソシエテ・ジェネラルの株式は除かれている。

2020年12月31日現在のソシエテ・ジェネラル S.A. の資本金は、1,066,714,367.50ユーロで、額面1.25ユーロの株式、853,371,494株から構成されている。

注7.1.2 自己株式

2020年12月31日現在、当グループは、自己株式としてソシエテ・ジェネラル S.A.の資本金の0.55%に相当する自社株式を、トレーディング目的あるいは株主資本の積極的運用目的で、4,690,634株所有している。

自己株式（および関連デリバティブ）について当グループがその資本から控除した金額は、トレーディング目的で保有する株式73百万ユーロを含め、199百万ユーロとなった。

2020年度中の自己株式の増減の内訳は以下の通りである。

(単位：百万ユーロ)	流動性契約	トレーディング活動	自己株式および株主資本の積極的運用	合計
購入金額相殺後の正味売却額	-	303	13	316
株主資本に計上した自己株式および自己株式デリバティブに係る税引後キャピタルゲイン	-	(2)	(55)	(57)

注7.1.3 発行した資本性金融商品**永久劣後債**

当グループが発行し、利払いを決定する裁量的な性質を有する永久劣後債は、資本として分類されている。

2020年12月31日現在、当グループが発行し、グループの株主資本の部の「その他の持分証券」に計上した永久劣後債は発行時のレートで評価して合計244百万ユーロである。

発行日	2019年12月31日 現在現地通貨 による金額	2020年における 買戻し および償還	2020年12月31日 現在現地通貨に よる金額	発生時の相場 による百万ユー ロ単位の金額	配当金
1985年7月1日	62百万ユーロ	—	62百万ユーロ	62	各期日前の6月1日から5月31日までの期間について-0.25%のBAR(債券平均金利)
1986年11月24日	248百万米ドル	—	248百万米ドル	182	参照先の銀行から提供された6ヶ月物ユーロ/ドル預金の平均金利+0.075%

永久超劣後債

株主への配当の支払いに関する決定権を有する裁量的性質があるため、永久超劣後債は、資本として分類され、「その他の資本性金融商品」に計上されている。

2020年12月31日現在、当グループが発行し、グループの株主資本の部の「その他の持分証券」に計上した永久超劣後債は発行時のレートで評価して合計9,051百万ユーロである。

当グループが発行した永久超劣後債の金額の増減は、当期中の1件の発行および1件の償還により説明される。

発行日	2019年12月31日 現在現地通貨 による金額	2020年における 買戻し および償還	2020年12月31日 現在現地通貨 による金額	発生時の相場 による百万ユーロ 単位の金額	配当金
2013年12月18日	1,750百万米ドル		1,750百万米ドル	1,273	7.875%、2023年12月18日以降米ドル5年物スワップ・レート仲値+4.979%
2014年6月25日	1,500百万米ドル	1,500百万米ドル	-	-	6%、2020年1月27日以降米ドル5年物スワップ・レート仲値+4.067%
2014年4月7日	1,000百万ユーロ		1,000百万ユーロ	1,000	6.75%、2021年4月7日以降ユーロ5年物スワップ・レート仲値+5.538%
2015年9月29日	1,250百万米ドル		1,250百万米ドル	1,111	8%、2025年9月29日以降米ドル5年物スワップ・レート仲値+5.873%
2016年9月13日	1,500百万米ドル		1,500百万米ドル	1,335	7.375%、2021年9月13日以降米ドル5年物スワップ・レート仲値+6.238%
2018年4月6日	1,250百万米ドル		1,250百万米ドル	1,035	6.750%、2028年4月6日以降米ドル5年物スワップ・レート仲値+3.929%
2018年10月4日	1,250百万米ドル		1,250百万米ドル	1,105	7.375%、2023年10月4日以降米ドル5年物スワップ・レート仲値+4.302%
2019年4月16日	750百万シンガポール・ドル		750百万シンガポール・ドル	490	6.125%、2024年4月16日以降5年物スワップ・レート仲値+4.207%
2019年9月12日	700百万豪ドル		700百万豪ドル	439	4.875%、2024年9月12日以降5年物スワップ・レート仲値+4.036%
2020年11月18日	-		1,500百万米ドル	1,264	5.375%、2030年11月18日以降米ドル5年物スワップ・レート仲値+4.514%

子会社が発行したその他の資本性金融商品

株主への配当の支払いに関する決定権を有する裁量的性質があるため、当グループの子会社が発行した永久劣後債は、資本として分類されている。

2020年12月31日現在、当グループの子会社が発行し、非支配持分に計上したその他の資本性金融商品は合計800百万ユーロである。

発行日	金額	配当金
2014年12月18日(12年後ステップアップ条項)	800百万ユーロ	4.125%、2026年以降5年物スワップ・レート仲値+年4.150%

発行した資本性金融商品の変動の要約

「資本、グループ持分」に含まれる永久劣後債および超劣後債に関連する変動の詳細は、以下の通りである。

(単位：百万ユーロ)	2020年			2019年		
	超劣後債	永久劣後債	合計	超劣後債	永久劣後債	合計
準備金に計上された支払配当金	(618)	(3)	(621)	(717)	(7)	(724)
想定元本の変動	162	-	162	23	-	23
純損益に計上された株主に対する未払利息に係る税金節約額	198	12	210	257	2	259
劣後債に関連する発行費用	(7)	-	(7)	(4)	-	(4)

注7.1.4 連結の範囲の増減の影響

資本、グループ持分に80百万ユーロで計上された連結の範囲の増減の影響は、主に非支配持分に係るプット・オプションに関連した債務の再評価に関連するものである。

注7.2 一株当たり利益および配当金

会計方針

一株当たり利益は、普通株主に帰属する純利益を、自己株式を除いて期中の加重平均株式数で除することにより測定される。普通株主に帰属する純利益は、資本に分類される優先株式、劣後証券あるいは超劣後債の保有者のような優先株主の配当の権利を考慮する。一株当たり希薄化後利益は、希薄化効果のある金融商品（ストック オプションあるいは無償株式制度）が普通株式に転換されるとき株主持分の潜在的な希薄化を考慮する。この希薄化効果は、株式買戻し法を使用して算定される。

注7.2.1 一株当たり利益

(単位：百万ユーロ)	2020年	2019年
グループ純利益	(258)	3,248
劣後債および超劣後債に帰属する純利益	(604)	(708)
劣後債および超劣後債に関連する発行費用	(7)	(4)
普通株主に帰属する純利益	(869)	2,536
加重平均発行済普通株式数 ⁽¹⁾	850,384,674	829,901,725
普通株式一株当たり利益(ユーロ)	(1.02)	3.05
希薄化の計算で使用された平均普通株式数	-	-
株式一株当たり希薄化後純利益の計算で使用された加重平均普通株式数	850,384,674	829,901,725
普通株式一株当たり希薄化後利益(ユーロ)	(1.02)	3.05

(1) 自己株式を除く。

注7.2.2 支払配当金

Covid-19の危機の期間の配当金分配方針に関連する2020年3月27日の欧州中央銀行の勧告に従って、ソシエテ・ジェネラルは、2019年度の普通株式について配当金は、支払っていない。

(単位：百万ユーロ)	2020年			2019年		
	グループ持分	非支配持分	合計	グループ持分	非支配持分	合計
株式配当	-	-	-	(889)	-	(889)
現金配当	-	(91)	(91)	(881)	(379)	(1,260)
合計	-	(91)	(91)	(1,770)	(379)	(2,149)

注7.3 未実現・繰延損益

未実現・繰延損益の変動の内訳

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日				
	総額	税金	正味金額	内数	
				正味グループ持分	非支配持分
換算差額	(2,587)	-	(2,587)	(2,425)	(162)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品の再評価	452	(90)	362	288	74
売却可能金融資産の再評価	642	(187)	455	453	2
ヘッジ目的デリバティブの再評価	184	13	197	201	(4)
損益計算書にリサイクルする未実現損益小計	(1,309)	(264)	(1,573)	(1,483)	(90)
確定給付制度に係る数理損益 ⁽²⁾	(55)	16	(39)	(31)	(8)
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債の自社リスクの再評価 ⁽³⁾	(396)	101	(295)	(294)	(1)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品の再評価	49	(3)	46	46	-
損益計算書にリサイクルしない未実現損益小計	(402)	114	(288)	(279)	(9)
合計	(1,711)	(150)	(1,861)	(1,762)	(99)

(単位：百万ユーロ)	2019年-2020年の増減				
	総額	税金	正味金額	内数	
				正味グループ持分	非支配持分
換算差額 ⁽¹⁾	(1,776)	3	(1,773)	(1,672)	(101)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品の再評価	247	(46)	201	152	49
売却可能金融資産の再評価	117	(43)	74	70	4
ヘッジ目的デリバティブの再評価	154	(9)	145	145	-
損益計算書にリサイクルする未実現損益小計	(1,258)	(95)	(1,353)	(1,305)	(48)
確定給付制度に係る数理損益 ⁽²⁾	(53)	18	(35)	(33)	(2)
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債の自社リスクの再評価 ⁽³⁾	(79)	20	(59)	(53)	(6)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品の再評価	16	(1)	15	10	5
損益計算書にリサイクルしない未実現損益小計	(116)	37	(79)	(76)	(3)
合計	(1,374)	(58)	(1,432)	(1,381)	(51)

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日				
	総額	税金	正味金額	内数	
				正味グループ持分	非支配持分
換算差額	(811)	(3)	(814)	(753)	(61)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品の再評価	205	(44)	161	136	25
売却可能金融資産の再評価	525	(144)	381	383	(2)
ヘッジ目的デリバティブの再評価	30	22	52	56	(4)
損益計算書にリサイクルする未実現損益小計	(51)	(169)	(220)	(178)	(42)
確定給付制度に係る数理損益 ⁽²⁾	(2)	(2)	(4)	2	(6)
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債の自社リスクの再評価 ⁽³⁾	(317)	81	(236)	(241)	5
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品の再評価	33	(2)	31	36	(5)
損益計算書にリサイクルしない未実現損益小計	(286)	77	(209)	(203)	(6)
合計	(337)	(92)	(429)	(381)	(48)

(1) 当グループは、ユーロに対する為替レートの変動に対しCET1比率が反応しないようにするために構造的な外国為替のポジションを部分的にヘッジしている（上記「第3 事業の状況、2 事業等のリスク」参照）。為替換算調整の増減、-1,672百万ユーロのグループの持分は、ヘッジされていない構造的な外国為替ポジションに起因するものである。この増減は、主にユーロに対し米ドル高（-1,206百万ユーロ）およびロシア・ルーブル安（256百万ユーロ）によるものである。

(2) これらの項目に表示された損益は、次年度の期首に「利益剰余金」に振替られる。

(3) 金融負債の認識中止において、当グループの自社信用リスクに起因する潜在的な実現損益は、次年度の期首に「利益剰余金」への振替の対象になる。

注8． 追加開示

注8.1 セグメント報告

注8.1.1 セグメント報告の定義

当グループは、様々な事業部門およびその活動の地理的な内訳を考慮したマトリックス・ベースで運営されている。従って、セグメント報告情報は、2つの基準に基づいて表示されている。

当グループは、すべての各部門の経営成績に、その活動に直接関連するすべての営業収益および費用を含めている。さらに、各部門の収益には、コーポレートセンターを除いて、見積グループ資本利益率に基づいて配分された資本利回りが含まれている。一方、部門の帳簿上の資本利回りは、コーポレートセンターに再配分される。部門間の取引は、当グループ以外の顧客に適用されるものと同じ契約条件で実施される。

当グループの基幹事業は、3つの戦略的中核事業を通じて運営されている。

■ フランス国内リテールバンキング部門。ソシエテ・ジェネラル、クレディ デュ ノールおよびブルソラマを含む。

■ 国際リテール バンキング&金融サービス部門。その内訳は、

－消費者金融事業を含む国際リテール バンキング

－法人向け金融サービス（営業用車両のリースおよび管理、設備・ベンダー ファイナンス）

－保険事業

■ グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ部門 。その内訳は、

－グローバル マーケッツ&インベスター サービス

－ファイナンス&アドバイザリー

－アセット&ウエルス マネジメント

戦略的中核事業に加えて、コーポレート センターは、当グループの中心的な資金調達部門として活動している。コーポレートセンターは、そのような機能において子会社に対する持分投資の維持コストと関連配当金の支払い、グループの資産負債管理（ALM）から生じる収益および費用ならびに当グループの資産運用益（産業および銀行株式ポートフォリオおよび不動産の運用）を計上している。主要事業の活動に直接的には関係しない収益および費用もコーポレート センターに配分されている。

セグメント収益は、グループの内部取引を考慮している一方、これらの取引は、セグメント資産および負債から消去されている。

各事業部門に課されている税率は、部門が利益を得ているそれぞれの国において適用されている税率に基づいて、事業年度の開始時に設定された標準税率に基づいている。当グループの税率差異はすべて、コーポレートセンターに配分されている。

地域別のセグメント報告の目的上、セグメント損益ならびに資産および負債は、それを計上している企業の所在地に基づいて表示されている。

注8.1.2 部門別および下位部門別セグメント報告

	2020年										
	国際リテール バンキング&金融サービス					グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ					
	フランス国内 リテール バンキング	国際リテール バンキング	法人向け 金融サービス	保険	合計	グローバル マーケティング& インベスター サービス	ファイナンス& アドバイザー	アセット& ウエルス マネジメント	合計	コーポレート センター ⁽¹⁾	ソシエテ・ ジェネラル グループ合計
(単位：百万ユーロ)											
銀行業務純利益	7,315	4,902	1,735	887	7,524	4,164	2,546	903	7,613	(339)	22,113
営業費用 ⁽²⁾	(5,418)	(2,870)	(916)	(356)	(4,142)	(4,337)	(1,563)	(813)	(6,713)	(441)	(16,714)
営業総利益	1,897	2,032	819	531	3,382	(173)	983	90	900	(780)	5,399
リスク費用	(1,097)	(1,080)	(185)	-	(1,265)	(24)	(861)	(37)	(922)	(22)	(3,306)
営業利益	800	952	634	531	2,117	(197)	122	53	(22)	(802)	2,093
持分法投資純損益	(1)	-	-	-	-	4	-	-	4	-	3
その他の資産から	158	4	11	-	15	11	(3)	(8)	-	(185)	(12)
の純損益 ⁽⁴⁾											
のれんの評価調整	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(684)	(684)
税引前利益	957	956	645	531	2,132	(182)	119	45	(18)	(1,671)	1,400
法人所得税	(291)	(227)	(139)	(165)	(531)	40	69	(9)	100	(482)	(1,204)
連結純利益	666	729	506	366	1,601	(142)	188	36	82	(2,153)	196
非支配持分損益	-	198	96	3	297	23	-	2	25	132	454
グループ純利益	666	531	410	363	1,304	(165)	188	34	57	(2,285)	(258)
セグメント資産	256,211	123,697	38,932	169,239	331,868	566,614	124,114	34,661	725,389	148,484	1,461,952
セグメント負債 ⁽³⁾	264,228	90,784	13,351	154,736	258,871	684,293	47,161	21,324	752,778	119,096	1,394,973

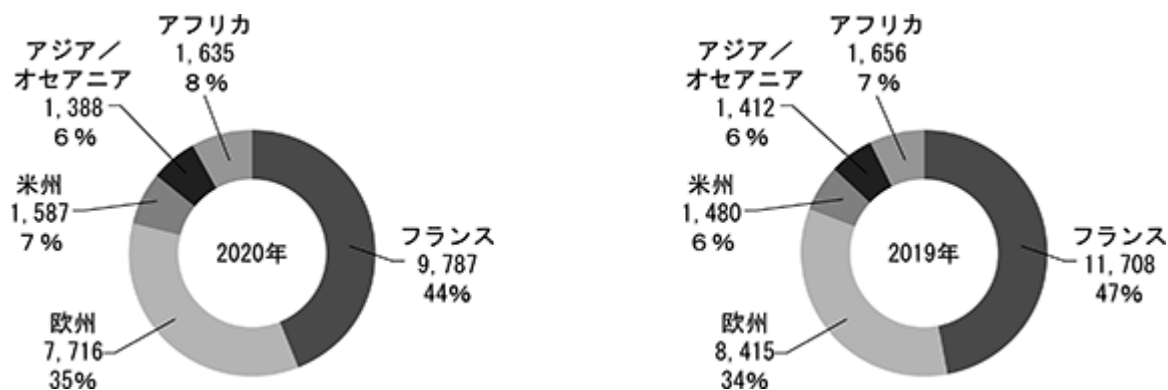
	2019年										
	国際リテール バンキング&金融サービス					グローバル バンキング&インベスター ソリューションズ					
	フランス国内 リテール バンキング	国際リテール バンキング ⁽⁵⁾	法人向け 金融サービス	保険	合計 ⁽⁵⁾	グローバル マーケティング& インベスター サービス	ファイナンス& アドバイザー	アセット& ウエルス マネジメント		コーポレート センター ⁽¹⁾	ソシエテ・ ジェネラル グループ合計
(単位：百万ユーロ)											
銀行業務純利益	7,746	5,592	1,872	909	8,373	5,210	2,547	947	8,704	(152)	24,671
営業費用 ⁽²⁾	(5,700)	(3,252)	(980)	(349)	(4,581)	(4,788)	(1,676)	(888)	(7,352)	(94)	(17,727)
営業純利益	2,046	2,340	892	560	3,792	422	871	59	1,352	(246)	6,944
リスク費用	(467)	(504)	(84)	-	(588)	(13)	(195)	2	(206)	(17)	(1,278)
営業利益	1,579	1,836	808	560	3,204	409	676	61	1,146	(263)	5,666
持分法投資純損益	8	11	1	-	12	4	(1)	-	3	(152)	(129)
その他の資産から の純損益	58	3	-	-	3	4	-	2	6	(394)	(327)
のれんの評価調整	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
税引前利益	1,645	1,850	809	560	3,219	417	675	63	1,155	(809)	5,210
法人所得税	(514)	(410)	(176)	(174)	(760)	(89)	(70)	(15)	(174)	184	(1,264)
連結純利益	1,131	1,440	633	386	2,459	328	605	48	981	(625)	3,946
非支配持分損益	-	394	107	3	504	20	-	3	23	171	698
グループ純利益	1,131	1,046	526	383	1,955	308	605	45	958	(796)	3,248
セグメント資産*	232,840	122,695	43,730	167,249	333,674	505,413	133,132	35,881	674,426	115,555	1,356,495
セグメント負債 ⁽³⁾	226,040	89,754	13,980	156,212	259,946	623,512	46,133	24,736	694,381	107,558	1,287,925

* IFRS第16号に関する2019年11月26日のIFRS解釈委員会 (IFRS IC) の決定に伴い、2019年12月31日に終了した事業年度の公表済み財務諸表に対してその金額を修正再表示している (注1.2参照)。

- (1) 事業部門の活動に直接に関連しない収益および費用は、コーポレート センターの収益に計上されている。営業費用には、2019年第2 四半期の税金調整241百万ユーロに関連する利益が含まれている。
- (2) これらの金額には、「人件費」、「その他の営業費用」および「有形・無形固定資産の償却費、減価償却費および減損」が含まれている。
- (3) セグメント負債は、債務(即ち、資本を除く負債合計)に相当する。
- (4) 2020年のその他の資産からの純損益には、フランス国内リテール バンキングに計上された当グループの資産処分による153百万ユーロのキャピタル・ゲインが含まれており、コーポレート センターに計上された-169百万ユーロの費用に係る損益に関係し、当グループの子会社の処分プログラムに影響に相当するものも含まれている (注2.1参照)。
- (5) 2019年の国際リテール バンキング&金融サービスの部門には、事業部門に分配されていない営業費用の-34百万ユーロのリストラクチャリング費用 (および+11百万ユーロの関連法人所得税) も含まれている。これらの費用は、これらの費用を含める前の2019年のグループ純利益が1,069百万ユーロである国際リテール バンキングの一部の実績に加えられている。

注8.1.3 地域別セグメント報告

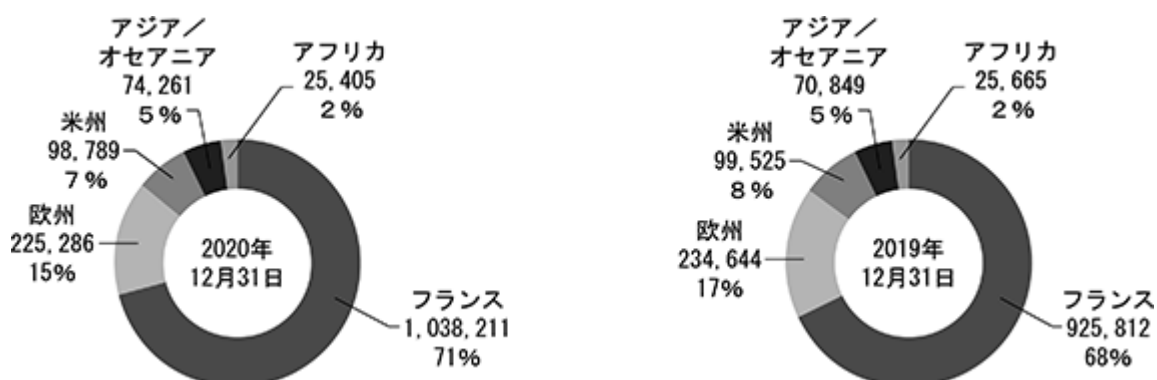
銀行業務純利益の地域別内訳（単位：百万ユーロ）



2020年12月31日現在、銀行業務純利益の金額は、2019年12月31日現在の24,671百万ユーロに対し、22,113百万ユーロである。

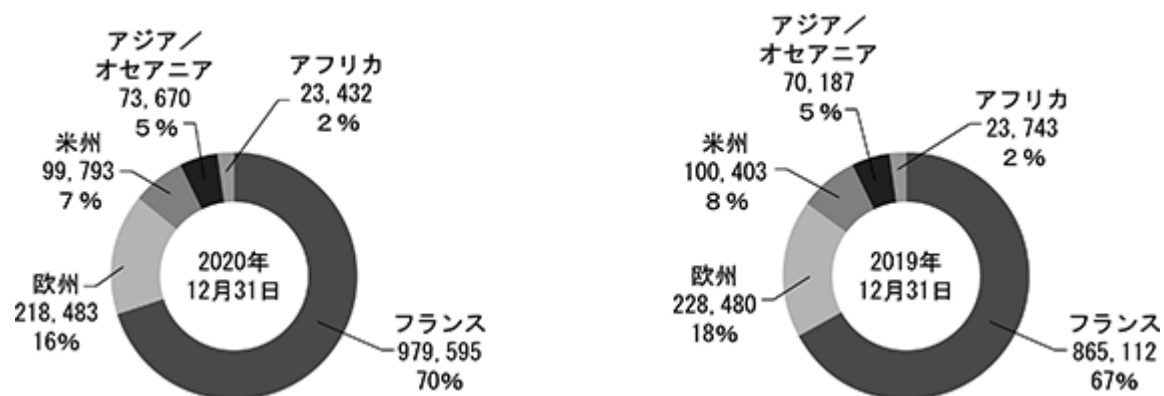
貸借対照表項目の地域別内訳（単位：百万ユーロ）

資産



2020年12月31日現在、資産の金額は、2019年12月31日現在^{*}の1,356,495百万ユーロに対し、1,461,952百万ユーロである。

負債



2020年12月31日現在、負債（株主資本は除く）の金額は、2019年12月31日現在^{*}の1,287,925百万ユーロに対し、1,394,973百万ユーロである。

^{*} IFRS第16号に関する2019年11月26日のIFRS解釈委員会（IFRS IC）の決定に伴い、2019年12月31日に終了した事業年度の公表済み財務諸表に対してその金額を修正再表示している（注1.2参照）。

注8.2 その他の営業費用

会計方針

当グループは、営業費用のサービスのタイプおよび当該サービスの利用比率により営業費用を費用の部に計上している。

レンタル料には、リース負債および使用権資産を認識していない不動産および設備のリース料が含まれている（注8.4参照）。

「租税公課」は、法律に規定された契機となる事象が発生した時にのみ計上される。税金を支払う義務が活動の段階的運営から生じるのであれば、その費用は同じ期間にわたって展開されなければならない。最終的に支払義務が、限度に達したときに生じるのであれば、一旦その限度に到達すれば費用が計上される。

「租税公課」は、公的当局が課すすべての拠出金をカバーし、事業年度の開始時に損益計算書に認識される単一破綻処理基金および預金保険および処理基金に支払われる拠出金、システミック リスク税金およびACPR管理コストに対する拠出を含む。前年度に生じた利益に基づく企業社会連帯拠出金（C3S）は、当事業年度の1月1日現在の損益計算書に全額認識されている。

「その他」は主に建物の維持費およびその他の費用、旅費交通費および事業費用ならびに広告宣伝費を含む。

(単位：百万ユーロ)	2020年	2019年
レンタル料 [*]	(307)	(308)
租税公課	(1,071)	(887)
データおよびテレコム（レンタル料を除く）	(2,087)	(2,328)
コンサルティング費用	(1,121)	(1,370)
その他	(1,235)	(1,347)
合計	(5,821)	(6,240)

^{*} IFRS第16号に関する2019年11月26日のIFRS解釈委員会（IFRS IC）の決定に伴い、2019年12月31日に終了した事業年度の公表済み財務諸表に対してその金額を修正再表示している（注1.2参照）。

銀行破綻処理メカニズム拠出金

金融の安定性を向上することを意図した欧州の規制フレームワークは、信用機関および投資会社の再生および破綻処理のためのフレームワークを確立する2014年5月15日の指令第2014/59/UE（銀行再生・破綻処理指令）により更新された。

2014年7月15日の欧州規則UE第806/2014号は、その後単一破綻処理基金（SRF）の設立を通じて欧州銀行連合内に破綻処理メカニズムの財政手段を決定した。この手段に加えて、国家破綻処理基金（NRF）はSRFの対象とならないが、この処理メカニズムの対象となる機関のために存在する。

単一破綻処理基金（SRF）は、2016年1月に設立され、加盟する欧州金融機関からの年間拠出金を受け取る。2023年末までに基金の利用可能な財政手段は、少なくともすべての加盟金融機関のカバーされた預金の金額の1%に達する予定である。一定割合の年間拠出金が、取消不能の支払契約を通じて提供される。

2020年については、当グループのSRFおよびNRFに対する拠出金の構成は、以下の通りである。

- 合計470百万ユーロの現金拠出金（85%）、その内、435百万ユーロはSRFに対するもの、35百万ユーロはNRFに対するものである。これらの拠出金は、フランスでは税務上控除できないものであり、損益計算書の「租税公課」の「その他管理費用」に計上されている。
- 貸借対照表の「その他の資産」に計上されたSRFに関連する76百万ユーロの現金担保によって保証された取消不能の支払契約（15%）

注8.3 引当金

会計方針

貸借対照表の負債の引当金は、金融商品、訴訟および従業員給付から構成されている。

概要

(単位：百万ユーロ)	2019年 12月31日 現在 引当金	繰入額	利用可能な 戻入額	正味 繰入額	使用した 戻入額	通貨および その他	2020年 12月31日 現在 引当金
オフバランスシートの コミットメントに係る信用リスク に対する引当金（注3.8参照）	640	792	(487)	305	-	(17)	928
従業員給付引当金（注5.2参照）	2,416	365	(120)	245	(220)	140	2,581
モーゲッジ貯蓄制度および勘定の コミットメントに対する引当金	289	73	(6)	67	(1)	-	355
その他の引当金	1,042	150	(209)	(59)	(44)	(28)	911
合計	4,387	1,380	(822)	558	(265)	95	4,775

注8.3.1 モーゲッジ貯蓄契約に基づくコミットメント

会計方針

フランスでは、モーゲッジ貯蓄口座(CEL)およびモーゲッジ貯蓄制度(PEL)は、1965年7月10日の法律第65-554号によって規制されている個人顧客に対する特別貯蓄制度である。これらの商品は、利子が付される貯蓄勘定という形の当初の預金段階と、その後続く融資段階、すなわち預金が住宅抵当貸付を提供するために使用される段階を組み合わせたものである。融資段階では、それ以前に貯蓄段階が存在していることが条件であるため、それと不可分のものである。集められた貯蓄預金と貸出された貸出金は、償却原価で測定される。

これらの商品により、モーゲッジ貯蓄契約の最初に設定された金利で期限が決まっていない期間にわたり顧客の貯蓄に対する利息を支払う義務、および、こちらも貯蓄契約の最初に設定された金利でその後に顧客に融資する義務という、当グループにとって二つのコミットメントが生じる。

PEL/CELの契約に基づくコミットメントが当グループにとって不利な影響を及ぼすことが明らかな場合には、貸借対照表の負債に引当金が計上される。これらの引当金の増減は、「受取利息純額」の「銀行業務純利益」として計上される。これらの引当金は計算日現在存続しているPEL/CELから生じるコミットメントにのみ関連するものである。

引当金は、モーゲッジ貯蓄制度(PEL)の各世代について異なるPELの世代間で相殺せずに計算され、単一の世代を構成するすべてのモーゲッジ貯蓄口座(CEL)について計算される。

預金段階において、引当金額を決定するために使用される対象コミットメントは、平均予想預金金額と最低予想金額との差額として計算される。これらの二つの金額は、過去の顧客行動の観察を基礎に統計的に決定される。

融資段階において、引当てるべき対象コミットメントには、すでに供与されているが、計算日現在まだ引出されていない貸出金と計算日現在の貸借対照表に計上されている預金ならびに過去の顧客行動の観察に基づいて統計的に蓋然性の高い将来の貸出金が含まれている。

PEL/CELの一定の世代に対する予想将来収益の割引価値がマイナスの場合、引当金が計上される。(類似の予想期間と開始日を有する)同等の貯蓄と貸出金に対して個々の顧客に適用される金利に基づいて利益が見積もられる。

PEL/CEL 勘定の預金残高

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日	2019年12月31日
PEL勘定	19,227	19,195
4年未満	734	1,596
4年以上10年以内	11,511	11,581
10年超	6,982	6,018
CEL勘定	1,404	1,333
合計	20,631	20,528

PEL/CEL勘定について供与された住宅融資残高

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日	2019年12月31日
4年未満	-	1
4年以上10年以内	7	13
10年超	9	12
合計	16	26

PEL/CEL勘定に関連したコミットメント引当金

(単位：百万ユーロ)	2019年 12月31日	繰入額	戻入額	2020年 12月31日
PEL勘定	279	73	-	352
4年未満	2	-	-	2
4年以上10年以内	31	1	-	32
10年超	246	72	-	318
CEL勘定	10	-	(7)	3
合計	289	73	(7)	355

引当金の水準は、長期金利に対応している。2020年度中、長期金利が低い水準にあったため、PELおよびCELモーゲッジ貯蓄勘定は、預金に対して利息を支払うコミットメントに付随したリスクと主に連動している。2020年12月31日現在のPEL/CEL貯蓄引当金は、合計貯蓄残高の1.72%となっている。

引当金の評価インプットを設定するために使用する方法

将来の顧客行動を見積もるために使用するインプットは、長期間（10年超）にわたる顧客の過去の行動パターンを観察することから導き出される。これらのインプットの値は、将来の顧客行動の指標として過去のデータの有効性を弱める規制変更が行われた場合に調整することが可能である。

使用される様々な市場のインプットの値、特に金利およびマージンは、観察可能なデータを基礎に計算され、それによってリテール・バンキング部門の金利リスク管理方針に沿って対象期間のこれらの要素の将来の値について評価日現在で最善の見積りが行われる。

使用する割引率は、評価日現在のEuriborのイールド・カーブとゼロクーポン・スワップの12ヶ月間の平均値の対比により算定される。

注8.3.2 その他の引当金

その他の引当金には、リストラクチャリング引当金（スタッフ費用を除く）、商業訴訟引当金および顧客に対する金融取引に関連するファンドの将来の返済に関する引当金が含まれる。

当グループは、事業を行っている国において広範囲な法律上および規制上の枠組みの制約を受けている。この複雑な法的背景の中で、当グループおよび当グループの以前および現在の代表者は、民事、行政および刑事訴訟を含めいろいろな法律行為に巻き込まれることがある。大部分のこれらの訴訟は、当グループの現在のビジネスの一環である。近年投資家との訴訟および銀行や投資顧問のような金融仲介業に係る多くの紛争が一部は難しい金融環境によって増加している。グループの事業体に関する紛争、規制上の訴訟および行為は、特にそれが様々なカテゴリーの原告によって起こされている場合、損害賠償請求の金額が明確でないまたは不明確である場合、あるいは前例のない訴訟である場合、その結果を予測することは、その性質上、困難である。

財務諸表を作成するにあたって、当グループは、関係している法律、規制あるいは調停手続の結果を評価している。これらの訴訟から損失が発生する可能性が高く、金額の見積りが信頼できる場合には引当金を計上している。損失発生蓋然性とこれらの損失金額を評価し、計上すべき引当金の金額を決定するためには、見積りが重要である。経営陣は、財務諸表を作成するときに判断を行い、入手可能な情報をすべて考慮することにより見積りを行っている。特に、当グループは紛争の性質、基礎となる事実、進行中の手続およびすでに言い渡された判決、ならびに類似の事件を扱った当グループおよび他の会社の経験（当グループがそれについて知識を有している場合）、そして適切な場合には専門家や第三者の法律顧問の意見と報告を検討している。

四半期毎に当グループは、重要なリスクを表す継続中の紛争の詳細な調査を実行している。このような訴訟は、注9「リスクおよび訴訟に関する情報」に開示している。

クレディ デュ ノールとフランス国内のリテール バンキングの銀行ネットワークを統合するプロジェクト

2020年12月7日、当グループは、クレディ デュ ノールとソシエテ・ジェネラルの銀行ネットワークを新しいネットワークに統合するプロジェクト（ビジョン2025プロジェクト）を公表した。

2020年12月31日現在、このプロジェクトの貸出は、資金生成単位の構成には何らの修正ももたらししていない（注2.2参照）。まだ詳細は明らかにされておらず、一般のパートナーにコメントを求めたり、関係当局に承認要請はしていない。従って、このプロジェクトに関して2020年12月31日現在の財務諸表に引当金は、計上していない。

注8.4 有形および無形固定資産

会計方針

有形および無形固定資産

有形および無形固定資産は、営業用および投資用固定資産を含む。オペレーティング・リース目的で保有する設備資産は、営業用有形資産に含まれ、一方リース目的で保有する建物は、投資不動産に含まれる。

有形および無形資産は貸借対照表の資産側に、購入価格から減価償却費、償却費および減損を控除した金額で計上されている。

固定資産の購入価格には、その他の直接帰属する費用とともに、固定資産の長期の建設期間の資金調達に発生した借入コストが含まれている。受取った投資補助金は、当該資産のコストから控除される。社内で開発したソフトウェアは、開発直接費用の金額で貸借対照表の資産側に計上される。

使用に供されればすぐに固定資産は構成要素ベース・アプローチを使って減価償却もしくは償却の対象とされる。各構成要素は、その耐用年数にわたって減価償却もしくは償却される。当グループは、その資産を10年から50年までの償却期間の構成要素に分解して、このアプローチをその営業用資産に適用している。建物以外の固定資産の償却期間は、通常3年から20年と見積もられている耐用年数にとっている。

資産の残存価値は、その償却対象金額から控除される。この当初の残存価値がその後増減すれば、その資産の償却対象金額は、調整され、今後の償却スケジュールに反映される。

減価償却費および償却費は、損益計算書の「有形および無形固定資産の償却費、減価償却費および減損損失」に計上される。

資金生成単位にグルーピングされた固定資産は、その価値が減少した可能性を示す兆候がある場合はいつでも減損のテストを行う。減損引当金の繰入および戻入は、損益計算書の「有形および無形固定資産の償却費、減価償却費および減損損失」に計上される。

営業用固定資産に係る実現キャピタル損益は、「その他の資産純利益」に計上される。

投資不動産は、構成要素を基準とした方法を用いて減価償却している。各構成要素は、10年から50年の範囲のそれぞれの耐用年数にわたって減価償却している。

オペレーティング・リース資産および投資不動産に係る損益は、償却費および減価償却費を含め、「その他の収益」および「その他の費用」に計上される（注4.2参照）。

当グループがリースする資産に対する使用权

リース

リースの定義

特定の資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に貸手に移転する場合には、契約はリースであるか、またはリースを含んでいる。

- 顧客が特定の資産の使用を指図する権利とリース期間にわたってその使用からの経済的便益のすべてを実質的に得る権利の両方を持っている場合、支配は移転している。
- 特定の資産の存在が、貸手にとってそのリースした資産に対する実質的な代替権がないことに依存している。この条件が契約の開始時に存在している事実と状況に関して測定される。もし貸手がリース資産を自由に入れ替えるオプションを有しているなら、その契約は、その目的が能力の提供であり、資産ではないため、リースとしての資格がない。

- 資産の稼働能力部分が、物理的に別個であれば（例、建物のフロアー）特定の資産である。逆に稼働能力の一部あるいは物理的に別個ではない資産の一部は、特定された資産を構成しない（例、そのユニット内の事前に決められていない場所のあるユニット内の共同作業領域のリース）。

リースと非リースの構成部分の分離

契約は貸手による追加的サービスの提供と同様に貸手による資産のリースをカバーしている可能性がある。このシナリオでは、借手はそのリースの構成部分を契約の非リースの構成部分から分離することができ、それらを分離して処理することができる。契約で規定された支払リース料は、それらの個別の価格に基づいて（契約で示された価格あるいは観察可能な情報のすべてを基に見積もられた価格）リース構成部分と非リース構成部分に分離しなければならない。もしそのリースがリース構成部分を非リース構成部分（またはサービス）から分離できない場合は、契約全体をリースとして扱う。

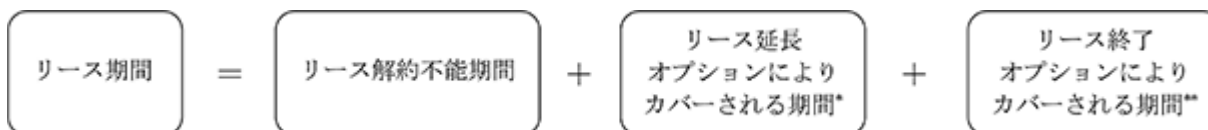
リース期間

リース期間の定義

割引される支払リース料を決定する際に適用されるリース期間は、以下の事項を調整したリースの解約不能期間と合致している。

- 借手が行使することが合理的に確実である契約の延長のオプション

- 借手が行使しないことが合理的に確実である中途解約オプション



* 借手がオプションを行使することが合理的に確実である場合

**借手がオプションを行使しないことが合理的に確実である場合

延長あるいは中途解約オプションを行使するか、行使しないかの合理的な確実性の測定は、これらのオプションを行使するかしないかの経済的インセンティブを生む事実と状況をすべて考慮に入れなければならない。特に、

- これらのオプションを行使するための条件（延長の場合の支払リース料の金額、または中途解約の場合に課されるペナルティの金額の測定を含む）
- リースした建物に行われた物質的な変更（銀行の金庫のような特定のレイアウト）
- 契約終了に関連する費用（交渉費用、移転費用、借手の要求に合致する新しい資産の調査費等）
- 特定の性質、立地条件あるいは代替資産の利用可能性（特に商業戦略地域に所在する支店、アクセス可能性、予想される交通量、あるいはその立地のプレスティージ）の観点から借手にとってのリース資産の重要性
- その資産の将来の使用戦略（例えば、商業用支店のネットワークの配置転換あるいは再編成の見通しに基づいて）と同様に、類似契約の更新実績

借手および貸手それぞれが相手の事前協議なしに、無視できる程度のペナルティでリースを終了する権利を有している場合には、その契約は拘束的なものではなく、リース負債も生じない。

フランスでは、契約している大多数の資産リースは、3年と6年目の末（いわゆる「3/6/9」リース）の中途解約オプション付きの9年の商業リースである。9年の期間の終了時に新しい契約に署名しなければ、当初のリースは5年間自動延長される。この5年という期間は、特定された支店グループの場所、大規模投資の完了、または予定された閉鎖によって修正されることがある。

リース期間の変更

リース契約に含まれるオプションの行使を借手が改定することを迫られるような状況の変化がある場合、またはリース契約に含まれていなかった（または含まれている）オプションを契約上行使する（または行使しない）ことを借手に余儀なくさせるような事象がある場合にリース期間を修正しなければならない。

リース期間の変更に伴い、リースの義務はその契約の見積り残存期間に対する改定割引率を使用することによってこの変更を反映するために見直さなければならない。

借手としての当グループによる会計処理

開始日に（リース資産が使用可能となった時点）、借手は貸借対照表の負債側にリース負債を計上し、貸借対照表の資産側に使用权を計上しなければならない。ただし、下記の場合は除く。

損益計算書には、借手はリース負債について計算した金利費用を「銀行業務純利益」に計上し、使用权の減価償却費を「有形および無形固定資産の償却費、減価償却費および減損」に認識しなければならない。

支払リース料は、部分的にリース負債を減らし、金利費用の形でこの負債に対する報酬を部分的に支払う。

免除および例外

当グループは、新しいリースの扱いをリース期間が1年未満（更新オプションを含め）の契約には適用しないし、基準の結論の根拠に示されている通り5,000米ドルの免除規定を適用することにより少額資産の契約には適用しない（この許容限界はリース資産の単位当たり取替費用に対して測定する）。

支払リース料の金額

リース負債に対して考慮される支払いには、固定および指数（例、消費者物価指数または建設コスト指数）に基づく変動支払リース料に適切な場合には、借手が残存価額保証、購入オプションあるいは中途解約ペナルティについて貸手に支払うことが予想されるファンドを加えたものが含まれる。

しかし、リース資産の使用に指数化されている変動リース支払料（例えば、収入あるいはマイル数を指数とする）は、リース負債の測定から除かれる。支払リース料のこの変動部分は、契約上の指数変動によって純利益に計上される。

支払リース料は、付加価値税を含まない正味の金額に基づいて検討しなければならない。さらに、建物リースについては、貸手から請求される占有税および固定資産税は、その金額が、関係自治体の設定に従って変動するためリース負債から除かれる。

リース負債の認識

負債の当初金額は、リース期間にわたって支払われる支払リース料の割引価値に等しい。

このリース負債は、その後実効金利法を使用して償却原価で測定される。各支払リース料の一部は、損益計算書に支払利息として計上され、一部は貸借対照表のリース負債から徐々に控除される。

開始日以降、リース負債の金額は、リースが修正されたり、リース期間の再見積りをしたりする場合、あるいは指数または率の適用に関連する支払リース料の契約上の変更を会計処理するために調整される。

該当する場合には、借手はリースが終了した時点で引き受けなければならないようなリース資産の原状回復費用をカバーするためにその負債に引当金を認識しなければならない。

使用权の認識

リース資産が利用可能になった時点で、借手は使用权資産を貸借対照表の資産側にリース負債の当初価額に等しい金額に該当する場合には当初の直接費（例、認証されたリースの発行、登録手数料、交渉手数料、前払手数料、賃借権、リースプレミアム等）、前払金および原状回復費用を加えた金額で計上しなければならない。

この資産は、その後リース負債を測定するために適用されたリース期間にわたって定額法で減価償却される。

開始日以降、資産の価値は、リース負債の場合と同様リースが修正された場合には調整される。

使用权は、借手の貸借対照表の100%保有している同種の資産が計上されている固定資産の項目に記載される。このリースが物件の前のテナントに対する賃借権の当初の支払いを規定している場合には、その権利の金額は、使用权の分離構成部分として表示され、後者と同じ項目に記載される。

リース割引率

当グループは、リース負債の金額と同様支払リース料を割引くために借手の追加借入利子率を使用する。企業の現地市場で直接資金調達できる企業については、追加借入利子率は、借入条件およびその企業の信用リスクを考慮して、グループレベルではなく、借手の企業レベルで設定される。当グループを通じて資金調達する企業については、その追加借入利子率は当グループが設定する。

割引率は、通貨、借手企業の国および契約の予想期限に応じて設定される。

有形および無形固定資産の増減

(単位：百万ユーロ)	2019年 12月31日現在	増加/引当金	処分/戻入	その他の増減	2020年 12月31日現在
無形資産					
総額	7,240	722	(73)	(175)	7,714
償却および減損	(4,877)	(540)	44	143	(5,230)
有形資産(オペレーティング・リースの資産を除く)					
総額	11,441	548	(359)	(297)	11,333
減価償却および減損	(6,351)	(593)	181	178	(6,585)
オペレーティング・リース資産					
総額	28,576	8,742	(6,596)	(1,970)	28,752
減価償却および減損	(7,527)	(3,971)	2,529	1,029	(7,940)
投資用資産					
総額	33	1	(1)	-	33
減価償却および減損	(20)	(1)	-	-	(21)
使用権					
総額 [*]	2,766	694	(949)	316	2,827
償却および減損 [*]	(437)	(440)	111	(29)	(795)
有形および無形固定資産合計	30,844	5,162	(5,114)	(804)	30,088

^{*} IFRS第16号に関連して2019年11月26日のIFRS解釈委員会 (IFRS IC) の決定に伴い、2019年12月31日に終了した事業年度の公表済み財務諸表と比較して修正再表示している (注1.2参照)。

オペレーティング・リース資産に係る最低リース料債権の内訳

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日	2019年12月31日
5年未満の期日	23,745	20,206
1年未満の期日	5,366	
1年以上2年未満の期日	5,949	
2年以上3年未満の期日	6,971	
3年以上4年未満の期日	4,228	
4年以上5年未満の期日	1,231	
5年以上の期日	107	120
将来最低リース料債権合計	23,852	20,326

2020年に、当グループはオペレーティング・リース資産に係る最低支払リース料に関する情報の収集を改良した。5年未満の2019年の比較データは、入手できない。

当グループが使用する有形資産のリース関連の情報

	建物リース 大部分のリース（90%超）は、商業用および事務所スペースのリースのために契約した建物リースを含む。 ■ 商業用スペースは、当グループのフランス国内および国外のリテール バンキング ネットワークの支店である。フランスでは、契約している大多数の資産リースは、3年と6年目の末（いわゆる「3/6/9」リース）の中途解約オプション付きの9年の商業リースである。9年の期間の終了時に新しい契約に署名しなければ、当初のリースは自動延長される。 ■ オフィスビルは、当グループのフランス国内の本店あるいは主要な海外子会社の現地の本店および主な金融センター：ロンドン、ニューヨーク、香港等の拠点のためにリースしている。 フランス国外では、残存リース期間は一般に10年未満である。ロシアのような一部の国では、リースは年間契約で、自動更新も選択できる。他の拠点では、特にロンドンおよびニューヨークでは、リース期間は、25年もありうる。 設備リース 他のリース（10%未満）は、主にコンピューター機器のリースおよび割合としては非常に小さい車両リースである。

リースに係る費用およびサブリースの収益の内訳

2020年12月31日				
(単位：百万ユーロ)	不動産	コンピューター 機器	その他	合計
リース	(480)	(49)	(8)	(537)
リース負債に係る支払利息	(43)	(1)	(0)	(44)
使用権資産の減価償却費	(394)	(42)	(4)	(440)
短期リース関連費用	(35)	-	(3)	(38)
少額資産関連費用	(2)	(5)	(1)	(8)
変動支払リース料関連費用	(6)	(1)	-	(7)
サブリース収益	14	-	-	14

2019年12月31日				
(単位：百万ユーロ)	不動産	コンピューター 機器	その他	合計
リース	(522)	(33)	(11)	(566)
リース負債に係る支払利息	(43)	-	-	(43)
使用権資産の減価償却費*	(414)	(29)	(6)	(449)
短期リース関連費用*	(61)	-	(4)	(65)
少額資産関連費用	(3)	(4)	(1)	(8)
変動支払リース料関連費用	(1)	-	-	(1)
サブリース収益	16	-	-	16

* IFRS第16号に関連して2019年11月26日のIFRS解釈委員会（IFRS IC）の決定に伴い、2019年12月31日に終了した事業年度の公表済み財務諸表と比較して修正再表示している（注1.2参照）。

[前へ](#)
[次へ](#)

注8.5 連結会社

所在国	事業	連結方法*	グループ所有 持分比率		グループ議決権 持分比率		
			12月31日		12月31日		
			2020年	2019年	2020年	2019年	
南アフリカ							
(1)	SG ヨハネスバーグ	銀行	全部連結	100	100	100	100
アルジェリア							
	ALD オートモーティブ アルジェリー SPA	専門金融機関	全部連結	79.81	79.81	99.99	99.99
	ソシエテ・ジェネラル アルジェリー	銀行	全部連結	100	100	100	100
ドイツ							
	ALD オートリーシング D GMBH	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
	ALD インターナショナル GMBH	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
	ALD インターナショナル グループ ホールディング GMBH	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
	ALD リース フィナンツ GMBH	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
	BANK DEUTSCHES KRAFTFAHRZEUGGEWERBE GMBH	専門金融機関	全部連結	99.94	99.94	51	51
	BDK LEASING UND SERVICE GMBH	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
	CAR PROFESSIONAL FUHRPARKMANAGEMENT UND BERATUNGSGESELLSCHAFT MBH & CO. KG	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
	カーブール GMBH	仲介業	全部連結	79.82	79.82	100	100
	GEFA BANK GMBH	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
	GEFA VERSICHERUNGSDIENST GMBH	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
	HANSEATIC BANK GMBH & CO KG	専門金融機関	全部連結	75	75	75	75
	HANSEATIC GESELLSCHAFT FUR BANKBETEILIGUNGEN MBH	ポートフォリオ運用	全部連結	75	75	100	100
	HSCE HANSEATIC SERVICE CENTER GMBH	サービス	全部連結	75	75	100	100
	INTERLEASING DELLO HAMBURG GMBH	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
(1)	リクソー インターナショナルアセットマネジメントジャーマニー	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	レッド & ブラック オートジャーマニー 4 UG (HAFTUNGSBESCHRANKT)	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	レッド & ブラック オートジャーマニー 5 UG (HAFTUNGSBESCHRANKT)	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
	レッド & ブラック オートジャーマニー 6 UG	金融機関	全部連結	100	100	100	100
(6)	レッド & ブラック オートジャーマニー No7	金融機関	全部連結	100	0	100	0
	SG エクイップメント ファイナンス GMBH	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
(1)	SG フランクフォルト	銀行	全部連結	100	100	100	100
	ソシエテ・ジェネラル EFFEKTEN GMBH	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	ソシエテ・ジェネラル セキュリティーズ サービス GMBH	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
(1)	ソジェキャップ DEUTSCHE NIEDERLASSUNG	保険	全部連結	100	100	100	100
(1)	ソジェシュール DEUTSCHE NIEDERLASSUNG	保険	全部連結	100	100	100	100
オーストラリア							
	ソシエテ・ジェネラル セキュリティーズ オーストラリア PTY LTD	仲介業	全部連結	100	100	100	100
(1)	ソシエテ・ジェネラル シドニー支店	銀行	全部連結	100	100	100	100
オーストリア							
	ALD オートモーティブ FUHRPARKMANAGEMENT UND LEASING GMBH	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
(1)	SG ヴィエンヌ	銀行	全部連結	100	100	100	100
ベルギー							
	アクサス ファイナンス SRL	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
	アクサス SA/NV	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
	バステイオンヨーロッパアン インベストメント S.A.	金融機関	全部連結	60.74	60.74	100	100
	PARCOURS ベルギー	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
(1)	SG ブリュッセル	銀行	全部連結	100	100	100	100
(1)	SG エクイップメント ファイナンス ベネルックス B.V.	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
	ベルギー支店						
	ソシエテ・ジェネラル イモーベル	金融機関	全部連結	100	100	100	100

所在国	事業	連結方法 [*]	グループ所有 持分比率		グループ議決権 持分比率	
			12月31日		12月31日	
			2020年	2019年	2020年	2019年
ベナン						
ソシエテ・ジェネラル ベナン	銀行	全部連結	93.43	93.43	94.1	94.1
バミューダ諸島						
カタリスト RE インターナショナル LTD.	保険	全部連結	100	100	100	100
ブラジル						
ALD オートモーティブ S.A.	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
(6) ALD CORRETORA DE SEGUROS LTDA	専門金融機関	全部連結	79.82	0	100	0
バンコ ソシエテ・ジェネラル ブラジル S.A.	銀行	全部連結	100	100	100	100
SG エクイップメント フィナンス S.A. ARRENDAMENTO MERCANTIL	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
ブルキナ ファソ						
ソシエテ・ジェネラル ブルキナ ファソ	銀行	全部連結	51.27	51.27	52.61	52.61
ケイマン諸島						
イーグス ホールディング (オフショア) LTD.	金融機関	全部連結	100	100	100	100
(2) ソシエテ・ジェネラル(ノースパシフィック)LTD.	銀行	全部連結	0	100	0	100
カメルーン						
ソシエテ・ジェネラル カメルーン	銀行	全部連結	58.08	58.08	58.08	58.08
カナダ						
SG コンステレーション カナダ LTD.	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
(1) ソシエテ・ジェネラル (カナダ支店)	銀行	全部連結	100	100	100	100
ソシエテ・ジェネラル (カナダ)	銀行	全部連結	100	100	100	100
ソシエテ・ジェネラル キャピタル カナダ INC	仲介業	全部連結	100	100	100	100
中国						
(4) ALD フォーチュンオート リーシング & レンティング 上海	専門金融機関	ESI	0	39.91	0	50
CO.LTD						
ソシエテ・ジェネラル (チャイナ) リミテッド	銀行	全部連結	100	100	100	100
ソシエテ・ジェネラル リーシング アンド レンティング CO.LTD	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
コンゴ						
ソシエテ・ジェネラルコンゴ	銀行	全部連結	93.47	93.47	93.47	93.47
韓国						
SG セキュリティーズ コリアCO,LTD	仲介業	全部連結	100	100	100	100
(1) SG ソウル	銀行	全部連結	100	100	100	100
コートジボワール						
ソシエテ・ジェネラル キャピタルセキュリティーズ ウェストアフ リカ	ポートフォリオ運用	全部連結	71.25	71.25	99.98	99.98
ソシエテ・ジェネラル コートジボワール	銀行	全部連結	73.25	73.25	73.25	73.25
クロアチア						
ALD オートモーティブ D.O.O. ZA. OPERATIVNI I FINACIJSKI LEASING	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
ALD フリート サービス D.O.O.ZA TRGOVINU I USLUGE	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
キュラソー						
SGA ソシエテ・ジェネラル アクセプタンス N.V	金融機関	全部連結	100	100	100	100
デンマーク						
ALD オートモーティブ A/S	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
NF フリート A/S	専門金融機関	全部連結	63.85	63.85	80	80
(1)(4) SG フィナンス AS デンマーク支店	専門金融機関	全部連結	0	100	0	100

[前へ](#)[次へ](#)

所在国	事業	連結方法*	グループ所有 持分比率		グループ議決権 持分比率		
			12月31日		12月31日		
			2020年	2019年	2020年	2019年	
アラブ首長国連邦							
(1)	ソシエテ・ジェネラル デュバイ	銀行	全部連結	100	100	100	100
スペイン							
	ALD オートモーティブ S.A.U.	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
	ALTURA MARKETS, SOCIEDAD DE VALORES,SA	仲介業	EJV	50	50	50	50
(1)	ジェネフィム SUCURSAL EN ESPANA	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
	REFLEX ALQUILER FLEXIBLE DE VEHICULOS	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
	SG エクイップメント ファイナンス イベリア, E.F.C, S.A.	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
	ソックジェン FINANCIACIONES イベリア,S.L.	銀行	全部連結	100	100	100	100
	ソックジェン INVERSIONES FINANCIERAS SA	金融機関	全部連結	100	100	100	100
(1)	ソシエテ・ジェネラル SUCCURSAL EN ESPANA	銀行	全部連結	100	100	100	100
	ソデプロム	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
エストニア							
	ALD オートモーティブ EESTI AS	専門金融機関	全部連結	59.87	59.87	75.01	75.01
アメリカ合衆国							
	イージス ホールディング (オンショア) INC.	金融機関	全部連結	100	100	100	100
(2)	CGI ノースアメリカ INC.	専門金融機関	全部連結	0	99.78	0	100
	リクソー アセット マネジメント ホールディング CORP.	ポートフォリオ運用	全部連結	100	100	100	100
	リクソー アセット マネジメント INC.	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	SG アメリカ エクイティーズ CORP.	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	SG アメリカ オペレーションナル サービス, LLC	サービス	全部連結	100	100	100	100
	SG アメリカ セキュリティーズ ホールディング, LLC	銀行	全部連結	100	100	100	100
	SG アメリカ セキュリティーズ, LLC	仲介業	全部連結	100	100	100	100
	SG アメリカ, INC.	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	SG コンステレーション,INC.	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	SG エクイップメント ファイナンス USA CORP.	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
	SG モーゲッジ ファイナンス CORP.	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	SG モーゲッジ セキュリティーズ, LLC	ポートフォリオ運用	全部連結	100	100	100	100
	SG ストラクチャード プロダクツ, INC.	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
	SGAIIH, INC.	金融機関	全部連結	100	100	100	100
(2)	SGB ファイナンス ノース アメリカ INC.	専門金融機関	全部連結	0	50.94	0	100
(1)	ソシエテ・ジェネラル (ニューヨーク)	銀行	全部連結	100	100	100	100
	ソシエテ・ジェネラル フィナンシャル コーポレーション	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	ソシエテ・ジェネラル インベスティメント コーポレーション	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	ソシエテ・ジェネラル リクイディティ ファンディング, LLC	金融機関	全部連結	100	100	100	100
フィンランド							
	アクサス フィンランド OY	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
	NF FLEET OY	専門金融機関	全部連結	63.85	63.85	80	80

所在国	事業	連結方法 [*]	グループ所有 持分比率		グループ議決権 持分比率		
			12月31日		12月31日		
			2020年	2019年	2020年	2019年	
フランス							
	29 HAUSSMANN EQUILIBRE	ポートフォリオ運用	全部連結	87.1	87.1	87.1	87.1
	29 HAUSSMANN EURO RDT	ポートフォリオ運用	全部連結	58.1	58.1	58.1	58.1
(6)	29 HAUSMANN SELECTION EUROPE-K	金融機関	全部連結	45.23	0	45.23	0
	29 HAUSMANN SELECTION MONDE	ポートフォリオ運用	全部連結	68.7	68.7	68.7	68.7
	エア バイユ	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
	AIX-BORD DU LAC - 3	不動産および不動産金融	EJV	50	50	50	50
	AIX-BORD DU LAC -4	不動産および不動産金融	EJV	50	50	50	50
	ALD	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	79.82	79.82
	ALD オートモーティブ RUSSIE SAS	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
	ALFORTVILLE BAIGNADE	不動産および不動産金融	ESI	40	40	40	40
	AMPERIM	不動産および不動産金融	EJV	50	50	50	50
(6)	アムンディ クレディ ユーロ-P	金融機関	全部連結	57.43	0	57.43	0
	ANNEMASSE-ILOT ベルナルド	不動産および不動産金融	全部連結	80	40	80	40
	アンタリス SA	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	アンタレス	不動産および不動産金融	ESI	45	45	45	45
	アンタリウス	保険	全部連結	100	100	100	100
	ARTISTIK	不動産および不動産金融	ESI	30	30	30	30
	アヴィヴァ インベスターズ リザーブ ヨーロッパ	金融機関	全部連結	69.35	69.35	69.35	69.35
	バンク COURTOIS	銀行	全部連結	100	100	100	100
	バンク フランセーズ コメルシアル オセアン インディアン	銀行	全部連結	50	50	50	50
	バンク KOLB	銀行	全部連結	99.97	99.97	99.97	99.97
	バンク レイデルニエール	銀行	全部連結	100	100	100	100
	バンク NUGER	銀行	全部連結	100	100	100	100
	バンク POUYANNE	銀行	ESI	35	35	35	35
	バンク ローヌ アルプス	銀行	全部連結	99.99	99.99	99.99	99.99
	バンク TARNEAUD	銀行	全部連結	100	100	100	100
	バンク ルビエール	不動産および不動産金融	ESI	40	40	40	40
	ベルリオツツ	保険	全部連結	84.05	84.05	84.05	84.05
	ブルソラマ インベスティスマン	サービス	全部連結	100	100	100	100
	ブルソラマ SA	仲介業	全部連結	100	100	100	100
	ブレマニー リース SAS	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
	CARBURATO	グループ不動産管理会社	EJV	50	50	50	50
	カレラ	グループ不動産管理会社	EJV	50	50	50	50
	CENTRE IMMO PROMOTION	不動産および不動産金融	全部連結	60	60	60	60
	CHARTREUX LOT A1	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
	CHEMIN DES COMBES	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
	コンパニー フィナンシエール ドゥ ブルボン	専門金融機関	全部連結	99.99	99.99	100	100
	コンパニー フォンシエール ドゥ ラ メディタレーヌ(CFM)	グループ不動産管理会社	全部連結	100	100	100	100
	コンパニー ジェネラル ドゥ ロカシオン デクイップマン	専門金融機関	全部連結	99.89	99.89	99.89	99.89
	コント	グループ不動産管理会社	EJV	50	50	50	50
	クレディ デュ ノール	銀行	全部連結	100	100	100	100
	ダーウイン ディヴェルシフ 0-20	ポートフォリオ運用	全部連結	89.94	89.94	89.94	89.94
	ダーウイン ディヴェルシフ 40-60	ポートフォリオ運用	全部連結	79.78	79.78	79.78	79.78
	ダーウイン ディヴェルシフ 80-100	ポートフォリオ運用	全部連結	78.34	78.34	78.34	78.34
(5)	デカルト トレーディング	金融機関	全部連結	0	100	0	100
	DISPONIS	専門金融機関	全部連結	99.99	99.99	100	100
	ESNI - COMPARTIMENT SG-CREDIT CLAIMS -1	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	エトワール キャピタル	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	エトワール クリケ 90	金融機関	全部連結	73.52	73.52	73.52	73.52
	エトワール ミュルティ ジェスティオン ヨーロッパ-C	保険	全部連結	51.59	51.59	51.59	51.59
	エトワール ヴァリュール ムワイエン-C	保険	全部連結	61.09	61.09	61.09	61.09
	F.E.P. インベスティスマン	不動産および不動産金融	全部連結	80	80	100	100
	FCC アルパトロス	ポートフォリオ運用	全部連結	100	100	51	51
	フィーダー LYXE ST50 D5	ポートフォリオ運用	全部連結	100	100	100	100
	フィーダー LYXE ST50 D6	ポートフォリオ運用	全部連結	100	100	100	100

所在国	事業	連結方法*	グループ所有 持分比率		グループ議決権 持分比率	
			12月31日		12月31日	
			2020年	2019年	2020年	2019年
フィーダー リクソー CAC 40	金融機関	全部連結	99.77	99.77	99.77	99.77
フィーダー リクソー CAC40 D2-EUR	ポートフォリオ運用	全部連結	100	100	100	100
フィーダー リクソー ユーロ STOXX50-D9	金融機関	全部連結	99.98	99.98	99.98	99.98
(3) フィーダー リクソー STOXX 50	金融機関	全部連結	0	100	0	100
フェンウィック リース	専門金融機関	全部連結	99.99	99.99	100	100
(5) フィナンシエール PARCOURS	専門金融機関	全部連結	0	79.82	0	100
フィナンシエール UC	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
フィナシュランス SNC	保険	全部連結	98.89	98.89	99	99
フランフィナンス	専門金融機関	全部連結	99.99	99.99	99.99	99.99
フランフィナンス ロカシオン	専門金融機関	全部連結	99.99	99.99	100	100
GALYBET	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
ジェネバンク	銀行	全部連結	100	100	100	100
ジェネカール フランス	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
ジェネカール - ソシエテ・ジェネラル ドゥ クールタージュ	保険	全部連結	100	100	100	100
ダシュアランス エ ドゥ リアシュランス	専門金融機関	全部連結	99.64	99.64	99.64	99.64
ジェネコミ フランス	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
ジェネフィム	ポートフォリオ運用	全部連結	100	100	100	100
ジェネフィナンス	グループ不動産管理会社	全部連結	100	100	100	100
ジェネジスI	グループ不動産管理会社	全部連結	100	100	100	100
ジェネジスII	グループ不動産管理会社	全部連結	100	100	100	100
ジェネビエール	不動産および不動産金融	全部連結	49.49	49.49	49.49	49.49
ジェネヴァルミ	グループ不動産管理会社	全部連結	100	100	100	100
ÎLOT AB	不動産および不動産金融	全部連結	80	40	80	40
(2) イマブリム アメナジュマン	不動産および不動産金融	全部連結	0	70	0	70
イモビリエール PROMEX	不動産および不動産金融	ESI	35	35	35	35
インベスティール イモビリエ ノルマンディー	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
インベスティスマン 81	金融機関	全部連結	100	100	100	100
JSJ プロモーション	不動産および不動産金融	ESI	45	45	45	45
KOLB インベスティスマン	金融機関	全部連結	100	100	100	100
ラ コルベイエリー	不動産および不動産金融	ESI	24	24	40	40
ラ フォンシエール ドゥ ラ デファンス	不動産および不動産金融	全部連結	99.99	99.99	100	100
LES ALLÉES DE L'EUROPE	不動産および不動産金融	ESI	34	34	34	34
LES CÈDRES BLEUS	不動産および不動産金融	ESI	40	40	40	40
LES JARDINS D'ALHAMBRA	不動産および不動産金融	ESI	35	35	35	35
LES JARDINS DE L'ALCAZAR	不動産および不動産金融	ESI	30	30	30	30
レ メザンジュ	不動産および不動産金融	全部連結	55	55	55	55
LES TROIS LUCS 13012	不動産および不動産金融	全部連結	100	90.89	100	100
LES VILLAS VINCENTI	不動産および不動産金融	ESI	30	30	30	30
L'HESPEL	不動産および不動産金融	ESI	30	30	30	30
LOTISSEMENT DES FLEURS	不動産および不動産金融	ESI	30	30	30	30
リヨン ラ ファブリック	不動産および不動産金融	EJV	50	50	50	50
リクソー アセット マネジメント	金融機関	全部連結	100	100	100	100
リクソー GL OVERLAY F	ポートフォリオ運用	全部連結	87.27	87.27	87.27	87.27
リクソー インタメディアーション	仲介業	全部連結	100	100	100	100
リクソー インターナショナル アセット マネジメント	金融機関	全部連結	100	100	100	100
リクソー スカイフォールファンド	保険	全部連結	88.98	88.98	88.98	88.98
メディテレーヌ グラン アーク	不動産および不動産金融	EJV	50	43	50	50
ノルバイユ イモビリエ	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
ノルバイユ SOFERGIE	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
ノルマンディー リアライゼーションズ	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
ONYX	グループ不動産管理会社	EJV	50	50	50	50
OPCI ソジェキャピモ	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
オペラ 72	グループ不動産管理会社	全部連結	99.99	99.99	100	100
ORADEA VIE	保険	全部連結	100	100	100	100
ORPAVIMOB	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
PACTIMO	不動産および不動産金融	全部連結	100	86	100	86
PARCOURS	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
PARCOURS ANNECY	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
PARCOURS BORDEAUX	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
PARCOURS IMMOBILIER	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
PARCOURS NANTES	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
PARCOURS STRASBOURG	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
PARCOURS TOURS	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
PAREL	サービス	全部連結	100	100	100	100
フィリップス メディカル キャピタル フランス	専門金融機関	全部連結	60	60	60	60
(6) PIERRE PATRIMOINE	金融機関	全部連結	100	0	100	0

所在国	事業	連結方法*	グループ所有 持分比率		グループ議決権 持分比率	
			12月31日		12月31日	
			2020年	2019年	2020年	2019年
	ブラグマ	不動産および不動産金融	100	86	100	100
	PRIORIS	専門金融機関	94.89	94.89	95	95
	PROGEREAL SA	不動産および不動産金融	25.01	25.01	25.01	25.01
	PROJECTIM	不動産および不動産金融	60	60	60	60
	レッド & ブラック コンシューマー フランス 2013	金融機関	100	100	100	100
	レッド & ブラック ホームローンズ フランス 1	金融機関	100	100	100	100
	RIVAPRIM	不動産および不動産金融	100	100	100	100
	RIVAPRIM リアリゼーション	不動産および不動産金融	100	100	100	100
	S.C.I. DU DOMAINE DE STONEHAM	不動産および不動産金融	EJV	50	50	50
	SAGEMCOM LEASE	専門金融機関	99.99	99.99	100	100
(2)	サン クレール	不動産および不動産金融	EJV	0	50	0
	SAINTE-MARTHE ÎLOT C	不動産および不動産金融	ESI	40	40	40
	SAINTE-MARTHE ÎLOT D	不動産および不動産金融	ESI	40	40	40
	サン-マルタン 3	不動産および不動産金融	EJV	50	50	50
(8)	SARL CS 72-KERIADENN	不動産および不動産金融	ESI	32.5	32.5	32.5
	SARL D'AMÉNAGEMENT DU MARTINET	不動産および不動産金融	EJV	50	43	50
	SARL DE LA CÔTE D'OPALE	不動産および不動産金融	ESI	35	35	35
	SARL DE LA VECQUERIE	不動産および不動産金融	ESI	32.5	32.5	32.5
(2)	SARL EKO BOUAYE	不動産および不動産金融	ESI	0	35	0
	サール セース クリシー	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100
	SAS AMIENS-AVENUE DU GENERAL FOY	不動産および不動産金融	全部連結	80	80	100
(6)	SAS BF3 NOGENT THIERS	不動産および不動産金融	ESI	20	0	20
(6)	SAS BONDUES-COEUR DE BOURG	不動産および不動産金融	ESI	20	0	25
	SAS COPRIM RÉSIDENCES	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100
	SAS ÉCULLY SO'IN	不動産および不動産金融	全部連結	75	75	75
	SAS FOCH SULLY	不動産および不動産金融	全部連結	90	90	90
(2)	SAS ロワール アトランティック テルティエール	不動産および不動産金融	EJV	0	50	0
	SAS MÉRIGNAC OASIS URBAINE	不動産および不動産金融	全部連結	90	90	90
	SAS MS フランス	不動産および不動産金融	ESI	40	40	40
	SAS NOAHO アメナジュマン	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100
	SAS ノルマンディー アビタ	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100
	SAS ノルマンディー レジダンス	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100
	SAS NOYALIS	不動産および不動産金融	ESI	28	28	28
	SAS オデッサ デベロップマン	不動産および不動産金融	ESI	49	49	49
	SAS パルナス	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100
(6)	SAS PAYSAGES	不動産および不動産金融	全部連結	51	0	51
	SAS プロジェクトム イモビリエール	不動産および不動産金融	全部連結	80	80	100
	SAS レジデンシャル	不動産および不動産金融	全部連結	68.4	68.4	68.4
	SAS ロアンス ラトリロジエ	不動産および不動産金融	ESI	41	41	41
(6)	SAS SCÈNES DE VIE	不動産および不動産金融	EJV	50	0	50
(6)	SAS SOAX PROMOTION	不動産および不動産金融	全部連結	51	0	51
	SAS SOGEBROWN POISSY	不動産および不動産金融	EJV	50	50	50
	SAS SOGEMYSJ	不動産および不動産金融	全部連結	51	51	51
	SAS ソジェプロム テルティエール	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100
	SAS ソジェプリム	不動産および不動産金融	全部連結	80	80	100
	SAS TIR A L'ARC AMÉNAGEMENT	不動産および不動産金融	EJV	40	40	50
	SAS ツアー D2	不動産および不動産金融	JO	50	50	50
	SAS ZAC DU TRIANGLE	不動産および不動産金融	全部連結	51	51	51
(5)	SC アリカンテ 2000	グループ不動産管理会社	全部連結	0	100	0
(5)	SC シャサーニュ 2000	グループ不動産管理会社	全部連結	0	100	0
	SCCV 282 MONTOLIVET 12	不動産および不動産金融	全部連結	60	51.6	60
(2)	SCCV 3 シャトー	不動産および不動産金融	EJV	0	43	0
	SCCV ALFORTVILLE MANDELA	不動産および不動産金融	ESI	49	49	49
(6)	SCCV BAC GALLIENI	不動産および不動産金融	全部連結	51	0	51
	SCCV BAHIA	不動産および不動産金融	全部連結	51	51	51
	SCCV BOIS-GUILLAUME PARC DE HALLEY	不動産および不動産金融	EJV	50	50	50
	SCCV ブロン カラヴェール	不動産および不動産金融	EJV	50	50	50
	SCCV カーン CASERNE MERTIN	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100
	SCCV カーン パノラミック	不動産および不動産金融	ESI	40	40	40
(6)	SCCV CANNES JOURDAN	不動産および不動産金融	EJV	50	0	50
	SCCV シャルトル LOT C	不動産および不動産金融	EJV	50	50	50
	SCCV シャルトル LOT E	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100
	SCCV シャルトル LOTS B-D	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100
	SCCV シティ スクエア	不動産および不動産金融	ESI	35	35	35
	SCCV CLICHY BRC	不動産および不動産金融	EJV	50	50	50
(6)	SCCV COMPIÈGNE-RUE DE L'ÉPARGNE	不動産および不動産金融	ESI	35	0	35
(2)	SCCV COURS CLÉMENCEAU	不動産および不動産金融	ESI	0	28	0
	SCCV CUGNAUX-LÉO LAGRANGE	不動産および不動産金融	EJV	50	43	50
(2)	SCCV EKO GREEN CITY	不動産および不動産金融	ESI	0	35	0
(2)	SCCV EKO PARK OCEAN	不動産および不動産金融	ESI	0	32.5	0

SCCV EPRON-ZAC L'ORÉE DU GOLF	不動産および不動産金融	全部連結	70	70	70	70
SCCV ESPACES DE DEMAIN	不動産および不動産金融	EJV	50	50	50	50
SCCV ÉTERVILLE ROUTE D'AUNAY	不動産および不動産金融	EJV	50	50	50	50

[前へ](#)

[次へ](#)

所在国	事業	連結方法*	グループ所有 持分比率		グループ議決権 持分比率		
			12月31日		12月31日		
			2020年	2019年	2020年	2019年	
	SCCV EURCONANTES 1E	不動産および不動産金融	EJV	50	50	50	50
	SCCV FAVERGES	不動産および不動産金融	全部連結	100	80	100	80
(2)	SCCV GAO	不動産および不動産金融	ESI	0	32.5	0	32.5
	SCCV GIGNAC MOUSSELINE	不動産および不動産金融	全部連結	70	60.2	70	70
	SCCV GIVORS ROBICHON	不動産および不動産金融	全部連結	85	50	85	50
	SCCV HÉROUVILLE ÎLOT A2	不動産および不動産金融	ESI	33.33	33.33	33.33	33.33
	SCCV HOUSE PARK	不動産および不動産金融	ESI	35	35	35	35
	SCCV JA LE HAVRE 22 COTY	不動産および不動産金融	ESI	40	40	40	40
	SCCV JDA OUISTREHAM	不動産および不動産金融	EJV	50	50	50	50
	SCCV KYMA MÉRIGNAC	不動産および不動産金融	ESI	30	30	30	30
(6)	SCCV LA BAULE-LES JARDINS D'ESCOUBLAC	不動産および不動産金融	ESI	25	0	25	0
	SCCV LA MADELEINE SAINT-CHARLES	不動産および不動産金融	EJV	40	40	50	50
	SCCV LA PORTE DU CANAL	不動産および不動産金融	EJV	50	50	50	50
	SCCV LACASSAGNE BRICKS	不動産および不動産金融	ESI	49	49	49	49
	SCCV LE BOUSCAT CARRE SOLARIS	不動産および不動産金融	ESI	25	25	25	25
(2)	SCCV LE COURTEL	不動産および不動産金融	ESI	0	35	0	35
(2)	SCCV LE TEICH COEUR DE VILLE	不動産および不動産金融	ESI	0	30	0	30
	SCCV レゼクリヴァン	不動産および不動産金融	全部連結	70	70	70	70
	SCCV LES PATIOS D'OR DE FLEURY LES AUBRAIS	不動産および不動産金融	全部連結	64	64	80	80
	SCCV レ シュークル	不動産および不動産金融	EJV	50	50	50	50
	SCCV LESQUIN PARC	不動産および不動産金融	EJV	40	40	50	50
	SCCV LILLE-JEAN MACE	不動産および不動産金融	ESI	26.72	26.72	33.4	33.4
	SCCV LOOS GAMBETTA	不動産および不動産金融	ESI	35	35	35	35
	SCCV MARCQ PROJECTIM	不動産および不動産金融	全部連結	64	64	80	80
(6)	SCCV MARQUETTE CALMETTE	不動産および不動産金融	EJV	40	0	50	0
	SCCV MEHUL	不動産および不動産金融	全部連結	70	60.2	70	70
	SCCV MERIGNAC 53-55 AVENUE LEON BLUM	不動産および不動産金融	ESI	30	30	30	30
	SCCV MONROC-LOT 3	不動産および不動産金融	EJV	50	43	50	50
(6)	SCCV MONS EQUATION	不動産および不動産金融	全部連結	40	0	50	0
	SCCV MONTREUIL ACACIA	不動産および不動産金融	全部連結	80	80	80	80
	SCCV NATUREO	不動産および不動産金融	ESI	30	30	30	30
	SCCV NICE ARENAS	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
	SCCV NOISY BOISSIERE	不動産および不動産金融	全部連結	51	51	51	51
	SCCV PARIS ALBERT	不動産および不動産金融	EJV	50	50	50	50
	SCCV PARK OCEAN II	不動産および不動産金融	ESI	35	35	35	35
	SCCV PRADES BLEU HORIZON	不動産および不動産金融	EJV	50	43	50	50
	SCCV QUAI DE SEINE A ALFORTVILLE	不動産および不動産金融	全部連結	51	51	51	51
(6)	SCCV QUAI NEUF BORDEAUX	不動産および不動産金融	ESI	35	0	35	0
	SCCV ROMAINVILLE DUMAS	不動産および不動産金融	全部連結	70	70	70	70
	SCCV ROUEN 27 ANGLAIS	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
	SCCV ROUSSET-LOT 03	不動産および不動産金融	全部連結	70	60.2	70	70
(6)	SCCV SAINT JUST DAUDET	不動産および不動産金融	全部連結	80	0	80	0
	SCCV SAY	不動産および不動産金融	ESI	35	35	35	35
	SCCV SENGHOR	不動産および不動産金融	ESI	35	35	35	35
	SCCV SENSORIUM BUREAUX	不動産および不動産金融	EJV	40	40	50	50
	SCCV SENSORIUM LOGEMENT	不動産および不動産金融	EJV	40	40	50	50
	SCCV SOGAB ILE DE FRANCE	不動産および不動産金融	全部連結	80	80	80	80
	SCCV SOGAB ROMAINVILLE	不動産および不動産金融	全部連結	80	80	80	80
	SCCV SOGEPROM LYON HABITAT	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
	SCCV SWING RIVE GAUCHE	不動産および不動産金融	EJV	50	43	50	50
	SCCV TALENCE PUR	不動産および不動産金融	全部連結	95	95	95	95
	SCCV TASSIN-190 CDG	不動産および不動産金融	ESI	35	35	35	35
	SCCV ヴェルネゾン- ラザ	不動産および不動産金融	EJV	50	50	50	50
	SCCV VILLA CHANZY	不動産および不動産金融	ESI	40	40	40	40
	SCCV VILLENAVE D'ORNON GARDEN VO	不動産および不動産金融	ESI	25	25	25	25
(6)	SCCV VILLENEUVE D'ASQ-RUE DES TECHNIQUES	不動産および不動産金融	EJV	40	0	50	0
	SCCV VILLEURBANNE TEMPO	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
	SCI 1134, AVENUE DE L' EUROPE A CASTELNAU LE LEZ	不動産および不動産金融	EJV	50	43	50	50
	SCI 637 ROUTE DE FRANS	不動産および不動産金融	ESI	30	30	30	30
	SCI AQPRIM プロモーション	不動産および不動産金融	全部連結	79.8	79.8	50	50
	SCI ASC LA BERGEONNERIE	不動産および不動産金融	EJV	42	42	50	50
	SCI AVARICUM	不動産および不動産金融	全部連結	99	99	99	99

SCI BOBIGNY HOTEL DE VILLE	不動産および不動産金融	ESI	35	35	35	35
SCI BORDAUX-20-26 RUE DU COMMERCE	不動産および不動産金融	ESI	30	30	30	30
SCI CENTRE IMMO PROMOTION RESIDENCES	不動産および不動産金融	全部連結	80	80	100	100
SCI CHELLES AULNOY MENDES FRANCE	不動産および不動産金融	EJV	50	50	50	50
(2) SCI DREUX LA ROTULE NORD	不動産および不動産金融	全部連結	0	80	0	100
SCI DU 84 RUE DU BAC	不動産および不動産金融	EJV	50	50	50	50
SCI DU PARC SAINT ETIENNE	不動産および不動産金融	ESI	40	40	40	40
SCI ETAMPES NOTRE-DAME	不動産および不動産金融	EJV	50	50	50	50
(5) SCI EUROPARC ST MARTIN DU TOUCH 2002	不動産および不動産金融	全部連結	0	100	0	100

所在国	事業	連結方法*	グループ所有 持分比率		グループ議決権 持分比率		
			12月31日		12月31日		
			2020年	2019年	2020年	2019年	
	SCI HEGEL PROJECTIM	不動産および不動産金融	全部連結	68	68	85	85
	SCI LA MANTILLA COMMERCES	不動産および不動産金融	全部連結	100	93	100	100
	SCI ラ マルケーユ	不動産および不動産金融	EJV	50	50	50	50
	SCI ラクチュエル	不動産および不動産金融	ESI	30	30	30	30
	SCI ラヴワジエ	不動産および不動産金融	全部連結	80	80	80	80
	SCI LE DOMAINE DU PLESSIS	不動産および不動産金融	ESI	20	20	20	20
	SCI LE HAMEAU DES GRANDS PRES	不動産および不動産金融	EJV	40	40	40	40
	SCI LE MANOIR DE JEREMY	不動産および不動産金融	ESI	40	40	40	40
(2)	SCI LE PARC DE BORDEROUGE	不動産および不動産金融	全部連結	0	60	0	60
	SCI LES BAIGNOTS	不動産および不動産金融	ESI	40	40	40	40
	SCI LES CASTELLINES	不動産および不動産金融	ESI	30	30	30	30
	SCI LES JARDINS DE LA BOURBRE	不動産および不動産金融	ESI	40	40	40	40
	SCI レ ジャルダン ディリス	不動産および不動産金融	全部連結	60	60	60	60
	SCI LES JARDINS DU BLAVET	不動産および不動産金融	ESI	40	40	40	40
	SCI レ ボルテ デュ ルマン	不動産および不動産金融	全部連結	70	70	70	70
(2)	SCI レ レジダンス GENEVOISES	不動産および不動産金融	全部連結	0	90	0	90
	SCI LIEUSAINTE RUE DE PARIS	不動産および不動産金融	EJV	50	50	50	50
	SCI LINAS COEUR DE VILLE 1	不動産および不動産金融	全部連結	70	70	70	70
	SCI LOCMIEN-LAMENNAIS	不動産および不動産金融	ESI	30	30	30	30
	SCI L'ORÉE DES LACS	不動産および不動産金融	全部連結	70	70	70	70
	SCI MONTPELLIER JACQUES COEUR	不動産および不動産金融	EJV	50	43	50	50
	SCI PROJECTIM HABITAT	不動産および不動産金融	全部連結	80	80	100	100
	SCI PROJECTIM MARCQ COEUR DE VILLE	不動産および不動産金融	全部連結	48	48	60	60
	SCI PRONY	不動産および不動産金融	EJV	50	50	50	50
	SCI QUINTEFEUILLE	不動産および不動産金融	ESI	30	30	30	30
	SCI QUINTESENCE-VALESCURE	不動産および不動産金融	EJV	50	50	50	50
	SCI RESIDENCE DU DONJON	不動産および不動産金融	EJV	40	40	40	40
	SCI RHIN ET MOSELLE 1	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
	SCI RHIN ET MOSELLE 2	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
	SCI RIVAPRIM HABITAT	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
	SCI RIVAPRIM RESIDENCES	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
	SCI RSS INVESTIMMO CÔTE BASQUE	不動産および不動産金融	ESI	20	20	20	20
(2)	SCI SAINT JEAN	不動産および不動産金融	ESI	0	40	0	40
	SCI SAINT OUEEN L'AUMONE - L'OISE	不動産および不動産金融	EJV	38	38	38	38
	SCI SAINT-DENIS WILSON	不動産および不動産金融	全部連結	60	60	60	60
	SCI SCS IMMOBILIER D'ENTREPRISES	不動産および不動産金融	全部連結	52.8	52.8	66	66
	SCI SOGECIP	不動産および不動産金融	全部連結	80	80	100	100
	SCI SOGETIM	不動産および不動産金融	全部連結	80	80	100	100
	SCI SOGEPROM LYON RESIDENCES	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
(2)	SCI ストラスブルグ エトワール THUMENAU	不動産および不動産金融	ESI	0	35	0	35

[前へ](#)[次へ](#)

所在国	事業	連結方法 [*]	グループ所有 持分比率		グループ議決権 持分比率		
			12月31日		12月31日		
			2020年	2019年	2020年	2019年	
(2)	SCI ストラスブルグ ROUTE DE WASSELONNE	不動産および不動産金融	ESI	0	35	0	35
	SCI TERRES NOUVELLES FRANCIENNES	不動産および不動産金融	全部連結	80	80	80	80
	SCI TOULOUSE CENTREDA 3	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
	SCI VELRI	グループ不動産管理会社	EJV	50	50	50	50
	SCI VILLA EMILIE	不動産および不動産金融	ESI	35	35	35	35
	SCI VITAL BOUHOT 16-22 NEUILLY SUR SEINE	不動産および不動産金融	ESI	40	40	40	40
	セフィア	専門金融機関	全部連結	99.89	99.89	100	100
	SERVIPAR	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
	SG 29 オスマン	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	SG アクション ユーロ	保険	全部連結	47.75	47.75	47.75	47.75
	SG アクション ユーロ セレクション	金融機関	全部連結	40.05	40.05	40.05	40.05
	SG アクション ユーロ ヴァリュエー-C	保険	全部連結	64.94	64.94	64.94	64.94
	SG アクション フランス	ポートフォリオ運用	全部連結	38.14	38.14	38.14	38.14
	SG アクション LUXE-C	保険	全部連結	84.25	84.25	84.25	84.25
	SG アクション MONDE EMERGENT	保険	全部連結	60.05	60.05	60.05	60.05
	SG アクション US	ポートフォリオ運用	全部連結	65.06	65.06	65.06	65.06
	SG アクション US テクノ	保険	全部連結	85.08	85.08	85.08	85.08
	SG キャピタル デヴェロップマン	ポートフォリオ運用	全部連結	100	100	100	100
	SG フィナンシャル サービス ホールディング	ポートフォリオ運用	全部連結	100	100	100	100
	SG フレックシブル	ポートフォリオ運用	全部連結	92.48	92.48	92.48	92.48
	SGリクソール ガヴァメント ボンド ファンド	ポートフォリオ運用	全部連結	100	100	100	100
	SGリクソール LCR ファンド	ポートフォリオ運用	全部連結	100	100	100	100
(3)	SG MONE TRESO-E	保険	全部連結	0	98.62	0	98.62
(3)	SG モネテール プラスE	金融機関	全部連結	0	58.93	0	58.93
	SG OBLIG ETAT EURO-R	保険	全部連結	79.94	79.94	79.94	79.94
	SG OBLIGATIONS	保険	全部連結	82.92	82.92	82.92	82.92
	SG OPCIMMO	不動産および不動産金融	全部連結	97.95	97.95	97.95	97.95
	SG オプション ヨーロッパ	仲介業	全部連結	100	100	100	100
	SG ヴァーロール アルファ アクション フランス	金融機関	全部連結	72.77	72.77	72.77	72.77
	SGB フィナンス S.A.	専門金融機関	全部連結	50.94	50.94	51	51
	SGEF SA	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
	SGI 10-16 VILLE L' EVEQUE	保険	全部連結	100	100	100	100
	SGI 1-5 ASTORG	保険	全部連結	100	100	100	100
	SGIホールディング SIS	グループ不動産管理会社	全部連結	100	100	100	100
	SGI パシフィック	保険	全部連結	86.17	86.17	89.53	89.53
	SNC COEUR SEME モンブレジュール	不動産および不動産金融	ESI	30	30	30	30
	SNC コプリム レジデンス	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
	SNC D'AMÉNAGEMENT FORUM SEINE ISSY LES MOULINEAUX	不動産および不動産金融	EJV	33.33	33.33	33.33	33.33
	SNC ISSY フォーラム 11	不動産および不動産金融	EJV	33.33	33.33	33.33	33.33
	SNC NEUILLY ILE DE LA JATTE	不動産および不動産金融	ESI	40	40	40	40
	SNC プロモセース	不動産および不動産金融	EJV	33.33	33.33	33.33	33.33
	ソシエテ「レピンソン」	不動産および不動産金融	EJV	50	50	50	50
	ソシエテ アノニム ドゥ クレディ ア リンダストリ フランセーズ(CALIF)	銀行	全部連結	100	100	100	100
	ソシエテ シヴィル イモビリエール CAP THALASSA	不動産および不動産金融	ESI	45	45	45	45
	ソシエテ シヴィル イモビリエール CAP VEYRE	不動産および不動産金融	ESI	50	50	50	50
	ソシエテ シヴィル イモビリエール DE DIANE	不動産および不動産金融	ESI	30	30	30	30
	ソシエテ シヴィル イモビリエール DE PIERLAS	不動産および不動産金融	ESI	28	28	28	28
	ソシエテ シヴィル イモビリエール デ コンボ ドゥ ティグリ	不動産および不動産金融	全部連結	99.99	99.99	100	100
	ソシエテ シヴィル イモビリエール DOMAINE DURANDY	不動産および不動産金融	ESI	25	25	25	25
	ソシエテ シヴィル イモビリエール ERICA	不動産および不動産金融	ESI	30	30	30	30
	ソシエテ シヴィル イモビリエール ESTEREL TANNERON	不動産および不動産金融	ESI	30	30	30	30
	ソシエテ シヴィル イモビリエール フォントネー	不動産および不動産金融	EJV	50	50	50	50
	- エスティアンヌ ドーヴ	不動産および不動産金融	ESI	20	20	20	20
	ソシエテ シヴィル イモビリエール GAMBETTA DÉFFENSE V	不動産および不動産金融	ESI	30	30	30	30
	ソシエテ シヴィル イモビリエール LE BOTERO	不動産および不動産金融	ESI	35	35	35	35
	ソシエテ シヴィル イモビリエール LES HAUTS DE L' ESTAQUE	不動産および不動産金融	ESI	25	25	25	25
	ソシエテ シヴィル イモビリエール LES HAUTS DE SEPTEMES	不動産および不動産金融	ESI	35	35	35	35
	ソシエテ シヴィル イモビリエール MIRECRAU	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
	ソシエテ シヴィル イモビリエール NAXOU	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
	ソシエテ シヴィル イモビリエール TOULDI	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
	ソシエテ シヴィル イモビリエール VERT COTEAU	不動産および不動産金融	ESI	35	35	35	35
	ソシエテ ドゥ ブルス ギルバート デュボン	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	ソシエテ ドゥ ラ リュ エドアルド VII	ポートフォリオ運用	全部連結	99.91	99.91	99.91	99.91
	ソシエテ デ テレン エ イムフルバリジアン(STIP)	グループ不動産管理会社	全部連結	99.98	99.98	100	100
	ソシエテ DU PARC D' ACTIVITÉ DE LA VALENTINE	不動産および不動産金融	ESI	30	30	30	30
	ソシエテ アン ノム コレクティブ パルナス	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
	ソシエテ フィナンシエール ダナリズ エ ドゥ ジェスティオン	金融機関	全部連結	100	100	100	100

所在国	事業	連結方法*	グループ所有 持分比率		グループ議決権 持分比率	
			12月31日		12月31日	
			2020年	2019年	2020年	2019年
ソシエテ・ジェネラル	銀行	全部連結	100	100	100	100
ソシエテ・ジェネラル キャピタル ファイナンス	ポートフォリオ運用	全部連結	100	100	100	100
ソシエテ・ジェネラル キャピタル パルトネール	ポートフォリオ運用	全部連結	100	100	100	100
(4) ソシエテ・ジェネラル・ドゥ・バンク・オ・ザンティル	銀行	全部連結	0	100	0	100
ソシエテ・ジェネラル ファクタリング	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
ソシエテ・ジェネラル パルティシパシオン インダストリエール	ポートフォリオ運用	全部連結	100	100	100	100
ソシエテ・ジェネラル プール ル デヴェロップマン デゾベラシオン デクレディバイユ イモビリエール ソジェバイユ	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
ソシエテ・ジェネラル リアル エステート	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
ソシエテ・ジェネラル SCF	金融機関	全部連結	100	100	100	100
ソシエテ・ジェネラル セキュリティーズ サービス ホールディング	ポートフォリオ運用	全部連結	100	100	100	100
ソシエテ・ジェネラルSFH	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
ソシエテ イモビリエール デュ 29 プルパール オスマン	グループ不動産管理会社	全部連結	100	100	100	100
ソシエテ イモビリエール ウルビ エ オルビ	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
ソシエテマルセイエーズ ドゥ クレディ	銀行	全部連結	100	100	100	100
ソジェ ボジョワール	グループ不動産管理会社	全部連結	99.99	99.99	100	100
ソジェ ペリヴァル I	グループ不動産管理会社	全部連結	100	100	100	100
ソジェ ペリヴァル II	グループ不動産管理会社	全部連結	100	100	100	100
ソジェ ペリヴァル III	グループ不動産管理会社	全部連結	100	100	100	100
ソジェ ペリヴァル IV	グループ不動産管理会社	全部連結	100	100	100	100
SOGEACT, SELEC. MON.	ポートフォリオ運用	全部連結	99.78	99.78	99.78	99.78
ソジェキャンパス	グループ不動産管理会社	全部連結	100	100	100	100
ソジェキャップ	保険	全部連結	100	100	100	100
ソジェキャップ-ダイヴァーシファイド ローンズ ファンド	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
ソジェキャップ ダイヴァーシファイ 1	ポートフォリオ運用	全部連結	100	100	100	100
ソジェキャップ エクイティ オーバーレイ (フィーダー)	保険	全部連結	100	100	100	100
ソジェキャップ ロング ターム N°1	金融機関	全部連結	100	100	100	100
ソジェキャップモ 2	保険	全部連結	89.39	89.39	90.84	90.84
ソジェフィム ホールディング	ポートフォリオ運用	全部連結	100	100	100	100
ソジェフィミュール	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
ソジェフィナンスマン	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
ソジェフィナーグ SG プール ル フィナンスマン	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
デ インベスティスマン エコノミサン レネルジー	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
ソジェフォントネー	グループ不動産管理会社	全部連結	100	100	100	100
ソジェリース フランス	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
ソジェマルシェ	グループ不動産管理会社	全部連結	100	100	100	100
ソジェパルティシパシオン	ポートフォリオ運用	全部連結	100	100	100	100
(6) ソジェビエール	金融機関	全部連結	100	0	100	0
ソジェプロム	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
ソジェプロム アルベス	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
ソジェプロム アルベス アビタト	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
ソジェプロム サントル-ヴァル デロワール	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
ソジェプロム CVL セルヴィス	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
ソジェプロム アントルプリーズ	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
ソジェプロム アビタ	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
ソジェプロム リヨン	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
ソジェプロム パルトネール	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
ソジェプロム レジデンス	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
ソジェプロム サービス	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
ソジェプロム シュド レアリザシオン	不動産および不動産金融	全部連結	100	90.9	100	100
ソジェシュール	保険	全部連結	100	100	100	100
ソジェヴィンモ	グループ不動産管理会社	全部連結	85.55	85.55	85.55	85.55
ST BARNABE 13004	不動産および不動産金融	EJV	50	43	50	50
スター リース	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
(8) STRACE	不動産および不動産金融	ESI	20	20	20	20
テムシス	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
ウルバニスム エ コマース プロモーション	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
ヴァルミンベスト	グループ不動産管理会社	全部連結	100	100	100	100
VG プロモーション	不動産および不動産金融	ESI	35	35	35	35
(6) VIENNE BON ACCUEIL	不動産および不動産金融	EJV	50	0	50	0
VILLA D' ARMONT	不動産および不動産金融	ESI	40	40	40	40
ガーナ						
ソシエテ・ジェネラル ガーナ リミテッド	銀行	全部連結	60.22	60.22	60.22	60.22
ジブラルタル						
アンブロス (ジブラルタル ノミニー) リミテッド	サービス	全部連結	100	100	100	100
SG クラインオート アンブロス バンク(ジブラルタル) リミテッド	銀行	全部連結	100	100	100	100
ギリシャ						
ALD オートモーティブ S.A. リース オブ カー	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
ギニア						
ソシエテ・ジェネラル ギニー	銀行	全部連結	57.94	57.94	57.94	57.94

[前へ](#)[次へ](#)

所在国	事業	連結方法 [*]	グループ所有 持分比率		グループ議決権 持分比率		
			12月31日		12月31日		
			2020年	2019年	2020年	2019年	
赤道ギニア							
	ソシエテ・ジェネラル ドゥ バンク アン ギニー エクアトリアル	銀行	全部連結	52.44	52.44	57.23	57.23
香港							
	SG アセット ファイナンス (香港) リミテッド	仲介業	全部連結	100	100	100	100
	SG コーポレート ファイナンス (アジア・パシフィック) リミテッド	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	SG コーポレート ファイナンス (香港) リミテッド	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	SG ファイナンス (アジア・パシフィック) リミテッド	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	SG ファイナンス (香港) リミテッド	金融機関	全部連結	100	100	100	100
(1)	SG 香港	銀行	全部連結	100	100	100	100
(6)	SG リーシング (香港) リミテッド	金融機関	全部連結	100	0	100	0
	SG セキュリティーズ (香港) リミテッド	仲介業	全部連結	100	100	100	100
(8)	SG セキュリティーズ (HK) ノミニーズ LTD	仲介業	全部連結	100	100	100	100
	SG セキュリティーズ アジア インターナショナル ホールディングス リミテッド	仲介業	全部連結	100	100	100	100
(1)(6)	SGL アジア香港	不動産および不動産金融	全部連結	100	0	100	0
	ソシエテ・ジェネラル アジア LTD	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	TH インベストメント (香港) 1 リミテッド	金融機関	全部連結	100	100	100	100
(8)	TH インベストメント (香港) 2 リミテッド	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	TH インベストメント (香港) 5 リミテッド	金融機関	全部連結	100	100	100	100
ハンガリー							
	ALD オートモーティブ マジャールオルザググ AUTOPARK-KEZELO ES FINANSZIROZO KORLATOLT FELELOSSEGU TARSASAG	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
ジャージー島							
	エルムフォード リミテッド	サービス	全部連結	100	100	100	100
	ハノム I リミテッド	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	ハノム II リミテッド	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	ハノム III リミテッド	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	JD コーポレート サービス リミテッド	サービス	全部連結	100	100	100	100
	クライノート ベンソン カストディアン サービス リミテッド	銀行	全部連結	100	100	100	100
(7)	リクソー マスター ファンド	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	ニューミード トラストィーズ リミテッド	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	SG ハンブロス (ファウンデーションズ) リミテッド	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	SG ハンブロス ノミニーズ (ジャージー) リミテッド	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	SG クラインオート ハンブロス バンク (CI) リミテッド	銀行	全部連結	100	100	100	100
	SG クラインオート ハンブロス コーポレート サービス (CI) リミテッド	ポートフォリオ運用	全部連結	100	100	100	100
	SG クラインオート ハンブロス トラスト カンパニー (CI) リミテッド	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	SGKH トラストィーズ (CI) リミテッド	サービス	全部連結	100	100	100	100
(3)	ソレンティス インベストメント ソリューションズ PCC	金融機関	全部連結	0	100	0	100
マン島							
	KBBTOMリミテッド	銀行	全部連結	50	50	50	50
	KBTOMリミテッド	銀行	全部連結	100	100	100	100
ガーンジー島							
	アラミス II セキュリティーズ CO. LTD	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	CDS インターナショナル リミテッド	サービス	全部連結	100	100	100	100
	グランジュ ノミニー リミテッド	銀行	全部連結	100	100	100	100
	ガーンジー フィナンシャル アドヴァイザリー サービス リミテッド	銀行	全部連結	100	100	100	100
	ガーンジー ノミニー リミテッド	銀行	全部連結	100	100	100	100
	アンブロス (ガーンジー ノミニー) リミテッド	サービス	全部連結	100	100	100	100
	HTG リミテッド	サービス	全部連結	100	100	100	100
	K.B.(C.I.) ノミニー リミテッド	銀行	全部連結	100	100	100	100
	クライノート ベンソン インターナショナル トラストィー リミテッド	銀行	全部連結	100	100	100	100
	ミソン ノミニー リミテッド	銀行	全部連結	100	100	100	100
(1)	SG アンブロス バンク (チャネル諸島) LTD ガーンジー支店	銀行	全部連結	100	100	100	100
英領バージン諸島							
(2)	TSG ホールディング LTD	サービス	全部連結	0	100	0	100
(2)	TSG マネジメント LTD	サービス	全部連結	0	100	0	100
(2)	TSG サービス LTD	サービス	全部連結	0	100	0	100
インド							
	ALD オートモーティブ プライベート リミテッド	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
(1)	SG ムンバイ	銀行	全部連結	100	100	100	100
	ソシエテ・ジェネラル グローバル ソリューションセンター	サービス	全部連結	100	100	100	100
	ソシエテ・ジェネラル セキュリティーズ インディア プライベート リミテッド	仲介業	全部連結	100	100	100	100

所在国	事業	連結方法 [*]	グループ所有 持分比率		グループ議決権 持分比率		
			12月31日		12月31日		
			2020年	2019年	2020年	2019年	
アイルランド							
	ALD RE デジグネーテッド アクティヴィティカンパニー	保険	全部連結	79.82	79.82	100	100
	イリス II SPV デジグネーテッド アクティヴィティカンパニー	金融機関	全部連結	100	100	100	100
(6)	イリス SPV PLC シリーズ ソジェキャップ	不動産および不動産金融	全部連結	100	0	100	0
	メリオン フリート ファイナンス リミテッド	金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
	メリオン フリート マネジメント リミテッド	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
(6)	NB SOG EMER EUR-1	金融機関	全部連結	100	0	100	0
(1)	SG ダブリン	銀行	全部連結	100	100	100	100
	SG クラインオート ハンブロス プライベート インベストメント	銀行	全部連結	100	100	100	100
	オフィス サービス リミテッド						
	SGBT ファイナンス アイルランド デジグネーテッド アクティヴィ ティカンパニー	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
	ソシエテ・ジェネラル ヘッジング デジグネーテッド アクティヴィ ティカンパニー	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	ソシエテ・ジェネラル セキュリティーズ サービス (アイルランド) LTD	金融機関	全部連結	100	100	100	100
イタリア							
	ALD オートモーティブ イタリア S.R.L	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
	フィディタリア S.P.A	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
	フレール リーシング SPA	専門金融機関	全部連結	73.85	73.85	73.85	73.85
	SG エクイップメント ファイナンス イタリア S.P.A.	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
	SG ファクタリング SPA	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
	SG リーシング SPA	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
(1)	SG ミラン	銀行	全部連結	100	100	100	100
(1)	ソジェキャップ SA RAPPRESENTANZA GENERALE PER L'ITALIA	保険	全部連結	100	100	100	100
	ソシエテ・ジェネラル セキュリティーズ サービス S.P.A.	銀行	全部連結	100	100	100	100
(1)	ソジェシュール SA	保険	全部連結	100	100	100	100
日本							
	リクソー アセット マネジメント ジャパン CO LTD	ポートフォリオ運用	全部連結	100	100	100	100
(1)	SG 東京	銀行	全部連結	100	100	100	100
	ソシエテ・ジェネラル セキュリティーズ ジャパン リミテッド	仲介業	全部連結	100	100	100	100
ラトビア							
	ALD オートモーティブ SIA	専門金融機関	全部連結	59.86	59.86	75	75
リトアニア							
	UAB ALD オートモーティブ	専門金融機関	全部連結	59.86	59.86	75	75
ルクセンブルク							
(3)	AF EMG MK HD CURR-CLASSE C-LU0907913460	保険	全部連結	0	47.7	0	47.7
	ALDインターナショナル サービス S.A.	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
	アクサス ルクセンブルク SA	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
	パートン キャピタルSA	金融機関	全部連結	100	100	100	100
(3)	キャンドリアム ボンド ユーロ ハイイールド-LU1010337324	保険	全部連結	0	45.35	0	45.35
	CODIES COMPARTIMENT A0084	保険	全部連結	100	100	100	100
	CODIES COMPARTIMENT A0076	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	CODEIS セキュリティーズ S.A.	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	COVALBA	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	フィデルティ ファンドEUR HY IQ-LU0954694930	保険	全部連結	49.6	49.6	49.6	49.6
(2)	G ファイナンス ルクセンブルク SA	金融機関	全部連結	0	100	0	100
(6)	ゴールドマン サックス2 G EM M DBP ID	金融機関	全部連結	100	0	100	0
	IVEFI S.A.	金融機関	全部連結	100	100	100	100
(2)	LX フィナンツ S.A.R.L.	金融機関	全部連結	0	100	0	100
	リクソー ユーロ6M-CLASS SI	保険	全部連結	64.37	64.37	64.37	64.37
	リクソーファンド ソリューションズ	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	パイオニア インベストント ダイバーシファイド ローンズファンド	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
	レッド & ブラック オート リース ジャーマニー 2 SA	金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
(6)	レッド & ブラック オート リース ジャーマニー SA № 7	不動産および不動産金融	全部連結	79.82	0	100	0
	サリンジャーS.A.	銀行	全部連結	100	100	100	100
	SG イシューアー	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	SGBT アセット ベースト ファンディング SA	金融機関	全部連結	100	100	100	100
	SGBTICI	金融機関	全部連結	100	100	100	100
(6)	SGL アジア	不動産および不動産金融	全部連結	100	0	100	0
	ソシエテ・ジェネラル キャピタル マーケット ファイナンス	銀行	全部連結	100	100	100	100

[前へ](#)

[次へ](#)

所在国	事業	連結方法*	グループ所有 持分比率		グループ議決権 持分比率	
			12月31日		12月31日	
			2020年	2019年	2020年	2019年
ソシエテ・ジェネラル ファイナンス アンド ディストリビューション ソシエテ・ジェネラル ライフインシュアランス ブローカー SA ソシエテ・ジェネラル ルクセンブルク	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
(6) ソシエテ・ジェネラル ルクセンブルク リーシング ソシエテ・ジェネラル プライベート ウェルズ マネジメント S.A. ソシエテ・ジェネラル RE SA ソシエテ イモビリエール DE L'ARSENAL ソジェライフ	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
(6) SURYA インベストメント S.A.	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
マダガスカル BANKY FAMPANDROSOANA VAROTRA SG	銀行	全部連結	70	70	70	70
	銀行	全部連結	70	70	70	70
	銀行	全部連結	70	70	70	70
	銀行	全部連結	70	70	70	70
	銀行	全部連結	70	70	70	70
	銀行	全部連結	70	70	70	70
	銀行	全部連結	70	70	70	70
	銀行	全部連結	70	70	70	70
	銀行	全部連結	70	70	70	70
	銀行	全部連結	70	70	70	70
マルタ (8) LNG マルタ インベストメント 1 リミテッド	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
モロッコ ALD オートモーティブ SA マロック アテナ クールタージュ フォンシンモ ラ マロケース ヴィ SG マロケース ドゥ バンク ソシエテ デクイップマンドメスティーク エ マネジャーEQDOM ソシエテ・ジェネラル ドゥ リーシング オ マロック ソシエテ・ジェネラル タンジェ オフショア ソジェキャピタル ジェスティオン ソジェキャピタル プレイメント	銀行	全部連結	36.58	36.57	50	50
	銀行	全部連結	58.2	58.17	99.9	99.93
	銀行	全部連結	57.62	57.58	100	100
	銀行	全部連結	79.21	79.19	99.98	99.98
	銀行	全部連結	57.62	57.58	57.62	57.58
	銀行	全部連結	30.95	30.93	53.72	53.72
	銀行	全部連結	57.62	57.58	100	100
	銀行	全部連結	57.59	57.51	99.94	99.88
	銀行	全部連結	57.59	57.54	99.94	99.94
	銀行	全部連結	57.59	57.56	99.94	99.96
(8) ソジェフィナンスマン マロック	銀行	全部連結	57.62	57.58	100	100
	銀行	全部連結	57.62	57.58	100	100
	銀行	全部連結	57.62	57.58	100	100
	銀行	全部連結	57.62	57.58	100	100
	銀行	全部連結	57.62	57.58	100	100
	銀行	全部連結	57.62	57.58	100	100
	銀行	全部連結	57.62	57.58	100	100
	銀行	全部連結	57.62	57.58	100	100
	銀行	全部連結	57.62	57.58	100	100
	銀行	全部連結	57.62	57.58	100	100
モーリシャス SG セキュリティーズ ブローキング (M) リミテッド	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
メキシコ ALD オートモーティブ S.A. DE C.V. ALD フリート S.A. DE CV SOFOM ENR SGFP メキシコ, S.A. DE C.V.	銀行	全部連結	79.82	79.82	100	100
	銀行	全部連結	79.82	79.82	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
モナコ (1) クレディ デュノール - モナコ	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
ノルウェー ALD オートモーティブ AS NF フリートAS	銀行	全部連結	79.82	79.82	100	100
	銀行	全部連結	63.85	63.85	80	80
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
(4) SG フィナンス AS	銀行	全部連結	0	100	0	100
	銀行	全部連結	0	100	0	100
	銀行	全部連結	0	100	0	100
	銀行	全部連結	0	100	0	100
	銀行	全部連結	0	100	0	100
	銀行	全部連結	0	100	0	100
	銀行	全部連結	0	100	0	100
	銀行	全部連結	0	100	0	100
	銀行	全部連結	0	100	0	100
	銀行	全部連結	0	100	0	100
ニューカレドニア クレディカル ソシエテ・ジェネラル カレドニアンズ ドゥ バンク	銀行	全部連結	87.07	87.07	96.64	96.64
	銀行	全部連結	90.1	90.1	90.1	90.1
	銀行	全部連結	90.1	90.1	90.1	90.1
	銀行	全部連結	90.1	90.1	90.1	90.1
	銀行	全部連結	90.1	90.1	90.1	90.1
	銀行	全部連結	90.1	90.1	90.1	90.1
	銀行	全部連結	90.1	90.1	90.1	90.1
	銀行	全部連結	90.1	90.1	90.1	90.1
	銀行	全部連結	90.1	90.1	90.1	90.1
	銀行	全部連結	90.1	90.1	90.1	90.1
オランダ アルヴァレンガ インベストメント B.V. アステロルド B.V. アクサスフィナンス NL B.V. アクサス ネーデルランド BV ブリガンティア インベストメント B.V. CAPEREA B.V. COPARER ホールディング HERFSTTAFEL INVESTMENTS B.V. HORDLE FINANCE B.V. MONTALIS INVESTMENT BV	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
(1) SG アムステルダム SG エクイップメント フィナンス ベネルックス BV ソジェリース B.V. ソジェリース フィルムス TYNEVOR B.V.	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
ポーランド ALD オートモーティブ ボルスカ SP Z O.O. SG エクイップメント リーシング ボルスカ SP Z O.O. (1) ソシエテ・ジェネラルS.A. ODDZIAL W POLSCE (1) ソジェキャップ SPOLKA AKCYJNA ODDZIAL W POLSCE (1) SOGESSUR SPOLKA AKCYJNA ODDZIA W POLSCE	銀行	全部連結	79.82	79.82	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100
	銀行	全部連結	100	100	100	100

所在国	事業	連結方法*	グループ所有 持分比率		グループ議決権 持分比率	
			12月31日		12月31日	
			2020年	2019年	2020年	2019年
仏領ポリネシア						
バンク ドゥ ポリネジー	銀行	全部連結	72.1	72.1	72.1	72.1
ソジェリース BDP SAS	専門金融機関	全部連結	72.1	72.1	100	100
ポルトガル						
SGALD AUTOMOTIVE SOCIEDADE GERAL DE COMERCIO E ALUGUER DE BENZ SA	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
チェコ共和国						
ALD オートモーティブSRO	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
ESSOX SRO	専門金融機関	全部連結	80	80	100	100
ファクタリング KB	金融機関	全部連結	60.73	60.73	100	100
KB PENZIJNI SPOLECNOST, A.S.	金融機関	全部連結	60.73	60.73	100	100
KB リアル エステート	不動産および不動産金融	全部連結	60.73	60.73	100	100
KB スマート ソリューションズ,S.R.O.	銀行	全部連結	60.73	60.73	100	100
コメルチニ バンカ A.S	銀行	全部連結	60.73	60.73	60.73	60.73
コメルチニ POJISTOVNA A.S	保険	全部連結	80.76	80.76	100	100
MODRA PYRAMIDA STAVEBNI SPORITELNA AS	金融機関	全部連結	60.73	60.73	100	100
PROTOS	金融機関	全部連結	60.73	60.73	100	100
SG エクイップメント ファイナンス チェコ リバプリックS.R.O.	専門金融機関	全部連結	80.33	80.33	100	100
ソジェプロム CESKA REPUBLIKA S.R.O.	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
ソジェプロム MICHLE S.R.O.	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
STD2, A.S.	グループ不動産管理会社	全部連結	60.73	60.73	100	100
VN 42	不動産および不動産金融	全部連結	60.73	60.73	100	100
WORLDLINE CZECH REPUBLIC S.R.O.	サービス	ESI	0.61	0.61	40	40
ルーマニア						
ALD オートモーティブ SRL	専門金融機関	全部連結	75.89	75.89	100	100
BRD - グループ ソシエテ・ジェネラル SA	銀行	全部連結	60.17	60.17	60.17	60.17
BRD アセットマネジメントSAI SA	ポートフォリオ運用	全部連結	60.15	60.15	99.97	99.97
BRD ファイナンス IFN S.A.	金融機関	全部連結	80.48	80.48	100	100
S.C. BRD ソジェリース IFN S.A.	専門金融機関	全部連結	60.17	60.17	100	100
S.C. ロガリウ イモビリエールS.R.L.	不動産および不動産金融	全部連結	75	75	75	75
ソシエテ・ジェネラル ユーロビアンビジネス サービス S.A.	サービス	全部連結	100	100	100	100
ソジェプロム ルーマニアSRL	不動産および不動産金融	全部連結	100	100	100	100
(1) SOGESSUR S.A. PARIS-SUCURSALA BUCURESTI	保険	全部連結	100	100	100	100
英国						
ACR	金融機関	全部連結	100	100	100	100
ALD オートモーティブ グループ リミテッド	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
ALD オートモーティブ リミテッド	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
(1) ブリガンティア インベストメント B.V.(英国支店)	金融機関	全部連結	100	100	100	100
(1)(2) デカルト トレーディング ロンドン支店	金融機関	全部連結	0	100	0	100
フェンチャーチ ノミニーズ リミテッド	銀行	全部連結	100	100	100	100
フランク ノミニーズ リミテッド	銀行	全部連結	100	100	100	100
(1) HORDLE ファイナンスB.V.(英国支店)	金融機関	全部連結	100	100	100	100
JWB リーシング リミテッド パートナースhip	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
KBIM スタンドバイ ノミニーズ リミテッド	銀行	全部連結	100	100	100	100
KBPB ノミニーズ リミテッド	銀行	全部連結	100	100	100	100
KH カンパニー セクレタリーズ リミテッド	銀行	全部連結	100	100	100	100
クラインオート ベンソン ファームランド トラスト (マネジャーズ) リミテッド	銀行	全部連結	75	75	75	75
ラングボーン ノミニーズ リミテッド	銀行	全部連結	100	100	100	100
リクソー アセット マネジメント UK LLP	金融機関	全部連結	100	100	100	100
(2) マグバイ ローズ リミテッド	銀行	全部連結	0	100	0	100
(2) ビコ ウェストウッド リミテッド	銀行	全部連結	0	100	0	100
ロバート ベンソン、ロンズデール&CO(カナダ)リミテッド	銀行	全部連結	100	100	100	100
(2) セント メルローズ リミテッド	銀行	全部連結	0	100	0	100
SG(マリタイム)リーシング リミテッド	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
SG エクイップメント ファイナンス(ディセンバー)リミテッド	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
SG フィナンシャル サービス リミテッド	金融機関	全部連結	100	100	100	100
SG ハンブロス (ロンドン) ノミニーズ リミテッド	金融機関	全部連結	100	100	100	100
SG ハンブロス トラスト カンパニー LTD	金融機関	全部連結	100	100	100	100
SG ヘルスケア ベネフィッツ トラスティー カンパニー リミテッド	金融機関	全部連結	100	100	100	100

[前へ](#)[次へ](#)

所在国	事業	連結方法*	グループ所有 持分比率		グループ議決権 持分比率	
			12月31日		12月31日	
			2020年	2019年	2020年	2019年
SG	インベストメント リミテッド	金融機関	全部連結	100	100	100
	SG クラインオート ハンプロス バンク リミテッド	銀行	全部連結	100	100	100
	SG クラインオート ハンプロス リミテッド	銀行	全部連結	100	100	100
	SG クラインオート ハンプロス トラスト カンパニー (UK) リミテッド	銀行	全部連結	100	100	100
	SG リーシング(アセット) リミテッド	専門金融機関	全部連結	100	100	100
	(2) SG リーシング(セントラル 1) リミテッド	専門金融機関	全部連結	0	100	0
	SG リーシング(セントラル 3) リミテッド	専門金融機関	全部連結	100	100	100
	SG リーシング(GEMS) リミテッド	専門金融機関	全部連結	100	100	100
	SG リーシング(ジューン) リミテッド	専門金融機関	全部連結	100	100	100
	SG リーシング (マーチ) リミテッド	専門金融機関	全部連結	100	100	100
	SG リーシング(USD) リミテッド	専門金融機関	全部連結	100	100	100
	SGリーシング (ユーティリティーズ) リミテッド	専門金融機関	全部連結	100	100	100
	SG リーシング IX	専門金融機関	全部連結	100	100	100
	(1) SG ロンドル	銀行	全部連結	100	100	100
(2)	SGFLD リミテッド	金融機関	全部連結	0	100	0
	ソクジェン ノミニーズ(UK) リミテッド	金融機関	全部連結	100	100	100
	ソシエテ・ジェネラル エクイップメント ファイナンス リミテッド	専門金融機関	全部連結	100	100	100
	ソシエテ・ジェネラル インターナショナル リミテッド	仲介業	全部連結	100	100	100
	ソシエテ・ジェネラル インベストメント (U.K.) リミテッド	金融機関	全部連結	100	100	100
	ストラブル ノミニーズ リミテッド	金融機関	全部連結	100	100	100
	(1) TH インベストメント (香港) 2 リミテッド (英国支店)	金融機関	全部連結	100	100	100
	(1) TYNEVOR B.V. (英国支店)	金融機関	全部連結	100	100	100
ロシア連邦						
(8)	ALD オートモーティブ 000	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100
	クローズド ジョイント ストック カンパニー SG ファイナンス	専門金融機関	全部連結	99.97	99.97	100
	クレディ インスティテューション OBYEDINYONNAYA RASCHOTNAYA	金融機関	全部連結	99.97	99.97	100
	SISTEMA					
	LLC ラスファイナンス	銀行	全部連結	99.97	99.97	100
	LLC ラスファイナンス バンク	銀行	全部連結	99.97	99.97	100
	LLC TELSVCOM	サービス	全部連結	99.97	99.97	100
	PJSC ロスバンク	銀行	全部連結	99.97	99.97	99.97
	(6) RBキャピタル アセット マネジメント リミテッド ライアビリティ カンパニー	不動産および不動産金融	全部連結	99.97	0	100
	RB ファクタリング LLC	専門金融機関	全部連結	99.97	99.97	100
	RB リーシング LLC	専門金融機関	全部連結	99.97	99.97	100
	RB サービス LLC	グループ不動産管理会社	全部連結	99.97	99.97	100
	RB スペシャライズド デボジタリーLLC	金融機関	全部連結	99.97	99.97	100
	ソシエテ・ジェネラルSTRAKHOVANIE LLC	保険	全部連結	99.99	99.99	100
	ソシエテ・ジェネラルSTRAKHOVANIE ZHIZNI LLC	保険	全部連結	99.99	99.99	100
セネガル						
(1)	ソシエテ・ジェネラルドゥ バンク オ セネガル	銀行	全部連結	64.45	64.45	64.87
セルビア						
(1)	ALD オートモーティブ D.O.O ベオグラード	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100
シンガポール						
(1)	SG マーケッツ (SEA) PTE.LTD.	仲介業	全部連結	100	100	100
	SG セキュリティーズ (シンガポール) PTE. LTD.	仲介業	全部連結	100	100	100
	SG シンガポール	銀行	全部連結	100	100	100
	SG トラスト (アジア)LTD	金融機関	全部連結	100	100	100
スロバキア						
(1)	ALD オートモーティブ スロバキア S.R.O	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100
	ESSOX ファイナンス S.R.O	専門金融機関	全部連結	80	80	100
	コメルチニ バンカ ブラティスラヴァ	銀行	全部連結	60.73	60.73	100
	(1) SG エクイップメント ファイナンス チェコ リパブリック S.R.O.	専門金融機関	全部連結	80.33	80.33	100
	ORGANIZACNA ZLOZKA (スロバキア共和国支店)					
スロベニア						
(1)	ALD オートモーティブ オペレーショナル リーシング D00	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100

所在国	事業	連結方法*	グループ所有 持分比率		グループ議決権 持分比率		
			12月31日		12月31日		
			2020年	2019年	2020年	2019年	
スウェーデン							
(1)(4)	ALD オートモーティブ AB	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
	NF フリート AB	専門金融機関	全部連結	63.85	63.85	80	80
	SG フィナンス AS スウェーデン支店	専門金融機関	全部連結	0	100	0	100
(1)	ソシエテ・ジェネラル SA BANKFILIAL SVERIGE	銀行	全部連結	100	100	100	100
スイス							
(2)	ALD オートモーティブ AG	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
	ロスバンク (スイス)	銀行	全部連結	0	99.97	0	100
	SG エクイップメント ファイナンス シュワイツ AG	専門金融機関	全部連結	100	100	100	100
(1)	SG チューリッヒ	銀行	全部連結	100	100	100	100
	ソシエテ・ジェネラル プライベート バンキング(スイス) S.A.	銀行	全部連結	100	100	100	100
台湾							
(1)	SG セキュリティーズ(香港) リミテッド台北支店	仲介業	全部連結	100	100	100	100
(1)	SG 台北	銀行	全部連結	100	100	100	100
チャド							
	ソシエテ・ジェネラル チャド	銀行	全部連結	56.86	56.86	67.83	67.83
タイ							
	ソシエテ・ジェネラル・セキュリティーズ (タイ) LTD.	仲介業	全部連結	100	100	100	100
トーゴ							
(1)	ソシエテ・ジェネラルトーゴ	銀行	全部連結	93.43	90.98	100	100
チュニジア							
	ユニオン インターナショナル ドゥ バンク	銀行	全部連結	55.1	55.1	52.34	52.34
トルコ							
(1)	ALD オートモーティブ ツーリズム ティカレ アノニム シルケッティ	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100
	SG イスタンブール	銀行	全部連結	100	100	100	100
ウクライナ							
	ALD オートモーティブ ウクライナ リミテッド ライアビリティ カンパニー	専門金融機関	全部連結	79.82	79.82	100	100

^{*} J0: 共同支配事業、EJV: 持分法 (共同支配企業)、ESI: 持分法 (重要な影響力)、EFS: 簡略法としての持分法 (重要性がないため簡略持分法を使用して連結されている当グループが支配する企業)

- (1) 支店
- (2) 清算した事業体
- (3) 連結除外(支配または重要な影響力の喪失)
- (4) 売却した事業体
- (5) 合併
- (6) 新規連結
- (7) 30のファンドを含む。
- (8) 清算中

フランスの会計基準設定主体であるANCの2016年12月2日付の規則2016-09により要求されている連結範囲および持分投資に関する追加情報は、ソシエテ・ジェネラル・グループの次のウェブサイト入手可能である。

<https://www.investors.societegenerale.com/en/publications-documentsNote>.

[前へ](#)

[次へ](#)

注8.6 法定監査人に対する監査報酬

ソシエテ・ジェネラル・グループの連結財務諸表は、ミシャ ミサキアン氏が代表をしているアーンスト・アンド・ヤング・エ・オートルおよびジャン-マルク ミケラー氏が代表をしているデロイト・アンド・アソシエの共同監査を受けている。

取締役会の提案を受けて、またソシエテ・ジェネラルの監査・内部統制委員会（CACI）の勧告に従って、2018年5月23日に開催された年次株主総会は、アーンスト・アンド・ヤング・エ・オートルを指名し、デロイト・アンド・アソシエの任用を6年間更新した。

監査の改革に関する欧州規則に従って、法定監査人（SACC）およびそのネットワークの非監査サービスの特定の承認方針を実行し、そのミッションの開始前にそのコンプライアンスを検証している。

SACCの統合（承認または否認）は、CACIの会議の都度提出されている。

ミッションの種類別の報酬は毎年CACIに提出され、レビューを受けている。

最後に、事業体の財務部および事業部門は、デロイト・アンド・アソシエおよびアーンスト・アンド・ヤング・エ・オートルが行う監査の質の評価を毎年行っている。この調査の結論は、CACIに提示されている。

損益計算書に開示された法定監査人の報酬の金額

(単位：百万ユーロ、付加価値税を除く)	アーンスト・アンド・ヤング・エ・オートル		デロイト・アンド・アソシエ		合計	
	2020 ⁽¹⁾	2019	2020 ⁽²⁾	2019	2020	2019
親会社および連結決算の法定監査、検証および調査	5	4	8	7	13	11
発行体完全連結子会社	15	16	12	12	27	28
小計 監査	20	20	20	19	40	39
非監査サービス(SACC)	1	0	1	2	2	2
発行体完全連結子会社	1	1	1	1	2	2
合計	22	21	22	22	44	43

(1) アーンスト・アンド・ヤングのネットワーク12百万ユーロを含む。

(2) デロイトのネットワーク10百万ユーロを含む。

今年法定監査人が提供した非監査サービスは、主に規制上の要求事項に関するコンプライアンス・レビューのミッション、ISAE基準（保証業務に関する国際基準）を重視したフレームワーク内の内部統制のミッション、証明書またはEFP宣言書（EFP：特別財務業績）の発行の範囲内の合意された手続および補完的監査のフレームワーク内の監査業務から構成されている。またその中には特別に独占的に法定監査人に0.5百万ユーロで委託した非監査業務も含まれる。

[前へ](#)

[次へ](#)

注9. リスクおよび訴訟に関する情報

当グループは、重大なリスクのある係争について四半期毎に詳細なレビューを行っている。これらの係争により、当グループが最低限同等の価値を交換に受け取ることなく第三者の便益のために資源の流出を生じさせる可能性が高いか確実である場合、引当金を計上することになる。これらの訴訟引当金は、貸借対照表の負債の「引当金」に含まれる「その他の引当金」の中に分類されている。

本項において記載された係争の1つ1つについて、それを開示することが問題の係争の結果に深刻な不利益を与える可能性がある場合には、個別の引当金の計上あるいはその金額に関する詳細な情報を開示することはできない。

- 2012年10月24日、パリ控訴院は、ジェローム・ケルビエルを背任、コンピューター システムへの不正アクセス、偽造および偽造文書の使用に関して有罪として、2010年10月5日付で言い渡された一審判決を承認した。ジェローム・ケルビエルは、懲役5年執行猶予2年の判決が言い渡され、当行の損害に対する賠償として4.9十億ユーロの支払いが命じられた。2014年3月19日において、最高裁判所は、ジェローム・ケルビエルの刑事責任を認めた。かかる判決により、刑事訴訟は終結した。民事訴訟において、ベルサイユ控訴院は2016年9月23日、ジェローム・ケルビエルのソシエテ・ジェネラルが被った損害について専門家による決定を求める要求を棄却し、彼の犯罪行為の結果、当行が被った会計上の損失は4.9十億ユーロであることを確認した。また、ソシエテ・ジェネラルに対する損害に関してジェローム・ケルビエルに一部責任があることを宣告し、1百万ユーロをソシエテ・ジェネラルに支払うように命じた。ソシエテ・ジェネラルとジェローム・ケルビエルは、最高裁判所に控訴しなかった。ソシエテ・ジェネラルはこの判決がその税務状況には影響はないと考えている。しかし、2016年9月に経済・財務相が示唆したように、税務当局はこの帳簿上の損失の税務上の影響を調査し、ジェローム・ケルビエルの訴訟によって生じる4.9十億ユーロの金額の損金算入を問題にしようとしていることを示唆した。この税務上の修正案は直ちに影響することではなく、ソシエテ・ジェネラルがその課税所得からの損失により生じる繰越欠損金を控除するポジションにあるときに税務当局から送付される更正通知によって確かめなければならないであろう。そのような状況は銀行の予想によれば数年間は起こらないと思われる。フランスの最高行政裁判所(「*Conseil d'État*」)の2011年の意見書およびこの点に対して最近確認された確立した判例を考慮すれば、ソシエテ・ジェネラルは相当する繰延税金資産を計上する必要はないと考えている。当局が適当な時に彼らのポジションを確認することを決めた場合には、当然にソシエテ・ジェネラル・グループは管轄裁判所に対してその権利を主張することになるであろう。2018年9月20日に言い渡された決定により、刑事訴訟審査裁判所の調査委員会は、さらに刑事告訴の再開を正当化できるような新たな要素あるいは事実がないことを確認し、ジェローム・ケルビエルの刑罰に対し彼が2015年5月に提訴した要請は承認できないことを宣告した。
- 2003年から2008年の間、ソシエテ・ジェネラルは、ターキッシュ グループ ゴルダスと金の保管委託枠を設定していた。2008年2月に、ソシエテ・ジェネラルは、ゴルダスで保管している金の不正および横領のリスクに対する警告を受けた。これらの疑惑は、ゴルダスにより466.4百万ユーロに値する金の支払いまたは返金が行われなかったのを受けて、直ちに裏付けられた。ソシエテ・ジェネラルは、その保険会社および様々なゴルダス・グループの事業体に対して民事訴訟を提訴した。一方ゴルダスは、トルコおよび英国においてソシエテ・ジェネラルに対して様々な訴訟を提起した。英国においてソシエテ・ジェネラルがゴルダスに対し提訴した訴訟において、ゴルダスはソシエテ・ジェネラルの訴訟を却下するように申請し、英国の裁判所に損害を申し出た。2017年4月3日、英国の裁判所は両方の申立てを認め、損害を調査した後ゴルダスに支払うべき金額があればその金額を決定する予定である。2018年5月15日、控訴裁判所は、高等裁判所がゴルダスに認めた損害の調査をすべて取り消したがゴルダスに発行した賠償請求の送達に関連するソシエテ・ジェネラルの主張を却下した結果、それは時効となった。2018年12月18日、最高裁判所は、ゴルダスとソシエテ・ジェネラルの両者に対し、提訴する認可を棄却した。2017年2月16日、パリの商事裁判所は、保険会社に対するソシエテ・ジェネラルの訴えを却下した。ソシエテ・ジェネラルはこの決定に対し提訴した。
- ソシエテ・ジェネラル アルジェリア (SGA) およびその支店長の数名は、為替および他国との資本移転ならびにマネー・ローンダリングおよびテロリズムに対する資金供給に関してアルジェリア法に違反したとして起訴されている。被告は、SGAの顧客が行った輸出入に関連した資本移転およびSGAのカウンターで行われた送金取引に関して、アルジェリア当局に対して完全または正確な陳述をしなかった罪に問われている。これらの事由は、アルジェリア当局による調査において発覚し、その後SGAは刑事裁判所に告訴する前に民事訴訟を提訴した。複数の訴訟手続において控訴院はSGAおよびその従業員に判決を下したものの、その他の訴訟手続においては不起訴となった。今日まで、16件の訴訟がSGAの勝訴で結審し、1件はSGAが敗訴し、8件が係属中で、そのうち6件が最高裁判所で審理中である。

- 2000年代初めに、フランス銀行業界は、小切手処理の合理化に向けて、新しいデジタル システムへの移行を決定した。小切手支払いの安全性の向上および詐欺行為の防止に寄与するこの改革（EIC-Echange d'Images Chèques）を支援するために、銀行は複数の仲介銀行手数料（2007年に廃止されたCEICを含む。）を設定した。これらの手数料は、銀行部門監督機関の後援を受けて成立しており、公的機関にも認識されている。

2010年9月20日に、数年間の調査を経て、フランス競争局は、関連サービスに対するCEICおよび2つの追加手数料の共同実施および料金の設定が競争法に違反すると裁決した。当局は、当該契約に関与する参加者すべて（フランス銀行を含む。）に対して合計約385百万ユーロの罰金を科した。ソシエテ・ジェネラルは53.5百万ユーロの罰金、子会社であるクレディ デュ ノールは7百万ユーロの罰金を科された。しかしながら、2012年2月23日付命令において、フランス控訴院は、フランス銀行を除くすべての銀行に適用されるかかる命令の競争法違反はないと認定し、銀行による支払済みの罰金の回収が認められた。2015年4月14日、最高裁判所は、罰金の回収については自発的に当該訴訟に参加した2組の第三者の主張が検証されていないという理由から控訴院の決定を無効とし、取り消した。かかる訴訟は、2016年11月3日および4日に差し戻されたパリ控訴院により審理が行われた。2017年12月21日、控訴院はフランスの競争当局がソシエテ・ジェネラルおよびクレディ デュ ノールに課した罰金を認めた。2018年1月22日、ソシエテ・ジェネラルおよびクレディ デュ ノールは、この決定に対し最高裁判所に提訴した。2020年1月29日、最高裁判所は2017年12月21日のパリ控訴院の命令を一部破棄し、同控訴院への差し戻しを命令したが、異なる組み立てをした。そのため、2020年3月13日、ソシエテ・ジェネラルおよびクレディ デュ ノールは、フランス競争局の決定に対し、パリ控訴院に新たな提訴を行った。この訴訟手続は、現在係属中である。

- 2009年8月、ソシエテ・ジェネラル プライベート バンキング（スイス）は、その他の複数の金融機関とともに、最終的にはテキサス州北部地区連邦地方裁判所に移送された暫定集団訴訟の被告となった。原告は、スタンフォード インターナショナル バンク リミテッド（SIBL）に預金を有する顧客および／またはSIBLが発行した2009年2月16日付の譲渡性預金証書の所持人である個人の集団を代表していた。原告は、SIBLおよびスタンフォード フィナンシャル グループまたはそれらの関連事業体における不正行為によって損害を被っており、被告がこうした損害に対して責任を負うと主張していた。原告はさらに、SIBLまたは関連事業体を代理する被告を通してまたは被告に対して行われた支払いが不正な財産移転であったとして、かかる支払いの回収を求めている。オフィシャル スタンフォード インベスターズ委員会（OSIC）は、訴訟参加を許可され、ソシエテ・ジェネラル プライベート バンキング（スイス）およびその他の被告に対して同様の救済を求めて訴状を提出した。

ソシエテ・ジェネラル プライベート バンキング（スイス）による管轄権欠如を理由としたかかる訴え却下の申立ては、2014年6月5日付の裁判所命令により却下された。ソシエテ・ジェネラル プライベート バンキング（スイス）は、裁判所の管轄規程を再考することを求めたが、裁判所はこれを最終的に却下した。2015年4月21日、裁判所は原告およびOSICにより提出された請求の実質的に大多数について、続行することを認めた。

2017年11月7日、地方裁判所は原告の集団訴訟に関する申立てを却下した。原告はこの決定に対し控訴することを検討し、控訴裁判所は2018年4月20日これを却下した。2019年5月3日、数百人の個人の原告が、スタンフォードへの投資に係る損失の個人としての最大限の回収を求めて、係属中のOSICへの訴訟参加を申し立てた。被告の金融機関は、ソシエテ・ジェネラル プライベート バンキング（スイス）を含め、この申立てに反対した。2019年9月18日付命令により、裁判所は、当該訴訟参加の申立てを却下した。ある原告グループはこの却下に対して控訴し、別のグループは2019年11月にヒューストンのテキサス州裁判所で別の訴訟を開始した。州裁判所の訴訟は連邦裁判所に移送され、現在はテキサス州南部地区において係属中である。

2015年12月22日、OSICは、テキサス州法に基づき詐欺的送金として無効にできることを根拠として、2008年12月に行われたソシエテ・ジェネラル プライベート バンキング（スイス）に対する（スタンフォード破産以前の）95百万米ドルの送金の払戻しを求めて、部分的な略式判決を求める申立てを提出した。ソシエテ・ジェネラル プライベート バンキング（スイス）はこの申立てに反対した。2020年3月30日付命令により、裁判所はOSICの申立てを棄却した。

- ロンドン・インターバンク・オフアード・レートおよびユーロ・インターバンク・オフアード・レート（「IBOR事件」）に関して米国当局と合意に達したにもかかわらず、当行は米国での民事訴訟を引き続き弁護し（下記の通り）、米国の多数の州の司法長官およびニューヨーク州金融監督局を含め、他の当局からの情報要求に応じている。

ソシエテ・ジェネラルは、米国においてその他の金融機関とともに、米ドルLibor、日本円LiborおよびEuriborの金利の設定ならびにこれらの金利を指標とする金融商品の取引に関連して、暫定集団訴訟の被告とされた。ソシエテ・ジェネラルはまた米ドルLibor金利に関するいくつかの個別（非集団）訴訟で被告とされた。これらの訴訟は、マンハッタンの連邦地方裁判所（「地方裁判所」）で係属中である。

米ドルLiborについては、2件の暫定集団訴訟および手続が有効に停止されている1件の個別訴訟を除き、ソシエテ・ジェネラルに対するすべての請求は、裁判所により棄却され、または原告により自発的に取り下げられた。請求が棄却された一部の個別の原告は、ソシエテ・ジェネラルに対する請求を追加するか見直すために訴状を修正する許可を求めて申立てを提出したが、これらの申立ては地方裁判所により却下された。集団訴訟の原告および多数の個人の原告は、第2巡回区連邦控訴裁判所に対し、反トラスト法上の請求の棄却に対して控訴した。

2020年1月13日、ソシエテ・ジェネラルは、ある取引所で米ドルLiborに連動する金融商品を購入した暫定的原告集団と和解協定を締結した。その和解の一部としてソシエテ・ジェネラルは5.125百万米ドルを支払うことに同意した。この和解は、2020年9月17日に地方裁判所により最終的に承認された。日本円Liborについて、地方裁判所は、ユーロ円の店頭デリバティブ商品の購入者により提起された訴訟の請求を棄却した。2020年4月1日、控訴裁判所は、その棄却を差し戻し、この請求を回復させた。原告は2020年8月24日に第2次修正訴状を提出し、被告は棄却するよう再び提訴した。シカゴマーカンタイル取引所にユーロ円デリバティブ契約の購入者あるいは売却者により2019年9月27日に提起されたその他の訴訟では、被告は集団認定の申立てを行った。2020年9月25日、地方裁判所は、被告の弁解に関する判決を求める申立てを認め、原告の請求を棄却した。原告は異議申立てを行った。

Euriborについて、地方裁判所は、暫定集団訴訟におけるソシエテ・ジェネラルに対するすべての請求を棄却し、修正訴状案を提出する原告の申立てを却下した。原告はかかる決定に対し、第2巡回区連邦控訴裁判所に控訴した。

ソシエテ・ジェネラルは、アルゼンチンにおいて、他の金融機関とともに、金利が米ドルLiborに連動して支払われる国債またはその他の特定の商品を保有するアルゼンチンの消費者を代表する消費者協会により提起された訴訟の被告にもなっている。かかる訴訟では、米ドルLibor金利が不正操作されたとの主張に関連して、アルゼンチンの消費者保護法に違反したとする主張がなされている。ソシエテ・ジェネラルは、本件に関する訴状をまだ送達されていない。

- 2019年1月15日から、ソシエテ・ジェネラルおよびSGアメリカス セキュリティーズ LLCは、他の金融機関とともに、マンハッタンの連邦地方裁判所において3件の暫定集団訴訟（その後統合されている。）の被告とされていた。原告は、USD ICE Liborのパネル銀行が、USD ICE Liborと連動するデリバティブのトレーディングで利益をあげるために、ベンチマークを人為的に低く提案する共謀を行ったと主張している。原告は、被告とUSD ICE Liborと連動する変動金利負債性金融商品または金利スワップの取引をし、その商品の購入時期にかかわらず、2014年2月1日から現在までの間に支払いを受けた米国居住者（個人および企業）から構成される集団を認定することを求めている。2020年3月26日付命令により、地方裁判所は訴えを却下した。原告は当該決定に対して控訴した。被告は、提案されたクラス代表者が訴訟から脱退しているため控訴を棄却するよう提議した。新たに提案されたクラス代表者は、訴訟の原告として控訴に参加することを求めている。
- ソシエテ・ジェネラルは、その他の複数の金融機関とともに、外国為替スポット取引およびデリバティブ取引に関して、米国反トラスト法およびCEAの違反を理由として、暫定集団訴訟の被告となっている。かかる訴訟は、店頭および証券取引所で売買される外国為替商品に関する一定の取引を行った個人または事業体により提起されている。ソシエテ・ジェネラルは、18百万米ドルで和解に達し、2018年8月6日に裁判所により承認された。間接購入者の暫定集団を代理する別の暫定集団訴訟も提起された。SGは、当該訴訟の解決のために975,000米ドルで和解に達した。和解は2020年11月19日、最終的に裁判所の承認を受けた。2018年11月7日に、主たる集団訴訟の和解に参加しないことを選択した個別の事業体のグループが、SG、SG アメリカス セキュリティーズLLCおよびいくつかの他の金融機関を提訴した。SGアメリカス セキュリティーズ LLCは2020年5月28日付命令により却下された。SGおよびその他残りの被告については、開示手続が進行中である。

- 2012年12月10日、フランスの最高行政裁判所（「*Conseil d'État*」）は、フランスの企業に課されていた源泉徴収税（*précompte tax*）は、EUの法律に抵触するということを確認する二つの決定を行い、税務当局によって課された金額を返還する方法論を規定した。しかし、そのような方法論によって、返還されるべき金額がかなり減少している。ソシエテ・ジェネラルは、2005年に2社（RhodiaおよびSuez、現在はENGIE）の「源泉徴収税」の請求権を譲渡者に対する限定的な遡及権とともに購入した。フランスの最高行政裁判所の上記の決定の1つが、Rhodiaに関連している。ソシエテ・ジェネラルは、フランスの行政裁判所に提訴した。最近の判決としては、フランス最高行政裁判所がENGIEとソシエテ・ジェネラルによる提訴に関して2016年2月1日に棄却している。

複数のフランスの会社は、欧州委員会に申し入れを行ったが、欧州委員会は2012年12月10日にフランス最高行政裁判所が言い渡した判決は、2011年9月15日付の欧州司法裁判所C-310/09により言い渡された判決を実施しているものと思われる、多くの欧州法の原則に反するとみなした。欧州委員会は、2014年11月にフランス共和国に対する侵害訴訟を開始し、その時以降2016年4月28日に理由を明らかにする意見書を公表し、この件を2016年12月8日に欧州連合の司法裁判所に持ち込むことによりその立場を確認した。欧州連合の司法裁判所は、2018年10月4日に判決を下し、予備審問もなしに誤って支払われた源泉税を保管するためにEUの孫会社に対する課税を不問にするようにフランス最高行政裁判所による怠慢についてフランスに宣告した。この決定を実務的に実施することに関して、ソシエテ・ジェネラルは、管轄裁判所とフランス税務当局の前でその権利を主張し続けており、法律に従って慎重な取扱いを期待している。2020年6月23日に、ベルサイユの行政訴訟裁判所は、2002年および2003年のスエズの請求権に関してソシエテ・ジェネラルに有利な裁定を出し、その後7月中頃当社に有利な強制執行が行われた。ベルサイユの判決は、前払は親子会社の指令に合致していないとの意見に立ったものである。フランス最高行政裁判所は、合憲性の優先審議の要求を受けており、前払は親子指令の第4条に矛盾しているが、これを確かめるために予備裁定についてECJに質問を照会すべきと指摘している。そのため今のところルクセンブルク裁判所の返答を待つことが適切であるが、返答は2021年末以降となる。

- ソシエテ・ジェネラルは、その他の金融機関とともに、ロンドン・ゴールド・マーケット・フィクシングへの関与に関して、米国独占禁止法および商品取引所法（CEA）に違反したとして、暫定集団訴訟の被告となっている。かかる訴訟は、金の売却、CMEにおいて取引される金の先物契約の売却、金ETFの持分の売却、CMEにおいて取引される金のコール・オプションの売却、CMEにおいて取引される金のプット・オプションの購入、店頭での金のスポット、金の先物契約もしくは金のコール・オプションの売却または店頭での金のプット・オプションの購入を行った個人または法人を代表する者により提起されている。かかる訴訟は、マンハッタンの連邦地方裁判所において係属中である。この判決を差し戻す訴訟が2016年10月4日付命令により、却下され、開示手続が進行中である。ソシエテ・ジェネラルは、その他の金融機関とともに、複数の類似の請求を含む、カナダ（トロントのオンタリオ高等裁判所およびケベック市のケベック高等裁判所）における2件の暫定集団訴訟の被告にもなっている。
- 2015年8月以降、ソシエテ・ジェネラル・グループの様々な元従業員および現従業員が、ドイツの株式配当に対する源泉税に関連していわゆる「CumEx」パターンに参加したとして、ドイツの刑事検察および税務当局の調査を受けている。これらの調査は、特にSGSS GmbHが管理するファンド、自己売買取引および顧客に代わって実行された取引に関係するものである。当グループ企業は、ドイツ当局の要請に対応している。
- SGSS GmbHは、以前このファンドの顧問をしていた会社により雇用されていた2名の個人に対して刑事訴訟が開始されたことを、2019年6月19日にボン地方裁判所から通知された。当該ファンドは不正の疑いのあるCumExに関与したとドイツの検事から嫌疑をかけられている。2019年8月19日、ボン地方裁判所は、SGSS GmbHに対し、「第2当事者」として、これらの刑事訴訟に参加するよう命令した。2020年3月16日付命令により、ケルンの検事局の同意を得て、第2当事者としてSGSS GmbHを直ちに釈放した。調査または刑事手続の対象となるのに加えて、SGグループ企業はドイツの税務署を含む第三者による請求のリスクがあり、訴訟の当事者になる可能性がある。

- 2019年5月、SGASは、他の金融機関とともに、連邦ホームローンバンク（FHLB）、連邦ホームローン モーゲッジ コーポレーション（フレディマック）および連邦ナショナル モーゲッジ アソシエーション（ファニーメイ）を含む米国政府出資事業（GSEs）が発行する「機関債」の価格付けにおいて反競争的行為があったと主張する米国の暫定集団訴訟の被告とされた。SGASは、2019年6月13日、他の数名の被告とともに、訴え却下の申立てを提出したが、2019年8月29日、SGASおよびその他の銀行の被告の主張に反する認定がなされた。原告は2019年9月9日、修正訴状を提出し、この修正訴状の却下申立てが2019年9月17日に提出された。この申立ては、2019年10月15日に却下された。2019年12月16日、原告および12の銀行からなる被告は、SGASを含め、集団訴訟の250百万米ドルの和解条件を裁判所に認可してもらうために提出した。SGASの和解金の負担割合は、公になっていないが、その金額は財務諸表の観点からみて重要性がない。集団訴訟の和解は、2020年6月16日に裁判所により最終的に承認された。SGASは、また4件の別の個別脱退訴訟で被告になっており、その原告は、ルイジアナ州（2019年9月に提訴）、バトンルージュ/イーストバトンルージュ群と関係企業（2019年10月に提訴）、ルイジアナ・アセット マネジメント プール（2020年4月）およびニューオーリンズ市と関係企業（2020年9月）である。これらの訴訟は、これらの原告のGSE債の購入に基づいて、SGASおよび複数の他の銀行の被告に対して、反トラスト法の請求（場合によっては他の関連訴訟）を主張している。SGASは米国機関債事業に関連して米国司法省（「DOJ」）からの召喚状も受け取った。SGASは、これらの要求に応じており、DOJの調査に協力している。
- ソシエテ・ジェネラルおよびそのいくつかの子会社は、バーナード L.マドフ・インベストメント証券LLC（「BLMIS」）の清算に任命された管財人が提起したマンハッタンの米国破産裁判所で係属中の訴訟の被告になっている。この訴訟は、BLMISの管財人が多数の機関に対して提起した訴訟と同じであり、BLMISに投資されたいわゆる「フィーダーファンド」を通じてBLMISから間接的にSGの企業が受け取り、そこからSGの企業が償還を受取ったとされる金額の回収を求めている。この訴訟は、SGの企業が受取った金額は米国連邦破産法およびニューヨーク州法に基づいて回避できるもので回収可能であると申し立てている。BLMISの管財人は、総額約150百万米ドルをSG企業から回収することを求めている。SGの企業は、この訴訟で被告とされている。2016年11月22日付けおよび2018年10月3日付けの判決では、裁判所はBLMISの管財人が提起した大部分の請求を棄却した。管財人は、第2巡回区連邦控訴裁判所に控訴した。2019年2月25日付命令により第2巡回区連邦控訴裁判所は、判決を無効にし、今後の手続に差し戻した。2020年6月1日に、合衆国最高裁判所は、令状に関する被告一被上訴人の申請を却下した。この訴訟は地方裁判所に戻され、さらなる手続が行われる。
- 2019年7月10日、ソシエテ・ジェネラルは、1960年にキューバ政府が行ったバンコ・ヌネズ（原告は同行の持分を所有していたと主張している。）の収用により被ったとする損失を、1996年キューバの自由および民主主義連帯法（Libertad）（ヘルムズ・バートン法として知られている。）に基づいて回復することを求める原告がマイアミの連邦地方裁判所に提起した訴訟の被告となった。原告はこの法律の条項に基づいてソシエテ・ジェネラルに損害賠償を請求している。原告は、他の銀行3行を被告に加え、ソシエテ・ジェネラルについてはいくつかの新しい事実上の申立てを加えた修正訴状を2019年9月24日に提出した。ソシエテ・ジェネラルは、却下の申立てを提出し、2020年1月10日現在この申立ては十分に説明されている。棄却申立ての係属中、原告は、2020年1月29日、マンハッタンの連邦裁判所への案件移送に反対しない申立てを行い、裁判所は2020年1月30日にこれを認めた。原告は、2020年9月11日に第2次修正訴状を提出し、訴え却下の申立てが提出された。
- 2020年11月9日、ソシエテ・ジェネラルは、バンコ・プジョル（1960年にキューバ政府により没収されたと主張するキューバの銀行）の所有者であると主張する者（および後継者）がマンハッタンの連邦地方裁判所に提起した類似のヘルムズ・バートン訴訟において被告となった。
- 2020年6月5日、ソシエテ・ジェネラルの株主は、当行の39名の現および前取締役および執行役員に対しニューヨーク州裁判所に代表訴訟を提訴した。この訴状は、2009年の米国銀行規制当局との書面協議が当行に効果的な反マネーロンダリングのコンプライアンスおよび取引モニタリングシステムを実施し、維持することを要求したことを申し立てている。この訴状によれば、当行は、そうすることができず、2018年11月に多くの連邦およびニューヨーク州当局および米国の制裁および反マネーロンダリング法に関係する犯罪当局により課された罰金を支払うことになった。この訴状は、とりわけ、これらの事項に関係する義務違反について賠償請求を行うものである。この訴訟は、初期手続の段階にあり、いろいろな理由で棄却する申立てが予想されている。
- 2020年10月16日、ヴェスティアが2008年から2011年までの間にソシエテ・ジェネラルとデリバティブ商品を契約した条件に関して、英国の上級裁判所にソシエテ・ジェネラルに対し訴訟手続を起こした。ヴェスティアは、これらの取引はその権能外であるということを主張し、不正に誘導されたと申し立てている。ヴェスティアは、取引を無効にし、これらの取引に従ってソシエテ・ジェネラルに支払われた金額を取り戻そうとしている。2021年1月8日に、ソシエテ・ジェネラルは、答弁・反訴状を提出した。

- 2020年10月20日、ソシエテ・ジェネラル・セキュリティーズ・オーストラリアPty Ltd（「SGSAPL」）は、シドニーの地方裁判所により顧客資金に関する義務違反に関する罪を宣告された。SGSAPLは、2014年12月から2017年2月までの期間に発生し、オーストラリア証券投資委員会に自己宣誓された事実に対し、合計30,000豪ドルの罰金を支払うように要求された。

[前へ](#)[次へ](#)

1.2 個別財務諸表

(1) 貸借対照表

資産		2020年12月31日		2019年12月31日	
		百万ユーロ	百万円	百万ユーロ	百万円
現金、中央銀行預け金および郵便局勘定		133,323	17,305,325	77,447	10,052,621
財務省証券および類似証券 ⁽¹⁾	注2.1	53,806	6,984,019	153,205	19,886,009
銀行預け金 ⁽¹⁾	注2.3	176,309	22,884,908	171,231	22,225,784
顧客貸出金	注2.3	443,343	57,545,922	481,496	62,498,181
公社債およびその他債券 ⁽¹⁾	注2.1	121,389	15,756,292	120,679	15,664,134
株式およびその他持分証券 ⁽¹⁾	注2.1	93,568	12,145,126	140,976	18,298,685
関連会社およびその他の長期有価証券	注2.1	992	128,762	862	111,887
子会社投資	注2.1	23,446	3,043,291	24,373	3,163,615
有形および無形固定資産	注7.2	2,934	380,833	2,969	385,376
自己株式	注2.1	131	17,004	151	19,600
未収収益、その他の未収金およびその他の資産	注3.2	208,801	27,102,370	154,306	20,028,919
資産の部合計		1,258,042	163,293,852	1,327,695	172,334,811

(1) 2020年12月31日現在の金額は、2020年度以降、借入有価証券および集中規制貯蓄（注1第5項）の表示に関する規則（ANC）第2020-10号の遡及適用を考慮している。

オフバランスシート項目		2020年12月31日		2019年12月31日	
		百万ユーロ	百万円	百万ユーロ	百万円
供与したローンコミットメント	注2.3	228,424	29,649,435	238,489	30,955,872
供与した保証コミットメント	注2.3	225,915	29,323,767	202,543	26,290,081
有価証券について供与したコミットメント		19,645	2,549,921	23,744	3,081,971

負債および株主資本		2020年12月31日		2019年12月31日	
		百万ユーロ	百万円	百万ユーロ	百万円
中央銀行預り金および郵便局勘定		1,489	193,272	3,852	499,990
銀行預り金	注2.4	301,788	39,172,083	255,606	33,177,659
顧客預金 ⁽¹⁾	注2.4	513,860	66,699,028	495,084	64,261,903
発行債券の形式の債務	注2.4	125,053	16,231,879	116,702	15,147,920
未払費用、その他の未払金およびその他の負債 ⁽¹⁾	注3.2	243,121	31,557,106	381,443	49,511,301
引当金	注7.3	12,529	1,626,264	13,188	1,711,802
長期劣後債	注6.4	23,786	3,087,423	23,836	3,093,913
株主資本					
普通株式	注6.1	1,067	138,497	1,067	138,496
株式払込剰余金	注6.1	21,556	2,797,969	21,556	2,797,969
利益剰余金	注6.1	15,361	1,993,858	11,666	1,514,247
当期純利益	注6.1	(1,568)	(203,527)	3,695	479,611
小計		36,416	4,726,797	37,984	4,930,323
負債および株主資本の部合計		1,258,042	163,293,852	1,327,695	172,334,811

(1) 2020年12月31日現在の金額は、2020年度以降、借入有価証券および集中規制貯蓄（注1第5項）の表示に関する規則（ANC）第2020-10号の遡及適用を考慮している。

オフバランスシート項目		2020年12月31日		2019年12月31日	
		百万ユーロ	百万円	百万ユーロ	百万円
供与されたローンコミットメント	注2.4	70,008	9,087,038	78,052	10,131,150
供与された保証コミットメント	注2.4	60,479	7,850,174	58,140	7,546,572
有価証券に関して供与されたコミットメント		23,886	3,100,403	28,304	3,673,859

(2) 損益計算書

		2020年		2019年	
		百万ユーロ	百万円	百万ユーロ	百万円
受取利息および類似収益	注2.5	16,540	2,146,892	20,516	2,662,977
支払利息および類似費用	注2.5	(16,246)	(2,108,731)	(20,234)	(2,626,373)
受取配当金	注2.1	1,177	152,775	3,617	469,487
受取手数料	注3.1	4,464	579,427	4,430	575,014
支払手数料	注3.1	(1,920)	(249,216)	(1,755)	(227,799)
トレーディングポートフォリオからの純利益	注2.1	4,125	535,425	5,293	687,031
短期投資有価証券からの純利益	注2.1	99	12,850	102	13,240
その他の活動からの収益 ⁽¹⁾		2,044	265,311	8,559	1,110,958
その他の活動からの費用 ⁽¹⁾		(1,793)	(232,731)	(8,617)	(1,118,487)
銀行業務純利益	注7.1	8,490	1,102,002	11,911	1,546,048
人件費	注4.1	(4,783)	(620,833)	(5,236)	(679,633)
その他の営業費用 ⁽²⁾		(3,577)	(464,295)	(3,383)	(439,113)
減損および償却費		(626)	(81,255)	(477)	(61,915)
営業総利益		(496)	(64,381)	2,815	365,387
リスク費用	注2.6	(1,582)	(205,344)	(848)	(110,070)
営業利益		(2,078)	(269,725)	1,967	255,317
長期投資からの純利益	注2.1	651	84,500	1,147	148,880
税引前営業利益		(1,427)	(185,225)	3,114	404,197
法人所得税	注5	(141)	(18,302)	581	75,414
純利益		(1,568)	(203,527)	3,695	479,611
普通株式一株当たり利益（ユーロ、円）	注6.3	(1.84)	(239)	4.45	578
普通株式一株当たり希薄化後利益（ユーロ、円）		(1.84)	(239)	4.45	578

(1) 商品デリバティブに係るマーケット・メイク事業の一部として、ソシエテ・ジェネラルは現物の商品在庫を保有することがある。関連収益・費用は、「その他の活動の収益および費用」に含めている。2020年度については、収益は1,821百万ユーロ(236,366百万円)、費用は1,579百万ユーロ(204,954百万円)である(2019年度については、収益は8,345百万ユーロ(1,083,181百万円)、費用は8,502百万ユーロ(1,103,560百万円))。

(2) 2020年度の単一破綻処理基金(SRF)への出資に関する377百万ユーロ(48,935百万円)を含む(2019年度は297百万ユーロ(38,551百万円))。

法定監査人に対する支払報酬の情報は、ソシエテ・ジェネラル・グループの連結財務諸表の注記に開示している。そのためこの情報は、ソシエテ・ジェネラルの個別財務諸表の注記に記載していない。

[前へ](#)
[次へ](#)

(3) 親会社の財務諸表に対する注記

親会社の財務諸表は、2021年2月9日に取締役会により承認された。

注1. 重要な会計原則

1. 序論

ソシエテ・ジェネラルの親会社の財務諸表の作成および表示は、銀行業界の年次財務諸表に関するフランス会計基準委員会(ANC)の規則2014-07の規定に準拠している。

在外支店の財務諸表は、各国の一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成されているため、フランスで適用される会計原則に準拠させるための修正が行われている。

親会社の財務諸表に対する注記に示された開示は、ソシエテ・ジェネラルの財務諸表に適切かつ重要性のある情報、ソシエテ・ジェネラルの事業活動および環境、特にソシエテ・ジェネラルがCovid-19の影響を受けた期間の事業運営に焦点をあてたものである。

2. 会計方針および評価方法

フランスの金融機関に適用される会計原則に従って、多数の取引は、その取引目的を考慮した評価方法を用いて計上される。

金融仲介取引においては、資産および負債は、通常取得原価で計上され、カウンターパーティ・リスクが生じる場合に減損が計上される。これらの取引から生じる収益および費用は、会計上の期間損益の原則に従って契約期間にわたり期間配分して計上されている。ヘッジ目的あるいは銀行のグローバルな金利リスクを管理するために実行される金融先物取引にも、同じ原則が適用される。

トレーディング取引は、額面で計上される貸出金、借入金および短期の投資有価証券を除いて(下記参照)、通常年度末に時価評価される。金融商品が活発な市場での相場価格がないときは、使用する時価は健全なヘアカットにより調整されている。さらに、社内モデルに基づく評価は、使用するモデルの複雑性および金融商品の期限に従って決定されるヘアカット(引当方針)の対象とされる。

3. 外貨建財務諸表の換算

外貨で報告する支店のオンバランスシート項目およびオフバランスシート項目は年度末の公定為替レートによって換算されている。またこれらの支店の損益計算書項目については四半期末レートの平均で換算されている。在外支店の資本拠出、準備金、利益剰余金および純利益の換算によって生じる換算差損益は、為替レートの変動によるものであり、貸借対照表の「未払費用/未収収益、その他の未払金/未収金およびその他の負債/資産」に含まれている。

ユーロ圏内の支店関連の換算差損益(ユーロに換算)は、株主資本の部に計上されており、これらの事業体が売却されたときにのみ損益計算書に計上される。

4. 見積りと判断の使用

財務諸表の作成に適用され、親会社の財務書類の注記に表示されている会計原則および方法に準拠して、経営者は、損益計算書の数値、貸借対照表の資産と負債の評価および親会社の財務諸表の注記に開示される情報に影響を与える仮定と見積りを行っている。

仮定と見積りを行うために、経営者は、財務諸表の作成時点で入手可能な情報を利用して判断を行っている。本来、見積りに基づく評価には、将来それが具現化したときに関連するリスクと不確実性が含まれている。そのため、実際の結果は、これらの見積りとは異なる可能性があり、また財務諸表に重要な影響を与える可能性がある。

これらの年次財務諸表を作成する際に行われる仮定および見積りは、Covid-19のパンデミックに起因する経済危機の帰結、持続性および重大性に関する現在の不確実性を考慮して従来の決算の仮定および見積りと比較して変更されている。この危機が、使用した仮定および見積りに与える影響は、この注記の6.Covid-19に詳述している。

見積りの使用は、主に以下の会計上の課題に関するものである。

- 活発な市場での相場がなく、トレーディング目的で保有されている金融商品(有価証券ポートフォリオおよび金融先物商品)の貸借対照表上の公正価値(注2.1、2.2および3.2に記載)
- 金融資産の減損(注2.6参照)
- 負債に計上された引当金(注2.6,4.2および7.3参照)
- 貸借対照表に認識された繰延税金資産(注5参照)

ブレグジット

英国は、2016年6月23日に国民投票を行い、英国国民の過半数が欧州連合から離脱することに投票した(ブレグジット)。数回にわたる延期の後、英国の離脱協定が2020年12月31日に終了する移行期間とともに、2020年1月31日に発効した。欧州連合の法律は、2021年1月1日以降英国に対する適用が中止される。

健康衛生および政治的環境の逆風にもかかわらず、英国と欧州連合との間で行われた交渉は、金融サービスを除いて通商協力に関する合意について2020年12月24日に決着した。現在のところ、2021年1月1日から18ヶ月間清算機関の使用については欧州と同等である。

ソシエテ・ジェネラルは、このような困難を予期しており、その顧客に対するサービスの継続性を提供するために2020年1月31日からすでに実施されている対策を続けている(特に、パリとロンドンの二つのプラットフォームの間の顧客口座の再編および移管)。さらに、ソシエテ・ジェネラルは、現地の規制基準に従うことを条件として、2年間ロンドンにおける事業を継続する移行承認を受けている。

このように一方においては同等性を獲得するための金融サービスおよび取引条件に関して、ならびに他方においては現地の規則と欧州の規則との間の相違の潜在的増加に関して不確実な領域が残っている。

ソシエテ・ジェネラルはこれらの交渉を引き続きフォローし、親会社の年次財務諸表を作成するために選択した仮定および見積りにおいてブレグジットの短期/中期/長期的帰結を考慮している。

5. 規則(ANC)第2014-07号の修正：借入有価証券および規制貯蓄の集中化に関連する債権の貸借対照表の表示の変更

フランスのANC(フランス会計基準当局)は、2020年12月22日、規則(ANC)第2014-07号を修正する規則(ANC)第2020-10号を公表した。この規則は、2020年12月29日に認可され、2020年度の年次決算に義務付けられ、遡及適用される。次のような取引について貸借対照表の表示を変更している。

借入有価証券

この修正を適用することにより、借入有価証券の貸借対照表の表示を変更することが求められた。これらの有価証券は、従来貸借対照表の資産側の「財務省証券および類似証券」、「公社債およびその他債券」、および「株式およびその他持分証券」に、トレーディング有価証券として計上されていたが、現在は、貸借対照表の負債側の「未払費用、その他の未払金およびその他の負債」に借入有価証券に対する未払金から控除して表示されている。借入有価証券のこの新しい表示は、借入有価証券の保有に関連する当行のリスクとベネフィットおよび借入の満期日に返還する本質的義務に関するより目的適合的な情報を提供する。

集中化された規制貯蓄

この修正を適用することにより、フランス預金供託金庫(*Caisse des dépôts et consignations*)の貯蓄ファンドに係る債権の貸借対照表の表示を変更することが求められている。この債権は、当行が集中化のためにフランスの預金および委託ファンドに移動することが要求されているフランスの規制貯蓄勘定について回収した貯蓄のシェアを表している。この債権は、従来貸借対照表の資産側の「銀行預け金」に開示されていたが、現在は貸借対照表の負債側に「顧客預金」に規制貯蓄勘定の控除として表示されている。集中化された規制貯蓄のこの新しい表示は、規制貯蓄スキームおよびその不可欠の一部である政府保証に関連する法制上の規定に起因するため、関係するリスクおよびフローに関するより目的適合的な情報を提供している。

これらの修正を適用しても、ソシエテ・ジェネラルの株主資本にもその損益計算書のいずれにも影響していない。

6.Covid-19

Covid-19のパンデミックは、歴史的な健康危機と経済的ショックをもたらしている。ウイルスの拡大を阻止するために多くの政府が課した封じ込め対策は、2020年にグローバルな活動の崩壊に導いた。この危機は、封じ込め対策による物品およびサービスの供給と企業および家計の収入の下落による需要の両方に影響を与えている。

政府および中央銀行は、経済に対し流動性と信用保証の面で重要な支援を提供することによりこのショックの影響を緩和するために大規模な介入を行った。

この危機の帰結、重大性および持続期間について高い不確実性が残っている。

財務諸表を作成するために、ソシエテ・ジェネラルは、将来予測データ（注2.6参照）を含む予想信用損失測定モデルにマクロ経済シナリオを使用している。これらのシナリオは、ソシエテ・ジェネラルの経済およびセクター研究部門により開発されている。各シナリオに対し加重係数が割当てられ、モデルのアウトプットはこれらのシナリオの確立平均に対応するものである。

2020年12月31日現在、ソシエテ・ジェネラルは次の四つのマルチ・シナリオを使用した。

- 中央シナリオ（SG セントラル）,65%で加重、2020年度はGDPが大きく低下、特に旅行制限が2022年の初めに解除されることを考慮して、2021年からは徐々にリバウンド
- 健康危機の長期化シナリオ（SG エクステンデッド）,10%で加重、旅行制限が2023年初めに解除されることを予想
- 最後に、二つの代替シナリオ、10%で加重の楽観（フェイバブル）シナリオおよび15%で加重のストレス・シナリオ、これら二つのシナリオを補完

ソシエテ・ジェネラルは、またいくつかの方法論の調整を行い、予想信用損失を測定するための原則の適用に政府当局が決定した支援策を考慮に入れた。

該当年度の大きな進展は、

- 上記の新しいマクロ経済シナリオの影響を考慮するために信用リスクに対する減損および引当金の計算に使用するモデルの更新、
- シナリオが信用リスクに対する減損および引当金に与える影響をもっともよく反映するためにモデルの調整、
- セクターの調整の更新、
- 危機により弱体化した顧客に対し、公的当局と連携して支援策を含めること。

ソシエテ・ジェネラルは、顧客貸出金残高の15.1十億ユーロに関し、モラトリアムを認めた。このモラトリアムは、法人および個人事業者に供与された貸出金（元本および利息）について元本にのみチャージされた延納金利を含めて、6ヶ月間の支払延期（ツーリズムについては12ヶ月間）の形式をとっている。大部分はすでに終了しているが、予定通り返済した多くの顧客については継続されている。

このモラトリアムに加えて、ソシエテ・ジェネラルは、2020年フランス修正財政法の枠組みの中で2020年3月23日の命令により設定された条件のもとに政府保証融資（PGE）の検討および配分を通じて当局により決定された支援策の実施に貢献した。これらは、原価で行われた融資で90%まで政府が保証している。通常の場合最大税引前3ヶ月間の売上高に相当する金額で、これらの貸出金は1年間の返済猶予の例外がある。今年度末に、顧客はローンを返済することも、特権を1年間延期する可能性を含め、1年からさらに5年間にわたって償却することができる。

これらのPGEは、貸借対照表の資産に「顧客取引」として認識されている。2020年12月31日現在、該当金額は、約10.9十億ユーロ（1.44十億ユーロの正常以下の債権および0.24十億ユーロの信用減損債権を含む）である。新しいPGEは、2021年6月30日に政府が設定した期日前に認められる予定である。2020年12月31日現在、PGEに関して信用リスクに対する減損および引当金として認識された金額は、約45百万ユーロである。

上記のシナリオに基づいて、方法論の調整および支援策を考慮した後、2020年度のリスク費用は、正味費用1,582百万ユーロ、すなわち、2019年度に対して734百万ユーロの増加（+87%）である。

7. ソシエテ・ジェネラルおよびクレディ デュ ノールのリテール・ネットワークの統合プロジェクト

ソシエテ・ジェネラルは、2020年12月7日にソシエテ・ジェネラルおよびクレディ デュ ノールのリテール バンキング ネットワークを新しいもの（ビジョン2025プロジェクト）を形成するために統合するプロジェクトを公表した。

2020年12月31日現在、このプロジェクトは、まだ詳細が決まっていないが、関係パートナーのコメントを求めるとともに、関係当局に承認申請している。そのため、このプロジェクトについて2020年12月31日現在の財務諸表に引当金は計上されていない。

[前へ](#)

[次へ](#)

注2. 金融商品

注2.1 有価証券ポートフォリオ

会計方針

有価証券は、以下に基づいて分類される。

- 有価証券の種類：公債(財務省証券および類似証券)、社債およびその他債券(譲渡可能負債証券、銀行間証券)、株式およびその他持分証券。
- 有価証券の取得目的：トレーディング、短期および長期投資、ポートフォリオ活動目的の株式、非連結子会社および関連会社への投資、その他長期性持分投資。

有価証券の売買は、決済一受渡日に貸借対照表に計上される。

各ポートフォリオのカテゴリーに適用されている分類および評価のルールは、以下の通りである。また、適用している減損のルールは、注2.6.4に記載している。

トレーディング有価証券

トレーディング有価証券は、短期間に売却し、買戻す目的で取得あるいは発生した、あるいはマーケットメイキング活動を目的として保有する有価証券である。これらの有価証券は活発な市場で取引され、入手可能な市場価格は、競争的な取引条件下で実際に通常売買される価格を反映している。トレーディング有価証券には、規制された市場あるいはそれと同等の市場で行われている裁定取引における売買契約によりカバーされた有価証券が含まれ、さらに合同運用され、最近の傾向として短期鞈取りの証拠が存在し、トレーディングポートフォリオの特殊運用目的で売買される金融先物商品、有価証券およびその他金融商品も含まれる。

トレーディング有価証券は、貸借対照表に購入諸費用を除いた取得価格で計上されている。

これらは事業年度末に時価評価される。

未実現損益は、売却損益とともに損益計算書の「トレーディングポートフォリオおよび短期投資有価証券からの純利益」に計上している。トレーディングポートフォリオ中の固定金利有価証券に係る受取クーポンは、損益計算書の「公社債およびその他債券からの受取利息、純額」に計上されている。

その保有目的が近い将来売却しなくなった、あるいはマーケットメイキング活動を目的としなくなった、あるいは、最近の傾向として短期鞈取りの証拠がなくなったトレーディングポートフォリオの特殊運用目的の一環として保有されているトレーディング有価証券は、以下の条件を満たした場合、短期投資有価証券のカテゴリーもしくは長期投資有価証券のカテゴリーに分類変更可能である。

- 例外的な市場の状況により保有戦略の変更を余儀なくされた、あるいは、
- 取得後に債券が活発な市場で譲渡不可能となり、ソシエテ・ジェネラルがその債券を予見できる将来においてあるいは満期まで保有する意思と能力がある。

分類変更した有価証券は、分類変更日における公正な市場価額で新しいカテゴリーに計上される。

長期投資有価証券

長期投資有価証券は、ソシエテ・ジェネラルが満期まで保有する意思と能力を有している取得した債券またはトレーディング有価証券および短期投資有価証券から分類変更した債券である。

そのため、ソシエテ・ジェネラルは特に、その満期までこれらの有価証券を保有し続けるのに必要な財政的能力を有していなければならない。これらの長期投資有価証券は、満期まで保有する意図に疑問を生じさせるような法的あるいはその他の形式による制約を受けてはならない。

長期投資有価証券には、上記に記載した一定の条件に従ってソシエテ・ジェネラルが分類変更したトレーディングおよび短期投資有価証券も含まれている（例外的な市場の状況に直面したか、債券が活発な市場で譲渡不可能になった時）。これらの分類変更された有価証券は、長期投資有価証券ポートフォリオの中に識別されている。ソシエテ・ジェネラルは、特定の場合にのみ長期投資有価証券を売却または別の会計上のカテゴリーに振替なければならない場合がある。

■ 売却または振替がその有価証券の満期日に近い日に行われる、または

■ 売却または振替についてソシエテ・ジェネラルのコントロールできない特異な事象によるものである。

これらの商品は、識別可能な項目あるいは類似の項目グループに係る金利リスクをヘッジするために金融先物商品を使用際に、ヘッジ対象項目として指定される場合もある。

長期投資有価証券は、貸借対照表に取得費用を除く購入価格で計上されている。

関連会社、関連当事者に対する投資およびその他の長期有価証券

この有価証券のカテゴリーは、長期間当該株式を保有することがソシエテ・ジェネラルの事業にとって有用である場合における関連会社および関連当事者に対する投資をカバーしている。特に以下の基準に合致する投資をカバーしている。

■ 完全子会社または持分法適用会社が発行する株式

■ 取締役またはシニア・マネジャーがソシエテ・ジェネラルと兼任している会社の株式であり、株式を保有している会社に対して影響力を行使できる場合

■ 個人または法人により支配されている同じグループに属する会社の株式であり、当該人または事業体はそのグループに対する支配力を行使し、一致して意思決定が行われる場合

■ その事業がソシエテ・ジェネラルの事業と直接的につながっている銀行または会社が発行する資本に対する10%以上の議決権を有する株式

このカテゴリーには、その他の長期有価証券も含まれる。これらは、ソシエテ・ジェネラルによって長期にわたって会社と特別な専門的関係を発展させる目的をもって行われる持分投資であるが、議決権比率が低いためその経営に対しては影響力を行使できないものである。

関連会社、関連当事者に対する投資およびその他の長期有価証券は、その購入価格から取得費用を控除した金額で計上されている。これらの有価証券について獲得した受取配当金は、損益計算書の「受取配当金」に計上されている。

短期投資有価証券

短期投資有価証券は、トレーディング有価証券、長期投資有価証券あるいは連結子会社および関連会社に対する投資に分類されない有価証券である。

株式およびその他持分証券

株式は購入諸費用を除く取得原価または資本拠出額で貸借対照表に当初認識されている。期末に取得原価と実現可能価額との比較が行われる。未実現損失だけが有価証券ポートフォリオの減損の認識とともに計上される。これらの有価証券から生じた収益は「受取配当金」に計上されている。

公社債およびその他債券

これらの有価証券については購入諸費用や、利付債券の場合には購入時点で期日未到来の発生利息を除いた原価で貸借対照表に当初認識される。取得原価と償還価額との超過・不足差額については、当該有価証券の満期までの期間にわたり数理法を使用して損益計算書にプレミアム（正の場合）またはディスカウント（負の場合）として認識される。公社債およびその他の短期投資有価証券の未収利息については、関連債権としてまた、損益計算書に受取利息および類似収益として計上されている。

短期投資有価証券は、以下の条件を満たした場合、長期投資有価証券のカテゴリーに分類変更することが可能である。

- 例外的な市場の状況により保有戦略の変更を余儀なくされた。あるいは、
- 取得後に債券が活発な市場で譲渡不可能となり、ソシエテ・ジェネラルがその債券を予見できる将来においてあるいは満期まで保有する意思と能力がある。

注2.1.1 財務省証券、公社債およびその他債券、株式およびその他持分証券

	2020年12月31日				2019年12月31日			
	財務省証券 および 類似証券	株式 および その他 持分証券	公社債 および その他 債券	合計	財務省証券 および 類似証券	株式 および その他 持分証券	公社債 および その他 債券	合計
(単位：百万ユーロ)								
トレーディング有価証券 ⁽¹⁾	31,612	91,824	68,789	192,225	129,396	139,215	69,815	338,426
短期投資有価証券	22,049	1,659	10,893	34,601	23,645	1,674	14,173	39,492
総額	22,115	1,704	11,138	34,957	23,715	1,711	14,265	39,691
減損	(66)	(45)	(245)	(356)	(70)	(37)	(92)	(199)
長期投資有価証券	53	-	41,715	41,768	58	-	36,679	36,737
総額	53	-	41,715	41,768	58	-	36,679	36,737
減損	-	-	-	-	-	-	-	-
関連債権	92	85	(8)	169	106	87	12	205
合計	53,806	93,568	121,389	268,763	153,205	140,976	120,679	414,860

(1) 2020年度以降、従来貸借対照表の資産側の「財務省証券および類似証券」、「公社債およびその他債券」および「株式およびその他持分証券」に「トレーディング有価証券」として表示されていた借入有価証券は、現在貸借対照表の負債側の「未払費用、その他の未払金およびその他の負債」に借入有価証券に対する未払金から控除して表示されている（注1の5項および注3.2参照）。

有価証券に関する追加情報

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日	2019年12月31日
短期投資有価証券の見積り時価：		
未実現キャピタル・ゲイン ⁽¹⁾	1,786	990
長期投資有価証券の見積り時価：		
短期および長期投資有価証券に関連するプレミアムおよびディスカウント	97	80
ミューチュアル・ファンドへの投資：	19,258	17,530
■ フランスのミューチュアル・ファンド	6,617	5,497
■ 外国のミューチュアル・ファンド	12,641	12,033
この内、その収益全額を再投資するミューチュアル・ファンド	4	5
上場有価証券 ⁽²⁾	352,066	374,281
劣後有価証券	110	111
貸出有価証券	52,122	61,543

(1) 短期投資有価証券をヘッジするために使用される金融先物商品の未実現損益を除く。

(2) 2020年12月31日現在の市場トレーディング有価証券は、2019年12月31日現在の301,015百万ユーロに対し、276,149百万ユーロであった。

注2.1.2 関連会社、関連当事者に対する投資およびその他の長期有価証券

関連会社およびその他の長期有価証券

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日	2019年12月31日
銀行	368	380
その他	686	521
減損前関連会社およびその他の長期有価証券	1,054	901
減損	(62)	(39)
合計	992	862

主な変動は：

- フランスの預金保険および和解ファンドの関連会社の証書の増加（FGDR）：+43百万ユーロ
- 起業家のための新銀行Shineの買収：+41百万ユーロ
- 優先株式の一部転換に伴うVisa Inc.に対する参加持分の増加：+29百万ユーロ
- ソシエテ・ジェネラル・ベンチャーの増資：+20百万ユーロ

関連当事者に対する投資

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日	2019年12月31日
銀行	21,099	21,714
上場	5,194	5,567
非上場	15,905	16,147
その他	6,103	6,950
上場	1,156	1,156
非上場	4,947	5,794
減損前関連当事者に対する投資	27,202	28,664
減損	(3,756)	(4,291)
合計	23,446	24,373

関連当事者との取引は、すべて通常の市場の条件のもとで行われたものである。

主な変動は、

- ブルソラマの増資：+100百万ユーロ
- ソシエテ・ジェネラル・エクイップメント・ファイナンスSAの減資：-473百万ユーロ
- デカルト・トレーディングの減資後SGパリに合併：-377百万ユーロ
- ソシエテ・ジェネラル・ノース・パシフィックLtd.の清算：-93百万ユーロ
- ヘッジ対象有価証券の換算差額の増減：-606百万ユーロ

減損の主な変動は、以下の通りである。

- ソシエテ・ジェネラル・チャイナLtd.の減損：-141百万ユーロ
- ロスパンクの減損の回復：+336百万ユーロ
- ソシエテ・ジェネラル・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッドの減損の回復：+120百万ユーロ
- ソシエテ・ジェネラル・ノース・パシフィックLtd.の清算に伴う減損の回復：+90百万ユーロ

注2.1.3 自己株式

会計方針

従業員に割当てするために当グループが取得したソシエテ・ジェネラルの株式は、短期投資有価証券として計上され、貸借対照表の資産側の「自己株式」に表示されている。

株価を維持する目的あるいはCAC40指数の裁定取引に基づいて所有しているソシエテ・ジェネラルの株式は、トレーディング有価証券に計上し、貸借対照表の資産側の「自己株式」に表示されている。

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日			2019年12月31日		
	株数	簿価 ⁽²⁾	時価	株数	簿価 ⁽²⁾	時価
トレーディング有価証券 ⁽¹⁾	307,448	6	6	352,441	11	11
短期投資有価証券	4,512,000	125	77	3,706,880	140	115
長期株式投資	-	-	-	-	-	-
合計	4,819,448	131	83	4,059,321	151	126

額面金額：1.25ユーロ

一株当たり時価：2020年12月31日現在 17.02ユーロ

(1) ソシエテ・ジェネラルは、ソシエテ・ジェネラルの株式に係る取引を実行するために170百万ユーロを与えられた流動性契約を2011年8月22日に設定した。2020年12月31日現在、流動性契約に基づいて所有するソシエテ・ジェネラルの株式33,500株あり、ソシエテ・ジェネラルの株式に係る取引を実行する目的の5百万ユーロが含まれる。

(2) 会計上の価値は、ストック・オプションおよび株式の無償交付に関連して2008年11月6日に承認されたCNC第2008-17号の通知に従って評価されている。

注2.1.4 受取配当金

(単位：百万ユーロ)	2020年	2019年
株式およびその他の持分証券からの配当金	25	20
関連会社、非連結子会社およびその他の長期有価証券からの配当金	1,152	3,597
合計	1,177	3,617

関連会社、非連結子会社ならびにその他の長期有価証券からの受取配当金の減少は、特にCovid-19の危機の期間中の配当方針に関する2020年3月27日の欧州中央銀行の勧告の適用によるものである。

注2.1.5 トレーディング・ポートフォリオおよび短期投資有価証券からの純利益

(単位：百万ユーロ)	2020年	2019年
トレーディング・ポートフォリオからの純利益：	4,125	5,293
トレーディング有価証券に係る事業からの純利益 ⁽¹⁾	(16,296)	11,999
金融先物商品からの純利益	21,050	(6,423)
外国為替取引からの純利益	(629)	(283)
短期投資有価証券からの純利益：	99	102
売却益	127	141
売却損	(11)	(27)
減損	(31)	(45)
減損の戻入	14	33
合計	4,224	5,395

(1) 内、1,468百万ユーロは、トレーディング・ポートフォリオの受取配当金である。

注2.1.6 長期投資からの純利益

会計方針

この項目は、子会社および関連会社に対する投資、長期投資有価証券について償却の純繰入とともに、売却により実現したキャピタル・ゲインまたはロスをカバーするものである。

(単位：百万ユーロ)	2020年	2019年
長期投資有価証券：	0	0
売却に係る純キャピタル・ゲイン（ロス）	0	0
減損の純額	0	-
子会社および関連会社に対する投資：	635	1,132
売却益 ⁽¹⁾	250	926
売却損 ⁽²⁾	(127)	(105)
減損 ⁽³⁾	(219)	(140)
減損の戻入 ⁽³⁾	731	451
関連会社（子会社）に付与された補助金	-	-
長期投資からの純利益（注7.2参照）	16	15
合計	651	1,147

(1) 内、+246百万ユーロは、Visa Inc.の優先株式の一部転換に関するもの。

(2) 内、-88百万ユーロは、ソシエテ・ジェネラル・ノース・パシフィックLtd.の清算に関するもの、-23百万ユーロは、ソシエテ・ジェネラル・エクイップメント・フィナンスS.A.の減資に関するものである。

(3) ほとんどすべてが子会社に関連する減損および減損の戻入（注2.1.2-子会社投資参照）。

注2.2 金融先物商品に係る売買取引

会計方針

金利、外国為替、株式の金融先物商品に係る取引は、トレーディングあるいはヘッジ目的で使用されている。金融先物商品に関する想定上のコミットメントは、区分したオフバランスシート項目に計上されている。この金額は、現在の取引量を示すものであり、それら取引のマーケット リスクあるいはカウンターパーティ リスクに係る潜在的損益を反映するものではない。時価で評価されていない金融資産に係る信用リスクをヘッジするために購入されたクレジット デリバティブは、供与された保証コミットメントとして分類され、処理されている。

これらの金融先物商品の収益・費用の会計処理は、その取引の目的により、以下の通り分類されている。

ヘッジ取引

取引の最初から特定取引または類似取引グループのヘッジ手段として用いられた金融先物取引の収益および費用は、ヘッジ対象の損益認識と同一の方法で損益計算書に計上されている。金利商品の損益は、ヘッジ対象と同じ受取・支払利息勘定に受取利息、純額として計上されている。資本性金融商品、株価指数あるいは通貨といった他の金融先物商品の損益は、「トレーディング ポートフォリオまたは短期投資有価証券からの純利益」に計上されている。

全体的な金利リスクのヘッジまたは管理目的で使用された金融先物商品の損益は、当該商品の存続期間にわたり損益認識され、「トレーディング ポートフォリオからの純利益」に計上されている。

市場取引

市場取引は、以下のものを含んでいる。

- 組織化された市場ないしそれに準じた市場において取引される金融商品と、流動性の低い店頭で取引されているがトレーディング ポートフォリオに含まれているクレジット デリバティブや複合オプション商品のようなその他の金融商品
- 当該勘定に分類することが運用成績および関連するリスクを最も適切に反映する金融先物商品の要素を組込んだ債券

これらの取引は決算日に時価評価されている。金融商品に活発な市場での相場がないとき、この金額は、通常社内モデルを基礎に算定されている。必要な場合、これらの評価は、保守主義の観点から割引いて評価される(引当方針)。この割引計算は、対象金融商品と関連するリスクに基づいて算定され、以下の事項を考慮している。

- 該当する市場の流動性にかかわらずすべての商品の保守的な評価
- ポジションの規模に基づいて計算され、ソシエテ・ジェネラルが所有しているポジションの規模のために一括してその投資を流動化できないリスクをカバーすることを目的とした引当金
- 流動性の低下および複雑な商品の場合のモデルのリスクに対する調整ならびに流動性の少ない(商品が最近開発された、あるいは、特殊であるために流動性が少ない)市場における取引に対する調整

さらに、金利先渡商品の相対取引については、これらの評価はカウンターパーティ リスクと将来の管理費用の現在価値を考慮している。

実現の有無にかかわらず、関連損益は直接当期の損益として計上されている。当該金額は、損益計算書上、「トレーディング ポートフォリオからの純利益」として計上されている。

金利の変動により利益を得るためにトレーディングルームで管理している資金管理業務の範囲内で締結された契約に相当する損益は、商品の種類により、清算時あるいは、契約期間に期間配分して認識される。期末においては未実現損失が引当計上され、該当金額は「トレーディング ポートフォリオからの純利益」に計上されている。

注2.2.1 金融先物商品コミットメント

(単位：百万ユーロ)	公正価値トレー ディング取引	ヘッジ取引	12月31日現在合計	
			2020年	2019年
確定取引	11,477,989	12,443	11,490,432	13,562,667
組織された市場における取引	2,269,057	100	2,269,157	2,667,362
金利先物	601,776	-	601,776	788,439
外国為替先物	1,323,058	-	1,323,058	1,395,157
その他の先物契約	344,223	100	344,323	483,766
店頭市場取引	9,208,932	12,343	9,221,275	10,895,305
金利スワップ	7,701,319	12,205	7,713,524	9,137,894
通貨金融スワップ	848,858	138	848,996	879,750
金利先渡契約(FRA)	628,659	-	628,659	830,870
その他	30,096	-	30,096	46,791
オプション取引	3,395,472	81	3,395,533	3,586,663
金利オプション	1,655,940	-	1,655,940	2,046,470
為替オプション	259,568	81	259,649	292,030
株式および指数オプション	1,439,610	-	1,439,610	1,210,438
その他のオプション	40,354	-	40,354	37,725
合計	14,873,461	12,524	14,885,985	17,149,330

注2.2.2 ヘッジ要件を満たした取引の公正価値

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日	2019年12月31日
確定取引	4,163	3,814
組織された市場における取引	(89)	(34)
金利先物	-	-
外国為替先物	-	-
その他の先物契約 ⁽¹⁾	(89)	(34)
店頭市場取引	4,252	3,848
金利スワップ	4,002	3,914
通貨金融スワップ	250	(66)
金利先渡契約(FRA)	-	-
その他	-	-
オプション取引	-	-
合計	4,163	3,814

(1) ロンドン支店に関連する先物契約の統合に伴い、2019年の公表済み財務諸表に対し修正再表示した金額を含む。

注2.2.3 金融デリバティブの満期（想定元本）

(単位：百万ユーロ)	3ヶ月未満	3ヶ月以上 1年以下	1年超 5年以下	5年超	合計
確定取引	1,677,503	2,478,506	3,802,956	3,531,468	11,490,433
組織された市場における取引	927,252	605,174	299,578	437,154	2,269,158
OTC契約	750,251	1,873,332	3,503,378	3,094,314	9,221,275
オプション取引	639,509	746,312	1,027,490	982,242	3,395,553
合計	2,317,012	3,224,818	4,830,446	4,513,710	14,885,986

注2.3 貸出金および借入金

会計方針

銀行預け金および顧客貸出金については取引当初の期間と種類によって分類している。すなわち、銀行預け金の場合は、要求払(当座勘定およびオーバーナイト取引)と金融機関に対する定期預金に、また顧客貸出金については、商業手形、当座貸越およびその他の貸出金に分類されている。さらに他行または顧客を相手とした売戻条件付買入有価証券、手形および有価証券担保貸出金も同項目に含まれている。

以下の要件、すなわち、同一の取引先、満期日、通貨、会計主体との取引および取引先との間の契約によりグループ勘定を統合し、相殺する権利を行使することが認められている取引についてのみ、債務および顧客貸出金が貸借対照表上相殺表示されている。

これらの債権に係る発生利息は「関連債権」として計上され、「受取利息および支払利息」として損益計算書に認識されている。

貸出金の供与に関連する受取手数料および追加取引費用(契約紹介者および取扱手数料)は、利息に類似したもので貸出金の有効期間にわたり配分される。

オフバランスシート項目として計上されたローンコミットメントは、まだ現金授受を伴わない取引を示しており、主に他の銀行および顧客に対する融資の未使用枠ならびにそれらに対して付与した保証に対する取消不能のコミットメントである。

保証が存在するにもかかわらず、相手方のコミットメントに基づく当初の契約条件に従った支払期限到来額の全部ないしは一部を当グループが回収できない蓋然性が高い信用リスクのあるコミットメントについては、当該貸出金は、保証の存在にかかわらず回収懸念のある債権として分類される。さらに、3ヶ月以上(住宅抵当貸付の場合は6ヶ月、地方自治体向け貸付の場合は9ヶ月)支払が滞っている場合、支払の有無に係わらず識別されたリスクがあると看做される場合、ないしは、法的手続が開始された場合には、関連する貸出金は回収懸念のある債権として分類される。

ある借手に対する一件の貸出金が回収懸念のある債権として分類された場合、その借手に対するすべての貸出金ないしはコミットメントは、保証の有無にかかわらず、回収懸念のある債権として分類変更される。

未実現損失および回収懸念のある債権に対する減損は、予想損失金額で計上されている(注2.6参照)。

貸出金および債権のリストラクチャリング

「銀行預け金」または「顧客貸出金」に計上された資産がリストラクチャリングされたとき、借手の財務上の困難または返済不能により(返済不能がすでに発生しているが、あるいは債務のリストラクチャリングがされない限り確実に発生するであろうと思われるかにかかわらず)他の状況では考えられなかったような契約の変更が、当グループが承認した当初取引の金額、期間または財務条件について行われる。リストラクチャリングされた金融資産は、減損資産として分類され、借手はデフォルトにあるとみなされる。

これらの分類は、少なくとも1年間、あるいは借手がそのコミットメントを満たすことができるかどうかについて当グループにとって不確実性が残る限り維持される。リストラクチャリング日において、その条件緩和された金融資産の帳簿価額は、当初の実効金利を使用して割引いた新しい将来回収可能な見積りキャッシュ・フローの現在価値にまで減額される。この損失はリスク費用として損益計算書に計上される。

リストラクチャリングされた金融資産には、商業上の再交渉となるような貸出金および債権は含まれない。貸出金および債権は、借手の顧客が財務上の困難を経験せず、支払不能になっていなければ、商業上の再交渉の対象になりうる。そのような取引は、当グループが有効な信用承認手続に従って、元本および発生利息を放棄することなく商取引関係を維持・発展させるためにその債務を再交渉する意思がある顧客に関係するものである。

再交渉された貸出金および債権は、再交渉の日に認識中止され、再交渉された条件のもとで契約された新たな貸出金に置換えられ、同日に貸借対照表に計上されている。これらの新しい貸出金は新しい契約条件から生じる実効金利に基づいて、顧客に請求された再交渉手数料を考慮してその後償却原価で測定される。

注2.3.1 銀行預け金

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日	2019年12月31日
要求払預け金および貸出金		
当座勘定 ⁽¹⁾	6,365	15,916
オーバーナイト預け金および貸出金	537	374
オーバーナイト手形担保貸出金	-	-
定期勘定および貸出金		
定期預金および貸出金	74,859	76,534
売戻条件付買入有価証券	93,129	77,120
劣後債権および参加型貸出金	1,157	1,209
手形および有価証券担保貸出金	-	-
関連債権	282	98
減損前銀行預け金	176,329	171,251
減損	(20)	(20)
合計⁽²⁾⁽³⁾	176,309	171,231

- (1) 2020年度以降、当座勘定の欄には、フランス預金供託金庫の貯蓄ファンドとともに集中化された規制貯蓄のシェアを表す債権は含まれていない。2020年12月31日現在、この債権は、12,382百万ユーロであり、貸借対照表の負債側の「顧客預金」に貯蓄勘定の控除として表示されている（注1の5項および注2.4.2参照）。2019年12月31日現在、銀行預け金の「当座勘定」に開示された集中化債権の金額は、9,178百万ユーロである。2020年には、負債勘定から控除した金額は、12,382百万ユーロである（注2.4.2参照）。
- (2) 2020年12月31日現在、回収懸念貸出金の金額は、2019年12月31日現在の36百万ユーロ（その内、17百万ユーロは不良債権）に対し57百万ユーロ（その内、17百万ユーロは不良債権）である。
- (3) 2020年12月31日現在75,027百万ユーロ（2019年12月31日現在75,903百万ユーロ）の子会社に対する債権を含む。

注2.3.2 顧客貸出金

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日	2019年12月31日
当座貸越	22,182	22,971
商業手形割引	1,393	1,538
その他の貸出金 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾	297,393	297,896
手形および有価証券担保貸出金	83	99
売戻条件付買入有価証券	123,880	160,651
関連債権	1,006	1,096
減損前顧客貸出金	445,937	484,251
減損	(2,594)	(2,755)
合計⁽⁴⁾⁽⁵⁾	443,343	481,496

- (1) 83,262百万ユーロの担保付貸出金を含んでいる。この内、2020年12月31日現在5,897百万ユーロ（2019年12月31日現在、10,305百万ユーロ）は、フランス銀行との借換え適格分である。
- (2) この内、参加型貸出金は、2020年12月31日現在で2,840百万ユーロ（2019年12月31日現在、3,045百万ユーロ）であった。
- (3) 2020年12月31日現在の回収懸念貸出金は、2019年12月31日現在の5,894百万ユーロ（その内、2,625百万ユーロは不良債権）に対し、6,139百万ユーロ（その内、2,296百万ユーロは不良債権）である。
- (4) この内、子会社に対する債権は、2020年12月31日現在では139,476百万ユーロ（2019年12月31日現在では、170,140百万ユーロ）である。
- (5) 2020年12月31日現在、1,437百万ユーロの条件緩和したローンを含んでいる。（2019年12月31日現在、918百万ユーロ）

その他の貸出金の内訳

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日	2019年12月31日
短期貸出金	80,266	73,163
輸出ローン	10,227	10,845
設備ローン	50,347	48,044
住宅ローン	73,131	70,177
リース・ファイナンス契約	-	148
その他の貸出金	83,422	95,519
合計	297,393	297,896

注2.3.3 供与したローンコミットメント

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日	2019年12月31日
供与したローンコミットメント	228,424	238,489
対銀行	42,579	49,469
対顧客	185,845	189,020
保証コミットメント	225,915	202,543
対銀行	138,030	125,679
対顧客	87,885	76,864

子会社に供与したコミットメントは、2020年12月31日現在74,001百万ユーロ(2019年12月31日現在86,960百万ユーロ)であった。

注2.3.4 証券化

会計方針

ソシエテ・ジェネラルが証券化事業（証券化ファンド、証券化ビークルまたは相当する外国の事業）に譲渡した貸出金および受取債権は、認識中止され、売却価格と譲渡された貸出金または受取債権の帳簿価額との差額として計算された売却損益は、損益に認識されている。

譲渡契約が超過担保条項を含んでいる場合、ソシエテ・ジェネラルは、譲渡した貸出金および受取債権が売却価格を超える部分については受取債権を貸借対照表の資産側の貸出金および受取債権の中に計上している。

証券化事業が発行し、ソシエテ・ジェネラルが取得あるいは引受けた通常のユニットは、その目的によってトレーディング有価証券または短期投資有価証券として計上されている。

証券化事業が発行し、ソシエテ・ジェネラルが証券化事業のための担保として取得または引受けた特定のユニット、劣後ユニットおよびその他の金融商品は、短期投資有価証券として計上されている（注2.1参照）。

ソシエテ・ジェネラルが、譲渡された貸出金および受取債権の債務者のデフォルトにより生じた損失を負担するために証券化事業に現金担保預け金を預ける場合には、預金の残高が証券化事業の精算中にソシエテ・ジェネラルに帰属する可能性が高いとすれば、貸借対照表の資産側の未収収益、その他の未収金およびその他の資産の項目に証券化事業に対する受取債権として計上している。

ソシエテ・ジェネラルが供与した保証が、署名によるコミットメントの形式をとれば、場合によってはオフバランスシートに顧客または銀行に供与された保証コミットメントとして計上される。

2017年にソシエテ・ジェネラルは、住宅ローンに対するユーロシステムの借換保証として適格債券を資産代用するために証券化を進めた。この目的のためソシエテ・ジェネラルは、9,242百万ユーロの住宅ローンを証券化ミューチュアル・ファンドに譲渡した。その取得の資金調達のためにファンドは、ソシエテ・ジェネラルが引受け、リスクおよびその利益を全額負担する債券を発行した。

この債券は、2020年12月31日現在の貸借対照表の資産に5,346百万ユーロの金額で投資ポートフォリオの中に表示されている（2019年12月31日現在6,474百万ユーロ）。

注2.4 債務

会計方針

銀行預り金および顧客預金は当初の約定期間および種類によって分類されている。相手が銀行の場合には要求払(要求払預金および当座預金)および定期預金と他行からの借入金に、また相手が顧客の場合には規制貯蓄勘定およびその他の預金に分類されている。さらに銀行または顧客への買戻条件付売渡有価証券もこの項目に含まれている。

これらの預金に生じた未払利息は、関連債務としてまた、損益計算書に費用として計上されている。

注2.4.1 銀行預り金

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日	2019年12月31日
要求払預金	20,082	20,192
要求払預金および当座預金	20,192	20,192
オーバーナイト手形担保借入金	-	-
定期預金	179,915	145,738
定期預金および借入金	179,915	145,738
手形および有価証券担保借入金	-	-
関連債務	310	400
買戻条件付売渡有価証券	101,481	89,276
合計	301,788	255,606

関連当事者に対する未払金は、2020年12月31日現在、85,868百万ユーロである（2019年12月31日現在、78,784百万ユーロ）。

2019年に欧州中央銀行（ECB）は、ユーロ圏の良好な与信条件を維持する目的で長期リファイナンスオペ（TLTRO）の第3回シリーズを開始した。前2回のプログラムと同様に、借入銀行は、その家計（不動産ローンを除く）および法人顧客（金融機関を除く）に対する与信に関して業績次第で低金利の恩典を受けることができる。これらのTLTROIIIオペレーションは、それぞれ3年満期で2019年9月から2021年3月までの間に四半期毎に実行される。一部の取引条件、特に融資の目的、金利条件および引出限度額は、Covid-19の危機に直面して融資の供与をさらに支援するために2020年3月に修正された。

ソシエテ・ジェネラルは、2019年12月から2020年12月までの間躊躇していたが、四半期毎の引出によるTLTROIIIのローンに同意した。2020年12月31日現在、ソシエテ・ジェネラルが契約したTLTROIIIのローン合計残高は、54十億ユーロである。

同日現在、過去1年間の与信実績および2021年第一四半期の今後の成果の見積りに基づいて、当グループは、2020年3月1日から2021年3月31日までの間の適格ローン残高の安定性の目標に到達し、その結果借入金利から恩典を受ける合理的な確証があると考えている。この金利は、主なユーロシステムの資金供給オペレーションに対する条件より有利であり、各オペレーションの存続期間にわたる預金機能の平均金利と等しく、2020年6月24日から2021年6月23日までの期間にわたって追加の臨時免税により補われている（-1%に設定された下限金利のある預金機能の平均金利において50ベース・ポイントの減少）。

これらの取引の枠組みの中で2020年に受取った受取利息は、「受取利息および類似収益」に表示されている。その金額は、このオペレーションの存続期間にわたって計算された加重金利を基礎に、1年間の臨時ボーナスを考慮して計算されている。

注2.4.2 顧客預金

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日	2019年12月31日
規制貯蓄勘定	55,434	62,912
要求払 ⁽¹⁾	37,790	45,000
定期	17,644	17,912
その他要求払顧客預金	148,391	128,402
法人顧客および個人事業主	71,447	59,801
個人顧客	39,232	36,228
金融機関	31,008	25,319
その他	6,704	7,054
その他定期顧客預金	203,945	183,530
法人顧客および個人事業主	53,176	43,405
個人顧客	121	183
金融機関	147,347	128,999
その他	3,301	10,943
関連債務	435	609
対顧客買戻条件付売渡有価証券	105,637	119,631
合計	513,860	495,084

(1) 2020年度以降、当座勘定の欄には、フランス預金供託金庫 (Caisse des dépôts et consignations) の貯蓄ファンドとともに集中化された規制貯蓄のシェアを表す債権は、この債権は、該当する貯蓄勘定の控除として表示されている(注1の5項参照)。2020年12月31日現在、これらの貯蓄勘定について回収された残高は、24,595百万ユーロであり、そこから12,382百万ユーロの集中化債権の金額が控除されている。2020年12月31日現在、債権の集中化は、貸借対照表の資産側の「銀行預け金」(注2.3参照)に9,178百万ユーロで表示されている。同日現在、当該貯蓄勘定から回収された残高は、22,206百万ユーロである。

2020年12月31日現在、顧客に対する関連当事者未払金は、131,901百万ユーロ(2019年12月31日現在、179,676百万ユーロ)である。

注2.4.3 発行債券型の負債

会計方針

これらの負債は有価証券の種類によって、借入証書、銀行間証書、譲渡可能債務証書、社債その他の関連債務に分類されている。ただし、「劣後債務」に分類されている劣後債は除外されている。

未払利息は「関連債務」に計上され、その相手勘定は損益計算書に計上されている。社債発行時および償還時プレミアムは定額法または数理法によって関連借入金の調達期間にわたり償却されている。これに伴う費用は、損益計算書の「支払利息および類似費用」に計上されている。

社債期間にわたり発生する社債発行費は、当期の費用として損益計算書の「支払利息および類似費用」に計上されている。

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日	2019年12月31日
手形借入	-	-
社債	1,630	2,029
銀行間証書および譲渡可能債務証書	122,875	114,006
関連債務	548	667
合計	125,053	116,702

2020年12月31日現在、子会社に関連するコミッション、1,524百万ユーロ(2019年12月31日現在2,029百万ユーロ)を含む。

注2.4.4 供与されたローンコミットメント

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日	2019年12月31日
銀行から供与されたローンコミットメント	70,008	78,052
銀行から供与された保証コミットメント	60,479	58,140

この内、関連当事者から供与されたコミットメントは、2020年12月31日現在9,494百万ユーロ（2019年12月31日現在16,079百万ユーロ）である。

注2.5 受取利息および支払利息

会計方針

実効金利法を使用して償却原価で測定されたすべての金融商品の受取利息および支払利息は、損益計算書の「受取利息および類似収益」あるいは「支払利息および類似費用」に計上されている。負の利息はこれらの金融商品に関連する受取利息および支払利息勘定から控除される。

実効金利は、金融資産または負債の帳簿価額を決定するために商品の予想存続期間にわたる将来のキャッシュ・インフローおよびキャッシュ・アウトフローを割引くために使用する金利である。実効金利を計算する際、将来の貸倒損失の可能性を考慮せず、金融商品の契約条項に基づく将来キャッシュ・フローを検討し、この利率の計算には、利息、直接関連した取引費用およびすべての種類のプレミアムおよびディスカウントと同一視可能な契約当事者間の支払手数料もしくは受取手数料が含まれている。

減損損失後に、金融資産あるいは同種の金融資産グループが減損された場合、その後の受取利息は、減損損失を測定する際に将来キャッシュ・フローを割引くために使用された実効金利に基づいて計上される。

さらに、貸借対照表上負債として計上される引当金は、従業員給付に関連するものを除いて、資源の予想流出額を割引くために使用された金利と同じ金利を使用して計算される支払利息が生じる。

	2020年			2019年		
(単位：百万ユーロ)	受取利息	支払利息	純額	受取利息	支払利息	純額
銀行間取引	1,534	(1,714)	(180)	2,981	(3,544)	(563)
中央銀行、郵便局勘定および銀行との取引	843	(1,087)	(244)	1,644	(2,172)	(528)
買戻条件付売渡有価証券および 手形・有価証券担保借入金	691	(627)	64	1,337	(1,372)	(35)
顧客取引	9,937	(8,068)	1,869	11,756	(8,555)	3,201
商業手形	24	-	24	32	-	32
その他の顧客貸出金	8,917	-	8,917	9,391	-	9,391
当座貸越	227	-	227	310	-	310
規制貯蓄勘定	-	(596)	(596)	-	(708)	(708)
その他の顧客預金	-	(6,760)	(6,760)	-	(5,596)	(5,596)
買戻条件付売渡/買入有価証券および 手形・有価証券担保借入金	769	(712)	57	2,023	(2,251)	(228)
公社債およびその他の債券	2,414	(3,274)	(860)	3,547	(4,631)	(1,084)
その他の支払利息および関連収益	2,655	(3,190)	(535)	2,232	(3,504)	(1,272)
合計	16,540	(16,246)	294	20,516	(20,234)	282

その他の顧客貸出金の内訳

(単位：百万ユーロ)	2020年	2019年
短期貸出金	1,500	1,909
輸出ローン	220	311
設備資金ローン	910	1,008
住宅ローン	1,213	1,270
その他の顧客貸出金	5,074	4,893
合計	8,917	9,391

注2.6 減損および引当金

注2.6.1 信用リスクに対する減損および引当金

COVID-19の危機

この項は、Covid-19の危機に関連する主な進展を要約している。

2020年は、パンデミックによって引き起こされた経済危機の例外的な特質のために、前例のない政府の支援策と相まって、今後のデフォルトに関する当行の予想に基づく予想損失をもっともよく反映するために減損および信用リスク引当金を計算するために使用されるモデルを調整することが必要になった。2020年12月31日現在、モラトリアムを実施した結果、観察されるデフォルトの状況は、落ち着いたものとなった。しかし、2021年および2022年は、デフォルトの増加が予想され、早ければ2020年には、正常債権および正常以下の債権に対する引当金に反映されるべきものである。

従って、

- 予想信用損失を見積もるために使用されるモデルおよび変数は、注1の6項に記載した経済的シナリオに基づいて見直しが行われた。
- 使用したモデルを補足するために行われた調整は、更新された（セクターの調整および単純化されたモデルを使用する場合の調整）。
- 正常以下の債権に分類変更する債権に対する新たな基準が確立された。

信用リスクに対する減損および引当金を見積もるために使用されるモデルおよび変数の更新

ソシエテ・ジェネラルは、経済シナリオが信用リスクに対する減損および引当金に与える影響をよりよく反映するためにモデルの調整をいくつか行った。

信用リスクに対する減損および引当金を見積もるために使用されたモデルおよび変数の更新

- GDPの調整：2021年度および2022年度に予想されるデフォルトの増加率を考慮に入れるために、ソシエテ・ジェネラルは、そのモデルを改定し、2019年を100として比較してGDPの変化の平均（対数）を過去8回の四半期にわたって2020年から2022年までの四半期毎に維持した。
- フランスの会社の利益率の調整：これらの対策の影響をより反映するために、2019年の付加価値の2.4ポイントに等しい追加が、フランスの会社の利益率に関して2020年および2021年上半期のすべてのシナリオに含まれている。しかし、この追加は、信用リスクに対する減損および引当金の予想範囲の残存期間にわたって適用されていない。2020年第2四半期に定められたいくつかの支援策を政府が中止すれば、当グループは、フランスの会社の利益率の追加を縮小しなければならないということは知っておく必要がある。

モデルの適用に加えて行われた調整

いくつかのポートフォリオまたはセクターに係る信用リスクの悪化を反映するために、ソシエテ・ジェネラルは、以下の様なモデルの適用に加えて行った既存の調整を更新した。

- セクターの調整および
- いくつかのポートフォリオの信用リスクの悪化をより反映するために単純化されたモデルの状況の調整

正常以下の債権への移行の追加基準

ソシエテ・ジェネラルは、信用供与以降信用リスクの著しい増加が観察されたローン・ポートフォリオについて追加の分析を行った。この分析の結果、特にCovid-19の危機の影響を受けたセクターに供与されたローンを正常以下の債権のカテゴリーに追加的に移行することになった。

注2.6.1.1 資産の減損

会計方針

回収懸念債権に対する減損引当金の価値は、その債権の簿価と、保証を考慮して、当初の実効金利で割引いた将来回収可能な予想キャッシュ・フローの現在価値との差額に等しいものである。さらに、この減損の金額は、回収懸念のある債権に関する未収利息全額を下回らない可能性がある。

財務保証の効果を減損の計算に考慮に入れることができない場合（例：一定のローンのポートフォリオに生じた最初の損失を補償することを目的とした財務保証）、別の資産が貸借対照表の「未収収益、その他の未収金およびその他の資産」に計上される。この資産の帳簿価額は、予想信用損失を表し、貸借対照表にソシエテ・ジェネラルが補償を受取ることがほぼ確かな資産の減損の範囲内で計上される。

減損引当金、減損の戻入、貸倒損失および減損債権の回収は、時の経過に関連した減損の戻入とともに「リスク費用」に認識される。

証明された信用リスクが明らかに無くなり、当初の契約条件に従った規則的な返済が再開された場合には、回収懸念債権が正常債権として分類変更される場合がある。同様に、条件緩和した回収懸念債権が正常債権として分類変更される場合がある。貸出金が条件緩和される場合、当初の契約条件に基づく予想受取キャッシュ・フローと新たな契約条件に基づく将来の受取元利金の予想キャッシュ・フローの現在価値との差額に、当初の実効金利により割引かれる。

減少した金額は、「リスク費用」の科目に計上される。条件緩和したローンがその後正常債権として分類変更された場合、この減少は、貸出金の残存期間にわたり受取利息として計上される。

借手の返済能力が、回収懸念債権として分類された後、正常債権としての分類変更が相当な期間にわたり見込めない状況にある場合、当該貸出金は、不良債権と認定される。契約の当初の条項に従っている、あるいは、回収を確実に担保する保証が付与されていない限り、当行が正式に弁済を要求した場合、契約が終了した場合および回収懸念債権と分類されてから1年経過した場合には、貸出金は不良債権に分類される。条件緩和されたが、新たな条件に借手が従わない貸出金もまた、不良債権に分類される。

(単位：百万ユーロ)	2019年 12月31日現在	純繰入額		使用した 引当金	変更 および組替	2020年 12月31日現在
		正味リスク 費用	その他の 損益計算書			
銀行	20	-	-	-	-	20
顧客貸出金	2,755	718	-	(815)	(64)	2,594
その他	100	-	48	(43)	(27)	78
合計⁽¹⁾	2,875	718	48	(858)	(91)	2,692

(1) その内、不良債権に対する減損は、1,871百万ユーロ。

注2.6.1.2 引当金

会計方針**オフバランスシートのコミットメントに対する引当金（供与したコミットメントに対する引当金）**

オフバランスシートのコミットメントに対する引当金は、デリバティブ商品とはみなされない、あるいは損益を通じて公正価値で測定される金融資産として指定されないようなオフバランスシートの融資あるいは保証コミットメントに係る信用リスクの識別に続いて発生するソシエテ・ジェネラルの潜在的な損失を表している。

信用リスクに対する集会的な引当金（パフォーマンスの低下したコミットメントおよび貸出金に関係）

同種のポートフォリオにおいて、金融商品グループに信用リスクの著しい悪化が金融商品グループに識別されると直ちに、1つ以上の債権またはコミットメントに個別に影響するリスクを待たずに、ソシエテ・ジェネラルがエクスポージャーの存続期間にわたって発生すると予想する信用損失（存続期間予想信用損失）の金額に対し引当金が認識される。

その活動に関してよりよい情報を提供するために、ソシエテ・ジェネラルは慎重性の原則に従って、ソシエテ・ジェネラルが翌年度にわたって発生すると予想する信用損失の金額まで、信用リスク引当金を健全な格下げのない残高まで2019年に拡大することを選択した。

存続期間予想信用損失は、経済状況の過去のデータ、現在の状況および合理的な予想の変化ならびに満期までの適切なマクロ経済要素を考慮して計算される。従って、減損の金額は、徴求された担保あるいは徴求される義務のある担保の影響および満期までに発生するデフォルトの可能性を考慮して、予想信用損失の現在価値に等しい。

12ヶ月の予想信用損失は、過去のデータと現在の状況を考慮して計算される。従って、減損の金額は、次の12ヶ月以内に発生するデフォルトの可能性および徴求された担保あるいは徴求される義務のある担保の影響を考慮して予想損失の現在価値に等しい。

集合引当金の変動は、「リスク費用」に計上される。

信用リスクの格付け低下の把握に関連するコメント

集会的な引当金のエクスポージャーを把握するために、ソシエテ・ジェネラルは、入手可能な過去および予想の情報（行動点数、ローン・資産価値指数、マクロ経済シナリオ等）に基づいて信用リスクの著しい増加があるかどうかを決定する。

信用リスクの変化の査定は、以下の基準を考慮に入れる。

- 1 番目の基準：相手方の信用格付けの変化、及び相手方の信用格付けの見直しに加え、信用リスクの悪化の兆候となる可能性のある営業セクター、マクロ経済状況および相手方の行動の変化（社内分析が主題である場合）
- 2 番目の基準：最初に認識した日から貸借対照表日までの契約毎のデフォルトの可能性の変化
- 3 番目の基準：30日超期日経過した金額の存在

これらの基準のいずれか1つに合致すると、関連契約は前述の通り減損している。

(単位：百万ユーロ)	2019年 12月31日現在	正味リスク 費用計上額	範囲の変更 および組替	2020年 12月31日現在
対銀行オフバランスシートのコミットメントに対する引当金	-	-	-	-
対顧客オフバランスシートのコミットメントに対する引当金	146	6	(3)	149
正常債権に係る信用リスクに対する集合引当金	296	108	(14)	390
正常以下の債権に係る信用リスクに対する集合引当金	582	635	(20)	1,197
引当金合計	1,024	749	(37)	1,736

注2.6.1.3 リスク費用

会計方針

「リスク費用」は、信用リスクに対する引当金の繰入額、戻入額および減損、貸倒損失および償却した貸出金の回収金額を含む。

(単位：百万ユーロ)	2020年	2019年
債権およびオフバランスのコミットメントに対する減損の純額および引当金純繰入額	(1,467)	(710)
減損ではカバーされない損失および償却の戻入金額	(115)	(138)
合計	(1,582)	(848)
内、引当金の通貨ヘッジの再評価に係る利益	(5)	(93)

注2.6.2 モーゲッジ貯蓄契約/制度 (CEL/PEL) に関連したコミットメント

会計方針

モーゲッジ貯蓄口座(CEL)およびモーゲッジ貯蓄制度(PEL)は、1965年7月10日のフランス法第65-554号によって規制されている個人顧客に対する規制貯蓄制度である。これらの貯蓄スキームは、特定の有利子貯蓄勘定において預金が行われる当初の段階と、その後に預金が預金者にモーゲッジ・ローンを提供するために預金が使用される融資段階とを結合するものである。規制された取引条件では、このいずれの段階も不可分なものである。集められた貯蓄預金と貸出された貸出金のいずれも償却原価で計上されている。

これらの商品は、ソシエテ・ジェネラルに対して二種類のコミットメントを生む。その後貯蓄契約の開始時に設定された金利で顧客に融資する義務およびモーゲッジ貯蓄契約の開始時に設定された金利で不定期の期間顧客の貯蓄に対する利息を支払う義務である。

PEL/CEL契約に基づくコミットメントが当社にとって不利な影響を及ぼすことが明らかな場合には、貸借対照表の負債に引当金が計上される。この引当金の増減は、「銀行業務純利益」の受取利息に純額で計上されている。これらの引当金は、計算日現在のPEL/CELから生じるコミットメントに関連するものである。

引当金は、モーゲッジ貯蓄制度(PEL)の各世代について異なるPELの世代間で相殺せずに計算され、単一の世代を構成するすべてのモーゲッジ貯蓄口座(CEL)について計算される。

預金段階において、引当金額を決定する対象のコミットメントは、平均予想預金金額と最低予想金額の差額として計算される。これらの二つの金額は、過去の顧客行動を基礎に統計的に決定される。

貸出段階において、引当対象のコミットメントには、すでに供与されているが、計算日現在まだ引出されていない貸出金と一方において計算日現在の貸借対照表の預金の金額および他方で観察された過去の顧客行動に基づいて統計的に推定される将来の貸出金が含まれている。

PEL/CELの一定の世代に対する将来予想収益の割引価値がマイナスの場合、引当金が計上される。類似の予想期間と開始日を有する同等の貯蓄と貸出金に対して個々の顧客に適用される金利に基づいて利益が見積もられている。

モーゲッジ貯蓄契約(PEL／CEL)預金残高

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日	2019年12月31日
モーゲッジ貯蓄制度 (PEL)	16,161	16,221
4年未満	490	1,245
4年以上10年以内	9,510	9,661
10年超	6,161	5,315
モーゲッジ貯蓄口座 (CEL)	1,106	1,067
合計	17,267	17,288

モーゲッジ貯蓄契約(PEL／CEL)について供与した住宅融資残高

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日	2019年12月31日
4年未満	-	1
4年以上10年以内	6	11
10年超	9	11
合計	15	23

モーゲッジ貯蓄契約 (PEL／CEL) に関連したコミットメントに対する引当金

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日	繰入額	戻入額	2020年12月31日
モーゲッジ貯蓄制度 (PEL)	243	62	-	306
4年未満	-	-	-	-
4年以上10年以内	27	1	-	28
10年超	216	63	-	278
モーゲッジ貯蓄口座 (CEL)	8	-	(6)	2
合計	251	63	(6)	308

引当金の水準は、長期金利に敏感に反応する。2020年度の長期金利は、低水準で推移したため、PELおよびCELのモーゲッジ貯蓄勘定の引当金は、主に貯蓄に対する支払コミットメントに付随するリスクに関連している。2020年12月31日現在の合計残高に対するPEL／CEL貯蓄に対する引当金の比率は1.78%となっている。

引当金を評価するための変数を設定するために使用する方法

顧客の将来の行動を見積もるために使用する変数は、長期間（10年超）にわたる顧客の過去の行動パターンを観察することから導き出される。これらの変数の価値は、将来の顧客行動の指標としての過去のデータの有効性を弱めるような規制の変更が行われた場合に調整される可能性がある。

使用されている様々な市場変数、特に金利およびマージンの価値は、観察可能なデータに基づいて計算されており、リテールバンキング部門の金利リスク管理の方針に従って対象期間についてこれらの項目の将来の価値の評価日現在における最善の見積りを構成している。

使用する割引率は、評価日現在のEuriborのイールド・カーブに対するゼロクーポン・スワップから12ヶ月間の平均値により算定される。

注2.6.3 金融先物商品に対する引当金

会計方針

金融先物商品に係る引当金は、貸借対照表に独立したオープン・ポジションとして認識された同種の金融先物契約について計算された未実現損失に関連するものである。

貸借対照表期末日に見積もられた時価と前期末に決定された時価との差額として算定されている。

それらは可能性の高いリスクおよび費用に対する引当金として貸借対照表に認識されている。このように計算された引当金の変動は、「トレーディング・ポートフォリオからの純利益」に純利益として計上されている。

(単位：百万ユーロ)	2019年 12月31日現在	純繰入額	使用した 引当金	範囲の変更および組 替	2020年 12月31日現在
金融先物商品に対する引当金	9,194	2,764	(3,827)	(306)	7,825

注2.6.4 有価証券の減損

会計方針

短期投資有価証券

株式およびその他の持分証券

期末に取得原価と実現可能価額との比較が行われる。上場有価証券について、実現可能価額は直近の市場価格と定義されている。未実現利益は計上されないが、有価証券の減損については未実現利益と相殺することなく未実現損失をカバーするために計上される。

公社債およびその他の債券

期末において、取得原価は実現可能価額、または上場有価証券の場合は直近の市場価格との比較が行われる。未実現利益は計上せず、関連したヘッジ取引に係る利益を認識した上で未実現損失をカバーするために有価証券の減損が計上される。

短期投資有価証券の減損および減損の戻入額は、これらの有価証券の売却損益とともに損益計算書の「短期投資有価証券からの純利益」に計上されている。

長期投資有価証券

その有価証券が短期間に売却される可能性が非常に高い場合、あるいは発行体がそれを償還できないリスクが存在する場合を除き、期末において未実現損失に対する減損は行われない。

長期投資有価証券の減損の繰入および戻入は、これらの有価証券の売却損益とともに損益計算書に「長期投資からの純利益」に計上されている。

関連会社、その他の長期有価証券および関連当事者に対する投資

事業年度末には、関連会社、その他の長期有価証券および関連当事者に対する投資は、使用価値、すなわち会社が投資目的でこれらの会社を取得する必要があると仮定した場合における当該有価証券の取得のための支払価額を示す価値で評価される。この金額は、株主資本、収益性および最終3ヶ月間の平均株価といった各種基準に基づいて見積もられる。未実現利益は、財務諸表上認識されないが、ポートフォリオ有価証券に係る減損は、未実現損失をカバーするために計上される。減損の繰入および戻入は、これらの有価証券の売却により実現したキャピタル・ゲインおよびロスとともに、これらの有価証券を株式公開する場合に生じる損益を含め、「長期投資からの純利益」に計上されている。

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日	2019年12月31日
短期投資有価証券	(356)	(199)
長期投資有価証券	-	-
関連会社およびその他の長期有価証券	(62)	(39)
関連当事者に対する投資	(3,756)	(4,291)
合計	(4,174)	(4,529)

[前へ](#)
[次へ](#)

注3 その他の活動

注3.1 サービスに対する受取手数料純額

会計方針

ソシエテ・ジェネラルは、サービスの種類により異なる方法で提供されるサービスや受取サービスについて、受取手数料および支払手数料を認識している。

支払サービス、保管サービスあるいはウェブサービスのような継続的なサービスの手数料は、サービスの期間にわたって収益として計上される。資金移動、仲介手数料、裁定手数料あるいは不払いに関するペナルティ等一度限りのサービスはそのサービスが提供されたときに収益計上される。

シンジケーション取引において、ソシエテ・ジェネラルの貸借対照表の資産側に計上された資金供与部分に対する実効金利は、必要な場合には引受手数料および参加手数料の割合を含め、シンジケートの他のメンバーに適用しているものと同等である。これらの手数料の残高は、シンジケーション終了時に損益計算書に計上されている。アレジメント・フィーは、その販売が法的に完了した時点で収益に計上される。

	2020年			2019年		
(単位：百万ユーロ)	受取手数料	支払手数料	純額	受取手数料	支払手数料	純額
銀行間取引	95	(62)	33	84	(65)	19
顧客との取引	1,436	(27)	1,409	1,401	(33)	1,368
有価証券取引	418	(846)	(428)	356	(805)	(449)
発行市場取引	83	-	83	59	-	59
外国為替取引および金融商品取引	232	(404)	(172)	162	(393)	(231)
ローンおよび保証コミットメント	757	(360)	397	701	(302)	399
サービス	1,443	-	1,443	1,667	-	1,667
その他	-	(221)	(221)	-	(157)	(157)
純額	4,464	(1,920)	2,544	4,430	(1,755)	2,675

注3.2 未収収益、その他の資産および負債

注3.2.1 未収収益、その他の未収金およびその他の資産

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日	2019年12月31日
その他の資産	148,148	97,647
保証預け金 ⁽¹⁾	42,202	36,166
未収金	2,445	2,957
購入オプションのプレミアム	101,934	55,219
有価証券取引に係る決済勘定	1,447	2,993
その他	120	312
未収収益および類似項目	60,731	56,759
前払費用	384	392
繰延税金	3,299	4,047
未収収益	1,162	1,940
その他 ⁽²⁾	55,886	50,381
減損前未収収益、その他の未収金およびその他の資産	208,879	154,406
減損	(78)	(100)
合計	208,801	154,306

(1) 主に金融商品に対して支払われた保証金に関するものである。

(2) 2020年12月31日現在のデリバティブ商品の評価額48,577百万ユーロを含む(2019年12月31日現在41,379百万ユーロ)。

注3.2.2 未払費用、その他の未払金およびその他の負債

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日	2019年12月31日
有価証券取引	54,341	244,488
借入有価証券未払金	15,542	200,412
その他有価証券未払金	38,799	44,076
その他の負債	146,688	96,577
保証預り金 ⁽¹⁾	38,034	34,022
未払金	(905)	(554)
売却オプションに係るプレミアム	108,078	59,432
有価証券取引に係る決済勘定	1,358	3,485
その他の有価証券取引	21	23
関連債務	102	169
未払費用および類似項目	42,092	40,378
未払費用	2,716	3,606
繰延税金	2	11
繰延収益	1,670	1,742
その他 ⁽²⁾	37,704	35,019
合計	243,121	381,443

(1) 主に金融商品について支払った保証金に関するものである。

(2) デリバティブ商品の評価額26,901百万ユーロを含む(2019年12月31日現在24,774百万ユーロ)。

借入有価証券未払金の内訳

2020年度以降、無条件で売却されていない借入有価証券は、借入有価証券未払金からの控除として表示されている（注1第5項参照）。

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日	2019年12月31日
借入有価証券未払金の帳簿価額総額	177,208	200,412
関連債務から控除されるトレーディング有価証券からの借入有価証券⁽¹⁾	161,666	182,976
財務省証券および類似有価証券	97,012	100,360
株式およびその他の資本性有価証券	53,743	62,181
公社債およびその他の負債性有価証券	10,911	20,435
合計純額	15,542	17,436

(1) 2020年12月31日現在再貸出有価証券24,379百万ユーロを含む（2019年12月31日現在31,355百万ユーロ）

[前へ](#)[次へ](#)

注4 費用および従業員給付**注4.1 人件費および取締役会のメンバーおよび最高経営責任者の報酬****会計方針**

人件費勘定には、社内リストラ費用をはじめスタッフに関連するすべての費用、特に従業員に対する法定利益分配制度、CICE(競争力と雇用に対するフランスの税額控除)関連収益およびインセンティブ制度のコストも含まれている。

従業員給付は、4つのカテゴリーに分けられる。

- 固定・変動報酬、年間休暇、税金および社会保障負担金、強制的雇用主拠出金および利益分配のような、従業員が関連サービスを提供する年度報告期間の期末後12ヶ月以内に全額決済されると期待される従業員給付である短期の従業員給付(解雇給付以外)
- 年金制度および退職給付のような確定拠出制度および確定給付制度を含む、退職後給付
- その他の長期従業員給付は、12ヶ月以内に全額決済されないと期待されている従業員給付で、現金で支払われスライドされない繰延変動報酬、永年勤続表彰および時間貯蓄勘定等である。
- 解雇給付

短期従業員給付は、従業員が提供したサービスの帰属する期間に「人件費」として計上される。

退職後給付および長期給付に関連する会計原則は、注4.2に記載しており、株式報酬に関連するものは、注4.3に記載している。

注4.1.1 人件費

(単位：百万ユーロ)	2020年	2019年
従業員給与	3,252	3,643
社会保障給付および給与諸税	1,460	1,425
雇用主拠出金、利益分配およびインセンティブ	71	168
合計	4,783	5,236
平均従業員数(人)	44,531	46,177
フランス国内	40,266	41,339
フランス国外	4,265	4,838

過去5年間の雇用主拠出金、利益分配およびインセンティブの分析

(単位：百万ユーロ)	2020年	2019年	2018年	2017年	2016年
ソシエテ・ジェネラル	71	168	223	191	161
利益分配	6	11	11	11	13
インセンティブ	22	99	150	136	99
雇用主拠出金	43	58	62	44	49
子会社	-	-	-	-	-
合計	71	168	223	191	161

注4.1.2 取締役会のメンバーおよび最高経営責任者の報酬

当社の取締役に対して2020年に支払った報酬合計は、1.7百万ユーロであった。2020年度に上級経営責任者(取締役会会長、最高経営責任者およびこれらの代行)に対して支払った報酬は、9.5百万ユーロであった(2014年から2019年度までの事業年度に対し現金または株式により支払われた変動報酬2.9百万ユーロおよび2014年および2015年度に対し現金または株式で支払われた長期インセンティブの1.1百万ユーロを含む)。

注4.2 従業員給付

フランス国内および海外の支店のソシエテ・ジェネラルはその従業員に以下の給付を支給している。

■ 退職給付である年金制度または退職後給付

■ その他の長期給付、例えば繰延変動報酬、永年勤続表彰または時間貯蓄勘定（CET）の弾力的労働手当

■ 解雇給付

従業員給付引当金の詳細：

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日 現在金額	純繰入額	使用した 戻入額	範囲の変更	2020年12月31日 現在金額
退職後給付	1,197	77	(56)	(7)	1,211
その他の長期給付	520	83	(106)	(3)	494
解雇給付	282	111	(77)	(4)	312
従業員給付引当金	1,999	271	(239)	(14)	2,017

2020年11月9日、ソシエテ・ジェネラルは、その事業および機能の徹底的な適合改造を継続し、営業効率性と組織の収益性を改善するよう貢献するためにいくつかの組織変革プロジェクトを発表した。

1つ目のプロジェクトは、ストラクチャード与信および資本性商品を含み、市場活動および関連支援機能に影響する活動のリスク・プロファイルを低減することを目的とし、2020年8月3日に開示した調整について取り扱うものである。

2つ目のプロジェクトは、営業効率を改善し、その活動の特定の挑戦に合致するように証券事業およびいくつかのセントラル機能に影響する組織変革を含むものである。

これら2つのプロジェクトにより、「人件費」に計上した139百万ユーロおよび「その他の営業費用」に計上した9百万ユーロを含む、148百万ユーロのリストラクチャリング引当金が計上された。

注4.2.1 退職後給付**会計方針****確定拠出制度**

確定拠出型制度は、ソシエテ・ジェネラルの負う負債を制度に支払われた拠出額に限定しており、当行は将来の給付額の具体的な水準に対して責任を負わない。支払われた拠出金は当年度の費用として計上されている。

確定給付制度

確定給付型制度では、ソシエテ・ジェネラルは、正式にあるいは解釈上、将来の給付の一定金額あるいは水準まで支払う責任を有しており、そのため中長期のリスクを負っている。確定給付債務の現在価値は、独立の資格のある年金数理人により評価されている。

このような退職債務の全体をカバーするための引当金を貸借対照表の負債の部に計上している。これは、予測単位積増方式法を使用して、独立した年金数理士によって定期的に評価されている。この評価手法は、人口統計、早期退職、昇給および割引率ならびにインフレ率に関する仮定を組込んだものである。

ソシエテ・ジェネラルは長期従業員給付基金が保有する資産によって、または保険契約の資格を与えることによって確定給付制度に資金提供することを選ぶことができる。

積立資産は、報告する事業体とは法的に分離された事業体（ファンド）によって資産が保有され、従業員給付を支払うためだけに使用されるものである場合に、制度資産として分類される。

これらの制度が制度資産に分類された外部基金から拠出される場合、当該基金の公正価値は給付債務をカバーするための引当金から控除される。

これらの制度が制度資産として分類されないファンドから資金が提供される場合には、これらのファンドは、分離資産として分類され、貸借対照表の資産側に区分表示される。

計算上の仮定の変動、あるいは年金数理上の仮定(早期退職、割引率等)および運用実績(制度資産運用収益)から生じる差額は、数理計算上の差異として計上されている。それは即時に全額損益計算書に計上される。

新規または改定された制度が施行される場合、過去勤務費用は即時に全額損益計算書に計上される。

年間費用は、確定給付制度について「人件費」に計上され、その内訳は、

- 各従業員によって権利確定した追加受給額(現在勤務費用)
- 割引率に起因する利息費用
- 制度資産の期待運用収益率(グロス)
- 数理計算上の損益および過去勤務費用
- 制度の清算あるいは縮小

その他の長期給付

その他の長期給付は、その雇用期間中に提供したサービスに対し、従業員に支払われるものであるが、従業員が関連するサービスを提供する年度報告期間の期末以後12ヶ月以内には全額決済されないものである。その他の長期給付は、退職後給付と同じ方法で測定される。

確定拠出制度

当グループの従業員に提供されている主な確定拠出制度は、フランス国内にある。その中には国家年金制度、AGIRCおよびARRCOのようなその他の国民年金制度が含まれる。またソシエテ・ジェネラルの支店によっては年間拠出金を支払うだけの年金制度（PERCO）もある。

退職後給付制度（確定給付制度）

年金制度は、年金および退職金の支払いとして年金給付を含む。年金給付は、国家の年金制度に加えて支払われる。

フランスでは、1991年に設定されたエグゼクティブマネジャーに対する補完的年金制度である、パクト法の適用においていわゆる「ランダム・ライツ」と呼ばれる確定給付年金制度を終了する条例の公布日である2019年7月4日以降、この制度は新規の従業員に対して打ち切れ、受益者の権利は2019年12月31日付けで凍結された。

注4.2.1.1 貸借対照表に計上された資産および負債の調整

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日	2019年12月31日
A-確定給付債務の現在価値	2,494	2,407
B-制度資産の公正価値	1,333	1,294
C-分離資産の公正価値正味残高	1,040	963
D-アセットシーリングの変動正味残高の内訳	-	-
E=未認識項目	-	-
A+B-C+D-E =純残高	121	150
貸借対照表の負債側	1,211	1,197
貸借対照表の資産側 ⁽¹⁾	(1,090)	(1,047)

(1) この項目には、2019年12月31日現在の84百万ユーロおよび963百万ユーロに対し、2020年12月31日現在、50百万ユーロの制度資産および1,040百万ユーロの分離資産の超過額が含まれている。

注4.2.1.2 制度資産に関する一般的情報

積立資産は、制度資産と分離資産を含む。

制度資産の公正価値の内訳は、次の通りである。債券86%、株式7%、およびその他の投資7%。ソシエテ・ジェネラルが直接保有している自社の金融商品には、重要性はない。

積立資産の超過額は、164百万ユーロである。

2021年の退職後確定給付制度に支払われる事業主の拠出金は、3.7百万ユーロと見積もられている。

注4.2.1.3 主要な仮定の地域別詳細

	2020年12月31日	2019年12月31日
割引率		
フランス	0.35%	0.84%
英国	1.24%	2.00%
米国	2.55%	3.19%
その他	0.38%	0.72%
長期インフレ率		
フランス	1.23%	1.30%
英国	3.01%	2.92%
米国	該当なし	該当なし
その他	1.25%	1.24%
インフレ控除後将来の昇給率		
フランス	1.60%	0.75%
英国	該当なし	該当なし
米国	該当なし	該当なし
その他	0.65%	0.66%
従業員の平均残存勤務年数(年)		
フランス	7.50	8.36
英国	4.00	5.00
米国	7.85	7.87
その他	8.85	8.77
残存年数(年)		
フランス	14.03	13.95
英国	16.92	16.34
米国	16.17	15.28
その他	17.69	16.60

地域別の仮定は、資産の公正価値による加重平均である制度資産の期待収益を除き確定給付債務（DB0）の現在価値による加重平均である。

負債を割引くために使用したイールドカーブは、米ドル、英ポンドおよびユーロについて観察された10月末のAA社債のイールドカーブ（メリルリンチ情報）で、割引率の低下が重要な影響を与える場合には12月末に修正される。

ユーロおよび英ポンドの通貨地域に使用したインフレ率は、10月末に観察された市場レートであり、その変動が重要な影響を与える場合には12月末に修正されている。他の通貨地域に使用されたインフレ率は、中央銀行の長期目標である。

従業員の平均残存勤務年数は、転職率の仮定を考慮して計算されている。

上記の仮定は、退職後給付制度に適用されている。

注4.3 無償株式制度

会計方針

新株を発行することなく従業員に付与された株式購入オプションおよび無償株式制度では、企業が従業員に自己株式を引渡すときに発生する損失に対し、引当金を計上しなければならない。

この引当金は、以下の差額が「人件費」に計上される。

- その事業体が従業員に与えるために自己株式を購入していなければ、期末日現在の自己株式の相場価格終値とその行使価格（無償株式の場合はゼロ）
- その事業体が従業員に配分するために自己株式をすでに購入している場合には、保有する自己株式の取得価格と行使価格（無償株式の場合はゼロ）

ソシエテ・ジェネラルの従業員が株式を受取る資格を得るのに勤続年数あるいは業績条件のような権利確定条件を満たさなければならない場合には、権利確定期間中に従業員が勤務するのに応じてその勤務に係る引当金を費用処理しなければならない。

ストック・オプション制度の場合には、発行すべき自己株式に関して費用は計上しない。

注4.3.1 当年度の無償株式制度の主要な特徴

2020年12月31日に終了した事業年度の従業員に対する制度について以下に要約している。

発行体	ソシエテ・ジェネラル
付与年	2020年
制度のタイプ	業績株式
付与した無償株式の数	2,037,579
引渡した株式	372
2020年12月31日現在失効した株式	53,697
2020年12月31日現在発行済株式残高	1,983,510
2020年12月31日現在未行使の株式数	1,983,510

サービスおよび業績の条件は、上記「第5 提出会社の状況、3 コーポレート・ガバナンスの状況等、(1) コーポレート・ガバナンスの概要」に記載している。

注4.3.2 貸借対照表に計上された債務および当年度の費用の金額

現在継続中の制度について貸借対照表に計上された債務の金額は、96百万ユーロであり、年間費用は30百万ユーロである。

注4.3.3 2020年度の制度について自己株式に関連する情報

2020年度の制度に関連して63,098株の自己株式を、2.7百万ユーロで取得した。その結果、1,920,412株の自己株式数では、取得を認められた合計株式数に未だ達していない。2019年度の制度に関連して1,521,652株の自己株式を26百万ユーロで取得した。

[前へ](#) [次へ](#)

注5 税金

会計方針

当期税金

1989年度にソシエテ・ジェネラルは連結納税制度の採用を選択した。2020年12月31日現在、223の子会社がソシエテ・ジェネラルとの連結納税契約書に署名している。従って、統合された各会社は、連結納税協定の適用に従って決定されたソシエテ・ジェネラルに対する税金債務を会計帳簿に計上しなければならない。

繰延税金

ソシエテ・ジェネラルは、その年次財務諸表に繰延税金を認識する選択肢を適用している。

繰延税金は、ソシエテ・ジェネラルが貸借対照表の資産および負債の会計上の簿価と税務上の簿価の間に一時差異を識別した場合に計上される。繰延税金は負債法を使って計算され、過年度からの繰延税金は、その後の税率の変動によって調整されている。そのような変更による影響額は、損益計算書の繰延税金に計上される。繰延税金資産純額は、当該企業が一定期間内に回収できる可能性が高い場合にのみ計上される。

繰延税金は、それぞれの課税事業体（親会社および在外支店）毎に別々に算定され、現在価値には割引しない。

注5.1 法人所得税

(単位：百万ユーロ)	2020年	2019年
当期税金	533	673
繰延税金	(674)	(92)
合計	(141)	581

2020年度の法人所得税には、連結納税の影響による損失として、2019年度の19百万ユーロに対し、48百万ユーロが含まれている（2020年の納税グループに含まれる子会社は、2019年の217社に比較し、223社）。連結納税に関する損失は主に、売上高が250百万ユーロ未満の企業に適用される税率の適用が2019年に比較してより高くなり、子会社への再請求に適用される税率に影響したことに起因する。

通常の法人税率を定めているフランスの税務規定に従って、売上高が250百万ユーロ以上の会社に対する税率は、以下の軌跡に従って徐々に低下し、2022年には25%になる（フランス税法第219条）。

■ 2020年1月1日から2020年12月31日までに開始する事業年度については、通常の税率31%+現在の社会保障拠出金（CSB）3.3%

■ 2021年1月1日から2021年12月31日までに開始する事業年度については、通常の税率27.5%+現在の社会保障拠出金（CSB）3.3%

フランスの会社の繰延税金は、一時差異の戻入に適用される税率によって測定される。2022年までのフランスの税率の段階的引下げに関しては(CSBを含む)、以下の通りである。

■ 通常税率で課税される所得の税率は、2021年は28.41%、2022年以降25.83%

■ 免税される長期所得については、手数料および費用に相当する12%部分を除き、税率は、2021年は3.41%、2022年以降は3.10%

株式投資に係る長期キャピタル・ゲインは、課税が免除されているが、手数料および費用に相当する部分については通常の法定税率での課税対象となる。手数料および費用に相当する部分はキャピタル・ゲイン総額の12%となっており、当社が正味の長期キャピタル・ゲインを実現した場合にのみ適用される。

さらに親子体制のもとでは、ソシエテ・ジェネラルの持分が5%以上ある会社からの配当金は、課税が免除されるが、1%または5%の手数料および費用に相当する部分は通常の法定税率により課税される。

注5.2 税金調整引当金

会計方針

引当金は、その時期あるいは金額を正確には決定できない負債を表している。

引当金は、以下の場合にのみ計上される。

- 税務当局に対する法人所得税に関連する義務によって、ソシエテ・ジェネラルが少なくとも等しい交換価値で受取ることなしに、この第三者に資源の流出を招く可能性が高いか、または確実な場合および
- 資源の流出可能性の高い金額が信頼性をもって見積もることができる場合

予想される流出は、これを割引くことが重大な影響を与える場合、引当金の金額を決定するために現在価値に割引かれる。税金調整に対する引当金の繰入および戻入は、損益計算書の法人所得税の当期税金に計上される。関連するリスクの性質および金額に関する情報は、ソシエテ・ジェネラルが引当金の内容に関して開示することによって他の当事者との係争中における自身の立場を著しく損なうと考えるときには開示しない。

(単位：百万ユーロ)	2019年 12月31日 現在金額	純繰入	使用した 戻入	範囲の変更 および組替	2020年 12月31日 現在金額
税金調整引当金	20	(10)	(1)	(1)	8

注5.3 繰延税金資産

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日	2019年12月31日
税務上の繰越欠損金	1,809	2,613
フランスの連結納税に含まれる会社に対する資産の売却益	(160)	(173)
その他（主にその他の準備金に関連）	1,650	1,607
合計	3,299	4,047

関連する各納税事業体に適用される税制およびその税金計算の現実的な予想を考慮して、ソシエテ・ジェネラルは毎年、税務上の繰越欠損金の使用可能性についてのレビューを行っている。この目的のために税金計算は、2021年から2025年までの業績予想に基づいて決定される。税金計算には、関係事業体および法域に適用される会計および税務の調整（一時差異に係る繰延税金資産および負債の戻入を含む）も含まれる。これらの調整は、過去の税務実績およびその事業体の税務の専門知識に基づいて決定される。2026年（「基準」年度に相当）以降および合理的と考えられる期間については、各納税事業体において実行される活動の性格に応じて推定される。

本来、使用したマクロ経済要素の評価および税金計算を決定するために使用した内部の見積りは、損失負担の先行きに対する実現性に係るリスクと不確実性を含んでいる。これらのリスクおよび不確実性は適用される税務規則の変更の可能性（税金計算の計算または税務上の繰越欠損金の配分のルールとともに）または使用する仮定の達成に関係するものである。これらの不確実性は、予算および戦略的仮定の達成に関する感応度分析によって緩和される。

2020年6月30日現在、ソシエテ・ジェネラルは、税金計算の予想の際にCovid-19の危機から生じる結果と不確実性を含め、税務上の繰越欠損金の特定のレビューを行った。これらの予想によって合理的な期間内にフランスの納税グループ内では部分的に回収できないリスクがあることが明らかになった。その結果、繰延税金資産は、6月末において650百万ユーロは、認識できないことになった。

2020年12月31日現在、予想を更新することによって、税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得に対し、全額使用できることを確認している。

注5.4 税務上の繰越欠損金に関して認識される繰延税金資産および認識されない繰延税金資産

2020年12月31日現在、各フランチャイズの税制およびその現実的な課税所得の予測に基づいた、繰延税金資産の回収予想期間は、下記の表の通りである。

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日	法定上の 繰越限度期日	予想回収期間
税務上の繰越欠損金に関連する繰延税金資産合計	1,809		
内、フランス納税グループ	1,505	無期限 ⁽¹⁾	9年
内、米国納税グループ	285	20年 ⁽²⁾	7年
その他	19		

(1) 2013年フランス財政法に従い、前期欠損金の控除は百万ユーロにこの限度を超過する事業年度の課税所得の端数の50%を加算した額に限定されている。欠損金の控除不能部分は無期限に同じ条件で翌期以降に繰越できる場合がある。

(2) 2011年12月より前に生じた税務上の欠損金

さらに、2020年12月31日現在、貸借対照表の資産側に計上されていない繰延税金資産および負債は、フランスの納税グループに関係する650百万ユーロ（2019年12月31日現在のゼロに対して）および米国内のフランチャイズの301百万ユーロ（2019年12月31日現在の408百万ユーロに対して）およびシンガポールのフランチャイズに関係する71百万ユーロ（2019年12月31日現在の35百万ユーロに対して）である。これらの繰延税金資産は、将来の課税所得によって回収できる可能性に応じて貸借対照表に計上できる。

ジェローム・ケルビエルに対する訴訟に起因する損失の税務上の取り扱いに関して、ソシエテ・ジェネラルは、2016年9月23日のベルサイユ控訴院の判決が、フランス最高行政裁判所（*Conseil d'État*）の2011年の意見書およびこの点に関して最近再確認された判例に照らしてその効力を問題にする可能性は高くないと考えている。従って、ソシエテ・ジェネラルは、相当する繰延税金資産は将来の課税所得に対して回収可能であると考えている。

しかし、2016年9月に経済・財務相が示唆したように、税務当局はこの帳簿上の損失の税務上の影響を調査し、ジェローム・ケルビエルの訴訟によって生じる4.9十億ユーロの金額の損金算入を問題にしようとしていることを確認した。この税務上の修正案は直ちに影響することではなく、ソシエテ・ジェネラルが当該損失から生じる繰越欠損金を課税所得から控除するポジションにあるときに税務当局から送付される更正通知によって確かめなければならないであろう。そのような状況は銀行の予想によれば数年間は起こらないと思われる。当局が適当な時に彼らのポジションを確認することを決めた場合には、当然に、ソシエテ・ジェネラル・グループは管轄裁判所に対してその権利を主張することになるであろう。

[前へ](#)

[次へ](#)

注6 株主資本

注6.1 株主資本の変動

(単位：百万ユーロ)	利益剰余金						当期純利益	株主資本
	資本金	株式払込剰余金	利益準備金	特別準備金	その他の準備金	利益剰余金		
2018年12月31日現在	1,010	20,602	101	2,097	1,435	8,077	1,725	35,047
2018年利益配分	-	-	-	-	-	1,725	(1,725)	-
資本金の増加/減少	57	954	-	-	-	-	-	1,011
当期純利益	-	-	-	-	-	-	3,695	3,695
支払配当金	-	-	-	-	-	(1,769)	-	(1,769)
その他の増減 ¹⁾	-	-	-	-	-	-	-	-
2019年12月31日現在	1,067	21,556	101	2,097	1,435	8,033	3,695	37,984
2019年利益配分	-	-	6	-	-	3,689	(3,695)	-
資本金の増加/減少	-	-	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	-	-	(1,568)	(1,568)
支払配当金	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の増減	-	-	-	-	-	-	-	-
2020年12月31日現在	1,067	21,556	107	2,097	1,435	11,722	(1,568)	36,416

2020年12月31日現在、ソシエテ・ジェネラルの払込済資本金は、1,066,714,367.50ユーロであり、これは額面1.25ユーロの株式、853,371,494株から構成されている。

Covid-19パンデミック中の配当方針に関する2020年3月27日の欧州中央銀行の勧告に従って、ソシエテ・ジェネラルは2019年については普通株式に係る配当はしていない。

注6.2 利益処分案

2021年5月18日の年次株主総会において、取締役会は以下の項目について、2020年12月31日に終了した事業年度の利益処分を提案し、配当金を分配する予定である。

(単位：百万ユーロ)

純利益	(1,568)
未処分利益剰余金	11,722
処分対象利益合計	10,154
配当金	469
利益剰余金	9,685
利益処分合計	10,154

配当金は、額面1.25ユーロの株式、一株当たり0.55ユーロ相当である。
株主に支払われる469百万ユーロの配当金の金額は、2020年12月31日現在の株式発行残高に基づいて計算されている。

注6.3 一株当たり純利益

(単位：百万ユーロ)

	2020年 12月31日	2019年 12月31日
普通株主に帰属する純利益	(1,568)	3,695
加重平均発行済み普通株式数	850,384,674	829,901,725
普通株式一株当たり利益（単位：ユーロ）	(1.84)	4.45
希薄化の計算に使用した平均普通株式数 ⁽¹⁾	-	-
一株当たり希薄化後利益の計算に使用した加重平均普通株式数	850,384,674	829,901,725
普通株式一株当たり希薄化後利益（単位：ユーロ）	(1.84)	4.45

(1) 希薄化の計算に使用した株式数は、「株式買戻し」法を使用して計算し、ストック・オプション制度の無償株式を考慮している。

注6.4 劣後債務

会計方針

この項目には証券化された債務の形式または期限の有無にかかわらず、借手の清算時には他のすべての債務の返済が終了してから支払いを履行することとなる一切の借入が含まれている。

長期劣後債の未払利息は、「関連債務」および損益計算書に費用として計上されている。

(単位：百万ユーロ)

発行日	通貨	発行金額	満期日	2020年 12月31日	2019年 12月31日
永久劣後キャピタル・ノート					
1985年7月1日	EUR	348	無期限	62	62
1986年11月24日	USD	500	無期限	202	221
2013年12月18日	USD	1,750	無期限	1,426	1,558
2014年4月7日	EUR	1,000	無期限	1,000	1,000
2014年6月25日	USD	1,500	無期限	0	1,335
2015年9月29日	USD	1,250	無期限	1,019	1,113
2016年9月13日	USD	1,500	無期限	1,222	1,335
2018年4月6日	USD	1,250	無期限	1,019	1,113
2018年10月4日	USD	1,250	無期限	1,019	1,113
2019年4月16日	SGD	750	無期限	462	496
2019年9月12日	AUD	700	無期限	440	438
2020年11月18日	USD	1,500	無期限	1,222	0
小計				9,093	9,784
劣後長期債務およびノート					
2000年7月21日	EUR	78	2030年7月31日	9	11
2005年8月16日	EUR	226	2025年8月18日	216	216
2008年4月7日	EUR	250	2023年4月06日	155	155
2008年4月15日	EUR	321	2023年4月15日	321	321
2008年4月28日	EUR	50	2023年4月6日	50	50
2008年5月14日	EUR	90	2023年4月6日	90	90
2008年5月14日	EUR	50	2023年4月6日	50	50
2008年5月14日	EUR	150	2023年4月6日	150	150
2008年5月30日	EUR	79	2023年4月15日	79	79
2008年6月10日	EUR	300	2023年6月12日	260	260
2008年6月30日	EUR	40	2023年6月30日	40	40
2013年6月7日	EUR	1,000	2023年6月7日	1,000	1,000
2014年1月17日	USD	1,000	2024年1月17日	815	890
2018年2月23日	EUR	1,000	2028年2月23日	1,000	1,000
2014年9月16日	EUR	1,000	2026年9月16日	1,000	1,000
2015年2月27日	EUR	1,250	2025年2月27日	1,250	1,250
2015年4月14日	USD	1,500	2025年4月14日	1,222	1,335
2015年4月15日	EUR	150	2026年4月7日	150	150
2015年6月2日	AUD	125	2027年6月2日	79	78
2015年6月3日	CNY	1,200	2025年6月3日	0	153
2015年6月10日	AUD	50	2025年6月10日	31	31
2015年6月12日	JPY	27,800	2025年6月12日	221	228
2015年6月12日	JPY	13,300	2025年6月12日	0	109
2015年6月12日	JPY	2,500	2025年6月12日	20	21
2015年7月22日	USD	50	2035年7月23日	41	45
2015年9月30日	JPY	20,000	2025年9月30日	158	164
2015年10月21日	EUR	70	2026年10月21日	70	70

(単位：百万ユーロ)

発行日	通貨	発行金額	満期日	2020年 12月31日	2019年 12月31日
2015年11月24日	USD	1,000	2025年11月24日	815	890
2015年11月24日	USD	500	2045年11月24日	407	445
2016年5月19日	SGD	425	2026年5月19日	262	281
2016年6月3日	JPY	15,000	2026年6月3日	119	123
2016年6月3日	JPY	27,700	2026年6月3日	219	227
2016年6月27日	USD	500	2036年6月27日	407	445
2016年7月20日	AUD	325	2028年7月20日	204	203
2016年8月19日	USD	1,000	2026年8月19日	815	890
2016年10月13日	AUD	150	2026年10月13日	94	94
2016年12月16日	JPY	10,000	2026年12月16日	79	82
2017年1月24日	AUD	200	2029年1月24日	126	125
2017年5月19日	AUD	500	2027年5月19日	409	406
2017年6月23日	JPY	5,000	2027年6月23日	40	41
2017年7月18日	JPY	5,000	2027年7月27日	40	41
2018年3月7日	JPY	6,500	2028年3月7日	51	53
2018年4月13日	JPY	6,500	2028年4月13日	51	53
2018年4月17日	JPY	6,500	2028年4月17日	51	53
2018年10月24日	JPY	13,100	2028年10月24日	104	107
2019年4月18日	AUD	300	2034年5月18日	189	188
2020年7月8日	USD	500	2035年7月8日	407	0
2020年11月24日	EUR	1,000	2030年11月24日	1,000	0
小計 ⁽¹⁾				14,366	13,693
関連債務				327	359
合計 ⁽¹⁾⁽²⁾				23,786	23,836

(1) 税金および買戻しの影響を除く、2020年の当行の全世界の劣後債に関する費用は、1,097百万ユーロ(2019年度は1,230百万ユーロ)であった。

(2) 2020年12月31日現在43百万ユーロの関連当事者関連債務を含む(2019年12月31日現在43百万ユーロ)。

親会社の財務書類を承認するために招集された定時株主総会で無配を決議した場合、取締役会は、永久劣後債に関する支払いを全面的あるいは部分的に延期することが可能である。

ソシエテ・ジェネラルは、優先投資証書の取得に対するワラント付永久劣後債を348百万ユーロ発行した。その全額が、1985年7月1日以降の利益に対して配当金を受取ることができる。これらの証書は、会社が清算される場合で、かつ、すべての非劣後債が全額償還された場合償還される。

その他の有価証券および借入金は、10年目にソシエテ・ジェネラルのみが行使できる早期償還条項がある。

[前へ](#)[次へ](#)

注7. その他の情報

注7.1 銀行業務純利益地域別内訳⁽¹⁾

(単位：百万ユーロ)	フランス		ヨーロッパ		米州	
	2020年	2019年	2020年	2019年	2020年	2019年
受取利息および類似収益、純額 ⁽²⁾	805	2,878	249	680	306	286
受取手数料純利益	2,077	2,179	259	293	145	141
金融取引からの純利益	2,728	4,531	1,123	450	69	23
その他の営業利益、純額	183	(107)	63	44	(1)	1
銀行業務純利益	5,793	9,481	1,694	1,467	519	451

(単位：百万ユーロ)	アジア/大洋州		アフリカ		合計	
	2020年	2019年	2020年	2019年	2020年	2019年
受取利息および類似収益、純額 ⁽²⁾	109	46	1	9	1,470	3,899
受取手数料純利益	63	59	-	3	2,544	2,675
金融取引からの純利益	304	391	-	-	4,224	5,395
その他の営業利益、純額	6	4	1	-	252	(58)
銀行業務純利益	482	500	2	12	8,490	11,911

(1) 利益を計上している会社が存在する地理的地域

(2) 受取配当金およびリース債権および類似の契約からの純利益を含む。

注7.2 有形および無形固定資産

会計方針

建物、設備およびその他の有形固定資産は貸借対照表の資産の部に購入価額で計上されている。固定資産に関して、建設期間が長期にわたる資金を調達するために発生した借入費用は、他の直接要した費用とともに取得原価に計上されている。

社内で開発されたソフトウェアについて、貸借対照表の資産に、ハードウェアに係る外部支出費用ならびに資産の制作および事業の用に供するために直接要したサービス費用および人件費を含む直接開発費が計上されている。

固定資産は事業の用に供された時点からその耐用年数にわたって減価償却または償却している。資産の残存価額は、その償却対象金額から控除されている。

減価償却費または償却費は、損益計算書の「減損および償却費」に計上されている。

固定資産の1つあるいはいくつかの構成要素が異なる目的で使用され、あるいは一体と見なされた資産とは異なる期間にわたり経済的利益を生み出すために使用されている場合、これらの構成要素は、損益計算書の「減損および償却費」を通じて、その耐用年数にわたって減価償却または償却される。

ソシエテ・ジェネラルは、その営業用および投資資産に対してこのアプローチを適用し、相当する減価償却期間を有する以下の最小構成要素に資産を分類している。

インフラストラクチャー	主要構造	50年
	ドアと窓、屋根	20年
	外壁	30年
技術設備	エレベーター	10年から30年
	電気設備	
	発電機	
	空調機、換気設備	
	配線	
	安全監視設備	
	配管	
	火災安全設備	
設備・備品	仕上げ、環境	10年

その他の固定資産の減価償却期間は、その耐用年数によっており、通常以下の範囲で見積もられている。

工場および設備	5年
運搬具	4年
家具	10年から20年
事務用設備	5年から10年
IT設備	3年から5年
自社開発または購入ソフトウェア	3年から5年
免許、特許、ライセンス等	5年から20年

注7.2.1 有形および無形固定資産の増減

(単位：百万ユーロ)	2019年 12月31日	取得/配分	処分/戻入	範囲の変動およ びその他の増減	2020年 12月31日
無形資産					
簿価総額	4,291	353	(27)	42	4,659
減損および償却	(2,712)	(287)	3	19	(2,977)
有形営業用資産					
簿価総額	3,551	187	(110)	(35)	3,593
減損および減価償却	(2,164)	(240)	42	18	(2,344)
有形非営業用資産					
簿価総額	10	-	-	-	10
減損および減価償却	(7)	-	-	-	(7)
合計	2,969	13	(92)	44	2,934

無形資産の減損には、SGセキュリティーズ（パリ）の買収に伴って、2016年に計上されたのれんの減損（42百万ユーロ）が含まれている。

注7.2.2 長期投資からの純利益

会計方針

「長期投資からの純利益」には、営業用固定資産に対する投資について減価償却費への繰入純額のほか、売却によって実現したキャピタル・ゲインまたはロスが含まれている。非営業用資産からの利益は、「銀行業務純利益」に計上されている。

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日	2019年12月31日
営業用固定資産		
売却益	24	59
売却損	(8)	(44)
合計	16	15

注7.3 引当金

会計方針

貸借対照表の負債の部の「引当金」は、信用リスク、モーゲッジ貯蓄勘定/制度引当金（CEL/PEL）、先渡/先物金融商品、従業員給付、法人税調整および訴訟問題に対する引当金から構成されている。

注7.3.1 引当金の明細

(単位：百万ユーロ)	2019年 12月31日	繰入	戻入	範囲の変更 および組替	2020年 12月31日
信用リスクに対する引当金（注2.6.1参照）	1,024	1,394	(645)	(37)	1,736
モーゲッジ貯蓄契約（CEL/PEL）に関連するコミットメントに係る引当金（注2.6.2参照）	251	63	(6)	-	308
先渡/先物金融商品に係る引当金（注2.6.3参照）	9,194	2,764	(3,827)	(306)	7,825
従業員給付に係る引当金（注4.2参照）	1,999	371	(339)	(14)	2,017
法人税調整引当金（注5.2参照）	20	1	(12)	(1)	8
リスクおよび費用に係るその他の引当金	700	122	(176)	(11)	635
合計	13,188	4,715	(5,005)	(369)	12,529

注7.3.2 リスクおよび費用に対するその他の引当金

会計方針

リスクおよび費用に対するその他の引当金は、金額または期日が正確には定められていない負債として定義されている。

同等の金額での補償が期待できないまま、ほぼ間違いなく資金を第三者に譲渡することになるという第三者に対する義務を会社が有していれば、引当金を計上する。

引当金の純繰入額は、損益計算書の相当する勘定にリスクの種類によって分類される。

偶発損失および訴訟問題に関する説明はリスク管理報告書に記載している。

関連するリスクの性格と金額に関する情報は、そのような開示が、当グループがその引当金の対象となっている問題に関して相手との紛争関係にある立場を著しく侵害する可能性があるとして予想する場合には、開示されない。

その他の引当金には、リストラクチャリング引当金（従業員費用を除く）、商業訴訟引当金および顧客に対する金融取引に関連するファンドの将来の返済に関する引当金が含まれる。

ソシエテ・ジェネラルは、事業を行っている国において広範囲な法律上および規制上の枠組みの制約を受けている。この複雑な法的背景の中で、ソシエテ・ジェネラルおよびソシエテ・ジェネラルの以前および現在の代表者は、民事、行政および刑事訴訟を含めいろいろな法律行為に巻き込まれることがある。大部分のこれらの訴訟は、ソシエテ・ジェネラルの現在のビジネスの一環である。近年投資家との訴訟および銀行や投資顧問のような金融仲介業に係る多くの紛争が一部は難しい金融環境によって増加している。

ソシエテ・ジェネラルの事業体に関係する紛争、規制上の訴訟および行為は、特にそれが様々なカテゴリーの原告によって起こされている場合、損害賠償請求の金額が明確でないまたは不明確である場合、あるいは前例のない訴訟である場合、その結果を予見することは、その性質上、困難である。

財務諸表を作成するにあたって、ソシエテ・ジェネラルは、関係している法律、規制あるいは調停手続の結果を評価している。これらの訴訟から損失が発生する可能性が高く、金額の見積りが信頼できる場合には引当金を計上している。

損失発生 の蓋然性とこれらの損失金額を評価し、計上すべき引当金の金額を決定するためには、見積りが重要である。経営陣は、財務諸表を作成するときに判断を行い、入手可能な情報をすべて考慮することにより見積りを行っている。特に、ソシエテ・ジェネラルは紛争の性質、基礎となる事実、進行中の手続およびすでに言い渡された判決、ならびに類似の事件を扱ったソシエテ・ジェネラルおよび他の会社の経験（ソシエテ・ジェネラルがそれについて知識を有している場合）、そして適切な場合には専門家や第三者の法律顧問の意見と報告を検討している。

四半期毎にソシエテ・ジェネラルは、重要なリスクを表す継続中の紛争の詳細な調査を実行している。このような訴訟は、注8「リスクおよび訴訟に関する情報」に開示している。

注7.4 期日別資産および負債の内訳

2020年12月31日現在残高						
(単位：百万ユーロ)	3ヶ月未満	3ヶ月以上 1年以下	1年超 5年以下	5年超	関係会社間 取引消去： ソシエテ・ ジェネラル・ パリ/支店	合計
資産	381,674	158,349	222,677	147,463	(169,122)	741,041
銀行預け金	195,179	58,669	64,466	27,020	(169,025)	176,309
顧客貸出金	139,147	64,304	148,117	91,872	(97)	443,343
公社債およびその他の債券	47,348	35,376	10,094	28,571	-	121,389
トレーディング有価証券	45,870	21,193	119	1,606	-	68,788
短期投資有価証券	774	9,899	44	121	-	10,838
長期投資有価証券	704	4,284	9,931	26,844	-	41,763
負債	595,696	129,730	256,020	128,368	(169,113)	940,701
銀行預り金	211,982	53,977	152,423	52,012	(168,606)	301,788
顧客預金	358,083	42,426	65,803	48,054	(506)	513,860
発行債券	25,631	33,327	37,794	28,302	(1)	125,053

注7.5 外貨建取引

会計方針

通常の外貨建取引から生じる損益は、損益計算書に計上されている。アウトライト先物為替予約取引および他の先物為替予約取引のヘッジ目的の取引は、決済日までの残存期間に対応する当該通貨の為替予約レートで評価されている。スポットおよびその他の先物為替予約ポジションは、毎月末の公表スポットレートで換算されている。未実現損益は損益計算書に計上されている。ヘッジ対象為替予約取引から生じるプレミアムおよびディスカウントは、当該取引の残存期間にわたり定額法で償却され、損益計算書に計上されている。

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日				2019年12月31日			
	資産	負債	購入 外国為替 未受取	売却 外国為替 未受渡	資産	負債	購入 外国為替 未受取	売却 外国為替 未受渡
EUR	620,409	622,164	312,707	294,432	613,314	615,161	299,729	284,788
USD	375,744	374,715	535,170	505,931	461,677	459,371	558,578	540,720
GBP	74,531	75,098	167,163	172,862	73,431	74,322	155,699	149,869
JPY	75,144	74,252	58,996	76,705	85,313	84,363	59,668	110,365
その他の通貨	112,214	111,813	240,199	254,400	93,960	94,478	261,501	244,470
合計	1,258,042	1,258,042	1,314,235	1,304,330	1,327,695	1,327,695	1,335,175	1,330,212

注7.6 非協調的な国家あるいは地域における事業

2003年以降、ソシエテ・ジェネラルは、OECDにより非協調的な租税回避国と認定されている国における事業展開を防止するための厳格な内部規則を定めている。既存の事業の一部として新規事業を行う、あるいは展開する場合、コーポレート・セクレタリアートおよびリスク部門による承認後、経営執行部が決定した場合のみ容認される可能性がある。

2010年以降、ソシエテ・ジェネラルは、フランスが非協調的と看做した国あるいは地域におけるソシエテ・ジェネラルの事業のすべてを終了することを決定した（そのために必要な措置を講じた）。この非協調国あるいは地域のリストは、2020年1月6日の省令により更新された（2020年1月7日に官報で公表）。

ソシエテ・ジェネラルは、その方針に従い、フランスのリストにあるこの国の指定に伴い英国領バージン諸島の三つの事業体を閉鎖した。

2020年12月31日現在、ソシエテ・ジェネラルは、問題になっている国においては直接的または間接的に一切営業を行っていない。

[前へ](#)[次へ](#)

注7.7 子会社と関連会社の一覧表

		2020年						
(単位：千ユーロまたは現地通貨)		登録資本金	資本金以外 の株主資本	持株比率	保有株式の簿価			
会社名/本社所在地	事業活動/部門	(現地通貨) ⁽¹⁾	(現地通貨) ⁽¹⁾	(%)	グロス (ユーロ)	ネット (ユーロ)		
I - 帳簿価額がソシエテ・ジェネラルの資本金の1%を超過する投資に関する情報								
A) 子会社(ソシエテ・ジェネラルが過半数以上を所有)								
SG アメリカ セキュリティーズ ホールディング, LLC C/O The Corporation Trust Company 1209 Orange Street 19801 Wilmington - デラウェア - 米国	ブローカレッジ グローバルバンキング& インベスターソリューションズ	USD	1,430,976	1,102,666	100.00	2,969,895	2,969,895	
SG フィナンシャル サービス ホールディング 29, boulevard Haussmann - 75009パリ - フランス	ポートフォリオ運用 コーポレートセンター	EUR	1,641,835	212,724	100.00	2,136,144	2,136,144	
ソシエテ・ジェネラル インターナショナル リミテッド One Bank Street - ロンドン E14 4SG - 英国	ブローカレッジおよび清算 グローバルバンキング& インベスターソリューションズ	GBP	1,150,000	280,276	100.00	1,569,621	1,569,621	
ジェネフィナンス 29, boulevard Haussmann - 75009 パリ - フランス	ポートフォリオ運用 コーポレートセンター	EUR	1,000,000	236,802	100.00	1,076,025	1,076,025	
ソシエテ・ジェネラル セキュリティーズサービス SPA Via Benigno Crespi, 19 A - 20159 ミラノ - イタリア	信用機関 グローバルバンキング& インベスターソリューションズ	EUR	111,309	148,583	100.00	745,062	618,844	
ソシエテ・ジェネラル セキュリティーズ ジャパン リミ テッド 日本国 東京都千代田区丸の内1丁目1-1	ブローカレッジ グローバルバンキング& インベスターソリューションズ	JPY	35,765,000	36,998,000	100.00	599,385	599,385	
SG クラインオート ハンプロス リミテッド 8 St James' Square, SW1Y 4JU - ロンドン - 英国	資産運用 グローバルバンキング& インベスターソリューションズ	GBP	466,651	178	100.00	590,352	590,352	
ソシエテ・ジェネラル リアル エステート 29, boulevard Haussmann - 75009 パリ - フランス	不動産および不動産金融 フランス国内 リテールバンキング	EUR	327,112	39,303	100.00	586,505	586,505	
ソジェマルシェ 17, cours Valmy - 92800 ヴィクトー - フランス	不動産 コーポレートセンター	EUR	500,000	(23,728)	100.00	500,000	500,000	
フィディタリア SPA Via Guglielmo Silva no, 34 - 20149 ミラノ - イタリア	消費者金融 国際リテールバンキング& 金融サービス	EUR	130,000	228,077	100.00	335,169	335,169	
サリンジャーS.A. 15, avenue Émile Reuter L2420 ルクセンブルグ - ルクセンブルグ	ポートフォリオ運用 グローバルバンキング& インベスターソリューションズ	EUR	100	317,545	100.00	315,184	315,184	
パンコ ソシエテ・ジェネラル ブラジル S/A Avenida Paulista, 2300 - Cerqueira Cesar - サンパウロ - SP - CEP 01310-300 - ブラジル	投資銀行 グローバルバンキング& インベスターソリューションズ	BRL	2,956,929	(1,472,769)	100.00	888,993	273,963	
ヴァルミンベスト 29, boulevard Haussmann - 75009 パリ - フランス	オフィススペース コーポレートセンター	EUR	248,877	12,167	100.00	249,427	249,427	

(1) 海外子会社および関連会社について、当グループの連結財務諸表における報告通貨で計上された株主資本。

(2) 銀行・金融子会社について、収益は銀行業務純利益を指す。

(3) フランス国内会社については、財務書類の監査未了。

2020年					
当行による 貸出金の未弁済額	当行が 供与した保証	前事業年度の 税金を除く収益	前事業年度の 純利益(損失)	当年度中に当行が 受取った配当金	
(ユーロ)	(ユーロ)	(現地通貨) ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾	(現地通貨) ⁽¹⁾⁽³⁾	(ユーロ)	備考／再評価差額
841,730	0	519,077	54,638	0	1 EUR = 1.2271 USD
719,459	0	410,053	417,765	254,284	
2,907,540	1,095,404	194,202	74,396	114,741	1 EUR=0.89903 GBP
1,920,000	0	343,485	382,374	270,000	
0	100,000	139,743	31,120	0	
321,794	500	27,435,000	8,179,000	2,801	1 EUR = 126.49JPY
0	0	150,422	156	0	1 EUR= 0.89903 GBP
0	0	11,042	10,505	30,462	
0	0	25,406	1,583	0	
4,430,050	0	232,298	45,487	0	
0	0	(1,416)	(1,501)	0	
0	16,766	248,767	49,406	0	1 EUR = 6.3735 BRL
0	0	15,672	10,005	2,738	

2020年

(単位：千ユーロまたは現地通貨)		登録資本金 (現地通貨) ⁽¹⁾	資本金以外 の株主資本 (現地通貨) ⁽¹⁾	持株比率 (%)	保有株式の簿価	
会社名/本社所在地	事業活動/部門				グロス (ユーロ)	ネット (ユーロ)
ソシエテ・ジェネラル(チャイナ) リミテッド F15, West Tower Genesis, 8 Xinyuannan Street - Chaoyang District - 100027 北京 - 中国	国際リテールバンキング グローバルバンキング& インベスターソリューションズ CNY	4,000,000	(119,693)	100.00	407,935	245,324
ソジェキャンパス 17, cours Valmy - 92800 ビュトー - フランス	不動産 コーポレートセンター EUR	241,284	40,310	100.00	241,284	241,284
リクソール アセット マネジメント 17, cours Valmy - 92800 - ビュトー - フランス	オルタナティブ資産運用 グローバルバンキング& インベスターソリューションズ EUR	161,106	16,250	100.00	217,348	217,348
ジェネジス I 29, boulevard Haussmann - 75009 パリ - フランス	オフィススペース コーポレートセンター EUR	192,900	14,403	100.00	196,061	196,061
ソシエテ・ジェネラル アルジェリー Résidence EL KERMA - 16105 Gué de Constantine - Wilaya d'Alger - アルジェリア	国際リテールバンキング 国際リテールバンキング& 金融サービス DZD	20,000,000	27,654,511	100.00	168,461	168,461
コンパニーフォンシエール デラ メディタラネー (CFM) 29, boulevard Haussmann - 75009 パリ - フランス	オフィススペース コーポレートセンター EUR	76,627	2,554	100.00	155,837	155,837
SG セキュリティーズ コリア CO., LTD. 24 th Floor, D1 D-Tower, 17 Jong-ro 3-gil, Jongno-gu - ソウル - 韓国	ビジネスコンサルティング グローバルバンキング& インベスターソリューションズ KRW	205,500,000	141,896,441	100.00	154,541	154,541
ソシエテ イモビリエール DU 29 BOULEVARD HAUSSMANN 29, boulevard Haussmann - 75009 パリ - フランス	オフィススペース コーポレートセンター EUR	120,030	207,876	100.00	119,992	119,992
ソシエテ・ジェネラル キャピタル カナダ Inc. 1501 Avenue McGill College - Suite 1800 H3A 3M8 - モン トリオール - カナダ	ブローカレッジ グローバルバンキング& インベスターソリューションズ CAD	150,000	66,281	100.00	95,378	95,378
SG セキュリティーズ (シンガポール) PTE. LTD. 8 Marina Boulevard - #12-01 - Marina Bay financial Centre Tower 1 - 018981 - シンガポール	ブローカレッジ グローバルバンキング& インベスターソリューションズ SGD	99,058	34,009	100.00	91,110	90,690
ORPAVIMOB 17, cours Valmy - 92800 ビュトー - フランス	不動産および不動産金融 グローバルバンキング& インベスターソリューションズ EUR	69,253	5,908	100.00	69,253	69,253
SG ファクタリングSPA Via Trivulzio, 7 - 20146 ミラノ - イタリア	ファクタリング グローバルバンキング& インベスターソリューションズ EUR	11,801	32,764	100.00	46,100	46,100
SG アメリカ オペレーションズ サービスズ LLC (SGAOS) c/o The Corporation Trust Company 1209 Orange Street 19801-ウilmington - デラウェア - 米国	横断サービス会社 グローバルバンキング& インベスターソリューションズ USD	716	46,683	100.00	42,365	42,365
TREEZOR 41 rue de Prony 75017 パリ - フランス	電子マネー機関 コーポレートセンター EUR	3,413	9,425	100.00	37,929	37,929
ソシエテ・ジェネラル セキュリティーズ オーストラリア PTY LTD Level 25 - 400 George Street - シドニー - NSW 2000 - オーストラリア	株式市場に係る ブローカレッジ グローバルバンキング& インベスターソリューションズ AUD	100,000	(36,160)	100.00	46,100	46,100

(1) 海外子会社および関連会社について、当グループの連結財務諸表における報告通貨で計上された株主資本。

(2) 銀行・金融子会社について、収益は銀行業務純利益を指す。

(3) フランス国内会社については、財務書類の監査未了。

2020年					
当行による 貸出金の未弁済額 (ユーロ)	当行が 供与した保証 (ユーロ)	前事業年度の 税金を除く収益 (現地通貨) ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾	前事業年度の 純利益(損失) (現地通貨) ⁽¹⁾⁽³⁾	当年度中に当行が 受取った配当金 (ユーロ)	備考／再評価差額
478,288	0	346,134	99,374	0	1 EUR = 8.0225 CNY
122,500	0	23,827	4,036	0	
50,000	0	100,093	8,729	20,854	
28,916	0	218,932	3,061	0	
0	44,464	23,207,492	4,056,306	18,977	1 EUR=162.11065 DZD
0	0	733	5,011	1,682	
0	0	93,677,472	34,871,463	0	1 EUR=1,336 KRW
55,000	0	7,780	2,960	0	
0	0	45,218	8,386	0	1 EUR=1.5633 CAD
0	0	64,372	41,690	0	1 EUR=1.6218 SGD
0	0	19,179	4,686	3,593	
564,006	1,330,850	7,655	1,230	0	
0	0	(175)	40,226	0	1 EUR=1.2271 USD
0	11,653	6,290	(3,714)	0	
100,654	128,963	15,388	(3,527)	3,754	1 EUR=1.5896 AUD

2020年

(単位：千ユーロまたは現地通貨)		登録資本金	資本金以外の株主資本	持株比率	保有株式の簿価	
会社名/本社所在地	事業活動/部門	(現地通貨) ⁽¹⁾	(現地通貨) ⁽¹⁾	(%)	グロス (ユーロ)	ネット (ユーロ)
SG ベンチャーズ 17, cours Valmy - 92800 ビュトー - フランス	ポートフォリオ運用 コーポレート・センター	EUR	25,318	(26)	100.00	25,318
SG アメリカ, INC. C/O The Corporation Trust Company 1209 Orange Street 19801 Wilmington - デラウェア - 米国	投資銀行 グローバルバンキング& インベスターソリューションズ	USD	0	351,061	100.00	1,573,453
SG オーストラリア ホールディングLTD Level 25, 1-7 Bligh street - シドニー, NSW 2000 - オーストラリア	ポートフォリオ運用 グローバルバンキング& インベスターソリューションズ	AUD	19,500	1,333	100.00	12,213
SG セキュリティーズ アジア インターナショナル ホールディング LTD (香港) Level 38 - Three Pacific Place 1 Queen's Road - East Hong-Kong - 香港	投資銀行 グローバルバンキング& インベスターソリューションズ	USD	154,972	349,590	100.00	146,513
クレディ デュ ノール 28, place Rihour - 59800 リール - フランス	フランス国内 リテールバンキング フランス国内 リテールバンキング	EUR	890,263	2,147,106	100.00	1,410,256
ソシエテ・ジェネラル エクイップメント ファイナンス SA 17, cours Valmy - 92800 ビュトー - フランス	ポートフォリオ運用 国際リテールバンキング& 金融サービス	EUR	270,255	3,070	100.00	281,549
ソシエテ・ジェネラル SFH 17, cours Valmy - 92800 ビュトー - フランス	信用機関 グローバルバンキング& インベスターソリューションズ	EUR	375,000	214,971	100.00	375,000
ブルソラマ SA 44 rue Traversière 92100 ブローニュ-Billancourt - フランス	オンラインブローカレッジ フランス国内 リテールバンキング	EUR	41,308	528,089	100.00	948,871
ソシエテ・ジェネラル イモーベル 11 Rue des Colonies - 1000 ブリュッセル - ベルギー	不動産 グローバルバンキング& インベスターソリューションズ	EUR	25,062	2,506	100.00	25,061
ソシエテ・ジェネラル SCF 17, cours Valmy - 92800 ビュトー - フランス	モーゲージ グローバルバンキング& インベスターソリューションズ	EUR	150,000	101,171	100.00	150,000
ソシエテ・ジェネラル セキュリティーズ サービス ホールディング 17, cours Valmy - 92800 ビュトー - フランス	ポートフォリオ運用 グローバルバンキング& インベスターソリューションズ	EUR	12,487	151	100.00	237,555
ロスバンク 34, Masha Poryvaeva Street 107078 - モスクワ - ロシア	国際リテールバンキング 国際リテールバンキング& 金融サービス	RUB	17,586,914	135,470,066	99.97	3,464,871
ソシエテ デラ リュ エドアルドVII 29, boulevard Haussmann - 75009パリ - フランス	オフィススペース コーポレートセンター	EUR	11,396	883	99.91	59,612
ソシエテ・ジェネラル インベストメント(U.K.) リミテッド One Bank Street, Canary Wharf-E14SG - ロンドン- 英国	投資銀行 グローバルバンキング& インベスターソリューションズ	GBP	157,825	110,984	98.96	185,054
ソシエテ・ジェネラル モーリタニー Ilot A, n°652 スアクシヨット- モーリタニア	国際リテールバンキング 国際リテールバンキング& 金融サービス	MRU	1,000,000	407,297	95.50	20,361
ALD 1-3 rue Eugène et Armand Peugeot Le Corosa- 92500 Rueil Malmaison - フランス	自動車リースおよび金融 国際リテールバンキング& 金融サービス	EUR	606,155	895,668	79.82	1,156,422

(1) 海外子会社および関連会社について、当グループの連結財務諸表における報告通貨で計上された株主資本。

(2) 銀行・金融子会社について、収益は銀行業務純利益を指す。

(3) フランス国内会社については、財務書類の監査未了。

2020年					
当行による 貸出金の未弁済額 (ユーロ)	当行が 供与した保証 (ユーロ)	前事業年度の 税金を除く収益 (現地通貨) ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾	前事業年度の 純利益(損失) (現地通貨) ⁽¹⁾⁽³⁾	当年度中に当行が 受取った配当金 (ユーロ)	備考／再評価差額
0	0	0	(95)	0	
0	0	57,526	68,086	0	資本金=1 USD 1 EUR=1.2271 USD
0	0	2,526	1,327	4,630	1 EUR=1.5896 AUD
364,816	0	387,567	119,564	0	1 EUR=1.2271 USD
13,360,275	80,000	762,665	145,796	0	
601,000	0	20,264	(98,476)	0	
37,540,000	42,800,021	371,369	38,391	0	
5,390,532	0	190,863	(40,182)	0	
0	0	1,096	712	1,860	
8,350,000	14,774,046	20,337	10,817	0	
0	0	0	(27)	0	
616,829	82,740	63,345,753	9,380,886	0	1 EUR=91.4671 RUB
0	0	530	475	160	
3,524,962	0	16,432	6,615	0	1 EUR=0.89903 GBP
0	102,820	871,089	150,051	1,957	1 EUR=43.8699 MRU
150,000	0	101,213	375,667	203,202	

2020年

(単位：千ユーロまたは現地通貨)		登録資本金 (現地通貨) ⁽¹⁾	資本金以外 の株主資本 (現地通貨) ⁽¹⁾	持株比率 (%)	保有株式の簿価	
					グロス (ユーロ)	ネット (ユーロ)
会社名/本社所在地	事業活動/部門					
バンク ドゥ ポリネジー 355 Bd Pomaré, BP 530, 98713 Papeete - タヒチ - 仏領ポリネシア	リテールバンキング 国際リテールバンキング& 金融サービス	XPF	1,380,000	72.10	12,397	12,397
ソシエテ・ジェネラルドゥバンク アン コート ジボワール 5 & 7, avenue J. Anoma, 01 BP 1355 - アビジャン01 - アイボリーコースト	国際リテールバンキング 国際リテールバンキング& 金融サービス	XOF	15,555,555	71.84	30,504	30,504
バンコ ソシエテ・ジェネラル モザンビークSA Av. Julius Nyerere no. 140, 1568 - Maputo - モザンビーク	国際リテールバンキング 国際リテールバンキング& 金融サービス	MZN	2,647,200	65.00	31,000	19,281
コメルチニ バンカ AS Na Prikope 33 - Building Register number 969 - 114 07 Praha 1 - チェコ共和国	国際リテールバンキング 国際リテールバンキング& 金融サービス	CZK	19,004,926	60.35	1,327,247	1,327,247
BRD -グループ・ソシエテ・ジェネラル B-dul Ion Mihalache nr. 1-7 Sector 1 - ブカレスト - ルーマニア	国際リテールバンキング 国際リテールバンキング& 金融サービス	RON	696,902	60.17	218,532	218,532
ソシエテ・ジェネラル カメルーン 78 Avenue Joss, BP 4042 - ドゥアラ - カメルーン	国際リテールバンキング 国際リテールバンキング& 金融サービス	XAF	12,500,000	58.08	16,940	16,940
ジェネフィム 29, boulevard Haussmann - 75009 パリ - フランス	不動産リース金融 フランス国内 リテールバンキング	EUR	72,779	57.62	89,846	89,846
SG マロケース ドゥバンク 55, boulevard Abdelmoumen - カサブランカ - モロッコ	国際リテールバンキング 国際リテールバンキング& 金融サービス	MAD	2,050,000	57.62	146,714	146,714
SHINE 12, rue Anselme - 93400 セント クイーン - フランス	オンライン バンキング フランス国内 リテールバンキング	EUR	2	53.71	40,949	40,949
ユニオンインターナショナル ドゥ バンク 65, avenue Habib Bourguiba - 1000A チュニス-チュニジア	国際リテールバンキング 国際リテールバンキング& 金融サービス	TND	172,800	52.34	153,211	153,211
B) 関連会社(ソシエテ・ジェネラルが10%から50%を所有)						
TRANSACTIS Tour Europe - La Défense II 33 place des corolles 92400 Courbevoie - フランス	支払 グローバルバンキング& インベスターソリューションズ	EUR	23,148	49	11,574	11,574
SA ソジェバルティシバシオン 29, boulevard Haussmann - 75009 パリ - フランス	ポートフォリオ運用 コーポレートセンター	EUR	411,267	307,085	234,000	234,000
ソシエテ・ジェネラル カレドニアヌ ドゥ バンク 44, rue de l'Alma BP G2 98848 ノメア セデックス - ニューカ レドニア	リテールバンキング 国際リテールバンキング& 金融サービス	XPF	1,068,375	13,152,318	16,266	16,266

(1) 海外子会社および関連会社について、当グループの連結財務諸表における報告通貨で計上された株主資本。

(2) 銀行・金融子会社について、収益は銀行業務純利益を指す。

(3) フランス国内会社については、財務書類の監査未了。

2020年					
当行による 貸出金の未弁済額 (ユーロ)	当行が 供与した保証 (ユーロ)	前事業年度の 税金を除く収益 (現地通貨) ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾	前事業年度の 純利益(損失) (現地通貨) ⁽¹⁾⁽³⁾	当年度中に当行が 受取った配当金 (ユーロ)	備考／再評価差額
0	155,033	5,579,780	209,284	0	1 EUR=119.33174 XPF
76,092	24,671	158,586,544	47,706,114	9,302	1 EUR=655.957 XAF
0	13,927	927,421	37,634	0	1 EUR=91.90835 MZN
1,138,017	377,900	27,923,236	7,844,915	0	1 EUR=26.242 CZK
14,254	146,985	2,945,017	970,046	0	1 EUR=4.8683 RON
0	54,682	81,149,500	13,764,851	0	1 EUR=655.957 XAF
2,523,812	0	41,038	16,562	4,168	
7,439	493,638	4,615,397	622,946	0	1 EUR=10.88855 MAD
0	0	4,115	(6,249)	0	
12,116	92,370	412,242	20,114	0	1 EUR=3.3014 TND
50,968	0	135,683	12	0	
0	0	2,482	7,483	97,037	
130,598	70,000	9,184,679	1,685,115	0	1 EUR=119.33174 XPF

2020年

(単位：千ユーロまたは現地通貨)		2024年12月31日現在					
会社名/本社所在地	事業活動/部門	(現地通貨) ⁽¹⁾	登録資本金 (現地通貨) ⁽¹⁾	資本金以外の株主資本 (現地通貨) ⁽¹⁾	持株比率 (%)	保有株式の簿価	
						グロス (ユーロ)	ネット (ユーロ)
GÉNÉO CAPITAL ENTREPRENEUR 14 boulevard du Général Leclerc 92200 Neuilly sur seine – フランス	ポートフォリオ運用 フランス国内 リテールバンキング	EUR	208,700	(2,896)	19.15	30,000	29,445
ケス ドゥ リフィナンスマン ドゥ ラピタト 3 rue de la Boétie - 75008 パリ - フランス	住宅ローン・ リファイナンス リファイナンスセンター コーポレートセンター	EUR	539,995	22,599	17.09	100,576	100,576
クレディログマン 50, boulevard Sébastopol - 75003 パリ - フランス	信用機関 コーポレートセンター	EUR	1,259,850	306,122	13.50	171,037	171,037

(1) 海外子会社および関連会社について、当グループの連結財務諸表における報告通貨で計上された株主資本。

(2) 銀行・金融子会社について、収益は銀行業務純利益を指す。

(3) フランス国内会社については、財務書類の監査未了。

2020年					
当行による 貸出金の未弁済額 (ユーロ)	当行が 供与した保証 (ユーロ)	前事業年度の 税金を除く収益 (現地通貨) ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾	前事業年度の 純利益(損失) (現地通貨) ⁽¹⁾⁽³⁾	当年度中に当行が 受取った配当金 (ユーロ)	備考／再評価差額
0	0	0	(4,796)	0	
0	0	773,583	29	0	
252,424	0	270,705	99,150	0	

子会社と関連会社の一覧表(続き)

(単位：千ユーロ)	保有株式の簿価		当行が行った 貸出金の 未弁済額	当行が 供与した 保証	当年度中に 当行が 受取った 配当金	備考
	グロス	ネット				
Ⅱ－その他の子会社と関連会社に関する情報						
A) Iに含まれない子会社						
1) フランスの子会社	67,032	56,376	12,824,563	850,727	55,622	再評価差額= 0
2) 外国子会社	288,174	105,771	860,721	135,681	40,868	再評価差額=1,447
B) Iに含まれない関連会社						
1) フランスの会社	6,860	5,550	600	0	0	再評価差額= 0
2) 外国会社	9,794	6,687	3,533	0	366	再評価差額= 0

[前へ](#)

[次へ](#)

注8. リスクおよび訴訟に関する情報

当グループは、重大なリスクのある係争について四半期毎に詳細なレビューを行っている。これらの係争により、当グループが最低限同等の価値を交換に受け取ることなく第三者の便益のために資源の流出を生じさせる可能性が高いか確実である場合、引当金を計上することになる。これらの訴訟引当金は、貸借対照表の負債の「引当金」に含まれる「その他の引当金」の中に分類されている。

本項において記載された係争の1つ1つについて、それを開示することが問題の係争の結果に深刻な不利益を与える可能性がある場合には、個別の引当金の計上あるいはその金額に関する詳細な情報を開示することはできない。

■ 2012年10月24日、パリ控訴院は、ジェローム・ケルビエルを背任、コンピューター システムへの不正アクセス、偽造および偽造文書の使用に関して有罪として、2010年10月5日付で言い渡された一審判決を承認した。ジェローム・ケルビエルは、懲役5年執行猶予2年の判決が言い渡され、当行の損害に対する賠償として4.9十億ユーロの支払いが命じられた。2014年3月19日において、最高裁判所は、ジェローム・ケルビエルの刑事責任を認めた。かかる判決により、刑事訴訟は終結した。民事訴訟において、ベルサイユ控訴院は2016年9月23日、ジェローム・ケルビエルのソシエテ・ジェネラルが被った損害について専門家による決定を求める要求を棄却し、彼の犯罪行為の結果、当行が被った会計上の損失は4.9十億ユーロであることを確認した。また、ソシエテ・ジェネラルに対する損害に関してジェローム・ケルビエルに一部責任があることを宣告し、1百万ユーロをソシエテ・ジェネラルに支払うように命じた。ソシエテ・ジェネラルとジェローム・ケルビエルは、最高裁判所に控訴しなかった。ソシエテ・ジェネラルはこの判決がその税務状況には影響はないと考えている。しかし、2016年9月に経済・財務相が示唆したように、税務当局はこの帳簿上の損失の税務上の影響を調査し、ジェローム・ケルビエルの訴訟によって生じる4.9十億ユーロの金額の損金算入を問題にしようとしていることを示唆した。この税務上の修正案は直ちに影響することではなく、ソシエテ・ジェネラルがその課税所得からの損失により生じる繰越欠損金を控除するポジションにあるときに税務当局から送付される更正通知によって確かめなければならないであろう。そのような状況は銀行の予想によれば数年間は起こらないと思われる。フランスの最高行政裁判所(「*Conseil d'État*」)の2011年の意見書およびこの点に対して最近確認された確立した判例を考慮すれば、ソシエテ・ジェネラルは相当する繰延税金資産を計上する必要はないと考えている。当局が適当な時に彼らのポジションを確認することを決めた場合には、当然にソシエテ・ジェネラル・グループは管轄裁判所に対してその権利を主張することになるであろう。2018年9月20日に言い渡された決定により、刑事訴訟審査裁判所の調査委員会は、さらに刑事告訴の再開を正当化できるような新たな要素あるいは事実がないことを確認し、ジェローム・ケルビエルの刑罰に対し彼が2015年5月に提訴した要請は承認できないことを宣告した。

■ 2003年から2008年の間、ソシエテ・ジェネラルは、ターキッシュ グループ ゴルダスと金の保管委託枠を設定していた。2008年2月に、ソシエテ・ジェネラルは、ゴルダスで保管している金の不正および横領のリスクに対する警告を受けた。これらの疑惑は、ゴルダスにより466.4百万ユーロに値する金の支払いまたは返金が行われなかったのを受けて、直ちに裏付けられた。ソシエテ・ジェネラルは、その保険会社および様々なゴルダス・グループの事業体に対して民事訴訟を提訴した。一方ゴルダスは、トルコおよび英国においてソシエテ・ジェネラルに対して様々な訴訟を提起した。英国においてソシエテ・ジェネラルがゴルダスに対し提訴した訴訟において、ゴルダスはソシエテ・ジェネラルの訴訟を却下するように申請し、英国の裁判所に損害を申し出た。2017年4月3日、英国の裁判所は両方の申立てを認め、損害を調査した後ゴルダスに支払うべき金額があればその金額を決定する予定である。2018年5月15日、控訴裁判所は、高等裁判所がゴルダスに認めた損害の調査をすべて取り消したがゴルダスに発行した賠償請求の送達に関連するソシエテ・ジェネラルの主張を却下した結果、それは時効となった。2018年12月18日、最高裁判所は、ゴルダスとソシエテ・ジェネラルの両者に対し、提訴する認可を棄却した。2017年2月16日、パリの商事裁判所は、保険会社に対するソシエテ・ジェネラルの訴えを却下した。ソシエテ・ジェネラルはこの決定に対し提訴した。

- 2000年代初めに、フランス銀行業界は、小切手処理の合理化に向けて、新しいデジタル システムへの移行を決定した。小切手支払いの安全性の向上および詐欺行為の防止に寄与するこの改革（EIC-Echange d'Images Chèques）を支援するために、銀行は複数の仲介銀行手数料（2007年に廃止されたCEICを含む。）を設定した。これらの手数料は、銀行部門監督機関の後援を受けて成立しており、公的機関にも認識されている。

2010年9月20日に、数年間の調査を経て、フランス競争局は、関連サービスに対するCEICおよび2つの追加手数料の共同実施および料金の設定が競争法に違反すると裁決した。当局は、当該契約に関与する参加者すべて（フランス銀行を含む。）に対して合計約385百万ユーロの罰金を科した。ソシエテ・ジェネラルは53.5百万ユーロの罰金、子会社であるクレディ デュ ノールは7百万ユーロの罰金を科された。しかしながら、2012年2月23日付命令において、フランス控訴院は、フランス銀行を除くすべての銀行に適用されるかかる命令の競争法違反はないと認定し、銀行による支払済みの罰金の回収が認められた。2015年4月14日、最高裁判所は、罰金の回収については自発的に当該訴訟に参加した2組の第三者の主張が検証されていないという理由から控訴院の決定を無効とし、取り消した。かかる訴訟は、2016年11月3日および4日に差し戻されたパリ控訴院により審理が行われた。2017年12月21日、控訴院はフランスの競争当局がソシエテ・ジェネラルおよびクレディ デュ ノールに課した罰金を認めた。2018年1月22日、ソシエテ・ジェネラルおよびクレディ デュ ノールは、この決定に対し最高裁判所に提訴した。2020年1月29日、最高裁判所は2017年12月21日のパリ控訴院の命令を一部破棄し、同控訴院への差し戻しを命令したが、異なる組み立てをした。そのため、2020年3月13日、ソシエテ・ジェネラルおよびクレディ デュ ノールは、フランス競争局の決定に対し、パリ控訴院に新たな提訴を行った。この訴訟手続は、現在係属中である。

- ロンドン・インターバンク・オフアード・レートおよびユーロ・インターバンク・オフアード・レート（「IBOR事件」）に関して米国当局と合意に達したにもかかわらず、当行は米国での民事訴訟を引き続き弁護し（下記の通り）、米国の多数の州の司法長官およびニューヨーク州金融監督局を含め、他の当局からの情報要求に応じている。

ソシエテ・ジェネラルは、米国においてその他の金融機関とともに、米ドルLibor、日本円LiborおよびEuriborの金利の設定ならびにこれらの金利を指標とする金融商品の取引に関連して、暫定集団訴訟の被告とされた。ソシエテ・ジェネラルはまた米ドルLibor金利に関するいくつかの個別（非集団）訴訟で被告とされた。これらの訴訟は、マンハッタンの連邦地方裁判所（「地方裁判所」）で係属中である。

米ドルLiborについては、2件の暫定集団訴訟および手続が有効に停止されている1件の個別訴訟を除き、ソシエテ・ジェネラルに対するすべての請求は、裁判所により棄却され、または原告により自発的に取り下げられた。請求が棄却された一部の個別の原告は、ソシエテ・ジェネラルに対する請求を追加するか見直すために訴状を修正する許可を求めて申立てを提出したが、これらの申立ては地方裁判所により却下された。集団訴訟の原告および多数の個人の原告は、第2巡回区連邦控訴裁判所に対し、反トラスト法上の請求の棄却に対して控訴した。

2020年1月13日、ソシエテ・ジェネラルは、ある取引所で米ドルLiborに連動する金融商品を購入した暫定的原告集団と和解協定を締結した。その和解の一部としてソシエテ・ジェネラルは5.125百万米ドルを支払うことに同意した。この和解は、2020年9月17日に地方裁判所により最終的に承認された。

日本円Liborについて、地方裁判所は、ユーロ円の店頭デリバティブ商品の購入者により提起された訴訟の請求を棄却した。2020年4月1日、控訴裁判所は、その棄却を差し戻し、この請求を回復させた。原告は2020年8月24日に第2次修正訴状を提出し、被告は棄却するよう再び提訴した。シカゴ マーカントイル取引所にユーロ円デリバティブ契約の購入者あるいは売却者により2019年9月27日に提起されたその他の訴訟では、被告は集団認定の申立てを行った。2020年9月25日、地方裁判所は、被告の弁解に関する判決を求める申立てを認め、原告の請求を棄却した。原告は異議申立てを行った。

Euriborについて、地方裁判所は、暫定集団訴訟におけるソシエテ・ジェネラルに対するすべての請求を棄却し、修正訴状案を提出する原告の申立てを却下した。原告はかかる決定に対し、第2巡回区連邦控訴裁判所に控訴した。

ソシエテ・ジェネラルは、アルゼンチンにおいて、他の金融機関とともに、金利が米ドルLiborに連動して支払われる国債またはその他の特定の商品を保有するアルゼンチンの消費者を代表する消費者協会により提起された訴訟の被告にもなっている。かかる訴訟では、米ドルLibor金利が不正操作されたとの主張に関連して、アルゼンチンの消費者保護法に違反したとする主張がなされている。ソシエテ・ジェネラルは、本件に関する訴状をまだ送達されていない。

- 2019年1月15日から、ソシエテ・ジェネラルおよびSGアメリカス セキュリティーズ LLCは、他の金融機関とともに、マンハッタンの連邦地方裁判所において3件の暫定集団訴訟（その後統合されている。）の被告とされていた。原告は、USD ICE Liborのパネル銀行が、USD ICE Liborと連動するデリバティブのトレーディングで利益をあげるために、ベンチマークを人為的に低く提案する共謀を行ったと主張している。原告は、被告とUSD ICE Liborと連動する変動金利負債性金融商品または金利スワップの取引をし、その商品の購入時期にかかわらず、2014年2月1日から現在までの間に支払いを受けた米国居住者（個人および企業）から構成される集団を認定することを求めている。2020年3月26日付命令により、地方裁判所は訴えを却下した。原告は当該決定に対して控訴した。被告は、提案されたクラス代表者が訴訟から脱退しているため控訴を棄却するよう提議した。新たに提案されたクラス代表者は、訴訟の原告として控訴に参加することを求めている。
- ソシエテ・ジェネラルは、その他の複数の金融機関とともに、外国為替スポット取引およびデリバティブ取引に関して、米国反トラスト法およびCEAの違反を理由として、暫定集団訴訟の被告となっている。かかる訴訟は、店頭および証券取引所で売買される外国為替商品に関する一定の取引を行った個人または事業体により提起されている。ソシエテ・ジェネラルは、18百万米ドルで和解に達し、2018年8月6日に裁判所により承認された。間接購入者の暫定集団を代理する別の暫定集団訴訟も提起された。ソシエテ・ジェネラルは、当該訴訟の解決のために975,000米ドルで和解に達した。和解は2020年11月19日、最終的に裁判所の承認を受けた。2018年11月7日に、主たる集団訴訟の和解に参加しないことを選択した個別の事業体のグループが、ソシエテ・ジェネラルおよびいくつかの他の金融機関を提訴した。ソシエテ・ジェネラルは2020年5月28日付命令により却下された。ソシエテ・ジェネラルおよびその他残りの被告については、開示手続が進行中である。
- 2012年12月10日、フランスの最高行政裁判所（「*Conseil d'État*」）は、フランスの企業に課されていた源泉徴収税（*précompte tax*）は、EUの法律に抵触するというを確認する二つの決定を行い、税務当局によって課された金額を返還する方法論を規定した。しかし、そのような方法論によって、返還されるべき金額がかなり減少している。ソシエテ・ジェネラルは、2005年に2社（RhodiaおよびSuez、現在はENGIE）の「源泉徴収税」の請求権を譲渡者に対する限定的な遡及権とともに購入した。フランスの最高行政裁判所の上記の決定の1つが、Rhodiaに関連している。ソシエテ・ジェネラルは、フランスの行政裁判所に提訴した。最近の判決としては、フランス最高行政裁判所がENGIEとソシエテ・ジェネラルによる提訴に関して2016年2月1日に棄却している。

複数のフランスの会社は、欧州委員会に申し入れを行ったが、欧州委員会は2012年12月10日にフランス最高行政裁判所が言い渡した判決は、2011年9月15日付の欧州司法裁判所C-310/09により言い渡された判決を実施しているものと思われる、多くの欧州法の原則に反するとみなした。欧州委員会は、2014年11月にフランス共和国に対する侵害訴訟を開始し、その時以降2016年4月28日に理由を明らかにする意見書を公表し、この件を2016年12月8日に欧州連合の司法裁判所に持ち込むことによりその立場を確認した。欧州連合の司法裁判所は、2018年10月4日に判決を下し、予備審問もなしに誤って支払われた源泉税を保管するためにEUの孫会社に対する課税を不問にするようにフランス最高行政裁判所による怠慢についてフランスに宣告した。この決定を実務的に実施することに関して、ソシエテ・ジェネラルは、管轄裁判所とフランス税務当局の前でその権利を主張し続けており、法律に従って慎重な取扱いを期待している。2020年6月23日に、ベルサイユの行政訴訟裁判所は、2002年および2003年のスエズの請求権に関してソシエテ・ジェネラルに有利な裁定を出し、その後7月中頃当社に有利な強制執行が行われた。ベルサイユの判決は、前払は親子会社の指令に合致していないとの意見に立ったものである。フランス最高行政裁判所は、合憲性の優先審議の要求を受けており、前払は親子指令の第4条に矛盾しているが、これを確かめるために予備裁定についてECJに質問を照会すべきと指摘している。そのため今のところルクセンブルク裁判所の返答を待つことが適切であるが、返答は2021年末以降となる。

- ソシエテ・ジェネラルは、その他の金融機関とともに、ロンドン・ゴールド・マーケット・フィクシングへの関与に関して、米国独占禁止法および商品取引所法（CEA）に違反したとして、暫定集団訴訟の被告となっている。かかる訴訟は、金の売却、CMEにおいて取引される金の先物契約の売却、金ETFの持分の売却、CMEにおいて取引される金のコール・オプションの売却、CMEにおいて取引される金のプット・オプションの購入、店頭での金のスポット、金の先物契約もしくは金のコール・オプションの売却または店頭での金のプット・オプションの購入を行った個人または法人を代表する者により提起されている。かかる訴訟は、マンハッタンの連邦地方裁判所において係属中である。この判決を差し戻す訴訟が2016年10月4日付命令により、却下され、開示手続が進行中である。ソシエテ・ジェネラルは、その他の金融機関とともに、複数の類似の請求を含む、カナダ（トロントのオンタリオ高等裁判所およびケベック市のケベック高等裁判所）における2件の暫定集団訴訟の被告にもなっている。

- 2015年8月以降、ソシエテ・ジェネラル・グループの様々な元従業員および現従業員が、ドイツの株式配当に対する源泉税に関連していわゆる「CumEx」パターンに参加したとして、ドイツの刑事検察および税務当局の調査を受けている。これらの調査は、特にSGSS GmbHが管理するファンド、自己売買取引および顧客に代わって実行された取引に関係するものである。当グループ企業は、ドイツ当局の要請に対応している。
 - ソシエテ・ジェネラルおよびそのいくつかの子会社は、バーナード L.マドフ・インベストメント証券LLC（「BLMIS」）の清算に任命された管財人が提起したマンハッタンの米国破産裁判所で係属中の訴訟の被告になっている。この訴訟は、BLMISの管財人が多数の機関に対して提起した訴訟と同じであり、BLMISに投資されたいわゆる「フィーダーファンド」を通じてBLMISから間接的にソシエテ・ジェネラルが受け取り、そこからソシエテ・ジェネラルが償還を受取ったとされる金額の回収を求めている。この訴訟は、ソシエテ・ジェネラルが受取った金額は米国連邦破産法およびニューヨーク州法に基づいて回避できるもので回収可能であると申し立てている。BLMISの管財人は、総額約150百万米ドルをソシエテ・ジェネラルから回収することを求めている。ソシエテ・ジェネラルは、この訴訟で被告とされている。2016年11月22日付けおよび2018年10月3日付けの判決では、裁判所はBLMISの管財人が提起した大部分の請求を棄却した。管財人は、第2巡回区連邦控訴裁判所に控訴した。2019年2月25日付命令により第2巡回区連邦控訴裁判所は、判決を無効にし、今後の手続に差し戻した。2020年6月1日に、合衆国最高裁判所は、令状に関する被告一被上訴人の申請を却下した。この訴訟は地方裁判所に戻され、さらなる手続が行われる。
 - 2019年7月10日、ソシエテ・ジェネラルは、1960年にキューバ政府が行ったバンコ・ヌネズ（原告は同行の持分を所有していたと主張している。）の収用により被ったとする損失を、1996年キューバの自由および民主主義連帯法（Libertad）（ヘルムズ・バートン法として知られている。）に基づいて回復することを求める原告がマイアミの連邦地方裁判所に提起した訴訟の被告となった。原告はこの法律の条項に基づいてソシエテ・ジェネラルに損害賠償を請求している。原告は、他の銀行3行を被告に加え、ソシエテ・ジェネラルについてはいくつかの新しい事実上の申立てを加えた修正訴状を2019年9月24日に提出した。ソシエテ・ジェネラルは、却下の申立てを提出し、2020年1月10日現在この申立ては十分に説明されている。棄却申立ての係属中、原告は、2020年1月29日、マンハッタンの連邦裁判所への案件移送に反対しない申立てを行い、裁判所は2020年1月30日にこれを認めた。原告は、2020年9月11日に第2次修正訴状を提出し、訴え却下の申立てが提出された。
- 2020年11月9日、ソシエテ・ジェネラルは、バンコ・プジョル（1960年にキューバ政府により没収されたと主張するキューバの銀行）の所有者であると主張する者（および後継者）がマンハッタンの連邦地方裁判所に提起した類似のヘルムズ・バートン訴訟において被告となった。
- 2020年6月5日、ソシエテ・ジェネラルの株主は、当行の39名の現および前取締役および執行役員に対しニューヨーク州裁判所に代表訴訟を提訴した。この訴状は、2009年の米国銀行規制当局との書面協議が当行に効果的な反マネーロンダリングのコンプライアンスおよび取引モニタリングシステムを実施し、維持することを要求したことを申し立てている。この訴状によれば、当行は、そうすることができず、2018年11月に多くの連邦およびニューヨーク州当局および米国の制裁および反マネーロンダリング法に関係する犯罪当局により課された罰金を支払うことになった。この訴状は、とりわけ、これらの事項に関係する義務違反について賠償請求を行うものである。この訴訟は、初期手続の段階にあり、いろいろな理由で棄却する申立てが予想されている。
 - 2020年10月16日、ヴェスティアが2008年から2011年までの間にソシエテ・ジェネラルとデリバティブ商品を契約した条件に関して、英国の上級裁判所にソシエテ・ジェネラルに対し訴訟手続を起こした。ヴェスティアは、これらの取引はその権能外であるということを主張し、不正に誘導されたと申し立てている。ヴェスティアは、取引を無効にし、これらの取引に従ってソシエテ・ジェネラルに支払われた金額を取り戻そうとしている。2021年1月8日に、ソシエテ・ジェネラルは、答弁・反訴状を提出した。

[前へ](#) [次へ](#)

6

ÉTATS FINANCIERS
ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS

6.1 ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS

6.1.1 BILAN CONSOLIDÉ - ACTIF

(En M EUR)		31.12.2020	31.12.2019
Caisse et banques centrales		168 179	102 311
Actifs financiers à la juste valeur par résultat	Notes 3.1, 3.2 et 3.4	429 458	385 739
Instruments dérivés de couverture	Notes 3.2 et 3.4	20 667	16 837
Actifs financiers à la juste valeur par capitaux propres	Notes 3.3 et 3.4	52 060	53 256
Titres au coût amorti	Notes 3.5, 3.8 et 3.9	15 635	17 489
Prêts et créances sur les établissements de crédit et assimilés au coût amorti	Notes 3.5, 3.8 et 3.9	53 380	56 366
Prêts et créances sur la clientèle au coût amorti	Notes 3.5, 3.8 et 3.9	448 761	450 244
Écart de réévaluation des portefeuilles couverts en taux		378	401
Placements des activités d'assurance	Note 4.3	166 854	164 938
Actifs d'impôts	Note 6	5 001	5 779
Autres actifs	Note 4.4	67 341	68 045
Actifs non courants destinés à être cédés		6	4 507
Participations dans les entreprises mises en équivalence		100	112
Immobilisations corporelles et incorporelles*	Note 8.4	30 088	30 844
Écarts d'acquisition	Note 2.2	4 044	4 627
TOTAL		1 461 952	1 356 495

* Montant retrahi, par rapport aux états financiers publiés au titre de l'exercice 2019, à la suite de la décision de l'IFRS Interpretations Committee (IFRS IC) du 26 novembre 2019 relative à la norme IFRS 16 (cf. Note 1.2).

6.1.2 BILAN CONSOLIDÉ - PASSIF

(En M EUR)		31.12.2020	31.12.2019
Banques centrales		1 489	4 097
Passifs financiers à la juste valeur par résultat	Notes 3.1, 3.2 et 3.4	390 247	364 129
Instruments dérivés de couverture	Notes 3.2 et 3.4	12 461	10 212
Dettes représentées par un titre	Notes 3.6 et 3.9	138 957	125 168
Dettes envers les établissements de crédit et assimilés	Notes 3.6 et 3.9	135 571	107 929
Dettes envers la clientèle	Notes 3.6 et 3.9	456 059	418 612
Écart de réévaluation des portefeuilles couverts en taux		7 696	6 671
Passifs d'impôts	Note 6	1 223	1 409
Autres passifs*	Note 4.4	84 937	85 254
Dettes liées aux actifs non courants destinés à être cédés		-	1 333
Passifs relatifs aux contrats des activités d'assurance	Note 4.3	146 126	144 259
Provisions	Note 8.3	4 775	4 387
Dettes subordonnées	Note 3.9	15 432	14 465
TOTAL DETTES		1 394 973	1 287 925
CAPITAUX PROPRES			
Capitaux propres part du Groupe			
Actions ordinaires et réserves liées		22 333	21 969
Autres instruments de capitaux propres		9 295	9 133
Réserves consolidées		32 076	29 558
Résultat de l'exercice		(258)	3 248
SOUS-TOTAL		63 446	63 908
Gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres	Note 7.3	(1 762)	(381)
SOUS-TOTAL CAPITAUX PROPRES PART DU GROUPE		61 684	63 527
Participations ne donnant pas le contrôle		5 295	5 043
TOTAL CAPITAUX PROPRES		66 979	68 570
TOTAL		1 461 952	1 356 495

* Montant retranché, par rapport aux états financiers publiés au titre de l'exercice 2019, à la suite de la décision de l'IFRS Interpretations Committee (IFRSIC) du 26 novembre 2019 relative à la norme IFRS 16 (cf. Note 1.2).

6

ÉTATS FINANCIERS

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS

6.1.3 COMPTE DE RÉSULTAT CONSOLIDÉ

(En M EUR)		2020	2019
Intérêts et produits assimilés	Note 3.7	20 721	23 712
Intérêts et charges assimilés	Note 3.7	(10 248)	(12 527)
Commissions (produits)	Note 4.1	8 529	9 068
Commissions (charges)	Note 4.1	(3 612)	(3 811)
Résultat net des opérations financières		2 851	4 460
dont gains ou pertes nets sur instruments financiers à la juste valeur par résultat	Note 3.1	2 785	4 343
dont gains ou pertes nets des instruments financiers à la juste valeur par capitaux propres		69	119
dont gains ou pertes nets résultant de la décomptabilisation d'instruments au coût amorti		(3)	(2)
Produit net des activités d'assurance	Note 4.3	2 124	1 925
Produits des autres activités	Note 4.2	11 471	11 629
Charges des autres activités	Note 4.2	(9 723)	(9 785)
Produit net bancaire		22 113	24 671
Frais de personnel	Note 5	(9 289)	(9 955)
Autres frais administratifs*	Note 8.2	(5 821)	(6 240)
Dotations aux amortissements et aux dépréciations des immobilisations corporelles et incorporelles*	Note 8.4	(1 604)	(1 532)
Résultat brut d'exploitation		5 399	6 944
Coût du risque	Note 3.8	(3 306)	(1 278)
Résultat d'exploitation		2 093	5 666
Quote-part du résultat net des entreprises associées et des coentreprises mises en équivalence		3	(129)
Gains ou pertes nets sur autres actifs		(12)	(327)
Variation de valeur des écarts d'acquisition	Note 2.2	(684)	-
Résultat avant impôts		1 400	5 210
Impôts sur les bénéfices	Note 6	(1 204)	(1 264)
Résultat net de l'ensemble consolidé		196	3 946
Participations ne donnant pas le contrôle		454	698
Résultat net part du Groupe		(258)	3 248
Résultat par action	Note 7.2	(1,02)	3,05
Résultat dilué par action	Note 7.2	(1,02)	3,05

* Montants retraités, par rapport aux états financiers publiés au titre de l'exercice 2019, à la suite de la décision de l'IFRS Interpretations Committee (IFRIC) du 26 novembre 2019 relative à la norme IFRS 16 (c.f. Note 1.2).

**6.1.4 ÉTAT DU RÉSULTAT NET ET GAINS ET PERTES COMPTABILISÉS
DIRECTEMENT EN CAPITAUX PROPRES**

(En M EUR)	2020	2019
Résultat net de l'ensemble consolidé	196	3 946
Gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres et qui seront reclassés ultérieurement en résultat	(1 353)	844
Écarts de conversion	(1 776)	563
Réévaluation des instruments de dettes à la juste valeur par capitaux propres	247	(28)
Écarts de réévaluation de la période	317	48
Reclassement en résultat	(70)	(76)
Réévaluation des actifs financiers disponibles à la vente	117	188
Écarts de réévaluation de la période	123	190
Reclassement en résultat	(6)	(2)
Réévaluation des instruments dérivés de couverture	154	153
Écarts de réévaluation de la période	138	195
Reclassement en résultat	16	(42)
Quote-part de gains et pertes comptabilisés en capitaux propres des entreprises associées et des coentreprises mises en équivalence	-	1
Impôts liés	(95)	(33)
Gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres et qui ne seront pas reclassés ultérieurement en résultat	(79)	(160)
Écarts actuariels au titre des régimes à prestations définies	(53)	(32)
Réévaluation du risque de crédit propre des passifs financiers désignés à la juste valeur par résultat	(79)	(121)
Réévaluation des instruments de capitaux propres à la juste valeur par capitaux propres	16	(48)
Quote-part de gains et pertes comptabilisés en capitaux propres des entreprises associées et des coentreprises mises en équivalence	-	3
Impôts liés	37	38
Total des gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres	(1 432)	684
Résultat net et gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres	(1 236)	4 630
dont part du Groupe	(1 640)	2 903
dont participations ne donnant pas le contrôle	404	727

6

ÉTATS FINANCIERS

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS

6.1.5 ÉVOLUTION DES CAPITAUX PROPRES

	Capitaux propres part du Groupe							
(En M EUR)	Actions ordinaires et réserves liées	Autres instruments de capitaux propres	Réserves consolidées	Résultat de l'exercice part du Groupe	Gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres	Total	Participations ne donnant pas le contrôle	Total capitaux propres consolidés
Au 1^{er} janvier 2019	20 746	9 110	32 199	-	(1 029)	61 026	4 783	65 809
Augmentation de capital, émissions/remboursements et rémunérations des instruments de capitaux propres	1 011	23	(731)	-	-	303	(33)	270
Élimination des titres autodétenus	152	-	(77)	-	-	75	-	75
Composante capitaux propres des plans dont le paiement est fondé sur des actions (cf. Note 5.3)	60	-	-	-	-	60	-	60
Distribution 2019 (cf. Note 7.2)	-	-	(1 770)	-	-	(1 770)	(379)	(2 149)
Effet des variations du périmètre de consolidation	-	-	(10)	-	-	(10)	(56)	(66)
Sous-total des mouvements liés aux relations avec les actionnaires	1 223	23	(2 588)	-	-	(1 342)	(468)	(1 810)
Résultat 2019	-	-	-	3 248	-	3 248	698	3 946
Variation des gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres	-	-	-	-	648	648	31	679
Autres variations	-	-	(53)	-	-	(53)	(1)	(54)
Sous-total	-	-	(53)	3 248	648	3 843	728	4 571
Au 31 décembre 2019	21 969	9 133	29 558	3 248	(381)	63 527	5 043	68 570
Affectation en réserves consolidées	6	-	3 229	(3 248)	13	-	-	-
Au 1^{er} janvier 2020	21 975	9 133	32 787	-	(368)	63 527	5 043	68 570
Augmentation de capital, émissions/remboursements et rémunérations des instruments de capitaux propres (cf. Note 7.1)	-	162	(528)	-	-	(466)	(33)	(499)
Élimination des titres autodétenus (cf. Note 7.1)	316	-	(57)	-	-	259	-	259
Composante capitaux propres des plans dont le paiement est fondé sur des actions (cf. Note 5.3)	42	-	-	-	-	42	-	42
Distribution 2020 (cf. Note 7.2)	-	-	-	-	-	-	(91)	(91)
Effet des variations du périmètre de consolidation (cf. Note 7.1)	-	-	80	-	-	80	(21)	59
Sous-total des mouvements liés aux relations avec les actionnaires	358	162	(605)	-	-	(85)	(145)	(230)
Résultat 2020	-	-	-	(258)	-	(258)	454	196
Variation des gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres	-	-	-	-	(1 394)	(1 394)	(57)	(1 451)
Autres variations	-	-	(106)	-	-	(106)	-	(106)
Sous-total	-	-	(106)	(258)	(1 394)	(1 758)	397	(1 361)
Au 31 décembre 2020	22 333	9 295	32 076	(258)	(1 762)	61 684	5 295	66 979

6.1.6 TABLEAU DES FLUX DE TRÉSORERIE

(En M EUR)	2020	2019
Résultat net de l'ensemble consolidé (I)	196	3 946
Dotations nettes aux amortissements des immobilisations corporelles et incorporelles (y compris locations simples)*	5 263	5 218
Dotations nettes aux provisions et dépréciations	1 937	(3 284)
Quote-part du résultat net des entreprises mises en équivalence	(3)	129
Variation des impôts différés	496	295
Résultat net de cessions sur actifs détenus à long terme et filiales consolidées	(74)	(84)
Autres mouvements*	(757)	1 258
Éléments non monétaires inclus dans le résultat net avant impôt et autres ajustements hors résultat sur instruments financiers à la juste valeur par résultat (II)	6 862	3 532
Résultat net sur instruments financiers à la juste valeur par résultat	6 077	5 267
Opérations interbancaires	42 149	14 554
Opérations avec la clientèle	43 790	5 429
Opérations sur les autres actifs et passifs financiers	(21 347)	(36 748)
Opérations sur les autres actifs et passifs non financiers	3 064	14 424
Augmentations/diminutions nettes des actifs/passifs opérationnels (III)	73 733	2 926
Flux de trésorerie net provenant des activités opérationnelles (A) = (I) + (II) + (III)	80 791	10 404
Flux liés aux acquisitions et cessions d'actifs financiers et participations	(1 275)	234
Flux liés aux acquisitions et cessions d'immobilisations corporelles et incorporelles	(5 588)	(7 210)
Flux de trésorerie net provenant des activités d'investissement (B)	(6 863)	(6 976)
Flux de trésorerie provenant/à destination des actionnaires	24	(1 219)
Autres flux de trésorerie provenant des activités de financement	2 109	3 229
Flux de trésorerie net provenant des activités de financement (C)	2 133	2 010
Effet des variations des taux de change sur la trésorerie et les équivalents de trésorerie (D)	(2 596)	1 386
Flux net de la trésorerie et des équivalents de trésorerie (A) + (B) + (C) + (D)	73 465	6 824
Caisse et banques centrales (actif)	102 311	96 585
Banques centrales (passif)	(4 097)	(5 721)
Comptes et prêts à vue avec les établissements de crédit (cf. Notes 3.5 et 4.3)	21 843	24 667
Comptes et emprunts à vue avec les établissements de crédit (cf. Note 3.6)	(11 577)	(13 875)
Trésorerie et équivalents de trésorerie à l'ouverture de l'exercice	108 480	101 656
Caisse et banques centrales (actif)	168 179	102 311
Banques centrales (passif)	(1 489)	(4 097)
Comptes et prêts à vue avec les établissements de crédit (cf. Notes 3.5 et 4.3)	26 609	21 843
Comptes et emprunts à vue avec les établissements de crédit (cf. Note 3.6)	(11 354)	(11 577)
Trésorerie et équivalents de trésorerie à la clôture de l'exercice	181 945	108 480
Variation de la trésorerie et des équivalents de trésorerie	73 465	6 824

* Montants retrablis, par rapport aux états financiers publiés au titre de l'exercice 2019, à la suite de la décision de l'IFRS Interpretations Committee (IFRIC) du 26 novembre 2019 relative à la norme IFRS 16 (cf. Note 1.2).

SOMMAIRE DES NOTES ANNEXES
AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS

NOTE 1 PRINCIPALES RÈGLES D'ÉVALUATION ET DE PRÉSENTATION DES COMPTES CONSOLIDÉS	359
NOTE 1.1 Introduction	359
NOTE 1.2 Nouvelles normes applicables à compter du 1 ^{er} janvier 2020	360
NOTE 1.3 Normes comptables, amendements et interprétations que le Groupe appliquera dans le futur	361
NOTE 1.4 Recours à des estimations et au jugement	362
NOTE 1.5 Covid-19	362
NOTE 2 CONSOLIDATION	366
NOTE 2.1 Périmètre de consolidation	369
NOTE 2.2 Écarts d'acquisition	369
NOTE 2.3 Informations complémentaires sur les entités consolidées et les entités mises en équivalence	373
NOTE 2.4 Entités structurées non consolidées	376
NOTE 3 INSTRUMENTS FINANCIERS	377
NOTE 3.1 Actifs et passifs financiers à la juste valeur par résultat	383
NOTE 3.2 Instruments financiers dérivés	387
NOTE 3.3 Actifs financiers à la juste valeur par capitaux propres	399
NOTE 3.4 Juste valeur des instruments financiers évalués en juste valeur	401
NOTE 3.5 Prêts, créances et titres au coût amorti	411
NOTE 3.6 Dettes	414
NOTE 3.7 Produits et charges d'intérêts	416
NOTE 3.8 Dépréciations et provisions	418
NOTE 3.9 Juste valeur des instruments financiers évalués au coût amorti	427
NOTE 3.10 Engagements et actifs remis et reçus en garantie	429
NOTE 3.11 Actifs financiers transférés	430
NOTE 3.12 Compensation d'actifs financiers et de passifs financiers	432
NOTE 3.13 Échéances contractuelles des passifs financiers	434
NOTE 4 AUTRES ACTIVITÉS	435
NOTE 4.1 Produits et charges de commissions	435
NOTE 4.2 Produits et charges des autres activités	436
NOTE 4.3 Activités d'assurance	437
NOTE 4.4 Autres actifs et autres passifs	447
NOTE 5 CHARGES ET AVANTAGES DU PERSONNEL	448
NOTE 5.1 Frais de personnel et transactions avec les parties liées	448
NOTE 5.2 Avantages du personnel	449
NOTE 5.3 Plans d'avantages en actions	455
NOTE 6 IMPÔTS SUR LES BÉNÉFICES	456
NOTE 6.1 Détail de la charge d'impôt	457
NOTE 6.2 Détail des actifs et passifs d'impôts	458
NOTE 6.3 Ventilation par groupe fiscal des impôts différés sur reports déficitaires présents à l'actif du bilan et impôts différés non reconnus	459
NOTE 7 CAPITAUX PROPRES	460
NOTE 7.1 Actions propres et instruments de capitaux propres émis	460
NOTE 7.2 Résultat par action et dividendes	463
NOTE 7.3 Gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres	464
NOTE 8 AUTRES INFORMATIONS	466
NOTE 8.1 Information sectorielle	466
NOTE 8.2 Autres frais administratifs	470
NOTE 8.3 Provisions	472
NOTE 8.4 Immobilisations corporelles et incorporelles	475
NOTE 8.5 Détail du périmètre de consolidation	480
NOTE 8.6 Honoraires des Commissaires aux comptes	518
NOTE 9 INFORMATION SUR LES RISQUES ET LITIGES	519

6.2 NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS

Ces comptes consolidés ont été arrêtés par le Conseil d'administration du 9 février 2021.

NOTE 1 PRINCIPALES RÈGLES D'ÉVALUATION ET DE PRÉSENTATION DES COMPTES CONSOLIDÉS

NOTE 1.1 Introduction



En application du règlement européen 1606/2002 du 19 juillet 2002 sur l'application des normes comptables internationales, le groupe Société Générale (« le Groupe ») a établi ses comptes consolidés au titre de l'exercice clos le 31 décembre 2020 en conformité avec le référentiel IFRS (*International Financial Reporting Standards*) tel qu'adopté dans l'Union européenne et applicable à cette date. Le Groupe inclut l'entité mère Société Générale (y compris les succursales à l'étranger) ainsi que les entités en France et à l'étranger qu'elle contrôle de manière directe ou indirecte (filiales et partenariats) ou sur lesquelles elle exerce une influence notable (entreprises associées).

Ce référentiel est disponible sur le site internet de la Commission européenne.

Le Groupe a fait le choix, offert par les dispositions transitoires de la norme IFRS 9, de continuer à comptabiliser ses opérations de couverture conformément aux dispositions de la norme IAS 39 telle qu'adoptée dans l'Union européenne incluant celles relatives à la comptabilité de macro-couverture de juste valeur (IAS 39 "corve-out").



En l'absence de modèle imposé par le référentiel IFRS, le format des états de synthèse utilisé a été établi en cohérence avec celui proposé par l'organisme français de normalisation comptable, l'Autorité des Normes Comptables (ANC), dans sa recommandation n° 2017-02 du 2 juin 2017.

Les informations présentées dans les notes annexes aux états financiers consolidés se concentrent sur celles qui revêtent un caractère pertinent et matériel au regard des états financiers du Groupe, de ses activités et des circonstances dans lesquelles celles-ci se sont réalisées au cours de la période, affectée particulièrement par les effets de la crise Covid-19.

Le Groupe a choisi de publier son Rapport financier annuel 2020 au format ESEF (*European Single Electronic Format*) tel que défini par le règlement européen délégué 2019/815 modifié par le règlement délégué 2020/1989.



La monnaie de présentation des comptes consolidés est l'euro.

Les montants présentés dans les états financiers et dans les notes annexes sont exprimés en millions d'euros, sauf mention contraire. Les effets d'arrondis peuvent générer, le cas échéant, des écarts entre les montants présentés dans les états financiers et ceux présentés dans les notes annexes.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 1

NOTE 1.2 Nouvelles normes applicables à compter du 1^{er} janvier 2020

Amendements à IFRS 9, IAS 39, IFRS 7, IFRS 4 et IFRS 16 dans le cadre de la réforme des taux d'intérêt de référence (réforme IBOR)

Amendements à IFRS 3 « Regroupements d'entreprises »

Amendements à IAS 1 et IAS 8 « Définition de la matérialité »

Amendements à IFRS 16 « Contrats de location » liés à la crise Covid-19

AMENDEMENTS À IFRS 9 « INSTRUMENTS FINANCIERS », IAS 39 « INSTRUMENTS FINANCIERS : RECONNAISSANCE ET ÉVALUATION », IFRS 7 « INSTRUMENTS FINANCIERS : PUBLICATIONS », IFRS 4 « CONTRATS D'ASSURANCE », IFRS 16 « CONTRATS DE LOCATION »

Dans le contexte de la réforme des taux d'intérêt – réforme IBOR – en cours de mise en œuvre (cf. chapitre 4), les normes comptables applicables ont été amendées par l'IASB.

Les premiers amendements, appliqués par le Groupe depuis le 31 décembre 2019, ont eu pour objectif de permettre un maintien des traitements comptables de couverture malgré les incertitudes sur le calendrier et les modalités précises de transition entre les indices actuels et les nouveaux indices et malgré les modifications qui pourraient être apportées aux instruments financiers référencés sur les indices actuels. Ces amendements ont introduit des exemptions concernant principalement le respect des critères suivants :

- le caractère hautement probable des flux de trésorerie couverts ;
- le caractère hautement efficace des couvertures ;
- le caractère identifiable du risque couvert.

Ces amendements sont applicables jusqu'à la disparition des incertitudes visées. Des informations spécifiques sur les instruments financiers de couverture concernés sont fournies en annexe (cf. Note 3.2.2).

Des amendements complémentaires ont été introduits par l'IASB pour le traitement des modifications apportées aux contrats d'instruments financiers dans le cadre de la réforme IBOR. Ils ont été adoptés par l'Union européenne le 14 janvier 2021 et ont été appliqués par anticipation par le Groupe dans ses états financiers au 31 décembre 2020.

Ces amendements complémentaires permettent l'application des traitements suivants :

- les changements apportés par la réforme IBOR dans la manière de déterminer les flux de trésorerie contractuels, s'ils sont réalisés sur une base économiquement équivalente, doivent être comptabilisés comme une révision d'un taux d'intérêt variable pour l'évaluation des actifs et des passifs financiers au coût amorti, des actifs financiers à la juste valeur par capitaux propres et des dettes locatives (cf. Note 3 Instruments financiers et Note 3.7 Produits et charges d'intérêts) ;
- maintien de la relation de couverture lors de changements apportés, dans le cadre de la réforme IBOR, à l'élément couvert et/ou à l'instrument de couverture et induisant une nouvelle documentation de la couverture (cf. Note 3.2.2 Instruments financiers dérivés de couverture).

Au cours de l'année 2020, la mise en œuvre de la réforme IBOR a entraîné des modifications dans l'évaluation de certains contrats d'instruments financiers dérivés compensés auprès de Chambres de Compensation (LCH, CME) et dans la rémunération des dépôts de garantie associés. Concernant les contrats d'instruments financiers, les variations de valeur induites par un changement de taux d'actualisation ont été compensées en trésorerie sans générer d'incidences sur le résultat du Groupe.

AMENDEMENTS À IFRS 3 « REGROUPEMENT D'ENTREPRISES »

Ces amendements viennent clarifier le guide d'application de la norme IFRS 3 afin de faciliter la distinction entre une acquisition d'entreprise et l'acquisition d'un groupe d'actifs dont le traitement comptable est différent.

Ces amendements n'ont eu aucun effet sur les comptes consolidés du Groupe.

AMENDEMENTS À IAS 1 ET IAS 8 « DÉFINITION DE LA MATÉRIALITÉ »

Ces amendements viennent clarifier la définition de la matérialité afin de faciliter l'exercice du jugement lors de la préparation des états financiers, en particulier pour la sélection des informations présentées dans les notes annexes.

Ces amendements n'ont eu aucun effet sur les comptes consolidés du Groupe.

AMENDEMENTS À IFRS 16 « CONTRATS DE LOCATION » LIÉS À LA CRISE COVID-19

Ces amendements visent à permettre, sur option, aux locataires bénéficiant d'allègements de loyers dans le contexte de la pandémie de Covid-19, de ne pas analyser si les concessions qui leur sont accordées doivent être comptabilisées comme des modifications de contrats de location (ce qui impliquerait un étalement en résultat des effets de l'avantage octroyé sur la durée du contrat) mais de comptabiliser ces allègements comme des loyers variables négatifs (générant un gain immédiat en résultat).

Sur 2020, le Groupe n'a bénéficié d'aucun allègement de loyer consécutif à la crise Covid-19.

SUIVI DE LA DÉCISION DE L'IFRS INTERPRETATIONS COMMITTEE (IFRS IC) DU 26 NOVEMBRE 2019 RELATIVE À LA NORME IFRS 16

Lors de sa réunion du 26 novembre 2019, l'IFRS IC a précisé deux points importants pour l'application des principes d'IFRS 16 :

- l'appréciation du caractère exécutoire du contrat et la détermination de la durée au sein de cette période exécutoire doivent tenir compte de l'ensemble des aspects économiques du contrat, des intentions et capacités des parties, et non des seuls éléments juridiques (pénalités contractuelles de résiliation par exemple) ;
- les hypothèses retenues pour déterminer la durée du bail et celles retenues pour la durée de l'amortissement d'éventuels agencements associés au bail doivent être mises en cohérence.

L'ANC a publié un nouveau relevé de conclusions relatif aux baux commerciaux français (baux dits « 3/6/9 ») prenant en compte les précisions apportées par l'IFRS IC.

En 2020, le Groupe a réexaminé les périodes exécutoires et les durées à retenir pour les baux commerciaux de ses réseaux d'agences en France, dont certains, en situation de tacite prolongation annuelle, n'avaient pas donné lieu, au 1^{er} janvier 2019, à la comptabilisation d'une dette de location ni d'un droit d'utilisation.

Cette révision de la durée se traduit dans les états financiers consolidés par la comptabilisation à partir du 1^{er} janvier 2019 d'une dette locative complémentaire en contrepartie d'un droit d'utilisation dont le montant s'élevait à 192 millions d'euros au 31 décembre 2019.

L'incidence sur le résultat 2019 liée à la substitution de la dotation aux amortissements et de la charge d'intérêt sur la dette locative aux charges de loyers s'élève à 45 millions d'euros.

NOTE 1.3 Normes comptables, amendements et interprétations que le Groupe appliquera dans le futur

L'IASB a publié des normes et amendements qui n'ont pas tous été adoptés par l'Union européenne au 31 décembre 2020. Ils entreront en vigueur de manière obligatoire pour les exercices ouverts à compter du 1^{er} janvier 2021 au plus tôt ou de leur adoption par l'Union européenne.

Les normes et amendements qui n'ont donc pas été appliqués par le Groupe au 31 décembre 2020 et leur calendrier prévisionnel d'application sont les suivants :

2022	- Amendements à IAS 37 « Provisions, passifs éventuels et actifs éventuels - Contrats onéreux - Coûts d'exécution des contrats » - Améliorations annuelles des IFRS (Cycle 2018-2020)
	IFRS 17 « Contrats d'assurance »

AMENDEMENTS À IAS 37 « PROVISIONS, PASSIFS ÉVENTUELS ET ACTIFS ÉVENTUELS - CONTRATS ONÉREUX - COÛTS D'EXÉCUTION D'UN CONTRAT »

Publiés par l'IASB le 14 mai 2020.

Ces amendements précisent les coûts à retenir pour déterminer les coûts d'exécution d'un contrat lors de l'analyse des contrats déficitaires.

AMÉLIORATIONS ANNUELLES DES IFRS (CYCLE 2018 - 2020)

Publiées par l'IASB le 14 mai 2020.

Dans le cadre de la procédure annuelle d'amélioration des normes IFRS, l'IASB a publié des modifications mineures aux normes IFRS 1 « Première application des Normes internationales d'information financière », IFRS 9 « Instruments financiers », IAS 41 « Agriculture » et IFRS 16 « Contrats de location ».

IFRS 17 « CONTRATS D'ASSURANCE »

Publiée par l'IASB le 18 mai 2017.

Cette nouvelle norme remplacera la norme IFRS 4 « Contrats d'assurance » publiée en 2004 et qui autorise la comptabilisation des contrats d'assurance selon les méthodes définies par la réglementation comptable locale.

La norme IFRS 17 définit les nouvelles règles de reconnaissance, d'évaluation et de présentation des contrats d'assurance qui entrent dans son champ d'application (contrats d'assurance, contrats de

réassurance et contrats financiers avec un élément de participation discrétionnaire). Les provisions techniques actuellement comptabilisées au passif du bilan seront remplacées par une évaluation des contrats d'assurance en valeur courante.

L'IASB a publié le 25 juin 2020 des amendements à la norme IFRS 17 qui ont pour objectif d'en faciliter la mise en œuvre.

Ces amendements à la norme IFRS 17 incluent le report au 1^{er} janvier 2023 de sa date de première application initialement fixée au 1^{er} janvier 2021. Parallèlement, un amendement à la norme IFRS 4 a également été publié pour proroger jusqu'au 1^{er} janvier 2023 la faculté offerte aux entités dont l'assurance est l'activité prédominante de reporter l'application de la norme IFRS 9. Le 15 décembre 2020, la Commission européenne a publié le règlement (UE) 2020/2097 qui permet aux conglomérats financiers définis par la Directive 2002/87/CE de différer jusqu'au 1^{er} janvier 2023 l'application d'IFRS 9 par leurs entités juridiques appartenant au secteur de l'assurance.

En 2018, le Groupe a réalisé un cadrage du projet de mise en œuvre de la norme IFRS 17 afin d'identifier les enjeux et les impacts pour la ligne métier Assurance.

Courant 2019, une structure projet a été mise en place au niveau du Groupe sous la gouvernance conjointe de la Direction Financière et de la ligne métier Assurance.

En 2019 et 2020, les travaux ont principalement porté sur la revue des différents types de contrats, l'analyse de leur traitement comptable au regard de la norme IFRS 17 et de leur présentation dans les états financiers consolidés et enfin, l'étude et le choix de solutions en termes de systèmes d'information et de processus.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 1

NOTE 1.4 Recours à des estimations et au jugement

Pour la préparation des comptes consolidés du Groupe, l'application des principes et méthodes comptables décrits dans les notes annexes conduit la Direction à formuler des hypothèses et à réaliser des estimations qui peuvent avoir une incidence sur les montants comptabilisés au compte de résultat ou parmi les Gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres, sur l'évaluation des actifs et passifs au bilan et sur les informations présentées dans les notes annexes qui s'y rapportent.

Pour réaliser ces estimations et émettre ces hypothèses, la Direction utilise les informations disponibles à la date d'établissement des comptes consolidés et peut recourir à l'exercice de son jugement. Par nature, les évaluations fondées sur ces estimations comportent des risques et incertitudes quant à leur réalisation dans le futur, de sorte que les résultats futurs définitifs des opérations concernées pourront être différents de ces estimations et avoir alors une incidence significative sur les états financiers.

Les hypothèses formulées et les estimations réalisées pour la préparation de ces comptes consolidés ont évolué comparativement à celles retenues lors de la précédente clôture annuelle pour tenir compte des incertitudes actuelles sur les conséquences, la durée et l'intensité de la crise économique générée par la pandémie de Covid-19. Les effets de cette crise sur les hypothèses et estimations retenues sont précisés dans le paragraphe 5 de la présente note.

Le recours à ces estimations et au jugement concerne notamment les éléments suivants :

- la juste valeur au bilan des instruments financiers non cotés sur un marché actif enregistrés dans les rubriques Actifs ou passifs financiers à la juste valeur par résultat, Instruments dérivés de couverture, Actifs financiers à la juste valeur par capitaux propres et Placements des activités d'assurance (cf. Notes 3.1, 3.2, 3.3, 3.4 et 4.3) ainsi que la juste valeur des instruments évalués au coût amorti pour lesquels cette information doit être présentée dans les notes annexes (cf. Note 3.9) ;
- les dépréciations et provisions pour risque de crédit des actifs financiers au coût amorti, actifs financiers à la juste valeur par capitaux propres et engagements de financement et de garantie financière dont l'évaluation dépend de modèles et paramètres internes basés sur des données historiques, courantes et prospectives (cf. Note 3.8). L'évaluation concerne plus particulièrement l'appréciation de la dégradation du risque de crédit observée depuis la comptabilisation initiale des actifs financiers et l'évaluation du montant des pertes de crédit attendues sur ces mêmes actifs financiers ;
- les hypothèses et conventions d'échec retenues pour l'échéancement des actifs et passifs financiers dans le cadre de la mesure et du suivi du risque structurel de taux et de la documentation des opérations de macro-couverture de juste valeur associées (cf. Note 3.2) ;
- les dépréciations des écarts d'acquisition (cf. Note 2.2) ;

NOTE 1.5 Covid-19

La pandémie de Covid-19 cause un choc sanitaire et économique de nature inédite. Les mesures de confinement prises par de nombreux gouvernements pour enrayer la propagation du virus ont entraîné un effondrement de l'activité mondiale en 2020 : la crise affecte aussi durement l'offre de biens et services en raison des mesures de confinement que la demande touchée par la baisse des revenus des entreprises et des ménages.

Les gouvernements et les banques centrales sont intervenus massivement afin d'atténuer les effets de ce choc en apportant un soutien important à l'économie en matière de liquidités et garanties de crédit.

- les provisions enregistrées au passif du bilan, les provisions techniques des entreprises d'assurance ainsi que la participation aux bénéfices différée (cf. Notes 4.3, 5.2 et 8.3) ;
- les actifs et passifs d'impôts comptabilisés au bilan (cf. Note 6) ;
- l'analyse des caractéristiques des flux de trésorerie contractuels des instruments financiers (cf. Note 3) ;
- l'appréciation du contrôle pour la détermination du périmètre des entités consolidées, notamment dans le cas des entités structurées (cf. Note 2) ;
- la détermination de la durée des contrats de location à retenir pour la comptabilisation des droits d'utilisation et des dettes locatives (cf. Note 8.4).

BREXIT

Le Royaume-Uni a organisé le 23 juin 2016 un référendum lors duquel une majorité des citoyens britanniques a voté pour une sortie de l'Union européenne (Brexit).

Après plusieurs reports, l'accord de retrait du Royaume-Uni est entré en vigueur le 31 janvier 2020 avec une période de transition qui a pris fin le 31 décembre 2020. Le droit de l'Union européenne a donc cessé de s'appliquer au Royaume-Uni depuis le 1^{er} janvier 2021.

Malgré un contexte sanitaire et politique peu favorable, des négociations ont eu lieu au cours de l'année 2020 entre le Royaume-Uni et l'Union européenne qui ont abouti le 24 décembre 2020 à la signature d'un accord de commerce et de coopération excluant les services financiers. À date, seule une équivalence européenne pour une période de 18 mois à compter du 1^{er} janvier 2021 a été trouvée pour l'utilisation des Chambres de Compensation.

Le Groupe avait anticipé ces difficultés et a donc maintenu les mesures déjà mises en place dès le 31 janvier 2020 pour assurer une continuité de service à ses clients (notamment, réorganisation et migration de certains comptes clients entre les deux plates-formes parisienne et londonienne). En outre, le Groupe a obtenu une autorisation transitoire de 2 ans pour poursuivre ses activités à Londres, sous réserve du respect des normes réglementaires locales.

Ainsi, des zones d'incertitudes demeurent quant à l'agenda des négociations sur les services financiers et sur les modalités d'obtention des équivalences d'une part, et quant à l'accroissement éventuel des divergences entre les réglementations locales et les réglementations européennes d'autre part.

Le Groupe continue de suivre ces négociations et a pris en compte les conséquences à court, moyen et long terme du Brexit dans les hypothèses et estimations retenues pour préparer les comptes consolidés.

De fortes incertitudes demeurent sur les conséquences, l'intensité et la durée de la crise.

Dans ce contexte, le Groupe a décidé au deuxième trimestre d'adopter une approche multi-scénario. Celle-ci a servi à analyser les effets sur les activités du Groupe afin de les intégrer dans les hypothèses et estimations retenues pour la préparation des comptes consolidés semestriels. Ces scénarios ont été mis à jour en fin d'année 2020 pour la préparation des comptes consolidés annuels.

En lien avec les nombreuses publications des régulateurs et de l'IASB, le Groupe a également procédé à certains ajustements méthodologiques et a pris en compte les mesures de soutien décidées par les autorités publiques pour l'application des principes

d'évaluation des pertes de crédit attendues. En effet, dans le cadre du plan d'urgence économique mis en place par les autorités françaises pour soutenir les trésoreries des entreprises fragilisées par la crise, le Groupe a proposé à certains de ses clients des aménagements de leurs emprunts sous la forme de moratoires (reports d'échéances sans abandon d'intérêts dans la plupart des cas) et a contribué activement aux dispositifs d'octroi massif de Prêts Garantis par l'État (PGE). Des mesures similaires ont également été mises en œuvre dans différents pays où opère le Groupe.

Ces différents éléments consécutifs à la crise Covid-19 sont développés ci-après pour apporter un éclairage sur les conséquences financières de la crise et leur prise en compte dans l'élaboration des états financiers consolidés.

DÉFINITION DE NOUVEAUX SCÉNARIOS MACRO-ÉCONOMIQUES

Pour la préparation des états financiers, le Groupe utilise des scénarios macro-économiques dans les modèles d'évaluation des pertes de crédit intégrant des données prospectives (cf. Note 3.8).

Ces scénarios sont établis par le Département des Études Économiques et Sectorielles de Société Générale pour l'ensemble des entités du Groupe. À chaque scénario est attribué un coefficient de pondération et les résultats des modèles correspondent à une moyenne pondérée de ces scénarios.

Au deuxième trimestre, l'ampleur de la crise avait conduit le Groupe à construire quatre nouveaux scénarios macro-économiques pour

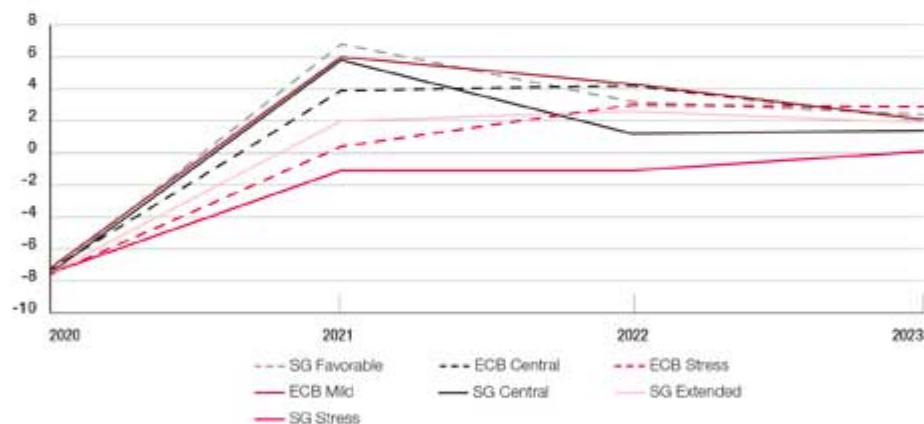
traduire au mieux les effets et les incertitudes générés par la crise Covid-19.

Au 31 décembre 2020, le Groupe a maintenu la coexistence de quatre scénarios compte tenu du niveau d'incertitude toujours élevé et les a adaptés pour refléter la meilleure vision à date :

- le scénario central (SG Central) prévoit, après la chute significative du PIB des pays dans lesquels le Groupe opère sur l'année 2020, un rebond progressif à partir de 2021, en considérant notamment que les mesures de restriction des déplacements prendront fin en début d'année 2022 ;
- un scénario de crise sanitaire prolongée (SG Extended) prévoit que les mesures de restriction des déplacements prendront fin en début d'année 2023 ;
- enfin, ces deux scénarios sont complétés par un scénario favorable et un scénario stressé. Ces deux derniers scénarios sont moins accentués qu'en date du 30 juin 2020 compte tenu d'un environnement rendu moins incertain par le renforcement des mesures de soutien.

L'illustration ci-dessous présente les prévisions de PIB sur la zone euro retenues par le Groupe pour chaque scénario et les compare aux scénarios publiés par la BCE en décembre 2020. À horizon fin 2021, les scénarios retenus par le Groupe se trouvent dans la fourchette des scénarios de la BCE.

PRÉVISIONS DE PIB PAR SCÉNARIO, EN POURCENTAGES



6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 1

Les principales variables utilisées (pourcentage de croissance des PIB pour les principaux pays où le Groupe opère et taux de marge des entreprises en France) pour chaque scénario sont détaillées ci-après :

Scénario SG Favorable	2021	2022	2023	2024	2025
PIB France	7,5	3,0	2,5	2,8	1,9
Taux de marge des entreprises France	33,6	32,4	32,7	32,8	32,3
PIB zone euro	6,8	3,2	2,4	2,7	1,8
PIB États-Unis	4,7	4,8	3,4	3,2	2,2
PIB Chine	8,2	6,8	5,6	5,5	4,4
PIB République tchèque	6,8	3,5	3,0	3,5	2,5
PIB Roumanie	6,7	3,6	3,0	4,0	3,0

Scénario SG Central	2021	2022	2023	2024	2025
PIB France	6,5	1,0	1,5	1,8	1,9
Taux de marge des entreprises France	33,0	32,2	32,2	32,2	32,3
PIB zone euro	5,8	1,2	1,4	1,7	1,8
PIB États-Unis	3,7	2,8	2,4	2,2	2,2
PIB Chine	7,2	4,8	4,6	4,5	4,4
PIB République tchèque	5,8	1,5	2,0	2,5	2,5
PIB Roumanie	5,7	1,6	2,0	3,0	3,0

Scénario SG Extended	2021	2022	2023	2024	2025
PIB France	2,0	3,0	2,5	1,8	1,9
Taux de marge des entreprises France	30,5	31,4	32,0	32,0	31,9
PIB zone Euro	2,0	2,6	1,9	1,7	1,8
PIB États-Unis	0,4	3,3	2,4	2,2	2,2
PIB Chine	3,8	5,2	4,8	4,5	4,4
PIB République tchèque	2,0	0,3	1,3	2,2	2,3
PIB Roumanie	2,0	1,8	2,0	3,0	3,0

Scénario SG Stress	2021	2022	2023	2024	2025
PIB France	(0,8)	(1,0)	0,5	1,3	1,9
Taux de marge des entreprises France	29,7	29,4	30,0	30,0	31,9
PIB zone euro	(1,1)	(1,1)	0,1	1,2	1,8
PIB États-Unis	(3,0)	0,1	0,9	1,7	2,2
PIB Chine	0,5	2,0	3,2	4,0	4,4
PIB République tchèque	(1,1)	(2,1)	0,2	1,9	2,5
PIB Roumanie	(1,2)	(1,3)	0,5	2,5	3,0

Pondérations des scénarios macro-économiques

Au 31 décembre 2020, le scénario SG Central a été mis à jour comme décrit dans le paragraphe « Définition des paramètres macro-économiques ». L'analyse des conséquences du premier confinement et des mesures de soutien proposées par les

gouvernements a permis au Groupe, dans le cadre du processus budgétaire annuel, de réviser le scénario SG Central en affinant la prise en compte des incertitudes liées à la crise Covid-19 et de ses conséquences futures.

PRÉSENTATION DE L'ÉVOLUTION DES PONDERATIONS

	31.12.2019	30.06.2020	31.12.2020
SG Central	74%	65%	65%
SG Extended	-	25%	10%
SG Stress	16%	5%	15%
SG Favorable	10%	5%	10%

CALCUL DES PERTES DE CRÉDIT ATTENDUES

Les principales évolutions de l'année ont porté sur :

- la mise à jour des modèles d'estimation des pertes de crédit attendues pour tenir compte de l'effet des nouveaux scénarios macro-économiques décrits ci-dessus ;
- des ajustements de modèles pour traduire au mieux l'impact des scénarios sur les pertes de crédit attendues ;
- la mise à jour des ajustements sectoriels et des ajustements sur le périmètre d'entités ne disposant pas de modèles développés ;
- la prise en compte des mesures de soutien apportées aux clients fragilisés par la crise en lien avec les autorités publiques.

Les effets de ces évolutions sur l'évaluation et la comptabilisation des pertes de crédit attendues sont présentés dans la Note 3.8.

Sur la base des scénarios et pondérations présentés ci-dessus et après prise en compte des ajustements méthodologiques et des mesures de soutien, le coût du risque pour l'exercice 2020 représente une charge nette de 3 306 millions d'euros, en augmentation de 2 028 millions d'euros (159%) par rapport à l'exercice 2019.

En cas de pondération à 10% du scénario SG Central, à 65% du scénario SG Extended, à 10% du scénario SG Favorable et à 15% du scénario SG Stress, l'impact serait une dotation supplémentaire de 131 millions d'euros.

Mesures de soutien Covid-19

Les modalités des moratoires ont varié selon les pays. Dans la grande majorité des cas, ils se sont inscrits dans des dispositifs de masse, et ont été proposés de façon large à l'essentiel de la clientèle entreprises et professionnels, sans conditions d'octroi spécifiques.

En France, les moratoires ont pris la forme d'un report de six mois des échéances de remboursement (jusque douze mois pour les moratoires tourisme) de prêts accordés aux entreprises et aux professionnels (capital et intérêts), avec facturation d'intérêts au titre du différé uniquement sur le capital. Pour les réseaux de banque de détail en France, l'encours de ces moratoires a représenté 23,1 milliards d'euros, dont la majorité est désormais expirée, avec une reprise pour la plupart des clients des remboursements sans incidents.

À l'étranger, différents cas de figure ont été observés, tant sur la durée du moratoire que sur ses modalités (facturation ou non d'intérêts au titre du report).

Sur le plan comptable, ces moratoires n'ont pas été considérés comme des modifications substantielles des flux de trésorerie contractuels des prêts auxquels ils ont été appliqués et ils n'ont donc pas donné lieu à la décomptabilisation de ces prêts. L'application des dispositions d'IFRS 9 relatives à la modification des actifs financiers (*catch-up method* avec enregistrement d'une charge en résultat représentative d'une perte d'intérêts) n'a pas eu d'effet matériel dans les comptes du Groupe.

Conformément aux préconisations des autorités prudentielles et de supervision, reprises par l'IASB dans son communiqué du 27 mars 2020, l'octroi de moratoires en lien direct avec les difficultés de trésorerie générées par la survenance de la crise Covid-19 n'a pas entraîné le passage automatique de ces encours en Étape 2 (Encours

dégradés) ou en Étape 3 (Encours douteux) de dépréciation pour risque de crédit. Une analyse au cas par cas a été menée sur les expositions les plus significatives et sur celles présentant des risques accrus du fait notamment de leur score bâlois d'avant crise. À fin décembre 2020, 7,5 milliards d'euros de ces encours sont classés en Étape 2 et 730 millions d'euros ont été déclassés en Étape 3.

En France, en complément des moratoires, les entités du Groupe ont contribué à la mise en œuvre des mesures de soutien décidées par les autorités par l'étude et l'attribution de PGE.

Ainsi, le Groupe propose jusqu'à juin 2021 à ses clients touchés par la crise (clientèles de professionnels et entreprises) l'attribution de PGE dans le cadre des dispositions de la loi de finance rectificative pour 2020 et des conditions fixées par l'arrêté du 23 mars 2020. Il s'agit de financements consentis à prix coûtant et garantis par l'État jusqu'à 90 % (avec un délai de carence de deux mois après le décaissement à l'issue duquel la garantie entre en force). D'un montant maximal correspondant dans le cas général à trois mois de chiffre d'affaires hors taxes, ces prêts sont assortis d'une franchise de remboursement d'une année. À l'issue de cette année, le client peut soit rembourser le prêt, soit l'amortir sur une à cinq années supplémentaires, avec la possibilité de prolonger d'un an la franchise en capital. Les conditions de rémunération de la garantie sont fixées par l'État et sont applicables par tous les établissements bancaires français : la banque ne conserve qu'une quote-part de la prime de garantie payée par l'emprunteur (dont le montant dépend de la taille de l'entreprise et de la maturité du prêt) rémunérant le risque qu'elle supporte et qui correspond à la portion du prêt non garantie par l'État (comprise entre 10% et 30% du prêt en fonction de la taille de l'entreprise emprunteuse).

Les caractéristiques contractuelles des PGE sont celles de prêts basiques (critère SPP1) et ces prêts sont détenus par le Groupe dans le cadre d'un modèle de gestion visant à collecter leurs flux contractuels jusqu'à leur échéance ; en conséquence, ces prêts ont été enregistrés au bilan consolidé parmi les Prêts et créances sur la clientèle au coût amorti.

Au 31 décembre 2020, les PGE accordés par le Groupe représentent un encours au bilan d'environ 18,6 milliards d'euros (dont 3,4 milliards d'euros d'encours en Étape 2 et 433 millions d'euros d'encours en Étape 3). La part des PGE accordée par les réseaux de banque de détail en France s'élève au 31 décembre 2020 à 16,7 milliards d'euros (dont 3,3 milliards d'euros en Étape 2 et 390 millions d'euros en Étape 3) et de nouveaux PGE seront consentis d'ici la date limite d'octroi fixée par l'État au 30 juin 2021.

En date de première comptabilisation, ces prêts sont enregistrés pour leur valeur nominale, le Groupe considérant qu'elle est représentative de leur juste valeur, et une dépréciation pour perte de crédit attendue basée sur une probabilité de défaut à un an est enregistrée en tenant compte des effets de la garantie de l'État dans la mesure où celle-ci fait partie intégrante du prêt. Les modèles de calcul des pertes de crédit attendues tiennent compte par ailleurs des probabilités d'exercice des options de prorogation, de la quotité du prêt non garantie par l'État ainsi que du délai de carence dans la mise en force de la garantie.

Le montant des pertes de crédit attendues enregistrées au 31 décembre 2020 au titre des PGE s'élève à environ 80 millions d'euros dont 65 millions d'euros enregistrées par les réseaux de banque de détail en France.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 2

NOTE 2 CONSOLIDATION

POUR
FAIRE
SIMPLE

Les différentes activités du groupe Société Générale en France et à l'étranger sont exercées par l'entité mère Société Générale (qui inclut les succursales Société Générale à l'étranger) et par un ensemble d'entités qu'elle contrôle de manière directe ou indirecte (filiales et partenariats) ou sur lesquelles elle exerce une influence notable (entreprises associées). Toutes ces entités constituent le périmètre de consolidation du Groupe.

La consolidation consiste à mettre en œuvre un processus comptable normé pour présenter de manière agrégée les comptes de l'entité mère Société Générale et de ses filiales, partenariats et entreprises associées, comme s'ils ne constituaient qu'une seule et même entité.

Pour cela, les comptes individuels des entités composant le Groupe sont retraités pour être conformes au référentiel IFRS tel qu'adopté dans l'Union européenne, afin d'assurer l'homogénéité des données présentées dans les états financiers consolidés.

Par ailleurs, les soldes comptables (actifs, passifs, charges et produits) générés par des transactions entre entités du Groupe sont éliminés lors du processus de consolidation pour ne présenter dans les états financiers consolidés que les opérations et résultats réalisés avec des tiers externes au Groupe.

PRINCIPES COMPTABLES

Les comptes consolidés regroupent les comptes de Société Générale, de ses succursales à l'étranger et les entités françaises et étrangères sur lesquelles le Groupe exerce un contrôle, un contrôle conjoint ou une influence notable.

Entités consolidées

FILIALES

Les filiales sont les entités contrôlées de manière exclusive par le Groupe. Le Groupe contrôle une entité lorsque les trois conditions suivantes sont réunies :

- le Groupe détient le pouvoir sur l'entité (capacité de diriger ses activités pertinentes, à savoir celles qui ont une incidence importante sur les rendements de l'entité), via la détention de droits de vote ou d'autres droits ; et
- le Groupe est exposé ou a droit à des rendements variables en raison de ses liens avec l'entité ; et
- le Groupe a la capacité d'exercer son pouvoir sur l'entité de manière à influencer sur le montant des rendements qu'il en obtient.

Existence du pouvoir

Le pouvoir est la capacité pratique de diriger les activités pertinentes de l'entité : le Groupe le détient via la détention des droits de vote substantifs ou via d'autres faits et circonstances, y compris l'existence d'un ou plusieurs accords contractuels. Par ailleurs, les droits de vote potentiels substantifs exerçables, y compris par une autre partie, sont pris en considération dans l'appréciation du contrôle. Ces droits de vote potentiels peuvent provenir, par exemple, d'options d'achat d'actions ordinaires existantes sur le marché ou du droit à convertir des obligations en actions ordinaires nouvelles.

À noter que certains droits ont pour but de protéger les intérêts de la partie qui les détient (droits protectifs), sans toutefois donner le pouvoir sur l'entité à laquelle les droits se rattachent.

Si plusieurs investisseurs ont chacun des droits substantifs leur conférant la capacité de diriger unilatéralement des activités pertinentes différentes, celui qui a la capacité de diriger les activités qui affectent le plus les rendements de l'entité, est présumé détenir le pouvoir.

Exposition aux rendements variables

Le contrôle ne peut exister que si le Groupe est exposé significativement à la variabilité des rendements variables générés par son investissement ou son implication dans l'entité. Les rendements variables rassemblent toutes sortes d'expositions (dividendes, intérêts, commissions...); ils peuvent être uniquement positifs, uniquement négatifs, ou tantôt positifs et tantôt négatifs.

Lien entre pouvoir et rendements variables

Dans le cadre de son appréciation du lien entre pouvoir et rendements variables, si le Groupe dispose de pouvoirs de décision qui lui ont été délégués par des tiers externes et qu'il exerce ces pouvoirs au bénéfice principal de ces derniers, il est présumé agir en tant qu'agent des délégataires et, en conséquence, il ne contrôle pas l'entité bien qu'il soit décisionnaire. Dans le cadre des activités de gestion d'actifs, une analyse est menée pour déterminer si le gérant agit en tant qu'agent ou en tant que principal dans la gestion des actifs du fonds, ce dernier étant présumé contrôlé par le gérant si celui-ci est qualifié de principal.

Cas particulier des entités structurées

Une entité structurée est une entité conçue de telle manière que les droits de vote ne constituent pas le facteur déterminant pour identifier qui exerce le contrôle sur cette entité. C'est le cas, par exemple, lorsque les droits de vote concernent uniquement des tâches administratives et que les activités pertinentes de l'entité sont dirigées au moyen d'accords contractuels.

Une entité structurée présente souvent certaines caractéristiques telles qu'une activité circonscrite, un objet précis et bien défini, des capitaux propres insuffisants pour lui permettre de financer ses activités sans devoir recourir à un soutien financier subordonné. Les entités structurées peuvent revêtir différentes formes juridiques : sociétés de capitaux, sociétés de personnes, véhicules de titrisation, organismes collectifs de placement, entités sans personnalité morale...

L'analyse du contrôle d'une entité structurée doit alors tenir compte de tous les faits et circonstances et prendre notamment en considération :

- les activités et l'objectif de l'entité ;
- la structuration de l'entité ;
- les risques portés par l'entité et l'exposition du Groupe à tout ou partie de ces risques ;
- les avantages potentiels procurés au Groupe par l'entité.

Les entités structurées non consolidées sont celles qui ne sont pas contrôlées de manière exclusive par le Groupe.

PARTENARIATS

Dans le cadre d'un partenariat (activité conjointe ou coentreprise), le Groupe exerce un contrôle conjoint sur l'entité considérée si les décisions concernant les activités pertinentes de cette dernière requièrent le consentement unanime des différentes parties partageant ce contrôle. La détermination du contrôle conjoint repose sur une analyse des droits et obligations des partenaires à l'accord. Dans le cas d'une activité conjointe ou d'une structure juridique commune (dénommées *joint operations*), les différentes parties qui exercent le contrôle conjoint ont des droits sur les actifs et des obligations au titre des passifs.

Dans le cas d'une coentreprise (*joint venture*), les différentes parties ont des droits sur l'actif net de celle-ci.

ENTREPRISES ASSOCIÉES

Les entreprises associées sont les entités dans lesquelles le Groupe exerce une influence notable. L'influence notable est le pouvoir de participer aux politiques financière et opérationnelle d'une entité sans toutefois en exercer un contrôle exclusif ou un contrôle conjoint. L'influence notable peut notamment résulter d'une représentation dans les organes de direction ou de surveillance, de la participation aux décisions stratégiques, de l'existence d'opérations inter-entreprises importantes, de l'échange de personnel de direction, de liens de dépendance technique. L'influence notable sur les politiques financière et opérationnelle d'une entité est présumée lorsque le Groupe dispose directement ou indirectement d'une fraction au moins égale à 20% des droits de vote de cette entité.

Règles et méthodes de consolidation

Les comptes consolidés sont établis à partir des comptes individuels des entités composant le Groupe. Les filiales arrêtant leurs comptes en cours d'année avec un décalage de plus de trois mois établissent une situation intermédiaire au 31 décembre, leurs résultats étant déterminés sur une base de douze mois. Tous les soldes, profits et transactions significatifs entre les sociétés contrôlées du Groupe (entités mère société Générale et ses filiales) font l'objet d'une élimination.

Les résultats des filiales acquises sont inclus dans les états financiers consolidés à partir de leur date d'acquisition effective tandis que les résultats des filiales qui ont été vendues au cours de l'exercice sont inclus jusqu'à la date à laquelle le contrôle ou l'influence notable ont cessé d'exister.

MÉTHODES DE CONSOLIDATION

Les filiales, incluant les entités structurées contrôlées par le Groupe, sont consolidées par intégration globale.

L'intégration globale consiste, dans le bilan consolidé, à substituer à la valeur des titres de la filiale détenus par le Groupe chacun des actifs et passifs de cette filiale ainsi que l'écart d'acquisition reconnu lors de sa prise de contrôle par le Groupe (cf. Note 2.2). Dans le compte de résultat et dans l'état du résultat net et gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres, chacun des éléments de charges et de produits de la filiale est agrégé avec ceux du Groupe.

La part des participations ne donnant pas le contrôle est présentée distinctement au bilan et au compte de résultat consolidés. Toutefois, dans le cadre de la consolidation des entités structurées contrôlées par le Groupe, les parts de ces entités qui ne sont pas détenues par le Groupe sont enregistrées en Dettes dans le bilan consolidé.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 2

Dans le cas d'une activité conjointe ou d'une structure juridique commune (dénommées *joint operations*), le Groupe comptabilise de manière distincte sa quote-part dans chacun des actifs et des passifs sur lesquels il a des droits et obligations ainsi que sa quote-part dans les charges et produits afférents.

Les coentreprises (*joint ventures*) et les entreprises associées sont mises en équivalence dans les états financiers consolidés du Groupe. La mise en équivalence est une méthode d'évaluation comptable qui consiste à comptabiliser initialement dans la rubrique Participations dans les entreprises mises en équivalence le coût d'acquisition de la participation du Groupe dans la coentreprise ou dans l'entreprise associée, incluant l'écart d'acquisition, et à ajuster par la suite ce coût initial pour prendre en compte les changements de la quote-part du Groupe dans l'actif net de l'entité émettrice qui surviennent postérieurement à son acquisition.

Les participations dans les entreprises mises en équivalence sont soumises à un test de dépréciation dès lors qu'il existe une indication objective de dépréciation. Si la valeur recouvrable de la participation (montant le plus élevé entre sa valeur d'utilité et sa valeur de marché nette des frais de cession) est inférieure à sa valeur comptable, une dépréciation est alors comptabilisée en déduction de la valeur comptable au bilan de la participation mise en équivalence. Les dotations et reprises de dépréciation sont enregistrées dans la rubrique Quote-part du résultat net des entreprises mises en équivalence dans le compte de résultat consolidé.

Les quotes-parts du Groupe dans le résultat net et dans les gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres de l'entité sont présentés sur des lignes distinctes du compte de résultat consolidé, de l'état consolidé du résultat net et des Gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres. Si la quote-part du Groupe dans les pertes d'une entreprise mise en équivalence devient égale ou supérieure à ses intérêts dans cette entreprise, le Groupe cesse de prendre en compte sa quote-part dans les pertes ultérieures, sauf s'il y est contraint en vertu d'une obligation légale ou implicite auquel cas ces pertes sont alors provisionnées. Les plus ou moins-values dégagées lors des cessions de sociétés mises en équivalence sont présentées parmi les Gains ou pertes nets sur autres actifs.

CONVERSION DES COMPTES DES ENTITÉS ÉTRANGÈRES

Lorsqu'il est exprimé en devises, le bilan des sociétés consolidées est converti en euros sur la base des cours de change officiels à la date de clôture. Les postes du compte de résultat sont convertis en euros sur la base du cours de change moyen trimestriel de leur réalisation. La différence de conversion sur le capital, les réserves, le report à nouveau et le résultat qui résulte de l'évolution des cours de change est enregistrée en Gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres – Écart de conversion. Les pertes ou profits provenant de la conversion des dotations en capital des succursales étrangères des banques du Groupe viennent également en variation des capitaux propres consolidés dans cette même rubrique.

Conformément à l'option offerte par la norme IFRS 1, le Groupe a transféré en Réserves consolidées les écarts de conversion relatifs à la conversion des comptes des entités étrangères au 1^{er} janvier 2004. De ce fait, en cas de cession ultérieure de ces entités, le résultat de cession ne comprendra que la reprise des écarts de conversion qui auront été générés à compter du 1^{er} janvier 2004.

VARIATIONS DES POURCENTAGES D'INTÉRÊTS DANS UNE ENTITÉ CONSOLIDÉE

En cas d'augmentation du pourcentage d'intérêt du Groupe dans une filiale, l'écart entre le coût d'acquisition de la quote-part supplémentaire d'intérêts et la quote-part acquise de l'actif net de l'entité à cette date est enregistré dans les Réserves consolidées, part du Groupe.

De même, en cas de baisse du pourcentage d'intérêt du Groupe dans une filiale restant contrôlée de manière exclusive, l'écart entre le prix de cession et la valeur comptable de la quote-part d'intérêts cédés est enregistré dans les Réserves consolidées, part du Groupe.

Les frais liés à ces opérations sont comptabilisés directement en capitaux propres.

Lors de la perte de contrôle d'une filiale consolidée, la quote-part éventuellement conservée par le Groupe est alors évaluée à sa juste valeur concomitamment à l'enregistrement de la plus ou moins-value de cession. Cette plus ou moins-value de cession, présentée parmi les Gains ou pertes nets sur autres actifs dans le compte de résultat consolidé, inclut, le cas échéant, une quote-part de l'écart d'acquisition précédemment affectée à l'unité génératrice de trésorerie (UGT) à laquelle appartient la filiale. Cette quote-part est généralement déterminée sur la base des besoins en fonds propres normatifs relatifs de la filiale cédée et de la partie de l'UGT conservée.

Engagements de rachat accordés à des actionnaires minoritaires de filiales consolidées par intégration globale

Le Groupe a consenti à des actionnaires minoritaires de certaines filiales du Groupe consolidées par intégration globale des engagements de rachat de leurs participations. Ces engagements de rachat correspondent pour le Groupe à des engagements optionnels (ventes d'options de vente qui ne transfèrent aucun risque et avantage sur les actions sous-jacentes avant leur exercice). Le prix d'exercice de ces options peut être un montant fixé contractuellement, ou bien peut être établi selon une formule de calcul prédéfinie lors de l'acquisition des titres de la filiale tenant compte de l'activité future de cette dernière, ou être fixé comme devant être la juste valeur des titres de la filiale au jour de l'exercice des options.

Ces engagements sont traités comptablement comme suit :

- en application des dispositions de la norme IAS 32, le Groupe enregistre un passif financier au titre des options de vente vendues aux actionnaires minoritaires des entités contrôlées de manière exclusive. Ce passif est comptabilisé initialement pour la valeur actualisée du prix d'exercice estimé des options de vente dans la rubrique Autres passifs ;
- l'obligation d'enregistrer un passif alors même que les options de vente ne sont pas exercées conduit, par cohérence, à retenir le même traitement comptable que celui appliqué aux transactions relatives aux participations ne donnant pas le contrôle. En conséquence, la contrepartie de ce passif est enregistrée en diminution des Participations ne donnant pas le contrôle sous-jacentes aux options et pour le solde en diminution des Réserves consolidées, part du Groupe ;
- les variations ultérieures de ce passif liées à l'évolution du prix d'exercice estimé des options et de la valeur comptable des participations ne donnant pas le contrôle sont intégralement comptabilisées dans les Réserves consolidées, part du Groupe ;

- si le rachat est effectué, le passif est dénoué par le décaissement de trésorerie lié à l'acquisition des intérêts des actionnaires minoritaires dans la filiale concernée. En revanche, à l'échéance de l'engagement, si le rachat n'est pas effectué, le passif est annulé, en contrepartie des Participations ne donnant pas le contrôle et des Réserves consolidées, part du Groupe pour leurs parts respectives ;
- tant que les options ne sont pas exercées, les résultats afférents aux participations ne donnant pas le contrôle faisant l'objet d'options de vente sont présentés dans la rubrique Participations ne donnant pas le contrôle au compte de résultat consolidé.

NOTE 2.1 Périmètre de consolidation

Sont retenues dans le périmètre de consolidation les filiales et entités structurées contrôlées par le Groupe, les partenariats (activités conjointes ou coentreprises) et les entreprises associées dont les états financiers présentent un caractère significatif par rapport aux comptes consolidés du Groupe, notamment au regard du total bilan et du résultat brut d'exploitation.

Les principales variations du périmètre de consolidation retenu au 31 décembre 2020 par rapport au périmètre du 31 décembre 2019 sont les suivantes :

SOCIÉTÉ GÉNÉRALE DE BANQUE AUX ANTILLES (SGBA)

Le 2 mars 2020, le Groupe a cédé à Promontoria MMB l'intégralité de sa participation dans Société Générale de Banque aux Antilles, filiale présente en Guadeloupe, en Martinique et en Guyane Française. Cette cession a entraîné une réduction du total bilan du Groupe de 0,4 milliard d'euros (Actifs non courants destinés à être cédés et Dettes liées aux actifs non courants destinés à être cédés).

SG FINANS AS

Le 1^{er} octobre 2020, le Groupe a cédé à Nordea Finance l'intégralité de sa participation dans SG Finans AS, société de financement d'équipements et d'affacturage en Norvège, en Suède et au Danemark. Cette cession a entraîné une réduction du total bilan du Groupe de 4 milliards d'euros incluant principalement une baisse des prêts et créances sur la clientèle pour 4 milliards d'euros et une baisse des dettes envers les établissements de crédit pour 0,9 milliard d'euros présentés respectivement parmi les Actifs non courants destinés à être cédés et Dettes liées aux actifs non courants destinés à être cédés au 31 décembre 2019.

Le résultat de ces deux cessions, enregistré en Gains ou pertes nets sur autres actifs, s'élève à -169 millions d'euros pour l'exercice 2020.

NOTE 2.2 Écarts d'acquisition



POUR
FAIRE
SIMPLE

Lors de la prise de contrôle d'une entreprise, le Groupe inscrit à son bilan consolidé chacun des actifs et passifs de sa nouvelle filiale à leur juste valeur.

Mais le prix d'acquisition d'une entreprise est généralement supérieur à la valeur nette réévaluée de ses actifs et passifs. Cette survalue, appelée « écart d'acquisition » (ou goodwill) peut représenter une partie du capital immatériel de l'entreprise (notoriété, qualité des équipes, part de marché, etc.) qui contribue à sa valeur globale, ou encore la valeur des synergies futures que le Groupe espère développer par l'intégration de cette nouvelle filiale au sein de ses activités existantes.

Dans le bilan consolidé, l'écart d'acquisition constitue un actif incorporel dont la durée de vie est présumée indéfinie ; il n'est pas amorti et ne génère ainsi aucune charge récurrente dans les résultats futurs du Groupe.

Le Groupe vérifie cependant chaque année que la valeur de ses écarts d'acquisition n'a subi aucune dépréciation. Dans le cas contraire, une charge irréversible est immédiatement constatée en résultat, indiquant que la rentabilité du capital immatériel de l'entité acquise est inférieure aux attentes initiales ou que les synergies espérées n'ont pu être réalisées.

PRINCIPES COMPTABLES

Les regroupements d'entreprise sont comptabilisés selon la méthode de l'acquisition en application d'IFRS 3 « Regroupements d'entreprises ».

En date de prise de contrôle d'une entité, son coût d'acquisition est évalué comme le total des justes valeurs, à cette date, des actifs remis, des passifs encourus ou assumés, et des instruments de capitaux propres émis, en échange du contrôle de l'entité acquise. Les frais directement liés aux regroupements d'entreprises sont comptabilisés dans le résultat de la période à l'exception de ceux liés à l'émission d'instruments de capitaux propres ou de dettes.

Les compléments de prix sont intégrés dans le coût d'acquisition pour leur juste valeur à la date de prise de contrôle, même s'ils présentent un caractère éventuel. Cet enregistrement est effectué par contrepartie des capitaux propres ou des dettes en fonction du mode de règlement de ces compléments de prix. Si elles sont qualifiées de dettes, les révisions ultérieures de ces compléments de prix sont enregistrées en résultat pour les dettes financières relevant de la norme IFRS 9 et selon les normes appropriées pour les dettes ne relevant pas de la norme IFRS 9 ; si elles sont qualifiées d'instruments de capitaux propres, ces révisions ne donnent lieu à aucun enregistrement.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 2

À la date de prise de contrôle de l'entité, conformément à la norme IFRS 3 « Regroupements d'entreprises » les actifs, passifs, éléments de hors-bilan et passifs éventuels identifiables (même s'ils n'étaient pas comptabilisés par cette dernière avant le regroupement) de cette nouvelle filiale sont évalués individuellement à leur juste valeur quelle que soit leur destination. À cette même date, les participations ne donnant pas le contrôle sont évaluées pour leur quote-part dans la juste valeur des actifs et passifs identifiables de l'entité acquise. Cependant, le Groupe peut également choisir, lors de chaque regroupement d'entreprises, d'évaluer les participations ne donnant pas le contrôle à leur juste valeur, une fraction de l'écart d'acquisition leur étant alors affectée en contrepartie.

L'écart positif entre le coût d'acquisition de l'entité et la quote-part acquise de son actif net réévalué est inscrit à l'actif du bilan consolidé dans la rubrique Écarts d'acquisition ; en cas d'écart négatif, un produit est immédiatement enregistré en résultat dans la rubrique Variation de valeur des écarts d'acquisition.

En date de prise de contrôle de l'entité, l'éventuelle quote-part dans cette dernière antérieurement détenue par le Groupe est réévaluée à sa juste valeur en contrepartie du compte de résultat. Dans le cas d'une acquisition par étapes, l'écart d'acquisition est ainsi déterminé par référence à la juste valeur en date de prise de contrôle de l'entité.

Les analyses et expertises nécessaires à l'évaluation initiale des actifs et passifs identifiables de l'entité acquise peuvent, dans un délai de douze mois à compter de la date d'acquisition conduire à un ajustement éventuel de ces évaluations en cas d'informations nouvelles liées à des faits et circonstances existants à la date d'acquisition. Les montants de l'écart d'acquisition et des participations ne donnant pas le contrôle initialement enregistrés sont alors modifiés en conséquence.

À la date d'acquisition, chaque écart d'acquisition est affecté à une ou plusieurs unité(s) génératrice(s) de trésorerie (UGT) devant tirer avantage de l'acquisition. Une UGT se définit comme le plus petit groupe d'actifs identifiable générant des entrées de trésorerie indépendantes de celles qui découlent d'autres actifs ou groupes d'actifs au sein de l'entreprise. En cas de réorganisation du Groupe entraînant une modification de la composition des UGT, les écarts d'acquisition rattachés à des unités scindées en plusieurs parties sont réaffectés à d'autres unités nouvelles ou déjà existantes. Cette réaffectation est généralement réalisée au prorata des besoins en fonds propres normatifs des différentes parties des UGT scindées.

Les écarts d'acquisition font l'objet d'une revue régulière par le Groupe et de tests de dépréciation dès l'apparition d'indices de perte de valeur et au minimum une fois par an. Les dépréciations éventuelles de ces écarts sont déterminées par référence à la valeur recouvrable de la (ou des) UGT à laquelle (auxquelles) ils sont rattachés.

Lorsque la valeur recouvrable de la (ou des) UGT est inférieure à sa (leur) valeur comptable, une dépréciation irréversible est enregistrée dans le résultat consolidé de la période sur la ligne Variation de valeur des écarts d'acquisition.

Au 31 décembre 2020, les écarts d'acquisition sont répartis au sein des 11 Unités Génératrices de Trésorerie (UGT) suivantes :

Piliers	Activités
Banque de détail en France	
Réseaux Société Générale	Réseau de Banque de détail Société Générale, activités de banque en ligne Boursorama, crédit à la consommation et à l'équipement en France
Crédit du Nord	Réseau de Banque de détail du Crédit du Nord et de ses sept banques régionales
Banque de détail et Services Financiers Internationaux	
Europe	Banque de détail et crédit à la consommation en Europe incluant notamment l'Allemagne (Hanseatic Bank, BDK), l'Italie (Fidelity), la France (CGL), la République tchèque (KB, Essox) et la Roumanie (BRD)
Russie	Groupe bancaire Rosbank et ses filiales
Afrique, Bassin méditerranéen et Outre-mer	Banque de détail et crédit à la consommation dans la zone Afrique, Bassin méditerranéen et Outre-mer incluant notamment le Maroc (SGMA), l'Algérie (SGA), la Tunisie (UIB), le Cameroun (SGBC), la Côte d'Ivoire (SGBCI) et le Sénégal (SGBS)
Assurances	Activités d'assurance-vie et dommages en France et à l'international (notamment Sogécap, Sogossur, Oradéa Vie et Antarius)
Financement d'équipement professionnel	Financement des ventes et des biens d'équipement professionnels au sein de Société Générale Equipment Finance
Services Financiers Location automobile	Services de location longue durée de véhicules et de gestion de flottes automobiles (ALD Automotive)
Banque de Grande Clientèle et Solutions Investisseurs	
Activités de Marché et Services aux Investisseurs	Solutions de marché aux entreprises, institutions financières, secteur public, family offices, gamme complète de services titres et services de compensation, d'exécution, de prime brokerage et conservation
Financement et Conseil	Conseil et financement aux entreprises, institutions financières, secteur public et service de gestion de flux et de paiements
Gestion d'Actifs et Banque Privée	Gestion d'actifs et solutions de gestion de fortune en France et à l'international

ÉTATS FINANCIERS

6

NOTE 2 | NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS

Le tableau ci-dessous présente l'évolution sur l'année 2020 des valeurs des écarts d'acquisition des UGT :

(En M EUR)	Valeur au 31.12.2019	Acquisitions et autres augmentations	Cessions et autres diminutions	Perte de valeur	Valeur au 31.12.2020
Banque de détail en France	797	-	-	-	797
Réseaux Société Générale	286	-	-	-	286
Crédit du Nord	511	-	-	-	511
Banque de détail et Services Financiers Internationaux	2 729	2	(1)	-	2 730
Europe	1 361	-	-	-	1 361
Russie	-	-	-	-	-
Afrique, Bassin méditerranéen et Outre-mer	228	-	-	-	228
Assurances	335	-	-	-	335
Financement d'équipement professionnel	228	-	-	-	228
Services Financiers Location automobile	577	2	(1)	-	578
Banque de Grande Clientèle et Solutions Investisseurs	1 101	101	(1)	(684)	517
Activités de Marché et Services aux Investisseurs	584	101	(1)	(684)	-
Financement et Conseil	57	-	-	-	57
Gestion d'Actifs et Banque Privée	460	-	-	-	460
TOTAL	4 627	103	(2)	(684)	4 044

FINALISATION DE L'ACQUISITION DES ACTIVITÉS EQUITY MARKETS AND COMMODITIES (EMC) DE COMMERZBANK

Le 8 novembre 2018, le Groupe a signé un accord d'engagement à acquérir les activités *Equity Capital Markets and Commodities (EMC)* de Commerzbank, qui regroupent la conception et la tenue de marché de produits de flux (*Flow*) et de solutions structurées (*Exotic, Vanilla, and Funds*) ainsi qu'une partie des activités de gestion d'actifs (*Asset Management*).

Pour des raisons opérationnelles, le processus d'intégration des équipes, des positions de trading et des infrastructures des activités EMC s'est échelonné entre le 1^{er} semestre 2019 et le 1^{er} semestre 2020.

En 2019, le Groupe a pris le contrôle des activités *Exotic, Vanilla, and Funds* et de Gestion d'Actifs donnant alors lieu à la constatation d'écarts d'acquisition pour des montants respectifs de 83 millions d'euros (inclus dans l'UGT Activités de Marché et Services aux Investisseurs) et de 49 millions d'euros (inclus dans l'UGT Gestion d'Actifs et Banque Privée).

Au cours du 1^{er} semestre 2020, le processus d'intégration s'est achevé avec la prise de contrôle des activités *Flow*, donnant lieu à la constatation d'écarts d'acquisition pour un montant de 101 millions d'euros inclus dans l'UGT Activités de Marché et Services aux Investisseurs.

TEST DE DÉPRÉCIATION DES UGT

Le Groupe réalise au 31 décembre 2020 un test annuel de dépréciation des UGT auxquelles ont été affectés des écarts d'acquisition.

Une UGT se définit comme le plus petit groupe d'actifs identifiable générant des entrées de trésorerie indépendantes de celles qui découlent d'autres actifs ou groupes d'actifs au sein de l'entreprise. Les tests de dépréciation consistent à évaluer la valeur recouvrable de chaque UGT et à la comparer avec sa valeur comptable. Une perte de valeur irréversible est constatée en résultat si la valeur comptable d'une UGT, comprenant les écarts d'acquisition qui lui sont affectés, est supérieure à sa valeur recouvrable. La perte ainsi déterminée vient réduire la valeur des écarts d'acquisition au bilan.

La valeur recouvrable d'une UGT est calculée selon la méthode des flux de trésorerie actualisés basés sur les bénéfices distribuables (*discounted cash-flows*) calculés au niveau de chaque UGT.

Au 30 juin 2020, le Groupe avait ajusté les modalités de mise en œuvre de la méthode des bénéfices distribuables actualisés, en s'orientant

vers une approche intégrant deux scénarios macro-économiques. Cette approche était plus adaptée dans le cadre d'un exercice réalisé hors processus budgétaire dans un contexte de fortes incertitudes en début de crise.

Au 31 décembre 2020, l'analyse des conséquences des confinements et des mesures de soutien proposées par les gouvernements a permis au Groupe, dans le cadre du processus budgétaire annuel, de réviser le scénario central en affinant la prise en compte des incertitudes liées à la crise Covid-19 et de ses conséquences futures. Cette révision a permis d'appliquer à nouveau l'approche habituellement retenue lors des tests annuels pour l'évaluation de la valeur recouvrable des UGT, dont les principes-clés sont les suivants :

- pour chaque UGT, des estimations de bénéfices futurs distribuables sont déterminées sur une période de six ans, sur la base de leurs budgets prévisionnels à cinq ans (de 2021 à 2025) extrapolés sur l'année 2026, celle-ci correspondant à une année « normative » sur laquelle est calculée la valeur terminale ;
- ces estimations tiennent compte des objectifs de fonds propres alloués par le Groupe, inchangés par rapport au 31 décembre 2019 (11% des encours pondérés de chaque UGT, à l'exception de l'UGT Crédit du Nord pour laquelle la cible est fixée à 10,5% des encours pondérés) ;
- les taux de croissance utilisés pour la valeur terminale sont fondés sur une prévision de croissance de l'économie et d'inflation soutenable à long terme. Ces taux sont estimés au regard de deux sources principales, à savoir, l'*International Monetary Fund* et les analyses économiques de *SG Cross Asset Research* qui fournissent des prévisions à horizon 2025 ;
- les flux de bénéfices distribuables ainsi projetés sont ensuite actualisés sur la base d'un taux égal au taux d'intérêt sans risque auquel s'ajoute une prime de risque fonction de l'activité sous-jacente de l'UGT concernée. Cette prime de risque, spécifique à chaque activité, est déterminée à partir des séries de primes de risques actions publiées par la recherche *SG Cross Asset Research* et de sa volatilité spécifique (*beta*) estimée. Le cas échéant, une prime de risque souverain est également ajoutée au taux sans risque, représentant la différence entre le taux sans risque de la zone de rattachement (zone dollar ou zone euro essentiellement) et le taux d'intérêt des obligations à long terme liquides émises par l'État (en devise dollar ou euro principalement), au prorata des actifs pondérés dans le cadre d'une UGT recouvrant plusieurs États. Les taux d'actualisation mis à jour au 31 décembre 2020 sont détaillés ci-après.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 2

Le tableau ci-après présente les taux d'actualisation et taux de croissance à long terme différenciés pour les UGT au sein des 3 piliers du Groupe :

Hypothèses au 31 décembre 2020	Taux d'actualisation	Taux de croissance à long terme
Banque de détail en France		
Réseaux Société Générale et Crédit du Nord	8,1%	1,5%
Banque de détail et Services Financiers Internationaux		
Banque de détail et Crédit à la consommation	10,1% à 13,7%	2% à 3%
Assurances	9,5%	2,5%
Financement d'équipement professionnel et Services Financiers Location automobile	9,3%	2%
Banque de Grande Clientèle et Solutions Investisseurs		
Activités de Marché et Services aux Investisseurs	12,1%	2%
Financement et Conseil	9,8%	2%
Gestion d'Actifs et Banque Privée	9,5%	2%

Les budgets prévisionnels s'appuient sur les principales hypothèses métiers et macro-économiques suivantes :

Banque de détail en France	
Réseaux Société Générale et Crédit du Nord	■ Dans un environnement contraint (pression réglementaire, inflation faible, taux à des niveaux bas), poursuite de la transformation opérationnelle et relationnelle des enseignes SG et Crédit du Nord vers un modèle de banque digitalisée ■ Poursuite du plan de conquête clients de Boursorama
Banque de détail et Services Financiers Internationaux	
Europe	■ Consolidation des positions concurrentielles, poursuite de l'adaptation des modèles afin de tirer parti du potentiel de la région ■ Forte discipline sur les frais généraux générant une efficacité opérationnelle accrue et normalisation du coût du risque
Russie	■ Poursuite du développement des activités en Russie ■ Strict contrôle des frais généraux et du coût du risque
Afrique, Bassin méditerranéen et Outre-mer	■ Poursuite du développement du dispositif commercial de Société Générale et élargissement des services à travers l'offre mobile banking ■ Optimisation de l'efficacité opérationnelle
Assurances	■ Renforcement du modèle de bancassurance intégrée et poursuite de la croissance dynamique en France et à l'international en synergie avec le réseau de Banque de détail, la Banque Privée et les services financiers aux entreprises⁽¹⁾
Financement d'équipement professionnel	■ Maintien des positions de leader sur ses marchés ■ Rétablissement de la rentabilité en continuant à cibler les activités affichant le meilleur couple risque/rentabilité ■ Strict contrôle des frais généraux
Services Financiers Locations automobile	■ Renforcement du leadership d'ALD sur les solutions de mobilité et poursuite de la croissance des partenariats stratégiques et du segment de la location longue durée à destination des particuliers ■ Optimisation de l'efficacité opérationnelle
Banque de Grande Clientèle et Solutions Investisseurs	
Activités de Marché et Services aux Investisseurs	■ Après la baisse importante des revenus liée à la crise Covid-19, notamment sur les activités de Solutions d'investissement, adaptation des métiers de marché à un environnement concurrentiel sous pression et poursuite des investissements métiers et réglementaires ■ Maintien des franchises leader (activités actions) avec notamment l'intégration des activités Equity Markets et Commodities de Commerzbank, avec une hausse des revenus sur les produits listés ■ Poursuite des mesures d'optimisation et investissement dans les systèmes d'information
Financement et Conseil	■ Poursuite de la dynamique d'origination des métiers de financement ■ Maintien des franchises leader de financement (matières premières, financements structurés) ■ Normalisation progressive du coût du risque dans un environnement économique difficile
Gestion d'Actifs et Banque Privée	■ Maintien de l'efficacité commerciale et opérationnelle de la Banque Privée dans un environnement contraint et maintien des synergies avec les réseaux de Banque de détail ■ Intégration des activités de gestion d'actifs de Commerzbank

(1) Les impacts de la nouvelle norme IFRS 17 n'ont pas été intégrés dans la trajectoire de l'UGT Assurances, les options méthodologiques n'étant pas stabilisées.

ÉTATS FINANCIERS

6

NOTE 2 | NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS

Au cours du premier semestre 2020, les tests réalisés ont conduit à déprécier l'intégralité des écarts d'acquisition attachés à l'UGT Activités de Marché et Services aux Investisseurs pour un montant de 684 millions d'euros présenté sur la ligne Variation de valeur des écarts d'acquisition du compte de résultat.

Pour les autres UGT, les tests réalisés au 31 décembre 2020 montrent que la valeur recouvrable reste supérieure à la valeur comptable.

Des tests de sensibilité ont été réalisés pour mesurer l'impact de la variation du taux d'actualisation et du taux de croissance à long terme sur la valeur recouvrable de chaque UGT. Les résultats de ces tests montrent que :

- une augmentation de 50 points de base appliquée à tous les taux d'actualisation des UGT indiqués dans le tableau ci-dessus entraînerait une diminution de la valeur recouvrable totale de 7,3% sans nécessiter de dépréciation additionnelle d'aucune UGT ;
- une réduction de 50 points de base des taux de croissance à long terme entraînerait une diminution de 1% de la valeur recouvrable totale sans nécessiter de dépréciation additionnelle d'aucune UGT ;
- en combinant ces deux cas de sensibilité, la valeur recouvrable totale baisserait de 9,2%, sans nécessiter de dépréciation additionnelle.

NOTE 2.3 Informations complémentaires sur les entités consolidées et les entités mises en équivalence

Cette Note présente des informations complémentaires relatives aux entités retenues dans le périmètre de consolidation.

Ces informations concernent les entités contrôlées de manière exclusive ou conjointe et les entités sous influence notable dont les

états financiers présentent un caractère significatif par rapport aux comptes consolidés du Groupe. Cette significativité est notamment appréciée au regard du total bilan et du résultat brut d'exploitation consolidés du Groupe.

NOTE 2.3.1 ENTITÉS STRUCTURÉES CONSOLIDÉES

Les entités structurées consolidées incluent notamment :

- des organismes de placement collectif (SICAV, FCP...) dont la gestion est assurée par les filiales de Gestion d'Actifs du Groupe ;
- des Fonds Communs de Titrisation (FCT) qui émettent des instruments financiers pouvant être souscrits par des investisseurs et qui portent des risques de crédit inhérents à une exposition ou un panier d'expositions qui peuvent être divisés en tranches ;
- des structures de financement d'actifs qui portent des financements aéronautiques, ferroviaires, maritimes ou immobiliers.

Le Groupe a conclu des accords contractuels avec certaines entités structurées consolidées pouvant l'amener à soutenir financièrement ces dernières en raison de leurs expositions à des risques de crédit, de marché ou de liquidité.

Le Groupe n'a accordé sur l'exercice aucun soutien financier à ces entités en dehors de tout cadre contractuel l'obligeant à un tel soutien et n'a pas, à la date du 31 décembre 2020, l'intention de les soutenir financièrement.

Les titres émis par des véhicules d'émission de dettes structurées sont assortis d'une garantie irrévocable et inconditionnelle de la part de Société Générale pour le paiement des montants dus par l'émetteur. Ces émetteurs concluent également avec Société Générale des opérations de couverture qui doivent leur permettre d'honorer leurs obligations de paiement. Au 31 décembre 2020, le montant des encours ainsi garantis est de 63,2 milliards d'euros.

Dans le cadre de ses activités de titrisation pour le compte de sa clientèle ou d'investisseurs, Société Générale accorde des lignes de liquidité à deux conduits « ABCP » (Asset Backed Commercial Paper) pour un montant total de 19,5 milliards d'euros au 31 décembre 2020.

NOTE 2.3.2 PARTICIPATIONS NE DONNANT PAS LE CONTRÔLE

Les Participations ne donnant pas le contrôle correspondent à la part d'intérêt dans les filiales consolidées par intégration globale qui n'est pas attribuable directement ou indirectement au Groupe. Elles regroupent les instruments de capitaux propres émis par ces filiales et non détenus par le Groupe ainsi que la quote-part des résultats et réserves accumulées et des gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres revenant aux porteurs de ces instruments.

Les Participations ne donnant pas le contrôle s'élèvent à 5 295 millions d'euros (5 043 millions d'euros au 31 décembre 2019) et représentent 8% des capitaux propres du Groupe au 31 décembre 2020 (7% au 31 décembre 2019).

INFORMATIONS SUR LES CAPITAUX PROPRES DES PARTICIPATIONS NE DONNANT PAS LE CONTRÔLE

(En M EUR)

	31.12.2020	31.12.2019
Capital et réserves	4 594	4 291
Autres instruments de capitaux propres émis par les filiales (cf. Note 7)	800	800
Gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres	(99)	(48)
TOTAL	5 295	5 043

Les Participations ne donnant pas le contrôle dont le montant est significatif au regard du total des capitaux propres au bilan consolidé du Groupe concernent :

- les filiales cotées Komerční Banka A.S., BRD – groupe Société Générale SA et SG Marocaine de Banques ;

- ALD SA, dont les données présentées ici correspondent à celles du groupe ALD ;

- Sogécap, contrôlée à 100%, au titre des émissions de titres subordonnés perpétuels de décembre 2014.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 2

31.12.2020					
(En M EUR)	Pourcentage de contrôle	Pourcentage d'intérêt	Résultat net de la période attribuable aux participations ne donnant pas le contrôle	Montant en fin d'exercice des participations ne donnant pas le contrôle	Dividendes versés au cours de l'exercice aux détenteurs de participations ne donnant pas le contrôle
KOMERCNI BANKA A.S.	60,73%	60,73%	117	1 609	-
BRD – GROUPE SOCIÉTÉ GÉNÉRALE SA	60,17%	60,17%	80	774	0
GROUPE ALD	79,82%	79,82%	111	873	(58)
SG MAROCAINE DE BANQUES	57,62%	57,62%	25	465	0
SOGÉCAP	100,00 %	100,00%	33	829	(33)
Autres entités	-	-	88	745	(33)
TOTAL	-	-	454	5 295	(124)

31.12.2019					
(En M EUR)	Pourcentage de contrôle	Pourcentage d'intérêt	Résultat net de la période attribuable aux participations ne donnant pas le contrôle	Montant en fin d'exercice des participations ne donnant pas le contrôle	Dividendes versés au cours de l'exercice aux détenteurs de participations ne donnant pas le contrôle
KOMERCNI BANKA A.S.	60,73%	60,73%	221	1 540	(134)
BRD – GROUPE SOCIÉTÉ GÉNÉRALE SA	60,17%	60,17%	125	654	(93)
GROUPE ALD	79,82%	79,82%	122	840	(52)
SG MAROCAINE DE BANQUES	57,58%	57,58%	41	447	(11)
SOGÉCAP	100,00%	100,00%	33	829	(33)
Autres entités	-	-	156	733	(89)
TOTAL	-	-	698	5 043	(412)

INFORMATIONS FINANCIÈRES RÉSUMÉES POUR CES PARTICIPATIONS

Les informations présentées sont les données des filiales ou sous-groupes (hors Sogécap) prises à 100% et avant élimination des opérations intra-groupes.

31.12.2020				
(En M EUR)	Produit net bancaire	Résultat net	Résultat net et gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres	Total Bilan
KOMERCNI BANKA A.S.	1 056	297	607	43 597
BRD – GROUPE SOCIÉTÉ GÉNÉRALE SA	605	197	24	12 684
GROUPE ALD	1 491	696	498	46 546
SG MAROCAINE DE BANQUES	427	59	90	9 512

31.12.2019				
(En M EUR)	Produit net bancaire	Résultat net	Résultat net et gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres	Total Bilan
KOMERCNI BANKA A.S.	1 240	595	1 024	41 605
BRD – GROUPE SOCIÉTÉ GÉNÉRALE SA	658	322	50	11 684
GROUPE ALD	1 349	567	446	47 214
SG MAROCAINE DE BANQUES	432	105	148	9 424

NOTE 2.3.3 ENTITÉS MISES EN ÉQUIVALENCE (COENTREPRISES ET ENTREPRISES ASSOCIÉES)

INFORMATIONS FINANCIÈRES RÉSUMÉES POUR LES COENTREPRISES ET LES ENTREPRISES ASSOCIÉES

(En M EUR)	Coentreprises		Entreprises associées		Total entités mises en équivalence	
	2020	2019	2020	2019	2020	2019
Quote-part du Groupe dans :						
Résultat net ⁽¹⁾	5	5	(2)	(134)	3	(129)
Gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres (nets d'impôt)	-	-	-	3	-	3
RÉSULTAT NET ET GAINS ET PERTES COMPTABILISÉS DIRECTEMENT EN CAPITAUX PROPRES	5	5	(2)	(131)	3	(126)

(1) Le résultat 2019 inclut une dépréciation de 158 millions d'euros sur la participation SG de Banque au Liban.

ENGAGEMENTS AVEC LES PARTIES LIÉES POUR LES COENTREPRISES ET ENTREPRISES ASSOCIÉES

(En M EUR)	31.12.2020	31.12.2019
Engagements de financement donnés	-	-
Engagements de garantie donnés	-	45
Engagements sur instruments financiers à terme	-	-

NOTE 2.3.4 RESTRICTIONS SIGNIFICATIVES QUI LIMITENT LA FACULTÉ D'ACCÉDER AUX ACTIFS DU GROUPE OU DE LES UTILISER

Des contraintes ou obligations légales, réglementaires, statutaires ou contractuelles peuvent restreindre la capacité du Groupe à transférer librement des actifs entre entités du Groupe.

La capacité des entités consolidées à payer des dividendes ou à attribuer ou rembourser des prêts et avances au sein du Groupe dépend, entre autres, des contraintes réglementaires locales, des réserves statutaires et des performances financières et opérationnelles. Les contraintes réglementaires locales peuvent concerner la capitalisation de l'entité, le contrôle des changes ou la non-convertibilité de la devise locale (ce qui est par exemple le cas dans les pays de l'Union Économique et Monétaire Ouest Africaine et de la Communauté Économique et Monétaire de l'Afrique Centrale), le respect de ratios de liquidité (notamment aux États-Unis) ou de grands risques visant à plafonner l'exposition de l'entité vis-à-vis du Groupe (disposition réglementaire appliquée dans la plupart des pays d'Europe Centrale et Orientale, du Maghreb et d'Afrique subsaharienne).

La capacité du Groupe à utiliser les actifs peut également être restreinte dans les cas suivants :

- actifs remis en garantie de passifs, notamment auprès des banques centrales, ou en garantie d'opérations sur instruments financiers, principalement sous forme de dépôts de garantie auprès des chambres de compensation ;
- titres faisant l'objet de mises en pensions livrées ou de prêts ;
- actifs détenus par les filiales d'assurance en représentation des contrats d'assurance-vie en unités de compte souscrits par la clientèle ;
- actifs détenus par des entités structurées consolidées et dont le bénéfice est réservé aux investisseurs tiers qui ont souscrit les parts ou titres émis par l'entité ;
- dépôts obligatoires auprès des banques centrales.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 2

NOTE 2.4 Entités structurées non consolidées

Les informations présentées ci-dessous concernent les entités structurées par le Groupe et qui ne sont pas contrôlées par ce dernier. Ces informations ont été regroupées par typologie d'entités exerçant des activités similaires : le Financement d'Actifs, la Gestion d'Actifs et Autres (incluant la Titrisation et les structures d'émission).

Le Financement d'Actifs inclut les Groupements d'Intérêt Économique (GIE), les sociétés de personnes et structures équivalentes qui portent des financements aériens, ferroviaires, maritimes ou immobiliers.

La Gestion d'Actifs regroupe les organismes de placement collectif (SICAV, FCP...) dont la gestion est assurée par les filiales de gestion d'actifs du Groupe.

La Titrisation regroupe les Fonds Communs de Titrisation (FCT) et structures équivalentes qui émettent des instruments financiers pouvant être souscrits par des investisseurs et qui portent des risques de crédit inhérents à une exposition ou un panier d'expositions qui peuvent être divisés en tranches.

Les intérêts du Groupe dans les entités structurées par des tiers sont classés dans les rubriques du bilan consolidé selon leur nature.

NOTE 2.4.1 INTÉRÊTS DANS LES ENTITÉS STRUCTURÉES NON CONSOLIDÉES

Les intérêts du Groupe dans une entité structurée non consolidée recouvrent des liens contractuels ou non contractuels qui l'exposent à un risque de variation des rendements associés à la performance de cette entité structurée.

Ces intérêts comprennent :

- la détention d'instruments de capitaux propres ou de dettes quel que soit leur rang de subordination ;
- l'apport de financement (prêts, crédits de trésorerie, engagements de financement, lignes de liquidité) ;

- le rehaussement de crédit (garanties, parts subordonnées, dérivés de crédit...) ;
- l'octroi de garantie (engagements de garantie) ;
- les dérivés qui absorbent tout ou partie du risque de variation des rendements de l'entité structurée à l'exclusion des Credit Default Swaps (CDS) et des options achetées par le Groupe ;
- les contrats rémunérés par des commissions assises sur la performance de l'entité structurée ;
- les conventions d'intégration fiscale.

	Financement d'Actifs		Gestion d'Actifs		Autres	
	31.12.2020	31.12.2019	31.12.2020	31.12.2019	31.12.2020	31.12.2019
(En M EUR)						
Total Bilan⁽¹⁾ de l'entité	6 777	7 436	118 781	135 564	21 105	31 038
Valeur nette comptable des intérêts du Groupe dans ces entités						
Actifs	1 021	2 011	6 284	13 139	6 714	8 950
Actifs financiers à la juste valeur par résultat	311	446	5 763	12 652	839	3 801
Actifs financiers à la juste valeur par capitaux propres	-	-	-	-	53	55
Actifs financiers au coût amorti	2 706	1 553	354	361	5 822	5 094
Autres actifs	4	12	167	126	-	-
Passifs	1 478	1 851	4 597	12 241	1 707	4 261
Passifs financiers à la juste valeur par résultat	129	218	2 845	8 927	871	3 438
Dettes envers la clientèle/établissements de crédit et assimilés	1 332	1 521	1 636	1 625	836	823
Autres passifs	17	12	116	1 689	-	-

(1) Pour la Gestion d'Actifs : la valeur liquidative (NAV : Net Asset Value) des fonds.

Le Groupe n'a accordé sur l'exercice aucun soutien financier à ces entités en dehors de tout cadre contractuel l'obligeant à un tel soutien et n'a pas, à la date du 31 décembre 2020, l'intention de les soutenir.

ÉTATS FINANCIERS

6

NOTE 3 I NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS

L'exposition maximale au risque de perte en lien avec les intérêts dans une entité structurée correspond à :

(En M EUR)	Financement d'Actifs		Gestion d'Actifs		Autres	
	31.12.2020	31.12.2019	31.12.2020	31.12.2019	31.12.2020	31.12.2019
Coût amorti ou juste valeur, selon leur évaluation au bilan, des actifs financiers non dérivés conclus avec l'entité structurée	2 521	3 029	4 618	5 097	2 223	2 333
Juste valeur des dérivés figurant à l'actif du bilan	244	327	3 585	9 885	522	2 885
Nominal des CDS vendus (montant maximum à payer)	-	-	-	-	-	-
Nominal des engagements de financement ou de garantie donnés	474	534	478	978	1 080	1 848
Exposition maximale au risque de perte	3 239	3 890	8 681	15 960	3 825	7 066

Les éléments de réduction de l'exposition maximale au risque de perte incluent :

- le nominal des engagements de garantie reçus ;
- la juste valeur des actifs reçus en garantie ;

- la valeur comptable au passif du bilan des dépôts de garantie reçus.

Leurs montants, plafonnés en cas de limitation légale ou contractuelle des sommes réalisables ou appréhendables, s'élèvent à 1 865 millions d'euros et concernent essentiellement le Financement d'Actifs.

NOTE 2.4.2 INFORMATIONS SUR LES ENTITÉS STRUCTURÉES NON CONSOLIDÉES SPONSORISÉES PAR LE GROUPE

Le Groupe peut ne pas détenir d'intérêts dans une entité structurée mais être considéré comme sponsor de cette entité s'il a ou a eu un rôle :

- de structureur ;
- de promoteur auprès des investisseurs potentiels ;
- de gestion pour compte de tiers ;
- de garant implicite ou explicite de la performance de l'entité (notamment via des garanties de capital ou de rendement accordées aux porteurs de parts d'OPCVM).

Par ailleurs, une entité structurée est réputée sponsorisée par le Groupe dès lors que sa dénomination intègre le nom du Groupe ou d'une de ses filiales.

En revanche, les entités structurées par le Groupe, en réponse à des besoins spécifiques exprimés par un ou plusieurs clients ou bien investisseurs, sont réputées sponsorisées par ces derniers.

Le total bilan de ces entités structurées non consolidées, sponsorisées par le Groupe et dans lesquelles ce dernier ne détient aucun intérêt, s'élève à 3 629 millions d'euros.

Aucun revenu significatif n'a été enregistré sur ces entités au cours de l'exercice.

NOTE 3 INSTRUMENTS FINANCIERS



POUR
FAIRE
SIMPLE

Les instruments financiers représentent les droits ou obligations contractuels de recevoir ou de payer des liquidités ou d'autres actifs financiers. Les activités bancaires du Groupe sont généralement contractualisées sous la forme d'instruments financiers qui recouvrent un large panel d'actifs et de passifs tels les prêts, les titres en portefeuille (actions, obligations, etc.), les dépôts, les comptes d'épargne à régime spécial, les emprunts obligataires et les instruments dérivés (swaps, options, contrats à terme, dérivés de crédit, etc.).

Dans les états financiers, le classement et le mode d'évaluation des actifs et passifs financiers sont fonction de leurs caractéristiques contractuelles ainsi que de la manière dont l'entité gère ces instruments financiers.

Cette distinction n'est cependant pas applicable aux instruments dérivés qui sont toujours évalués au bilan à leur juste valeur quel que soit l'objet de leur détention (activités de marché ou opérations de couverture).

6

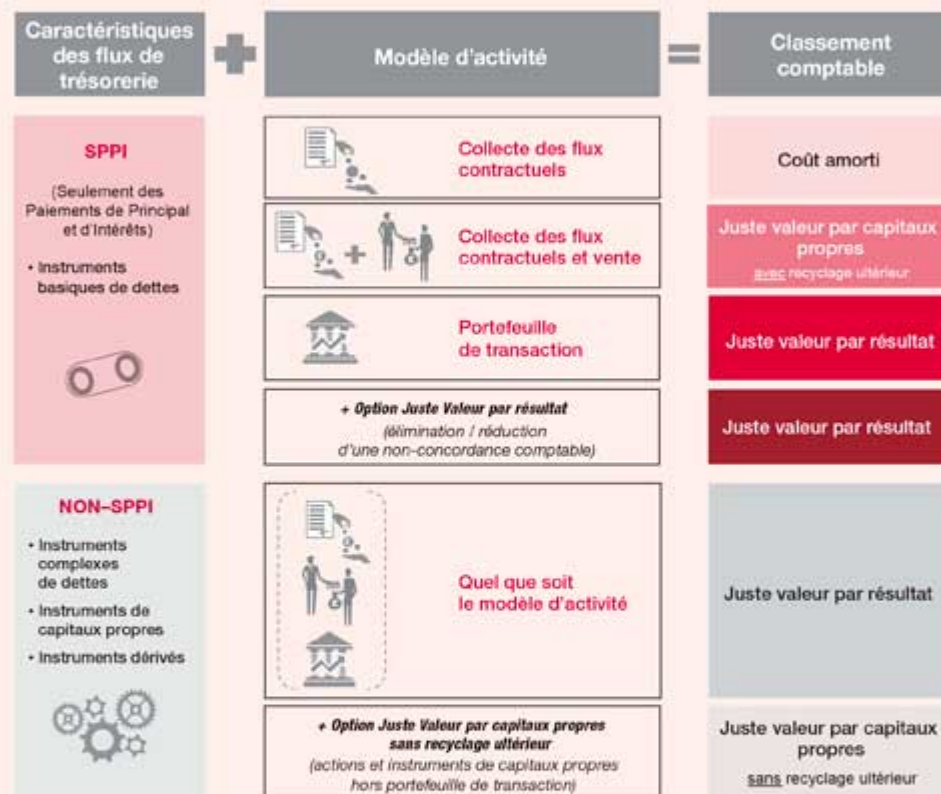
ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 3

PRINCIPES COMPTABLES

Classement des actifs financiers

Lors de leur comptabilisation initiale, les actifs financiers sont classés au bilan du Groupe dans trois catégories (coût amorti, juste valeur par résultat et juste valeur par capitaux propres) qui déterminent leur traitement comptable et leur mode d'évaluation ultérieur. Ce classement est fonction des caractéristiques de leurs flux de trésorerie contractuels et de la manière dont l'entité gère ses instruments financiers (modèle d'activité ou business model).



Les principes de classification des actifs financiers requièrent de procéder d'une part à l'analyse des flux contractuels générés par les instruments financiers, et d'autre part à l'analyse du modèle d'activité dans lequel l'instrument est détenu.

ANALYSE DES CARACTÉRISTIQUES DES FLUX DE TRÉSORERIE CONTRACTUELS

L'analyse des caractéristiques des flux de trésorerie contractuels a pour objectif de limiter la possibilité de comptabiliser les revenus d'actifs financiers sur la base du taux d'intérêt effectif aux seuls instruments dont les caractéristiques sont similaires à celles d'un contrat de prêt dit basique, impliquant une forte prédictibilité des flux de trésorerie associés. Tous les autres actifs financiers qui n'ont pas de telles caractéristiques sont évalués à la juste valeur par résultat, quel que soit le modèle d'activité dans le cadre duquel ils sont détenus.

Les flux de trésorerie contractuels qui représentent uniquement des remboursements de principal et des versements d'intérêts sur le principal restant dû sont compatibles avec un contrat de prêt dit basique (flux SPPI : Seulement Paiements de Principal et d'Intérêts).

Dans un contrat de prêt basique, les intérêts consistent principalement en une contrepartie pour la valeur temps de l'argent et pour le risque de crédit. Les intérêts peuvent également inclure une contrepartie pour le risque de liquidité, les frais de gestion administrative de l'actif, ainsi qu'une marge commerciale. La facturation d'intérêts négatifs n'est pas incompatible avec cette définition.

Tous les actifs financiers non basiques sont obligatoirement comptabilisés à la juste valeur par résultat, quel que soit le modèle d'activité dans le cadre duquel ils sont détenus.

Les actifs financiers dérivés qualifiés comptablement d'instruments de couverture sont présentés sur une ligne distincte du bilan (cf. Note 3.2).

S'ils ne sont pas détenus à des fins de transaction, les instruments de capitaux propres (actions et titres assimilés) peuvent toutefois, sur option irrévocable exercée ligne à ligne, être évalués à la juste valeur par capitaux propres sans reclassement ultérieur en résultat (seuls les dividendes perçus au titre de ces instruments doivent être enregistrés dans le compte de résultat).

ANALYSE DU MODÈLE D'ACTIVITÉ

Le modèle d'activité représente la manière dont sont gérés les instruments pour générer des flux de trésorerie et des revenus.

Dans l'exercice de ses différents métiers, le Groupe met en œuvre plusieurs modèles d'activité. La nature de ces modèles s'apprécie en déterminant la manière dont les groupes d'instruments financiers sont collectivement gérés en vue d'atteindre un objectif économique donné. L'identification du modèle économique ne s'effectue pas instrument par instrument, mais au niveau d'un portefeuille d'instruments financiers en analysant et en observant notamment :

- le mode d'évaluation, et de présentation à la Direction du Groupe, des performances du portefeuille ;
- le mode de gestion des risques associés aux instruments financiers concernés ;
- le mode de rémunération des responsables en charge de gérer le portefeuille ;
- les cessions d'actifs réalisées et prévues (valeur, fréquence, nature).

Pour déterminer le classement et le mode d'évaluation comptable des actifs financiers, il est nécessaire de faire la distinction entre trois modèles d'activités :

- un modèle fondé sur la collecte des flux contractuels des actifs financiers ;
- un modèle fondé sur la collecte des flux contractuels des actifs financiers et sur la vente de ces actifs ;
- et un modèle propre aux autres actifs financiers, notamment de transaction, dans lequel la collecte des flux contractuels est accessoire.

OPTION JUSTE VALEUR

Un actif financier SPPI qui n'est pas détenu à des fins de transaction peut être désigné, dès sa comptabilisation initiale, pour être évalué à la juste valeur par résultat si cette désignation permet l'élimination ou la réduction significative de décalages entre les traitements comptables d'actifs et de passifs financiers liés (non-concordance comptable).

Classement des passifs financiers

Les passifs financiers sont classés dans l'une des deux catégories suivantes :

- les Passifs financiers à la juste valeur par résultat : il s'agit des passifs financiers encourus à des fins de transaction, incluant notamment par défaut les instruments dérivés passifs qui ne sont pas qualifiés d'instruments de couverture, ainsi que des passifs financiers non dérivés que le Groupe a désignés dès l'origine pour être évalués en juste valeur par résultat (option juste valeur) ;
- les Dettes : elles regroupent les autres passifs financiers non dérivés et sont évaluées au coût amorti.

Les passifs financiers dérivés qualifiés comptablement d'instruments de couverture sont présentés sur une ligne distincte du bilan (cf. Note 3.2).

Reclassements d'actifs financiers

Les reclassements d'actifs financiers ne sont requis que dans le cas exceptionnel d'un changement du modèle d'activité au sein duquel ils sont détenus.

Juste valeur

La juste valeur est le prix qui serait reçu pour la vente d'un actif ou payé pour le transfert d'un passif lors d'une transaction normale entre des intervenants du marché à la date d'évaluation. Les méthodes de valorisation utilisées par le Groupe pour la détermination de la juste valeur des instruments financiers sont présentées en Note 3.4.

Comptabilisation initiale

Les actifs financiers sont comptabilisés au bilan :

- en date de règlement-livraison pour les titres ;
- en date de négociation pour les dérivés ;
- en date de décaissement des fonds pour les prêts.

Pour les instruments évalués à la juste valeur, les variations de juste valeur entre la date de négociation et la date de règlement-livraison sont enregistrées en résultat ou en capitaux propres en fonction de la catégorie comptable des actifs financiers concernés. La date de négociation représente la date à laquelle l'engagement contractuel devient ferme et irrévocable pour le Groupe.

Lors de leur comptabilisation initiale, les actifs et passifs financiers sont évalués à leur juste valeur en intégrant les frais directement attribuables à leur acquisition ou à leur émission (à l'exception des instruments financiers comptabilisés à la juste valeur par résultat pour lesquels ces frais sont enregistrés directement dans le compte de résultat).

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 3

Si la juste valeur initiale est fondée principalement sur des données de marché observables, la différence entre cette juste valeur et le prix de transaction, représentative de la marge commerciale, est comptabilisée immédiatement en résultat. En revanche, si les paramètres de valorisation utilisés ne sont pas observables ou si les modèles de valorisation ne sont pas reconnus par le marché, la marge commerciale est généralement enregistrée de manière différée en résultat.

Pour certains instruments, compte tenu de leur complexité, cette marge n'est toutefois reconnue en résultat qu'à leur maturité ou lors de leur cession éventuelle avant terme. Lorsque les paramètres de valorisation deviennent observables, la partie de la marge commerciale non encore comptabilisée est alors enregistrée en résultat (cf. Note 3.4.7).

Décomptabilisation d'actifs ou de passifs financiers

Le Groupe décomptabilise tout ou partie d'un actif financier (ou d'un groupe d'actifs similaires) lorsque les droits contractuels aux flux de trésorerie de l'actif expirent ou lorsque le Groupe a transféré les droits contractuels à recevoir les flux de trésorerie de l'actif financier et la quasi-totalité des risques et avantages liés à la propriété de cet actif.

Le Groupe décomptabilise également les actifs financiers dont il a conservé les droits contractuels à recevoir les flux de trésorerie mais a l'obligation contractuelle de reverser ces mêmes flux à un tiers (*pass-through agreement*) et dont il a transféré la quasi-totalité des risques et avantages.

Dans le cas où le Groupe a transféré les flux de trésorerie d'un actif financier mais n'a ni transféré ni conservé la quasi-totalité des risques et avantages liés à la propriété de l'actif financier et n'a pas conservé en pratique le contrôle de l'actif financier, le Groupe décomptabilise l'actif financier et enregistre alors distinctement, si nécessaire, un actif ou un passif représentant les droits et obligations créés ou conservés à l'occasion du transfert de l'actif. Si le Groupe a conservé le contrôle de l'actif financier, il maintient ce dernier à son bilan à hauteur de son implication continue dans cet actif.

Lors de la décomptabilisation d'un actif financier dans son intégralité, un gain ou une perte de cession est enregistré dans le compte de résultat pour un montant égal à la différence entre la valeur comptable de cet actif et la valeur de la contrepartie reçue, corrigée le cas échéant de tout profit ou perte latent qui aurait été antérieurement comptabilisé directement en capitaux propres et de la valeur de tout actif ou passif de gestion. Les indemnités facturées aux emprunteurs lors du remboursement anticipé de leur prêt sont enregistrées en résultat à la date du remboursement parmi les intérêts et produits assimilés.

Le Groupe décomptabilise un passif financier (ou une partie de passif financier) lorsque ce passif financier est éteint, c'est-à-dire lorsque l'obligation précisée au contrat est éteinte, est annulée ou est arrivée à expiration.

Un passif financier peut également être décomptabilisé en cas de modification substantielle de ses conditions contractuelles ou d'échange avec le prêteur contre un instrument dont les conditions contractuelles sont substantiellement différentes.

Opérations en devises

En date de clôture, les actifs et passifs monétaires libellés en devises sont convertis dans la monnaie fonctionnelle de l'entité au cours comptant de la devise. Les écarts de change latents ou réalisés sont enregistrés dans le Résultat net des opérations financières.

Les opérations de change à terme sont évaluées en juste valeur en utilisant le cours de change à terme restant à courir de la devise concernée. Les positions de change au comptant sont évaluées selon les cours de change officiels au comptant de fin de période. Les différences de réévaluation ainsi dégagées sont enregistrées dans le compte de résultat parmi les Gains ou pertes nets sur instruments financiers à la juste valeur par résultat (cf. Note 3.1) sauf dans les cas où la comptabilité de couverture est applicable au titre de la couverture d'un investissement net à l'étranger libellé en devises ou d'une couverture de flux de trésorerie (cf. Note 3.2).

En date de clôture, les actifs et passifs non monétaires libellés en devises qui sont évalués en juste valeur, c'est le cas notamment des actions et autres instruments de capitaux propres, sont convertis dans la monnaie fonctionnelle de l'entité au cours comptant de la devise. Les écarts de change sur ces actifs sont constatés soit en résultat (Gains ou pertes nets sur instruments financiers à la juste valeur par résultat), soit dans les capitaux propres (Gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres) par symétrie avec la comptabilisation des gains et pertes relatifs à ces actifs.

En date de clôture, les actifs et passifs non monétaires libellés en devises qui sont évalués au coût historique sont convertis dans la monnaie fonctionnelle de l'entité au coût historique de la devise à la date de la comptabilisation initiale.

TRAITEMENTS DES CHANGEMENTS INTERVENANT DANS LA BASE DE CALCUL DES FLUX DE TRÉSORERIE CONTRACTUELS DES ACTIFS OU PASSIFS FINANCIERS - RÉFORME IBOR

La base de calcul des flux de trésorerie contractuels d'un actif/passif financier peut être modifiée :

- soit en modifiant les conditions contractuelles fixées lors de la comptabilisation initiale de l'instrument financier (exemple : dans le cadre d'une renégociation du contrat, les conditions contractuelles sont modifiées pour remplacer le taux d'intérêt de référence initialement prévu par un taux d'intérêt de référence alternatif) ;
- soit par application de dispositions externes qui s'imposent sans nécessiter de modification des clauses contractuelles (exemple : la méthode pour le calcul du taux d'intérêt de référence est modifiée sans que les conditions contractuelles le soient, i.e., l'EONIA est coté par référence à l'Estor + 8.5bp depuis octobre 2019) ;
- soit en raison de l'activation d'une clause contractuelle existante (exemple : application d'une clause de remplacement du taux contractuel, dite de *Fallback*).

Si, dans le contexte de la réforme des taux d'intérêt de référence (réforme IBOR), un changement intervient dans la base de calcul des flux de trésorerie contractuels d'un actif ou d'un passif financier au coût amorti ou d'un actif en juste valeur par capitaux propres, la réestimation des flux de trésorerie contractuels est considérée comme une simple modification du taux d'intérêt effectif appliqué pour calculer les futurs produits ou charges d'intérêts et ne génère ni gains ni pertes en résultat.

Ce traitement est toutefois subordonné au respect des conditions suivantes :

- le changement intervenant dans la base de calcul des flux de trésorerie contractuels est requis et découle directement de la réforme IBOR ; et
- la nouvelle base de calcul des flux de trésorerie contractuels est économiquement équivalente à l'ancienne base de calcul utilisée avant le changement.

Les cas donnant lieu à une nouvelle base de calcul des flux de trésorerie contractuels considérée comme économiquement équivalente à l'ancienne base de calcul sont par exemple :

- le remplacement d'un taux d'intérêt de référence existant utilisé pour déterminer les flux de trésorerie contractuels d'un actif ou d'un passif financier avec :
 - un taux d'intérêt de référence alternatif (ou par la modification de la méthode utilisée pour calculer le taux d'intérêt de référence en question), et
 - l'ajout d'une marge fixe nécessaire pour compenser la différence de base entre le taux d'intérêt de référence existant et le taux d'intérêt de référence alternatif ;
- les modifications apportées au calcul du montant d'intérêt induites par l'utilisation d'un nouveau taux de référence (modalités de révision du taux, nombre de jours entre les dates de paiement du montant d'intérêt...) ; et
- l'ajout d'une clause de substitution (« *Fallback* ») aux conditions contractuelles d'un actif ou d'un passif financier pour permettre la mise en œuvre des changements décrits plus haut (remplacement du taux ; modifications apportées au calcul du montant d'intérêt).

Les modifications apportées à un actif ou à un passif financier, en complément de celles découlant directement de l'application de la réforme IBOR, sont traitées comme des modifications d'instruments avec effet en résultat dès lors qu'elles revêtent un caractère substantiel.

Modalités d'analyse des flux contractuels des actifs financiers

Le Groupe a mis en place des procédures destinées à analyser le caractère SPPI des actifs financiers lors de leur comptabilisation initiale (octroi de prêts, acquisition de titres, etc.).

Toutes les clauses contractuelles sont analysées, notamment celles qui pourraient modifier l'échéancier ou le montant des flux de trésorerie contractuels. La possibilité contractuelle, pour l'emprunteur ou le prêteur, de rembourser par anticipation l'instrument financier demeure compatible avec le caractère SPPI des flux de trésorerie contractuels dès lors que le montant du remboursement anticipé représente essentiellement le principal restant dû et les intérêts courus ainsi que, le cas échéant, une indemnité compensatoire raisonnable. La possibilité pour cette indemnité compensatoire d'être négative n'est pas incompatible avec le caractère SPPI des flux de trésorerie contractuels.

L'indemnité compensatoire est notamment considérée comme raisonnable dans les cas suivants :

- son montant est calculé en pourcentage du capital restant dû et il est plafonné par la réglementation en vigueur (en France, par exemple, l'indemnité de remboursement anticipé des prêts immobiliers aux particuliers est plafonnée à un montant égal à six mois d'intérêt ou 3 % du capital restant dû) ou limité par les pratiques concurrentielles de marché ;
- son montant correspond au différentiel entre les intérêts contractuels qui auraient dû être perçus jusqu'à l'échéance du prêt et les intérêts qui seraient générés par le remplacement du montant remboursé par anticipation à un taux reflétant le taux d'intérêt de référence.

Certains contrats de prêts sont assortis de clauses de remboursement anticipé dont le montant contractuel est égal à la juste valeur du prêt ou bien inclut, dans d'autres cas, une compensation égale au coût de débouclage d'un swap de couverture associé. Les flux de remboursement anticipé de ces prêts sont considérés comme SPPI s'ils reflètent l'effet des changements du taux d'intérêt de référence.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 3



Les actifs financiers basiques (SPPI) sont des instruments de dettes qui incluent notamment :

- des prêts à taux fixe ;
- des prêts à taux variable assortis ou non de limitations à la hausse ou à la baisse (prêts capés ou floorés) ;
- des titres de dettes (obligations publiques ou privées, titres de créances négociables) à taux fixe ou à taux variable ;
- des créances représentatives d'opérations de pensions livrées sur titres ;
- des dépôts de garantie versés ;
- des créances commerciales.

Toute clause contractuelle qui génère une exposition à des risques ou à une volatilité des flux sans rapport avec un contrat de prêt basique (comme une exposition aux variations de cours des actions ou d'un indice boursier par exemple, ou encore l'introduction d'un effet de

levier) ne permettrait pas de considérer que les flux de trésorerie contractuels revêtent un caractère SPPI, sauf si la clause n'a qu'un effet minime sur ces flux.



Les actifs financiers non basiques (non-SPPI) incluent notamment :

- les instruments dérivés ;
- les actions et autres instruments de capitaux propres détenus par l'entité ;
- les parts détenues dans des fonds de placement collectifs (OPCVM, mutual funds...) ;
- les instruments de dettes convertibles ou remboursables en un nombre fixe d'actions (obligations remboursables en actions, obligations convertibles en actions...).

L'analyse des flux de trésorerie contractuels peut également nécessiter leur comparaison avec ceux d'un instrument de référence (instrument benchmark) lorsque la composante valeur temps de l'argent incluse dans les intérêts est susceptible d'être modifiée en raison des clauses contractuelles de l'instrument. C'est le cas, par exemple, si le taux d'intérêt de l'instrument financier est révisé périodiquement, mais que la fréquence des révisions ne concorde pas avec la durée pour laquelle le taux d'intérêt est établi (comme un taux d'intérêt révisé mensuellement en fonction du taux à un an) ou si le taux d'intérêt de l'instrument financier est révisé périodiquement selon une moyenne de taux d'intérêt à court et à long terme.

Si l'écart entre les flux de trésorerie contractuels non actualisés de l'actif financier et ceux de l'instrument de référence est significatif ou peut le devenir, cet actif financier ne peut pas être considéré comme basique.

En fonction de la nature des clauses contractuelles, la comparaison avec les flux d'un instrument de référence peut s'appuyer sur une analyse qualitative ; mais dans d'autres cas un test quantitatif est effectué. Le caractère significatif ou non de l'écart est apprécié pour chaque exercice et cumulativement sur la durée de vie de l'instrument. L'analyse tient également compte des facteurs qui pourront avoir une incidence sur le montant non actualisé des flux de trésorerie contractuels futurs. Dans ce but, le Groupe tient compte des courbes de taux d'intérêt en date de comptabilisation initiale de l'actif financier, mais apprécie également leur évolution sur la durée de vie de l'instrument au regard de scénarios raisonnablement possibles.

Au sein du Groupe, les instruments concernés incluent par exemple des prêts immobiliers à taux variable dont les intérêts sont révisés tous les ans sur la base de la moyenne des taux Euribor douze mois

observés sur les deux mois précédant la révision, ou encore des prêts accordés aux professionnels du secteur immobilier dont les intérêts sont révisés tous les trois mois sur la base de la moyenne des taux Euribor 1 mois observés tous les trois mois précédant la révision. Les analyses menées par le Groupe ont conclu au caractère basique de ces prêts.

Par ailleurs, une analyse spécifique des flux de trésorerie contractuels est appliquée dans le cas des actifs financiers émis par des véhicules de titrisation ou par toute autre structure qui établit un ordre de priorité de paiement entre les porteurs. La détermination du caractère SPPI de ces actifs financiers nécessite une analyse des caractéristiques contractuelles et du risque de crédit supporté par les tranches et par les portefeuilles d'instruments financiers sous-jacents en allant jusqu'à identifier les instruments qui produisent les flux de trésorerie (look-through approach).

Les données présentées dans la Note 3 s'entendent hors instruments financiers des filiales du secteur de l'assurance ; pour ces derniers, les informations sont présentées dans la Note 4.3.

Les informations sur la typologie des risques, la gestion des risques associés aux instruments financiers, ainsi que les informations sur la gestion du capital et le respect des ratios réglementaires requises par le référentiel IFRS tel qu'adopté dans l'Union européenne sont présentées dans le chapitre 4 du présent Document d'enregistrement universel (Facteurs de risques et adéquation des fonds propres).

NOTE 3.1 Actifs et passifs financiers à la juste valeur par résultat**SYNTHÈSE**

(En M EUR)	31.12.2020		31.12.2019	
	Actif	Passif	Actif	Passif
Portefeuille de transaction	404 338	319 812	358 033	281 246
Actifs financiers évalués obligatoirement à la juste valeur par résultat	23 630		24 977	
Instruments financiers à la juste valeur par résultat sur option	1 490	70 435	2 729	82 883
TOTAL	429 458	390 247	385 739	364 129
dont titres reçus/donnés en pension livrée	119 374	120 697	111 818	97 895

NOTE 3.1.1 PORTEFEUILLE DE TRANSACTION**PRINCIPES COMPTABLES**

Le portefeuille de transaction regroupe les actifs et passifs financiers qui sont détenus ou encourus dans le cadre des activités de marché.

Ce portefeuille inclut également, parmi les autres actifs de transaction, les stocks physiques de matières premières que le Groupe peut être amené à détenir dans le cadre de ses activités de mainteneur de marché sur les instruments dérivés sur matières premières.

Les instruments financiers dérivés sont classés par défaut en portefeuille de transaction, sauf à pouvoir être qualifiés d'instruments de couverture (cf. Note 3.2).

Les actifs et passifs du portefeuille de transaction sont évalués à leur juste valeur en date de clôture et portés au bilan dans les rubriques Actifs et Passifs financiers à la juste valeur par résultat. Les variations de leur juste valeur et les revenus associés à ces instruments sont enregistrés en résultat dans la rubrique Gains ou pertes nets sur instruments financiers à la juste valeur par résultat.

ACTIVITÉS DE TRANSACTION

Les actifs financiers détenus à des fins de transaction (trading) sont acquis :

- avec l'intention de les revendre à court terme ;
- ou dans le cadre d'une activité de mainteneur de marché ;
- ou dans le cadre d'une gestion spécialisée de portefeuille de transaction comprenant des instruments financiers dérivés, des titres ou d'autres instruments financiers qui sont gérés ensemble, et présentant des indications d'un profil récent de prise de bénéfices à court terme.

**Activités de marché**

Le modèle de gestion des activités de transaction est celui mis en œuvre par la Banque de Grande Clientèle et Solutions Investisseurs pour ses activités de marché.

Il s'applique également aux parts des engagements et prêts consortiaux (financements syndiqués) que le Groupe ne souhaite pas conserver et qui ont été identifiées, dès l'engagement du Groupe dans l'opération, comme étant à céder à court terme (généralement 6 à 12 mois) sur le marché secondaire, ainsi qu'aux prêts octroyés par le Groupe dans le cadre des activités d'origination/distribution avec l'intention de les vendre à court terme.

Les actifs financiers détenus dans des portefeuilles d'instruments financiers gérés en extinction sont également suivis sur la base de leur juste valeur. Bien que ne relevant pas des activités de marché, ces actifs sont présentés comptablement parmi les actifs de transaction et sont évalués à la juste valeur par résultat.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 3

Le portefeuille de transaction inclut l'ensemble des actifs financiers détenus à des fins de transaction quelles que soient les caractéristiques de leurs flux de trésorerie contractuels. Seuls les actifs financiers non-SPPI qui ne sont pas détenus dans le cadre de ces activités sont classés parmi les Actifs financiers évalués obligatoirement à la juste valeur par résultat (cf. paragraphe 3.1.2).

ACTIF

(En M EUR)	31.12.2020	31.12.2019
Obligations et autres titres de dettes	30 322	26 080
Actions et autres instruments de capitaux propres	92 780	77 966
Prêts, créances et pensions livrées	129 700	117 956
Dérivés de transaction ⁽¹⁾	151 536	135 849
Autres actifs de transaction	-	182
TOTAL	404 338	358 033
dont titres prêtés	11 066	13 681

(1) Cf. Note 3.2 Instruments financiers dérivés.

PASSIF

(En M EUR)	31.12.2020	31.12.2019
Dettes sur titres empruntés	32 165	38 950
Obligations et autres titres de dettes vendus à découvert	5 385	3 518
Actions et autres instruments de capitaux propres vendus à découvert	1 253	1 466
Emprunts et pensions livrées	120 755	97 820
Dérivés de transaction ⁽¹⁾	159 176	138 120
Autres passifs de transaction	1 078	1 372
TOTAL	319 812	281 246

(1) Cf. Note 3.2 Instruments financiers dérivés.

NOTE 3.1.2 ACTIFS FINANCIERS ÉVALUÉS OBLIGATOIREMENT À LA JUSTE VALEUR PAR RÉSULTAT

PRINCIPES COMPTABLES

Les actifs financiers évalués obligatoirement à la juste valeur par résultat regroupent :

- les prêts, obligations et titres assimilés qui ne sont pas détenus dans le cadre d'activités de transaction et dont les flux de trésorerie contractuels ne sont pas représentatifs de remboursements de principal et de versements d'intérêts sur le principal restant dû (instruments dits non basiques ou non-SPPI) ;
- les actions et titres assimilés qui ne sont classés dans aucune autre sous-catégorie : portefeuille de transaction à la juste valeur par résultat, instruments désignés par le Groupe pour être évalués à la juste valeur par capitaux propres sans reclassement ultérieur en résultat.

La juste valeur de ces actifs est présentée au bilan dans la rubrique Actifs financiers à la juste valeur par résultat et les variations de leur juste valeur sont enregistrées (hors intérêts) en résultat dans la rubrique Gains ou pertes nets sur instruments financiers à la juste valeur par résultat.

ÉTATS FINANCIERS

6

NOTE 3 | NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS

(En M EUR)	31.12.2020	31.12.2019
Obligations et autres titres de dettes	190	177
Actions et autres instruments de capitaux propres	2 561	2 492
Prêts, créances et pensions livrées	20 879	22 308
TOTAL	23 630	24 977

DÉTAIL DES PRÊTS, CRÉANCES ET PENSIONS LIVRÉES

(En M EUR)	31.12.2020	31.12.2019
Crédits de trésorerie	1 997	2 029
Crédits à l'équipement	17 248	16 152
Autres crédits	1 634	2 127
TOTAL	20 879	22 308

Les prêts, créances et pensions livrées classés dans la catégorie Actifs financiers évalués obligatoirement à la juste valeur par résultat comprennent :

- des prêts dont les clauses contractuelles incluent des options de remboursement anticipé assorties d'indemnités compensatoires dont le montant ne reflète pas les variations des taux d'intérêts ;
- des prêts incluant des clauses d'indexation ne permettant pas de les qualifier de prêts basiques (SPP).

NOTE 3.1.3 INSTRUMENTS FINANCIERS À LA JUSTE VALEUR PAR RÉSULTAT SUR OPTION

PRINCIPES COMPTABLES

Aux actifs et passifs financiers détenus à des fins de transaction et actifs financiers évalués obligatoirement à la juste valeur par résultat s'ajoutent, dans les mêmes rubriques des états financiers, les actifs et passifs financiers non dérivés que le Groupe a désignés dès l'origine pour être évalués en juste valeur en contrepartie du compte de résultat. Les variations de leur juste valeur (intérêts inclus) sont enregistrées en résultat dans la rubrique Gains ou pertes nets sur instruments financiers à la juste valeur par résultat à l'exception de la part représentative du risque de crédit propre du Groupe pour les passifs financiers qui est comptabilisée dans la rubrique Gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres.

Par ailleurs, en cas de décomptabilisation d'un passif financier classé à la juste valeur par résultat sur option avant son échéance contractuelle, les éventuels gains et pertes attribuables au risque de crédit propre du Groupe sont enregistrés dans la rubrique Gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres puis sont reclassés à l'ouverture de l'exercice suivant dans la rubrique Réserves consolidées.

Pour les actifs financiers, l'application de cette option est permise uniquement pour éliminer ou réduire significativement des décalages entre les traitements comptables de certains actifs et passifs financiers liés.

Pour les passifs financiers, l'application de cette option est limitée aux situations suivantes :

- lorsqu'elle permet l'élimination ou la réduction de décalages entre les traitements comptables de certains actifs et passifs financiers liés ;
- lorsqu'elle s'applique à un passif financier hybride comportant un ou plusieurs dérivés incorporés qui devraient faire l'objet d'une comptabilisation distincte ;
- lorsqu'un groupe d'actifs et/ou de passifs financiers est géré et sa performance est évaluée sur la base de la juste valeur.

Le Groupe évalue ainsi à la juste valeur en contrepartie du compte de résultat les émissions obligataires structurées du métier des activités de Marché et Services aux Investisseurs. Ces émissions s'inscrivent dans le cadre d'une activité exclusivement commerciale dont les risques sont couverts par des retournements sur le marché au moyen d'instruments financiers gérés au sein des portefeuilles de transaction. L'utilisation de l'option juste valeur permet ainsi de garantir la cohérence entre le traitement comptable de ces émissions et celui des instruments financiers dérivés couvrant les risques de marché induits par ces dernières et qui sont obligatoirement évalués à la juste valeur.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 3

ACTIF

(En M EUR)	31.12.2020	31.12.2019
Obligations et autres titres de dettes	29	1 458
Prêts, créances et pensions livrées	158	145
Actifs distincts pour régimes d'avantages du personnel ⁽¹⁾	1 303	1 126
TOTAL	1 490	2 729

(1) dont 1 150 millions d'euros au 31 décembre 2020 d'actifs distincts pour régimes postérieurs à l'emploi à prestations définies contre 963 millions d'euros au 31 décembre 2019 (cf. Note 5.2).

PASSIF

Les passifs financiers à la juste valeur par résultat sur option sont essentiellement constitués par les émissions structurées du groupe Société Générale.

	31.12.2020		31.12.2019	
(En M EUR)	Juste valeur	Montant remboursable à maturité	Juste valeur	Montant remboursable à maturité
Instruments financiers à la juste valeur par résultat sur option	70 435	70 941	82 883	83 249

Les écarts de réévaluation liés au risque de crédit émetteur du Groupe sont évalués à l'aide de modèles tenant compte des conditions les plus récentes de refinancement effectif du groupe Société Générale sur les marchés et de la maturité résiduelle des passifs concernés.

La variation de juste valeur attribuable au risque de crédit propre a généré sur la période une perte de 79 millions d'euros. À cette date, l'évaluation du risque de crédit propre a généré en cumulé 396 millions d'euros de perte enregistrée directement en capitaux propres.

NOTE 3.14 GAINS OU PERTES NETS SUR INSTRUMENTS FINANCIERS À LA JUSTE VALEUR PAR RÉSULTAT

(En M EUR)	2020	2019
Résultat net sur portefeuille de transaction (hors dérivés)	(1 790)	5 754
Résultat net sur instruments financiers évalués obligatoirement à la juste valeur par résultat ⁽¹⁾	2 746	3 661
Résultat net sur instruments financiers à la juste valeur sur option	(2 285)	(15 028)
Résultat sur instruments financiers dérivés de transaction	4 645	9 712
Résultat net sur opérations de couverture ⁽²⁾	92	100
Résultat net sur instruments financiers dérivés de couverture de juste valeur	801	1 155
Réévaluation des éléments couverts attribuable aux risques couverts ⁽³⁾	(709)	(1 055)
Résultat net des opérations de change	(623)	144
TOTAL	2 785	4 343
dont produits de dividendes sur instruments financiers à la juste valeur par résultat	55	84

(1) Ce poste enregistre les gains et pertes latents et réalisés sur les instruments de dettes et de capitaux propres à l'exclusion de la composante de revenus des instruments de dettes représentative d'un taux d'intérêt qui est enregistrée en marge nette d'intérêt (cf. Note 3.7).

(2) Ce poste présente uniquement le résultat des opérations de couverture portant sur des instruments financiers. Pour les opérations de couverture portant sur des actifs ou passifs non financiers, le résultat net des instruments financiers dérivés de couverture de juste valeur est présenté au sein du poste du compte de résultat impacté par l'élément couvert.

(3) Ce poste présente la réévaluation des éléments couverts en juste valeur y compris la variation de valeur des écarts de réévaluation des portefeuilles couverts en taux.

Dans la mesure où les charges et produits présentés dans le compte de résultat sont classés par nature et non par destination, le résultat net des activités sur instruments financiers à la juste valeur par résultat doit être appréhendé globalement. Il convient de noter que les

résultats ci-dessus n'intègrent pas le coût de refinancement de ces instruments financiers, qui est présenté parmi les charges et produits d'intérêts.

NOTE 3.2 Instruments financiers dérivés

Les instruments financiers dérivés sont des instruments financiers dont la valeur évolue en fonction de celle d'un sous-jacent et peut s'accompagner d'un effet démultiplicateur (effet de levier). Les sous-jacents de ces instruments sont variés (taux d'intérêt, cours de change, actions, indices, matières premières, notation de crédit...) de même que leur forme (contrats à terme, contrats d'échange ou swaps, options d'achat ou de vente...).

Les instruments financiers dérivés peuvent être conclus par le Groupe dans le cadre de ses activités de marché afin d'offrir à ses clients des solutions pour leur gestion des risques ou l'optimisation de leurs revenus. Il s'agit alors de dérivés de transaction.

Le Groupe peut également conclure des instruments financiers dérivés pour gérer et couvrir ses propres risques. Il s'agit alors de dérivés de couverture. Les opérations de couverture peuvent concerner des éléments ou transactions individuelles (opérations de micro-couverture) ou bien des portefeuilles d'actifs et passifs financiers générant un risque structurel de taux d'intérêt (opérations de macro-couverture).

À la différence des autres instruments financiers, les instruments dérivés sont toujours évalués au bilan à leur juste valeur quel que soit l'objet de leur détention (activités de marché ou opérations de couverture). La réévaluation des dérivés de transaction affecte directement le compte de résultat. En revanche, le mode de comptabilisation des opérations de couverture permet de neutraliser dans le compte de résultat les effets de la réévaluation des dérivés de couverture dès lors que la couverture est efficace.

PRINCIPES COMPTABLES

Les instruments financiers dérivés sont des instruments qui présentent les trois caractéristiques suivantes :

- leur valeur fluctue en fonction de la variation d'un sous-jacent (taux d'intérêt, cours de change, actions, indices, matières premières, notations de crédit, etc.) ;
- ils ne requièrent qu'un investissement initial faible ou nul ;
- leur règlement intervient à une date future.

Tous les instruments financiers dérivés sont comptabilisés à leur juste valeur au bilan parmi les actifs ou passifs financiers. Ils sont comptabilisés par défaut comme des instruments de transaction, sauf à pouvoir être qualifiés d'instruments de couverture.

Cas particulier des instruments dérivés sur actions propres

Les instruments financiers dérivés ayant comme sous-jacent les actions Société Générale ou les actions de filiales du Groupe et qui sont obligatoirement dénoués par l'échange d'un montant fixe de trésorerie (ou d'un autre actif financier) contre un nombre fixe d'actions propres (autres que des dérivés) sont qualifiés d'instruments de capitaux propres. Ces instruments, ainsi que les primes et soultes payées ou reçues qui s'y rapportent, sont inscrits directement en capitaux propres dès leur enregistrement initial et ne font l'objet d'aucune réévaluation ultérieure. Les ventes d'options de vente sur actions propres et les achats à terme d'actions propres donnent lieu à l'enregistrement d'une dette pour la valeur du notionnel par contrepartie des capitaux propres.

Les autres instruments financiers dérivés ayant comme sous-jacent des actions propres sont quant à eux comptabilisés au bilan en juste valeur comme les instruments financiers dérivés n'ayant pas comme sous-jacent des actions propres.

Traitement des instruments dérivés incorporés

Un instrument dérivé incorporé est une composante d'un contrat hybride qui inclut également un instrument hôte non-dérivé.

Lorsque le contrat hôte constitue un actif financier, le contrat hybride sera évalué entièrement à la juste valeur par résultat car ses flux de trésorerie contractuels ne revêtent pas un caractère basique (ou SPPI).

Lorsque le contrat hôte constitue un passif financier et qu'il n'est pas évalué à la juste valeur par résultat, le dérivé incorporé est séparé de son contrat hôte dès lors que :

- dès l'initiation de l'opération, les caractéristiques économiques et les risques associés à cet instrument dérivé ne sont pas étroitement liés aux caractéristiques et risques du contrat hôte ; et
- il répond à la définition d'un instrument dérivé.

L'instrument financier dérivé ainsi séparé est comptabilisé à sa juste valeur au bilan dans les rubriques Actifs financiers à la juste valeur par résultat ou Passifs financiers à la juste valeur par résultat dans les conditions décrites ci-avant. Le contrat hôte est quant à lui comptabilisé dans l'une des rubriques relatives aux passifs financiers évalués au coût amorti.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 3

NOTE 3.21 INSTRUMENTS FINANCIERS DÉRIVÉS DE TRANSACTION

PRINCIPES COMPTABLES

Les instruments financiers dérivés de transaction sont inscrits au bilan pour leur juste valeur dans les rubriques Actifs ou Passifs financiers à la juste valeur par résultat. Les variations de juste valeur sont enregistrées au compte de résultat dans la rubrique Gains ou pertes nets sur instruments financiers à la juste valeur par résultat.

Les variations de juste valeur constatées sur les instruments financiers dérivés conclus avec des contreparties qui se sont ultérieurement avérées défaillantes sont comptabilisées en Gains ou pertes nets sur instruments financiers à la juste valeur par résultat jusqu'à la date d'annulation de ces instruments et de constatation au bilan, pour leur juste valeur à cette même date, des créances ou dettes vis-à-vis des contreparties concernées. Les éventuelles dépréciations ultérieures de ces créances sont enregistrées en Coût du risque dans le compte de résultat.

JUSTE VALEUR

(En M EUR)	31.12.2020		31.12.2019	
	Actif	Passif	Actif	Passif
Instruments de taux d'intérêt	99 873	98 406	91 146	88 501
Instruments de change	18 698	19 795	18 036	18 354
Instruments sur actions et indices	31 224	37 978	22 318	26 141
Instruments sur matières premières	413	392	1 860	2 201
Dérivés de crédit	1 297	1 434	2 415	2 037
Autres instruments financiers à terme	31	1 171	74	886
TOTAL	151 536	159 176	135 849	138 120

Le Groupe utilise des dérivés de crédit dans le cadre de la gestion du portefeuille de crédits corporate. Ils permettent essentiellement de réduire les concentrations individuelles, sectorielles et géographiques et d'assurer une gestion active des risques et du capital alloué. Tous les dérivés de crédit, quelle que soit l'intention de gestion, sont

évalués en juste valeur en contrepartie du compte de résultat et ne peuvent pas être qualifiés comptablement de couverture d'actifs financiers. Ils sont donc présentés pour leur juste valeur parmi les instruments financiers dérivés de transaction.

ENGAGEMENTS (NOTIONNELS)

(En M EUR)	31.12.2020	31.12.2019
Instruments de taux d'intérêt	9 731 256	11 988 127
Instruments fermes	8 090 893	9 959 001
Swaps	6 849 353	6 324 621
Contrats à terme de taux	1 241 540	1 634 380
Instruments conditionnels	1 640 363	2 029 126
Instruments de change	3 155 455	3 192 776
Instruments fermes	2 349 313	2 475 393
Instruments conditionnels	806 142	717 383
Instruments sur actions et indices	869 679	1 124 549
Instruments fermes	128 941	186 691
Instruments conditionnels	740 738	937 858
Instruments sur matières premières	20 078	96 900
Instruments fermes	19 194	83 509
Instruments conditionnels	884	13 391
Dérivés de crédit	202 994	246 006
Autres instruments financiers à terme	28 603	38 428
TOTAL	14 008 065	16 686 786

NOTE 3.2.2 INSTRUMENTS FINANCIERS DÉRIVÉS DE COUVERTURE

Conformément aux dispositions transitoires de la norme IFRS 9, le Groupe a fait le choix de maintenir les dispositions de la norme IAS 39 relatives à la couverture. En conséquence, les instruments de capitaux propres détenus (actions et titres assimilés) ne sont pas éligibles à la comptabilité de couverture quel que soit leur classement comptable.

Dans le cadre de la crise Covid-19, le Groupe n'a pas constaté d'inefficacité ou de disparition d'éléments couverts susceptibles d'entraîner un arrêt de ses relations de couverture.

PRINCIPES COMPTABLES

Afin de couvrir certains risques de marché, le Groupe met en place des couvertures au moyen d'instruments financiers dérivés. Comptablement, ces opérations peuvent être qualifiées de couverture de juste valeur ou de couverture de flux de trésorerie ou de couverture d'un investissement net à l'étranger, selon les risques ou les éléments à couvrir.

Pour qualifier comptablement ces opérations comme des opérations de couverture, le Groupe documente de façon détaillée la relation de couverture dès sa mise en place. Cette documentation précise l'actif, le passif, ou la transaction future couverte, le risque faisant l'objet de la couverture et la stratégie associée de gestion de ce risque, le type d'instrument financier dérivé utilisé et la méthode d'évaluation qui sera appliquée pour mesurer l'efficacité de la couverture.

L'instrument financier dérivé désigné comme instrument de couverture doit être hautement efficace afin de compenser la variation de la juste valeur ou des flux de trésorerie découlant du risque couvert. Cette efficacité est vérifiée lorsque les variations de la juste valeur ou des flux de trésorerie de l'élément couvert sont presque totalement compensées par les variations de la juste valeur ou des flux de trésorerie de l'instrument de couverture, le rapport attendu entre les deux variations étant compris dans la fourchette 80%-125%. L'efficacité est appréciée à la mise en place de la couverture puis tout au long de sa durée de vie. Elle est mesurée trimestriellement de façon prospective (efficacité escomptée sur les périodes futures) et rétrospective (efficacité constatée sur les périodes passées). Si l'efficacité sort de la fourchette précitée, la comptabilité de couverture est interrompue.

Les instruments financiers dérivés de couverture sont portés au bilan pour leur juste valeur dans la rubrique Instruments dérivés de couverture.

Couverture de juste valeur

L'objectif de cette relation de couverture est de se prémunir contre une variation défavorable de la juste valeur d'un élément qui pourrait affecter le compte de résultat en cas de sortie de l'élément couvert du bilan.

Les variations de juste valeur de l'instrument financier dérivé de couverture sont enregistrées au compte de résultat dans la rubrique Gains ou pertes nets sur instruments financiers à la juste valeur par résultat, mais s'agissant de dérivés de taux, la partie correspondant au réescompte de l'instrument financier dérivé est présentée au compte de résultat dans les rubriques Intérêts et produits assimilés / Intérêts et charges assimilés symétriquement aux produits ou charges d'intérêts relatifs à l'élément couvert.

Au bilan, la valeur comptable de l'élément couvert est ajustée des gains ou des pertes attribuables à la réévaluation du risque couvert, lesquels sont constatés dans la rubrique Gains ou pertes nets sur instruments financiers à la juste valeur par résultat du compte de résultat. Dans la mesure où la relation de couverture est hautement efficace, les variations de juste valeur de l'élément couvert se compensent dans le compte de résultat avec les variations de juste valeur de l'instrument financier dérivé de couverture, l'écart représentant un gain ou une perte d'inefficacité.

L'efficacité prospective de la couverture est évaluée par une analyse de sensibilité à partir de scénarios probables d'évolution des paramètres de marché ou par une analyse de régression issue d'une relation statistique (corrélation) entre certaines des composantes de l'élément couvert et de l'instrument de couverture. L'efficacité rétrospective est appréciée en comparant les variations de juste valeur de l'instrument de couverture avec les variations de juste valeur de l'élément couvert.

S'il s'avère que l'instrument financier dérivé ne respecte plus les critères d'efficacité imposés dans le cadre d'une relation de couverture ou si l'instrument financier dérivé est liquidé ou vendu, la comptabilité de couverture cesse d'être appliquée et ce, sur une base prospective. La valeur au bilan de l'élément d'actif ou de passif ayant fait l'objet de la couverture n'est postérieurement plus ajustée pour refléter les variations de juste valeur attribuable au risque couvert, et les ajustements cumulés au titre du traitement de couverture sont amortis sur la durée de vie restant à courir de l'élément antérieurement couvert tant que celui-ci est toujours inscrit au bilan. La comptabilité de couverture cesse également d'être appliquée si l'élément couvert est vendu avant l'échéance ou remboursé par anticipation, auquel cas les écarts d'évaluation sont rapportés immédiatement au compte de résultat.

Couverture de flux de trésorerie

Les couvertures de flux de trésorerie permettent de couvrir des éléments exposés aux variations de flux de trésorerie futurs liés à un instrument financier comptabilisé au bilan (prêts, titres ou dettes à taux variable) ou à une transaction future hautement probable (taux d'intérêt fixes futurs, cours de change futurs, prix futurs, etc.). L'objectif de cette relation de couverture est de se prémunir contre une variation défavorable des flux de trésorerie futurs d'un élément susceptible d'affecter le compte de résultat.

Les variations de juste valeur des instruments financiers dérivés de couverture sont enregistrées parmi les Gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres pour leur part efficace, tandis que la partie inefficace est constatée au poste Gains ou pertes nets sur instruments financiers à la juste valeur par résultat du compte de résultat. S'agissant des dérivés de taux, la partie correspondant au réescompte de l'instrument financier dérivé est inscrite au compte de résultat dans les rubriques Intérêts et produits assimilés / Intérêts et charges assimilés symétriquement aux produits ou charges d'intérêts relatifs à l'élément couvert.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 3

L'efficacité prospective de la couverture est évaluée par une analyse de sensibilité à partir de scénarios probables d'évolution des paramètres de marché ou par une analyse de régression issue d'une relation statistique (corrélation) entre certaines des composantes de l'élément couvert et de l'instrument de couverture. L'efficacité rétrospective est mesurée par la méthode du dérivé hypothétique qui consiste à créer un dérivé hypothétique répliquant exactement les caractéristiques de l'élément couvert (en termes de notionnel, de date de refixation des taux, de taux, de devise...), de sens inverse à l'élément couvert, et dont la juste valeur est nulle à la mise en place de la relation de couverture, puis à comparer les variations de juste valeur du dérivé hypothétique avec celles de l'instrument de couverture.

Lorsque l'instrument financier dérivé est échu, les gains et pertes réalisés sur l'instrument sont enregistrés parmi les Gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres pour leur part efficace, tandis que la partie inefficace est enregistrée en Gains ou pertes nets sur instruments financiers à la juste valeur par résultat dans le compte de résultat. Les gains et pertes inscrits en capitaux propres sont repris ultérieurement dans le poste Gains ou pertes nets sur instruments financiers à la juste valeur par résultat du compte de résultat au même rythme que les flux de trésorerie couverts. S'agissant des dérivés de taux, la partie correspondant aux intérêts de l'instrument financier dérivé est inscrite au compte de résultat dans la rubrique Intérêts et produits assimilés / Intérêts et charges assimilées symétriquement aux produits ou charges d'intérêts relatifs à l'élément couvert.

Lorsque l'instrument financier dérivé ne respecte plus les critères d'efficacité imposés dans le cadre d'une relation de couverture ou si l'instrument financier dérivé est liquidé ou vendu, la comptabilité de couverture cesse d'être appliquée et ce, sur une base prospective. Les montants inscrits précédemment dans les capitaux propres sont reclassés au compte de résultat au cours des périodes sur lesquelles les flux de trésorerie découlant de l'élément couvert se réalisent. Si l'élément couvert est vendu ou remboursé avant l'échéance prévue ou si la transaction future couverte n'est plus probable, les gains et les pertes latents inscrits dans les capitaux propres sont immédiatement comptabilisés dans le compte de résultat.

Couverture d'un investissement net à l'étranger libellé en devises

L'objectif de la couverture d'un investissement net dans une entreprise étrangère est de se prémunir contre le risque de change.

L'élément couvert est un investissement réalisé dans un pays dont la monnaie est différente de la monnaie fonctionnelle du Groupe. Il s'agit donc de couvrir la situation nette d'une filiale ou d'une succursale étrangère contre un risque de change par rapport à la devise fonctionnelle de l'entité.

La couverture d'un investissement net à l'étranger suit les mêmes principes comptables que les relations de couverture de flux de trésorerie. Ainsi, la partie efficace des variations de juste valeur relatives aux instruments financiers dérivés qualifiés comptablement de couverture d'investissement net est inscrite dans les capitaux propres en Gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres tandis que la partie inefficace est portée au compte de résultat.

Couverture de portefeuilles (macro-couverture)

Les instruments financiers dérivés de taux utilisés dans le cadre de ce type de couverture ont pour objet de couvrir de façon globale le risque structurel de taux issu principalement des activités de la Banque de détail.

Comptablement, ces opérations sont documentées selon les entités du Groupe comme des couvertures de juste valeur ou bien comme des couvertures de flux de trésorerie.

Les entités du Groupe documentant une macro-couverture de juste valeur de portefeuilles d'actifs ou de passifs à taux fixe appliquent les dispositions prévues par la norme IAS 39 telle qu'adoptée dans l'Union européenne (IAS 39 carve-out) permettant ainsi de faciliter :

- l'éligibilité aux relations de couverture de juste valeur des opérations de macro-couverture réalisées dans le cadre de la gestion actif-passif qui incluent les dépôts à vue de la clientèle dans les positions à taux fixes ainsi couvertes ;
- la réalisation des tests d'efficacité prévus par la norme IAS 39 telle qu'adoptée dans l'Union européenne.

Le traitement comptable des instruments financiers dérivés qualifiés comptablement de macro-couverture de juste valeur est similaire à celui des instruments financiers dérivés de couverture de juste valeur. Les variations de juste valeur des portefeuilles d'actifs et de passifs financiers macro-couverts, évaluées à partir de l'instrument synthétique modélisé, sont quant à elles enregistrées dans une ligne spécifique du bilan intitulée « Écart de réévaluation des portefeuilles couverts en taux » par la contrepartie du compte de résultat.

Les entités du Groupe documentant une macro-couverture de flux de trésorerie appliquent les mêmes principes comptables que ceux exposés ci-avant pour la couverture de flux de trésorerie. Les portefeuilles d'actifs ou de passifs macro-couverts ne font donc pas l'objet d'une réévaluation à la juste valeur à hauteur du risque couvert.

Dans le cas de la macro-couverture de flux de trésorerie, le portefeuille couvert est constitué d'actifs ou de passifs à taux variable.

Pour finir, quelle que soit la documentation retenue pour ces opérations de macro-couverture, celles-ci nécessitent la mise en œuvre de trois tests pour mesurer l'efficacité de la relation :

- un test de non-surcouverture qui consiste à s'assurer, prospectivement et rétrospectivement, que le nominal des portefeuilles couverts est supérieur au notionnel des instruments de couverture pour chaque bande de maturité future et chaque génération de taux ;
- un test de non-disparition de l'élément couvert qui consiste à s'assurer prospectivement et rétrospectivement que la position maximale couverte historiquement est inférieure au nominal du portefeuille couvert à la date d'arrêt considérée pour chaque bande de maturité future et chaque génération de taux ;
- un test quantitatif destiné à s'assurer rétrospectivement que les variations de juste valeur de l'instrument synthétique modélisé compensent les variations de juste valeur des instruments de couverture.

Les sources d'inefficacité des opérations de macro-couvertures mises en œuvre dans le Groupe résultent du dernier fixing de la jambe variable des swaps de couverture, de la valorisation bi-courbe des instruments de couverture collatéralisés, des décalages de tombées d'intérêt éventuels entre l'élément couvert et l'instrument de couverture et de la prise en compte du risque de contrepartie sur les instruments de couverture.

TRAITEMENTS DES CHANGEMENTS INTERVENANT DANS LA BASE DE CALCUL DES FLUX DE TRÉSORERIE CONTRACTUELS DES ÉLÉMENTS COMPOSANT UNE RELATION DE COUVERTURE - RÉFORME IBOR

NON-DÉQUALIFICATION DES RELATIONS DE COUVERTURE

La documentation des couvertures comptables existantes doit être mise à jour en vue de refléter les modifications apportées par la réforme des taux d'intérêt de référence (réforme IBOR) à la base de calcul des flux de trésorerie contractuels des éléments composant la couverture.

Ces mises à jour induites par la réforme IBOR n'entraînent ni la déqualification de la relation de couverture, ni l'identification d'une nouvelle couverture comptable dès lors qu'elles visent uniquement à :

- identifier un taux d'intérêt de référence alternatif (contractuellement ou non contractuellement spécifié) en tant que risque couvert ;
- mettre à jour la description de l'élément couvert, incluant la description de la part couverte des flux de trésorerie ou de la juste valeur ;
- mettre à jour la description de l'instrument de couverture ;
- mettre à jour la description de la méthode d'évaluation de l'efficacité de la couverture.

Ces mises à jour sont réalisées au fur et à mesure des modifications apportées aux éléments couverts ou aux instruments de couverture ; plusieurs mises à jour successives peuvent être réalisées pour une même couverture comptable.

Les modifications qui ne découlent pas directement de l'application de la réforme IBOR, et intervenant dans la base de calcul des flux de trésorerie contractuels des éléments composant la relation de couverture ou dans la documentation de couverture, sont préalablement analysées en vue de confirmer le respect des critères permettant d'appliquer la comptabilité de couverture.

TRAITEMENTS COMPTABLES SPÉCIFIQUES

Pour les couvertures de juste valeur et les couvertures de flux de trésorerie, les règles de comptabilisation applicables sont maintenues pour la reconnaissance des gains ou pertes issus de la réévaluation de la composante couverte et de l'instrument de couverture prenant en compte les modifications décrites ci-dessus.

Les variations de valeur cumulées utilisées pour déterminer l'efficacité rétrospective des couvertures peuvent être remises à zéro au cas par cas lors des modifications.

Les montants de gains ou pertes enregistrés dans les capitaux propres au titre des couvertures de flux de trésorerie déqualifiées prospectivement, suite à la modification du taux d'intérêt de référence sur lequel étaient basés les flux de trésorerie futurs couverts, sont maintenus dans les capitaux propres jusqu'à l'enregistrement en résultat des flux de trésorerie couverts.

Un taux d'intérêt de référence alternatif utilisé comme composante de risque non spécifiée contractuellement (exemple, un taux d'intérêt de référence alternatif 3 mois utilisé pour déterminer le taux fixe d'un prêt et pour lequel le Groupe cherche à couvrir les variations de valeur) pourra être utilisé dans la mesure où il est raisonnablement attendu qu'il sera séparément identifiable (i.e., coté sur un marché dont la liquidité est suffisante) dans les 24 mois suivants sa première utilisation.

JUSTE VALEUR

	31.12.2020		31.12.2019	
	Actif	Passif	Actif	Passif
<i>(En M EUR)</i>				
Couverture de juste valeur	19 982	12 161	16 617	9 981
Instruments de taux d'intérêt	19 950	12 161	16 616	9 981
Instruments de change	32	-	1	-
Couverture de flux de trésorerie	298	163	181	124
Instruments de taux d'intérêt	288	58	169	65
Instruments de change	10	34	10	46
Instruments sur actions et indices	-	71	2	13
Couverture d'investissement net	387	137	39	107
Instruments de change	387	137	39	107
TOTAL	20 667	12 461	16 837	10 212

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 3

Le Groupe met en place des relations de couverture qualifiées comptablement de couverture de juste valeur afin de couvrir les actifs et passifs financiers à taux fixe contre les variations de taux d'intérêt à long terme, essentiellement les prêts/emprunts, les émissions de titres et les titres à taux fixe. Les instruments de couverture utilisés sont principalement des swaps de taux d'intérêt.

Par ailleurs, le Groupe, au titre de certaines de ses activités de Banque de Grande Clientèle et Solutions Investisseurs, est exposé à la variation dans le futur des flux de trésorerie sur ses besoins de refinancement à court et à moyen terme et met en place des relations de couverture qualifiées comptablement de couverture de flux de trésorerie.

Le besoin de refinancement hautement probable est déterminé en fonction de données historiques établies par activité et représentatives des encours du bilan. Ces données peuvent être revues à la hausse ou à la baisse en fonction de l'évolution des modes de gestion.

Enfin, dans le cadre de leur gestion des risques structurels de taux et de change, les entités du Groupe mettent en place des couvertures de juste valeur pour des portefeuilles d'actifs ou de passifs au titre du risque de taux ainsi que des couvertures de flux de trésorerie et d'investissement net à l'étranger au titre du risque de change.

ENGAGEMENTS (NOTIONNELS)

(En M EUR)	31.12.2020	31.12.2019
Instruments de taux d'intérêt	970 144	757 099
Instruments fermes	969 391	755 847
Swaps*	779 359	711 985
Contrats à terme de taux*	190 032	43 852
Instruments conditionnels	753	1 252
Instruments de change	8 604	11 314
Instruments fermes	8 604	11 314
Instruments sur actions et indices	169	90
Instruments conditionnels	169	90
TOTAL	978 917	768 503

* Montants retraités par rapport aux états financiers publiés au titre de l'exercice 2019. Depuis le second semestre 2019, des contrats à terme de taux (Forward Rate Agreements et Futures) d'une durée de trois mois sont désormais mis en place par le Groupe afin de proroger la maturité de swaps souscrits à des fins de couverture de la marge nette d'intérêt. Cette évolution dans la gestion de la couverture génère mécaniquement une hausse des engagements sur ce type de contrats mais n'entraîne pas d'augmentation de son exposition au risque de taux.

Les montants des notionnels des instruments de couverture concernés par l'amendement à la norme IAS 39, qui permet d'être exempté de certaines conditions requises en matière de comptabilité de couverture dans le cadre de la réforme des taux d'intérêt de référence, sont les suivants :

	31.12.2020	
(En M EUR)	Couverture de juste valeur	Couverture de flux de trésorerie
Eonia	31 396	1 975
Euribor	554 246	4 702
Libor	23 006	550
dont : Libor USD	16 808	320
dont : Libor GBP	582	230
TOTAL	608 648	7 227

ÉCHÉANCES DES ENGAGEMENTS (NOTIONNELS)

Ces éléments sont présentés en fonction des échéances contractuelles des instruments financiers.

(En M EUR)	Jusqu'à 3 mois	De 3 mois à moins de 1 an	De 1 à 5 ans	Plus de 5 ans	31.12.2020
Instruments de taux d'intérêt	66 139	301 608	376 800	225 597	970 144
Instruments de change	272	5 788	2 314	230	8 604
Instruments sur actions et indices	34	49	86	-	169
TOTAL	66 445	307 445	379 200	225 827	978 917

COUVERTURE DE JUSTE VALEUR : DÉTAIL DES ÉLÉMENTS COUVERTS

(En M EUR)	31.12.2020		
	Valeur comptable	Variation cumulée de juste valeur ⁽¹⁾	Variation de juste valeur enregistrée sur la période ⁽²⁾
Couverture du risque de taux d'intérêt	253 429	13 542	(709)
Actifs couverts	65 138	3 269	1 031
Prêts et créances sur les établissements de crédit, au coût amorti	1 455	41	12
Prêts et créances sur la clientèle au coût amorti	4 694	429	51
Titres de dette au coût amorti	932	43	28
Actifs financiers à la juste valeur par capitaux propres	37 521	2 379	1 049
Prêts et créances sur la clientèle au coût amorti macro-couverts ⁽³⁾	20 536	377	(109)
Passifs couverts	188 291	10 273	(1 740)
Dettes représentées par un titre	40 623	1 283	(354)
Dettes envers les établissements de crédit	12 798	440	(131)
Dettes envers la clientèle	1 615	169	26
Dettes subordonnées	14 933	684	(298)
Dettes envers la clientèle macro-couvertes ⁽³⁾	118 122	7 697	(983)
Couverture du risque de change	393	31	(38)
Passifs couverts	393	31	(38)
Dettes subordonnées	393	31	(38)
Couverture du risque action	1	(0)	1
Passifs couverts	1	(0)	1
Autres passifs	1	(0)	1
TOTAL	253 823	13 573	(746)

(En M EUR)	31.12.2019		
	Valeur comptable	Variation cumulée de juste valeur ⁽¹⁾	Variation de juste valeur enregistrée sur la période ⁽²⁾
Couverture du risque de taux d'intérêt	254 747	11 741	(1 067)
Actifs couverts	62 966	2 796	1 242
Prêts et créances sur les établissements de crédit, au coût amorti	1 331	30	12
Prêts et créances sur la clientèle au coût amorti	4 680	384	44
Titres de dette au coût amorti	748	19	(6)
Actifs financiers à la juste valeur par capitaux propres	39 135	1 531	1 015
Prêts et créances sur la clientèle au coût amorti macro-couverts ⁽³⁾	17 072	832	170
Passifs couverts	191 781	8 945	(2 309)
Dettes représentées par un titre	33 424	948	(234)
Dettes envers les établissements de crédit	14 389	308	(183)
Dettes envers la clientèle	2 506	196	24
Dettes subordonnées	11 985	391	(395)
Dettes envers la clientèle macro-couvertes ⁽³⁾	129 477	7 182	(1 521)
Couverture du risque de change	605	3	12
Passifs couverts	605	3	12
Dettes envers les établissements de crédit	605	3	12
Couverture du risque action	1	(0)	(0)
Passifs couverts	1	(0)	(0)
Autres passifs	1	(0)	(0)
TOTAL	255 353	11 744	(1 055)

* Montants retraités par rapport aux états financiers publiés en 2019.

(1) La valeur comptable des éléments couverts, pour les opérations de macro-couvertures, représente la somme de l'encours couvert et de l'écart de réévaluation des portefeuilles couverts en taux.

(2) Variation de juste valeur attribuable au risque couvert uniquement et servant à la détermination de la part inefficace de la juste valeur de l'instrument de couverture. Cette variation s'entend hors intérêts courus pour les éléments couverts contre le risque de taux.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 3

Au 31 décembre 2020, 169 millions d'euros de variation de juste valeur cumulée restent à amortir en raison de la disparition de l'instrument de couverture. Ce montant est principalement lié à des couvertures du risque de taux d'intérêt.

COUVERTURE DE JUSTE VALEUR : DÉTAIL DES INSTRUMENTS DE COUVERTURE

(En M EUR)	31.12.2020				
	Engagements (notionnels)	Juste valeur ⁽²⁾		Variation de juste valeur enregistrée sur la période	Inefficacité comptabilisée dans le résultat de la période
		Actif	Passif		
Couverture du risque de taux d'intérêt	241 509	19 854	12 198	801	92
Instruments fermes – Swaps	240 756	19 854	12 198	799	92
En couverture d'actifs	41 944	35	3 256	(1 150)	(10)
En couverture de portefeuilles d'actifs (macro-couverture) ⁽¹⁾	17 614	290	563	120	13
En couverture de passifs	67 933	3 094	149	795	38
En couverture de portefeuilles de passifs (macro-couverture) ⁽¹⁾	113 265	16 525	8 230	1 034	51
Instruments conditionnels	753	0	-	2	0
En couverture de portefeuilles d'actifs (macro-couverture) ⁽²⁾	753	0	-	2	0
Couverture du risque de change	384	32	0	38	-
Instruments fermes	384	32	0	38	-
En couverture de passifs	384	32	0	38	-
Couverture du risque action	2	-	1	(1)	0
Instruments conditionnels	2	-	1	(1)	0
En couverture de passifs	2	-	1	(1)	0
TOTAL	241 895	19 886	12 199	838	92

(En M EUR)	31.12.2019				
	Engagements (notionnels)	Juste valeur ⁽²⁾		Variation de juste valeur enregistrée sur la période	Inefficacité comptabilisée dans le résultat de la période
		Actif	Passif		
Couverture du risque de taux d'intérêt	247 030	16 619	9 979	1 167	100
Instruments fermes – Swaps	245 778	16 615	9 979	1 165	100
En couverture d'actifs	43 831	155	2 415	(1 086)	(14)
En couverture de portefeuilles d'actifs (macro-couverture) ⁽¹⁾	16 660	55	553	(180)	(8)
En couverture de passifs	61 370	2 279	226	866	78
En couverture de portefeuilles de passifs (macro-couverture) ⁽¹⁾	123 917	14 126	6 785	1 565	44
Instruments conditionnels	1 252	4	-	2	0
En couverture de portefeuilles d'actifs (macro-couverture) ⁽²⁾	1 252	4	-	2	0
Couverture du risque de change	828	11	7	(12)	0
Instruments fermes	828	11	7	(12)	0
En couverture de passifs	828	11	7	(12)	0
Couverture du risque action	2	-	0	0	(0)
Instruments conditionnels	2	-	0	0	(0)
En couverture de passifs	2	-	0	0	(0)
TOTAL	247 860	16 630	9 986	1 155	100

* Montants retraités par rapport aux états financiers publiés en 2019.

(1) Pour les opérations de macro-couverture, l'engagement présenté ici correspond à la position nette des instruments dérivés de couverture de manière à refléter l'exposition économique générée par ces instruments. Cette position est à mettre en relation avec la valeur au bilan des éléments couverts qui constitue l'exposition à couvrir.

(2) La juste valeur des dérivés de couverture s'entend hors appel de marge et intérêts courus inclus pour les instruments de taux d'intérêt.

COUVERTURE DE FLUX DE TRÉSORERIE : DÉTAIL DES ÉLÉMENTS COUVERTS

Le tableau suivant présente la variation de juste valeur de l'élément couvert utilisée aux fins de la comptabilisation de l'inefficacité de la couverture sur la période. S'agissant de relations de couverture de flux de trésorerie, la variation de juste valeur de l'élément couvert est mesurée par la méthode du dérivé hypothétique décrite dans les principes comptables énoncés ci-dessus.

(En M EUR)	31.12.2020	31.12.2019
	Variation de juste valeur	Variation de juste valeur
Couverture du risque de taux d'intérêt	(206)	(181)
Actifs couverts	(13)	1
<i>Actifs financiers à la juste valeur par capitaux propres</i>	(3)	(1)
<i>Prêts et créances sur la clientèle macro-couverts</i>	(10)	2
Passifs couverts	(193)	(182)
<i>Dettes représentées par un titre</i>	1	(1)
<i>Dettes envers les établissements de crédit</i>	(11)	(25)
<i>Dettes envers la clientèle macro-couvertes</i>	(183)	(156)
Couverture du risque de change	6	(0)
Passifs couverts	(3)	(0)
<i>Dettes subordonnées</i>	(3)	-
Transactions futures	9	-
Couverture du risque action	40	(26)
Transactions futures	40	(26)
TOTAL	(160)	(207)

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 3

COUVERTURE DE FLUX DE TRÉSORERIE : DÉTAIL DES INSTRUMENTS DE COUVERTURE

(En M EUR)	31.12.2020					
	Engagements (notionnels)	Juste valeur		Variation de juste valeur enregistrée sur la période		Variation cumulée de juste valeur enregistrée dans les gains et pertes directement comptabilisés en capitaux propres
		Actif	Passif	Part enregistrée dans les gains et pertes directement comptabilisés en capitaux propres	Part inefficace comptabilisée en résultat	
Couverture du risque de taux d'intérêt	11 329	288	58	203	(1)	213
Instruments fermes – Swaps	11 297	288	58	203	(1)	213
En couverture d'actifs	1 711	0	9	3	(1)	(8)
En couverture de portefeuilles d'actifs (macro-couverture) ⁽ⁱⁱ⁾	2 175	1	26	11	(0)	(18)
En couverture de passifs	3 682	25	16	7	(0)	(14)
En couverture de portefeuilles de passifs (macro-couverture) ⁽ⁱⁱ⁾	3 729	262	7	182	-	253
Instruments fermes – Contrats à terme de taux	32	-	-	0	0	0
En couverture de passifs	32	-	-	0	0	0
Couverture du risque de change	1 661	10	34	(6)	1	(13)
Instruments fermes	1 661	9	33	(6)	1	(13)
En couverture d'actifs	652	7	21	-	-	-
En couverture de passifs	246	1	4	3	0	(1)
En couverture de transactions futures	763	1	8	(9)	1	(12)
Instruments non dérivés		1	1	(0)	-	(0)
En couverture de transactions futures		1	1	(0)	-	(0)
Couverture du risque action	167	-	71	(36)	(4)	(15)
Instruments conditionnels	167	-	71	(36)	(4)	(15)
En couverture de transactions futures	167	-	71	(36)	(4)	(15)
TOTAL	13 157	298	163	161	(4)	185

ÉTATS FINANCIERS

6

NOTE 3 | NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS

	31.12.2019					
	Engagements (notionnels)	Juste valeur		Variation de juste valeur enregistrée sur la période		Variation cumulée de juste valeur enregistrée dans les gains et pertes directement comptabilisés en capitaux propres
		Actif	Passif	Part enregistrée dans les gains et pertes directement comptabilisés en capitaux propres	Part inefficace comptabilisée en résultat	
<i>(En M EUR)</i>						
Couverture du risque de taux d'intérêt	13 538	169	64	180	0	34
Instruments fermes - Swaps	13 466	169	64	179	0	35
En couverture d'actifs	2 222	3	10	1	-	(9)
En couverture de portefeuilles d'actifs (macro-couverture) ⁽¹⁾	3 129	2	39	(2)	0	(26)
En couverture de passifs	3 874	63	6	25	0	(19)
En couverture de portefeuilles de passifs (macro-couverture) ⁽¹⁾	4 241	101	9	155	-	89
Instruments fermes - Contrats à terme de taux	72	-	-	1	0	(1)
En couverture d'actifs	72	-	-	1	0	(1)
Couverture du risque de change	3 489	15	47	0	-	(0)
Instruments fermes	3 489	10	46	-	-	-
En couverture d'actifs	707	9	36	(0)	0	(0)
En couverture de passifs	2 782	1	10	0	(0)	0
Instruments non dérivés	-	5	1	0	-	(0)
En couverture de transactions futures	-	5	1	0	-	(0)
Couverture du risque action	88	2	13	25	4	(2)
Instruments conditionnels	88	2	13	25	4	(2)
En couverture de transactions futures	88	2	13	25	4	(2)
TOTAL	17 115	186	124	205	4	32

(1) Pour les opérations de macro-couverture, l'engagement présenté ici correspond à la position nette des instruments dérivés de couverture de manière à refléter l'exposition économique générée par ces instruments.

Sur l'exercice 2020, -16 millions d'euros de gains et pertes directement comptabilisés en capitaux propres ont été transférés en charges dans le compte de résultat à la suite de l'enregistrement en résultat des effets des flux de trésorerie couverts.

COUVERTURE D'UN INVESTISSEMENT NET À L'ÉTRANGER : DÉTAIL DES ÉLÉMENTS COUVERTS

	31.12.2020	31.12.2019
	Variation de juste valeur de l'élément couvert sur la période ⁽¹⁾	Stock d'écarts de conversion associés aux éléments couverts
<i>(En M EUR)</i>		
Couverture du risque de change	843	2 029
Investissement net couvert en GBP	179	484
Investissement net couvert en CZK	58	(115)
Investissement net couvert en RUB	330	1 288
Investissement net couvert en RON	16	36
Investissement net couvert en USD	80	40
Investissement net couvert (autres devises)	180	296

(1) Variation de juste valeur attribuable au risque couvert uniquement et servant à la détermination de la part inefficace de la juste valeur de l'instrument de couverture.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 3

COUVERTURE D'UN INVESTISSEMENT NET À L'ÉTRANGER : DÉTAIL DES INSTRUMENTS DE COUVERTURE

	31.12.2020					
	Engagements (notionnels)	Valeur comptable ⁽¹⁾		Variation de valeur enregistrée sur la période		Variation cumulée de valeur enregistrée dans les gains et pertes directement comptabilisés en capitaux propres
		Actif	Passif	Part enregistrée dans les gains et pertes directement comptabilisés en capitaux propres	Part inefficace comptabilisée en résultat	
(En M EUR)						
Couverture du risque de change	7 129	387	2 204	(843)	1	(2 029)
Instruments dérivés fermes	7 129	387	137	(571)	1	(634)
Investissement net couvert en GBP	1 373	29	18	(70)	(13)	23
Investissement net couvert en CZK	1 297	14	30	(31)	2	(25)
Investissement net couvert en RUB	870	145	10	(237)	11	(336)
Investissement net couvert en RON	933	6	5	(15)	(8)	(23)
Investissement net couvert en USD	396	98	43	(63)	1	(53)
Investissement net couvert (autres devises)	2 260	95	31	(155)	8	(220)
Instruments non dérivés	-	-	2 067	(272)	-	(1 395)
Investissement net couvert en GBP	-	-	453	(109)	-	(507)
Investissement net couvert en CZK	-	-	823	(27)	-	140
Investissement net couvert en RUB	-	-	303	(93)	-	(953)
Investissement net couvert en RON	-	-	43	(1)	-	(14)
Investissement net couvert en USD	-	-	187	(17)	-	14
Investissement net couvert (autres devises)	-	-	258	(25)	-	(75)

	31.12.2019					
	Engagements (notionnels)	Valeur comptable ⁽¹⁾		Variation de valeur enregistrée sur la période		Variation cumulée de valeur enregistrée dans les gains et pertes directement comptabilisés en capitaux propres
		Actif	Passif	Part enregistrée dans les gains et pertes directement comptabilisés en capitaux propres	Part inefficace comptabilisée en résultat	
(En M EUR)						
Couverture du risque de change	6 934	39	2 349	355	(50)	(839)
Instruments dérivés fermes	6 934	39	107	171	(50)	103
Investissement net couvert en GBP	1 218	14	60	67	(12)	155
Investissement net couvert en CZK	1 231	(6)	6	16	(10)	23
Investissement net couvert en RUB	857	1	36	113	(22)	14
Investissement net couvert en RON	805	-	(6)	(16)	(2)	(24)
Investissement net couvert en USD	552	10	2	(5)	(3)	4
Investissement net couvert (autres devises)	2 271	20	9	(4)	(1)	(69)
Instruments non dérivés	-	-	2 242	184	-	(942)
Investissement net couvert en GBP	-	-	478	98	-	(300)
Investissement net couvert en CZK	-	-	850	10	-	177
Investissement net couvert en RUB	-	-	396	48	-	(811)
Investissement net couvert en RON	-	-	43	(1)	-	(14)
Investissement net couvert en USD	-	-	203	4	-	35
Investissement net couvert (autres devises)	-	-	272	25	-	(29)

(1) La valeur comptable est représentative de la juste valeur lorsqu'il s'agit d'instruments dérivés et du coût amorti, converti à la date d'arrêté des comptes, lorsqu'il s'agit de prêts/emprunts en devises.

NOTE 3.3 Actifs financiers à la juste valeur par capitaux propres**SYNTHÈSE**

(En M EUR)	31.12.2020	31.12.2019
Instruments de dettes	51 801	53 012
Obligations et autres titres de dettes	51 721	52 991
Prêts, créances et pensions livrées	80	21
Actions et autres instruments de capitaux propres	259	244
TOTAL	52 060	53 256
dont titres prêtés	173	146

NOTE 3.3.1 INSTRUMENTS DE DETTES**PRINCIPES COMPTABLES**

Les instruments de dettes (prêts et créances, obligations et titres assimilés) sont classés dans la catégorie Actifs financiers à la juste valeur par capitaux propres lorsque leurs flux contractuels sont représentatifs de contrats de prêts basiques (SPPI) et qu'ils sont gérés suivant un modèle de collecte des flux de trésorerie contractuels et de vente.

Les revenus courus ou acquis des instruments de dettes sont enregistrés en résultat sur la base du taux d'intérêt effectif dans la rubrique Intérêts et produits assimilés.

En date de clôture, ces instruments sont évalués à leur juste valeur et les variations de juste valeur, hors revenus, sont inscrites en capitaux propres dans la rubrique Gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres, à l'exception des écarts de change sur les actifs monétaires en devises qui sont enregistrés en résultat. Par ailleurs, ces actifs financiers étant soumis au modèle de dépréciation pour risque de crédit, les variations des pertes de crédit attendues sont comptabilisées en résultat dans la rubrique Coût du risque en contrepartie de la rubrique Gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres. Les règles de dépréciation appliquées sont décrites dans la Note 3.8.

MODÈLE D'ACTIVITÉ « COLLECTE DES FLUX CONTRACTUELS ET VENTE »

L'objectif de ce modèle d'activité est de réaliser des flux de trésorerie par la perception de flux de paiements contractuels mais aussi par la vente d'actifs financiers. Dans ce modèle, les cessions d'actifs ne sont pas marginales ou exceptionnelles, mais elles concourent bien à la réalisation des objectifs de l'activité concernée.

	Activités de gestion de trésorerie Au sein du Groupe, hors activités d'assurance, le modèle de collecte des flux contractuels et vente s'applique essentiellement aux activités de gestion de trésorerie pour compte propre et de gestion du portefeuille de titres dits HQLA (High Quality Liquid Assets) inclus dans les réserves de liquidité. Le modèle de collecte des flux contractuels n'est que marginalement utilisé par certaines filiales pour la gestion de leurs titres HQLA.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 3

MOUVEMENTS DE LA PÉRIODE

(En M EUR)	2020
Solde au 1^{er} janvier	53 012
Acquisitions/décèssements	38 191
Cessions/remboursements	(37 193)
Transferts vers (ou depuis) une autre catégorie comptable	(563)
Variations de périmètre et autres	(265)
Variations de juste valeur de la période	1 258
Variations des créances rattachées	52
Différences de change	(2 691)
Solde au 31 décembre	51 801

GAINS ET PERTES LATENTS COMPTABILISÉS DIRECTEMENT EN CAPITAUX PROPRES

(En M EUR)	31.12.2020	31.12.2019
Gains latents	714	391
Pertes latentes	(262)	(186)
TOTAL	452	205

NOTE 3.3.2 INSTRUMENTS DE CAPITAUX PROPRES

PRINCIPES COMPTABLES

Les instruments de capitaux propres (actions et titres assimilés) qui ne sont pas détenus à des fins de transaction peuvent être désignés dès l'origine par le Groupe pour être évalués à la juste valeur par capitaux propres. Ce choix, effectué ligne à ligne, est irrévocable.

Ces instruments de capitaux propres sont alors évalués à leur juste valeur et les variations de juste valeur sont inscrites en Gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres sans reclassement ultérieur en résultat. En cas de cession, les plus ou moins-values réalisées sont reclassées dans les Réserves consolidées à l'ouverture de l'exercice comptable suivant la cession. Seuls les produits de dividendes représentatifs d'un retour sur investissement sont enregistrés en résultat, dans la rubrique Gains ou pertes nets sur actifs financiers à la juste valeur par capitaux propres.

Le Groupe n'a choisi que de manière très exceptionnelle de désigner des instruments de capitaux propres pour être évalués à la juste valeur par capitaux propres.

NOTE 3.4 Juste valeur des instruments financiers évalués en juste valeur**POUR
FAIRE
SIMPLE**

Les actifs et passifs financiers comptabilisés au bilan du Groupe sont évalués soit à la juste valeur soit au coût amorti. Pour ces derniers, leur juste valeur est alors indiquée dans les notes annexes (cf. Note 3.9).

Si un instrument est coté sur un marché actif, sa juste valeur est égale à son prix de marché.

Mais de très nombreux instruments financiers ne sont pas cotés (comme la plupart des prêts et dépôts clientèle, et des créances et dettes interbancaires) ou ne sont négociables que sur des marchés peu actifs ou sur des marchés de gré à gré (ce qui est le cas de nombreux instruments dérivés).

La juste valeur de ces instruments est alors calculée en utilisant des techniques ou modèles de valorisation. Les paramètres de marché utilisés dans ces modèles doivent être observables, à défaut ils sont déterminés sur la base d'estimations internes. Les modèles et les paramètres utilisés font l'objet de validations et de contrôles indépendants.

PRINCIPES COMPTABLES**Définition de la juste valeur**

La juste valeur est le prix qui serait reçu pour la vente d'un actif ou payé pour le transfert d'un passif lors d'une transaction normale entre des intervenants de marché à la date d'évaluation.

En l'absence de prix observable pour un actif ou un passif identique, la juste valeur des instruments financiers est déterminée à l'aide d'une autre technique d'évaluation qui maximise l'utilisation de données de marché observables en retenant des hypothèses que les intervenants du marché utiliseraient pour fixer le prix de l'instrument considéré.

Hierarchie de la juste valeur

À des fins d'information en annexe des comptes consolidés, la juste valeur des instruments financiers est présentée selon une hiérarchie des justes valeurs qui reflète le niveau d'observabilité des données utilisées pour réaliser les évaluations. La hiérarchie des justes valeurs se compose des niveaux suivants :

NIVEAU 1 (N1) : INSTRUMENTS VALORISÉS PAR DES PRIX (NON AJUSTÉS) COTÉS SUR DES MARCHÉS ACTIFS POUR DES ACTIFS OU DES PASSIFS IDENTIQUES.

Les instruments évalués en juste valeur au bilan, et présentés dans ce niveau 1, comprennent notamment les actions cotées sur un marché actif, les obligations d'États ou d'entreprises qui bénéficient de cotations externes directes (cotations brokers/dealers), les instruments dérivés traités sur les marchés organisés (futures, options), les parts de fonds (y compris les OPCVM) dont la valeur liquidative est disponible en date d'arrêté des comptes.

Un instrument financier est considéré comme coté sur un marché actif si des cours sont aisément et régulièrement disponibles auprès d'une Bourse, d'un courtier, d'un négociateur, d'un secteur d'activité, d'un service d'évaluation des prix ou d'une agence réglementaire et que ces prix représentent des transactions réelles et intervenant régulièrement sur le marché dans des conditions de concurrence normale.

L'appréciation du caractère inactif d'un marché s'appuie sur des indicateurs tels que la baisse significative du volume des transactions et du niveau d'activité sur le marché, la forte dispersion des prix disponibles dans le temps entre les différents intervenants de marché mentionnés supra ou l'ancienneté des dernières transactions observées sur le marché dans des conditions de concurrence normale.

Lorsque l'instrument financier est traité sur différents marchés et que le Groupe a un accès immédiat à ces marchés, la juste valeur de l'instrument financier est représentée par le prix du marché sur lequel les volumes et niveaux d'activité sont les plus élevés pour cet instrument. Les transactions résultant de situations de ventes forcées ne sont généralement pas prises en compte pour la détermination du prix de marché.

NIVEAU 2 (N2) : INSTRUMENTS VALORISÉS À L'AIDE DE DONNÉES AUTRES QUE LES PRIX COTÉS VISÉS AU NIVEAU 1 ET QUI SONT OBSERVABLES POUR L'ACTIF OU LE PASSIF CONCERNÉ, SOIT DIRECTEMENT (À SAVOIR DES PRIX) OU INDIRECTEMENT (À SAVOIR DES DONNÉES DÉRIVÉES DE PRIX).

Il s'agit d'instruments valorisés à l'aide d'un modèle financier basé sur des paramètres de marché. Les paramètres utilisés doivent être observables sur des marchés actifs ; l'utilisation de certains paramètres inobservables n'est possible que si ces derniers n'ont qu'une influence mineure sur la juste valeur de l'instrument dans son ensemble. Les prix publiés par une source externe, dérivés de l'évaluation d'instruments similaires, sont considérés comme des données dérivées de prix.

Sont notamment présentés dans la catégorie N2 les instruments financiers non dérivés évalués en juste valeur au bilan, qui ne bénéficient pas de cotations directes ou qui bénéficient d'une cotation sur un marché insuffisamment actif (cela peut inclure des obligations d'entreprises, des opérations de pensions livrées, des titres adossés à des prêts hypothécaires, des parts de fonds), ainsi que les instruments financiers dérivés fermes et optionnels du marché de gré à gré : contrats d'échange de taux d'intérêt, cups, floors, swaptions, options sur actions, sur indices, sur cours de change, sur matières premières, dérivés de crédit. Ces instruments ont des maturités correspondant aux zones de termes communément traitées dans le marché, et peuvent être simples ou bien présenter des profils de rémunération plus complexes (options à barrière, produits à sous-jacents multiples par exemple), la complexité restant cependant limitée. Les techniques de valorisation alors utilisées font appel à des méthodes usuelles et partagées par les principaux intervenants de marché.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 3

Cette catégorie comprend également la juste valeur des prêts et créances évalués au coût amorti au bilan et pour lesquels le risque de crédit de la contrepartie fait l'objet d'une cotation sous forme de *Credit Default Swap* (CDS) (cf. Note 3.9).

NIVEAU 3 (N3) : INSTRUMENTS POUR LESQUELS UNE PART SIGNIFICATIVE DES DONNÉES UTILISÉES POUR LA VALORISATION NE SONT PAS BASÉES SUR DES DONNÉES OBSERVABLES DE MARCHÉ (DONNÉES DITES NON OBSERVABLES).

Il s'agit d'instruments financiers valorisés à l'aide d'un modèle financier basé sur des paramètres de marché, parmi lesquels ceux ayant un caractère non observable ou observable sur des marchés insuffisamment actifs, ont une influence significative sur la juste valeur de l'instrument dans son ensemble.

Ainsi, les instruments financiers classés en catégorie N3 comprennent notamment des dérivés et des opérations de pension ayant des échéances plus longues que celles traitées habituellement sur les marchés, et/ou dont les profils de rémunération présentent des spécificités marquées, les dettes structurées incluant les dérivés incorporés valorisés sur la base de méthodes utilisant des paramètres non observables ou encore les actions détenues à long terme valorisées à partir d'un modèle d'évaluation d'entreprise, ce qui est le cas pour les sociétés non cotées ou cotées sur des marchés insuffisamment actifs.

S'agissant des dérivés complexes, les principaux instruments en N3 sont les suivants :

- **dérivés sur actions** : contrats optionnels de maturité longue et/ou présentant des mécanismes de rémunération sur mesure. Ces instruments sont sensibles à des paramètres de marché (volatilités, taux de dividende, corrélations...) dont le marquage dépend, en l'absence de profondeur de marché et d'une objectivation possible par des prix régulièrement traités, de méthodes propriétaires (par exemple extrapolation de données observables, analyse historique). Les produits hybrides actions (c'est-à-dire dont au moins un sous-jacent n'est pas de type action) sont également classés en N3 dans la mesure où les corrélations entre sous-jacents différents sont généralement non observables ;
- **dérivés de taux d'intérêt** : options long terme et/ou exotiques, produits sensibles à la corrélation (entre différents taux d'intérêt, différents taux de change, ou, par exemple pour les produits quanto, pour lesquels les devises de règlement et des sous-jacents sont différentes, entre taux d'intérêt et taux de change) ; ils sont susceptibles d'être classés en N3 pour cause de paramètres de valorisation non observables, compte tenu de la liquidité des couples concernés et de la maturité résiduelle des transactions (par exemple sont jugées non observables les corrélations Taux/Taux sur le couple USD/JPY) ;
- **dérivés de crédit** : la catégorie N3 comprend ici principalement des instruments sur paniers exposés à la corrélation de temps de défaut (produits de type « *N to default* » dans lequel l'acheteur de protection est dédommagé à partir du N^{ième} défaut, qui sont exposés à la qualité de crédit des signatures composant le panier et à leur corrélation, ou de type *CDO Bespoke*, qui sont des *CDO* - *Collateralised Debt Obligation* de tranches « sur mesure », c'est-à-dire créés spécifiquement pour un groupe d'investisseurs et structurés en fonction de leur besoin), ainsi que les produits soumis à la volatilité de spread de crédit ;
- **dérivés sur matières premières** : sont inclus dans cette catégorie des produits faisant appel à des paramètres de volatilité ou de corrélation non observables (options sur swap de matières premières, instruments sur paniers de sous-jacents par exemple).

NOTE 3.4.1 ACTIFS FINANCIERS ÉVALUÉS EN JUSTE VALEUR AU BILAN

(En M EUR)	31.12.2020				31.12.2019			
	Niveau 1	Niveau 2	Niveau 3	Total	Niveau 1	Niveau 2	Niveau 3	Total
Portefeuille de transaction (hors dérivés)	109 734	138 699	4 369	252 802	89 037	129 130	4 017	222 184
Obligations et autres titres de dettes	26 420	3 108	794	30 322	22 645	2 976	459	26 080
Actions et autres instruments de capitaux propres	83 314	9 465	1	92 780	66 392	11 465	109	77 966
Prêts, créances et pensions livrées	-	126 126	3 574	129 700	-	114 507	3 449	117 956
Autres actifs de transaction	-	-	-	-	-	182	-	182
Dérivés de transaction	49	147 417	4 070	151 536	191	132 572	3 086	135 849
Instruments de taux d'intérêt	4	97 189	2 680	99 873	6	88 868	2 272	91 146
Instruments de change	38	18 484	176	18 698	182	17 717	137	18 036
Instruments sur actions et indices	-	30 730	494	31 224	-	21 638	380	22 318
Instruments sur matières premières	-	410	3	413	-	1 784	76	1 860
Dérivés de crédit	-	580	717	1 297	-	2 195	220	2 415
Autres instruments financiers à terme	7	24	-	31	3	70	1	74
Actifs financiers évalués obligatoirement à la juste valeur par résultat	183	19 517	3 930	23 630	350	21 746	2 881	24 977
Obligations et autres titres de dettes	18	43	129	190	11	44	122	177
Actions et autres instruments de capitaux propres	165	359	2 037	2 561	339	185	1 968	2 492
Prêts, créances et pensions livrées	-	19 115	1 764	20 879	-	21 517	791	22 308
Actifs financiers à la juste valeur par résultat sur option	13	1 461	16	1 490	1 296	1 320	113	2 729
Obligations et autres titres de dettes	13	-	16	29	1 296	162	-	1 458
Prêts, créances et pensions livrées	-	158	-	158	-	32	113	145
Autres actifs financiers	-	-	-	-	-	-	-	-
Actifs distincts pour régimes d'avantages du personnel	-	1 303	-	1 303	-	1 126	-	1 126
Dérivés de couverture	-	20 667	-	20 667	-	16 837	-	16 837
Instruments de taux d'intérêt	-	20 238	-	20 238	-	16 785	-	16 785
Instruments de change	-	429	-	429	-	50	-	50
Instruments sur actions et indices	-	-	-	-	-	2	-	2
Actifs financiers à la juste valeur par capitaux propres	51 090	708	262	52 060	51 730	1 282	244	53 256
Instruments de dettes	51 090	628	3	51 721	51 730	1 261	-	52 991
Instruments de capitaux propres	-	-	259	259	-	-	244	244
Prêts et créances	-	80	-	80	-	21	-	21
TOTAL	161 069	328 469	12 647	502 185	142 604	302 887	10 341	455 832

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 3

NOTE 3.4.2 PASSIFS FINANCIERS ÉVALUÉS EN JUSTE VALEUR AU BILAN

(En M EUR)	31.12.2020				31.12.2019			
	Niveau 1	Niveau 2	Niveau 3	Total	Niveau 1	Niveau 2	Niveau 3	Total
Portefeuille de transaction (hors dérivés)	6 666	152 939	1 031	160 636	5 001	136 800	1 325	143 126
Dettes sur titres empruntés	28	32 031	100	32 165	71	38 743	136	38 950
Obligations et autres titres de dettes vendus à découvert	5 385	-	-	5 385	3 464	54	-	3 518
Actions et autres instruments de capitaux propres vendus à découvert	1 253	-	-	1 253	1 466	-	-	1 466
Emprunts et pensions livrées	-	119 831	924	120 755	-	96 631	1 189	97 820
Autres passifs de transaction	-	1 077	1	1 078	-	1 372	-	1 372
Dérivés de transaction	46	153 807	5 323	159 176	216	132 371	5 533	138 120
Instruments de taux d'intérêt	5	95 704	2 697	98 406	31	85 177	3 293	88 501
Instruments de change	40	19 599	156	19 795	175	18 064	115	18 354
Instruments sur actions et indices	-	36 000	1 978	37 978	-	24 529	1 612	26 141
Instruments sur matières premières	-	392	-	392	-	2 131	70	2 201
Dérivés de crédit	-	942	492	1 434	-	1 594	443	2 037
Autres instruments financiers à terme	1	1 170	-	1 171	10	876	-	886
Passifs financiers à la juste valeur par résultat sur option	-	30 784	39 651	70 435	-	38 160	44 723	82 883
Dérivés de couverture	-	12 461	-	12 461	-	10 212	-	10 212
Instruments de taux d'intérêt	-	12 219	-	12 219	-	10 045	-	10 045
Instruments de change	-	171	-	171	-	154	-	154
Instruments sur actions et indices	-	71	-	71	-	13	-	13
TOTAL	6 712	349 991	46 005	402 708	5 217	317 543	51 581	374 341

NOTE 3.4.3 TABLEAU DE VARIATION DES INSTRUMENTS FINANCIERS DE NIVEAU 3

ACTIFS FINANCIERS

(En M EUR)	Solde au 31 décembre 2019	Acqui- sitions	Cessions / rembour- sements	Transferts vers Niveau 2	Transferts depuis Niveau 2	Gains et pertes	Différences de change	Variations de périmètre et autres	Solde au 31 décembre 2020
Portefeuille de transaction (hors dérivés)	4 017	3 252	(1 551)	(1 391)	214	(24)	(151)	3	4 369
Obligations et autres titres de dettes	459	1 505	(978)	(319)	214	(60)	(30)	3	794
Actions et autres instruments de capitaux propres	109	1	-	(86)	-	(23)	-	-	1
Prêts, créances et pensions livrées	3 449	1 746	(573)	(986)	-	59	(121)	-	3 574
Dérivés de transaction	3 086	195	(88)	(862)	1 153	533	53	-	4 070
Instruments de taux d'intérêt	2 272	-	-	(766)	724	350	100	-	2 680
Instruments de change	137	-	(1)	(13)	4	65	(16)	-	176
Instruments sur actions et indices	380	192	(87)	(74)	218	(115)	(20)	-	404
Instruments sur matières premières	76	3	-	-	-	(75)	(1)	-	3
Dérivés de crédit	220	-	-	(9)	207	309	(10)	-	717
Autres instruments financiers à terme	1	-	-	-	-	(1)	-	-	-
Actifs financiers évalués obligatoirement à la juste valeur par résultat	2 881	711	(273)	-	1 047	(405)	(72)	41	3 930
Obligations et autres instruments de dettes	122	25	(10)	-	-	(8)	-	-	129
Actions et autres instruments de capitaux propres	1 968	502	(263)	-	-	(197)	(22)	45	2 037
Prêts, créances et pensions livrées	791	184	-	-	1 047	(200)	(50)	(8)	1 764
Actifs financiers à la juste valeur par résultat sur option	113	1	(1)	(100)	-	16	-	(13)	16
Obligations et autres titres de dettes	-	1	(1)	-	-	16	-	-	16
Prêts, créances et pensions livrées	113	-	-	(100)	-	-	-	(13)	-
Actifs financiers à la juste valeur par capitaux propres	244	-	-	-	-	18	-	-	262
Instruments de dettes	-	-	-	-	-	-	-	3	3
Instruments de capitaux propres	244	-	-	-	-	18	-	(3)	259
TOTAL	10 341	4 159	(1 913)	(2 353)	2 414	138	(170)	31	12 647

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 3

PASSIFS FINANCIERS

(En M EUR)	Solde au 31 décembre 2019	Émissions	Rembour- sements	Transferts vers Niveau 2	Transferts depuis Niveau 2	Gains et pertes	Différences de change	Variations de périmètre et autres	Solde au 31 décembre 2020
Portefeuille de transaction (hors dérivés)	1 325	438	(654)	(196)	-	131	(13)	-	1 031
Dettes représentées par un titre	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Dettes sur titres empruntés	136	-	-	(143)	-	119	(6)	-	106
Emprunts et pensions livrées	1 189	438	(654)	(53)	-	11	(7)	-	924
Autres passifs de transaction	-	-	-	-	-	1	-	-	1
Dérivés de transaction	5 533	726	(156)	(1 346)	1 267	(147)	(545)	(9)	5 323
Instruments de taux d'intérêt	3 293	-	-	(1 218)	797	260	(426)	(9)	2 697
Instruments de change	115	-	-	(24)	-	71	(6)	-	156
Instruments sur actions et indices	1 612	726	(156)	(46)	364	(418)	(104)	-	1 978
Instruments sur matières premières	70	-	-	-	-	(69)	(1)	-	-
Dérivés de crédit	443	-	-	(58)	106	9	(8)	-	492
Passifs financiers à la juste valeur par résultat sur option	44 723	20 695	(20 890)	(6 871)	4 794	(1 413)	(1 375)	(12)	39 651
TOTAL	51 581	21 859	(21 700)	(8 413)	6 061	(1 429)	(1 933)	(21)	46 005

Au cours du premier semestre 2020, le Groupe a fait évoluer sa méthodologie de détermination de l'observabilité des données de marchés utilisées dans le calcul de la juste valeur des instruments financiers :

- l'observabilité est désormais déterminée d'une part à un niveau plus granulaire, et d'autre part prend en compte davantage de paramètres dans l'analyse, alors qu'elle était jusqu'à présent évaluée par famille de paramètres présentant des caractéristiques homogènes. Ces évolutions, visant à étendre et améliorer le dispositif en mesurant l'observabilité à une maille plus fine, ont entraîné un reclassement de certains instruments financiers du niveau 2 de juste valeur vers le niveau 3 ;

- les règles de classification entre les niveaux 2 et 3 de juste valeur ont également été révisées afin de tenir compte de la notion de significativité dans l'affectation, conformément aux dispositions de la norme IFRS 13 « Évaluation de la juste valeur » : les instruments financiers classés en niveau 3 sont désormais ceux valorisés à l'aide d'un modèle financier basé sur des paramètres de marché qui sont non observables ou qui ne sont observables que sur des marchés insuffisamment actifs, et dont l'influence est significative sur la juste valeur de l'instrument dans son ensemble. Au 31 décembre 2019, toute opération jugée non observable, selon les critères en vigueur à cette date, conduisait automatiquement au classement de l'instrument en niveau 3, indépendamment de la significativité du paramètre concerné. Cette seconde évolution a entraîné un reclassement de certains instruments financiers du niveau 3 vers le niveau 2.

NOTE 3.4.4 MÉTHODES DE VALORISATION DES INSTRUMENTS FINANCIERS À LA JUSTE VALEUR AU BILAN

Pour les instruments financiers évalués à la juste valeur au bilan, la juste valeur est déterminée prioritairement en fonction de prix cotés sur un marché actif. Ces prix peuvent être ajustés, le cas échéant s'ils ne sont pas disponibles à la date de clôture ou si la valeur de compensation ne reflète pas les prix de transaction.

Cependant, du fait notamment de la multiplicité des caractéristiques des instruments financiers négociés de gré à gré sur les marchés financiers, un grand nombre de produits financiers traités par le Groupe ne fait pas l'objet d'une cotation directe sur les marchés.

Pour ces produits, la juste valeur est déterminée à l'aide de techniques de valorisation couramment utilisées par les intervenants sur le marché pour évaluer des instruments financiers telles que l'actualisation des flux futurs pour les swaps ou le modèle de Black & Scholes pour certaines options et utilisant des paramètres de valorisation dont la valeur est estimée sur la base des conditions de marché existant à la clôture. Ces modèles de valorisation font l'objet d'une validation indépendante par les experts du Département des risques sur opérations de marché de la Direction des risques du Groupe.

Par ailleurs, les paramètres utilisés dans les modèles de valorisation, qu'ils proviennent de données observables sur les marchés ou non, font l'objet de contrôles par la Direction financière des Activités de Marché en accord avec les méthodologies définies par le Département des risques sur opérations de marché.

Ces valorisations sont complétées le cas échéant par des réserves ou ajustements (notamment *bid-ask* ou liquidité) déterminés de manière raisonnable et appropriée après examen des informations disponibles.

S'agissant des instruments financiers dérivés et des opérations de pension en juste valeur, on recense également un ajustement de valeur pour risque de contrepartie (« Credit Valuation Adjustment » / « Debt Valuation Adjustment » - CVA/DVA). Le Groupe intègre dans cet ajustement l'ensemble des contreparties concernées par les transactions de dérivés, en prenant en compte dans le calcul du montant afférant les caractéristiques individuelles des différents accords de compensation avec chacune des contreparties.

La CVA est déterminée sur la base de l'exposition attendue positive de l'entité du Groupe vis-à-vis de la contrepartie, de la probabilité de défaut de la contrepartie et du montant des pertes en cas de défaut. La DVA est calculée de façon symétrique sur la base de l'exposition attendue négative. Ces calculs sont réalisés sur la durée de vie de l'exposition potentielle, et privilégient l'utilisation de données de marché observables et pertinentes.

De même, un ajustement visant à prendre en compte les coûts ou bénéfices liés au financement de ces opérations (FVA, «Funding Valuation Adjustment») est également effectué.

Les données à caractère observable doivent répondre aux caractéristiques suivantes : indépendantes, disponibles, diffusées publiquement, basées sur un consensus étroit et étayées par des prix de transactions.

À titre d'exemple, les données de consensus fournies par des contreparties externes sont considérées comme observables si le marché sous-jacent est liquide et que les prix fournis sont confirmés par des transactions réelles. Sur les maturités élevées, ces données de consensus ne sont pas considérées comme observables ; ainsi en est-il des volatilités implicites utilisées pour valoriser les instruments optionnels sur actions pour les horizons supérieurs à cinq ans. En revanche, lorsque la maturité résiduelle de l'instrument devient inférieure à cinq ans, il devient sensible à des paramètres observables.

En cas de tensions particulières sur les marchés conduisant à l'absence des données de référence habituelles pour valoriser un instrument financier, la Direction des risques peut être amenée à mettre en œuvre un nouveau modèle en fonction des données pertinentes disponibles, à l'instar des méthodes également utilisées par les autres acteurs du marché.

ACTIONS ET AUTRES INSTRUMENTS DE CAPITAUX PROPRES

Pour les titres cotés, la juste valeur est égale à leur cours de Bourse à la date de clôture. Pour les titres non cotés, la juste valeur est déterminée en fonction de l'instrument financier et en utilisant l'une des méthodes de valorisation suivantes :

- évaluation sur la base d'une transaction récente relative à la société émettrice (entrée récente d'un tiers au capital, évaluation à dire d'expert...);

- valorisation sur la base d'une transaction récente relative au secteur dans lequel évolue la société émettrice (multiple de résultats, multiple d'actifs...);

- quote-part d'actif net réévalué détenue.

Pour les titres non cotés significatifs, les valorisations réalisées sur la base des méthodes précitées sont complétées en utilisant des méthodologies fondées sur l'actualisation des flux futurs générés par l'activité de la société émettrice et déterminés à partir de plans d'affaires, ou sur des multiples de valorisation de sociétés équivalentes.

INSTRUMENTS DE DETTES DÉTENUS, ÉMISSIONS STRUCTURÉES DÉSIGNÉES À LA JUSTE VALEUR ET INSTRUMENTS FINANCIERS DÉRIVÉS

La juste valeur de ces instruments financiers est déterminée par référence aux cours de cotation de clôture ou aux cours fournis par des courtiers à cette même date, lorsqu'ils sont disponibles. Pour les instruments financiers non cotés, la juste valeur est déterminée à l'aide de techniques de valorisation. S'agissant des passifs financiers évalués à la juste valeur, les valorisations retenues intègrent l'effet du risque de crédit émetteur du Groupe.

AUTRES DETTES

Pour les instruments financiers cotés, la juste valeur est égale au cours de cotation de clôture. Pour les instruments financiers non cotés, la juste valeur est déterminée par l'actualisation au taux de marché (incluant les risques de contrepartie, de non-performance et de liquidité) des flux de trésorerie futurs.

PRÊTS ET CRÉANCES

La juste valeur des prêts et des créances est calculée, en l'absence de marché actif de ces prêts, en actualisant les flux de trésorerie attendus à un taux d'actualisation basé sur les taux d'intérêt du marché en vigueur à la clôture pour des prêts ayant sensiblement les mêmes modalités et les mêmes maturités, ces taux d'intérêt étant ajustés afin de tenir compte du risque de crédit de l'emprunteur.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 3

NOTE 3.4.5 ESTIMATIONS DES PRINCIPAUX PARAMÈTRES NON OBSERVABLES

Le tableau ci-après fournit pour les instruments en niveau 3 leur valorisation au bilan, ainsi que les intervalles de valeurs des principaux paramètres non observables par grande classe d'instruments.

		Évaluation au bilan				
(En M EUR)						
Instruments cash et dérivés ⁽¹⁾	Actif	Passif	Principaux types de produits	Techniques de valorisation utilisées	Principales données non observables	Intervalles de données non observables min. et max.
Actions/fonds	925	29 198	Instruments dérivés simples et complexes sur fonds, actions ou paniers d'actions	Différents modèles de valorisation des options sur fonds, actions ou paniers d'actions	Volatilités des actions	1,6% ; 347,5%
					Dividendes des actions	0% ; 35,8%
					Corrélations	- 99,6% ; 100%
					Volatilités des Hedge funds	7,6% ; 20%
					Volatilités des Mutual funds	2,1% ; 26,1%
Taux d'intérêt et/ou taux de change	9 133	16 314	Instruments dérivés hybrides taux/change, taux/crédit	Modèle de valorisation des produits hybrides	Corrélations	- 46,2% ; 90%
			Instruments dérivés sur taux de change	Modèle de valorisation des options sur taux de change	Volatilités de change	0% ; 27,5%
			Instruments dérivés de taux dont le notional est indexé sur le comportement de remboursement anticipé d'actifs sous-jacent européens	Modèle de valorisation de produits à remboursements anticipés	Taux constants de remboursements anticipés	0% ; 20%
			Instruments dérivés sur inflation	Modèle de valorisation des produits inflation	Corrélations	55% ; 88,9%
			CDO et tranches d'indices	Technique de projection de la corrélation et de modélisation du recouvrement	Corrélation des temps de défaut	0% ; 100%
Crédit	718	493	Autres instruments dérivés de crédit	Modèle de défaut de crédit	Variance du taux de recouvrement des sous-jacents d'un émetteur unique	0% ; 100%
					Corrélation des temps de défaut	0% ; 100%
					Corrélation quanto	- 50% ; 40%
Matières premières	3	0	Instruments sur paniers de matières premières	Modèle de valorisation des options sur matières premières	Spreads de crédit	0 bps ; 1 000 bps
Actions détenues à long terme	1 868	-	Actions détenues à des fins stratégiques	Actif Net Comptable, transactions récentes	Corrélations	NA
TOTAL	12 647	46 005			Non applicable	-

(1) Les instruments hybrides sont ventilés selon les principales données non observables.

NOTE 3.4.6 SENSIBILITÉ DE LA JUSTE VALEUR POUR LES INSTRUMENTS EN NIVEAU 3

L'évaluation des paramètres non observables est effectuée de façon prudente, et plus particulièrement dans un contexte économique et des conditions de marché toujours incertains. Ce caractère non observable induit toutefois un certain degré d'incertitude sur leur évaluation.

Pour le quantifier, une sensibilité de la juste valeur a été estimée au 31 décembre 2020 sur les instruments évalués à partir de paramètres non observables. Cette estimation a été effectuée en prenant en compte soit une variation « normée » des paramètres non observables, calculée pour chacun des paramètres sur une position nette, soit des hypothèses en lien avec la politique d'ajustements additionnels de valorisation de l'instrument financier concerné.

La variation « normée » correspond :

- soit à l'écart-type des prix de consensus (TOTEM, etc.) qui contribuent à évaluer le paramètre néanmoins considéré comme non observable ;
- soit à l'écart-type des données historiques utilisées pour évaluer le paramètre.

SENSIBILITÉ DE LA JUSTE VALEUR DES INSTRUMENTS EN NIVEAU 3 A UNE VARIATION RAISONNABLE DES PARAMÈTRES NON OBSERVABLES

(En M EUR)	31.12.2020		31.12.2019	
	Impact négatif	Impact positif	Impact négatif	Impact positif
Actions et autres instruments de capitaux propres, et dérivés	(49)	150	(9)	79
Volatilités des actions	0	27	0	19
Dividendes	(18)	46	(1)	13
Corrélations	(31)	69	(8)	43
Volatilités des Hedge funds	0	0	0	0
Volatilités des Mutual funds	0	8	0	4
Instruments sur taux d'intérêt et/ou taux de change, et dérivés	(6)	27	(6)	43
Corrélations entre taux d'intérêt et/ou taux de change	(4)	26	(4)	41
Volatilités de change	(1)	1	(1)	2
Taux constants de remboursements anticipés	0	0	0	0
Corrélations entre taux d'inflation	(1)	0	(1)	0
Instruments de crédit et dérivés	0	12	(3)	13
Corrélation des temps de défaut	0	1	(3)	7
Variance du taux de recouvrement des sous-jacents d'un émetteur unique	0	0	0	0
Corrélations quanto	0	8	0	5
Spreads de crédit	0	3	0	1
Instruments dérivés sur matières premières	NA	NA	0	1
Corrélations entre matières premières	NA	NA	0	1
Actions détenues à long terme	NA	NA	NA	NA

Il convient de noter que, compte tenu des réfections apportées aux niveaux de valorisation, cette sensibilité est plus élevée dans le sens d'un impact favorable sur les résultats que dans le sens d'un impact défavorable. Par ailleurs, les montants ci-dessus illustrent les

incertitudes de valorisation à la date d'évaluation, sur la base de variations « normées » ; elles ne permettent pas de prévoir ou déduire les variations futures de la juste valeur.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 3

NOTE 3.4.7 MARGE DIFFÉRÉE CORRESPONDANT AUX PRINCIPAUX PARAMÈTRES NON OBSERVABLES

Lors de leur comptabilisation initiale, les actifs et passifs financiers sont évalués à leur juste valeur, c'est-à-dire au prix qui serait reçu pour la vente d'un actif ou payé pour le transfert d'un passif lors d'une transaction normale entre des intervenants du marché à la date d'évaluation.

Lorsque cette juste valeur diffère du prix de transaction et que la méthode d'évaluation de l'instrument fait appel à un ou plusieurs paramètres de marché inobservables, la reconnaissance dans le compte de résultat de cette différence, représentative d'une marge

commerciale, est différée dans le temps pour être reconnue, selon les cas, à la maturité de l'instrument, lors de la cession ou du transfert, au fur et à mesure de l'écoulement du temps ou encore lorsque les paramètres de marché deviennent observables.

Le tableau ci-dessous présente le montant restant à comptabiliser dans le compte de résultat dû à cette différence, diminué le cas échéant des montants enregistrés dans le compte de résultat après la comptabilisation initiale de l'instrument.

(En M EUR)	2020	2019
Marge différée au 1^{er} janvier	1 151	1 237
Marge différée sur les transactions de l'exercice	949	693
Marge comptabilisée en résultat au cours de l'exercice	(943)	(779)
dont amortissement	(614)	(473)
dont passage à des paramètres observables	(24)	(16)
dont cessions et arrivées à échéance ou à terminaison	(305)	(290)
Marge différée au 31 décembre	1 157	1 151

Deux ajustements méthodologiques ont été apportés en 2020 sur les règles d'identification et d'amortissement de la marge différée relative aux instruments évalués à partir de paramètres non observables :

- en cohérence avec l'évolution observée des pratiques de place, l'observabilité, évaluée jusqu'à fin 2019 par famille de paramètres

présentant des caractéristiques homogènes, est désormais déterminée à un niveau plus granulaire ;

- en parallèle, la manière de reconnaître la marge tient davantage compte des caractéristiques économiques des opérations et de leur observabilité au cours du temps.

NOTE 3.5 Prêts, créances et titres au coût amorti**SYNTHÈSE**

	31.12.2020		31.12.2019	
(En M EUR)	Valeur au bilan	dont dépréciations	Valeur au bilan	dont dépréciations
Prêts et créances sur les établissements de crédit et assimilés	53 380	(31)	56 366	(24)
Prêts et créances sur la clientèle	448 761	(11 601)	450 244	(10 727)
Titres	15 635	(42)	12 489	(10)
TOTAL	517 776	(11 674)	519 099	(10 761)

PRINCIPES COMPTABLES

Les prêts et créances ainsi que les titres de dettes sont comptabilisés au coût amorti lorsque leurs flux de trésorerie contractuels sont représentatifs de contrats de prêts basiques (SPPI) et qu'ils sont gérés suivant un modèle de collecte des flux contractuels.

Après leur comptabilisation initiale, ils sont évalués au coût amorti sur la base du taux d'intérêt effectif et leurs revenus courus ou acquis sont enregistrés en résultat dans la rubrique Intérêts et produits assimilés. Par ailleurs, ces actifs financiers étant soumis au modèle de dépréciation pour risque de crédit, les variations des pertes de crédit attendues sont comptabilisées en résultat dans la rubrique Coût du risque en contrepartie d'une dépréciation du coût amorti à l'actif du bilan. Les règles de dépréciation appliquées sont décrites dans la Note 3.8. Lorsqu'un prêt ou une créance est classé en Étape 3 de dépréciation (encours douteux), les intérêts courus incrémentés ultérieurement à la valeur comptable de l'actif financier avant dépréciation sont limités aux intérêts comptabilisés en résultat. Le montant de ces intérêts est alors calculé par application du taux d'intérêt effectif à la valeur nette comptable de l'actif financier (cf. Note 3.7).

Les prêts octroyés par le Groupe peuvent faire l'objet de renégociations commerciales en l'absence de toute difficulté financière ou insolvabilité du client emprunteur. Ces opérations concernent alors des clients pour lesquels le Groupe accepte de renégocier la dette dans le but de conserver ou de développer une relation commerciale, dans le respect des règles d'octroi en vigueur et sans aucun abandon de capital ou d'intérêts courus. Sauf cas particuliers dans lesquels la modification apportée par la renégociation ne serait pas jugée substantielle, les prêts ainsi renégociés sont décomptabilisés en date de renégociation et les nouveaux prêts, contractualisés aux conditions ainsi renégociées, leur sont substitués au bilan à cette même date. Ces nouveaux prêts font alors l'objet d'une analyse SPPI pour déterminer leur classement comptable au bilan. En cas de qualification du prêt comme instrument basique (SPPI), les frais de renégociation perçus sont intégrés dans le taux d'intérêt effectif du nouvel instrument.

Les Prêts et créances sur la clientèle au coût amorti incluent les créances sur les opérations de location lorsque celles-ci sont qualifiées d'opérations de location-financement. Les contrats de location consentis par le Groupe sont qualifiés de location-financement s'ils ont pour effet de transférer aux locataires la quasi-totalité des risques et avantages inhérents à la propriété du bien loué. À défaut, elles sont qualifiées d'opérations de location simple (cf. Note 4.2).

Ces créances de location-financement représentent l'investissement net du Groupe en tant que bailleur dans le contrat de location, égal à la valeur actualisée au taux implicite du contrat des paiements minimaux à recevoir du locataire, augmentés de toute valeur résiduelle non garantie. En cas de baisse ultérieure des valeurs résiduelles non garanties retenues pour le calcul de l'investissement du bailleur dans le contrat de location-financement, la valeur actualisée de cette baisse est enregistrée dans la rubrique Charges des autres activités du compte de résultat par contrepartie d'une réduction de la créance de location-financement à l'actif du bilan.

MODÈLE D'ACTIVITÉ « COLLECTE DES FLUX CONTRACTUELS »

Ce modèle est fondé sur la détention d'actifs financiers en vue de réaliser des flux de trésorerie par la perception des paiements contractuels de ces instruments sur leur durée de vie.

Une détention de la totalité des actifs financiers jusqu'à leur échéance n'est pas indispensable pour réaliser l'objectif de ce modèle d'activité. Des cessions d'actifs restent ainsi compatibles avec les objectifs du modèle de collecte des flux contractuels dans les cas de figure suivants :

- la cession de l'actif financier répond à une augmentation du risque de crédit de la contrepartie ;
- la cession de l'actif financier intervient peu avant son échéance et pour un montant proche des flux de trésorerie contractuels restant à percevoir.

Les autres cessions peuvent être également compatibles avec les objectifs du modèle de collecte des flux contractuels si elles ne sont pas fréquentes (même si elles sont d'une valeur unitaire significative) ou si leurs valeurs unitaires restent individuellement et cumulativement non significatives (même si elles sont fréquentes). Ces autres cessions incluent notamment celles réalisées pour gérer le risque de concentration de crédit, en l'absence d'augmentation du risque de crédit sur les actifs financiers concernés. Le Groupe a mis en place des procédures de déclaration et d'analyse préalable de tout projet significatif de cession d'actifs financiers détenus à des fins de collecte des flux contractuels, ainsi qu'un suivi périodique des cessions réalisées.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 3



Activités de financement des clients du Groupe

Au sein du Groupe, le modèle de collecte des flux contractuels s'applique notamment aux activités de financement des clients exercées au sein de la Banque de détail en France, de la Banque de détail à l'international et de la Banque de Grande Clientèle et Solutions Investisseurs, à l'exception de la part à céder des engagements et prêts consortiaux (financements syndiqués).

NOTE 3.5.1 PRÊTS ET CRÉANCES SUR LES ÉTABLISSEMENTS DE CRÉDIT

(En M EUR)	31.12.2020	31.12.2019
Comptes ordinaires	25 712	20 717
Prêts et comptes	16 000	17 269
Titres reçus en pension livrée	11 264	18 168
Prêts subordonnés et participatifs	97	88
Créances rattachées	297	118
Prêts et créances sur les établissements de crédit avant dépréciations⁽¹⁾	53 370	56 360
Dépréciations pour risque de crédit	(31)	(24)
Réévaluation des éléments couverts	41	30
TOTAL	53 380	56 366

(1) Au 31 décembre 2020, le montant des prêts et créances classés en Étape 3 de dépréciation (encours douteux) s'élève à 36 millions d'euros contre 38 millions d'euros au 31 décembre 2019. Les intérêts courus inclus dans ce montant sont limités aux intérêts comptabilisés en résultat par application du taux d'intérêt effectif à la valeur nette comptable de l'actif financier (cf. Note 3.7).

NOTE 3.5.2 PRÊTS ET CRÉANCES SUR LA CLIENTÈLE

(En M EUR)	31.12.2020	31.12.2019
Comptes ordinaires débiteurs	16 381	19 181
Autres concours à la clientèle	401 589	388 167
Opérations de location-financement	30 086	30 761
Titres reçus en pension livrée	8 439	19 541
Créances rattachées	3 438	2 937
Prêts et créances sur la clientèle avant dépréciations⁽¹⁾	459 933	460 587
Dépréciations pour risque de crédit	(11 601)	(10 727)
Réévaluation des éléments couverts	429	384
TOTAL	448 761	450 244

(1) Au 31 décembre 2020, le montant des prêts et créances classés en Étape 3 de dépréciation (encours douteux) s'élève à 16 807 millions d'euros contre 15 976 millions d'euros au 31 décembre 2019. Les intérêts courus inclus dans ce montant sont limités aux intérêts comptabilisés en résultat par application du taux d'intérêt effectif à la valeur nette comptable de l'actif financier (cf. Note 3.7).

ÉTATS FINANCIERS

6

NOTE 3 | NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS

DÉTAIL DES AUTRES CONCOURS À LA CLIENTÈLE

(En M EUR)	31.12.2020	31.12.2019
Créances commerciales	8 491	9 700
Crédits de trésorerie	133 502	123 452
Crédits à l'exportation	11 078	11 582
Crédits à l'équipement	62 324	58 683
Crédits à l'habitat	142 247	136 333
Valeurs reçues en pension	83	98
Autres crédits	43 854	48 319
TOTAL	401 589	388 167

INFORMATIONS COMPLÉMENTAIRES AU TITRE DES OPÉRATIONS DE LOCATION-FINANCEMENT

(En M EUR)	31.12.2020	31.12.2019
Montant des investissements bruts	32 077	33 517
Montant pour les cinq prochaines années	26 786	27 595
À moins d'un an	9 111	
D'un à deux ans	6 690	
De deux à trois ans	5 460	
De trois à quatre ans	3 402	
De quatre à cinq ans	2 123	
Investissements au-delà de cinq ans	5 291	5 922
Valeur actualisée des paiements minimaux à recevoir	28 444	29 110
Échéances des créances locatives pour les cinq prochaines années	24 321	24 985
À moins d'un an	8 465	
D'un à deux ans	6 099	
De deux à trois ans	4 945	
De trois à quatre ans	3 010	
De quatre à cinq ans	1 802	
Échéances des créances locatives au-delà de cinq ans	4 123	4 125
Produits financiers non acquis	1 991	2 754
Valeurs résiduelles non garanties revenant au bailleur	1 642	1 652

En 2020, le Groupe a affiné la collecte des informations des loyers minimaux à recevoir sur les actifs de location-financement. Les données comparatives 2019 sur une base annuelle pour les paiements à moins de cinq ans ne sont pas disponibles.

NOTE 3.5.3 TITRES

(En M EUR)	31.12.2020	31.12.2019
Effets publics	7 143	6 005
Titres de créances négociables, obligations et titres assimilés	8 390	6 390
Créances rattachées	101	85
Titres avant dépréciations	15 634	12 480
Dépréciations	(42)	(10)
Réévaluation des éléments couverts	43	19
TOTAL	15 635	12 489

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 3

NOTE 3.6 Dettes

PRINCIPES COMPTABLES

Les dettes regroupent les passifs financiers non dérivés qui ne sont pas évalués à la juste valeur par résultat.

Elles sont présentées au bilan selon la nature de l'instrument et de la contrepartie dans les rubriques Dettes envers les établissements de crédit et assimilés, Dettes envers la clientèle, Dettes représentées par un titre ou Dettes subordonnées.

Les dettes subordonnées sont les dettes matérialisées ou non par des titres, à terme ou à durée indéterminée, dont le remboursement en cas de liquidation du débiteur n'est possible qu'après désintéressement des autres créanciers.

Les dettes sont enregistrées initialement à leur coût qui correspond à la juste valeur des montants empruntés nette des frais de transaction. En date de clôture, elles sont évaluées au coût amorti en utilisant la méthode du taux d'intérêt effectif, ce qui conduit notamment à amortir de manière actuarielle les primes d'émission ou de remboursement des emprunts obligataires sur la durée de vie des instruments concernés. Les charges courues ou payées sont enregistrées en résultat dans la rubrique Intérêts et charges assimilés.

Les encours de dettes des comptes d'épargne-logement et des plans d'épargne-logement figurent parmi les comptes d'épargne à régime spécial au sein des Dettes envers la clientèle. Les engagements générés par ces instruments donnent lieu, le cas échéant, à une provision (cf. Note 8.3).

NOTE 3.6.1 DETTES ENVERS LES ÉTABLISSEMENTS DE CRÉDIT ET ASSIMILÉS

(En M EUR)

	31.12.2020	31.12.2019
Comptes ordinaires	11 354	11 577
Dettes au jour le jour	3 221	3 680
Dettes à terme ⁽¹⁾	117 460	82 893
Dettes rattachées	61	186
Réévaluation des éléments couverts	440	308
Titres donnés en pension livrée	3 035	9 285
TOTAL	135 571	107 929

(1) Ces postes incluent les dépôts à terme relatifs aux banques centrales et en particulier les opérations de refinancement à long terme mises en place par la BCE (Targeted Longer-Term Refinancing Operations – TLTRO).

La Banque Centrale Européenne (BCE) a lancé en 2019 une troisième série d'opérations ciblées de refinancement à long terme (Targeted Longer-Term Refinancing Operations – TLTRO) dans l'objectif de maintenir des conditions de crédit favorables dans la zone euro. À l'instar des deux précédents dispositifs, les établissements bancaires emprunteurs peuvent bénéficier d'un taux d'intérêt réduit dépendant de leur performance en matière d'octroi de crédits auprès de leur clientèle de ménages (hors prêts immobiliers) et d'entreprises (hors institutions financières). Ces opérations TLTRO III ont chacune une maturité de trois ans et elles sont conduites trimestriellement entre septembre 2019 et mars 2021. Certaines modalités ont été modifiées en mars 2020, en particulier les objectifs de production de crédit, les conditions de taux et la limite de tirage, afin de renforcer davantage le soutien à l'octroi de prêts face à l'émergence de la crise Covid-19.

Les entités du groupe Société Générale ont souscrit aux emprunts TLTRO III au travers de tirages trimestriels échelonnés entre décembre 2019 et décembre 2020. En date de clôture, le montant total d'encours s'élève à 62,6 milliards d'euros.

Sur la base des octrois de crédits réalisés sur l'année 2020 et de l'estimation de la production à venir sur le premier trimestre 2021, le Groupe considère avoir l'assurance raisonnable d'atteindre l'objectif de stabilité des encours de prêts éligibles entre le 1^{er} mars 2020 et le 31 mars 2021 et par voie de conséquence de bénéficier d'un taux d'emprunt bonifié. Ce taux bonifié, plus favorable que les conditions de rémunération des principales opérations de refinancement de l'Eurosystème, est égal à la moyenne du taux de la facilité de dépôt sur la durée de vie de chacune des opérations et est assorti d'une bonification additionnelle temporaire sur la période allant du 24 juin 2020 au 23 juin 2021 (réduction de 50 points de base du taux moyen de la facilité de dépôt avec un taux plancher fixé à - 1%).

Les produits d'intérêts enregistrés en 2020 au titre de ces opérations sont présentés parmi les Intérêts et produits assimilés ; leur montant est déterminé sur la base d'un taux pondéré calculé sur toute la durée de vie des opérations et prenant en compte la bonification additionnelle temporaire.

NOTE 3.6.2 DETTES ENVERS LA CLIENTÈLE

(En M EUR)	31.12.2020	31.12.2019
Comptes d'épargne à régime spécial	100 204	96 642
À vue	74 617	70 610
À terme	25 587	26 032
Autres dépôts clientèle à vue ⁽¹⁾	268 556	229 756
Autres dépôts clientèle à terme ⁽¹⁾	81 295	82 817
Dettes rattachées	299	441
Réévaluation des éléments couverts	169	196
TOTAL DÉPÔTS CLIENTÈLE	450 523	409 852
Titres donnés en pension à la clientèle	5 536	8 760
TOTAL	456 059	418 612

(1) Ces postes incluent les dépôts relatifs aux gouvernements et administrations centrales.

DÉTAIL DES AUTRES DÉPÔTS À VUE DE LA CLIENTÈLE PAR TYPE DE CLIENTÈLE

(En M EUR)	31.12.2020	31.12.2019
Sociétés et entrepreneurs individuels	124 987	111 079
Particuliers	84 364	76 135
Clientèle financière	43 558	29 003
Autres ⁽¹⁾	15 647	13 449
TOTAL	268 556	229 756

(1) Ces postes incluent les dépôts relatifs aux gouvernements et administrations centrales.

NOTE 3.6.3 DETTES REPRÉSENTÉES PAR UN TITRE

(En M EUR)	31.12.2020	31.12.2019
Bons de caisse	312	510
Emprunts obligataires	22 434	23 847
Titres du marché interbancaire et titres de créances négociables	114 276	99 107
Dettes rattachées	672	776
Réévaluation des éléments couverts	1 263	928
TOTAL	138 957	125 168
dont montant des dettes à taux variable	59 475	49 343

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 3

NOTE 3.7 Produits et charges d'intérêts

POUR
FAIRE
SIMPLE

Les intérêts représentent la rémunération du service financier consistant pour un prêteur à mettre une somme d'argent à la disposition d'un emprunteur pendant une durée contractuelle. Les financements ainsi rémunérés peuvent prendre la forme de prêts, de dépôts ou de titres (obligations, titres de créances négociables...).

Cette rémunération correspond à la valeur temps de l'argent à laquelle s'ajoutent des contreparties pour le risque de crédit, le risque de liquidité et les frais de gestion supportés par le prêteur pendant toute la durée du financement accordé. Les intérêts peuvent également inclure une marge qui a pour objet de permettre à la banque prêteuse de rémunérer les instruments de fonds propres (telles les actions ordinaires) que la réglementation prudentielle l'oblige à émettre en regard des encours de financement octroyés afin de garantir sa propre solvabilité.

Les charges et produits d'intérêts sont étalés en résultat sur la durée de la prestation de financement reçue ou délivrée, au prorata du nominal restant dû.

PRINCIPES COMPTABLES

Les produits et charges d'intérêts sont comptabilisés dans le compte de résultat en intérêts et produits assimilés et intérêts et charges assimilés pour tous les instruments financiers utilisant la méthode du taux d'intérêt effectif (instruments au coût amorti et instruments de dettes à la juste valeur par capitaux propres) ainsi que pour les instruments évalués obligatoirement à la juste valeur par résultat et les instruments dérivés de couverture du risque de taux à hauteur des produits et charges représentatifs d'un taux d'intérêt effectif. Les intérêts négatifs sur les actifs financiers sont présentés parmi les intérêts et charges assimilés ; les intérêts négatifs sur les passifs financiers sont présentés parmi les intérêts et produits assimilés.

Le taux d'intérêt effectif est le taux qui actualise exactement les décaissements ou encaissements de trésorerie futurs sur la durée de vie prévue de l'instrument financier de manière à obtenir la valeur comptable nette de l'actif ou du passif financier. Le calcul de ce taux prend en considération les flux de trésorerie estimés sur la base des modalités contractuelles de l'instrument financier sans tenir compte des pertes sur crédit futures et il inclut par ailleurs les commissions payées ou reçues entre les parties au contrat dès lors qu'elles sont assimilables à des intérêts, les coûts de transaction directement rattachables ainsi que toutes les primes et décotes.

Dès lors qu'un actif financier est classé en Étape 3 de dépréciation, les produits d'intérêts ultérieurs sont comptabilisés en résultat par application du taux d'intérêt effectif à la valeur nette comptable de l'actif financier par contrepartie de l'encours de l'actif financier avant dépréciation.

Par ailleurs, hormis celles relatives aux avantages du personnel, les provisions inscrites au passif du bilan génèrent comptablement des charges d'intérêts calculées sur la base du taux d'intérêt sans risque pour actualiser le montant attendu de la sortie de ressources, dès lors que les effets de cette actualisation présentent un caractère significatif.

TRAITEMENT SPÉCIFIQUE LIÉ AU REMPLACEMENT D'UN TAUX D'INTÉRÊT DE RÉFÉRENCE PAR UN TAUX D'INTÉRÊT DE RÉFÉRENCE ALTERNATIF (INCLUANT ÉVENTUELLEMENT UNE COMPENSATION FINANCIÈRE) – RÉFORME IBOR

Le remplacement d'un taux d'intérêt de référence par un taux d'intérêt de référence alternatif (incluant éventuellement une compensation financière sous la forme d'un ajustement de marge exprimé en points de base et/ou d'un montant de trésorerie) est susceptible de changer la base de calcul des flux de trésorerie contractuels d'un actif ou d'un passif financier (i.e., les modalités de calcul de sa rémunération).

Le taux d'intérêt effectif est alors modifié de manière prospective en vue de refléter le passage d'un taux d'intérêt de référence existant à un taux d'intérêt de référence alternatif. Ce dernier est ajusté de la nouvelle marge exprimée en points de base et, le cas échéant, de l'amortissement sur la durée résiduelle du contrat du montant en trésorerie réglé au moment de la modification.

ÉTATS FINANCIERS

6

NOTE 3 | NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS

(En M EUR)	2020			2019		
	Produits	Charges	Net	Produits	Charges	Net
Instruments financiers au coût amorti	12 193	(5 449)	6 744	14 907	(7 850)	7 057
Banques Centrales	110	(153)	(43)	427	(181)	246
Obligations et autres titres de dettes détenus/émis	470	(1 660)	(1 190)	318	(2 096)	(1 778)
Prêts/emprunts sur les établissements de crédit	943	(819)	124	1 010	(1 632)	(622)
Prêts/emprunts sur la clientèle	10 257	(2 109)	8 148	12 053	(3 123)	8 930
Dettes subordonnées	-	(503)	(503)	-	(516)	(516)
Prêts/emprunts de titres	6	(4)	2	10	(6)	4
Titres reçus/donnés en pension livrée	407	(201)	206	1 089	(296)	793
Instruments dérivés de couverture	6 550	(4 753)	1 797	6 433	(4 632)	1 801
Instruments financiers à la juste valeur par capitaux propres	526	(2)	524	752	(1)	751
Opérations de location	991	(44)	947	1 178	(44)	1 134
Location immobilière	179	(43)	136	189	(43)	146
Location mobilière	812	(1)	811	989	(1)	988
Sous-total produits/charges d'intérêts sur instruments évalués suivant la méthode du TIE	20 260	(10 248)	10 012	23 270	(12 527)	10 743
Instruments financiers obligatoirement à la juste valeur par résultat	461	-	461	442	-	442
TOTAL PRODUITS/CHARGES D'INTÉRÊTS	20 721	(10 248)	10 473	23 712	(12 527)	11 185
dont produits d'intérêts relatifs à des actifs financiers douteux	268	-	268	280	-	280

Ces charges d'intérêts intègrent le coût de refinancement des instruments financiers à la juste valeur par résultat, dont les résultats sont classés en gains ou pertes nets sur ces instruments (cf. Note 3.1). Dans la mesure où les charges et produits présentés dans le compte de

résultat sont classés par nature et non par destination, le résultat net des activités sur instruments financiers à la juste valeur par résultat devrait être appréhendé globalement.

DÉTAIL DES PRODUITS D'INTÉRÊTS SUR LES PRÊTS À LA CLIENTÈLE COMPTABILISÉS AU COÛT AMORTI

(En M EUR)	2020	2019
Créances commerciales	342	511
Autres concours à la clientèle	8 992	10 361
Crédits de trésorerie	3 840	4 572
Crédits à l'exportation	255	375
Crédits d'équipement	1 410	1 529
Crédits à l'habitat	2 884	2 985
Autres crédits	603	900
Comptes ordinaires débiteurs	662	909
Encours douteux (Étape 3)	261	272
TOTAL	10 257	12 053

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 3

NOTE 3.8 Dépréciations et provisions

POUR
FAIRE
SIMPLE

Certains actifs financiers (prêts, titres de dette) sont porteurs d'un risque de crédit qui expose le Groupe à une perte potentielle si sa contrepartie ou l'émetteur du titre s'avérait incapable de faire face à ses engagements financiers. Pour assumer ce risque, la banque est rémunérée par une fraction des intérêts contractuels qu'elle perçoit sur ces actifs, appelée marge de crédit.

Cette perte potentielle, ou perte de crédit attendue, est reconnue dans le compte de résultat sans attendre la survenance d'un événement de défaut affectant individuellement une contrepartie.

Pour les prêts, créances et titres de dette évalués au coût amorti ou à la juste valeur par capitaux propres, la perte de crédit attendue, telle qu'estimée par le Groupe, est comptabilisée en résultat concomitamment aux produits d'intérêts. Au bilan, cette perte potentielle est enregistrée sous forme de dépréciations qui viennent réduire la valeur comptable des actifs évalués au coût amorti. Ces dépréciations sont réversibles en cas de diminution ultérieure du risque de crédit.

Les pertes potentielles ainsi reconnues en résultat représentent initialement les pertes de crédit attendues par le Groupe sur l'année à venir, puis leur montant est rehaussé à hauteur des pertes attendues jusqu'à l'échéance de l'instrument en cas d'augmentation significative du risque.

Pour les actifs financiers évalués à la juste valeur par résultat (notamment les instruments détenus dans le cadre des activités de marché), leur juste valeur intègre directement la perte de crédit attendue, telle qu'estimée par les marchés sur la durée de vie résiduelle de l'instrument.

PRINCIPES COMPTABLES

Reconnaissance des pertes attendues pour risque de crédit

Les instruments de dette (prêts, créances et titres obligataires et assimilés) classés parmi les actifs financiers au coût amorti ou parmi les actifs financiers à la juste valeur par capitaux propres, les créances de location simple, créances clients et produits à recevoir inclus parmi les Autres actifs, ainsi que les engagements de financement et les garanties financières donnés, font systématiquement l'objet d'une dépréciation ou d'une provision pour perte de crédit attendue. Ces dépréciations et provisions sont enregistrées dès l'octroi des prêts, la conclusion des engagements ou l'acquisition des titres obligataires, sans attendre l'apparition d'une indication objective de dépréciation.

Pour déterminer le montant des dépréciations ou provisions à comptabiliser à chaque arrêté, ces actifs et engagements sont répartis en trois catégories en fonction de l'évolution du risque de crédit observée depuis leur comptabilisation initiale. Une dépréciation ou provision pour risque de crédit doit être enregistrée sur les encours de chacune de ces catégories selon les modalités suivantes :

Évolution du risque de crédit observée depuis la comptabilisation initiale de l'actif financier			
Catégories de risque	Étape 1 Encours sains / performants	Étape 2 Encours dégradés	Étape 3 Encours douteux / en défaut
Critères de transfert	Classement initial en étape 1 ► Maintenu en l'absence d'augmentation significative du risque de crédit	Si augmentation significative du risque de crédit depuis la première comptabilisation / impayé de plus de 30 jours	Si identification d'événement de défaut / impayé de plus de 90 jours
Mesure du risque de crédit	Pertes attendues à 1 an	Pertes attendues à maturité	Pertes attendues à maturité
Base de calcul des produits d'intérêts	Valeur brute comptable de l'actif avant dépréciation	Valeur brute comptable de l'actif avant dépréciation	Valeur nette comptable de l'actif après dépréciation

Encours classés en Étape 1

À la date de leur comptabilisation initiale, les encours sont classés systématiquement en Étape 1 à moins qu'ils ne s'agissent d'encours douteux/en défaut dès leur acquisition ou leur octroi.

Encours classés en Étape 2

Pour identifier les encours classés en Étape 2, l'augmentation significative du risque de crédit par rapport à la date de comptabilisation initiale est appréciée au sein du Groupe en tenant compte de toutes les informations historiques et prospectives disponibles (scores comportementaux, notation, indicateurs de type « *loan to value* », scénarios de prévisions macro-économiques, etc.).

Les trois critères utilisés pour apprécier l'évolution significative du risque de crédit sont détaillés ci-dessous. Dès lors qu'un seul de ces trois critères est rempli, l'encours concerné est transféré de l'Étape 1 à l'Étape 2 et les dépréciations ou provisions afférentes sont ajustées en conséquence.

CRITÈRE 1 : LE CLASSEMENT DE LA CONTREPARTIE EN « SENSIBLE »

Pour déterminer le classement en « sensible » (notion de mise sous surveillance) de la contrepartie, le Groupe analyse :

- la note de la contrepartie (lorsque celle-ci fait l'objet d'une analyse interne) ; et
- l'évolution du secteur d'activité, des conditions macro-économiques et du comportement de la contrepartie qui peut être également révélatrice d'une dégradation du risque de crédit.

Après revue, si la contrepartie est déclarée « sensible », l'ensemble des contrats conclus par le Groupe avec cette contrepartie avant le passage en « sensible » est transféré en Étape 2 (dans la mesure où cette approche ne génère pas de distorsion par rapport à une analyse de la qualité de crédit à l'octroi de chaque instrument) et les dépréciations et provisions afférentes sont rehaussées à hauteur des pertes attendues à maturité.

Postérieurement à la date de mise sous surveillance d'une contrepartie, les nouveaux encours générés avec cette dernière sont classés en Étape 1.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 3

CRITÈRE 2 : L'ÉVOLUTION DE LA PROBABILITÉ DE DÉFAUT DEPUIS LA COMPTABILISATION INITIALE

Cette évolution est appréciée contrat par contrat entre la date de première comptabilisation et la date de clôture.

Pour apprécier si la dégradation ou l'amélioration de la probabilité de défaut, entre la date de première comptabilisation d'un contrat et la date de clôture, est suffisamment significative pour entraîner un changement d'étape de provisionnement/dépréciation, des seuils sont fixés chaque année par la Direction des risques. Ces seuils de transfert entre l'Étape 1 et l'Étape 2 sont déterminés par portefeuille homogène de contrats (notion de segment de risque qui tient compte de la typologie de la clientèle et de la qualité de crédit) et calculés en fonction des courbes de probabilité de défaut à maturité de chacun des portefeuilles (ainsi, le seuil est différent selon qu'il s'agit d'un portefeuille de créances Souveraines ou d'un portefeuille de prêts aux Grandes Entreprises, par exemple). Ces seuils peuvent être une augmentation absolue ou relative de la probabilité de défaut.

CRITÈRE 3 : L'EXISTENCE D'IMPAYÉS DE PLUS DE 30 JOURS

Il existe une présomption (réfutable) de dégradation significative du risque de crédit lorsqu'un actif fait l'objet d'un impayé de plus de 30 jours.

Les trois critères sont symétriques ; ainsi, une sortie de la liste de contreparties sensibles, une amélioration suffisante de la probabilité de défaut ou un règlement d'impayé de plus de 30 jours entraîne un retour des encours concernés en Étape 1, sans période de probation en Étape 2.

CAS PARTICULIER DES ENCOURS SANS NOTE DE CONTREPARTIE

Pour les encours ne disposant pas de note de contrepartie (Clientèle de détail et un périmètre restreint du segment Entreprises), le transfert en Étape 2 est fondé :

- sur le score comportemental bâlois ou l'existence d'impayés de plus de 30 jours sur le périmètre Clientèle de détail ;
- sur le passage en « sensible » ou l'existence d'impayés de plus de 30 jours pour les Entreprises.

Encours classés en Étape 3

Pour identifier les encours classés en Étape 3 (encours douteux), le Groupe applique depuis juillet 2020 dans la majorité de ses entités la nouvelle définition du défaut telle que détaillée dans les orientations publiées par l'Autorité Bancaire Européenne (ABE). Cette définition entraîne le classement en Étape 3 sur la base des critères suivants :

- la survenance d'un ou plusieurs impayés supérieurs à 100 euros pour la Clientèle de détail (500 euros hors Clientèle de détail) pendant 90 jours consécutifs devant représenter au minimum 1% de l'exposition consolidée du client. Cet impayé peut être accompagné ou non de l'ouverture d'une procédure de recouvrement. Sont exclus les encours restructurés classés en Étape 1 ou 2, qui sont retransférés en Étape 3 dès la survenance d'un impayé de 30 jours pendant une période probatoire de deux ans. Par ailleurs, seuls les impayés résultant de litiges commerciaux, de clauses contractuelles spécifiques ou de défaillances informatiques peuvent déroger à une mise en défaut systématique après 90 jours ;
- l'identification d'autres critères qui, indépendamment de l'existence de tout impayé, traduisent un risque probable de non-recouvrement partiel ou total des encours tels que :
 - une forte probabilité que la contrepartie ne puisse pas honorer la totalité de ses engagements en raison d'une dégradation significative de sa situation financière, impliquant alors un risque de perte pour le Groupe,
 - l'octroi, pour des raisons liées aux difficultés financières de l'emprunteur, de concessions aux clauses du contrat de prêt qui n'auraient pas été octroyées dans d'autres circonstances (crédits dits restructurés) et qui entraînent une baisse de la valeur actualisée des flux du crédit de plus de 1% de sa valeur initiale,
 - l'existence de procédures contentieuses (mandat *ad hoc*, procédure de sauvegarde, redressement judiciaire, liquidation judiciaire, ou leurs équivalents dans les juridictions concernées).

Le Groupe applique le principe de contagion à l'ensemble des encours sur la contrepartie en défaut. Il se peut que dans le cadre d'un groupe client, la contagion s'étende aussi à l'ensemble des encours sur ce groupe.

Le classement en Étape 3 est maintenu pendant une période de probation de trois mois après disparition de l'ensemble des indicateurs du défaut mentionnés ci-dessus. La période de probation en Étape 3 est étendue à un an pour les contrats restructurés ayant fait l'objet d'un transfert en Étape 3.

En cas de retour en Étape 2, les contrats sont alors maintenus dans cette Étape 2 pendant une durée minimale avant qu'un éventuel retour en Étape 1 puisse être envisagé. Cette durée de maintien en Étape 2 est comprise entre six mois et deux ans selon la nature des portefeuilles de risques auxquels appartiennent les contrats.

Pour les entités n'appliquant pas cette nouvelle définition du défaut, les différences majeures portent sur la définition des critères de classement en Étape 3 :

- présence d'impayés de plus de 90 jours sans seuil de matérialité ;
- absence de période de probation (hors contrats restructurés qui restent un an minimum en Étape 3), avant retour en Étape 1 ou 2 dès lors que les conditions de l'Étape 3 ne sont plus remplies ;
- classement de l'ensemble des restructurés en Étape 3.

Les modalités d'application de la nouvelle définition du défaut seront adoptées par ces entités à partir du 1^{er} janvier 2021.

Évaluation des dépréciations et provisions

Les encours classés en Étape 1 sont dépréciés à hauteur des pertes de crédit que le Groupe s'attend à subir à horizon un an en prenant en considération les données historiques et la situation présente. Le montant de la dépréciation est ainsi égal à la différence entre la valeur brute comptable de l'actif et la valeur actualisée des flux futurs estimés recouvrables en tenant compte de l'effet des garanties appelées ou susceptibles de l'être et de la probabilité de survenance d'un événement de défaut au cours de l'année qui suit.

Les encours classés en Étapes 2 et 3 sont dépréciés à hauteur des pertes de crédit que le Groupe s'attend à subir sur la durée de vie des encours en prenant en considération les données historiques, la situation présente ainsi que les prévisions raisonnables d'évolution de la conjoncture économique et des facteurs macro-économiques pertinents jusqu'à la maturité du contrat. Le montant de la dépréciation est ainsi égal à la différence entre la valeur brute comptable de l'actif et la valeur actualisée des flux futurs estimés recouvrables en tenant compte de l'effet des garanties appelées ou susceptibles de l'être et de la probabilité de survenance d'un événement de défaut jusqu'à l'échéance du contrat.

Les garanties sont prises en compte dans l'estimation des flux futurs recouvrables lorsqu'elles font partie intégrante des modalités contractuelles des prêts sur lesquels portent ces garanties et qu'elles ne font pas l'objet d'une comptabilisation séparée.

Lorsque les garanties ne respectent pas ces critères et que leurs effets ne peuvent pas être pris en compte dans le calcul des dépréciations (exemple : garantie financière visant à indemniser les premières pertes subies sur un portefeuille de prêts donné), elles donnent lieu à la reconnaissance d'un actif distinct enregistré au bilan dans la rubrique Autres actifs. La valeur comptable de cet actif représente le montant des pertes de crédit attendues, enregistrées au sein des dépréciations d'actifs, pour lesquelles le Groupe a la quasi-certitude de recevoir une indemnisation. Les variations de la valeur comptable de cet actif sont enregistrées en Coût du risque dans le compte de résultat.

La méthodologie de calcul des pertes de crédit est décrite dans le chapitre 4 « Facteurs de risques et adéquation des fonds propres » du présent Document d'enregistrement universel.

Quelle que soit l'étape de dégradation du risque crédit, l'actualisation des flux est calculée sur la base du taux d'intérêt effectif d'origine de l'actif financier. Le montant de cette dépréciation est inclus dans la valeur nette comptable de l'actif financier déprécié. Les dotations et reprises de dépréciations sont enregistrées en Coût du risque dans le compte de résultat.

Pour les créances de location simple et les créances commerciales, le Groupe applique l'approche « simplifiée » consistant à évaluer les dépréciations à hauteur des pertes de crédit attendues à maturité dès leur comptabilisation initiale sans attendre une dégradation significative du risque de crédit de la contrepartie. L'évaluation des dépréciations s'effectue principalement sur la base des taux de défaut et de pertes en cas de défaut historiquement constatés. Les ajustements destinés à prendre en compte les informations prospectives sur l'évolution de la conjoncture économique et des facteurs macro-économiques sont déterminés à dire d'experts.

Restructurations de prêts et créances

Les prêts octroyés ou acquis par le Groupe peuvent faire l'objet d'une restructuration pour difficultés financières. Elle prend la forme d'une modification contractuelle des conditions initiales de la transaction (telle une baisse du taux d'intérêt, un rééchelonnement des paiements périodiques, un abandon partiel de créances ou encore une prise de garanties complémentaires). Cette modification des conditions contractuelles de l'instrument est alors liée exclusivement aux difficultés financières et à l'insolvabilité de l'emprunteur (que cette insolvabilité soit avérée ou à venir de façon certaine en l'absence de restructuration).

S'ils répondent toujours aux caractéristiques SPPI, les prêts ainsi restructurés sont maintenus au bilan. Leur coût amorti avant dépréciation est ajusté d'une décote représentative du manque à gagner résultant de la restructuration. Cette décote, enregistrée en Coût du risque dans le compte de résultat, est égale à la différence entre la valeur actuelle des nouveaux flux de trésorerie contractuels résultant de la restructuration et le coût amorti avant dépréciation diminué des éventuels abandons partiels de créance. De cette manière, le montant des produits d'intérêts enregistrés en résultat demeure calculé sur la base du taux d'intérêt effectif d'origine des prêts et basé sur la valeur comptable nette de dépréciation de l'actif pendant au moins la première année suivant la restructuration.

Une fois restructurés, les actifs financiers sont classés en Étape 3 de dépréciation (encours douteux) si la valeur actualisée des flux futurs modifiés diminue de plus de 1% par rapport à la valeur comptable au bilan des actifs financiers avant la restructuration ou s'il existe une forte probabilité que la contrepartie ne puisse pas honorer la totalité de ses engagements impliquant un risque de perte pour le Groupe. Dans ces deux cas de figure, la restructuration des actifs financiers entraîne leur mise en défaut. Le classement en Étape 3 de dépréciation est maintenu pendant une période minimale d'un an et au-delà tant que le Groupe a une incertitude sur la capacité de l'emprunteur à honorer ses engagements. Dès lors que le prêt ne sera plus classé en Étape 3 ou pour les prêts dont la valeur actualisée ne diminue pas de plus de 1%, l'appréciation de la dégradation significative du risque de crédit sera effectuée en comparant les caractéristiques de l'instrument en date d'arrêté comptable à celles en date de comptabilisation initiale du prêt avant restructuration en suivant les modalités de classement en Étapes 1 et 2 mentionnées dans cette Note, étant entendu que les encours sont reclassés en Étape 3 dès la survenance d'un impayé de 30 jours pendant les deux ans suivant leur sortie du défaut.

Les critères de retour en Étape 1 des encours restructurés sont similaires à ceux de l'intégralité des encours, après la période de probation en Étape 3 d'un an minimum.

Si, au regard des nouvelles conditions contractuelles issues de la restructuration, les prêts restructurés ne répondent plus aux caractéristiques SPPI, ils sont alors décomptabilisés et remplacés par de nouveaux actifs financiers résultant de ces nouvelles conditions contractuelles. Ces nouveaux prêts sont alors comptabilisés en Actifs financiers évalués à la juste valeur par résultat.

Sont exclus des encours restructurés les prêts et créances ayant fait l'objet de renégociations commerciales et qui concernent des clients pour lesquels le Groupe accepte de renégocier la dette dans le but de conserver ou de développer une relation commerciale, dans le respect des règles d'octroi en vigueur et sans aucun abandon de capital ou d'intérêts courus.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 3

CRISE COVID-19

Les principales évolutions liées à la crise Covid-19 sont présentées ci-après.

Sur l'année 2020, le caractère exceptionnel de la crise économique provoquée par la pandémie, combinée aux mesures de soutien sans précédent des gouvernements ont nécessité des ajustements dans les modèles de calcul des dépréciations et provisions pour risque de crédit pour refléter au mieux les pertes attendues sur la base de nos anticipations des défauts futurs. Au 31 décembre 2020, les situations de défaut observées restent modérées en raison de la mise en place de moratoires. Cependant, une croissance des défauts est attendue sur 2021 et 2022 et doit se refléter, dès 2020, dans le provisionnement des encours sains classés en Étape 1 et des encours dégradés classés en Étape 2.

En conséquence :

- les modèles et les paramètres utilisés pour estimer les pertes de crédit attendues ont été révisés sur la base de nouveaux scénarios économiques décrits dans le paragraphe 5 de la Note 1 ;
- les ajustements mis en place en complément de l'application des modèles ont été mis à jour (ajustements sectoriels et ajustements lors de l'utilisation de modèles simplifiés) ;
- un nouveau critère de passage en encours dégradés classés en Étape 2 a été mis en place.

MISE À JOUR DES MODÈLES ET PARAMÈTRES
D'ESTIMATION DES PERTES DE CRÉDIT ATTENDUES

Les modèles d'estimation des pertes de crédit attendues ne permettaient pas en l'état de refléter avec exactitude, dans la détermination des taux de défaut futur, les incertitudes économiques liées à la crise actuelle.

En conséquence, le Groupe a procédé à certains ajustements dans ses modèles pour traduire au mieux l'impact des scénarios économiques sur les pertes de crédit attendues.

Ajustement des PIB

Les mesures de confinement prises par les gouvernements ont causé une chute brutale de l'activité économique qui se traduit par une importante volatilité des taux de croissance trimestrielle du PIB (en glissement annuel) dans les prévisions 2021 et 2022 dans les pays où le Groupe opère.

Par ailleurs, les autorités ont adopté des mesures de soutien financier aux ménages et aux entreprises pour les aider à faire face à cette dégradation soudaine de l'activité. Dès lors, il semble probable qu'un décalage temporel apparaisse entre la dégradation de la qualité des portefeuilles de crédit et celle de l'activité, la première étant retardée par rapport à la seconde.

Afin de prendre en compte ce décalage, le Groupe a révisé ses modèles en retenant pour chaque trimestre des années 2020 à 2022 la moyenne des variations du PIB des huit derniers trimestres par rapport à une base 100 en 2019.

Cet ajustement est appliqué à chacun des quatre scénarios (SG Favorable, SG Central, SG Extended et SG Stress) pour les séries de PIB utilisées dans la modélisation des pertes de crédit attendues (cf. paragraphe 5 de la Note 1).

ÉTATS FINANCIERS

6

NOTE 3 | NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS

Le tableau ci-dessous, issu de la combinaison des quatre scénarios après ajustements, présente les taux de croissance des PIB ajustés utilisés dans les modèles d'estimation des pertes de crédit attendues (en pourcentages) :

	2020	2021	2022	2023	2024
Zone Euro	(2,8)	(5,8)	(3,8)	1,4	1,7
France	(3,3)	(7,1)	(5,3)	1,6	1,8
États-Unis	(2,3)	(3,5)	(1,5)	2,3	2,2
Chine	(2,3)	1,8	4,6	4,5	4,5

Ajustement du taux de marge des entreprises françaises

En France, le choc économique lié à la pandémie a entraîné une baisse du taux de marge des entreprises. Selon les économistes du Groupe, ce taux de marge dégradé ne tient néanmoins pas suffisamment compte des mesures de soutien de l'État pour atténuer leurs difficultés financières, notamment au travers du mécanisme des PGE. Pour mieux traduire l'effet de ces mesures, un *add-on* sur le taux de marge des entreprises françaises équivalent à 2,4 points de la valeur ajoutée de 2019 a été intégré dans l'ensemble des scénarios pour l'année 2020 et le premier semestre 2021. En revanche, aucun *add-on* n'a été appliqué sur le reste de l'horizon de prévisions des pertes de crédit attendues.

Il est à noter que si le gouvernement devait mettre fin à une partie des mesures de soutien mises en place depuis le deuxième trimestre 2020, le Groupe serait amené à revoir à la baisse l'*add-on* sur le taux de marge des entreprises françaises.

Au 31 décembre 2020, les ajustements ainsi apportés aux variables macro-économiques et aux probabilités de défaut ont eu pour effet d'augmenter de 496 millions d'euros le montant des dépréciations et provisions pour risque de crédit.

AJUSTEMENTS MIS EN PLACE EN COMPLÈMENT DE L'APPLICATION DES MODÈLES

Ajustements sectoriels

Les différents modèles d'estimation des pertes de crédit attendues peuvent être complétés par des ajustements sectoriels majorant ou minorant le montant des pertes de crédit attendues. Ces ajustements permettent de mieux anticiper le cycle de défaut ou de reprise de

certains secteurs dont l'activité est cyclique. Ces ajustements ont été revus et complétés pour tenir compte du risque spécifique sur des secteurs particulièrement touchés par la crise Covid-19.

Le montant total des ajustements sectoriels s'élève ainsi à 406 millions d'euros au 31 décembre 2020 (244 millions d'euros au 31 décembre 2019).

Ajustements lors de l'utilisation de modèles simplifiés

Pour le périmètre d'entités ne disposant pas de modèles développés permettant d'estimer les corrélations entre variables macro-économiques et taux de défaut, des ajustements ont également été effectués pour refléter la dégradation du risque de crédit sur certains portefeuilles lorsque cette dégradation n'a pas pu être appréhendée par une analyse ligne à ligne des encours.

Le montant de ces ajustements s'élève à 424 millions d'euros au 31 décembre 2020 (78 millions d'euros au 31 décembre 2019).

CRITÈRE ADDITIONNEL DE TRANSFERT EN ÉTAPE 2

En complément des critères de passage en encours dégradés classés en Étape 2, appliqués au niveau individuel, une analyse supplémentaire a été menée au niveau de portefeuilles d'encours pour lesquels l'augmentation du risque de crédit a été jugée significative depuis leur octroi. Cette étude a conduit à réaliser des transferts complémentaires vers les encours dégradés classés en Étape 2 pour les encours de secteurs particulièrement touchés par la crise.

Le montant de cet ajustement s'élève à 122 millions d'euros au 31 décembre 2020.

SYNTHÈSE

Ce tableau ne tient pas compte de la dépréciation IAS 39 au titre des instruments financiers des filiales du secteur de l'assurance. Cette dépréciation est présentée en Note 4.3.

(En M EUR)	31.12.2020	31.12.2019
Dépréciation des actifs financiers à la juste valeur par capitaux propres	9	9
Dépréciation des actifs financiers au coût amorti	11 962	10 976
<i>Prêts et créances sur les établissements de crédit et assimilés au coût amorti</i>	31	24
<i>Prêts et créances sur la clientèle au coût amorti</i>	11 601	10 728
<i>Titres au coût amorti</i>	42	9
<i>Autres actifs au coût amorti⁽¹⁾</i>	288	215
TOTAL DÉPRÉCIATIONS DES ACTIFS FINANCIERS	11 971	10 985
Provisions sur engagements de financement	433	244
Provisions sur engagements de garantie	495	396
TOTAL PROVISIONS POUR RISQUE DE CRÉDIT	928	640

(1) Cf. Note 4.4.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 3

NOTE 3.8.1 DÉPRÉCIATIONS DES ACTIFS FINANCIERS

DÉTAIL

(En M EUR)	Stock au 31.12.2019	Dotations	Reprises disponibles	Dotations nettes	Reprises utilisées	Change et variations de périmètre	Stock au 31.12.2020
Actifs financiers à la juste valeur par capitaux propres							
Dépréciations sur encours sains (Étape 1)	1	1	(1)	-	-	-	1
Dépréciations sur encours dégradés (Étape 2)	-	-	-	-	-	-	-
Dépréciations sur encours douteux (Étape 3)	8	1	(1)	-	-	-	8
TOTAL	9	2	(2)	-	-	-	9
Actifs financiers au coût amorti							
Dépréciations sur encours sains (Étape 1)	902	774	(560)	214	-	(38)	1 078
Dépréciations sur encours dégradés (Étape 2)	1 042	1 912	(968)	944	-	(35)	1 951
Dépréciations sur encours douteux (Étape 3)	9 032	4 516	(2 723)	1 793	(1 691)	(201)	8 933
TOTAL	10 976	7 202	(4 251)	2 951	(1 691)	(274)	11 962
Dont créances de location financement et assimilées							
Dépréciations sur encours sains (Étape 1)	90	60	(34)	26	-	(3)	113
Dépréciations sur encours dégradés (Étape 2)	91	159	(35)	124	-	(5)	210
Dépréciations sur encours douteux (Étape 3)	561	185	(89)	96	(80)	(12)	555

VARIATION DES DÉPRÉCIATIONS EN FONCTION DES MOUVEMENTS SUR LES ENCOURS DES ACTIFS FINANCIERS

Dépréciations sur actifs financiers												
(En M EUR)	À la juste valeur par capitaux propres				Au coût amorti						Total	
	Étape 1	Étape 2	Étape 3	Total	Étape 1	dont créances de location-financement	Étape 2	dont créances de location-financement	Étape 3	dont créances de location-financement		
Stock au 31.12.2019	1	-	8	9	902	90	1 042	91	9 032	561	10 976	10 985
Production et Acquisition ⁽¹⁾	-	-	-	-	329	31	119	12	161	6	609	609
Décomptabilisation ⁽²⁾	-	-	-	-	(146)	(6)	(112)	(2)	(1 380)	(46)	(1 638)	(1 638)
Transfert de l'Étape 1 à l'Étape 2 ⁽³⁾	-	-	-	-	(95)	(9)	878	89	-	-	783	783
Transfert de l'Étape 2 à l'Étape 1 ⁽³⁾	-	-	-	-	13	1	(171)	(13)	-	-	(158)	(158)
Transfert vers l'Étape 3 ⁽³⁾	-	-	-	-	(9)	(1)	(114)	(7)	1 186	48	1 063	1 063
Transfert depuis l'Étape 3 ⁽³⁾	-	-	-	-	-	-	24	2	(87)	(4)	(63)	(63)
Dotations et reprises sans changement d'étape ⁽³⁾	-	-	-	-	113	8	306	39	187	9	606	606
Change	-	-	-	-	(28)	(1)	(19)	(1)	(199)	(9)	(246)	(246)
Périmètre	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Autres variations	-	-	-	-	(1)	-	(2)	-	33	-	30	30
Stock au 31.12.2020	1	-	8	9	1 078	113	1 951	210	8 933	565	11 962	11 971

(1) Les montants des dépréciations présentés dans la ligne Production et Acquisition en Étape 2 et Étape 3 peuvent inclure des dépréciations calculées sur des encours originés en Étape 1 puis reclassés en Étape 2 ou 3 au cours du même exercice.

(2) Abandons de créances, cessons & remboursements.

(3) Les montants présentés dans les transferts incluent les variations dues aux amortissements. Les transferts vers l'Étape 3 correspondent à des encours classés initialement en Étape 1, qui, au cours de l'année, ont fait l'objet d'un déclassement directement en Étape 3, ou en Étape 2 puis en Étape 3.

ÉTATS FINANCIERS

6

NOTE 3 I NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS

NOTE 3.8.2 PROVISIONS POUR RISQUE DE CRÉDIT

DÉTAIL

(En M EUR)	Stock au 31.12.2019	Dotations	Reprises disponibles	Dotations nettes	Change et variations de périmètre	Stock au 31.12.2020
Engagements de financement						
Provisions sur encours sains (Étape 1)	102	113	(93)	20	(3)	119
Provisions sur encours dégradés (Étape 2)	105	255	(77)	178	(4)	279
Provisions sur encours douteux (Étape 3)	37	124	(173)	(49)	47	35
TOTAL	244	492	(343)	149	40	433
Engagements de garantie						
Provisions sur encours sains (Étape 1)	34	37	(25)	12	(2)	44
Provisions sur encours dégradés (Étape 2)	80	103	(29)	74	(2)	152
Provisions sur encours douteux (Étape 3)	282	160	(90)	70	(53)	299
TOTAL	396	300	(144)	156	(57)	495

VARIATION DES PROVISIONS EN FONCTION DES MOUVEMENTS SUR LES ENGAGEMENTS DE FINANCEMENT ET DE GARANTIE

(En M EUR)	Provisions								
	Sur engagements de financement				Sur engagements de garantie				Total
	Étape 1	Étape 2	Étape 3	Total	Étape 1	Étape 2	Étape 3	Total	
Stock au 31.12.2019	102	105	37	244	34	80	282	396	640
Production et Acquisition ⁽¹⁾	48	29	7	84	15	12	18	45	129
Décomptabilisation ⁽²⁾	(40)	(6)	(25)	(71)	(9)	(6)	(39)	(54)	(125)
Transfert de l'Étape 1 à l'Étape 2 ⁽³⁾	(14)	143		129	(5)	40		35	164
Transfert de l'Étape 2 à l'Étape 1 ⁽³⁾	1	(10)		(9)		(2)		(2)	(11)
Transfert vers l'Étape 3 ⁽³⁾	(1)	(1)	6	4		(6)	26	20	24
Transfert depuis l'Étape 3 ⁽³⁾			(1)	(1)			(3)	(3)	(4)
Dotations et reprises sans changement d'étape ⁽³⁾	25	22	11	58	10	35	22	67	125
Change	(2)	(3)		(5)	(1)	(1)	(8)	(10)	(15)
Périmètre				-				-	-
Autres variations				-			1	1	1
Stock au 31.12.2020	119	279	35	433	44	152	299	495	928

(1) Les montants des provisions présentés dans la ligne Production et Acquisition en Étape 2 et Étape 3 peuvent inclure des provisions calculées sur des encours originés en Étape 1 puis réclassés en Étape 2 ou 3 au cours du même exercice.

(2) Abandons de créances, cessions & remboursements.

(3) Les montants présentés dans les transferts incluent les variations des amortissements. Les transferts vers l'Étape 3 correspondent à des encours classés initialement en Étape 1, qui, au cours de l'année, ont fait l'objet d'un déclassement directement en Étape 3, ou en Étape 2 puis en Étape 3.

Les variations des dépréciations et provisions pour risque de crédit sur l'année 2020 sont liées aux faits marquants suivants :

- au transfert d'encours en Étape 3 suite à la dégradation des notations pour 4,9 milliards d'euros d'encours. Cette dégradation a entraîné une augmentation des dépréciations et provisions de 1,1 milliard d'euros (dont 26% sur le secteur Automobiles et 30% sur le Retail). En particulier, elle concerne :

- 2,9 milliards d'euros d'encours dont le montant de dépréciations et provisions au 31 décembre 2020 s'élève à 804 millions d'euros. Ces contrats étaient classés en Étape 1 au 31 décembre 2019,

- 2 milliards d'euros d'encours dont le montant de dépréciations et provisions s'élève au 31 décembre 2020 à 414 millions d'euros. Ces contrats étaient classés en Étape 2 au 31 décembre 2019 ;

- au transfert d'encours en Étape 2 suite à la dégradation des notations pour 56,3 milliards d'euros d'encours liée au contexte économique dégradé et aux ajustements dans les modèles de calculs des dépréciations et provisions pour risque de crédit décrits précédemment. Ce transfert a entraîné une augmentation des dépréciations et provisions de 947 millions d'euros (dont 79% sur le segment Entreprises) ;

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 3

- à la cession d'encours classés en Étape 3 sur le périmètre Banque de détail pour 539 millions d'euros qui a entraîné une diminution des dépréciations et provisions de 428 millions d'euros. Cette cession est en lien avec la stratégie du Groupe de réduction de son portefeuille d'expositions en défaut ;
- à l'octroi de Prêts garantis par l'État pour 18,6 milliards d'euros qui ont entraîné une augmentation des dépréciations et provisions de 80 millions d'euros.

NOTE 3.8.3 ENCOURS PROVISIONNABLES PAR ÉTAPES DE DÉPRÉCIATION ET PAR CATÉGORIE COMPTABLE

La réconciliation des encours comptables avec les encours provisionnables est présente dans le chapitre 4 du présent Document d'Enregistrement Universel.

(En M EUR)	31.12.2020
Actifs financiers à la Juste valeur par capitaux propres	51 801
Encours sains (Étape 1)	51 792
Encours dégradés (Étape 2)	-
Encours douteux (Étape 3)	9
Actifs financiers au coût amorti⁽¹⁾	709 020
Encours sains (Étape 1)	642 131
Encours dégradés (Étape 2)	49 740
Encours douteux (Étape 3)	17 149
dont Créances de location financement et assimilées	30 151
Encours sains (Étape 1)	24 214
Encours dégradés (Étape 2)	4 490
Encours douteux (Étape 3)	1 447
Engagements de financement	183 588
Encours sains (Étape 1)	161 757
Encours dégradés (Étape 2)	21 488
Encours douteux (Étape 3)	343
Engagements de garantie	53 851
Encours sains (Étape 1)	46 169
Encours dégradés (Étape 2)	6 876
Encours douteux (Étape 3)	806
TOTAL ENCOURS PROVISIONNABLES	998 260

(1) Ce poste inclut les Blankes centrales pour 165 837 millions au 31 décembre 2020.

NOTE 3.8.4 COÛT DU RISQUE

PRINCIPES COMPTABLES

La rubrique Coût du risque comprend exclusivement les dotations nettes des reprises aux dépréciations et provisions pour risque de crédit, les pertes sur créances irrécouvrables et les récupérations sur créances amorties.

Le Groupe procède au passage en pertes de ses créances irrécouvrables et à la reprise consécutive des dépréciations dans le poste Coût du risque lorsqu'il y a abandon de créances ou absence d'espérance de recouvrement résiduel. L'absence de recouvrement résiduel est conditionnée à l'obtention d'un certificat d'irrécouvrabilité délivré par une autorité compétente ou à l'existence d'un faisceau d'indices établis (ancienneté du défaut, provisionnement à 100%, absence de récupérations récentes ou autres caractéristiques propres au dossier).

L'absence d'espérance de recouvrement n'implique pas un arrêt définitif des récupérations, notamment en cas de retour à meilleure fortune de la contrepartie. En cas de recouvrement ou de récupération sur une créance préalablement passée en perte, les montants reçus sont comptabilisés dans le poste Récupérations sur créances irrécouvrables sur l'exercice considéré.

ÉTATS FINANCIERS

6

NOTE 3 | NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS

(En M EUR)	2020	2019
Dotations nettes pour dépréciation	(2 951)	(1 202)
<i>Sur actifs financiers à la juste valeur par capitaux propres</i>	-	2
<i>Sur actifs financiers au coût amorti</i>	(2 951)	(1 204)
Dotations nettes aux provisions	(305)	12
<i>Sur engagements de financement</i>	(149)	47
<i>Sur engagements de garantie</i>	(156)	(35)
Pertes non couvertes sur les créances irrécouvrables	(251)	(292)
Récupérations sur les créances irrécouvrables	114	184
Produit des garanties non prises en compte dans les dépréciations	87	20
TOTAL	(3 306)	(1 278)

NOTE 3.9 Juste valeur des instruments financiers évalués au coût amorti

PRINCIPES COMPTABLES

Définition de la juste valeur

La juste valeur est le prix qui serait reçu pour la vente d'un actif ou payé pour le transfert d'un passif lors d'une transaction normale entre des intervenants du marché à la date d'évaluation.

En l'absence de prix observable pour un actif ou un passif identique, la juste valeur des instruments financiers est déterminée à l'aide d'une autre technique d'évaluation qui maximise l'utilisation de données de marché observables en retenant des hypothèses que les intervenants du marché utiliseraient pour fixer le prix de l'instrument considéré.

Cette note présente la juste valeur des instruments financiers qui ne sont pas évalués à la juste valeur au bilan, ventilée selon la hiérarchie de la juste valeur décrite dans la Note 3.4. Cette juste valeur ne saurait être interprétée comme un montant réalisable en cas de règlement immédiat de la totalité de ces instruments financiers.

Les justes valeurs des instruments financiers incluent, le cas échéant, les intérêts courus.

NOTE 3.9.1 ACTIFS FINANCIERS ÉVALUÉS AU COÛT AMORTI

(En M EUR)	31.12.2020				
	Valeur comptable	Juste valeur	Niveau 1	Niveau 2	Niveau 3
Prêts et créances sur les établissements de crédit et assimilés	53 380	53 394	-	38 373	15 021
Prêts et créances sur la clientèle	448 761	450 923	-	153 933	296 990
Titres	15 635	15 767	4 807	9 022	1 938
TOTAL	517 776	520 084	4 807	201 328	313 949

(En M EUR)	31.12.2019				
	Valeur comptable	Juste valeur	Niveau 1	Niveau 2	Niveau 3
Prêts et créances sur les établissements de crédit et assimilés	56 366	56 370	-	41 233	15 137
Prêts et créances sur la clientèle	450 244	451 398	-	179 364	272 034
Titres	12 489	12 705	4 156	7 095	1 454
TOTAL	519 099	520 473	4 156	227 692	288 625

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 3

NOTE 3.9.2 PASSIFS FINANCIERS ÉVALUÉS AU COÛT AMORTI

(En M EUR)	31.12.2020				
	Valeur comptable	Juste valeur	Niveau 1	Niveau 2	Niveau 3
Dettes envers les établissements de crédit et assimilés	135 571	135 608	239	132 513	2 856
Dettes envers la clientèle	456 059	456 119	-	446 520	9 599
Dettes représentées par un titre	138 957	138 985	20 920	117 809	256
Dettes subordonnées	15 432	15 435	-	15 435	-
TOTAL	746 019	746 147	21 159	712 277	12 711

(En M EUR)	31.12.2019				
	Valeur comptable	Juste valeur	Niveau 1	Niveau 2	Niveau 3
Dettes envers les établissements de crédit et assimilés	107 929	107 976	356	104 028	3 592
Dettes envers la clientèle	418 612	418 705	-	408 597	10 108
Dettes représentées par un titre	125 168	125 686	20 856	104 462	368
Dettes subordonnées	14 465	14 467	-	14 467	-
TOTAL	666 174	666 834	21 212	631 554	14 068

NOTE 3.9.3 MÉTHODES DE VALORISATION DES INSTRUMENTS FINANCIERS ÉVALUÉS AU COÛT AMORTI

PRÊTS, CRÉANCES ET OPÉRATIONS DE LOCATION-FINANCEMENT

La juste valeur des prêts et des créances ainsi que des créances de location-financement aux établissements de crédit et aux grandes entreprises, est calculée, en l'absence de marché actif de ces prêts, en actualisant les flux de trésorerie attendus à un taux d'actualisation basé sur les taux d'intérêt du marché (taux actuariel de référence publié par la Banque de France et taux zéro coupon) en vigueur à la clôture pour des prêts ayant sensiblement les mêmes modalités et les mêmes maturités, ces taux d'intérêt étant ajustés afin de tenir compte du risque de crédit de l'emprunteur.

La juste valeur des prêts et des créances ainsi que des créances de location-financement sur la clientèle de la Banque de détail, essentiellement constituée de particuliers et de petites ou moyennes entreprises est déterminée, en l'absence de marché actif de ces prêts, en actualisant les flux de trésorerie attendus aux taux de marché en vigueur à la date de clôture pour les prêts de même catégorie ayant les mêmes maturités.

Pour les prêts, les créances, les créances de location-financement à taux variable et les prêts à taux fixe dont la durée initiale est inférieure ou égale à un an, la juste valeur est présumée correspondre à la valeur comptable nette de dépréciations, dès lors qu'il n'y a pas eu de fluctuation significative des spreads de crédit sur les contreparties concernées depuis leur entrée au bilan.

DETTES

La juste valeur des dettes est présumée correspondre, en l'absence de marché actif de ces dettes, à la valeur des flux futurs actualisée aux taux de marché en vigueur à la date de clôture.

Dès lors que la dette est représentée par un instrument coté, sa juste valeur est égale à son cours de marché.

Pour les dettes à taux variable et celles dont la durée initiale est inférieure ou égale à un an, la juste valeur est présumée correspondre à la valeur comptable. De la même manière, la juste valeur individuelle des comptes à vue est égale à leur valeur comptable.

TITRES

Dès lors que le titre est un instrument coté sur un marché actif, sa juste valeur est égale à son cours de marché.

En l'absence de marché actif, la juste valeur des titres est calculée en actualisant les flux de trésorerie futurs au taux de marché en vigueur à la date de clôture. Pour les titres à taux variable et les titres à taux fixe dont la durée initiale est inférieure ou égale à un an, la juste valeur est présumée correspondre à la valeur comptable nette de dépréciations, dès lors qu'il n'y a pas eu de fluctuation significative des spreads de crédit sur les contreparties concernées depuis leur entrée au bilan.

NOTE 3.10 Engagements et actifs remis et reçus en garantie**PRINCIPES COMPTABLES****Engagements de financement**

Les engagements de financement qui ne sont pas considérés comme des instruments financiers dérivés, ni évalués en juste valeur par résultat au titre d'une activité de transaction, sont initialement comptabilisés à leur juste valeur ; par la suite, ces engagements font l'objet de provisions conformément aux principes comptables relatifs aux dépréciations et provisions pour risque de crédit (cf. Note 3.8).

Engagements de garantie

Le Groupe inscrit initialement à son bilan les garanties financières données, considérées comptablement comme des instruments financiers non dérivés, pour leur juste valeur. Elles sont évaluées ultérieurement au montant le plus élevé entre le montant de l'obligation et le montant initialement enregistré diminué le cas échéant de l'amortissement cumulé de la commission de garantie. En cas d'indication objective de perte de valeur, les garanties financières données font l'objet d'une provision au passif du bilan (cf. Note 3.8).

Engagements sur titres

Les achats et les ventes de titres classés en Actifs financiers à la juste valeur par résultat, en Actifs financiers à la juste valeur par capitaux propres et Actifs financiers au coût amorti sont comptabilisés au bilan en date de règlement-livraison. Entre la date de négociation et la date de règlement-livraison, les engagements sur titres à recevoir ou à livrer ne sont pas enregistrés au bilan. Les variations de juste valeur des titres en juste valeur par résultat et des titres en juste valeur par capitaux propres entre la date de négociation et la date de règlement-livraison sont enregistrées en résultat ou en capitaux propres en fonction de la classification comptable des titres concernés.

NOTE 3.10.1 ENGAGEMENTS**ENGAGEMENTS DONNÉS**

(En M EUR)	31.12.2020	31.12.2019
Engagements de financement		
En faveur d'établissements de crédit	45 707	50 589
En faveur de la clientèle	194 890	184 305
Facilités d'émission	83	83
Ouvertures de crédits confirmés	185 061	166 168
Autres ⁽¹⁾	9 746	18 054
Engagements de garantie		
Donnés aux établissements de crédit	4 541	10 572
Donnés à la clientèle ⁽²⁾	59 297	42 248
Engagements sur titres		
Titres à livrer	26 387	31 121

(1) Cette ligne inclut, à compter du 31 décembre 2020, les engagements de souscription dans des fonds de capital investissement pris dans le cadre des activités d'assurance pour un montant de 2 271 millions d'euros.

(2) Y compris les garanties de capital et de performance accordées aux détenteurs des parts d'OPCVM gérés par des entités du Groupe.

ENGAGEMENTS REÇUS

(En M EUR)	31.12.2020	31.12.2019
Engagements de financement		
Reçus d'établissements de crédit	78 577	84 990
Engagements de garantie		
Reçus d'établissements de crédit	114 035	110 395
Autres engagements reçus ⁽¹⁾	139 289	125 771
Engagements sur titres		
Titres à recevoir	28 148	30 874

(1) Ces engagements incluent, au 31 décembre 2020, la garantie reçue de l'État français sur les PGE (cf. Note 1.5).

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 3

NOTE 3.10.2 ACTIFS FINANCIERS REMIS ET REÇUS EN GARANTIE

ACTIFS FINANCIERS REMIS EN GARANTIE

(En M EUR)	31.12.2020	31.12.2019
Valeur comptable des actifs remis en garantie de passifs ⁽¹⁾	330 730	311 597
Valeur comptable des actifs remis en garantie d'opérations sur instruments financiers ⁽²⁾	62 308	56 891
Valeur comptable des actifs remis en garantie d'engagements hors-bilan	2 106	2 195
TOTAL	395 144	370 683

* Le montant des actifs remis en garantie de passifs présenté en 2019 pour 391 820 millions d'euros a été corrigé de 80 223 millions d'euros en raison d'enregistrements réajustés à tort sur des titres mis à disposition d'agents agissant pour le compte de Société Générale.

(1) Les actifs remis en garantie de passifs correspondent principalement à des créances remises en garantie de passifs (notamment auprès des banques centrales).

(2) Les actifs remis en garantie d'opérations sur instruments financiers correspondent principalement à des dépôts de garantie.

ACTIFS FINANCIERS REÇUS EN GARANTIE ET DONT L'ENTITÉ PEUT DISPOSER

(En M EUR)	31.12.2020	31.12.2019
Juste valeur des titres reçus en pension livrée	119 374	111 818

Les opérations de pensions livrées sur titres sont généralement conclues par le Groupe dans des termes et conditions usuels de marché. Le Groupe a la faculté de réutiliser les titres reçus en pension livrée en les cédant, en les remettant en pension ou en garantie, sous

réserve pour lui de restituer ces titres ou leurs équivalents à la contrepartie de l'opération de pension à l'échéance de cette dernière. Ces titres ne sont pas reconnus au bilan. Leur juste valeur présentée ci-dessus inclut celle des titres cédés ou redonnés en garantie.

NOTE 3.11 Actifs financiers transférés

PRINCIPES COMPTABLES

Les actifs financiers transférés qui sont intégralement conservés au bilan regroupent les cessions temporaires de titres (prêts et pensions livrées) ainsi que certaines cessions de créances à des véhicules de titrisation consolidés.

Les opérations de cessions temporaires (prêts de titres et titres donnés en pension livrée) présentées dans les tableaux ci-dessous ne portent que sur des titres reconnus à l'actif du bilan.

Les titres faisant l'objet d'une mise en pension ou d'un prêt sont maintenus à l'actif du bilan du Groupe dans leur poste d'origine. Dans le cas de mises en pension, l'obligation de restituer les sommes encaissées est inscrite en Dettes au passif du bilan, à l'exception des opérations initiées dans le cadre des activités de trading qui sont enregistrées parmi les Passifs financiers à la juste valeur par résultat.

Les titres empruntés ou reçus en pension ne sont pas inscrits au bilan du Groupe. Dans le cas des titres reçus en pension, le droit à restitution des sommes délivrées par le Groupe est inscrit dans la rubrique Prêts et créances sur la clientèle ou Prêts et créances sur les établissements de crédit à l'actif du bilan, à l'exception des opérations initiées dans le cadre des activités de trading qui sont enregistrées parmi les Actifs financiers à la juste valeur par résultat. En cas de cession ultérieure des titres empruntés, une dette de restitution de ces titres à leur prêteur est inscrite au passif du bilan parmi les Passifs financiers à la juste valeur par résultat.

Les prêts et emprunts de titres adossés contre espèces sont assimilés à des opérations de pensions livrées et sont comptabilisés et présentés comme telles au bilan.

Dans le cas des cessions temporaires de titres, le Groupe demeure exposé au risque de défaillance de l'émetteur du titre (risque de crédit) ainsi qu'aux fluctuations à la hausse ou à la baisse de la valeur des titres (risque de marché). Les titres prêtés ou donnés en pension ne peuvent faire parallèlement l'objet de mise en garantie dans le cadre d'une autre opération.

NOTE 3.11.1 ACTIFS FINANCIERS TRANSFÉRÉS NON DE COMPTABILISÉS

PENSIONS LIVRÉES

	31.12.2020		31.12.2019	
	Valeur comptable des actifs	Valeur comptable des dettes associées	Valeur comptable des actifs	Valeur comptable des dettes associées
(En M EUR)				
Titres à la juste valeur par résultat	23 375	18 827	23 691	20 486
Titres à la juste valeur par capitaux propres	12 410	9 913	13 057	10 476
TOTAL	35 785	28 740	36 748	30 962

PRÊTS DE TITRES

	31.12.2020		31.12.2019	
	Valeur comptable des actifs	Valeur comptable des dettes associées	Valeur comptable des actifs	Valeur comptable des dettes associées
(En M EUR)				
Titres à la juste valeur par résultat	11 067	-	13 297	54
Titres à la juste valeur par capitaux propres	170	-	132	-
TOTAL	11 237	-	13 429	54

ACTIFS DE TITRISATION POUR LESQUELS LE RECOURS DES DÉTENTEURS DES DETTES ASSOCIÉES SE LIMITE AUX SEULS ACTIFS TRANSFÉRÉS

	31.12.2020	31.12.2019*
(En M EUR)		
Prêts à la clientèle		
Valeur comptable des actifs	3 658	3 039
Valeur comptable des dettes associées	3 248	2 627
Juste valeur des actifs transférés (A)	3 724	3 098
Juste valeur des dettes associées (B)	3 263	2 637
POSITION NETTE (A)-(B)	461	461

* Au 31 décembre 2020, le Groupe a retraité les montants des prêts à la clientèle de la période antérieure afin d'inclure des opérations de titrisation qui n'étaient pas présentées en 2019. L'impact de cette modification se traduit par une augmentation de 1 410 millions d'euros de la valeur comptable des actifs et une augmentation de 1 082 millions d'euros de la valeur comptable des dettes associées. La juste valeur des actifs transférés a augmenté de 1 459 millions d'euros et la juste valeur des dettes associées a augmenté de 1 082 millions d'euros.

Le Groupe reste exposé à la majorité des risques et avantages sur ces créances ; par ailleurs, ces dernières ne peuvent faire parallèlement l'objet de mise en garantie ou de cession ferme dans le cadre d'une autre opération.

NOTE 3.11.2 ACTIFS FINANCIERS TRANSFÉRÉS PARTIELLEMENT OU INTÉGRALEMENT DÉCOMPTABILISÉS

Au 31 décembre 2020, aucune opération significative n'a été réalisée qui conduise à une décomptabilisation partielle ou intégrale d'actifs financiers donnant lieu à la conservation par le Groupe d'une implication continue dans ces actifs.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 3

NOTE 3.12 Compensation d'actifs financiers et de passifs financiers

PRINCIPES COMPTABLES

Un actif financier et un passif financier sont compensés et leur solde net est présenté au bilan lorsque le Groupe a un droit inconditionnel et juridiquement exécutoire de compenser les montants comptabilisés et a l'intention, soit de régler l'actif et le passif sur une base nette, soit de réaliser l'actif et de régler le passif simultanément. Le droit de compenser les montants comptabilisés doit être exécutoire en toutes circonstances, tant dans le cadre des activités normales qu'en cas de défaut d'une des parties. À cet égard, le Groupe inscrit notamment dans son bilan le montant net des instruments financiers conclus avec certaines chambres de compensation lorsqu'elles permettent effectivement un règlement net vis des appels de marges quotidiens en trésorerie, ou lorsque leur mécanisme de règlement brut possède des caractéristiques qui éliminent ou rendent négligeables le risque de crédit et le risque de liquidité et font par ailleurs que les sommes à verser ou à recevoir sont traitées dans un même processus ou cycle de règlement.

Les tableaux ci-dessous présentent les actifs financiers et passifs financiers qui ont fait l'objet d'une compensation dans le bilan consolidé du Groupe. Les encours bruts de ces actifs financiers et passifs financiers sont rapprochés avec les encours consolidés présentés au bilan (montants nets au bilan) après indication des montants qui ont été compensés au bilan pour ces différents instruments (montants compensés) et agrégation avec les encours des autres actifs et passifs financiers qui ne font l'objet d'aucune compensation ni convention-cadre de compensation ou accord similaire (montants des actifs et passifs non compensables).

Ces tableaux indiquent également les montants qui seraient compensables en application de conventions-cadres de compensation et d'accords similaires dont les caractéristiques ne permettent cependant pas cette compensation dans les comptes consolidés en application des normes IFRS. Cette information a pour objet de

permettre une comparaison avec le traitement qui serait applicable selon les principes comptables généralement admis aux États-Unis (US GAAP). Sont notamment concernés les instruments financiers pour lesquels le droit de compensation n'est exécutoire qu'en cas de défaillance, d'insolvabilité ou de faillite d'une des contreparties et les instruments faisant l'objet d'une garantie sous forme de dépôt d'espèces ou de titres. Il s'agit principalement d'options de taux d'intérêt de gré à gré, de swaps de taux et de titres donnés ou reçus en pension livrée.

Les positions nettes qui résultent de ces différentes compensations n'ont pas pour objet de mesurer l'exposition du Groupe au risque de contrepartie sur ces instruments financiers dans la mesure où la gestion de ce risque met en œuvre d'autres mécanismes de réduction qui viennent en complément des accords de compensation.

NOTE 3.12.1 DONNÉES AU 31 DÉCEMBRE 2020

ACTIF

	Montants des actifs non compensables	Effets des compensations sur le bilan		Montants nets au bilan	Effets des conventions-cadres de compensation et accords similaires ⁽¹⁾			Position nette
		Montants bruts	Montants compensés		Instruments financiers au bilan	Dépôts de garantie en espèces au bilan	Instruments financiers reçus en garantie	
(En M EUR)								
Instruments financiers dérivés (cf. Notes 3.1 et 3.2)	40 978	286 686	(155 461)	172 203	(95 803)	(18 599)	-	57 801
Titres prêtés (cf. Notes 3.1 et 3.3)	7 496	3 746	-	11 242	(1 677)	(2)	(91)	9 472
Titres reçus en pension (cf. Notes 3.1 et 3.5)	47 044	172 751	(80 718)	139 077	(6 350)	(183)	(46 057)	86 487
Dépôts de garantie versés (cf. Note 4.4)	36 530	15 366	-	51 896	-	(15 366)	-	36 530
Autres actifs non soumis à compensation	1 087 534	-	-	1 087 534	-	-	-	1 087 534
TOTAL	1 219 582	478 549	(236 179)	1 461 952	(103 830)	(34 150)	(46 148)	1 277 824

ÉTATS FINANCIERS

6

NOTE 3 | NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS

PASSIF

	Effets des compensations sur le bilan			Effets des conventions-cadres de compensation et accords similaires ⁽¹⁾				Position nette
	Montants des passifs non compensables	Montants bruts	Montants compensés	Montants nets au bilan	Instruments financiers au bilan	Dépôts de garantie en espèces au bilan	Instruments financiers donnés en garantie	
(En M EUR)								
Instruments financiers dérivés (cf. Notes 3.1 et 3.2)	45 260	281 838	(155 461)	171 637	(95 803)	(15 366)	-	60 468
Dettes sur titres empruntés (cf. Note 3.1)	23 038	9 127	-	32 165	(1 677)	-	-	30 488
Titres donnés en pension (cf. Notes 3.1 et 3.6)	55 652	154 334	(80 718)	129 268	(6 350)	-	(38 886)	84 032
Dépôts de garantie reçus (cf. Note 4.4)	36 955	18 784	-	55 739	-	(18 784)	-	36 955
Autres passifs non soumis à compensation	1 006 164	-	-	1 006 164	-	-	-	1 006 164
TOTAL	1 167 069	464 083	(236 179)	1 394 973	(103 830)	(34 150)	(38 886)	1 218 107

(1) Juste valeur des instruments financiers et dépôts de garantie, plafonnée à la valeur nette comptable des expositions au bilan pour exclure tout effet de sur-couverture.

NOTE 3.122 DONNÉES AU 31 DÉCEMBRE 2019

ACTIF

	Effets des compensations sur le bilan			Effets des conventions-cadres de compensation et accords similaires ⁽¹⁾				Position nette
	Montants des actifs non compensables	Montants bruts	Montants compensés	Montants nets au bilan	Instruments financiers au bilan	Dépôts de garantie en espèces au bilan	Instruments financiers reçus en garantie	
(En M EUR)								
Instruments financiers dérivés (cf. Notes 3.1 et 3.2)	28 345	210 193	(85 852)	152 686	(100 225)	(16 360)	-	36 101
Titres prêtés (cf. Notes 3.1 et 3.3)	8 275	5 552	-	13 827	(2 171)	(5)	(487)	11 164
Titres reçus en pension (cf. Notes 3.1 et 3.5)	44 054	196 583	(91 110)	149 527	(14 459)	(112)	(40 544)	94 412
Dépôts de garantie versés (cf. Note 4.4)	32 118	16 512	-	48 630	-	(16 512)	-	32 118
Autres actifs non soumis à compensation*	991 825	-	-	991 825	-	-	-	991 825
TOTAL	1 104 617	428 840	(176 962)	1 356 495	(116 855)	(32 989)	(41 031)	1 165 620

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 3

PASSIF

(En M EUR)	Montants des passifs non compensables	Effets des compensations sur le bilan		Effets des conventions-cadres de compensation et accords similaires ⁽¹⁾				Position nette
		Montants bruts	Montants compensés	Montants nets au bilan	Instruments financiers au bilan	Dépôts de garantie en espèces au bilan	Instruments financiers donnés en garantie	
Instruments financiers dérivés (cf. Notes 3.1 et 3.2)	27 848	206 337	(85 852)	148 333	(100 225)	(16 512)	-	31 596
Dettes sur titres empruntés (cf. Note 3.1)	28 000	10 950	-	38 950	(2 171)	-	-	36 779
Titres donnés en pension (cf. Notes 3.1 et 3.6)	55 793	151 257	(91 110)	115 940	(14 459)	-	(35 880)	65 601
Dépôts de garantie reçus (cf. Note 4.4)	32 844	16 477	-	49 321	-	(16 477)	-	32 844
Autres passifs non soumis à compensation*	935 381	-	-	935 381	-	-	-	935 381
TOTAL	1 079 866	385 021	(176 962)	1 287 925	(116 855)	(32 989)	(35 880)	1 102 201

* Montants retirés, par rapport aux états financiers publiés au titre de l'exercice 2019, à la suite de la décision de l'IFRS Interpretations Committee (IFRS IC) du 26 novembre 2019 relative à la norme IFRS 16 (cf. Note 1.2).

(1) Juste valeur des instruments financiers et dépôts de garantie, plafonnée à la valeur nette comptable des expositions au bilan pour exclure tout effet de sur-couverture.

NOTE 3.13 Échéances contractuelles des passifs financiers

(En M EUR)	Jusqu'à 3 mois	De 3 mois à 1 an	De 1 à 5 ans	Plus de 5 ans	31.12.2020
Banques centrales	1 489	-	-	-	1 489
Passifs financiers à la juste valeur par résultat	277 326	29 605	34 655	48 661	390 247
Dettes envers les établissements de crédit et assimilés	57 384	9 140	67 829	1 218	135 571
Dettes envers la clientèle	422 319	14 489	13 328	5 923	456 059
Dettes représentées par un titre	36 665	34 317	44 998	22 977	138 957
Dettes subordonnées	7	2	6 029	9 394	15 432
Autres passifs	76 148	2 218	4 549	2 022	84 937
TOTAL RESSOURCES	871 338	89 771	171 388	90 195	1 222 692
Engagements de financement donnés	101 327	31 814	93 488	13 968	240 597
Engagements de garanties donnés	27 091	13 753	9 536	13 458	63 838
TOTAL DES ENGAGEMENTS DONNÉS	128 418	45 567	103 024	27 426	304 435

Les écoulements présentés dans cette note reposent sur les maturités contractuelles. Cependant, pour certains éléments du bilan, des conventions peuvent être appliquées.

En l'absence d'éléments contractuels, ou dans le cas des instruments financiers relatifs au portefeuille de négociation (ex : dérivés), les

échéances sont constatées dans la première tranche (jusqu'à trois mois).

Les engagements de garantie donnés sont échancés en fonction de la meilleure estimation possible d'écoulement avec, par défaut, un échéancement dans la première tranche (jusqu'à trois mois).

NOTE 4 AUTRES ACTIVITÉS**NOTE 4.1 Produits et charges de commissions****PRINCIPES COMPTABLES**

Les rubriques de Produits et charges de commissions regroupent les commissions sur prestations de services et engagements qui ne sont pas assimilables à des intérêts. Les commissions assimilables à des intérêts font partie intégrante du taux d'intérêt effectif de l'instrument financier auquel elles se rapportent et sont enregistrées en Intérêts et produits assimilés et Intérêts et charges assimilés (cf. Note 3.7).

Les opérations avec la clientèle regroupent les commissions perçues auprès des clients dans le cadre des activités de banque de détail du Groupe (notamment les commissions sur carte bancaire, les frais de tenue de compte ou encore les frais de dossier non assimilables à des intérêts).

Les prestations de service diverses regroupent les commissions perçues auprès de clients dans le cadre des autres activités bancaires du Groupe (notamment les commissions d'interchange, les commissions de gestion de fonds ou encore les commissions sur les produits d'assurance commercialisés dans le réseau).

Le Groupe enregistre en résultat les produits et charges de commissions pour un montant représentant la contrepartie du service fourni et en fonction du rythme de transfert du contrôle de ces services :

- les commissions rémunérant des services continus, telles certaines commissions sur moyens de paiement, les droits de garde sur titres en dépôt, ou les commissions sur abonnements aux services digitaux, sont étalées en résultat sur la durée de la prestation rendue ;
- les commissions rémunérant des services ponctuels, telles les commissions sur mouvements de fonds, les commissions d'apport reçues, les commissions d'arbitrage, ou les pénalités sur incidents de paiement, sont intégralement enregistrées en résultat quand la prestation est réalisée.

Le montant représentant la contrepartie du service fourni se compose des rémunérations fixes et variables prévues contractuellement diminué le cas échéant des paiements dus aux clients (par exemple, dans le cadre d'offres promotionnelles). Les rémunérations variables (par exemple remises basées sur les volumes de services fournis sur une période donnée ou commissions à recevoir sous condition de réalisation d'un objectif de performance) sont incluses dans le montant représentant la contrepartie du service fourni si et seulement s'il est hautement probable que cette rémunération ne fera pas l'objet ultérieurement d'un ajustement significatif des revenus à la baisse.

Les éventuels décalages entre la date de règlement de la prestation et la date de réalisation de la prestation génèrent des actifs ou passifs selon le type de contrat et le sens du décalage qui sont présentés dans les rubriques Autres actifs et Autres passifs (cf. Note 4.4) :

- les contrats avec les clients génèrent ainsi des créances commerciales, produits à recevoir ou produits constatés d'avance ;
- les contrats avec les fournisseurs génèrent ainsi des dettes fournisseurs, charges à payer ou charges constatées d'avance.

Dans le cadre des opérations de syndication, le taux d'intérêt effectif de la fraction de financement conservée à l'actif du Groupe est aligné sur celui des autres participants en y intégrant si nécessaire une quote-part des commissions de prise ferme et de participation ; le solde de ces commissions, rémunérant les prestations rendues, est alors enregistré en Produits de commissions à la fin de la période de syndication. Les commissions d'arrangement sont prises en résultat à la date de conclusion juridique de l'opération.

	2020			2019		
	Produits	Charges	Net	Produits	Charges	Net
<i>(En M EUR)</i>						
Opérations avec les établissements de crédit	159	(108)	51	157	(149)	8
Opérations avec la clientèle	2 820	-	2 820	3 072	-	3 072
Opérations sur instruments financiers	2 208	(2 215)	(7)	2 261	(2 351)	(90)
Opérations sur titres	503	(1 042)	(539)	523	(1 019)	(496)
Opérations sur marchés primaires	203	-	203	126	-	126
Opérations de change et sur instruments financiers dérivés	1 502	(1 173)	329	1 612	(1 332)	280
Engagements de financement et de garantie	795	(271)	524	772	(213)	559
Prestations de services diverses	2 547	(1 018)	1 529	2 806	(1 098)	1 708
Commissions de gestion d'actifs	613	-	613	610	-	610
Commissions sur moyens de paiement	795	-	795	914	-	914
Commissions sur produits d'assurance	260	-	260	241	-	241
Commissions de placement d'OPCVM et assimilés	77	-	77	80	-	80
Autres commissions	802	(1 018)	(216)	961	(1 098)	(137)
TOTAL	8 529	(3 612)	4 917	9 068	(3 811)	5 257

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 4

NOTE 4.2 Produits et charges des autres activités

PRINCIPES COMPTABLES

Activités de location

Les contrats de location consentis par le Groupe qui n'ont pas pour effet de transférer aux locataires la quasi-totalité des risques et avantages inhérents à la propriété du bien loué sont qualifiés de location simple.

Les biens détenus dans le cadre de ces opérations de location simple, incluant les immeubles de placement, sont présentés parmi les immobilisations corporelles et incorporelles au bilan, pour leur coût d'acquisition diminué des amortissements et des dépréciations (cf. Note 8.4).

Ces actifs de location sont amortis hors valeur résiduelle sur la durée du bail ; cette dernière correspond à la durée non résiliable du contrat de location ajustée pour tenir compte des options de prolongation du contrat que le preneur est raisonnablement certain d'exercer ainsi que des options de résiliation anticipée que le preneur est raisonnablement certain de ne pas exercer (cf. Note 8.4). Les revenus des loyers sont enregistrés en produits de manière linéaire sur la durée du contrat de location, tandis que le traitement comptable des produits facturés au titre des prestations de maintenance connexes aux activités de location simple a pour objet de refléter, sur la durée du contrat de service, une marge constante entre ces produits et les charges encourues pour rendre le service.

Les produits et charges et les plus ou moins-values de cession sur les immeubles de placement et sur les biens loués en location simple, ainsi que les produits et charges relatifs aux prestations de maintenance connexes aux activités de location simple, sont enregistrés parmi les Produits et charges des autres activités dans les lignes Activités de location immobilière et Activités de location mobilière.

Ces mêmes lignes incluent également les pertes encourues en cas de baisse des valeurs résiduelles non garanties sur les opérations de location financement, ainsi que les produits et charges de dépréciation et les plus ou moins-values de cession relatifs aux biens non loués après résiliation d'opérations de location-financement.

Les contrats de location proposés par les entités du Groupe peuvent prévoir des prestations de maintenance du matériel loué. Dans ce cas, la part des loyers correspondant à ces prestations est étalée sur la durée de la prestation (généralement, la durée du contrat de location). Cet étalement tient compte le cas échéant du rythme de fourniture du service lorsque ce dernier n'est pas linéaire.

Activités de promotion immobilière

S'agissant d'une prestation de services continus, la marge des opérations de vente de biens immobiliers sur plan (logements, bureaux, surfaces commerciales...) est reconnue progressivement sur la durée du programme de construction jusqu'à la date de livraison du bien au client. Elle est comptabilisée en produits lorsque cette marge est positive et en charges lorsque cette marge est négative.

La marge comptabilisée à chaque arrêté comptable reflète l'estimation de la marge prévisionnelle du programme et son niveau d'avancement sur la période écoulée qui est fonction de l'avancement de la commercialisation et de l'avancement du chantier de construction.

	2020			2019		
	Produits	Charges	Net	Produits	Charges	Net
Opérations de promotion immobilière	65	(1)	64	96	-	96
Activités de location immobilière	37	(23)	14	48	(34)	14
Activités de location mobilière ⁽¹⁾	10 933	(9 248)	1 685	10 889	(9 177)	1 712
Autres activités*	436	(451)	(15)	596	(574)	22
TOTAL	11 471	(9 723)	1 748	11 629	(9 785)	1 844

* Montants retraités, par rapport aux états financiers publiés au titre de l'exercice 2019, à la suite du reclassement des charges relatives aux prestations de maintenance connexes aux activités de location de véhicules de la rubrique Autres activités à la rubrique Activités de location mobilière.

(1) Il s'agit principalement des produits et charges liés aux activités de location longue durée et gestion de flotte de véhicules. Les contrats de location longue durée du Groupe sont généralement d'une durée de 36 à 48 mois.

NOTE 4.3 Activités d'assurance

Les activités d'assurance (assurances-dommages et assurances-vie) complètent les activités bancaires au sein de l'offre commerciale proposée aux clients du Groupe.

Ces activités sont réalisées par des filiales dédiées, soumises à la réglementation spécifique du secteur de l'assurance.

Les règles de mesure et de comptabilisation des risques associés aux contrats d'assurance sont spécifiques à ce secteur d'activité.

REPORT D'APPLICATION DE LA NORME IFRS 9 PAR LES FILIALES DU SECTEUR DE L'ASSURANCE

Les amendements aux normes IFRS 17 et IFRS 4 publiés par l'IASB le 25 juin 2020 ainsi que le règlement (UE) 2020/2097 publié par la Commission européenne le 15 décembre 2020 permettent aux conglomérats financiers définis par la directive 2002/87/CE de faire différer jusqu'au 1^{er} janvier 2023 l'application d'IFRS 9 par leurs entités juridiques exerçant dans le secteur de l'assurance.

Le Groupe a donc maintenu la décision, pour ses filiales du secteur de l'assurance, de différer l'application de la norme IFRS 9 et de maintenir ainsi les traitements définis par la norme IAS 39 telle qu'adoptée dans l'Union européenne. Le Groupe a poursuivi les dispositions nécessaires pour interdire tout transfert d'instruments financiers entre son secteur d'assurance et le reste du Groupe qui aurait un effet décomptabilisant pour l'entité cédante, cette restriction n'étant toutefois pas requise pour les transferts d'instruments financiers évalués en juste valeur par résultat par les deux secteurs impliqués.

Conformément à la recommandation de l'ANC du 2 juin 2017 relative au format des comptes consolidés des établissements du secteur bancaire selon les normes comptables internationales, des lignes spécifiques dédiées aux activités d'assurance sont présentées dans les états financiers consolidés pour en améliorer la lisibilité : Placements des activités d'assurance à l'actif du bilan, Passifs relatifs aux contrats d'assurance au passif du bilan et Produit net des activités d'assurance au sein du Produit net bancaire dans le compte de résultat.

Les principales filiales concernées sont Sogécap, Antarius, Sogelife, Gradéa Vie, Komercni Pojistovna A.S. et Sogessur.

NOTE 4.3.1 PASSIFS RELATIFS AUX CONTRATS DES ACTIVITÉS D'ASSURANCE**PRINCIPES COMPTABLES****Provisions techniques des entreprises d'assurance**

Les provisions techniques correspondent aux engagements des entreprises d'assurance vis-à-vis des assurés et des bénéficiaires des contrats.

En application de la norme IFRS 4 sur les contrats d'assurance, les provisions techniques des contrats d'assurance-vie et d'assurance non-vie restent calculées selon les mêmes méthodes que celles définies par la réglementation locale à l'exception de certaines provisions prudentielles qui sont annulées (provision pour risque d'exigibilité) ou recalculées de manière économique (principalement, la provision globale de gestion).

Les risques couverts par les contrats d'assurance non-vie sont majoritairement des risques de protection habitations, des risques automobiles et des garanties accidents de la vie. Les provisions techniques relatives à ces contrats regroupent des provisions pour primes non acquises (quote-part de primes émises se rapportant aux exercices suivants) et des provisions pour sinistres à payer.

Les risques couverts par les contrats d'assurance-vie sont majoritairement des risques de décès, d'invalidité et d'incapacité de travail. Les provisions techniques relatives à ces contrats sont constituées principalement des provisions mathématiques qui correspondent à la différence entre la valeur actuelle des engagements respectivement pris par l'assureur et par les assurés et celle des provisions pour sinistres à payer.

En assurance-vie épargne :

- les provisions techniques des contrats en assurance-vie épargne investis sur les supports en euros avec clause de participation aux bénéfices sont constituées essentiellement des provisions mathématiques et des provisions pour participation aux bénéfices ;
- les provisions techniques des contrats d'assurance-vie épargne investis sur les supports en unités de compte ou avec une clause d'assurance significative (mortalité, invalidité...) sont évaluées en date d'inventaire en fonction de la valeur de réalisation des actifs servant de supports à ces contrats.

En application des principes définis par la norme IFRS 4 et conformément à la réglementation locale applicable au regard de cette dernière, les contrats d'assurance avec une clause de participation aux bénéfices font l'objet d'une « comptabilité miroir » consistant à comptabiliser au bilan dans le poste Participation aux bénéfices différée les écarts de valorisation positifs ou négatifs des actifs financiers qui, potentiellement, reviennent aux assurés. Cette provision pour participation aux bénéfices différée est déterminée de sorte à refléter les droits potentiels des assurés sur les plus-values latentes relatives aux instruments financiers valorisés en juste valeur ou leurs participations potentielles aux pertes en cas de moins-values latentes.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 4

Afin d'établir le caractère recouvrable de l'actif de participation aux bénéfices différée en cas de moins-value latente nette, le Groupe vérifie alors que les besoins de liquidité survenant dans un environnement économique défavorable n'imposent pas de vendre des actifs en situation de moins-values latentes. Pour cela, les approches suivantes sont retenues :

- la première consiste à simuler des scénarios de stress déterministes (« normés » ou « extrêmes »). On démontre que dans ces scénarios, il n'y a pas de réalisation de moins-values significatives au titre des actifs en stock à la date d'inventaire dans les scénarios testés ;
- l'objectif de la seconde approche est de s'assurer qu'à moyen-long terme, les ventes réalisées pour faire face aux besoins de liquidité ne génèrent pas de moins-values significatives. Cette approche est vérifiée sur des projections réalisées à partir de scénarios extrêmes.

Par ailleurs, le test de suffisance des passifs (LAT) est effectué trimestriellement au niveau de chaque entité d'assurance consolidée. Ce test consiste à comparer la valeur comptable des passifs d'assurance et la valeur économique moyenne, basée sur un modèle stochastique, des flux futurs de trésorerie. Ce test prend en compte l'ensemble des flux de trésorerie futurs contractuels y compris les prestations, les frais de gestion, les commissions, les options et garanties sur les contrats. Si le test conclut à une insuffisance de la valeur comptable, l'ajustement éventuel des passifs d'assurance est constaté dans le compte de résultat.

Classement des passifs financiers d'assurance

Lors de leur comptabilisation initiale, les passifs financiers issus des activités d'assurance du Groupe sont classés dans les catégories comptables suivantes :

- passifs financiers évalués à la juste valeur : il s'agit des passifs financiers dérivés ;
- passifs financiers évalués à la juste valeur (option juste valeur) : il s'agit des passifs financiers non dérivés que le Groupe a désignés dès l'origine pour être évalués en juste valeur par résultat (option juste valeur). Il s'agit notamment des contrats d'investissements sans participation aux bénéfices discrétionnaires et sans composante assurance, qui ne répondent pas à la définition d'un contrat d'assurance selon les dispositions d'IFRS 4 (contrats d'assurance en unités de compte pures) et sont donc régis par IAS 39.

DÉTAIL

(En M EUR)	31.12.2020	31.12.2019
Provisions techniques des entreprises d'assurance	142 106	140 155
Passifs financiers d'assurance	4 020	4 104
<i>Passifs financiers à la juste valeur par résultat</i>	583	834
<i>Passifs financiers à la juste valeur par résultat (option juste valeur)</i>	3 437	3 270
TOTAL	146 126	144 259

PROVISIONS TECHNIQUES DES ENTREPRISES D'ASSURANCE

(En M EUR)	31.12.2020	31.12.2019
Provisions techniques des contrats d'assurance-vie en unités de compte	35 794	32 611
Provisions techniques des autres contrats d'assurance-vie	92 620	94 714
Provisions techniques des contrats d'assurance non-vie	1 834	1 556
Participation aux bénéfices différée passive	11 858	11 274
TOTAL	142 106	140 155
Part des réassureurs	(749)	(750)
Provisions techniques nettes de la part des réassureurs	141 357	139 405

TABEAU DE VARIATIONS DES PROVISIONS TECHNIQUES DES ENTREPRISES D'ASSURANCE HORS PARTICIPATION AUX BÉNÉFICES DIFFÉRÉE

(En M EUR)	Provisions techniques des contrats d'assurance-vie en unités de compte	Provisions techniques des autres contrats d'assurance-vie	Provisions techniques des contrats d'assurance non-vie
Ouverture au 1^{er} janvier 2020	32 611	94 714	1 556
Charge des provisions d'assurance	1 695	(2 009)	140
Revalorisation des contrats en unités de compte	653	-	-
Chargements prélevés sur les contrats en unités de compte	(210)	-	-
Transferts et arbitrages	859	(859)	-
Entrées de portefeuilles	-	-	-
Participation aux résultats	179	972	-
Autres	7	(198)	138
Clôture au 31 décembre 2020	35 794	92 620	1 834

Conformément à la norme IFRS 4 et aux principes du Groupe, le Liability Adequacy Test (LAT) sur la suffisance des passifs a été réalisé au 31 décembre 2020. Ce test a pour objectif de vérifier que les passifs

d'assurance comptabilisés sont suffisants. Le résultat de ce test au 31 décembre 2020 n'a pas mis en évidence d'insuffisance des passifs techniques.

ÉCHÉANCES PAR DURÉE RESTANT À COURIR DES PROVISIONS TECHNIQUES DES ENTREPRISES D'ASSURANCE

(En M EUR)	Jusqu'à 3 mois	De 3 mois à 1 an	De 1 à 5 ans	Plus de 5 ans	31.12.2020
Provisions techniques des entreprises d'assurance	15 920	9 221	36 948	80 017	142 106

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 4

NOTE 4.3.2 PLACEMENTS DES ACTIVITÉS D'ASSURANCE

PRINCIPES COMPTABLES

Classement des actifs financiers

Lors de leur comptabilisation initiale, les actifs financiers issus des activités d'assurance du Groupe sont classés dans les catégories comptables suivantes :

- les actifs financiers évalués à la juste valeur par résultat : il s'agit des instruments financiers détenus à des fins de transaction (cf. définition en Note 3.1), incluant par défaut les instruments dérivés actifs qui ne sont pas qualifiés d'instruments de couverture, ainsi que des actifs financiers non dérivés que le Groupe a désignés dès l'origine pour être évalués en juste valeur par résultat (option juste valeur). En particulier, le Groupe évalue à la juste valeur sur option les actifs financiers représentatifs des contrats en unités de compte afin d'éliminer le décalage de traitement comptable avec les passifs d'assurance afférents ainsi que leurs participations dans des OPCVM sur lesquels elles exercent une influence notable ;
- les actifs financiers disponibles à la vente : ce sont les actifs financiers non dérivés détenus pour une période indéterminée et que le Groupe peut être amené à céder à tout moment. Par défaut, ce sont les actifs financiers qui ne sont classés dans aucune des autres catégories. Ces instruments sont évalués à la juste valeur par contrepartie des Gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres. Les revenus courus ou acquis des titres de dette sont enregistrés en résultat sur la base du taux d'intérêt effectif tandis que les revenus des titres de capitaux propres sont enregistrés en produits de dividendes. Enfin, en cas d'indication objective de dépréciation sur base individuelle, la perte latente accumulée antérieurement en capitaux propres est reclassée en résultat dans la rubrique Produit net des activités d'assurance ;
- les prêts et créances : ils regroupent les actifs financiers non dérivés à revenus fixes ou déterminables qui ne sont pas cotés sur un marché actif et qui ne sont ni détenus à des fins de transaction, ni destinés à la vente dès leur acquisition ou leur octroi, ni désignés dès l'origine pour être évalués à la juste valeur par résultat (option juste valeur). Ils sont évalués au coût amorti et peuvent faire l'objet d'une dépréciation pour risque de crédit s'il existe des indications objectives de dépréciation sur base individuelle ;
- les actifs financiers détenus jusqu'à l'échéance : ce sont les actifs financiers non dérivés, à revenus fixes ou déterminables et assortis d'une maturité fixe, qui sont cotés sur un marché actif et que le Groupe a l'intention et les moyens de détenir jusqu'à leur échéance. Ils sont évalués au coût amorti et peuvent faire l'objet, le cas échéant, d'une dépréciation s'il existe des indications objectives de dépréciation sur base individuelle.

Toutes ces catégories sont présentées au bilan du Groupe dans la rubrique Placements des activités d'assurance qui inclut également les immeubles de placement détenus par les entités d'assurance et les dérivés de couverture évalués conformément aux principes comptables présentés respectivement en Note 8.4 et Note 3.2.

Reclassements d'actifs financiers

Les actifs financiers ne peuvent, postérieurement à leur enregistrement initial au bilan du Groupe, être reclassés dans la catégorie des Actifs financiers à la juste valeur par résultat.

Un actif financier non dérivé enregistré initialement au bilan dans la rubrique Actifs financiers à la juste valeur par résultat parmi les actifs financiers détenus à des fins de transaction ne peut être reclassé hors de cette catégorie que dans des situations très spécifiques encadrées par la norme IAS 39.

DÉPRÉCIATION DES PLACEMENTS DES ACTIVITÉS D'ASSURANCE

Dépréciation des actifs financiers au coût amorti

Pour les instruments de dettes qui ne sont pas évalués à la juste valeur par résultat, les indications objectives de dépréciation sur base individuelle retenues par les filiales d'assurance du Groupe incluent les éléments suivants :

- une dégradation significative de la situation financière de la contrepartie qui entraîne une forte probabilité que cette dernière ne puisse pas honorer en totalité ses engagements, impliquant alors un risque de perte pour le Groupe (l'appréciation de cette dégradation peut s'appuyer sur l'évolution de la notation des émetteurs ou les variations des spreads de crédit observés sur ces marchés) ;
- la survenance de retard de paiement des coupons et plus généralement d'impayés de plus de 90 jours ;
- ou, indépendamment de l'existence de tout incident de paiement, l'existence d'un risque avéré de crédit ou de procédures contentieuses (dépôts de bilan, règlement judiciaire, liquidation judiciaire).

S'il existe des indications objectives d'une perte de valeur sur des prêts et des créances ou sur des actifs financiers classés en actifs financiers détenus jusqu'à l'échéance, le montant de la dépréciation est égal à la différence entre la valeur comptable de l'actif et la valeur actualisée des flux futurs de trésorerie estimés recouvrables en tenant compte de l'effet des garanties appelées ou susceptibles de l'être. L'actualisation des flux est calculée sur la base du taux d'intérêt effectif d'origine de l'actif financier. Le montant de cette dépréciation est présenté en déduction de la valeur nette comptable de l'actif financier déprécié.

Les dotations et reprises de dépréciations sont enregistrées en produits nets des placements au sein du Produit net des activités d'assurance. La reprise dans le temps des effets de l'actualisation constitue la rémunération comptable des créances dépréciées et est enregistrée en produits d'intérêt au sein du Produit net des activités d'assurance.

Dépréciation d'actifs financiers disponibles à la vente

Un actif financier disponible à la vente est déprécié dès lors qu'il existe une indication objective de dépréciation découlant d'un ou plusieurs événements postérieurs à la comptabilisation initiale de cet actif.

Pour les instruments de capitaux propres cotés, une baisse significative ou prolongée de leur cours en deçà de leur coût d'acquisition constitue une indication objective de dépréciation. Le Groupe estime que c'est notamment le cas pour les actions cotées qui présentent à la date de clôture des pertes latentes supérieures à 50% de leur coût d'acquisition ainsi que pour les actions cotées en situation de pertes latentes pendant une période continue de 24 mois ou plus précédant la date de clôture. D'autres facteurs, comme par exemple la situation financière de l'émetteur ou ses perspectives d'évolution, peuvent conduire le Groupe à estimer que son investissement pourrait ne pas être recouvré quand bien même les critères mentionnés ci-dessus ne seraient pas atteints. Une charge de dépréciation est alors enregistrée au compte de résultat à hauteur de la différence entre le cours coté du titre à la date de clôture et son coût d'acquisition.

Pour les instruments de capitaux propres non cotés, les critères de dépréciation retenus sont identiques à ceux mentionnés ci-dessus, la valeur des instruments à la date de clôture étant déterminée sur la base des méthodes de valorisation décrites dans la Note 3.4.

Les critères de dépréciation des instruments de dettes sont similaires à ceux appliqués pour la dépréciation des actifs financiers évalués au coût amorti.

Lorsqu'une diminution de la juste valeur d'un actif financier disponible à la vente a été comptabilisée directement dans la ligne spécifique des capitaux propres intitulée Gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres et qu'il existe par la suite une indication objective de dépréciation de cet actif, le Groupe inscrit en compte de résultat la perte latente cumulée comptabilisée antérieurement en capitaux propres en produits nets des placements au sein du Produit net des activités d'assurance pour les instruments de capitaux propres et en Coût du risque pour les instruments de dettes.

Le montant de cette perte cumulée est égal à la différence entre le coût d'acquisition (net de tout remboursement en principal et de tout amortissement) et la juste valeur actuelle, diminuée éventuellement de toute perte de valeur sur cet actif financier préalablement comptabilisée en résultat.

Les pertes de valeur comptabilisées en résultat relatives à un instrument de capitaux propres classé comme disponible à la vente ne sont pas reprises en résultat tant que l'instrument financier n'a pas été cédé. Dès lors qu'un instrument de capitaux propres a été déprécié, toute perte de valeur complémentaire constitue une dépréciation additionnelle. En revanche, pour les instruments de dettes, les pertes de valeur font l'objet de reprises par résultat en cas d'appréciation ultérieure de leur valeur en lien avec une amélioration du risque de crédit de l'émetteur.

AUTRES PRINCIPES COMPTABLES

Les principes comptables relatifs à la juste valeur, la comptabilisation initiale des instruments financiers, la décomptabilisation des instruments financiers, les instruments financiers dérivés, les produits et charges d'intérêts, les actifs financiers transférés et la compensation d'instruments financiers sont identiques à ceux décrits dans la Note 3 « Instruments financiers ».

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 4

DÉTAIL

(En M EUR)	31.12.2020	31.12.2019
Actifs financiers à la juste valeur par résultat (portefeuille de transaction)	291	268
<i>Actions et autres instruments de capitaux propres</i>	51	37
<i>Dérivés de transaction</i>	240	231
Actifs financiers à la juste valeur par résultat (option juste valeur)	70 422	65 718
<i>Obligations et autres instruments de dettes</i>	32 178	31 719
<i>Actions et autres instruments de capitaux propres</i>	37 942	33 694
<i>Prêts, créances et pensions livrées</i>	302	305
Instruments dérivés de couverture	438	438
Actifs financiers disponibles à la vente	89 755	91 899
<i>Instruments de dettes</i>	75 662	75 839
<i>Instruments de capitaux propres</i>	14 093	16 060
Prêts et créances sur les établissements de crédit ⁽¹⁾	5 301	5 867
Prêts et créances sur la clientèle	76	92
Actifs financiers détenus jusqu'à l'échéance	32	80
Placements immobiliers	539	576
TOTAL DES PLACEMENTS DES ACTIVITÉS D'ASSURANCE⁽¹⁾⁽²⁾	166 854	164 938

(1) Les placements réalisés auprès de sociétés du Groupe en représentation des contrats d'assurance-vie en unités de compte sont maintenus au bilan consolidé du Groupe, traitement qui n'a pas d'incidence significative sur ce dernier.

(2) Dont 897 millions d'euros de comptes ordinaires au 31 décembre 2020 contre 1 126 millions d'euros au 31 décembre 2019.

ANALYSE DES ACTIFS FINANCIERS EN FONCTION DE LEURS CONDITIONS CONTRACTUELLES

Le tableau ci-dessous présente la valeur comptable des actifs financiers inclus dans les Placements des activités d'assurance en distinguant ceux dont les conditions contractuelles donnent lieu, à des dates spécifiées, à des flux de trésorerie qui correspondent uniquement à des remboursements de principal et à des versements d'intérêts sur le principal restant dû (instruments basiques).

(En M EUR)	31.12.2020					
	Valeur comptable			Juste valeur		
	Instruments basiques	Autres instruments	Total	Instruments basiques	Autres instruments	Total
Actifs financiers à la juste valeur par résultat	-	70 713	70 713	-	70 713	70 713
Instruments dérivés de couverture	-	438	438	-	438	438
Actifs financiers disponibles à la vente	72 253	17 502	89 755	72 253	17 502	89 755
Prêts et créances sur établissements de crédit	2 398	2 903	5 301	2 602	2 997	5 599
Prêts et créances sur la clientèle	76	-	76	76	-	76
Actifs financiers détenus jusqu'à l'échéance	32	-	32	32	-	32
TOTAL DES PLACEMENTS FINANCIERS	74 759	91 556	166 315	74 963	91 650	166 613

(En M EUR)	31.12.2019					
	Valeur comptable			Juste valeur		
	Instruments basiques	Autres instruments	Total	Instruments basiques	Autres instruments	Total
Actifs financiers à la juste valeur par résultat	-	65 986	65 986	-	65 986	65 986
Instruments dérivés de couverture	-	438	438	-	438	438
Actifs financiers disponibles à la vente	72 349	19 550	91 899	72 349	19 550	91 899
Prêts et créances sur établissements de crédit	2 805	3 062	5 867	3 012	3 178	6 190
Prêts et créances sur la clientèle	92	-	92	90	-	90
Actifs financiers détenus jusqu'à l'échéance	-	80	80	-	80	80
TOTAL DES PLACEMENTS FINANCIERS	75 246	89 116	164 362	75 451	89 232	164 683

ÉTATS FINANCIERS

6

NOTE 4 | NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS

JUSTE VALEUR DES INSTRUMENTS FINANCIERS ÉVALUÉS EN JUSTE VALEUR

(En M EUR)	31.12.2020			
	Niveau 1	Niveau 2	Niveau 3	Total
Actifs financiers à la juste valeur par résultat (portefeuille de transaction)	51	237	3	291
Actifs financiers à la juste valeur par résultat sur option	60 997	9 064	361	70 422
Instruments dérivés de couverture	-	438	-	438
Actifs financiers disponibles à la vente	80 693	4 934	4 128	89 755
TOTAL	141 741	14 673	4 492	160 906

(En M EUR)	31.12.2019			
	Niveau 1	Niveau 2	Niveau 3	Total
Actifs financiers à la juste valeur par résultat (portefeuille de transaction)	37	190	41	268
Actifs financiers à la juste valeur par résultat sur option	58 874	6 483	361	65 718
Instruments dérivés de couverture	-	438	-	438
Actifs financiers disponibles à la vente*	84 435	3 844	3 620	91 899
TOTAL	143 346	10 955	4 022	158 323

* Montants retraités, par rapport aux états financiers publiés au titre de l'exercice 2019, à la suite du reclassement du Niveau 2 vers le Niveau 3 de hiérarchie de juste valeur d'actifs détenus dans des fonds de capital-investissement.

MOUVEMENTS SUR ACTIFS FINANCIERS DISPONIBLES À LA VENTE

(En M EUR)	2020
Solde au 1^{er} janvier	91 899
Acquisitions	9 342
Cessions/remboursements	(8 866)
Transferts en actifs financiers détenus jusqu'à échéance	(8)
Variations de périmètre et autres ⁽¹⁾	(3 211)
Gains et pertes sur variations de juste valeur de la période comptabilisés en capitaux propres	1 036
Variation des dépréciations sur instruments de dettes comptabilisée en résultat	(2)
Pertes de valeur sur instruments de capitaux propres comptabilisés en résultat	(277)
Différences de change	(158)
Solde au 31 décembre	89 755

(1) Les engagements de souscription dans des fonds de capital-investissement, enregistrés en contrepartie des Autres crédettes divers - assurance, ont été extournés pour être présentés parmi les engagements donnés (cf. Note 3.10).

La crise sanitaire Covid-19 a entraîné une crise économique qui a conduit le Groupe à constater des pertes de valeur sur instruments de capitaux propres disponibles à la vente pour un montant de 277 millions d'euros sur l'année 2020. Ces dépréciations comptabilisées dans le compte de résultat au sein du Produit net des activités d'assurance portent pour l'essentiel sur des parts d'OPCVM et des actions en situation de moins-values latentes prolongée. Par ailleurs, le Groupe a comptabilisé, dans le compte de résultat en

Coût du risque, des dépréciations sur instruments de dettes disponibles à la vente pour un montant de 2 millions d'euros sur l'année 2020.

Ces dépréciations sont majoritairement compensées par des reprises de provisions pour participation aux bénéfices différée dans le compte de résultat au 31 décembre 2020.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 4

GAINS ET PERTES LATENTS DES ACTIFS FINANCIERS DISPONIBLES À LA VENTE COMPTABILISÉS DIRECTEMENT EN CAPITAUX PROPRES

(En M EUR)	31.12.2020		
	Plus-values	Moins-values	Réévaluation nette
Gains et pertes latents des sociétés d'assurance	665	(22)	643
Sur instruments de capitaux propres disponibles à la vente	1 968	(97)	1 871
Sur instruments de dettes disponibles à la vente et actifs reclassés en prêts et créances	8 505	(163)	8 342
Participation aux bénéfices différée	(9 808)	238	(9 570)

(En M EUR)	31.12.2019		
	Plus-values	Moins-values	Réévaluation nette
Gains et pertes latents des sociétés d'assurance	556	(30)	526
Sur instruments de capitaux propres disponibles à la vente	2 047	(75)	1 972
Sur instruments de dettes disponibles à la vente et actifs reclassés en prêts et créances	7 921	(240)	7 681
Participation aux bénéfices différée	(9 412)	285	(9 127)

ACTIFS FINANCIERS REÇUS EN GARANTIE ET DONT L'ENTITÉ PEUT DISPOSER

(En M EUR)	31.12.2020	31.12.2019
Juste valeur des titres reçus en pension livrée	6	7

Les opérations de pensions livrées sur titres sont généralement conclues par le Groupe dans des termes et conditions usuels de marché. Le Groupe a la faculté de réutiliser les titres reçus en pension livrée en les cédant, en les remettant en pension ou en garantie,

sous réserve de restituer ces titres ou leurs équivalents à la contrepartie de l'opération de pension à l'échéance de cette dernière. Ces titres ne sont pas reconnus au bilan. Leur juste valeur présentée ci-dessus inclut les titres cédés ou redonnés en garantie.

NOTE 4.3.3 PRODUIT NET DES ACTIVITÉS D'ASSURANCE

PRINCIPES COMPTABLES

Charges et produits relatifs aux contrats d'assurance

Les charges et produits relatifs aux contrats d'assurance émis par les entreprises d'assurance du Groupe, les produits et charges de commissions associés, ainsi que les produits et charges relatifs aux placements des activités d'assurance sont présentés dans la rubrique Produit net des activités d'assurance du compte de résultat.

Les autres produits et charges sont présentés dans les rubriques auxquelles ils se rapportent.

Les variations de la provision pour participation aux bénéfices différée sont présentées dans la rubrique Produit net des activités d'assurance du compte de résultat ou parmi les Gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres dans les rubriques dédiées aux actifs sous-jacents concernés.

ÉTATS FINANCIERS

6

NOTE 4 | NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS

Le tableau ci-dessous détaille (après élimination des opérations intra-groupe) :

- les produits et charges des activités d'assurance et des placements associés présentés sur un poste dédié du Produit net bancaire : Produit net des activités d'assurance ;

- les charges de financement des entités d'assurance comptabilisées dans le poste Intérêts et charges assimilées ;

- les dépréciations des instruments de dettes des entités d'assurance et la participation aux bénéfices différée correspondante comptabilisées dans le poste Coût du risque.

(En M EUR)	2020	2019
Primes nettes	10 970	14 188
Produits nets des placements	2 808	3 655
Charges de prestations (y compris variations de provisions) ⁽¹⁾	(11 377)	(15 736)
Autres produits (charges) nets techniques	(277)	(182)
Produit net des activités d'assurance	2 124	1 925
Charges de financement	(7)	(5)
Coût du risque	-	-
dont dépréciations des instruments de dette	(2)	-
dont produit de participation aux bénéfices différée	2	-

(1) : dont -2 592 millions d'euros au titre de la participation aux bénéfices différée au 31 décembre 2020.

PRODUITS NETS DES PLACEMENTS

(En M EUR)	2020	2019
Produits de dividendes sur instruments de capitaux propres	671	719
Produits d'intérêt	1 790	1 912
Sur actifs financiers disponibles à la vente	1 566	1 675
Sur prêts et créances	179	194
Autres produits nets d'intérêt	45	43
Gains ou pertes nets sur instruments financiers à la juste valeur par résultat	308	764
Gains ou pertes nets sur instruments financiers disponibles à la vente	14	237
Plus ou moins-value de cession sur instruments de dettes	34	141
Plus ou moins-value de cession sur instruments de capitaux propres	257	187
Pertes de valeur des instruments de capitaux propres	(277)	(91)
Gains ou pertes nets sur placements immobiliers	25	23
TOTAL PRODUITS NETS DES PLACEMENTS	2 808	3 655

NOTE 4.3.4 GESTION DES RISQUES D'ASSURANCE

Le Groupe exerce ses activités d'assurance à travers la distribution et l'acceptation en réassurance d'une gamme étendue de contrats assurance-vie épargne et de prévoyance et d'assurance dommages. L'activité assurance-vie épargne étant prédominante dans les activités d'assurance du Groupe, les risques de marché des actifs financiers en représentation des engagements techniques constituent l'exposition la plus significative. Au sein des risques de marché, la ligne-métier Assurances est sensible aux chocs sur le niveau des taux d'intérêt, des marchés actions et des spreads de crédit. En lien avec l'activité d'assurance-vie épargne, le risque de rachats, au sein des risques de souscription vie, est également significatif.

La maîtrise de ces risques est au cœur de l'activité de la ligne-métier Assurances. Elle est confiée à des équipes qualifiées et expérimentées dotées de moyens informatiques importants et adaptés. Les risques font l'objet de suivis et de reportings réguliers et sont encadrés par des politiques de risques validés en Conseil d'Administration des entités.

La maîtrise des risques techniques repose sur les principes suivants :

- sécurisation du processus d'acceptation des risques pour garantir une adéquation *ab initio* de la tarification en fonction du profil de risque de l'assuré et des garanties souscrites ;
- suivi à fréquence régulière des indicateurs de sinistralité des produits afin d'ajuster si nécessaire certains paramètres produits comme la tarification ou le niveau de garantie ;
- mise en place d'un plan de réassurance afin de protéger la ligne-métier des sinistres majeurs ou des sinistres sériels ;
- application des politiques de risques de souscription, de provisionnement et de réassurance.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 4

Concernant la maîtrise des risques liés aux marchés financiers et à la gestion actif-passif, elle est intégrée à la stratégie d'investissement au même titre que la recherche de la performance à long terme. L'optimisation de ces deux paramètres est fortement déterminée par les équilibres actif/passif. Les engagements au passif (garanties offertes aux clients, durée de détention des contrats), ainsi que les niveaux des grands postes du bilan (fonds propres, résultats, provisions, réserves...) sont étudiés au sein du pôle Finances Investissements et Risques de la ligne-métier.

La maîtrise des risques liés aux marchés financiers (taux d'intérêt, crédit et actions) et à la gestion actif-passif repose sur les principes suivants :

- surveillance des flux de trésorerie à court terme et à long terme (adéquation de la durée du passif rapportée à la durée de l'actif, gestion du risque de liquidité) ;

- surveillance particulière des comportements des assurés (rachat) ;
- surveillance étroite des marchés financiers ;
- couverture des risques de taux (à la baisse et à la hausse) ;
- détermination de seuils et limites par contrepartie, par rating émetteurs et par classe d'actifs ;
- réalisation de stress tests dont les résultats sont présentés annuellement en Conseil d'Administration des entités, dans le cadre du rapport ORSA (Own Risk and Solvency Assessment) transmis à l'ACPR après approbation par le Conseil ;
- application des politiques de risques de gestion actif-passif et d'investissement.

DÉCOMPOSITION PAR TYPOLOGIE DE RATING DES INSTRUMENTS BASIQUES

Le tableau ci-dessous présente les valeurs comptables après éliminations des opérations intra-groupe.

	31.12.2020				
(En M EUR)	Actifs financiers disponibles à la vente	Prêts et créances sur établissements de crédits	Prêts et créances sur la clientèle	Actifs financiers détenus jusqu'à l'échéance	Total
AAA	4 025	207	-	-	4 232
AA+/AA/AA-	37 567	764	-	-	38 331
A+/A/A-	14 819	499	-	-	15 318
BBB+/BBB/BBB-	14 418	171	-	32	14 621
BB+/BB/BB-	921	52	-	-	973
B+/B/B-	30	-	-	-	30
CCC+/CCC/CCC-	-	-	-	-	-
CC+/CC/CC-	6	-	-	-	6
Inférieur à CC-	-	-	-	-	-
Sans notation	467	705	76	-	1 248
TOTAL AVANT DÉPRÉCIATIONS	72 253	2 398	76	32	74 759
Dépréciations	-	-	-	-	-
VALEUR COMPTABLE	72 253	2 398	76	32	74 759

L'échelle de notation est celle utilisée pour les besoins de la réglementation Solvabilité 2, qui requiert de retenir la deuxième meilleure notation déterminée par les agences de notation (Standard & Poor's, Moody's Investors Service et Fitch Ratings). Il s'agit des notes des émissions ou, si celles-ci ne sont pas disponibles, des notes des émetteurs.

ÉTATS FINANCIERS

6

NOTE 4 | NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS

NOTE 4.4 Autres actifs et autres passifs

NOTE 4.4.1 AUTRES ACTIFS

(En M EUR)	31.12.2020	31.12.2019
Dépôts de garantie versés ⁽¹⁾	51 896	48 630
Comptes de règlement débiteurs sur opérations sur titres	3 876	6 915
Charges payées ou comptabilisées d'avance	1 019	1 084
Autres débiteurs divers ⁽²⁾	9 193	10 065
Autres débiteurs divers – assurance	1 752	1 653
TOTAL BRUT	67 736	68 347
Dépréciations	(395)	(302)
<i>Pour risque de crédit sur créances de location simple</i>	<i>(187)</i>	<i>(145)</i>
<i>Pour risque de crédit sur biens acquis par adjudication</i>	<i>(101)</i>	<i>(70)</i>
<i>Pour autres risques</i>	<i>(107)</i>	<i>(87)</i>
TOTAL NET	67 341	68 045

(1) Il s'agit principalement de dépôts de garantie versés sur instruments financiers, leur juste valeur est présumée correspondre à leur valeur comptable nette, le cas échéant, des dépréciations pour risque de crédit.

(2) Les autres débiteurs divers incluent notamment les créances commerciales et produits à recevoir de commissions et des autres activités. Les créances de location simple représentent 914 millions d'euros au 31 décembre 2020.

NOTE 4.4.2 AUTRES PASSIFS

(En M EUR)	31.12.2020	31.12.2019
Dépôts de garantie reçus ⁽¹⁾	55 739	49 321
Comptes de règlement créditeurs sur opérations sur titres	4 166	7 356
Charges à payer sur engagements sociaux	2 022	2 364
Dettes locative*	2 207	2 443
Produits constatés d'avance	1 527	1 596
Autres créditeurs divers ⁽²⁾	12 690	13 194
Autres créditeurs divers – assurance	6 586	8 980
TOTAL	84 937	85 254

* Montant retraité, par rapport aux états financiers publiés au titre de l'exercice 2019, à la suite de la décision de l'IFRS Interpretations Committee (IFRS IC) du 26 novembre 2019 relative à la norme IFRS 16 (cf. Note 1.2).

(1) Il s'agit principalement de dépôts de garantie reçus sur instruments financiers, leur juste valeur est présumée correspondre à leur valeur comptable.

(2) Les créditeurs divers incluent notamment les dettes fournisseurs et les charges à payer de commissions et d'autres activités.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 5

NOTE 5 CHARGES ET AVANTAGES DU PERSONNEL

POUR
FAIRE
SIMPLE

Les charges et avantages du personnel représentent la rémunération par le Groupe du travail rendu par ses employés au cours de l'exercice.

Toute contrepartie au travail rendu est enregistrée en charges :

- qu'elle soit due aux employés ou à des organismes sociaux externes ;
- qu'elle soit versée durant l'année ou à verser par le Groupe dans le futur au titre de droits acquis par les employés durant l'année (engagements de retraite, indemnités de fin de carrière...) ;
- qu'elle soit payée en trésorerie ou en actions Société Générale (actions gratuites, stock-options).

PRINCIPES COMPTABLES

Les avantages du personnel se répartissent en quatre catégories :

- les avantages à court terme dont le règlement est attendu dans les douze mois qui suivent la fin de l'exercice au cours duquel les membres du personnel ont rendu les services correspondants, tels les salaires, les primes, les congés annuels rémunérés, les charges sociales et fiscales afférentes, ainsi que la participation et l'intéressement des salariés ;
- les avantages postérieurs à l'emploi à prestations définies ou à cotisations définies, tels que les régimes de retraite ou les indemnités de fin de carrière ;
- les autres avantages à long terme dont le règlement est attendu dans un délai supérieur à douze mois, tels les rémunérations variables différées payées en numéraire et non indexées, les primes pour médailles du travail ou le compte épargne temps ;
- les indemnités de fin de contrat de travail.

Des informations relatives aux effectifs sont présentées dans le chapitre 5 du présent Document d'enregistrement universel (responsabilité sociale et environnementale).

NOTE 5.1 Frais de personnel et transactions avec les parties liées

PRINCIPES COMPTABLES

La rubrique Frais de personnel comprend l'ensemble des charges liées au personnel et regroupe à ce titre les charges relatives aux avantages du personnel et celles liées aux paiements sur base d'actions Société Générale.

La charge représentative des avantages à court terme acquis par les membres du personnel est enregistrée en Frais de personnel lorsque ces derniers ont rendu les services rémunérés par ces avantages.

Les principes comptables applicables aux avantages postérieurs à l'emploi et aux autres avantages à long terme sont présentés dans la Note 5.2.

Les frais de personnel incluent les transactions avec les parties liées telles que définies par la norme IAS 24.

Le Groupe a retenu comme parties liées, d'une part, les administrateurs, les mandataires sociaux (le Président, le Directeur général et les quatre Directeurs généraux délégués) et les conjoints et enfants vivant sous leurs toits, et d'autre part les filiales suivantes : filiales contrôlées exclusivement ou conjointement et sociétés sur lesquelles Société Générale exerce une influence notable.

NOTE 5.1.1 FRAIS DE PERSONNEL

(En M €)

	2020	2019
Rémunérations du personnel	(6 715)	(7 240)
Charges sociales et fiscales	(1 594)	(1 560)
Charges de retraite nettes - régimes à cotisations définies	(728)	(759)
Charges de retraite nettes - régimes à prestations définies	(76)	(10)
Participation, intéressement, abondement et décote	(176)	(286)
TOTAL	(9 289)	(9 955)
dont charges nettes au titre des plans d'avantages en actions	(150)	(171)

NOTE 5.1.2 TRANSACTIONS AVEC LES PARTIES LIÉES

RÉMUNÉRATION DES DIRIGEANTS

Ont été prises en compte à ce titre les sommes effectivement payées par le Groupe aux administrateurs et mandataires sociaux au titre des rémunérations (y compris les cotisations patronales) et autres avantages ci-dessous.

(En M EUR)	2020	2019
Avantages à court terme	14,0	13,6
Avantages postérieurs à l'emploi	0,6	0,7
Autres avantages à long terme	-	-
Indemnités de fin de contrat de travail	-	-
Paiements en actions	2,5	3,0
TOTAL	17,1	17,4

TRANSACTIONS AVEC LES PARTIES LIÉES
PERSONNES PHYSIQUES

Les seules transactions avec les administrateurs, mandataires sociaux et les membres de leur famille, retenues dans la présente note, sont les montants des prêts et cautions en cours au 31 décembre 2020, qui s'élèvent au total à 1,6 million d'euros. Les autres transactions avec ces personnes n'ont pas de caractère significatif.

MONTANT TOTAL DES SOMMES PROVISIONNÉES
OU CONSTATÉES PAR AILLEURS PAR LE GROUPE
SOCIÉTÉ GÉNÉRALE AUX FINS DU VERSEMENT DE
PENSIONS, DE RETRAITES OU D'AUTRES
AVANTAGES

Le montant total des sommes provisionnées ou constatées par le groupe Société Générale au 31 décembre 2020 aux fins de versement de pensions, retraites ou autres avantages à des mandataires sociaux

de Société Générale (Mme Lebot et MM. Aymerich, Cabannes, et les deux administrateurs élus par les salariés) s'élève à 12,7 millions d'euros.

NOTE 5.2 Avantages du personnel

Les entités du Groupe, en France et à l'étranger, peuvent accorder à leurs salariés :

- des avantages postérieurs à l'emploi, tels que les régimes de retraite ou indemnités de fin de carrière ;
- des autres avantages à long terme, tels que les programmes de rémunération différée versée en numéraire et non indexée (tels que les rémunérations variables long terme), les primes pour médailles du travail ou les comptes épargne temps ;
- des indemnités de fin de contrat de travail.

DÉTAIL DES PROVISIONS SUR AVANTAGES DU PERSONNEL

(En M EUR)	Stock au 31.12.2019	Dotations	Reprises disponibles	Dotations nettes	Reprises utilisées	Écarts actuariels	Change et variations de périmètre	Stock au 31.12.2020
Avantages postérieurs à l'emploi	1 620	83	(41)	42	(63)	125	37	1 761
Autres avantages à long terme	440	91	(35)	56	(43)	-	(11)	442
Indemnités de fin de contrat de travail	356	191	(44)	147	(114)	-	(11)	378
TOTAL	2 416	365	(120)	245	(220)	125	15	2 581

Société Générale a annoncé le 9 novembre 2020 plusieurs projets d'ajustements d'organisation pour poursuivre l'adaptation en profondeur de ses métiers et de ses fonctions et pour contribuer à l'amélioration de l'efficacité opérationnelle et de la rentabilité structurelle du Groupe.

Le premier projet est lié à la mise en œuvre des adaptations annoncées le 3 août 2020 pour réduire le profil de risque des activités de produits structurés crédit et actions et concerne ainsi les activités de marché et les fonctions supports associées.

Le second projet inclut des ajustements d'organisation du métier Titres et de certaines Directions Centrales pour améliorer leur efficacité opérationnelle et répondre aux enjeux spécifiques de leurs activités.

Ces deux projets ont entraîné une dotation aux provisions pour restructuration de 175 millions d'euros dont 166 millions d'euros enregistrés dans la rubrique Frais de personnel et 9 millions d'euros enregistrés dans la rubrique Autres frais administratifs.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 5

PRINCIPES COMPTABLES

Avantages postérieurs à l'emploi

Les avantages postérieurs à l'emploi se décomposent en deux catégories : les régimes à cotisations définies et les régimes à prestations définies.

RÉGIMES POSTÉRIEURS À L'EMPLOI À COTISATIONS DÉFINIES

Les régimes de retraite à cotisations définies sont ceux pour lesquels l'obligation du Groupe se limite uniquement au versement d'une cotisation, mais qui ne comportent aucun engagement du Groupe sur le niveau des prestations fournies. Les cotisations versées constituent des charges de l'exercice.

RÉGIMES POSTÉRIEURS À L'EMPLOI À PRESTATIONS DÉFINIES

Les régimes de retraite à prestations définies désignent les régimes pour lesquels le Groupe s'engage formellement ou par obligation implicite sur un montant ou un niveau de prestations et supporte donc le risque à moyen ou long terme.

Une provision est enregistrée au passif du bilan en Provisions pour couvrir l'intégralité de ces engagements de retraite. Elle est évaluée régulièrement par des actuaires indépendants selon la méthode des unités de crédit projetées. Cette méthode d'évaluation tient compte d'hypothèses démographiques, de départs anticipés, d'augmentations de salaires et de taux d'actualisation et d'inflation.

Le Groupe peut financer ses régimes à prestations définies en faisant appel à un fonds d'avantages à long terme ou en souscrivant un contrat d'assurance.

Les actifs de financement constitués via les fonds ou les contrats d'assurance sont qualifiés d'actifs de régime s'ils sont exclusivement destinés à régier les prestations du régime et si le financement est réalisé auprès d'une entité qui n'est pas une partie liée.

Lorsque les actifs de financement répondent à la définition d'actifs du régime, la provision destinée à couvrir les engagements concernés est diminuée de la juste valeur de ces fonds.

Lorsqu'ils ne répondent pas à la définition d'actifs de régime, ils sont qualifiés d'actifs distincts et sont présentés à l'actif du bilan dans la rubrique Actifs financiers à la juste valeur par résultat.

Les différences liées aux changements d'hypothèses de calcul (départs anticipés, taux d'actualisation...) ainsi que les différences constatées entre les hypothèses actuarielles et la réalité constituent des écarts actuariels (gains ou pertes). Ces écarts actuariels, ainsi que le rendement des actifs du régime, duquel est déduit le montant déjà comptabilisé en charges au titre des intérêts nets sur le passif (ou l'actif) net, et la variation de l'effet du plafonnement de l'actif sont des éléments de réestimation (ou de réévaluation) du passif net (ou de l'actif net). Ces éléments sont enregistrés immédiatement et en totalité parmi les Gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres. Ces éléments ne peuvent être reclassés ultérieurement en résultat.

Dans les états financiers consolidés du Groupe, ces éléments, qui ne peuvent être reclassés ultérieurement en résultat, sont présentés parmi les Réserves consolidées au passif du bilan et sur une ligne distincte de l'État du résultat net et gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres.

En cas de mise en place d'un nouveau régime (ou avenant), le coût des services passés est comptabilisé immédiatement en résultat.

La charge annuelle comptabilisée en Frais de personnel au titre des régimes à prestations définies comprend :

- les droits supplémentaires acquis par chaque salarié (coût des services rendus) ;
- la variation de l'engagement à la suite d'une modification ou à une réduction d'un régime (coût des services passés) ;
- le coût financier correspondant à l'effet de la désactualisation de l'engagement et le produit d'intérêt généré par les actifs du régime (intérêts nets sur le passif ou l'actif net) ;
- l'effet des liquidations de régimes.

Autres avantages à long terme

Les autres avantages à long terme sont les avantages, autres que les avantages postérieurs à l'emploi et les indemnités de fin de contrat de travail, qui sont versés aux salariés dans un délai supérieur à douze mois après la clôture de l'exercice pendant lequel ces derniers ont rendu les services correspondants.

Les autres avantages à long terme sont évalués et comptabilisés de manière identique aux avantages postérieurs à l'emploi, au traitement près des écarts actuariels qui sont comptabilisés immédiatement en résultat.

ÉTATS FINANCIERS

6

NOTE 5 | NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS

RÉGIMES POSTÉRIEURS À L'EMPLOI À COTISATIONS DÉFINIES

Les principaux régimes postérieurs à l'emploi à cotisations définies se situent en France, au Royaume-Uni et aux États-Unis.

En France, ils regroupent notamment l'assurance vieillesse obligatoire et le régime de retraite national AGIRC-ARRCO, ainsi que les régimes de retraite mis en place par certaines entités du Groupe pour lesquels elles n'ont qu'une obligation de cotiser (abondement PERCO).

Au Royaume-Uni, l'employeur verse des taux de cotisations variables en fonction de l'âge des collaborateurs (de 2,5 à 10% du salaire) et peut abonder jusqu'à 4,5% les versements complémentaires volontaires des salariés.

Aux États-Unis, l'employeur contribue à hauteur des cotisations payées volontairement par les salariés jusqu'à 100% sur les premiers 8% de contribution dans la limite de 10 000 dollars américains.

RÉGIMES POSTÉRIEURS À L'EMPLOI À PRESTATIONS DÉFINIES

Les régimes de retraite postérieurs à l'emploi comprennent des régimes offrant des prestations de retraite sous forme de rentes, des régimes d'indemnités de fin de carrière ainsi que des régimes mixtes (cash-balance). Les prestations sous forme de rentes viennent en complément des pensions de retraite versées par les régimes de base obligatoires.

Les principaux régimes de retraite à prestations définies sont situés en France, au Royaume-Uni, en Suisse et aux États-Unis.

En France, le régime additif de l'allocation complémentaire de retraite des cadres de direction, mis en place en 1991, attribue aux bénéficiaires une allocation annuelle à la charge de Société Générale telle que décrite dans le chapitre 3 « Gouvernement d'entreprise » du présent Document d'enregistrement universel. Cette allocation est notamment fonction de l'ancienneté au sein de Société Générale. Depuis le 4 juillet 2019, date de publication de l'ordonnance mettant un terme aux régimes de retraite à prestations définies dits « à droits aléatoires » en application de la loi Pacte, ce régime est fermé aux nouveaux collaborateurs et les droits des bénéficiaires ont été gelés au 31 décembre 2019.

En Suisse, le régime est géré par une institution de prévoyance (la Fondation), composée de représentants patronaux et salariés. L'employeur et ses salariés versent des cotisations à cette Fondation. Les droits à retraite sont revalorisés selon un taux de rendement garanti et transformés en rente (ou versés en capital) également selon un taux de conversion garanti (régime dit « cash-balance »). Du fait de cette garantie de rendement minimum, le plan est assimilé à un régime à prestations définies.

Depuis quelques années, le groupe Société Générale mène activement une politique de transformation des régimes à prestations définies en régimes à cotisations définies.

Ainsi, au Royaume-Uni, le régime à prestations définies est fermé aux nouveaux collaborateurs depuis près de 20 ans et les droits des derniers bénéficiaires ont été gelés en 2015. La gestion est assurée par un organisme indépendant (Trustee).

De même, aux États-Unis, les plans de pension à prestations définies ont été fermés aux nouveaux collaborateurs en 2015 et l'acquisition de droits a été gelée.

RÉCONCILIATION DES ACTIFS ET PASSIFS INSCRITS AU BILAN

(En M EUR)	31.12.2020				
	France	Royaume-Uni	États-Unis	Autres	Total
A - Valeur actualisée des engagements	1 246	949	303	864	3 362
B - Juste valeur des actifs de régime	76	999	299	281	1 655
C - Juste valeur des actifs distincts	1 147	-	-	3	1 150
D - Effet du plafonnement d'actif	-	-	-	-	-
A - B - C + D = Solde net	23	(50)	4	580	557
AU PASSIF DU BILAN	1 170	-	4	587	1 761
À L'ACTIF DU BILAN⁽¹⁾	1 147	50	-	6	1 204

(1) dont 1 150 millions d'euros d'actifs distincts présentés dans la catégorie Actifs Financiers à la juste valeur par résultat et 53 millions d'euros au titre des excédents d'actifs présentés dans les Autres actifs.

(En M EUR)	31.12.2019				
	France	Royaume-Uni	États-Unis	Autres	Total
A - Valeur actualisée des engagements	1 226	891	300	805	3 221
B - Juste valeur des actifs de régime	188	976	280	279	1 723
C - Juste valeur des actifs distincts	963	-	-	-	963
D - Effet du plafonnement d'actif	-	-	-	-	-
A - B - C + D = Solde net	75	(85)	20	526	535
AU PASSIF DU BILAN	1 070	-	20	529	1 619
À L'ACTIF DU BILAN⁽¹⁾	995	85	-	3	1 084

(1) dont 963 millions d'euros d'actifs distincts présentés dans la catégorie Actifs Financiers à la juste valeur par résultat et 121 millions d'euros au titre des excédents d'actifs présentés dans les Autres actifs.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 5

COMPOSANTES DU COÛT DES PRESTATIONS DÉFINIES

(En M EUR)	2020	2019
Coût des services de l'année y compris charges sociales	81	79
Cotisations salariales	(5)	(5)
Coût des services passés/réductions	(12)	(80)
Transfert <i>via</i> la charge	-	-
Intérêts nets	4	8
A - Composantes reconnues en résultat	68	2
Écarts actuariels liés aux actifs	(206)	(257)
Écarts actuariels suite aux changements d'hypothèses démographiques	(15)	(2)
Écarts actuariels suite aux changements d'hypothèses économiques et financières	259	295
Écarts actuariels d'expérience	17	(32)
Effet du plafonnement d'actifs	-	-
B - Composantes reconnues en gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres	55	4
C = A + B TOTAL DES COMPOSANTES DU COÛT DES PRESTATIONS DÉFINIES	123	6

VARIATIONS DE LA VALEUR ACTUALISÉE DES OBLIGATIONS

(En M EUR)	2020	2019
Solde au 1^{er} janvier	3 221	3 029
Coût des services de l'année y compris charges sociales	81	79
Coût des services passés/réductions	(12)	(80)
Effet des liquidations	-	-
Intérêts nets	42	57
Écarts actuariels suite aux changements d'hypothèses démographiques	(15)	(2)
Écarts actuariels suite aux changements d'hypothèses économiques et financières	259	295
Écarts actuariels d'expérience	17	(32)
Conversion en devises	(82)	58
Prestations servies	(157)	(149)
Modification du périmètre de consolidation	1	(29)
Transferts et autres	7	(6)
Solde au 31 décembre	3 362	3 221

VARIATIONS DE LA JUSTE VALEUR DES ACTIFS DE FINANCEMENT

	Actifs de régime		Actifs distincts	
	2020	2019	2020	2019
(En M EUR)				
Solde au 1^{er} janvier	1 723	1 534	963	902
Charges d'intérêts liés aux actifs	29	37	8	12
Écarts actuariels liés aux actifs	134	164	72	93
Conversion en devises	(80)	58	-	-
Cotisations salariales	5	5	-	-
Cotisations patronales	32	23	-	-
Prestations servies	(81)	(76)	-	(45)
Modification du périmètre de consolidation	-	(21)	-	-
Transferts et autres	(107)	-	107	-
Effet du plafonnement des excédents d'actifs	-	-	-	-
Solde au 31 décembre	1 655	1 723	1 150	963

INFORMATIONS SUR LES ACTIFS DE FINANCEMENT
DES RÉGIMES ET MODALITÉS DE FINANCEMENT
DES RÉGIMES

Les actifs de financement comprennent les actifs de régime et les actifs distincts.

Ils représentent environ 82% des engagements du Groupe, avec des taux variables selon les pays.

Ainsi, les engagements des régimes à prestations définies du Royaume-Uni sont financés à hauteur de 100%, ceux des États-Unis et de la France à près de 96%, alors qu'ils ne sont pas préfinancés en Allemagne.

En proportion de leur juste valeur totale, les actifs de financement se composent de 75% d'obligations, 12% d'actions et 13% d'autres placements. Les titres Société Générale détenus en direct ne sont pas significatifs.

Les excédents d'actifs de financement s'élèvent à un montant de 191 millions d'euros.

Les cotisations employeurs devant être versées pour 2021 sont estimées à 16 millions d'euros au titre des régimes d'avantages postérieurs à l'emploi à prestations définies.

Les stratégies de couverture des régimes sont définies localement en lien avec les Directions financières et les Directions des Ressources Humaines des entités, par des structures *ad hoc* (Trustees, Fondations, structures paritaires...), le cas échéant. Par ailleurs, les stratégies d'investissement ou de financement des passifs sociaux sont suivies au niveau Groupe à travers une gouvernance globale. Des comités, en présence de représentants de la Direction des Ressources Humaines, de la Direction financière et de la Direction des risques ont pour objet de définir les directives du Groupe en matière d'investissement et de gestion des passifs, de valider les décisions, et de suivre les risques associés pour le Groupe.

Selon les durations des régimes et les réglementations locales, les actifs de couverture sont investis en actions et/ou en produits de taux, garantis ou non.

Les rendements réels sur les actifs de régimes et les actifs distincts se décomposent :

	2020	2019
(En M EUR)		
Actifs des régimes	164	201
Actifs distincts	80	106

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 5

PRINCIPALES HYPOTHÈSES ACTUARIELLES PAR ZONE GÉOGRAPHIQUE

	31.12.2020	31.12.2019
Taux d'actualisation		
France	0,36%	0,82%
Royaume-Uni	1,24%	2,00%
États-Unis	2,55%	3,19%
Autres	0,44%	0,73%
Taux d'inflation long terme		
France	1,22%	1,28%
Royaume-Uni	3,01%	2,92%
États-Unis	N/A	N/A
Autres	1,20%	1,22%
Taux d'augmentation future des salaires		
France	1,47%	0,82%
Royaume-Uni	N/A	N/A
États-Unis	N/A	N/A
Autres	1,23%	1,20%
Durée de vie active moyenne restante des salariés (en années)		
France	8,45	9,24
Royaume-Uni	4,17	5,17
États-Unis	7,85	7,87
Autres	9,97	9,97
Duration (en années)		
France	13,94	13,79
Royaume-Uni	16,84	16,28
États-Unis	16,17	15,28
Autres	15,13	14,69

Les hypothèses par zone géographique sont des moyennes pondérées par la valeur actualisée des engagements.

Les courbes des taux d'actualisation utilisées sont les courbes des obligations corporate notées AA (source : Merrill Lynch) observées fin octobre pour les devises USD, GBP et EUR, corrigées fin décembre dans les cas où la variation des taux avait un impact significatif.

Les taux d'inflation utilisés pour les zones monétaires EUR et GBP sont les taux de marché observés fin octobre et corrigés fin décembre dans

les cas où la variation des taux avait un impact significatif. Les taux d'inflation utilisés pour les autres zones monétaires sont les objectifs long terme des Banques centrales.

La durée de vie active moyenne restante des salariés est calculée en tenant également compte des hypothèses de taux de rotation.

Les hypothèses ci-dessus ont été appliquées sur les régimes postérieurs à l'emploi.

ANALYSE DES SENSIBILITÉS DES ENGAGEMENTS AUX VARIATIONS DES PRINCIPALES HYPOTHÈSES ACTUARIELLES

(En pourcentage de l'élément mesuré)

	31.12.2020	31.12.2019
Variation du taux d'actualisation	+ 0,5%	+ 0,5%
Impact sur la valeur actualisée des engagements au 31 décembre N	- 7%	- 7%
Variation du taux d'inflation long terme	+ 0,5%	+ 0,5%
Impact sur la valeur actualisée des engagements au 31 décembre N	5%	5%
Variation du taux d'augmentation future des salaires	+ 0,5%	+ 0,5%
Impact sur la valeur actualisée des engagements au 31 décembre N	1%	2%

Les sensibilités publiées sont des moyennes des variations observées pondérées par la valeur actualisée des engagements.

ÉCHÉANCIER DES PAIEMENTS FUTURS

(En M EUR)	2020	2019
N+1	169	160
N+2	140	148
N+3	150	154
N+4	156	163
N+5	164	169
N+6 à N+10	798	851

NOTE 5.3 Plans d'avantages en actions

PRINCIPES COMPTABLES

Les paiements sur base d'actions Société Générale englobent :

- les paiements en instruments de capitaux propres ;
- les versements en espèces dont le montant dépend de l'évolution de la valeur des instruments de capitaux propres.

Ces paiements sur base d'actions donnent lieu à l'enregistrement systématique d'une charge de personnel inscrite dans la rubrique Frais de personnel pour un montant égal à la juste valeur de la rémunération sur base d'actions accordée au salarié et selon des modalités qui dépendent du mode de règlement de ces paiements.

Pour les paiements en actions dénoués par remise d'instruments de capitaux propres (actions gratuites et options d'achat ou de souscription d'actions Société Générale), la valeur de ces instruments, calculée en date de notification, est étalée en charges sur la période d'acquisition des droits par contrepartie de la rubrique Actions ordinaires et réserves liées en capitaux propres. À chaque date de clôture, le nombre de ces instruments est révisé pour tenir compte des conditions de performance et de présence et ajuster le coût global du plan initialement déterminé ; la charge comptabilisée dans la rubrique Frais du personnel depuis l'origine du plan est alors ajustée en conséquence.

Pour les paiements en actions dénoués par règlement en espèces (rémunérations indexées sur le cours de l'action Société Générale), la valeur des sommes à verser est étalée en charges dans la rubrique Frais de personnel sur la période d'acquisition des droits par contrepartie d'un compte de dettes au passif du bilan en Autres passifs - Charges à payer sur engagements sociaux. Jusqu'à son règlement, cette dette est réévaluée pour tenir compte des conditions de performance et de présence ainsi que des variations de valeur des actions sous-jacentes. En cas de couverture par instruments dérivés, la variation de valeur de ces derniers est enregistrée dans la même rubrique du compte de résultat à hauteur de la part efficace.

Le Groupe peut attribuer à certains de ses salariés des options d'achat ou de souscription d'actions, des actions gratuites ou des rémunérations indexées sur le cours de l'action Société Générale et réglées en espèces.

Les options sont évaluées à leur juste valeur à la date de notification aux salariés sans attendre que les conditions nécessaires à leur attribution définitive soient remplies, ni que les bénéficiaires exercent leurs options.

Les méthodes retenues pour la valorisation des plans du Groupe sont le modèle binomial lorsque le Groupe dispose de statistiques suffisantes pour intégrer via ce modèle le comportement des bénéficiaires des options d'un plan ou, à défaut, le modèle Black & Scholes ou encore Monte Carlo. Cette évaluation est réalisée par un actuaire indépendant.

MONTANT DE LA CHARGE ENREGISTRÉE EN RÉSULTAT

(En M EUR)	31.12.2020			31.12.2019		
	Part à dénouement en espèces	Part à dénouement en titres	Total des régimes	Part à dénouement en espèces	Part à dénouement en titres	Total des régimes
Charges nettes provenant des plans d'options, des plans d'achat d'actions et d'attribution gratuite d'actions	108	42	150	111	60	171

La description des plans d'options et d'attribution gratuite d'actions Société Générale, qui complète cette note, est présentée dans le chapitre 3 du présent Document d'enregistrement universel (Gouvernement d'entreprise).

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 6

NOTE 6 IMPÔTS SUR LES BÉNÉFICES

POUR
FAIRE
SIMPLE

Les impôts sur les bénéfices sont présentés séparément des autres impôts et taxes qui sont classés en Autres frais administratifs. Ils sont déterminés en appliquant les taux et règles d'imposition en vigueur dans le pays d'implantation de chaque entité consolidée.

Les impôts sur les bénéfices présentés dans le compte de résultat regroupent les impôts courants et les impôts différés :

- l'impôt courant est le montant d'impôt payable (ou remboursable) calculé sur la base du bénéfice imposable de la période ;
- l'impôt différé est le montant d'impôt résultant de transactions passées et qui sera payable (ou recouvrable) dans une période future.

PRINCIPES COMPTABLES

Impôts courants

La charge d'impôt courant est déterminée sur la base des bénéfices imposables de chaque entité fiscale consolidée en appliquant les taux et règles d'imposition en vigueur dans le pays d'implantation de l'entité. Cette charge inclut également les dotations nettes aux provisions pour risques fiscaux afférents à l'impôt sur les bénéfices.

Les crédits d'impôt sur revenus de créances et de portefeuilles titres, lorsqu'ils sont utilisés en règlement de l'impôt sur les bénéfices dû au titre de l'exercice, sont comptabilisés dans la même rubrique que les produits auxquels ils se rattachent. La charge d'impôt correspondante est maintenue dans la rubrique Impôts sur les bénéfices du compte de résultat.

Impôts différés

Des impôts différés sont comptabilisés dès lors qu'une différence temporaire est identifiée entre les valeurs comptables des actifs et passifs figurant au bilan et leurs valeurs fiscales respectives lorsque ces différences ont une incidence sur les paiements futurs d'impôts.

Les impôts différés sont calculés au niveau de chaque entité fiscale en appliquant les règles d'imposition en vigueur dans le pays d'implantation et en utilisant le taux d'impôt voté ou quasi voté qui devrait être en vigueur au moment où la différence temporaire se retournera. Ces impôts différés sont ajustés en cas de changement de taux d'imposition. Leur calcul ne fait l'objet d'aucune actualisation.

Des actifs d'impôts différés peuvent résulter de différences temporaires déductibles ou de pertes fiscales reportables. Les actifs d'impôts différés ne sont comptabilisés que si l'entité fiscale concernée a une perspective de récupération probable de ces actifs sur un horizon déterminé, notamment par l'imputation de ces différences et pertes reportables sur des bénéfices imposables futurs.

Les pertes fiscales reportables font l'objet d'une revue annuelle tenant compte du régime fiscal applicable à chaque entité fiscale concernée et d'une projection réaliste des résultats fiscaux de cette dernière : les actifs d'impôts différés qui n'avaient pas été comptabilisés jusque-là sont alors reconnus au bilan s'il devient probable qu'un bénéfice imposable futur permettra leur récupération. La valeur comptable des actifs d'impôts différés déjà inscrits au bilan est réduite dès lors qu'apparaît un risque de non-récupération partielle ou totale.

Les impôts courants et différés sont comptabilisés en charges ou en produits d'impôts dans la rubrique Impôts sur les bénéfices du compte de résultat consolidé. Cependant, les impôts différés se rapportant à des charges ou produits enregistrés en Gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres sont inscrits dans cette même rubrique des capitaux propres.

Incertitudes fiscales

Des incertitudes peuvent survenir sur les traitements fiscaux appliqués par le Groupe. S'il est probable que les autorités fiscales compétentes remettent en cause les traitements retenus, ces incertitudes doivent être reflétées dans les charges et produits d'impôts par la contrepartie d'une provision pour risques fiscaux présentée au sein des passifs d'impôts.

Les informations relatives à la nature et au montant des risques concernés ne sont pas fournies lorsque le Groupe estime qu'elles pourraient lui causer un préjudice sérieux dans un litige l'opposant à des tiers sur le sujet faisant l'objet de la provision.

NOTE 6.1 Détail de la charge d'impôt

(En M EUR)	2020	2019
Charge fiscale courante	(708)	(968)
Charge fiscale différée	(496)	(296)
TOTAL	(1 204)	(1 264)

RÉCONCILIATION ENTRE LE TAUX D'IMPÔT NORMATIF DU GROUPE ET LE TAUX D'IMPÔT EFFECTIF

(En M EUR)	2020		2019	
	En %	En M EUR	En %	En M EUR
Résultat avant impôt, hors résultat des sociétés mises en équivalence et pertes de valeur sur les écarts d'acquisition		2 081		5 339
Taux effectif Groupe	57,87%		23,67%	
Différences permanentes	1,70%	35	2,51%	134
Différentiel sur titres exonérés ou imposés à taux réduit	-1,49%	(31)	-2,74%	(146)
Différentiel de taux d'imposition sur les profits taxés à l'étranger	13,21%	275	9,13%	486
Variation de l'évaluation des impôts différés ⁽¹⁾	-39,27%	(817)	1,86%	100
Taux normal d'imposition applicable aux sociétés françaises (incluant la contribution sociale de 3,3%)	32,02%		34,43%	

(1) Pour l'exercice 2020, ce montant inclut une réduction de 650 millions d'euros des actifs d'impôts différés du groupe fiscal France.

Conformément aux dispositions fiscales françaises qui définissent le taux normal de l'impôt sur les sociétés, ce dernier sera abaissé progressivement pour atteindre 25% en 2022 selon la trajectoire suivante pour les entreprises redevables réalisant un chiffre d'affaires supérieur ou égal à 250 millions d'euros (article 219 du Code Général des Impôts) :

- pour l'exercice ouvert du 1^{er} janvier 2020 au 31 décembre 2020 un taux normal d'IS de 31% auquel s'ajoutera toujours la Contribution Sociale sur les Bénéfices (CSB) de 3,3% ;
- pour l'exercice ouvert du 1^{er} janvier 2021 au 31 décembre 2021 un taux normal d'IS de 27,5% auquel s'ajoutera toujours la CSB de 3,3%.

Les impôts différés sont calculés en appliquant le taux d'imposition qui sera en vigueur lors du retournement de la différence temporaire. Compte tenu de la réduction progressive des taux d'ICI 2022, ces derniers (incluant la CSB) seront :

- pour les résultats imposés au taux de droit commun : à 32,02% en 2020, 28,41% en 2021 et à 25,83% en 2022 et au-delà ;
- pour les résultats relevant du régime long terme à 0% sous réserve de la réintégration d'une quote-part de frais et charges de 12% : de 3,84% en 2020, 3,41% en 2021 et à 3,10% en 2022 et au-delà.

Les plus-values à long terme générées à l'occasion de la cession de titres de participation sont exonérées d'impôt sur les sociétés, à l'exception d'une quote-part de frais et charges s'élevant à 12% de leur montant brut.

En outre, au titre du régime des sociétés mères et filiales, les dividendes reçus des sociétés dans lesquelles la participation est au moins égale à 5% sont exonérés sous réserve de la taxation au taux de droit commun d'une quote-part de frais et charges de 1% ou 5%.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 6

NOTE 6.2 Détail des actifs et passifs d'impôts

ACTIFS D'IMPÔTS

(En M EUR)	31.12.2020	31.12.2019
Créances d'impôts exigibles	895	1 038
Actifs d'impôts différés	4 106	4 741
dont impôts différés sur reports déficitaires	1 840	2 659
dont impôts différés sur différences temporaires	2 266	2 082
TOTAL	5 001	5 779

PASSIFS D'IMPÔTS

(En M EUR)	31.12.2020	31.12.2019
Dettes d'impôts exigibles	440	602
Provisions pour risques fiscaux	90	101
Passifs d'impôts différés	693	706
TOTAL	1 223	1 409

Le Groupe effectue chaque année une revue de sa capacité à absorber ses pertes fiscales reportables en tenant compte du régime fiscal applicable à chaque entité fiscale (ou groupe fiscal) concernée et d'une projection réaliste des résultats fiscaux de cette dernière. Pour cela, les résultats fiscaux sont déterminés sur la base des projections 2021-2025 des performances des métiers. Les résultats fiscaux tiennent compte par ailleurs des retraitements comptables et fiscaux (dont le retournement des bases d'impôts différés actifs et passifs sur différences temporaires) applicables aux entités et juridictions concernées. Ces derniers sont déterminés d'une part sur la base d'un historique de résultats fiscaux, et d'autre part en s'appuyant sur l'expertise fiscale du Groupe. Une extrapolation est réalisée à compter de l'année 2026 et jusqu'à un horizon de temps jugé raisonnable dépendant de la nature des activités réalisées au sein de chaque entité fiscale.

Par principe, l'appréciation des facteurs macro-économiques retenus, ainsi que les estimations internes utilisées pour déterminer les résultats fiscaux comportent des risques et incertitudes quant à leur réalisation sur l'horizon d'absorption des pertes. Ces risques et

incertitudes concernent notamment les possibilités de changement des règles fiscales applicables (tant pour le calcul du résultat fiscal que pour les règles d'imputation des pertes fiscales reportables), ou la réalisation des hypothèses retenues. Ces incertitudes sont atténuées par des tests de robustesse des hypothèses budgétaires et stratégiques.

Au 30 juin 2020, le Groupe avait réalisé une revue spécifique des pertes fiscales reportables en intégrant les conséquences et les incertitudes générées par la crise Covid-19 dans les projections des résultats fiscaux. Ces projections avaient fait apparaître un risque de non-récupération partielle au sein du groupe fiscal France sur un horizon de temps raisonnable. En conséquence, des actifs d'impôts différés ne pouvaient plus être reconnus à hauteur de 650 millions d'euros.

Au 31 décembre 2020, les projections actualisées montrent la probabilité pour le Groupe de pouvoir imputer sur des bénéfices futurs les pertes fiscales faisant l'objet d'un impôt différé actif.

NOTE 6.3 Ventilation par groupe fiscal des impôts différés sur reports déficitaires présents à l'actif du bilan et impôts différés non reconnus

Au 31 décembre 2020, compte tenu du régime fiscal applicable à chaque entité concernée et d'une projection réaliste de leurs résultats fiscaux, la durée prévisionnelle de recouvrement des actifs d'impôts différés est présentée dans le tableau ci-dessous :

(En M EUR)	31.12.2020	Durée légale du report en avant	Durée prévisionnelle de recouvrement
Impôts différés actifs sur reports déficitaires	1 840	-	-
Groupe fiscal France	1 505	Illimité ⁽¹⁾	9 ans
Groupe fiscal États-Unis d'Amérique	285	20 ans ⁽²⁾	7 ans
Autres	50	-	-

(1) En application de la loi de Finances 2013, l'imputation des déficits est plafonnée à 1 million d'euros majoré de 50% de la fraction du bénéfice imposable de l'exercice excédant ce plafond. La fraction non imputable des déficits est reportable sur les exercices suivants sans limite de temps et dans les mêmes conditions.

(2) Déficits générés avant le 31 décembre 2011.

Au 31 décembre 2020, les principaux impôts différés non reconnus à l'actif du bilan s'élèvent à 1 126 millions d'euros (contre 467 millions d'euros au 31 décembre 2019). Ces derniers concernent notamment le groupe fiscal France pour 650 millions d'euros (contre un montant nul au 31 décembre 2019), le groupe fiscal États-Unis d'Amérique pour 305 millions d'euros (contre 413 millions d'euros au 31 décembre 2019), l'entité SG Singapour pour 70 millions d'euros (contre 35 millions d'euros au 31 décembre 2019) ainsi que l'entité SG de Banques en Guinée équatoriale à hauteur de 40 millions d'euros (dont 9 millions d'euros sur report déficitaire et 31 millions d'euros sur différences temporaires). Ces actifs d'impôts différés pourront être reconnus au bilan quand il deviendra probable qu'un bénéfice imposable futur permettra leur récupération.

S'agissant du traitement fiscal de la perte occasionnée par les agissements de Jérôme Kerviel, Société Générale considère que la décision de la cour d'appel de Versailles du 23 septembre 2016 n'est pas de nature à remettre en cause son bien-fondé au regard de l'avis du Conseil d'État de 2011 et de sa jurisprudence constante. En conséquence, Société Générale considère que la perte fiscale afférente demeure imputable sur des bénéfices imposables futurs.

Toutefois, comme indiqué par le Ministre de l'Économie et des Finances dès septembre 2016, l'administration fiscale a examiné les conséquences fiscales de cette perte comptable et a indiqué qu'elle envisageait de remettre en cause la déductibilité de la perte occasionnée par les agissements de Jérôme Kerviel à hauteur de 4,9 milliards d'euros. Cette proposition de rectification est sans effet immédiat et devra éventuellement être confirmée par une notification de redressement adressée par l'administration lorsque Société Générale sera en situation d'imputer les déficits reportables issus de la perte sur son résultat imposable. Une telle situation ne se produira pas avant plusieurs années selon les prévisions de la banque. Dans l'hypothèse où l'administration déciderait le moment venu de confirmer sa position actuelle, le groupe Société Générale ne manquerait pas de faire valoir ses droits devant les juridictions compétentes.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 7

NOTE 7 CAPITAUX PROPRES

POUR
FAIRE
SIMPLE

Les capitaux propres représentent les ressources apportées par les actionnaires externes au Groupe sous forme de capital ainsi que les résultats cumulés et non distribués (réserves et report à nouveau). S'y ajoutent les ressources reçues lors de l'émission d'instruments financiers qui ne sont assortis d'aucune obligation contractuelle pour l'émetteur de délivrer de la trésorerie aux détenteurs de ces instruments.

Les capitaux propres n'ont aucune échéance contractuelle et lorsqu'une rémunération est versée aux actionnaires ou aux détenteurs d'autres instruments de capitaux propres, elle n'affecte pas le compte de résultat et vient directement diminuer le montant des réserves au sein des capitaux propres.

L'état de synthèse « Évolution des capitaux propres » présente les différents mouvements qui affectent la composition des capitaux propres au cours de la période.

NOTE 7.1 Actions propres et instruments de capitaux propres émis

PRINCIPES COMPTABLES

Actions propres

Les actions Société Générale détenues par le Groupe sont portées en déduction des capitaux propres consolidés quel que soit l'objectif de leur détention et les résultats afférents sont inscrits directement en réserves consolidées.

Le traitement des rachats et ventes d'actions émises par des filiales du Groupe est décrit dans la Note 2.

Instruments de capitaux propres émis

Les instruments financiers émis par le Groupe sont qualifiés en totalité ou en partie d'instruments de dettes ou de capitaux propres selon qu'il existe ou non une obligation contractuelle pour l'émetteur de délivrer de la trésorerie aux détenteurs des titres.

Lorsqu'ils sont qualifiés d'instruments de capitaux propres, les titres émis par Société Générale sont présentés parmi les Autres instruments de capitaux propres. S'ils sont émis par des filiales, ces instruments de capitaux propres sont présentés parmi les Participations ne donnant pas le contrôle. Les frais externes directement liés à l'émission d'instruments de capitaux propres sont enregistrés directement en déduction des capitaux propres pour leur montant net d'impôt.

Lorsqu'ils sont qualifiés d'instruments de dettes, les titres émis sont classés en Dettes représentées par un titre ou en Dettes subordonnées en fonction de leurs caractéristiques. Leur traitement comptable est identique à celui des autres passifs financiers évalués au coût amorti (cf. Note 3.6).

NOTE 7.1.1 ACTIONS ORDINAIRES ET RÉSERVES LIÉES

(En M EUR)	31.12.2020	31.12.2019
Capital souscrit	1 067	1 067
Primes et réserves liées	21 465	21 417
Élimination des titres autodétenus	(199)	(515)
TOTAL	22 333	21 969

ACTIONS ORDINAIRES ÉMISES PAR SOCIÉTÉ GÉNÉRALE S.A.

(En nombre d'actions)	31.12.2020	31.12.2019
Actions ordinaires	853 371 494	853 371 494
dont actions détenues en propre avec droits de vote ⁽¹⁾	4 512 000	3 706 880
dont actions détenues par le personnel	69 033 084	57 369 330

(1) Ne comprend pas les actions Société Générale détenues à des fins de transaction ou dans le cadre du contrat de liquidité.

Au 31 décembre 2020, le capital de Société Générale S.A. entièrement libéré s'élève à 1 066 714 367,50 euros et se compose de 853 371 494 actions d'une valeur nominale de 1,25 euro.

NOTE 7.1.2 TITRES AUTODÉTENUS

Au 31 décembre 2020, les 4 600 634 actions détenues par les sociétés du Groupe à des fins d'autocontrôle, de transaction ou de gestion active des fonds propres représentent 0,55% du capital de Société Générale S.A.

Le montant porté en déduction de l'actif net relatif à l'acquisition par le Groupe de ses propres instruments de capitaux propres, fermes ou dérivés, est de 199 millions d'euros, dont 73 millions d'euros au titre des activités de marché.

L'évolution de l'autocontrôle sur 2020 s'analyse comme suit :

(En M EUR)	Contrat de liquidité	Activités de transaction	Autocontrôle et gestion active des fonds propres	Total
Cessions nettes d'achats	-	303	13	316
Plus-values nettes d'impôts sur actions propres et dérivés sur actions propres imputées sur les capitaux propres	-	(2)	(55)	(57)

NOTE 7.1.3 INSTRUMENTS DE CAPITAUX PROPRES ÉMIS

TITRES SUBORDONNÉS À DURÉE INDÉTERMINÉE

Les titres subordonnés à durée indéterminée émis par le Groupe et intégrant des clauses discrétionnaires relatives au paiement des intérêts sont qualifiés d'instruments de capitaux propres.

Au 31 décembre 2020, le montant des titres subordonnés à durée indéterminée émis par le Groupe présentés parmi les capitaux propres au sein des Autres instruments de capitaux propres est de 244 millions d'euros évalués aux cours d'origine.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 7

Date d'émission	Montant en devises au 31.12.2019	Rachats partiels et remboursements en 2020	Montant en devises au 31.12.2020	Montant en M EUR au cours d'origine	Rémunération
1 ^{er} juillet 1985	62 M EUR	-	62 M EUR	62	TMO - 0,25% avec TMO = Moyenne Arithmétique des Taux Moyens Obligataires de la période du 01.06 au 31.05 précédant chaque échéance
24 novembre 1986	248 M USD	-	248 M USD	182	Moyenne des taux de dépôt Euro/Dollar 6 mois communiqués par les banques de référence + 0,075%

TITRES SUPER-SUBORDONNÉS À DURÉE INDÉTERMINÉE

Compte tenu du caractère discrétionnaire de la décision de versement de la rémunération de ces titres, ils ont été classés en capitaux propres parmi les Autres instruments de capitaux propres.

Au 31 décembre 2020, le montant des titres super-subordonnés à durée indéterminée émis par le Groupe présentés parmi les capitaux propres au sein des Autres instruments de capitaux propres est de 9 051 millions d'euros évalués aux cours d'origine.

La variation du montant des titres super-subordonnés à durée indéterminée émis par le Groupe s'explique par une émission et un remboursement au pair opérés sur l'année.

Date d'émission	Montant en devises au 31.12.2019	Rachats partiels et remboursements en 2020	Montant en devises au 31.12.2020	Montant en M EUR au cours d'origine	Rémunération
18 décembre 2013	1 750 M USD		1 750 M USD	1 273	7,875%, à partir du 18 décembre 2023 Taux Mid Swap USD 5 ans + 4,979%
25 juin 2014	1 500 M USD	1 500 M USD	-	-	6%, à partir du 27 janvier 2020 Taux Mid Swap USD 5 ans + 4,067%
7 avril 2014	1 000 M EUR		1 000 M EUR	1 000	6,75%, à partir du 7 avril 2021 Taux Mid Swap EUR 5 ans + 5,538%
29 septembre 2015	1 250 M USD		1 250 M USD	1 111	8% à partir du 29 septembre 2025 Taux Mid Swap USD 5 ans + 5,873%
13 septembre 2016	1 500 M USD		1 500 M USD	1 335	7,375%, à partir du 13 septembre 2021 Taux Mid Swap USD 5 + 6,238%
6 avril 2018	1 250 M USD		1 250 M USD	1 035	6,750%, à partir du 6 avril 2028 Taux Mid Swap USD 5 ans + 3,929%
4 octobre 2018	1 250 M USD		1 250 M USD	1 105	7,375%, à partir du 4 octobre 2023 Taux Mid Swap USD 5 ans + 4,302%
16 avril 2019	750 M SGD		750 M SGD	490	6,125%, à partir du 16 avril 2024 Taux Mid Swap 5 ans + 4,207%
12 septembre 2019	700 M AUD		700 M AUD	439	4,875%, à partir du 12 septembre 2024 Taux Mid Swap 5 ans + 4,036%
18 novembre 2020	-		1 500 M USD	1 264	5,375%, à partir du 18 novembre 2030 Taux Mid Swap USD 5 ans + 4,514%

AUTRES INSTRUMENTS DE CAPITAUX PROPRES ÉMIS PAR LES FILIALES

Les titres subordonnés à durée indéterminée émis par les filiales intégrant des clauses à caractère discrétionnaire relatives au paiement des intérêts sont qualifiés d'instruments de capitaux propres.

Au 31 décembre 2020, le montant des autres instruments de capitaux propres émis par les filiales du Groupe et présentés parmi les Participations ne donnant pas le contrôle est de 800 millions d'euros.

Date d'émission	Montant	Rémunération
18 décembre 2014 (clause de step up au bout de 12 ans)	800 M EUR	4,125%, à partir de 2026 taux Mid Swap 5 ans + marge 4,150%/an

SYNTHÈSE DES MOUVEMENTS DES INSTRUMENTS DE CAPITAUX PROPRES ÉMIS

Les mouvements relatifs aux titres super-subordonnés (TSS) et aux titres subordonnés à durée indéterminée (TSDI) enregistrés dans les Capitaux propres part du Groupe sont détaillés ci-dessous :

(En M EUR)	2020			2019		
	TSS	TSDI	Total	TSS	TSDI	Total
Rémunération versée comptabilisée en réserves	(618)	(3)	(621)	(717)	(7)	(724)
Évolution des nominaux	162	-	162	23	-	23
Économie d'impôts relative à la rémunération à verser aux porteurs de titres, comptabilisée en résultat	198	12	210	257	2	259
Frais d'émission nets d'impôts relatifs aux titres subordonnés	(7)	-	(7)	(4)	-	(4)

NOTE 7.1.4. EFFET DES VARIATIONS DU PÉRIMÈTRE DE CONSOLIDATION

Les effets des variations du périmètre de consolidation enregistrés dans les Capitaux propres part du Groupe pour 80 millions d'euros se rapportent principalement à la revalorisation de la dette liée à l'option de vente (put) sur des Participations ne donnant pas le contrôle.

NOTE 7.2 Résultat par action et dividendes**PRINCIPES COMPTABLES**

Le résultat de base par action est calculé en divisant le bénéfice net attribuable aux actionnaires ordinaires par le nombre moyen pondéré d'actions ordinaires en circulation pendant la période, à l'exception des actions propres. Le résultat net attribuable aux actionnaires ordinaires est ajusté des droits à rémunération des actionnaires privilégiés tels que les porteurs d'actions de préférence ou de titres subordonnés ou super-subordonnés classés en capitaux propres. Le résultat dilué par action reflète la dilution potentielle qui pourrait survenir en cas de conversion des instruments dilutifs en actions ordinaires. Il est ainsi tenu compte de l'effet dilutif des plans d'options et d'attribution d'actions gratuites. Cet effet dilutif a été déterminé en application de la méthode du rachat d'actions.

NOTE 7.2.1 RÉSULTAT PAR ACTION

(En M EUR)	2020	2019
Résultat net part du Groupe	(258)	3 248
Rémunération attribuable aux titres subordonnés et super-subordonnés	(504)	(708)
Frais d'émissions relatifs aux titres subordonnés et super-subordonnés	(7)	(4)
Résultat net attribuable aux actionnaires porteurs d'actions ordinaires	(869)	2 536
Nombre moyen pondéré d'actions ordinaires en circulation ⁽¹⁾	850 384 674	829 901 725
Résultat par action ordinaire (en EUR)	(1,02)	3,05
Nombre moyen de titres ordinaires retenu au titre des éléments dilutifs	-	-
Nombre moyen pondéré d'actions ordinaires pour le calcul du résultat net dilué par action	850 384 674	829 901 725
Résultat dilué par action ordinaire (en EUR)	(1,02)	3,05

(1) Hors actions d'autocontrôle.

NOTE 7.2.2. DISTRIBUTION DE DIVIDENDES SUR ACTIONS ORDINAIRES

Conformément à la recommandation de la Banque Centrale Européenne du 27 mars 2020 relative aux politiques de distribution de dividendes pendant la pandémie de Covid-19, la Société Générale n'a pas distribué de dividendes sur actions ordinaires au titre de l'exercice 2019.

(En M EUR)	2020			2019		
	Part du Groupe	Participations ne donnant pas le contrôle	Total	Part du Groupe	Participations ne donnant pas le contrôle	Total
Payé en actions	-	-	-	(889)	-	(889)
Payé en numéraire	-	(91)	(91)	(861)	(379)	(1 260)
TOTAL	-	(91)	(91)	(1 770)	(379)	(2 149)

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 7

NOTE 7.3 Gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres

DÉTAIL DE LA VARIATION DES STOCKS DE GAINS ET PERTES COMPTABILISÉS DIRECTEMENT EN CAPITALS PROPRES

	31.12.2020				
	Brut	Impôt	Net d'impôt	dont	
				Net part du Groupe	Participations ne donnant pas le contrôle
(En M EUR)					
Écarts de conversion	(2 587)	-	(2 587)	(2 425)	(162)
Réévaluation des actifs financiers de dettes à la juste valeur par capitaux propres	452	(90)	362	288	74
Réévaluation des actifs financiers disponibles à la vente	642	(187)	455	453	2
Réévaluation des instruments dérivés de couverture	184	13	197	201	(4)
Sous-total des gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres recyclables	(1 309)	(264)	(1 573)	(1 483)	(90)
Écarts actuariels sur avantages postérieurs à l'emploi ⁽²⁾	(55)	16	(39)	(31)	(8)
Réévaluation du risque de crédit des passifs financiers désignés à la juste valeur par résultat ⁽¹⁾	(396)	101	(295)	(294)	(1)
Réévaluation des instruments de capitaux propres à la juste valeur par capitaux propres non recyclables	49	(3)	46	46	-
Sous-total des gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres non recyclables	(402)	114	(288)	(279)	(9)
TOTAL	(1 711)	(150)	(1 861)	(1 762)	(99)

	Variation 2019-2020				
	Brut	Impôt	Net d'impôt	dont	
				Net part du Groupe	Participations ne donnant pas le contrôle
(En M EUR)					
Écarts de conversion ⁽²⁾	(1 776)	3	(1 773)	(1 672)	(101)
Réévaluation des actifs financiers de dettes à la juste valeur par capitaux propres	247	(46)	201	152	49
Réévaluation des actifs financiers disponibles à la vente	117	(43)	74	70	4
Réévaluation des instruments dérivés de couverture	154	(9)	145	145	-
Sous-total des gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres recyclables	(1 258)	(95)	(1 353)	(1 305)	(48)
Écarts actuariels sur avantages postérieurs à l'emploi ⁽²⁾	(53)	18	(35)	(33)	(2)
Réévaluation du risque de crédit des passifs financiers désignés à la juste valeur par résultat ⁽¹⁾	(79)	20	(59)	(53)	(6)
Réévaluation des instruments de capitaux propres à la juste valeur par capitaux propres non recyclables	16	(1)	15	10	5
Sous-total des gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres non recyclables	(116)	37	(79)	(76)	(3)
TOTAL	(1 374)	(58)	(1 432)	(1 381)	(51)

ÉTATS FINANCIERS

6

NOTE 7 I NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS

	31.12.2019				
	Brut	Impôt	Net d'impôt	Net part du Groupe	Participations ne donnant pas le contrôle
(En M EUR)					
Écarts de conversion	(811)	(3)	(814)	(753)	(61)
Réévaluation des actifs financiers de dettes à la juste valeur par capitaux propres	205	(44)	161	136	25
Réévaluation des actifs financiers disponibles à la vente	525	(144)	381	383	(2)
Réévaluation des instruments dérivés de couverture	30	22	52	56	(4)
Sous-total des gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres recyclables	(51)	(169)	(220)	(178)	(42)
Écarts actuariels sur avantages postérieurs à l'emploi ⁽¹⁾	(2)	(2)	(4)	2	(6)
Réévaluation du risque de crédit des passifs financiers désignés à la juste valeur par résultat ⁽²⁾	(317)	81	(236)	(241)	5
Réévaluation des instruments de capitaux propres à la juste valeur par capitaux propres non recyclables	33	(2)	31	36	(5)
Sous-total des gains et pertes comptabilisés directement en capitaux propres non recyclables	(286)	77	(209)	(203)	(6)
TOTAL	(337)	(92)	(429)	(381)	(48)

(1) Le Groupe couvre partiellement les positions de change structurelles afin d'insensibiliser le ratio CET1 aux variations du cours des devises contre l'euro (cf. chapitre 4). La variation des écarts de conversion part du Groupe de -1 677 millions d'euros provient des positions de change structurelles non couvertes. Cette variation est liée principalement à l'appréciation de l'euro face au dollar américain pour -1 206 millions d'euros et au rouble russe pour -256 millions d'euros.

(2) Les gains et pertes présentés dans ces postes sont transférés à l'ouverture de l'exercice suivant dans la rubrique Réserves consolidées.

(3) Lors de la décomptabilisation d'un passif financier, les éventuels gains et pertes réalisés attribuables au risque de crédit propre du Groupe font l'objet d'un transfert dans la rubrique Réserves consolidées du Groupe à l'ouverture de l'exercice suivant.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 8

NOTE 8 AUTRES INFORMATIONS

NOTE 8.1 Information sectorielle

NOTE 8.1.1 DÉFINITION DE L'INFORMATION SECTORIELLE

Le Groupe est géré sur une base matricielle reflétant à la fois ses métiers et la répartition géographique de ses activités. Les informations sectorielles sont donc présentées sous ces deux niveaux.

Le Groupe inclut dans le résultat de chaque sous-pôle d'activités les produits et charges d'exploitation qui lui sont directement liés. Les produits de chaque sous-pôle à l'exception du Hors Pôles incluent également la rémunération des fonds propres qui leur sont alloués, cette rémunération étant définie par référence au taux estimé du placement des fonds propres. En contrepartie, la rémunération des fonds propres comptables du sous-pôle est réaffectée au Hors Pôles. Les transactions entre les différents sous-pôles s'effectuent à des termes et conditions identiques à ceux prévalant pour des clients extérieurs au Groupe.

Les pôles d'activités du Groupe sont gérés à travers trois piliers stratégiques :

- la Banque de détail en France qui regroupe les réseaux Société Générale, Crédit du Nord, et Boursorama ;
- la Banque de détail et Services Financiers Internationaux qui comprend :
 - la Banque de détail à l'International incluant les activités de crédit à la consommation,
 - les activités de Services Financiers Spécialisés aux Entreprises (location longue durée et gestion de flottes, financement de biens d'équipement professionnel),
 - les activités d'Assurances ;

- la Banque de Grande Clientèle et Solutions Investisseurs qui regroupe :

- les activités de Marché et Services aux Investisseurs,
- les activités de Financement et Conseil,
- la Gestion d'Actifs et Banque Privée.

À ces piliers stratégiques, s'ajoutent les activités Hors Pôles qui représentent notamment la fonction de centrale financière du Groupe. À ce titre, leur sont rattachés le coût de portage des titres des filiales et les produits de dividendes afférents, ainsi que les produits et charges issus de la gestion actif/passif et les résultats dégagés par les activités de gestion patrimoniale du Groupe (gestion de son portefeuille de participations industrielles et bancaires et de ses actifs immobiliers patrimoniaux). Les produits ou charges ne relevant pas directement de l'activité des pôles sont intégrés dans le résultat du Hors Pôles.

Les résultats sectoriels sont présentés en tenant compte de l'effet des transactions internes au Groupe tandis que les actifs et passifs sectoriels sont présentés après leur élimination.

Le taux d'impôt appliqué au résultat de chaque pôle d'activités est calculé sur la base d'un taux d'impôt normatif moyen fixé en début d'exercice en fonction des taux d'impôt de droit commun en vigueur dans chacun des pays où sont réalisés les résultats de chaque pôle d'activités. L'écart avec le taux d'impôt réel du Groupe est affecté au Hors Pôles.

Dans le cadre de l'information sectorielle par zone géographique, les produits et charges ainsi que les actifs et passifs sectoriels sont ventilés sur la base du lieu de comptabilisation de l'opération.

NOTE 8.12 INFORMATION SECTORIELLE PAR PÔLE ET SOUS-PÔLE

	2020										
	Banque de détail et Services Financiers Internationaux					Banque de Grande Clientèle et Solutions Investisseurs					
	Banque de détail en France	Banque de détail à l'international	Services Financiers Spécialisés aux Entreprises	Assurances	Total	Activités de Marché et Services aux Investisseurs	Financement et Conseil	Gestion d'Actifs et Banque Privée	Total	Hors Pôles ⁽²⁾	Total groupe Société Générale
(en M EUR)											
Produit net bancaire	7 315	4 902	1 735	887	7 524	4 164	2 546	903	7 613	(339)	22 113
Frais de gestion ⁽²⁾	(5 418)	(2 870)	(916)	(356)	(4 142)	(4 337)	(1 563)	(813)	(6 713)	(441)	(16 714)
Résultat brut d'exploitation	1 897	2 032	819	531	3 382	(173)	983	90	900	(780)	5 399
Coût du risque	(1 097)	(1 080)	(185)	-	(1 265)	(24)	(861)	(37)	(922)	(22)	(3 306)
Résultat d'exploitation	800	952	634	531	2 117	(197)	122	53	(22)	(802)	2 093
Quote-part du résultat net des sociétés mises en équivalence	(1)	-	-	-	-	4	-	-	4	-	3
Gains ou pertes nets sur autres actifs ⁽²⁾	158	4	11	-	15	11	(3)	(8)	-	(185)	(12)
Variation de valeur des écarts d'acquisition	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(684)	(684)
Résultat avant impôts	957	956	645	531	2 132	(182)	119	45	(18)	(1 671)	1 400
Impôts sur les bénéfices	(291)	(227)	(139)	(165)	(531)	40	69	(9)	100	(482)	(1 204)
Résultat net	666	729	506	366	1 601	(142)	188	36	82	(2 153)	196
Participations ne donnant pas le contrôle	-	198	96	3	297	23	-	2	25	132	454
Résultat net part du Groupe	666	531	410	363	1 304	(165)	188	34	57	(2 285)	(258)
Actifs sectoriels	256 211	123 697	38 932	169 239	331 868	566 614	124 114	34 661	725 389	148 484	1 461 952
Passifs sectoriels⁽²⁾	264 228	90 784	13 351	154 736	258 871	684 293	47 161	21 324	752 778	119 096	1 394 973

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 8

2019											
	Banque de détail et Services Financiers Internationaux					Banque de Grande Clientèle et Solutions Investisseurs					Total groupe Société Générale
	Banque de détail en France	Banque de détail à l'international ⁽¹⁾	Services Financiers Spécialisés aux Entreprises	Assurances	Total ⁽¹⁾	Activités de Marché et Services aux Investisseurs	Financement et Conseil	Gestion d'Actifs et Banque Privée	Total	Hors Pôles ⁽¹⁾	
(en M EUR)											
Produit net bancaire	7 746	5 592	1 872	909	8 373	5 210	2 547	947	8 704	(152)	24 671
Frais de gestion ⁽²⁾	(5 700)	(3 252)	(980)	(349)	(4 581)	(4 788)	(1 676)	(888)	(7 352)	(94)	(17 727)
Résultat brut d'exploitation	2 046	2 340	892	560	3 792	422	871	59	1 352	(246)	6 944
Coût du risque	(467)	(504)	(84)	-	(588)	(13)	(195)	2	(206)	(17)	(1 278)
Résultat d'exploitation	1 579	1 836	808	560	3 204	409	676	61	1 146	(263)	5 666
Quote-part du résultat net des sociétés mises en équivalence	8	11	1	-	12	4	(1)	-	3	(152)	(129)
Gains ou pertes nets sur autres actifs	58	3	-	-	3	4	-	2	6	(394)	(327)
Variation de valeur des écarts d'acquisition	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Résultat avant impôts	1 645	1 850	809	560	3 219	417	675	63	1 155	(809)	5 210
Impôts sur les bénéfices	(514)	(410)	(176)	(174)	(760)	(89)	(70)	(15)	(174)	184	(1 264)
Résultat net	1 131	1 440	633	386	2 459	328	605	48	981	(625)	3 946
Participations ne donnant pas le contrôle	-	394	107	3	504	20	-	3	23	171	698
Résultat net part du Groupe	1 131	1 046	526	383	1 955	308	605	45	958	(796)	3 248
Actifs sectoriels*	232 840	122 695	43 730	167 249	333 674	505 413	133 132	35 881	674 426	115 555	1 356 495
Passifs sectoriels*⁽³⁾	226 040	89 754	13 980	156 212	259 946	623 512	46 133	24 736	694 381	107 558	1 287 925

* Montants retraités, par rapport aux états financiers publiés au titre de l'exercice 2019, à la suite de la décision de l'NRS Interpretations Committee (IFRS IC) du 26 novembre 2019 relative à la norme IFRS 16 (cf. Note 1.2).

(1) Les produits ou charges, les actifs et les passifs ne relevant pas directement de l'activité des pôles sont intégrés dans le résultat et le bilan du Hors Pôles. Les frais de gestion incluent un produit lié à un ajustement des taxes d'exploitation pour 241 millions d'euros au deuxième trimestre 2019.

(2) Ces montants regroupent les Frais de personnel, les Autres frais administratifs et les Dotations aux amortissements et aux dépréciations des immobilisations incorporelles et corporelles.

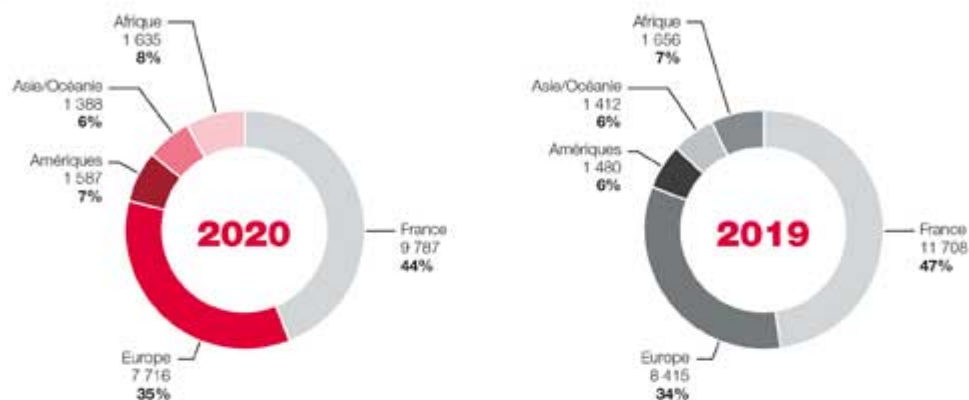
(3) Les passifs sectoriels correspondent aux dettes (total passif hors capitaux propres).

(4) En 2020 le poste « Gains ou pertes nets sur autres actifs » se compose principalement d'une plus-value de 153 millions d'euros relative aux cessions immobilières du Groupe enregistrée dans le piler de Banque de détail en France et d'une charge de - 169 millions d'euros correspondant à l'impact du programme de cessions des filiales présentée dans le piler Hors Pôles (cf. Note 2.1).

(5) En 2019 le piler Banque de détail et Services Financiers Internationaux inclut également - 34 millions d'euros de coûts de restructurations en frais de gestion (et - 11 millions d'euros de charge fiscale afférente) non réalloués aux métiers. Ces coûts sont agrégés dans le résultat sectoriel de la Banque de détail à l'international dont le résultat net part du Groupe de 2019 s'établit, hors ces coûts, à 1 069 millions d'euros.

NOTE 8.1.3 INFORMATION SECTORIELLE PAR ZONE GÉOGRAPHIQUE

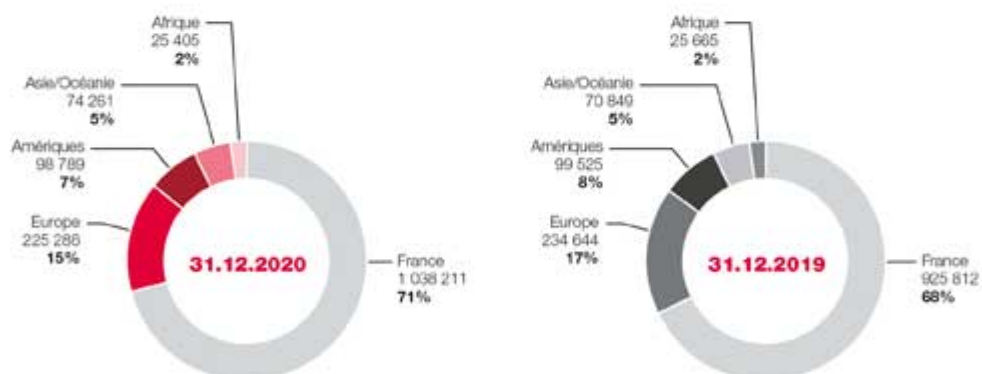
DÉCOMPOSITION DU PRODUIT NET BANCAIRE PAR ZONE GÉOGRAPHIQUE (EN M EUR)



Le produit net bancaire total est de 22 113 millions d'euros au 31 décembre 2020 et de 24 571 millions d'euros au 31 décembre 2019.

DÉCOMPOSITION DES AGRÉGATS BILANTIELS PAR ZONE GÉOGRAPHIQUE (EN M EUR)

ACTIFS



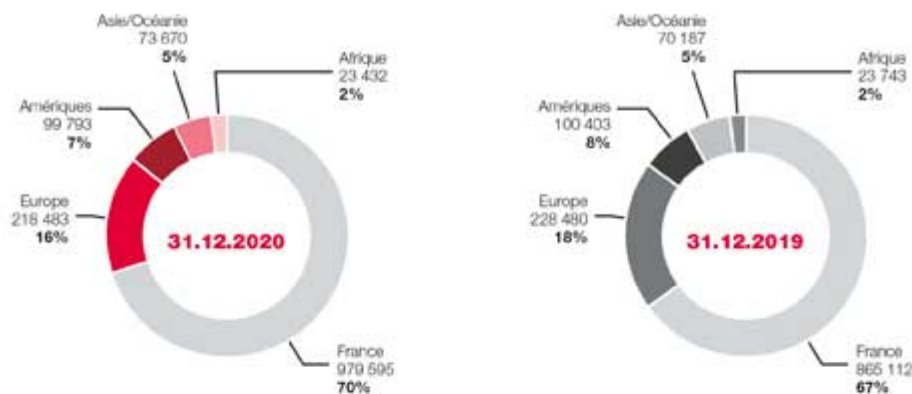
Le total des actifs est de 1 461 952 millions d'euros au 31 décembre 2020 et de 1 356 495 millions d'euros au 31 décembre 2019*.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 8

PASSIFS



Le total des passifs (hors capitaux propres) est de 1 394 973 millions d'euros au 31 décembre 2020 et de 1 287 925 millions d'euros au 31 décembre 2019*.

* Montants retraités, par rapport aux états financiers publiés au titre de l'exercice 2019, à la suite de la décision de l'IFRS Interpretations Committee (IFRSIC) du 26 novembre 2019 relative à la norme IFRS 16 (cf. Note 1.2).

NOTE 8.2 Autres frais administratifs

PRINCIPES COMPTABLES

Le Groupe enregistre les frais administratifs en charges en fonction de la nature des prestations auxquelles ils se rapportent et du rythme de consommation de ces prestations.

La rubrique Loyers inclut les charges de location immobilière et mobilière qui ne donnent pas lieu à la comptabilisation d'une dette locative et d'un droit d'utilisation (cf. Note 8.4).

La charge relative aux impôts, taxes et autres contributions est comptabilisée uniquement lorsque survient le fait générateur prévu par la législation. Si l'obligation de payer la taxe naît de la réalisation progressive d'une activité, la charge doit être comptabilisée au fur et à mesure sur la même période. Enfin, si l'obligation de payer est générée par l'atteinte d'un seuil, la charge n'est enregistrée que lorsque le seuil est atteint.

Les impôts, taxes et autres contributions incluent toutes les contributions prélevées par une autorité publique, à l'exception des impôts sur les bénéfices. Parmi ces contributions figurent notamment les cotisations versées au Fonds de Résolution Unique et au Fonds de Garantie des Dépôts et de Résolution, la taxe bancaire de risque systémique et les contributions pour frais de contrôle ACPR qui sont comptabilisées en résultat au 1^{er} janvier de l'exercice. La contribution sociale de solidarité des sociétés (C3S), calculée sur l'assiette des revenus de l'exercice précédent, est comptabilisée intégralement en résultat au 1^{er} janvier de l'exercice en cours.

La rubrique Autres comprend essentiellement les frais d'entretien et autres charges sur les immeubles, les frais de déplacement et missions, ainsi que les frais de publicité.

(En M€UR)	2020	2019
Loyers*	(307)	(308)
Impôts, taxes et autres contributions	(1 071)	(887)
Informatiques et télécom (hors loyers)	(2 087)	(2 328)
Honoraires et recours externes	(1 121)	(1 370)
Autres	(1 235)	(1 347)
TOTAL	(5 821)	(6 240)

* Montant retraité, par rapport aux états financiers publiés au titre de l'exercice 2019, à la suite de la décision de l'IFRS Interpretations Committee (IFRSIC) du 26 novembre 2019 relative à la norme IFRS 16 (cf. Note 1.2).

CONTRIBUTION AUX MÉCANISMES DE RÉOLUTION BANCAIRE

Le cadre réglementaire européen destiné à préserver la stabilité financière a été complété par la directive 2014/59/UE du 15 mai 2014 établissant un cadre pour le redressement et la résolution des établissements de crédit et des entreprises d'investissement (*Directive Bank Recovery and Resolution*).

Le règlement européen UE n° 806/2014 du 15 juillet 2014 a alors institué un dispositif de financement des mécanismes de résolution au sein de l'Union bancaire européenne sous la forme d'un Fonds de Résolution Unique (FRU). À ce dispositif s'ajoutent des Fonds de Résolution Nationaux (FRN) pour les établissements assujettis au mécanisme de résolution mais ne relevant pas du FRU.

Le FRU, mis en place en janvier 2016, est alimenté par des contributions annuelles des établissements assujettis du secteur bancaire européen. Sa dotation globale devra atteindre, d'ici fin 2023,

un montant d'au moins 1% des dépôts couverts de l'ensemble des établissements adhérents. Une fraction des contributions annuelles peut être acquittée sous forme d'engagements de paiement irrévocables.

Sur l'année 2020, les contributions du Groupe au FRU et aux FRN (Fonds de Résolution National) ont été effectuées :

- pour 85%, sous la forme d'une cotisation en espèces d'un montant de 470 millions d'euros, dont 435 millions au titre du FRU et 35 millions au titre des FRN, non déductible fiscalement en France et comptabilisée dans le compte de résultat dans les Autres frais administratifs sur la ligne Impôts et taxes et autres contributions ;
- pour 15%, sous la forme d'un engagement de paiement irrévocable sécurisé par le versement d'un dépôt de garantie en espèces pour un montant de 76 millions d'euros au titre du FRU, comptabilisé à l'actif du bilan parmi les Autres actifs.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 8

NOTE 8.3 Provisions

PRINCIPES COMPTABLES

Au passif du bilan, le poste Provisions regroupe les provisions sur instruments financiers, les provisions pour litiges et les provisions sur avantages du personnel.

SYNTHÈSE

(En M EUR)	Stock au 31.12.2019	Dotations	Reprises disponibles	Dotations nettes	Reprises utilisées	Change et autres	Stock au 31.12.2020
Provisions pour risque de crédit sur engagements hors bilan (cf. Note 3.8)	640	792	(487)	305	-	(17)	928
Provisions sur avantages du personnel (cf. Note 5.2)	2 416	365	(120)	245	(220)	140	2 581
Provisions sur engagements liés aux comptes et plans d'épargne logement	289	73	(6)	67	(1)	-	355
Autres provisions	1 042	150	(209)	(59)	(44)	(28)	911
TOTAL	4 387	1 380	(822)	558	(265)	95	4 775

NOTE 8.3.1. ENGAGEMENTS SUR LES CONTRATS D'ÉPARGNE-LOGEMENT

PRINCIPES COMPTABLES

Les comptes et les plans d'épargne-logement proposés en France à la clientèle de particuliers (personnes physiques) dans le cadre de la loi n° 65-554 du 10 juillet 1965 associent une phase de collecte de ressources sous forme d'épargne rémunérée et une phase d'emploi de ces ressources sous forme de prêts immobiliers, cette dernière phase étant réglementairement conditionnée, et dès lors indissociable, de la phase de collecte. Les dépôts ainsi collectés et les prêts accordés sont enregistrés au coût amorti.

Ces instruments génèrent pour le Groupe des engagements de deux natures : une obligation de prêter au client dans le futur à un taux déterminé fixé à l'ouverture du contrat et une obligation de rémunérer l'épargne dans le futur à un taux fixé à l'ouverture du contrat pour une durée indéterminée.

Les engagements aux conséquences défavorables pour le Groupe font l'objet de provisions présentées au passif du bilan et dont les variations sont enregistrées en marge d'intérêt au sein du produit net bancaire. Ces provisions ne sont relatives qu'aux seuls engagements liés aux comptes et plans d'épargne-logement existant à la date de calcul de la provision.

Les provisions sont calculées sur chaque génération de plans d'épargne-logement d'une part, sans compensation entre les engagements relatifs à des générations différentes de plans d'épargne-logement, et sur l'ensemble des comptes d'épargne-logement qui constituent une seule et même génération d'autre part.

Sur la phase d'épargne, les engagements provisionnables sont évalués par différence entre les encours d'épargne moyens attendus et les encours d'épargne minimums attendus, ces deux encours étant déterminés statistiquement en tenant compte des observations historiques des comportements effectifs des clients.

Sur la phase crédit, les engagements provisionnables incluent les encours de crédits déjà réalisés mais non encore échus à la date de clôture ainsi que les crédits futurs considérés comme statistiquement probables sur la base des encours de dépôts au bilan à la date de calcul d'une part et des observations historiques des comportements effectifs des clients d'autre part.

Une provision est constituée dès lors que les résultats futurs provisionnels actualisés sont négatifs pour une génération donnée. Ces résultats sont mesurés par référence aux taux offerts à la clientèle particulière pour des instruments d'épargne et de financement équivalents, en cohérence avec la durée de vie estimée des encours et leur date de mise en place.

ENCOURS DE DÉPÔTS COLLECTES AU TITRE DES COMPTES ET PLANS D'ÉPARGNE-LOGEMENT

(En M EUR)	31.12.2020	31.12.2019
Plans d'épargne-logement (PEL)	19 227	19 195
Ancienneté de moins de 4 ans	734	1 596
Ancienneté comprise entre 4 et 10 ans	11 511	11 581
Ancienneté de plus de 10 ans	6 982	6 018
Comptes épargne-logement (CEL)	1 404	1 333
TOTAL	20 631	20 528

ENCOURS DE CRÉDITS À L'HABITAT OCTROYÉS AU TITRE DES COMPTES ET PLANS D'ÉPARGNE-LOGEMENT

(En M EUR)	31.12.2020	31.12.2019
Ancienneté de moins de 4 ans	-	1
Ancienneté comprise entre 4 et 10 ans	7	13
Ancienneté de plus de 10 ans	9	12
TOTAL	16	26

PROVISIONS SUR ENGAGEMENTS LIÉS AUX COMPTES ET PLANS D'ÉPARGNE-LOGEMENT

(En M EUR)	31.12.2019	Dotations	Reprises	31.12.2020
Plans d'épargne-logement (PEL)	279	73	-	352
Ancienneté de moins de 4 ans	2	-	-	2
Ancienneté comprise entre 4 et 10 ans	31	1	-	32
Ancienneté de plus de 10 ans	246	72	-	318
Comptes épargne-logement (CEL)	10	-	(7)	3
TOTAL	289	73	(7)	355

Les taux d'intérêt longs (auxquels est sensible le niveau de provisionnement) étant faibles sur 2020, le provisionnement épargne-logement est principalement lié aux risques attachés à l'engagement de rémunérer les dépôts espèces. Le niveau de provisionnement se monte à 1,72% des encours totaux au 31 décembre 2020.

MODALITÉS DE DÉTERMINATION DES PARAMÈTRES D'ÉVALUATION DES PROVISIONS

Les paramètres d'estimation des comportements futurs des clients résultent d'observations historiques de longue période (plus de 10 ans). La valeur des paramètres ainsi déterminée peut être ajustée en cas de changement de réglementation dès lors que ce dernier peut

remettre en question la capacité prédictive des données passées pour déterminer les comportements futurs des clients.

Les valeurs des différents paramètres de marché utilisés, notamment les taux d'intérêt et les marges, sont déterminées à partir de données observables et représentent, à la date d'évaluation, la meilleure estimation retenue par Société Générale des niveaux futurs de ces éléments pour les périodes concernées, en cohérence avec la politique de gestion des risques de taux d'intérêt de la Banque de détail.

Les taux d'actualisation retenus sont déterminés à partir de la courbe des swaps zéro coupon contre Euribor à la date d'évaluation, moyennés sur une période de douze mois.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 8

NOTE 8.3.2 AUTRES PROVISIONS

Les autres provisions incluent notamment des provisions pour restructuration (hors frais de personnel), des provisions pour litiges, ainsi que des provisions pour reversement de fonds à venir dans le cadre d'opérations de financement pour la clientèle.

Le Groupe est soumis à un cadre juridique et réglementaire étendu dans les pays où il est présent. Dans ce contexte juridique complexe, le Groupe et certains de ses représentants, anciens et actuels, peuvent être impliqués dans diverses actions en justice, notamment des procédures civiles, administratives et pénales. La grande majorité de ces procédures s'inscrit dans le cadre de l'activité courante du Groupe. Ces dernières années, le nombre de litiges avec des investisseurs ainsi que le nombre de procédures réglementaires intentées contre des intermédiaires financiers comme les banques et les conseillers en investissement ont augmenté, en partie en raison d'un contexte financier difficile.

Il est par nature difficile de prévoir le dénouement des litiges, des procédures réglementaires et des actes impliquant les entités du Groupe, en particulier si ceux-ci sont initiés par diverses catégories de plaignants, si le montant des demandes de dommages-intérêts n'est pas précisé ou est indéterminé ou encore s'il s'agit d'une procédure sans précédent.

Lors de la préparation de ses états financiers, le Groupe procède à l'estimation des conséquences des procédures légales, réglementaires ou d'arbitrage dans lesquelles il est impliqué. Une provision est enregistrée lorsque des pertes liées à ces procédures deviennent probables et que leur montant peut être estimé de manière fiable.

Pour évaluer les probabilités de pertes et le montant de ces dernières, et ainsi déterminer le montant des provisions pour litiges à comptabiliser, le recours à des estimations est important. La Direction réalise ces estimations en exerçant son jugement et en prenant en considération toutes les informations disponibles à la date d'établissement des comptes. Le Groupe prend notamment en compte la nature du litige, les faits sous-jacents, les procédures en cours et les décisions de justice déjà intervenues, mais également son expérience et l'expérience d'autres entreprises confrontées à des cas similaires (sous réserve pour le Groupe d'en avoir connaissance), ainsi que, le cas échéant, l'avis et les rapports d'experts et de conseillers juridiques indépendants.

Le Groupe procède chaque trimestre à un examen détaillé des litiges en cours présentant un risque significatif. La description de ces litiges est présentée dans la Note 9 « Information sur les risques et litiges ».

PROJET DE RAPPROCHEMENT BANQUES DE DÉTAIL CRÉDIT DU NORD - BANQUE DE DÉTAIL FRANCE

Le Groupe a annoncé le 7 décembre 2020 un projet de rapprochement des deux réseaux bancaires Crédit du Nord et Société Générale pour constituer un nouvel ensemble (projet VISION 2025).

Au 31 décembre 2020, le lancement de ce projet n'a pas entraîné de modification dans la composition des Unités Génératrices de Trésorerie (cf. Note 2.2). Il n'a pas encore été détaillé et n'a pas été soumis à la consultation des partenaires sociaux ni à l'accord des autorités compétentes. En conséquence, aucune provision n'a été comptabilisée dans les états financiers au 31 décembre 2020 au titre de ce projet.

NOTE 8.4 Immobilisations corporelles et incorporelles**PRINCIPES COMPTABLES****Immobilisations corporelles et incorporelles**

Les immobilisations corporelles et incorporelles regroupent les immobilisations d'exploitation et immeubles de placement. Les biens mobiliers détenus dans le cadre d'opérations de location simple sont présentés parmi les immobilisations corporelles d'exploitation, tandis que les immeubles détenus en vue de leur location sont présentés parmi les immeubles de placement.

Les immobilisations corporelles et incorporelles sont inscrites à l'actif du bilan pour leur coût d'acquisition diminué des amortissements et des dépréciations.

Le coût d'acquisition des immobilisations inclut les coûts d'emprunts correspondant à la période de construction des immobilisations nécessitant une longue période de préparation, de même que les frais directement attribuables. Les subventions d'investissement reçues sont déduites du coût des actifs concernés. Les logiciels créés en interne sont inscrits à l'actif du bilan pour leur coût direct de développement.

Dès qu'elles sont en état d'être utilisées, les immobilisations sont amorties selon une approche par composants. Chaque composant est amorti sur sa propre durée d'utilité. Pour les immeubles d'exploitation, les durées d'amortissement des différents composants retenues par le Groupe sont comprises entre 10 et 50 ans. Concernant les autres immobilisations d'exploitation, les durées d'amortissement retenues ont été déterminées en fonction des durées d'utilité des biens considérés qui ont généralement été estimées entre 3 et 20 ans.

Le cas échéant, la valeur amortissable de chaque bien ou composant est diminuée de leur valeur résiduelle. En cas de baisse ou de hausse ultérieure de la valeur résiduelle initialement retenue, l'ajustement de la base amortissable vient modifier de manière prospective le plan d'amortissement de l'actif.

Les dotations aux amortissements sont portées au compte de résultat dans la rubrique Dotations aux amortissements et aux dépréciations des immobilisations incorporelles et corporelles.

Les immobilisations, regroupées par UGT, font l'objet de tests de dépréciation dès l'apparition d'indices de perte de valeur. Les dotations et reprises de dépréciation sont enregistrées en résultat sur la ligne Dotations aux amortissements et aux dépréciations des immobilisations incorporelles et corporelles.

Les plus ou moins-values de cession d'immobilisations d'exploitation sont enregistrées en Gains ou pertes nets sur autres actifs.

Les immeubles de placement sont amortis en appliquant une approche par composants. Chaque composant est amorti sur sa propre durée d'utilité comprise entre 10 et 50 ans.

Les résultats sur les actifs de location simple et les immeubles de placement y compris les dotations aux amortissements et aux dépréciations sont présentés dans les rubriques Produits des autres activités et Charges des autres activités (cf. Note 4.2).

Droits d'utilisation des biens pris en location par le Groupe**CONTRAT DE LOCATION****Définition d'un contrat de location**

Un contrat est un contrat de location, ou un contrat qui contient une composante locative, s'il confère au preneur le droit de contrôler l'utilisation d'un actif identifié pour une durée donnée moyennant une contrepartie :

- le contrôle de l'utilisation de l'actif loué suppose le droit d'obtenir la quasi-totalité des avantages économiques liés à son utilisation tout au long de la durée du contrat de location ainsi que la capacité pour le preneur de diriger l'utilisation de l'actif ;
- l'existence d'un actif identifié est notamment conditionnée par l'absence, pour le bailleur, de droits substantiels de substitution du bien loué, cette condition étant appréciée au regard des faits et circonstances existant au commencement du contrat. La faculté pour le bailleur de substituer librement le bien loué confère au contrat un caractère non-locatif, son objet étant alors la mise à disposition d'une capacité et non d'un actif ;
- l'actif identifié peut être constitué d'une portion physiquement distincte d'un actif plus large (comme par exemple un étage déterminé au sein d'un immeuble). En revanche, une partie de la capacité ou d'un bien qui n'est pas physiquement distincte ne constitue pas un actif identifié (comme par exemple la location de surfaces de travail partagées, ou co-working, au sein d'un ensemble sans localisation prédéfinie au sein de cet ensemble).

Distinction entre composantes locative et non locative

Un contrat peut porter sur la location d'un bien par le bailleur incluant la fourniture de services additionnels par celui-ci. Dans ce cas de figure, le preneur peut séparer les composantes locative et non locative du contrat et les traiter distinctement. Il doit alors répartir le loyer entre les deux natures de composantes sur la base de leur prix individuel (directement indiqué dans le contrat ou estimé en maximisant l'utilisation d'informations observables). À défaut pour le preneur de pouvoir séparer les composantes non locatives (ou services) des composantes locatives au sein d'un même contrat, le contrat est comptabilisé comme un contrat unique qualifié de location.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 8

DURÉE DU CONTRAT

Définition de la durée d'un contrat de location

La durée à retenir pour déterminer les loyers à actualiser correspond à la durée non résiliable du contrat de location ajustée pour tenir compte :

- des options de prolongation du contrat que le preneur est raisonnablement certain d'exercer ;
- des options de résiliation anticipée que le preneur est raisonnablement certain de ne pas exercer.



* Si le preneur est raisonnablement certain d'exercer l'option de renouvellement.

** Si le preneur est raisonnablement certain de ne pas exercer l'option de résiliation.

L'appréciation du caractère raisonnablement certain d'exercice ou de non-exercice des options de prolongation et des options de résiliation anticipée devra tenir compte de tous les faits et circonstances susceptibles de créer une incitation économique à exercer ou non ces options, et notamment :

- les conditions d'exercice de ces options (incluant l'appréciation du niveau des loyers en cas de prolongation ou du montant des pénalités éventuelles en cas de résiliation anticipée) ;
- les aménagements importants effectués dans les locaux loués (agencements spécifiques, tels une salle des coffres par exemple) ;
- les coûts associés à la résiliation du contrat (frais de négociation, frais de déménagement, frais de recherche d'un nouveau bien adapté aux besoins du preneur...) ;
- l'importance du bien loué pour le preneur compte tenu de sa nature spécifique, de sa localisation ou de la disponibilité de biens de substitution (notamment pour les agences situées dans des sites stratégiques d'un point de vue commercial compte tenu par exemple de leur accessibilité, de l'affluence attendue ou du prestige de la localisation) ;
- de l'historique des renouvellements de contrats similaires, mais aussi de la stratégie quant à l'utilisation à venir des biens (en fonction des perspectives de redéploiement ou de réaménagement d'un réseau commercial d'agences par exemple).

Lorsque le preneur et le bailleur ont chacun le droit de résilier le contrat de location sans accord préalable de l'autre partie et sans pénalité autre que négligeable, le contrat n'est plus exécutoire et il ne génère alors plus de dette locative.

En France, les baux immobiliers conclus pour la location des agences sont pour leur majorité des baux à 9 ans avec option de résiliation anticipée à 3 et 6 ans (baux dits « 3/6/9 ») ; à l'issue des 9 ans, à défaut de signature d'un nouveau contrat, le bail initial se poursuit par tacite prolongation. La durée retenue de cette prolongation est d'une durée de 5 ans. Cette durée de 5 ans peut être modifiée en fonction de la qualité de l'emplacement de l'agence, de la réalisation d'investissements majeurs, ou de la fermeture programmée d'un groupe d'agences identifiées.

Modification de la durée d'un contrat de location

La durée d'un contrat de location peut être modifiée, notamment en cas de changement de circonstances conduisant le preneur à réestimer l'exercice des options prévues au contrat ou en cas de survenance d'événements le contraignant à exercer (ou ne pas exercer) une option non prévue (ou prévue) au contrat.

Dans ce cas de figure, l'obligation locative doit être réévaluée pour refléter ces changements de durée en utilisant un taux d'actualisation révisé prenant en compte la durée résiduelle estimée du contrat.

TRAITEMENT COMPTABLE PAR LE GROUPE EN TANT QUE PRENEUR

En date de mise à disposition du bien loué, le Groupe doit enregistrer à son passif une dette locative et à son actif un droit d'utilisation du bien loué sauf en cas d'exemptions décrites ci-après.

Au compte de résultat, le preneur comptabilise une charge d'intérêts calculée sur la dette locative en intérêts et charges assimilées et une charge d'amortissement du droit d'utilisation en Dotations aux amortissements et aux dépréciations des immobilisations incorporelles et corporelles.

Les loyers payés viendront pour partie réduire la dette locative et pour partie rémunérer cette dette sous forme de charges d'intérêt.

Exemptions et exclusions

En application des exemptions proposées par la norme, le Groupe ne reconnaît ni dette locative ni droit d'utilisation associé pour les contrats d'une durée inférieure ou égale à un an (options de renouvellement incluses) ainsi que pour les contrats portant sur des biens ayant une faible valeur unitaire en appliquant le seuil d'exemption de 5 000 USD (seuil à apprécier au regard de la valeur unitaire à neuf de l'actif loué).

Montant des loyers

Les paiements à prendre en compte pour l'évaluation de la dette locative incluent les loyers fixes et les loyers variables basés sur un indice (indice des prix à la consommation ou indice du coût de la construction, par exemple), ainsi que, le cas échéant, les sommes que le preneur s'attend à payer au bailleur au titre de garanties de valeur résiduelle, d'option d'achat ou de pénalités de résiliation anticipée.

En revanche, sont exclus de l'évaluation de la dette locative les loyers variables dont l'indexation est fonction de l'utilisation du bien loué (indexation sur le chiffre d'affaires réalisé ou sur le kilométrage parcouru, par exemple). Cette part variable des loyers est enregistrée en résultat au fil du temps en fonction des fluctuations de l'indexation contractuelle.

Les loyers sont retenus sur la base de leur montant hors taxe sur la valeur ajoutée. Par ailleurs, dans le cas des baux immobiliers, les taxes d'habitation et taxes foncières refacturées par les bailleurs sont le plus souvent exclues des dettes locatives dans la mesure où leur montant est variable à la main des autorités publiques compétentes.

Comptabilisation d'une dette locative

Le montant initial de la dette locative est égal à la valeur actualisée des loyers qui seront à payer sur la durée de location.

Cette dette locative est ensuite évaluée au coût amorti en utilisant la méthode du taux d'intérêt effectif : chaque paiement de loyer sera ainsi enregistré pour partie en charges d'intérêts dans le compte de résultat et pour partie en réduction progressive de la dette locative au passif du bilan.

Le montant de la dette locative est susceptible d'être ultérieurement ajusté en cas de modification du contrat de location, de réestimation de la durée de location, ainsi que pour tenir compte des variations contractuelles des loyers liées à la variation d'indices ou de taux.

Le cas échéant, le preneur doit également reconnaître parmi ses passifs une provision pour couvrir les frais de remise en état du bien loué qui seront encourus à l'échéance du bail.

Comptabilisation d'un droit d'utilisation

En date de mise à disposition du bien loué, le preneur doit enregistrer à son actif un droit d'utilisation pour un montant égal à la valeur initiale de la dette locative augmentée, le cas échéant, des coûts directs initiaux (exemples : rédaction de bail notarié, droits d'enregistrements, frais de négociation, droit d'entrée, droit au bail, pas de porte...), des paiements d'avance et des coûts de remise en état.

Cet actif est ensuite amorti linéairement sur la durée de location retenue pour évaluer la dette locative.

Le montant de la valeur de l'actif est susceptible d'être ultérieurement ajusté en cas de modification du contrat de location, par symétrie avec le traitement de la dette locative.

Les droits d'utilisation sont présentés au bilan du preneur dans les lignes d'actifs immobilisés où sont enregistrés les biens de même nature détenus en pleine propriété. Lorsque les contrats de location prévoient le versement initial d'un droit au bail à l'ancien locataire des locaux, le montant de ce droit est traité comme une composante distincte du droit d'utilisation et est présenté dans la même rubrique que ce dernier.

Taux d'actualisation des loyers

Le Groupe utilise le taux marginal d'endettement des preneurs pour actualiser les loyers et déterminer ainsi le montant des dettes locatives. Pour les entités qui ont la capacité de se refinancer sur le marché local directement, le taux marginal d'endettement est déterminé au niveau de l'entité juridique preneuse et non au niveau du Groupe, en tenant compte des conditions d'emprunt et du risque de crédit propre de cette entité. Pour les entités qui se refinancent auprès du Groupe, le taux marginal d'endettement est déterminé au niveau du Groupe pour l'entité preneuse.

Les taux d'actualisation sont déterminés par devises et par pays d'implantation des entités preneuses, en fonction de la maturité estimée des contrats.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 8

TABLEAU DE VARIATION

(En M EUR)	31.12.2019	Augmentations / Dotations	Diminutions / Reprises	Autres mouvements	31.12.2020
Immobilisations incorporelles					
Valeurs brutes	7 240	722	(73)	(175)	7 714
Amortissements et dépréciations	(4 877)	(540)	44	143	(5 230)
Immobilisations corporelles d'exploitation (hors actifs de location simple)					
Valeurs brutes	11 441	548	(359)	(297)	11 333
Amortissements et dépréciations	(6 351)	(593)	181	178	(6 585)
Actifs de location simple des sociétés de Financements spécialisés					
Valeurs brutes	28 576	8 742	(6 596)	(1 970)	28 752
Amortissements et dépréciations	(7 527)	(3 971)	2 529	1 029	(7 940)
Immeubles de placement					
Valeurs brutes	33	1	(1)	-	33
Amortissements et dépréciations	(20)	(1)	-	-	(21)
Droits d'utilisation					
Valeurs brutes*	2 766	694	(949)	316	2 827
Amortissements et dépréciations*	(437)	(440)	111	(29)	(795)
TOTAL	30 844	5 162	(5 114)	(804)	30 088

* Montants retraités, par rapport aux états financiers publiés au titre de l'exercice 2019, à la suite de la décision de l'IFRS Interpretations Committee (IFRS IC) du 26 novembre 2019 relative à la norme IFRS 16 (cf. Note 1.2).

VENTILATION DES LOYERS MINIMAUX À RECEVOIR SUR LES ACTIFS DE LOCATION SIMPLE

(En M EUR)	31.12.2020	31.12.2019
Paiements à moins de cinq ans	23 745	20 206
<i>Paiements à moins d'un an</i>	5 366	
<i>Paiements d'un à deux ans</i>	5 949	
<i>Paiements de deux à trois ans</i>	6 971	
<i>Paiements de trois à quatre ans</i>	4 228	
<i>Paiements de quatre à cinq ans</i>	1 231	
Paiements à plus de cinq ans	107	120
TOTAL	23 852	20 326

En 2020, le Groupe a affiné la collecte des informations des loyers minimaux à recevoir sur les actifs de location simple. Les données comparatives 2019 sur une base annuelle pour les paiements à moins de cinq ans ne sont pas disponibles.

INFORMATIONS RELATIVES AUX CONTRATS DE LOCATION D'ACTIFS CORPORELS UTILISÉS PAR LE GROUPE

   	Locations d'immeubles L'essentiel des loyers (plus de 90%) concerne des baux immobiliers conclus pour la location de surfaces commerciales et d'immeubles de bureaux : - les surfaces commerciales sont des agences au sein des réseaux de banque de détail en France et à l'étranger. En France, ces contrats sont pour leur majorité des baux à 9 ans avec option de résiliation anticipée à 3 et 6 ans (baux dits « 3/6/9 ») ; à l'issue des 9 ans, à défaut de signature d'un nouveau contrat, le bail initial se poursuit par tacite prolongation ; - les immeubles de bureaux sont loués pour certains services rattachés au siège français du Groupe ou aux sièges locaux des principales filiales à l'étranger, ainsi que pour certaines implantations sur les principales places financières internationales : Londres, New York, Hong Kong... À l'étranger, la durée résiduelle des baux est généralement inférieure à 10 ans. Dans certains pays, tels que la Russie, les baux peuvent être annuels avec possibilité de tacite reconduction. Sur d'autres localisations, notamment à Londres et à New York, la durée des baux peut être longue et atteindre jusqu'à 25 ans.
	Locations de matériels Les autres loyers (moins de 10%) concernent essentiellement des locations de matériels informatiques et très marginalement des locations de véhicules.

TABLEAU RÉCAPITULATIF DES CHARGES SUR OPÉRATIONS DE LOCATION ET PRODUITS DE SOUS-LOCATION

(En M EUR)	31.12.2020			
	Immobilier	Matériel informatique	Autres	Total
Location	(480)	(45)	(8)	(537)
Charges d'intérêts sur opérations de location	(43)	(1)	(0)	(44)
Dotations aux amortissements des droits d'utilisation	(394)	(42)	(4)	(440)
Charges de loyers relatifs à des locations de courte durée	(35)	-	(3)	(38)
Charges de loyers relatifs à des locations d'actifs de faible valeur	(2)	(5)	(1)	(8)
Charges de loyers variables	(6)	(1)	-	(7)
Produits de sous-location	14	-	-	14

(En M EUR)	31.12.2019			
	Immobilier	Matériel informatique	Autres	Total
Location	(522)	(33)	(11)	(566)
Charges d'intérêts sur opérations de location	(43)	-	-	(43)
Dotations aux amortissements des droits d'utilisation*	(414)	(29)	(6)	(449)
Charges de loyers relatifs à des locations de courte durée*	(61)	-	(4)	(65)
Charges de loyers relatifs à des locations d'actifs de faible valeur	(3)	(4)	(1)	(8)
Charges de loyers variables	(1)	-	-	(1)
Produits de sous-location	16	-	-	16

* Montants retraités, par rapport aux états financiers publiés au titre de l'exercice 2019, à la suite de la décision de l'IFRS Interpretations Committee (IFRIC) du 26 novembre 2019 relative à la norme IFRS 16 (cf. Note 1.2).

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 8

NOTE 8.5 Détail du périmètre de consolidation

Pays		Activités	Méthode*	Pourcentage d'intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe	
				Au 31.12.2020	Au 31.12.2019	Au 31.12.2020	Au 31.12.2019
Afrique du Sud							
(1)	SG JOHANNESBURG	Banque	IG	100	100	100	100
Algérie							
	ALD AUTOMOTIVE ALGÉRIE SPA	Financements Spécialisés	IG	79,81	79,81	99,99	99,99
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE ALGÉRIE	Banque	IG	100	100	100	100
Allemagne							
	ALD AUTOLEASING D GMBH	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
	ALD INTERNATIONAL GMBH	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
	ALD INTERNATIONAL GROUP HOLDINGS GMBH	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
	ALD LEASE FINANZ GMBH	Financements Spécialisés	IG	100	100	100	100
	BANK DEUTSCHES KRAFTFAHRZEUGGEWERBE GMBH	Financements Spécialisés	IG	99,94	99,94	51	51
	BDK LEASING UND SERVICE GMBH	Financements Spécialisés	IG	100	100	100	100
	CAR PROFESSIONAL FUHRPARKMANAGEMENT UND BERATUNGSGESELLSCHAFT MBH & CO. KG	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
	CARPOOL GMBH	Société de Courtage	IG	79,82	79,82	100	100
	GEFA BANK GMBH	Financements Spécialisés	IG	100	100	100	100
	GEFA VERSICHERUNGSDIENST GMBH	Financements Spécialisés	MES	100	100	100	100
	HANSEATIC BANK GMBH & CO KG	Financements Spécialisés	IG	75	75	75	75
	HANSEATIC GESELLSCHAFT FÜR BANKBETEILIGUNGEN MBH	Société de Portefeuille	IG	75	75	100	100
	HSCE HANSEATIC SERVICE CENTER GMBH	Société de Service	IG	75	75	100	100
	INTERLEASING DELLO HAMBURG G.M.B.H.	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
(1)	LYXOR INTERNATIONAL ASSET MANAGEMENT GERMANY	Société Financière	IG	100	100	100	100
	RED & BLACK AUTO GERMANY 4 UG (HAFTUNGSBESCHRANKT)	Société Financière	IG	100	100	100	100
	RED & BLACK AUTO GERMANY 5 UG (HAFTUNGSBESCHRANKT)	Financements Spécialisés	IG	100	100	100	100
	RED & BLACK AUTO GERMANY 6 UG	Société Financière	IG	100	100	100	100
(6)	RED & BLACK AUTO GERMANY N°7	Société Financière	IG	100	0	100	0
	SG EQUIPMENT FINANCE GMBH	Financements Spécialisés	IG	100	100	100	100
(1)	SG FRANCFORT	Banque	IG	100	100	100	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE EFFETEN GMBH	Société Financière	IG	100	100	100	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE SECURITIES SERVICES GMBH	Financements Spécialisés	IG	100	100	100	100

ÉTATS FINANCIERS

6

NOTE 8 | NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS

Pays		Activités	Méthode*	Pourcentage d'intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe	
				Au 31.12.2020	Au 31.12.2019	Au 31.12.2020	Au 31.12.2019
Allemagne	(1) SOGECAP DEUTSCHE NIEDERLASSUNG	Assurance	IG	100	100	100	100
	(1) SOGESSUR DEUTSCHE NIEDERLASSUNG	Assurance	IG	100	100	100	100
Australie							
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE SECURITIES AUSTRALIA PTY LTD.	Société de Courtage	IG	100	100	100	100
	(1) SOCIÉTÉ GÉNÉRALE SYDNEY BRANCH	Banque	IG	100	100	100	100
Autriche							
	ALD AUTOMOTIVE FUHRPARKMANAGEMENT UND LEASING GMBH	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
	(1) SG VIENNE	Banque	IG	100	100	100	100
Belgique							
	AXUS FINANCE SRL	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
	AXUS SA/NV	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
	BASTION EUROPEAN INVESTMENTS S.A.	Société Financière	IG	60,74	60,74	100	100
	PARCOURS BELGIUM	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
	(1) SG BRUXELLES	Banque	IG	100	100	100	100
	(1) SG EQUIPMENT FINANCE BENELUX B.V. BELGIAN BRANCH	Financements Spécialisés	IG	100	100	100	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE IMMOBEL	Société Financière	IG	100	100	100	100
Bénin							
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE BENIN	Banque	IG	93,43	93,43	94,1	94,1
Bermudes							
	CATALYST RE INTERNATIONAL LTD.	Assurance	IG	100	100	100	100
Bésil							
	ALD AUTOMOTIVE S.A.	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
	(6) ALD CORRETORA DE SEGUROS LTDA	Financements Spécialisés	IG	79,82	0	100	0
	BANCO SOCIÉTÉ GÉNÉRALE BRASIL S.A.	Banque	IG	100	100	100	100
	SG EQUIPMENT FINANCE S.A. ARRENDAMENTO MERCANTIL	Financements Spécialisés	IG	100	100	100	100
Burkina Faso							
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE BURKINA FASO	Banque	IG	51,27	51,27	52,61	52,61
Caimans, Îles							
	AEGIS HOLDINGS (OFFSHORE) LTD.	Société Financière	IG	100	100	100	100
	(2) SOCIÉTÉ GÉNÉRALE (NORTH PACIFIC) LTD.	Banque	IG	0	100	0	100
Cameroun							
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE CAMEROUN	Banque	IG	58,08	58,08	58,08	58,08

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 8

Pays		Activités	Méthode*	Pourcentage d'Intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe	
				Au 31.12.2020	Au 31.12.2019	Au 31.12.2020	Au 31.12.2019
Canada							
	SG CONSTELLATION CANADA LTD.	Financements Spécialisés	IG	100	100	100	100
(1)	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE (CANADA BRANCH)	Banque	IG	100	100	100	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE (CANADA)	Banque	IG	100	100	100	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE CAPITAL CANADA INC.	Société de Courtage	IG	100	100	100	100
Chine							
(4)	ALD FORTUNE AUTO LEASING & RENTING SHANGHAI CO. LTD.	Financements Spécialisés	MEI	0	39,91	0	50
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE (CHINA) LIMITED	Banque	IG	100	100	100	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE LEASING AND RENTING CO. LTD.	Financements Spécialisés	IG	100	100	100	100
Congo							
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE CONGO	Banque	IG	93,47	93,47	93,47	93,47
Corée du Sud							
	SG SECURITIES KOREA CO. LTD.	Société de Courtage	IG	100	100	100	100
(1)	SG SEOUL	Banque	IG	100	100	100	100
Côte d'Ivoire							
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE CAPITAL SECURITIES WEST AFRICA	Société de Portefeuille	IG	71,25	71,25	99,98	99,98
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE CÔTE D'IVOIRE	Banque	IG	73,25	73,25	73,25	73,25
Croatie							
	ALD AUTOMOTIVE D.O.O. ZA OPERATIVNI I FINANCIJSKI LEASING	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
	ALD FLEET SERVICES D.O.O. ZA TRGOVINU I USLUGE	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
Curaçao							
	SGA SOCIÉTÉ GÉNÉRALE ACCEPTANCE N.V.	Société Financière	IG	100	100	100	100
Danemark							
	ALD AUTOMOTIVE A/S	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
	NF FLEET A/S	Financements Spécialisés	IG	63,85	63,85	80	80
(1)(4)	SG FINANS AS DANISH BRANCH	Financements Spécialisés	IG	0	100	0	100
Émirats Arabes Unis							
(1)	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE DUBAI	Banque	IG	100	100	100	100
Espagne							
	ALD AUTOMOTIVE S.A.U.	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
	ALTURA MARKETS, SOCIEDAD DE VALORES, SA	Société de Courtage	MEP	50	50	50	50
(1)	GENEFIM SUCURSAL EN ESPANA	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100	100
	REFLEX ALQUILER FLEXIBLE DE VEHICULOS	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
	SG EQUIPMENT FINANCE IBERIA, E.F.C. S.A.	Financements Spécialisés	IG	100	100	100	100

ÉTATS FINANCIERS

6

NOTE 8 | NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS

Pays		Activités	Méthode*	Pourcentage d'Intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe		
				Au 31.12.2020	Au 31.12.2019	Au 31.12.2020	Au 31.12.2019	
Espagne		SOCGEN FINANCIACIONES IBERIA, S.L.	Banque	IG	100	100	100	100
		SOCGEN INVERSIONES FINANCIERAS SA	Société Financière	IG	100	100	100	100
	(1)	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE SUCCURSAL EN ESPAÑA	Banque	IG	100	100	100	100
		SODEPROM	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100	100
Estonie								
		ALD AUTOMOTIVE EESTI AS	Financements Spécialisés	IG	59,87	59,87	75,01	75,01
États-Unis d'Amérique								
		AEGIS HOLDINGS (ONSHORE) INC.	Société Financière	IG	100	100	100	100
	(2)	CGI NORTH AMERICA INC.	Financements Spécialisés	IG	0	99,78	0	100
		LYXOR ASSET MANAGEMENT HOLDING CORP.	Société de Portefeuille	IG	100	100	100	100
		LYXOR ASSET MANAGEMENT INC.	Société Financière	IG	100	100	100	100
		SG AMERICAS EQUITIES CORP.	Société Financière	IG	100	100	100	100
		SG AMERICAS OPERATIONAL SERVICES, LLC	Société de Service	IG	100	100	100	100
		SG AMERICAS SECURITIES HOLDINGS, LLC	Banque	IG	100	100	100	100
		SG AMERICAS SECURITIES, LLC	Société de Courtage	IG	100	100	100	100
		SG AMERICAS, INC.	Société Financière	IG	100	100	100	100
		SG CONSTELLATION, INC.	Société Financière	IG	100	100	100	100
		SG EQUIPMENT FINANCE USA CORP.	Financements Spécialisés	IG	100	100	100	100
		SG MORTGAGE FINANCE CORP.	Société Financière	IG	100	100	100	100
		SG MORTGAGE SECURITIES, LLC	Société de Portefeuille	IG	100	100	100	100
		SG STRUCTURED PRODUCTS, INC.	Financements Spécialisés	IG	100	100	100	100
		SGIH, INC.	Société Financière	IG	100	100	100	100
	(2)	SGF FINANCE NORTH AMERICA INC.	Financements Spécialisés	IG	0	50,94	0	100
	(1)	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE (NEW YORK)	Banque	IG	100	100	100	100
		SOCIÉTÉ GÉNÉRALE FINANCIAL CORPORATION	Société Financière	IG	100	100	100	100
		SOCIÉTÉ GÉNÉRALE INVESTMENT CORPORATION	Société Financière	IG	100	100	100	100
		SOCIÉTÉ GÉNÉRALE LIQUIDITY FUNDING, LLC	Société Financière	IG	100	100	100	100
Finlande								
		AXUS FINLAND OY	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
		NF FLEET OY	Financements Spécialisés	IG	63,85	63,85	80	80

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 8

Pays		Activités	Méthode*	Pourcentage d'Intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe	
				Au 31.12.2020	Au 31.12.2019	Au 31.12.2020	Au 31.12.2019
France							
	29 HAUSSMANN ÉQUILIBRE	Société de Portefeuille	IG	87,1	87,1	87,1	87,1
	29 HAUSSMANN EURO RDT	Société de Portefeuille	IG	58,1	58,1	58,1	58,1
(6)	29 HAUSSMANN SÉLECTION EUROPE - K	Société Financière	IG	45,23	0	45,23	0
	29 HAUSSMANN SÉLECTION MONDE	Société de Portefeuille	IG	68,7	68,7	68,7	68,7
	AIR BAIL	Financements Spécialisés	IG	100	100	100	100
	AIX - BORD DU LAC - 3	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	50	50	50	50
	AIX - BORD DU LAC - 4	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	50	50	50	50
	ALD	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	79,82	79,82
	ALD AUTOMOTIVE RUSSIE SAS	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
	ALFORTVILLE BAIGNADE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	40	40	40	40
	AMPERIM	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	50	50	50	50
(6)	AMUNDI CRÉDIT EURO - P	Société Financière	IG	57,43	0	57,43	0
	ANNEMASSE-ILOT BERNARD	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	80	40	80	40
	ANTALIS SA	Société Financière	IG	100	100	100	100
	ANTARES	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	45	45	45	45
	ANTARIUS	Assurance	IG	100	100	100	100
	ARTISTIK	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	30	30	30	30
	AVIVA INVESTORS RESERVE EUROPE	Société Financière	IG	69,35	69,35	69,35	69,35
	BANQUE COURTOIS	Banque	IG	100	100	100	100
	BANQUE FRANÇAISE COMMERCIALE OCÉAN INDIEN	Banque	IG	50	50	50	50
	BANQUE KOLB	Banque	IG	99,97	99,97	99,97	99,97
	BANQUE LAYDERNIER	Banque	IG	100	100	100	100
	BANQUE NIJGER	Banque	IG	100	100	100	100
	BANQUE POUYANNE	Banque	MEI	35	35	35	35
	BANQUE RHÔNE ALPES	Banque	IG	99,99	99,99	99,99	99,99
	BANQUE TARNEAUD	Banque	IG	100	100	100	100

ÉTATS FINANCIERS

6

NOTE 8 | NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS

Pays	Activités	Méthode*	Pourcentage d'intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe		
			Au 31.12.2020	Au 31.12.2019	Au 31.12.2020	Au 31.12.2019	
France	BAUME LOUBIERE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	40	40	40	40
	BERLIOZ	Assurance	IG	84,05	84,05	84,05	84,05
	BOURSORAMA INVESTISSEMENT	Société de Service	IG	100	100	100	100
	BOURSORAMA SA	Société de Courtage	IG	100	100	100	100
	BREMANY LEASE SAS	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
	CARBURAUTO	Immobilier d'exploitation	MEP	50	50	50	50
	CARRERA	Immobilier d'exploitation	MEP	50	50	50	50
	CENTRE IMMO PROMOTION	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	60	60	60	60
	CHARTREUX LOT A1	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100	100
	CHEMIN DES COMBES	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100	100
	COMPAGNIE FINANCIÈRE DE BOURBON	Financements Spécialisés	IG	99,99	99,99	100	100
	COMPAGNIE FONCIÈRE DE LA MEDITERRANÉE (CFM)	Immobilier d'exploitation	IG	100	100	100	100
	COMPAGNIE GÉNÉRALE DE LOCATION D'ÉQUIPEMENTS	Financements Spécialisés	IG	99,89	99,89	99,89	99,89
	CONTE	Immobilier d'exploitation	MEP	50	50	50	50
	CRÉDIT DU NORD	Banque	IG	100	100	100	100
	DARWIN DIVERSIFIE 0-20	Société de Portefeuille	IG	89,94	89,94	89,94	89,94
	DARWIN DIVERSIFIE 40-60	Société de Portefeuille	IG	79,78	79,78	79,78	79,78
	DARWIN DIVERSIFIE 60-100	Société de Portefeuille	IG	78,34	78,34	78,34	78,34
	(5) DESCARTES TRADING	Société Financière	IG	0	100	0	100
	DISPONIS	Financements Spécialisés	IG	99,99	99,99	100	100
	ESNI - COMPARTIMENT SG-CREDIT CLAIMS -1	Société Financière	IG	100	100	100	100
	ÉTOILE CAPITAL	Société Financière	IG	100	100	100	100
	ÉTOILE CLIQUET 90	Société Financière	IG	73,52	73,52	73,52	73,52
	ÉTOILE MULTI GESTION EUROPE-C	Assurance	IG	51,59	51,59	51,59	51,59
	ÉTOILE VALEURS MOYENNES-C	Assurance	IG	61,09	61,09	61,09	61,09
	F.E.P. INVESTISSEMENTS	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	80	80	100	100
	FCC ALBATROS	Société de Portefeuille	IG	100	100	51	51

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 8

Pays	Activités	Méthode*	Pourcentage d'Intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe	
			Au 31.12.2020	Au 31.12.2019	Au 31.12.2020	Au 31.12.2019
France	FEEDER LYX E ST50 D5	Société de Portefeuille	IG	100	100	100
	FEEDER LYX E ST50 D6	Société de Portefeuille	IG	100	100	100
	FEEDER LYXOR CAC 40	Société Financière	IG	99,77	99,77	99,77
	FEEDER LYXOR CAC40 D2-EUR	Société de Portefeuille	IG	100	100	100
	FEEDER LYXOR EURO STOXX 50 - D9	Société Financière	IG	99,98	99,98	99,98
	(3) FEEDER LYXOR STOXX 50	Société Financière	IG	0	100	0
	FENWICK LEASE	Financements Spécialisés	IG	99,99	99,99	100
	(5) FINANCIÈRE PARCOURS	Financements Spécialisés	IG	0	79,82	0
	FINANCIÈRE UC	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100
	FINASSURANCE SNC	Assurance	IG	98,89	98,89	99
	FRANFINANCE	Financements Spécialisés	IG	99,99	99,99	99,99
	FRANFINANCE LOCATION	Financements Spécialisés	IG	99,99	99,99	100
	GALYBET	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100
	GENEBANQUE	Banque	IG	100	100	100
	GENECAL FRANCE	Financements Spécialisés	IG	100	100	100
	GENECAR - SOCIÉTÉ GÉNÉRALE DE COURTAGE D'ASSURANCE ET DE REASSURANCE	Assurance	IG	100	100	100
	GENECOMI FRANCE	Financements Spécialisés	IG	99,64	99,64	99,64
	GENEFIM	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100
	GENEFINANCE	Société de Portefeuille	IG	100	100	100
	GENEGIS I	Immobilier d'exploitation	IG	100	100	100
	GENEGIS II	Immobilier d'exploitation	IG	100	100	100
	GENEPIERRE	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	49,49	49,49	49,49
	GENEVALMY	Immobilier d'exploitation	IG	100	100	100
	ILOT AB	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	80	40	80

ÉTATS FINANCIERS

6

NOTE 8 | NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS

Pays		Activités	Méthode*	Pourcentage d'intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe	
				Au 31.12.2020	Au 31.12.2019	Au 31.12.2020	Au 31.12.2019
France	(2) IMAPRIM AMÉNAGEMENT	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	0	70	0	70
	IMMOBILIÈRE PROMEX	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	35	35	35	35
	INVESTIR IMMOBILIER NORMANDIE	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100	100
	INVESTISSEMENT 81	Société Financière	IG	100	100	100	100
	JSJ PROMOTION	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	45	45	45	45
	KOLB INVESTISSEMENT	Société Financière	IG	100	100	100	100
	LA CORBEILLERIE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	24	24	40	40
	LA FONCIÈRE DE LA DÉFENSE	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	99,99	99,99	100	100
	LES ALLÉES DE L'EUROPE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	34	34	34	34
	LES CÈDRES BLEUS	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	40	40	40	40
	LES JARDINS D'ALHAMBRA	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	35	35	35	35
	LES JARDINS DE L'ALCAZAR	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	30	30	30	30
	LES MÉSANGES	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	55	55	55	55
	LES TROIS LUCS 13012	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	90,89	100	100
	LES VILLAS VINCENTI	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	30	30	30	30
	L'HESPEL	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	30	30	30	30
	LOTISSEMENT DES FLEURS	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	30	30	30	30

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 8

Pays	Activités	Méthode*	Pourcentage d'Intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe		
			Au 31.12.2020	Au 31.12.2019	Au 31.12.2020	Au 31.12.2019	
France	LYON LA FABRIC	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	50	50	50	50
	LYXOR ASSET MANAGEMENT	Société Financière	IG	100	100	100	100
	LYXOR GL OVERLAY F	Société de Portefeuille	IG	87,27	87,27	87,27	87,27
	LYXOR INTERMEDIATION	Société de Courtage	IG	100	100	100	100
	LYXOR INTERNATIONAL ASSET MANAGEMENT	Société Financière	IG	100	100	100	100
	LYXOR SKYFALL FUND	Assurance	IG	88,98	88,98	88,98	88,98
	MÉDITERRANÉE GRAND ARC	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	50	43	50	50
	NORBAIL IMMOBILIER	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100	100
	NORBAIL SOFERGIE	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100	100
	NORMANDIE RÉALISATIONS	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100	100
	ONYX	Immobilier d'exploitation	MEP	50	50	50	50
	OPCI SOGECAPIMMO	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100	100
	OPERA 72	Immobilier d'exploitation	IG	99,99	99,99	100	100
	ORADEA VIE	Assurance	IG	100	100	100	100
	ORPAVIMOB	Financements Spécialisés	IG	100	100	100	100
	PACTIMO	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	86	100	86
	PARCOURS	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
	PARCOURS ANNECY	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
	PARCOURS BORDEAUX	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
	PARCOURS IMMOBILIER	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
	PARCOURS NANTES	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
	PARCOURS STRASBOURG	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
	PARCOURS TOURS	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100

Pays	Activités	Méthode*	Pourcentage d'intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe	
			Au 31.12.2020	Au 31.12.2019	Au 31.12.2020	Au 31.12.2019
France	PAREL	Société de Service	IG	100	100	100
	PHILIPS MEDICAL CAPITAL FRANCE	Financements Spécialisés	IG	60	60	60
	(6) PIERRE PATRIMOINE	Société Financière	IG	100	0	100
	PRAGMA	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	86	100
	PRIORIS	Financements Spécialisés	IG	94,89	94,89	95
	PROGEREAL SA	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	25,01	25,01	25,01
	PROJECTIM	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	60	60	60
	RED & BLACK CONSUMER FRANCE 2013	Société Financière	IG	100	100	100
	RED & BLACK HOME LOANS FRANCE 1	Société Financière	IG	100	100	100
	RIVAPRIM	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100
	RIVAPRIM RÉALISATIONS	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100
	S.C.I. DU DOMAINE DE STONEHAM	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	50	50	50
	SAGEMCOM LEASE	Financements Spécialisés	IG	99,99	99,99	100
	(2) SAINT CLAIR	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	0	50	0
	SAINTE-MARTHE ILOT C	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	40	40	40
	SAINTE-MARTHE ILOT D	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	40	40	40
	SAINT-MARTIN 3	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	50	50	50
	(8) SARL CS T2 - KERIADENIN	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	32,5	32,5	32,5
	SARL D'AMÉNAGEMENT DU MARTINET	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	50	43	50

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 8

Pays	Activités	Méthode*	Pourcentage d'Intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe	
			Au 31.12.2020	Au 31.12.2019	Au 31.12.2020	Au 31.12.2019
France	SARL DE LA CÔTE D'OPALE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	35	35	35
	SARL DE LA VECQUERIE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	32,5	32,5	32,5
	(2) SARL EKO BOUAYE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	0	35	0
	SARL SEINE CLICHY	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100
	SAS AMIENS - AVENUE DU GÉNÉRAL FOY	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	80	80	100
	(6) SAS BF3 NOGENT THIERS	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	20	0	20
	(6) SAS BONDUES - CŒUR DE BOURG	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	20	0	25
	SAS COPRIM RÉSIDENCES	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100
	SAS ÉCULLY SO'IN	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	75	75	75
	SAS FOCH SULLY	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	90	90	90
	(2) SAS LOIRE ATLANTIQUE TERTIAIRE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	0	50	0
	SAS MÉRIGNAC OASIS URBAINE	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	90	90	90
	SAS MS FRANCE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	40	40	40
	SAS NOAHO AMÉNAGEMENT	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100
	SAS NORMANDIE HABITAT	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100
	SAS NORMANDIE RÉSIDENCES	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100

ÉTATS FINANCIERS

6

NOTE 8 | NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS

Pays	Activités	Méthode*	Pourcentage d'intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe	
			Au 31.12.2020	Au 31.12.2019	Au 31.12.2020	Au 31.12.2019
France	SAS NOYALIS	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	28	28	28
	SAS ODESSA DÉVELOPPEMENT	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	49	49	49
	SAS PARNASSE	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100
	(6) SAS PAYSAGES	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	51	0	51
	SAS PROJECTIM IMMOBILIER	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	80	80	100
	SAS RESIDENCIAL	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	68,4	68,4	68,4
	SAS ROANNE LA TRILOGIE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	41	41	41
	(6) SAS SCÈNES DE VIE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	50	0	50
	(6) SAS SOAX PROMOTION	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	51	0	51
	SAS SOGEBROWN POISSY	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	50	50	50
	SAS SOGEMYS.J	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	51	51	51
	SAS SOGEPROM TERTIAIRE	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100
	SAS SOJEPRIM	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	80	80	100
	SAS TIR À L'ARC AMÉNAGEMENT	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	40	40	50
	SAS TOUR D2	Société Foncière et de Financement Immobilier	AC	50	50	50
	SAS ZAC DU TRIANGLE	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	51	51	51

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 8

Pays		Activités	Méthode*	Pourcentage d'intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe	
				Au 31.12.2020	Au 31.12.2019	Au 31.12.2020	Au 31.12.2019
France	(5) SC ALICANTE 2000	Immobilier d'exploitation	IG	0	100	0	100
	(5) SC CHASSAGNE 2000	Immobilier d'exploitation	IG	0	100	0	100
	SCCV 282 MONTOLIVET 12	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	60	51,6	60	60
	(2) SCCV 3 CHÂTEAUX	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	0	43	0	50
	SCCV ALFORTVILLE MANDELA	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	49	49	49	49
	(6) SCCV BAC GALLIENI	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	51	0	51	0
	SCCV BAHIA	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	51	51	51	51
	SCCV BOIS-GUILLAUME PARC DE HALLEY	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	50	50	50	50
	SCCV BRON CARAVELLE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	50	50	50	50
	SCCV CAEN CASERNE MARTIN	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100	100
	SCCV CAEN PANORAMIK	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	40	40	40	40
	(6) SCCV CANNES JOURDAN	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	50	0	50	0
	SCCV CHARTREUX LOT C	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	50	50	50	50
	SCCV CHARTREUX LOT E	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100	100
	SCCV CHARTREUX LOTS B-D	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100	100
	SCCV CITY SQUARE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	35	35	35	35
	SCCV CLICHY BRC	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	50	50	50	50

ÉTATS FINANCIERS

6

NOTE 8 | NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS

Pays		Activités	Méthode*	Pourcentage d'intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe	
				Au 31.12.2020	Au 31.12.2019	Au 31.12.2020	Au 31.12.2019
France	(6) SCCV COMPIÈGNE - RUE DE L'ÉPARGNE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	35	0	35	0
	(2) SCCV COURS CLEMENCEAU	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	0	28	0	28
	SCCV CUGNAUX-LEO LAGRANGE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	50	43	50	50
	(2) SCCV EKO GREEN CITY	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	0	35	0	35
	(2) SCCV EKO PARK OCEAN	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	0	32,5	0	32,5
	SCCV EPRON - ZAC L'ORÉE DU GOLF	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	70	70	70	70
	SCCV ESPACES DE DEMAIN	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	50	50	50	50
	SCCV ETERVILLE ROUTE D'AUNAY	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	50	50	50	50
	SCCV EURONANTES 1E	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	50	50	50	50
	SCCV FAVERGES	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	80	100	80
	(2) SCCV GAO	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	0	32,5	0	32,5
	SCCV GIGNAC MOUSSELINE	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	70	60,2	70	70
	SCCV GIVORS ROBICHON	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	85	50	85	50
	SCCV HÉROUVILLE ÎLOT A2	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	33,33	33,33	33,33	33,33
	SCCV HOUSE PARK	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	35	35	35	35
	SCCV JA LE HAVRE 22 COTY	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	40	40	40	40

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 8

Pays	Activités	Méthode*	Pourcentage d'intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe	
			Au 31.12.2020	Au 31.12.2019	Au 31.12.2020	Au 31.12.2019
France	SCCV JDA OUISTREHAM	Société Foncière et de Financement Immobilier	50	50	50	50
	SCCV KYMA MÉRIGNAC	Société Foncière et de Financement Immobilier	30	30	30	30
	(6) SCCV LA BAULE - LES JARDINS D'ESCOUBLAC	Société Foncière et de Financement Immobilier	25	0	25	0
	SCCV LA MADELEINE SAINT-CHARLES	Société Foncière et de Financement Immobilier	40	40	50	50
	SCCV LA PORTE DU CANAL	Société Foncière et de Financement Immobilier	50	50	50	50
	SCCV LACASSAGNE BRICKS	Société Foncière et de Financement Immobilier	49	49	49	49
	SCCV LE BOUSCAT CARRE SOLARIS	Société Foncière et de Financement Immobilier	25	25	25	25
	(2) SCCV LE COURTIL	Société Foncière et de Financement Immobilier	0	35	0	35
	(2) SCCV LE TEICH CŒUR DE VILLE	Société Foncière et de Financement Immobilier	0	30	0	30
	SCCV LES ÉCRIVAINS	Société Foncière et de Financement Immobilier	70	70	70	70
	SCCV LES PATIOS D'OR DE FLEURY LES AUBRAIS	Société Foncière et de Financement Immobilier	64	64	80	80
	SCCV LES SUCRES	Société Foncière et de Financement Immobilier	50	50	50	50
	SCCV LESQUIN PARC	Société Foncière et de Financement Immobilier	40	40	50	50
	SCCV LILLE - JEAN MACE	Société Foncière et de Financement Immobilier	26,72	26,72	33,4	33,4
	SCCV LOOS GAMBETTA	Société Foncière et de Financement Immobilier	35	35	35	35
	SCCV MARCQ PROJECTIM	Société Foncière et de Financement Immobilier	64	64	80	80

ÉTATS FINANCIERS

6

NOTE 8 | NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS

Pays		Activités	Méthode*	Pourcentage d'intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe	
				Au 31.12.2020	Au 31.12.2019	Au 31.12.2020	Au 31.12.2019
France	(6) SCCV MARQUETTE CALMETTE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	40	0	50	0
	SCCV MEHUL	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	70	60,2	70	70
	SCCV MERIGNAC 53-55 AVENUE LEON BLUM	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	30	30	30	30
	SCCV MONROC - LOT 3	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	50	43	50	50
	(6) SCCV MONS ÉQUATION	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	40	0	50	0
	SCCV MONTREUIL ACACIA	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	80	80	80	80
	SCCV NATUREO	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	30	30	30	30
	SCCV NICE ARENAS	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100	100
	SCCV NOISY BOISSIERE	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	51	51	51	51
	SCCV PARIS ALBERT	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	50	50	50	50
	SCCV PARK OCEAN II	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	35	35	35	35
	SCCV PRADES BLEU HORIZON	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	50	43	50	50
	SCCV QUAI DE SEINE A ALFORTVILLE	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	51	51	51	51
	(6) SCCV QUAI NEUF BORDEAUX	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	35	0	35	0
	SCCV ROMAINVILLE DUMAS	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	70	70	70	70
	SCCV ROUEN 27 ANGLAIS	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100	100

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 8

Pays		Activités	Méthode*	Pourcentage d'Intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe		
				Au 31.12.2020	Au 31.12.2019	Au 31.12.2020	Au 31.12.2019	
France		SCCV ROUSSET - LOT 03	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	70	60,2	70	70
	(6)	SCCV SAINT JUST DAUDET	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	80	0	80	0
		SCCV SAY	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	35	35	35	35
		SCCV SENGHOR	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	35	35	35	35
		SCCV SENSORIUM BUREAUX	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	40	40	50	50
		SCCV SENSORIUM LOGEMENT	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	40	40	50	50
		SCCV SOGAB ILE DE FRANCE	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	80	80	80	80
		SCCV SOGAB ROMAINVILLE	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	80	80	80	80
		SCCV SOGEPROM LYON HABITAT	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100	100
		SCCV SWING RIVE GAUCHE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	50	43	50	50
		SCCV TALENCE PUR	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	95	95	95	95
		SCCV TASSIN - 190 CDG	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	35	35	35	35
		SCCV VERNAISON - RAZAT	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	50	50	50	50
		SCCV VILLA CHANZY	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	40	40	40	40
		SCCV VILLENAVE D'ORNON GARDEN VO	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	25	25	25	25
	(6)	SCCV VILLENEUVE D'ASCQ-RUE DES TECHNIQUES	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	40	0	50	0

ÉTATS FINANCIERS

6

NOTE 8 | NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS

Pays	Activités	Méthode*	Pourcentage d'intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe	
			Au 31.12.2020	Au 31.12.2019	Au 31.12.2020	Au 31.12.2019
France	SCCVILLEURBANNE TEMPO	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100
	SCI 1134, AVENUE DE L'EUROPE A CASTELNAU-LE-LEZ	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	50	43	50
	SCI 637 ROUTE DE FRANS	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	30	30	30
	SCI AQPRIM PROMOTION	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	79,8	79,8	50
	SCI ASC LA BERGEONNERIE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	42	42	50
	SCI AVARICUM	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	99	99	99
	SCI BOBIGNY HÔTEL DE VILLE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	35	35	35
	SCI BORDEAUX-20-26 RUE DU COMMERCE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	30	30	30
	SCI CENTRE IMMO PROMOTION RÉSIDENCES	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	80	80	100
	SCI CHELLES AULNOY MENDES FRANCE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	50	50	50
	(2) SCI DREUX LA ROTULE NORD	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	0	80	0
	SCI DU 84 RUE DU BAC	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	50	50	50
	SCI DU PARC SAINT-ÉTIENNE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	40	40	40
	SCI ÉTAMPES NOTRE-DAME	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	50	50	50
	(5) SCI EUROPARC ST MARTIN DU TOUCH 2002	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	0	100	0
	SCI HEGEL PROJECTIM	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	68	68	85

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 8

Pays	Activités	Méthode*	Pourcentage d'Intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe	
			Au 31.12.2020	Au 31.12.2019	Au 31.12.2020	Au 31.12.2019
France	SCI LA MANTILLA COMMERCE	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	93	100
	SCI LA MARQUEILLE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	50	50	50
	SCI L'ACTUEL	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	30	30	30
	SCI LAVOISIER	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	80	80	80
	SCI LE DOMAINE DU PLESSIS	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	20	20	20
	SCI LE HAMEAU DES GRANDS PRES	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	40	40	40
	SCI LE MANOIR DE JEREMY	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	40	40	40
	(2) SCI LE PARC DE BORDEROUGE	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	0	60	0
	SCI LES BAIGNOTS	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	40	40	40
	SCI LES CASTELLINES	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	30	30	30
	SCI LES JARDINS DE LA BOURBRE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	40	40	40
	SCI LES JARDINS D'IRIS	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	60	60	60
	SCI LES JARDINS DU BLAVET	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	40	40	40
	SCI LES PORTES DU LEMAN	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	70	70	70
	(2) SCI LES RÉSIDENCES GENEVOISES	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	0	90	0
	SCI LIEUSAINTE RUE DE PARIS	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	50	50	50

ÉTATS FINANCIERS

6

NOTE 8 | NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS

Pays	Activités	Méthode*	Pourcentage d'intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe	
			Au 31.12.2020	Au 31.12.2019	Au 31.12.2020	Au 31.12.2019
France	SCI LINAS CŒUR DE VILLE 1	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	70	70	70
	SCI LOCMINE- LAMENNAIS	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	30	30	30
	SCI L'ORÉE DES LACS	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	70	70	70
	SCI MONTPELLIER JACQUES CŒUR	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	50	43	50
	SCI PROJECTIM HABITAT	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	80	80	100
	SCI PROJECTIM MARCQ CŒUR DE VILLE	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	48	48	60
	SCI PRONY	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	50	50	50
	SCI QUINTEFEUILLE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	30	30	30
	SCI QUINTESSANCE-VALESCURE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	50	50	50
	SCI RÉSIDENCE DU DONJON	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	40	40	40
	SCI RHIN ET MOSELLE 1	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100
	SCI RHIN ET MOSELLE 2	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100
	SCI RIVAPRIM HABITAT	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100
	SCI RIVAPRIM RÉSIDENCES	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100
	SCI RSS INVESTIMMO COTE BASQUE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	20	20	20
	(2) SCI SAINT JEAN	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	0	40	0

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 8

Pays	Activités	Méthode*	Pourcentage d'Intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe	
			Au 31.12.2020	Au 31.12.2019	Au 31.12.2020	Au 31.12.2019
France	SCI SAINT OVEN L'AUMÔNE - L'OISE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	38	38	38
	SCI SAINT-DENIS WILSON	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	60	60	60
	SCI SCS IMMOBILIER D'ENTREPRISES	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	52,8	52,8	66
	SCI SOGECIP	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	80	80	100
	SCI SOGECTIM	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	80	80	100
	SCI SOGEPROM LYON RÉSIDENCES	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100
	(2) SCI STRASBOURG ÉTOILE THUMENAU	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	0	35	0
	(2) SCI STRASBOURG ROUTE DE WASSELONNE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	0	35	0
	SCI TERRES NOUVELLES FRANCILIENNES	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	80	80	80
	SCI TOULOUSE CENTREDA 3	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100
	SCI VELRI	Immobilier d'exploitation	MEP	50	50	50
	SCI VILLA ÉMILIE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	35	35	35
	SCI VITAL BOUHOT 16-22 NEUILLY SUR SEINE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	40	40	40
	SEFIA	Financements Spécialisés	IG	99,89	99,89	100
	SERVIPAR	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100
	SG 29 HAUSSMANN	Société Financière	IG	100	100	100
	SG ACTIONS EURO	Assurance	IG	47,75	47,75	47,75
	SG ACTIONS EURO SELECTION	Société Financière	IG	40,05	40,05	40,05
	SG ACTIONS EURO VALUE-C	Assurance	IG	64,94	64,94	64,94
	SG ACTIONS FRANCE	Société de Portefeuille	IG	38,14	38,14	38,14

ÉTATS FINANCIERS

6

NOTE 8 | NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS

Pays	Activités	Méthode*	Pourcentage d'intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe	
			Au 31.12.2020	Au 31.12.2019	Au 31.12.2020	Au 31.12.2019
France	SG ACTIONS LUXE-C	Assurance	IG	84,25	84,25	84,25
	SG ACTIONS MONDE ÉMERGENT	Assurance	IG	60,05	60,05	60,05
	SG ACTIONS US	Société de Portefeuille	IG	65,06	65,06	65,06
	SG ACTIONS US TECHNO	Assurance	IG	85,08	85,08	85,08
	SG CAPITAL DÉVELOPPEMENT	Société de Portefeuille	IG	100	100	100
	SG FINANCIAL SERVICES HOLDING	Société de Portefeuille	IG	100	100	100
	SG FLEXIBLE	Société de Portefeuille	IG	92,48	92,48	92,48
	SG LYXOR GOVERNMENT BOND FUND	Société de Portefeuille	IG	100	100	100
	SG LYXOR LCR FUND	Société de Portefeuille	IG	100	100	100
	(3) SG MONE TRÉSO-E	Assurance	IG	0	98,62	0
	(3) SG MONÉTAIRE PLUS E	Société Financière	IG	0	58,93	0
	SG OBLIG ETAT EURO-R	Assurance	IG	79,94	79,94	79,94
	SG OBLIGATIONS	Assurance	IG	82,92	82,92	82,92
	SG OPCIMMO	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	97,95	97,95	97,95
	SG OPTION EUROPE	Société de Courtage	IG	100	100	100
	SG VALOR ALPHA ACTIONS FRANCE	Société Financière	IG	72,77	72,77	72,77
	SGB FINANCE S.A.	Financements Spécialisés	IG	50,94	50,94	51
	SGEF SA	Financements Spécialisés	IG	100	100	100
	SGI 10-16 VILLE L'ÉVÊQUE	Assurance	IG	100	100	100
	SGI 1-5 ASTORG	Assurance	IG	100	100	100
	SGI HOLDING SIS	Immobilier d'exploitation	IG	100	100	100
	SGI PACIFIC	Assurance	IG	86,17	86,17	89,53
	SNC CŒUR BEME MONPLAISIR	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	30	30	30
	SNC COPRIM RÉSIDENCES	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100
	SNC D'AMÉNAGEMENT FORUM SEINE ISSY LES MOULINEAUX	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	33,33	33,33	33,33
	SNC ISSY FORUM 11	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	33,33	33,33	33,33
	SNC NEUVILLY ILE DE LA JATTE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	40	40	40

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 8

Pays	Activités	Méthode*	Pourcentage d'intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe	
			Au 31.12.2020	Au 31.12.2019	Au 31.12.2020	Au 31.12.2019
France	SNC PROMOSEINE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	33,33	33,33	33,33
	SOCIÉTÉ « LES PINSONS »	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	50	50	50
	SOCIÉTÉ ANONYME DE CRÉDIT À L'INDUSTRIE FRANÇAISE (CALIF)	Banque	IG	100	100	100
	SOCIÉTÉ CIVILE IMMOBILIÈRE CAP THALASSA	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	45	45	45
	SOCIÉTÉ CIVILE IMMOBILIÈRE CAP VEYRE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	50	50	50
	SOCIÉTÉ CIVILE IMMOBILIÈRE DE DIANE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	30	30	30
	SOCIÉTÉ CIVILE IMMOBILIÈRE DE PIERLAS	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	28	28	28
	SOCIÉTÉ CIVILE IMMOBILIÈRE DES COMBEAUX DE TIGERY	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	99,99	99,99	100
	SOCIÉTÉ CIVILE IMMOBILIÈRE DOMAINE DURANDY	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	25	25	25
	SOCIÉTÉ CIVILE IMMOBILIÈRE ERICA	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	30	30	30
	SOCIÉTÉ CIVILE IMMOBILIÈRE ESTEREL TANNERON	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	30	30	30
	SOCIÉTÉ CIVILE IMMOBILIÈRE FONTENAY - ESTIENNES D'ORVES	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	50	50	50
	SOCIÉTÉ CIVILE IMMOBILIÈRE GAMBETTA DÉFENSE V	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	20	20	20
	SOCIÉTÉ CIVILE IMMOBILIÈRE LE BOTERO	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	30	30	30
	SOCIÉTÉ CIVILE IMMOBILIÈRE LES HAUTS DE L'ESTAQUE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	35	35	35
	SOCIÉTÉ CIVILE IMMOBILIÈRE LES HAUTS DE SEPTÈMES	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	25	25	25

ÉTATS FINANCIERS

6

NOTE 8 | NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS

Pays	Activités	Méthode*	Pourcentage d'intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe	
			Au 31.12.2020	Au 31.12.2019	Au 31.12.2020	Au 31.12.2019
France	SOCIÉTÉ CIVILE IMMOBILIÈRE MIRECRAU	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	35	35	35
	SOCIÉTÉ CIVILE IMMOBILIÈRE NAXOU	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100
	SOCIÉTÉ CIVILE IMMOBILIÈRE TOULDI	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100
	SOCIÉTÉ CIVILE IMMOBILIÈRE VERT COTEAU	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	35	35	35
	SOCIÉTÉ DE BOURSE GILBERT DUPONT	Société Financière	IG	100	100	100
	SOCIÉTÉ DE LA RUE EDOUARD VII	Société de Portefeuille	IG	99,91	99,91	99,91
	SOCIÉTÉ DES TERRAINS ET IMMEUBLES PARISIENS (STIP)	Immobilier d'exploitation	IG	99,98	99,98	100
	SOCIÉTÉ DU PARC D'ACTIVITÉ DE LA VALENTINE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	30	30	30
	SOCIÉTÉ EN NOM COLLECTIF PARNASSE	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100
	SOCIÉTÉ FINANCIÈRE D'ANALYSE ET DE GESTION	Société Financière	IG	100	100	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE	Banque	IG	100	100	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE CAPITAL FINANCE	Société de Portefeuille	IG	100	100	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE CAPITAL PARTENAIRES	Société de Portefeuille	IG	100	100	100
	(4) SOCIÉTÉ GÉNÉRALE DE BANQUE AUX ANTILLES	Banque	IG	0	100	0
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE FACTORING	Financements Spécialisés	IG	100	100	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE PARTICIPATIONS INDUSTRIELLES	Société de Portefeuille	IG	100	100	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE POUR LE DÉVELOPPEMENT DES OPÉRATIONS DE CRÉDIT-BAIL IMMOBILIER « SOGEBAIL »	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE REAL ESTATE	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE SCF	Société Financière	IG	100	100	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE SECURITIES SERVICES HOLDING	Société de Portefeuille	IG	100	100	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE SFH	Financements Spécialisés	IG	100	100	100
	SOCIÉTÉ IMMOBILIÈRE DU 29 BOULEVARD HAUSSMANN	Immobilier d'exploitation	IG	100	100	100

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 8

Pays	Activités	Méthode*	Pourcentage d'intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe	
			Au 31.12.2020	Au 31.12.2019	Au 31.12.2020	Au 31.12.2019
France	SOCIÉTÉ IMMOBILIÈRE URBI ET ORBI	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100
	SOCIÉTÉ MARSEILLAISE DE CRÉDIT	Banque	IG	100	100	100
	SOGÉ BEAUJOIRE	Immobilier d'exploitation	IG	99,99	99,99	100
	SOGÉ PERIVAL I	Immobilier d'exploitation	IG	100	100	100
	SOGÉ PERIVAL II	Immobilier d'exploitation	IG	100	100	100
	SOGÉ PERIVAL III	Immobilier d'exploitation	IG	100	100	100
	SOGÉ PERIVAL IV	Immobilier d'exploitation	IG	100	100	100
	SOGEACT.SELEC.MON.	Société de Portefeuille	IG	99,78	99,78	99,78
	SOGECAMPUS	Immobilier d'exploitation	IG	100	100	100
	SOGECAP	Assurance	IG	100	100	100
	SOGECAP - DIVERSIFIED LOANS FUND	Financements Spécialisés	IG	100	100	100
	SOGECAP DIVERSIFIE 1	Société de Portefeuille	IG	100	100	100
	SOGECAP EQUITY OVERLAY (FEEDER)	Assurance	IG	100	100	100
	SOGECAP LONG TERME N°1	Société Financière	IG	100	100	100
	SOGECAPIMMO 2	Assurance	IG	89,39	89,39	90,84
	SOGEFIM HOLDING	Société de Portefeuille	IG	100	100	100
	SOGEFIMUR	Financements Spécialisés	IG	100	100	100
	SOGEFINANCEMENT	Financements Spécialisés	IG	100	100	100
	SOGEFINERG SG POUR LE FINANCEMENT DES INVESTISSEMENTS ÉCONOMISANT L'ÉNERGIE	Financements Spécialisés	IG	100	100	100
	SOGEFONTENAY	Immobilier d'exploitation	IG	100	100	100
	SOGELEASÉ FRANCE	Financements Spécialisés	IG	100	100	100
	SOGEMARCHE	Immobilier d'exploitation	IG	100	100	100
	SOGEPARTICIPATIONS	Société de Portefeuille	IG	100	100	100
	(6) SOGÉPIERRE	Société Financière	IG	100	0	0
	SOGEPROM	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100
	SOGEPROM ALPES	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100

ÉTATS FINANCIERS

6

NOTE 8 | NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS

Pays	Activités	Méthode*	Pourcentage d'intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe	
			Au 31.12.2020	Au 31.12.2019	Au 31.12.2020	Au 31.12.2019
France	SOGEPROM ALPES HABITAT	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100
	SOGEPROM CENTRE-VAL DE LOIRE	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100
	SOGEPROM CVL SERVICES	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100
	SOGEPROM ENTREPRISES	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100
	SOGEPROM HABITAT	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100
	SOGEPROM LYON	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100
	SOGEPROM PARTENAIRES	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100
	SOGEPROM RÉSIDENCES	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100
	SOGEPROM SERVICES	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100
	SOGEPROM SUD RÉALISATIONS	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	90,9	100
	SOGESSUR	Assurance	IG	100	100	100
	SOGEVIMMO	Immobilier d'exploitation	IG	85,55	85,55	85,55
	ST BARNABE 13004	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	50	43	50
	STAR LEASE	Financements Spécialisés	IG	100	100	100
	(8) STRACE	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	20	20	20
	TEMSYS	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100
	URBANISME ET COMMERCE PROMOTION	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100
	VALMINVEST	Immobilier d'exploitation	IG	100	100	100

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 8

Pays	Activités	Méthode*	Pourcentage d'Intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe	
			Au 31.12.2020	Au 31.12.2019	Au 31.12.2020	Au 31.12.2019
France	VG PROMOTION	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	35	35	35
	(6) VIENNE BON ACCUEIL	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEP	50	0	50
	VILLA D'ARMONT	Société Foncière et de Financement Immobilier	MEI	40	40	40
Ghana						
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE GHANA LIMITED	Banque	IG	60,22	60,22	60,22
Gibraltar						
	HAMBROS (GIBRALTAR NOMINEES) LIMITED	Société de Service	IG	100	100	100
	SG KLEINWORT HAMBROS BANK (GIBRALTAR) LIMITED	Banque	IG	100	100	100
Grèce						
	ALD AUTOMOTIVE S.A. LEASE OF CARS	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100
Guinée						
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE GUINÉE	Banque	IG	57,94	57,94	57,94
Guinée Équatoriale						
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE DE BANQUES EN GUINÉE ÉQUATORIALE	Banque	IG	52,44	52,44	57,23
Hong Kong						
	SG ASSET FINANCE (HONG KONG) LIMITED	Société de Courtage	IG	100	100	100
	SG CORPORATE FINANCE (ASIA PACIFIC) LIMITED	Société Financière	IG	100	100	100
	SG CORPORATE FINANCE (HONG KONG) LIMITED	Société Financière	IG	100	100	100
	SG FINANCE (ASIA PACIFIC) LIMITED	Société Financière	IG	100	100	100
	SG FINANCE (HONG KONG) LIMITED	Société Financière	IG	100	100	100
(1)	SG HONG KONG	Banque	IG	100	100	100
(6)	SG LEASING (HONG KONG) LIMITED	Société Financière	IG	100	0	100
	SG SECURITIES (HK) LIMITED	Société de Courtage	IG	100	100	100
(8)	SG SECURITIES (HK) NOMINEES LTD	Société de Courtage	IG	100	100	100
	SG SECURITIES ASIA INTERNATIONAL HOLDINGS LIMITED	Société de Courtage	IG	100	100	100
(1)(6)	SGL ASIA HK	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	0	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE ASIA LTD	Société Financière	IG	100	100	100
	TH INVESTMENTS (HONG KONG) 1 LIMITED	Société Financière	IG	100	100	100

ÉTATS FINANCIERS

6

NOTE 8 I NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS

Pays		Activités	Méthode*	Pourcentage d'intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe	
				Au 31.12.2020	Au 31.12.2019	Au 31.12.2020	Au 31.12.2019
Hong Kong	(8)	TH INVESTMENTS (HONG KONG) 2 LIMITED	Société Financière	IG	100	100	100
		TH INVESTMENTS (HONG KONG) 5 LIMITED	Société Financière	IG	100	100	100
Hongrie							
		ALD AUTOMOTIVE MAGYARORSZAG AUTOPARK-KEZELO ES FINANSZIROZO KORLATOLT FELELOSSEGU TARSASAG	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100
Île de Jersey							
		ELMFORD LIMITED	Société de Service	IG	100	100	100
		HANOM I LIMITED	Société Financière	IG	100	100	100
		HANOM II LIMITED	Société Financière	IG	100	100	100
		HANOM III LIMITED	Société Financière	IG	100	100	100
		J D CORPORATE SERVICES LIMITED	Société de Service	IG	100	100	100
		KLEINWORT BENSON CUSTODIAN SERVICES LIMITED	Banque	IG	100	100	100
	(7)	LYXOR MASTER FUND	Société Financière	IG	100	100	100
		NEWMED TRUSTEES LIMITED	Société Financière	IG	100	100	100
		SG HAMBROS (FOUNDATIONS) LIMITED	Société Financière	IG	100	100	100
		SG HAMBROS NOMINEES (JERSEY) LIMITED	Société Financière	IG	100	100	100
		SG KLEINWORT HAMBROS BANK (CI) LIMITED	Banque	IG	100	100	100
		SG KLEINWORT HAMBROS CORPORATE SERVICES (CI) LIMITED	Société de Portefeuille	IG	100	100	100
		SG KLEINWORT HAMBROS TRUST COMPANY (CI) LIMITED	Société Financière	IG	100	100	100
		SGKH TRUSTEES (CI) LIMITED	Société de Service	IG	100	100	100
	(3)	SOLENTIS INVESTMENT SOLUTIONS PCC	Société Financière	IG	0	100	0
Île de Man							
		KBBIM LIMITED	Banque	IG	50	50	50
		KBTIM LIMITED	Banque	IG	100	100	100
Île de Guernesey							
		ARAMIS II SECURITIES CO, LTD	Société Financière	IG	100	100	100
		CDS INTERNATIONAL LIMITED	Société de Service	IG	100	100	100
		GRANGE NOMINEES LIMITED	Banque	IG	100	100	100
		GUERNSEY FINANCIAL ADVISORY SERVICES LIMITED	Banque	IG	100	100	100
		GUERNSEY NOMINEES LIMITED	Banque	IG	100	100	100

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 8

Pays	Activités	Méthode*	Pourcentage d'intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe		
			Au 31.12.2020	Au 31.12.2019	Au 31.12.2020	Au 31.12.2019	
Île de Guernesey							
	HAMBROS (GUERNSEY NOMINEES) LTD	Société de Service	IG	100	100	100	100
	HTG LIMITED	Société de Service	IG	100	100	100	100
	K.B. (C.I.) NOMINEES LIMITED	Banque	IG	100	100	100	100
	KLEINWORT BENSON INTERNATIONAL TRUSTEES LIMITED	Banque	IG	100	100	100	100
	MISON NOMINEES LIMITED	Banque	IG	100	100	100	100
(1)	SG HAMBROS BANK (CHANNEL ISLANDS) LTD GUERNSEY BRANCH	Banque	IG	100	100	100	100
Îles Vierges britanniques							
(2)	TSG HOLDINGS LTD	Société de Service	IG	0	100	0	100
(2)	TSG MANAGEMENT LTD	Société de Service	IG	0	100	0	100
(2)	TSG SERVICES LTD	Société de Service	IG	0	100	0	100
Inde							
	ALD AUTOMOTIVE PRIVATE LIMITED	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
(1)	SG MUMBAI	Banque	IG	100	100	100	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE GLOBAL SOLUTION CENTRE	Société de Service	IG	100	100	100	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE SECURITIES INDIA PRIVATE LIMITED	Société de Courtage	IG	100	100	100	100
Irlande							
	ALD RE DESIGNATED ACTIVITY COMPANY	Assurance	IG	79,82	79,82	100	100
	IRIS II SPV DESIGNATED ACTIVITY COMPANY	Société Financière	IG	100	100	100	100
(6)	IRIS SPV PLC SERIES SOGECAP	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	0	100	0
	MERRION FLEET FINANCE LIMITED	Société Financière	IG	79,82	79,82	100	100
	MERRION FLEET MANAGEMENT LIMITED	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
(6)	NB SOG EMER EUR - I	Société Financière	IG	100	0	100	0
(1)	SG DUBLIN	Banque	IG	100	100	100	100
	SG KLEINWORT HAMBROS PRIVATE INVESTMENT OFFICE SERVICES LIMITED	Banque	IG	100	100	100	100
	SGBT FINANCE IRELAND DESIGNATED ACTIVITY COMPANY	Financements Spécialisés	IG	100	100	100	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE HEDGING DESIGNATED ACTIVITY COMPANY	Société Financière	IG	100	100	100	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE SECURITIES SERVICES (IRELAND) LTD	Société Financière	IG	100	100	100	100
Italie							
	ALD AUTOMOTIVE ITALIA S.R.L.	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100

ÉTATS FINANCIERS

6

NOTE 8 | NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS

Pays		Activités	Méthode*	Pourcentage d'intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe	
				Au 31.12.2020	Au 31.12.2019	Au 31.12.2020	Au 31.12.2019
Italie	FIDITALIA S.P.A.	Financements Spécialisés	IG	100	100	100	100
	FRAER LEASING SPA	Financements Spécialisés	IG	73,85	73,85	73,85	73,85
	SG EQUIPMENT FINANCE ITALY S.P.A.	Financements Spécialisés	IG	100	100	100	100
	SG FACTORING SPA	Financements Spécialisés	IG	100	100	100	100
	SG LEASING SPA	Financements Spécialisés	IG	100	100	100	100
	(1) SG MILAN	Banque	IG	100	100	100	100
	(1) SOCECAP SA RAPPRESENTANZA GENERALE PER L'ITALIA	Assurance	IG	100	100	100	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE SECURITIES SERVICES S.P.A.	Banque	IG	100	100	100	100
	(1) SOGESSUR SA	Assurance	IG	100	100	100	100
Japon							
	LYXOR ASSET MANAGEMENT JAPAN CO LTD	Société de Portefeuille	IG	100	100	100	100
(1)	SG TOKYO	Banque	IG	100	100	100	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE SECURITIES JAPAN LIMITED	Société de Courtage	IG	100	100	100	100
Lettonie							
	ALD AUTOMOTIVE SIA	Financements Spécialisés	IG	59,86	59,86	75	75
Lituanie							
	UAB ALD AUTOMOTIVE	Financements Spécialisés	IG	59,86	59,86	75	75
Luxembourg							
(3)	AF EMG MK HD CURR - CLASSE C - LU0907913460	Assurance	IG	0	47,7	0	47,7
	ALD INTERNATIONAL SERVICES S.A.	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
	AXUS LUXEMBOURG SA	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
	BARTON CAPITAL SA	Société Financière	IG	100	100	100	100
(3)	CANDRIAM BONDS EURO HIGH YIELD - LU1010337324	Assurance	IG	0	45,35	0	45,35
	CODEIS COMPARTIMENT A0084	Assurance	IG	100	100	100	100
	CODEIS COMPARTIMENT A0076	Société Financière	IG	100	100	100	100
	CODEIS SECURITIES S.A.	Société Financière	IG	100	100	100	100
	COVALBA	Société Financière	IG	100	100	100	100
	FIDELITY FUNDS EUR HY IQ - LU0954694930	Assurance	IG	49,6	49,6	49,6	49,6
(2)	G FINANCE LUXEMBOURG SA	Société Financière	IG	0	100	0	100
(6)	GOLDMAN SACHS 2 G EM M DBP ID	Société Financière	IG	100	0	100	0
	IVEFI S.A.	Société Financière	IG	100	100	100	100
(2)	LX FINANZ S.A.R.L.	Société Financière	IG	0	100	0	100

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 8

Pays	Activités	Méthode*	Pourcentage d'intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe	
			Au 31.12.2020	Au 31.12.2019	Au 31.12.2020	Au 31.12.2019
Luxembourg	LYXOR EURO 6M - CLASS SI	Assurance	IG	64,37	64,37	64,37
	LYXOR FUNDS SOLUTIONS	Société Financière	IG	100	100	100
	PIONEER INVESTMENTS DIVERSIFIED LOANS FUND	Financements Spécialisés	IG	100	100	100
	RED & BLACK AUTO LEASE GERMANY 2 S.A.	Société Financière	IG	79,82	79,82	100
	(6) RED & BLACK AUTO LEASE GERMANY S.A. N°7	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	79,82	0	100
	SALINGER S.A.	Banque	IG	100	100	100
	SG ISSUER	Société Financière	IG	100	100	100
	SGBT ASSET BASED FUNDING SA	Société Financière	IG	100	100	100
	SGBTCI	Société Financière	IG	100	100	100
	(6) SGL ASIA	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	0	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE CAPITAL MARKET FINANCE	Banque	IG	100	100	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE FINANCING AND DISTRIBUTION	Banque	IG	100	100	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE LIFE INSURANCE BROKER SA	Assurance	IG	100	100	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE LUXEMBOURG	Banque	IG	100	100	100
	(6) SOCIÉTÉ GÉNÉRALE LUXEMBOURG LEASING	Financements Spécialisés	IG	100	0	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE PRIVATE WEALTH MANAGEMENT S.A.	Société Financière	IG	100	100	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE RE SA	Assurance	IG	100	100	100
	SOCIÉTÉ IMMOBILIÈRE DE L'ARSENAL	Immobilier d'exploitation	IG	100	100	100
	SOGE LIFE	Assurance	IG	100	100	100
	(6) SURYA INVESTMENTS S.A.	Financements Spécialisés	IG	100	0	100
Madagascar						
	BANKY FAMPANDROSOANA VAROTRA SG	Banque	IG	70	70	70
Malte						
	(8) LNG MALTA INVESTMENT 1 LIMITED	Société Financière	IG	100	100	100
	(8) LNG MALTA INVESTMENT 2 LIMITED	Société Financière	IG	100	100	100
Maroc						
	ALD AUTOMOTIVE SA MAROC	Financements Spécialisés	IG	36,58	36,57	50
	ATHENA COURTAGE	Assurance	IG	58,2	58,17	99,9
	FONCIMMO	Immobilier d'exploitation	IG	57,62	57,58	100
	LA MAROCAINE VIE	Assurance	IG	79,21	79,19	99,98
	SG MAROCAINE DE BANQUES	Banque	IG	57,62	57,58	57,62
Maroc	SOCIÉTÉ D'ÉQUIPEMENT DOMESTIQUE ET MÉNAGER « EQDOM »	Financements Spécialisés	IG	30,95	30,93	53,72
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE DE LEASING AU MAROC	Financements Spécialisés	IG	57,62	57,58	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE OFFSHORE	Société Financière	IG	57,59	57,51	99,94
	SOGE CAPITAL GESTION	Société Financière	IG	57,59	57,54	99,94

ÉTATS FINANCIERS

6

NOTE 8 | NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS

Pays		Activités	Méthode*	Pourcentage d'intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe		
				Au 31.12.2020	Au 31.12.2019	Au 31.12.2020	Au 31.12.2019	
		SOGECAPITAL PLACEMENT	Société de Portefeuille	IG	57,59	57,56	99,94	99,96
	(8)	SOGEFINANCEMENT MAROC	Financements Spécialisés	IG	57,62	57,58	100	100
Maurice								
		SG SECURITIES BROKING (M) LIMITED	Société de Courtage	IG	100	100	100	100
Mexique								
		ALD AUTOMOTIVE S.A. DE C.V.	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
		ALD FLEET SA DE CV SOFOM ENR	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
		SGFP MEXICO, S.A. DE C.V.	Société Financière	IG	100	100	100	100
Monaco								
	(1)	CRÉDIT DU NORD - MONACO	Banque	IG	100	100	100	100
	(1)	SMC MONACO	Banque	IG	100	100	100	100
		SOCIÉTÉ DE BANQUE MONACO	Banque	IG	100	100	100	100
	(1)	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE (SUCCURSALE MONACO)	Banque	IG	100	100	100	100
		SOCIÉTÉ GÉNÉRALE PRIVATE BANKING (MONACO)	Banque	IG	100	100	100	100
Norvège								
		ALD AUTOMOTIVE AS	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
		NF FLEET AS	Financements Spécialisés	IG	63,85	63,85	80	80
	(4)	SG FINANS AS	Financements Spécialisés	IG	0	100	0	100
Nouvelle-Calédonie								
		CREDICAL	Financements Spécialisés	IG	87,07	87,07	96,64	96,64
		SOCIÉTÉ GÉNÉRALE CALÉDONIENNE DE BANQUE	Banque	IG	90,1	90,1	90,1	90,1
Pays-Bas								
		ALVARENGA INVESTMENTS B.V.	Financements Spécialisés	IG	100	100	100	100
		ASTEROLD B.V.	Société Financière	IG	100	100	100	100
		AXUS FINANCE NL B.V.	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
		AXUS NÉDERLAND BV	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
		BRIGANTIA INVESTMENTS B.V.	Société Financière	IG	100	100	100	100
		CAPEREA B.V.	Financements Spécialisés	IG	100	100	100	100
		COPARER HOLDING	Immobilier d'exploitation	IG	100	100	100	100

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 8

Pays	Activités	Méthode *	Pourcentage d'Intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe		
			Au 31.12.2020	Au 31.12.2019	Au 31.12.2020	Au 31.12.2019	
Pays-Bas	HERFSTTAFEL INVESTMENTS B.V.	Financements Spécialisés	IG	100	100	100	100
	HORDLE FINANCE B.V.	Société Financière	IG	100	100	100	100
	MONTALIS INVESTMENT BV	Financements Spécialisés	IG	100	100	100	100
	(1) SG AMSTERDAM	Banque	IG	100	100	100	100
	SG EQUIPMENT FINANCE BENELUX BV	Financements Spécialisés	IG	100	100	100	100
	SOGLEASE B.V.	Financements Spécialisés	IG	100	100	100	100
	SOGLEASE FILMS	Financements Spécialisés	IG	100	100	100	100
	TYNEVOR B.V.	Société Financière	IG	100	100	100	100
Pologne							
	ALD AUTOMOTIVE POLSKA SP Z O.O.	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
	SG EQUIPMENT LEASING POLSKA SP Z O.O.	Financements Spécialisés	IG	100	100	100	100
	(1) SOCIÉTÉ GÉNÉRALE S.A. ODDZIAŁ W POLSCE	Banque	IG	100	100	100	100
	(1) SOGECAP SPOLKA AKCYJNA ODDZIAŁ W POLSCE	Assurance	IG	100	100	100	100
	(1) SOGESSUR SPOLKA AKCYJNA ODDZIAŁ W POLSCE	Assurance	IG	100	100	100	100
Polynésie française							
	BANQUE DE POLYNÉSIE	Banque	IG	72,1	72,1	72,1	72,1
	SOGLEASE BDP « SAS »	Financements Spécialisés	IG	72,1	72,1	100	100
Portugal							
	SGALD AUTOMOTIVE SOCIEDADE GERAL DE COMERCIO E ALUGUER DE BENS SA	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
République tchèque							
	ALD AUTOMOTIVE S.R.O.	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
	ESSEX SRO	Financements Spécialisés	IG	80	80	100	100
	FACTORING KB	Société Financière	IG	60,73	60,73	100	100
	KB PENZIJNI SPOLECNOST, A.S.	Société Financière	IG	60,73	60,73	100	100
	KB REAL ESTATE	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	60,73	60,73	100	100
	KB SMARTSOLUTIONS, S.R.O.	Banque	IG	60,73	60,73	100	100
	KOMERCNI BANKA A.S.	Banque	IG	60,73	60,73	60,73	60,73
	KOMERCNI POJISTOVNA A.S.	Assurance	IG	80,76	80,76	100	100
	MODRA PYRAMIDA STAVEBNÍ SPOLITELNA AS	Société Financière	IG	60,73	60,73	100	100
	PROTOS	Société Financière	IG	60,73	60,73	100	100
	SG EQUIPMENT FINANCE CZECH REPUBLIC S.R.O.	Financements Spécialisés	IG	80,33	80,33	100	100

Pays	Activités	Méthode*	Pourcentage d'intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe	
			Au 31.12.2020	Au 31.12.2019	Au 31.12.2020	Au 31.12.2019
République tchèque	SOGEPROM CESKA REPUBLIKA S.R.O.	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100
	SOGEPROM MICHLE S.R.O.	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100
	STD2, A.S.	Immobilier d'exploitation	IG	60,73	60,73	100
	VN 42	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	60,73	60,73	100
	WORLDLINE CZECH REPUBLIC S.R.O.	Société de Service	MEI	0,61	0,61	40
Roumanie						
	ALD AUTOMOTIVE SRL	Financements Spécialisés	IG	75,89	75,89	100
	BRD - GROUPE SOCIÉTÉ GÉNÉRALE SA	Banque	IG	60,17	60,17	60,17
	BRD ASSET MANAGEMENT SAI SA	Société de Portefeuille	IG	60,15	60,15	99,97
	BRD FINANCE IFN S.A.	Société Financière	IG	80,48	80,48	100
	S.C. BRD SOGELEASE IFN S.A.	Financements Spécialisés	IG	60,17	60,17	100
	S.C. ROGARIU IMOBILIARE S.R.L.	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	75	75	75
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE EUROPEAN BUSINESS SERVICES S.A.	Société de Service	IG	100	100	100
	SOGEPROM ROMANIA SRL	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	100	100	100
(1)	SOGESSUR S.A. PARIS - SUCURSALA BUCURESTI	Assurance	IG	100	100	100
Royaume-Uni						
	ACR	Société Financière	IG	100	100	100
	ALD AUTOMOTIVE GROUP LIMITED	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100
	ALD AUTOMOTIVE LIMITED	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100
(1)	BRIGANTIA INVESTMENTS B.V. (UK BRANCH)	Société Financière	IG	100	100	100
(1)(2)	DESCARTES TRADING LONDON BRANCH	Société Financière	IG	0	100	0
	FENCHURCH NOMINEES LIMITED	Banque	IG	100	100	100
	FRANK NOMINEES LIMITED	Banque	IG	100	100	100
(1)	HORDLE FINANCE B.V. (UK BRANCH)	Société Financière	IG	100	100	100
	JWB LEASING LIMITED PARTNERSHIP	Financements Spécialisés	IG	100	100	100
	KBIM STANDBY NOMINEES LIMITED	Banque	IG	100	100	100
	KBPB NOMINEES LIMITED	Banque	IG	100	100	100
	KH COMPANY SECRETARIES LIMITED	Banque	IG	100	100	100

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 8

Pays	Activités	Méthode	Pourcentage d'Intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe	
			Au 31.12.2020	Au 31.12.2019	Au 31.12.2020	Au 31.12.2019
Royaume-Uni	KLEINWORT BENSON FARMLAND TRUST (MANAGERS) LIMITED	Banque	IG	75	75	75
	LANGBOURN NOMINEES LIMITED	Banque	IG	100	100	100
	LYXOR ASSET MANAGEMENT UK LLP	Société Financière	IG	100	100	100
	(2) MAGPIE ROSE LIMITED	Banque	IG	0	100	0
	(2) PICO WESTWOOD LIMITED	Banque	IG	0	100	0
	ROBERT BENSON, LONSDALE & CO. (CANADA) LIMITED	Banque	IG	100	100	100
	(2) SAINT MELROSE LIMITED	Banque	IG	0	100	0
	SG (MARITIME) LEASING LIMITED	Financements Spécialisés	IG	100	100	100
	SG EQUIPMENT FINANCE (DECEMBER) LIMITED	Financements Spécialisés	IG	100	100	100
	SG FINANCIAL SERVICES LIMITED	Société Financière	IG	100	100	100
	SG HAMBROS (LONDON) NOMINEES LIMITED	Société Financière	IG	100	100	100
	SG HAMBROS TRUST COMPANY LIMITED	Société Financière	IG	100	100	100
	SG HEALTHCARE BENEFITS TRUSTEE COMPANY LIMITED	Société Financière	IG	100	100	100
	SG INVESTMENT LIMITED	Société Financière	IG	100	100	100
	SG KLEINWORT HAMBROS BANK LIMITED	Banque	IG	100	100	100
	SG KLEINWORT HAMBROS LIMITED	Banque	IG	100	100	100
	SG KLEINWORT HAMBROS TRUST COMPANY (UK) LIMITED	Banque	IG	100	100	100
	SG LEASING (ASSETS) LIMITED	Financements Spécialisés	IG	100	100	100
	(2) SG LEASING (CENTRAL 1) LIMITED	Financements Spécialisés	IG	0	100	0
	SG LEASING (CENTRAL 3) LIMITED	Financements Spécialisés	IG	100	100	100
	SG LEASING (GEMS) LIMITED	Financements Spécialisés	IG	100	100	100
	SG LEASING (JUNE) LIMITED	Financements Spécialisés	IG	100	100	100
	SG LEASING (MARCH) LIMITED	Financements Spécialisés	IG	100	100	100
	SG LEASING (USD) LIMITED	Financements Spécialisés	IG	100	100	100
	SG LEASING (UTILITIES) LIMITED	Financements Spécialisés	IG	100	100	100
	SG LEASING IX	Financements Spécialisés	IG	100	100	100
	(1) SG LONDRES	Banque	IG	100	100	100
	(2) SGFLD LIMITED	Société Financière	IG	0	100	0
	SOGEN NOMINEES (UK) LIMITED	Société Financière	IG	100	100	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE EQUIPMENT FINANCE LIMITED	Financements Spécialisés	IG	100	100	100

ÉTATS FINANCIERS

6

NOTE 8 | NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS

Pays	Activités	Méthode*	Pourcentage d'intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe		
			Au 31.12.2020	Au 31.12.2019	Au 31.12.2020	Au 31.12.2019	
Royaume-Uni							
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE INTERNATIONAL LIMITED	Société de Courtage	IG	100	100	100	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE INVESTMENTS (U.K.) LIMITED	Société Financière	IG	100	100	100	100
	STRABUL NOMINEES LIMITED	Société Financière	IG	100	100	100	100
(1)	TH INVESTMENTS (HONG KONG) 2 LIMITED (UK BRANCH)	Société Financière	IG	100	100	100	100
(1)	TYNEVOR B.V. (UK BRANCH)	Société Financière	IG	100	100	100	100
Russie (Fédération de)							
	ALD AUTOMOTIVE OOO	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
	CLOSED JOINT STOCK COMPANY SG FINANCE	Financements Spécialisés	IG	99,97	99,97	100	100
(8)	CREDIT INSTITUTION OBYEDINYONNAYA RASCHOTNAYA SISTEMA	Société Financière	IG	99,97	99,97	100	100
	LLC RUSFINANCE	Banque	IG	99,97	99,97	100	100
	LLC RUSFINANCE BANK	Banque	IG	99,97	99,97	100	100
	LLC TELSVCOM	Société de Service	IG	99,97	99,97	100	100
	PJSC ROSBANK	Banque	IG	99,97	99,97	99,97	99,97
(6)	RB CAPITAL ASSET MANAGEMENT LIMITED LIABILITY COMPANY	Société Foncière et de Financement Immobilier	IG	99,97	0	100	0
	RB FACTORING LLC	Financements Spécialisés	IG	99,97	99,97	100	100
	RB LEASING LLC	Financements Spécialisés	IG	99,97	99,97	100	100
	RB SERVICE LLC	Immobilier d'exploitation	IG	99,97	99,97	100	100
	RB SPECIALIZED DEPOSITARY LLC	Société Financière	IG	99,97	99,97	100	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE STRAKHOVANIE LLC	Assurance	IG	99,99	99,99	100	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE STRAKHOVANIE ZHIZNI LLC	Assurance	IG	99,99	99,99	100	100
Sénégal							
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE SENEGAL	Banque	IG	64,45	64,45	64,87	64,87
Serbie							
	ALD AUTOMOTIVE D.O.O BEOGRAD	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
Singapour							
	SG MARKETS (SEA) PTE. LTD.	Société de Courtage	IG	100	100	100	100
	SG SECURITIES (SINGAPORE) PTE. LTD.	Société de Courtage	IG	100	100	100	100
(1)	SG SINGAPOUR	Banque	IG	100	100	100	100
	SG TRUST (ASIA) LTD	Société Financière	IG	100	100	100	100

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 8

Pays	Activités	Méthode*	Pourcentage d'Intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe		
			Au 31.12.2020	Au 31.12.2019	Au 31.12.2020	Au 31.12.2019	
Slovaquie							
	ALD AUTOMOTIVE SLOVAKIA S.R.O.	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
	ESSEX FINANCE S.R.O.	Financements Spécialisés	IG	80	80	100	100
(1)	KOMERCNI BANKA SLOVAKIA	Banque	IG	60,73	60,73	100	100
(1)	SG EQUIPMENT FINANCE CZECH REPUBLIC S.R.O. ORGANIZACNA ZLOZKA (SLOVAK REPUBLIC BRANCH)	Financements Spécialisés	IG	80,33	80,33	100	100
Slovénie							
	ALD AUTOMOTIVE OPERATIONAL LEASING DOO	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
Suède							
	ALD AUTOMOTIVE AB	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
	NF FLEET AB	Financements Spécialisés	IG	63,85	63,85	80	80
(1)(4)	SG FINANS AS SWEDISH BRANCH	Financements Spécialisés	IG	0	100	0	100
(1)	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE SA BANKFILIAL SVERIGE	Banque	IG	100	100	100	100
Suisse							
	ALD AUTOMOTIVE AG	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100	100
(2)	ROSBANK (SWITZERLAND)	Banque	IG	0	99,97	0	100
	SG EQUIPMENT FINANCE SCHWEIZ AG	Financements Spécialisés	IG	100	100	100	100
(1)	SG ZURICH	Banque	IG	100	100	100	100
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE PRIVATE BANKING (SUISSE) S.A.	Banque	IG	100	100	100	100
Taiwan							
(1)	SG SECURITIES (HONG KONG) LIMITED TAIPEI BRANCH	Société de Courtage	IG	100	100	100	100
(1)	SG TAIPEI	Banque	IG	100	100	100	100

ÉTATS FINANCIERS

6

NOTE 8 | NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS

Pays	Activités	Méthode*	Pourcentage d'intérêt Groupe		Pourcentage de contrôle Groupe	
			Au 31.12.2020	Au 31.12.2019	Au 31.12.2020	Au 31.12.2019
Tchad						
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE TCHAD	Banque	IG	56,86	56,86	67,83
Thaïlande						
	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE SECURITIES (THAILAND) LTD.	Société de Courtage	IG	100	100	100
Togo						
(1)	SOCIÉTÉ GÉNÉRALE TOGO	Banque	IG	93,43	90,98	100
Tunisie						
	UNION INTERNATIONALE DE BANQUES	Banque	IG	55,1	55,1	52,34
Turquie						
	ALD AUTOMOTIVE TURIZM TICARET ANONIM SIRKETI	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100
(1)	SG ISTANBUL	Banque	IG	100	100	100
Ukraine						
	ALD AUTOMOTIVE UKRAINE LIMITED LIABILITY COMPANY	Financements Spécialisés	IG	79,82	79,82	100

* IG : Intégration Globale - AC : Activité Conjointe - MEP : Mise en Équivalence (partenariat) - MEI : Mise en Équivalence (influence notable) - MES : Mise en Équivalence par Simplification (Entités contrôlées par le Groupe faisant l'objet d'une consolidation selon la méthode de mise en équivalence, par simplification en raison de leur caractère peu significatif).

(1) Succursales.

(2) Entités liquidées.

(3) Entités déconsolidées.

(4) Entités cédées.

(5) Transmissions universelles de patrimoine et Fusions.

(6) Entités entrées dans le périmètre de consolidation.

(7) Ragroupe 30 fonds.

(8) Liquidation en cours.

Des informations complémentaires relatives au périmètre de consolidation et aux titres de participation présentant un caractère significatif requises par le règlement de l'Autorité des Normes Comptables n° 2016-09 du 2 décembre 2016 sont disponibles sur le site internet du groupe Société Générale à l'adresse suivante : <https://investors.societegenerale.com/fr/base-documentaire>

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 8

NOTE 8.6 Honoraires des Commissaires aux comptes

Les comptes consolidés du groupe Société Générale sont certifiés conjointement par les cabinets Ernst & Young et Autres, représenté par M. Micha Missakian, d'une part, et Deloitte et Associés, représenté par M. Jean-Marc Mickeler, d'autre part.

Sur proposition du Conseil d'administration et suite à la recommandation du Comité d'audit et de contrôle interne (CACI) de Société Générale, l'Assemblée générale du 23 mai 2018 a renouvelé les mandats du cabinet Ernst & Young et Autres et du cabinet Deloitte et Associés, pour une période de six ans.

Conformément à la réglementation européenne relative à l'audit, le CACI met en œuvre une politique spécifique d'approbation des services autres que la certification des comptes (SACC) fournis par les

Commissaires aux comptes et leurs réseaux afin de vérifier préalablement au lancement de la mission la conformité de cette dernière au regard de cette réglementation.

Une synthèse des SACC (approuvés ou refusés) est présentée à chaque séance du CACI.

Les honoraires versés par type de mission (certification ou SACC) font l'objet d'un examen annuel par le CACI.

Enfin, les Directions financières des entités ou des lignes métiers se prononcent annuellement sur la qualité des audits de Deloitte et Associés et Ernst & Young et Autres. Les conclusions de cette enquête sont également présentées au CACI.

MONTANTS DES HONORAIRES DES COMMISSAIRES AUX COMPTES FIGURANT AU COMPTE DE RESULTAT

		Ernst & Young et Autres		Deloitte et Associés		Total	
		2020 ⁽¹⁾	2019	2020 ⁽²⁾	2019	2020	2019
(Montants hors taxes en M EUR)							
Certification des comptes individuels et consolidés	Emetteur	5	4	8	7	13	11
	Filiales intégrées globalement	15	16	12	12	27	28
SOUS-TOTAL		20	20	20	19	40	39
Services Autres que la Certification des Comptes (SACC)	Emetteur	1	0	1	2	2	2
	Filiales intégrées globalement	1	1	1	1	2	2
TOTAL		22	21	22	22	44	43

(1) Dont réseau Ernst & Young : 12 millions d'euros.

(2) Dont réseau Deloitte : 10 millions d'euros.

Les SACC sont principalement constituées de missions de revues de conformité par rapport aux exigences réglementaires, de revues de contrôle interne dans le cadre du respect des normes ISAE (International Standard on Assurance Engagements), de procédures d'audit étendu (procédures convenues), et enfin des audits

complémentaires dans le cadre d'émission d'attestations ou de la Déclaration de Performance Extra-Financière (DPEF). Ils comprennent également des services expressément et exclusivement confiés aux commissaires aux comptes pour 0,5 million d'euros.

NOTE 9 INFORMATION SUR LES RISQUES ET LITIGES

Le Groupe procède chaque trimestre à un examen détaillé des litiges présentant un risque significatif. Ces litiges peuvent donner lieu à l'enregistrement de provisions s'il s'avère probable ou certain que leur règlement donnera lieu à une sortie de ressources au bénéfice d'un tiers sans contrepartie au moins équivalente attendue de celui-ci. Ces provisions pour litiges sont classées parmi les Autres provisions au sein du poste Provisions au passif du bilan.

Aucune information détaillée n'est fournie sur la constitution éventuelle de provisions individuelles ni sur le montant de ces dernières dans la mesure où une telle communication serait de nature à porter préjudice à la résolution des litiges concernés.

- Le 24 octobre 2012, la Cour d'appel de Paris a confirmé la décision rendue le 5 octobre 2010 par le tribunal correctionnel de Paris déclarant J. Kerviel coupable d'abus de confiance, d'introduction frauduleuse de données dans un système informatique, de faux et d'usage de faux et le condamnant à cinq ans d'emprisonnement dont deux avec sursis ainsi qu'au versement de 4,9 milliards d'euros à titre de dommages-intérêts à Société Générale. Le 19 mars 2014, la Cour de cassation a confirmé la responsabilité pénale de J. Kerviel. L'arrêt de la Cour de cassation clôt ainsi ce dossier sur le plan pénal. Sur le plan civil, la Cour d'appel de Versailles a rejeté le 23 septembre 2016 la demande d'expertise de J. Kerviel et a confirmé ainsi le montant de la perte nette comptable de 4,9 milliards d'euros de la banque résultant des agissements frauduleux de J. Kerviel. Elle a également déclaré J. Kerviel partiellement responsable du préjudice causé à Société Générale et l'a condamné à payer à Société Générale 1 million d'euros. Société Générale et J. Kerviel n'ont pas formé de pourvoi en cassation. Société Générale considère que cette décision est sans effet sur sa situation fiscale. Toutefois, comme indiqué par le Ministre de l'Économie et des Finances dès septembre 2016, l'administration fiscale a examiné les conséquences fiscales de cette perte comptable et a indiqué qu'elle envisageait de remettre en cause la déductibilité de la perte occasionnée par les agissements de Jérôme Kerviel à hauteur de 4,9 milliards d'euros. Cette proposition de rectification est sans effet immédiat et devra éventuellement être confirmée par une notification de redressement adressée par l'administration lorsque Société Générale sera en situation d'imputer les déficits reportables issus de la perte sur son résultat imposable. Une telle situation ne se produira pas avant plusieurs années selon les prévisions de la banque. Au regard de l'avis du Conseil d'État de 2011 et de sa jurisprudence constante confirmée récemment encore en ce sens, Société Générale considère qu'il n'y a pas lieu de provisionner les impôts différés actifs correspondants. Dans l'hypothèse où l'administration déciderait le moment venu de confirmer sa position actuelle, le groupe Société Générale ne manquerait pas de faire valoir ses droits devant les juridictions compétentes. Par décision du 20 septembre 2018, la Commission d'instruction de la Cour de révision et de réexamen des condamnations pénales a par ailleurs déclaré irrecevable la requête en révision déposée en mai 2015 par J. Kerviel à l'encontre de sa condamnation pénale confirmant ainsi l'absence de tout élément ou fait nouveau susceptible de justifier une réouverture du dossier pénal.
- Entre 2003 et 2008, Société Générale a conclu des contrats de consignation d'or avec le groupe turc Goldas. En février 2008, Société Générale a été alertée sur un risque de fraude et de détournement des stocks d'or détenus par Goldas. Ces soupçons ont été rapidement confirmés par la non-restitution et le non-paiement de l'or, d'une valeur de 466,4 millions d'euros. Société Générale a engagé des actions civiles contre ses assureurs et contre plusieurs entités du groupe Goldas. Goldas a, de son côté, introduit des actions judiciaires en Turquie et au Royaume-Uni contre Société Générale. Dans l'action intentée par Société Générale contre Goldas au Royaume-Uni, Goldas a sollicité son rejet sans examen au fond (*strike out*) et a formé à titre reconventionnel une demande de dommages-intérêts. Le 3 avril 2017, le tribunal anglais

a fait droit aux deux demandes de Goldas. Le 15 mai 2018, la Cour d'appel de Londres a rejeté, dans sa totalité, la demande de dommages-intérêts accordée par la High Court de Londres à Goldas mais a rejeté les arguments de Société Générale relatifs à la validité des significations des actions judiciaires engagées contre les entités du groupe Goldas, lesquelles demeurent donc prescrites. Le 18 décembre 2018, la Cour Suprême a refusé à Société Générale et à Goldas l'autorisation de se pourvoir contre l'arrêt rendu par la Cour d'appel, qui est donc devenu définitif. Le 16 février 2017, Société Générale a, par ailleurs, été déboutée par le tribunal de commerce de Paris de ses demandes contre ses assureurs. Société Générale a interjeté appel de ce jugement.

- Société Générale Algérie (« SGA ») et plusieurs de ses responsables d'agence sont poursuivis pour infraction aux législations locales sur les changes et les transferts de capitaux avec l'étranger, ainsi que sur le blanchiment d'argent et le financement du terrorisme. Il est reproché aux prévenus d'avoir manqué à leurs obligations déclaratives à l'égard des autorités algériennes s'agissant des mouvements de capitaux liés à des exportations ou importations effectuées par les clients de SGA et sur des opérations de versements d'espèces réalisées dans les guichets de SGA. Les faits ont été révélés au cours d'enquêtes menées par des autorités algériennes qui se sont ensuite constituées partie civile. SGA et ses agents ont été condamnés dans certaines procédures et mis hors de cause dans d'autres. À ce jour, seize affaires se sont terminées en faveur de SGA, une affaire s'est terminée en défaveur de SGA et huit affaires sont encore en cours, dont six devant la Cour suprême.
- Au début des années 2000, la profession bancaire a adopté, en France, le principe du passage à la compensation électronique des chèques afin d'en rationaliser le traitement. Pour accompagner cette réforme (connue sous le nom d'EiC pour « Échange d'Images Chèques ») qui a contribué à la sécurisation du traitement des paiements par chèque et à la lutte contre la fraude, les banques ont créé plusieurs commissions interbancaires (dont la CEIC qui a été abandonnée en 2007). Ces commissions ont été décidées sous l'égide des autorités de tutelle du secteur, les pouvoirs publics étant tenus informés.
- Le 20 septembre 2010, après plusieurs années d'instruction, l'Autorité française de la concurrence a considéré que la mise en place et la fixation en commun du montant de la CEIC et de deux autres commissions pour services connexes étaient contraires au droit de la concurrence. Elle a condamné l'ensemble des banques ayant participé à la mise en place de ces commissions (Banque de France comprise) à un montant total d'environ 385 millions d'euros d'amendes. Société Générale a été sanctionnée à hauteur de 53,5 millions d'euros. Crédit du Nord, sa filiale, à hauteur de 7 millions d'euros. Dans son arrêt du 23 février 2012, la Cour d'appel, saisie par l'ensemble des banques concernées à l'exception de la Banque de France, a conclu à l'absence d'infraction au droit de la concurrence, permettant aux banques d'obtenir le remboursement des amendes qu'elles avaient payées. Le 14 avril 2015, la Cour de cassation a cassé et annulé l'arrêt de la Cour d'appel au motif que cette dernière n'avait pas examiné les arguments de deux intervenants volontaires. L'affaire a été renvoyée devant la Cour d'appel de Paris, dont l'audience s'est tenue les 3 et 4 novembre 2016. Par un arrêt du 21 décembre 2017, la Cour d'appel de renvoi a confirmé les sanctions prononcées par l'Autorité française de la concurrence à l'encontre de Société Générale et Crédit du Nord. Le 22 janvier 2018, Société Générale et Crédit du Nord se sont pourvues en cassation contre cet arrêt. Par un arrêt du 29 janvier 2020, la Cour de cassation a prononcé la cassation partielle de l'arrêt de la Cour d'appel de Paris du 21 décembre 2017 et a renvoyé l'affaire devant cette même Cour autrement composée. Société Générale et Crédit du Nord ont donc formé le 13 mars 2020 un nouveau recours devant la Cour d'appel de Paris contre la décision de l'Autorité de la concurrence. La procédure est toujours en cours.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 9

- En août 2009, une action de groupe a été engagée à l'encontre de Société Générale Private Banking (Suisse) et de nombreuses autres institutions financières et finalement transférée devant l'*US District Court* du District Nord du Texas. Les demandeurs entendaient représenter des clients de Stanford International Bank Ltd. (« SIBL ») auprès de laquelle ils avaient déposé des fonds et/ou dont ils détenaient des certificats de dépôt émis depuis le 16 février 2009. Les demandeurs soutenaient être victimes de pertes résultant des fraudes de SIBL, du groupe Stanford et d'entités liées, dont les défendeurs seraient, selon eux, également responsables. Ils cherchaient à récupérer les paiements faits par l'intermédiaire des défendeurs ou faits à ces derniers pour le compte de SIBL ou d'entités qui lui étaient liées au motif qu'il s'agirait de transferts frauduleux. Le Comité officiel des investisseurs Stanford (« OSIC ») a été autorisé à intervenir dans la procédure et a formé des demandes similaires contre Société Générale Private Banking (Suisse) et les autres défendeurs.

La demande de Société Générale Private Banking (Suisse) soulevant l'incompétence du tribunal a été rejetée par décision du 5 juin 2014. Société Générale a alors sollicité un nouvel examen de cette décision sur la compétence, ce qui lui a été définitivement refusé. Le 21 avril 2015, le tribunal a autorisé la poursuite de la grande majorité des demandes formées par les demandeurs et l'OSIC.

Le 7 novembre 2017, l'*US District Court* a rejeté la requête des demandeurs visant à la certification de leur groupe. Les demandeurs ont sollicité l'autorisation de faire appel de cette décision, que la Cour d'appel a refusé le 20 avril 2018. Le 3 mai 2019, plusieurs centaines de demandeurs ont déposé des requêtes visant à intervenir dans l'action en cours de l'OSIC, sollicitant des dommages-intérêts à titre individuel pour les pertes liées à leurs investissements Stanford. Les institutions financières défenderesses, y compris Société Générale Private Banking (Suisse), se sont opposées à ces requêtes. Par décision du 18 septembre 2019, la Cour a rejeté ces requêtes en intervention. En novembre 2019, un groupe de demandeurs a interjeté appel de ce rejet et un autre groupe de demandeurs a initié une action distincte devant la juridiction étatique du Texas à Houston. Cette action a été transférée devant un Tribunal fédéral et est maintenant pendante devant l'*US District Court* du District Sud du Texas.

Le 22 décembre 2015, l'OSIC avait déposé une requête visant à l'obtention d'une décision partielle accélérée sur le fond (*summary judgement*) sur la restitution d'un transfert de 95 millions de dollars américains effectué en décembre 2008 (avant la faillite de Stanford) à Société Générale Private Banking (Suisse), au motif qu'il serait, en tant que transfert frauduleux, annulable selon la loi du Texas. Société Générale Private Banking (Suisse) s'est opposée à cette requête. Par décision du 30 mars 2020, le Tribunal a rejeté la requête de l'OSIC.

- Nonobstant les accords transactionnels conclus avec les autorités américaines relatifs à certains taux du *London Interbank Offered Rates* et à l'*Euro Interbank Offered Rate* (« dossier IBOR »), la Banque continue de se défendre dans le cadre de procédures civiles aux États-Unis (telles que décrites ci-dessous) et a répondu à des demandes d'informations reçues d'autres autorités, notamment des procureurs généraux (*Attorneys General*) de divers États des États-Unis et du *Department of Financial Services* de l'État de New York (NYDFS).

Aux États-Unis, Société Générale, de même que d'autres institutions financières, ont été assignées dans le cadre d'actions de groupe portant sur la fixation des taux US Dollar Libor, Yen Japonais Libor et Euribor ainsi que sur des opérations portant sur des instruments financiers indexés sur ces taux. Société Générale a également été assignée dans le cadre de plusieurs actions individuelles (hors Groupe) concernant le taux US Dollar Libor. Toutes ces actions sont pendantes devant l'*US District Court* de Manhattan (le « Tribunal »).

Dans la procédure relative à l'US Dollar Libor, toutes les demandes formées contre Société Générale ont été rejetées par la *District Court* ou volontairement retirées par les demandeurs, sauf deux actions collectives et une action individuelle qui ont fait l'objet d'un sursis à

statuer. Certains demandeurs individuels dont les demandes ont été rejetées avaient déposé des requêtes visant à les autoriser à modifier leurs demandes afin d'ajouter ou relancer des demandes contre Société Générale, requêtes qui ont été rejetées par le Tribunal. Les demandeurs à l'action de groupe ainsi que certains demandeurs individuels ont fait appel du rejet de leurs demandes sur le fondement du droit de la concurrence devant la Cour d'appel fédérale du Second Circuit.

Le 13 janvier 2020, Société Générale a conclu un accord transactionnel avec les demandeurs à l'action de groupe ayant souscrit des contrats de produits dérivés liés au US Dollar Libor sur les marchés réglementés. Société Générale a accepté de verser la somme de 5,125 millions de dollars américains dans le cadre de cet accord. Cet accord a été homologué de manière définitive par le Tribunal, le 17 septembre 2020. Dans la procédure relative au Yen Japonais Libor, le Tribunal a rejeté la requête des demandeurs acheteurs d'instruments dérivés de gré à gré Euro/Yen. Le 1er avril 2020, la Cour d'appel a infirmé cette décision de rejet et a rétabli les demandes des demandeurs. Le 24 août 2020, les demandeurs ont soumis une seconde assignation modifiée et les défendeurs ont soumis à nouveau une demande de rejet. Dans l'autre procédure, initiée par des acheteurs ou vendeurs de produits dérivés indexés sur l'Euroyen sur le *Chicago Mercantile Exchange* (« CME »), le 27 septembre 2019, les demandeurs ont soumis leur demande de certification de groupe. Le 25 septembre 2020, le Tribunal a fait droit à la demande de rejet des défendeurs et a écarté les demandes des demandeurs. Ces derniers ont fait appel.

Dans le cadre de la procédure relative à l'Euribor, le Tribunal a rejeté l'ensemble des demandes formées contre Société Générale dans le cadre de l'action de groupe et a rejeté la requête des demandeurs visant à déposer une assignation modifiée. Les demandeurs ont interjeté appel de ces décisions devant la Cour d'appel fédérale du Second Circuit.

En Argentine, Société Générale ainsi que d'autres institutions financières ont été assignées dans le cadre d'une action intentée par une association de consommateurs pour le compte de consommateurs argentins qui détenaient des obligations du gouvernement ou d'autres instruments dont les intérêts à payer étaient liés au US Dollar Libor. Il leur est reproché d'avoir enfreint les dispositions protectrices du droit de la consommation argentin lors de la fixation du taux US Dollar Libor. L'assignation dans ce dossier n'a pas encore été signifiée à Société Générale.

- Le 15 janvier 2019, Société Générale et SG Americas Securities, LLC ainsi que d'autres institutions financières, ont été visées par trois actions de groupe, depuis consolidées, sur le fondement du droit de la concurrence devant la *US District Court* de Manhattan. Les demandeurs prétendent que les banques du panel contribuant à l'indice USD ICE Libor se seraient entendues pour soumettre des contributions à un taux artificiellement bas et tirer ainsi profit de leurs opérations sur produits dérivés liés à cet indice. Les demandeurs sollicitent la certification d'un groupe comprenant des résidents américains (personnes physiques et morales) qui auraient souscrit auprès d'un défendeur des obligations à taux variables ou des swaps d'intérêts à taux variable liés à l'USD ICE Libor dont ils auraient reçu paiement entre le 1er février 2014 et aujourd'hui, indépendamment de la date d'achat de l'instrument financier. Le 25 mars 2020, le Tribunal a rejeté cette action de groupe consolidée. Les demandeurs ont interjeté appel de cette décision. Les défendeurs ont demandé le rejet de cet appel car les représentants du groupe de demandeurs se sont retirés de l'action de groupe. Un nouveau représentant cherche à intervenir en tant que demandeur dans cette procédure d'appel.

- Société Générale ainsi que d'autres institutions financières étaient assignées dans le cadre d'une action de groupe aux États-Unis dans laquelle il leur était reproché d'avoir enfreint le droit américain de la concurrence et le CEA relativement à des opérations de change au comptant et de commerce de dérivés. L'action avait été initiée par des personnes ou entités ayant conclu certaines transactions de gré à gré et échangé des instruments de change. Société Générale a

conclu un accord transactionnel pour un montant de 18 millions de dollars américains, qui a été homologué par le tribunal le 6 août 2018. Une action de groupe distincte a également été initiée pour le compte d'acheteurs indirects. Société Générale a conclu un accord pour 975 000 dollars américains pour résoudre ce différend. Le 19 novembre 2020, le tribunal a définitivement validé cet accord. Le 7 novembre 2018, un groupe d'entités ayant décidé de ne pas participer à l'accord transactionnel de l'action de groupe principale ont intenté une action contre Société Générale, SG Americas Securities, LLC et plusieurs autres institutions financières. Le 28 mai 2020, le tribunal a écarté SG Americas Securities, LLC de cette procédure. La phase de *discovery* est en cours pour SG et les codéfendeurs restants.

- Le 10 décembre 2012, le Conseil d'État a rendu deux décisions concluant que le précompte qui était prélevé sur les entreprises en France était contraire au droit communautaire et défini les modalités de restitution des sommes prélevées sur les entreprises par les autorités fiscales. Ces modalités ont cependant conduit à limiter fortement le droit à restitution. Société Générale a acquis en 2005, auprès de deux entreprises (Rhodia et Suez, devenue ENGIE), ce droit à restitution avec un recours limité sur les entreprises cessionnaires. L'une des décisions du Conseil d'État concerne l'entreprise Rhodia. Société Générale a fait valoir ses droits dans le cadre des différents contentieux avec l'administration devant les juridictions administratives en France. La dernière décision est un rejet d'admission des pourvois d'ENGIE et de Société Générale le 1er février 2016 par le Conseil d'État.

Saisie par plusieurs entreprises françaises, la Commission européenne a considéré que les décisions rendues par le Conseil d'État le 10 décembre 2012, censées mettre en œuvre l'arrêt de la CJUE C-310/09 du 15 septembre 2011, méconnaissaient le droit communautaire. La Commission européenne a ensuite engagé une procédure d'infraction contre la République française en novembre 2014 et confirmé depuis lors sa position via la publication le 28 avril 2016 d'un avis motivé et la saisine le 8 décembre 2016 de la Cour de Justice de l'Union européenne. La Cour de Luxembourg a rendu son arrêt le 4 octobre 2018 et a condamné la France pour manquement du Conseil d'État quant à la non prise en compte de l'impôt des sous-filiales UE afin de gager le précompte acquitté à tort ainsi que sur l'absence de question préjudicielle. S'agissant de la mise en œuvre pratique de la décision, Société Générale a continué à faire valoir ses droits auprès des juridictions compétentes et de l'administration fiscale dont elle attend un traitement diligent et conforme au droit. La Cour administrative d'appel de Versailles a ainsi prononcé le 23 juin 2020 un arrêt favorable à Société Générale sur ses créances Suez de 2002 et 2003, suivies d'une exécution mi-juillet en notre faveur. L'arrêt de Versailles a considéré que le précompte n'était pas compatible avec la directive mère-filles : le Conseil d'État, saisi par ailleurs d'une demande de question prioritaire de constitutionnalité a relevé lui aussi que le précompte était incompatible avec l'article 4 de la directive mère-filles mais qu'il convenait de poser une question préjudicielle à la CJUE afin de s'en assurer. Il convient donc désormais d'attendre la réponse de la Cour de Luxembourg qui ne devrait pas survenir avant la fin de l'année 2021.

- Société Générale ainsi que d'autres institutions financières ont été assignées dans le cadre d'une action de groupe dans laquelle il leur est reproché d'avoir enfreint le droit américain de la concurrence et CEA s'agissant de son implication sur le marché de Londres de fixation du prix de l'or. L'action a été initiée pour le compte de personnes ou entités ayant vendu de l'or physique, ayant vendu des contrats de futures indexés sur l'or sur le CME, vendu des ETF sur l'or, vendu des options d'achat d'or négociées sur le CME, acheté des options de vente d'or négociées sur le CME, vendu de l'or de gré à gré ou des contrats à terme ou des options d'achat d'or, ou acheté de gré à gré des options de vente d'or. L'action est pendante devant la US District Court de Manhattan. Des requêtes sollicitant le rejet de ces demandes ont été rejetées par décision du 4 octobre 2016 et la *discovery* est maintenant en cours. Société Générale et d'autres

institutions financières ont également été assignées dans le cadre de deux actions de groupe au Canada (devant la Cour Supérieure d'Ontario à Toronto et la Cour Supérieure du Québec dans la ville de Québec) pour des demandes similaires.

- Depuis août 2015, d'anciens et actuels employés du groupe Société Générale sont visés par plusieurs enquêtes conduites par les autorités fiscales et pénales allemandes. Ces enquêtes sont entre autres relatives à un fonds administré par SGSS GmbH et à leurs prétendues participations, pour compte propre ou pour le compte de clients, à de possibles schémas de fraude fiscale sur dividendes d'actions allemandes à l'occasion de transaction sur titres dites « CumEx ». Les entités du Groupe répondent aux demandes des autorités allemandes.
- SGSS GmbH a été informée par le Tribunal de Bonn le 19 juin 2019 de l'ouverture d'une procédure pénale à l'égard de deux individus employés par une société ayant conseillé ce fonds, celui-ci étant suspecté par les procureurs allemands d'avoir participé à des transactions « CumEx » potentiellement frauduleuses. Le 19 août 2019, le Tribunal régional de Bonn a décidé d'attirer SGSS GmbH en qualité de « secondary party » à cette procédure. Par décision du 16 mars 2020, le Tribunal, avec l'accord des Procureurs de Cologne, a retiré avec effet immédiat toute demande contre SGSS GmbH en tant que « secondary party ». En plus de faire l'objet d'enquêtes ou de procédures pénales, les entités du groupe Société Générale peuvent être exposées à des demandes de tiers, dont des autorités fiscales allemandes, et faire l'objet de contentieux judiciaires.
- En mai 2019, SGAS ainsi que d'autres institutions financières ont été assignées aux États-Unis dans le cadre d'une action de groupe dans laquelle il leur est reproché d'avoir enfreint le droit américain de la concurrence s'agissant de la fixation du prix de titres émis par des Entreprises Sponsorisées par le gouvernement américain, dont la Federal Home Loan Bank (FHLB), la Federal Home Loan Mortgage Corporation (Freddie Mac) et la Federal National Mortgage Association (Fannie Mae). Une requête visant au rejet de l'action a été déposée le 13 juin 2019. Il a été fait droit à cette requête le 29 août 2019 à l'égard de SGAS et des autres défendeurs. Le 9 septembre 2019, les demandeurs ont soumis une assignation modifiée. Une demande de rejet de cette assignation modifiée a été régularisée le 17 septembre 2019, à laquelle il a été fait droit le 15 octobre 2019. Le 16 décembre 2019, les demandeurs et douze banques défenderesses, dont SGAS ont soumis pour approbation au tribunal une proposition d'accord transactionnel pour mettre fin à l'action de groupe, en échange du paiement de la somme de 250 millions de dollars américains. Bien que la part de SGAS dans cet accord ne soit pas publique, son montant est faible. Le 15 juin 2020, cet accord transactionnel a été définitivement validé par le tribunal. SGAS a également été nommée dans quatre actions individuelles opt-out par les demandeurs suivants - l'État de Louisiane (en septembre 2019), la municipalité de Bâton Rouge ainsi que des entités affiliées (en octobre 2019), le Louisiana Asset Management Pool (en avril 2020) et la ville de Nouvelle Orléans ainsi que des entités affiliées (en septembre 2020). Ces actions contre SGAS et de nombreuses autres banques se fondent sur les mêmes allégations de violation du droit américain de la concurrence (ainsi que d'autres demandes, pour certaines des actions) en lien avec l'achat par les demandeurs de titres émis par des Entreprises Sponsorisées par le gouvernement américain. SGAS a également reçu une demande d'informations du US Department of Justice (« DOJ ») en lien avec cette activité d'émission de titres. SGAS répond à ces demandes et coopère avec le DOJ.
- Société Générale et certaines de ses filiales sont assignées dans le cadre d'une action devant la US Bankruptcy Court de Manhattan initiée par le Trustee nommé dans le cadre de la liquidation de la société Bernard L. Madoff Investment Securities LLC (« BLMIS »). L'action est identique à celles initiées par le Trustee de BLMIS à l'encontre de nombreuses institutions et sollicite le recouvrement de montants prétendument reçus indirectement de BLMIS par des entités Société Générale, par le truchement de « fonds nourriciers »

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS | NOTE 9

qui avaient investi dans BLMIS et desquels Société Générale avait reçu des remboursements. Le demandeur prétend que les montants reçus par les entités Société Générale sont recouvrables sur le fondement du *US Bankruptcy Code* et de la loi de l'État de New York. Le Trustee de BLMIS tente de recouvrer un montant agrégé d'environ 150 millions de dollars américains auprès des entités Société Générale. Celles-ci se défendent dans le cadre de cette action. Par décisions rendues les 22 novembre 2016 et 3 octobre 2018, le Tribunal a rejeté la plupart des demandes initiées par le Trustee de BLMIS, qui a interjeté appel devant la Cour d'appel fédérale du *Second Circuit*. Par décision du 25 février 2019, la Cour d'appel a invalidé les jugements et a renvoyé les affaires pour qu'elles soient jugées en première instance. Le 1er juin 2020, la Cour Suprême des États-Unis a rejeté la requête en révision qui avait été déposée par les défendeurs. L'affaire va maintenant être renvoyée devant le Tribunal de première instance pour la reprise de la procédure.

- Le 10 juillet 2013, Société Générale a été assignée dans le cadre d'une action initiée devant l'*US District Court* à Miami par des demandeurs sur le fondement de la loi *Cuban Liberty and Democracy Solidarity* («*Libertad*») de 1996 (connue sous le nom de *Helms-Burton Act*) pour de prétendues pertes résultant de l'expropriation par le gouvernement cubain en 1960 de Banco Nunez dans laquelle ils auraient prétendument eu un intérêt. Les demandeurs sollicitent des dommages-intérêts de la part de Société Générale sur le fondement de cette loi. Le 24 septembre 2019, les demandeurs ont modifié leur assignation, dans laquelle ils ont ajouté trois autres banques défenderesses et formé de nouvelles allégations factuelles. Société Générale a soumis une demande de rejet de cette assignation modifiée. L'échange de conclusions sur ce point a pris fin le 10 janvier 2020. Alors qu'une décision était attendue sur la demande de rejet, les demandeurs ont soumis une demande visant à transférer le dossier devant le Tribunal fédéral de Manhattan. Les défendeurs ne se sont pas opposés à cette demande, à laquelle le Tribunal a fait droit le 30 janvier 2020. Le 11 septembre 2020, les demandeurs ont soumis une seconde assignation modifiée. Une demande de rejet a été soumise en retour.

- Le 9 novembre 2020, Société Générale a été assignée devant la Cour fédérale de Manhattan dans une action *Helms-Burton* semblable par les prétendus propriétaires (et successeurs) de la Banco Pujol, une banque cubaine qui aurait été expropriée par le gouvernement cubain en 1960.
- Le 5 juin 2020, un actionnaire de Société Générale a initié une action dérivée (*ut singuli*) devant la Cour de l'État de New York contre 39 anciens et actuels Dirigeants et administrateurs de la Banque. L'assignation prétend qu'un accord écrit de 2009 avec les régulateurs bancaires américains exigeait de la Banque la mise en œuvre et le maintien d'une politique effective de conformité et de contrôle des transactions en matière de lutte contre le blanchiment. Selon l'assignation, la Banque aurait manqué à ces obligations, conduisant à des pénalités et confiscations imposées en novembre 2018 par plusieurs agences fédérales et de l'État de New York et des autorités pénales au titre de la législation américaine en matière de sanctions et de lutte contre le blanchiment. L'assignation forme notamment des demandes au titre de manquements à des obligations en lien avec ces accords. Ce contentieux en est à un stade précoce de la procédure, et une demande visant au rejet de l'action (*motion to dismiss*) sur plusieurs fondements est prévue.
- Le 16 octobre 2020, Vestia a assigné Société Générale devant les juridictions anglaises au titre des conditions dans lesquelles celle-ci a souscrit des contrats de produits dérivés avec Société Générale entre 2008 et 2011. Vestia soutient qu'elle ne disposait pas de la capacité à souscrire de tels produits et prétend que ces transactions ont été conclues via des actes de corruption. Vestia cherche à faire annuler ces transactions et à recouvrer les montants versés à Société Générale au titre de ces dernières. Le 8 janvier 2021, Société Générale a soumis ses conclusions en défense assorties d'une demande reconventionnelle.
- Le 20 octobre 2020, Société Générale Securities Australia Pty Ltd («*SGSAPL*») a été condamnée par le Tribunal Local de Sydney au titre de manquements à des obligations en matière de gestion de fonds de clients. SGSAPL a été condamnée à payer 30 000 AUD pour des faits qui se sont déroulés entre décembre 2014 et février 2017 et dont SGSAPL avait volontairement informé l'*Australian Securities and Investment Commission*.

6

ÉTATS FINANCIERS
COMPTES ANNUELS

6.5 COMPTES ANNUELS

6.5.1 BILAN

ACTIF

(En M EUR)		31.12.2020	31.12.2019
Caisse, banques centrales, comptes courants postaux		133 323	77 447
Effets publics et valeurs assimilées ⁽¹⁾	Note 2.1	53 806	153 205
Prêts et créances sur les établissements de crédit ⁽¹⁾	Note 2.3	176 309	171 231
Opérations avec la clientèle	Note 2.3	443 343	481 496
Obligations et autres titres à revenu fixe ⁽¹⁾	Note 2.1	121 389	120 679
Actions et autres titres à revenu variable ⁽¹⁾	Note 2.1	93 568	140 976
Participations et autres titres détenus à long terme	Note 2.1	992	862
Parts dans les entreprises liées	Note 2.1	23 446	24 373
Immobilisations corporelles et incorporelles	Note 7.2	2 934	2 969
Actions propres	Note 2.1	131	151
Autres actifs et comptes de régularisation	Note 3.2	208 801	154 306
TOTAL		1 258 042	1 327 695

(1) Les montants au 31 décembre 2020 tiennent compte de l'application rétrospective, à compter de l'exercice 2020, du règlement ANC N° 2020-10 relatif à la présentation des titres empruntés et de l'épargne réglementée centralisée (cf. paragraphe 5, Note 1).

HORS BILAN

(En M EUR)		31.12.2020	31.12.2019
Engagements de financement donnés	Note 2.3	228 424	238 489
Engagements de garantie donnés	Note 2.3	225 915	202 543
Engagements donnés sur titres		19 645	23 744

PASSIF

(En M EUR)		31.12.2020	31.12.2019
Banques centrales, comptes courants postaux		1 489	3 852
Dettes envers les établissements de crédit	Note 2.4	301 788	255 606
Opérations avec la clientèle ⁽¹⁾	Note 2.4	513 860	495 084
Dettes représentées par un titre	Note 2.4	125 053	116 702
Autres passifs et comptes de régularisation ⁽¹⁾	Note 3.2	243 121	381 443
Provisions	Note 7.3	12 529	13 188
Dettes subordonnées	Note 6.4	23 786	23 836
Capitaux propres			
Capital	Note 6.1	1 067	1 067
Primes d'émission	Note 6.1	21 556	21 556
Réserves et report à nouveau	Note 6.1	15 361	11 666
Résultat de l'exercice	Note 6.1	(1 568)	3 695
SOUS-TOTAL		36 416	37 984
TOTAL		1 258 042	1 327 695

(1) Les montants au 31 décembre 2020 tiennent compte de l'application rétrospective, à compter de l'exercice 2020, du règlement ANC N° 2020-10 relatif à la présentation des titres empruntés et de l'épargne réglementée centralisée (cf. paragraphe 5, Note 1).

HORS BILAN

(En M EUR)		31.12.2020	31.12.2019
Engagements de financement reçus d'établissements de crédit	Note 2.4	70 008	78 052
Engagements de garantie reçus d'établissements de crédit	Note 2.4	60 479	58 140
Engagements reçus sur titres		23 886	28 304

6.5.2 COMPTE DE RÉSULTAT

(En M EUR)		2020	2019
Intérêts et produits assimilés	Note 2.5	16 540	20 516
Intérêts et charges assimilés	Note 2.5	(16 246)	(20 234)
Revenus des titres à revenu variable	Note 2.1	1 177	3 617
Commissions (produits)	Note 3.1	4 464	4 430
Commissions (charges)	Note 3.1	(1 920)	(1 755)
Gains nets sur opérations liées aux portefeuilles de négociation	Note 2.1	4 125	5 293
Gains nets sur opérations liées aux portefeuilles de placement et assimilés	Note 2.1	99	102
Autres produits d'exploitation bancaire ⁽¹⁾		2 044	8 559
Autres charges d'exploitation bancaire ⁽²⁾		(1 793)	(8 617)
Produit net bancaire	Note 7.1	8 490	11 911
Frais de personnel	Note 4.1	(4 783)	(5 236)
Autres frais administratifs ⁽²⁾		(3 577)	(3 383)
Dotations aux amortissements		(526)	(477)
Résultat brut d'exploitation		(496)	2 815
Coût du risque	Note 2.6	(1 582)	(848)
Résultat d'exploitation		(2 078)	1 967
Gains ou pertes sur actifs immobilisés	Note 2.1	651	1 147
Résultat courant avant impôt		(1 427)	3 114
Impôt sur les bénéfices	Note 5	(141)	581
Résultat Net		(1 568)	3 695
Résultat par action	Note 6.3	(1,84)	4,45
Résultat dilué par action		(1,84)	4,45

(1) Dans le cadre de ses activités de maintien de marché sur les instruments dérivés de matières premières, Société Générale peut être amené à détenir des stocks physiques de matières premières. Les charges et produits afférents à ces stocks sont comptabilisés parmi les «Autres produits et autres charges d'exploitation bancaire». Au titre de 2020, figurent en produits un montant de 1 821 millions d'euros (8 343 millions d'euros en 2019) et en charges un montant de 1 579 millions d'euros (8 502 millions d'euros en 2019).

(2) dont 377 millions d'euros au titre de la contribution 2020 au Fonds de Résolution Unique (FRLU) (297 millions d'euros en 2019).

Une information sur les honoraires des Commissaires aux comptes est mentionnée dans les notes annexes aux comptes consolidés du groupe Société Générale ; en conséquence, cette information n'est pas fournie dans les notes annexes aux comptes annuels de Société Générale.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS | NOTE 1

6.6 NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS

Ces comptes annuels ont été arrêtés par le Conseil d'administration du 9 février 2021.

NOTE 1 PRINCIPALES RÈGLES D'ÉVALUATION ET DE PRÉSENTATION DES COMPTES SOCIAUX

1. Introduction

Les comptes annuels de Société Générale ont été établis et sont présentés conformément aux dispositions du règlement n° 2014-07 de l'Autorité des Normes Comptables relatif aux comptes des entreprises du secteur bancaire.

Les états financiers des succursales étrangères ayant été établis d'après les règles des pays d'origine, les principaux retraitements nécessaires ont été effectués afin de les rendre conformes aux principes comptables français.

Les informations présentées dans les annexes aux comptes annuels se concentrent sur celles qui revêtent un caractère pertinent et matériel au regard des états financiers de Société Générale, de ses activités et des circonstances dans lesquelles celles-ci se sont réalisées au cours de la période affectée particulièrement par les effets de la crise Covid-19.

2. Principes comptables et méthodes d'évaluation

Conformément aux principes comptables applicables aux établissements de crédit français, les méthodes d'évaluation prennent en compte pour la majorité des opérations l'intention dans laquelle celles-ci ont été conclues.

Les opérations réalisées dans le cadre de la banque d'intermédiation sont maintenues à leur coût historique et font l'objet de dépréciations et de provisions pour risque de contrepartie. Les rémunérations attachées à ces opérations sont enregistrées *pro rata temporis* en respectant le principe de séparation des exercices. Les opérations sur instruments financiers à terme réalisées afin de couvrir et de gérer le risque global de taux d'intérêt de la banque d'intermédiation entrent dans ce cadre.

Les opérations réalisées dans le cadre des activités de marché sont généralement évaluées à leur valeur de marché à l'exception des prêts, emprunts et titres de placement qui suivent la règle du nominalisme. Lorsque ces instruments financiers ne sont pas cotés sur des marchés actifs, l'évaluation à la valeur de marché est corrigée pour intégrer une décote prudentielle. De plus, les évaluations déterminées à partir de modèles internes font l'objet d'une décote (*Reserve policy*) déterminée en fonction de la complexité du modèle utilisé et de la durée de vie de l'instrument financier.

3. Méthode de conversion des comptes en devises étrangères

Lorsqu'ils sont exprimés en devises, le bilan et le hors-bilan des succursales sont convertis sur la base des cours de change officiels à la

date de clôture. Les postes du compte de résultat sont convertis sur la base du cours de change moyen du trimestre de leur réalisation. Les différences de conversion associées aux dotations en capital, aux réserves, aux reports à nouveau et aux résultats des succursales étrangères, qui proviennent de l'évolution des cours de change, sont portées dans les rubriques relatives aux comptes de régularisation.

Les écarts de conversion relatifs aux succursales de la zone Euro (constatés lors du passage à l'euro) sont maintenus dans les capitaux propres, et ne seront inscrits au compte de résultat que lors de la cession de ces entités.

4. Recours à des estimations et au jugement

Pour la préparation des comptes annuels de Société Générale, l'application des principes et méthodes comptables décrits dans les notes annexes conduit la Direction à formuler des hypothèses et à réaliser des estimations qui peuvent avoir une incidence sur les montants comptabilisés au compte de résultat, sur l'évaluation des actifs et passifs au bilan et sur les informations présentées dans les notes annexes qui s'y rapportent.

Pour réaliser ces estimations et émettre ces hypothèses, la Direction utilise les informations disponibles à la date d'établissement des comptes annuels et peut recourir à l'exercice de son jugement. Par nature, les évaluations fondées sur ces estimations comportent des risques et incertitudes quant à leur réalisation dans le futur, de sorte que les résultats futurs définitifs des opérations concernées pourront être différents de ces estimations et avoir alors une incidence significative sur les états financiers.

Les hypothèses formulées et les estimations réalisées pour la préparation de ces comptes annuels ont évolué comparativement à celles retenues lors de la précédente clôture annuelle pour tenir compte des incertitudes actuelles sur les conséquences, la durée et l'intensité de la crise économique générée par la pandémie de Covid-19. Les effets de cette crise sur les hypothèses et estimations retenues sont précisés dans la 6^e partie de la présente note.

Le recours à des estimations concerne notamment les éléments suivants :

- la juste valeur au bilan des instruments financiers (titres et instruments dérivés) non cotés sur un marché actif et détenus dans le cadre d'activités de marché (cf. Notes 2.1, 2.2 et 3.2) ;
- les dépréciations des actifs financiers (cf. Note 2.6) ;
- les provisions enregistrées au passif du bilan (cf. Notes 2.6, 4.2 et 7.3) ;
- les actifs d'impôts différés comptabilisés au bilan (cf. Note 5).

BREXIT

Le Royaume-Uni a organisé le 23 juin 2016 un référendum lors duquel une majorité des citoyens britanniques a voté pour une sortie de l'Union européenne (Brexit).

Après plusieurs reports, l'accord de retrait du Royaume-Uni est entré en vigueur le 31 janvier 2020 avec une période de transition qui a pris fin le 31 décembre 2020. Le droit de l'Union européenne a donc cessé de s'appliquer au Royaume-Uni depuis le 1^{er} janvier 2021.

Malgré un contexte sanitaire et politique peu favorable, des négociations ont eu lieu au cours de l'année 2020 entre le Royaume-Uni et l'Union européenne qui ont abouti le 24 décembre 2020 à la signature d'un accord de commerce et de coopération excluant les services financiers. À date, seule une équivalence européenne pour une période de dix-huit mois à compter du 1^{er} janvier 2021 a été trouvée pour l'utilisation des chambres de compensation.

Société Générale avait anticipé ces difficultés et a donc maintenu les mesures déjà mises en place dès le 31 janvier 2020 pour assurer une continuité de service à ses clients (notamment, réorganisation et migration de certains comptes clients entre les deux plateformes parisienne et londonienne). En outre, Société Générale a obtenu une autorisation transitoire de deux ans pour poursuivre ses activités à Londres, sous réserve du respect des normes réglementaires locales.

Ainsi, des zones d'incertitudes demeurent quant à des négociations sur les discussions autour des services financiers et sur les modalités d'obtention des équivalences d'une part, et quant à l'accroissement éventuel des divergences entre les réglementations locales et les réglementations européennes d'autre part.

Société Générale continue de suivre ces négociations et a pris en compte les conséquences à court, moyen et long terme du Brexit dans les hypothèses et estimations retenues pour préparer les comptes annuels.

5. Amendements au règlement ANC n° 2014-07 : modification de la présentation au bilan des titres empruntés et de la créance de centralisation de l'épargne réglementée

L'Autorité des Normes Comptables a publié le 22 décembre 2020 le règlement n° 2020-10 modifiant le règlement ANC n° 2014-07. Ce règlement, homologué le 29 décembre 2020, est applicable obligatoirement aux comptes de l'exercice 2020 avec effet rétroactif ; il vient modifier la présentation au bilan des opérations suivantes :

EMPRUNTS DE TITRES

L'application de l'amendement conduit à modifier la présentation au bilan des titres empruntés. Ces titres, qui étaient présentés précédemment à l'actif du bilan parmi les titres de transaction dans les rubriques Effets publics et valeurs assimilées, Obligations et autres titres à revenu fixe, et Actions et autres titres à revenu variable, sont désormais présentés au passif du bilan en déduction des dettes sur titres empruntés dans la rubrique « Autres passifs et comptes de régularisation ». Cette nouvelle présentation des titres empruntés permet de donner une information plus pertinente sur l'exposition de la banque aux risques et avantages liés à la détention des titres empruntés et à l'obligation indissociable de les restituer à l'échéance de l'opération d'emprunt.

ÉPARGNE RÉGLEMENTÉE CENTRALISÉE

L'application de l'amendement conduit à modifier la présentation au bilan de la créance sur le Fonds d'épargne de la Caisse des dépôts et consignations. Cette créance représente la quote-part de l'épargne

collectée sur les livrets A, livrets de développement durable et solidaire et comptes sur livret d'épargne populaire que la banque est tenue de transférer pour centralisation auprès de la Caisse des dépôts et consignations. Cette créance, qui était présentée précédemment dans le poste Créances sur les établissements de crédit à l'actif du bilan, est désormais présentée au passif du bilan en déduction des comptes d'épargne à régime spécial dans la rubrique Opérations avec la clientèle. Cette nouvelle présentation des encours d'épargne réglementée centralisée permet de donner une information plus pertinente sur les risques et les flux associés tels qu'ils résultent des dispositions législatives qui régissent le dispositif de l'épargne réglementée et la garantie de l'État qui lui est indissociable.

La première application de ces amendements n'a eu aucune conséquence sur les capitaux propres de Société Générale, ni sur son résultat.

6. Covid-19

La pandémie de Covid-19 cause un choc sanitaire et économique de nature inédite. Les mesures de confinement prises par de nombreux gouvernements pour enrayer la propagation du virus ont entraîné un effondrement de l'activité mondiale en 2020 : la crise affecte aussi durement l'offre de biens et services en raison des mesures de confinement que la demande touchée par la baisse des revenus des entreprises et des ménages.

Les gouvernements et les banques centrales sont intervenus massivement afin d'atténuer les effets de ce choc en apportant un soutien important à l'économie en matière de liquidités et garanties de crédit.

De fortes incertitudes demeurent sur les conséquences, l'intensité et la durée de la crise.

Pour la préparation des comptes annuels, Société Générale utilise des scénarios macroéconomiques dans les modèles d'évaluation des pertes de crédit intégrant des données prospectives (cf. Note 2.6). Ces scénarios sont établis par le Département des Etudes Economiques et Sectorielles de Société Générale. À chaque scénario est attribué un coefficient de pondération et les résultats des modèles correspondent à une moyenne pondérée de ces scénarios.

Au 31 décembre 2020, Société Générale a utilisé les quatre scénarios macroéconomiques suivants :

- un scénario central (SG Central), pondéré à 65%, qui prévoit, après la chute significative du PIB sur l'année 2020, un rebond progressif à partir de 2021, en considérant notamment que les mesures de restriction des déplacements prendront fin en début d'année 2022 ;
- un scénario de crise sanitaire prolongée (SG Extended), pondéré à 10%, qui prévoit que les mesures de restriction des déplacements prendront fin en début d'année 2023 ;
- enfin, ces deux scénarios sont complétés par un scénario favorable pondéré à 10% et un scénario stressé pondéré à 15%.

Société Générale a également procédé à certains ajustements méthodologiques et a pris en compte les mesures de soutien décidées par les autorités publiques pour l'application des principes d'évaluation des pertes de crédit attendues.

Les principales évolutions de l'année ont porté sur :

- la mise à jour des modèles d'estimation des dépréciations et provisions pour risque de crédit pour tenir compte de l'effet des nouveaux scénarios macroéconomiques décrits ci-dessus ;
- des ajustements de modèles pour traduire au mieux l'impact des scénarios sur les dépréciations et provisions pour risque de crédit ;
- la mise à jour des ajustements sectoriels ;
- la prise en compte des mesures de soutien apportées aux clients fragilisés par la crise en lien avec les autorités publiques.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS | NOTE 1

Société Générale a accordé des moratoires sur 15,1 milliards d'euros d'encours de prêts à sa clientèle. Ces moratoires ont pris la forme d'un report de six mois des échéances de remboursement (jusqu'à douze mois pour les moratoires tourisme) de prêts accordés aux entreprises et aux professionnels (capital et intérêts), avec facturation d'intérêts au titre du différé uniquement sur le capital. La majorité des encours de ces moratoires est désormais expirée, avec une reprise des remboursements pour la plupart des clients sans incidents.

En complément des moratoires, Société Générale a contribué à la mise en œuvre des mesures de soutien décidées par les autorités par l'étude et l'attribution de Prêts Garantis par l'État (PGE) dans le cadre des dispositions de la loi de finance rectificative pour 2020 et des conditions fixées par l'arrêté du 23 mars 2020. Il s'agit de financements consentis à prix coûtant et garantis par l'État jusqu'à 90%. D'un montant maximal correspondant dans le cas général à trois mois de chiffre d'affaires hors taxes, ces prêts sont assortis d'une franchise de remboursement d'une année. À l'issue de cette année, le client peut soit rembourser le prêt, soit l'amortir sur une à cinq années supplémentaires, avec la possibilité de prolonger d'un an la franchise en capital.

Ces PGE ont été enregistrés à l'actif du bilan parmi les Opérations avec la clientèle. Au 31 décembre 2020, leurs encours s'élèvent à environ 10,9 milliards d'euros (dont 1,44 milliard d'euros en encours dégradés

et 0,24 milliard d'euros en encours douteux) ; de nouveaux PGE seront consentis d'ici la date limite d'octroi fixée par l'État au 30 juin 2021. Le montant des dépréciations et provisions pour risque de crédit enregistrées au 31 décembre 2020 au titre des PGE s'élève à environ 45 millions d'euros.

Sur la base des scénarios présentés ci-dessus et après prise en compte des ajustements méthodologiques et des mesures de soutien, le coût du risque pour l'exercice 2020 représente une charge nette de 1 582 millions d'euros, en augmentation de 734 millions d'euros (+87%) par rapport à l'exercice 2019.

7. Projet de rapprochement de la banque de détail avec crédit du nord

Société Générale a annoncé le 7 décembre 2020 un projet de rapprochement des deux réseaux bancaires Crédit du Nord et Société Générale pour constituer un nouvel ensemble (projet VISION 2025).

Au 31 décembre 2020, ce projet n'a pas encore été détaillé et n'a pas été soumis à la consultation des partenaires sociaux ni à l'accord des autorités compétentes. En conséquence, aucune provision n'a été comptabilisée dans les comptes annuels au 31 décembre 2020 au titre de ce projet.

NOTE 2 INSTRUMENTS FINANCIERS**NOTE 2.1 Portefeuille titres****PRINCIPES COMPTABLES**

Les titres sont classés en fonction de :

- leur nature : effets publics (bons du Trésor et titres assimilés), obligations et autres titres à revenu fixe (titres de créances négociables et titres du marché interbancaire), actions et autres titres à revenu variable ;
- leur portefeuille de destination : transaction, placement, investissement, activité de portefeuille, participations, parts dans les entreprises liées et autres titres détenus à long terme, correspondant à l'objet économique de leur détention.

Les achats et les ventes de titres sont comptabilisés au bilan en date de règlement-livraison.

Pour chaque catégorie de portefeuille, les règles de classement et d'évaluation appliquées sont les suivantes. Les règles de dépréciation afférentes sont décrites dans la Note 2.6.4.

Titres de transaction

Ce sont les titres qui, à l'origine, sont acquis ou vendus avec l'intention de les revendre ou de les racheter à court terme ou qui sont détenus dans le cadre d'une activité de mainteneur de marché. Ces titres sont négociables sur un marché actif et les prix de marché ainsi accessibles sont représentatifs de transactions réelles intervenant régulièrement sur le marché dans des conditions de concurrence normale. Sont également classés en titres de transaction, les titres faisant l'objet d'un engagement de vente dans le cadre d'une opération d'arbitrage effectuée sur un marché d'instruments financiers organisé ou assimilé, et les titres acquis ou vendus dans le cadre d'une gestion spécialisée de portefeuille de transaction comprenant des instruments financiers à terme, des titres ou d'autres instruments financiers gérés ensemble et présentant des indications d'un profil récent de prise de bénéfices à court terme.

Les titres de transaction sont inscrits au bilan à leur prix d'acquisition, hors frais d'acquisition.

Ils font l'objet d'une évaluation sur la base de leur valeur de marché à la date de clôture de l'exercice.

Le solde des gains et pertes latents ainsi constatés, de même que le solde des gains et pertes réalisés sur cession des titres est porté au compte de résultat, dans les rubriques Gains nets sur opérations liées aux portefeuilles de négociation, ou, de placement et assimilés. Les coupons encaissés sur les titres à revenu fixe du portefeuille de transaction sont classés dans le compte de résultat au sein de la rubrique Produits nets d'intérêts relatifs aux obligations et autres titres à revenu fixe.

Les titres de transaction qui ne sont plus détenus avec l'intention de les revendre à court terme, ou qui ne sont plus détenus dans le cadre d'une activité de mainteneur de marché ou pour lesquels la gestion spécialisée de portefeuille dans le cadre de laquelle ils sont détenus ne présente plus un profil récent de prise de bénéfices à court terme peuvent être transférés dans les catégories « titres de placement » ou « titres d'investissement » si :

- une situation exceptionnelle du marché nécessite un changement de stratégie de détention ;
- ou si les titres à revenu fixe ne sont plus, postérieurement à leur acquisition, négociables sur un marché actif et si Société Générale a l'intention et la capacité de les détenir dans un avenir prévisible ou jusqu'à leur échéance.

Les titres ainsi transférés sont inscrits dans leur nouvelle catégorie à leur valeur de marché à la date du transfert.

Titres d'investissement

Les titres d'investissement sont les titres à revenu fixe assortis d'une échéance fixée qui ont été acquis ou reclassés de la catégorie « titres de transaction » ou « titres de placement » avec l'intention manifeste et la capacité de les détenir jusqu'à l'échéance.

Société Générale doit donc disposer notamment de la capacité de financement nécessaire pour continuer à détenir ces titres jusqu'à leur échéance. Ces derniers ne doivent être soumis à aucune contrainte existante juridique ou autre qui pourrait remettre en cause l'intention de les détenir jusqu'à leur échéance.

Les titres d'investissement incluent également les titres de transaction et de placement que Société Générale a décidé de reclasser dans les conditions particulières décrites ci-dessus (situation exceptionnelle de marché ou titres qui ne sont plus négociables sur un marché actif). Ces titres reclassés sont identifiés au sein du portefeuille des titres d'investissement.

Société Générale peut être amenée à céder les titres d'investissement ou à les transférer dans une autre catégorie comptable uniquement dans les cas particuliers suivants :

- la cession ou le transfert est effectué à une date proche de l'échéance du titre, ou ;
- la cession ou le transfert survient du fait d'un événement isolé et indépendant du contrôle de Société Générale.

Ces titres d'investissement peuvent être désignés comme éléments couverts dans le cadre d'une opération de couverture affectée ou de couverture globale du risque de taux d'intérêt réalisée au moyen d'instruments financiers à terme.

Les titres d'investissement sont inscrits au bilan à leur coût d'achat hors frais d'acquisition.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS | NOTE 2

Titres de participation, parts dans les entreprises liées et autres titres détenus à long terme

Il s'agit, d'une part, des titres de participation et parts dans les entreprises liées dont la possession durable est estimée utile à l'activité de Société Générale, et notamment ceux répondant aux critères suivants :

- titres de sociétés intégrées globalement ou émis par des sociétés mises en équivalence ;
- titres de sociétés ayant des administrateurs ou des Dirigeants communs avec Société Générale, dans des conditions qui permettent l'exercice d'une influence sur l'entreprise dont les titres sont détenus ;
- titres de sociétés appartenant à un même groupe contrôlé par des personnes physiques ou morales exerçant un contrôle sur l'ensemble et faisant prévaloir une unité de décision ;
- titres représentant plus de 10% des droits dans le capital émis par un établissement de crédit ou par une société dont l'activité se situe dans le prolongement de celle de Société Générale.

Il s'agit, d'autre part, des autres titres détenus à long terme, constitués par les investissements réalisés par Société Générale, sous forme de titres, dans l'intention de favoriser le développement de relations professionnelles durables en créant un lien privilégié avec l'entreprise émettrice, sans toutefois exercer une influence sur sa gestion en raison du faible pourcentage des droits de vote qu'ils représentent.

Les titres de participation, parts dans les entreprises liées et autres titres détenus à long terme sont comptabilisés à leur coût d'achat hors frais d'acquisition. Les revenus de dividendes attachés à ces titres sont portés au compte de résultat dans la rubrique Revenus des titres à revenu variable.

Titres de placement

Ce sont les titres qui ne sont inscrits ni parmi les titres de transaction, ni parmi les titres d'investissement, ni parmi les autres titres détenus à long terme, les titres de participation et les parts dans les entreprises liées.

ACTIONS ET AUTRES TITRES À REVENU VARIABLE

Les actions sont inscrites au bilan à leur coût d'achat hors frais d'acquisition ou à leur valeur d'apport. À la clôture de l'exercice, elles sont évaluées par rapport à leur valeur probable de négociation et seules les moins-values latentes sont comptabilisées par l'inscription d'une dépréciation relative au portefeuille titres. Les revenus de dividendes attachés aux actions classées en titres de placement sont portés au compte de résultat dans la rubrique Revenus des titres à revenu variable.

OBLIGATIONS ET AUTRES TITRES À REVENU FIXE

Ces titres sont inscrits au bilan à leur prix d'acquisition hors frais d'acquisition, et concernant les obligations, hors intérêts courus non échus à la date d'acquisition. Les différences entre les prix d'acquisition et les valeurs de remboursement (primes si elles sont positives, décotes si elles sont négatives) sont enregistrées au compte de résultat sur la durée de vie des titres concernés. L'étalement de ces différences est réalisé en utilisant la méthode actuarielle. Les intérêts courus à percevoir attachés aux obligations et autres titres à revenu fixe de placement sont portés dans un compte de créances rattachées en contrepartie de la rubrique Intérêts et produits assimilés du compte de résultat.

Les titres de placement peuvent être transférés dans la catégorie « Titres d'investissement » si :

- une situation exceptionnelle de marché nécessite un changement de stratégie de détention, ou ;
- si les titres à revenu fixe ne sont plus, postérieurement à leur acquisition, négociables sur un marché actif et si Société Générale a l'intention et la capacité de les détenir dans un avenir prévisible ou jusqu'à leur échéance.

NOTE 2.1.1 EFFETS PUBLICS, OBLIGATIONS ET AUTRES TITRES À REVENU FIXE, ACTIONS ET AUTRES TITRES À REVENU VARIABLE

	31.12.2020				31.12.2019			
(En M EUR)	Effets publics et valeurs assimilées	Actions et autres titres à revenu variable	Obligations et autres titres à revenu fixe	Total	Effets publics et valeurs assimilées	Actions et autres titres à revenu variable	Obligations et autres titres à revenu fixe	Total
Portefeuille de transaction⁽¹⁾	31 612	91 824	68 789	192 225	129 396	139 215	69 815	338 426
Portefeuille de placement	22 049	1 659	10 893	34 601	23 645	1 674	14 173	39 492
Montant brut	22 115	1 704	11 138	34 957	23 715	1 711	14 265	39 691
Dépréciations	(66)	(45)	(245)	(356)	(70)	(37)	(92)	(199)
Portefeuille d'investissement	53	-	41 715	41 768	58	-	36 679	36 737
Montant brut	53	-	41 715	41 768	58	-	36 679	36 737
Dépréciations	-	-	-	-	-	-	-	-
Créances rattachées	92	85	(8)	169	106	87	12	205
TOTAL	53 806	93 568	121 389	268 763	153 205	140 976	120 679	414 860

(1) À compter de l'exercice 2020, les titres empruntés, qui étaient présentés précédemment à l'actif du bilan parmi les titres de transaction dans les rubriques Effets publics et valeurs assimilées, Obligations et autres titres à revenu fixe, et Actions et autres titres à revenu variable, sont désormais présentés au passif du bilan en déduction des dettes sur titres empruntés dans la rubrique « Autres passifs » (cf. paragraphe 5, Note 1 et Note 3.2).

INFORMATIONS COMPLÉMENTAIRES SUR LES TITRES

(En M EUR)	31.12.2020	31.12.2019
Valeur estimée des titres de placement :		
Plus-values latentes ⁽¹⁾	1 786	990
Résultat latent du portefeuille d'investissement hors portefeuille reclassé	-	-
Montant des primes et décotes afférentes aux titres de placement et d'investissement	97	80
Parts d'OPCVM détenues :	19 258	17 530
■ OPCVM français	6 617	5 497
■ OPCVM étrangers	12 641	12 033
dont OPCVM de capitalisation	4	5
Montant des titres cotés ⁽²⁾	352 066	374 281
Montant des titres subordonnés	110	111
Montant des titres prêtés	52 122	61 543

(1) Ces montants ne tiennent pas compte des résultats latents afférents aux instruments financiers affectés en couverture des (titres de placement.

(2) Au 31 décembre 2020, le montant des titres de transaction cotés s'élève à 276 149 millions d'euros (301 019 millions d'euros au 31 décembre 2019).

NOTE 2.1.2 TITRES DE PARTICIPATION, PARTS DANS LES ENTREPRISES LIÉES ET AUTRES TITRES DÉTENUS À LONG TERME

PARTICIPATIONS ET AUTRES TITRES DÉTENUS À LONG TERME

(En M EUR)	31.12.2020	31.12.2019
Établissements de crédit	368	380
Autres	686	521
Participations et autres titres détenus à long terme avant dépréciations	1 054	901
Dépréciations	(62)	(39)
TOTAL	992	862

Les principaux mouvements de l'exercice concernent :

- l'augmentation des certificats d'associés du Fonds de Garantie des Dépôts et de Résolution (FGDR) : +43 millions d'euros ;
- la prise de participation dans la société Shine, néobanque des entrepreneurs : +41 millions d'euros ;
- l'accroissement des titres Visa Inc. suite à la conversion partielle des actions de préférence : +29 millions d'euros ;
- la souscription à l'augmentation de capital de Société Générale Ventures : +20 millions d'euros.

PARTS DANS LES ENTREPRISES LIÉES

(En M EUR)	31.12.2020	31.12.2019
Établissements de crédit	21 099	21 714
Cotés	5 194	5 567
Non cotés	15 905	16 147
Autres	6 103	6 950
Cotés	1 156	1 156
Non cotés	4 947	5 794
Parts dans les entreprises liées avant dépréciations	27 202	28 664
Dépréciations	(3 756)	(4 291)
TOTAL	23 446	24 373

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS | NOTE 2

Toutes les transactions avec les parties liées ont été conclues à des conditions normales de marché.

Les principaux mouvements de l'exercice concernent :

- la souscription à l'augmentation de capital de Boursorama SA : +100 millions d'euros ;
- la réduction de capital de Société Générale Equipment Finance SA : -473 millions d'euros ;
- la réduction de capital suivie de la transmission universelle de patrimoine de Descartes Trading dans Société Générale : -377 millions d'euros ;
- la liquidation de Société Générale North Pacific Ltd : -93 millions d'euros ;

- la variation des écarts de conversion des titres couverts pour -606 millions d'euros.

Les principaux mouvements sur dépréciations concernent :

- la dépréciation sur les titres Société Générale China Ltd : -141 millions d'euros ;
- la reprise de dépréciation sur les titres Rosbank : +335 millions d'euros ;
- la reprise de dépréciation sur les titres Société Générale Securities Japan Ltd : +120 millions d'euros ;
- la reprise de dépréciation sur les titres Société Générale North Pacific Ltd suite à sa liquidation : +90 millions d'euros.

NOTE 2.1.3 ACTIONS PROPRES

PRINCIPES COMPTABLES

Les actions Société Générale acquises en vue de leur attribution aux salariés dans le cadre des dispositions législatives en vigueur sont inscrites en « Titres de placement » et présentées dans la rubrique Actions propres à l'actif du bilan.

Les actions Société Générale détenues dans le cadre d'un soutien de cours ou d'opérations d'arbitrage sur indice CAC 40 sont inscrites parmi les « Titres de transaction » et présentées dans la rubrique Actions propres à l'actif du bilan.

(En M EUR)	31.12.2020			31.12.2019		
	Quantité	Valeur comptable ⁽¹⁾	Valeur de marché	Quantité	Valeur comptable ⁽¹⁾	Valeur de marché
Titres de transaction ⁽²⁾	307 448	6	6	352 441	11	11
Titres de placement	4 512 000	125	77	3 706 880	140	115
Titres immobilisés	-	-	-	-	-	-
TOTAL	4 819 448	131	83	4 059 321	151	126

Valeur nominale de l'action : 1,25 euro.

Cours de l'action au 31 décembre 2020 : 17,02 euros.

(1) Société Générale a mis en place le 22 août 2011 un contrat de liquidité qui, pour sa mise en œuvre, a été doté de 170 millions d'euros afin d'intervenir sur le titre Société Générale. Au 31 décembre 2020, 33 500 titres Société Générale sont détenus dans le cadre du contrat de liquidité qui dispose de 5 millions d'euros afin d'intervenir sur le titre Société Générale.

(2) La valeur comptable est évaluée conformément à l'avis du CMC, n° 2008-17 approuvé le 6 novembre 2008 relatif aux stock-options et attributions gratuites d'actions.

NOTE 2.1.4 REVENUS DES TITRES À REVENU VARIABLE

(En M EUR)	2020	2019
Dividendes sur actions et autres titres à revenu variable	25	30
Dividendes sur titres de participation et de filiales non consolidées et autres titres à long terme	1 152	3 597
TOTAL	1 177	3 617

La baisse des dividendes sur titres de participation et de filiales non consolidées résulte notamment de l'application de la recommandation de la Banque Centrale européenne du 27 mars 2020 relative aux politiques de dividendes pendant la pandémie du Covid-19.

NOTE 2.1.5 GAINS NETS SUR OPÉRATIONS LIÉES AUX PORTEFEUILLES DE NÉGOCIATION, DE PLACEMENT ET ASSIMILÉS

(En M EUR)	2020	2019
Résultat net sur portefeuille de négociation :	4 125	5 293
Résultat net des opérations sur titres de transaction ⁽¹⁾	(16 296)	11 999
Résultat sur instruments financiers à terme	21 050	(6 423)
Résultat net des opérations de change	(629)	(283)
Résultat net sur titres de placement :	99	102
Plus-values de cession	127	141
Moins-values de cession	(11)	(27)
Dotations aux dépréciations	(31)	(45)
Reprises de dépréciations	14	33
TOTAL	4 224	5 395

(1) Y compris dividendes perçus sur le portefeuille de transaction pour 1 458 millions d'euros.

NOTE 2.1.6 GAINS OU PERTES SUR ACTIFS IMMOBILISÉS**PRINCIPES COMPTABLES**

La rubrique Gains ou pertes sur actifs immobilisés regroupe les plus ou moins-values de cession ainsi que les dotations nettes aux dépréciations sur titres de participation et parts dans les entreprises liées, autres titres détenus à long terme, titres d'investissement.

(En M EUR)	2020	2019
Titres d'investissement :	0	0
Plus-values nettes de cession	0	0
Dotations nettes aux dépréciations	0	-
Titres de participation et de filiales :	635	1 132
Plus-values de cession ⁽¹⁾	250	926
Moins-values de cession ⁽²⁾	(127)	(105)
Dotations aux dépréciations ⁽³⁾	(219)	(140)
Reprises de dépréciations ⁽³⁾	731	451
Subventions versées à des filiales	-	-
Résultat net sur immobilisations d'exploitation (cf. Note 7.2)	16	15
TOTAL	651	1 147

(1) Dont +246 millions d'euros liés à la conversion partielle des actions de préférence Visa Inc.

(2) Dont -88 millions d'euros suite à la liquidation des titres Société Générale North Pacific Ltd et -23 millions d'euros liés à la réduction de capital de Société Générale Equipment Finance SA.

(3) La quasi-intégralité des dotations et reprises concerne les entreprises liées (cf. Note 2.1.2 - Parts dans les entreprises liées).

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS | NOTE 2

NOTE 2.2 Opérations sur les instruments financiers à terme

PRINCIPES COMPTABLES

Les opérations sur instruments financiers à terme de taux, de change ou d'actions sont conclues dans le cadre d'opérations de couverture ou de marché.

Les engagements nominaux sur les instruments financiers à terme sont présentés sur une ligne unique au hors-bilan. Ce montant représente le volume des opérations en cours ; il ne reflète ni le risque de marché, ni le risque de contrepartie qui leur est associé. Les dérivés de crédit achetés à titre de couverture du risque de crédit sur des actifs financiers non évalués à leur valeur de marché sont quant à eux classés et traités comme des engagements de garanties reçus.

Plusieurs cas sont à distinguer en ce qui concerne la comptabilisation des résultats afférents aux instruments financiers à terme :

Opérations de couverture

Les pertes et gains relatifs aux instruments financiers à terme utilisés à titre de couverture affectée identifiés comme tels dès l'origine et permettant de réduire le risque de variation de prix ou de taux d'intérêt affectant l'élément ou l'ensemble homogène d'éléments couverts, sont constatés dans les résultats de manière symétrique à la prise en compte des produits et charges sur les éléments couverts. S'ils concernent des instruments de taux d'intérêt, ils sont comptabilisés dans la même rubrique que les produits et charges sur les éléments couverts, en intérêts et produits assimilés ou intérêts et charges assimilés. S'ils concernent des instruments autres que de taux (instruments sur actions, indices boursiers, de change, etc.), ils sont comptabilisés dans les rubriques Gains nets sur opérations liées aux portefeuilles de placement et assimilés.

Les charges et produits relatifs aux instruments financiers à terme ayant pour objet de couvrir et de gérer un risque global de taux sont inscrits *prorata temporis* en compte de résultat conformément aux règles comptables applicables. Ils sont inscrits dans les rubriques Gains nets sur opérations liées aux portefeuilles de négociation.

Opérations de marché

Les opérations de marché incluent :

- des instruments négociés sur un marché organisé ou assimilé, ainsi que des instruments (tels que les dérivés de crédit, options complexes...) qui, bien que négociés de gré à gré sur des marchés moins liquides, sont inclus dans des portefeuilles de transaction ;
- certains instruments de dettes intégrant une composante d'instrument financier à terme dès lors que ce classement reflète de manière plus appropriée les résultats et risques associés.

Ces opérations sont évaluées par référence à leur valeur de marché à la date de clôture. Lorsque ces instruments financiers ne sont pas cotés sur des marchés actifs, cette valeur est généralement déterminée à partir de modèles internes. Ces valorisations sont corrigées le cas échéant d'une décote (*Reserve policy*) déterminée en fonction des instruments concernés et des risques associés et intégrant :

- une valorisation prudente de l'ensemble des instruments, quelle que soit la liquidité du marché ;
- une réserve estimée en fonction de la taille de la position et destinée à couvrir le risque d'emprise ;
- une correction au titre de la moindre liquidité des instruments et des risques de modèles dans le cas des produits complexes ainsi que des opérations traitées sur des marchés moins liquides (car récents ou plus spécialisés).

Ces valorisations tiennent également compte, pour les instruments financiers à terme de taux d'intérêt négociés de gré à gré, des risques de contrepartie et de la valeur actualisée des frais de gestion futurs.

Les gains ou pertes correspondants sont directement portés dans les résultats de l'exercice, qu'ils soient latents ou réalisés. Ils sont inscrits au compte de résultat dans les rubriques Gains nets sur opérations liées aux portefeuilles de négociation.

Les pertes ou profits relatifs à certains contrats conclus dans le cadre notamment des activités de trésorerie gérées par la salle des marchés afin, le cas échéant, de bénéficier de l'évolution des taux d'intérêt, sont enregistrés dans les résultats au dénouement des contrats ou *prorata temporis*, selon la nature de l'instrument. En fin d'exercice, les pertes latentes éventuelles font l'objet d'une provision pour risques dont la contrepartie est enregistrée dans les rubriques Gains nets sur opérations liées aux portefeuilles de négociation.

ÉTATS FINANCIERS

6

NOTE 2 | NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS

NOTE 2.2.1 ENGAGEMENTS SUR INSTRUMENTS FINANCIERS (NOTIONNELS)

(En M EUR)	Opération de gestion de positions	Opérations de couverture	Total	
			31.12.2020	31.12.2019
Opérations fermes	11 477 989	12 443	11 490 432	13 562 667
Opérations sur marchés organisés	2 269 057	100	2 269 157	2 667 362
Contrats à terme de taux d'intérêt	601 776	-	601 776	788 439
Contrats à terme de change	1 323 058	-	1 323 058	1 395 157
Autres contrats à terme	344 223	100	344 323	483 766
Opérations de gré à gré	9 208 932	12 343	9 221 275	10 895 305
Swaps de taux d'intérêt	7 701 319	12 205	7 713 524	9 137 894
Swaps financiers de devises	848 858	138	848 996	879 750
Forward Rate Agreement (FRA)	628 659	-	628 659	830 870
Autres	30 096	-	30 096	46 791
Opérations conditionnelles	3 395 472	81	3 395 553	3 586 663
Options de taux d'intérêt	1 655 940	-	1 655 940	2 046 470
Options de change	259 568	81	259 649	292 030
Options sur actions et indices	1 439 610	-	1 439 610	1 210 438
Autres options	40 354	-	40 354	37 725
TOTAL	14 873 461	12 524	14 885 985	17 149 330

NOTE 2.2.2 JUSTE VALEUR DES OPÉRATIONS QUALIFIÉES DE COUVERTURE

(En M EUR)	31.12.2020	31.12.2019
Opérations fermes	4 163	3 814
Opérations sur marchés organisés	(89)	(34)
Contrats à terme de taux d'intérêt	-	-
Contrats à terme de change	-	-
Autres contrats à terme ⁽¹⁾	(89)	(34)
Opérations de gré à gré	4 252	3 848
Swaps de taux d'intérêt	4 002	3 914
Swaps financiers de devises	250	(66)
Forward Rate Agreements (FRA)	-	-
Autres	-	-
Opérations conditionnelles	-	-
TOTAL	4 163	3 814

(1) Montants retraités par rapport aux états financiers publiés en 2019, suite à l'incorporation de certains contrats à terme relatifs à la succursale de Londres qui avaient été exclus.

NOTE 2.2.3 ÉCHÉANCE DES ENGAGEMENTS SUR INSTRUMENTS FINANCIERS DÉRIVÉS (NOTIONNELS)

(En M EUR)	Jusqu'à 3 mois	De 3 mois à 1 an	De 1 à 5 ans	Plus de 5 ans	Total
Opérations fermes	1 677 503	2 478 506	3 802 956	3 531 468	11 490 433
Opérations sur marchés organisés	927 252	605 174	299 578	437 154	2 269 158
Opérations de gré à gré	750 251	1 873 332	3 503 378	3 094 314	9 221 275
Opérations conditionnelles	639 509	746 312	1 027 490	982 242	3 395 553
TOTAL	2 317 012	3 224 818	4 830 446	4 513 710	14 885 986

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS | NOTE 2

NOTE 2.3 Prêts et créances

PRINCIPES COMPTABLES

Les créances sur les établissements de crédit et la clientèle sont ventilées d'après leur durée initiale ou la nature des concours : créances à vue (comptes ordinaires et opérations au jour le jour) et créances à terme pour les établissements de crédit, créances commerciales, comptes ordinaires et autres concours à la clientèle. Ces créances intègrent les crédits consentis ainsi que les opérations de pension, matérialisées par des titres ou des valeurs, effectuées avec ces agents économiques.

Seules les dettes et créances répondant aux conditions suivantes ont fait l'objet d'une compensation comptable au bilan : même contrepartie, exigibilité et devise identiques, même entité de comptabilisation, et existence d'une lettre de fusion de comptes.

Les intérêts courus non échus sur les créances sont portés en comptes de créances rattachées en contrepartie du compte de résultat dans les rubriques Produits et charges d'intérêts et assimilés.

Les commissions reçues et les coûts marginaux de transaction encourus à l'occasion de l'octroi de prêts (honoraires et commissions versés aux apporteurs d'affaires, frais de dossier) sont assimilés à des intérêts et sont étalés en résultat sur la durée de vie effective des prêts.

Les engagements par signature comptabilisés au hors-bilan correspondent à des engagements irrévocables de concours en trésorerie et à des engagements de garantie qui n'ont pas donné lieu à des mouvements de fonds.

Dès lors qu'un engagement est porteur d'un risque de crédit avéré rendant probable la non-perception par Société Générale de tout ou partie des sommes dues au titre des engagements souscrits par la contrepartie conformément aux dispositions contractuelles initiales, nonobstant l'existence de garantie, l'encours afférent est classé en encours douteux. En tout état de cause, le déclassement en encours douteux est effectué s'il existe un ou plusieurs impayés depuis trois mois au moins (six mois pour les créances immobilières et neuf mois pour les créances sur des collectivités locales), ou si indépendamment de l'existence de tout impayé on peut conclure à l'existence d'un risque avéré, ou s'il existe des procédures contentieuses.

Pour un débiteur donné, le classement d'un encours en créances douteuses entraîne, par contagion, un classement identique de l'ensemble des encours et engagements sur ce débiteur, nonobstant l'existence de garantie.

Les encours douteux donnent lieu à la constitution de dépréciations pour créances douteuses ou de provisions sur engagements douteux à hauteur des pertes probables (cf. Note 2.5).

Restructurations de prêts et créances

Une restructuration pour difficultés financières d'un actif financier classé dans les rubriques Créances sur les établissements de crédit et Opérations avec la clientèle est une modification contractuelle du montant, de la durée ou des conditions financières de la transaction initiale acceptées par Société Générale en raison des difficultés financières et de l'insolvabilité de l'emprunteur (que cette insolvabilité soit avérée ou à venir de façon certaine en l'absence de restructuration) et qui n'auraient pas été envisagées dans d'autres circonstances. Les actifs financiers ainsi restructurés sont classés en encours dépréciés et les clients emprunteurs sont considérés en défaut.

Ces classements sont maintenus pendant une période minimale d'un an et au-delà tant que Société Générale a une incertitude sur la capacité des emprunteurs à honorer leurs engagements. En date de restructuration, la valeur comptable de l'actif financier restructuré est réduite pour être ramenée au montant actualisé au taux d'intérêt effectif d'origine des nouveaux flux futurs de trésorerie estimés recouvrables. Cette perte est enregistrée en Coût du risque dans le compte de résultat.

Les prêts et créances ayant fait l'objet de renégociations commerciales telles que décrites ci-après sont exclus des encours restructurés. Les prêts et créances peuvent faire l'objet de renégociations commerciales en l'absence de toute difficulté financière ou insolvabilité du client emprunteur. Ces opérations concernent alors des clients pour lesquels Société Générale accepte de renégocier la dette dans le but de conserver ou de développer une relation commerciale, dans le respect des règles d'octroi en vigueur et sans aucun abandon de capital ou d'intérêts courus.

Les prêts et créances ainsi renégociés sont décomptabilisés en date de renégociation et les nouveaux prêts, contractualisés aux conditions ainsi renégociées, leur sont substitués au bilan à cette même date. Ces nouveaux prêts sont ultérieurement évalués au coût amorti sur la base du taux d'intérêt effectif découlant des nouvelles conditions contractuelles et intégrant les commissions de renégociation facturées au client.

ÉTATS FINANCIERS

6

NOTE 2 | NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS

NOTE 2.3.1 PRÊTS ET CRÉANCES SUR LES ÉTABLISSEMENTS DE CRÉDITS

(En M EUR)	31.12.2020	31.12.2019
Comptes et prêts à vue		
Comptes ordinaires ⁽¹⁾	6 365	15 916
Prêts et comptes au jour le jour	537	374
Valeurs reçues en pension au jour le jour	-	-
Comptes et prêts à terme		
Prêts et comptes à terme	74 859	76 534
Titres reçus en pension	93 129	77 120
Prêts subordonnés et participatifs	1 157	1 209
Valeurs reçues en pension à terme	-	-
Créances rattachées	282	98
Prêts et créances sur les établissements de crédit avant dépréciations	176 329	171 251
Dépréciations	(20)	(20)
TOTAL⁽²⁾⁽³⁾	176 309	171 231

(1) À compter de l'exercice 2020, la ligne Comptes ordinaires n'inclut plus la créance représentative de la quote-part de l'épargne réglementée centralisée auprès du Fonds d'épargne de la Caisse des dépôts et consignations. Au 31 décembre 2020, cette créance qui s'élève à 12 382 millions d'euros est présentée en déduction des comptes d'épargne concernés (livrets A, livrets de développement durable et solidaire et comptes sur livret d'épargne populaire) dans le poste Opérations avec la clientèle, au passif du bilan (cf. Note 1, paragraphe 5 et Note 2.4). Au 31 décembre 2019, le montant de la créance de centralisation présentée parmi les Comptes ordinaires sur les établissements de crédit s'élevait à 9 178 millions d'euros. En 2020, le montant déduit des comptes de dettes est de 12 382 millions d'euros, (cf. Note 2.4.2).

(2) Au 31 décembre 2020, le montant des créances douteuses s'élève à 57 millions d'euros (dont 17 millions d'euros de créances douteuses compromises) contre 36 millions d'euros au 31 décembre 2019 (dont 17 millions d'euros de créances douteuses compromises).

(3) dont créances concernant les entreprises liées : 75 027 millions d'euros au 31 décembre 2020 contre 75 903 millions d'euros au 31 décembre 2019.

NOTE 2.3.2 OPÉRATIONS AVEC LA CLIENTÈLE

(En M EUR)	31.12.2020	31.12.2019
Comptes ordinaires débiteurs	22 182	22 971
Créances commerciales	1 393	1 538
Autres concours à la clientèle ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾	297 393	297 896
Valeurs reçues en pension	83	99
Titres reçus en pension	123 880	160 651
Créances rattachées	1 006	1 096
Opérations avec la clientèle avant dépréciations	445 937	484 251
Dépréciations	(2 594)	(2 755)
TOTAL⁽⁴⁾⁽⁵⁾	443 343	481 496

(1) dont créances remises en garantie de passif : 83 262 millions d'euros. Parmi ces créances 5 897 millions d'euros sont éligibles au refinancement de la Banque de France au 31 décembre 2020 (10 305 millions d'euros au 31 décembre 2019).

(2) dont prêts participatifs : 2 840 millions d'euros au 31 décembre 2020 (3 045 millions d'euros au 31 décembre 2019).

(3) Au 31 décembre 2020, le montant des créances douteuses s'élève à 6 139 millions d'euros (dont 2 256 millions d'euros de créances douteuses compromises) contre 5 954 millions d'euros (dont 2 625 millions d'euros de créances douteuses compromises) au 31 décembre 2019.

(4) dont créances concernant les entreprises liées : 139 476 millions d'euros au 31 décembre 2020 (170 140 millions d'euros au 31 décembre 2019).

(5) Dont crédits restructurés : 1 437 millions d'euros au 31 décembre 2020 contre 918 millions d'euros au 31 décembre 2019.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS | NOTE 2

Le détail des autres concours à la clientèle se détaille comme suit :

(En M EUR)	31.12.2020	31.12.2019
Crédits de trésorerie	80 266	73 163
Crédits à l'exportation	10 227	10 845
Crédits d'équipement	50 347	48 044
Crédits à l'habitat	73 131	70 177
Opérations de location financement	-	148
Autres crédits à la clientèle	83 422	95 519
TOTAL	297 393	297 896

NOTE 2.3.3 ENGAGEMENTS PAR SIGNATURE DONNÉS

(En M EUR)	31.12.2020	31.12.2019
Engagements de financement	228 424	238 489
En faveur d'établissements de crédit	42 579	49 469
En faveur de la clientèle	185 845	189 020
Engagements de garantie	225 915	202 543
D'ordre d'établissements de crédit	138 030	125 679
D'ordre de la clientèle	87 885	76 864

Les engagements par signature donnés concernent des engagements donnés aux entreprises liées pour 74 001 millions d'euros au 31 décembre 2020 (86 960 millions d'euros au 31 décembre 2019).

NOTE 2.3.4 TITRISATION

PRINCIPES COMPTABLES

Les prêts ou créances cédés par Société Générale à un organisme de titrisation (fonds commun de titrisation, société de titrisation ou organismes étrangers équivalents) cessent de figurer à son actif et une plus ou moins-value de cession est enregistrée en résultat pour la différence entre le prix de vente et la valeur comptable des prêts ou créances cédés.

Si la cession est assortie d'une convention de surdimensionnement, Société Générale inscrit à son actif, parmi les prêts et créances, une créance pour un montant égal à la fraction de la valeur de cession correspondant au supplément de prêts ou créances cédés.

Les parts ordinaires émises par l'organisme de titrisation cessionnaire et acquises ou souscrites par Société Générale sont enregistrées en titres de transaction, en titres de placement, ou d'investissement selon l'intention de gestion.

Les parts spécifiques, parts subordonnées et autres instruments financiers émis par l'organisme de titrisation cessionnaire et acquis ou souscrits par Société Générale à titre de garantie pour l'organisme sont comptabilisés parmi les titres d'investissement (cf. Note 2.1).

Lorsque Société Générale constitue auprès de l'organisme de titrisation cessionnaire un dépôt de garantie en espèces destiné à supporter les pertes consécutives à la défaillance des débiteurs des prêts et créances cédés, elle enregistre ce dépôt à son actif dans la rubrique « Autres actifs » et comptes de régularisation en tant que créance sur l'organisme de titrisation, sous réserve que le reliquat éventuel de ce dépôt lui soit attribué lors de la liquidation de l'organisme de titrisation.

Lorsque la garantie donnée par Société Générale prend la forme d'un engagement par signature, celui-ci est enregistré au hors-bilan parmi les engagements de garantie donnés d'ordre de la clientèle ou d'ordre d'établissements de crédit, selon le cas.

Au cours de l'exercice 2017, Société Générale a réalisé une opération de titrisation visant à substituer, à l'actif du bilan, des obligations éligibles comme garantie des opérations de refinancement de l'Eurosystème à des crédits à l'habitat. Dans ce contexte, Société Générale a cédé 9 242 millions d'euros de crédits à l'habitat à un fonds commun de titrisation. Pour en financer l'acquisition, le fonds a émis des obligations qui ont été intégralement souscrites par Société

Générale qui conserve, par le biais de cette souscription, l'ensemble des risques et avantages sur ces crédits.

Les obligations figurent à l'actif du bilan au sein du portefeuille d'investissement pour un montant de 5 346 millions d'euros au 31 décembre 2020 suite à l'amortissement des crédits à l'habitat sous-jacents (6 474 millions d'euros au 31 décembre 2019).

NOTE 2.4 Dettes

PRINCIPES COMPTABLES

Les dettes envers les établissements de crédit et la clientèle sont ventilées d'après leur durée initiale ou la nature de ces dettes : dettes à vue (dépôts à vue, comptes ordinaires) et dettes à terme pour les établissements de crédit ; comptes d'épargne à régime spécial et autres dépôts pour la clientèle. Ces dettes intègrent les opérations de pension, matérialisées par des titres ou des valeurs, effectuées avec ces agents économiques.

Les intérêts courus sur ces dettes sont portés en comptes de dettes rattachées en contrepartie du compte de résultat.

NOTE 2.4.1 DETTES ENVERS LES ÉTABLISSEMENTS DE CRÉDIT

(En M EUR)	31.12.2020	31.12.2019
Dettes à vue	20 082	20 192
Dépôts et comptes ordinaires	20 082	20 192
Valeurs données en pension au jour le jour	-	-
Dettes à terme	179 915	145 738
Emprunts et comptes à terme	179 915	145 738
Valeurs données en pension à terme	-	-
Dettes rattachées	310	400
Titres donnés en pension	101 481	89 276
TOTAL	301 788	255 606

Les dettes concernant les entreprises liées s'élèvent à 85 868 millions d'euros au 31 décembre 2020 (78 794 millions d'euros au 31 décembre 2019).

La Banque Centrale européenne (BCE) a lancé en 2019 une troisième série d'opérations ciblées de refinancement à long terme (*Targeted Longer-Term Refinancing Operations - TLTRO*) dans l'objectif de maintenir des conditions de crédit favorables dans la zone euro. À l'instar des deux précédents dispositifs, les établissements bancaires emprunteurs peuvent bénéficier d'un taux d'intérêt réduit dépendant de leur performance en matière d'octroi de crédits auprès de leur clientèle de ménages (hors prêts immobiliers) et d'entreprises (hors institutions financières). Ces opérations TLTRO III ont chacune une maturité de trois ans et sont conduites trimestriellement entre septembre 2019 et mars 2021. Certaines modalités ont été modifiées en mars 2020, en particulier les objectifs de production de crédit, les conditions de taux et la limite de tirage, afin de renforcer davantage le soutien à l'octroi de prêts face à l'émergence de la crise Covid-19.

Société Générale a souscrit aux emprunts TLTRO III au travers de tirages trimestriels échelonnés entre décembre 2019 et décembre 2020. En date de clôture, le montant total d'encours s'élève à 54 milliards d'euros.

Sur la base de la performance de crédit réalisée sur l'année 2020 et l'estimation de la production sur le premier trimestre 2021, Société Générale considère avoir la quasi-certitude d'atteindre l'objectif d'une stabilité du stock d'encours de prêts éligibles entre le 1^{er} mars 2020 et le 31 mars 2021 et par voie de conséquence de bénéficier d'un taux d'emprunt bonifié, plus favorable que les conditions assorties aux principales opérations de refinancement de l'Eurosystème, égal à la moyenne du taux de la facilité de dépôt sur la durée de vie de chacune des opérations, complétée d'une bonification additionnelle (réduction de 50 points de base du taux moyen de la facilité de dépôt avec un taux plancher fixé à -1%) sur la période allant du 24 juin 2020 au 23 juin 2021.

Les produits d'intérêts perçus en 2020 dans le cadre de ces opérations sont présentés parmi les intérêts et charges assimilés et ils sont calculés sur la base d'un taux pondéré estimé sur toute la durée de vie des opérations en prenant en compte la période d'un an de surbonification.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS | NOTE 2

NOTE 2.4.2 OPÉRATIONS AVEC LA CLIENTÈLE

(En M EUR)	31.12.2020	31.12.2019
Comptes d'épargne à régime spécial	55 434	62 912
À vue ⁽¹⁾	37 790	45 000
À terme	17 644	17 912
Autres dépôts clientèle à vue	148 391	128 402
Sociétés et entrepreneurs individuels	71 447	59 801
Particuliers	39 232	36 228
Clientèle financière	31 008	25 319
Autres	6 704	7 054
Autres dépôts clientèle à terme	203 945	183 530
Sociétés et entrepreneurs individuels	53 176	43 405
Particuliers	121	183
Clientèle financière	147 347	128 999
Autres	3 301	10 943
Dettes rattachées	435	609
Titres donnés en pension à la clientèle	105 637	119 631
TOTAL	513 860	495 084

(1) À compter de l'exercice 2020, la créance représentative de la quote-part de l'épargne réglementée centralisée auprès du Fonds d'épargne de la Caisse des dépôts et consignations est présentée en déduction des comptes d'épargne concernés (livrets A, livrets de développement durable et solidaire et comptes sur livret d'épargne populaire) (cf. paragraphe 5, Note 1). Au 31 décembre 2020, les encours collectés sur ces comptes d'épargne s'élevaient à 24 595 millions d'euros, desquels a été déduit le montant de la créance de centralisation qui s'élevait alors à 12 382 millions d'euros. Au 31 décembre 2019, la créance de centralisation demeure présentée parmi les créances sur les établissements de crédit à l'actif du bilan (cf. Note 2.3) pour un montant de 9 178 millions d'euros ; à cette même date, les encours collectés sur les comptes d'épargne concernés s'élevaient à 22 206 millions d'euros.

Les opérations avec la clientèle concernent les entreprises liées pour 131 901 millions d'euros au 31 décembre 2020 (179 676 millions d'euros au 31 décembre 2019).

NOTE 2.4.3 DETTES REPRÉSENTÉES PAR UN TITRE

PRINCIPES COMPTABLES

Les dettes représentées par un titre sont ventilées par supports : bons de caisse, titres du marché interbancaire et titres de créances négociables, titres obligataires et assimilés, à l'exclusion des titres subordonnés classés parmi les dettes subordonnées.

Les intérêts courus à verser attachés à ces titres sont portés dans un compte de dettes rattachées en contrepartie du compte de résultat. Les primes d'émission ou de remboursement des emprunts obligataires sont amorties de manière linéaire ou financière sur la durée de vie des emprunts concernés. La charge correspondante est inscrite en charges d'intérêts dans la rubrique Intérêts et charges assimilées du compte de résultat.

Les frais d'émission d'emprunts obligataires encourus dans l'exercice sont enregistrés en totalité dans les charges de ce même exercice, dans la rubrique Intérêts et charges assimilées du compte de résultat.

(En M EUR)	31.12.2020	31.12.2019
Bons de caisse	-	-
Emprunts obligataires	1 630	2 029
Titres du marché interbancaire et titres de créances négociables	122 875	114 006
Dettes rattachées	548	667
TOTAL	125 053	116 702

Les dettes concernant les entreprises liées s'élèvent à 1 524 millions d'euros au 31 décembre 2020 (2 029 millions d'euros au 31 décembre 2019).

ÉTATS FINANCIERS

6

NOTE 2 | NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS

NOTE 2.4.4 ENGAGEMENTS PAR SIGNATURE REÇUS

(En M EUR)

	31.12.2020	31.12.2019
Engagements de financement reçus d'établissements de crédit	70 008	78 052
Engagements de garantie reçus d'établissements de crédit	60 479	58 140

Les engagements concernant les entreprises liées s'élèvent à 9 494 millions d'euros au 31 décembre 2020 (16 079 millions d'euros au 31 décembre 2019).

NOTE 2.5 Produits et charges d'intérêts

PRINCIPES COMPTABLES

Les produits et charges d'intérêts sont comptabilisés dans le compte de résultat en Intérêts et produits assimilés et Intérêts et charges assimilées pour tous les instruments financiers évalués au coût amorti en utilisant la méthode du taux d'intérêt effectif. Les intérêts négatifs sont répartis en déduction des comptes de produits et charges d'intérêts correspondant à ces instruments.

Le taux d'intérêt effectif est le taux qui actualise exactement les décaissements ou encaissements de trésorerie futurs sur la durée de vie prévue de l'instrument financier de manière à obtenir la valeur comptable nette de l'actif ou du passif financier. Le calcul de ce taux prend en considération les flux de trésorerie estimés sur la base des modalités contractuelles de l'instrument financier sans tenir compte des pertes sur crédit futures et il inclut par ailleurs les commissions payées ou reçues entre les parties au contrat dès lors qu'elles sont assimilables à des intérêts, les coûts de transaction directement rattachables ainsi que toutes les primes et décotes.

Dès qu'un actif financier ou un groupe d'actifs financiers similaires a été déprécié à la suite d'une perte de valeur, les produits d'intérêts ultérieurs sont comptabilisés sur la base du taux d'intérêt effectif utilisé pour actualiser les flux de trésorerie futurs en vue d'évaluer la perte de valeur.

Par ailleurs, hormis celles relatives aux avantages du personnel, les provisions inscrites au passif du bilan génèrent comptablement des charges d'intérêts calculées sur la base du taux d'intérêt utilisé pour actualiser le montant attendu de la sortie de ressources.

(En M EUR)

	2020			2019		
	Produits	Charges	Net	Produits	Charges	Net
Opérations avec les établissements de crédit	1 534	(1 714)	(180)	2 981	(3 544)	(563)
Opérations avec les banques centrales, les comptes courants postaux et les établissements de crédit	843	(1 087)	(244)	1 644	(2 172)	(528)
Titres et valeurs reçus en pension	691	(627)	64	1 337	(1 372)	(35)
Opérations avec la clientèle	9 937	(8 068)	1 869	11 756	(8 555)	3 201
Créances commerciales	24	-	24	32	-	32
Autres concours à la clientèle	8 917	-	8 917	9 391	-	9 391
Comptes ordinaires débiteurs	227	-	227	310	-	310
Comptes d'épargne à régime spécial	-	(596)	(596)	-	(708)	(708)
Autres dettes envers la clientèle	-	(6 760)	(6 760)	-	(5 596)	(5 596)
Titres et valeurs reçus/donnés en pension	769	(712)	57	2 023	(2 251)	(228)
Obligations et autres titres à revenu fixe	2 414	(3 274)	(860)	3 547	(4 631)	(1 084)
Autres produits d'intérêts et charges assimilées	2 655	(3 190)	(535)	2 232	(3 504)	(1 272)
TOTAL	16 540	(16 246)	294	20 516	(20 234)	282

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS | NOTE 2

Le détail des autres concours à la clientèle se décompose comme suit :

(En M EUR)	2020	2019
Crédits de trésorerie	1 500	1 909
Crédits à l'exportation	220	311
Crédits d'équipement	910	1 008
Crédits à l'habitat	1 213	1 270
Autres crédits à la clientèle	5 074	4 893
TOTAL	8 917	9 391

NOTE 2.6 Dépréciations et provisions

NOTE 2.6.1 DÉPRÉCIATIONS ET PROVISIONS POUR RISQUES DE CRÉDIT

CRISE COVID-19

Sur l'année 2020, le caractère exceptionnel de la crise économique provoquée par la pandémie, combinée aux mesures de soutien sans précédent des gouvernements ont nécessité des ajustements dans les modèles de calcul des dépréciations et provisions pour risque de crédit pour refléter au mieux les dépréciations et provisions sur la base de nos anticipations des défauts futurs. Au 31 décembre 2020, les situations de défaut observées restent modérées en raison de la mise en place de moratoires. Cependant, une croissance des défauts est attendue sur 2021 et 2022 et doit se refléter, dès 2020, dans le provisionnement des encours sains et des encours dégradés.

En conséquence :

- les modèles et les paramètres utilisés pour estimer les dépréciations et provisions pour risque de crédit ont été révisés sur la base de nouveaux scénarios économiques décrits dans le paragraphe 6 de la Note 1 ;
- les ajustements mis en place en complément de l'application des modèles ont été mis à jour (ajustements sectoriels et ajustements lors de l'utilisation de modèles simplifiés) ;
- un nouveau critère de passage en encours dégradés a été mis en place.

MISE À JOUR DES MODÈLES ET PARAMÈTRES D'ESTIMATION DES DÉPRÉCIATIONS ET PROVISIONS POUR RISQUE DE CRÉDIT

Société Générale a procédé à certains ajustements dans ses modèles pour traduire au mieux l'impact des scénarios économiques sur les dépréciations et provisions pour risque de crédit :

- ajustement des PIB : afin de prendre en compte la croissance des défauts attendue sur 2021 et 2022, Société Générale a révisé ses modèles en retenant pour chaque trimestre des années 2020 à 2022 la moyenne des variations du PIB des 8 derniers trimestres par rapport à une base 100 en 2019 ;

- ajustement du taux de marge des entreprises françaises : pour mieux traduire l'effet des mesures de soutien de l'État, un *add-on* sur le taux de marge des entreprises françaises équivalent à 2,4 points de la valeur ajoutée de 2019 a été intégré dans l'ensemble des scénarios pour l'année 2020 et le premier semestre 2021. En revanche, aucun *add-on* n'a été appliqué sur le reste de l'horizon de prévisions des pertes de crédit attendues. Il est à noter que si le gouvernement devait mettre fin à une partie des mesures de soutien mises en place depuis le deuxième trimestre 2020, Société Générale serait amené à revoir à la baisse l'*add-on* sur le taux de marge des entreprises françaises.

AJUSTEMENTS MIS EN PLACE EN COMPLÉMENT DE L'APPLICATION DES MODÈLES

Pour mieux refléter la dégradation du risque de crédit sur certains portefeuilles ou secteurs d'activité, Société Générale a mis à jour les ajustements existants en complément de l'application des modèles tels que les ajustements sectoriels et les ajustements lors de l'utilisation de modèles simplifiés.

CRITÈRE ADDITIONNEL DE TRANSFERT EN ENCOURS DÉGRADÉS

Enfin, Société Générale a mené une analyse supplémentaire au niveau de portefeuilles d'encours pour lesquels l'augmentation du risque de crédit a été jugée significative depuis leur octroi. Cette étude a conduit à réaliser des transferts complémentaires vers les encours dégradés pour les encours de secteurs particulièrement touchés par la crise.

NOTE 2.6.1.1 DÉPRÉCIATIONS

PRINCIPES COMPTABLES

Le montant de la dépréciation pour créances douteuses est égal à la différence entre la valeur brute comptable de l'actif et la valeur actualisée des flux futurs de trésorerie estimés recouvrables en tenant compte de l'effet des garanties, actualisée au taux d'intérêt effectif d'origine des créances. Par ailleurs, le montant des dépréciations ne peut être inférieur aux intérêts enregistrés sur les encours douteux et non encaissés.

Lorsque les garanties ne peuvent pas être prises en compte dans le calcul des dépréciations (exemple : garantie financière visant à indemniser les premières pertes subies sur un portefeuille de prêts donné), elles donnent lieu à la reconnaissance d'un actif distinct enregistré au bilan dans la rubrique Autres Actifs. La valeur comptable de cet actif représente le montant des pertes de crédit attendues, enregistrées au sein des dépréciations d'actifs, pour lesquelles Société Générale a la quasi-certitude de recevoir une indemnisation.

Les dotations et reprises de dépréciations, les pertes sur créances irrécupérables et les récupérations sur créances amorties, sont présentées dans la rubrique Coût du risque, ainsi que les reprises de dépréciations liées au passage du temps et les variations de la valeur comptable du produit à recevoir décrit ci-dessus.

Les créances douteuses peuvent être reclassées en encours sains lorsque le risque de crédit avéré est définitivement levé et lorsque les paiements ont repris de manière régulière pour les montants correspondant aux échéances contractuelles d'origine. De même les créances douteuses ayant fait l'objet d'une restructuration peuvent être reclassées en encours sains. Au moment de la restructuration, tout écart entre l'actualisation des flux contractuels initialement attendus et l'actualisation des flux futurs attendus de capital et d'intérêts issus de la restructuration au taux d'intérêt effectif d'origine fait l'objet d'une décote.

La décote constatée lors d'une restructuration de créance est enregistrée en Coût du risque. Pour les créances restructurées inscrites en encours sains, cette décote est réintégrée dans la marge d'intérêt sur la durée de vie des créances concernées.

Lorsque les conditions de solvabilité d'un débiteur sont telles qu'après une durée raisonnable de classement dans les encours douteux le reclassement d'une créance en encours sain n'est plus prévisible, cette créance est spécifiquement identifiée comme encours douteux compromis. Cette identification intervient à la échéance du terme ou à la résiliation du contrat et en tout état de cause un an après la classification en encours douteux, à l'exception des créances douteuses pour lesquelles les clauses contractuelles sont respectées et de celles assorties de garanties permettant leur recouvrement. Sont également considérées comme créances douteuses compromises, les créances restructurées pour lesquelles le débiteur n'a pas respecté les échéances fixées.

(En M EUR)	Stock au 31.12.2019	Par coût net du risque	Par autres soldes du compte de résultat	Reprises utilisées	Change et reclassements	Stock au 31.12.2020
Établissements de crédit	20	-	-	-	-	20
Crédits à la clientèle	2 755	718	-	(815)	(64)	2 594
Autres actifs	100	-	48	(43)	(27)	78
TOTAL⁽¹⁾	2 875	718	48	(858)	(91)	2 692

(1) dont dépréciations sur encours douteux compromis : 1 871 millions d'euros.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS | NOTE 2

NOTE 2.6.1.2 PROVISIONS

PRINCIPES COMPTABLES

Provisions sur engagements hors bilan (provisions sur engagements par signature)

Les provisions sur engagements hors bilan représentent les pertes probables encourues par Société Générale suite à l'identification d'un risque avéré de crédit sur un engagement hors bilan de financement ou de garantie qui ne serait pas considéré comme un instrument dérivé ni désigné comme actif financier à la juste valeur par résultat.

Provisions collectives pour risque de crédit (relatifs aux engagements et encours de crédit dégradés)

Sans attendre qu'un risque de crédit avéré ait individuellement affecté une ou plusieurs créances ou engagements et afin de fournir une meilleure information au regard de son activité, Société Générale comptabilise une provision pour risque de crédit sur les encours sains non dégradés, à hauteur des pertes de crédit que Société Générale s'attend à subir à horizon d'un an.

Les pertes de crédit à un an sont évaluées en prenant en considération les données historiques et la situation présente. Le montant de la provision est ainsi égal à la valeur actualisée des pertes de crédit attendues en tenant compte de la probabilité de survenance d'un événement de défaut au cours de l'année qui suit et, le cas échéant, de l'effet des garanties appelées ou susceptibles de l'être.

Par ailleurs, l'identification, au sein d'un portefeuille homogène, d'une dégradation significative du risque de crédit sur un ensemble d'instruments financiers donne lieu à l'enregistrement d'une provision à hauteur des pertes de crédit que Société Générale s'attend à subir à maturité sur ces instruments.

Les pertes de crédit à maturité sont évaluées en prenant en considération les données historiques, la situation présente ainsi que des prévisions raisonnables d'évolution de la conjoncture économique et des facteurs macroéconomiques pertinents jusqu'à la maturité des instruments. Le montant de la provision est ainsi égal à la valeur actualisée des pertes de crédit attendues en tenant compte de la probabilité de survenance d'un événement de défaut sur la durée de vie des instruments financiers concernés et, le cas échéant, de l'effet des garanties appelées ou susceptibles de l'être.

Les variations des provisions collectives pour risque de crédit ainsi calculées sont enregistrées en Coût du risque.

Remarques concernant l'identification d'une dégradation significative du risque de crédit :

Pour identifier les encours faisant l'objet d'une provision collective pour risque de crédit, l'augmentation significative du risque de crédit est appréciée en tenant compte de toutes les informations historiques et prospectives disponibles (scores comportementaux, indicateurs de type *loan to value*, scénarios de prévisions macroéconomiques, etc.).

L'appréciation de l'évolution du risque de crédit tient compte des éléments suivants :

- 1^{er} critère : l'évolution de la note de la contrepartie (lorsque celle-ci fait l'objet d'une analyse interne) et l'évolution du secteur d'activité, des conditions macroéconomiques et du comportement de la contrepartie qui peuvent être révélateurs d'une dégradation du risque de crédit ;
- 2^e critère : l'évolution de la probabilité de défaut contrat par contrat entre la date d'origination et la date de clôture ;
- 3^e critère : l'existence d'impayés de plus de 30 jours.

La satisfaction d'un seul de ces critères suffit à provisionner un contrat sur une base collective.

ÉTATS FINANCIERS

6

NOTE 2 | NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS

(En M EUR)	Stock au 31.12.2019	Par coût net du risque	Change et reclassements	Stock au 31.12.2020
Provisions sur engagements hors bilan avec les établissements de crédits		-	-	-
Provisions sur engagements hors bilan avec la clientèle	146	6	(3)	149
Provisions collectives sur encours sains non dégradés	296	108	(14)	390
Provisions collectives sur encours dégradés	582	635	(20)	1 197
TOTAL	1 024	749	(37)	1 736

NOTE 2.6.1.3 COÛT DU RISQUE

PRINCIPES COMPTABLES

La rubrique Coût du risque comprend les dotations nettes des reprises aux dépréciations et provisions pour risque de crédit, les pertes sur créances irrécouvrables et les récupérations sur créances amorties.

(En M EUR)	2020	2019
Dotations nettes aux provisions et aux dépréciations sur créances et hors bilan	(1 467)	(710)
Pertes non couvertes et récupérations sur créances amorties	(115)	(138)
TOTAL	(1 582)	(848)
dont résultat de réévaluation sur couverture de change des provisions	(5)	(93)

NOTE 2.6.2 ENGAGEMENTS SUR LES CONTRATS D'ÉPARGNE-LOGEMENT

PRINCIPES COMPTABLES

Les comptes et les plans d'épargne-logement proposés à la clientèle de particuliers (personnes physiques) dans le cadre de la loi n° 65-554 du 10 juillet 1965 associent une phase de collecte de ressources sous forme d'épargne rémunérée et une phase d'emploi de ces ressources sous forme de prêts immobiliers, cette dernière phase étant réglementairement conditionnée, et dès lors indissociable, de la phase de collecte. Les dépôts ainsi collectés et les prêts accordés sont enregistrés au coût amorti.

Ces instruments génèrent pour Société Générale des engagements de deux natures : une obligation de prêter au client dans le futur à un taux déterminé fixé à l'ouverture du contrat et une obligation de rémunérer l'épargne dans le futur à un taux fixé à l'ouverture du contrat pour une durée indéterminée.

Les engagements aux conséquences défavorables pour Société Générale font l'objet de provisions présentées au passif du bilan et dont les variations sont enregistrées en produit net bancaire au sein de la marge d'intérêts. Ces provisions ne sont relatives qu'aux seuls engagements liés aux comptes et plans d'épargne-logement existants à la date de calcul de la provision.

Les provisions sont calculées sur chaque génération de plans d'épargne-logement d'une part, sans compensation entre les engagements relatifs à des générations différentes de plans d'épargne-logement, et sur l'ensemble des comptes d'épargne-logement qui constitue une seule et même génération d'autre part.

Sur la phase d'épargne, les engagements provisionnables sont évalués par différence entre les encours d'épargne moyens attendus et les encours d'épargne minimum attendus, ces deux encours étant déterminés statistiquement en tenant compte des observations historiques des comportements effectifs des clients.

Sur la phase crédit, les engagements provisionnables incluent les encours de crédits déjà réalisés mais non encore échus à la date d'arrêté ainsi que les crédits futurs considérés comme statistiquement probables sur la base des encours de dépôts au bilan à la date de calcul d'une part et des observations historiques des comportements effectifs des clients d'autre part.

Une provision est constituée dès lors que les résultats futurs prévisionnels actualisés sont négatifs pour une génération donnée. Ces résultats sont mesurés par référence aux taux offerts à la clientèle particulière pour des instruments d'épargne et de financement équivalents, en cohérence avec la durée de vie estimée des encours et leur date de mise en place.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS | NOTE 2

ENCOURS DE DÉPÔTS COLLECTES AU TITRE DES COMPTES ET PLANS D'ÉPARGNE-LOGEMENT

(En M EUR)	31.12.2020	31.12.2019
Plans d'épargne-logement (PEL)	16 161	16 221
Ancienneté de moins de 4 ans	490	1 245
Ancienneté comprise entre 4 et 10 ans	9 510	9 661
Ancienneté de plus de 10 ans	6 161	5 315
Comptes épargne-logement (CEL)	1 106	1 067
TOTAL	17 267	17 288

ENCOURS DE CRÉDITS À L'HABITAT OCTROYÉS AU TITRE DES COMPTES ET PLANS D'ÉPARGNE-LOGEMENT

(En M EUR)	31.12.2020	31.12.2019
Ancienneté de moins de 4 ans	-	1
Ancienneté comprise entre 4 et 10 ans	6	11
Ancienneté de plus de 10 ans	9	11
TOTAL	15	23

PROVISIONS SUR ENGAGEMENTS LIÉS AUX COMPTES ET PLANS D'ÉPARGNE-LOGEMENT

(En M EUR)	31.12.2019	Dotations	Reprises	31.12.2020
Plans d'épargne-logement (PEL)	243	63	-	306
Ancienneté de moins de 4 ans	-	-	-	-
Ancienneté comprise entre 4 et 10 ans	27	1	-	28
Ancienneté de plus de 10 ans	216	62	-	278
Comptes épargne-logement (CEL)	8	-	(6)	2
TOTAL	251	63	(6)	308

Les taux d'intérêt longs (auxquels est sensible le niveau de provisionnement) étant faibles sur 2020, le provisionnement épargne-logement est principalement lié aux risques attachés à l'engagement de rémunérer les dépôts espèces. Le niveau de provisionnement se monte à 1,78% des encours totaux au 31 décembre 2020.

MODALITÉS DE DÉTERMINATION DES PARAMÈTRES D'ÉVALUATION DES PROVISIONS

Les paramètres d'estimation des comportements futurs des clients résultent d'observations historiques de longue période (plus de 10 ans). La valeur des paramètres ainsi déterminée peut être ajustée en cas de changement de réglementation dès lors que ce dernier peut remettre en question la capacité prédictive des données passées pour déterminer les comportements futurs des clients.

Les valeurs des différents paramètres de marché utilisés, notamment les taux d'intérêt et les marges, sont déterminées à partir de données observables et représentent, à la date d'évaluation, la meilleure estimation retenue par Société Générale des niveaux futurs de ces éléments pour les périodes concernées, en cohérence avec la politique de gestion des risques de taux d'intérêt de la Banque de détail.

Les taux d'actualisation retenus sont déterminés à partir de la courbe des swaps zéro coupon contre Euribor à la date d'évaluation, moyennés sur une période de douze mois.

NOTE 2.6.3 PROVISIONS SUR INSTRUMENTS FINANCIERS À TERME

PRINCIPES COMPTABLES

Les provisions sur instruments financiers à terme sont représentatives des pertes latentes relatives à des ensembles homogènes de contrats sur instruments financiers à terme maintenus comme des positions ouvertes isolées.

Elles sont déterminées comme la différence entre la valeur de marché estimée à l'arrêté comptable de ces positions et celle déterminée lors de l'arrêté comptable précédent. Elles sont enregistrées au bilan comme des provisions pour risques et charges. Les variations des provisions ainsi calculées sont enregistrées dans la rubrique Gains nets sur opérations liées aux portefeuilles de négociation du compte de résultat.

(En M EUR)	Stock au 31.12.2019	Dotations nettes	Reprises utilisées	Change et reclassements	Stock au 31.12.2020
Provisions sur instruments financiers à terme	9 194	2 764	(3 827)	(306)	7 825

NOTE 2.6.4 DÉPRÉCIATION DE TITRES

PRINCIPES COMPTABLES

Titres de placement

ACTIONS ET AUTRES TITRES À REVENU VARIABLE

À la clôture de l'exercice, les actions sont évaluées par rapport à leur valeur probable de négociation. Dans le cas des titres cotés, celle-ci est déterminée en fonction du cours de Bourse le plus récent. Aucune compensation n'est opérée entre les plus et moins-values latentes ainsi constatées, et seules les moins-values latentes sont comptabilisées par l'inscription d'une dépréciation relative au portefeuille-titres.

OBLIGATIONS ET AUTRES TITRES À REVENU FIXE

À la clôture de l'exercice, les titres sont estimés sur la base de leur valeur probable de négociation et, dans le cas des titres cotés, des cours de Bourse les plus récents. Les plus-values latentes ne sont pas comptabilisées et les moins-values latentes donnent lieu à la constitution d'une dépréciation relative au portefeuille-titres, dont le calcul tient compte des gains provenant des éventuelles opérations de couverture effectuées.

Les dotations et reprises de dépréciations ainsi que les plus ou moins-values de cession des titres de placement sont enregistrées dans les rubriques Gains nets sur opérations liées aux portefeuilles de placement et assimilés du compte de résultat.

Titres d'investissement

À la clôture de l'exercice, les moins-values latentes ne donnent pas lieu à la constitution d'une dépréciation relative au portefeuille-titres, sauf s'il existe une forte probabilité de cession des titres à court terme, ou s'il existe des risques de défaillance de l'émetteur des titres.

Les dotations et reprises de dépréciations ainsi que les plus ou moins-values de cession de titres d'investissement sont enregistrées dans la rubrique Gains ou pertes nets sur actifs immobilisés du compte de résultat.

Titres de participation, autres titres détenus à long terme et parts dans les entreprises liées

À la clôture de l'exercice, les Titres de participation, autres titres détenus à long terme et parts dans les entreprises liées sont évalués à leur valeur d'utilité représentative du prix que la société accepterait de décaisser pour obtenir ces titres si elle avait à les acquérir compte tenu de son objectif de détention. Cette valeur est estimée par référence à différents critères tels que les capitaux propres, la rentabilité, les cours moyens de Bourse des trois derniers mois. Les plus-values latentes ne sont pas comptabilisées et les moins-values latentes donnent lieu à la constitution d'une dépréciation relative au portefeuille-titres. Les dotations et reprises de dépréciations ainsi que les plus ou moins-values de cession de ces titres, incluant les résultats dégagés lors de l'apport de ces titres à des offres publiques d'échange, sont comptabilisées dans la rubrique Gains ou pertes nets sur actifs immobilisés.

(En M EUR)	31.12.2020	31.12.2019
Titres de placement	(356)	(199)
Titres d'investissement	-	-
Titres de participations et autres titres détenus à long terme	(62)	(39)
Parts dans les entreprises liées	(3 756)	(4 291)
TOTAL	(4 174)	(4 529)

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS | NOTE 3

NOTE 3 AUTRES ACTIVITÉS

NOTE 3.1 Produits nets des commissions sur prestations de services

PRINCIPES COMPTABLES

Société Générale enregistre en résultat les produits et charges de commissions sur prestations de services en fonction de la nature des prestations auxquelles ils se rapportent.

Les commissions rémunérant des services continus, telles certaines commissions sur moyens de paiement, les droits de garde sur titres en dépôt, ou les commissions sur abonnements télématiques, sont étalées en résultat sur la durée de la prestation rendue. Les commissions rémunérant des services ponctuels, telles les commissions sur mouvements de fonds, les commissions d'apport reçues, les commissions d'arbitrage, ou les pénalités sur incidents de paiement, sont intégralement enregistrées en résultat quand la prestation est réalisée.

Dans le cadre des opérations de syndication, le taux d'intérêt effectif de la fraction de financement conservée à l'actif de Société Générale est aligné sur celui des autres participants en y intégrant si nécessaire une quote-part des commissions de prise ferme et de participation ; le solde de ces commissions est enregistré en résultat à la fin de la période de syndication. Les commissions d'arrangement sont prises en résultat à la date de conclusion juridique de l'opération.

(En M EUR)	2020			2019		
	Produits	Charges	Net	Produits	Charges	Net
Opérations avec les établissements de crédit	95	(62)	33	84	(65)	19
Opérations avec la clientèle	1 436	(27)	1 409	1 401	(33)	1 368
Opérations sur titres	418	(846)	(428)	356	(805)	(449)
Opérations sur marchés primaires	83	-	83	59	-	59
Opérations de change et sur instruments financiers	232	(404)	(172)	162	(393)	(231)
Engagements de financement et de garantie	757	(360)	397	701	(302)	399
Prestations de services	1 443	-	1 443	1 667	-	1 667
Autres	-	(221)	(221)	-	(157)	(157)
TOTAL	4 464	(1 920)	2 544	4 430	(1 755)	2 675

NOTE 3.2 Autres actifs, autres passifs et comptes de régularisation

NOTE 3.2.1 AUTRES ACTIFS ET COMPTES DE RÉGULARISATION

(En M EUR)	31.12.2020	31.12.2019
Autres actifs	148 148	97 647
Dépôts de garantie versés ⁽¹⁾	42 202	36 166
Débiteurs divers	2 445	2 957
Primes sur instruments conditionnels achetés	101 934	55 219
Comptes de règlement débiteurs sur opérations sur titres	1 447	2 993
Autres emplois divers	120	312
Comptes de régularisation	60 731	56 759
Charges payées ou comptabilisées d'avance	384	392
Impôts différés	3 299	4 047
Produits à recevoir	1 162	1 940
Autres comptes de régularisation ⁽²⁾	55 886	50 381
Autres actifs et comptes de régularisation avant dépréciations	208 879	154 406
Dépréciations	(78)	(100)
TOTAL	208 801	154 306

(1) Il s'agit essentiellement de dépôts de garantie versés sur instruments financiers.

(2) La valorisation des dérivés représente 48 577 millions d'euros (41 379 millions d'euros au 31 décembre 2019).

NOTE 3.2.2 AUTRES PASSIFS ET COMPTES DE RÉGULARISATION

(En M EUR)	31.12.2020	31.12.2019
Opérations sur titres	54 341	244 488
Dettes sur titres empruntés	15 542	200 412
Autres dettes de titres	38 799	44 076
Autres passifs	146 688	96 577
Dépôts de garantie reçus ⁽¹⁾	38 034	34 022
Créditeurs divers	(905)	(554)
Primes sur instruments conditionnels vendus	108 078	59 432
Comptes de règlement créditeurs sur opérations sur titres	1 358	3 485
Autres opérations sur titres	21	23
Dettes rattachées	102	169
Comptes de régularisation	42 092	40 378
Charges à payer	2 716	3 606
Impôts différés	2	11
Produits constatés d'avance	1 670	1 742
Autres comptes de régularisation ⁽²⁾	37 704	35 019
TOTAL	243 121	381 443

(1) Il s'agit essentiellement de dépôts de garantie reçus sur instruments financiers.

(2) La valorisation des dérivés représente 26 901 millions d'euros (24 774 millions d'euros au 31 décembre 2019).

DÉTAIL DES DETTES SUR TITRES EMPRUNTÉS

À compter de l'exercice 2020, les titres empruntés qui n'ont pas fait l'objet d'une cession ferme sont présentés en déduction de la dette sur titres empruntés (cf. paragraphe 5 Note 1).

(En M EUR)	31.12.2020	31.12.2019 retraité
Total brut des dettes sur titres empruntés	177 208	200 412
Titres empruntés du portefeuille de transaction déduits des dettes associées⁽¹⁾	161 666	182 976
Effets publics et valeurs assimilées	97 012	100 360
Actions et autres titres à revenu variable	53 743	62 181
Obligations et autres titres à revenu fixe	10 911	20 435
TOTAL NET	15 542	17 436

(1) dont 24 379 millions d'euros de titres regrettés au 31 décembre 2020 (contre 31 355 millions d'euros au 31 décembre 2019 retraité).

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS | NOTE 4

NOTE 4 CHARGES ET AVANTAGES DU PERSONNEL

NOTE 4.1 Frais de personnel et rémunération des dirigeants

PRINCIPES COMPTABLES

La rubrique Frais de personnel comprend l'ensemble des dépenses liées au personnel ; elle intègre notamment le montant de la participation et de l'intéressement des salariés se rattachant à l'exercice, les produits liés au Crédit d'impôt Compétitivité Emploi (CICE) ainsi que les charges liées aux opérations de restructuration.

Les avantages du personnel se répartissent en quatre catégories :

- les avantages à court terme dont le règlement est attendu dans les douze mois qui suivent la fin de l'exercice au cours duquel les membres du personnel ont rendu les services correspondants, tels les salaires, les primes, les congés annuels rémunérés, les charges sociales et fiscales afférentes, ainsi que la participation et l'intéressement des salariés ;
- les avantages postérieurs à l'emploi à prestations définies ou à cotisations définies, tels que les régimes de retraite ou les indemnités de fin de carrière ;
- les autres avantages à long terme dont le règlement est attendu dans un délai supérieur à douze mois, tels les rémunérations variables différées payées en numéraire et non indexées, les primes pour médailles du travail ou le compte épargne temps ;
- les indemnités de fin de contrat de travail.

La charge représentative des avantages à court terme acquis par les membres du personnel est enregistrée en Frais de personnel lorsque ces derniers ont rendu les services rémunérés par ces avantages.

Les principes comptables applicables aux avantages postérieurs à l'emploi et aux autres avantages à long terme sont présentés dans la Note 4.2 ; ceux applicables aux paiements sur base d'actions Société Générale sont présentés dans la Note 4.3.

NOTE 4.1.1 FRAIS DE PERSONNEL

(En M EUR)

	2020	2019
Rémunérations du personnel	3 252	3 643
Charges sociales et fiscales sur rémunérations	1 460	1 425
Participation, intéressement et abondement	71	168
TOTAL	4 783	5 236
Effectif moyen	44 531	46 177
France	40 266	41 339
Étranger	4 265	4 838

La décomposition de la charge de participation, intéressement et abondement sur les cinq derniers exercices se décompose comme suit :

(En M EUR)

	2020	2019	2018	2017	2016
Société Générale	71	168	223	191	161
Participation	6	11	11	11	13
Intéressement	22	99	150	136	99
Abondement	43	58	62	44	49
Succursales	-	-	-	-	-
TOTAL	71	168	223	191	161

NOTE 4.1.2 RÉMUNERATION DU CONSEIL D'ADMINISTRATION ET DES ORGANES DE DIRECTION

Le montant des rémunérations versées aux administrateurs de la société au titre de leur mandat au cours de l'exercice 2020 est de 1,7 million d'euros. Les rémunérations versées en 2020 aux organes de direction (au Président du Conseil d'administration, au Directeur Général et aux Directeurs Généraux Délégués) s'élèvent à 9,5 millions

d'euros (dont 2,9 millions d'euros de part variable versée en numéraire ou livrée en actions au titre des exercices 2014 à 2019 et 1,1 million d'euros d'intéressement à long terme versé en numéraire ou livré en actions au titre des exercices 2014 et 2015).

NOTE 4.2 Avantages du personnel

Société Générale, en France et dans ses succursales à l'étranger, peut accorder à ses salariés :

- des avantages postérieurs à l'emploi, tels que les régimes de retraite ou indemnités de fin de carrière ;
- des autres avantages à long terme, tels que les programmes de rémunération différée versée en numéraire et non indexée (tels que les rémunérations variables long terme), les primes pour médailles du travail ou les comptes épargne temps ;
- des indemnités de fin de contrat de travail.

DÉTAIL DES PROVISIONS SUR AVANTAGES DU PERSONNEL

(En M EUR)	Stock au 31 décembre 2019	Dotations nettes	Reprises utilisées	Charge et reclassements	Stock au 31 décembre 2020
Avantages postérieurs à l'emploi	1 197	77	(56)	(7)	1 211
Autres avantages à long terme	520	83	(106)	(3)	494
Indemnités de fin de contrat de travail	282	111	(77)	(4)	312
TOTAL	1 999	271	(239)	(14)	2 017

Société Générale a annoncé le 9 novembre 2020 plusieurs projets d'ajustements d'organisation pour poursuivre l'adaptation en profondeur de ses métiers et de ses fonctions, pour contribuer à l'amélioration de son efficacité opérationnelle et de sa rentabilité structurelle.

Le premier projet est lié à la mise en œuvre des adaptations annoncées le 3 août 2020 pour réduire le profil de risque des activités de produits structurés crédits et actions et concerne ainsi les activités de marché et les fonctions supports associées.

Le second projet inclut des ajustements d'organisation du métier Titres et de certaines Directions Centrales pour améliorer leur efficacité opérationnelle et répondre aux enjeux spécifiques de leurs activités.

Ces deux projets ont entraîné une dotation aux provisions pour restructuration de 148 millions d'euros, dont 139 millions d'euros enregistrés dans la rubrique Frais de personnel et 9 millions d'euros enregistrés dans la rubrique Autres frais administratifs.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS | NOTE 4

PRINCIPES COMPTABLES

Les régimes de retraite peuvent être des régimes à cotisations définies ou à prestations définies.

Régimes postérieurs à l'emploi à cotisations définies

Les régimes à cotisations définies sont ceux pour lesquels l'obligation de Société Générale se limite uniquement au versement d'une cotisation, mais qui ne comportent aucun engagement de Société Générale sur le niveau des prestations fournies. Les cotisations versées constituent des charges de l'exercice.

Régimes postérieurs à l'emploi à prestations définies

Les régimes à prestations définies désignent les régimes pour lesquels Société Générale s'engage formellement ou par obligation implicite sur un montant ou un niveau de prestations et supporte donc le risque à moyen ou long terme. Les montants des engagements des régimes à prestations définies sont déterminés par des actuaires qualifiés indépendants.

Une provision est enregistrée au passif du bilan en Provisions pour couvrir l'intégralité de ces engagements de retraite. Elle est évaluée régulièrement par des actuaires indépendants selon la méthode des unités de crédit projetées. Cette méthode d'évaluation tient compte d'hypothèses démographiques, de départs anticipés, d'augmentations de salaires et de taux d'actualisation et d'inflation.

Société Générale peut financer ses régimes à prestations définies en faisant appel à un fonds d'avantages à long terme ou en souscrivant un contrat d'assurance.

Les actifs de financement constitués via les fonds ou les contrats d'assurance sont qualifiés d'actifs de régime s'ils sont exclusivement destinés à régier les prestations du régime et si le financement est réalisé auprès d'une entité qui n'est pas une partie liée.

Lorsque les actifs de financement répondent à la définition d'actifs du régime, la provision destinée à couvrir les engagements concernés est diminuée de la juste valeur de ces fonds.

Lorsqu'ils ne répondent pas à la définition d'actifs de régime, ils sont qualifiés d'actifs distincts et sont présentés à l'actif du bilan.

Les différences liées aux changements d'hypothèses de calcul (départs anticipés, taux d'actualisation...) ou constatées entre les hypothèses actuarielles et la réalité (rendement des actifs de couverture...) constituent des écarts actuariels (gains ou pertes). Ils sont comptabilisés immédiatement et en totalité en résultat.

En cas de mise en place d'un nouveau régime (ou avenant), le coût des services passés est comptabilisé immédiatement et en totalité en résultat.

La charge annuelle comptabilisée en Frais de personnel au titre des régimes à prestations définies comprend :

- les droits supplémentaires acquis par chaque salarié (coût des services rendus) ;
- le coût financier correspondant à l'effet de la désactualisation ;
- le produit attendu des placements dans les fonds de couverture (rendement brut) ;
- les écarts actuariels et les coûts des services passés ;
- l'effet des réductions et liquidations de régimes.

Autres avantages à long terme

Ce sont les avantages versés aux salariés dans un délai supérieur à douze mois après la clôture de l'exercice pendant lequel ces derniers ont rendu les services correspondants. La méthode d'évaluation est identique à celle utilisée pour les avantages postérieurs à l'emploi.

RÉGIMES POSTÉRIEURS À L'EMPLOI À COTISATIONS DÉFINIES

Les principaux régimes de retraite à cotisations définies dont bénéficient les salariés de Société Générale sont situés en France. Ils regroupent notamment l'assurance vieillesse obligatoire et le régime de retraite national AGIRC-ARRCO, ainsi que les régimes de retraite mis en place par certaines succursales de Société Générale pour lesquels elles n'ont qu'une obligation de cotiser (abondement PERCO).

RÉGIMES POSTÉRIEURS À L'EMPLOI ET PRESTATIONS DÉFINIES

Les régimes de retraite postérieurs à l'emploi comprennent des régimes offrant des prestations de retraite sous forme de rente et des régimes d'indemnités de fin de carrière. Les prestations sous forme de rente viennent en complément des pensions de retraite versées par les régimes généraux et obligatoires.

En France, depuis le 4 juillet 2019, date de publication de l'ordonnance mettant un terme aux régimes de retraite à prestations définies dits « à droits aléatoires » en application de la Loi Pacte, le régime additif de l'allocation complémentaire de retraite des cadres de direction, mis en place en 1991, est fermé aux nouveaux collaborateurs et les droits des bénéficiaires ont été gelés au 31 décembre 2019.

NOTE 4.2.1.1 RÉCONCILIATION DES ACTIFS ET PASSIFS INSCRITS AU BILAN

(En M EUR)	31.12.2020	31.12.2019
A - Valeur actualisée des engagements	2 494	2 407
B - Juste valeur des actifs de régime	1 333	1 294
C - Juste valeur des actifs distincts	1 040	963
D - Effet du plafonnement d'actifs	-	-
E - Éléments non reconnus	-	-
A - B - C + D - E = Solde net	121	150
Au passif du bilan	1 211	1 197
À l'actif du bilan ⁽¹⁾	(1 090)	(1 047)

(1) Ce poste comprend les excédents d'actifs de régime pour 50 millions d'euros et des actifs distincts pour 1 040 millions d'euros au 31 décembre 2020 contre 84 millions d'euros et 963 millions d'euros au 31 décembre 2019.

NOTE 4.2.1.2 INFORMATIONS SUR LES ACTIFS DE FINANCEMENT DES RÉGIMES ET MODALITÉS DE FINANCEMENT DES RÉGIMES

Les actifs de financement comprennent les actifs de régime et les actifs distincts.

En proportion de leur juste valeur totale, les actifs de régime se composent à hauteur de 86% d'obligations, 7% d'actions et de 7% d'autres placements. Les titres Société Générale détenus en direct ne sont pas significatifs.

Les excédents d'actifs de financement s'élèvent à un montant de 164 millions d'euros.

Les cotisations employeurs devant être versées pour 2021 sont estimées à 4 millions d'euros au titre des régimes d'avantages postérieurs à l'emploi à prestations définies.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS | NOTE 4

NOTE 4.2.1.3 PRINCIPALES HYPOTHÈSES ACTUARIELLES PAR ZONE GÉOGRAPHIQUE

(En pourcentage)	31.12.2020	31.12.2019
Taux d'actualisation		
France	0,35%	0,84%
Royaume-Uni	1,24%	2,00%
États-Unis	2,55%	3,19%
Autre	0,38%	0,72%
Taux d'inflation long terme		
France	1,23%	1,30%
Royaume-Uni	3,01%	2,92%
États-Unis	N/A	N/A
Autre	1,25%	1,24%
Taux d'augmentation future des salaires		
France	1,60%	0,75%
Royaume-Uni	N/A	N/A
États-Unis	N/A	N/A
Autre	0,65%	0,66%
Durée de vie active moyenne restante des salariés (en années)		
France	7,50	8,36
Royaume-Uni	4,00	5,00
États-Unis	7,85	7,87
Autre	8,85	8,77
Duration (en années)		
France	14,03	13,95
Royaume-Uni	16,92	16,34
États-Unis	16,17	15,28
Autre	17,69	16,60

Les hypothèses par zone géographique sont des moyennes pondérées par la valeur actuelle des obligations (DBO) à l'exception des rendements attendus des actifs qui sont des moyennes pondérées par la juste valeur des actifs.

Les courbes des taux d'actualisation utilisées sont les courbes des obligations corporate notées AA (source Merrill Lynch) observées fin octobre pour les devises USD, GBP et EUR, corrigées fin décembre dans les cas où la variation des taux avait un impact significatif.

Les taux d'inflation utilisés pour les zones monétaires GBP et EUR sont les taux de marché observés à fin octobre et corrigés fin décembre dans les cas où la variation des taux avait un impact significatif. Pour les autres zones monétaires, les taux d'inflation utilisés sont les objectifs long terme des Banques centrales.

La durée de vie active moyenne restante des salariés est calculée en tenant également compte des hypothèses de taux de rotation.

Les hypothèses ci-dessus ont été appliquées pour les régimes postérieurs à l'emploi.

NOTE 4.3 Plans d'attribution gratuite d'actions (AGA)**PRINCIPES COMPTABLES**

Dans le cas de plans d'options d'achat et de plans d'attribution gratuite d'actions consentis aux salariés sans émission d'actions nouvelles, une provision doit être constatée à hauteur de la moins-value que l'entité s'attend à subir lors de la remise des actions aux salariés.

Cette provision pour risques est dotée dans la rubrique Frais de personnel pour un montant égal à la différence :

- entre le cours de Bourse des actions propres à la date de clôture et le prix d'exercice (zéro en cas d'attribution gratuite d'actions) si l'entité n'a pas encore acquis les actions propres à remettre aux salariés ;
- entre le prix de revient des actions propres déjà détenues et le prix d'exercice (zéro en cas d'attribution gratuite d'actions) si l'entité a déjà acquis les actions propres à remettre aux salariés.

Lorsque l'attribution des actions aux salariés de Société Générale est conditionnée à la présence de ces derniers dans l'entité à l'issue du plan ou à la réalisation d'une condition de performance, la dotation à la provision est étalée linéairement sur la durée de cette période d'acquisition des droits.

Dans le cas de plans d'options de souscription d'actions, aucune charge n'est comptabilisée au titre des actions à émettre.

NOTE 4.3.1 DESCRIPTION DES PLANS D'ATTRIBUTION GRATUITE D'ACTIONS DE L'ANNÉE

Les régimes sur capitaux propres offerts aux employés de Société Générale au cours de la période se terminant le 31 décembre 2020 sont brièvement décrits ci-dessous :

Émetteur	Société Générale
Année	2020
Type de plan	Attribution gratuite d'actions
Nombre d'actions attribuées	2 037 579
Actions livrées	372
Actions perdues au 31.12.2020	53 697
Actions restantes au 31.12.2020	1 983 510
Nombre d'actions réservées au 31.12.20	1 983 510

Les conditions de performance sont décrites dans le chapitre 3 « Gouvernement d'entreprise » du présent document.

NOTE 4.3.2 MONTANT DE LA DETTE ENREGISTRÉE AU BILAN ET DE LA CHARGE DE L'EXERCICE

La dette enregistrée au bilan au titre des plans en vie s'élève à 96 millions d'euros au 31 décembre 2020, et le montant de la charge constatée sur l'exercice s'élève à 30 millions d'euros.

NOTE 4.3.3 INFORMATIONS SUR LES ACTIONS ACQUISES POUR COUVRIR LES PLANS 2020

Pour couvrir les plans 2020 décrits ci-dessus, Société Générale a acquis 63 098 actions Société Générale pour un coût de 2,7 millions d'euros. Il restera 1 920 412 actions Société Générale à acquérir pour atteindre le nombre total d'actions attribuées. Pour couvrir les plans 2019, Société Générale a acquis 1 521 652 actions Société Générale pour un coût de 26 millions d'euros.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS | NOTE 5

NOTE 5 IMPÔTS

PRINCIPES COMPTABLES

Impôts courants

Société Générale a mis en place, depuis l'exercice 1989, un dispositif d'intégration fiscale. Au 31 décembre 2020, 223 sociétés ont conclu une convention d'intégration fiscale avec Société Générale.

Chacune des sociétés intégrées constate dans ses comptes la dette d'impôt, vis-à-vis de la société intégrante, déterminée conformément à l'application de la convention d'intégration fiscale.

Impôts différés

Société Générale utilise la faculté d'enregistrer des impôts différés dans ses comptes annuels.

Les impôts différés sont comptabilisés dès lors qu'une différence temporaire est identifiée entre les valeurs comptables et les valeurs fiscales des éléments de bilan. La méthode appliquée est celle du report variable selon laquelle les impôts différés constatés au cours des exercices antérieurs sont modifiés lors d'un changement de taux d'imposition. L'effet correspondant est enregistré en augmentation ou en diminution de la charge d'impôt différée. Les actifs d'impôts différés nets sont pris en compte dès lors qu'il existe une perspective de récupération sur un horizon déterminé.

Les impôts différés sont déterminés au niveau de chaque entité fiscale (maison mère et succursales étrangères) et ne font l'objet d'aucune actualisation.

NOTE 5.1 Impôts sur les bénéfices

(En M EUR)

	2020	2019
Charge fiscale courante	533	673
Charge fiscale différée	(674)	(92)
TOTAL	(141)	581

La charge fiscale de l'exercice 2020 intègre une perte d'intégration fiscale de 48 millions d'euros contre une perte de 19 millions d'euros au titre de l'exercice 2019 (223 filiales concernées en 2020 contre 217 en 2019). La perte d'intégration fiscale, principalement liée aux taux d'impôt applicables aux refacturations des filiales, a augmenté en 2020 suite à l'application plus importante par rapport à 2019 du taux applicable aux entités dont le chiffre d'affaires est inférieur à 250 millions d'euros.

Conformément aux dispositions fiscales qui définissent le taux normal de l'impôt sur les sociétés, ce dernier sera abaissé progressivement pour atteindre 25% en 2022 selon la trajectoire suivante pour les entreprises redevables réalisant un chiffre d'affaires supérieur ou égal à 250 millions d'euros (article 219 du CGI) :

- pour l'exercice ouvert du 1^{er} janvier 2020 au 31 décembre 2020 un taux normal d'impôt sur les sociétés de 31% auquel s'ajoutera toujours la Contribution Sociale sur les Bénéfices (CSB) de 3,3% ;
- pour l'exercice ouvert du 1^{er} janvier 2021 au 31 décembre 2021 un taux normal d'impôt sur les sociétés de 27,5% auquel s'ajoutera toujours la Contribution Sociale sur les Bénéfices (CSB) de 3,3%.

Les impôts différés sont calculés en appliquant le taux d'imposition qui sera en vigueur lors du retournement de la différence temporaire. Compte tenu de la réduction progressive des taux d'ici 2022, ces derniers (incluant la Contribution Sociale sur les Bénéfices) seront :

- pour les résultats imposés au taux de droit commun : à 28,41% en 2021 et à 25,83% en 2022 et au-delà ;
- pour les résultats relevant du régime long terme à 0% sous réserve de la réintégration d'une quote-part de frais et charges de 12% : de 3,41% en 2021 et à 3,10% en 2022 et au-delà.

Les plus-values à long terme sur titres de participation sont exonérées sous réserve de la taxation au taux de droit commun d'une quote-part de frais et charges de 12% du montant de la plus-value brute uniquement si la société réalise une plus-value nette à long terme au titre de l'exercice de cession des titres de participation.

En outre, au titre du régime des sociétés mères et filiales, les dividendes reçus des sociétés dans lesquelles la participation est au moins égale à 5% sont exonérés sous réserve de la taxation au taux de droit commun d'une quote-part de frais et charges de 1% ou 5%.

NOTE 5.2 Provisions fiscales**PRINCIPES COMPTABLES**

Les provisions fiscales représentent des passifs dont l'échéance ou le montant ne sont pas fixés de façon précise, leur constitution est subordonnée :

- à l'existence d'une obligation de Société Générale à l'égard d'une administration fiscale au titre de l'impôt sur les bénéfices dont il est probable ou certain qu'elle provoquera une sortie de ressources au bénéfice de cette administration sans contrepartie au moins équivalente attendue de celle-ci ;
- la disponibilité d'une estimation fiable de la sortie de ressource probable.

Le montant de la sortie de ressources probable est alors actualisé pour déterminer le montant de la provision, dès lors que l'effet de cette actualisation présente un caractère significatif. Les dotations et reprises de provisions pour risques fiscaux sont enregistrées en Charge fiscale courante dans la rubrique Impôts sur les bénéfices du compte de résultat.

Les informations relatives à la nature et au montant des risques concernés ne sont pas fournies dès lors que Société Générale estime qu'elles pourraient lui causer un préjudice sérieux dans un litige l'opposant à des tiers sur le sujet faisant l'objet de la provision.

(En M EUR)	Stock au 31.12.2019	Dotations nettes	Reprises utilisées	Change et reclassements	Stock au 31.12.2020
Provisions pour impôt	20	(10)	(1)	(1)	8

NOTE 5.3 Détail de l'impôt différé

(En M EUR)	31.12.2020	31.12.2019
Report déficitaire	1 809	2 613
Plus-values internes au groupe fiscal France	(160)	(173)
Autres (principalement sur provisions)	1 650	1 607
TOTAL	3 299	4 047

Société Générale effectue chaque année une revue de sa capacité à absorber ses pertes fiscales reportables en tenant compte du régime fiscal applicable à chaque entité fiscale concernée et d'une projection réaliste des résultats fiscaux de cette dernière. Pour cela, les résultats fiscaux sont déterminés sur la base des projections 2021-2025 des performances des métiers. Les résultats fiscaux tiennent compte par ailleurs des retraitements comptables et fiscaux (dont le retournement des bases d'impôts différés actifs et passifs sur différences temporaires) applicables aux entités et juridictions concernées. Ces derniers sont déterminés d'une part sur la base d'un historique de résultats fiscaux et d'autre part, en s'appuyant sur l'expertise fiscale de l'entité. Une extrapolation est réalisée à compter de l'année 2026 (correspondant à une année « normative ») et jusqu'à un horizon de temps jugé raisonnable et dépendant de la nature des activités réalisées au sein de chaque entité fiscale.

Par principe, l'appréciation des facteurs macroéconomiques retenus, ainsi que les estimations internes utilisées pour déterminer les résultats fiscaux comportent des risques et incertitudes quant à leur réalisation sur l'horizon d'absorption des pertes. Ces risques et

incertitudes concernent notamment les possibilités de changement des règles fiscales applicables (tant pour le calcul du résultat fiscal que pour les règles d'imputation des pertes fiscales reportables), ou la réalisation des hypothèses retenues. Ces incertitudes sont atténuées par des tests de robustesse des hypothèses budgétaires et stratégiques.

Au 30 juin 2020, Société Générale avait réalisé une revue spécifique des pertes fiscales reportables en intégrant les conséquences et les incertitudes générées par la crise Covid-19 dans les projections des résultats fiscaux. Ces projections avaient fait apparaître un risque de non-récupération partielle au sein du groupe fiscal France sur un horizon de temps raisonnable. En conséquence, des actifs d'impôts différés ne pouvaient plus être reconnus à hauteur de 650 millions d'euros.

Au 31 décembre 2020, les projections actualisées confirment la probabilité pour Société Générale de pouvoir imputer sur des bénéfices futurs les pertes fiscales faisant l'objet d'un impôt différé actif.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS | NOTE 5

NOTE 5.4 Ventilation par groupe fiscal des impôts différés sur reports déficitaires présents à l'actif du bilan et impôts différés non reconnus

Au 31 décembre 2020, compte tenu du régime fiscal applicable à chaque implantation et d'une projection réaliste de leurs résultats fiscaux, la durée prévisionnelle de recouvrement des actifs d'impôts différés est présentée dans le tableau ci-dessous :

(En M EUR)	31.12.2020	Durée légale du report en avant	Durée prévisionnelle de recouvrement
Impôts différés actifs sur reports déficitaires	1 809		
dont France	1 505	illimitée ⁽¹⁾	9 ans
dont États-Unis d'Amérique	285	20 ans ⁽²⁾	7 ans
dont autres	19		

(1) En application de la Loi de Finances 2011, l'imputation des déficits est plafonnée à 1 M EUR majorité de 50% de la fraction du bénéfice imposable de l'exercice excédant ce plafond. La fraction non imputable des déficits est reportable sur les exercices suivants sans limite de temps et dans les mêmes conditions.

(2) Déficits générés avant décembre 2011.

Par ailleurs, au 31 décembre 2020, les principaux impôts différés non reconnus à l'actif du bilan concernent notamment le groupe fiscal France pour 650 millions d'euros (contre un montant nul au 31 décembre 2019), nos implantations aux États-Unis d'Amérique pour 301 millions d'euros (contre 408 millions d'euros au 31 décembre 2019) et à Singapour pour 71 millions d'euros (contre 35 millions d'euros au 31 décembre 2019). Ces actifs d'impôts différés pourront être reconnus au bilan quand il deviendra probable qu'un bénéfice imposable futur permettra leur récupération.

S'agissant du traitement fiscal de la perte occasionnée par les agissements de Jérôme Kerviel, Société Générale considère que la décision de la cour d'appel de Versailles du 23 septembre 2016 n'est pas de nature à remettre en cause son bien-fondé au regard de l'avis du Conseil d'État de 2011 et de sa jurisprudence constante. En conséquence, Société Générale considère que la perte fiscale afférente demeure imputable sur des bénéfices imposables futurs.

Toutefois, comme indiqué par le Ministre de l'Économie et des Finances dès septembre 2016, l'administration fiscale a examiné les conséquences fiscales de cette perte comptable et a indiqué qu'elle envisageait de remettre en cause la déductibilité de la perte occasionnée par les agissements de Jérôme Kerviel à hauteur de 4,9 milliards d'euros. Cette proposition de rectification est sans effet immédiat et devra éventuellement être confirmée par une notification de redressement adressée par l'administration lorsque Société Générale sera en situation d'imputer les déficits reportables issus de la perte sur son résultat imposable. Une telle situation ne se produira pas avant plusieurs années selon les prévisions de la banque. Dans l'hypothèse où l'administration déciderait le moment venu de confirmer sa position actuelle, Société Générale ne manquerait pas de faire valoir ses droits devant les juridictions compétentes.

NOTE 6 CAPITAUX PROPRES

NOTE 6.1 Évolution des capitaux propres

(En M EUR)	Réserves et report à nouveau						Résultat de la période	Capitaux propres
	Capital	Primes d'émission et de fusion	Réserve légale	Réserve spéciale des plus-values à long terme	Autres réserves	Report à nouveau		
Bilan au 31 décembre 2018	1 010	20 602	101	2 097	1 435	8 077	1 725	35 047
2018 Affectation du résultat	-	-	-	-	-	1 725	(1 725)	-
Augmentation/Diminution de capital	57	954	-	-	-	-	-	1 011
Résultat de la période	-	-	-	-	-	-	3 695	3 695
Distribution de dividendes	-	-	-	-	-	(1 769)	-	(1 769)
Autres mouvements	-	-	-	-	-	-	-	-
Bilan au 31 décembre 2019	1 067	21 556	101	2 097	1 435	8 033	3 695	37 984
2019 Affectation du résultat	-	-	6	-	-	3 689	(3 695)	-
Augmentation/Diminution de capital	-	-	-	-	-	-	-	-
Résultat de la période	-	-	-	-	-	-	(1 568)	(1 568)
Distribution de dividendes	-	-	-	-	-	-	-	-
Autres mouvements	-	-	-	-	-	-	-	-
Bilan au 31 décembre 2020	1 067	21 556	107	2 097	1 435	11 722	(1 568)	36 416

Au 31 décembre 2020, le capital de Société Générale entièrement libéré s'élève à 1 066 714 367,50 euros et se compose de 853 371 494 actions d'une valeur nominale de 1,25 euro.

Conformément à la recommandation de la Banque Centrale européenne du 27 mars 2020 relative aux politiques de distribution de dividendes pendant la pandémie de Covid-19, Société Générale n'a pas distribué de dividendes sur actions ordinaires au titre de l'exercice 2019.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS | NOTE 6

NOTE 6.2 Proposition d'affectation du résultat

Au cours de l'Assemblée Générale du 18 mai 2021, le Conseil d'administration proposera une affectation du résultat de l'exercice clos le 31 décembre 2020 comprenant une mise en distribution du dividende selon les modalités suivantes :

(En M EUR)

Résultat net de l'exercice	(1 568)
Report à nouveau bénéficiaire	11 722
TOTAL À AFFECTER	10 154
Dividende	469
Report à nouveau	9 685
TOTAL AFFECTÉ	10 154

Le dividende proposé s'élève à 0,55 euro par action de nominal 1,25 euro.

Le montant du dividende de 469 millions d'euros à verser aux actionnaires de Société Générale est calculé sur la base du nombre d'actions existantes au 31 décembre 2020.

NOTE 6.3 Résultat par action

(En M EUR)

	31.12.2020	31.12.2019
Résultat net part du Groupe	(1 568)	3 695
Nombre moyen pondéré d'actions ordinaires en circulation	850 384 674	829 901 725
Résultat par action ordinaire (en EUR)	(1,84)	4,45
Nombre moyen de titres ordinaires retenu au titre des éléments dilutifs ⁽¹⁾	-	-
Nombre moyen pondéré d'actions ordinaires pour le calcul du résultat net dilué par action	850 384 674	829 901 725
Résultat dilué par action ordinaire (en EUR)	(1,84)	4,45

(1) Le nombre d'actions retenu dans les éléments dilutifs est calculé selon la méthode du « rachat d'actions » et prend en compte les attributions d'actions gratuites et les plans d'options de souscription d'actions.

NOTE 6.4 Dettes subordonnées

PRINCIPES COMPTABLES

Cette rubrique regroupe les dettes matérialisées ou non par des titres, à terme ou à durée indéterminée, dont le remboursement en cas de liquidation du débiteur n'est possible qu'après désintéressement des autres créanciers.

Le cas échéant, les intérêts courus à verser attachés aux dettes subordonnées sont portés dans un compte de dettes rattachées en contrepartie du compte de résultat.

(En millions)					
Date d'émission	Devise	Montant de l'émission	Date d'échéance	31.12.2020	31.12.2019
Titres et emprunts subordonnés à durée indéterminée					
1 ^{er} juillet 1985	EUR	348	Perpétuel	62	62
24 novembre 1986	USD	500	Perpétuel	202	221
18 décembre 2013	USD	1 750	Perpétuel	1 426	1 558
7 avril 2014	EUR	1 000	Perpétuel	1 000	1 000
25 juin 2014	USD	1 500	Perpétuel	0	1 335
29 septembre 2015	USD	1 250	Perpétuel	1 019	1 113
13 septembre 2016	USD	1 500	Perpétuel	1 222	1 335
6 avril 2018	USD	1 250	Perpétuel	1 019	1 113
4 octobre 2018	USD	1 250	Perpétuel	1 019	1 113
16 avril 2019	SGD	750	Perpétuel	462	496
12 septembre 2019	AUD	700	Perpétuel	440	438
18 novembre 2020	USD	1 500	Perpétuel	1 222	0
SOUS-TOTAL				9 093	9 784
Titres et dettes subordonnées à terme					
21 juillet 2000	EUR	78	31 juillet 2030	9	11
16 août 2005	EUR	226	18 août 2025	216	216
7 avril 2008	EUR	250	6 avril 2023	155	155
15 avril 2008	EUR	321	15 avril 2023	321	321
28 avril 2008	EUR	50	6 avril 2023	50	50
14 mai 2008	EUR	90	6 avril 2023	90	90
14 mai 2008	EUR	50	6 avril 2023	50	50
14 mai 2008	EUR	150	6 avril 2023	150	150
30 mai 2008	EUR	79	15 avril 2023	79	79
10 juin 2008	EUR	300	12 juin 2023	260	260
30 juin 2008	EUR	40	30 juin 2023	40	40
7 juin 2013	EUR	1 000	7 juin 2023	1 000	1 000
17 janvier 2014	USD	1 000	17 janvier 2024	815	890
23 février 2018	EUR	1 000	23 février 2028	1 000	1 000
16 septembre 2014	EUR	1 000	16 septembre 2026	1 000	1 000
27 février 2015	EUR	1 250	27 février 2025	1 250	1 250
14 avril 2015	USD	1 500	14 avril 2025	1 222	1 335
15 avril 2015	EUR	150	7 avril 2026	150	150
2 juin 2015	AUD	125	2 juin 2027	79	78
3 juin 2015	CNH	1 200	3 juin 2025	0	153
10 juin 2015	AUD	50	10 juin 2025	31	31
12 juin 2015	JPY	27 800	12 juin 2025	221	228
12 juin 2015	JPY	13 300	12 juin 2025	0	109
12 juin 2015	JPY	2 500	12 juin 2025	20	21
22 juillet 2015	USD	50	23 juillet 2035	41	45
30 septembre 2015	JPY	20 000	30 septembre 2025	158	164

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS | NOTE 6

(En millions)					
Date d'émission	Devise	Montant de l'émission	Date d'échéance	31.12.2020	31.12.2019
21 octobre 2015	EUR	70	21 octobre 2026	70	70
24 novembre 2015	USD	1 000	24 novembre 2025	815	890
24 novembre 2015	USD	500	24 novembre 2045	407	445
19 mai 2016	SGD	425	19 mai 2026	262	281
3 juin 2016	JPY	15 000	3 juin 2026	119	123
3 juin 2016	JPY	27 700	3 juin 2026	219	227
27 juin 2016	USD	500	27 juin 2036	407	445
20 juillet 2016	AUD	325	20 juillet 2028	204	203
19 août 2016	USD	1 000	19 août 2026	815	890
13 octobre 2016	AUD	150	13 octobre 2026	94	94
16 décembre 2016	JPY	10 000	16 décembre 2026	79	82
24 janvier 2017	AUD	200	24 janvier 2029	126	125
19 mai 2017	AUD	500	19 mai 2027	409	406
23 juin 2017	JPY	5 000	23 juin 2027	40	41
18 juillet 2017	JPY	5 000	27 juillet 2027	40	41
7 mars 2018	JPY	6 500	7 mars 2028	51	53
13 avril 2018	JPY	6 500	13 avril 2028	51	53
17 avril 2018	JPY	6 500	17 avril 2028	51	53
24 octobre 2018	JPY	13 100	24 octobre 2028	104	107
18 avril 2019	AUD	300	18 mai 2034	189	188
8 juillet 2020	USD	500	8 juillet 2035	407	0
24 novembre 2020	EUR	1 000	24 novembre 2030	1 000	0
SOUS-TOTAL⁽¹⁾				14 366	13 693
Dettes rattachées				327	359
TOTAL⁽¹⁾⁽²⁾				23 786	23 836

(1) La charge nette des dettes subordonnées hors impôt et hors impact des rachats s'élève à 1 057 millions d'euros au 31 décembre 2020 (1 230 millions d'euros au 31 décembre 2019).

(2) dont dettes concernant les entreprises liées : 43 millions d'euros au 31 décembre 2020 (43 millions d'euros au 31 décembre 2019).

Le Conseil d'administration peut décider de différer partiellement ou totalement la rémunération des TSDI dans le cas où l'Assemblée générale ordinaire approuvant les comptes sociaux n'aurait pas décidé la mise en paiement d'un dividende.

Société Générale a émis, jouissance le 1^{er} juillet 1985, 348 millions d'euros de titres subordonnés à durée indéterminée assortis de bons

d'acquisition de certificats d'investissement privilégiés. Ceux-ci ne sont remboursables qu'en cas de liquidation de la société, après remboursement complet des dettes non subordonnées.

Les autres titres et emprunts sont assortis d'une clause de remboursement anticipé à partir de leur dixième année, à la seule option de Société Générale.

NOTE 7 AUTRES INFORMATIONS

NOTE 7.1 Décomposition du produit net bancaire par zone géographique⁽¹⁾

	France		Europe		Amériques	
(En M EUR)	2020	2019	2020	2019	2020	2019
Produits nets d'intérêts et assimilés ⁽²⁾	805	2 878	249	680	306	286
Produits nets de commissions	2 077	2 179	259	293	145	141
Résultat net sur opérations financières	2 728	4 531	1 123	450	69	23
Autres produits nets d'exploitation	183	(107)	63	44	(1)	1
PRODUIT NET BANCAIRE	5 793	9 481	1 694	1 467	519	451

	Asie/Océanie		Afrique		Total	
(En M EUR)	2020	2019	2020	2019	2020	2019
Produits nets d'intérêts et assimilés ⁽²⁾	109	46	1	9	1 470	3 899
Produits nets de commissions	63	59	-	3	2 544	2 675
Résultat net sur opérations financières	304	391	-	-	4 224	5 395
Autres produits nets d'exploitation	6	4	1	-	252	(58)
PRODUIT NET BANCAIRE	482	500	2	12	8 490	11 911

(1) Établie en fonction du pays de comptabilisation des revenus et charges.

(2) dont revenus des titres à revenu variable et des opérations de crédit-bail et de location.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS | NOTE 7

NOTE 7.2 Immobilisations corporelles et incorporelles

PRINCIPES COMPTABLES

Les immobilisations d'exploitation et de placement sont inscrites à l'actif du bilan à leur coût d'acquisition. Les coûts d'emprunts correspondant à la période de construction des immobilisations nécessitant une longue période de préparation, sont incorporés au coût d'acquisition, de même que les frais directement attribuables.

Les logiciels créés en interne sont inscrits à l'actif du bilan pour leur coût direct de développement, qui regroupe les dépenses externes de matériels et de services et les frais liés au personnel directement affectables à la production et à la préparation de l'actif en vue de son utilisation.

Dès qu'elles sont en état d'être utilisées, les immobilisations sont amorties sur leur durée d'utilité. Le cas échéant, la valeur résiduelle du bien est déduite de sa base amortissable.

Les dotations aux amortissements sont portées au compte de résultat dans la rubrique Dotations aux amortissements.

Lorsqu'un ou plusieurs composants d'une immobilisation ont une utilisation différente ou procurent des avantages économiques selon un rythme différent de celui de l'immobilisation prise dans son ensemble, ces composants sont amortis sur leur propre durée d'utilité.

Pour les immeubles d'exploitation et de placement, Société Générale a appliqué cette approche en retenant à minima les composants et durées d'amortissements suivants :

Infrastructures	Gros œuvre	50 ans
	Étanchéité, toiture	20 ans
	Façades	30 ans
Installations techniques	Ascenseurs	
	Installations électriques	
	Groupes électrogènes	
	Climatisation, désenfumage	
	Câblages techniques	10 à 30 ans
	Installations de sûreté et de surveillance	
	Plomberie, canalisations	
Agencements	Protection incendie	
	Finitions, second œuvre, abords	10 ans

Concernant les autres catégories d'immobilisations, les durées d'amortissement retenues ont été déterminées en fonction des durées d'utilité des biens considérés, qui ont généralement été estimées dans les fourchettes suivantes :

Matériel et outillage	5 ans
Matériel de transport	4 ans
Mobilier	10 à 20 ans
Matériel de bureau	5 à 10 ans
Matériel informatique	3 à 5 ans
Logiciels créés ou acquis	3 à 5 ans
Concessions, brevets, licences, etc.	5 à 20 ans

NOTE 7.2.1 DETAIL DES IMMOBILISATIONS

(En M EUR)	31.12.2019	Augmentations/ Dotations	Diminutions/ Reprises	Autres mouvements	31.12.2020
Immobilisations incorporelles d'exploitation					
Valeurs brutes	4 291	353	(27)	42	4 659
Amortissements et dépréciations	(2 712)	(287)	3	19	(2 977)
Immobilisations corporelles d'exploitation					
Valeurs brutes	3 551	187	(110)	(35)	3 593
Amortissements et dépréciations	(2 164)	(240)	42	18	(2 344)
Immobilisations corporelles hors exploitation					
Valeurs brutes	10	-	-	-	10
Amortissements et dépréciations	(7)	-	-	-	(7)
TOTAL	2 969	13	(92)	44	2 934

Les dépréciations des immobilisations incorporelles incluent pour 42 millions d'euros la dépréciation du fonds de commerce enregistré en 2016 suite à la fusion de SG Securities (Paris).

NOTE 7.2.2 GAINS OU PERTES SUR ACTIFS IMMOBILISES

PRINCIPES COMPTABLES

La rubrique Gains ou pertes sur actifs immobilisés regroupe les plus ou moins-values de cession ainsi que les dotations nettes aux dépréciations sur immobilisations d'exploitation. Les résultats sur immobilisations hors exploitation sont classés au sein du Produit net bancaire.

(En M EUR)	31.12.2020	31.12.2019
Immobilisations d'exploitation :		
Plus-values de cession	24	59
Moins-values de cession	(8)	(44)
TOTAL	16	15

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS | NOTE 7

NOTE 7.3 Provisions

PRINCIPES COMPTABLES

Au passif du bilan, le poste Provisions regroupe les provisions pour risque de crédit, les provisions sur les comptes et plans d'épargne logement, les provisions sur instruments financiers à terme, les provisions sur avantages du personnel, les provisions fiscales et les provisions pour litiges.

NOTE 7.3.1 DETAIL DES PROVISIONS

(En M EUR)	Stock au 31.12.2019	Dotations	Reprises	Change et reclassements	Stock au 31.12.2020
Provisions pour risque de crédit (cf. Note 2.6.1)	1 024	1 394	(645)	(37)	1 736
Provisions sur engagement liés aux comptes et plans d'épargne logement (cf. Note 2.6.2)	251	63	(6)	-	308
Provisions pour instruments financiers à terme (cf. note 2.6.3)	9 194	2 764	(3 827)	(306)	7 825
Provisions sur avantages du personnel (cf. Note 4.2)	1 999	371	(339)	(14)	2 017
Provisions fiscales (cf. Note 5.2)	20	1	(12)	(1)	8
Autres provisions pour risques et charges	700	122	(176)	(11)	635
TOTAL	13 188	4 715	(5 005)	(369)	12 529

NOTE 7.3.2 AUTRES PROVISIONS POUR RISQUES ET CHARGES

PRINCIPES COMPTABLES

Les autres provisions pour risques et charges représentent des passifs dont l'échéance ou le montant ne sont pas fixés de façon précise.

Leur constitution est subordonnée à l'existence d'une obligation à l'égard d'un tiers dont il est probable ou certain qu'elle provoquera une sortie de ressources au bénéfice de ce tiers, sans contrepartie au moins équivalente attendue de celui-ci.

Les dotations nettes aux provisions sont classées par nature dans les rubriques du compte de résultat correspondantes.

Un descriptif des risques et litiges en cours est fourni dans le rapport sur la gestion des risques.

Les informations relatives à la nature et au montant des risques concernés ne sont pas fournies dès lors que Société Générale estime qu'elles pourraient lui causer un préjudice sérieux dans un litige l'opposant à des tiers sur le sujet faisant l'objet de la provision.

Les autres provisions pour risques et charges incluent notamment des provisions pour restructuration (hors frais de personnel), des provisions pour litiges, des provisions pour versement de fonds à venir dans le cadre d'opérations de financement pour la clientèle.

Société Générale est soumise à un cadre juridique et réglementaire étendu dans les pays où elle est présente. Dans ce contexte juridique complexe, Société Générale et certains de ses représentants, anciens et actuels, peuvent être impliqués dans diverses actions en justice, notamment des procédures civiles, administratives et pénales. La grande majorité de ces procédures s'inscrit dans le cadre de l'activité courante de Société Générale. Ces dernières années, le nombre de litiges avec des investisseurs ainsi que le nombre de procédures réglementaires intentées contre des intermédiaires financiers comme les banques et les conseillers en investissement ont augmenté, en partie en raison d'un contexte financier difficile.

Il est par nature difficile de prévoir le dénouement des litiges, des procédures réglementaires et des actes impliquant Société Générale, en particulier si ceux-ci sont initiés par diverses catégories de plaignants, si le montant des demandes de dommages-intérêts n'est pas précisé, ou est indéterminé, ou encore s'il s'agit d'une procédure sans précédent.

Lors de la préparation de ses états financiers, Société Générale procède à l'estimation des conséquences des procédures légales, réglementaires ou d'arbitrage dans lesquelles elle est impliquée. Une provision est enregistrée lorsque des pertes liées à ces procédures deviennent probables et que leur montant peut être estimé de manière fiable.

Pour évaluer les probabilités de pertes et le montant de ces dernières, et ainsi déterminer le montant des provisions pour litiges à comptabiliser, le recours à des estimations est important. La Direction réalise ces estimations en exerçant son jugement et en prenant en considération toutes les informations disponibles à la date d'établissement des comptes. Société Générale prend notamment en compte la nature du litige, les faits sous-jacents, les procédures en cours et les décisions de justice déjà intervenues, mais également son expérience et l'expérience d'autres entreprises confrontées à des cas similaires (sous réserve pour Société Générale d'en avoir connaissance), ainsi que, le cas échéant, l'avis et les rapports d'experts et de conseillers juridiques indépendants.

Société Générale procède chaque trimestre à un examen détaillé des litiges en cours présentant un risque significatif. La description de ces litiges est présentée dans la note 8 « Informations sur les risques et litiges ».

NOTE 7.4 Emplois et ressources opérationnels ventilés selon la durée restant à courir

(En M EUR)	Durées restant à courir au 31 décembre 2020					Total
	Moins de 3 mois	3 mois à 1 an	1 à 5 ans	Plus de 5 ans	Éliminations des opérations entre le siège et les succursales étrangères	
Emplois	381 674	158 349	222 677	147 463	(169 122)	741 041
Créances sur les établissements de crédit	195 179	58 669	64 466	27 020	(169 025)	176 309
Opérations avec la clientèle	139 147	64 304	148 117	91 872	(97)	443 343
Obligations et autres titres à revenu fixe	47 348	35 376	10 094	28 571	-	121 389
Titres de transaction	45 870	21 193	119	1 606	-	68 788
Titres de placement	774	9 899	44	121	-	10 838
Titres d'investissement	704	4 284	9 931	26 844	-	41 763
Ressources	595 696	129 730	256 020	128 368	(169 113)	940 701
Dettes envers les établissements de crédit	211 982	53 977	152 423	52 012	(168 606)	301 788
Opérations avec la clientèle	358 083	42 426	65 803	48 054	(506)	513 860
Dettes représentées par un titre	25 631	33 327	37 794	28 302	(1)	125 053

NOTE 7.5 Opérations en devises**PRINCIPES COMPTABLES**

Les profits et pertes de change résultant des opérations courantes conclues en devises étrangères sont comptabilisés dans le compte de résultat. Les opérations de change à terme dites « sèches » ou effectuées en couverture d'autres opérations de change à terme sont évaluées selon le cours de change à terme restant à courir de la devise concernée. Les positions de change au comptant et les autres opérations à terme sont évaluées mensuellement selon les cours de change officiels au comptant de fin de période. Les différences de réévaluation ainsi dégagées sont enregistrées régulièrement dans le compte de résultat. Par ailleurs, les reports et déports, liés aux opérations de change à terme couvertes, sont parallèlement rapportés au compte de résultat de manière linéaire sur la période restant à courir jusqu'à l'échéance de ces opérations.

(En M EUR)	31.12.2020				31.12.2019			
	Actif	Passif	Devises à recevoir	Devises à livrer	Actif	Passif	Devises à recevoir	Devises à livrer
EUR	620 409	622 164	312 707	294 432	613 314	615 161	299 729	284 788
USD	375 744	374 715	535 170	505 931	461 677	459 371	558 578	540 720
GBP	74 531	75 098	167 163	172 862	73 431	74 322	155 699	149 869
JPY	75 144	74 252	58 996	76 705	85 313	84 363	59 668	110 365
Autres devises	112 214	111 813	240 199	254 400	93 960	94 478	261 501	244 470
TOTAL	1 258 042	1 258 042	1 314 235	1 304 330	1 327 695	1 327 695	1 335 175	1 330 212

NOTE 7.6 Implantations dans les États ou territoires non coopératifs

Société Générale a défini depuis 2003 des règles internes strictes afin d'éviter tout développement d'implantations dans les pays qualifiés de paradis fiscaux non coopératifs par l'OCDE. Toute implantation, ou tout développement d'activités nouvelles, dans les implantations existantes ne peut être autorisée que par décision de la Direction générale après avis du Secrétariat général et de la Direction des risques.

Depuis 2010, Société Générale a décidé de fermer, et a mis en œuvre les démarches nécessaires pour fermer toutes les implantations du Groupe dans des États ou territoires jugés non coopératifs par la

France et dont la liste a été mise à jour par l'arrêté ministériel du 6 janvier 2020 (publié au JO du 7 janvier 2020).

Conformément à sa politique, Société Générale a fermé ses trois entités dans les îles Vierges Britanniques suite à l'inscription de cet État dans la liste française.

Au 31 décembre 2020, Société Générale ne détenait, directement ou indirectement, aucune implantation en activité dans les États et territoires concernés.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS

NOTE 7.7 Tableau des filiales et participations

2020

(en milliers d'euros ou d'unités locales)

Sociétés/Siège social ou Établissement	Activités/Pôles	Capital (devise locale) ⁽¹⁾	Capitaux propres autres que le capital (devise locale) ⁽²⁾	Quote-part du capital détenu (en %)
I - Renseignements détaillés concernant les participations dont la valeur d'inventaire excède 1 % du capital de la Société Générale				
A) Filiales (plus de 50 % du capital détenu par la Société Générale)				
SG AMERICAS SECURITIES HOLDINGS, LLC	Courtage			
C/O The Corporation Trust Company 1209 Orange Street 19801 - Wilmington - Delaware - USA	Banque de Grande Clientèle et Solutions Investisseurs	USD 1 430 976	1 162 666	100,00
SG FINANCIAL SERVICES HOLDING	Société de portefeuille			
29, boulevard Haussmann - 75009 Paris - France	Hors-Pôles	EUR 1 641 835	212 724	100,00
SOCIÉTÉ GÉNÉRALE INTERNATIONAL LIMITED	Courtage et compensation			
One Bank Street - Londres E14 4SG - Royaume-Uni	Banque de Grande Clientèle et Solutions Investisseurs	GBP 1 150 000	280 276	100,00
GÉNÉFINANCE	Société de portefeuille			
29, boulevard Haussmann - 75009 Paris - France	Hors-Pôles	EUR 1 000 000	236 802	100,00
SOCIÉTÉ GÉNÉRALE SECURITIES SERVICES SPA	Établissement de crédit			
Via Benigno Crespi, 19 A - 20159 Milan - Italie	Banque de Grande Clientèle et Solutions Investisseurs	EUR 111 309	148 583	100,00
SOCIÉTÉ GÉNÉRALE SECURITIES JAPAN LIMITED	Courtage			
1-1, Marunouchi 1-chome, Chiyoda-ku - Tokyo - Japon	Banque de Grande Clientèle et Solutions Investisseurs	JPY 35 765 000	36 998 000	100,00
SG KLEINWORT HAMBROS LIMITED	Gestion privée			
8 St Jame's Square, SW1Y 4JU - Londres - Royaume-Uni	Banque de Grande Clientèle et Solutions Investisseurs	GBP 466 651	178	100,00
SOCIÉTÉ GÉNÉRALE REAL ESTATE	Société foncière et de financement immobilier			
29, boulevard Haussmann - 75009 Paris - France	Banque de détail en France	EUR 327 112	39 303	100,00
SOGÉMARCHÉ	Société foncière			
17, cours Valmy - 92800 Puteaux - France	Hors-Pôles	EUR 500 000	(23 728)	100,00
FIDITALIA SPA	Crédit à la consommation			
Via Guglielmo Silva n° 34 - 20149 Milan - Italie	Banque de détail et Services Financiers Internationaux	EUR 130 000	228 077	100,00
SALINGER SA	Société de portefeuille			
15, avenue Émile Reuter L1420 Luxembourg - Luxembourg	Banque de Grande Clientèle et Solutions Investisseurs	EUR 100	317 545	100,00
BANCO SOCIÉTÉ GÉNÉRALE BRASIL S/A	Banque d'investissement			
Avenida Paulista, 2300 - Cerequeira Cesar - São Paulo - SP CEP 01310-300 - Brésil	Banque de Grande Clientèle et Solutions Investisseurs	BRL 2 956 929	(1 472 769)	100,00
VALMINVEST	Immobilier d'exploitation			
29, boulevard Haussmann - 75009 Paris - France	Hors-Pôles	EUR 248 877	12 167	100,00

(1) Pour les filiales et participations étrangères, les capitaux propres et comptes de résultat sont ceux révisés dans les comptes consolidés du Groupe, dans leur devise de reporting consolidé.

(2) Le chiffre d'affaires est égal au produit net bancaire pour les filiales bancaires et financières.

(3) Comptes sociaux non encore audités pour les sociétés françaises.

ÉTATS FINANCIERS

6

NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS

2020							
Valeur comptable des titres détenus		Prêts et avances consentis par la Société et non encore remboursés (en EUR)	Montants des cautions et avals donnés par la société (en EUR)	Chiffre d'affaires hors taxes du dernier exercice clos (devise locale) (2020)	Résultats (bénéfices ou pertes) du dernier exercice clos (devise locale) (2020)	Dividendes encaissés par la Société au cours de l'exercice (en EUR)	Observations
Brute (en EUR)	Nette (en EUR)						Écart de réévaluation
2 969 895	2 969 895	841 730	0	519 077	54 638	0	1 EUR = 1,2271 USD
2 136 144	2 136 144	719 459	0	410 053	417 765	254 284	
1 569 621	1 569 621	2 907 540	1 095 404	194 202	74 396	114 741	1 EUR = 0,89903 GBP
1 076 025	1 076 025	1 920 000	0	343 485	382 374	270 000	
745 062	618 844	0	100 000	139 743	31 120	0	
599 385	599 385	321 794	500	27 435 000	8 179 000	2 801	1 EUR = 125,49 JPY
590 352	590 352	0	0	150 422	156	0	1 EUR = 0,89903 GBP
586 505	586 505	0	0	11 042	10 505	30 462	
500 000	500 000	0	0	25 406	1 583	0	
335 169	335 169	4 430 050	0	232 298	45 487	0	
315 184	315 184	0	0	(1 416)	(1 501)	0	
888 993	273 963	0	15 766	248 767	49 406	0	1 EUR = 6,3735 BRL
249 427	249 427	0	0	15 672	10 005	2 738	

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS | NOTE 7

2020

(en milliers d'euros ou d'unités locales)

Sociétés/Siège social ou Établissement	Activités/Pôles	Capital (devise locale) ⁽¹⁾	Capitaux propres autres que le capital (devise locale) ⁽²⁾	Quote-part du capital détenu (en %)
SOCIÉTÉ GÉNÉRALE (CHINA) LIMITED	Banque de détail à l'étranger			
F15, West Tower Genesis, 8 Xinyuannan Street - Chaoyang District - 100027 Beijing - Chine	Banque de Grande Clientèle et Solutions investisseurs	CNY 4 000 000	[119 693]	100,00
SOGECAMPUS	Société foncière			
17, cours Valmy - 92800 Puteaux - France	Hors-Pôles	EUR 241 284	40 310	100,00
LYXOR ASSET MANAGEMENT	Gestion mobilière alternative			
17, cours Valmy - 92800 Puteaux - France	Banque de Grande Clientèle et Solutions investisseurs	EUR 161 106	16 250	100,00
GÉNÉGIS I	Immobilier d'exploitation			
29, boulevard Haussmann - 75009 Paris - France	Hors-Pôles	EUR 192 900	14 403	100,00
SOCIÉTÉ GÉNÉRALE ALGÉRIE	Banque de détail à l'étranger			
Résidence EL KERMA - 16105 Gué de Constantine - Wilaya d'Alger - Algérie	Banque de détail et Services Financiers Internationaux	DZD 20 000 000	27 654 511	100,00
COMPAGNIE FONCIÈRE DE LA MEDITERRANÉE (CFM)	Immobilier d'exploitation			
29, boulevard Haussmann - 75009 Paris - France	Hors-Pôles	EUR 76 627	2 554	100,00
SG SECURITIES KOREA CO, LTD	Business consulting			
24 th Floor, 01 D-Tower, 17 Jong-ro 3-gil - Jongno-gu - Séoul - Corée du sud	Banque de Grande Clientèle et Solutions investisseurs	KRW 205 500 000	141 896 441	100,00
SOCIÉTÉ IMMOBILIÈRE DU 29 BOULEVARD HAUSSMANN	Immobilier d'exploitation			
29, boulevard Haussmann - 75009 Paris - France	Hors-Pôles	EUR 120 030	207 876	100,00
SOCIÉTÉ GÉNÉRALE CAPITAL CANADA INC.	Courtage			
1501, avenue McGill College - Suite 1800 H3A 3M8 - Montréal - Canada	Banque de Grande Clientèle et Solutions investisseurs	CAD 150 000	66 281	100,00
SG SECURITIES (SINGAPORE) PTE. LTD.	Courtage			
8 Marina Boulevard - #12-01 - Marina Bay financial Centre Tower 1 - 018981 - Singapore - Singapour	Banque de Grande Clientèle et Solutions investisseurs	SGD 99 058	34 009	100,00
ORPAVIMOB	Société foncière et de financement immobilier			
17, cours Valmy - 92800 Puteaux - France	Banque de Grande Clientèle et Solutions investisseurs	EUR 69 253	5 908	100,00
SG FACTORING SPA	Factoring			
Via Trivulzio, 7 - 20145 Milan - Italie	Banque de Grande Clientèle et Solutions investisseurs	EUR 11 801	32 764	100,00
SG AMERICAS OPERATIONAL SERVICES LLC (SGAOS)	Prestations de services de support aux entreprises			
C/O The Corporation Trust Company 1209 Orange Street 19801 - Wilmington - Delaware - U/SA	Banque de Grande Clientèle et Solutions investisseurs	USD 716	46 683	100,00
TREEZOR	Établissement de monnaie électronique			
41, rue de Prony 75017 Paris - France	Hors-Pôles	EUR 3 413	9 425	100,00
SOCIÉTÉ GÉNÉRALE SECURITIES AUSTRALIA PTY LTD	Courtage sur les marchés actions			
Level 25 - 400 George Street - Sydney - NSW 2000 - Australie	Banque de Grande Clientèle et Solutions investisseurs	AUD 100 000	(36 160)	100,00

(1) Pour les filiales et participations étrangères, les capitaux propres et comptes de résultat sont ceux retenus dans les comptes consolidés du Groupe, dans leur devise de reporting consolidé.

(2) Le chiffre d'affaires est égal au produit net bancaire pour les filiales bancaires et financières.

(3) Comptes sociaux non encore audités pour les sociétés françaises.

ÉTATS FINANCIERS

6

NOTE 7 | NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS

2020							
Valeur comptable des titres détenus		Prêts et avances consentis par la Société et non encore remboursés (en EUR)	Montants des cautions et avals donnés par la société (en EUR)	Chiffre d'affaires hors taxes du dernier exercice clos (devise locale) (12/20)	Résultats (bénéfices ou pertes) du dernier exercice clos (devise locale) (12/20)	Dividendes encaissés par la Société au cours de l'exercice (en EUR)	Observations
Brute (en EUR)	Nette (en EUR)						Écart de réévaluation
407 935	245 324	476 288	0	346 134	99 374	0	1 EUR = 8,0225 CNY
241 284	241 284	122 500	0	23 827	4 036	0	
217 348	217 348	50 000	0	100 093	8 729	20 854	
196 061	196 061	26 916	0	218 932	3 061	0	
168 461	168 461	0	44 464	23 207 492	4 056 306	18 977	1 EUR = 162,11065 DZD
155 837	155 837	0	0	733	5 011	1 682	
154 541	154 541	0	0	93 677 472	34 871 463	0	1 EUR = 1 336 KRW
119 992	119 992	55 000	0	7 780	2 960	0	
95 378	95 378	0	0	45 218	8 386	0	1 EUR = 1,5633 CAD
91 110	90 690	0	0	64 372	41 690	0	1 EUR = 1,6218 SGD
69 253	69 253	0	0	19 179	4 686	3 593	
46 100	46 100	564 006	1 330 850	7 655	1 230	0	
42 365	42 365	0	0	(175)	40 226	0	1 EUR = 1,2271 USD
37 929	37 929	0	11 653	6 290	(3 714)	0	
46 100	46 100	100 654	128 963	15 388	(3 527)	3 754	1 EUR = 1,5896 AUD

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS | NOTE 7

2020

(en milliers d'euros ou d'unités locales)

(en milliers d'euros ou d'unités locales)

Sociétés/Siège social ou Établissement	Activités/Pôles	Capital (devise locale) ⁽¹⁾	Capitaux propres autres que le capital (devise locale) ⁽²⁾	Quote-part du capital détenu (en %)	
SG VENTURES	Société de portefeuille				
17, cours Valmy - 92800 Puteaux - France	Hors-Pôles	EUR	25 318	(26)	100,00
SG AMERICAS, INC.	Banque d'investissement				
C/O The Corporation Trust Company 1209 Orange Street 19801 - Wilmington - Delaware - USA	Banque de Grande Clientèle et Solutions investisseurs	USD	0	351 061	100,00
SG AUSTRALIA HOLDINGS LTD	Société de portefeuille				
Level 25, 1-7 Bligh Street - Sydney, NSW 2000 - Australie	Banque de Grande Clientèle et Solutions investisseurs	AUD	19 500	1 333	100,00
SG SECURITIES ASIA INTERNATIONAL HOLDINGS LTD (HONG KONG)	Banque d'investissement				
Level 36 - Three Pacific Place 1 Queen's Road - East Hong Kong - Hong Kong	Banque de Grande Clientèle et Solutions investisseurs	USD	154 972	349 590	100,00
CRÉDIT DU NORD	Banque de détail France métropolitaine				
28, place Rihour - 59800 Lille - France	Banque de détail en France	EUR	890 263	2 147 106	100,00
SOCIÉTÉ GÉNÉRALE EQUIPMENT FINANCE SA	Société de portefeuille				
17, cours Valmy - 92800 Puteaux - France	Banque de détail et Services Financiers Internationaux	EUR	270 255	3 070	100,00
SOCIÉTÉ GÉNÉRALE SFH	Établissement de crédit				
17, cours Valmy - 92800 Puteaux - France	Banque de Grande Clientèle et Solutions investisseurs	EUR	375 000	214 971	100,00
BOURSORAMA SA	Banque en ligne				
44, rue Traversière - 92100 Boulogne-Billancourt - France	Banque de détail en France	EUR	41 308	528 089	100,00
SOCIÉTÉ GÉNÉRALE IMMOBEL	Société foncière				
11, rue des Colonies - 1000 Bruxelles - Belgique	Banque de Grande Clientèle et Solutions investisseurs	EUR	25 062	2 506	100,00
SOCIÉTÉ GÉNÉRALE SCF	Société de Crédit Foncier				
17, cours Valmy - 92800 Puteaux - France	Banque de Grande Clientèle et Solutions investisseurs	EUR	150 000	101 171	100,00
SOCIÉTÉ GÉNÉRALE SECURITIES SERVICES HOLDING	Société de portefeuille				
17, cours Valmy - 92800 Puteaux - France	Banque de Grande Clientèle et Solutions investisseurs	EUR	12 487	151	100,00
ROSBANK	Banque de détail à l'étranger				
34, Masha Poryvaeva Street 107078 - Moscou - Russie	Banque de détail et Services Financiers Internationaux	RUB	17 586 914	135 470 066	99,97
SOCIÉTÉ DE LA RUE ÉDOUARD VII	Immobilier d'exploitation				
29, boulevard Haussmann - 75009 Paris - France	Hors-Pôles	EUR	11 396	883	99,91
SOCIÉTÉ GÉNÉRALE INVESTMENTS (UK) LIMITED	Banque d'investissement				
One Bank Street, Canary Wharf - E14 4SG - Londres - Royaume Uni	Banque de Grande Clientèle et Solutions investisseurs	GBP	157 825	110 984	98,96
SOCIÉTÉ GÉNÉRALE MAURITANIE	Banque de détail à l'étranger				
Îlot A, n° 652 Nouakchott - Mauritanie	Banque de détail et Services Financiers Internationaux	MRU	1 000 000	407 297	95,50

(1) Pour les filiales et participations étrangères, les capitaux propres et comptes de résultat sont ceux retenus dans les comptes consolidés du Groupe, dans leur devise de reporting consolidé.

(2) Le chiffre d'affaires est égal au produit net bancaire pour les filiales françaises et financières.

(3) Comptes sociaux non encore audités pour les sociétés françaises.

ÉTATS FINANCIERS

6

NOTE 7 | NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS

2020							
Valeur comptable des titres détenus		Prêts et avances consentis par la Société et non encore remboursés (en EUR)	Montants des cautions et avals donnés par la société (en EUR)	Chiffre d'affaires hors taxes du dernier exercice clos (devise locale) (USD)	Résultats (bénéfices ou pertes) du dernier exercice clos (devise locale) (USD)	Dividendes encaissés par la Société au cours de l'exercice (en EUR)	Observations
Brute (en EUR)	Nette (en EUR)						Écart de réévaluation
25 318	25 318	0	0	0	(95)	0	
1 573 453	20 455	0	0	57 526	68 086	0	capital = 1 USD 1 EUR = 1,2271 USD
12 213	12 213	0	0	2 526	1 327	4 630	1 EUR = 1,5896 AUD
146 513	146 513	364 816	0	387 567	119 564	0	1 EUR = 1,2271 USD
1 410 256	1 410 256	13 360 275	80 000	762 665	145 796	0	
281 549	281 549	601 000	0	20 264	(98 476)	0	
375 000	375 000	37 540 000	42 800 021	371 369	38 391	0	
948 871	948 871	5 390 532	0	190 863	(40 182)	0	
25 061	25 061	0	0	1 096	712	1 860	
150 000	150 000	8 350 000	14 774 046	20 337	10 817	0	
237 555	12 665	0	0	0	(27)	0	
3 464 871	2 605 871	616 829	82 740	63 345 753	9 380 886	0	1 EUR = 91,4671 RUB
59 612	25 653	0	0	530	475	160	
185 054	185 054	3 524 962	0	16 432	6 615	0	1 EUR = 0,89903 GBP
20 361	20 361	0	102 820	871 089	150 051	1 957	1 EUR = 43,8699 MKD

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS | NOTE 7

2020

(en milliers d'euros ou d'unités locales)

(en milliers d'euros ou d'unités locales)

Sociétés/Siège social ou Établissement	Activités/Pôles	Capital (devise locale) ⁽¹⁾	Capitaux propres autres que le capital (devise locale) ⁽²⁾	Quote-part du capital détenu (en %)	
ALD	Location et financement automobile				
1-3, rue Eugène et Armand Peugeot - Le Corosa - 92500 Rueil Malmaison - France	Banque de détail et Services Financiers Internationaux	EUR	606 155	895 668	79,82
BANQUE DE POLYNÉSIE	Banque de détail				
355, bd Pomaré, BP 530, 98713 Papeete - Tahiti - Polynésie française	Banque de détail et Services Financiers Internationaux	XPF	1 380 000	7 237 779	72,10
SOCIÉTÉ GÉNÉRALE DE BANQUES EN COTE D'IVOIRE	Banque de détail à l'étranger				
5 & 7, avenue J. Anoma, 01 BP 1355 - Abidjan 01 - Côte d'Ivoire	Banque de détail et Services Financiers Internationaux	XOF	15 555 555	176 846 226	71,84
BANCO SOCIÉTÉ GÉNÉRALE MOÇAMBIQUE SA	Banque de détail à l'étranger				
Av. Julius Nyerere no. 140, 1568 - Maputo - Mozambique	Banque de détail et Services Financiers Internationaux	MZN	2 647 200	1 903 993	65,00
KOMERCHI BANKA A. S.	Banque de détail à l'étranger				
Na Příkopě 33 - Building Register number 969 - 114 07 Praha 1 - République tchèque	Banque de détail et Services Financiers Internationaux	CZK	19 004 926	82 069 068	60,35
BRD - GROUPE SOCIÉTÉ GÉNÉRALE	Banque de détail à l'étranger				
B-dul Ion Mihalache nr. 1-7 Sector 1 - Bucarest - Roumanie	Banque de détail et Services Financiers Internationaux	RON	696 902	7 006 125	60,17
SOCIÉTÉ GÉNÉRALE CAMEROUN	Banque de détail à l'étranger				
78, avenue Joss, BP 4042 - Douala - Cameroun	Banque de détail et Services Financiers Internationaux	XAF	12 500 000	61 614 514	58,08
GÉNÉFIM	Crédit-bail immobilier				
25, boulevard Haussmann - 75009 Paris - France	Banque de détail en France	EUR	72 779	29 139	57,62
SG MAROCAINE DE BANQUES	Banque de détail à l'étranger				
55, boulevard Abdelmoumen - Casablanca - Maroc	Banque de détail et Services Financiers Internationaux	MAD	2 050 000	9 534 704	57,62
SHINE	Banque en ligne				
12, rue Anselme - 93400 Saint Ouen - France	Banque de détail en France	EUR	2	14 569	53,71
UNION INTERNATIONALE DE BANQUES	Banque de détail à l'étranger				
65, avenue Habib Bourguiba - 10004 Tunis - Tunisie	Banque de détail et Services Financiers Internationaux	TND	172 800	399 001	52,34
B) Participations (10 à 50 % du capital détenu par la Société Générale)					
TRANSACTIS	Domaine Paiement				
Tour Europe - La Défense II 33 place des Corolles - 92400 Courbevoie - France	Banque de Grande Clientèle et Solutions investisseurs	EUR	23 148	49	50,00
SA SOGÉPARTICIPATIONS	Société de portefeuille				
29, boulevard Haussmann - 75009 Paris - France	Hors-Pôles	EUR	411 267	307 085	24,58
SOCIÉTÉ GÉNÉRALE CALÉDONIENNE DE BANQUE	Banque de détail				
44, rue de l'Alma BP G2 98848 Nouméa cedex - Nouvelle Calédonie	Banque de détail et Services Financiers Internationaux	XPF	1 068 375	13 152 338	20,60

(1) Pour les filiales et participations étrangères, les capitaux propres et comptes de résultat sont ceux retenus dans les comptes consolidés du Groupe, dans leur devise de reporting consolidé.

(2) Le chiffre d'affaires est égal au produit net bancaire pour les filiales bancaires et financières.

(3) Comptes sociaux non encore audités pour les sociétés françaises.

ÉTATS FINANCIERS

6

NOTE 7 | NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS

Valeur comptable des titres détenus		2020					Observations
Brute (en EUR)	Nette (en EUR)	Prêts et avances consentis par la Société et non encore remboursés (en EUR)	Montants des cautions et avals donnés par la société (en EUR)	Chiffre d'affaires hors taxes du dernier exercice clos (devise locale) (5326)	Résultats (bénéfices ou pertes) du dernier exercice clos (devise locale) (113)	Dividendes encaissés par la Société au cours de l'exercice (en EUR)	Écart de réévaluation
1 156 422	1 156 422	150 000	0	101 213	375 667	203 202	
12 397	12 397	0	155 033	5 579 780	209 284	0	1 EUR = 119,33174 XPF
30 504	30 504	76 092	24 671	158 586 544	47 706 114	9 302	1 EUR = 655,957 XAF
31 000	19 281	0	13 927	927 421	37 634	0	1 EUR = 91,90835 MZN
1 327 247	1 327 247	1 138 017	377 900	27 923 236	7 844 915	0	1 EUR = 26,242 CZK
218 532	218 532	14 254	146 985	2 945 017	970 046	0	1 EUR = 4,8683 RON
16 940	16 940	0	54 682	81 149 500	13 764 851	0	1 EUR = 655,957 XAF
89 846	89 846	2 521 812	0	41 038	16 562	4 168	
146 714	146 714	7 439	493 638	4 615 397	622 946	0	1 EUR = 10,88855 MAD
40 949	40 949	0	0	4 115	(6 249)	0	
153 211	153 211	12 116	92 370	412 242	20 114	0	1 EUR = 3,3014 TND
11 574	11 574	50 968	0	135 683	12	0	
234 000	234 000	0	0	2 482	7 483	97 037	
16 266	16 266	130 598	70 000	9 184 679	1 685 115	0	1 EUR = 119,33174 XPF

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS | NOTE 7

2020

(en milliers d'euros ou d'unités locales)

Sociétés/Siège social ou Établissement	Activités/Pôles	Capital (devise locale) ⁽¹⁾	Capitaux propres autres que le capital (devise locale) ⁽²⁾	Quote-part du capital détenu (en %)
GÉNÉO CAPITAL ENTREPRENEUR	Société de portefeuille			
14, boulevard du Général Leclec - 92200 Neuilly sur Seine - France	Banque de détail en France	EUR 208 700	(2 896)	19,15
CAISSE DE REFINANCEMENT DE L'HABITAT	Refinancement prêts au logement			
3 rue de la Boétie - 75008 Paris - France	Hors-Pôles	EUR 539 995	22 599	17,09
CRÉDIT LOGEMENT	Établissement de crédit			
50, boulevard Sébastopol - 75003 Paris - France	Hors-Pôles	EUR 1 259 850	306 122	13,50

(1) Pour les filiales et participations étrangères, les capitaux propres et comptes de résultat sont ceux retenus dans les comptes consolidés du Groupe, dans leur devise de reporting consolidé.

(2) Le chiffre d'affaires est égal au produit net bancaire pour les filiales bancaires et financières.

(3) Comptes sociaux non encore audités pour les sociétés françaises.

2020							
Valeur comptable des titres détenus		Prêts et avances consentis par la Société et non encore remboursés (en EUR)	Montants des cautions et avals donnés par la société (en EUR)	Chiffre d'affaires hors taxes du dernier exercice clos (devise locale) (millions)	Résultats (bénéfices ou pertes) du dernier exercice clos (devise locale) (millions)	Dividendes encaissés par la Société au cours de l'exercice (en EUR)	Observations
Brute (en EUR)	Netto (en EUR)						Écart de réévaluation
30 000	29 445	0	0	0	(4 796)	0	
100 576	100 576	0	0	773 583	29	0	
171 037	171 037	252 424	0	270 705	99 150	0	

Tableau des filiales et participations (suite)

	Valeur comptable des titres détenus		Montant des prêts et avances consentis et non remboursés	Montant des cautions et avals donnés par la Société	Dividendes encaissés au cours de l'exercice	Observations
(En milliers d'euros)	Brute	Nette				
II – RENSEIGNEMENTS GLOBAUX CONCERNANT LES AUTRES FILIALES ET PARTICIPATIONS						
A) Filiales non reprises au paragraphe 1 :						
1°) Filiales françaises	67 032	56 376	12 824 563	850 727	55 622	Écart réval. : 0
2°) Filiales étrangères	288 174	105 771	860 721	135 681	40 868	Écart réval. : 1 447
B) Participations non reprises au paragraphe 1 :						
1°) Dans les sociétés françaises	6 860	5 550	600	0	0	Écart réval. : 0
2°) Dans les sociétés étrangères	9 794	6 687	3 533	0	366	Écart réval. : 0

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS | NOTE 8

NOTE 8 INFORMATION SUR LES RISQUES ET LITIGES

Société Générale procède chaque trimestre à un examen détaillé des litiges présentant un risque significatif. Ces litiges peuvent donner lieu à l'enregistrement de provisions s'il s'avère probable ou certain que leur règlement donnera lieu à une sortie de ressources au bénéfice d'un tiers sans contrepartie au moins équivalente attendue de celui-ci. Ces provisions pour litiges sont classées parmi les Autres provisions pour risques et charges au sein du poste Provisions au passif du bilan.

Aucune information détaillée n'est fournie sur la constitution éventuelle de provisions individuelles ni sur le montant de ces dernières dans la mesure où une telle communication serait de nature à porter préjudice à la résolution des litiges concernés.

■ Le 24 octobre 2012, la Cour d'appel de Paris a confirmé la décision rendue le 5 octobre 2010 par le tribunal correctionnel de Paris déclarant J. Kerviel coupable d'abus de confiance, d'introduction frauduleuse de données dans un système informatique, de faux et d'usage de faux et le condamnant à cinq ans d'emprisonnement dont deux avec sursis ainsi qu'au versement de 4,9 milliards d'euros à titre de dommages-intérêts à Société Générale. Le 19 mars 2014, la Cour de cassation a confirmé la responsabilité pénale de J. Kerviel. L'arrêt de la Cour de cassation clôt ainsi ce dossier sur le plan pénal. Sur le plan civil, la Cour d'appel de Versailles a rejeté le 23 septembre 2016 la demande d'expertise de J. Kerviel et a confirmé ainsi le montant de la perte nette comptable de 4,9 milliards d'euros de la banque résultant des agissements frauduleux de J. Kerviel. Elle a également déclaré J. Kerviel partiellement responsable du préjudice causé à Société Générale et l'a condamné à payer à Société Générale 1 million d'euros. Société Générale et J. Kerviel n'ont pas formé de pourvoi en cassation. Société Générale considère que cette décision est sans effet sur sa situation fiscale. Toutefois, comme indiqué par le Ministre de l'Economie et des Finances dès septembre 2016, l'administration fiscale a examiné les conséquences fiscales de cette perte comptable et a indiqué qu'elle envisageait de remettre en cause la déductibilité de la perte occasionnée par les agissements de Jérôme Kerviel à hauteur de 4,9 milliards d'euros. Cette proposition de rectification est sans effet immédiat et devra éventuellement être confirmée par une notification de redressement adressée par l'administration lorsque Société Générale sera en situation d'imputer les déficits reportables issus de la perte sur son résultat imposable. Une telle situation ne se produira pas avant plusieurs années selon les prévisions de la banque. Au regard de l'avis du Conseil d'État de 2011 et de sa jurisprudence constante confirmée récemment encore en ce sens, Société Générale considère qu'il n'y a pas lieu de provisionner les impôts différés actifs correspondants. Dans l'hypothèse où l'administration déciderait le moment venu de confirmer sa position actuelle, Société Générale ne manquerait pas de faire valoir ses droits devant les juridictions compétentes. Par décision du 20 septembre 2018, la Commission d'instruction de la Cour de révision et de réexamen des condamnations pénales a par ailleurs déclaré irrecevable la requête en révision déposée en mai 2015 par J. Kerviel à l'encontre de sa condamnation pénale confirmant ainsi l'absence de tout élément ou fait nouveau susceptible de justifier une réouverture du dossier pénal.

■ Entre 2003 et 2008, Société Générale a conclu des contrats de consignation d'or avec le groupe turc Goldas. En février 2008, Société Générale a été alertée sur un risque de fraude et de détournement des stocks d'or détenus par Goldas. Ces soupçons ont été rapidement confirmés par la non-restitution et le non-paiement de l'or, d'une valeur de 466,4 millions d'euros. Société Générale a engagé des actions civiles contre ses assureurs et contre plusieurs entités du groupe Goldas. Goldas a, de son côté, introduit des actions judiciaires en Turquie et au Royaume-Uni

contre Société Générale. Dans l'action intentée par Société Générale contre Goldas au Royaume-Uni, Goldas a sollicité son rejet sans examen au fond (*strike out*) et a formé à titre reconventionnel une demande de dommages-intérêts. Le 3 avril 2017, le tribunal anglais a fait droit aux deux demandes de Goldas. Le 15 mai 2018, la Cour d'appel de Londres a rejeté, dans sa totalité, la demande de dommages-intérêts accordée par la High Court de Londres à Goldas, mais a rejeté les arguments de Société Générale relatifs à la validité des significations des actions judiciaires engagées contre les entités du groupe Goldas, lesquelles demeurent donc prescrites. Le 18 décembre 2018, la Cour Suprême a refusé à Société Générale et à Goldas l'autorisation de se pourvoir contre l'arrêt rendu par la Cour d'appel, qui est donc devenu définitif. Le 16 février 2017, Société Générale a, par ailleurs, été déboutée par le tribunal de commerce de Paris de ses demandes contre ses assureurs. Société Générale a interjeté appel de ce jugement.

■ Au début des années 2000, la profession bancaire a adopté, en France, le principe du passage à la compensation électronique des chèques afin d'en rationaliser le traitement. Pour accompagner cette réforme (connue sous le nom d'EIC pour « Echange d'Images Chèques ») qui a contribué à la sécurisation du traitement des paiements par chèque et à la lutte contre la fraude, les banques ont créé plusieurs commissions interbancaires (dont la CEIC qui a été abandonnée en 2007). Ces commissions ont été décidées sous l'égide des autorités de tutelle du secteur, les pouvoirs publics étant tenus informés.

Le 20 septembre 2010, après plusieurs années d'instruction, l'Autorité française de la concurrence a considéré que la mise en place et la fixation en commun du montant de la CEIC et de deux autres commissions pour services connexes étaient contraires au droit de la concurrence. Elle a condamné l'ensemble des banques ayant participé à la mise en place de ces commissions (Banque de France comprise) à un montant total d'environ 385 millions d'euros d'amendes. Société Générale a été sanctionnée à hauteur de 53,5 millions d'euros. Dans son arrêt du 23 février 2012, la Cour d'appel, saisie par l'ensemble des banques concernées à l'exception de la Banque de France, a conclu à l'absence d'infraction au droit de la concurrence, permettant aux banques d'obtenir le remboursement des amendes qu'elles avaient payées. Le 14 avril 2015, la Cour de cassation a cassé et annulé l'arrêt de la Cour d'appel au motif que cette dernière n'avait pas examiné les arguments de deux intervenants volontaires. L'affaire a été renvoyée devant la Cour d'appel de Paris, dont l'audience s'est tenue les 3 et 4 novembre 2016. Par un arrêt du 21 décembre 2017, la Cour d'appel de renvoi a confirmé les sanctions prononcées par l'Autorité française de la concurrence à l'encontre de Société Générale. Le 22 janvier 2018, Société Générale s'est pourvue en cassation contre cet arrêt. Par un arrêt du 29 janvier 2020, la Cour de cassation a prononcé la cassation partielle de l'arrêt de la Cour d'appel de Paris du 21 décembre 2017 et a renvoyé l'affaire devant cette même Cour autrement composée. Société Générale a donc formé le 13 mars 2020 un nouveau recours devant la Cour d'appel de Paris contre la décision de l'Autorité de la concurrence. La procédure est toujours en cours.

■ Nonobstant les accords transactionnels conclus avec les autorités américaines relatifs à certains taux du *London Interbank Offered Rates* et à l'*Euro Interbank Offered Rate* (« dossier IBOR »), la Banque continue de se défendre dans le cadre de procédures civiles aux États-Unis (telles que décrites ci-dessous) et a répondu à des demandes d'informations reçues d'autres autorités, notamment des procureurs généraux (*Attorneys General*) de divers États des États-Unis et du *Department of Financial Services* de l'État de New York (NYDFS).

Aux États-Unis, Société Générale, de même que d'autres institutions financières, ont été assignées dans le cadre d'actions de groupe portant sur la fixation des taux US Dollar Libor, Yen Japonais Libor et Euribor ainsi que sur des opérations portant sur des instruments financiers indexés sur ces taux. Société Générale a également été assignée dans le cadre de plusieurs actions individuelles (hors Groupe) concernant le taux US Dollar Libor. Toutes ces actions sont pendantes devant l'US District Court de Manhattan (le « Tribunal »).

Dans la procédure relative à l'US Dollar Libor, toutes les demandes formées contre Société Générale ont été rejetées par la District Court ou volontairement retirées par les demandeurs, sauf deux actions collectives et une action individuelle qui ont fait l'objet d'un sursis à statuer. Certains demandeurs individuels dont les demandes ont été rejetées avaient déposé des requêtes visant à les autoriser à modifier leurs demandes afin d'ajouter ou relancer des demandes contre Société Générale, requêtes qui ont été rejetées par le Tribunal. Les demandeurs à l'action de groupe ainsi que certains demandeurs individuels ont fait appel du rejet de leurs demandes sur le fondement du droit de la concurrence devant la Cour d'appel fédérale du Second Circuit.

Le 13 janvier 2020, Société Générale a conclu un accord transactionnel avec les demandeurs à l'action de groupe ayant souscrit des contrats de produits dérivés liés à l'US Dollar Libor sur les marchés réglementés. Société Générale a accepté de verser la somme de 5,125 millions de dollars américains dans le cadre de cet accord. Cet accord a été homologué de manière définitive par le Tribunal, le 17 septembre 2020. Dans la procédure relative au Yen Japonais Libor, le Tribunal a rejeté la requête des demandeurs acheteurs d'instruments dérivés de gré à gré Euroyen. Le 1^{er} avril 2020, la Cour d'appel a infirmé cette décision de rejet et a rétabli les demandes des demandeurs. Le 24 août 2020, les demandeurs ont soumis une seconde assignation modifiée et les défendeurs ont soumis à nouveau une demande de rejet. Dans l'autre procédure, initiée par des acheteurs ou vendeurs de produits dérivés indexés sur l'Euroyen sur le Chicago Mercantile Exchange (CME), le 27 septembre 2019, les demandeurs ont soumis leur demande de certification de groupe. Le 25 septembre 2020, le Tribunal a fait droit à la demande de rejet des défendeurs et a écarté les demandes des demandeurs. Ces derniers ont fait appel.

Dans le cadre de la procédure relative à l'Euribor, le Tribunal a rejeté l'ensemble des demandes formées contre Société Générale dans le cadre de l'action de groupe et a rejeté la requête des demandeurs visant à déposer une assignation modifiée. Les demandeurs ont interjeté appel de ces décisions devant la Cour d'appel fédérale du Second Circuit.

En Argentine, Société Générale ainsi que d'autres institutions financières ont été assignées dans le cadre d'une action intentée par une association de consommateurs pour le compte de consommateurs argentins qui détenaient des obligations du gouvernement ou d'autres instruments dont les intérêts à payer étaient liés à l'US Dollar Libor. Il leur est reproché d'avoir enfreint les dispositions protectrices du droit de la consommation argentin lors de la fixation du taux US Dollar Libor. L'assignation dans ce dossier n'a pas encore été signifiée à Société Générale.

- Le 15 janvier 2019, Société Générale ainsi que d'autres institutions financières, ont été visées par trois actions de groupe, depuis consolidées, sur le fondement du droit de la concurrence devant l'US District Court de Manhattan. Les demandeurs prétendent que les banques du panel contribuant à l'indice USD ICE Libor se seraient entendues pour soumettre des contributions à un taux artificiellement bas et tirer ainsi profit de leurs opérations sur produits dérivés liés à cet indice. Les demandeurs sollicitent la certification d'un groupe comprenant des résidents américains (personnes physiques et morales) qui auraient souscrit auprès d'un défendeur des obligations à taux variables ou des swaps d'intérêts à taux variable liés à l'USD ICE Libor dont ils auraient reçu paiement

entre le 1^{er} février 2014 et aujourd'hui, indépendamment de la date d'achat de l'instrument financier. Le 26 mars 2020, le Tribunal a rejeté cette action de groupe consolidée. Les demandeurs ont interjeté appel de cette décision. Les défendeurs ont demandé la rejet de cet appel car les représentants du groupe de demandeurs se sont retirés de l'action de groupe. Un nouveau représentant cherche à intervenir en tant que demandeur dans cette procédure d'appel.

- Société Générale ainsi que d'autres institutions financières étaient assignées dans le cadre d'une action de groupe aux États-Unis dans laquelle il leur était reproché d'avoir enfreint le droit américain de la concurrence et le CEA relativement à des opérations de change au comptant et de commerce de dérivés. L'action avait été initiée par des personnes ou entités ayant conclu certaines transactions de gré à gré et échangé des instruments de change. Société Générale a conclu un accord transactionnel pour un montant de 18 millions de dollars américains, qui a été homologué par le tribunal le 6 août 2018. Une action de groupe distincte a également été initiée pour le compte d'acheteurs indirects. Société Générale a conclu un accord pour 975 000 dollars américains pour résoudre ce différend. Le 19 novembre 2020, le tribunal a définitivement validé cet accord. Le 7 novembre 2018, un groupe d'entités ayant décidé de ne pas participer à l'accord transactionnel de l'action de groupe principale ont intenté une action contre Société Générale, et plusieurs autres institutions financières. La phase de discovery est en cours pour SG et les codéfendeurs.

- Le 10 décembre 2012, le Conseil d'État a rendu deux décisions concluant que le précompte qui était prélevé sur les entreprises en France était contraire au droit communautaire et défini les modalités de restitution des sommes prélevées sur les entreprises par les autorités fiscales. Ces modalités ont cependant conduit à limiter fortement le droit à restitution. Société Générale a acquis en 2005, auprès de deux entreprises (Rhodia et Suez, devenue ENGIE), ce droit à restitution avec un recours limité sur les entreprises cessionnaires. L'une des décisions du Conseil d'État concerne l'entreprise Rhodia. Société Générale a fait valoir ses droits dans le cadre des différents contentieux avec l'administration devant les juridictions administratives en France. La dernière décision est un rejet d'admission des pourvois d'ENGIE et de Société Générale le 1^{er} février 2016 par le Conseil d'État.

Saisie par plusieurs entreprises françaises, la Commission européenne a considéré que les décisions rendues par le Conseil d'État le 10 décembre 2012, censées mettre en œuvre l'arrêt de la CJUE C-310/09 du 15 septembre 2011, méconnaissaient le droit communautaire. La Commission européenne a ensuite engagé une procédure d'infraction contre la République française en novembre 2014 et confirmé depuis lors sa position via la publication le 28 avril 2016 d'un avis motivé et la saisine le 8 décembre 2016 de la Cour de Justice de l'Union européenne. La Cour de Luxembourg a rendu son arrêt le 4 octobre 2018 et a condamné la France pour manquement du Conseil d'État quant à la non prise en compte de l'impôt des sous-filiales UE afin de gager le précompte acquitté à tort ainsi que sur l'absence de question préjudicielle. S'agissant de la mise en œuvre pratique de la décision, Société Générale a continué à faire valoir ses droits auprès des juridictions compétentes et de l'administration fiscale dont elle attend un traitement diligent et conforme au droit. La Cour administrative d'appel de Versailles a ainsi prononcé le 23 juin 2020 un arrêt favorable à Société Générale sur nos créances Suez de 2002 et 2003, suivies d'une exécution mi-juillet en notre faveur. L'arrêt de Versailles a considéré que le précompte n'était pas compatible avec la directive mère-filles : le Conseil d'État, saisi par ailleurs d'une demande de question prioritaire de constitutionnalité a relevé lui aussi que le précompte était incompatible avec l'article 4 de la directive mère-filles mais qu'il convenait de poser une question préjudicielle à la CJUE afin de s'en assurer. Il convient donc désormais d'attendre la réponse de la Cour de Luxembourg qui ne devrait pas survenir avant la fin de l'année 2021.

6

ÉTATS FINANCIERS

NOTES ANNEXES AUX COMPTES ANNUELS | NOTE B

- Société Générale, ainsi que d'autres institutions financières, a été assignée dans le cadre d'une action de groupe dans laquelle il leur est reproché d'avoir enfreint le droit américain de la concurrence et CEA s'agissant de son implication sur le marché de Londres de fixation du prix de l'or. L'action a été initiée pour le compte de personnes ou entités ayant vendu de l'or physique, ayant vendu des contrats de futures indexés sur l'or sur le CME, vendu des ETF sur l'or, vendu des options d'achat d'or négociées sur le CME, acheté des options de vente d'or négociées sur le CME, vendu de l'or de gré à gré ou des contrats à terme ou des options d'achat d'or, ou acheté de gré à gré des options de vente d'or. L'action est pendante devant l'*US District Court* de Manhattan. Des requêtes sollicitant le rejet de ces demandes ont été rejetées par décision du 4 octobre 2016 et la *discovery* est maintenant en cours. Société Générale et d'autres institutions financières ont également été assignées dans le cadre de deux actions de groupe au Canada (devant la Cour Supérieure d'Ontario à Toronto et la Cour Supérieure du Québec dans la ville de Québec) pour des demandes similaires.
- Société Générale est assignée dans le cadre d'une action devant l'*US Bankruptcy Court* de Manhattan initiée par le *Trustee* nommé dans le cadre de la liquidation de la société Bernard L. Madoff Investment Securities LLC (BLMIS). L'action est identique à celles initiées par le *Trustee* de BLMIS à l'encontre de nombreuses institutions et sollicite le recouvrement de montants prétendument reçus indirectement de BLMIS par Société Générale, par le truchement de « fonds nourriciers » qui avaient investi dans BLMIS et desquels Société Générale avait reçu des remboursements. Le demandeur prétend que les montants reçus par Société Générale sont recouvrables sur le fondement du *US Bankruptcy Code* et de la loi de l'État de New York. Le *Trustee* de BLMIS tente de recouvrer un montant agrégé d'environ 150 millions de dollars américains auprès des entités Société Générale. Celles-ci se défendent dans le cadre de cette action. Par décisions rendues les 22 novembre 2016 et 3 octobre 2018, le Tribunal a rejeté la plupart des demandes initiées par le *Trustee* de BLMIS, qui a interjeté appel devant la Cour d'appel fédérale du *Second Circuit*. Par décision du 25 février 2019, la Cour d'appel a invalidé les jugements et a renvoyé les affaires pour qu'elles soient jugées en première instance. Le 1^{er} juin 2020, la Cour Suprême des États-Unis a rejeté la requête en révision qui avait été déposée par les défendeurs. L'affaire va maintenant être renvoyée devant le Tribunal de première instance pour la reprise de la procédure.
- Le 10 juillet 2019, Société Générale a été assignée dans le cadre d'une action initiée devant l'*US District Court* à Miami par des demandeurs sur le fondement de la Loi Cuban Liberty and Democracy Solidarity (*Libertad*) de 1996 (connue sous le nom de *Helms-Burton Act*) pour de prétendues pertes résultant de l'expropriation par le gouvernement cubain en 1960 de Banco

Nunez dans laquelle ils auraient prétendument eu un intérêt. Les demandeurs sollicitent des dommages-intérêts de la part de Société Générale sur le fondement de cette loi. Le 24 septembre 2019, les demandeurs ont modifié leur assignation, dans laquelle ils ont ajouté trois autres banques défenderesses et formé de nouvelles allégations factuelles. Société Générale a soumis une demande de rejet de cette assignation modifiée. L'échange de conclusions sur ce point a pris fin le 10 janvier 2020. Alors qu'une décision était attendue sur la demande de rejet, les demandeurs ont soumis une demande visant à transférer le dossier devant le Tribunal fédéral de Manhattan. Les défendeurs ne se sont pas opposés à cette demande, à laquelle le Tribunal a fait droit le 30 janvier 2020. Le 11 septembre 2020, les demandeurs ont soumis une seconde assignation modifiée. Une demande de rejet a été soumise en retour.

Le 9 novembre 2020, Société Générale a été assignée devant la Cour fédérale de Manhattan dans une action *Helms-Burton* semblable par les prétendus propriétaires (et successeurs) de la Banco Pujol, une banque cubaine qui aurait été expropriée par le gouvernement cubain en 1960.

- Le 5 juin 2020, un actionnaire de Société Générale a initié une action dérivée (ut singuli) devant la Cour de l'État de New York contre 39 anciens et actuels dirigeants et administrateurs de la Banque. L'assignation prétend qu'un accord écrit de 2009 avec les régulateurs bancaires américains exigeait de la Banque la mise en œuvre et le maintien d'une politique effective de conformité et de contrôle des transactions en matière de lutte contre le blanchiment. Selon l'assignation, la Banque aurait manqué à ces obligations, conduisant à des pénalités et confiscations imposées en novembre 2018 par plusieurs agences fédérales et de l'État de New York et des autorités pénales au titre de la législation américaine en matière de sanctions et de lutte contre le blanchiment. L'assignation forme notamment des demandes au titre de manquements à des obligations en lien avec ces accords. Ce contentieux en est à un stade précoce de la procédure, et une demande visant au rejet de l'action (*motion to dismiss*) sur plusieurs fondements est prévue.
- Le 16 octobre 2020, Vestia a assigné Société Générale devant les juridictions anglaises au titre des conditions dans lesquelles celle-ci a souscrit des contrats de produits dérivés avec Société Générale entre 2008 et 2011. Vestia soutient qu'elle ne disposait pas de la capacité pour souscrire de tels produits et prétend que ces transactions ont été conclues via des actes de corruption. Vestia cherche à faire annuler ces transactions et à recouvrer les montants versés à Société Générale au titre de ces dernières. Le 8 janvier 2021, Société Générale a soumis ses conclusions en défense assorties d'une demande reconventionnelle.

2 【主な資産・負債及び収支の内容】

上記「1 財務書類、1.1 連結財務諸表、(6) 連結財務諸表に対する注記」を参照のこと。

3 【その他】

(1) 決算日後の状況

ソシエテ・ジェネラル取締役会は、2021年4月6日の会議において、リクソーが運営する資産運用業務の処分を目的として、アムンディとの独占的交渉を実施することを承認した。

リクソーは当グループの資産運用業務を含む会社であり、特にソシエテ・ジェネラルの完全子会社であるリクソー アセット マネジメントを通じて業務を営んでいる。

1998年に創設されたリクソーは専門的資産運用の分野においてパイオニア的役割を担い、また、とりわけパッシブ資産運用の分野においては主導的地位を築いている。2020年12月末現在、リクソーの運用資産は約140十億ユーロにのぼり、うち124十億ユーロは予定取引の範囲内である⁽¹⁾。

今回の処分プロジェクトは、フランス国内外の機関投資家に関するリクソーのパッシブ運用業務（ETF）およびアクティブ（オルタナティブを含む。）運用業務を対象としている⁽²⁾。かかる取引範囲には、これらの業務に従事する営業・サポート担当部署が含まれる。

本合意は、オープン・アーキテクチャーで業務を行い、外部資産運用会社とのパートナーシップを通じて顧客に投資・資産運用ソリューションを提案するという、ソシエテ・ジェネラルの貯蓄商品関連の戦略に即している。

以上を踏まえ、ソシエテ・ジェネラルは、そのプライベート バンキング事業において「ウェルス&インベストメント ソリューションズ」部を設立するプロジェクトを発表する。かかる部は、当グループのプライベート バンキングおよびリテール バンキングの両ネットワーク向けの貯蓄・資産運用・投資ソリューション、ならびにグローバル マーケッツ事業の顧客向けの仕組み資産運用ソリューションを構築する専門知識の中心として機能する。これには、本処分プロジェクトの対象外となるリクソーのチームが含まれることとなる。

ソシエテ・ジェネラルのネットワーク向けの貯蓄・投資ソリューションの提供に関するアムンディとのパートナーシップ契約は維持される。また、ソシエテ・ジェネラルは、その包括的かつ柔軟な一連の市場ソリューションおよび証券サービス事業を通じて、引き続きアムンディを支援する。

本取引の内容は遅くとも2022年2月までにまとめられ、825百万ユーロで実行される見込みであり、その完了時には、当グループの普通株式等Tier 1比率に対し、推定約18ベシス ポイントのプラスの影響が見込まれている。かかる処分によるキャピタル ゲイン（税引後）として、取引の完了時に約430百万ユーロが計上される見込みである。

本取引により、2018年にソシエテ・ジェネラルが立ち上げた事業再編計画は成功裡に完了することとなる。本取引が非常に良好な条件下で実施された場合、ビジネス モデルの中核事業への注力、相互の協同および圧倒的規模からの恩恵により、当グループの組織が簡略化され、資本配分が最適化されることが見込まれ、当グループの自己資本比率に対する本プログラムのプラスの影響も、目標である80～90ベシス ポイントに沿うものと推定される。

両社は、リクソーのアムンディへの円滑な統合を確保するため、顧客に提供するサービスと本プロジェクトに関与する従業員関連の両面で互いに協力する。

本プロジェクトは、ソシエテ・ジェネラル・グループ内の関連ある従業員代表機関に提出後、権限のある規制当局に提出され、承認を求めることとなる。

ソシエテ・ジェネラルの最高経営責任者であるフレデリック・ウデアは、次の通りコメントしている。

「アムンディは欧州をリードする資産運用会社であり、その創設にはソシエテ・ジェネラルも寄与しています。この度のアムンディとの取引により、リクソーのチームは、再編の進む市場において、欧州のパッシブ運用業務における不動のリーダーとしての地位を構築するにあたり、積極的な役割を担うことが可能となるでしょう。かかる取引は、オープン・アーキテクチャーで業務を行い、優れた資産運用の専門家と協力関係を結ぶことで、お客様に最も適した提案を構築するという、貯蓄商品分野におけるソシエテ・ジェネラルの戦略と全面的に合致しています。ソシエテ・ジェネラルとアムンディは、引き続き重要なパートナーとして、互いに協力してお客様のためのバリュー プロポジションを実施して参ります。また、この度の取引により、2018年にソシエテ・ジェネラルが立ち上げた事業再編計画は無事完了することとなります。」

- (1) リクソーの一部の業務は取引範囲から除外され、引き続きソシエテ・ジェネラルが所有する。かかる業務とは、
 - (i) ソシエテ・ジェネラルのグローバル マーケッツ事業の顧客向けの仕組み資産運用ソリューションおよび
 - (ii) ソシエテ・ジェネラル（支店ネットワークおよびプライベート バンキング事業）のために実施される、貯蓄ソリューション専門の資産運用業務（貯蓄ソリューションの構築、ファンド選択および当グループの資産運用会社の監督等）である。
- (2) 日本のリクソー投信株式会社を除く。
- (注) 当行の主力事業体の1つであるソシエテ・ジェネラル・プライベート・バンキングは、本取引の完了をもって完全な事業ユニットとなり、「PRIV」と改称され、フランス国内リテール バンキング部門に統合後、セバスチャン・プロトの監督下に置かれる。PRIVは、プライベート バンキング フランス、プライベート バンキング ヨーロッパ（ルクセンブルク、スイス、モナコ）、クライノート ハンブロスおよびウェルス&インベストメント ソリューションズ部の4つの主要な事業部門から構成されることとなる。

(2) 訴訟

上記「第3 事業の状況、2 事業等のリスク、(11) 訴訟」および「第6 経理の状況、1 財務書類、1.1 連結財務諸表、(6) 連結財務諸表に対する注記」の注9を参照のこと。

4 【フランスと日本における会計原則および会計慣行の相違】

添付の財務諸表は、フランスにおいて連結財務諸表の作成の際に準拠することが義務付けられている欧州連合（EU）が採択した国際財務報告基準(IFRS)に従って作成されている。当該会計原則は、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則とはいくつかの点で相違しており、2020年12月31日現在におけるその主な相違は以下の通りである。

(1) 財務諸表の表示

① その他の包括利益の項目の表示

2011年6月16日に国際会計基準審議会（IASB）は「その他の包括利益の項目の表示」（IAS第1号の修正）を公表し、EUは2012年6月5日にそれを採択したため、当グループは、2013年1月1日以降この修正を適用している。この修正は、その他の包括利益(OCI)の項目の首尾一貫性と明瞭性を改善するものであり、OCIに表示される項目を、その後に純損益への振替（組替調整）の可能性があるかどうかに基づいてグループ分けすることを要求している。

日本では、企業会計基準委員会（ASBJ）が2010年6月30日に企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」（2013年9月13日改正）を公表し、2011年3月31日以後終了する連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用されており、包括利益計算書の表示に関する重要な相違は解消されたが、上記のIAS第1号の修正に相当する会計基準は2020年12月31日現在公表されていない。

② 特別損益項目

また、経常損益項目以外の前期損益修正損益および固定資産売却損益等の臨時損益は、日本では損益計算書の特別損益項目として表示することが要求されているが、IAS第1号では、「収益または費用のいかなる項目も、異常項目として純損益およびその他の包括利益を表示する計算書または注記のいずれにも表示してはならない」と規定している。

③ 会計基準からの逸脱

IAS第1号「財務諸表の表示」の第19項および第20項では、現行の会計基準や解釈指針の規定に従うと誤解を招き、財務諸表の目的に反すると結論づける極めて稀な場合に、企業は一定の開示を条件として会計基準または解釈指針の規定から逸脱することが認められ、もしくは逸脱する必要がある。

日本では、重要性が乏しい場合および企業規模が小さい等の場合に本来の会計処理の適用を免除できる規定は存在するが、IAS第1号のように重要性が乏しい場合等に限らず会計基準の適用を免除もしくは逸脱する必要がある旨の明文化された基準はない。

(2) 連結財務諸表

2011年5月にIASBは、3つの新基準書、IFRS第10号「連結財務諸表」、IFRS第11号「共同支配の取決め」、IFRS第12号「他の企業への関与の開示」および2つの改訂基準書、IAS第27号(2011年)「個別財務諸表」、IAS第28号(2011年)「関連会社および共同支配企業に対する投資」を公表し、従来のIAS第27号(2008年)、IAS第28号(2003年)、IAS第31号(2000年)および解釈基準書(SIC)第12号他を廃止した。

これらの新基準書は、連結財務諸表の表示と開示の原則の確立、共同支配の取決めの当事者の会計処理規定の改善、ならびに、連結および非連結企業に関する開示の充実を目的とするものである。

EUは、2012年12月に、これらの新基準書および改訂基準書を採択し、当グループでは2014年1月1日以降開始する事業年度から適用した。

IFRS第10号「連結財務諸表」と日本の会計基準の主要な相違は、以下の通りである。

① 連結の範囲

IFRS第10号では、他の企業を支配する企業は、連結財務諸表を作成することが要求されている。IFRS第10号は、「支配」を以下の通り定義している。

- 投資先に対するパワーを有している。
- 投資先への関与から生じるリターンの変動にさらされている、あるいは、リターンの変動に対する権利を有している。
- 投資者のリターンに影響を及ぼすために投資先に対してパワーを行使できる。

IFRSでは、支配の判定にあたっては、現在保有する議決権のほか、潜在的議決権も考慮する。

日本の会計基準でも、連結の範囲は実質支配力基準により決定されるが、議決権比率に関する具体的な数値基準が設定されている。潜在的議決権を考慮する規定はない。子会社であっても支配が一時的または、連結することにより利害関係者の判断を誤らせるおそれのある会社は連結に含めないとされている。

② 会計方針の統一

IFRS第10号では、類似の環境下で行われた類似の取引について統一した会計方針を適用することが要求されている。

日本では、2006年5月17日に公表された企業会計基準委員会実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(2015年3月26日改正)において、日本基準で作成された親会社の連結財務諸表に取込む際に認められる子会社の会計基準としては、親会社と同一の会計基準を適用することが原則であるが、在外子会社の財務諸表が、IFRSまたは米国会計基準で作成されている場合には当面の間それを認めるという取扱いが、2008年4月1日以降開始する会計年度から適用されている。

③ 子会社の決算日の統一

IFRS第10号では、連結財務諸表の作成に用いられる親会社および子会社の財務諸表は同一の日付で作成されなければならないとし、子会社の決算日が親会社の決算日と異なる場合、実務上不可能でない限り、当該子会社の財務情報を親会社の決算日と同一日付で追加的に作成しなければならない。

日本では、子会社の決算日が異なる場合、差異が3ヶ月以内であればそのまま連結することもできる。ただし、差異期間中の連結会社間の重要な取引は調整する。

④ 非支配持分

IFRS第10号では、純損益およびその他の包括利益の各要素については、親会社株主と非支配持分に帰属する。包括利益総額を帰属させることで、非支配持分が借方残高になる場合であっても、親会社株主と非支配持分に帰属させる必要がある。

日本ではそのような超過額は、非支配持分には帰属させず親会社の持分に負担させる。

(3) 共同支配の取決め

IFRS第11号において、共同支配の取決めは、共同支配事業と共同支配企業に分類され、それぞれ次のように会計処理することを定めている。

共同支配事業は、取決めに対する共同支配を有する当事者（共同支配事業者）が当該取決めに関する資産に対する権利および負債に対する義務を有している共同支配の取決めであり、共同支配事業の資産、負債、収益、費用のうち、契約上の取決めで決定され定められた参加者の持分相当額を認識するよう要求している（比例連結とは異なる）。

共同支配企業は、取決めに対する共同支配を有する当事者（共同支配投資者）が、当該取決めの純資産に対する権利を有している共同支配の取決めであり、共同支配に対する持分は投資として認識し、IAS第28号に従って、一定の免除規定に該当する場合を除き、持分法を適用して会計処理する。従来、IAS第31号で認められていた比例連結による会計処理は廃止された。

また、共同支配事業者または共同支配投資者は、その個別財務諸表において、共同支配事業または共同支配企業に対する持分を、IFRS第11号またはIAS第27号に従って会計処理しなければならない。

日本では、共同支配の取決めに係る会計処理を明確に定めた会計基準はない。

(4) 企業結合、のれんおよび非支配持分

IASBは、企業結合に関する会計基準として2008年1月、IFRS第3号(改訂)「企業結合」およびIAS第27号(改訂)「連結および個別財務諸表」を公表した。なお、IAS第27号は、2011年5月に公表されたIFRS第10号「連結財務諸表」に置き換えられている。

企業結合に関するIFRS第3号(改訂)と日本の会計基準との主要な相違は、以下の通りである。

① 企業結合およびのれんの会計処理

IFRS第3号では、企業結合の会計処理としてパーチェス法のみが認められている。のれんは償却されず、少なくとも年1回、減損テストを実施する必要がある。負ののれん（バーゲン・パーチェス）は、発生時に直ちに収益計上される。

日本では、2008年12月26日にIFRSへのコンバージェンス・プログラムの一環として、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」および同第22号「連結財務諸表に関する会計基準」が公表されたが、この基準では、持分の結合の会計処理は共同支配企業の形成の場合にのみ適用され、共同支配企業に該当しない場合にはパーチェス法のみが適用される。またのれんは20年以内に定期的に償却することとされているが、負ののれんについてはIFRSと同様に当該負ののれんが生じた事業年度の利益として処理することとされている。

② 条件付対価

条件付対価については、IFRSでは、取得の対価として取得日の公正価値で当初認識し、金融商品の会計基準（IAS第32号第11項）に従って条件付対価を支払う義務を負債もしくは資本として分類する。条件付対価の公正価値の当初認識後の変動については、関連基準に従って会計処理される。日本ではその条件付対価が企業結合締結後の将来の業績に依存する場合は、その対価の交付または引渡しが確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、支払対価を取得原価として追加的に認識するとともに、のれんまたは負ののれんを追加的に認識する。

③ 段階的に達成された企業結合

段階的に達成された企業結合(持分の段階取得)の場合、IFRSでは従前に保有していた被取得企業に対する持分を取得日の公正価値により再評価し、評価差額を損益としてあるいはその他の包括利益として認識する。日本でも同様に支配獲得日前に保有していた被取得企業に対する持分を企業結合日の時価で算定するが、評価損益は当期の損益として認識する。また追加取得時にのれんもしくは負ののれんを認識する。

④ 非支配持分

IFRSでは、非支配持分は、非支配持分の公正価値もしくは被取得企業の識別可能純資産の公正価値に対する持分比率を乗じた額で測定し、従ってのれんも含まれる。

日本では、非支配持分は、のれんの測定に含めない。

(5) 金融資産の分類および測定

IFRS第9号が2018年1月1日に開始する事業年度から発効し、IAS第39号を置き換えた。IAS第39号では、金融資産は当初認識後の金融資産を測定するために、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産または負債（デリバティブを含む。）、満期保有目的投資、貸出金および債権、売却可能金融資産の4つに分類されていたが、IFRS第9号では、すべての金融資産は、原則として、契約上のキャッシュ・フローの特性と事業モデルに基づいて、事後に償却原価で測定、純損益を通じて公正価値で測定（FVTPL）、およびその他の包括利益を通じて公正価値で測定する（FVOCI）の区分のいずれかに分類される。なお、金融資産が償却原価またはFVOCI区分に分類されるのは、その金融資産が契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデル、または契約上のキャッシュ・フローと売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有され、かつその契約上のキャッシュ・フローが元本と利息のみから構成される場合であり、キャッシュ・フロー要件を満たさない金融資産はすべてFVTPL区分に分類される。

金融負債の分類および測定については、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債およびその他特定の金融負債またはコミットメントを除き、償却原価（実効金利法による）で事後測定するものに分類しなければならない。

日本では、有価証券について、その保有目的に従って、売買目的有価証券（時価で測定し、評価差額をPLに計上）、満期保有目的の債券（取得原価で計上し、特定の場合、償却原価で測定）、子会社および関連会社株式（取得原価で計上）、その他有価証券（時価で測定し、税効果適用後の評価差額を純資産の部に計上。評価差益は純資産、評価差損はPLに計上する方法も認められる）の4区分に分類される。

日本の金融商品に関する会計基準の実務指針では、金融負債については、債務額を貸借対照表価額とするが、一定の条件下で、償却原価法（利息法および定額法による）が認められている。

(6) 金融資産の減損

IFRS第9号では、償却原価で測定される金融資産、負債性金融商品のうちFVOCIの金融資産、リース債権およびIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に基づく契約資産等に対しては予想信用損失に対する損失評価引当金が認識される。負債性金融商品の場合、当初認識時点ですでに減損の客観的な証拠がある資産を除き、減損規定の対象資産は、すべて12ヶ月予想信用損失が引き当てられる（ステージ1）。当初認識後に信用リスクの著しい増加がある場合には、引当額が12ヶ月予想信用損失から全期間予想信用損失に切り替わる（ステージ2）。

利息収益の認識については、総額ベース帳簿価額に実効金利を適用するが、減損の客観的な証拠がある場合には減損後の資産の純帳簿価額に実効金利を適用する（ステージ3）。なお、資本性金融商品の場合には、すべてFVPLまたはFVOCIで処理されるため、減損という手続自体がない。

日本では、売買目的有価証券以外の有価証券の価値の減損に関する客観的証拠について、時価が取得価額に比較して著しく下落したときに、合理的な反証がない限り、回復する見込みがないと看做して、当該有価証券の価値の減損を認識する必要があるとされているが、それ以後の価値変動により減損を取り消すことは認められない。また貸付金等については、債務者の財政状態および経営成績等に応じて、債権を一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等の3つに区分し、貸倒見積高の算定を行うことを要求しているが、処理後の引当金勘定の修正があっても利息の支払いとして認識可能な債務者からの現金受領までは受取利息の認識はされない。

(7) 金融資産の分類変更

IFRS 9号では、企業は、金融資産の管理に関する事業モデルを変更した場合に、かつその場合にのみ、影響を受けるすべての金融資産を分類変更しなければならない。企業はいかなる金融負債も分類変更してはならない。

日本では、有価証券の保有目的区分の変更が認められるのは、特定の場合に限られている。ただし、売買目的有価証券またはその他有価証券から満期保有目的の債券への振替は認められない。

(8) 金融資産の認識の中止

IFRS第9号では、資産のキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅するか、資産のキャッシュ・フローおよび資産の所有権に係るリスクおよび経済価値の実質的にすべてを受取る契約上の権利を移転した場合、金融資産(あるいは同種資産のグループ)のすべてあるいは一部の認識を中止する。金融資産のキャッシュ・フローを移転したものの、その所有者のリスクおよび経済価値の実質的にすべてを移転も保持もしておらず、また資産に対する支配を保持していない場合には、その認識を中止し、当該資産の移転に伴い創出された権利または義務を、資産あるいは負債に別途認識する。資産の支配を保持している場合には、その資産に継続関与する程度に基づき、貸借対照表に継続して認識する。

日本では、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)により、金融資産の消滅は、金融資産の契約上の権利を行使したとき、権利を喪失したときまたは契約上の権利に対する支配が他に移転したときに認識される。金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転するのは、(i) 譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人およびその債権者から法的に保全され、(ii) 譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接または間接に通常の方法で享受可能で、(iii) 譲渡人が譲渡した金融資産を満期日前に買戻す権利および義務を実質的に有していない場合である。

(9) ヘッジ会計

純損益に影響を与える可能性のある特定のリスクから生じるエクスポージャーを管理するために使用する金融商品（デリバティブおよび非デリバティブを含む）についてヘッジ会計を適用している場合、企業は、そのヘッジ手段およびヘッジ対象との間のヘッジ関係を指定し、そのヘッジを「公正価値ヘッジ」、「キャッシュ・フロー・ヘッジ」または「在外営業活動体に対する純投資のヘッジ」として会計処理することができる。

ヘッジ関係の開始時に、ヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジされるリスクの性質、およびヘッジ関係がヘッジ有効性の要求を満たしているかどうかを企業が判定する方法を特定する文書化が要求され、このような文書の作成の省略あるいはヘッジの有効性評価を省略することは認められない。

日本では、原則として「繰延ヘッジ会計」（ヘッジ手段の損益を発生時に認識せず、ヘッジ対象の損益が認識されるまで損益認識を遅らせ、ヘッジ対象が損益認識されるのと同じの会計期間に認識する。）を採用し、ヘッジ対象である資産または負債に係る相場変動等を損益に反映させることが可能な場合には、「時価ヘッジ会計」（ヘッジ手段の損益を発生時に認識するとともに、同一の会計期間にヘッジ対象の損益も認識する。）が採用されている。なお、2006年8月11日に企業会計基準委員会が公表した企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」では、税効果考慮後の繰延ヘッジ損益を資産・負債ではなく、貸借対照表の純資産の部に計上することとされた。また、ヘッジ会計の要件を満たした特定の金利スワップについては、金利スワップを時価評価せず、金利スワップの受払純額等を当該資産・負債の利息に加減して処理することも認められている。また、外貨建金銭債権債務等のヘッジについて振当処理が認められている。

IFRSでは、金利スワップおよび為替予約の振当処理はみとめられない。また、ヘッジ文書の作成およびヘッジの有効性評価を省略することは認められていないが、日本では一定の要件を満たす場合、文書の作成の省略および有効性の判定を省略できる。

(10) 公正価値測定

2011年5月12日、IASBは、IFRS第13号「公正価値測定」を公表し、EUは2012年12月11日にそれを採択したため、当グループは2013年1月1日以降この会計基準を適用している。IFRS第13号は、(a)公正価値を定義し、(b)単一のIFRSで公正価値の測定に関するフレームワークを示し、(c)公正価値測定に関する開示を要求している。

IFRS第13号は、公正価値を「測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格」（すなわち、出口価格）と定義している。

また、公正価値測定は企業が次のことを決定することを求めているとIFRSは説明している。

(a) 測定される特定の資産または負債

(b) 非金融資産については、当該資産の最も有効使用および当該資産が他の資産との組合せで使用されるのか単独で使用されるのか、

(c) 当該資産または負債について秩序ある取引が行われる市場

(d) 公正価値を測定する際に用いる適切な評価技法。用いる評価技法は、観察可能なインプットの使用を最大限とし、観察可能でないインプットの使用は最小限とすべきである。それらのインプットは、市場参加者が当該資産または負債の価格付けを行う際に使用するものと整合的なものとすべきである。

日本では、公正価値に関する会計処理・開示については企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）等があるが、公正価値の概念を包括的に規定する基準書はない。企業会計基準第10号では、「時価とは公正な評価額をいい、市場において形成されている取引価格、気配または指標その他の相場（市場価格）に基づく価額をいう。市場価格がない場合には合理的に算定された価額を公正な評価額とする」と記載し、時価の定義の中に含めている。出口価格の概念は明示的には要求されておらず、入口価格も出口価格も容認されている。

またIFRSでは、公正価値測定および関連する開示の首尾一貫性と比較可能性を高めるために公正価値ヒエラルキーを設け、公正価値を測定するために用いる評価技法へのインプットを3つのレベル（レベル1、レベル2、レベル3）に区分しているが、日本では、時価の入手可能性の有無に基づいて区分している。

日本の企業会計基準委員会は、このような状況を踏まえ、主に金融商品の時価に関するガイダンスおよび開示に関して、IFRSとの整合性を図る取組みに着手し、2019年7月4日に企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」を公表し、2021年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用されることとなった。なお早期適用も認められている。この会計基準では、IFRS第13号「公正価値測定」の定めを第三者から入手した相場価格の利用を除いて基本的にすべて取り入れているが、企業会計基準第30号ではその適用範囲を金融商品とトレーディング目的の棚卸資産のみとし、固定資産については対象外としている。また従来時価の定義として入口価格も出口価格も容認していたが、企業会計基準第30号では、時価は直接観察可能であるかどうかにかかわらず算定日における市場参加者間の秩序ある取引が行われると想定した場合の出口価格であるとしている。

(11) 株式報酬

IFRS第2号「株式報酬」に基づき、サービスの提供を受けたときに、株式報酬取引において受けたサービスを認識するように要求されている。持分決済型の株式報酬取引においてサービスの提供を受けた場合は、資本の増加、また現金決済型の株式報酬取引の場合は負債に相当する。持分決済型の株式報酬取引の場合、提供されたサービスの公正価値を正しく測定することが難しい場合は、提供されたサービスの公正価値は、付与した持分金融商品の公正価値を参照して測定する。その場合に付与された持分金融商品の公正価値は、これらの持分金融商品が付与される条件を考慮して、入手可能であれば市場価格に基づく必要がある。現金決済型の株式報酬取引については、報告日における負債の公正価値で、提供されたサービスと発生した負債を測定する。

日本では、2005年12月27日に企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」が公表された。当該基準によれば、ストック・オプション付与日の公正な評価額は、対象勤務期間にわたり費用配分される。この基準は、2006年5月1日以後付与されたストック・オプションに対して適用されている。2019年12月に会社法の一部が改正され、上場株式を発行している株式会社が取締役等の報酬等として株式の発行等をする場合には金銭の払込を要しないことが新たに定められたことに伴い、2021年1月28日に公表された実務対応報告第41号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する扱い」が、2021年3月1日以後に生じた取締役に対する株式報酬について適用される。

(12) 退職後給付

IAS第19号の改正が2011年6月に公表され、2012年6月5日EUにより採択された後、当グループではこれらの修正を2013年に遡及適用した。改正IAS第19号では、数理計算上の差異の認識について、その他の包括利益に即時計上されるがリサイクルはせず、すべての過去勤務費用については損益計算書に即時認識される。また、期待運用収益の考え方は廃止され、確定給付負債（資産）の純額に確定給付債務の測定に用いる割引率を乗じた金額を利息純額として算定（純利息アプローチ）することとし、この純利息費用は損益計算書に認識されている。

日本では、2012年5月17日に企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」が公表された。当該会計基準によれば、改正IAS第19号と同様に未認識項目に対応する額も含めて退職給付債務と年金資産の差額である積立状況を示す額を貸借対照表にそのまま負債（または資産）として計上することに変更されたが、数理計算上の差異および過去勤務費用の処理方法については変更しておらず、数理計算上の差異および過去勤務費用の当期発生額のうち未認識項目についてはその他の包括利益に計上し、純資産の部のその他の包括利益累計額に計上されている未認識項目のうち、当期に費用処理された部分については、リサイクルを行うこととしている。

なお、改正IAS第19号と異なり、期待運用収益の考え方は廃止されていない。また退職給付見込額の期間帰属方法として従来期間定額基準を原則的な方法としていたが、IAS第19号で採用されている給付算定方式基準（退職給付制度の給付算定式に従って各勤務期間に帰属させた給付に基づき見積もった額を、退職給付見込み額の各期の発生額とする方法）の選択適用も認めることとされた。この会計基準は2013年4月1日以降開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用されている。

(13) リース

2016年1月13日、IASBは、IAS第17号に置き換わるIFRS第16号「リース」を公表したが、2017年10月31日に欧州連合はこれを採択し、ソシエテ・ジェネラル・グループにおいては2019年1月1日以後に開始する事業年度からこれを適用している。IFRS第16号によれば、一定の例外を除いて、すべてのリース契約について、借手は、その貸借対照表に対象リース資産を使用する借手の権利を表す使用権資産およびリースの支払義務を表すリース負債を認識することが要求されている。また、損益計算書において、借手は、使用権資産の減価償却費とリース負債に係る支払利息を区別して認識する。

経過措置として、この新基準の初度適用にあたっては、この基準で提案されている修正遡及アプローチの選択が認められており、適用初年度において表示される前事業年度に係る比較データは修正再表示されない。

適用初年度期首における現行リース契約に係るリース負債の金額は、契約の残存期間を考慮して同時点で有効な借手企業の追加借入利率で残存リース料を割引くことにより計算される。相当する使用権資産は、リース負債に等しい金額で貸借対照表に計上される。

例外として、短期リース(12ヶ月未満)および原資産が少額であるリースについては、このような要求を適用せず、従来のオペレーティング・リースのように支払リース料をリース期間にわたって定額もしくは規則的な方法で費用計上する処理が認められている。

日本では、IFRS第16号によって置き換えられたIAS第17号と類似したリースに関する会計基準に基づいて、リースをファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類し、そのリスクと便益を実質的にすべて移転するファイナンス・リースについては、借手はリースの開始時にそのリース資産の公正価値と最低リース料総額の現在価値のいずれか低い方の額で資産および負債を計上する。

オペレーティング・リースについては、そのリース料をリース期間にわたって費用として計上する。

(14) 中間財務報告およびその監査要件

IFRS(IAS第34号)では、企業が期中報告期間(1会計年度全体よりも短い期間)の期中財務報告書を作成する場合に適用する認識および測定原則を規定している。この期中財務報告書とは、期中報告期間についてIAS第1号に記載された財務諸表の完全な1セットまたは要約財務諸表の1セットのいずれかを含んだ財務報告書を意味している。要約財務諸表のセットを公表する場合においても、その要約財務諸表は、少なくとも直近の年次財務諸表中に掲記された見出しおよび小計ならびに選択された説明的注記を含めることを要求し、追加の表示項目または注記についても、それを記載しなかった場合、当該要約財務諸表について誤解を招く場合には記載する必要がある。また、各半期報告書に記載する財務諸表は、当上半期末現在および前期末の貸借対照表、当上半期および前上半期の損益計算書、キャッシュ・フロー計算書ならびに持分変動計算書とされている。

この基準書では期中財務報告書は直近の年次財務諸表で使用されているものと同様の会計方針および処理方法を使って作成することを要求しており、会計処理の方針を変更した場合はその内容と影響額を記載することを要求している。会計方針の変更は、遡及修正が不可能でない限り当会計年度の過去の中間期間の財務諸表および過年度の対応する中間期間の財務諸表の財務諸表を修正再表示する必要がある。

中間財務諸表に同一の認識および測定基準を適用する必要があるが、季節的、循環的または臨時に収受される収益、会計年度中に不均等に発生する費用に関する規定もある。また、年次財務諸表と比較して見積りの方法がより多く使用される。

また、国際会計士連盟(IFAC)の国際監査・保証基準審議会 (IAASB)が公表する国際監査基準(ISA)が、欧州の上場会社の共通の監査基準として適用されることが決定しているが、国際監査・保証基準審議会が公表している中間財務諸表に対するレビュー業務を規定した国際レビュー業務基準2410号(ISRE2410)が2006年12月15日以降開始する会計期間の中間財務情報から適用されている(フランスでは四半期レビュー報告書の添付は義務付けられていない。)。

日本では、2007年8月10日に四半期報告制度に関連する法令が整備され、2008年4月1日以降開始する事業年度から四半期報告書の提出が義務付けられた。またそれと同時にISRE2410と同様の四半期レビュー報告制度が導入され、従来の中間財務諸表監査についても廃止されたが、銀行・保険等の金融機関については、第2四半期報告書は従来の半期報告書に準じることになっており、四半期レビューではなく中間監査が引続き実施されている。

第 7 【外国為替相場の推移】

ユーロと日本円との間の為替相場は、日本において時事に関する事項を掲載する 2 紙以上の日刊新聞紙に最近 5 年間の事業年度において掲載されているため、本項の記載を省略する。

第8 【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

1 【日本における株式事務等の概要】

(1) 株式の名義書換取扱場所および株主名簿管理人

日本においては当行株式の名義書換取扱場所または株主名簿管理人は存在しない。

当行株式の取得者（以下「実質株主」という。）は、その取得窓口となった証券会社（以下「窓口証券会社」という。）から外国証券取引口座約款の交付を受けた後、同約款に基づき実質株主の名で外国証券取引口座（以下「取引口座」という。）を開設する必要がある。売買の執行、売買代金の決済、証券の保管およびその他普通株式の取引に関する事項はすべてこの取引口座により処理される。

普通株式は、窓口証券会社を代理するフランスにおける保管機関（以下「現地保管機関」という。）またはその名義人の名義で当行に登録される。各窓口証券会社は自社に取引口座を持つ全実質株主の明細表（以下「実質株主明細表」という。）を作成する。実質株主明細表には各実質株主の氏名および普通株式持株数が記載される。

(2) 株主に対する特典 …………… なし。

(3) 株式の譲渡制限 …………… なし。

(4) その他の株式事務に関する事項

決算期 …………… 毎年12月31日

定時株主総会 …………… 株主総会は、当行の本社または招集通知に記載のフランス国首都圏のその他の場所において開催される。

基準日 …………… 当行の株式に対する当行からの配当を受領する権利を有する実質株主は、フランス現地で株主が確定される日と同一の暦日現在で作成された実質株主明細表上の名義人である。

株券の種類 …………… 株券は発行されない。

株券に関する手数料 …………… 実質株主は、各取引の執行に要する手数料のみならず、窓口証券会社に外国証券取引口座を開設、維持するにあたり、外国証券取引口座約款に従って年間口座管理料の支払いをする必要がある。この管理料は現地保管機関の手数料その他の費用を含む。

公告 …………… 日本においては公告を行わない。

2 【日本における実質株主の権利行使に関する手続】

(1) 実質株主の議決権行使

議決権の行使は実質株主が窓口証券会社を通じて行う指示に基づき、現地保管機関またはその名義人が行う。しかし、実質株主が特に指示しない場合、現地保管機関またはその名義人は議決権の行使を行わない。

(2) 配当金の支払い等

外国証券取引口座約款に従い、配当金は、窓口証券会社が現地保管機関またはその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主に交付される。

株式配当により割り当てられた株式は、実質株主が特に要請した場合を除き、窓口証券会社を代理する現地保管機関によりフランスで売却され、その売却代金は窓口証券会社が現地保管機関またはその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主に支払われる。

無償交付の方法により発行される株式は、原則として窓口証券会社を代理する現地保管機関またはその名義人の名義で登録され、実質株主に係る窓口証券会社の残高が変更される。

株式について新株引受権が付与される場合には、新株引受権は、原則として窓口証券会社を代理する現地保管機関によりフランスで売却され、その売却代金は窓口証券会社が現地保管機関またはその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主に支払われる。

(3) 株式の移転に関する手続

実質株主は窓口証券会社を通じてその持株の保管替えまたは売却注文をなすことができる。実質株主と窓口証券会社との間の決済は原則として円貨によるほか、外国証券取引口座約款の規定に従う。

(4) 配当等に関する課税上の取扱い

（イ）日本の居住者（永住者）である個人である当行の実質株主（以下、本(4)において「個人株主」という。）が保有する当行普通株式についての配当および売買損益に係る所得税（2013年1月1日以後2037年12月31日までについては復興特別所得税（所得税額の2.1%）も併せて課される。以下これらを「所得税等」と総称する。）・住民税ならびに個人株主が保有する当行普通株式について相続が開始した場合または贈与がされた場合における相続税・贈与税、ならびに（ロ）内国法人である当行の実質株主（以下、本(4)において「法人株主」という。）が保有する当行普通株式についての配当および売買損益に係る所得税等・法人税に関する本邦における課税上の取扱いの概要は、以下の通りである。ただし、所得税等・住民税に関する以下の記述は、当行普通株式がユーロネクスト パリに上場され取引されている株式であることを前提とする。

なお、以下の記述は、本書提出日現在公布されている日本の租税法令に基づくものであり、また、あくまでも一般的な課税上の取扱いについて述べるものであるに過ぎず、且つ例外規定の適用によって以下に記述されている内容とは異なる取扱いがなされる場合がある。また、以下の記述の内容は、適用ある諸法令の改正により変更されることがある。課税上の取扱いの詳細および各投資家における具体的な課税上の取扱いについては、投資家各自の税務顧問に確認されたい。

(イ) 個人株主

(A) 配当

個人株主が日本における支払いの取扱者を通じて当行普通株式の配当の交付を受ける場合は、外国において当該配当の支払いの際に徴収された外国源泉税の額（もしあれば）を外国における当該配当の支払額から控除した後の金額に対して、一般的には、20.315%（所得税等15.315%および住民税5%）の税率で、源泉徴収（住民税については特別徴収）により課税される（この源泉徴収を「支払取扱者源泉徴収」という。）。

個人株主が交付を受ける当行普通株式の配当については、日本で累進税率（所得税等と住民税を合計した最高限界税率は55.945%）により総合課税の対象となる配当所得として確定申告を要する所得となる。ただし、支払取扱者源泉徴収がなされた場合には、かかる個人株主は、一般的には当該配当の金額については確定申告を要する所得に含めないことができ（これを「配当申告不要制度」という。）、かかる個人株主が当行普通株式について受領する配当に関しては支払取扱者源泉徴収のみで日本における課税関係を終了させることができる。

個人株主は、当行普通株式の配当を含む上場株式等の配当所得について、課税年度毎に、適用法令の定めるところに従って、上場株式等の配当所得に係る申告分離課税制度（以下「配当申告分離課税」という。）を選択することができる。配当申告分離課税が選択された場合、配当申告分離課税の対象となる上場株式等の配当所得は、上記に記載した総合課税の対象となる配当所得には含まれないこととなり、当該配当所得と上場株式等（特定公社債を含む。）の譲渡損失との損益通算が適用ある法令に定める要件および制限に従って認められる。他方、個人株主が、当行普通株式について受けた配当について上記の総合課税による課税に服することになる場合には、当該配当と譲渡損失との損益通算は認められない。個人株主が、当行普通株式の配当を含む上場株式等の配当所得について配当申告分離課税を選択した場合における税率は、一般的には、20.315%（所得税等15.315%および住民税5%）である。

なお、個人株主が累進税率による所得税の総合課税を受ける場合の確定申告および配当申告分離課税を受ける場合の確定申告においては、上記に述べた当行普通株式の配当の支払いの際に徴収された外国源泉税の額（もしあれば）は、適用ある法令に定める要件および制限に従って外国税額控除の対象となり、また、上記で述べた支払取扱者源泉徴収による所得税等の額は、適用ある法令に定める要件および制限に従って申告納付すべき所得税等の額から控除される。

また、上記に述べた各課税方式については、所得税（国税）と住民税（地方税）とで異なる取扱いを受けることも可能である。

金融商品取引業者等の営業所に設定した非課税口座に設けた非課税管理勘定に係る当行普通株式の配当を含む上場株式等の配当等で、非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの間に支払いを受けるべきものについては、適用ある法令に定める要件および制限に従うことを条件として、所得税等および住民税が課されない（いわゆるNISA）。

（B） 売買損益

個人株主による当行普通株式の売却による損益についての課税は、内国法人の上場株式の売買損益についての課税と原則として同様である。

（C） 相続税・贈与税

①日本に住所を有する個人、②日本に住所を有しない個人のうち日本国籍を有する個人（当該個人もしくは相続もしくは遺贈に係る被相続人（遺贈をした者を含む。）が相続もしくは遺贈に係る相続の開始前10年以内のいずれかの時において日本に住所を有したことがある場合に限る。）、または③日本に住所を有しない個人のうち日本国籍を有しない個人（当該相続もしくは遺贈に係る被相続人（遺贈をした者を含む。）が相続もしくは遺贈に係る相続開始前10年以内のいずれかの時において日本に住所を有したことがある場合に限る。）が当行普通株式を相続するかまたは当行普通株式の遺贈を受けた場合には、原則として日本の相続税法に基づき相続税が課されるが、一定の要件を満たしている場合には、外国で課された遺産税につき外国税額控除が認められる場合がある。当行普通株式の贈与についても、上記と実質的に同様に贈与税が課される。

（ロ） 法人株主

（A） 配当

法人株主（公共法人等を除く。）が、日本における支払いの取扱者を通じて当行普通株式の配当の交付を受ける場合は、外国において当該配当の支払いの際に源泉徴収された外国源泉税の額（もしあれば）を外国における当該配当の支払額から控除した後の金額に対して、15.315%（所得税等）の税率で、源泉徴収により課税される。法人株主が交付を受ける当行普通株式の配当は、法令上非課税とされる場合を除き、法人税の課税標準である所得の金額の計算上、益金の額に算入される。ただし、法人税の確定申告において、外国において当該配当の支払いの際に徴収された外国源泉税の額（もしあれば）については外国税額控除を、日本における支払いの取扱者から交付を受ける際に源泉徴収された所得税等については所得税額控除を、それぞれ適用ある法令に定める要件および制限に従って受けることができる。

(B) 売買損益

法人株主による当行普通株式の売却による損益についての課税は、内国法人の上場株式の売買損益についての課税と原則として同様であり、法人株主による当行普通株式の売却に係る譲渡利益額または譲渡損失額は、法令上非課税とされる場合を除き、法人税の課税標準である所得の金額の計算上、益金または損金の額に算入される。

第9 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

該当事項なし。

2 【その他の参考情報】

当該事業年度の開始日から本書提出日までの間に、次の書類を提出している。

(1) 有価証券届出書、有価証券届出書の訂正届出書およびその添付書類

該当事項なし。

(2) 発行登録書、発行登録追補書類およびその添付書類

2020年1月6日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（30―外2―69）
2020年1月6日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（30―外2―70）
2020年1月7日提出	2018年10月19日付発行登録書（30―外2）の訂正発行登録書
2020年1月7日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（30―外2―71）
2020年1月7日提出	2018年10月19日付発行登録書（30―外2）の訂正発行登録書
2020年1月8日提出	2018年10月19日付発行登録書（30―外2）の訂正発行登録書
2020年1月9日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（30―外2―72）
2020年1月9日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（30―外2―73）
2020年1月20日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（30―外2―74）
2020年1月20日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（30―外2―75）
2020年1月22日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（30―外2―76）
2020年1月24日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（30―外2―77）
2020年1月29日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（30―外2―78）
2020年1月31日提出	2018年10月19日付発行登録書（30―外2）の訂正発行登録書
2020年1月31日提出	2018年10月19日付発行登録書（30―外2）の訂正発行登録書
2020年1月31日提出	2018年10月19日付発行登録書（30―外2）の訂正発行登録書
2020年2月4日提出	2018年10月19日付発行登録書（30―外2）の訂正発行登録書
2020年2月4日提出	2018年10月19日付発行登録書（30―外2）の訂正発行登録書
2020年2月7日提出	2018年10月19日付発行登録書（30―外2）の訂正発行登録書
2020年2月7日提出	2018年10月19日付発行登録書（30―外2）の訂正発行登録書
2020年2月7日提出	2018年10月19日付発行登録書（30―外2）の訂正発行登録書
2020年2月17日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（30―外2―79）
2020年2月17日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（30―外2―80）

2020年2月17日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-81)
2020年2月17日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-82)
2020年2月17日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-83)
2019年2月18日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-84)
2020年2月19日提出	2018年10月19日付発行登録書(30-外2)の訂正発行登録書
2020年2月19日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-85)
2020年2月19日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-86)
2020年2月19日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-87)
2020年2月19日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-88)
2020年2月19日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-89)
2020年2月21日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-90)
2020年2月25日提出	2018年10月19日付発行登録書(30-外2)の訂正発行登録書
2020年2月25日提出	2018年10月19日付発行登録書(30-外2)の訂正発行登録書
2020年2月25日提出	2018年10月19日付発行登録書(30-外2)の訂正発行登録書
2020年2月25日提出	2018年10月19日付発行登録書(30-外2)の訂正発行登録書
2020年2月28日提出	2018年10月19日付発行登録書(30-外2)の訂正発行登録書
2020年2月28日提出	2018年10月19日付発行登録書(30-外2)の訂正発行登録書
2020年2月28日提出	2018年10月19日付発行登録書(30-外2)の訂正発行登録書
2020年2月28日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-91)
2020年3月2日提出	2018年10月19日付発行登録書(30-外2)の訂正発行登録書
2020年3月2日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-92)
2020年3月2日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-93)
2020年3月2日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-94)
2020年3月12日提出	2018年10月19日付発行登録書(30-外2)の訂正発行登録書
2020年3月12日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-95)
2020年3月12日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-96)
2020年3月18日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-97)
2020年3月18日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-98)
2020年3月18日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-99)
2020年3月26日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-100)
2020年3月31日提出	2018年10月19日付発行登録書(30-外2)の訂正発行登録書
2020年4月2日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-101)
2020年4月2日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-102)
2020年4月2日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-103)
2020年4月2日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-104)
2020年4月2日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-105)

2020年4月7日提出	2018年10月19日付発行登録書(30-外2)の訂正発行登録書
2020年4月8日提出	2018年10月19日付発行登録書(30-外2)の訂正発行登録書
2020年4月20日提出	2018年10月19日付発行登録書(30-外2)の訂正発行登録書
2020年4月21日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-106)
2020年5月22日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-107)
2020年5月27日提出	2018年10月19日付発行登録書(30-外2)の訂正発行登録書
2020年6月3日提出	2018年10月19日付発行登録書(30-外2)の訂正発行登録書
2020年6月3日提出	2018年10月19日付発行登録書(30-外2)の訂正発行登録書
2020年6月8日提出	2018年10月19日付発行登録書(30-外2)の訂正発行登録書
2020年6月9日提出	2018年10月19日付発行登録書(30-外2)の訂正発行登録書
2020年6月9日提出	2018年10月19日付発行登録書(30-外2)の訂正発行登録書
2020年6月15日提出	2018年10月19日付発行登録書(30-外2)の訂正発行登録書
2020年6月18日提出	2018年10月19日付発行登録書(30-外2)の訂正発行登録書
2020年6月19日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-108)
2020年6月19日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-109)
2020年6月23日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-110)
2020年6月24日提出	2018年10月19日付発行登録書(30-外2)の訂正発行登録書
2020年6月30日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-111)
2020年7月2日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-112)
2020年7月2日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-113)
2020年7月7日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-114)
2020年7月14日提出	2018年10月19日付発行登録書(30-外2)の訂正発行登録書
2020年7月15日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-115)
2020年7月16日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-116)
2020年8月17日提出	2018年10月19日付発行登録書(30-外2)の訂正発行登録書
2020年8月27日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-117)
2020年9月3日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-118)
2020年9月18日提出	2018年10月19日付発行登録書(30-外1)の訂正発行登録書
2020年9月18日提出	2018年10月19日付発行登録書(30-外2)の訂正発行登録書
2020年9月18日提出	2019年5月16日付発行登録書(1-外1)の訂正発行登録書
2020年9月30日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-119)
2020年10月6日提出	発行登録追補書類およびその添付書類(30-外2-120)
2020年10月21日提出	発行登録書(2-外1)
2020年10月21日提出	発行登録書(2-外2)
2020年11月2日提出	2020年10月21日付発行登録書(2-外2)の訂正発行登録書
2020年11月12日提出	2020年10月21日付発行登録書(2-外2)の訂正発行登録書

2020年11月19日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（2－外2－1）
2020年11月19日提出	2020年10月21日付発行登録書（2－外2）の訂正発行登録書
2020年11月25日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（2－外2－2）
2020年11月30日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（2－外2－3）
2020年12月1日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（2－外2－4）
2020年12月4日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（2－外2－5）
2020年12月10日提出	2020年10月21日付発行登録書（2－外2）の訂正発行登録書
2020年12月11日提出	2020年10月21日付発行登録書（2－外2）の訂正発行登録書
2020年12月17日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（2－外2－6）
2020年12月23日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（2－外2－7）
2020年12月25日提出	2020年10月21日付発行登録書（2－外2）の訂正発行登録書
2021年1月5日提出	2020年10月21日付発行登録書（2－外2）の訂正発行登録書
2021年1月5日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（2－外2－8）
2021年1月7日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（2－外2－9）
2021年1月12日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（2－外2－10）
2021年1月14日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（2－外2－11）
2021年1月14日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（2－外2－12）
2021年1月15日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（2－外2－13）
2021年1月22日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（2－外2－14）
2021年1月22日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（2－外2－15）
2021年1月22日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（2－外2－16）
2021年2月15日提出	2020年10月21日付発行登録書（2－外2）の訂正発行登録書
2021年2月19日提出	2020年10月21日付発行登録書（2－外2）の訂正発行登録書
2021年2月19日提出	2020年10月21日付発行登録書（2－外2）の訂正発行登録書
2021年2月24日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（2－外2－17）
2021年2月24日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（2－外2－18）
2021年2月26日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（2－外2－19）
2021年2月26日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（2－外2－20）
2021年3月1日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（2－外2－21）
2021年3月2日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（2－外2－22）
2021年3月2日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（2－外2－23）
2021年3月2日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（2－外2－24）
2021年3月2日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（2－外2－25）
2021年3月5日提出	2020年10月21日付発行登録書（2－外2）の訂正発行登録書
2021年3月5日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（2－外2－26）
2021年3月8日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（2－外2－27）

2021年3月10日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（2－外2－28）
2021年3月12日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（2－外2－29）
2021年3月12日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（2－外2－30）
2021年3月15日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（2－外2－31）
2021年3月18日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（2－外2－32）
2021年3月19日提出	2020年10月21日付発行登録書（2－外2）の訂正発行登録書
2021年3月19日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（2－外2－33）
2021年3月23日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（2－外2－34）
2021年3月25日提出	2020年10月21日付発行登録書（2－外2）の訂正発行登録書
2021年3月25日提出	2020年10月21日付発行登録書（2－外2）の訂正発行登録書
2021年3月25日提出	2020年10月21日付発行登録書（2－外2）の訂正発行登録書
2021年3月25日提出	2020年10月21日付発行登録書（2－外2）の訂正発行登録書
2021年3月30日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（2－外2－35）
2021年4月2日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（2－外2－36）
2021年4月2日提出	2020年10月21日付発行登録書（2－外2）の訂正発行登録書
2021年4月2日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（2－外2－37）
2021年4月2日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（2－外2－38）
2021年4月7日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（2－外2－39）
2021年4月7日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（2－外2－40）
2021年4月7日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（2－外2－41）
2021年4月7日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（2－外2－42）
2021年4月9日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（2－外2－43）
2021年4月9日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（2－外2－44）
2021年4月13日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（2－外2－45）
2021年4月23日提出	2020年10月21日付発行登録書（2－外2）の訂正発行登録書
2021年5月17日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（2－外2－46）
2021年5月18日提出	2020年10月21日付発行登録書（2－外2）の訂正発行登録書
2021年5月21日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（2－外2－47）
2021年5月26日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（2－外2－48）
2021年6月7日提出	発行登録追補書類およびその添付書類（2－外2－49）

(3) 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度 (2019年度)	自 2019年1月1日 至 2019年12月31日	2020年6月17日 関東財務局長に提出

(4) 半期報告書

事業年度 (2020年度中)	自 2020年1月1日 至 2020年6月30日	2020年9月18日 関東財務局長に提出

(5) 臨時報告書

該当事項なし。

(6) 訂正報告書

訂正報告書（上記（3）に記載の2020年6月17日提出の有価証券報告書の訂正報告書）を2020年9月18日に
関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

該当事項なし。

第2 【保証会社以外の会社の情報】

1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

ソシエテ・ジェネラル 2022年3月29日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社小松製作所）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社小松製作所

東京都港区赤坂二丁目3番6号

(2) 理由

本社債は、ノックイン事由が発生し、かつ、評価価格が行使価格を下回る金額であった場合、交付株式数の対象株式および／または現金調整額（もしあれば）の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無および利息額が対象株式の株価水準により決定されるため、対象株式である株式会社小松製作所の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式

発行済株式数 : 972,887,610株（2021年2月12日現在）

上場金融商品取引所 : 東京証券取引所（市場第一部）

内容 : 権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式
単元株式数100株

(4) 発行日

2019年3月28日

(5) 売出価額の総額

600,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2022年4月26日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付デジタルクーポン円建社債（古河電気工業株式会社）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

古河電気工業株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目2番3号

(2) 理由

本社債は、ロックイン事由が発生し、かつ、評価価格が行使価格を下回る金額であった場合、交付株式数の対象株式および／または現金調整額（もしあれば）の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無および利息額が対象株式の株価水準により決定されるため、対象株式である古河電気工業株式会社の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	: 普通株式
発行済株式数	: 70,666,917株（2021年2月9日現在）
上場金融商品取引所	: 東京証券取引所（市場第一部）
内容	: 完全議決権株式で権利内容に何ら限定のない当該会社の標準となる株式であり、単元株式数は100株です。

(4) 発行日

2019年4月25日

(5) 売出価額の総額

500,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2021年7月29日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（ローム株式会社）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

ローム株式会社
京都市右京区西院溝崎町21番地

(2) 理由

本社債は、ロックイン事由が発生し、かつ、評価価格が行使価格を下回る金額であった場合、交付株式数の対象株式および／または現金調整額（もしあれば）の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無および利息額が対象株式の株価水準により決定されるため、対象株式であるローム株式会社の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 103,000,000株 (2021年2月4日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 市場第一部
内容 : 単元株式数 100株

(4) 発行日

2019年7月26日

(5) 売価額の総額

600,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2021年7月30日満期 早期償還条項 ノックイン条項 他社株転換条項付 円建社債 (SBIホールディングス株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

SBIホールディングス株式会社
東京都港区六本木一丁目6番1号

(2) 理由

本社債は、ノックイン事由が発生し、かつ、最終価格が行使価格を下回る金額であった場合、対象株式数の対象株式および／または残余現金額（もしあれば）の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無が対象株式の株価水準により決定されるため、対象株式であるSBIホールディングス株式会社の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 243,453,990株 (2021年2月10日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 市場第一部
内容 : 単元株式数 100株

(注) 発行済株式数には、2021年2月1日から上記日付までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(4) 発行日

2019年7月29日

(5) 売出価額の総額

447,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2021年6月18日満期 複数株式参照型 早期償還条項 他社株転換条項付 円建社債（参照銘柄：資生堂・ソニー）

(1) 参照銘柄の発行会社の名称および住所

(a) 株式会社資生堂

東京都中央区銀座七丁目5番5号

(b) ソニー株式会社

東京都港区港南一丁目7番1号

(2) 理 由

(a) 本社債は、ロックイン事由が発生し、かつ、いずれかの参照銘柄に係る最終価格がその転換価格を下回る金額であった場合、交付株式数の償還参照銘柄および／または現金調整額（もしあれば）の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無が参照銘柄の株価水準により決定されるため、参照銘柄の1つである株式会社資生堂の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(b) 本社債は、ロックイン事由が発生し、かつ、いずれかの参照銘柄に係る最終価格がその転換価格を下回る金額であった場合、交付株式数の償還参照銘柄および／または現金調整額（もしあれば）の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無が参照銘柄の株価水準により決定されるため、参照銘柄の1つであるソニー株式会社の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 参照銘柄についての詳細

(a) 株式会社資生堂

種類	： 普通株式
発行済株式数	： 400,000,000株（2021年5月14日現在）
上場金融商品取引所	： 東京証券取引所市場第一部
内容	： 権利内容に制限のない標準となる株式 単元株式数は100株です。

(b) ソニー株式会社

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 1,261,058,781株 (2021年2月9日現在)
上場金融商品取引所 : 東京・ニューヨーク各証券取引所
内容 : 単元株式数は100株

(注) 東京証券取引所については市場第一部に上場されている。

(4) 発行日

2019年12月19日

(5) 売価額の総額

1,000,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2021年6月24日満期 早期償還条項付 / 他社株式株価連動 円建社債 (株式会社キーエンス)

(1) 参照株式の発行会社の名称および住所

株式会社キーエンス

大阪市東淀川区東中島1丁目3番14号

(2) 理 由

本社債に係る早期償還の有無および満期償還額が対象株式の株価水準により決定されるため、対象株式発行会社である株式会社キーエンスの普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 243,207,684株 (2021年2月2日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 市場第一部
内容 : 単元株式数100株

(4) 発行日

2019年12月23日

(5) 売価額の総額

300,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2021年12月24日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)

(1) 対象受益権の発行会社の名称および住所

野村アセットマネジメント株式会社
東京都中央区日本橋一丁目12番1号

(2) 理由

本社債は、一定の場合、対象受益権の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無および変動利息計算期間について支払われる利息額が対象受益権の価格水準により決定される。そのため、対象ETFであるNEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象銘柄についての詳細

種類 : 証券投資信託の受益権
受益権残存口数 : 20,360,000口 (2021年6月11日現在)
上場金融商品取引所 : 株式会社東京証券取引所

(4) 発行日

2019年12月23日

(5) 売出価額の総額

700,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2021年6月28日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 円建社債 (出光興産株式会社)

(1) 参照株式の発行会社の名称および住所

出光興産株式会社
東京都千代田区丸の内三丁目1番1号

(2) 理由

本社債は、一定の場合、当該会社の普通株式の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無が対象株式の株価水準により決定される。そのため、対象株式発行会社である出光興産株式会社の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 297,864,718株 (2021年2月10日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 市場第一部
内容 : 単元株式数 100株

(4) 発行日

2019年12月26日

(5) 売出価額の総額

500,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2021年7月29日満期 複数株式参照型 早期償還条項 他社株転換条項付 円建社債 (参照銘柄: 太陽誘電・小松製作所)

(1) 参照銘柄の発行会社の名称および住所

(a) 太陽誘電株式会社
東京都中央区京橋二丁目7番19号

(b) 株式会社小松製作所
東京都港区赤坂二丁目3番6号

(2) 理 由

(a) 本社債は、ノックイン事由が発生し、かつ、いずれかの参照銘柄に係る評価価格がその転換価格を下回る金額であった場合、交付株式数のワーストパフォーマンス株式および／または現金調整額（もしあれば）の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無が参照銘柄の株価水準により決定されるため、参照銘柄の1つである太陽誘電株式会社の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(b) 本社債は、ノックイン事由が発生し、かつ、いずれかの参照銘柄に係る評価価格がその転換価格を下回る金額であった場合、交付株式数のワーストパフォーマンス株式および／または現金調整額（もしあれば）の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無が参照銘柄の株価水準により決定されるため、参照銘柄の1つである株式会社小松製作所の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 参照銘柄についての詳細

(a) 太陽誘電株式会社

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 130,218,481株 (2021年2月12日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)
内容 : 単元株式数は100株であります。

(注) 発行済株式数には、2021年2月1日から上記日付までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(b) 株式会社小松製作所

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 972,887,610株 (2021年2月12日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)
内容 : 権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式
単元株式数100株

(4) 発行日

2020年1月28日

(5) 売出価額の総額

1,000,000,000円

**ソシエテ・ジェネラル 2022年1月28日満期 複数株式参照型 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタル
クーポン円建社債 (住友金属鉱山株式会社・株式会社 商船三井)**

(1) 参照銘柄の発行会社の名称および住所

(a) 住友金属鉱山株式会社

東京都港区新橋5丁目11番3号

(b) 株式会社商船三井

東京都港区虎ノ門二丁目1番1号

(2) 理 由

(a) 本社債は、一定の場合、当該会社の普通株式の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無および変動利息計算期間について支払われる利息額が対象株式の株価水準により決定される。そのため、対象株式発行会社の1つである住友金属鉱山株式会社の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(b) 本社債は、一定の場合、当該会社の普通株式の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無および変動利息計算期間について支払われる利息額が対象株式の株価水準により決定される。そのため、対象株式発行会社の1つである株式会社 商船三井の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 参照銘柄についての詳細

(a) 住友金属鉱山株式会社

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 290,814,015株 (2021年2月10日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 市場第一部
内容 : 単元株式数は100株であります。

(注) 発行済株式数には、2021年2月1日から上記日付までの新株予約権の行使により発行される場合の株式数は含まれておりません。

(b) 株式会社商船三井

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 120,628,611株 (2021年2月9日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 市場第一部
内容 : 単元株式数は100株であります。

(注) 発行済株式数には、2021年2月1日から上記日付までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(4) 発行日

2020年1月27日

(5) 売出価額の総額

500,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2022年1月28日満期 複数株式参照型 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (株式会社小松製作所・株式会社 商船三井)

(1) 参照銘柄の発行会社の名称および住所

(a) 株式会社小松製作所

東京都港区赤坂二丁目3番6号

(b) 株式会社商船三井

東京都港区虎ノ門二丁目1番1号

(2) 理 由

(a) 本社債は、一定の場合、当該会社の普通株式の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無および変動利息計算期間について支払われる利息額が対象株式の株価水準により決定される。そのため、対象株式発行会社の1つである株式会社小松製作所の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(b) 本社債は、一定の場合、当該会社の普通株式の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無および変動利息計算期間について支払われる利息額が対象株式の株価水準により決定される。そのため、対象株式発行会社の1つである株式会社 商船三井の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 参照銘柄についての詳細

(a) 株式会社小松製作所

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 972,887,610株 (2021年2月12日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)
内容 : 権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式
単元株式数100株

(b) 株式会社商船三井

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 120,628,611株 (2021年2月9日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 市場第一部
内容 : 単元株式数は100株であります。

(注) 発行済株式数には、2021年2月1日から上記日付までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(4) 発行日

2020年1月27日

(5) 売出価額の総額

500,000,000円

**ソシエテ・ジェネラル 2022年1月20日満期 複数株式参照型 早期償還条項 他社株転換条項付 円建社債（参照
銘柄：TOYO TIRE・良品計画）**

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

- (a) TOYO TIRE株式会社
兵庫県伊丹市藤ノ木二丁目2番13号
- (b) 株式会社良品計画
東京都豊島区東池袋四丁目26番3号

(2) 理 由

- (a) 本社債は、ロックイン事由が発生し、かつ、いずれかの参照銘柄に係る最終評価価格がその転換価格を下回る金額であった場合、交付株式数のワーストパフォーマンス株式および／または現金調整額（もしあれば）の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無が参照銘柄の株価水準により決定されるため、参照銘柄の1つであるTOYO TIRE株式会社の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。
- (b) 本社債は、ロックイン事由が発生し、かつ、いずれかの参照銘柄に係る最終評価価格がその転換価格を下回る金額であった場合、交付株式数のワーストパフォーマンス株式および／または現金調整額（もしあれば）の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無が参照銘柄の株価水準により決定されるため、参照銘柄の1つである株式会社良品計画の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

(a) TOYO TIRE株式会社

種類：	普通株式
発行済株式数：	154,111,029株（2021年5月14日現在）
上場金融商品取引所：	東京証券取引所（市場第一部）
内容：	単元株式数は100株である。

(b) 株式会社良品計画

種類：	普通株式
発行済株式数：	280,780,000株（2021年4月14日現在）
上場金融商品取引所：	東京証券取引所（市場第一部）
内容：	単元株式数100株

(4) 発行日
2020年7月17日

(5) 売価額の総額
300,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2022年1月28日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 円建社債（出光興産株式会社）

(1) 参照株式の発行会社の名称および住所
出光興産株式会社
東京都千代田区丸の内三丁目1番1号

(2) 理 由

本社債は、一定の場合、当該会社の普通株式の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無が対象株式の株価水準により決定される。そのため、対象株式発行会社である出光興産株式会社の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 参照株式についての詳細

種類	: 普通株式
発行済株式数	: 297,864,718株（2021年2月10日現在）
上場金融商品取引所	: 東京証券取引所 市場第一部
内容	: 単元株式数100株

(4) 発行日
2020年7月30日

(5) 売価額の総額
300,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2021年10月22日満期 複数株式参照型 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（Zホールディングス株式会社・株式会社日立製作所）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所
(a) Zホールディングス株式会社
東京都千代田区紀尾井町1番3号

(b) 株式会社日立製作所

東京都千代田区丸の内一丁目6番6号

(2) 理 由

(a) 本社債は、一定の場合、当該会社の普通株式の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無および変動利息計算期間について支払われる利息額が対象株式の株価水準により決定される。そのため、対象株式発行会社の1つであるZホールディングス株式会社の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(b) 本社債は、一定の場合、当該会社の普通株式の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無および変動利息計算期間について支払われる利息額が対象株式の株価水準により決定される。そのため、対象株式発行会社の1つである株式会社日立製作所の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

(a) Zホールディングス株式会社

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 4,823,893,065株 (2021年2月8日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)
内容 : 単元株式数は100株です。

(注) 発行済株式数には、2021年2月1日から上記日付までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれません。

(b) 株式会社日立製作所

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 967,885,277株 (2021年2月10日現在)
上場金融商品取引所 : 東京、名古屋
内容 : 単元株式数は100株

(注) 発行済株式数には、2021年2月1日から上記日付までの間の新株予約権の行使により発行した株式数は含まれません。

(4) 発行日

2020年10月21日

(5) 売出価額の総額

300,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2021年12月10日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債（株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス）

(1) 参照株式の発行会社の名称および住所

株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス
東京都新宿区新宿六丁目27番30号

(2) 理 由

本社債は、ノックイン事由が発生した場合、各本社債の満期償還金額が参照株式の最終価格に比例して増減し、また、本社債に係る早期償還の有無が参照株式の株価水準により決定されるため、参照株式である株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングスの普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 参照株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 122,531,596株（2021年2月8日現在）
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所（市場第一部）
内容 : 単元株式数は100株であります。

（注）発行済株式数には、2021年2月1日から上記日付までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(4) 発行日

2020年12月9日

(5) 売出価額の総額

350,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2022年1月7日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債（KL a b株式会社）

(1) 参照株式の発行会社の名称および住所

KL a b株式会社
東京都港区六本木六丁目10番1号

(2) 理 由

本社債は、ノックイン事由が発生した場合、各本社債の満期償還金額が参照株式の最終価格に比例して増減し、また、本社債に係る早期償還の有無が参照株式の株価水準により決定されるため、参照株式であるK L a b株式会社の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 参照株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 38,618,600株 (2021年5月13日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)
内容 : 完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式であります。
また、単元株式数は100株となっております。

(注) 1. 上記日付現在の発行済株式のうち461,100株は、譲渡制限付株式報酬として自己株式を処分した際の現物出資 (金銭報酬債権511,866千円) によるものであります。
2. 発行済株式数には、2021年5月1日から上記日付までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(4) 発行日

2021年1月6日

(5) 売出価額の総額

250,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2022年2月1日満期 複数株式参照型 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (第一三共株式会社・三菱地所株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

(a) 第一三共株式会社
東京都中央区日本橋本町三丁目5番1号

(b) 三菱地所株式会社
東京都千代田区大手町一丁目1番1号

(2) 理 由

(a) 本社債は、一定の場合、当該会社の普通株式の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無および変動利息計算期間について支払われる利息額が対象株式の株価水準により決定される。そのため、対象株式発行会社の1つである第一三共株式会社の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(b) 本社債は、一定の場合、当該会社の普通株式の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無および変動利息計算期間について支払われる利息額が対象株式の株価水準により決定される。そのため、対象株式発行会社の1つである三菱地所株式会社の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

(a) 第一三共株式会社

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 2,127,034,029株 (2021年2月5日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)
内容 : 単元株式数は100株であります。

(注) 2020年4月27日開催の取締役会決議に基づき、2020年10月1日付で普通株式1株を3株とする分割を行い、発行済株式総数は1,418,022,686株増加し、2,127,034,029株となっております。

(b) 三菱地所株式会社

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 1,391,328,316株 (2021年2月12日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所
名古屋証券取引所
各市場第一部
内容 : 単元株式数は100株であります。

(注) 発行済株式数には、2021年2月1日から上記日付までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(4) 発行日

2021年1月29日

(5) 売出価額の総額

400,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2022年2月4日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債（レーザーテック株式会社）

(1) 参照株式の発行会社の名称および住所

レーザーテック株式会社

神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目10番地 1

(2) 理 由

本社債は、ノックイン事由が発生した場合、各本社債の満期償還金額が参照株式の最終価格に比例して増減し、また、本社債に係る早期償還の有無が参照株式の株価水準により決定されるため、参照株式であるレーザーテック株式会社の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 参照株式についての詳細

種類	: 普通株式
発行済株式数	: 94,286,400株（2021年5月13日現在）
上場金融商品取引所	: 東京証券取引所 市場第一部
内容	: 単元株式数100株

(4) 発行日

2021年2月3日

(5) 売出価額の総額

250,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2022年2月4日満期 複数株式参照型 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社良品計画・第一生命ホールディングス株式会社）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

(a) 株式会社良品計画

東京都豊島区東池袋四丁目26番3号

(b) 第一生命ホールディングス株式会社

東京都千代田区有楽町一丁目13番1号

(2) 理 由

(a) 本社債は、一定の場合、当該会社の普通株式の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無および変動利息計算期間について支払われる利息額が対象株式の株価水準により決定される。そのため、対象株式発行会社の1つである株式会社良品計画の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(b) 本社債は、一定の場合、当該会社の普通株式の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無および変動利息計算期間について支払われる利息額が対象株式の株価水準により決定される。そのため、対象株式発行会社の1つである第一生命ホールディングス株式会社の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

(a) 株式会社良品計画

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 280,780,000株 (2021年4月14日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)
内容 : 単元株式数100株

(b) 第一生命ホールディングス株式会社

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 1,198,755,800株 (2021年2月12日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)
内容 : 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当該会社
にとって標準となる株式 (1単元の株式数 100株)

(4) 発行日

2021年2月4日

(5) 売出価額の総額

500,000,000円

**ソシエテ・ジェネラル 2022年9月12日満期 複数株式参照型 早期償還判定価格逦減型 他社株転換条項付 円建
社債（参照株式：エーザイ・オリンパス）**

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

(a) エーザイ株式会社

東京都文京区小石川四丁目6番10号

(b) オリンパス株式会社

東京都八王子市石川町2951番地

(2) 理 由

(a) 本社債は、ノックイン事由が発生し、かつ、いずれかの参照株式に係る最終評価価格がその転換価格を下回る金額であった場合、交付株式数のワーストパフォーマンス株式および／または現金調整額（もしあれば）の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無が参照株式の株価水準により決定されるため、参照株式の1つであるエーザイ株式会社の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(b) 本社債は、ノックイン事由が発生し、かつ、いずれかの参照株式に係る最終評価価格がその転換価格を下回る金額であった場合、交付株式数のワーストパフォーマンス株式および／または現金調整額（もしあれば）の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無が参照株式の株価水準により決定されるため、参照株式の1つであるオリンパス株式会社の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

(a) エーザイ株式会社

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 296,566,949株（2021年2月15日現在）
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 市場第一部
内容 : 単元株式数 100株

(b) オリンパス株式会社

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 1,370,914,963株（2021年2月12日現在）
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所（市場第一部）
内容 : 単元株式数 100株

(4) 発行日
2021年3月11日

(5) 売価額の総額
300,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2022年3月14日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債（GMOペイメントゲートウェイ株式会社）

(1) 参照株式の発行会社の名称および住所
GMOペイメントゲートウェイ株式会社
東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号

(2) 理 由

本社債は、ロックイン事由が発生した場合、各本社債の満期償還金額が参照株式の最終価格に比例して増減し、また、本社債に係る早期償還の有無が参照株式の株価水準により決定されるため、参照株式であるGMOペイメントゲートウェイ株式会社の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 参照株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 75,588,557株（2021年5月13日現在）
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 市場第一部
内容 : 単元株式数 100株

（注）2021年4月1日から2021年4月30日までの間に、転換社債型新株予約権付社債の普通株式への転換により発行済株式数が47,785株増加しております。また、2021年5月1日から上記日付までの転換社債型新株予約権付社債の権利行使および新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(4) 発行日
2021年3月11日

(5) 売価額の総額
350,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2022年3月17日満期 期限前償還条項 ノックイン条項付 複数株式参照型 他社株転換条
項付 円建社債 (Monot aRO、サイバーエージェント)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

- (a) 株式会社Monot aRO
兵庫県尼崎市竹谷町二丁目183番地
- (b) 株式会社サイバーエージェント
東京都渋谷区宇田川町40番1号

(2) 理 由

- (a) 本社債は、ノックイン事由が発生し、かつ、いずれかの対象株式に係る評価価格がその行使価格を下回る金額であった場合、交付株式数の償還対象株式および／または現金調整額（もしあれば）の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無が対象株式の株価水準により決定されるため、対象株式の1つである株式会社Monot aROの普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。
- (b) 本社債は、ノックイン事由が発生し、かつ、いずれかの対象株式に係る評価価格がその行使価格を下回る金額であった場合、交付株式数の償還対象株式および／または現金調整額（もしあれば）の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無が対象株式の株価水準により決定されるため、対象株式の1つである株式会社サイバーエージェントの普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

(a) 株式会社Monot aRO

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 501,262,000 株 (2021年5月12日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 市場第一部
内容 : 単元株式数 100株

- (注) 1. 発行済株式数には、2021年5月1日から上記日付までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。
2. 当該会社は、2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しており、これにより発行済株式総数は250,631,000株増加しております。

(b) 株式会社サイバーエージェント

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 505,706,400株 (2021年4月30日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)
内容 : 単元株式数は100株であります。

(注) 2021年3月10日開催の取締役会決議により、2021年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しております。これにより株式数は379,279,800株増加し、発行済株式総数は505,706,400株となっております。

(4) 発行日

2021年3月16日

(5) 売価額の総額

220,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2022年9月20日満期 早期償還条項付 / 他社株式株価連動 円建社債 (株式会社村田製作所)

(1) 参照株式の発行会社の名称および住所

株式会社村田製作所
京都府長岡京市東神足1丁目10番1号

(2) 理 由

本社債に係る早期償還の有無および満期償還額が対象株式の株価水準により決定されるため、対象株式発行会社である株式会社村田製作所の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 参照株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 675,814,281株 (2021年2月10日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所市場第一部
シンガポール証券取引所
内容 : 単元株式数100株

(4) 発行日

2021年3月18日

(5) 売出価額の総額

500,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2022年3月23日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債（株式会社サイバーエージェント）

(1) 参照株式の発行会社の名称および住所

株式会社サイバーエージェント
東京都渋谷区宇田川町40番1号

(2) 理 由

本社債は、ロックイン事由が発生した場合、各本社債の満期償還金額が参照株式の最終価格に比例して増減し、また、本社債に係る早期償還の有無が参照株式の株価水準により決定されるため、参照株式である株式会社サイバーエージェントの普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 参照株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 505,706,400株（2021年4月30日現在）
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所（市場第一部）
内容 : 単元株式数は100株であります。

（注）2021年3月10日開催の取締役会決議により、2021年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しております。これにより株式数は379,279,800株増加し、発行済株式総数は505,706,400株となっております。

(4) 発行日

2021年3月22日

(5) 売出価額の総額

300,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2022年9月26日満期 早期償還条項付 / 他社株式株価連動 円建社債（株式会社リクルートホールディングス）

(1) 参照株式の発行会社の名称および住所

株式会社リクルートホールディングス
東京都中央区銀座八丁目4番17号

(2) 理 由

本社債に係る早期償還の有無および満期償還額が対象株式の株価水準により決定されるため、対象株式発行会社である株式会社リクルートホールディングスの普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 参照株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 1,695,960,030株 (2021年2月15日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)
内容 : (注1)
(注1) 単元株式数は100株です。
(注2) 発行数には、2021年2月1日から上記日付までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていません。

(4) 発行日

2021年3月25日

(5) 売出価額の総額

500,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2022年4月4日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債 (弁護士ドットコム株式会社)

(1) 参照株式の発行会社の名称および住所

弁護士ドットコム株式会社
東京都港区六本木四丁目1番4号

(2) 理 由

本社債は、ノックイン事由が発生した場合、各本社債の満期償還金額が参照株式の最終価格に比例して増減し、また、本社債に係る早期償還の有無が参照株式の株価水準により決定されるため、参照株式である弁護士ドットコム株式会社の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 参照株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 22,263,000株 (2021年2月12日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (マザーズ)
内容 : 単元株式数は100株であります。

(注) 発行済株式数には、2021年2月1日から上記日付までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(4) 発行日

2021年4月1日

(5) 売出価額の総額

500,000,000円

**ソシエテ・ジェネラル 2022年3月30日満期 複数株式参照型 早期償還条項付 / 他社株式株価連動 デジタル
クーポン円建社債 (スズキ株式会社・任天堂株式会社)**

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

- (a) スズキ株式会社
静岡県浜松市南区高塚町300番地
- (b) 任天堂株式会社
京都市南区上鳥羽鉾立町11番地 1

(2) 理 由

- (a) 本社債に係る早期償還の有無、満期償還額および変動利息計算期間について支払われる利息額が対象株式の株価水準により決定されるため、対象株式発行会社の1つであるスズキ株式会社の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。
- (b) 本社債に係る早期償還の有無、満期償還額および変動利息計算期間について支払われる利息額が対象株式の株価水準により決定されるため、対象株式発行会社の1つである任天堂株式会社の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

(a) スズキ株式会社

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 491,098,300株 (2021年2月12日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所
市場第一部
内容 : 単元株式数は100株です。

(注) 発行済株式数には、2021年2月1日から上記日付までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていません。

(b) 任天堂株式会社

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 131,669,000株 (2021年2月10日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)
内容 : 単元株式数100株

(4) 発行日

2021年3月29日

(5) 売出価額の総額

500,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2022年4月13日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債 (シャープ株式会社)

(1) 参照株式の発行会社の名称および住所

シャープ株式会社
堺市堺区匠町1番地

(2) 理 由

本社債は、ノックイン事由が発生した場合、各本社債の満期償還金額が参照株式の最終価格に比例して増減し、また、本社債に係る早期償還の有無が参照株式の株価水準により決定されるため、参照株式であるシャープ株式会社の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 参照株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 611,952,858株 (2021年3月15日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)
内容 : (注)

単元株式数 100株

(注) 2021年2月5日の取締役会において、普通株式79,536,300株を対価とするC種種類株式795,363株の取得および取得したC種種類株式の消却を決議し、同年2月26日に当該取得および消却を行いました。これにより、発行済株式総数は78,740,937株増加し、611,952,858株となっております。

(4) 発行日

2021年4月12日

(5) 売出価額の総額

350,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2022年4月22日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債 (株式会社レノバ)

(1) 参照株式の発行会社の名称および住所

株式会社レノバ
東京都中央区京橋二丁目2番1号

(2) 理 由

本社債は、ノックイン事由が発生した場合、各本社債の満期償還金額が参照株式の最終価格に比例して増減し、また、本社債に係る早期償還の有無が参照株式の株価水準により決定されるため、参照株式である株式会社レノバの普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 参照株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 77,948,000株 (2021年2月12日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)
内容 : 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当該会社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。

(注) 発行済株式数には、2021年2月1日から上記日付までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていません。

- (4) 発行日
2021年4月21日
- (5) 売出価額の総額
400,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2022年4月22日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債（株式会社メルカリ）

- (1) 参照株式の発行会社の名称および住所
株式会社メルカリ
東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー18F

- (2) 理 由
本社債は、ロックイン事由が発生した場合、各本社債の満期償還金額が参照株式の最終価格に比例して増減し、また、本社債に係る早期償還の有無が参照株式の株価水準により決定されるため、参照株式である株式会社メルカリの普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

- (3) 参照株式についての詳細
- | | |
|-----------|---|
| 種類 | : 普通株式 |
| 発行済株式数 | : 157,676,386株（2021年5月13日現在） |
| 上場金融商品取引所 | : 東京証券取引所（マザーズ） |
| 内容 | : 1単元の株式数は、100株であります。完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式であります。 |

- (注) 1. 2021年4月1日から2021年4月30日までの間に、新株予約権の行使により発行済株式総数が33,300株増加しております。
2. 発行済株式数には、2021年5月1日から上記日付までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

- (4) 発行日
2021年4月21日
- (5) 売出価額の総額
350,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2022年4月28日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債（株式会社ネクソン）

(1) 参照株式の発行会社の名称および住所

株式会社ネクソン

東京都港区六本木一丁目4番5号

(2) 理 由

本社債は、ロックイン事由が発生した場合、各本社債の満期償還金額が参照株式の最終価格に比例して増減し、また、本社債に係る早期償還の有無が参照株式の株価水準により決定されるため、参照株式である株式会社ネクソンの普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 参照株式についての詳細

種類	： 普通株式
発行済株式数	： 888,653,539株（2021年5月13日現在）
上場金融商品取引所	： 東京証券取引所（市場第一部）
内容	： 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式であります。1単元の株式の数は100株であります。

（注）発行済株式数には、2021年5月1日から上記日付までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(4) 発行日

2021年4月27日

(5) 売出価額の総額

300,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2022年6月8日満期 期限前償還条項 ノックイン条項付 複数株式参照型 他社株転換条項付 円建社債（エムスリー、SUBARU）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

(a) エムスリー株式会社

東京都港区赤坂一丁目11番44号

(b) 株式会社SUBARU

東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号

(2) 理 由

(a) 本社債は、ノックイン事由が発生し、かつ、いずれかの対象株式に係る評価価格がその行使価格を下回る金額であった場合、交付株式数の償還対象株式および／または現金調整額（もしあれば）の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無が対象株式の株価水準により決定されるため、対象株式の1つであるエムスリー株式会社の普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(b) 本社債は、ノックイン事由が発生し、かつ、いずれかの対象株式に係る評価価格がその行使価格を下回る金額であった場合、交付株式数の償還対象株式および／または現金調整額（もしあれば）の交付をもって償還され、また、本社債に係る早期償還の有無が対象株式の株価水準により決定されるため、対象株式の1つである株式会社SUBARUの普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

(a) エムスリー株式会社

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 678,767,600株（2021年2月12日現在）
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所（市場第一部）
内容 : 単元株式数 100株

（注）発行済株式数には、2021年2月1日から上記日付までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(b) 株式会社SUBARU

種類 : 普通株式
発行済株式数 : 769,175,873株（2021年2月12日現在）
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所（市場第一部）
内容 : 単元株式数 100株

(4) 発行日

2021年6月7日

(5) 売出価額の総額

200,000,000円

ソシエテ・ジェネラル 2022年6月15日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債（株式会社SUMCO）

(1) 参照株式の発行会社の名称および住所

株式会社SUMCO

東京都港区芝浦一丁目2番1号

(2) 理 由

本社債は、ロックイン事由が発生した場合、各本社債の満期償還金額が参照株式の最終価格に比例して増減し、また、本社債に係る早期償還の有無が参照株式の株価水準により決定されるため、参照株式である株式会社SUMCOの普通株式に関する以下の情報の開示を必要とする。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 参照株式についての詳細

種類 : 普通株式

発行済株式数 : 290,175,139株（2021年5月14日現在）

上場金融商品取引所 : 株式会社東京証券取引所（市場第一部）

内容 : 単元株式数 100株

（注）2021年2月19日開催の取締役会において会社法第459条第1項および当該会社定款第32条の規定に基づく自己株式の取得に係る事項ならびに会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却に係る事項を決議し、2021年2月22日から2021年3月18日の期間で自己株式1,006,100株を取得、2021年4月14日付でそのすべてを消却いたしました。これにより、普通株式の上記日付現在発行数は290,175,139株となっております。

(4) 発行日

2021年6月14日

(5) 売出価額の総額

250,000,000円

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

下記は、2021年6月11日までに関東財務局に提出され、かつ、EDINETを通じて閲覧が可能であった書類である。

ソシエテ・ジェネラル 2022年3月29日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社小松製作所）

株式会社小松製作所

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第151期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
2020年6月29日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

第152期第3四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）
2021年2月12日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

該当事項なし。

ニ. 訂正報告書

該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社小松製作所 本店	東京都港区赤坂二丁目3番6号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2022年4月26日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付デジタルクーポン円建社債（古河電気工業株式会社）

古河電気工業株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第198期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
2020年6月23日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

第199期第3四半期（自 自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）
2021年2月9日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年6月26日に関東財務局長に提出。

ニ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2021年2月4日に関東財務局長に提出。

ホ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および第19号の規定に基づく臨時報告書を2021年3月26日に関東財務局長に提出。

ヘ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2021年5月12日に関東財務局長に提出。

ト. 訂正報告書

訂正報告書（上記ハの臨時報告書の訂正報告書）を2020年10月8日に関東財務局長に提出。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
古河電気工業株式会社 本店	東京都千代田区丸の内二丁目2番3号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

**ソシエテ・ジェネラル 2021年7月29日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債
(ローム株式会社)**

ローム株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第62期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

2020年6月26日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

第63期第3四半期(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)

2021年2月4日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年7月1日関東財務局長に提出。

ニ. 訂正報告書

該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
ローム株式会社 本店	京都市右京区西院溝崎町21番地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2021年7月30日満期 早期償還条項 ノックイン条項 他社株転換条項付 円建社債(SBIホールディングス株式会社)

SBIホールディングス株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第22期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

2020年6月26日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

第23期第3四半期(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)

2021年2月10日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年6月29日関東財務局長に提出。

ニ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を2020年7月7日関東財務局長に提出。

ホ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2021年4月2日関東財務局長に提出。

ヘ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2021年4月28日関東財務局長に提出。

ト. 訂正報告書

訂正報告書（上記ニの臨時報告書の訂正報告書）を2020年7月8日に関東財務局長に提出。

チ. 訂正報告書

訂正報告書（上記ハの臨時報告書の訂正報告書）を2020年10月2日に関東財務局長に提出。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
SBIホールディングス株式会社 本店	東京都港区六本木一丁目6番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2021年6月18日満期 複数株式参照型 早期償還条項 他社株転換条項付 円建社債（参照
銘柄：資生堂・ソニー）

(A) 株式会社資生堂

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第121期（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

2021年3月25日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

第122期第1四半期（自 2021年1月1日 至 2021年3月31日）

2021年5月14日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2021年3月26日に関東財務局長に提出。

ニ. 訂正報告書

該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社資生堂 本店	東京都中央区銀座七丁目5番5号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

(B) ソニー株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第103期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

2020年6月26日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

第104期第3四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）

2021年2月9日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年7月1日関東財務局長に提出。

ニ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を2020年10月28日関東財務局長に提出。

ホ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2020年11月17日関東財務局長に提出。

ヘ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2020年12月22日関東財務局長に提出。

ト. 訂正報告書

該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
ソニー株式会社 本店	東京都港区港南一丁目7番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2021年6月24日満期 早期償還条項付 / 他社株式株価連動 円建社債（株式会社キーエンス）

株式会社キーエンス

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第51期（自 2019年3月21日 至 2020年3月20日）

2020年6月15日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

第52期第3四半期（自 2020年9月21日 至 2020年12月20日）

2021年2月2日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年6月16日に関東財務局長に提出。

ニ. 訂正報告書

訂正報告書（上記イの有価証券報告書の訂正報告書）を2020年11月6日に関東財務局長に提出。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社キーエンス 本店	大阪市東淀川区東中島1丁目3番14号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2021年12月24日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債（NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信）

野村アセットマネジメント株式会社（ファンド名称：NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信）

(1) 対象ETFに関して当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第8期（自 2019年5月21日 至 2020年5月20日）

2020年8月17日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

第9期中（自 2020年5月21日 至 2020年11月20日）

2021年2月17日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

該当事項なし。

ニ. 訂正報告書

該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2021年6月28日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 円建社債（出光興産株式会社）

出光興産株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第105期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

2020年6月25日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

第106期第3四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）

2021年2月10日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年6月30日に関東財務局長に提出。

ニ. 訂正報告書

訂正報告書（上記ハの臨時報告書の訂正報告書）を2020年10月7日に関東財務局長に提出。

ホ. 訂正報告書

訂正報告書（上記イの有価証券報告書の訂正報告書）を2020年10月23日に関東財務局長に提出。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
出光興産株式会社 本店	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2021年7月29日満期 複数株式参照型 早期償還条項 他社株転換条項付 円建社債（参照
銘柄：太陽誘電・小松製作所）

(A) 太陽誘電株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第79期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

2020年6月29日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

第80期第3四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）

2021年2月12日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年7月3日関東財務局長に提出。

ニ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年7月3日関東財務局長に提出。

ホ. 訂正報告書

訂正報告書（上記ニの臨時報告書の訂正報告書）を2020年7月22日に関東財務局長に提出。

ヘ. 訂正報告書

訂正報告書（上記ハの臨時報告書の訂正報告書）を2020年10月5日に関東財務局長に提出。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
太陽誘電株式会社 本店	東京都中央区京橋二丁目7番19号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

(B) 株式会社小松製作所

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第151期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

2020年6月29日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

第152期第3四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）

2021年2月12日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

該当事項なし。

ニ. 訂正報告書

該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社小松製作所 本店	東京都港区赤坂二丁目3番6号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2022年1月28日満期 複数株式参照型 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタル
クーポン円建社債（住友金属鉱山株式会社・株式会社 商船三井）

(A) 住友金属鉱山株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第95期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

2020年6月26日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

第96期第3四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）

2021年2月10日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年7月1日に関東財務局長に提出。

ニ. 訂正報告書

訂正報告書（上記ハの臨時報告書の訂正報告書）を2020年10月2日に関東財務局長に提出。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
住友金属鉱山株式会社 本店	東京都港区新橋5丁目11番3号
住友金属鉱山株式会社 大阪支社	大阪府大阪市中央区北浜4丁目5番33号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

(B) 株式会社商船三井

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

2019年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

2020年6月23日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

2020年度第3四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）

2021年2月9日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年6月26日に関東財務局長に提出。

ニ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年7月31日に関東財務局長に提出。

ホ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2021年1月29日に関東財務局長に提出。

ヘ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2021年2月26日に関東財務局長に提出。

ト. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2021年3月31日に関東財務局長に提出。

チ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2021年4月30日に関東財務局長に提出。

リ. 訂正報告書

訂正報告書（上記ニの臨時報告書の訂正報告書）を2020年8月17日に関東財務局長に提出。

ヌ. 訂正報告書

訂正報告書（上記ハの臨時報告書の訂正報告書）を2020年10月7日に関東財務局長に提出。

ル. 訂正報告書

訂正報告書（上記ホの臨時報告書の訂正報告書）を2021年2月26日に関東財務局長に提出。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社商船三井 本店	東京都港区虎ノ門二丁目1番1号
株式会社商船三井 名古屋支店	名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号
株式会社商船三井 関西支店	大阪市北区中之島三丁目3番23号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2022年1月28日満期 複数株式参照型 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタル
クーポン円建社債(株式会社小松製作所・株式会社 商船三井)

(A) 株式会社小松製作所

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第151期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

2020年6月29日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

第152期第3四半期(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)

2021年2月12日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

該当事項なし。

ニ. 訂正報告書

該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社小松製作所 本店	東京都港区赤坂二丁目3番6号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

(B) 株式会社商船三井

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

2019年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

2020年6月23日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

2020年度第3四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）

2021年2月9日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年6月26日に関東財務局長に提出。

ニ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年7月31日に関東財務局長に提出。

ホ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2021年1月29日に関東財務局長に提出。

ヘ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2021年2月26日に関東財務局長に提出。

ト. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2021年3月31日に関東財務局長に提出。

チ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2021年4月30日に関東財務局長に提出。

リ. 訂正報告書

訂正報告書（上記ニの臨時報告書の訂正報告書）を2020年8月17日に関東財務局長に提出。

ヌ. 訂正報告書

訂正報告書（上記ハの臨時報告書の訂正報告書）を2020年10月7日に関東財務局長に提出。

ル. 訂正報告書

訂正報告書（上記ホの臨時報告書の訂正報告書）を2021年2月26日に関東財務局長に提出。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社商船三井 本店	東京都港区虎ノ門二丁目1番1号
株式会社商船三井 名古屋支店	名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号
株式会社商船三井 関西支店	大阪市北区中之島三丁目3番23号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2022年1月20日満期 複数株式参照型 早期償還条項 他社株転換条項付 円建社債（参照
銘柄：TOYO TIRE・良品計画）

(A) TOYO TIRE株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第105期（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）
2020年3月30日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

第106期第1四半期（自 2021年1月1日 至 2021年3月31日）
2021年5月14日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府
令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2021年4月1日関東財務局長に提出。

ニ. 訂正報告書

該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
TOYO TIRE株式会社 本店	兵庫県伊丹市藤ノ木二丁目2番13号
TOYO TIRE株式会社 東京支店	東京都千代田区岩本町三丁目1番2号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

(B) 株式会社良品計画

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第42期（自 2020年3月1日 至 2020年8月31日）

2020年11月30日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

第43期第2四半期（自 2020年12月1日 至 2021年2月28日）

2021年4月14日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年12月2日関東財務局長に提出。

ニ. 訂正報告書

該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社良品計画 本店	東京都豊島区東池袋四丁目26番3号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2022年1月28日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 円建社債（出光興産株式会社）

出光興産株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第105期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

2020年6月25日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

第106期第3四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）

2021年2月10日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年6月30日に関東財務局長に提出。

ニ. 訂正報告書

訂正報告書（上記ハの臨時報告書の訂正報告書）を2020年10月7日に関東財務局長に提出。

ホ. 訂正報告書

訂正報告書（上記イの有価証券報告書の訂正報告書）を2020年10月23日に関東財務局長に提出。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
出光興産株式会社 本店	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2021年10月22日満期 複数株式参照型 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタル
クーポン円建社債 (Zホールディングス株式会社・株式会社日立製作所)

(A) Zホールディングス株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第25期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

2020年6月22日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

第26期第3四半期 (自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)

2021年2月8日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年7月1日関東財務局長に提出。

ニ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号および第4号の規定に基づく臨時報告書を2021年2月19日関東財務局長に提出。

ホ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2021年3月1日関東財務局長に提出。

ヘ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2021年3月1日関東財務局長に提出。

ト. 訂正報告書

該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
Zホールディングス株式会社 本店	東京都千代田区紀尾井町1番3号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

(B) 株式会社日立製作所

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第151期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

2020年8月31日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

四半期報告書

第152期第3四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）

2021年2月10日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2021年2月3日関東財務局長に提出。

ニ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号および第12号の規定に基づく臨時報告書を2021年2月18日関東財務局長に提出。

ホ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号および第16号の2の規定に基づく臨時報告書を2021年3月31日関東財務局長に提出。

ヘ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2021年4月1日関東財務局長に提出。

ト. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2021年4月22日関東財務局長に提出。

チ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2021年4月28日関東財務局長に提出。

リ. 訂正報告書

訂正報告書（上記ニの臨時報告書の訂正報告書）を2021年2月18日に関東財務局長に提出。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社日立製作所 本店	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

ソシエテ・ジェネラル 2021年12月10日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債（株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス）

株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第40期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
2020年6月25日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間第41期第3四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）
2021年2月8日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年6月26日関東財務局長に提出。

ニ. 訂正報告書

該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス 本店	東京都新宿区新宿六丁目27番30号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2022年1月7日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債（KL a b株式会社）

KL a b株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第21期（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）
2021年3月26日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間第22期第1四半期（自 2021年1月1日 至 2021年3月31日）
2021年5月13日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2021年3月29日関東財務局長に提出。

ニ. 訂正報告書

該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
KL a b株式会社 本店	東京都港区六本木六丁目10番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

**ソシエテ・ジェネラル 2022年2月1日満期 複数株式参照型 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタル
クーポン円建社債（第一三共株式会社・三菱地所株式会社）**

(A) 第一三共株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第15期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

2020年6月15日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

四半期報告書

第16期第3四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）

2021年2月5日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年6月16日に関東財務局長に提出。

ニ. 訂正報告書

訂正報告書（上記イの有価証券報告書の訂正報告書）を2020年6月26日に関東財務局長に提出。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
第一三共株式会社 本店	東京都中央区日本橋本町三丁目5番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

(B) 三菱地所株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第116期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

2020年6月26日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

四半期報告書

第117期第3四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）

2021年2月12日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年6月30日に関東財務局長に提出。

ニ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2020年12月22日に関東財務局長に提出。

ホ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2021年2月22日に関東財務局長に提出。

ヘ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2021年3月23日に関東財務局長に提出。

ト. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2021年4月27日に関東財務局長に提出。

ホ. 訂正報告書

該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
三菱地所株式会社 本店	東京都千代田区大手町一丁目1番1号
三菱地所株式会社 横浜支店	横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号
三菱地所株式会社 中部支店	名古屋市中区栄二丁目3番1号
三菱地所株式会社 関西支店	大阪市北区天満橋一丁目8番30号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

ソシエテ・ジェネラル 2022年2月4日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債（レーザーテック株式会社）

レーザーテック株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第58期（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

2020年9月29日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間第59期第3四半期（自 2021年1月1日 至 2021年3月31日）

2021年5月13日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年9月30日関東財務局長に提出。

ニ. 訂正報告書

該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
レーザーテック株式会社 本店	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目10番地1
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2022年2月4日満期 複数株式参照型 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社良品計画・第一生命ホールディングス株式会社）

(A) 株式会社良品計画

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第42期（自 2020年3月1日 至 2020年8月31日）

2020年11月30日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

第43期第2四半期（自 2020年12月1日 至 2021年2月28日）

2021年4月14日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年12月2日関東財務局長に提出。

ニ. 訂正報告書

該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社良品計画 本店	東京都豊島区東池袋四丁目26番3号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

(B) 第一生命ホールディングス株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第118期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

2020年6月23日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

四半期報告書

第119期第3四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）

2021年2月12日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年6月24日に関東財務局長に提出。

ニ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2021年2月5日に関東財務局長に提出。

ホ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2021年2月12日に関東財務局長に提出。

ヘ. 訂正報告書

訂正報告書（上記ハの臨時報告書の訂正報告書）を2020年9月25日に関東財務局長に提出。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
第一生命ホールディングス株式会社 本店	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2022年9月12日満期 複数株式参照型 早期償還判定価格逡減型 他社株転換条項付 円建社債（参照株式：エーザイ・オリンパス）

(A) エーザイ株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類
第108期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
2020年6月19日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間第109期第3四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）
2021年2月15日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年6月22日関東財務局長に提出。

ニ. 訂正報告書

該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
エーザイ株式会社 本店	東京都文京区小石川四丁目6番10号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

(B) オリンパス株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第152期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

2020年7月6日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間第153期第3四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）

2021年2月12日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年7月31日関東財務局長に提出。

ニ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づく臨時報告書を2020年10月7日関東財務局長に提出。

ホ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および第19号の規定に基づく臨時報告書を2020年11月13日関東財務局長に提出。

ヘ. 訂正報告書

訂正報告書（上記ハの臨時報告書の訂正報告書）を2020年10月9日に関東財務局長に提出。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
オリンパス株式会社 本店	東京都八王子市石川町2951番地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2022年3月14日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債（GM0ペイメントゲートウェイ株式会社）

GM0ペイメントゲートウェイ株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第27期（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

2020年12月21日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間第28期第2四半期（自 2021年1月1日 至 2021年3月31日）

2021年5月13日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年12月21日関東財務局長に提出。

ニ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を2021年6月3日関東財務局長に提出。

ホ. 訂正報告書

訂正報告書（上記イの有価証券報告書の訂正報告書）を2020年12月22日に関東財務局長に提出。

ヘ. 訂正報告書

訂正報告書（上記ニの臨時報告書の訂正報告書）を2021年6月4日に関東財務局長に提出。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
GM0ペイメントゲートウェイ株式会社 本店	東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2022年3月17日満期 期限前償還条項 ノックイン条項付 複数株式参照型 他社株転換条
項付 円建社債 (Monotaro、サイバーエージェント)

(A) 株式会社Monotaro

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第21期 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

2021年3月29日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間第22期第1四半期 (自 2021年1月1日 至 2021年3月31日)

2021年5月12日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2021年3月30日関東財務局長に提出。

ニ. 訂正報告書

該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社Monotaro 本店	兵庫県尼崎市竹谷町二丁目183番地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

(B) 株式会社サイバーエージェント

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第23期 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

2020年12月15日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間第24期第2四半期 (自 2021年1月1日 至 2021年3月31日)

2021年4月30日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

該当事項なし。

ニ. 訂正報告書

該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社サイバーエージェント 本店	東京都渋谷区宇田川町40番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2022年9月20日満期 早期償還条項付 / 他社株式株価連動 円建社債（株式会社村田製作所）

株式会社村田製作所

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第84期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

2020年6月26日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

四半期報告書

第85期第3四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）

2021年2月10日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年6月30日に関東財務局長に提出。

ニ. 訂正報告書

訂正報告書（上記ハの臨時報告書の訂正報告書）を2020年10月2日に関東財務局長に提出。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社村田製作所 本店	京都府長岡京市東神足1丁目10番1号
株式会社村田製作所 東京支社	東京都渋谷区渋谷3丁目29番12号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2022年3月23日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債（株式会社サイバーエージェント）

株式会社サイバーエージェント

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第23期（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

2020年12月15日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間第24期第2四半期（自 2021年1月1日 至 2021年3月31日）

2021年4月30日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

該当事項なし。

ニ. 訂正報告書

該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社サイバーエージェント 本店	東京都渋谷区宇田川町40番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2022年9月26日満期 早期償還条項付 / 他社株式株価連動 円建社債（株式会社リクルートホールディングス）

株式会社リクルートホールディングス

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第60期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

2020年6月30日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

四半期報告書

第61期第3四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）

2021年2月15日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年7月1日に関東財務局長に提出。

ニ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年7月8日に関東財務局長に提出。

ホ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を2020年11月30日に関東財務局長に提出。

ヘ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2021年1月5日に関東財務局長に提出。

ト. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2021年1月18日に関東財務局長に提出。

チ. 訂正報告書

訂正報告書（上記ニの臨時報告書の訂正報告書）を2020年7月27日に関東財務局長に提出。

リ. 訂正報告書

訂正報告書（上記ホの臨時報告書の訂正報告書）を2020年12月2日に関東財務局長に提出。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社リクルートホールディングス 本店	東京都中央区銀座八丁目4番17号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2022年4月4日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債（弁護士ドットコム株式会社）

弁護士ドットコム株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第15期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

2020年6月29日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間第16期第3四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）

2021年2月12日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年6月29日関東財務局長に提出。

ニ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2020年9月18日関東財務局長に提出。

ホ. 訂正報告書

該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
弁護士ドットコム株式会社 本店	東京都港区六本木四丁目1番4号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2022年3月30日満期 複数株式参照型 早期償還条項付 / 他社株式株価連動 デジタルクーポン円建社債（スズキ株式会社・任天堂株式会社）

(A) スズキ株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第154期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

2020年6月26日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

四半期報告書

第155期第3四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）

2021年2月12日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年6月30日に関東財務局長に提出。

ニ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2021年2月25日に関東財務局長に提出。

ホ. 訂正報告書

訂正報告書（上記ハの臨時報告書の訂正報告書）を2020年10月5日に関東財務局長に提出。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
スズキ株式会社 本店	静岡県浜松市南区高塚町300番地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

(B) 任天堂株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第80期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

2020年6月29日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

四半期報告書

第81期第3四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）

2021年2月10日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年6月30日に関東財務局長に提出。

二. 訂正報告書

訂正報告書（上記ハの臨時報告書の訂正報告書）を2020年10月2日に関東財務局長に提出。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
任天堂株式会社 本店	京都市南区上烏羽鉾立町11番地 1
任天堂株式会社 東京支店	東京都千代田区神田錦町二丁目 2 番地 1 KANDA SQUARE 8 階
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

ソシエテ・ジェネラル 2022年4月13日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債（シャープ株式会社） シャープ株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第126期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
2020年6月30日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間第127期第3四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）
2021年3月15日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年7月1日関東財務局長に提出。

二. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2020年7月28日関東財務局長に提出。

ホ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づく臨時報告書を2020年8月5日関東財務局長に提出。

ヘ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2020年11月2日関東財務局長に提出。

ト. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づく臨時報告書を2021年2月5日関東財務局長に提出。

チ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を2021年2月5日関東財務局長に提出。

リ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を2021年3月12日関東財務局長に提出。

ヌ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2021年5月11日関東財務局長に提出。

ヌ. 訂正報告書

訂正報告書（上記ハの臨時報告書の訂正報告書）を2020年10月2日に関東財務局長に提出。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
シャープ株式会社 本店	堺市堺区匠町1番地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2022年4月22日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債（株式会社レノバ）

株式会社レノバ

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第21期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

2020年6月19日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間第22期第3四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）

2021年2月12日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年6月22日関東財務局長に提出。

ニ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2021年3月29日関東財務局長に提出。

ホ. 訂正報告書

訂正報告書（上記ハの臨時報告書の訂正報告書）を2020年10月2日に関東財務局長に提出。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社レノバ 本店	東京都中央区京橋二丁目2番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2022年4月22日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債（株式会社メルカリ）

株式会社メルカリ

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第8期（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

2020年9月25日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間第9期第3四半期（自 2021年1月1日 至 2021年3月31日）
2021年5月13日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年10月1日関東財務局長に提出。

ニ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を2020年10月15日関東財務局長に提出。

ホ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を2021年1月15日関東財務局長に提出。

ヘ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を2021年4月22日関東財務局長に提出。

ト. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2021年4月30日関東財務局長に提出。

チ. 訂正報告書

該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社メルカリ 本店	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー18F
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2022年4月28日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債（株式会社ネクソン）

株式会社ネクソン

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第19期（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

2021年3月26日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間第20期第1四半期（自 2021年1月1日 至 2021年3月31日）

2021年5月13日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2021年3月26日関東財務局長に提出。

ニ. 訂正報告書

該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社ネクソン 本店	東京都港区六本木一丁目4番5号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2022年6月8日満期 期限前償還条項 ノックイン条項付 複数株式参照型 他社株転換条項付 円建社債（エムスリー、SUBARU）

(A) エムスリー株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第20期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

2020年6月30日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間第21期第3四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）

2021年2月12日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年7月1日関東財務局長に提出。

ニ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年7月29日関東財務局長に提出。

ホ. 訂正報告書

訂正報告書（上記ニの臨時報告書の訂正報告書）を2020年8月13日に関東財務局長に提出。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
エムスリー株式会社 本店	東京都港区赤坂一丁目11番44号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

(B) 株式会社SUBARU

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第89期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
2020年6月24日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間第90期第3四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）
2021年2月12日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

該当事項なし。

ニ. 訂正報告書

該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社SUBARU 本店	東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソシエテ・ジェネラル 2022年6月15日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債（株式会社SUMCO）

株式会社SUMCO

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書およびその添付書類

第22期（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

2021年3月25日関東財務局長に提出。

ロ. 四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間第23期第1四半期（自 2021年1月1日 至 2021年3月31日）

2021年5月14日関東財務局長に提出。

ハ. 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2021年3月26日関東財務局長に提出。

ニ. 訂正報告書

訂正報告書（上記イの有価証券報告書の訂正報告書）を2021年4月5日に関東財務局長に提出。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社SUMCO 本店	東京都港区芝浦一丁目2番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

該当事項なし。

第3 【指数等の情報】

1 【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

(1) 当行の発行している有価証券

- ・ ソシエテ ジェネラル 2021年6月28日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価・S&P500 複数指数連動社債
- ・ ソシエテ ジェネラル 2021年8月27日満期 早期償還条項付 ノックイン型日米2指数（日経平均株価・S&P500指数）参照デジタル・クーポン円建社債
- ・ ソシエテ ジェネラル 2021年9月21日満期 円建 早期償還条項付（メモリー型） 日経平均株価・S&P500 複数指数連動社債
- ・ ソシエテ ジェネラル 2021年10月12日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債
- ・ ソシエテ ジェネラル 2021年10月20日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動デジタルクーポン米ドル建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2021年12月20日満期《日米2指数参照》メモリー型 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2021年12月29日満期 円建 複数指数参照型 メモリークーポン型 デジタルクーポン社債（ノックイン型 期限前償還条項付）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年1月20日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年2月2日満期 円建 複数指数参照型 デジタルクーポン社債（ノックイン型 期限前償還条項付）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年2月7日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年2月7日満期《日米2指数参照》メモリー型 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年2月7日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動デジタルクーポン米ドル建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年2月28日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年2月28日満期《日米2指数参照》メモリー型 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動固定クーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年4月14日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債

- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年4月28日満期《日米2指数参照》メモリー型 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年6月15日満期 早期償還判定水準逡減型 早期償還条項付 ノックイン型日欧2指数（日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数）参照デジタル・クーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年6月29日満期 早期償還判定水準逡減型 早期償還条項付 ノックイン型日欧2指数（日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数）参照デジタル・クーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年5月27日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 デジタルクーポン円建社債（愛称：パワーリターン 日経&リアル参照型1705デジタル）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年5月27日満期 早期償還判定水準逡減型 早期償還条項付 ノックイン型日欧2指数（日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数）参照デジタル・クーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年6月14日満期《日米2指数参照》メモリー型 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年7月7日満期《日米2指数参照》メモリー型ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動3段デジタルクーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年6月30日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 デジタルクーポン円建社債（愛称：パワーリターン 日経&リアル参照型1706デジタル）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年7月29日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 デジタルクーポン円建社債（愛称：パワーリターン 日経&リアル参照型1707デジタル）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年8月26日満期 早期償還判定水準逡減型 早期償還条項付 ノックイン型日欧2指数（日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数）参照デジタル・クーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年8月25日満期《日米2指数参照》ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年9月7日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価・S&P500 複数指数連動社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年9月22日満期《日米2指数参照》ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年10月28日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 デジタルクーポン円建社債（愛称：パワーリターン 日経&リアル参照型1710デジタル）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年10月19日満期《日米2指数参照》ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債

- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年11月25日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 デジタルクーポン円建社債（愛称：パワーリターン 日経&リアル参照型1711デジタル）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年11月22日満期 円建 複数株価指数参照型 デジタルクーポン社債（ノックイン型 期限前償還条項付）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年12月 8 日満期《日米2 指数参照》ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年12月21日満期《日米2 指数参照》ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2023年 1 月30日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 デジタルクーポン円建社債（愛称：パワーリターン 日経&リアル参照型1801デジタル）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2023年 3 月27日満期 円建 複数株価指数参照型 デジタルクーポン社債（ノックイン型 期限前償還条項付）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2023年 3 月27日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 デジタルクーポン円建社債（愛称：パワーリターン 日経&リアル参照型1803デジタル）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2023年 3 月28日満期《日米2 指数参照》ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2023年 4 月27日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 デジタルクーポン円建社債（愛称：パワーリターン 日経&リアル参照型1804デジタル）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2023年 6 月 1 日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 デジタルクーポン円建社債（愛称：パワーリターン 日経&ユーロ株参照型1805デジタル）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2023年 6 月28日満期 早期償還判定水準逡減型 早期償還条項付 ノックイン型日欧2 指数（日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数）参照デジタル・クーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2023年 6 月27日満期《日米2 指数参照》ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2023年 7 月26日満期 円建 複数株価指数参照型 デジタルクーポン社債（ノックイン型 期限前償還条項付）（愛称：パワーリターン日経平均1806）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2021年 7 月30日満期 早期償還判定水準逡減型 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2023年 7 月28日満期 早期償還判定水準逡減型 早期償還条項付 ノックイン型日欧2 指数（日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数）参照デジタル・クーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2021年 8 月26日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動 デジタルクーポン円建社債

- ・ ソシエテ・ジェネラル 2021年8月27日満期 早期償還判定水準逡減型 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2023年8月28日満期 早期償還条項付 ノックイン型日欧2指数（日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数）参照デジタル・クーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2023年9月5日満期《日米2指数参照》ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2023年9月12日満期 早期償還判定水準逡減型 早期償還条項付 ノックイン型日欧2指数（日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数）参照デジタル・クーポン円建社債（デジタル・クーポン：2.00%または0.30%）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2023年9月12日満期 早期償還判定水準逡減型 早期償還条項付 ノックイン型日欧2指数（日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数）参照デジタル・クーポン円建社債（デジタル・クーポン：4.50%または0.10%）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2021年10月29日満期 早期償還判定水準逡減型 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2023年10月30日満期 早期償還判定水準逡減型 早期償還条項付 ノックイン型日欧2指数（日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数）参照デジタル・クーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年1月28日満期 早期償還判定水準逡減型 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年3月10日満期 円建 期限前償還条項付 日経平均株価連動社債（ノックイン条項付 満期償還金額日経平均株価連動型）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2024年3月13日満期 早期償還判定水準逡減型 早期償還条項付 ノックイン型日欧2指数（日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数）参照デジタル・クーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年3月28日満期 早期償還判定水準逡減型 早期償還条項付 ノックイン型日欧2指数（日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数）参照円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年7月29日満期 早期償還判定水準逡減型 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2024年7月30日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 デジタルクーポン円建社債（愛称：パワーリターン 日経&リアル参照型1907デジタル）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年9月8日満期 ニュージーランドドル建 期限前償還条項付 日経平均株価連動社債（ノックイン条項付 満期償還金額日経平均株価連動型）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年8月26日満期 早期償還判定水準逡減型 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債

- ・ ソシエテ・ジェネラル 2021年8月26日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年9月20日満期 早期償還条項付 / 日経平均株価連動 デジタルクーポン米ドル建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2021年10月29日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 円建社債（愛称：パワーリターン 日経&ユーロ株参照型1910）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2024年11月27日満期 早期償還判定水準逡減型 早期償還条項付 ノックイン型日欧2指数（日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数）参照デジタル・クーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年12月23日満期 米ドル建 複数株価指数参照型 デジタル・クーポン社債（ノックイン型 期限前償還条項付）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2021年12月24日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債（NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2021年12月24日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 円建社債（愛称：パワーリターン 日経&ユーロ株参照型1912）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2024年12月13日満期《日米2指数参照》ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2023年1月17日満期 早期償還判定水準逡減型 早期償還条項付 ノックイン型日欧2指数（日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数）参照円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2025年1月30日満期 早期償還判定水準逡減型 早期償還条項付 ノックイン型日欧2指数（日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数）参照デジタル・クーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年1月28日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 円建社債（愛称：パワーリターン 日経・ユーロ株参照型2001）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年8月26日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債（愛称：パワーリターン日経平均2002）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年2月28日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 円建社債（愛称：パワーリターン 日経・ユーロ株参照型2002）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年2月28日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 円建社債（愛称：パワーリターン 日経・S&P500参照型2002）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2025年3月19日満期 円建 複数株価指数参照型 デジタル・クーポン社債（ノックイン型 期限前償還条項付）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2023年3月10日満期 早期償還判定水準逡減型 早期償還条項付 ノックイン型日欧2指数（日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数）参照デジタル・クーポン円建社債

- ・ ソシエテ・ジェネラル 2025年3月12日満期 早期償還判定水準逡減型 早期償還条項付 ノックイン型日欧2指数（日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数）参照デジタル・クーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2030年3月29日満期 ステップダウン型期限前償還条項 ノックイン条項付 2指数（日経平均株価・S&P500）連動 円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2025年3月19日満期《日米2指数参照》ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年9月30日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債（愛称：パワーリターン日経平均2003）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年9月30日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 円建社債（愛称：パワーリターン 日経・ユーロ株参照型2003）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年3月30日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 円建社債（愛称：パワーリターン 日経・NYダウ参照型2003）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2021年10月29日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 円建社債（愛称：パワーリターン 日経・NYダウ参照型2004）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2025年4月9日満期《日米2指数参照》ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動固定クーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年4月14日満期 早期償還判定水準逡減型 早期償還条項付 ノックイン型日欧2指数（日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数）参照円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2023年4月14日満期 早期償還判定水準逡減型 早期償還条項付 ノックイン型日欧2指数（日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数）参照デジタル・クーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2025年4月15日満期 早期償還判定水準逡減型 早期償還条項付 ノックイン型日欧2指数（日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数）参照デジタル・クーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2023年6月16日満期 期限前償還条項付 デジタルクーポン型日経平均株価参照 円建社債（ノックイン65）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2024年12月16日満期 期限前償還条項付 デジタルクーポン型日米2指数参照 円建社債（ノックイン60）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2023年7月13日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 S&P500種株価指数連動デジタルクーポン米ドル建社債（SPDR^(R) S&P500^(R) ETF）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年7月29日満期 早期償還判定水準逡減型 早期償還条項付 ノックイン型日米2指数（日経平均株価・S&P500指数）参照円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2023年9月15日満期 円建 複数株価指数参照型 デジタル・クーポン社債（ノックイン型 期限前償還条項付）

- ・ ソシエテ・ジェネラル 2024年9月10日満期《日米2指数参照》ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2023年10月27日満期 円建 複数株価指数参照型 デジタル・クーポン社債（ノックイン型 ステップダウン期限前償還条項付）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年6月23日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債（愛称：パワーリターン日経平均2012）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2021年12月30日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2023年12月15日満期 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500 複数株価指数連動デジタルクーポン 円建債券 ノックイン期間限定型
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年7月21日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債（愛称：パワーリターン日経平均2101）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2024年1月26日満期 早期償還判定水準逓減型 早期償還条項付 ノックイン型日米2指数（日経平均株価・S&P500指数）参照デジタル・クーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2023年1月27日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 円建社債（愛称：パワーリターン 日経・S&P500参照型2101）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2025年1月17日満期《日米2指数参照》ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2024年1月26日満期 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500 複数株価指数連動デジタルクーポン 円建債券 ノックイン期間限定型
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2024年2月2日満期 早期償還条項付（ステップダウン） ノックイン型 日経平均株価連動 デジタルクーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年7月27日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年9月30日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債（愛称：パワーリターン日経平均2103）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2024年3月28日満期 早期償還判定水準逓減型 早期償還条項付 ノックイン型日米2指数（日経平均株価・S&P500指数）参照デジタル・クーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2023年3月30日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 円建社債（愛称：パワーリターン 日経・S&P500参照型2103）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年3月30日満期 ノックイン型S&P500株価指数連動 円建社債（愛称：パワーボンドS&P500 2103）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2024年3月15日満期 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500 複数株価指数連動デジタルクーポン 円建社債 ノックイン期間限定型

- ・ ソシエテ・ジェネラル 2025年3月14日満期《日米2指数参照》ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2024年3月26日満期 早期償還条項付（ステップダウン） ロックイン型 日経平均株価連動 デジタルクーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2023年3月29日満期 早期償還条項付 ロックイン型複数指標連動 円建社債（愛称：パワーリターン 日経・S&P500参照型2103II）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2025年3月26日満期《日米2指数参照》ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年10月28日満期 円建 複数株価指数参照型 デジタル・クーポン社債（ロックイン型 期限前償還条項付）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年10月28日満期 早期償還条項付 ロックイン型日経平均株価連動 円建社債（愛称：パワーリターン日経平均2104）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2024年4月19日満期 期限前償還条項付 デジタルクーポン型日経平均株価参照 円建社債（ロックイン60）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2022年10月19日満期 期限前償還条項付 デジタルクーポン型日米2指数参照 円建社債（ロックイン60）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2024年4月19日満期 期限前償還条項付 デジタルクーポン型日米2指数参照 円建社債（ロックイン60）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2024年4月19日満期 期限前償還条項付 デジタルクーポン型日米2指数参照 円建社債（ロックイン55）
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2024年4月26日満期 早期償還判定水準逡減型 早期償還条項付 ロックイン型日米2指数（日経平均株価・S&P500指数）参照デジタル・クーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2024年4月19日満期 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500 複数株価指数連動デジタルクーポン 円建社債 ロックイン期間限定型
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2024年5月28日満期 早期償還判定水準逡減型 早期償還条項付 ロックイン型日米2指数（日経平均株価・S&P500指数）参照デジタル・クーポン円建社債
- ・ ソシエテ・ジェネラル 2024年6月17日満期 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500 複数株価指数連動デジタルクーポン 円建社債 ロックイン期間限定型

(2) 理由

上記(1)に記載の各社債は、その条件に従い、利率、早期償還の有無および／または満期償還額が日経平均株価、NYダウ工業株30種平均、S&P500、ユーロ・ストックス50指数および／またはラッセル2000の水準により決定されるため、当該各指数の情報は当該社債の投資家の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

(3) 内容

1) 日経平均株価

日経225平均株価、すなわち株式会社日本経済新聞社が算出している東京証券取引所第一部に上場されている225銘柄の株価指数をいう。

2) NYダウ工業株30種平均

S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エルエルシーが計算し、後援しているDow Jones Industrial Average（ダウ・ジョーンズ工業株価平均）をいう。

3) S&P500

S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エルエルシーが計算し、S&P500指数として公表している値をいう。

4) ユーロ・ストックス50指数

ストックス・リミテッドが計算し、後援しているThe EURO STOXX 50 Index（ユーロ・ストックス50指数（ブルームバーグコード：SX5E<Index>））をいう。

5) ラッセル2000

フランク・ラッセル・カンパニーが構築し、同社が計算、維持管理および公表を行っているラッセル2000 (R)インデックスをいう。

2 【当該指数等の推移】

次表は過去5年間および当事業年度中最近6ヶ月の各指数の最高・最低値を示したものである。

(1) 日経平均株価

(単位：円)

最近5年間の 年度別最高 最低値	年度	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
	最高	19,494.53	22,939.18	24,270.62	24,066.12	27,568.15
	最低	14,952.02	18,335.63	19,155.74	19,561.96	16,552.83

(単位：円)

当事業年度中最近 6ヶ月の月別最高 最低値	月	2020年7月	2020年8月	2020年9月	2020年10月	2020年11月	2020年12月
	最高	22,945.50	23,296.77	23,559.30	23,671.13	26,644.71	27,568.15
	最低	21,710.00	22,195.38	23,032.54	22,977.13	23,295.48	26,436.39

(注) 2021年6月1日現在、日経平均株価の最終値は28,814.34円であった。

(2) NYダウ工業株30種平均

(単位：米ドル)

最近5年間の 年度別最高 最低値	年度	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
	最高	19,987.63	24,837.51	26,828.39	28,645.26	30,606.48
	最低	15,450.56	19,732.40	21,792.20	22,686.22	18,591.93

(単位：米ドル)

当事業年度中最近 6ヶ月の月別最高 最低値	月	2020年7月	2020年8月	2020年9月	2020年10月	2020年11月	2020年12月
	最高	27,005.84	28,653.87	29,100.50	28,837.52	30,046.24	30,606.48
	最低	25,706.09	26,664.40	26,763.13	26,501.60	26,925.05	29,823.92

(注) 2021年6月1日現在、NYダウ工業株30種平均の最終値は34,575.31米ドルであった。

(3) S&P500

(単位：ポイント)

最近5年間の 年度別最高 最低値	年度	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
	最高	2,271.72	2,690.16	2,930.75	3,240.02	3,756.07
	最低	1,829.08	2,263.69	2,351.10	2,447.89	2,237.40

(単位：ポイント)

当事業年度中最近 6ヶ月の月別最高 最低値	月	2020年7月	2020年8月	2020年9月	2020年10月	2020年11月	2020年12月
	最高	3,276.02	3,508.01	3,580.84	3,534.22	3,638.35	3,756.07
	最低	3,115.86	3,294.61	3,236.92	3,269.96	3,310.24	3,647.49

(注) 2021年6月1日現在、S&P500の最終値は4,204.04ポイントであった。

(4) ユーロ・ストックス50指数

(単位：ポイント)

最近5年間の 年度別最高 最低値	年度	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
	最高	3,290.52	3,697.40	3,672.29	3,782.27	3,865.18
	最低	2,680.35	3,230.68	2,937.36	2,954.66	2,385.82

(単位：ポイント)

当事業年度中最近 6ヶ月の月別最高 最低値	月	2020年7月	2020年8月	2020年9月	2020年10月	2020年11月	2020年12月
	最高	3,405.35	3,363.18	3,338.84	3,298.12	3,527.79	3,581.37
	最低	3,174.32	3,240.39	3,137.06	2,958.21	3,019.54	3,448.68

(注) 2021年6月1日現在、ユーロ・ストックス50指数の最終値は4,071.75ポイントであった。

(5) ラッセル2000

(単位：ポイント)

最近5年間の 年度別最高 最低値	年度	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
	最高 最低	1,388.073 953.715	1,548.926 1,345.244	1,740.753 1,266.925	1,678.010 1,330.831	2,007.104 991.160

(単位：ポイント)

当事業年度中最近 6ヶ月の月別最高 最低値	月	2020年7月	2020年8月	2020年9月	2020年10月	2020年11月	2020年12月
	最高 最低	1,500.630 1,398.920	1,585.474 1,506.803	1,592.287 1,451.458	1,649.053 1,531.202	1,855.270 1,568.592	2,007.104 1,836.047

(注) 2021年6月1日現在、ラッセル2000の最終値は2,294.742ポイントであった。

財務諸表に対する法定監査人の監査報告書 ソシエテ・ジェネラルー2019年12月31日に終了した事業年度

デロイト・アンド・アソシエ
6, place de la Pyramide
92908 Paris-La Défense Cedex
S.A.S. 資本金2,188,160ユーロ
572 028 041 R.C.S. ナンテール

アーンスト・アンド・ヤング・エ・オートル
Tour First-TSA 14444
92037 Paris-La Défense Cedex
S.A.S. 可変資本
438 476 913 R.C.S. ナンテール

会計監査人
ベルサイユ地方の会社のメンバー

会計監査人
ベルサイユ地方の会社のメンバー

ソシエテ・ジェネラル
株式会社
17, cours Valmy
92972 Paris-La Défense

2019年12月31日に終了した事業年度

これは、フランス語で発行された当社の財務諸表に対する法定監査人の監査報告書の日本語への翻訳であり、日本語圏の読者の便宜のためにのみ提供されるものである。この法定監査人の監査報告書には、ヨーロッパの規則およびフランスの法律により要求されている情報が含まれている。そのような情報は、例えば法定監査人の任命あるいは経営者報告書および株主に提供された他の文書の検証に関する情報の検証についての情報である。この報告書は、フランスの法律およびフランスで適用されている職業上の監査の基準に関連して、またそれに従って解釈すべきである。

ソシエテ・ジェネラルの年次株主総会宛

意見

私どもは、貴社年次株主総会での委任に従い、ソシエテ・ジェネラルの2019年12月31日に終了した事業年度の添付の財務諸表を監査した。

私どもは、この財務諸表は、フランスの会計原則に準拠して、当社の2019年12月31日現在の資産・負債および財政状態ならびに同日に終了した事業年度の経営成績について、真実かつ適正に表示していると認める。

上記に表明した監査意見は、監査・内部統制委員会に提出した私どもの報告書と首尾一貫したものである。

意見の基礎

監査のフレームワーク

私どもはフランスで適用されている職業専門家の基準に準拠して監査を実施した。私どもは、十分かつ適切な監査証拠を入手し、監査意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私どものこれらの基準に基づく責任は、私どもの報告書の「財務諸表の監査に対する法定監査人の責任」の項により詳しく記載している。

独立性

私どもは、2019年1月1日から私どもの報告書の日までの期間、私どもに適用される独立性の規則に準拠して私どもの監査業務を実施し、特に規則（EU）第537号/2014の第5条(1)あるいは法定監査人に対するフランスの倫理規則(*Code de déontologie*)で言及されている監査以外のいかなる禁止されたサービスも提供していない。

評価の正当性-監査上の主要な検討事項

私どもの評価の正当性に関係するフランス商法 (*Code de commerce*) 第L.823-9条および第R.823-7条の要求事項に従って、私どもの職業専門家としての判断において当期の財務諸表の私どもの監査においてもっとも重要性のある重要な虚偽表示のリスクに関する監査上の主要な検討事項とともに私どもがそのようなリスクについてどのように取り組んだかについて通知する。

これらの事項は、財務諸表の私どもの監査の全体としての状況の中で、それに関する私どもの意見を形成する際に取り扱われ、財務諸表の個々の項目について別の意見を表明するものではない。

フランスおよび米国の繰延税金資産の回収可能性

識別されたリスク

2019年12月31日現在、繰越欠損金に係る繰延税金資産が、フランスおよび米国の納税グループに関する2,586百万ユーロを含め、2,613百万ユーロの金額で計上された。

財務諸表の注5「税金」に記載されている通り、ソシエテ・ジェネラルは、それぞれの納税事業体のレベルで繰延税金を計算し、当該納税事業体が一時差異と税務上の繰越欠損金が一定の期間内に相殺することができるような将来の課税所得を獲得できる可能性が高いと考えられるときその期末日において繰延税金資産を認識する。

さらに、財務諸表の注5「税金」および注8「リスクおよび訴訟に関する情報」に記載されている通り、特定の税務上の繰越欠損金についてフランス税務当局による調査を受けており、その結果問題にされる可能性がある。

フランスと米国の繰延税金資産（認識された資産の大部分を占めている）の回収可能性を評価するために使用された仮定、特に将来の課税所得およびこの点について経営者によって行使された判断について、私どもはこの問題を監査上の主要な検討事項として識別した。

私どもの対応

私どもの監査アプローチは、ソシエテ・ジェネラルがこれまでに生じた税務上の繰越欠損金を将来利用することができる可能性を、特にフランスおよび米国の将来の課税所得を生む能力に関して評価することにある。

監査チームの一員である私どもの税務専門家の支援をえて、私どもは、

- 過年度の業績予想を当該年度の実際の業績と比較し、
- 経営者が策定し、取締役会が承認した3ヶ年事業計画および税務上の業績予想を策定するために3年という期間を超えて経営者が使用した仮定を理解し、

- 3年間にわたる予想一時差異を理解し、
- ソシエテ・ジェネラルが定義した不利なシナリオの場合のこれらの仮定の感応度を分析し、
- ソシエテ・ジェネラルの状況を分析し、特に一部税務当局により異議を申し立てられているフランスの税務上の繰越欠損金に関する外部の税務顧問の意見を理解し、
- 財務諸表の注5「税金」および注8「リスクおよび訴訟に係る情報」において開示した繰延税金資産に関して当社が提供した情報を調査した。

顧客に対する貸出金およびコミットメントに関連する減損および引当金の測定

識別されたリスク

顧客貸出金および債権は、顧客または取引先がその金融上のコミットメントに応えることができない場合にソシエテ・ジェネラルに潜在的損失をもたらす可能性がある信用リスクを伴っている。ソシエテ・ジェネラルは、このリスクをカバーする減損および引当金を認識している。

一方で個別の減損、他方で引当金の測定に使用される会計方針は、財務諸表の注2.6「減損および引当金」に示されている。

信用リスクに対する集合的な引当金の金額は、1年以内および満期日までの予想信用損失の金額に基づいて測定され、それぞれ格下げされない正常債権および格下げされた正常債権を基礎に計算される。これらの集合的な引当金は、計算のいろいろな段階で判断の行使を要求する統計的モデルを使用して決定される。さらに、ソシエテ・ジェネラルは、回収懸念債権に対する個別の減損のレベルを測定するために判断を行使し、会計上の見積りを行っている。

2019年12月31日現在、信用リスクにさらされている顧客貸出金の残高は、合計323,501百万ユーロ、減損の合計は2,755百万ユーロおよび引当金の合計は、1,024百万ユーロとなっている。

私どもは、経営者が判断を行使し、見積りを行う必要があるため、貸出金が重要な金額であるかぎり、特に最もセンシティブな経済セクターおよび地域の会社に供与された金融に係る信用リスクに関して信用リスクの評価および減損および引当金の測定を主要な監査上の検討事項と考えている。

私どもの対応

監査チーム内のリスク管理およびモデリングの専門家の協力をえて、私どもはもっともセンシティブな経済セクターおよび地域にある会社に供与された金融とともに最も重要な貸出金および顧客貸出金のポートフォリオに私どもの作業の重点をおいた。

私どもは、ソシエテ・ジェネラルの内部統制を理解し、信用リスクの評価および予想損失の測定に関係する手動のおよび自動化された主要なコントロールをテストした。

私どもの作業は特に以下のものから構成されている。

- ガバナンスの計画を理解し、設定された主要なコントロールをテストすること；
- ソシエテ・ジェネラルが定義した引当金計算モデルの正しい目盛を評価するために2019年12月31日現在ののみなし正常債権のポートフォリオの選択に係る予想信用損失のカウンター計算を実施すること；

- 2019年12月31日現在の集合的な引当金を測定するためにソシエテ・ジェネラル・グループが使用する主要な変数を分析すること；
- 2019年12月31日現在で、特に法人顧客に対する最も重要な貸出金の選定について、関連する個別の減損の見積りとともに貸出金を回収懸念がある債権として分類するために使用される主要な仮定をテストすること。

私どもは、財務諸表の注2.6「減損および引当金」に開示された信用リスクに関する定性的、定量的情報も調査した。

複雑な金融商品の評価

識別されたリスク

その市場活動の範囲の中で、ソシエテ・ジェネラルはトレーディング目的で金融商品を保有している。2019年12月31日現在、ソシエテ・ジェネラルの貸借対照表の資産に338,426百万ユーロが計上されている。

複雑な商品の公正価値を計算するために、ソシエテ・ジェネラルは、財務諸表の注2.2「金融先物商品に係る売買取引」に記載している通り、あるものは市場で観察可能ではない変数およびデータに基づく技法あるいは社内モデルを使用している。必要であれば、これらの評価は追加の引当金または価値調整を含む。これらの商品进行评估するために使用されたモデルおよびデータは、経営者の判断と見積りに基づいている。

市場価額を決定する際の判断の行使、後者のモデリングの複雑さおよび使用するモデルの多様性により、私どもは複雑な金融商品の評価が監査上の主要な検討事項と考えている。

私どもの対応

私どもの監査アプローチは、複雑な金融商品の評価に関連する主要な内部統制プロセスに基づいている。

監査チーム内の金融商品の評価の専門家の支援をえて、私どもは以下の主なステージを含むアプローチを策定した。

- 私どもはこれらのモデルを情報システムに入力するためのプロセスを含め、新規商品およびその評価モデルの承認および検証のための手続を理解した。
- 私どもは、リスク部門が評価モデルのコントロールについて設定したガバナンスを分析した。
- サンプルに基づいて、私どもは複雑な商品の特定の Kategorie および関係する価値調整に対する評価公式を個別に分析した。
- 私どもは、評価変数の第三者による検証に関係する主要なコントロールをテストし、評価モデルに対しインプットを提供するために使用する特定の市場変数を分析した。
- 価値の変動を説明するために使用されるプロセスについて、銀行が使用する分析方針を理解し、コントロールのテストを実施した。私どもはまた、特定の活動に関連する日次のコントロール・データについて「分析的」IT手続を実施した。

- 外部の市場データを使用して評価モデルについておこなった第三者による価格の検証プロセスの四半期毎の実績を入手し、重要な影響がある場合に市場データに比較した変数の差異とそのような差異の会計処理を分析した。
- 私どもは、私どものツールを使用して複雑なデリバティブ金融商品から選択してカウンター評価を実施した。
- 私どもは、見積りの基礎となる方法が財務諸表の注2.2「金融先物商品に係る売買取引」に記載された原則に準拠しているかを調査した。

デリバティブ金融商品および仕組債券に係るITリスク

識別されたリスク

ソシエテ・ジェネラルのデリバティブ金融商品および発行済み仕組債券は、財務諸表の注2.2「金融先物商品に係る売買取引」の取引ポートフォリオのデリバティブ金融商品の正味ポジションの重要性によって説明されているように銀行の市場活動の中で重要な活動を構成している。

この活動は、処理された金融商品の性質、取引量およびインターフェースしている多くの情報システムの利用を前提として高度に複雑なものとなっている。

使用されたデータ処理の連鎖における事象あるいは、取引が会計システムに移されるまでを記録することに関連する会計帳簿に重要な虚偽記載が発生するリスクが、以下の事項から生じることがありうる。

- 権限のない者により情報システムや基礎となるデータベースを通じて経営および財務情報に行われた変更
- システム間のデータの処理あるいは移行における失敗
- 内部あるいは外部の不正に関連しているか、あるいはしていないかもしれないサービスの中断または運用の問題

これに関連して、会計帳簿の信頼性を確かめるために、上記の活動において使用される情報システムの管理に関連するコントロールをソシエテ・ジェネラルがマスターすることが不可欠である。

私どもは、これを監査上の主要な検討事項と考えた。

私どもの対応

この活動に対する私どもの監査アプローチは、ソシエテ・ジェネラル・グループによって設定された情報システムの管理に関連したコントロールに基づいている。私どものチーム内の情報システムの専門家の支援をえて、これらの活動にとって重要であると考えたアプリケーションに係るITの全般統制をテストした。

私どもの作業は特に以下の事項に関連している。

- 年度中に識別したコントロールが有効ではない場合に、必要に応じて、監査手続を拡大するとともに、特に専門的な経歴（リクルート、異動、辞任、契約の終わり）におけるセンシティブな時期にソシエテ・ジェネラルがアクセス権限に関して設定したコントロール

- アプリケーションおよびインフラに対する潜在的な特別許可をえたアクセス
- アプリケーションに関係した変更管理およびさらに具体的には開発および事業環境の間の分離
- セキュリティの全般的方針およびITのアプリケーションの開発（例えば、パスワードに関連するもの）
- 監査期間中のIT問題の処理
- アプリケーションのサンプルに係るガバナンスおよび統制環境

これらの同じアプリケーションについては、情報フローの移動を評価するために、システム間の自動化されたインターフェースに関連した主要なアプリケーション・コントロールをテストした。

特定の検証

私どもは、フランスで適用されている職業専門家の基準に従って、法令により要求されている特定の検証を検証した。

株主に提供された財政状態および財務諸表に関する経営者報告書およびその他の文書に与えられた情報

下記の点以外で株主に提供された財政状態および財務諸表に関する取締役会の経営者報告書およびその他の文書に与えられた情報の適正な表示および財務諸表との整合性について報告する事項はない。

私どもは、フランス商法 (*Code de commerce*) 第D.441-4条に言及された支払期限に関連する情報の適正な表示および財務諸表との整合性に関して以下の報告事項がある。経営者報告書に記載されている通り、この情報には、貴社がそのような取引は開示情報の範囲外であると考えているために、銀行およびその他の関連取引が含まれていない。

コーポレート・ガバナンスに関する報告書

私どもは取締役会のコーポレート・ガバナンスに関する報告書がフランス商法 (*Code de commerce*) 第L.225-37-3条および第L.225-37-4条により要求されている情報を提示していることを証明する。

取締役が受取った報酬および給付ならびに彼らのために行われたその他のコミットメントに係するフランス商法 (*Code de commerce*) 第L.225-37-3条の要求事項に従って与えられた情報に関して、私どもは、財務諸表との整合性、またはこれらの財務諸表を作成するために使用された基礎となる情報との整合性、および該当する場合には、貴社により支配され、連結範囲に含まれている会社から貴社が入手した情報との整合性を検証した。これらの手続に基づいて、私どもは、この情報の正確性と適正な表示を証明する。

フランス商法 (*Code de commerce*) 第L.225-37-5条によって、貴社が公開買付けまたは取引の場合に影響を与える可能性があると考えた項目に関連する情報に関して、私どもはこれらを私どもに提供された基礎となる文書に従っているということに同意した。私どもの作業に基づいてこの情報に関する意見はない。

その他の情報

フランスの法律に準拠して、私どもは、投資および支配持分の購入ならびに株主または議決権保有者の識別および株式持ち合いに関して必要な情報が経営者報告書に適正に開示されていることを検証した。

その他の法令および規制の要求事項に関する報告書

法定監査人の指名

私どもはソシエテ・ジェネラルの法定監査人として、デロイト・アンド・アソシエについては2003年4月18日の、またアーンスト・アンド・ヤング・エ・オートルについては2012年5月22日の年次株主総会により指名された。

2019年12月31日現在、デロイト・アンド・アソシエはその契約が中断されることなく17年目になり、アーンスト・アンド・ヤング・エ・オートルは8年目となる。

以前アーンスト・アンド・ヤング・オーディットは2000年から2011年までソシエテ・ジェネラルの法定監査人であった。

経営者およびガバナンスを担う人々の財務諸表に対する責任

経営者は、フランスの会計原則に準拠した財務諸表の作成および適正な表示ならびに経営者が不正または誤謬にかかわらず重要な虚偽表示がない財務諸表の作成を可能にするために必要であると決定した内部統制に責任を有している。

財務諸表の作成に当たって、経営者は継続企業としての当社の継続能力を評価し、該当する場合には継続企業に関連する事項を開示し、当社を清算するか事業を中止することが予想されない限り会計上の継続企業の基礎を使用する責任を有している。

監査・内部統制委員会は、会計および財務報告の手続に関して、財務報告プロセスおよび内部統制とリスク管理システムの有効性、該当する場合にはその内部監査をモニタリングする責任を有している。

財務諸表は、取締役会により承認された。

財務諸表の監査に対する法定監査人の責任

目的と監査アプローチ

私どもの役割は、財務諸表についての報告書を発行することである。私どもの目的は、財務諸表が全体として重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得ることである。合理的な保証は高度なレベルの保証であるが、職業専門家としての基準に準拠して行われる監査は重要な虚偽表示が存在すれば必ずそれを発見するということを保証するものではない。虚偽表示は、不正あるいは誤謬から生じる可能性があり、個別にあるいは集計してこれらの財務諸表を基礎に行われる利用者の経済的意思決定に影響すると合理的に予想されれば重要とみなされる。

フランス商法 (*Code de commerce*) 第L.823-10-1条で明示されているように、私どもの法定監査には当社の存続可能性あるいは当社の業務の管理の質に関する保証を含むものではない。

フランスで適用される職業専門家としての基準に準拠して行った監査の一環として、法定監査人は監査を通じて専門家としての判断を行使しており、さらに、

- 不正によるか誤謬によるかにかかわらず財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、これらのリスクに対応する監査手続を策定、実施し、監査意見の基礎を提供するのに十分かつ適切であると考えられる監査証拠を入手する。不正が共謀、偽造、意図的な省略、不正確な表示あるいは内部統制の無効化を含んでいる可能性があるため、不正により生じた重要な虚偽表示を看破できないリスクは、誤謬から生じるものよりも高い。
- 状況において適切である監査手続を策定するために監査に関連する内部統制の理解を得ているが、内部統制の有効性に関する意見を表明する目的ではない。
- 使用された会計方針の適切性および財務諸表において経営者が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価している。
- 会計上の継続企業の基礎の経営者による使用の適切性や、入手した監査証拠に基づいて継続企業としての当社の継続能力に関する重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関連して重要な不確実性が存在するかどうかを評価している。この評価は、監査人の監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかし、将来の事象または状況によっては当社が継続企業として継続することができなくなる可能性もある。法定監査人が重要な不確実性が存在すると結論付ければ、財務諸表における関連する開示に監査報告書の中で注意を喚起する必要性があり、そのような開示が提供されないか不十分であれば、表明する意見を限定する必要性がある。
- 財務諸表全体としての表示を評価し、これらの財務諸表が基礎となる取引および事象を適正な表示を達成する方法で表しているかどうかを評価する。

監査・内部統制委員会に対する報告書

私どもは、監査・内部統制委員会に監査の結果だけでなく、特に監査範囲および実施した監査計画の記述を含む報告書を提出している。私どもはまた、該当する場合には、私どもが識別した会計および財務報告の手続に関する内部統制の重要な不備を報告する。

私どもの監査・内部統制委員会に対する報告書には重要な虚偽表示のリスクが含まれており、それは、当期の財務諸表の監査において私どもが職業専門家として判断する際にもっとも重要で、そのためこの報告書で記載するように要求されている監査上の主要な検討事項である。

私どもはまた、監査・内部統制委員会に規則（EU）第537/2014号の第6条において規定された申告を提示して、特にフランス商法（*Code de commerce*）第L.822-10条から第L.822-14条および法定監査人に対するフランス倫理規則（*Code de déontologie*）に規定されているようなフランスで適用される規則の意味での私どもの独立性を堅持している。適切な場合には、私どもの独立性を損なうと合理的に思われるリスクおよび関連するセーフガードを監査・内部統制委員会と話し合っている。

パリ-ラ デファンス、2020年3月12日

法定監査人

フランス語の原本に署名

デロイト・アンド・アソシエ
ジャン-マルク ミケラー

アーンスト・アンド・ヤング・エ・オートル
ミシャ ミサキアン

[次へ](#)

連結財務諸表に対する法定監査人の監査報告書 ソシエテ・ジェネラルー2019年12月31日に終了した事業年度

アーnst・アンド・ヤング・エ・オートル

Tour First
TSA 14444
92037 Paris-La Défense Cedex
S.A.S. 可変資本
438 476 913 R.C.S. ナンテール

デロイト・アンド・アソシエ

6, place de la Pyramide
92908 Paris-La Défense Cedex
S.A.S. 資本金2,188,160ユーロ
572 028 041 R.C.S. ナンテール

ソシエテ・ジェネラル
株式会社
17, cours Valmy
92972 Paris-La Défense

2019年12月31日に終了した事業年度

これは、フランス語で発行された当社の連結財務諸表に対する法定監査人の監査報告書の日本語への翻訳であり、日本語圏の読者の便宜のためにのみ提供されるものである。この法定監査人の監査報告書には、ヨーロッパの規則およびフランスの法律により要求されている情報が含まれている。そのような情報は、例えば法定監査人の任命あるいは経営者報告書に開示されている当グループに関する情報の検証についての情報である。この報告書は、フランスの法律およびフランスで適用されている職業上の監査の基準に関連して、またそれに従って解釈すべきである。

ソシエテ・ジェネラルの年次株主総会宛

意見

私どもは、貴社年次株主総会での委任に従い、ソシエテ・ジェネラルの2019年12月31日に終了した事業年度の添付の連結財務諸表を監査した。

私どもは、この連結財務諸表は、欧州連合が採択した国際財務報告基準に準拠して、当グループの2019年12月31日に終了した事業年度の経営成績ならびに同日現在の財政状態および資産・負債について、真実かつ適正に表示していると認める。

上記に表明した監査意見は、監査・内部統制委員会に提出した私どもの報告書と首尾一貫したものである。

意見の基礎

監査のフレームワーク

私どもはフランスで適用されている職業専門家の基準に準拠して監査を実施した。私どもは、十分かつ適切な監査証拠を入手し、監査意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私どものこれらの基準に基づく責任は、私どもの報告書の「連結財務諸表の監査に対する法定監査人の責任」の項により詳しく記載している。

独立性

私どもは、2019年1月1日から私どもの報告書の発行日までの期間、私どもに適用される独立性の規則に準拠して私どもの監査業務を実施し、特に規則（EU）第537号/2014の第5条(1)あるいは法定監査人に対するフランスの倫理規則(*Code de déontologie*)で言及されている監査以外のいかなる禁止されたサービスも提供していない。

強調事項

上記に表明した意見には限定を付していないが、以下の事項に留意してもらいたい。

- IFRS第16号「リース」の初度適用の影響を表示する連結財務諸表に対する注1「重要な会計方針」および注8.4「有形および無形固定資産」
- IAS第12号「法人所得税」の修正の初度適用の影響を表示する連結財務諸表に対する注1「重要な会計方針」および注6「法人所得税」

評価の正当性-監査上の主要な検討事項

私どもの評価の正当性に関係するフランス商法 (*Code de commerce*) 第L.823-9条および第R.823-7条の要求事項に従って、私どもの職業専門家としての判断において当期の連結財務諸表の私どもの監査においてもっとも重要性のある重要な虚偽表示のリスクに関する監査上の主要な検討事項とともに私どもがそのようなリスクについてどのように取り組んだかについて通知する。

これらの事項は、私どもの全体としての連結財務諸表の監査の中で、また上記の私どもの意見を形成する中で扱われているものであり、財務諸表の個々の項目について別々の意見を表明するものではない。

フランスおよび米国の繰延税金資産の回収可能性

識別されたリスク

2019年12月31日現在、税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産が、フランスおよび米国の納税グループに関する2,586百万ユーロを含め、2,659百万ユーロの金額で計上された。

連結財務諸表の注6「法人所得税」に記載されている通り、ソシエテ・ジェネラル・グループはそれぞれの納税事業体のレベルで繰延税金を計算し、当該納税事業体が一時差異と税務上の繰越欠損金が一定の期間内に相殺することができるような将来の課税所得を獲得できる可能性が高いと考えられるときその期末日において繰延税金資産を認識する。

さらに、連結財務諸表の注6「法人所得税」および注9「リスクおよび訴訟に関する情報」に記載されている通り、特定の税務上の繰越欠損金についてフランス税務当局による調査を受けており、その結果問題にされる可能性がある。

フランスと米国の繰延税金資産（認識された資産の大部分を占めている）の回収可能性を評価するために使用された假定、特に将来の課税所得およびこの点について経営者によって行使された判断について、私どもはこの問題を監査上の主要な検討事項として考慮した。

私どもの対応

私どもの監査アプローチは、ソシエテ・ジェネラル・グループがこれまでに生じた税務上の繰越欠損金を将来利用することができる可能性を、特にフランスおよび米国の将来の課税所得を生む能力に関して評価することにある。

監査チームの一員である私どもの税務専門家の支援をえて、私どもは、

- 過年度の業績予想を当該年度の実際の業績と比較し、
- 経営者が策定し、取締役会が承認した3ヶ年事業計画および税務上の業績予想を策定するために3年という期間を超えて経営者が使用した仮定を理解し、
- 3年間にわたる予想一時差異を理解し、
- ソシエテ・ジェネラル・グループが定義した不利なシナリオの場合のこれらの仮定の感応度を分析し、
- ソシエテ・ジェネラル・グループの状況を分析し、特に一部税務当局により異議を申し立てられているフランスの税務上の繰越欠損金に関する外部の税務顧問の意見を理解し、
- 連結財務諸表の注6「法人所得税」および注9「リスクおよび訴訟に係る情報」において開示した繰延税金資産に関して当グループが提供した情報を調査した。

フランス国内のリテールバンキングのネットワークの残高のポートフォリオ・ベースの金利リスクの公正価値ヘッジ

識別されたリスク

特にフランス国内のリテールバンキング事業により生じる金利リスクを管理するために、ソシエテ・ジェネラル・グループは、その正味金利ポジションをヘッジするためにヘッジ目的デリバティブのポートフォリオを管理している。

当グループは、連結財務諸表の注3.2「金融デリバティブ」に表示した通り、欧州連合が採択したIAS第39号に準拠してその勘定にこれらのポートフォリオ・ベースの金利リスクの公正価値ヘッジ取引（マクロヘッジ）を文書化している。

この文書化および会計処理は、一定の基準が満たされた場合にのみ可能である。特にヘッジ関係の開始時点での指定および文書化、ヘッジ手段とヘッジ対象商品の適格性、ヘッジの有効性の証明、有効性の測定に関する基準である。欧州連合が採択したIAS第39号に従って、ヘッジ関係の文書化は以下の事項を比較する。

- 一方では、ヘッジ関係について指定された総合計残高（適格な金融資産および適格な金融負債の確認、その満期が連結財務諸表の注10「金融商品関連リスクの管理」に記載されているように、経営者による仮定に従ってその満期の内訳を分解している）
- 他方では、期日別内訳の相当するヘッジ取引の想定金額

2019年、ソシエテ・ジェネラル・グループは、特に連結財務諸表の注3.2「金融デリバティブ」に記載した通り、現在の金利環境に関係してフランス国内のリテールバンキングのネットワークの顧客預金のポートフォリオの変動を反映するために公正価値ヘッジ戦略の金利リスク管理を進展させた。この変化により負債のポートフォリオをヘッジする金利デリバティブのコミットメントが相当増加することになった。

フランスのリテールバンキング取引の「マクロヘッジ」会計は、経営陣が特に以下の事項に関して判断することを要求している。

- 適格なヘッジ手段とヘッジ対象項目の識別
- 行動基準を含めることにより残高の期日別の明細表を作成するために採用された基準
- 有効性のテストの実行と計算

2019年12月31日、負債のポートフォリオをヘッジするデリバティブ商品の公正価値の合計は、資産の12,466百万ユーロおよび負債の5,600百万ユーロであり、金利リスクに対してヘッジされたポートフォリオに係る再評価差額は、資産の401百万ユーロおよび負債の6,671百万ユーロである。

「マクロヘッジ」関係に関する文書化の要求、ヘッジ目的デリバティブ取引の数量および必要とされる経営者の判断の行使を考慮して、私どもはフランスのリテールバンキングのネットワークにおける残高のポートフォリオ・ベースの金利リスク公正価値ヘッジの会計処理を主要な監査上の検討事項と考えている。

私どもの対応

私どもの、残高のポートフォリオ・ベースの金利リスク公正価値ヘッジの会計処理（「マクロヘッジ」）に対応する監査手続は、構造的金利リスクを管理するために使用される手続を理解し、特に有効性テストの実行とともにヘッジ手段およびヘッジ対象項目の文書化、識別および適格性に関して経営者が設定した統制環境をレビューすることから構成される。

私どもの手続は、必要な場合には金融モデルの専門家の協力をえて、以下の内容から構成されている。

- ヘッジ関係の会計上の文書をレビューする；
- 欧州連合が採択したIAS第39号により定義された条件に従って、ポートフォリオ・ベースの金利リスク公正価値ヘッジ会計に関して当グループが使用した金融資産および負債の適格性をテストする；
- ヘッジ対象金融商品の期日別明細表、特に適格な金融負債の採用された期日に関して採用された基準を作成し、コントロールするために使用された手続を調査する；
- 関連するガバナンスとともにこれらのヘッジ関係の有効性を決定するために使用された手続を評価する；
- 該当する会計フレームワークにより要求されている予測的、遡及的テストの結果を分析する；

- ポートフォリオ・ベースの金利リスク公正価値ヘッジに適格な金融商品のポートフォリオについて再計算を実施する；
- 連結財務諸表の注記に開示された定性的、定量的情報およびIFRS第7号「金融商品：開示」の準拠性をレビューする。

顧客貸出金について信用リスクの評価および減損の評価

識別されたリスク

顧客貸出金および債権は、顧客または取引先がその金融上のコミットメントに応えることができなければ、ソシエテ・ジェネラル・グループに潜在的損失をもたらす可能性がある信用リスクを伴っている。ソシエテ・ジェネラル・グループは、このリスクをカバーする減損を認識している。

そのような減損は、予想信用損失の計算に基づきIFRS第9号「金融商品」の原則に従って計算されている。

顧客貸出金に対する予想信用損失の評価には、特に以下の点で判断を行使することが求められる。

- ステージ1、ステージ2またはステージ3に基づいて貸出金の分類基準を決定する；
- 異なるステージによって予想信用損失の金額を見積もる；
- 悪化の基準および予想信用損失の測定において組み込まれているマクロ経済予測を作成する。

特に予想信用損失を見積もるために使用される認識および手続に関する定性的情報は、主に連結財務諸表の注3.8「減損および引当金」に記載している。

2019年12月31日、信用リスクのある顧客貸出金残高は、合計460,587百万ユーロである。減損および引当金は合計10,727百万ユーロである。

私どもは、経営者が判断を行使し、見積りを行う必要があるため、貸出金が重要な金額であるかぎり、特に最もセンシティブな経済セクターおよび地域の会社に供与された金融に係る信用リスクに関して信用リスクの評価および減損の測定を主要な監査上の検討事項と考えている。

私どもの対応

監査チーム内のリスク管理およびモデリングの専門家の協力をえて、私どもはもっともセンシティブな経済セクターおよび地域にある会社に供与された金融とともに最も重要な貸出金および顧客に対する貸出金のポートフォリオに私どもの作業の重点をおいた。

私どもは、ソシエテ・ジェネラル・グループの内部統制を理解し、信用リスクの評価および予想損失の測定に係る手動のものおよび自動化された主要なコントロールをテストした。

減損に関して、私どもの作業は特に以下のものから構成されている。

- 当グループが適用し、異なる事業部門の中では拒否されている方針および手法がIFRS第9号「金融商品」に準拠しているかどうかを調査すること；

- ガバナンスの計画を理解し、グループのレベルで設定された主要なコントロールをテストすること；
- 財務情報を作成するために使用されている情報システムで実施されるモデルの選択についてテストを実行すること；
- モデルの正しい測定を評価するために2019年12月31日現在のステージ1およびステージ2の選択に係る予想信用損失のカウンター計算を実施すること；
- マクロ経済予想の統合を含め、2019年12月31日現在の残高を分類し、ステージ1および2を評価するためにソシエテ・ジェネラル・グループが使用する主要な変数を分析すること；
- 2019年12月31日現在で、特に選定された法人顧客に対する最も重要な貸出金について、関連する個別の減損の見積りとともにステージ3の貸出金を分類するために使用される主要な仮定をテストすること。

私どもは信用リスクに関連する連結財務諸表の注記における定性的、定量的開示、特にIFRS第7号「金融商品：開示」により要求されている情報も調査した。

複雑な金融商品の評価

識別されたリスク

その市場活動の中で、ソシエテ・ジェネラルはトレーディング目的で金融商品を保有している。2019年12月31日現在、ソシエテ・ジェネラル・グループの貸借対照表に資産および負債にそれぞれ合計金額385,739百万ユーロおよび364,129百万ユーロが計上されている。

複雑な商品の公正価値を計算するために、当グループは、あるものは市場で観察可能ではない変数およびデータに基づく技法あるいは社内モデルを使用しており、連結財務諸表の注3.4「公正価値で測定する金融商品の公正価値」に記載している通り、そのような金融商品を含む取引について損益計算書に利益認識を異にすることがありうる。必要であれば、これらの評価は追加の引当金または価値調整を含む。これらの商品进行评估するために使用されたモデルおよびデータ、および公正価値ヒエラルキーの下での分類は、経営者の判断と見積りに基づいている。

公正価値を決定する際の判断の行使、後者のモデリングの複雑さおよび使用するモデルの多様性により、私どもは複雑な金融商品の評価が監査上の主要な検討事項と考えている。

私どもの対応

私どもの監査アプローチは、複雑な金融商品の評価に関連する主要な内部統制プロセスに基づいている。

監査チーム内の金融商品の評価の専門家の支援をえて、私どもは以下の主なステージを含むアプローチを策定した。

- 私どもはこれらのモデルを情報システムに入力するためのプロセスを含め、新規商品およびその評価モデルの承認および検証のための手続を理解した。
- 私どもは、リスク部門が評価モデルのコントロールについて設定したガバナンスを分析した。

- サンプルに基づいて、私どもは複雑な商品の特定の 카테고리および関係する価値調整に対する評価公式を個別に分析した。
- 私どもは、評価変数の第三者による検証に關係する主要なコントロールをテストし、評価モデルに対しインプットを提供するために使用する特定の市場変数を分析した。
- 価値の変動を説明するために使用されるプロセスについて、銀行が使用する分析方針を理解し、コントロールのテストを実施した。私どもはまた、特定の活動に關連する日次のコントロール・データについて「分析的」IT手続を実施した。
- 外部の市場データを使用して評価モデルについておこなった第三者による価格の検証プロセスの四半期毎の実績を入手し、重要な影響がある場合に市場データに比較した変数の差異とそのような差異の会計処理を分析した。
- 私どもは、私どものツールを使用して複雑なデリバティブ金融商品から選択してカウンター評価を実施した。
- 私どもは中でも、そのような商品の公正価値ヒエラルキーを決定し、繰延利益の金額を見積もるために使用される觀察可能性の基準を分析した。
- 私どもは、見積りの基礎となる方法が連結財務諸表の注3.4「公正価値で測定された金融商品の公正価値」に記載された原則に準拠しているかを調査した。

デリバティブ金融商品および仕組債券に係る情報テクノロジーのリスク

識別されたリスク

ソシエテ・ジェネラルのデリバティブ金融商品および発行済み仕組債券は、連結財務諸表の注3.2「金融デリバティブ」の取引ポートフォリオのデリバティブ金融商品の正味ポジションの重要性によって説明されているように銀行の市場活動の中で重要な活動を構成している。

この活動は、処理された金融商品の性質、取引量およびインターフェースしている多くの情報システムの利用を前提として高度に複雑なものとなっている。

使用されたデータ処理の連鎖における事象あるいは、取引が会計システムに移されるまでを記録することに関連して会計帳簿に重要な虚偽記載が発生するリスクが、以下の事項から生じることがありうる。

- 権限のない者により情報システムや基礎となるデータベースを通じて経営および財務情報に行われた変更
- システム間のデータの処理あるいは移行における失敗
- 内部あるいは外部の不正に関連しているか、あるいはしていないかもしれないサービスの中断または運用の問題

これに関連して、デリバティブ金融商品および発行済み仕組債券に関連する情報システムの管理に連動したコントロールのソシエテ・ジェネラル・グループによるモニタリングは、会計帳簿の信頼性にとって不可欠である。

そのようなものとして、私どもはデリバティブ金融商品および発行済み仕組債券に係る情報テクノロジーのリスクを監査上の主要な検討事項と考えた。

私どもの対応

この活動に対する私どもの監査アプローチは、ソシエテ・ジェネラルによって設定された情報システムの管理に関連したコントロールに基づいている。私どもの監査チーム内の情報システムの専門家の支援をえて、これらの活動にとって重要であると考えたアプリケーションに係るITの全般統制をテストした。

私どもの作業は特に以下の事項に関連している。

- 年度中に識別したコントロールが有効ではない場合に必要に応じて、監査手続を拡大するとともに、特に専門的な経歴（リクルート、異動、辞任、契約の終わり）においてセンシティブな時期にソシエテ・ジェネラル・グループがアクセス権限に関して設定したコントロール
- アプリケーションおよびインフラに対する潜在的な特別許可をえたアクセス
- アプリケーションに関係した変更管理およびさらに具体的には開発および事業環境の間の分離
- セキュリティの全般的方針およびITのアプリケーションの開発（例えば、パスワードに関連するもの）
- 監査期間中のIT問題の処理
- アプリケーションのサンプルに係るガバナンスおよび統制環境

これらの同じアプリケーションについては、情報フローの移動を評価するために、システム間の自動化されたインターフェースに関連した主要なアプリケーション・コントロールをテストした。

さらに、ITの全般統制およびアプリケーション・コントロールに関する私どものテストは、特定のITアプリケーションに係るデータ分析作業によって補完された。

特定の検証

私どもはフランスで適用されている職業専門家の基準に従って取締役会の経営者報告書に開示されている当グループに関する情報について法令により要求されている特定の検証を行った。

その適正な表示および連結財務諸表との整合性について報告する事項はない。

私どもは、フランス商法第L.225-102-1条において規定された連結非財務業績表が、経営者報告書に記載した当グループに関連する情報に含まれていることを証明しているが、同商法第L.823-10条に従って、この報告書に含まれている情報の適正性あるいは独立した第三者の報告書において検証されなければならない連結財務諸表との整合性については検証していないということを明記する。

その他の法令および規制の要求事項に関する報告書

法定監査人の指名

私どもはソシエテ・ジェネラルの法定監査人として、デロイト・アンド・アソシエについては2003年4月18日の、またアーンスト・アンド・ヤング・エ・オートルについては2012年5月22日の年次株主総会により指名された。

2019年12月31日現在、デロイト・アンド・アソシエはその契約が中断されることなく17年目になり、アーンスト・アンド・ヤング・エ・オートルは8年目となる。

以前アーンスト・アンド・ヤング・オーディットは2000年から2011年までソシエテ・ジェネラルの法定監査人であった。

経営者およびガバナンスを担う人々の連結財務諸表に対する責任

経営者は、欧州連合により採択された国際財務報告基準に準拠した連結財務諸表の作成および適正な表示ならびに経営者が不正または誤謬にかかわらず重要な虚偽表示がない連結財務諸表の作成を可能にするために必要であると決定した内部統制に責任を有している。

連結財務諸表の作成に当たって、経営者は継続企業としての当社の継続能力を評価し、該当する場合には継続企業に関連する事項を開示し、当社を清算するか事業を中止することが予想されない限り会計上の継続企業の基礎を使用する責任を有している。

監査・内部統制委員会は、会計および財務報告の手続に関して、財務報告プロセスおよび内部統制とリスク管理システムの有効性、該当する場合にはその内部監査をモニタリグする責任を有している。

連結財務諸表は、取締役会により承認された。

連結財務諸表の監査に対する法定監査人の責任

目的と監査アプローチ

私どもの役割は、連結財務諸表についての報告書を発行することである。私どもの目的は、財務諸表が全体として重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得ることである。合理的な保証は高度なレベルの保証であるが、職業専門家としての基準に準拠して行われる監査は重要な虚偽表示が存在すれば必ずそれを発見するということを保証するものではない。虚偽表示は、不正あるいは誤謬から生じる可能性があり、個別にあるいは集計してこれらの連結財務諸表を基礎に行われる利用者の経済的意思決定に影響すると合理的に予想されれば重要とみなされる。

フランス商法 (*Code de commerce*) 第L.823-10-1条で明示されているように、私どもの法定監査には当社の存続可能性あるいは当社の業務の管理の質に関する保証を含むものではない。

フランスで適用される職業専門家としての基準に準拠して行った監査の一環として、法定監査人は監査を通じて専門家としての判断を行使しており、さらに、

- 不正によるか誤謬によるかにかかわらず連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、これらのリスクに対応する監査手続を策定、実施し、監査意見の基礎を提供するのに十分かつ適切であると考えられる監査証拠を入手する。不正が共謀、偽造、意図的な省略、不正確な表示あるいは内部統制の無効化を含んでいる可能性があるため、不正により生じた重要な虚偽表示を看破できないリスクは、誤謬から生じるものよりも高い。
- 状況において適切である監査手続を策定するために監査に関連する内部統制の理解を得ているが、内部統制の有効性に関する意見を表明する目的ではない。
- 使用された会計方針の適切性および連結財務諸表において経営者が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価している。
- 会計上の継続企業の基礎の経営者による使用の適切性や、入手した監査証拠に基づいて継続企業としての当社の継続能力に関する重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関連して重要な不確実性が存在するかどうかを評価している。この評価は、監査人の監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかし、将来の事象または状況によっては当社が継続企業として継続することができなくなる可能性もある。法定監査人が重要な不確実性が存在すると結論付ければ、連結財務諸表における関連する開示に監査報告書の中で注意を喚起する必要性があり、そのような開示が提供されないか不十分であれば、表明する意見を限定する必要がある。
- 連結財務諸表全体としての表示を評価し、これらの連結財務諸表が基礎となる取引および事象を適正な表示を達成する方法で表しているかどうかを評価する。
- 連結財務諸表に関して意見を表明するために当グループの中の事業体または事業活動の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。法定監査人は、連結財務諸表の監査の方向性、監視および実行およびこれらの連結財務諸表に関して表明する意見に責任を有している。

監査・内部統制委員会に対する報告書

私どもは、監査・内部統制委員会に監査の結果だけでなく、特に監査範囲および実施した監査計画の記述を含む報告書を提出している。私どもはまた、該当する場合には、私どもが識別した会計および財務報告の手続に関する内部統制の重要な不備を報告する。

私どもの監査・内部統制委員会に対する報告書には重要な虚偽表示のリスクが含まれており、それは、当期の連結財務諸表の監査において私どもが職業専門家として判断する際にもっとも重要で、そのためこの報告書で記載するように要求されている監査上の主要な検討事項である。

私どもはまた、監査・内部統制委員会に規則（EU）第537/2014号の第6条において規定された申告を提示して、特にフランス商法（*Code de commerce*）第L.822-10条から第L.822-14条および法定監査人に対するフランス倫理規則（*Code de déontologie*）に規定されているようなフランスで適用される規則の意味での私どもの独立性を堅持している。適切な場合には、私どもの独立性を損なうと合理的に思われるリスクおよび関連するセーフガードを監査・内部統制委員会と話し合っている。

パリ-ラ デファンス、2020年3月12日

法定監査人

フランス語の原本に署名

アーンスト・アンド・ヤング・エ・オートル
ミシャ ミサキアン

デロイト・アンド・アソシエ
ジャン-マルク ミケラー

財務諸表に対する法定監査人の監査報告書 ソシエテ・ジェネラルー2020年12月31日に終了した事業年度

これは、フランス語で発行された当社の財務諸表に対する法定監査人の監査報告書の日本語への翻訳であり、日本語圏の読者の便宜のためにのみ提供されるものである。この法定監査人の監査報告書には、ヨーロッパの規則およびフランスの法律により要求されている情報が含まれている。そのような情報は、例えば法定監査人の任命あるいは経営者報告書および株主に提供された他の文書の検証に関する情報の検証についての情報である。この報告書は、フランスの法律およびフランスで適用されている職業上の監査の基準に関連して、またそれに従って解釈すべきである。

ソシエテ・ジェネラルの年次株主総会宛

意見

私どもは、貴社年次株主総会での委任に従い、ソシエテ・ジェネラルの2020年12月31日に終了した事業年度の添付の財務諸表を監査した。

私どもは、この財務諸表は、フランスの会計原則に準拠して、当社の2020年12月31日現在の資産・負債および財政状態ならびに同日に終了した事業年度の経営成績について、真実かつ適正に表示していると認める。

上記に表明した監査意見は、監査・内部統制委員会に提出した私どもの報告書と首尾一貫したものである。

意見の基礎

監査のフレームワーク

私どもはフランスで適用されている職業専門家の基準に準拠して監査を実施した。私どもは、十分かつ適切な監査証拠を入手し、監査意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私どものこれらの基準に基づく責任は、私どもの報告書の「財務諸表の監査に対する法定監査人の責任」の項により詳しく記載している。

独立性

私どもは、2020年1月1日から私どもの報告書の日までの期間、フランス商法(*Code de commerce*)および法定監査人に対するフランスの倫理規則(*Code de déontologie*)の独立性の要求に準拠して私どもの監査業務を実施し、特に規則(EU)第537号/2014の第5条(1)で言及されている監査以外のいかなる禁止されたサービスも提供していない。

強調事項

ANC規則第2020-10号によるANC規則第2014-07号の修正から生じる有価証券貸出および集中規制貯蓄の表示に関する会計処理の方法の変更の影響を表示する財務諸表に対する注1「重要な会計方針」に記載した事項に留意してもらいたい。この事項に関して私どもの意見は、修正されていない。

評価の正当性-監査上の主要な検討事項

Covid-19のパンデミックに関連する世界的危機によって、今期の財務諸表は特別の状況下で作成され、監査されている。事実、この危機および健康衛生上の緊急事態の中でとられた例外的な対策は、会社、特にその事業および資金調達に多くの重大な結果を与え、今後の予測に関してより大きな不確実性をもたらしている。旅行規制やリモート・ワークのようないくつかの対策もまた、会社の内部組織および監査をどのように実施するかについて影響を与えている。

このような複雑で進展する状況下において、私どもの評価の正当性に関係するフランス商法(*Code de commerce*)第L.823-9条および第R.823-7条の要求事項に従って、私どもの職業専門家としての判断において当期の財務諸表の私どもの監査においてもっとも重要性のある重要な虚偽表示のリスクに関する監査上の主要な検討事項とともに私どもがそのようなリスクについてどのように取り組んだかについて通知する。

これらの事項は、私どもの財務諸表全体としての監査の状況の中で、それに関する私どもの意見を形成する際に取り扱われ、財務諸表の個々の項目について別の意見を表明するものではない。

パンデミック関連の経済危機が顧客貸出金およびコミットメントに関連する減損および引当金の測定に与える影響

識別されたリスク

顧客貸出金および債権は、顧客または取引先がその金融上のコミットメントに応えることができなければ、ソシエテ・ジェネラルに潜在的損失をもたらす可能性がある信用リスクを伴っている。ソシエテ・ジェネラルは、このリスクをカバーするために減損および引当金を認識している。

個別の減損の測定に使用され、また他方で集合引当金の測定に使用される会計方針は、財務諸表の注2.6「減損および引当金」に記載されている。

信用リスクに対する集合引当金の金額は、格付けが引き下げられていない正常債権および格下げされた正常債権を基礎にそれぞれ計算されている。これらの集合引当金は、特にCovid-19のパンデミックから生じる世界的危機に関連する不確実性の状況の中で計算する際にいろいろな段階で判断の行使が要求される統計的モデルを使用して決定されている。

さらに、ソシエテ・ジェネラルは、不良債権に対し個別の減損のレベルを測定するために判断を使用し、会計上の見積りを行っている。

2020年12月31日現在、信用リスクのある顧客貸出金の残高は、合計321,974百万ユーロである。減損金額は、合計2,594百万ユーロで、引当金は、合計1,736百万ユーロである。

私どもは、経営者が判断を行使し、特にCovid-19の危機によって最も深刻な影響を受ける経済セクターおよび地域に関する見積りを行う必要があるため、Covid-19のパンデミックに関連する経済危機が信用リスクの評価および減損および引当金の測定に与える影響が主要な監査上の検討事項を構成すると考えている。

私どもの対応

監査チームに含まれるエコノミストと同様に、リスク管理およびモデリングの専門家の協力をえて、私どもはこの危機によって最も深刻な影響を受ける経済セクターおよび地域とともに、最も重要な貸出金残高および顧客貸出金ポートフォリオに私どもの作業の重点をおいた。

私どもは、ソシエテ・ジェネラルのガバナンスおよび内部統制システムを理解し、信用リスクの評価および予想損失の測定に関係する手動のおよび自動化された主要なコントロールをテストした。

私どものその他の監査手続は特に以下のものから構成されている。

- マクロ経済予測の適切性およびソシエテ・ジェネラルが採用するシナリオのウエイト付けを評価すること；
- 経済支援策の影響を評価するために行われた適応を含め、2020年12月31日現在の集合引当金を評価するためにソシエテ・ジェネラルが使用する主要な変数を分析すること；
- 経済危機の状況の中で信用リスクのレベルを適切にカバーするためにモデルおよび変数の調整ならびにセクターの調整の能力を評価すること；
- データ分析手法を使用してポートフォリオのサンプルに係る集合引当金の正しい測定を評価すること；
- 2020年12月31日現在で、特に法人顧客に対する最も重要な貸出金の選定について、関連する個別の減損の見積りに使用される仮定とともに貸出金を不良債権として分類するために使用される主要な基準をテストすること。

私どもは、財務諸表の注記1.4「見積りおよび判断の使用」および注2.6「減損および引当金」で開示されたパンデミックの進展状況の中で、信用リスクに関する定性的、定量的情報も分析した。

フランスおよび米国の繰延税金資産の回収可能性

識別されたリスク

2020年12月31日現在、繰越欠損金に係る繰延税金資産が、フランスおよび米国の納税グループにおける1,790百万ユーロを含め、1,809百万ユーロの金額で計上された。2020年6月30日現在、税金計算の予測においてCovid-19の危機によって生じる帰結および不確実性を含め、税務上の繰越欠損金を個別にレビューすることにより、ソシエテ・ジェネラルはフランスの納税グループの650百万ユーロの繰延税金資産を認識中止することになった。

財務諸表の注5「税金」に記載されている通り、ソシエテ・ジェネラルは、それぞれの納税事業体のレベルで繰延税金を計算し、当該納税事業体が一時差異と繰越欠損金が一定の期間内に相殺することができるような将来の課税所得を獲得できる可能性が高いと考えられるときその期末日において繰延税金資産を認識している。2020年12月31日現在、この期間はフランスの納税グループについては9年、米国の納税グループについては7年である。

さらに、財務諸表の注5「税金」および注8「リスクおよび訴訟に関する情報」に記載されている通り、特定の税務上の繰越欠損金についてフランス税務当局による調査を受けており、その結果問題にされる可能性がある。

フランスと米国の繰延税金資産の回収可能性を評価するために使用された仮定の重要性、特に将来の課税所得およびこの点について経営者によって行使された判断について、私どもはこの問題を監査上の主要な検討事項として考慮した。

私どもの対応

私どもの監査アプローチは、ソシエテ・ジェネラルがこれまでに生じた税務上の繰越欠損金を将来利用することができる可能性を、特にフランスおよび米国の将来の課税所得を生む能力に関して評価することにある。

監査チームの一員である私どもの税務専門家の支援をえて、私どもは、

- 税務上の事業計画の作成プロセスの信頼性を評価するために、過年度の業績予想を当該年度の実際の業績と比較し、
- 2021年から2025年までの期間について税金計算の予測の基礎となる仮定も含めて、経営者が策定し、取締役会が承認した2021年度の予算を理解し、
- 危機に関連した不確実な状況の中で、2021年から2025年以降税金計算の推定法の妥当性を評価し、
- 予測期間にわたる予想一時差異を理解し、
- ソシエテ・ジェネラルが定義した不利なシナリオの場合の感応度を分析するために使用した仮定を評価し、
- 私どもが作成した様々なシナリオに基づく税務上の欠損金の回収期間の感応度を分析し、
- 特に一部税務当局により異議を申し立てられているフランスの税務上の繰越欠損金に関する外部の税務顧問の意見に留意することによって、ソシエテ・ジェネラルの状況を分析し、
- 財務諸表の注1.4「見積りおよび判断の使用」、注5「税金」および注8「リスクおよび訴訟に係る情報」において開示した繰延税金資産に関して当社が提供した情報を分析した。

複雑な金融商品の評価

識別されたリスク

その市場活動の中で、ソシエテ・ジェネラルはトレーディング目的で金融商品を保有している。2020年12月31日現在、ソシエテ・ジェネラルの貸借対照表の資産にこの点について、192,225百万ユーロが計上されている。

複雑な商品の市場価格を計算するために、ソシエテ・ジェネラルは、技法あるいは社内評価モデルを使用している。財務諸表の注2.2「金融先物商品に係る売買取引」に記載している通り、必要に応じてこれらの評価には、該当する商品および関連するリスクに応じて計算された割引が含まれる。

入手可能な市場データまたは市場評価モデルがない場合は、これらの商品の評価するために使用されたモデルおよびデータは、例えば、経営者の判断および見積りに基づくこともある。

さらに、世界的なCovid-19の危機により今期の金融市場は混乱した。事実、この危機により生じた不確実性は、特に一部の市場の流動性の悪化に反映され、経営者はこれらの商品の評価するために使用される方法に関し、より判断を行使することが要求された。

公正価値を決定するときのモデリングの複雑性、使用するモデルの多様性、これらの公正価値を決定する際の経営者の判断の使用、および危機により生じた評価方法における重要な不確実性により、複雑な金融商品の評価は、監査上の主要な検討事項と考えている。

私どもの対応

私どもの監査アプローチは、複雑な金融商品の評価に関連する主要な内部統制プロセスに基づいている。

監査チーム内の金融商品の評価の専門家の支援をえて、私どもは以下の主なステージを含むアプローチを策定した。

- 私どもは、これらのモデルを情報システムに入力するためのプロセスを含め、新規商品およびその評価モデルの承認および検証のための手続を理解した。
- 私どもは、リスク部門が評価モデルのコントロールについて設定したガバナンスを分析した。
- 私どもは、複雑な商品の特定の 카테고리 および関係する価値調整に対する評価公式を個別に分析した。
- 私どもは、特に準備金を計算するための方法に関し、危機により生じた不確実性の評価を正しく考慮する個別の手続を実施した。
- 私どもは、評価変数の第三者による検証に関係する主要なコントロールをテストし、評価モデルに対しインプットを提供するために使用する市場変数の信頼性を外部データに参照することにより評価した。
- 公正価値の変動を説明するために使用されるプロセスについて、銀行が使用する分析方針を理解し、コントロールのテストを実施した。私どもはまた、特定の活動に関連する日次のコントロール・データについて「分析的」IT手続を実施した。
- 私どもは、評価モデルについて行った第三者による価格の検証プロセスの四半期毎の実績を入手した。
- 私どもは、外部市場データに基づいた評価調整プロセスの四半期毎の実績を入手し、重要な影響がある場合の市場データとともに変数の差異およびそのような差異の会計上の取扱いを分析した。外部データがない場合、準備金の存在または関連する問題の非重要性を評価した。
- 私どもは、私どものツールを使用して複雑なデリバティブ金融商品から選択してカウンター評価を実施した。
- 私どもは、見積りの基礎となる方法が財務諸表の注2.2「金融先物商品に係る売買取引」に記載された方針に準拠しているかを分析した。

デリバティブ金融商品および仕組債券に係るITリスク

識別されたリスク

ソシエテ・ジェネラルのデリバティブ金融商品および発行仕組債券は、財務諸表の注2.2「金融先物商品に係る売買取引」の取引ポートフォリオのデリバティブ金融商品の正味ポジションの重要性によって説明されているように銀行の市場活動の中で重要な活動を構成している。

この活動は、処理された金融商品の性質、取引量およびインターフェースしている多くの情報システムの利用を前提として高度に複雑なものとなっている。

使用されたデータ処理の連鎖における事象あるいは、取引が会計システムに移されるまでを記録することに関連して会計帳簿に重要な虚偽記載が発生するリスクが、以下の事項から生じることがありうる。

- 権限のない者により情報システムや基礎となるデータベースを通じて経営および財務情報に行われた変更
- システム間のデータの処理あるいは移行における失敗
- 内部あるいは外部の不正に関連しているか、あるいはしていないかもしれないサービスの中断または運用の問題

さらに、Covid-19のパンデミックにより、すべての従業員は事業の継続性を確保するために在宅勤務をすることが要求された。この点でソシエテ・ジェネラルがとった対策は、特に取引プロセスのアプリケーションへのリモートアクセスを可能にする情報システムのオープンに関連して、新たなリスクにさらされることになった。

会計の信頼性を確保するために、ソシエテ・ジェネラルにとって、金融デリバティブおよび発行仕組債券に使用する情報システムの管理に関連したコントロールをマスターすることが不可欠である。

そのような状況の中で、私どもはデリバティブ金融商品および仕組債券に係るITリスクは、監査上の主要な検討事項を構成している。

私どもの対応

この活動に対する私どもの監査アプローチは、ソシエテ・ジェネラルによって設定された情報システムの管理に関連したコントロールに基づいている。私どものチーム内の情報システムの専門家の支援をえて、これらの活動にとって重要であると考えたアプリケーションに係るITの全般統制をテストした。

私どもの作業は特に以下の事項に関連している。

- 年度中に識別したコントロールが有効ではない場合に必要に応じて、監査手続を拡大するとともに、特に専門的な経歴（リクルート、異動、辞任、契約の終わり）におけるセンシティブな時期にソシエテ・ジェネラルがアクセス権限に関して設定したコントロール
- アプリケーションおよびインフラに対する潜在的な特別許可をえたアクセス
- アプリケーションに関係した変更管理およびさらに具体的には開発および事業環境の間の分離
- セキュリティの全般的方針およびITのアプリケーションの開発（例えば、パスワードに関連するもの）

■ 監査期間中のIT問題の処理

■ アプリケーションのサンプルに係るガバナンスおよび統制環境

これらの同じアプリケーションについては、情報フローの移動を評価するために、システム間の自動化されたインターフェースに関連した主要なアプリケーション・コントロールをテストした。さらに、ITの全般統制およびアプリケーション・コントロールに関する私どものテストは、特定のアプリケーションに係るデータ分析作業によって補完された。

私どもは、Covid-19の危機の状況の中で情報システムの回復力を確保するためにソシエテ・ジェネラルが実施したガバナンスも評価した。私どもの作業は、当行のセキュリティ・チームにインタビューすること、および期中の出来事を含め、サイバー・セキュリティ・チームからの報告書を検討することから構成されている。私どもの作業には、特にセキュリティ・チームが認め、確認したアクセス承認の特例の分析も含まれる。

持分証券、その他の長期有価証券および関連会社の株式の評価

識別されたリスク

持分証券、その他の長期有価証券および関連会社株式は、正味簿価24.4十億ユーロ（減損3.8十億ユーロを含む）で貸借対照表に計上されている。

財務諸表の注2.1「有価証券ポートフォリオ」に記載されている通り、これらは取得費用を除く購入価格で認識されている。

Covid-19のパンデミックは、ソシエテ・ジェネラルの業績および財務予測に不利な影響を与えた。ソシエテ・ジェネラルは、有価証券が減損しているという兆候があるかどうか、特に予想およびその結果としてのフローを割引くのに使用される変数にそのような減損が考慮に入れられているかどうか確かめなければならない。有価証券の正味帳簿価額を回収可能金額と比較することが潜在的減損の必要性を評価するのに不可欠な要素である。

財務諸表の注2.6.4「有価証券の減損」に記載されている通り、回収可能価額は、証券取引所（上場有価証券について）、再評価された会計上の純資産または将来のフローの割引のような入手可能な情報に基づいた評価方法を参照して、有価証券毎に決定される使用価値で評価される。

見積りの基礎となるデータ変数および仮定に使用されるモデルの感応度の重要性に鑑みて、私どもは分析された有価証券の評価を監査上の主要な検討事項と考えている。

私どもの対応

私どもの監査アプローチは、(i)持分証券、その他の長期有価証券および関連会社の株式の減損テストおよび(ii)ソシエテ・ジェネラルの組織および活動の今後の変化を理解するために事業体毎に存在する事業計画の作成に関する統制手続について理解を得ることに基づいており、これらの資産の減損の兆候を識別している。

金融商品の評価の専門家の協力をえて、Covid-19のパンデミックの中で、2020年12月31日に終了した事業年度の財務諸表に関する私どもの監査作業は、特に次の事項から構成されている。

- サンプル・ベースで評価方法の正当性および使用価値を計算するために経営者が使用した数値を評価すること、

- 事業計画の作成の信頼性を評価するために、当社の財務部門が作成した事業計画の一貫性を過年度の事業年度の活動と予測実績の理解を基礎にして分析すること、
- 入手可能な内部および外部情報（マクロ経済の仮定、財務アナリストの合意等）に関して、使用した主な仮定および変数（成長率、資本コスト、割引率）を批判的に分析すること、
- 特に乗数との比較により、主要な変数に対する結果の感応度分析を評価すること、
- ソシエテ・ジェネラルが使用する使用価値の計算の数学的正確性を、サンプリングによりテストすること。

最後に、私どもは、財務諸表の注2.1「有価証券ポートフォリオ」および注2.6.4「有価証券の減損」で公表された持分証券、その他の長期有価証券および関連会社の株式に関する情報を分析した。

特定の検証

私どもは、フランスで適用されている職業専門家の基準に従って、法令により要求されている特定の検証についても実施した。

株主に提供された財政状態および財務諸表に関する経営者報告書およびその他の文書に与えられた情報

下記の点以外で株主に提供された財政状態および財務諸表に関する取締役会の経営者報告書およびその他の文書に与えられた情報の適正な表示および財務諸表との整合性について報告する事項はない。

私どもは、フランス商法 (*Code de commerce*) 第D.441-6条に言及された支払期限に関連する情報の適正表示および財務諸表との整合性に関して以下の報告事項がある。経営者報告書に記載されている通り、この情報には、貴社がそのような取引は開示情報の範囲外であると考えているために、銀行およびその他の関連取引が含まれていない。

コーポレート・ガバナンスに関する報告書

私どもは取締役会のコーポレート・ガバナンスに関する報告書がフランス商法 (*Code de commerce*) 第L.225-37-4条、第L.22-10-10および第L.22-10-9条により要求されている情報を提示していることを証明する。

取締役が受取った報酬および給付ならびに彼らのために行われたその他のコミットメントに係するフランス商法 (*Code de commerce*) 第L.22-10-9条の要求事項に従って与えられた情報に関して、私どもは、財務諸表との整合性、またはこれらの財務諸表を作成するために使用された基礎となる情報との整合性、および該当する場合には、貴社により支配され、連結範囲に含まれている会社から貴社が入手した情報との整合性を検証した。これらの手続に基づいて、私どもは、この情報の正確性と適正な表示を証明する。

フランス商法 (*Code de commerce*) 第L.22-10-11条によって規定された、貴社が買収入札あるいは取引オファーの場合に影響を与える可能性があると考えた項目に関連する情報に関して、私どもはこの情報を私どもに提供された基礎となる文書に従っているということに同意した。私どもの作業に基づいてこの情報に関する意見はない。

その他の情報

フランスの法律に準拠して、私どもは、投資および支配持分の購入、株主または議決権保有者の識別および株式持ち合いに関して必要な情報が経営者報告書に適正に開示されていることを検証した。

その他の法令および規制の要求事項に関する報告書

年次財務報告書に含まれることを意図した財務諸表の表示様式

AMF一般規則の第222-3条、IIIに従って、当社の経営者は、2018年12月17日の欧州委任規則第2019/815号に定められている通り、欧州単一電子様式に準拠した財務諸表の開示を2021年1月1日以降に開始する事業年度まで延期する決定を私どもに通知した。従って、この報告書には、フランス通貨金融法典(*Code monétaire et financier*)第L.451-1-2条、Iに記載された年次財務報告に含まれることを意図した財務諸表の表示様式に準拠しているかどうかに関する結論は、含まれていない。

法定監査人の指名

私どもはソシエテ・ジェネラルの法定監査人として、デロイト・アンド・アソシエについては2003年4月18日の、またアーンスト・アンド・ヤング・エ・オートルについては2012年5月22日の年次株主総会により指名された。

2020年12月31日現在、デロイト・アンド・アソシエはその契約が中断されることなく18年目になり、アーンスト・アンド・ヤング・エ・オートルは9年目となる。

以前アーンスト・アンド・ヤング・オーディットは2000年から2011年までソシエテ・ジェネラルの法定監査人であった。

経営者およびガバナンスを担う人々の財務諸表に対する責任

経営者は、フランスの会計原則に準拠した財務諸表の作成および適正な表示ならびに経営者が不正または誤謬にかかわらず重要な虚偽表示がない財務諸表の作成を可能にするために必要であると決定した内部統制に責任を有している。

財務諸表の作成に当たって、経営者は継続企業としての当社の継続能力を評価し、該当する場合には継続企業に関連する事項を開示し、当社を清算するか事業を中止することが予想されない限り会計上の継続企業の基礎を使用する責任を有している。

監査・内部統制委員会は、会計および財務報告の手続に関して、財務報告プロセスおよび内部統制とリスク管理システムの有効性、該当する場合にはその内部監査をモニタリングする責任を有している。

財務諸表は、取締役会により承認された。

財務諸表の監査に対する法定監査人の責任

目的と監査アプローチ

私どもの役割は、財務諸表についての報告書を発行することである。私どもの目的は、財務諸表が全体として重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得ることである。合理的な保証は高度なレベルの保証であるが、職業専門家としての基準に準拠して行われる監査は重要な虚偽表示が存在すれば必ずそれを発見するということを保証するものではない。虚偽表示は、不正あるいは誤謬から生じる可能性があり、個別にあるいは集計してこれらの財務諸表を基礎に行われる利用者の経済的意思決定に影響すると合理的に予想されれば重要とみなされる。

フランス商法(*Code de commerce*)のL.823-10-1条で明示されているように、私どもの法定監査には当社の存続可能性あるいは当社の業務の管理の質に関する保証を含むものではない。

フランスで適用される職業専門家としての基準に準拠して行った監査の一環として、法定監査人は監査を通じて専門家としての判断を行使しており、さらに、

- 不正によるか誤謬によるかにかかわらず財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、これらのリスクに対応する監査手続を策定、実施し、監査意見の基礎を提供するのに十分かつ適切であると考えられる監査証拠を入手する。不正が共謀、偽造、意図的な省略、不正確な表示あるいは内部統制の無効化を含んでいる可能性があるため、不正により生じた重要な虚偽表示を看破できないリスクは、誤謬から生じるものよりも高い。
- 状況において適切である監査手続を策定するために監査に関連する内部統制の理解を得ているが、内部統制の有効性に関する意見を表明する目的ではない。
- 使用された会計方針の適切性および財務諸表において経営者が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価している。
- 会計上の継続企業の基礎の経営者による使用の適切性や、入手した監査証拠に基づいて継続企業としての当社の継続能力に関する重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関連して重要な不確実性が存在するかどうかを評価している。この評価は、監査人の監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかし、将来の事象または状況によっては当社が継続企業として継続することができなくなる可能性もある。法定監査人が重要な不確実性が存在すると結論付ければ、財務諸表における関連する開示に監査報告書の中で注意を喚起する必要性があり、そのような開示が提供されないか不十分であれば、表明する意見を限定する必要性がある。
- 財務諸表全体としての表示を評価し、これらの財務諸表が基礎となる取引および事象を適正な表示を達成する方法で表しているかどうかを評価する。

監査・内部統制委員会に対する報告書

私どもは、監査・内部統制委員会に監査の結果だけでなく、特に監査範囲および実施した監査計画の記述を含む報告書を提出している。私どもはまた、該当する場合には、私どもが識別した会計および財務報告の手続に関する内部統制の重要な不備を報告する。

私どもの監査委員会および内部統制委員会に対する報告書には重要な虚偽表示のリスクが含まれており、それは、当期の財務諸表の監査において私どもが職業専門家として判断する際にもっとも重要で、そのためこの報告書で記載するように要求されている監査上の主要な検討事項である。

私どもはまた、監査・内部統制委員会に規則（EU）第537/2014号の第6条において規定された申告を提示して、特にフランス商法（*Code de commerce*）第L.822-10条から第L.822-14条および法定監査人に対するフランス倫理規則（*code de déontologie*）に規定されているようなフランスで適用される規則の意味での私どもの独立性を堅持している。適切な場合には、私どもの独立性を損なうと合理的に思われるリスクおよび関連するセーフガードを監査・内部統制委員会と話し合っている。

パリ-ラ デファンス、2021年3月17日

法定監査人
フランス語の原本に署名

デロイト・アンド・アソシエ
ジャン-マルク ミケラー

アーンスト・アンド・ヤング・エ・オートル
ミシャ ミサキアン

[次へ](#)

連結財務諸表に対する法定監査人の監査報告書 ソシエテ・ジェネラルー2020年12月31日に終了した事業年度

これは、フランス語で発行された当社の連結財務諸表に対する法定監査人の監査報告書の日本語への翻訳であり、日本語圏の読者の便宜のためにのみ提供されるものである。この法定監査人の監査報告書には、ヨーロッパの規則およびフランスの法律により要求されている情報が含まれている。そのような情報は、例えば法定監査人の任命あるいは経営者報告書に開示されている当グループに関する情報の検証についての情報である。この報告書は、フランスの法律およびフランスで適用されている職業上の監査の基準に関連して、またそれに従って解釈すべきである。

2020年12月31日に終了した事業年度

ソシエテ・ジェネラルの年次株主総会宛

意見

私どもは、貴社年次株主総会での委任に従い、ソシエテ・ジェネラルの2020年12月31日に終了した事業年度の添付の連結財務諸表を監査した。

私どもは、この連結財務諸表は、欧州連合が採択した国際財務報告基準に準拠して、当グループの2020年12月31日に終了した事業年度の経営成績ならびに同日現在の財政状態および資産・負債について、真実かつ適正に表示していると認める。

上記に表明した監査意見は、監査・内部統制委員会に提出した私どもの報告書と首尾一貫したものである。

意見の基礎

監査のフレームワーク

私どもはフランスで適用されている職業専門家の基準に準拠して監査を実施した。私どもは、十分かつ適切な監査証拠を入手し、監査意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私どものこれらの基準に基づく責任は、私どもの報告書の「連結財務諸表の監査に対する法定監査人の責任」の項により詳しく記載している。

独立性

私どもは、2020年1月1日から私どもの報告書の日までの期間、フランス商法(*Code de commerce*)および法定監査人に対するフランスの倫理規則(*Code de déontologie*)の独立性の要求に準拠して私どもの監査業務を実施し、特に規則(EU)第537号/2014の第5条(1)で言及されている監査以外のいかなる禁止されたサービスも提供していない。

強調事項

IFRS第16号「リース」に関する2019年11月26日のIFRS解釈指針委員会(IFRS IC)の決議に従って会計処理の変更に
関する連結財務諸表に対する注1.2に記載した事項に留意してもらいたい。この事項に関して私どもの意見は、修正されていない。

評価の正当性-監査上の主要な検討事項

Covid-19のパンデミックに関連する世界的危機によって、今期の財務諸表は特別の状況下で作成され、監査されている。事実、この危機および健康衛生上の緊急事態の中でとられた例外的な対策は、会社、特にその事業および資金調達に多くの重大な結果を与え、今後の予測により大きな不確実性をもたらしている。旅行規制やリモート・ワークのような対策もまた、会社の内部組織および監査の実施に影響を与えている。

このような複雑で進展する状況下において、私どもの評価の正当性に関係するフランス商法 (*Code de commerce*) 第L.823-9条および第R.823-7条の要求事項に従って、私どもの職業専門家としての判断において当期の連結財務諸表の私どもの監査においてもっとも重要性のある重要な虚偽表示のリスクに関する監査上の主要な検討事項とともに私どもがそのようなリスクについてどのように取り組んだかについて通知する。

これらの事項は、連結財務諸表全体としての私どもの監査の中で、またそれに関する私どもの意見を形成する際に取り扱われ、財務諸表の個々の項目について別の意見を表明するものではない。

COVID-19のパンデミックに関連する経済危機が顧客貸出金の信用リスクの評価および減損の評価に与える影響

識別されたリスク

顧客貸出金および債権は、顧客または取引先がその金融上のコミットメントに応えることができなければ、ソシエテ・ジェネラル・グループに潜在的損失をもたらす可能性がある信用リスクを伴っている。ソシエテ・ジェネラル・グループは、このリスクをカバーするために減損を認識している。

そのような減損は、予想信用損失の計算に基づきIFRS第9号「金融商品」の原則に従って計算されている。

顧客貸出金のポートフォリオに対する予想信用損失の評価には、特にCovid-19のパンデミックに関連する世界的危機による不確実な状況において、以下の点で経営者による判断の行使が求められている。

- 貸出金のポートフォリオ レベルにおける信用リスクの著しい増大および経済支援策の影響を考慮に入れて、ステージ1、ステージ2またはステージ3に基づいて貸出金の分類基準を決定する；
- 不確実な環境の中で、悪化の基準および予想信用損失の測定に組み込まれているマクロ経済予測を作成する；
- 異なるステージに応じた予想信用損失の金額を見積もる；
- 経済シナリオが予想信用損失に与える影響を反映し、特定のセクターにおけるデフォルトまたは回収サイクルを予想するために必要と考えられるモデルおよび変数の調整ならびにセクターの調整を決定する。

特に予想信用損失を見積り、認識するために使用される手続に関する定性的情報は、主に連結財務諸表の注3.8「減損および引当金」に記載している。

2020年12月31日、信用リスクのある顧客貸出金残高は、合計448,761百万ユーロである。減損および引当金は合計11,601百万ユーロである。

私どもは、経営者が判断を行使し、特にCovid-19の危機によって最も影響を受ける経済セクターおよび地域に関する見積りを行う必要があるため、Covid-19のパンデミックが信用リスクの評価および予想信用損失の測定に与える影響を監査上の主要な検討事項と考えている。

私どもの対応

監査チームに含まれるリスク管理およびモデリングの専門家ならびにエコノミストの協力をえて、私どもはこの危機によって最も影響を受ける経済セクターおよび地域とともに、最も重要な顧客貸出金残高およびポートフォリオに私どもの作業の重点をおいた。

私どもは、ソシエテ・ジェネラル・グループのガバナンスおよび内部統制システムを理解し、信用リスクの評価および予想損失の測定に係る手動のおよび自動化された主要なコントロールをテストした。

私どもの監査手続きは、特に以下のものから構成されている。

- 当グループが適用する方針および様々な事業部門に分類された手法がIFRS第9号「金融商品」に準拠しているかどうかを調査すること；
- マクロ経済予測の適切性および当グループが採用するシナリオのウエイト付けを評価すること；
- 経済支援策の影響を考慮するために行われた調整を含め、2020年12月31日現在の貸出金を分類し、ステージ1および2の減損を評価するためにソシエテ・ジェネラル・グループが使用する主要な変数を分析すること；
- 経済危機の状況の中で信用リスクのレベルの適切なカバーを提供するためにモデルおよび変数の調整ならびにセクターの調整の能力を評価すること；
- データ分析手法を使用してモデルの正しい較正およびステージ1およびステージ2の貸出金ポートフォリオのサンプルについて予想信用損失の見積りを評価すること；
- 2020年12月31日現在で、特に法人顧客に対する最も重要な貸出金の選定について、関連する個別の減損の見積りの基礎となる仮定とともにステージ3の貸出金を分類するために使用される主要な基準をテストすること。

私どもは、パンデミックの変化する状況の中で信用リスクに関連する連結財務諸表の注1.4「見積りおよび判断の使用」、注3.8「減損および引当金」および注10.3「信用およびカウンターパーティ・リスク」における定性的、定量的開示、特に信用リスクに係るIFRS第7号「金融商品：開示」により要求されている情報も検討した。

フランスおよび米国の繰延税金の回収可能性

識別されたリスク

2020年12月31日現在、繰越欠損金に係る繰延税金資産が、フランスおよび米国の納税グループに関する1,790百万ユーロを含め、1,840百万ユーロの金額で計上された。2020年6月30日現在、Covid-19のパンデミックに関連する世界的危機によって生じた帰結および不確実性を考慮して税務上の繰越欠損金を詳細に見直した結果、フランスの納税グループの繰延税金資産について650百万ユーロの減損を計上することになった。

連結財務諸表の注6「法人所得税」に記載されている通り、ソシエテ・ジェネラル・グループはそれぞれの納税事業体のレベルで繰延税金を計算し、当該納税事業体が一時差異と繰越欠損金が一定の期間内に相殺することができるような将来の課税所得を獲得できる可能性が高いと考えられるときその期末日において繰延税金資産を認識する。2020年12月31日現在、この期間はフランスの納税グループについては9年、米国の納税グループについては7年である。

さらに、連結財務諸表の注6「法人所得税」および注9「リスクおよび訴訟に関する情報」に記載されている通り、特定の税務上の繰越欠損金についてフランス税務当局による調査を受けており、その結果問題にされる可能性がある。

フランスと米国の繰延税金資産の回収可能性を評価するために使用された仮定の重要性、特に将来の課税所得およびこの点について経営者によって行使された判断について、私どもはこの問題を監査上の主要な検討事項として考慮した。

私どもの対応

私どもの監査アプローチは、ソシエテ・ジェネラル・グループがこれまでに生じた税務上の繰越欠損金を将来利用することができる可能性を、特にフランスおよび米国の将来の課税所得を生む能力に関して評価することにある。

監査チームの一員である私どもの税務専門家の支援をえて、私どもは、

- 税務上の事業計画の作成プロセスの信頼性を評価するために、過年度の業績予想を対応する当該年度の実際の業績と比較し、
- 2021年から2025年までの期間について予測の基礎となる仮定も含めて、経営者が策定し、取締役会が承認した2021年度の予算を理解し、
- 危機に関連した不確実な状況の中で2021年から2025年以降の税金計算の推定に使用された方法の妥当性を評価し、
- 3年間にわたる予想一時差異を理解し、
- ソシエテ・ジェネラル・グループが定義した不利なシナリオの場合の感応度テストの基礎となる仮定を見直し、
- 私どもが決定した仮定の範囲のもとに税務上の欠損金回収期間の感応度を分析し、
- 特に一部税務当局により異議を申し立てられているフランスの税務上の繰越欠損金に関する外部の税務顧問の意見に留意することによって、ソシエテ・ジェネラル・グループの状況を分析し、
- 連結財務諸表の注1.4「見積りおよび判断の使用」、注6「法人所得税」および注9「リスクおよび訴訟に係る情報」において開示した繰延税金資産に関して当グループが提供した情報を検討した。

フランス国内のリテール バンキングのネットワークの残高のポートフォリオ ベースの金利リスクの公正価値ヘッジ

識別されたリスク

特にフランス国内のリテール バンキング事業により生じる金利リスクを管理するために、ソシエテ・ジェネラル・グループは、ヘッジとして分類された内部デリバティブのポートフォリオを管理している。

これらの内部取引は、連結財務諸表の注3.2「金融デリバティブ」に記載している通り、欧州連合が採用しているIAS第39号に準拠してポートフォリオ・ベースの金利リスクの公正価値ヘッジ取引（マクロヘッジ）として分類されている。

ヘッジ会計は、特に以下の点で一定の基準が満たされた場合にのみ可能である。

- ヘッジ関係の開始時点で指定し、文書化すること、
- ヘッジ手段およびヘッジ対象商品の適格性、
- ヘッジの有効性の証明、
- 有効性の測定、
- グループ・レベルでの内部取引の振戻しの証明

フランスのリテール バンキング取引の「マクロヘッジ」会計は、経営者が特に以下の事項に関して判断することを要求している。

- 適格なヘッジ手段とヘッジ対象項目の識別、
- 行動基準を含めることにより残高の期日別の明細表を作成するために採用された基準の決定、
- およびオーバーヘッジ、ヘッジ対象の消失、有効性およびグループ内部の相手先と締結したヘッジ取引の外部戻入れに関するテストの実施

2020年12月31日現在、ポートフォリオをヘッジするデリバティブ商品の公正価値の合計は、資産の20,667百万ユーロおよび負債の12,461百万ユーロであり、特にフランス国内のリテール バンキングのネットワークの適格な資産および負債をヘッジするために契約したデリバティブ商品を含む。金利リスクに対してヘッジされたポートフォリオに係る再評価差額は、資産の378百万ユーロおよび負債の7,696百万ユーロである。

「マクロヘッジ」関係に関する文書化の要求、ヘッジ目的デリバティブ取引の数量および必要とされる経営者の判断の行使を考慮して、私どもはフランスのリテール バンキングのネットワークにおける残高のポートフォリオベースの金利リスク公正価値ヘッジの会計処理を監査上の主要な検討事項と考えている。

私どもの対応

残高のポートフォリオ ベースの金利リスク公正価値ヘッジ（「マクロヘッジ」）の会計処理に係るリスクに対応した私どもの監査手続は、構造的金利リスクを管理するために使用される手続を理解し、特に有効性テストの実行とともにヘッジ手段およびヘッジ対象項目の文書化、識別および適格性に関して経営者が設定した統制環境をレビューすることから構成されている。

私どもの手続は、必要な場合には金融モデルの専門家の協力をえて、以下の内容から構成されている。

- ヘッジ関係の会計上の文書化をレビューする；
- 欧州連合が採用したIAS第39号により定義された取引条件に従って、ポートフォリオ・ベースの金利リスク公正価値ヘッジ会計に関して当グループが使用した金融資産および負債の適格性をテストする；
- ヘッジ対象金融商品の期日別明細表、特に適格な金融負債の採用された期日に関して採用された基準を作成し、コントロールするために使用された手続を検討する；
- 関連するガバナンスとともにこれらのヘッジ関係の有効性を決定するために使用された手続を評価する；
- 内部グループの相手先と締結したヘッジに対する外部戻入システムおよび関連する文書化を検討し、内部取引と外部取引のマッチングに関するテストの結果を分析する；
- オーバーヘッジ、ヘッジ対象項目の消滅、有効性および適用される会計基準によって要求される戻入のテストの結果を分析する；
- 連結財務諸表の注記に開示された定性的、定量的情報およびヘッジ会計に関するIFRS第7号「金融商品：開示」への準拠性をレビューする。

のれんの測定

識別されたリスク

外部の成長取引を会計上認識することにより、ソシエテ・ジェネラル・グループは、連結貸借対照表の資産にのれんを計上している。当該のれんは、取得した会社の事業または有価証券の取得原価と、取得日現在の識別可能な取得した資産および引き受けた負債の純額に対する持分との差額を表している。2020年12月31日現在、のれんの正味価値は、2020年6月30日現在のGIMSの資金生成単位（CGU）の合計684百万ユーロ全額を減損後、4,044百万ユーロであった。

Covid-19のパンデミックがソシエテ・ジェネラル・グループの財務実績および予測に不利な影響を及ぼしている状況において、当グループは当該のれんの価値の下落の兆候の有無を判断しなければならない。CGUに配分された均一な事業グループの帳簿価額（純額）とそれらの回収可能価額の比較は、減損を計上する潜在的な必要性を評価する上で重要な構成要因である。CGUの使用価値は、CGUレベルで算定される処分可能利益に基づく割引キャッシュ・フロー法を用いて計算されている。

連結財務諸表の注1.4「見積りおよび判断の使用」および注2.2「のれん」に記載された通り、これらのCGUを評価するために使用されるモデルおよびデータは、特に次の仮定に関する経営者の判断の行使に起因する会計上の見積りに基づいている。

- 5ヶ年予算見通しあるいは残存価値を計算するための追加年度の推定のいずれであれ、取得した事業または会社の将来の処分可能利益
- 予測フローに適用される割引率および成長率

これらの理由により、私どもは、のれんの測定は、監査上の主要な検討事項であると考えている。

私どもの対応

私どもの監査アプローチは、組織および活動の将来の変化を評価し、これらの資産の減損損失の兆候を識別するためにソシエテ・ジェネラル・グループで実施されている(i)のれんの減損テストおよび、(ii)事業計画の作成に関連するコントロール手続を理解することに基づいている。

2020年12月31日に終了した事業年度の財務諸表に関する手続は、私どものバリュエーションの専門家の協力をえて、Covid-19のパンデミックの状況の中で行われ、特に以下の内容から構成されている。

- 均一な事業グループを決定し、必要に応じて変更する方法を評価する。現在の状況の中で適用される方法を分析する。
- 予算プロセスの信頼性を評価するために前年度の利益予想を該当年度の実績と比較する。
- 私どもの活動に関する知識および残存価値の決定を可能にする予想を確立するために5年間の期間を超えて経営者が採用した仮定に基づいて、経営者が作成し、取締役会が承認した事業計画を批判的にレビューする。
- 入手可能な内部および外部の情報（マクロ経済シナリオ、財務アナリストの合意等）に関して使用した主要な仮定および変数（成長率、資本コスト、割引率）を批判的に分析する。
- CGUの評価を第三者の立場で再計算する。
- 特に回収可能価額が帳簿価額（純額）に近似している場合、主要な変数の変化に対する結果の感応度分析を評価する。
- 連結財務諸表の注1.4「見積りおよび判断の使用」および注2.2「のれん」に開示されたのれんについて当グループが伝達した情報をレビューする。

複雑な金融商品の評価

識別されたリスク

その市場活動の中で、ソシエテ・ジェネラル・グループはトレーディング目的で金融商品を保有している。2020年12月31日現在、ソシエテ・ジェネラル・グループの貸借対照表において、資産はレベル2および3に合計金額319,479百万ユーロ、負債は383,535百万ユーロが計上されている。これは、公正価値で測定する金融資産および負債のそれぞれ64%および95%である。

複雑な商品の公正価値を決定するために、当グループは、あるものは市場で観察可能ではない変数およびデータに基づく技法あるいは社内モデルを使用しており、連結財務諸表の注3.4「公正価値で測定する金融商品の公正価値」の7項目目に記載している通り、そのような金融商品を含む取引について損益計算書における利益認識を異にすることがありうる。必要であれば、これらの評価は追加の引当金または価値調整を含む。これらの商品进行评估するために使用されたモデルおよびデータ、ならびに公正価値ヒエラルキーに基づく分類は、例えば、入手可能な市場データまたは市場価値モデルがない場合、経営者の判断と見積りに基づいている場合がある。

さらに、Covid-19パンデミック関連の世界的危機により今期の金融市場は混乱した。この危機により生じた不確実性は、特に一部の市場の流動性の悪化に反映され、経営者はこれらの商品进行评估する際により大きな判断を行使することが要求された。

公正価値を決定するときのモデリングの複雑性、使用するモデルの多様性、これらの公正価値を決定する際の経営者の判断の使用、および危機により生じた評価方法における重要な不確実性により、複雑な金融商品の評価は監査上の主要な検討事項と考えている。

私どもの対応

私どもの監査アプローチは、複雑な金融商品の評価に関連する主要な内部統制プロセスに基づいている。

監査チーム内の金融商品の評価の専門家の支援をえて、私どもは以下の主なステージを含むアプローチを策定した。

- 私どもは、これらのモデルを情報システムに入力するためのプロセスを含め、新規商品およびその評価モデルの承認および検証のための手続を理解した。
- 私どもは、リスク部門が評価モデルのコントロールについて設定したガバナンスを分析した。
- 私どもは、複雑な商品の特定の Kategorie および関係する価値調整に対する評価公式を個別に分析した。
- 私どもは、特に準備金を計算するための方法に関し、危機により生じた不確実性の評価を正しく含めることに関する個別の手続を実施した。
- 私どもは、評価変数の第三者による検証に関係する主要なコントロールをテストし、評価モデルに対しインプットを提供するために使用する特定の市場変数を外部データに参照することにより分析した。

- 私どもは、公正価値の変動を説明するために使用されるプロセスについて、銀行が使用する分析方針を理解し、コントロールのテストを実施した。また、特定の活動に関連する日次のコントロール・データについて「分析的」IT手続を実施した。
- 私どもは、評価モデルについて実施した第三者による価格の検証プロセスの四半期毎の実績を入手した。
- 私どもは、外部市場データを使用して評価調整プロセスの四半期毎の実績を入手し、重要な影響がある場合の市場データとともに変数の差異およびそのような差異の会計上の取扱いを分析した。外部データがない場合、準備金の存在または関連する問題の非重要性をコントロールした。
- 私どもは、私どものツールを使用して複雑なデリバティブ金融商品から選択してカウンター評価を実施した。
- 私どもは中でも、そのような商品の公正価値ヒエラルキーを決定し、繰延利益の金額を見積もるために使用される観察可能性の基準を分析し、一定期間にわたってこれらの利益を認識するためにソシエテ・ジェネラル・グループが採用した新しい方法を連結財務諸表の注3.4の7項目目に記載された情報と比較した。
- 私どもは、見積りの基礎となる方法が連結財務諸表の注3.4「公正価値で測定された金融商品の公正価値」に記載された方針に準拠しているかを検討した。

デリバティブ金融商品および仕組債券に係る情報テクノロジーのリスク

識別されたリスク

ソシエテ・ジェネラル・グループのデリバティブ金融商品および発行仕組債券は、連結財務諸表の注3.2「金融デリバティブ」の取引ポートフォリオのデリバティブ金融商品の正味ポジションの重要性によって説明されているように銀行の市場活動の中で重要な活動を構成している。

この活動は、処理された金融商品の性質、取引量およびインターフェースしている多くの情報システムの利用を前提として高度に複雑なものとなっている。

使用されたデータ処理の連鎖における事象あるいは、取引が会計システムに移されるまでを記録することに関連して会計帳簿に重要な虚偽記載が発生するリスクが、以下の事項から生じることがありうる。

- 権限のない者により情報システムや基礎となるデータベースを通じて経営および財務情報に行われた変更
- システム間のデータの処理あるいは移行における失敗
- 内部あるいは外部の不正に関連しているか、あるいはしていないかもしれないサービスの中断または運用の問題

さらに、Covid-19のパンデミックにより、すべての従業員は事業の継続性を確保するために在宅勤務をすることが要求された。この点で当グループがとった対策は、特に取引プロセスのアプリケーションへのリモートアクセスを可能にする情報システムのオープンに関連して、新たなリスクにさらされることになった。

これに関連して、デリバティブ金融商品および発行仕組債券に関連する情報システムの管理に連動したコントロールのソシエテ・ジェネラル・グループによるモニタリングは、会計帳簿の信頼性にとって不可欠である。

そのようなものとして、私どもはデリバティブ金融商品および発行仕組債券に係る情報テクノロジーのリスクを監査上の主要な検討事項と考えた。

私どもの対応

この活動に対する私どもの監査アプローチは、ソシエテ・ジェネラル・グループによって設定された情報システムの管理に関連したコントロールに基づいている。私どものチーム内の情報システムの専門家の支援をえて、これらの活動にとって重要であると考えたアプリケーションに係るITの全般統制をテストした。

私どもの手続きは特に以下の事項に関連している。

- 年度中に識別したコントロールが有効ではない場合に必要に応じて、監査手続を拡大するとともに、特に専門的な経歴（リクルート、異動、辞任、契約の終わり）におけるセンシティブな時期にソシエテ・ジェネラル・グループがアクセス権限に関して設定したコントロール
- アプリケーションおよびインフラに対する潜在的な特別許可をえたアクセス
- アプリケーションに関係した変更管理およびさらに具体的には開発および事業環境の間の分離
- セキュリティの全般的方針およびITのアプリケーションの開発（例えば、パスワードに関連するもの）
- 監査期間中のIT問題の処理
- アプリケーションのサンプルに係るガバナンスおよび統制環境

これらの同じアプリケーションについては、情報フローの移動を評価するために、システム間の自動化されたインターフェースに関連した主要なアプリケーション・コントロールをテストした。さらに、ITの全般統制およびアプリケーション・コントロールに関する私どものテストは、特定のITアプリケーションに係るデータ分析作業によって補完された。

私どもは、Covid-19の危機の状況の中で情報システムの回復力を確保するために当グループが実施したガバナンスも分析した。私どもの手続は、当グループのセキュリティ・チームとの議論および、期中の出来事を含め、サイバー・セキュリティ委員会の議事録をレビューすることから構成されている。私どもの手続には、特にセキュリティ・チームが認め、確認したアクセス承認の特例の分析も含まれる。

特定の検証

私どもはフランスで適用されている職業専門家の基準に従って取締役会の経営者報告書に開示されている当グループに関する情報について法令により要求されている特定の検証を行った。

その適正な表示および連結財務諸表との整合性について報告する事項はない。

私どもは、フランス商法 (*Code de commerce*) 第L.225-102-1条において要求された連結非財務業績表が、当グループの経営者報告書に含まれていることを証明しているが、同商法第L.823-10条の規定に従って、そこに含まれている情報の適正性および連結財務諸表との整合性については検証していないということを明記する。この情報は、独立した第三者によって報告されるべきものである。

その他の法令および規制の検証または情報

年次財務報告書に含まれることを意図した連結財務諸表の表示様式

AMF一般規則の第222-3条、IIIに従って、当社の経営者は、2018年12月17日の欧州委任規則第2019/815号に定められている通り、欧州単一電子様式に準拠した連結財務諸表の開示を2021年1月1日以降に開始する事業年度まで延期する決定を私どもに通知した。従って、この報告書には、フランス通貨金融法典(*code monétaire et financier*) 第L.451-1-2条、Iに記載された年次財務報告に含まれることを意図した連結財務諸表の表示様式に準拠しているかどうかに関する結論は、含まれていない。

法定監査人の指名

私どもはソシエテ・ジェネラルの法定監査人として、デロイト・アンド・アソシエについては2003年4月18日の、またアーンスト・アンド・ヤング・エ・オートルについては2012年5月22日の年次株主総会により指名された。2020年12月31日現在、デロイト・アンド・アソシエはその契約が中断されることなく18年目になり、アーンスト・アンド・ヤング・エ・オートルは9年目となる。以前アーンスト・アンド・ヤング・オーディットは2000年から2011年までソシエテ・ジェネラルの法定監査人であった。

経営者およびガバナンスを担う人々の連結財務諸表に対する責任

経営者は、欧州連合により採用された国際財務報告基準に準拠した連結財務諸表の作成および適正な表示ならびに経営者が不正または誤謬にかかわらず重要な虚偽表示がない連結財務諸表の作成を可能にするために必要であると決定した内部統制に責任を有している。

連結財務諸表の作成に当たって、経営者は継続企業としての当社の継続能力を評価し、該当する場合には継続企業に関連する事項を開示し、当社を清算するか事業を中止することが予想されない限り会計上の継続企業の基礎を使用する責任を有している。

監査・内部統制委員会は、会計および財務報告の手続に関して、財務報告プロセスおよび内部統制とリスク管理システムの有効性、該当する場合にはその内部監査をモニタリングする責任を有している。

連結財務諸表は、取締役会により承認された。

連結財務諸表の監査に対する法定監査人の責任

目的と監査アプローチ

私どもの役割は、連結財務諸表についての報告書を発行することである。私どもの目的は、財務諸表が全体として重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得ることである。合理的な保証は高度なレベルの保証であるが、職業専門家としての基準に準拠して行われる監査は重要な虚偽表示が存在すれば必ずそれを発見するというものを保証するものではない。虚偽表示は、不正あるいは誤謬から生じる可能性があり、個別にあるいは集計してこれらの連結財務諸表を基礎に行われる利用者の経済的意思決定に影響すると合理的に予想されれば重要とみなされる。

フランス商法 (*Code de commerce*) 第L.823-10-1条で明示されているように、私どもの法定監査には当社の存続可能性あるいは当社の業務の管理の質に関する保証を含むものではない。

フランスで適用される職業専門家としての基準に準拠して行った監査の一環として、法定監査人は監査を通じて専門家としての判断を行使しており、さらに、

- 不正によるか誤謬によるかにかかわらず連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、これらのリスクに対応する監査手続を策定、実施し、監査意見の基礎を提供するのに十分かつ適切であると考えられる監査証拠を入手する。不正が共謀、偽造、意図的な省略、不正確な表示あるいは内部統制の無効化を含んでいる可能性があるため、不正により生じた重要な虚偽表示を看破できないリスクは、誤謬から生じるものよりも高い。
- 状況において適切である監査手続を策定するために監査に関連する内部統制の理解を得ているが、内部統制の有効性に関する意見を表明する目的ではない。
- 使用された会計方針の適切性および連結財務諸表において経営者が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価している。
- 会計上の継続企業の基礎の経営者による使用の適切性や、入手した監査証拠に基づいて継続企業としての当社の継続能力に関する重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関連して重要な不確実性が存在するかどうかを評価している。この評価は、監査人の監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかし、将来の事象または状況によっては当社が継続企業として継続することができなくなる可能性もある。法定監査人が重要な不確実性が存在すると結論付ければ、連結財務諸表における関連する開示に監査報告書の中で注意を喚起する必要性があり、そのような開示が提供されないか不十分であれば、表明する意見を限定する必要がある。
- 連結財務諸表全体としての表示を評価し、これらの連結財務諸表が基礎となる取引および事象を適正な表示を達成する方法で表しているかどうかを評価する。
- 連結財務諸表に関して意見を表明するために当グループの中の事業体または事業活動の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。法定監査人は、連結財務諸表の監査の方向性、監視および実行およびこれらの連結財務諸表に関して表明する意見に責任を有している。

監査・内部統制委員会に対する報告書

私どもは、監査・内部統制委員会に監査の結果だけでなく、特に監査範囲および実施した監査計画の記述を含む報告書を提出している。私どもはまた、該当する場合には、私どもが識別した会計および財務報告の手続に関する内部統制の重要な不備を報告する。

私どもの監査・内部統制委員会に対する報告書には重要な虚偽表示のリスクが含まれており、それは、当期の連結財務諸表の監査において私どもが職業専門家として判断する際にもっとも重要で、そのためこの報告書で記載するように要求されている監査上の主要な検討事項である。

私どもはまた、監査・内部統制委員会に規則（EU）第537/2014号の第6条において規定された申告を提示して、特にフランス商法（*Code de commerce*）第L.822-10条から第L.822-14条および法定監査人に対するフランス倫理規則（*Code de déontologie*）に規定されているようなフランスで適用される規則の意味での私どもの独立性を堅持している。適切な場合には、私どもの独立性を損なうと合理的に思われるリスクおよび関連するセーフガードを監査・内部統制委員会と話し合っている。

パリ-ラ デファンス、2021年3月17日

法定監査人

フランス語の原本に署名

アーンスト・アンド・ヤング・エ・オートル
ミシャ ミサキアン

デロイト・アンド・アソシエ
ジャン-マルク ミケラー